紫波町史編纂委員会編

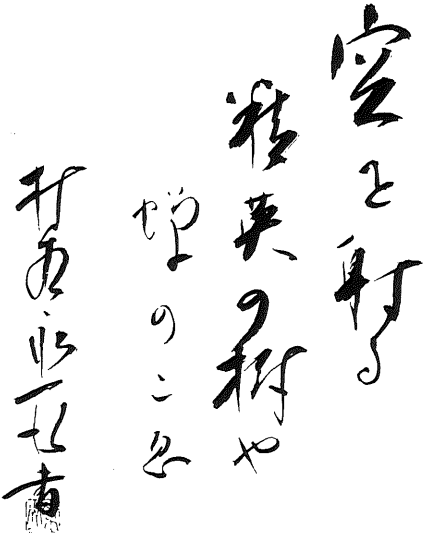
紫波町史

第二巻

紫波町発行



新山展望台から紫波町を望む



紫波町名誉町民

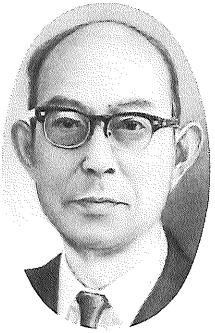


野村胡堂（のむらこどう）

捕物小説としては本邦随一といわれる「銭形平次捕物帖」や「池田大助捕物帖」の作家として有名な野村胡堂（本名長一）氏は、明治15年10月15日、町内大巻で生まれた。作家としてのほかに音楽評論家「あらえびす」の名でも有名。

昭和33年菊池寛賞受賞、34年12月22日名誉町民に推挙、35年には紫授褒章を受けた。また、野村学芸財団の設立、町に胡堂文庫を寄贈するなど町内外の文化興隆にも寄与している。

昭和38年4月、80歳で死去。同年従四位勲三等に叙せられた。

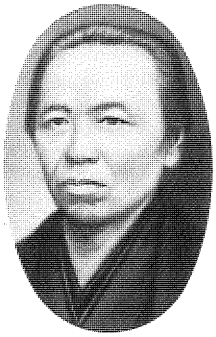


村谷永一郎（むらたにえいいちろう）

村谷永一郎氏は、紫波町誕生と同時に初代町長に就任し、亡くなる昭和44年12月まで4期14年8カ月間にわたって町政を担った。町内上平沢出身。

昭和30年5月5日の初代町長選に当選、1町8カ村が合併した後の困難な問題に取り組み、現在の紫波町の礎となる農林業の振興、教育の振興、道路網の整備などに心魂を傾け、住民の福祉向上をはかった。

昭和44年12月、60歳で死去。45年1月10日、従六位勲五等瑞宝章に叙せられ、同年3月17日に名誉町民に推挙された。

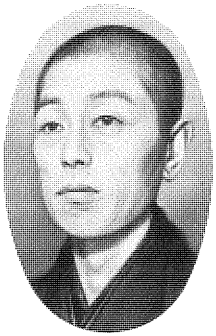


須川長之助（すかわちょうのすけ）

「チョウノスケソウ」の発見で有名な植物収集家須川長之助氏は、町内下松本出身。

天保13年に出生。函館へ出稼ぎに行っているとき、植物学者として世界的に有名なロシアのマキシモウィッチ博士と知り合い、博士の依頼で日本全国を踏査した。博士の名付けた380種の植物の学名のほとんどは、長之助の収集したものといわれている。後年、長之助の功に報いて12種類の植物に彼の名をとって命名された。

大正14年、84歳で死去。昭和53年3月9日、名誉町民に推挙された。



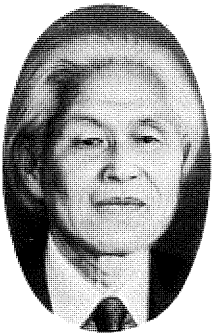
橋本善太（はしもとぜんた）

昭和初期、畜産界では「鶏卵オリンピック」が行われていた。これは、毎日確実に産卵する鶏を育てようというもの。

明治25年、町内日詰に生まれた橋本善太氏は、世界に先がけてこの偉業を達成、ときに昭和14年であった。

この鶏は、当時の岩手県知事国分謙吉氏から、彼の名前にちなんで「ゼンタークス」と命名された。

昭和31年、60歳で死去。従六位勲六等瑞宝章に叙せられる。53年3月9日、名誉町民に推挙された。



巽聖歌（たつみせいか）

児童文学者であり、歌人の巽聖歌（本名野村七蔵）氏は、明治38年、町内日詰に出生。雑誌「赤い鳥」に投稿しているうちに北原白秋に認められ、彼の門下に入り、白秋高弟の一人に数えられた。

そして、「水口」「野ぜり」「子きぎす」など多数の児童文学を発表するかたわら、短歌、少年詩の道を歩み、児童文化賞や毎日出版文化賞などを受賞。ほかに、町内小中学校の校歌も作詞している。

昭和48年4月、69歳で死去。53年3月9日、名誉町民に推挙された。



発刊のことば

「わたくしたちの紫波町は、北上川のゆたかな流れに恵まれた自然の風土と、先人のたゆまぬ努力によって発展してきました。」

この一文は、昭和五十年四月一日をもって制定した『紫波町民憲章』の前文の一節であります。

紫波町は、このように有史以来から、北上川のゆたかな流れと肥沃な土壌に恵まれ、さらに先人の不断の努力が重ねられ、発展してきたところであります。

従って、これらの古い時代から開発された歴史を証拠づける、幾多の資料や遺跡が各地域に包蔵されておりますが、貴重なこれらのものが、時代の流れとともに、次第に散逸し埋没する傾向が著しくなってきました。そこで、紫波町の歴史と先人の遺産を明確にし、これを永く後世に伝えるため、昭和三十五年紫波町史編さん事業を計画し、これに積極的に取り組んでまいりました。そして昭和四十七年三月には、有史から近世までを記述した第一巻を刊行、さらにその後雌伏十有余年にして、今また、近代・現代を内容とした第二巻の発刊をみることができたのであります。

今さら申し上げるまでもなく、私たちの紫波町は岩手県の中央部に位置しているとはいえ、悠久な歴史の上では、奥羽の辺境史として、国史の一端を彩っているにすぎないところであります。しかしながら、先人の血のにじむ努力と英知によって開発発展がなされてきた事実に直面したとき、まさに私たちは、時代を超えて共感をおぼ

え、今後の町勢発展に資するものがあると確信するものであります。そして本書の精読を契機に、先人の血を現代に蘇(よみがえ)らせ、今後にむかってさらに隆盛発展のあらんことを心から念願している次第であります。

終りにあたって、第一巻の執筆を担当し、本書の執筆半ばでご他界された故佐藤正雄氏のご冥福をお祈りいたすとともに、その後、分担して執筆校正下さいました編さん委員各位のご尽力と、最新の技術で速やかに印刷製本にあたられた株式会社熊谷印刷のご努力に対し、深甚なる感謝を申し上げ第二巻発刊のごあいさつといたします。

紫波町長　福田嘉一郎



編さん刊行にあたって

紫波町史第二巻を皆様にお届けすることとなりました。

第一巻刊行から十か年余の歳月を費やし、発行のおくれたことをお詫び致します。これは第一巻刊行に引続き、佐藤正雄先生を中心に鋭意努力を傾けて編集に当ったのですが、執筆担当の佐藤先生のご病気ご他界をはじめ、委員及び協力の方がたの物故に逢い、一時途方に暮れた次第でしたが、委員一同仕事を分担してこれに当ることとし、新たに工藤隼人先生を委員に迎え、原稿の整理と執筆に尽力を仰ぎ、ようやく第二巻刊行にこぎつけたわけでありますことをご理解いただきたいと存じます。

第一巻は古代から近世までの記述ですが、第二巻は近代・現代であり、項目によっては昭和五十四、五年頃まで記したところもあります。したがって資料も比較的容易に入手出来たと考えられがちですが、決してそうではなく地誌的なものゆえ、かえって散逸滅失も多く、委員の方がたの苦心は大変であったと思います。しかし町内の資料を完全に利用出来たわけではなく、今後発見されるものもあると存じますが、これは後顧にゆずることにします。

また分担執筆のため、文体文脈の一貫性が薄れ、あるいは新旧かなづかいなど校正の届かなかった点もあると思いますがお許し願います。

最後に委員各位は勿論、ご協力下された方がたに厚くお礼を申し上げると同時に、終始編集事務の推進に取り組

んで下された教育委員会職員各位の労を多とし衷心から謝意を表して、発刊のごあいさつといたします。

紫波町史編さん委員会
委員長　瀬川岩雄

凡例

一、本史の掲載年代は、明治維新（一八六七年）以降の近代・現代編とした。

二、記述の構成については、八つの部門を設定してそれぞれの部門ごとに、年代を追って各論的に展開する方式を採用した。

三、特殊な用語や常用漢字以外の漢字には、つとめてふりがなを付したが、二度目以降においては省略をしたものも多い。

また、表記については「文部省国語審議会」による表記法を基本にした。

四、年代表示は日本年号により、その下に（　）を付して西暦紀元年号を併記することにした。

五、引用した書名は文中では『　』で、文は「　」で、くくって表示した。

また、引用書名等を「参考資料」として、末尾に付記した。

六、度量衡の単位は、その時代の慣行を本位としながらも、一部はメートル法に換算して表記した。

七、本史の執筆は、故佐藤正雄を含む町史編さん委員全員が分割して担当した。

紫波町史目次

第五編　近代・現代

第一章　地方自治……三
第一節　地方自治の確立期……三
第一　明治変動期の郷村行政……五
一、管轄県の変遷　二、中間行政機構の変遷
三、末端行政機構の変遷
第二章　自治構造……六五
第一節　旧村時代……六六
第一　郷村行政の展開……六六
一、戸籍の整備　二、土地制度の改革
三、税制の改正　四、郷村財政の実態
第二節　一町八か村時代……一一一
第一　自治機構の変遷……一一二
一、町村制の施行　二、郡制の施行
三、旧制町村自治の展開
四、現行地方自治制の形成と発展
第二　財政の推移……一四八
一、町村財政制度の変遷　二、財政構造の推移
第三　行政展開の実際例……一六七
第四　町村合併の促進……一八二
一、町村合併促進法の制定
二、県段階における促進措置
三、一町八か村の合併促進
第三節　紫波町時代（創始期）……二二五
第一　紫波町の発足……二二五
第二　自治機構の変遷……二二七
一、議会　二、町長と補助機関　三、教育委員会
第三章　社会構造の変遷……二六三
第一節　農地の変遷……二六三
第一　太平洋戦争終戦までの土地制度……二六三
一、明治以前の土地制度　二、明治期の土地制度

三、明治期の小作料　四、明治期の農業政策
五、激動期の土地制度　六、地主階層の状況
七、農地改革への動き
八、終戦前の自作農創設維持と農地調整法の施行　九、小作料統制令、臨時農地価格統制令、臨時農地等管理令
第二　太平洋戦争終戦後の農地制度……二九三
一、第一次農地改革　二、戦後の農民運動
三、地主小作人等の動き　四、小作調停の増加
第三　第二次農地改革……三〇九
一、第二次農地改革の発足
二、第一次農地改革との相違
第四　農地の買収と売渡……三一三
一、農地その他の買収　二、売渡
三、農地改革指定村　四、農地解放地主連盟
第五　農地改革後の農地の動き……三三二
一、田の動き　二、畑の動き
第六　農業委員会の発足……三三七
第二節　治　安……三四三
第一　警　察……三四三
一、藩政時代の治安　二、明治期の警察
三、大正期の警察　四、昭和期の警察
第二　交通安全……三六九
一、交通安全協会　二、交通安全母の会
第三　防犯協会……三七一
一、日詰地区防犯協会の活動
第三節　消　防……三七五
一、明治・大正期の消防器材
二、昭和初期の消防組　三、消防組警防団
四、紫波町消防団の概要　五、組織の変遷
第四節　厚　生……三九〇
第一　医療機関……三九〇
第二　開業医……三九三
一、明治・大正期の医師
二、昭和期の医師
第三　直営診療所……三九九
第四　病　院……四〇五
一、私立病院の開設
二、紫波地域における公的病院
第四章　産業経済……四一三
第一節　団　体……四一三
第一　農業協同組合……四一五

一、農会の誕生　二、農会の活動　三、産業組合
四、農業恐慌と戦時統制経済の時代
五、農業会
六、農業協同組合の設立と再建整備
七、農協合併　八事業の概況
第二　農業共済団体……四五六
一、家畜保険制度　二、農業保険法の時代
三、農業災害補償制度
第三　土地改良団体……四七〇
一、山王海土地改良区
二、紫波東部土地改良区
三、鹿妻穴堰土地改良区
第四　森林組合……四九〇
一、志和村森林保護組合
二、紫波郡東部地域の概要
三、紫波郡西部地域の概要
四、森林組合広域合併
第二節　農　業……五一二
第一　稲　作……五一四
一、育苗と田植　二、農業災害
三、農業経営と農家生活の変遷
第二　畜　産……五五八
一、馬　二、牛　三、鶏　四、中小家畜
第三　養　蚕……五七六
第三節　商工業……五七九
第一　明治以降の変遷……五七九
一、市日　二、小売業
三、市街地と宿駅の等級
四、紫波郡勧業会の設立と県勧業博覧会への出品
五、日詰商業組合の設置　六、商業会社の出現
七、明治後期の日詰町の商工業
八、工場の登録　九、昭和戦中時代
十、紫波町合併以後
第二　商工会等の設立……六〇七
一、紫波町商工会　二、日詰商店会
三、志和サービス店会
四、協同組合「紫波優良店会」
第三　誘致企業……六一三
第四節　林　業……六一五
第一　地域の山林概況……六一五
一、自然条件　二、明治以降の林野行政基調
第二　造　林……六二三
一、造林補助申請

二、公有林林野造林事業奨励
三、特用樹の造林　四、学校林
五、造林面積の推移
第三　用　材……六三〇
第四　木　炭……六三三
第五　薪……六三七
第六　林野整備……六三九
一、公有林野の整備
二、官有林（入会山）の林野整備
三、林野整備の実際例
第五節　水産業……六五三
第一　鮭　漁……六五四
第二　養鯉業……六五八
第六節　鉱　業……六六二
第七節　醸造業……六七一
第一　営業酒造……六七一
第二　自家酒造……六七五
第三　南部杜氏……六七八
第四　麹製造業……六八二
第五　味噌・醤油醸造……六八七
第六　練乳工場……六九一
第八節　金　融……六九九
第一　銀　行……六九九
一、第一国立銀行の成立
二、第七十七国立銀行盛岡支店郡山出張所
三、盛岡銀行日詰支店と志和出張所
四、岩手銀行日詰支店
五、岩手殖産銀行日詰支店
六、東北銀行紫波支店
第二　農業協同組合関連金融機関……七〇四
一、県信連紫波支所
二、紫波町農業協同組合
三、志和農業協同組合
第三　盛岡信用金庫紫波支店……七一〇
第四　無　尽……七一二
一、旧制無尽金融　二、会社無尽金融
第五　郵便局……七二一
一、郵便貯金　二、簡易保険
第五章　文化構造……七二五
第一節　教　育……七二五
第一　学校教育……七二五
一、近代教育のあけぼの　二、近代教育の発展

三、戦時体制下の教育
四、新しい教育制度の展開
第二　社会教育……八一五
一、明治期から昭和初期の社会教育
二、戦時体制下の社会教育
三、戦後の社会教育
第二節　宗　教……九二五
第一　神社神道……九二五
一、制度上の変遷
第二　仏　教……九四九
一、寺院の廃合　二、仏堂の整備
三、陸中新四国八十八か所の設定
四、檀家の集団移動　五、仏教会の創立
六、占領政策の反映　七、新興仏教の抬頭
第三　キリスト教……九六三
第四　教派神道……九六七
第六章　交通運輸……九七一
第一節　道　路……九七一
第一　藩政期の道路……九七一
第二　明治期の道路……九七三
一、国道筋の延長とその沿革
二、県道筋の推移　三、里道
第三　大正期の道路……九八二
一、国道の変遷　二、県道の変遷
三、里道から町村道へ
第四　昭和期の道路……九八五
一、国道の変遷　二、県道の変遷
三、町村道
第五　道路の乗客用諸車……九九四
一、人力車　二、客馬車　三、自動車
第二節　鉄　道……一〇〇六
第一　東北本線……一〇〇六
一、日詰駅　二、古館駅
三、旅客・貨物の推移
第二　東北新幹線……一〇二六
一、東北新幹線工事計画　二、工事の進行
三、東北新幹線開業
第三節　舟運・渡舟場……一〇二九
第一　舟　運……一〇二九
第二　渡舟場……一〇三七
第四節　橋　梁……一〇四一
第一　平井橋……一〇四一

第二　紫波橋……一〇五三
第三　新「紫波橋」……一〇五五
第四　県道の橋梁……一〇五七
第五　町道の橋梁……一〇五八
第七章　通信・放送……一〇六三
第一節　郵　便……一〇六三
第一　紫波郵便局……一〇六六
一、名称及び設置場所の変遷
二、業務取扱　三、歴代局長
第二　上平沢郵便局……一〇六八
一、名称及び主な取扱業務の変遷
二、歴代局長
第三　佐比内郵便局……一〇六九
第四　赤沢郵便局……一〇七〇
第五　日詰駅前郵便局……一〇七〇
第六　古館郵便局……一〇七一
第二節　電信・電話……一〇七三
第一　郵便局の業務取扱……一〇七四
一、紫波郵便局　二、上平沢郵便局
三、佐比内郵便局　四、赤沢郵便局
第二　紫波電報電話局……一〇七八
第三　有線放送……一〇八二
第三節　ラジオ……一〇八七
第四節　テレビ……一〇八九
第五節　電　気……一〇九一
第八章　社会問題……一〇九七
第一節　戦争及び事変……一〇九七
第一　西南戦争……一一〇一
第二　日清戦争と台湾征伐……一一〇四
第三　八甲田山遭難……一一〇九
第四　日露戦争……一一一一
第五　日独戦争（第一次世界大戦）……一一一七
第六　古間木列車衝突事故……一一一八
第七　河内艦爆沈事件……一一二〇
第八　満州事変……一一二一
第九　支那事変……一一二四
第十　ノモンハン事件……一一二九
第十一　太平洋戦争……一一三一
第二節　滝名川の水論……一一七八
第一　明治三十三年（一九〇〇）の水論……一一七九
第二　大正十三年（一九二四）の水論……一一八四

題　字　紫波町長　福田嘉一郎

表紙空押し　紫波町々章

見返し絵図　弘化年代の志和稲荷街道筋
　　前見返しは志和稲荷神社付近
　　後見返しは水分神社付近
　　（南部家所蔵）

〈付録〉　大正五年発行の五万分の一地形図（日詰）
　　昭和五十八年紫波町管内図五万分の一

第五編　近代・現代

第一章　地方自治

第一節　地方自治の確立期

まえがき

わが国の地方自治制は、既に明治以前にもみられたところであるが、なんといっても、近代的な地方自治制が確立をみたのは明治維新後のことで、それに至るまでの過程には、およそ三つの段階があった。

第一は、廃藩置県の断行によって府県二治の制が成立し、次いでその下部組織として大区小区の制が施行されるまでの段階である。明治維新直後の地方制度は、いわゆる府県藩三治の制であった。旧幕府の直轄地と奥州同盟に荷担して没収された諸藩の領地は中央政府直接の支配下に置かれたが、その他の藩はなお旧来の藩主の統治に任せられていたのである。この実質は、明治二年（一八六九）の版籍奉還によっても変わるものではなかった。旧藩主は、知事の名において、引き続き人民の上に君臨していたのである。しかし、近代的中央集権国家が成立するためには、この封建的藩制はくつがえされる必要があった。こうして行なわれたのが明治四年（一八七一）七月〔盛岡藩は明治三年七月〕の廃藩置県であるが、これによって地方行政は、府県二治の制をもって一方的に中央政府の統制下に置かれることになった。また、一方においてはこの改革の一環として、郷村組織の変革も進められた。大区

小区制の施行がそれで、ここに幕藩時代の支配組織は影をひそめ、絶対主義的中央集権制度は、一応のところ外形的に整備されるようになった。

第二は、いわゆる三新法を中心として地方自治への基礎が整備される段階である。この三新法というのは、郡区町村編成法・府県会規則・地方税規則の三つのことであり、いずれも明治十一年（一八七八）七月に太政官布告をもって公布されたものである。このうち、郡区町村編成法は府県の下部組織について規定したものであるが、先に施行された大区小区の制は廃止され、かわって旧来の郡および町村が復活されることとなった。大区小区の制は、旧慣を無視した機械的な行政区画であったから、結局は永続し得ない運命にあったのである。また、府県会規則は府県の議員選挙や議事の準則を規定したものである。これによると、選挙はすべて制限選挙であったし、また、府県会の議決権は地方税をもって施行すべき事件に限られており、しかも、その議決に当たっては府知事や県令の認可を必要とする定めであった。地方税規則は府県の税制のための準則であり、地方税の種類および地方税をもって支弁する費目などを定めたものである。なお、三新法においては、区町村会について直接ふれるところがなかったが、三新法の公布と同時に太政官号外達しが発せられ、「三府及びその他市街の区及び各町村は、その地方の便宜に町村会議または区会議を開き地方税の外、人民協議の費用は地価割・戸数割等慣習の旧法を用うること勝手たるべし。」とされた。そして、明治十三年（一八八〇）になって、その準則として新たに区町村会法が制定された。このようなことから、一般に三新法という場合、形式的には明治十一年（一八七八）に制定された前述の三つの法をさすが、実質的にはこの区町村会法も含まれるのである。以上で明らかなように、この三新法は、先の絶対主義的中央集権体制の部分的修正もしくは緩和を意味するものであった。

それでは、この三新法の制定を必然とした要因はなんであったろうか。それは、当時の不平分子による自由民権運動や、ようやく勢力を加えつつあった国会開設論などが背景にあったとみてよかろう。三新法成立の意義は、こ

れをおいて正しくは理解できないのである。

第三は、市制・町村制および府県制・郡制が施行されるまでの段階である。三新法は曲がりなりにも自治の芽をその中にひそめていたが、これをどのように発芽させるかは次の課題であった。法制史的にみると、三新法以後の最初の体系的な自治法制案としては、明治十七年（一八八四）五月に時の内務卿山県有朋に提出された町村制草案をあげることができる。これは、内務大書記官村田保が半年余の日時を費やして起草したものであり、十二章二百二十条にわたる大草案であった。この案は山県の採用するところとはならなかったが、しかし、彼は同年末には町村法調査委員会を設け、これを手始めにその後数年にわたって地方法制の検討に努めた結果、明治二十一年（一八八八）二月二十五日には、ついに市制町村制を公布するまでになったのである。これによって、町村は旧来の総合人的性格からローマ法的擬制人に変革されることになった。次いで、明治二十三年（一八九〇）には、府県制と郡制も制定され、府県は地方団体としての性格を帯びるようになったし、郡もまた自治体とされるようになった。ただし、岩手県においては県制と郡制の施行はなお後年のこととなるが、法制史的にはほぼこの時期をもって地方自治の確立期とみることができよう。

では、このような大勢の中で、当地域では具体的にどのような過程をたどったのであろうか。以下、その実態について述べることにする。

第一　明治変動期の郷村行政

一、管轄県の変遷

当地域が岩手県に属するようになったのは明治五年（一八七二）一月八日のことであるが、ここに至るまでには数次にわたっての変革があった。しかも、当地域は藩政時代には盛岡藩と八戸藩に分割されていた関係上、その後を受けて内実は一層複雑なものがあった。ただし、これを解明するのは本史の主旨ではないので、ここではその概要を述べるにとどめ、詳細は既刊の『岩手県史』に譲ることにする。

(一) 旧盛岡南部領の場合

盛岡藩の降伏から一か月後の明治元年（一八六八）十一月十四日、新政府は盛岡城に鎮撫行政司庁を開設して、南部領の治安維持と一般行政の監察をすることになった。これは奥羽鎮撫総督府の所管として設置されたものであり、いわば占領地の臨時行政府であった。その任務には久保田佐竹藩（秋田）の藩士が当たったが、盛岡藩では藩主以下が謹慎中であったため、行政機能はほとんど停止されていた。

同年十二月七日、新政府は陸奥国を磐城・岩代・陸前・陸中・陸奥の五か国に、出羽国を羽前・羽後の二か国に分割することを布告したが、これによって、紫波郡は、磐井・胆沢・江刺・和賀・稗貫・岩手・鹿角・閉伊・九戸の九郡と共に陸中国に属することとなった。

また、この日、奥羽北越同盟に加担した諸藩の処断が行なわれ、盛岡藩の所領も没収されるところとなった。そして、この没収地の「行政取締」として弘前津軽藩（後に黒羽大関藩と代わる）・松代真田藩・松本戸田藩が発令された。ここに旧盛岡南部領は、盛岡・花巻・三戸の三県に分離して統治されることとなり、盛岡県は真田藩、花巻県は戸田藩、三戸県は大関藩がそれぞれ官員を派遣して取締まることになった。ただし、実際に行政事務の開始されたのは、翌二年（一八六九）五月からのことである。この新県の設置に伴って、紫波郡の旧盛岡南部領は、上下佐比内村を除く外は盛岡県に属し、上下佐比内村だけは花巻県の管するところとなった。上下佐比内村が花巻県に編入されたのは、藩政時代に、上佐比内村が遠野南部氏の知行地であったことと、下佐比内村が大迫通に属して

いたことによるものである。ついでにのべると、遠野町には花巻県の出張所が置かれて、遠野南部氏の旧知行地を管下に置くことになった。

明治二年（一八六九）八月十日、さきに領地を没収されて白石藩（十三万石）に転封を命ぜられた南部利恭（としゆき）は、旧地への復帰が認められて盛岡藩知事（知藩事）に任命され、新盛岡藩が成立することとなる。その行政区域は、岩手・紫波（八戸藩の所管を除く）・稗貫の三郡と和賀郡の一部（三か村）であった。実際に藩庁事務の開始をみたのは十月十日である。

明治三年（一八七〇）七月十日、盛岡藩知事南部利恭の辞任が認められ、同時に盛岡藩は廃されて盛岡県が置かれることとなった。つまり、廃藩置県であり第二期盛岡県の誕生である。この廃藩置県は盛岡藩の建言によって実現したものであるが、その背景には朝敵（ちょうてき）の汚名をすすぐため、「維新政治の眼目たる郡県政治へ還元」して新政府に忠誠を表明しようという意図があった。新政府が全国的に廃藩置県を断行したのは明治四年（一八七一）七月十四日のことであったから、盛岡藩の場合はそれより一年前に実施されたことになる。これによって、旧藩主一家は東京へ転住することになり、新置の盛岡県は、県知事が欠員のまま県政を施行することとなった。なお、第二期盛岡県の行政区域は、盛岡藩の場合と変わりがなかった。

明治四年（一八七一）十一月二日、政府は地方行政区画の適正化をはかって府県の廃合を行ない、これまでの盛岡県と江刺県は統合され、それに青森県の一部を吸収して一県が建てられることになった。それは、和賀・稗貫・紫波・岩手・九戸・閉伊の六郡を管轄区域とするもので、県名を盛岡県と称した。第三期の盛岡県である。紫波郡における旧八戸藩の七か村が、盛岡県に属するようになるのはこの時からである。

(二)　旧八戸南部領の場合

八戸藩は、奥羽の動乱に際して直接官軍に敵対行動をとらなかったところから、従来どおり表高二万石の領地を

維持することができ、八戸藩はなお存続することとなるが、明治二年（一八六九）六月十七日には、版籍奉還の請願が許可となり、藩主南部信順は藩知事に任命されている。

明治四年（一八七一）七月十四日、政府はいわゆる廃藩置県を断行しこれに伴って八戸藩は廃止され、その旧地を管轄地として八戸県が置かれることとなった。ところが、同年九月五日にこの八戸県は、斗南藩（明治二年十一月、旧会津藩主松平容保の子、慶三郎を藩知事として創立されたもので、二戸・三戸・北部の内三万石を管轄した）の後身である斗南県と共に弘前県へ合併になった。また、同月二十三日には、弘前県庁の青森移転に伴って、弘前県は青森県と改称されることになった。これによって、紫波郡内の旧八戸南部領七か村は、廃藩後も八戸県や弘前県または青森県の飛地として、その管轄下に置かれてきたのである。

このような飛地の存在は、行政上に大きな不便をもたらしたことはいうまでもない。このために政府は既述のように、明治四年（一八七一）十一月二日には、これを廃止して盛岡県に属させることになった。

ただし、実際に事務引き継ぎの完了したのは、翌五年（一八七二）三月一日のことで、紫波郡の旧八戸藩七か村は飛地の存在から解放され、紫波郡一円が同一県に属することになった。

㈢　岩手県の成立

明治五年（一八七二）一月八日、第三期の盛岡県は岩手県と改称された。盛岡県の県名は既に二度も用いられているから、これと区別する意味もあり、人心を刷新する意味もあって改称されたものであろう。「岩手」の名称を採用したのは、当時、県庁の所在地である盛岡が岩手郡に属していたことによると思われる。

この岩手県は、和賀・稗貫・紫波・岩手・九戸・閉伊の六郡を管轄区域とするものであったが、それが現在の区域になるまでには、明治九年（一八七六）四月十八日と同年五月二十五日の二度にわたっての編入過程があって、前者の時には磐井県が廃されてその管轄中の磐井・胆沢・江刺の三郡が岩手県に編入され、後者の時には青森県下

の二戸郡と宮城県下の気仙郡が編入されている。こうして、広大県岩手の成立をみることとなる。

二、中間行政機構の変遷

(一) 公裁司駐在か

領地を没収された南部氏が取締藩に対して正式に事務を引き継いだのは、明治二年（一八六九）四月二十四日のことであったが、郡山二代官所（日詰長岡通代官所・徳田伝法寺通代官所）の仮屋の引き渡しは、これよりも若干おくれて五月七日に行なわれ、両仮屋の表門と裏門に封印して真田藩の役人に引き渡し、それぞれの代官は勝源院に移っている。また、日詰御蔵の引き渡しは六月八日になって行なわれ、御蔵奉行の織笠良蔵は同日盛岡へ引き揚げている。この間、関係諸役人は残務整理や引き継ぎ事務のために残留していたものらしい。また、遠野南部の佐比内代官所の閉鎖されたのは同年九月六日で、当番代官の小原定見（非番・松田七九郎）は、鍵や諸道具を肝入に依託して引き揚げている。

ところで、ここに至るまでの間、明治元年（一八六八）十一月から翌二年一月にかけて、地方には鎮撫行政司庁の公裁司が駐在して取締りに当たった形跡がある。鎮撫行政司庁というのは、占領地の治安維持と行政監察のため、奥羽鎮撫総督府の所管として盛岡城内に設置された臨時行政府であるが、その職制の一つである公裁司の職務内容をみると、地方に駐在して、社寺のこと、要地の検閲と支配のこと、境界のこと、民政訴訟のことなどをつかさどるものとされている。そして、その定員は十名となっており、それに三十人の下役が属することになっている。このことからみると、一要地に一人の公裁司と三人の下役が配置されたもののようであるが、その駐在地は明らかでない。旧領内の要地という点から、郡山町にも配置されたことが十分考えられるし、もしそうだとすると、その駐在所として代官所の仮屋を利用したことも考えられるがどうであろうか。

(二)　郡山部令所の開設

明治二年（一八六九）八月になると、南部利恭の旧地復帰が認められて、新しく盛岡藩が成立したことは既に述べた。実際に藩庁事務の開始されたのは十月十日で、この開庁と同時に、藩内を四行政区（間もなく五行政区となる）に区分してそれを「部」と称し、それぞれの部に「部令所」を開設した。この部は、旧藩当時の代官区を統合して設定したもので、十一月には上田部・日詰部・花巻部・沢内部・沼宮内部の五部となっている。また、部令所は、元の代官所に相当するもので、民政と租税事務の両面を担当した。日詰部令所は、後に郡山部令所と改称されたが、その管轄区域は、日詰通・長岡通・徳田通・伝法寺通の外大迫通の一部（上下佐比内村・亀ヶ森村・大迫町・内川目村・外川目村）をも含むものであった。庁舎には、五月に閉鎖された元日詰長岡通代官所の仮屋を開放してあてられた。このため十月十三日には、盛岡から役人三人が出張して引き継ぎを受けている。部令所の職制については必ずしも明確でないが、署長・権署長・主幄の三職があったもののようである。

この部令所は、民政と租税の両面を担当したところから、民事局の出先機関であると同時に会計局の出先機関でもあるという二面的な性格をもつものであった。ところが、同年十二月に至って租税事務は租税所（後述）へ移管されることになった。これによって、民事局出張所としての性格が明確になってきたところから、翌三年四月には、部令所の名称を廃して民事出張所と呼ぶようになった。郡山の場合は、郡山部民事出張所である。

同年七月十日には、盛岡藩は廃されて第二期の盛岡県が置かれることになったが、これに伴って、民事出張所は廃止ないしは縮少になったもののようである。郡山部民事出張所の場合は、同年九月九日をもって廃止となっている。開設されてから足掛け一年後のことで、明治五年（一八七二）三月二日には、敷地共に入札をもって払下げられている。

(三)　郡山御蔵を郡山租税所と改称

部令所の開設と同時に、その地にあった御蔵（米穀倉庫）も新盛岡藩に引き継がれて再開された。郡山においても、仮屋の開放と日を同じくして再開されたのは、明治二年（一八六九）十月十三日のことである。そして、十一月二十二日には係官として飯岡勘蔵が派遣され、次いで佐藤運一・花坂新十郎・長嶺益人の三人も出役している。当時の御蔵番は四名であったが、十二月三日には二名に減員となった。

同年十二月十八日、藩では御蔵を租税所と改称すると共に、部令所の担当であった租税事務を租税所に移管することになった。これによって、郡山御蔵も郡山租税所と改称されるに至った。ところが、翌三年五月四日には、租税所の呼称を廃して、再び御蔵と称するようになった。

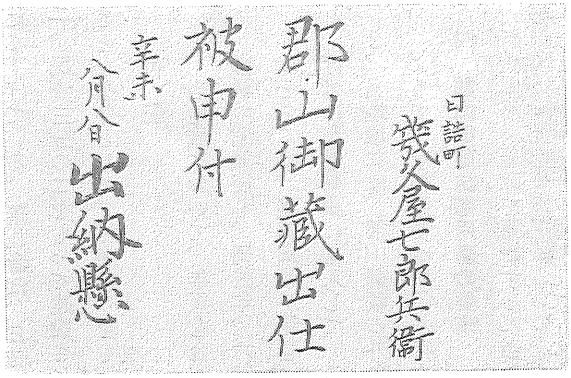


図1-1　明治4年の郡山御蔵出納懸の辞令

なお、租税所（御蔵）は、藩の機構の上では会計局（後に出納懸）に属した。また、郡山御蔵には、「御用達」として日詰町の井筒屋権右衛門（小野）と幾久屋七郎兵衛（金子）の両名が嘱託を受けているが、これについては、業務内容とあわせて次項で述べることにする。

この郡山御蔵は、明治五年（一八七二）八月三十日をもって閉鎖され、同年九月に岩手県から政府に報告された官営倉庫調べの中には、郡山御蔵は掲げられていない。閉鎖の理由については明らかでないが、破損がひどくて使用に耐えなかったためでもあろうか。これによって、御蔵関係者は全員罷免となり、その後は日詰新田戸長が無給で管理に当たることになった。

郡山御蔵の閉鎖後も、その建物だけは明治九年（一八七六）三月まで存続した。そして、同月には、倉庫四棟（五棟の内一棟については不明）・役所座敷（事務所）・斗小屋（計量室）・敷地・立木共に入札をもって民間

に払下げている。落札者は、日詰町の伊惣吉（磯吉）であった。なお、この倉庫施設は、藩政時代に藩費三分の一、民費三分の二をもって建設されたものであったから、売却代金のうち三分の二は、備荒貯蓄の資金に充当することを条件として、村高割りをもって関係の村々に還付している。

付　記

1、当地域において、年貢を金銭で代納するようになったのは、明治七年（一八七四）からである。従って郡山御蔵の閉鎖後も、同五年、六年と現穀で上納したはずであるが、それがどこに納入されたかは明らかでない。おそらくは、盛岡御蔵か花巻御蔵のいずれかであろうか。升沢・宮手・下松本の三か村では、明治七年の買上げ米は花巻御蔵に納入している。

2、当地域には、郡山御蔵の外に八戸藩の御蔵が上平沢村にあったが、これも明治五年中には閉鎖されたもののようで、その建物は明治八年まで存続したことは確かであるが、その後のことについては判然としない。

(四)　郡山御蔵詰御用達の委嘱

新盛岡藩が藩政を開始するに当たって、最も重要な課題は財政の確立にあった。このために藩では管内の豪商を「会計局御用達」に委嘱して、これを活用する方法をとった。当地域では、明治二年（一八六九）十一月二十二日に、日詰町の井筒屋権蔵（小野権右衛門と同人）と幾久屋七郎兵衛の両人が委嘱されて、郡山御蔵詰めを命ぜられて、その給与は年に玄米十五俵であった。

同年十二月十八日には、前述のように御蔵は租税所と改称されたが、これに伴って、今まで郡山部令所で取扱っていた金銭租税の収納事務は、すべて御用達に移管されることになり、郡山租税所では金銭保管用として簞笥一挺を新調し、御用達はその鍵を預かって保管の任に当たることになった。実際には、店員中から適任者を選んで代勤させている。

この御蔵詰め御用達は、明治四年（一八七一）六月六日には罷免となったが、機構改革によるものであろう。盛岡在住の本庁詰め御用達の場合は、これより以前に罷免されている。これらの御用達は、在任中に藩（県）庁の求めに応じて多額の金銭を貸し上げているが、小野権右衛門と金子七郎兵衛の場合も例外ではなかったと思われるがその実態は明らかでない。

ところで、同年八月八日になると、小野権右衛門と金子七郎兵衛の両名は、改めて「郡山御蔵出仕」を命ぜられて、これまでの金銭収納事務の外に年貢の収納事務をも担当することになった。また、これと同時に二日町の北田万蔵と小川伊太郎は御蔵番を命ぜられた外、同町の北田蔵吉は御蔵小使に発令されている。この時から郡山御蔵の収納事務と管理業務のいっさいは、この人々によって行なわれることになったが、実際には井筒屋では岩蔵、幾久屋では久次郎を名代として代勤させている。

明治五年（一八七二）八月三十日に至って、郡山御蔵の閉鎖されたことは既に述べたが、これに伴って小野権右衛門・金子七郎兵衛を初め御蔵関係者のことごとくが罷免となった。そして、建物・備品・諸帳簿等は、日詰新田戸長の阿部善四郎に引き継がれた。

㈤　志和代官所を志和出張所と改称

八戸藩では、明治二年（一八六九）四月九日に職制の改革を行なったが、このころに志和代官所は志和出張所と改められ、志和代官は志和邑宰（ゆうさい）と改称されている。なお、新しい職制では、本庁のそれとして志和勧農事の職掌が定められているが、その職務内容については明確でない。同年九月二十一日には、接待磯辺が志和邑宰を免ぜられ、志和勧農事に任命されている。志和出張所においては、接待磯辺の後任として金田一友作が発令され、その後を継いで翌三年には豊島史生が在職しているが、邑宰（ゆうさい）の職名がいつまで続いたかは明らかでない。

明治四年（一八七一）七月十四日には、八戸藩は八戸県と改称されたが、これに伴って志和出張所も八戸県志和

出張所と改められた。主任（職名は不明）は林武広であった。同年九月には八戸県は弘前県に編入され、次いで弘前県は青森県と改称されたことは既に述べたが、これに伴う八戸県志和出張所の残務整理は十二月初めにまで及び、事務が直接に青森県へ引き継がれたのは、十二月七日のことである。これによって、志和出張所は翌八日から青森県紫波出張所と改称されることになり、その主任は佐藤覚内であった。

ところで、これより先の十一月二日には、青森県の飛地である紫波郡の七か村は盛岡県（翌五年正月には岩手県と改称）に編入されることになった。従って、青森県紫波出張所は、実質的には引き継ぎ事務機関となったのである。事務引き継ぎの完了したのは翌五年三月一日であったが、この時をもって紫波出張所は閉鎖されることとなった。

(六)　郡長制の実施

明治四年（一八七一）二月、盛岡県では、管内を三十九区に分けて区ごとに官選の郡長を置くことになった。その区分は、もよりの便利に従って区別したもので、通し番号をもって呼称されたが、当地域は四番及び十六番から二十一番の内であった。（表一―一参照）これをみると、おおむね元の「通」を基準として分合したあとがみられる。それは、四番区は上田通の南部、十六番区は徳田通の南部、十七番区は伝法寺通、十八番区は日詰通、十九番区は長岡通の北部、二十番区は長岡通の南部であり、上下佐比内村は大迫通の内として二十一番区に編入されている。なお、翌五年三月二十三日には、青森県から移管された旧八戸藩志和通の七か村（統合して上平沢・稲藤・土舘・片寄の四か村となる）は五十九番区に指定された。

郡長の主な職務は、民事・租税・寺社・学事・勧農・戸籍・備荒などについて郡内を統理することにあって、その任用に当たっては、民間の人材をも登用することとした。しかし、実際には旧藩士が多く採用されているし、在任中は帯刀を許し、みだりに進退を許さないこととした。給料は一か年玄米四石四斗四升（約七九九・二㍗）で、三斗七升俵として十二俵である。

郡長の役所を会所と称したらしく、多くは寺社や民家の一部を借用してこれに当てたもののようであるが、当地域の郡長制については判然としないが、この郡長制は明治五年（一八七二）六月三日になって廃止されている。従って、その存続期間は一年五か月であったことになる。

表一―一　郡長とその所管区（紫波郡関係）

番	郡長氏名	発令月日	所属町村
四	宮沢貫一	二月十九日	門・手代森・黒川・乙部・江柄・栃内・北沢・大萱生（外に川目・簗川・安庭・砂子沢・根田茂か）
六	宮野専平	二月十九日	下鹿妻・上飯岡・羽場・下飯岡・飯岡新田
九	古木庄太郎	二月十九日	本宮・仙北町・向中野・津志田・三本柳
一〇	白坂新	三月十三日	永井・赤林・湯沢・広宮沢・煙山
一一	戸川練八	二月十九日	見前・高田・藤沢・北矢巾・下矢次・上矢次・南矢幅・又兵衛新田
一五	橋野七蔵	二月十九日	東徳田・西徳田・間野々・土橋・北郡山
一六	玉山村司	二月十九日	高水寺・中島・陣ケ岡・太田・室岡
一七	田鎖祐平	二月十九日	白沢・北伝法寺・和味・岩清水・南伝法寺・小屋敷・上松本・吉水・下松本
一八	中島準治	二月二十二日	犬渕・南日詰・北日詰・桜町・日詰新田・二日町新田・平沢・宮手・升沢
一九	高屋門内	二月十九日	西長岡・東長岡・遠山・北田・紫野・赤沢・船久保・山屋
二〇	中村小十郎	二月十九日	草刈・犬吠森・星山・大巻・彦部
二一	太田代伝平	二月十九日	佐比内・亀ケ森・大迫・内川目・外川目
	念沢佐太郎	八月十日	

(七)　戸長制と祠官制の実施

明治四年（一八七一）十月二十三日、盛岡県では郡長の所管区を戸籍区と定め、各戸籍区（何番区と称した）ごとに戸長と祠官をそれぞれ発令した。

戸長の職務は、戸籍事務を処理することにあった。同年四月五日には戸籍法が公布されたので、その施行に伴って置かれたのがこの職で、この時から郡長所管の戸籍事務は戸長へ移管されることになった。この官選戸長に任命された人々は、郡長と同様にほとんどが旧藩士であった。また、中には郡長と兼務で発令された者もあって、当地域関係では、四番区は郡長・宮沢貫一の兼務、十六番区は福田丹治、十七番区は郡長・田鎖祐平の兼務、十八番区は石川貞、十九番区は松岡東七郎、二十番区は郡長・中村小十郎の兼務、二十一番区は堀合有太郎であった。

同年十月二十八日には、戸長の給料を郡長と同様に年間玄米四石四斗四升と定め、七月と十二月の二回に分けて支給することとした。また、戸長を補佐するために、区によっては副戸長を置くことができるとし、その給料は年間玄米三石（約六四〇㍑）と定めた。

同年十一月十七日には、二十五の区に対して三十三人の副戸長を任命している。当地域関係では、十六番区だけは二人制であったが、その他はいずれも一人だけの発令であったし、二十番区の場合は犬吠森村長（兼草刈村長）阿部久作の兼務であった。

翌五年（一八七二）正月十八日には、戸長の取扱う戸籍事務の細目を定めた。それによると、生死・入籍・送籍・縁組・離縁・脱籍・復籍・養子・養女・家督・転宅・任官の十二項目となっており、外に寄留や旅行及び元藩兵の帰農商についての事務も戸長の分掌としている。これらの届書を受理して確認すると、末尾に役印を押して県庁に送達した。

表一―二　戸長・祠官等一覧表

区	戸長氏名	副戸長氏名	祠官氏名	祠掌氏名
四	郡長兼 宮沢貫一	山瀬修一郎	黒川加平	藤本多門・吉田寿
一六	福田丹治	工藤泰而　佐々木七十郎	工藤善次郎	栗谷川真管・関与吉
一七	郡長兼 田鎖祐平	福士伝六	本堂官司	豊山左織・生内太宮
一八	石川貞	菊池敬蔵	赤前兵一	鱒沢多仲・戸塚直機
一九	松岡東七郎	川島文次郎	郡長兼 念沢佐太郎	遠山直衛・遠山道広
二〇	郡長兼 中村小十郎	犬吠森村長兼 阿部久作	江刺与一郎	小笠原肇・津守盛
二一	堀合有太郎	藤沢京太郎	上田知足	鈴木重一郎・山蔭織江

次に祠官についてであるが、その主たる職務は氏子帳の整備にあって、ここに至るまでの経緯は、明治四年（一八七一）七月四日、太政官布達によって郷社の定則が布告になった。それによると、郷社は一戸籍区について一社を原則とし、区内にある村社中首位にある神社を指定する規定であった。また、郷社の社職を祠官と称し、村社の社職を祠掌（ししょう）と呼ぶ定めであり、郷社には更に祠掌を置くことができる規定であった。この布達に基づいて、盛岡県では、同年十月二十三日（戸長発令と同日）に、各戸籍区の郷社と村社を決定し、それと同時に祠官と祠掌を任命した。そして、郷社には区内の氏子帳を、村社には村社氏子帳を備え付けて、人口の出入りを記録することになったのである。この氏子帳の整備は、戸籍調査と表裏一体をなすものであるから、祠官の発令も戸長と同時に行なわ

れたのである。

この時発令された祠官は、ことごとく旧藩士であった。これは、学識人の起用ということもあろうが、反面では、失業士族を救済しようとする意図もあったに違いない。これに対して、祠掌の場合は多くその土地の神主が任用され、その中には神仏分離令によって寺僧や修験から転向した神主もあった。当地域関係では、十六番区の栗谷川真管（彦部・元行岩寺住持）、十七番区の生内太宮（升沢・元慈重院別当）、十八番区の鱒沢多仲（升沢・元成就院別当）、十九番区の遠山直衛（紫野・元慈徳院別当）と遠山道広（遠山・元善養院別当）、二十番区の小笠原肇（東長岡・元大学院別当）などがそれである。なお、当地域関係の祠掌は、各区とも二名であった。

祠官と祠掌の給料は、戸長と副戸長と同等で、祠官は年間玄米四石四斗四升、祠掌は年間玄米三石をそれぞれ支給された。

(六)　見廻役（みまわりやく）制の実施

明治五年（一八七二）四月十二日、岩手県では区ごとに一名ずつの見廻役を置くこととし、その適任者を選出するよう村方に通達した。しかし、その給料（一人年玄米四石五斗）は郷割りをもって村方が負担しなければならなかったところから、これをきらって人選をしない村が多かった。そのために発令は遅延をみたが、それでも翌六年一月ごろまでには管下二十一区にそれぞれ配置されるようになった。

明治六年（一八七三）四月八日には、「区内見廻役事務章程」が布達された。それによると、見廻役の主たる任務は、各種不正行為（人倫風俗違反、交通妨害、掃除の不行き届き、密漁猟、鉄砲や弾薬の不法所持と不法売買、諸木の無断伐採、乞食（こじき）や物もらいの横行と脅迫等）の取締り、犯罪者の逮捕、諸税に係る不正の探索、横死者や変死の取扱い、災害発生時の指揮と取締りなどにあるとされている。つまり、県庁聴訟課の末端機関として、区内の治安と警察の任に当たることにあった。

この見廻役の制は、明治八年（一八七五）四月七日に至って廃止となって、新たに巡視と偵察が置かれることになり、次いで翌九年（一八七六）二月には日詰町に警察出張所の設置をみるに至るが、これ以降については警察制度の項で述べることにする。

(九) 区長制の実施

明治五年（一八七二）六月三日、岩手県ではこれまでの区画を改正して、管下六郡を二十一区に再編成した。また、それと同時に人件費の節減をねらいとして、郷村役人の改廃と行政事務の移管をも行ない、従来の郡長・戸長・副戸長をことごとく廃し、町村においては、市長と村長を戸長と改称し副市長と副村長を副戸長と改めた。そして、これまで郡長や戸長の分掌してきた事務は、町村ごとに戸長・副戸長において処理することとした。また、祠官と祠掌の人員縮少をも行なって、一区に祠掌一人を置くことを原則とし、祠官は便宜の区にだけ置くことになった。

この改革に伴って、当地域の北上河西は第六区に属し、同じく河東は第七区に編入されることになった。ただし、同月十三日になって、佐比内村は第八区（旧大迫通）に編入されている。また、同月十五日には祠官と祠掌の発令をみたが、当地域関係では、第六区は祠官遊座千尋・祠掌鱒沢多仲、第七区は祠掌遠山道広、第八区は祠官本堂官司（親知）・祠掌中里守衛であった。

ところが、同年十月十五日になると、区ごとに正副区長各一名ずつを置いて、さきに町村へ移管した戸籍事務を分掌させることになった。その理由は、町村事務が広範にわたって執行に無理が生じただけでなく、新たに地券に関する事務が加わり、区長は戸籍事務の外に地券事務や諸布告の頒布のことも担当することになった。その月給は、区長が一両一分と四人扶持（一日一人五合積もりとして玄米六斗）、副区長は三分と三人扶持（玄米四斗五升）で、このうち扶持米は、区内の村割りをもって村方の負担であった。

表一―三　第六・七・八区一覧表

区	管轄村	区長氏名	副区長氏名	祠官氏名	祠掌氏名
六	犬渕・南日詰・北日詰・桜町・日詰新田・二日町新田・平沢・片寄・土舘・上平沢・稲藤・宮手・升沢・上松本・吉水・下松本・小屋敷・南伝法寺・陣ケ岡・中島・高水寺・北郡山・土橋・間野々・東徳田・西徳田・白沢・太田・室岡・岩清水・和味・北伝法寺	初村井友次郎 後神安就	内川亀治	遊座千尋	鱒沢多仲
七	彦部・大巻・星山・犬吠森・草刈・東長岡・西長岡・栃内・江柄・北沢・北田・遠山・紫野・舟久保・赤沢・山屋・大萱生・乙部・手代森・黒川	念沢佐太郎	初北田清十郎 後白板啓祐	欠	遠山道広
八	佐比内・亀ケ岡・大迫・内川目・外川目・達曾部・上宮守・下宮守	田口藤成	細川仁三郎	本堂官司	中里守衛

この区長制は明治八年（一八七五）一月になって廃止されたが、ここに至るまでの当地域関係の区長としては、第六区では村井友次郎（上平沢村）と神安就（士族）、第七区では念沢佐太郎（慶誉・花巻町）、第八区では田口藤成（士族）が知られる。また、副区長としては、第六区では内川亀治（日詰新田）、第七区では北田清十郎（手代森村）と白板啓祐、第八区では細川仁三郎（大迫村）が知られる。

(十)　学区取締制の実施

明治五年（一八七二）八月の学制発布によって、全国は三重構造の学区に区分されることになり、全国を分割して八府学区とし、さらに、大学区は中学区に、中学区は小学区にと細分化することになったのである。そして、大

学区には大学校一校、中学区には中学校一校、小学区には小学校一校を設立する方針であった。これによって、岩手県は第八大学区（大学本部は青森県）に属することになったが、中学区と小学区については、制度の趣旨が不徹底のため、しばらくの間未定のままであった。

明治六年（一八七三）三月二十日、岩手県では、岩手・紫波・稗貫・和賀の四郡をもって県の第一中学区とし、閉伊・九戸の二郡をもって第二中学区と定めた。そして、第一中学区は百二十八小学区に、第二中学区は六十八小学区に区分することとした。これは、文部省の指示によって、中学区は人口およそ十三万人、小学区は人口およそ六百人を基準にしたものであるが、県内操作であったため、実際にはそのとおりにならなかった。また、直ちに小学区を設定することも困難であった。そのために、県ではとりあえず二十一行政区をもって小学区に当てることにし、それぞれの学区を行政区の番号と一致させて「小学第何区」と呼ぶことにした。

この学区制は、文部省を頂点とする中央集権的な教育行政の体系でもあったから、その取締り機関として、大学区には督学局、中学区には十人から十二、三人の「学区取締（とりしまり）」を置いて指導監督に当たらせる仕組みであった。このうち、学区取締は一人で二十から三十の小学区を分担するのが原則であったが、本県の場合は、各行政区に一名ずつ置く方法をとっている。つまり、暫定小学区に一名ということになり、その発令は同年三月二十二日から行なわれたが、そのいずれも祠官か祠掌の兼務であった。当地域関係では、第六区は祠官遊座千尋（三月二十二日発令）、第七区は祠掌遠山緑（五月二十二日発令）、第八区は祠官本堂親知（三月二十四日発令）がそれぞれ兼務で発令されている。

学区取締の所管事務は、就学奨励・学校創立・学校保護・会計査定・試験立会い等の学務のいっさいにわたった。親権者は、子弟を就学させる場合は学区取締に届出なければならなかったし、反対に六歳以上の子弟を未就学にしている場合は、その理由を学区取締に届出なければならなかった。

同年四月二日には、大学区の改正（縮少）があり、東北八県は第七大学区（大学本部は宮城県）となった。また、同年八月三十日には、文部省の命によって、第一中学区を第七大学区内第十八番中学区、第二中学区を第七大学区内第十九番中学区と改めた。なお、岩手県では、同年の六月ごろから、小学校をおおむね創立の順に従って「第何番何々小学校」と称しているが、これはそのまま小学区を示すものかどうかは判然としない。当地域の場合は、第十番目詰町小学校、第二十番長岡村小学校、第二十一番赤沢村小学校、第三十三番彦部村小学校、第三十三番（二十三番または三十二番の誤りか）升沢村小学校が知られる。

同年九月十四日には、学区取締の月給辞令が出されていて、一律に二円であった。

ところで、この年暫定的に定められた二十一小学区は、明治八年（一八七五）一月の大区小区制の実施に伴って細分化されることになるが、これについては、説明の都合上、項を改めて述べることにする。

(十)　牛馬締役の配置

藩政時代に郷役人の一つとして置かれた馬肝入は、明治になってもしばらく存続した。そして、明治三年（一八七〇）三月には、その名を「厩長（きゅうちょう）」と改称したといわれるが、しかし、間もなく元の馬肝入（うまきもいり）に復したもののようである。

明治六年（一八七三）二月二十日、岩手県ではこれまでの馬肝入を廃止し、改めて区ごとに一ないし数人の「牛馬締役」を置くことになった。この改正は、二十一区制の実施に伴って行なわれたもので、従来は「通」ごとに置いていたものを新しい行政区に相応して配置するのがねらいであった。従って、ほとんどは馬肝入中から人選されている。当地域関係では、第六区に二日町新田の根子嘉兵衛、第七区に千代森村の北田清五郎、第八区に佐比内村の中田清七が発令された。なお、この時、南日詰村の照井儀右衛門と高水寺村十日市の横沢竹蔵及び片寄村の熊谷長三郎は、馬肝入を免ぜられている。

牛馬締役の職掌は、これまでの馬肝入と変わるところがなく、春秋の総馬改めや二歳駒掫(せり)払いについての業務、当歳の全牛馬及び二歳駒の検査、父馬願い出の申達、牛馬本帳（牛馬籍簿）の整備、牛馬売買手数料の収納などが主たるものであった。

役料として、春秋の総牛馬改めの際、馬一頭につき永楽銭二文、牛一頭につき永楽銭一文が支給された。なお、この役は、明治八年（一八七五）三月三日には廃止となった。

(ヒ) 大区小区制の施行と扱所の設置

明治八年（一八七五）一月十四日、岩手県では、これまでの二十一区制を廃して管下を十七大区二百二十四小区に改編の大区小区制の施行であるが、そのうち小区は、一ないし数か村をもって構成された。そして、同時に若干の小区を連合して郷村行政の単位とし、一単位ごとに一扱所（役場）を置くことになった。また、これに伴って、同月二十五日には、郷村吏員の改正も行なわれ、中間機構としての区長・副区長及び町村三役としての戸長・副戸長・百姓代（町人代）の制を全面的に廃止し、改めて「扱所」には官選の戸長・副戸長・書役・見廻役の諸役を置き、町村には小区を単位として区選による組惣代だけを置くことになったのである。

この改正によって出現した扱所は、行政組織の変遷過程からすると、一面では中間組織としての性格をもちながらも、反面においては組合村的な性格を帯びているとみることができよう。その長である正副戸長の職務は、戸籍・租税・勧業・学事・衛生・調査（人口・田畑・山林・牛馬・舟車・諸物）などの事務を初めとして、水路・堤防・道路・橋の修理から窮民救済や備荒のことにまで及んでおり、善行者（忠孝・節義・篤行）の調査と内申もまたその一部であった。書役は、いわゆる書記に当たる職であるが、反面では部内の組惣代に事故がある場合には、戸長の命を受けてこれを代理する立場にもあった。

戸長・副戸長・書役には、初め一等と二等の区別があって、その月給は、一等戸長六円・二等戸長五円五十銭・

一等副戸長五円・二等副戸長四円五十銭・一等書役三円五十銭・二等書役三円であった。翌九年（一八七六）二月十八日には、三役の等級を一等から三等までとし、その給与を大幅に引き上げたが、これによると、一等戸長十円・二等戸長九円・三等戸長八円・一等副戸長七円・二等副戸長六円五十銭・三等副戸長六円・一等書役五円・二等書役四円五十銭・三等書役四円となっている。当時の米相場は、一石（約一八〇㍑）で四円程度であった。

この大区小区制の施行によって、紫波郡の北上河西は第五大区、同じく河東は第六大区に指定されたが、そのうち当地域は、第五大区四番扱所（日詰新田）・同六番扱所（室岡村）・同七番扱所（上平沢村）・第六大区一番扱所（乙部村）・同二番扱所（遠山村）に属した。ただし、第五大区においては、その後に二度にわたって扱所の整理が行なわれたため、これに伴って扱所の番号や管轄村の上に若干の変動がみられた。第一回目は明治九年（一八七六）七月ごろ（正式布達は同年八月二十二日）であり、第二回目は翌十年（一八七七）四月ごろであるが、前者の場合は五番扱所（北郡山村）が廃され、後者の場合は二番扱所（赤林村）が廃されている。（表一―四参照）

扱所の庁舎には、寺社や民家の一部が当てられたらしく、第五大区四番扱所（日詰新田）の場合は初め来迎寺に置かれたが間もなく（明治八年二月）勝源院に移転しているし、第六大区二番扱所（遠山村）は正音寺に置かれている。

ところで、これらの扱所には、最初から全部にわたって正副戸長が置かれたわけではなく、戸長だけのところもあり、副戸長だけのところもあった。また、副戸長だけの場合には二人制をとるところが多かったが、その際には、上席の者が戸長名義で事務執行に当たっている例もみられる。ただし、後になると次第に正副戸長の双方が置かれる傾向にあった。（表一―五参照）

表一―四　大区・小区・扱所一覧表（紫波郡）

大区	明治八年一月			明治九年八月			明治一〇年四月		
	扱所	小区	管轄村	扱所	小区	管轄村	扱所	小区	管轄村
第五大区	一番扱所（下飯岡）	一小区 二小区	上飯岡・下飯岡・飯岡新田 湯沢・羽場	一番扱所（下飯岡）	一小区 二小区	同上 同上	一番扱所（下飯岡）	一小区 二小区	同上 同上
	二番扱所（赤林）	三小区 四小区 五小区	赤林・広宮沢・煙山 上矢次・下矢次・北矢巾 又兵衛新田・南矢巾	二番扱所（赤林）	三小区 四小区 五小区	同上 同上 同上	二番扱所（西見前）	三小区 四小区 五小区	同上 同上 同上
	三番扱所（西見前）	六小区 七小区 八小区	高田・藤沢 西見前・東見前 永井・津志田・三本柳	三番扱所（西見前）	六小区 七小区 八小区	同上 同上 同上		六小区 七小区 八小区	同上 同上 同上
	四番扱所（日詰新田）	九小区 一〇小区 一一小区 一二小区 一三小区	二日町新田・日詰新田 桜町・北日詰 南日詰・犬渕 平沢・片寄 中島・陣ケ岡・高水寺	四番扱所（日詰新田）	九小区 一〇小区 一一小区 一二小区 一三小区	東徳田・西徳田 二日町新田・日詰新田 桜町・北日詰 南日詰・犬渕 平沢・片寄	三番扱所（日詰新田）	九小区 一〇小区 一一小区 一二小区 一三小区	同上 同上 同上 同上 同上
	五番扱所（北郡山）	一四小区 一五小区 一六小区	北郡山・間野々・土橋 東徳田・西徳田 白沢・太田	五番扱所（室岡）	一四小区 一五小区 一六小区	中島・陣ケ岡・高水寺 北郡山・間野々・土橋 同上	四番扱所（室岡）	一四小区 一五小区 一六小区	同上 同上 同上
	六番扱所（室岡）	一七小区 一八小区 一九小区	南伝法寺・岩清水・室岡 吉水・小屋敷・上松本 和味・北伝法寺		一七小区 一八小区 一九小区	同上 同上 同上		一七小区 一八小区 一九小区	同上 同上 同上
	七番扱所（上平沢）	二〇小区 二一小区	升沢・宮手・下松本 土舘・上平沢・稲藤	六番扱所（上平沢）	二〇小区 二一小区	同上 同上	五番扱所（上平沢）	二〇小区 二一小区	同上 同上
		一小区 二小区	手代森・黒川 大萱生		一小区 二小区	同上 同上		一小区 二小区	同上 同上

表一―五　扱所吏員一覧表

大区	扱所	所在地	戸長氏名	副戸長氏名	書役氏名
第六大区	一番扱所（乙部）	三小区	乙部	同上	同上
		四小区	江柄・北沢・栃内	同上	同上
		五小区	西長岡・東長岡	同上	同上
		六小区	山屋	同上	同上
	二番扱所（遠山）	七小区	草刈・犬吠森	同上	同上
		八小区	星山	同上	同上
		九小区	大巻	同上	同上
		一〇小区	彦部	同上	同上
		一一小区	佐比内	同上	同上
		一二小区	赤沢	同上	同上
		一三小区	遠山・北田	同上	同上
		一四小区	紫野・舟久保	同上	同上
	三番扱所（根田茂）	一五小区	根田茂・砂子沢	同上	同上
第五大区	四番扱所（三番扱所）	日詰新田	(二)内川亀治　8―11	(二)(一)(三)中市常三　9―11	(一)三島屋章　8―9 (三)万木豊穂　8―9 (一)中村源蔵　8―11 (二)興津貞功　11 (二)大崎順作　11
	六番扱所（五番扱所）（四番扱所）	室岡村	(二)小野春誠　9 名須川隆次郎　11	(二)石川昌蔵　8 (二)小野春誠　8―9 梅村胖　9 (三)瀬川祐吉　11	(一)宮沢貫一　8 (二)江釣子吉説　8 (二)井上秀雄　11

第		第六大区	
七番扱所（六番扱所）（五番扱所）		一番扱所	二番扱所
上平沢村字馬場		乙部村字町田	遠山村字小深田
(二) 山屋誠 8—9	(三)	(三) 名須川隆太郎 8	(三) 加藤政善 11
(二) 小山田吉泰 10—11	(三)	(二) 山本茂承 10	(三) 菅原文之允 11
(二) 大沢達郎 8	(三)	(一) 石橋政貞 8	(三) 中島準治 8—10
(二) 大崎順作 8	(二)	(一) 太田清右エ門 8	(一) 名久井政寧 8
(二) 竹内大次郎 8—9	(二)	(二) 白板啓祐 10—11	(二) 白板啓祐 8—10
(二) 赤沢吉孝 11	(二)	(二) 豊巻祐弘 11	(一) 佐藤次明 11
(三) 上田貞臣 11	(三)	(三) 鈴木義郎 11	(一) 阿部善四郎 11
(三) 山口久太郎 11	(三)	(一) 瀬山資愛 11	(三) 加藤政善 11

（備考）
1　岩手県所蔵文書・赤沢荒屋敷文書等によって作成した。
2　漢数字は等級、算用数字は在職年代を示したものである。ただし、等級は判明する限りで上位のものを掲げた。また、在職年代は確認できる年代だけを示したものであり、必ずしも在職期間と一致するものではない。

(三) 学区の改正

明治八年（一八七五）一月には、大区小区制の実施とあわせて小学区の改定も行なわれ、先に暫定的に定めた二十一小学区を廃止し、新たに一小区をもって一小学区とすることになったのである。ただし、小区は大区ごとに一連番号を付して呼称したのに対し、小学区は中学区ごとに一連番号を付したため、第二大区以下においては、両者の番号は一致をみなかった。これを当地域関係について対照すると表一—六のようになる。

学区取締は、既に述べたように、従前は祠官や祠掌の兼務であったが、今次の学区改定に伴ってこれを廃止し、

正副戸長をもって兼務させることになった。同年二月四日には、その発令が行なわれている。

表一―六　明治八年改定の小学区と学区取締

行政区				
大区	扱所	小区	小学区	管轄村	
第五大区	一番扱所（下飯岡）	一小区 二小区	四五番小学区 四六番小学区	上飯岡。下飯岡。飯岡新田 湯沢。羽場	奥忠盈
	二番扱所（赤林）	三小区 四小区 五小区	四七番小学区 四八番小学区 四九番小学区	赤林。広宮沢。煙山 上矢次。下矢次。北矢巾 又兵衛新田。南矢巾	中里統啓
	三番扱所（西見前）	六小区 七小区 八小区	五〇番小学区 五一番小学区 五二番小学区	高田。藤沢 西見前。東見前 永井。津志田。三本柳	玉山昇
	四番扱所（日詰新田）	九小区 一〇小区 一一小区 一二小区 一三小区	五三番小学区 五四番小学区 五五番小学区 五六番小学区 五七番小学区	二日町新田。日詰新田 桜町。北日詰 南日詰。犬渕 平沢。片寄 中島。陣ケ岡。高水寺	中村親民
	五番扱所（北郡山）	一四小区 一五小区 一六小区	五八番小学区 五九番小学区 六〇番小学区	北郡山。間野々。土橋 東徳田。西徳田 白沢。太田	西海枝勝己
	六番扱所（室岡）	一七小区 一八小区 一九小区	六一番小学区 六二番小学区 六三番小学区	南伝法寺。岩清水。室岡 吉水。小屋敷。上松本 和味。北伝法寺	小野春誠

	第六大区		
	一番扱所（乙部）	二番扱所（遠山）	三番扱所（根田茂）
七番扱所（上平沢）	一小区	七小区	一五小区
二〇小区	二小区	八小区	
二一小区	三小区	九小区	
	四小区	一〇小区	
	五小区	一一小区	
	六小区	一二小区	
		一三小区	
		一四小区	
六四番小学区	六六番小学区	七二番小学区	八〇番小学区
六五番小学区	六七番小学区	七三番小学区	
	六八番小学区	七四番小学区	
	六九番小学区	七五番小学区	
	七〇番小学区	七六番小学区	
	七一番小学区	七七番小学区	
		七八番小学区	
		七九番小学区	
升沢。宮手。下松本	手代森。黒川	草刈。犬吠森	根田茂。砂子沢
土舘。上平沢。稲藤	大萱生	星山	
	乙部	大巻	
	江柄。北沢。栃内	彦部	
	西長岡。東長岡	佐比内	
	山屋	赤沢	
		遠山。北田	
		紫野。舟久保	
山屋　誠	名須川　隆次郎	中島　愛親	又重　秀堅

学区取締の所管事項についても既に述べたが、明治八年（一八七五）九月十三日には、それに加えて毎月二ないし三回、区内の学校を巡視して教員と生徒の勤惰状況及び学区民の意向を学務課に報告することとした。

明治十一年（一八七八）二月に至って、再度学区の改定が行なわれた。それは、磐井県との合併や気仙・二戸両郡の岩手県編入に伴って実施されたものであるが、これによって、本県は第十七番中学区から第二十番中学区の四中学区に区分されることになり、紫波郡は岩手・紫波両郡と共に第十九中学区に指定された。そして、小学区は従

来どおり行政区の小区をもって当てることとしたが、ただ、以前と違って、大区ごとに一連番号を付して「何番小学区」と呼ぶように改められた。従って、小区と小学区の番号は一致することになるのである。

㈣ 第一期紫波郡役所の開設

明治十一年（一八七八）七月二十二日、政府は、太政官布告第十七号をもって「郡区町村編成法」を公布し、翌十二年一月を期して全国いっせいに新しい郡村制を施行することになった。これによって、さきに施行された大小区制は廃止され、代わって旧来の郡および町村が復活することとなった。大区小区の制は、旧慣を無視した機械的な行政区画であったから、結局は永続しない運命にあったのである。

この法に基づいて、岩手県では、管内を南岩手・北岩手・紫波・稗貫・東和賀・西和賀・胆沢・江刺・西磐井・東磐井・気仙・東閉伊・西閉伊・中閉伊・南閉伊・北閉伊・南九戸・北九戸・二戸の十九郡に分割して、ここに十八の郡役所（胆沢・江刺両郡は一郡役所）を設置するとともに、従来の六百四十二か村を三百三の単位行政区に再編成してそれぞれに村役所を置くことにした。

ここにおいて、紫波郡の場合は、日詰新田に郡役所が設置されることになり、明治十二年（一八七九）一月六日付けをもって宮部謙吉が初代郡長（月俸五十円）に発令された。そして、井筒屋（いづつや）（小野権右衛門）の「見世座敷（みせ）」と土蔵三棟を借り上げて代用庁舎とし、同月十五日から開庁されるにいたった。

郡役所には、郡長のもとに書記と筆生が置かれた。郡長はその府県に本籍をもつ者を任用することが原則であり、判任官の最高である八等官相当をもって待遇されたが、後には奏任官（四等官から七等官）待遇の者も現われるようになった。また、郡書記は判任の十等官より十七等官に相当する者をもって当てられた。その月俸は郡長の場合は最低二十五円から最高八十円（この間を五円刻みに十二段階に区分）とし、郡書記の場合は十等官相当は二十円、十一等官相当は十七円、十二等官相当は十五円、十三等官相当は十三円、十四等官相当は十一円、十五等官

相当は十円、十六等官相当は九円、十七等官相当は八円であった。筆生は郡費をもって雇用される補助職員である。なお、開庁当初の紫波郡役所には、小使（用務員）二名が置かれていた。

郡役所の内部機構については必ずしも明確でないが、明治十三年（一八八〇）の公式文書に散見されるところによると、少なくとも受付係・庶務係・出納係・租税係・徴兵係・牧畜係の六係りがあったことが知られる。したがって、このころになると、書記ないし筆生の数も六、七人は下らなかったものとみてよかろう。なお、郡長に事故ある時は、上席書記が「郡長代理」の名でその職務を執行した。

(ㇳ)　南北岩手紫波郡役所の出現

明治十三年（一八八〇）十月二十三日、岩手県では、北岩手・紫波・東和賀・西和賀・東磐井・南閉伊・中閉伊・北閉伊・北九戸の九郡役所を廃して、他の六郡役所に統合することを布達した。これによって、従来の十八郡役所は、南北岩手紫波・西東和賀稗貫・胆沢江刺・西東磐井・気仙・西南閉伊・東中北閉伊・南北九戸・二戸の九郡役所に整理されることになったが、その最大の理由は経費の節約にあった。ただし、郡の区画だけは従前のとおりであった。

表一―七　歴代郡長一覧表（紫波郡関係）

紫波郡長

在職期間	氏名	備考
明治一二・一・六 同一三・六・二二	宮部謙吉	前県二等属、南岩手郡長へ転出
明治一三・六・二三 同一三・七・一五	照井庸三	前稗貫郡長

南北岩手紫波郡長

在職期間	氏名	備考
明治一三・一〇・二三 同二五・一〇・三一	宮部謙吉	前南岩手郡長
明治二五・一一・三 同三〇・三・三一	松橋宗之	岩手郡長へ転出

ここで、日詰新田の紫波郡役所は、わずか一年十か月をもって閉鎖されることになり、改めて紫波郡は南北岩手両郡と共に「南北岩手紫波郡役所」の管するところとなった。その庁舎は南岩手郡仁王村内丸（後の盛岡市内丸）に設置された。そして、この態勢は明治三十年（一八九七）の三月まで続くこととなる。

三、末端行政機構の変遷

(一)　単位行政区の再編成

行政の末端組織である町村の機構について述べるためには、まずもって、行政単位としての町村がどのように変化したかを明らかにしてかかる必要があろう。

明治維新当初の町村は、藩政時代のそのままを継続したものであった。したがって、規模の面からみると、後の大字（おおあざ）に相当する程度のものに過ぎなかったのである。そしてこのような小規模村が単独で行政単位をなしていくことには、経費負担の点で困難があるだけではなく、村の役人に人材を得がたいという点でも問題があった。そのために明治三年（一八七〇）ごろから、各地において町村の統合や組合化が進められるようになった。

これを当地域についてみると、明治三年（一八七〇）には、小屋敷村と吉水村、中島村と陣ヶ岡村、東長岡村と西長岡村、遠山村と北田村、犬吠森村と草刈村がそれぞれ組合村をなしていたし、上佐比内村と下佐比内村は合併して佐比内村を称していた。おそらく、同年二月の村長制実施（後述）の時からであろう。次いで翌四年（一八七一）四月には、南日詰村と犬渕村、宮手村と升沢村、赤沢村と舟久保村と紫野村もそれぞれ村組合を結成しているし、さきに成立をみた東西長岡村の組合村に新たに山屋村が加入をしている。また、栃内・江柄・北沢・大萱生の四か村も組合村をなしているが、これも同年か翌五年の結成であろう。さらに明治五年（一八七二）三月二十三日になると、上土舘村と下土舘村が合併して土舘村を称し、北片寄・中片寄・南片寄の三か村が統合して片寄村を称

している。これによって、旧八戸藩志和通の七か村は四か村に整理されたわけであるが、旧村を機械的に統合したため、実情にそわない点も少なくなかった。そのために翌六年（一八七三）十一月の検地時には、土舘村の一部を稲藤村へ、片寄村の一部を土舘村へ、稲藤村の一部を上平沢村へ、上平沢村の一部を土舘村と稲藤村へと、それぞれ移動して手直しをしている。なお、日詰町・二日町・下町・十日市町の四村は、明治四年（一八七一）の前半ごろまでは独立の行政区画をなしてきたが、その後になるとそれが廃止となり、日詰町は日詰新田へ、二日町と下町は二日町新田へ、十日市町は高水寺村へと、それぞれ包含されることになった。ただし、集落表示としての町名は引き続き存続した。

このようにして、当地域内にあった従来の四町二新田四十か村は、明治五年（一八七二）ごろになると、実質的には二新田二十四か村に整理されることになるが、それでもなお、適正規模へはほど遠いものがあった。このために次の段階として明治八年（一八七五）の大区小区制が実施されることとなるが、これについては既に述べた。

それでは、このような過程において、町村の行政機構はどのような変遷をたどったのであろうか。以下、順を追って述べることにする。

付　記

藩政時代から、日詰新田と二日町新田には村の呼称を付さないのが慣例であったが、明治になってもそれが踏襲されている。

(二)　町村役人の名称変更

盛岡県が実際に機能を発揮するのは明治二年（一八六九）五月からのことであるが、それに至るまでの町村行政は、旧藩当時の機構そのままで継続されて、村三役としての肝入・老名・組頭や町役人としての検断・宿老がそれである。

ところが、同年五月になって「盛岡県御役所」が開庁されるようになると、これまでの肝入と検断を「名主」と改称し、名主・組頭・百姓惣代をもって村方の三役とした。明治二年（一八六九）七月二十五日書上げの『南伝法寺村人馬役概帳』でも「名主文右衛門」の名がみられるから、当地域でもこれに従ったことは疑いない。おそらく、この改変は取締まりに当たった信州松代藩の機構に従って行なわれたものであろう。なお、これまでの郷村役人は、家柄に拘束される面があったが、同年二月四日に布達した『諸藩取締各県規則』では、その慣例にとらわれることなく、徳望のある人材を選挙によって任用し、さらに、有能な人物は県官に登用することを明示している。

ところで、この時改変された町村役人の呼称は、同年十月になって新盛岡藩が発足すると、再び従来の名称に復して、村では肝入・老名・組頭、町では検断・宿老と称するようになった。

(三)　村長・市長制の実施

明治三年（一八七〇）二月になると、これまでの肝入・老名・検断・宿老の呼称は廃されて、新たに村長・市長制が採用されるに至り、村方については、組頭だけは旧来の呼称のまま存置されたが、肝入は村長と改められ、老名は副村長と改められた。そして、村を石高によって大・中・小の三つに区分し、副村長の定員を大村は三名、中村は二名、小村は一名と定めた。（表一―八参照）ただし、これがそのまま実行されたかどうかについては判然としない。なお、組頭は、旧藩時代の延長として小高組単位に選出されたが、その定数については別に定めがなかったもののようである。小高組の構成は、諸税が高百石を単位として課せられたことに対応して百石組が普通であったが、中には五十石組や四十石組などのような場合もあって実態は必ずしも一様ではなかった。したがって、一律に定数を決めることは実情にそわなかったのであろう。

一方、町方については、これまでの検断は市長と改められ、宿老は副市長と改められた。ただし、郡山四町（日詰町・二日町・下町・十日市町）の場合は、副市長が置かれなかったものらしく、記録の上では全く見当たらな

い。なお、郡山四町の市長制は、翌四年には廃されたもののようである。そして、日詰町は日詰新田へ、二日町と下町は二日町新田へ、十日市町は高水寺村へと、それぞれ吸収されたことは既に述べた。

表一―八　明治三～五年の町村役人

町村名	市長・村長氏名	副村長氏名
日詰町	3 庄蔵・4 阿部善四郎	
二日町	3 岡田儀八郎・4 儀三郎	
下町	3 善九郎・3―4 菊池善右エ門	
十日市町	3 甚七	
日詰新町	4 内川亀治	
二日町新田	4 小川長兵衛	4 小野権右衛門
桜町村	4 長谷川久七	3―4 照井新兵衛
北日詰村	4 藤沼市次郎	5 熊谷与市
南日詰村	3 与八・5 大沼喜作	4 高橋喜作
犬渕村	4 菅原与平治	
平沢村	3 斉藤久八	
片寄村	5 熊谷勝三郎	
土舘村	5 高田勘十郎	
上平沢村	5 近藤甚内	
稲藤村	5 伊藤長七	
宮手村	3 村田勘喜治・4 谷地舘仁八	4 谷地舘仁八
升沢村	3 竹原多蔵・4 谷地舘仁八	3 西田万治郎・3 六三郎
上松本村	3 鷹木源蔵	
小屋敷村	3 佐藤庄次郎	3 3 金三郎・3 長次郎 平四郎・4 細田佐太郎
吉水村		

下松本村	4 大坊幸三郎		
南伝法寺村	4 菅原孫九郎		
中島村 陣ヶ岡村	4 長谷川万治	4 須川要四郎・4 細川文次郎	
高水寺村	4 加藤源次郎	4 庄太・4 藤原平作	
東長岡村 西長岡村	4 藤原利八	5 加藤甚七	
遠山村 北田村	4 阿部平三郎	3 三右エ門・3 平左エ門	
山屋村	3 八重畑平十郎	3 工藤新八郎・3 金平	
紫野村	3 長吉・3 長右エ門		
舟久保村	3 徳十郎		
赤沢村	3 弥平・3—4 梅沢勘四郎	3 藤原正源	
草刈村 犬吠森村	4 阿部久作		
星山村	4 作山久平		
大巻村	4 森田忠平		
彦部村	4 佐藤善四郎	3 勝治・3 平吉	
上佐比内村 下佐比内村	3—5 伊藤善十郎・5 石杜周蔵	3—5 石杜周蔵・5 金田一善右エ門	

（備考）

1　算用数字は、記録の上で確認できる在職年代を示すものであるが、これが直ちに在職期間を意味するとは限らない。

2　平民に姓を許可されたのは明治三年（一八七〇）九月十九日である。したがって、それ以前の記録に表われるものはいずれも姓を欠いているが、それであっても、後に用いた姓の判明できるものは、これを加えて掲げた。

管見に入る記録によって、明治三年（一八七〇）から五年（一八七二）にかけての町村役人をまとめると表一―八のようになる。

明治三年（一八七〇）五月、盛岡藩では、管下の村長及び副村長の諸給与を定めた。それによると、村長の場合は、村高を六段階に区分してそれに相応した給米銭と筆墨紙代が支給される定めであり、副村長の場合は、村高に関係なく一人につき給米片馬（一俵）と給銭五貫文を給すると定めている。また、組頭については、取扱い高百石につき給銭十五貫文の割りで支給することとしている。百石組を基準としたものであろう。そしてこれらの諸給与は、従前どおり郷割りをもって村方が負担する定めであった。（表一―九参照）

明治五年（一八七二）四月二十三日には、村長及び副村長の選挙手続きが通達されている。それによると、①村民の選挙（入札）によって適任者を選出する②その当選者を任命されるよう村民一同の連名をもって県に出願する③県ではそれを審査して任命（申付ける）という手順であったことが知られるが、村民から提出される願書の中には、「本人の持高はどれだけで、読み書きや計算もでき、村中の者も帰服し、故障もない者であるから、本人が任命されれば、村中責任をもって租税を上納する」旨を記載することとしている。

表一―九　村役人の定員と給与表

区分	村高	正副村長定数	村長一人給与			副村長一人給与		組頭給銭
			給米	給銭	筆墨紙代	給米	給銭	
大村	二〇〇〇石以上	正一人 副三人	三駄	一五〇貫文	三五貫文	片馬	五貫文	扱高百石ニ付キ一五貫文
	一〇〇〇石以上		三駄	一〇〇貫文	二五貫文			
中村	五〇〇石以上	正一人 副二人	二駄片馬	五〇貫文	二〇貫文			
	三〇〇石以上		二駄	三〇貫文	一五貫文			
小村	二〇〇石以上	正一人 副一人	一駄片馬	二〇貫文	一〇貫文			
	一〇〇石以上		一駄	一五貫文	七・五貫文			

㈣　八戸藩の村役人

八戸藩志和通の場合は、元禄七年（一六九四）に、旧来の肝入を名主と改称し、検断を庄屋と改めたが、その後は変更をみないままで明治五年（一八七二）三月に至っている。老名と組頭についても、また同様であった。ところが、同月には岩手県への事務引き継ぎが完了したので、これに伴って二十三日には、名主を村長、老名を百姓代、川原町庄屋を市長と改称した。また、それと同時にこれまでの七か村を整理統合して上平沢・稲藤・土舘・片寄の四か村としている。

ついでに、明治五年（一八七二）三月における名主は、上平沢村は近藤甚内（熊田）、稲藤村は伊藤長七（油田）、上土舘村は斉藤金三郎（坊屋敷）、下土舘村は高田勘十郎（高田）、北片寄村は藤尾与平治（中島）、中片寄村は佐藤庄内（久保田）、南片寄村は熊谷勝三郎（山岸）であった。そのうち、新村の村長となったのは、上平沢村長・近藤甚内、稲藤村長・伊藤長七、土舘村長・高田勘十郎、片寄村長・熊谷勝三郎の四名であった。

㈤　伍長制と百姓代制の実施

明治四年（一八七一）になると、盛岡県管下の町村に伍長の役が置かれるようになった。また、村方には百姓代、町方には町人代が置かれることとなった。これは、前年の十一月に行なわれた三陸会議（民政のことを統一するために、三陸地方の四県二藩の高官が登米県庁に参集して開催した会議）の協定に基づいて実施されたものであるが、これによって、村には村長・副村長・百姓代・伍長、町には市長・副市長・町人代・伍長の役制が確立されることになった。

伍長は、いわゆる五人組の長である。この五人組は、藩政時代の五人組制を踏襲したものであることはいうまでもないが、その構成は、近隣五戸をもって一組とすることを原則とし、便宜によってはそれを前後することも認められていた。そして、その組合を「伍中」と称し、伍中の長を「伍長」と称したのである。その主たる任務は、伍

中の人倫・風俗を正して犯罪者や行跡の悪い者を出さないこと、伍中の困窮者が自活できるように世話すること、上部からの通達を伍中に伝達すること、伍中に宿泊したり滞留する者を取締まること、伍中の請願と訴訟及び旅行者を確認すること、伍中の出生者と死亡者を村長（市長）に届出ること、伍中から滞納者を出さないようにすること、などにあった。伍長の選任は、初めは伍中の推薦をまって県が任命したものらしい。また、役料として町村負担の給米銭を支給する方針であったが、これは町村の迷惑を考慮して一時見合わせることとし、その代わり伍長が水火の災害や凶事にあった場合には伍中や近隣の組合が救済に当たることとした。それなのに、翌五年（一八七二）四月九日になると、県の任命制を廃して、伍中の者が一年交替の輪番制で勤めることとし、組合間の申し合わせによっては三組まで輪番制にすることもできるとした。ただし、官員・町村役人・廃疾者及び六十歳以上と二十歳以下の者は除く定めであったが、もし、戸主が老幼の場合は、嫡庶子または伯叔父をもって代理させてもよいとされた。無報酬であるところから、輪番制によって負担の平等化をはかろうとする意図によるものであろう。

なお、村方においては、伍長の中から若干を選んで「伍長頭取」なる役が置かれた。その主たる任務は、担当区の租税の取り立てにあったらしく、おおむね高百石について一人の割りで置かれたもののようである。つまり、藩政時代から継続されてきた小高組（百石組）の組頭に当たる役とみるべきであろう。この組頭は、村長制の施行後も引き続き存続されてきたが、伍長制の実施に伴って伍長頭取と改称されたものらしい。役料として一人につき年二十貫文が支給された。

百姓代は、村内の百姓の総名代として、村長・副村長の職務執行を監察するために置かれた役で、諸税の割り立てや取り立てには必ず立ち会ってその適否を監査したり、村民の諸願・諸届が適切に処理されるように意見具申することが主たる任務であった。そして、もしもこれらに不正や不適当な点があれば、役所（県庁）に訴え出ることも認められていた。その定員は村によって一定しなかった。三陸会議の協定になる『郡村規則』では、高三百石以

下の村には置かないこととし、三百石以上三千石未満の村は一名、三千石以上五千石未満は二名、五千石以上七千石未満は三名、七千石以上は四名となっているが、必ずしもそのまま実施されたとは限らなかった。当地域においては、犬渕村（二八四石）のように三百石以下の村でも一名を置いている例もあるし、南日詰村（一二五六石）・上平沢村（八四二石）・土舘村（一三二八石）のように三千石未満であっても二名を置いている例もある。また、組合村の場合は、三千石未満でもほとんど二名を置いている。村の実情に応じて定めたものであろう。その選任方法は、伍長の中から村民の選挙（入札）によって適任者を選出し、それを県が任命するという形式がとられた。前記の『郡村規則』では、その給与基準をも定めているが、これによって一人当たりの年額給料をみると、三百石以上五百石未満の村では六斗、五百石以上三千石未満は一石、三千石以上七千石未満は三石、七千石以上は三石六斗余となっている。ただし、実情について

表一―一〇　伍長・伍長頭取・百姓代人員一覧表

村名	戸数	伍長数	平均一伍戸数	伍長頭取数	百姓代数
土舘	一一三	二〇	六・三	八	二
上松本	四九	七	七・〇	一	一
大巻	七八	一一	七・一	三	一
星山	六七	九	七・四	不明	一
片寄	二〇八	二五	八・三	不明	一
宮手・升沢	九九	一二	八・三	七	二
稲藤	八五	九	九・四	不明	一
上平沢	一六八	一七	九・九	不明	二
北日詰	七六	六	一二・七	不明	不明
栃内・江柄・北沢・大ケ生	一七八	一二	一四・八	三	一
赤沢・紫野・舟久保	一八五	一二	一五・四	三	二
佐比内	二三六	一四	一六・九	不明	一
東長岡・西長岡・山屋	二一三	九	二四・八	不明	二

（備考）
1　伍長人員は、同一村でも時期によって変動がみられるが、そのうち最多数のものを掲げた。
2　戸数は、明治十年（一八七七）編集の『岩手県管轄地誌』によった。

は明らかでない。明治六年（一八七三）一月、岩手県では村三役の年額給料を定めているが、これによると、百姓代の場合は、高五百石未満の村では五斗、五百石以上千石未満は七斗、千石以上二千石未満は七斗五升、二千石以上は一石となっている。以上は、百姓代を中心に述べたが、町人代の場合もこれに準じたとみてよかろう。なお、この百姓代・町人代の制は、明治八年（一八七五）一月二十五日に至って廃止となった。

次に、管見に入る資料によって、明治六、七年ごろにおける当地域の伍長・伍長頭取・百姓代の人員を示すと表一―一〇のようになる。これによって五人組の構成をみると、村平均で小は六人から大は二十五人弱となっており、村によってかなりの差違があったことを示している。

(六)　戸長・副戸長制の実施

明治五年（一八七二）六月三日、岩手県では、管下六郡を二十一区に改編すると共に、中間機関としての郡長・戸長・副戸長を廃したことは既に述べた。そして、村方については、これまでの村長を戸長と改め、副村長を副戸長と改称した。こうして、末端機構としての戸長・副戸長が出現することになるが、これによって村方では、戸長・副戸長・百姓代をもって三役を構成することになった。

戸長・副戸長の定員は、各一名であった。その選任方法は、村民の選挙の結果、最高得票者を県に申請して承認（「聞き置く」と表現している）を受け、その役に当てるという公選方式がとられた。百姓代の場合もまた同様である。

この戸長・副戸長制の実施に伴って、これまで中間機関としての郡長と戸長において分掌してきた事務は、すべて村方において処理することになって、村の事務は広範にわたることになるが、それだけではなく、新たに地券に関する事務も加わってきたため、実際には執行上に無理が生じるようになった。このために同年十月十五日には、改めて各区に正副区長一名ずつを置き、さきに村方へ移管した戸籍事務と地券事務を担当させたことも既に述

べた。

明治六年（一八七三）二月三日、県では『村役人事務章程』を布達し、戸長・副戸長の職務は次のように規定されている。

1　御法度に違反しないように教えさとすとともに、人倫を守り風俗を正しくするように注意すること。

2　部内の戸籍を明らかにするとともに、人民の生死・家督・婚姻・転宅・送籍・寄留・旅行などのことを届けさせて一か月ごとに取りまとめ、翌月五日までに区長へ提出すること。

3　租税と地券についての規則を遵守させるとともに、部内に発生した事件のいっさいを区長と協議して明細に取り調べること。

4　住民より県庁へ提出する願書の類は、念入りに詮議の上、不都合がなければ連印して区長経由で進達すること。ただし、急を要する場合は本人が、戸長より直接県庁へ提出すること。

5　区内一般に賦課する課役銭は、区長の通達によって割り付けること。村社の営繕費と祭典費並びに正副戸長と百姓代の給料などは、かねて通達しておいた割合いをもって村限りで割り付けてよいが、その場合であっても、百姓代の監査と区長の承認を得てから実施すること。

6　牛馬のことは、その地の馬肝入の所管事項であるが、春秋の総牛馬改めの際には、戸長か副戸長が必ず立ち会って不都合がないように検査すること。

7　脱籍や無産の者あるいは火つけや盗賊の輩が村内をうろついて不安を与えた場合は、留置区長または見廻役と協議の上、その旨を届け出ること。ただし、手に余る場合は、捕縛してもさしつかえないこと。

8　捨て子・変死者・行き倒れなどのあった場合には、その旨を届け出て、指示を受けた上で処置すること。

この章程によってもわかるように、正副戸長と百姓代には、村方の負担をもって給料が支給されたが、これを表示すると表一―一一のようである。

なお、戸長・副戸長・百姓代の村三役は、明治八年（一八七五）一月二十五日に至って廃止となったが、その間における当地域のそれを管見に入る資料によってまとめると表一―一二のようになる。

表一―一一　村三役（正副戸長・百姓代）給料表

村高区分	戸長区分	副戸長給料	百姓代給料
五〇〇石未満	一　石	七　斗	五　斗
五〇〇石以上 一〇〇〇石以上	一石五斗	一　石	七　斗
一〇〇〇石以上 二〇〇〇石以上	二　石	一石五斗	七斗五升
二〇〇〇石以上	三　石	二　石	一　石

表一―一二　村三役（正副戸長・百姓代）一覧表

村名	戸長氏名	副戸長氏名	百姓代氏名
犬渕・南日詰	大沼喜作 5―6 照井儀右エ門 6	大沼喜平治 5―6 高橋与八 6	菅原与平治 5―6 滝浦久平 5―6 岩清水与吉 6
片寄	熊谷勝三郎 5 熊谷長三郎 6	藤尾与平治 5 佐藤庄内 6	細川久吾 5―6 佐藤治郎七 6退 熊谷彦七 6
土舘	高田勘十郎 5―6 斎藤金三郎 6	斎藤金三郎 5―6 新里七右エ門 6退 阿部市兵衛 6	
上平沢	近藤甚内 5―6	小田中与兵衛 5―6	須藤善兵衛 5 須藤喜平治 6退 弥勒地与十郎 6退 戸川弥惣治 6

稲藤	伊藤長七 5 浅沼甚三郎 6	小田中善兵衛 5 新里七右衛門 6	浅沼甚三郎 5 田口仁右衛門 6 退 須藤喜平治 6	小田中伝五郎 6
升沢・宮手	谷地舘仁八 5 立花金三郎 7	坂本長兵衛 5―6 西田万兵衛 6―7 西田栄助 7	中村万兵衛 5 中村万十郎 7 村田勘喜治 5―7	
南伝法寺	菅原孫九郎 6―7	藤原平作 6―7	熊谷長吉 6―7	
上松本	谷地平三郎 5―6 阿部喜七 6	阿部喜八 5―6 鷹木源之助 6	武田重五郎 5―6 細川清五郎 6	
東長岡・西長岡・山屋	藤原理八 7	平舘喜惣治 7	工藤孫次郎 7 稲垣久平 7 退 工藤久四郎 7	
栃内・江柄・北沢・大萱生	横沢林蔵 5―6 好地沢長右ェ門 6	渡辺恒吉 6	渕向勘六 5―6 小屋敷喜兵衛 6	
赤沢・紫野・舟久保	梅沢勘四郎	工藤長作	藤原正源 6 工藤新八郎 5―7	
大巻	盛田忠平 5―6 盛田清十郎 6 退 佐藤庄次郎 6―8	盛田清十郎 5―6 佐藤庄次郎 6 退 阿部徳右衛門 6	佐藤惣八 6	
星山	作山久平 7	作山喜兵衛 7	工藤金兵衛 7	
佐比内	石杜周蔵 6	金田一善右衛門 6	金田一善右衛門 5 多田弥三治 5―6	

（備　考）
算用数字は、資料の上で確認できる在職年代を示す。

(七)　組惣代制の実施

前述のように、明治八年（一八七五）一月十四日には、いわゆる大区小区制が実施されるに至ったが、これに伴って郷村の行政組織も大きく改変され、中間機構としての区長・副区長制を廃止すると共に、数か村を連合して郷村行政の単位とし、一単位ごとに一扱所を設置して、そこに戸長・副戸長・書役・見廻役（同年四月七日に廃止）などを置くことになった。これによって、村方においてはこれまで置かれていた戸長・副戸長は自動的に解消されることになったが、それと同時に、百姓代をも廃して新たに小区を単位として組惣代なる役を置くことになった。

この一連の改革は、絶対主義的な中央集権体制の確立を目途として行なわれたことはいうまでもないが、これによって、藩政時代の支配組織はようやく影をひそめることになるのである。村の名称は存続しても、それはもはや行政単位としてではなくして、わずかに村落共同体の単位を示すものに過ぎなくなった。そして、そこに置かれた行政機構といえば、末端組織としての組惣代と伍長だけであった。

組惣代は、文字どおり組の惣代であるが、その組の構成は四十戸から八十戸をもって一組とすることを原則とした。そして、小区（一ないし数か村をもって構成）を単位として一連の番号を付し、「第何大区何小区何番組」というように呼称した。つまり、小区はいくつかの組に区分され、それぞれの組には、組中によって選出された組惣代が一人ずつ置かれることになったのである。

その選任方法は、①村方では組ごとに三名連記制をもって投票を行ない、その用紙を密封して扱所に送付する②扱所ではそれを開票した上、その結果に副書を添えて県庁に提出する③県庁では最多得票者を組惣代として発令（「申し付ける」と表現している）するという手順であったが、組内に適当な人材がない場合には、隣接の組から

選出する定めであった。

この組惣代は、行政の末端機構として戸長のもとに属すると同時に、反面では組中の意志を代弁する機関でもあるという二面の性格をもっていた。このため、戸長の命といえども、執務上のことについては、その理非を弁明する権利が与えられていたのである。その執務規定を明治八年（一八七五）一月十四日に布達された「郷村吏職制事務条例」によってまとめると、およそ次のようになる。

1　政府や県の布令が達せられたら、すみやかに組中へ頒布してその趣旨を徹底させること。
2　組内の者から申請される書類は、必ず押印してから扱所へ提出すること。
3　県に上申する書類は、必ず戸長の連印を必要とする規則であるが、もし、戸長が理非を主張して押印しない時は、その旨を記して直接進達してもよいこと。ただし、事情を調査した結果、理に合っていない場合は、申請者と組惣代において責任を負うこと。
4　組内から届け出られる戸籍・人口・牛馬の出入り、舟車の増減及び物価の高低等は、規定に従って遅滞なく扱所へ提出すること。
5　諸税や部内から徴収する金穀は、期限に従って遅滞なく扱所へ納入すること。
6　組内に異変が生じた場合には、戸長の指示を得て処置すること。
7　毎月の会議には、必ず出席して意見を述べること。
8　組内の神社について祭典や修繕のことがある場合には、神官や戸長と協議してその事務を処理すること。
9　組内の者が上申書類を作成することができない場合は、直接代書するかあるいは書役に依頼してもさしつかえないこと。
10　上申書類は、半紙一枚二十行詰めに調製すること。

11　公務で出張するか病患にかかった場合には、公務を隣組の組惣代に委託し、かつ、その旨を扱所へ届け出ること。

12　執務上について別に規定がない場合とか不審な点がある場合には、戸長と協議して処置すること。

組惣代には、初め月給二円が給与されたが、一律の定額には不合理があったので、明治十年（一八七七）六月十五日にはこれを改めて、反別一町歩に付き金一銭、戸数一戸に付き金一銭を基準として支給することにした。そして、一人で二組以上の兼務を禁止し、組内の事情によっては二ないし三人の惣代を置くこともできるとした。ところが、同年十月三十日になると、一人で二組以上の兼務もできると改めている。

この組惣代制は、明治十二年（一八七九）一月になって新しく郡村制が施行されるようになると、村の任意によって置かれることとなり、同年四月二十五日にはこれについての布達が出されている。これに至るまでの、当地域における組惣代を管見に入る資料によってまとめると表一―一三のようになる。

なお、この組惣代制が実施された後も、これまでの伍長制は存続した。

表一―一三　組惣代一覧表

大区	小区	所属村	組惣代氏名
一〇小区		桜町	(?)熊谷与市 11
		日詰新田	(三)橋本作内 11・(四)木村佐五郎 8―10 (四)平井六右衛門 10―11・(四)関新六 11 (五)北田権四郎 8―11・(五)金子七郎兵衛 11 (五)村谷儀兵衛 11・(?)福島七助 11
		二日町新田	(一)根子嘉兵衛 8―9・(一)戸塚政成 9 (二)照井新兵衛 8―11・(二)高橋孫兵衛 11

第五大区

一一小区	一二小区		一三小区	一四小区			一七小区			一八小区			二〇小区		
北日詰	南日詰	犬渕	平沢	片寄	陣ケ岡	中島	高水寺	室岡	岩清水	南伝法寺	吉水	小屋敷	上松本	升沢	宮手	下松本
(三)(四)藤沼市次郎 11	(一)照井儀右衛門 8・(二)大沼喜作 8 (二)高橋久八 8		(一)玉山荘司郎 11・(二)斉藤久八 11	(三)中田喜六 8―10・(三)畠山金治郎 10 (四)近藤三太郎 9―10		(?)長谷川与次郎 10	(?)東藤与右衛門 10	(一)佐々木甚四郎 8―10	(二)細川重三郎 8	(三)菅原孫九郎 8―10	(一)細田佐太郎 11	(二)佐藤忠助 8・(二)佐藤庄次郎 8	(三)阿部喜七 8	(一)西田栄助 8―11	(二)立花金三郎 9・(三)村田勘喜治 9	(四)藤原庄五郎 9	(一)金三郎 8・(一)高橋善作 11

| 第六大区 | | |

	舟久保	(二)佐々木徳助 9―10・(二)藤原千助 10―11

（備　考）
漢数字は組番号を示し、算用数字は資料の上で確認できる在職年代を示す。

(八)　戸長役場の設置

明治十一年（一八七八）七月公布の「郡区町村編成法」に基づいて、岩手県では、翌十二年一月十五日から新しい郡制を施行したことは既に述べたが、それと同時に、末端組織についても再編成を行ない、従来あった六百四十の村を組み合わせて三百三の単位行政区を構成し、それぞれの行政区に村役所を置くことになったのである。とはいっても、その実態は前の小区と大差のないものであったが、いずれにせよ、これによって従前の大小区と扱所の制は解消され、新しい郡村体制にはいることになるのである。

この改正に伴って紫波郡の七十三か村は三十一の単位行政区に再編成されたが、このうち単独村で成っているのは七か村だけで、他はいずれも組合村であった。その構成と村役所（後に戸長役場と改称）の所在地を示すと表一―一四のようである。なお、組合村を表示するのには、「宮手升沢下松本村」のように全村名にわたる場合と、単に役所所在地の村名だけをもって代表する場合と、「宮手外二ヶ村」というように示す場合の三様があって、必ずしも一定ではなかった。

村役所には、戸長一名と書役若干名が置かれた。戸長は、等外の一等から四等の官等に準じて取り扱われたが、その職務内容は、協議費（町村費）をもってする町村独自の事業を執行する外に、おおむね次のような事項をつかさどることにあった。

1、布告や布達を町村内に周知させること。

2、地租および諸税を取りまとめて上納すること。

3、戸籍を整備すること。
4、徴兵の下調べをすること。
5、地所・建物・船舶の質入れや書入れおよび売買の書類に奥書し加印すること。
6、地券台帳を整備すること。
7、迷い子・捨て子・旅行中の病人・変死人などのほか事変のある時は警察署に報告すること。
8、天災または非常の難にあって窮迫している者を具申すること。
9、孝子や節婦その他篤行のある者を具申すること。
10、町村の幼童に就学の勧誘をすること。
11、町村内の人民の印影簿（印鑑簿）を整備すること。

表一―一四　明治十二年の単位行政区構成表

村役所所在地	単位行政区の構成村	村役所所在地	単位行政区の構成村
日詰新田	日詰新田・平沢・桜町	東長岡村	東長岡・西長岡
南日詰村	北日詰・南日詰・犬渕	山屋村	山屋
片寄村	片寄	犬吠森村	草刈・犬吠森
高水寺村	二日町新田・中島・陣ケ岡・高水寺	大巻村	星山・大巻
小屋敷村	上松本・南伝法寺・小屋敷・吉水	彦部村	彦部
上平沢村	上平沢・土舘・稲藤	佐比内村	佐比内
宮手村	升沢・宮手・下松本	赤沢村	赤沢・紫野・船久保
江柄村	江柄・北沢・栃内	遠山村	遠山・北田

12、諸帳簿を保管すること。
13、官費や県費に係る河港・道路・堤防その他修理保存を要する物について利害を具申すること。
14、県令や郡長より命令された事務は、規則または命令に従って処理すること。

なお、戸長は、当分の間、学区取締と医務取締を兼務することとされた。

戸長の選任方法は、部内の町村において選出した者を県が任命するというもので、つまり、公選制である。岩手県では新しい郡村制の施行に当たって、とりあえず明治十一年（一八七八）十二月十日に戸長公選の方法を布達したが、翌十二年（一八七九）三月十日には正式に「戸長選挙規則」を定めている。それによると、選挙人は満二十歳以上の男子でその町村に本籍を有する者とし、被選挙人は満二十歳以上の男子で岩手県に本籍を有する者としている。また、選挙手続きについては、郡長は投票日を定めると共にあらかじめ作製して置いた選挙人名簿によって投票用紙を配付し、選挙人はその用紙に選ぶ人の氏名を記して投票日に郡長へ差し出すことと定めているが、その際、投票人が代人に託して差出すことが認められていた。この選挙規則は、明治十六年（一八八三）十一月十四日になって改正をみるにいたったが、その主たる点は、選挙人を町村会議員に限定したこと、被選挙人の年齢を満二十五歳以上としたこと、投票用紙には被選挙人の住所氏名と共に投票人の氏名をも記するようにしたこと、開票は選挙人の目前でするようにしたこと、戸長の任期を満三年としたこと、などであり、かなり大幅な改正であった。なお、戸長の解任は県において行なった。

既に述べたように、新しい郡村制実施の当初は、戸長の事務取扱所を「村役所」と称したが、明治十三年（一八八〇）十一月二十二日に至って、これを「戸長役場」と改称することになった。そして、この名称は明治二十二年（一八八九）の町村制施行まで続くことになる。

表一―一五　戸長一覧表（明治一二―一七年）

村名	戸長氏名
日詰新田・平沢・桜町	関　徳次郎（12―17）
北日詰・南日詰・犬渕	大沼恒八（12―14）・吉田貞治（14―17）
片寄	畠山金三郎（12―14）・畠山金四郎（15―17）
二日町新田・中島・陣ケ岡・高水寺	大崎順作（12―17）
上松本・南伝法寺・小屋敷・吉水	田鎖春治（12―16）・武田鶴蔵（16―17）
上平沢・土舘・稲藤	村井友次郎（12―14）・竹内権八（14―17）
升沢・宮手・下松本	生内静孝（12―13）・一方井貫三（13―16）・坂本万蔵（16―17）
江柄・北沢・栃内	福田要作（12―17）
東長岡・西長岡	藤原理八（12）・小笠原元明（12―14）・稲垣春松（14）・吉田古准（14―15）・藤原理八（15―17）
山屋	平舘喜惣治（12―17）
草刈・犬吠森	佐羽内明生（12）・佐藤次明（12―17）
星山・大巻	野村長四郎（12―17）
彦部	畏綿茂助（12―14）・橋本喜代治（14―17）
佐比内	金田一啓助（12―17）
赤沢・紫野・船久保	梅沢勘太郎（12）・工藤新八郎（12―14）・福山茂吉（14―17）
遠山・北田	遠山緑（12）・阿部米蔵（12―13）・遠山緑（13―17）

(九) 村会の開設

岩手県では、明治八年（一八七五）から「総会議」を設けて県政の諮問機関としてきたが、明治十一年（一八七八）七月に至って「府県会規則」が公布されたため、翌十二年には改めて「県会」が開設されることになった。これに次いで、同年六月十五日には「町村会規則」が布達され、町村にも自治的な議決機関が開設されるようになった。

この町村会規則によると、町村会において議決する事項は、「県会において議決したる戸数割の徴収方法及び町村協議費をもって支弁すべき経費の予算とその徴収方法」に限られていた。そして、町村会において議決した事項は、戸長が認可した上、郡長を経て県令（後の県知事）に報告してから施行すべきものとし、もし戸長が認可すべきでないと判断したときは、その事由を郡長経由で具申して県令の指示を請うこととしているし、県令が町村会の議決を不当と認めたときは、戸長の報告を受けてから十五日以内にその取り消しを命じることと規定している。つまり、議決の範囲や効力にかなりの制限が加えられていたのである。この規則では、議員の定数を町村の人口に応じて六段階に区分し、最低では三百人未満は十五人、最高では五千人以上は百人と定めたが、同年七月二十五日にはこれを改正して、千人未満は十五人、千人以上三千人未満は二十人、三千人以上は三十人とした。したがって、実際には前の定数は行なわれなかったのであろう。議員の選挙権については、その町村に本籍を有する満二十歳以上の男子で、しかもその町村における地租と地方税を合わせて一円以上納める者に限るとしたし、同じく被選挙権については、その町村に本籍を有する満二十五歳以上の男子で、しかもその町村に満三年以上居住して地租と地方税を合わせて一円五十銭以上納める者に限ると定めている。いうまでもなく、制限選挙である。そして、当選者は互選で正副議長を選出する定めであったが、その正副議長と議員当選者に対しては、郡長から当選状が交付されることになっている。議員の任期は二年として毎年半数ずつ改選する規定であり、正副議長の任期は一周年で改選ご

とに公選することとしている。また、町村会の会議は毎年四月と十月に戸長が招集し、会期は三日以内とされている。なお、町村会は数か村を連合して設けることができる定めであった。

ところで、さきに町村会の議決事項を述べた中で、「町村協議費をもって支弁すべき経費の予算とその徴収方法」をあげたが、この協議費というのは町村自治の部分に属するものであり、明治十二年（一八七九）七月二十五日の県布達では、その費目を学校費・里道修繕費・村限用水路修繕費・村限架橋修繕費・村役所営繕費あるいは家賃・祠官掌月給の六件と定めている。しかし、これは地方の実情に即しないきらいがあったので、早くも同年十月二十五日には廃止となり、以後は町村の裁量に任されることになった。ただし、大勢としてはこれが基本をなしたもののようである。

この規則に基づいて、当地域においても同年の七月から八月にかけて投票が実施されているが、前述のように、七月二十五日には議員定数の規定が改正となったため、それ以前に実施した村では、やりなおしをするという混乱がみられた。その投票の方法は、その村の議員定数分の連記制、つまり定数が十五名であれば十五名を連記で投票するという方式であった。また、開票は即日に実施されたが、これによって当選者が確定すると、当選者はその日のうちに正副議長の投票を行なうという手順であった。こうして、九月から十月の初めまでには、正副議長と議員の当選者に対して郡長から当選状が交付され、十月中には第一回の定例会を開催するにいたった。

組合村の村会は、連合で構成されたことはいうまでもないが、その際の村会名は、「赤沢村紫野村船久保村連合村会」というように称した。また、連合村会のように議員数が多い場合には、正副議長以外の議員を分けて数組とし、組ごとに総代を選んで運営の便をはかった。たとえば、赤沢村外二か村の連合村会の場合には、一般議員四十三名を甲・乙・丙・丁の四組に編成している。なお、村会には書記と小使および小走が置かれたが、ほとんどは戸長役場のそれをもって臨時に当てられた。

町村会の正副議長および議員は、無報酬が原則であった。ただし、会議の議決があれば、会期中に限って適宜手当を支給することができる定めであったが、当地域においては支給した例はみあたらない。

ところで、前に述べた町村会規則は、わずか十か月後には自然消滅となった。それは、明治十三年（一八八〇）四月二十五日になって、新たに「区町村会法」が布告されたためである。それによると、町村会の規則は地方の便宜に従って町村が制定し、県令の認可を得て施行することとされている。これによって、各町村では改めて町村会規則ないし連合町村会規則を制定することとなったが、大部分は前の規則を準用したもののようである。ただし、議員定数については、かなり大幅な縮減を行なった形勢がある。たとえば、赤沢外二か村の連合村会の場合には、前の規則によると総定数は四十五名であったが、新規則ではこれを十八名としているようにである。

以上のような経過をたどって、町村の自治体組織は公式に成立をみることとなったが、分けても明治十三年（一八八〇）の区町村会法によって、町村の自治体的性格は一段と強化されるようになった。このことは、その第一条に「区町村会ハ其区町村ノ公共ニ関スル事件及其経費ノ支出徴収方法ヲ議定ス」とあることからもうかがい知ることができよう。ここに、明治初期における町村自治の芽生えをみることができる。

(十)　村の内部組織

郡区町村編制法の施行に伴って、これまで行政の末端機構として置かれてきた組惣代は、一応村吏の職制からは除外されることになった。そして、自治機構として存置するかどうかは町村の裁量に任されることになったが、当地域においては、ほとんどの村が存置したもののようであるが、その名称は、組惣代・組合惣代・人民惣代・惣代・組長などとまちまちであった。次に、その実態を、赤沢・紫野・船久保村の場合についてみてみよう。

同村では、明治十二年（一八七九）十一月の村会議において、村民の「代書惣代」として赤沢村に四名、紫野村と船久保村には各一名の組長（後に組惣代と改称）を置くことを議決した。そして、六名の組長が一か月交代で村

役所に出勤することとし、その給与を月二円五十銭と定めた。つまり、このことからみると、組長の主たる任務は、村民の代書を担当することにあったことがうかがわれるが、その外にも、組を代表して出願をしたり、民意を上達したり、あるいは村役所（戸長役場）からの通達を組内に周知させるなどのことにあって。その選出は組ごとの投票によった。

表一―一六　赤沢村二カ村の内部組織

（明治一二年一二月現在）

村名	組長（組惣代）氏名	伍中名	伍長氏名
赤沢	工藤儀八	一番組	梅沢勘四郎
		二番組	大角与之吉
	藤原庄太郎	三番組	池田治兵衛
		四番組	藤原庄太郎（兼）
	工藤伊之助	五番組	似里鉄蔵
		六番組	大弓庄四郎
	福山茂吉	七番組	冨山久吉
		八番組	吉田久平
紫野	内村平三郎	一番組	内村徳治
		二番組	工藤巳之松
舟久保	佐々木藤之亟	一番組	藤島清之助
		二番組	藤島藤吾助
		三番組	佐々木藤之亟（兼）

組惣代の下には、二ないし三名の伍長を置くのが普通であった。それは、従前の伍長制の延長であることはいうまでもないが、ただ、従来の伍長が内部統制の機能を強くもっていたのに対して、どちらかというと連絡補助員的な性格をもっていた点に相違があった。大部分は輪番制であったらしい。

このようにして、村の内部には、郡区町村編制法の施行を契機として、遺制的な自治組織が形成されるようになった。そして、組惣代は後年にまで存続され、やがて区長・部落会長・行政連絡員と進展するのである。

(ヰ)　学務委員制の施行

明治十二年（一八七九）一月の郡区町村編制法の実施に伴って、新任戸長が学区取締を兼務するようになったことは既に述べたが、それと並行して、岩

手県では同月十日に「公立小学校学資取扱概則」を定め、学校組合（学区）ごとに五人以下の学資委員を置くことになった。これは、校費の定額とその賦課徴収方法および資本蓄積保存方法等を審議させるためのものであり、この委員によって議定された事項は、郡長の認可を得て戸長が執行するという手順であった。学資委員の選挙方法は、郡長に任せる規定であったが、赤沢小学区の場合は、同年四月に選挙を実施して、工藤儀八（赤沢）・内村平三郎（紫野）・藤原仙助（船久保）の三名が選任されている。

同年九月には、明治五年（一八七二）発布の学制は廃止され、改めて教育令が公布された。それは、時勢の変化に応じるためのものであったが、その施行に伴って、全国の学校事務は文部卿の下に統轄されることになったし、町村段階においては、学校組合（学区）ごとに民選の学務委員を置いて、県令の監督下に学校事務を管理させることになった。したがって、これまでの学区取締は廃されることとなる。また、従来の大学区・中学区・小学区などの学区制も自然と消滅をみることになった。

学務委員の職掌を具体的に規定したものとしては、明治十二年（一八七九）十月三十日の「学務委員心得」と同十三年四月二十五日の「学務委員事務章程」とがある。前者は後者の布達によって廃止となったが、後者によってその職掌をみると、学齢子女の就学勧奨、教員の雇用契約、学事に係わる通告文書への連署、教員および生徒の勤惰の監査、生徒の学業試験の執行、生徒世話係の進退、学資金の取扱い、校費予算案および決算書の作成、学事年報の調製と進達、営繕と備品購入とその保管、学校の諸帳簿の整理、教員の給料と旅費の支給、学校消耗品の購入と不用物品の売却、学校督守人または小使の雇用と解雇、教育上弊害があると認められる事項の具申などとなっている。つまり、町村内における学校事務のいっさいを管理することであった。

学務委員の定数は、町村会の議決によるとされた。また、その選挙方法は、初め戸長選挙規則に準拠するとしたが、明治十三年（一八八〇）三月十五日には、改めて「学務委員選挙規則」を布達している。それによると、選挙

人も被選挙人も、その町村内に本籍と住居を有する満二十歳以上の男子とされている。なお、学務委員の給料は、町村会の協議によって決められたが、明治十五年（一八八二）の上平沢・土舘・稲藤学区の場合は年額三十六円であった。

学務委員の最初の選挙は、明治十三年になって実施された。当地域においては、大部分の学区が二月中に行なっている。その定数は、栃内・江柄・北沢学区が二名制であった外はいずれも一名であった。しかし、後になると、赤沢・紫野・船久保学区と遠山・北田学区および佐比内学区も二名制をとっている。

ところで、明治十二年（一八七九）九月の教育令は、早くも同年十二月には改正をみるにいたったが、これによって、新たに戸長も学務委員の員数に加えられることになった。それは、兼任ではなく併任である。したがって、辞令の上でも「戸長学務委員申付候事」という書式が用いられた。また、明治十三年（一八八〇）三月十一日には前の学資取扱概則が廃止され、以後の学資取扱いは学務委員において担当することとなった。

この学務委員の制度は、明治十八年（一八八五）八月十二日をもって廃止されるにいたった。教育令の改正によるものである。そして、その事務は戸長へ移管されることになった。

表一―一七　学務委員一覧表（明治一三～一八年）

学区	学務委員氏名
日詰新田	関　喜代治（13―14）・関　新六（14―18）
日詰新田・二日町新田	関　喜代治（13）
二日町新田・高水寺・中島・陣ケ岡	高木洋蒼（13―16）
二日町新田	小川丑太郎（16）・横沢新太郎（16）・水本伊八（16―18） 横沢徳市（18）

高水寺・中島・陣ケ岡	水本伊八（16―18）
南日詰・北日詰・犬渕・桜町	中村栄儒（13）？
平沢	幅野大吉（13―14）・玉山己代治（14―18）
片寄	熊谷春治（13―14）・小田中三太郎（14―17） 熊谷常治（17―18）・畠山金次郎（18）
上平沢・土舘・稲藤	竹内大次郎（13―16）・成海兵蔵（17）・竹内大次郎（17―18）
宮手・升沢・下松本	立花金三郎（13―14）・坂本市蔵（14―16）・谷地舘要造（16―18）
小屋敷・吉水・上松本	武田鶴蔵（13―14）・高木源蔵（14）・谷地平五郎（14―16） 細田文平（16―18）・武田鶴蔵（18）
南伝法寺・岩清水	細川文右衛門（13―14）・吉田喜左衛門（14―15）・吉田長治（15―16） 菅原孫九郎（16―17）・野沢了然（17―18）
佐比内	高橋喜代松（13―18）・佐々木仁太郎（15―18）
彦部	遠山貞治（13）・川村伊助（13―18）
大巻・星山	阿部惣助（13―14）
大巻	盛田清十郎（14―18）
星山	作山亥之松（14―18）
犬吠森・草刈	阿部久治（13―15）・阿部才八（15―17）・上田丈八（17―18）
東長岡・西長岡	吉田古准（13）・佐藤孫次郎（13―15）・細川仁兵衛（15―17） 小笠原元明（17―18）
栃内・江柄・北沢	横沢久吉（13）・菊池源蔵（13―16）・横沢久吉（16―18）

山　屋	沢　田　金兵衛（13―18）	
遠山・北田	中　村　多　蔵（13―18）・阿　部　平三郎（15―18）	
赤沢・紫野・船久保	梅　沢　勘四郎（13）　・工　藤　伊三郎（13―18）・工　藤　儀　八（14―18）	

（備　考）

1、二日町新田は、初め日詰新田と組合をなしていたが、明治十三年（一八八〇）五月には離脱して高水寺・中島・陣ヶ岡三か村と共に組合を結び、さらに同十六年には単独で学区をなした。

2、星山村と大巻村とは、初め組合をなしていたが、明治十四年（一八八一）十月には分離して、それぞれ単独の学区となった。

3、算用数字は在任年代を示す。

(ロ)　戸長役場の統合

明治十七年（一八八四）八月二十二日、岩手県では管内三百二十三の戸長役場を百十九に統合することを布達し、これまでの役場は八月三十一日限りで閉鎖することとした。その主たる理由は、町村の経費負担を軽減することと、吏員の待遇を改善して人材を確保することの二点にあった。

これによって、紫波郡の七十三か村は、九つの戸長役場の下に整理されることになった。つまり、九つの組合村に統合されたことになるが、その役場所在地と組合村の構成内容を示すと表一―一八のようである。なお、この組合村の表示は、「上平沢村外六ヶ村」というように役場所在地の村名を冠して呼称した。

これよりさき、同年五月七日には、これまで行なわれてきた戸長の選挙制を廃止して、以後は県令において選任すると改められた。つまり、官選であるがこれが実際に行なわれたのは、新しく発足した戸長役場の時からであった。このことからみると、今次の戸長役場の統合は、戸長の官選を機として企てられたものと思われる。

表一―一八　明治十七年の組合村構成表（紫波郡）

役場所在村	村数	組合構成村
日詰新田	一〇	日詰新田・桜町・平沢・二日町新田・高水寺・中島・陣ケ岡・南日詰・北日詰・犬渕
上平沢	七	上平沢・土舘・稲藤・片寄・宮手・升沢・下松本
北伝法寺	一〇	北伝法寺・岩清水・和味・小屋敷・南伝法寺・上松本・吉水・室岡・白沢・太田
東徳田	七	西徳田・東徳田・間野々・北郡山・土橋・高田・藤沢
東見前	一二	東見前・西見前・広宮沢・煙山・赤林・津志田・三本柳・又兵衛新田・南矢巾・北矢巾・上矢次・下矢次
下飯岡	六	下飯岡・上飯岡・飯岡新田・羽場・湯沢・永井
乙部	八	乙部・手代森・黒川・大ケ生・山屋・江柄・坂内・北沢
星山	七	星山・大巻・東長岡・西長岡・犬吠森・草刈・彦部
赤沢	六	赤沢・船久保・紫野・遠山・北田・佐比内

官選戸長の身分は、初め判任官の十等から十七等に準ずるものとし、月俸もそれぞれの等官と同類（郡書記と同額であったが、明治二十年（一八八七）一月の改正によって、身分は準判任官三等より十等とし、月俸は最低八円から最高三十円（この間を十六段階に区分）までとした。

表一―一九　戸長一覧表（明治一七―二二年）

組合村名	戸長氏名
日詰新田外九か村	瀬川長蔵（準十二等官月十五円）
上平沢村外六か村	中島　貞（準十七等官月八円）・対島景福（20―22）
北伝法寺村外九か村	島森春寿（準十七等官）・後藤祐之（二〇年現在）
乙部村外七か村	関徳次郎（準十六等官月九円）
星山村外六か村	大里貫一（準十七等官）
赤沢村外五か村	石川昌蔵（準七等官）

(三) 連合村会の展開

明治十七年（一八八四）の戸長役場の統合によって単独村だけの単位行政区は解消されることとなり、それに伴って、村会も全面的に連合村会の形式をとることとなったが、これについて述べるためには、まずもって関係法規の改正のことにふれておく必要がある。

さきに述べた明治十三年制定の「区町村会法」は、同十七年五月七日の太政官布告によって大幅に改変されるところとなった。その中で特記すべきことが二点ある。第一は、前の法では町村において定めることになっていた町村会規則を県令が定めると改められたことであり、第二は、町村会の議長は戸長をもって当てるとされたことである。

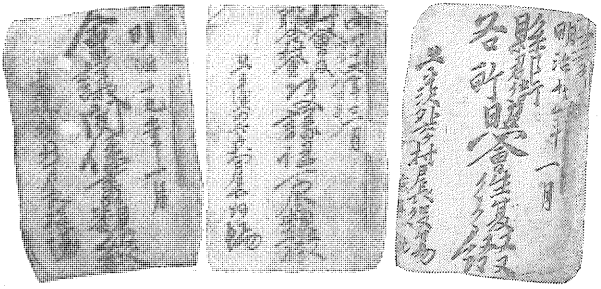


図 1-2　上平沢外六か村戸長役場書類綴（明治19年～20年）

この第一の点を受けて、岩手県では明治十七年六月二十一日に、新たに町村会規則を布達したが、その中のおもな事項をあげるとおよそ次のようである。まず、町村会の開設を分けて町村が単独で設ける場合と連合で設ける場合の二とし、戸長役場管内の各町村が単独で開設する必要がないとか、あるいはそれができない場合には、管内の町村が連合町村会を開設することができるとした。そして、単独で開設する場合の議員定数を戸数四百戸以上の町村は十名、四百戸未満の町村は六名とし、連合町村会の議員定数については、二町村が連合する場合は各町村四名、三町村が連合する場合は各村三名、四町村から六町村までの場合は各町村二名、七町村以上の場合は各町村一名と定めている。

また、町村会を分けて毎年一月に開く通常会と必要に応じて開く臨時会の二類とし、その会期を前者は七日以内、後者は三日以内とした。議員の任期は六年と

し、三年ごとに半数を改選する定めであったが、選挙方法については、戸長があらかじめ投票の日時と場所を定めて少なくとも五日前に公告すること、投票は戸長より交付された用紙に選挙人の住所氏名と被選挙人の住所氏名を記すること、開票は選挙人の面前で行なうこと、同点者が出た場合は年長者をとり同年の者については「くじ」をもって定めることと、戸長は当選人に対して当選状を交付し請書を取ってその氏名を公告することなどが定められている。また、議則としては、議員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができないこと、会議は過半数によって決し可否同数な場合は議長が決すること、会議の傍聴を許すことなどが規定されている。

この規則による最初の選挙は、同年の七月（佐比内村では七月二日）に行なわれている。ただし、この時点ではまだ戸長役場の統合はなされていないから、それは旧戸長役場単位の選挙であった。

同年九月一日には、既述のように新しい戸長役場の発足をみたが、これに伴って村会の改編も行なわれた。当地域においては、村独自で開設したところはなく、いずれも戸長役場単位の連合村会であった。その議員定数は、日詰新田外九か村は十名、上平沢村外六か村は七名、北伝法寺村外九か村は十名、乙部村外七か村は八名、星山村外六か村は七名、赤沢村外五か村は十二名である。上平沢村外六か村の場合には、その選挙を九月十日に実施しているが、これは有権者全員による投票ではなくして、七月に選出された各村の村会議員が互選で一名を選ぶという方法で、他も同様であろう。村会名は「上平沢村外六か村連合村会」というように表示した。

なお、連合村会は、戸長役場単位の外に、「紫波郡内連合村会」とか「南北岩手紫波郡内連合村会」のように郡単位や郡役所単位にも開設されたが、その内容については判然としない。

第二章　自治構造

まえがき

この章の主眼とするところは、明治維新以来ほぼ一世紀にわたる間に、当地域の町村自治がどのように変質したかを明らかにすることにあるが、その展開に当たっては、論述の都合上、その間を大別して「旧村時代」「一町八か村時代」「紫波町時代」の三期に区分する方法をとった。

第一期の旧村時代は、明治初年（一八六八）から同二十二年（一八八九）の町村制施行直前に至るまでの期間である。この時期は、制度史的には近代地方自治への準備期ともいうべき時であり、大区小区制や三新法などの施行にみられるように、その近代化をめざして末端行政機構の改正が頻繁に行われた時期であった。しかし、それであってもその底辺には、なお、依然として藩政時代からの旧村が生き続けていたのである。その村数を当地域についてみると、明治初年には四十二か村が存在し、それが同五年（一八七二）ごろまでには統合によって三十八か村に減じたが、その後は変化がなかった。

第二期の一町八か村時代は、明治二十二年（一八八九）の町村制施行から昭和三十年（一九五五）の紫波町誕生直前に至るまでの六十六年間である。この町村制の施行によって、これまでの三十八か村は一町八か村に統合され、近代的な地方自治団体として新発足をみることとなるが、この町村構成はその後、紫波町の誕生に至るまで変わりはなかった。そして、この時期を制度史上からみると、町村自治の確立期から伸張期を経て一時衰退期を迎

え、さらに現行の制度へと発展する過程であった。

第三期の紫波町時代は、これまでの一町八か村が合併して紫波町が誕生した昭和三十年（一九五五）以降である。

第一節　旧村時代

第一　郷村行政の展開

一、戸籍の整備

中央集権的な全国支配を目標とする新政権にとって、戸籍を正確に整備することは、人民を掌握するという点で重要なだけでなく、当時なお不隠な形勢にあった脱籍浮浪人の取締りという点からも、絶対に必要な政治課題であった。そのために早くも明治二年（一八六九）二月五日には、「府県施政順序」の中で、京都府の編成した戸籍法に準じて戸籍調査を施行するように指示している。ところが、旧盛岡南部領の場合には、同年四月に旧例の「切支丹宗門帳」によって戸籍調査を実施したという。当時は、敗戦直後の混乱期であったため、京都府方式によっている余裕がなかったためであろう。当地域においても宗門帳方式によったことは、明治三年（一八七〇年）一月十九日の南伝法寺村新旧肝入（きもいり）の事務引継ぎ目録に「明治二年宗門帳壱通」とあることや、同年六月二十六日の赤沢村新旧村長の引継ぎ目録に「宗門書上帳四通」とあることによってほぼ明白である。ただし、当時の宗門帳は一冊もみあたらない。

この宗門帳様式による戸籍調査は、従来、寺院において取扱われてきたものであるが、翌三年からは、京都府の戸籍法に準じて郷村役人が執行することになった。同年十一月の三陸会議で協定された「郡村規則」でも、各村において戸籍帳を備え付けることを規定している。そして、同じく三陸会議の協定になる「郡村役人職掌規則」では、①伍長は組中の出生者と死亡者を一々村長へ届け出ること、②村長は戸籍を明らかにするとともに村内の出生者と死亡者を二、三か月ごとにまとめて郡長に報告すること、③郡長は郡内の出生者と死亡者について一年ごとに詳しく取りまとめておくこと、を規定している。戸籍調査の手続きが知られよう。これより先の同年五月、民部省では全国に戸口の書き上げを命じている。これによって、当地域においても、京都府方式に準じて調査がなされたと思われるが、その関係記録はみあたらない。

明治四年（一八七一）四月五日、政府は太政官布告第百七十号をもって戸籍法三十三則を公布した。これによって、行政区の中に戸籍を調査するための区画を設定し、その戸籍区ごとに戸数・人員・性別・生死・出入りなどを調査することになった。つまり、従来は、武士・百姓・町人などと、それぞれの身分ごとに戸籍を別にしていたのを根本的に改めて、戸籍区に居住するすべての者を差別なく調査することになったのである。そのため、戸籍区には戸籍調査の責任者として戸長が任命され、戸長は毎年十一月には調査を完了して県庁に報告し、県庁では管内の戸口を集計して政府に報告することになった。これによって、戸籍編成の基本は確立をみることとなり、盛岡県では同年十月二十三日に、郡長の行政区を戸籍区と定め、各戸籍区に戸長を発令したことは既に述べた。そして、早くも調査に着手したものらしく、小屋敷・上松本・吉水三か村の場合をみると、翌十一月には戸籍帳の作成を終わっている。その他の村においてもほぼ同様であろう。ただし、これは新様式によるものではなかった。おそらく、十一月中には戸長から県庁へ報告する必要に迫られていたところから、とりあえず従前どおりの様式によって作成したものであろう。

翌五年（壬申の年）には、新様式によって全国いっせいに戸籍帳の作成が行なわれた。世にいう「壬申戸籍」である。その記載形式は、その家の屋敷番号と職業を記した後に、戸主および家族の氏名・続柄・年齢・生年月日を連記し、最後に氏神と菩提寺の名を掲げるというのが一般であるが、村によってその一部を欠いている例もみられる。この作業は、同年の初頭から着手されたものらしく、ほとんどの戸籍区（表二―一参照）では、早くも二月には調製を終わっている。なお、この戸籍帳は毎年十一月に更正し、六年ごとに改編することとされた。

この戸籍法に次いで、明治五年（一八七二）一月には、戸長の取扱う戸籍事務の細目が定められた。それによると、生死・入籍・送籍・縁組・離縁・脱籍・復籍・養子・養女・家督・転宅・任官の十二項目となっており、外に寄留や旅行及び元藩兵の帰農商についての事務も戸長の分掌としている。これによって、身分上の変動は戸籍帳に記載されることになった。

その後、明治十九年（一八八六）には、「戸籍取扱手続」や「戸籍登記書式」などの省令が公布されて、戸籍制度は次第に整備されるようになった。

付　記

戸籍の整備と関連して、ここで、明治初年に行なわれた人名呼称についての制限、平民に対する苗字の許可、屋敷番号の設定などのことについて付言しておく必要がある。いずれも、戸籍調製の基本的な要素である。

1、人名呼称の制限

藩政時代においては、人名に甲斐・武蔵・出雲・上総・安房・丹波などのように国名を名乗ったり、左衛門・右衛門・兵衛・太夫・輔・佐・介・助・丞・進・允などの官職名を付して呼称する者が少なくなかった。ところが、明治二年（一八六九）十月になると、名前に国名や官職名を用いることは禁止され、現にそれを称している者は改名するようにと布達された。このことは、たとえ拝領した名前であっても例外は認めないとし、改名したなら

ば、組頭をとおして名主に届け出なければならないとされた。

これによって、当地域においても改名がなされているが、その一端をあげると、日詰町では井筒屋の権右衛門は権蔵、幾久屋の七郎兵衛は七郎平と改めているし、二日町新田では村長の長兵衛が長平、副村長の新兵衛は新平と改めている。また、赤沢村の例では、孫右衛門は孫市郎、孫之助は孫七、治郎兵衛は治三郎、三之丞は三治郎、久助は伊太郎、長兵衛は長治、喜兵衛は喜十郎というように、それぞれ改名をしている。このような人名は、当時としてはごくありふれたものであったから、この禁令によって改名をしいられた者はかなり多数にのぼったことは疑いない。

この禁止の意図は、おそらく人心の刷新にあったのであろうが、しかし、これによって受ける迷惑もけっして少なくはなかったと思われる。たとえば、新名が直ちには通用しないところから、公式文書の上でも「孫右衛門事孫市郎」とか「孫之助事孫七」というように旧名を頭書している例がみられるが、これもその一端とみることができる。そのためであろうか、翌三年には早くもこれは解除となったものらしく、同年中には旧に復して官職名を称するものが現われている。

2、平民氏称

藩政時代においては、特に藩主から許可された者は別として、一般庶民は苗字すなわち氏（姓氏の沿革史上は区別されるべきものであるが）を称することを禁止されていた。それが、明治三年（一八七〇）九月に至って、太政官布告をもって平民も苗字を用いることが許されるところとなり、さらに同八年（一八七五）には、必ず称することを強制されるようになった。これに基づいて、当地域においても明治五年（一八七二）の戸籍帳作成までには、すべての者が苗字を称するようになったが、参考までに、その実態を壬申戸籍帳によってまとめると表二―一のようになる。これによると、苗字の総数は四〇二を数えられるが、中でも多く用いられているのは、阿部（一八三戸）・

高橋（一七六戸）・佐藤（一四五戸）・佐々木（一〇八戸）・藤原（八八戸）の五氏であり、これだけで全体のほぼ二割三分（二三%）を占めている。

表二―一　明治五年（一八七二）の苗字調べ

町村名	苗字の分布状況
日詰（日詰新田）	高橋23　阿部21　鈴木18　内川17　関16　野村11　平井11　咲山9　金子8　福島8　鷹觜8　長谷川8　星川8　熊谷8　堀内7　内村7　村谷7　菊地7　佐々木7　大森6　菱川6　佐藤6　瀬川5　栗谷川5　吉田5　西田5　小原4　木村4　小川4　田村4　大坊4　北田4　赤沢4　滝沢4　橋本4　八重樫4　川村4　沢田3　志村3　渡辺3　藤原3　藤根3　菅原3　葛岡3　滝浦3　桃田2　葛西2　伊藤2　石川2　大巻2　清水2　福田2　山崎2　鎌田2　堀田2　大関2　遠山2　佐川2　北条2　岩清水2　松田2　下川原2　簇福2　万石2　戸塚2　長沢2　北村2　須川2　内城2　中島2　高木2　本野2　藤滝2　坂本2　加藤2　古舘2　東田　太田　大江　茅野　畑山　大和　川原　三島　藤沼　佐比内　雷久保　戸田　水戸　畠山　瀬田　小野　下野　梅内　大栄沢　新道　柴田　金谷　照井　伊勢　村上　小田　千葉　津本　稲村　杉田　角田　寺沢　深沼　上田　船越　猪原　仲田　大津　福原　細川　北栃　山谷　大野　旭　田　横沢　小田島　平沢　藤田　富田　長岡　藤　加納　三角　堀切　八重畑　小田　大川　玉山　山本　若狭　松田　工藤　下山　荒木田　西裏　簗田　高野　朝日田　松本　大畑　根岸　志賀原　斉藤　豊山　一井大沢
二日町新田	小川26　高橋18　戸塚12　菊池11　阿部10　北田8　照井6　山本6　金田一5　中村5　吉田5　加藤4　根子4　横沢4　猪原4　瀬川4　川村3　大崎3　菊地3　田道2　村上2　見当2　浅沼2　星川2　村井2　久慈2　松本2　岡田2　川井2　藤沼2　袴田2　桐田　大橋　駒井　福田　高木　藤原　鷹羽　本田　平野　玉山　永井　板垣　渡辺　葛山　上田　岩舘　野田　山口　木村　多田　金子　東山　鱒沢　斉藤　野村　横田　大坊　菱川
高水寺	加藤16　小川7　西村6　横沢6　佐々木4　星川4　山本4　高橋3　松田3　斉藤2　川村2　鳥内2　田村2　稲藤　北畠　本田　高木　女鹿　工藤　上関　阿部　廣田　東藤　森田　桜庭
中島	長谷川11　女鹿7　水本3　佐々木2　高橋　藤原　簗田
陣ヶ岡	水本7　長谷川　女鹿　佐々木
南伝法寺	菅原14　細川9　菊池9　佐々木6　吉田4　畑山4　熊谷3　高橋3　村松2　須川2　佐藤2　高木2　水田2　吉井　藤原　滝花

| | | |

栃内	東長岡	西長岡	草刈	犬吠森	遠山	北田	紫野	山屋	船久保	赤沢	星山	大巻	彦部	佐比内
横沢9	工藤16	細川12	阿部17	阿部24	本間9	阿部18	田村8	平舘13	藤島7	藤原12	阿部27	佐藤21	佐藤57	高橋37
福士7	半田9	工藤7	佐々木6	佐々木7	中村8	山田13	遠山7	菅原8	佐々木7	吉田12	作山21	阿部7	橋本11	佐々木26
渡辺6	藤原8	七木田6	細川	吉田6	伊藤4	古沢6	内村3	半田5	工藤6	工藤11	工藤6	日下6	川村7	中田17
佐々木5	七木田6	稲垣6	半田	作山5	山田4	中沢3	工藤3	八重畑4	伊藤5	池田10	田畑4	八重嶋5	花籠6	多田13
沢田4	川原6	佐々木6	山田	柳沢3	古沢3	畑沢2	稲垣	吉岡4	藤原4	作山9	佐々木2	森田4	高橋6	藤井10
藤原3	北田6	阿部5	古沢	上田	西野2	上田		澤田4	松坂3	阿部9	桃山2	赤川4	杤沢4	畠山10
小地沢3	稲垣5	遠山3		照井	遠山2	松田		福田4	新田	大弓8	照井	吉田3	内村4	川村8
境田3	佐々木5	上和野3		栃内	黒田	上北田		川村3	富山	冨山7	小野	晴山3	佐々木3	山影8
山岸3	藤沼4	北田3		中村	川上	寄木		吉田3	及川	梅沢7	桜井	盛田3	森田3	松坂7
中塚2	小笠原3	中沢3			大杉			伊藤2	熊下	藤田6		太田代3	藤根3	菊池6
相前	浅沼3	杤丸2			阿部			木村2		大角5		作山2	斐綿2	堀切6
乙道	返田	佐々			清水			工藤2		及川4		佐々木	川目2	菅原6
大										佐				
ケ生	内	川2	川2	川2	3	18	8	13	2	4	27	21	2	37
栃内	高橋2	高橋2	森川2	宮森2	山田2	西葛	吉田	駒嶺	中森	佐羽内	野原	新田		
	3	小地沢2	西葛2	吉田2	外沢	豊川	栃丸	高屋	中村	上和野	森川	江刺家		
	工藤16	半田9	藤原8	七木田6	川原6	北田6	稲垣5	佐々木5	藤沼4	小笠原3	浅沼3	返田		
	横沢9	福士7	渡辺6	佐々木5	沢田4	藤原3	小地沢3	境田3	山岸3	中塚2	相前	乙道	大	

（備考）
数字は戸数を示す。ただし、一戸だけのものは、その表示を省略した。

ところで、一般的な認識としては、百姓や町人の苗字は明治三年（一八七〇）の太政官布告を契機として発生したように考えられがちであるが、実際は必ずしもそうではなかった。それ以前においても、私物文書・寺社への奉納品・棟札・免許目録・碑銘などの面で非公式に苗字を私称していた例があるので、管見に入るだけでも、日詰町の小野氏・金子氏・阿部氏・平井氏・滝沢氏・堀田氏・菱川氏・瀬川氏・北田氏・村谷氏、二日町の戸塚氏、上平沢村の村井氏・小田中氏・升沢村の佐藤氏、宮手村の須川氏、片寄村の畑山氏、佐比内村の金田一氏・佐々木氏・北村氏・石森（石杜）氏・松坂氏・中田氏・柏原氏・佐藤氏・藤井氏などをあげることができるが、その外にもまだあるであろう。また、同じ百姓・町人であっても、二日町の小川氏や片寄村の熊谷氏のように、士分ないしは士分格に取り立てられて苗字の公称を許可される者もあったし、日詰町の室岡氏・内城氏・木村氏・渡辺氏、二日町の菊池氏、上平沢村の渡辺氏、佐比内村の石杜氏のように、役医ないしは役医格に登用されて苗字を許される者もあった。そして、以上の諸氏の中には、その苗字が古くからのものであったことを伝えているものも少なくない。そこで、これらの事例をとおして考えられることは、中世につながる旧家やその一族の中には、近世になって庶民の氏称が禁止されても、それ以前の苗字を忘れないで明治に伝えた家がかなり多かったのではないかということである。前記の私称例は、その一部と考えたいのである。いずれにせよ、百姓・町人といえども、古くから苗字を伝えてきた家のあったことは事実であるから、これらの家では、明治三年（一八七〇）の布告に伴ってそれを復活したのは当然であろう。いいたいことは、庶民の苗字は必ずしも明治三年に初まったものでない、ということである。もちろん、初めから苗字をもたない家もあったろうし、また、もっていても途中で忘れられた家もあったに相違ない。したがって、これらの家では、新規に苗字を設定しなければならなかったことはいうまでもない。このことは苗字を定めながら、間もなく改正している事例のあることからもうかがうことができるのである。たとえば、小屋敷村の場合には、藤原を谷地、細川を松崎、横浜を佐藤、藤原を田村、藤原を松崎、佐藤を藤田から藤原へと

改正している例もあるし、南伝法寺村では高橋を鷹觜と、上松本村では鷹木を鷹觜から鷹木へと、升沢村では熊谷を鱒沢、吉水村では佐藤を松（坂）本、宮手村では村田を野村、上平沢村では柳原を戸川、土舘村では高崎を鷹觜、片寄村では藤尾を志田、藤沢を藤尾と改めている例のあるのがそれである。

3、屋敷番号の設定

明治五年（一八七二）のいわゆる壬申戸籍には、「何番屋敷」というような表現呼式をもって、一戸ごとに居住地を示す固有の屋敷番号が記載されており、戸籍帳もその番号順に調製されている。この屋敷番号は、初めは戸籍区ごとに区内の村を一括して通し番号としたが、明治八年（一八七五）七月七日にはこれを一村ごとに設定するように改められた。大区小区制の実施に伴う改正であろう。また、この屋敷番号は、寺院や著名な神社の敷地及び空屋敷にも付せられて、一連番号の中に組み入れられた。

なお、明治八年（一八七五）ごろになると、「何番屋敷」の呼称と並んで「何番地」とか「何番」というような表示方法も用いられるようになり、やがてはそれが一般化する傾向にあった。しかし、これでは土地番号の番地と混同するきらいがあったので、後には「何番戸」というような表現形式に改められている。

4、人別札と氏子札と門札の制

戸籍の整備と相まって、一方においては人別札・氏子札・門札などの制も行なわれるようになった。

人別札は、木札に住所・出生年月・名前・職業・性別等を記載した個人別の戸籍札であり、いわば在籍証明書的な性格をもつものであった。別に人口札とも称している。村長と郡長の証明によって県が発行したが、他方に移籍した際には、先方の戸籍帳に登録して新たに人別札の交付を受けたものらしく、出稼ぎから帰ったような場合でも、改めて入籍と人別札下付の手続きがなされている。その初まりは明治二年か三年であろう。当地域のものとしては、明治三年（一八七〇）の盛岡県発行のものが初見である。明治五年（一八七二）になって、次に述べる氏子

札の制が実施されるとともに廃止となった。

氏子札は、同じく木札に住所・続柄・名前・生年月日を記して氏子証明をしたもので、性格的には前記の人別札と同じものであったが、ただ、氏子帳によって祠官・祠掌が発行するところに相違があった。（すでに、氏子帳や祠官・祠掌については述べた）最初の氏子札は、壬申戸籍帳に先立って明治五年（一八七二）正月に交付されたが、しかし、戸籍帳が整備されるにつれてその必要性は次第にうすれるようになったし、それに、寺院の僧侶にまで氏子札を所持させることに対する非難も強かったところから、明治六年（一八七三）五月にはまず氏子調査のこ

人別札の様式

表

盛岡　陸中国紫波郡二日町
文化元歳甲子八月出生
（朱判）
県民　権平

裏

商　男　（朱判）　老

氏子札の様式

表

陸中国紫波郡北日詰村
箱崎岩治二女
犬渕村岩手山神社氏子　ス　エ
安政二丁卯年三月廿日出生

三寸

一寸七分

裏

祠官　赤前澤　質　印
祠掌　鱒澤直義　印
明治五壬申年正月廿一日

門札の様式

（明治三年）

二日町何番組
阿部権兵衛

（明治八年）

表

第幾大区幾小区何村
何印第番地字何
第番屋敷
属族
何ノ誰所持屋敷

一尺二寸
五寸

裏

居住カ
借宅カ
属族
何ノ誰
家族　男幾人　僕何人
女幾人　婢幾人
右幾人

（明治五年）

盛岡県第何区内何番屋敷　居住カ　同居カ　借宅カ
何村
何町
士族カ　農カ　工カ　商カ
何之誰

一尺二寸
五寸

とが停止となり、次いで明治九年（一八七六）一月には氏子札の制も廃止されるに至った。

門札（かどふだ）（標札）の出現したのは、明治三年（一八七〇）のことである。ただし、それは市街地だけを限って交付されたものであった。木札に町名と組名と氏名だけを記したもので、当地域では、同年十一月に郡山三町（日詰町・二日町・下町）に配付されている。それが、明治五年になると、町と村とを問わず各戸に掲示することが義務づけられるようになった。様式も前と変わって、長さ一尺二寸（三六cm）、幅五寸（一五cm）の木札に、区名・村名・

屋敷番号・職業・戸主名を記載したものである。この様式も、明治八年（一八七五）の大区小区制の実施に伴って、同年七月には再び改正されることとなった。それによると、門札は二枚掲示することとし、その一枚には住所（大小区名・村名・番地・字名）・屋敷番号・士族と平民の別・所有者名を記し、他の一枚には士族と平民の別・戸主名・家族数（使用人を含む）及び自宅か借宅かの別を表示することとされている。人別札や氏子札とともに、戸籍整備の側面が知られよう。

二、土地制度の改革

(一)　土地所有権の確認

既に述べたように、藩政時代においては、農地の永代売渡しは禁止されていたし、分地についても制限があったが、実際には経済的ないしは社会的事情からこの規定は次第に効力を失なうようになり、ついには公然と売買や分地が行なわれつつあったとはいっても、制度上はなお存続していたのであるから、これを近代的な土地所有に転換するためには、これらの封建的な制限を撤廃する必要があった。そこで、明治元年（一八六八）に、政府は百姓町人の土地所持権（所有権）を認める方針を立て、府藩県に対して内々に調査することを指令した。

ここにおいて盛岡藩では、明治三年（一八七〇）四月、管内に布告して土地所有者の確認を行なうことになった。その方法は、既に検地の実施された村に土地を所有する者は古券状（永代売渡手形や分地手形等の証文）をそのまま、未実施の村に土地を有する者は古券状に現在の持主名を裏書きしてそれぞれ村長に提出し、正副村長はこれに証明印を押して藩庁に送付すると、藩の民事局ではこれに確認印を押して返付するという手順であった。その際、古来からの持地で古券状がない場合は、検地名寄帳等によって新券状（新券書替仕末書）を作成し、これに正副村長の証明印を押して送付する方法がとられた。こうして、ひとまず土地の所有が確認されたが、その後におい

て土地を譲渡する場合は、この確認印を押した券状に売渡証書を添えて民事局に提出し、その検印を得てから正式に譲渡することとされた。なお、このたびの所有確認は、田畑と屋敷地に限るものであった。

その後、明治五年（一八七二）二月十五日になって、政府は土地永代売買禁止令を解除して正式に土地の所有権を公認することとなったが、この際、前に確認印を押した券状はそのまま有効として取扱われることになり、これに正副村長と百姓代の証明印を押し、さらに郡長が裏書押印して再確認されるようになった。そして、その後における土地売買は、この券状によって行なわれることになった。ただし、これは暫定的な措置であって、正式な地券交付はなお後年のこととなる。

(二)　土地の官私区分と地券の交付

近代的な土地所有の制度を確立するためには、官有地と民有地を区分して、民有地に地券を交付する必要があった。いわゆる官私区分の大事業が実施されることになるが、その第一段階として明治六年（一八七三）には、民有地のうち田畑と屋敷地の確認が行なわれた。これは一筆ごとに地積と所有者を確認するものであるが、升沢村の場合をみると、同年七月には終了して、その結果を『田畑一筆限小前所持地壱人別調帳』にまとめ、百姓代・正副戸長・正副区長が連署押印して県に提出している。

この調査に次いで、明治八年（一八七五）には民有地の丈量（実測）が行なわれたが、これは明治六年七月に公布された地租改正条例を実施する上からも必要なことがらであった。この丈量は、民有地のうち田畑と屋敷地と墓地を対象としたもので、社寺境内地のうち有税の分は屋敷地として扱われた。その方法は一筆ごとに縦横（十字形に）を測量して面積を算出するという式のものであるが、地積計算に当たっては、全国並みに六尺四方（間竿は六尺一分）をもって一坪とした。したがって、一坪は六尺五寸四方、畑一反歩は九百坪という南部藩旧来の慣行法は、これによって撤廃されることになるのである。この作業は、同年の八月下旬（片寄村の場合は六月）までには

大半終了したもののようであるが、その結果は『地租御改正名寄帳』として、組惣代と正副戸長が連署押印の上で県に提出された。升沢村の場合は、翌九年六月にこれが調製されている。そして、同年中には前の券状を返上して、新たに地券が交付された。

一方、山林原野の官私区分は、明治七年（一八七四）から同九年（一八七六）にかけて行なわれた。明治七年六月下旬には、旧藩時代の留山・水ノ目山等のうちから必要な個所を選んで、これを官有の「用材囲山」として指定している。次いで、翌八年（一八七五）から民有地の確認に着手したが、その方法は田畑の場合と同様であった。当地域の例をみると、佐比内村では同年九月、南伝法寺村では翌九年二月に、それぞれ古券状等の証拠書類を提出している。なお、今次の調査では山林原野のほかに溜池もあわせて官私区分の対象とされている。この調査に基づいて、明治十年（一八七七）には、実地に測量が行なわれた。升沢村の場合には、同年六月にこれを終了しているが、県全体としての完了は同年十二月二十日とされているから、地券の交付は翌十一年のことになろう。このように遅延したのは、田畑や宅地の場合と違って基本資料が不備であるだけでなく、旧来の慣行が複雑であったため、区分が容易でなかったことによるものである。したがって、単に事務が遅延したというだけではなく、その適否についても問題のあったことは否定できない。民有地であったが証拠不十分の



図2-1　土地の官私区分と地券

ために官有地に編入されたとか、証拠書類が官員に没収されたとか、課税をきらう余り偽って官地にしたとかいわれるのは、これを裏書するものであろう。

このようにして、近代的な土地制度はようやく確立をみることになるが、しかし、脱落地や申告・調査・判定などの誤りもあったため、事務的な完結はなお後年にまでおよんだ。なお、新しい土地制度に伴って出現した地券は、明治二十二年（一八八九）三月二十三日の法律第十三号によって廃止となり、以後は土地台帳によって徴税されることになった。

三、税制の改正

明治四年（一八七一）以前の税制は、藩政時代のそれとほとんど変わるところがなかった。たとえば、明治二年（一八六九）の凶作時に行なった盛岡県の検見では、一坪（六尺五寸四方）の籾を三等分して、三分の一を年貢米、三分の一は諸掛かり（年貢以外の諸税）、三分の一は農民の飯料とすることを基準に歩付（税率）を決定しているが、これは南部藩における税法の基本原則であった。つまり「三ケ一取」の法である。また、年貢のほかに、御定役金銭・諸郷役金銭・諸納米等の賦課されたことも藩政時代と同様であった。

明治三年（一八七〇）五月、盛岡藩では検見の坪刈り定法を規定している。これも旧藩時代に行なわれたところであるが、参考までにその方法を述べてみよう。まず、坪刈りする田の数についてであるが、これは、村の総田高の多少によって、千石までは百石につき三か所の割り（九〇一石から千石までは三〇か所となる）とし、それ以上二千石までは五百石につき十か所ずつ加えることとした。また、それぞれの坪刈り田はくじによって決めることとしている。坪刈り用の枠には、六尺五寸四方の竹輪が用いられた。つまり、旧来どおり六尺五寸四方一坪の法である。その枠内にはいった稲を刈り取ると、これをむしろやますなどに包んで直ちに封印をし、番地・石高・地

主名等を書いた木札をつけて検見役人の宿所に送った。一坪ごとの籾の計量は、検見役人の宿所で正副村長及びくじで選出された地主の立会いのもとで行なわれた。そして、一点ごとに脱穀して計量すると、その結果を検見帳に記載して検見役人と村長が即時に押印した。一坪の籾量から歩付（税率）を算定するには、籾二升以上をもって最高歩付（上上）の七つ四分（七割四分）とし、これを基準として以下を一升七合から一升九合までを六つ六分（上中）、一升四合から一升六合までを五つ五分（上下）、一升一合より一升三合までを四つ九分（中上）、八合より一升までを四つ六分（中下）、五合より七合までを三つ六分（下上）、二合より四合までを一つ五分（下中）、一合九勺以下を「穀なし」（下下）と定めた。宝永七、八年（一七一〇・一七一一）ごろの制定といわれる旧盛岡藩の定目では、籾二升五合をもって四つ四分としているから、これに比較すると、実質的には税率が引き上げられたことになろう。

盛岡県では、明治四年（一八七一）の春と秋の二度にわたって、管内七十か村の検地を実施した。これは旧盛岡藩時代の末期に行なわれた総検地の際に、未実施のまま残されていた村を対象としたものであるが、当地域においては佐比内村がそれであった。検地済みの村と未実施の村とでは、年貢や諸税の賦課に公平を欠くおそれがあるところから、この実施となったものである。検地に当たって、政府では全国並みに田畑とも三百坪をもって一反歩とすること、屋敷地も無税地ではなく上畑級に取扱うことなどを指示してきたが、県では旧藩当時の慣例を踏襲しないと不都合であることを説明して了解を得ている。そして、旧慣どおり一間は六尺五寸、畑一反歩は九百坪の法をもって検地を実施した。

以上のように、明治四年までは旧藩時代の税制がそのまま踏襲されてきたが、翌五年以降になると反取法の実施を初めとして諸般の改正が行なわれるようになり、次第に近代化されるようになった。次に、これらのことについて述べることにする。

(一) 反取法の実施

明治四年（一八七一）に政府は、盛岡県に対して同年から反取法（反別割り賦課）を実施するようにと指示してきた。しかし、県ではまだ検地の終わっていない村のあることや、初めてのことなので農民の了解が得られない心配があることなどを理由に、本年限り旧来の高取法によりたい旨を願い出たところ、政府もこれを許可するところとなった。ここにおいて、県では翌五年から反取法に切り替えることとし、明治四年十一月には、その旨を郡長及び村長に対して通達している。

このような経緯を経て、明治五年（一八七二）から反取法は実施されることになった。その方法は、一坪の籾量を玄米に換算してそれに坪数を乗じ、その数すなわち実収高の半分を年貢として徴収するというものである。つまり、五公五民の法である。それでは、籾量を玄米に換算する方法はどうかというと、それは一坪の籾量から二割を引いて残った数量の半分（五合びき）をもって玄米量にするというものであった。つまり、籾量の八割の半分であり、籾一升は玄米四合ということになる。ただし、この反取法は田だけに限られるもので、畑の場合は旧来の高取法によっている。

(二) 税目と賦課方法の改正

反取法の実施に次いで、諸税目の改廃や徴税方法の改正が行なわれた。その最大は地租の改正であるが、これについては項を別にして述べることとし、ここではその他のことについて概観することにする。

まず、明治五年（一八七二）には、藩政時代から続いた税目のうち御定役金銭と諸納米（御役料米・走番米・一里番米）は廃止された。しかし、諸郷役銭だけは郷割りの民費とし据え置かれている。

また、明治六年（一八七三）一月には、これまで五十六種にわたっていた諸税目を整理して、正税に組み入れるものと雑税とに区分して取り扱うことになった。その時改正された雑税のうち当地域と関係のあるものとしては、

川漁税・簗漁税・藍桶税・糀室税・質屋税・酢造税・猟銃免許税・水車税・木地挽税・屋根葺税・砥石掘税・鋳物師税・鉱山税・魚問屋税・船乗宿税などがある。酒造税のみえないのはどうしてであろうか。

明治六年（一八七三）ごろになると、税金の費目を二分して、国費に当たるものを官費といい、地方費に相当するものを民費と称するようになった。そして、明治六年七月の地租改正条例では、民費として徴収する額は地租の三分の一を超過してはならないと規定している。そこで民費の実態についてみると、明治八年（一八七五）の岩手県では、地租の三分の一（地価の百分の一）を民費と見積ってその五分の四を「定額民費」の税目で賦課しているが、残りの五分の一は「村元余剰金」の名目で村の徴収にまかせている。つまり、民費を分けると、県費としての定額民費と村費としての村元余剰金の二つになるわけであるが、この両者を一括して「区入費」と称した。定額民費の主たる費目は、本支庁・県社・監獄の修繕費、郷村吏員の給料と旅費、往復公文書郵送の脚夫賃、告達書の印刷費、扱所の諸経費、管内の著名な道路や橋梁の修理費、警察費などにあてた。また、村元余剰金は、伍長・組頭・組惣代の給料と筆墨紙代、村の道路や橋梁の修理費、村社の祭典費等に支出されたが、その賦課に当たっては県の許可を必要とした。この区入費の税目が出現することによって、従来の諸郷役銭の大部分はこれに吸収されることになるが、しかし、それであっても、共有山の経費などのように村落独自で負担しなければならない税外の費用もあったから、その項目として郷役銭の名称はかなり後年まで存続した。

明治八年（一八七五）九月には、初めて租税が国税と府県税に区別されることになった。これによって、翌九年三月には県税規則が公布されたが、この際、前記の雑税は、諸営業・問屋質屋業・酒造業・諸興業の課税目に組み入れられた。

明治十年（一八七七）一月には、地租の税率改定にともなって、民費の賦課は地租の五分の一を超過してはならないとされ、これによって、区入費の賦課方法にも改正が行なわれたが、その詳細については改めて述べることに

する。なお、同年からは、これまでの区入費は「定額区費」または単に「区費」と称されるようになったし、村元余剰金も「村元備金」と呼ばれるようになった。

明治十一年（一八七八）七月には、郡区町村編制法及び府県会規則と並んで地方税規則が制定され、翌十二年から実施されることになった。これによって、さきの県税と民費は地方税という名称に統一されることになるが、この規則では、地方税として徴収する税目を定めて、地租五分一以内（地租五分一地方税ともいう）・営業税・雑種税・戸数割の四種類としている。また、地方税をもって支弁すべき費目を十二にわたって規定しているが、そのうち直接郷村と関係のあるものに「戸長以下給料」と「戸長職務取扱諸費」がある。戸長以下給料とは、戸長・書役・雇入筆工・小使の給料であり、戸長職務取扱諸費とは、旅費・消耗品費・備付品費・家賃・臨時費である。つまり、村役所（戸長役場）の経費はほとんど地方税をもって支弁されることになるわけである。それでは、これ以外の郷村の経費はどうかというと、それは郷村独自のものとして区町村内人民の協議（村会）にまかせるとしている。そして、その賦課については、特別な制限は設けられなかった。この郷村費のことを、赤沢・紫野・舟久保三か村の組合村では「三か村協議費」と称しているが、その費目をみると、村役所修繕費・祠官月給・村社遙拝式費・学校金・衛生費・村社祭典費・会議費・組長給料・官地拝借料の九つとなっており、地租割りをもって賦課している。

明治十八年（一八八五）八月になると、これまで制限のなかった郷村費の賦課に制限が加えられて、地租の七分の一を超過してはならないとされた。これは、当時の経済恐慌に対処して、税負担の軽減をはかろうという意図によるものであった。その実施は翌十九年からであるが、このころになると、村費を地価割りと戸別割りの二本立てで賦課するようになった。

このような過程の中で、明治九年（一八七六）からは地租の金納が実施されるようになった。ここに藩政時代の

税制は全く消滅をみることとなり、これより税制は次第に近代化の方向をたどることになるが、その転機をなしたのが明治十一年（一八七八）七月の地方税規則であった。

(三) 地租の改正

明治変動期における税制改革の中心は、なんといっても地租の改正にあった。それは、単に財政の基礎を確立する上から必要であったというだけではなく、近代的な土地所有制度の確立という点でもきわめて重要な意義をもつものであった。

明治六年（一八七三）七月二十八日、政府は太政官布告（だじょうかん）をもって地租改正条例を公布した。その骨子とするところは、これまで土地の石高（こくだか）（請高（うけだか））を基礎として賦課していた地租を、土地の価値（地価）に応じて賦課するように改めたこと、税率は地価の百分の三をもって定率としたことなどであった。つまり、地価を基準とした金納制の採用であるが、従来まちまちであった全国の税負担を均等化するとともに、税収入の安定化をはかろうというのがねらいであった。米納の場合は、米価の変動に支配されて税収入の不安定はまぬがれなかったからである。

ところで、この新しい制度を実施するためには、まず土地の所有者を確認するとともにその地積を明確にしてかかる必要があった。そのためにこの条例の公布に先立って、田畑の官私区分が行なわれていたことは既に述べた。当地域においては、条例の公布された明治六年（一八七三）七月には、大部分の村が完了していた形勢にある。また、明治七年（一八七四）の秋から翌八年の秋にかけて、さきに確認した民有地の実測が行なわれているが、これについても既に述べたところである。

次いで、明治九年（一八七六）には、賦課の基本となる地価の決定が行なわれた。それは、土地等級に応じて一筆ごとに決定するという方式のものであったが、そのためには、算定の基礎となる基準尺度を設定する必要があっ

た。それでは、その尺度はどのようにして決められたかというと、まず、田畑の等級を十段階に区分して各等級ごとの基準反当収量を定めた。田の場合は玄米、畑の場合は大豆の収量である。これは、従来の斗代や歩付を基礎にして決められたものであろう。次に、この反当収量を金銭に換算し、玄米は一石三円十六銭、大豆は一石二円三十二銭として計算した。そして、この代価から種子及び肥料代として一割五分を差引き、その残額（収益額）を〇・一〇二で割った商をもってその等級の地価額とする方法であった。それでは、この〇・一〇二すなわち一割二厘という数字はなにかというと、それは、作徳分（税金を納めた残りの所得分）を地価の六分二厘（六・二%）とみなし、それに地租分の三分（百分の三）と区入費分の一分（百分の一）を加えた数だという。村方では、この基準に照らして一筆ごとに地価を査定し、その結果をまとめて県に提出したが、政府ではこれまでの税収入を減じない意図から全国の地価を予定して、それを各府県に割当ててきたから、それに応ずるための修正もあって、最終的には当初よりも高く査定される場合があった。升沢村の場合をみても、そのような例が幾つかみられる。また、この基準尺度は村ごとに設定されたものであったため、表二―二にみられるように、同一等級であっても、村によって地価や地租の上にかなりの差違を生ずる結果となった。この地価は、その後、明治二十二年（一八八九）九月になって修正をみているが、その方法は、明治九年（一八七六）に決定された等級別の地価に一律の歩合を掛けて修正するというものであったから、村間の等級別格差はなお依然として残されたのである。その意味で、この地価決定は問題のあるものであった。ともあれ、この地価の決定によって、一筆ごとに百分の三の地租額が定まることになるが、同年中には、これをまとめて村ごとに土地台帳としての名寄帳が調製された。大部分の村では、七月ごろまでにはその作業を完了して県に提出したもののようである。そして、この年からそれを根拠に地租が賦課されるようになった。

表二―二　地租改正時の地価等比較表

1、水田の部

等級	区分	升沢村	佐比内村	星山村	赤沢村	船久保村
一	取量	二石四七二合	一石五〇〇合	二石一〇八合	一石八〇〇合	一石五五〇合
	地価	三八円七六三厘	三九円五〇〇厘	五六円六一七厘	四七円四〇〇厘	四〇円八一六厘
	地租	一円一六三厘	一円一八五厘	一円六九九厘	一円四二二厘	一円二二四厘
二	収量	一石三五〇合	一石四〇〇合	一石九〇二合	一石七五〇合	一石五〇〇合
	地価	三五円五五〇厘	三六円八六七厘	五一円〇八七厘	四六円〇八三厘	三九円五〇〇厘
	地租	一円〇六七厘	一円一〇六厘	一円五三三厘	一円三八三厘	一円一八五厘
三	収量	一石二二三合	一石三〇〇合	一石六三七合	一石六八〇合	一石四四〇合
	地価	三二円二〇六厘	三四円二三三厘	四三円九七七厘	四四円二四〇厘	三七円九二〇厘
	地租	九六六厘	一円〇二七厘	一円三一九厘	一円三二七厘	一円一三八厘
四	収量	一石一〇四合	一石一〇〇合	一石三一四合	一石五九〇合	一石三八〇合
	地価	二九円〇七二厘	二八円九六七厘	三五円二八七厘	四一円八七〇厘	三六円三四〇厘
	地租	八七二厘	八六九厘	一円〇五九厘	一円二五六厘	一円〇九〇厘
五	収量	九八二合	一石〇〇〇合	一石一九六合	一石四八〇合	一石三二〇合
	地価	二五円八五九厘	二六円三三三厘	三二円一二七厘	三八円九七三厘	三四円七六〇厘
	地租	七七六厘	七九〇厘	九六四厘	一円一六九厘	一円〇四三厘
六	収量	八五九合	九〇〇合	九六一合	一石三五〇合	一石二六〇合
	地価	二二円六二〇厘	二三円七〇〇厘	二五円八〇七厘	三五円五五〇厘	三三円一八〇厘
	地租	六七九厘	七一一厘	九六四厘	一円〇六七厘	九九五厘
収量		七五六合	七五〇合	八七三合	一石二〇〇合	一石一四〇合

七	八	九	一〇
地価	収量	収量	収量
地租	地価	地価	地価
	地租	地租	地租
一九円九〇八厘	三六八合		
五九七厘	九円六九一厘		
	二九一厘		
一九円七五〇厘	六五〇合	五五〇合	四〇〇合
五九三厘	一七円一一七厘	一四円四八三厘	一〇円五三三厘
	五一四厘	四三四厘	三一六厘
二三円四三七厘	七二六合	六〇八合	五二〇合
六〇三厘	一九円四八七厘	一六円三二七厘	一三円九五七厘
	五八五厘	四九〇厘	四一九厘
三一円六〇〇厘	一石〇一〇合	七五〇合	四五〇合
九四八厘	二六円五九七厘	一九円七五〇厘	一一円八五〇厘
	七九八厘	六〇七厘	三五六厘
三〇円〇二〇厘	九〇〇合	七五〇合	三九〇合
九〇一厘	二三円七〇〇厘	一九円七五〇厘	一〇円二七〇厘
	七一一厘	五九三厘	三〇八厘

2、畑の部

等級	一			二			三		
区分	収量	地価	地租	収量	地価	地租	収量	地価	地租
升沢村	六七三合	一三円〇一一厘	三九〇厘	五八三合	一一円二七一厘	三三八厘	五二三合	一〇円一一一厘	三〇三厘
佐比内村	七〇〇合	一三円五三三厘	四〇六厘	六五〇合	一二円五六七厘	三七七厘	六〇〇合	一一円六〇〇厘	三四八厘
赤沢村	七五〇合	一四円五〇〇厘	四三五厘	七二〇合	一三円九二〇厘	四一八厘	六九〇合	一三円三四〇厘	四〇〇厘
船久保村	六九〇合	一三円三四〇厘	四〇〇厘	六三〇合	一二円一八〇厘	三六五厘	五五五合	一〇円七三〇厘	三二二厘

四	五	六	七	八	九	一〇
収量	収量	収量	収量	収量	収量	収量
地価	地価	地価	地価	地価	地価	地価
地租	地租	地租	地租	地租	地租	地租
三七三合 七円二一一厘 二一六厘	二八二合 五円四五二厘 一六四厘	一八三合 三円五三八厘 一〇六厘	一六三合 三円一五一厘 九五厘			
五〇〇合 九円六六七厘 二九〇厘	四五〇合 八円七〇〇厘 二六一厘	四〇〇合 七円七三三厘 二三二厘	三〇〇合 五円八〇〇厘 一七四厘	二五〇合 四円八三三厘 一四五厘	二〇〇合 三円八六七厘 一一六厘	八〇合 一円五四七厘 四六厘
六六〇合 一二円七六〇厘 三八三厘	五七〇合 一一円〇二〇厘 三三一厘	四八〇合 九円二八〇厘 二七八厘	三九〇合 七円五四〇厘 二二六厘	三〇〇合 五円八〇〇厘 一七四厘	二一〇合 四円〇六〇厘 一二二厘	一二〇合 二円三二〇厘 七〇厘
四八〇合 九円二八〇厘 二七八厘	四二〇合 八円一二〇厘 二四四厘	三七五合 七円二五〇厘 二一八厘	三三〇合 六円三八〇厘 一九一厘	二八五合 五円五一〇厘 一六五厘	一七七合 三円四二二厘 一〇三厘	七五合 一円四五〇厘 四四厘

3、宅地の部

等級	区分	升沢村	佐比内村	赤沢村	船久保村
一	地価	一五円二二三厘	一五円〇〇〇厘	一五円五〇〇厘	一〇円〇〇〇厘
	地租	四五七厘	四五〇厘	四六五厘	三〇〇厘
二	地価	一二円一四二厘	一二円〇〇〇厘	一三円〇〇〇厘	八円〇〇〇厘
	地租	三六四厘	三六〇厘	三九〇厘	二四〇厘
三	地価	一一円〇七六厘	八円〇〇〇厘	九円〇〇〇厘	六円〇〇〇厘
	地租	三三二厘	二四〇厘	二七〇厘	一八〇厘
四	地価	七円七一三厘	五円五〇〇厘	七円〇〇〇厘	四円五〇〇厘
	地租	二三一厘	一六五厘	二一〇厘	一三五厘
五	地価	五円七七一厘	四円〇〇〇厘	四円二〇〇厘	三円五〇〇厘
	地租	一七三厘	一二〇厘	一二六厘	一〇五厘

4、山林原野の部（赤沢村）

等級	区分	林	山林	柴山	草山	草生地
一	地価	四円八〇〇厘	四円三〇〇厘	四円五〇〇厘	四円七〇〇厘	五円二〇〇厘
	地租	一四四厘	一二九厘	一三五厘	一四一厘	一五六厘
二	地価	四円五〇〇厘	四円〇五〇厘	四円二〇〇厘	四円一〇〇厘	四円九〇〇厘
	地租	一三五厘	一二二厘	一二六厘	一二三厘	一四七厘
三	地価	四円一〇〇厘	三円八〇〇厘	三円九〇〇厘	三円八〇〇厘	四円六〇〇厘
	地租	一二三厘	一一四厘	一一七厘	一一四厘	一三八厘

四		五		六		七		八		九		一〇		一一		一二	
地価	地租	地価	地租	地価	地租	地価	地租	地価	地租	地価	地租	地価	地租	地価	地租	地価	地租
三円七五〇厘	一一三厘	三円四〇〇厘	一〇二厘	三円〇五〇厘	九二厘	二円七〇〇厘	八一厘	二円三五〇厘	七一厘	二円〇〇〇厘	六〇厘						
三円五五〇厘	一〇七厘	三円三〇〇厘	九九厘	三円〇五〇厘	九二厘	二円八〇〇厘	八四厘	二円五五〇厘	七七厘	二円三〇〇厘	六九厘	二円〇五〇厘	六二厘	一円八〇〇厘	五四厘	一円五五〇厘	四七厘
三円六〇〇厘	一〇八厘	三円三〇〇厘	九九厘	三円〇〇〇厘	九〇厘	二円七〇〇厘	八一厘	二円四〇〇厘	七二厘	二円一〇〇厘	六三厘	一円八〇〇厘	五四厘	一円五〇〇厘	四五厘	一円二〇〇厘	三六厘
三円五〇〇厘	一〇五厘	三円二〇〇厘	九六厘	二円九〇〇厘	八七厘	二円六〇〇厘	七八厘	二円三〇〇厘	六九厘	二円〇〇〇厘	六〇厘	一円七〇〇厘	五一厘				
四円二〇〇厘	一二六厘	三円八〇〇厘	一一四厘	三円五〇〇厘	一〇五厘	三円二〇〇厘	九六厘	二円九〇〇厘	八七厘	二円六〇〇厘	七八厘	二円三〇〇厘	六九厘	二円〇〇〇厘	六〇厘		

このようにして、明治六年（一八七三）に公布された「地租改正条例」は、四年目を迎えてようやく実施をみるに至ったが、この間における地租の上納はどのような方法によったのであろうか。それは、既述の反取法によって賦課された年貢高を、時価相場に換算して代金で納入するという方法で、石代納と呼ばれるものである。この法は、既に明治三年（一八七〇）七月には畑の年貢について認められ、次いで翌四年五月には一定の条件のもとに田の年貢についても認められていたものであるが、これを実施する場合に問題となってくるのは、時価相場の基準をどこに置くかということであった。そこで、岩手県ではどのような方法をとったかというと、管内を内陸・東海岸・沢内の三地区に区分し、各地区の一定期間（明治九年の場合は十月十五日から十二月十五日までの六十二日間）における上米の平均相場をもってその地区の基準としている。これによって、当地域の石当たり平均相場をみると、明治六年（一八七三）には二円九十銭五厘九毛六糸、同七年（一八七四）には四円三十二銭三厘六毛、同八年（一八七五）には四円四十銭五厘四毛となって、変動の激しかったことを示している。

以上は、もっぱら田畑の地租について述べたが、山林原野の場合は、明治十一年（一八七八）になって地価の決定がなされている。その方法は、山林原野を分けて林・山林・柴山・草山・草生地の五種類とし、それぞれの土地等級を十二段階に区分して、一町歩単位に地価を決定した。そして、これによって確定した地租は、明治九年にさかのぼって徴収された。なお、宅地の地価決定は田畑と同時に行なわれたが、その土地等級は五段階であった。いずれも、村によって等級に格差のあったことは、田畑の場合と同様である。

この地租改正は、土地等級の格差のこと以外にもいろいろの問題を含むもので、税率が高いとして農民の不満をかったこともその一つであった。そのために明治十年（一八七七）一月には、これを改めて地価の百分の一・五としている。それと同時に、民費の徴収限度も地租の五分の一と改めたことは既に述べた。

㈣　会計年度の改正

旧来の会計年度は、暦年度をもってするのが慣例であった。つまり、一月から始まって十二月に終わるのである。ところが、明治八年（一八七五）十月三十日の内務省通達によって、その年の七月より翌年六月までをもって会計年度とするようになった。実施は明治九年からである。そして、このことは明治十一年（一八七八）の地方税規則でも規定されているが、明治十五年（一八八二）十二月になると、太政官布告をもって、会計年度はその年の四月から翌年三月までと改正された。その実施は明治十九年度（一八八六）からであるが、移行措置として、明治十八年度だけは、七月から翌年三月までの九か月間をもって一周年度とする方法がとられた。

四、郷村財政の実態

すでに述べたように、明治初年においては、郡と村の間に郷的な行政区画が存在した。区郡長（区に置かれた初期の郡長）・区長・戸長などの管轄する区域がそれである。この中間的行政区画は、明治十二年（一八七九）の大区小区制の廃止とともに消滅したが、これに至るまでの郷村の公的費用は、官費に対して「民費」の名で呼ばれ、時には「区入費」とか「区費」とも称された。それでは、この民費は全く郷村だけのものかといえばそうではない。一部ではあるが、県の費用にも支出されたのである。つまり、県の財政は官費と民費によってまかなわれ、郷村のそれは民費だけでまかなわれるという構成で、民費といってもそれは県費的な性格と郷村費的な性格の両面があったことになるのである。しかも、複雑さはこれだけではなかった。明治八年以降になると、この民費は県費的な部分と村費的な部分に区別され、中間的行政機関（扱所）の人件費と需用費は県費的な部分から支出されることになったのである。したがって、この時期における郷村の財政は、県費的な民費と村費的な民費によってまかなわれることになる。この民費の名称は、明治十一年（一八七八）七月の「地方税規則」の制定にともなって廃止とな

り、県税と合わせて「地方税」という名称に統一されることになった。そして、戸長役場の人件費と需用費は地方税をもって支出されることになった。それでは、町村独自の経費はどうかというと、それは、「協議費」の名目をもって町村が自由に賦課できるとされた。したがって、明治十二年（一八七九）以降の町村財政は、地方税と協議費（後に村費と改称）によってまかなわれることになるのである。

このように、郷村の財政形態には大きな変動があった。また、それに加えて賦課率の上にも変動がみられたから、年度間の比較において財政構造をみることはきわめて至難である。それゆえ、ここでは若干の実例を掲げて解説を加える程度にとどめることにする。

(一)　明治七年（一八七四）度の民費

明治七年（一八七四）における民費負担の実例として、佐比内村の場合を掲げると表二―三のようである。その総額は、米六石四升四合四勺と金百八円八十八銭四厘一毛であった。それでは、その賦課方法はどうかというと、この時点ではまだ地租の算定基礎である地価が決定されていなかったから、地租割りではなく旧石高割りによるものであった。当時、同村の村高は七百九十四石七斗四升七合であったから、一石当たりの負担は、およそ米七合六勺（約一・三七㍉）と十四銭弱の割りになる。また、その費目をみると県費的な性格のものもあり、あるいは村費的な内容のものもあるが、これらを区別することなく、一括して民費としているのが注目される。つまり、未分化の段階であった。

表二―三　明治七年度の佐比内村民費

費目	賦課高
県庁及び出張所営繕費	一一円八一銭八厘一毛
道路堤防橋梁修繕費	一円九四銭四厘九毛

布告並ビニ布達類入費	四円八六銭六厘五毛
管内限達事ニ付調費	六円三八銭七厘三毛
諸御用ニ付正副戸長百姓代出頭賄代	六二銭五厘
会所悉皆入費	八円四毛
正副区戸長以下給料	米六石四升四合四勺・金一二円
祭典並ビニ遙拝式費	四円四四銭五厘七毛
県社郷村社祠官祠掌給料	三三円三八銭二厘七毛
道路掃除費	七円四一銭四厘二毛
船守給料	一円二三銭三厘三毛
戸長所小走一人雇料	四円八銭
戸長所諸調ニ付筆工料	四円七五銭
戸長所入用筆墨紙入費	七円七〇銭
七月廿八日当村御用状費	二三銭六厘
合計	一〇八円八八銭四厘一毛 米六石四升四合四勺

(二)　明治八年（一八七五）度の民費

明治八年（一八七五）の春、岩手県では民費の定額を旧石高一石（約一八〇㍑）に付き金十六銭と定め、これをもって本支庁・県社・監獄の修繕費、郷村吏員月給路費、扱所経費、公文往復郵送脚夫賃、告達書活版代価に当てることとした。つまり、これは純然たる県費としての定額民費である。その民費のなかから扱所分として配分された額を示すと表二―四のようになるが、これは、郷村吏員（正副戸長・書役・組惣代）の俸給・旅費と扱所の諸経費に充当されたものであろう。それでは、村限りの費用についてはどうかというと、別に県の認可を得て徴収することとされて、県費としての定額民費と村費としての臨時民費を区別して取り扱うことになったのである。その具

体的内容を教えてくれる同年の資料は得られないが、次項に掲げる明治九年の宮手村の例をとおしてほぼ知ることができよう。

表二―四　明治八年度の扱所配分民費

大区	扱所	管轄村	配分民費額
第五大区	四番扱所	日詰新田・桜町・北日詰・南日詰・犬渕・平沢・片寄・中島・陣ケ岡・二日町新田・高水寺	六二九円六八銭八厘
	六番扱所	南伝法寺・岩清水・室岡・吉水・小屋敷・上松本・和味・北伝法寺	三〇六円三九銭九厘
	七番扱所	升沢・宮手・下松本・土舘・上平沢・稲藤	四〇〇円六八銭八厘
第六大区	一番扱所	手代森・黒川・大萱生・乙部・江柄・北沢・栃内・西長岡・東長岡・山屋	四二四円五五銭九厘
	二番扱所	草刈・犬吠森・星山・大巻・彦部・佐比内・赤沢・遠山・北田・紫野・舟久保	四九五円七七銭二厘

(三)　明治九年（一八七六）度の民費

明治九年（一八七六）は、地租改正条例による地租額の決定をみた年であるが、これにともなって、民費の徴収方法も、地租の三分の一を超過してはならないとする改正条例の規定に基づいて、ようやく確立をみるようになった。この年、岩手県では民費の限度を地租の三分の一と見積り、その五分の四は「定額民費」の税目で賦課するが、残りの五分の一は「村元予備金」の名目で村の徴収にまかせることとした。つまり、民費を分けると県費としての定額民費と、村費としての村元予備金の二つになるわけである。そして、この両者を一括して「区入費」と称した。その村ごとの額が最終的に決定をみたのは、同年八月三十一日のことであったが、これを示すと表二―五のようになる。

表二―五　明治九年度の村別民費負担額一覧表

村名	Ⓐ地租負担額	Ⓒ定額民費負担額	Ⓓ村元予備金令達額
日詰新田	九〇七円二五銭四厘	二四一円九三銭六厘	六〇円四八銭四厘
桜町	一〇二六円五四銭	二七三円七四銭四厘	六八円四三銭六厘
北日詰	一一五四円四六銭六厘	三〇七円八五銭八厘	七六円九六銭四厘
南日詰	一九一六円五五銭七厘	五一一円〇八銭二厘	一二七円七七銭〇厘
犬渕	四四五円七四銭三厘	一一八円八六銭五厘	二九円七一銭六厘
平沢	一五〇一円二二銭	二八〇円三二銭六厘	七〇円〇八銭一厘
片寄	三四四五円三四銭	九一八円七五銭八厘	二二九円六八銭九厘
土舘	二一〇五円一一銭五厘	五六一円三六銭四厘	一四〇円三四銭一厘
上平沢	一四四八円九一銭五厘	三八六円三七銭八厘	九六円五九銭四厘
稲藤	九六五円八七銭二厘	二五七円五六銭六厘	六四円三九銭一厘
宮手	一二一三円六六銭一厘	三一三円六四銭三厘	八〇円九一銭一厘
升沢	三八二円〇二銭	一〇一円八七銭二厘	二五円四六銭八厘
上松本	七三六円二七銭八厘	一九六円三四銭一厘	四九円〇八銭五厘
吉水	三一二円一六銭六厘	八三円二四銭四厘	二〇円八一銭一厘
下松本	四六九円八四銭二厘	一二五円二九銭一厘	三一円三二銭三厘
小屋敷	七七九円二八銭一厘	二〇七円八〇銭八厘	五一円九五銭二厘
南伝法寺	一一七四円二八銭	三一三円一四銭二厘	七八円二八銭五厘
陣ヶ岡	一七二円三三銭四厘	四五円九五銭六厘	一一円四八銭九厘
中島	七六八円〇二銭六厘	二〇四円八〇銭七厘	五一円二〇銭二厘
二日町新田	六〇一円〇五銭九厘	一六〇円二八銭二厘	四〇円〇七銭一厘
高水寺	一一一四円五七銭	二九七円二一銭八厘	七四円三〇銭五厘
佐比内	一五二六円六一銭七厘	四〇七円〇九銭八厘	一〇一円七七銭四厘
彦部	一八四六円五九銭一厘	四九二円四二銭四厘	一二三円一〇銭六厘

地租負担額(A)×$\frac{1}{3}$＝民費限度額(B)

民費負担額(B)×$\frac{4}{5}$＝定額民費(C)

民費限度額(B)×$\frac{1}{5}$＝村元予備金(D)

㊟毛までだして毛を四捨五入する。

大巻	一二〇七円一三銭四厘	三二一円九〇銭二厘	八〇円四七銭六厘
星山	一二二三円三九銭八厘	三二六円二三銭九厘	八一円五六銭〇厘
犬吠森	七八二円五一銭四厘	二〇八円六七銭〇厘	五二円一六銭八厘
草刈	二四四円七九銭四厘	六五円二七銭八厘	一六円三二銭〇厘
西長岡	一一一一円四六銭	二九六円三九銭〇厘	七四円〇九銭七厘
東長岡	八一四円二四銭六厘	二一七円一三銭二厘	五四円二八銭三厘
栃内	三九二円六八銭六厘	一〇四円七一銭六厘	二六円一七銭九厘
江柄	三五四円六五銭九厘	六七円九〇銭九厘	一六円九七銭七厘
北沢	一七六円二六銭六厘	四七円〇〇銭四厘	一一円七五銭一厘
遠山	三九一円九七銭五厘	一〇四円五二銭六厘	二六円一三銭二厘
北田	五二五円〇四銭九厘	一四〇円〇一銭三厘	三五円〇〇銭三厘
赤沢	一一三四円一一銭六厘	三〇二円四三銭一厘	七五円六〇銭八厘
船久保	一四九円五五銭八厘	三九円八八銭二厘	九円九七銭一厘
紫野	一八七円五〇銭一厘	五〇円〇〇銭〇厘	一二円五〇銭〇厘
山屋	三六三円五二銭四厘	九六円九四銭〇厘	二四円二三銭五厘

定額民費の費目としては、明治八年（一八七五）に定められた本支庁・県社・監獄の修繕費、郷村吏員月給路費、扱所経費、公文往復郵送脚夫賃、告達書活版代価のほかに、管内著名の道路橋梁修繕費と警察費の二費目が加えられた。なお、定額民費は十二月二十五日限りと、六月二十五日限りの二期に分けて上納する定めであった。

村元予備金の令達額は、徴収の限度額を示すものであって、必ず全額を徴収しなければならないという性質のものではなかった。その実例として、同年の宮手村の実績を掲げると表二―六のようであるが、令達額八十円九十一銭八毛のうち、実際に徴収したのは七十三円十三銭一厘となっている。また、その内容をみると、伍長・組頭（伍長頭取のことか）の給料と筆墨紙代、組惣代の筆墨紙代（給料は定額民費で支弁）、村社の祭典費、村の道路や橋

梁の修繕費、組惣代寄合諸費などの経常的なものが全体のほぼ七十六パーセントを占め、その他は臨時的なものとなっている。

表二―六　明治九年度の宮手村村元予備金支出状況

費目	金額	備考
伍長組頭給料並ニ筆墨紙代	二四円　七銭四厘	
組惣代筆墨紙代	九円七五銭八厘	
組惣代所寄合之節悉替入費	二円八五銭五厘	二人分
村道路修繕人足代	一一円二〇銭	
村道路橋梁木品代	一円一五銭	一人ニ付一〇銭積り
神武様御祭並ニ村社御神酒上悉替入費	二円三四銭七厘	一本ニ付五銭積り
日損ニ付村水之節木品人足代並ニ入費	二円三五銭	
升沢村稲荷前ニ而水分之節番小屋懸並ニ人足	五円七五銭	一人ニ付一〇銭積り
村社御祭之節御宮人足並ニ角力神楽悉替入費	四円五二銭	
当毛内見輪工入人足代調入費	四円七八銭	
地租金並ニ証印税取立迚入費	四円三四銭七厘	
合計	七三円一三銭一厘	令達額八〇円九一銭八毛 不用額七円七七銭九厘八毛

（備考）　費目中「悉替入費」とあるは「悉皆入費」のことであろう。
・日損（日照りのこと）・当毛内見輪工入人足（坪刈人夫のこと）

(四)　明治十年（一八七七）度の区費

明治十年（一八七七）一月には、地租税率の改正（地価の百分の三から百分の二・五へ）にとなって、民費の徴

収も地租の五分の一を超過してはならないことになった。これは、とりもなおさず民費の大幅な縮減を意味するものであったが、しかし、これでは財政を維持することは到底困難であったから、区費（前年度でいう区入費）の総額を前年度の定額民費の額でおさえることを方針に、次のような賦課方法をとった。規定の地租割区費については、これを分けて十分の九は上納金（定額民費）、十分の一は村元予備金として、村元予備金を大幅に縮減するとともに、なおそれで　足する定額民費の分については、地租割りに準拠して別途に賦課することとしたのである。

それでは、これによって前年度との間にどのような差違が生じたのであろうか。これをみるために、升沢村の場合についてまとめたのが表二―七であるが、定額民費については前年度の約七パーセント減と大差はないものの、村元予備金においては四分の一にも減じており、村財政に大きな制約のあったことを示している。ついでに述べると、同年一月の米価は、盛岡相場で白米一石が三円二十銭ほどであったから、同村の村元予備金六円三十六銭七厘は、ほぼ白米二石分に相当することになる。

表二―七　明治九・十年度の升沢村区費賦課対照表

明治九年度		明治十年度	
項目	金額	項目	金額
地租額（地価の百分の三）	三八二円〇二〇	地租額（地価の百分の二・五）	三一八円三五〇
地租割区入費（地租の三分の一）	一二七円三四〇	地租割区費（地租の五分の一）	六三円六七〇
内訳		内訳	
定額民費（五分の四）	一〇一円八七二	定額民費（十分の九）	五七円三〇三
村元予備金（五分の一）	二五円四六八	村元予備金（十分の一）	六円三六七
		別途賦課区費	三八円二〇二
		区費総額	一〇一円八七二

(五)　明治十二年（一八七九）度の村役所経費

明治十二年（一八七九）は、郡区町村編制法・地方税規則・町村会規則などの施行にともなって、町村の行財政に転換のみられた年である。すなわち、村役所（後に戸長役場と改称）の設置と村会の開設がそれである。そして、村役所の人件費と需用費は地方税をもって支弁され、村政のための独自経費は村会の議決による協議費をもってまかなわれることになった。ここでは、そのうち村役所経費の実態についてみることにするが、これを同年の赤沢・船久保・紫野三か村役所の場合についてまとめると表二―八のようになる。

地方税規則によると、地方税をもって支弁すべき村役所関係の費目は、「戸長以下給料及戸長職務取扱諸費」となっているが、これを表によって具体的にみると、「戸長以下給料」というのは戸長月給・書役月給・筆工雇給料・小使給料のことであり、「戸長職務取扱諸費」というのは旅費・滞在費・消耗費・備付品費・臨時費のことであったことが知られる。このうち、臨時費については村役所の規模や郡役所までの距離等を勘案して適宜配分したが、その他の諸費については平等割りをもって配分した。したがって、他の村役所においても、これと大差がなかったものと思われる。執行総額百六十二円六十九銭二厘のうち、約七十三パーセントが給料によって占められている。

表二―八　明治十二年度の赤沢三か村村役所経費

配分額		支払額	
区分	金額	科目	金額
七月分	一四円一〇〇	戸長月給	四八円〇〇〇
八月分	一四円〇〇〇	書役月給	三一円〇〇〇
九月分	一四円〇〇〇	筆工雇給料	一〇円二七五
一〇月分	一四円〇〇〇	小使給料	三〇円〇〇〇
一一月分	一四円〇〇〇	旅費	一円二〇〇
一二月分	一四円〇〇〇	滞在費	一円〇〇〇

一月分	一四円〇〇〇	消耗費	三九円八二六
二月分	一四円〇〇〇	備付品費	五〇一
三月分	一四円〇〇〇	臨時費	八九〇
四月分	一四円〇〇〇		
五月分	一四円〇〇〇		
六月分	一四円〇〇〇		
計	一六八円一〇〇	計	一六二円六九二
差引残高（不用額）	五円四〇銭八厘		

(六)　明治十三年（一八八〇）度の協議費

ここでは、前に述べた協議費の実態についてみることにするが、これを明治十三年（一八八〇）度の赤沢・船久保・紫野三か村の場合についてまとめると表二―九のようになる。

表二―九　明治十三年度の赤沢三か村協議費

費目	金額	内訳 科目	内訳 金額	賦課方法
戸長役場修繕費	一九円五〇〇	戸長役場修繕費	四円五〇〇	地租割
		右同予備金	一五円〇〇〇	地租割
祠官月給村社遥拝式費	三円一〇五	祠官月給	一円八四〇	地租割
		村社遥拝式及ビ大祓	一円二六五	地租割
学校費	五〇円八二二	学校経費（不足分）	二〇円六二二	地租割
		学務委員（一名）給与	二一円〇〇〇	地租割
		学校経費（見込）	九円二〇〇	戸数割

衛生費	二四円一二四	衛生委員（一名）給与	一九円五〇〇	〈半分戸数割
		衛生委員旅費筆墨紙代	四円六二四	半分人口割〉
村社祭典費	八円五〇〇	村社祭典費	五円〇〇〇	地租割
		右　同	三円五〇〇	人口割
会議費	八円六五〇	書記二名日当（八日分）	四円〇〇〇	地租割
		小使給料（五日分）	七五〇	地租割
		筆墨紙代	二円五〇〇	地租割
		炭油ろうそく代	一円四〇〇	地租割
組長給与	三〇円〇〇〇	組長六人月給	三〇円〇〇〇	地租割
官地拝借料	一七円三〇八	元沢外十二か所拝借料	九円一九四	〈半分地租割
		星山村地内合併願地拝借料	九九〇	
		女牛・漆山官山拝借料	六円五一四	半分馬頭割〉
		判官堂大巻村合併願地拝借料	六一〇	
合計	一六二円九毛			

それによると、費目は戸長役場営繕費・祠官月給村社遙拝式費・学校費・衛生費・村社祭典費・会議費・組長給与・官地拝借料の八つから構成されており、その総額は百六十二円九厘である。このなかで最も金額の多いのは学校費であり、全体のほぼ三分の一を占めている。ただし、当時の同村の教育費は、生徒の授業料、学資金の貸付け利子（後述）、地方税から支出される教育補助費、協議費から支出する学校費の四つを財源としてまかなわれていたから、ここに掲げる「学校費」は教育費の全体を示すものではない。実際には、これよりもさらに多額となるのである。また、全体の約半分が人件費をなしているが、そのうち祠官月給・学務委員給与・衛生委員給与・組長月給は年一度の支給であったから実質的には年俸であり、村会の書記と小使の給料は会期中の兼務手当で日給制であ

った。なお、協議費の賦課にあたっては、地租割りを基本としながらも、それに戸数割り・人口割り・馬頭割りを加味するという方法がとられている。

(七) 明治十六年（一八八三）度の協議費

明治十六年（一八八三）における協議費の実例として宮手・升沢・下松本三か村の場合についてまとめたのが表二―一〇であるが、これを前掲の赤沢外二か村の例と対比すると、費目構成や内容の上にかなりの差違がみられる。

表二―一〇　明治十六年度の宮手三か村協議費

費目	金額	内訳 科目	内訳 金額	備考
戸長役場費	七八円七八六	修繕費	三円〇〇〇	
		消耗費	五円〇〇〇	
		備付品費	三円〇〇〇	
		薪炭油補助費	七円三〇〇	一日金二銭積り
		臨時筆者雇給料	三円〇〇〇	
		旅費補充	二〇円〇〇〇	（賦課方法）
		臨時小走給料	一円五〇〇	一五円七五銭七厘
		小使増給	一〇円五〇〇	二毛は戸数割
		十五年度補充	一二円四八六	六三円二銭八厘
		予備費	六円〇〇〇	八毛は地価割
		会議費	七円〇〇〇	
		衛生委員費	二〇円〇〇〇	
		（内訳）		
		衛生委員月給	一二円〇〇〇	

衛生費	一三七円五〇〇		
		筆墨紙代	二円四〇〇	一カ月金二〇銭積り
		巡回旅費	三円六〇〇	二回分
		諸雑費	二円〇〇〇	
		悪疫予防準備金	一一七円五〇〇	
		（内訳）		
		排泄物焼棄場及び火葬場構造費	二円五〇〇	
		消毒予防薬品購求費	五円〇〇〇	
		看護人雇賃	二四円〇〇〇	二人十日分
		医師雇入手当	一五円〇〇〇	一人十日分
		排泄物運搬焼棄及び死体運搬火葬人夫賃	一六円〇〇〇	二人十日分
		諸雑費	一七円五〇〇	器具調度品費・臨時小使賃金等
祠掌給料	四円四〇五	祠掌給料	四円四〇五	
		宮手村分	二八円〇三二	
		升沢村分	一〇円五六七	
		下松本村分	一一円〇七一	
組合総代給料	四九円六七〇			
合計	二七〇円三六銭一厘			

まず、第一にあげられることは、新しい費目として「戸長役場費」が現われてきたことである。前掲の例では、協議費から支出される戸長役場経費は修繕費だけであり、費目も「戸長役場修繕費」と称していたが、本例では、修繕費のほかに人件費と需用費を加え、さらに、これまで独立の費目であった会議費をも含めて「戸長役場費」としている。それでは、これまで地方税から支出されてきた「戸長以下給料」と「戸長職務取扱諸費」は廃止されたのかといえばそうではなく、その不足分を協議費から補充するという内容のものであった。

第二は、前掲の例でみられた学校費・村社祭典費・村社遙拝式費・官地拝借料の四費目が、この例では除かれて

いることである。そのうち、学校費の計上されていないのは、「学資金」の利子収入が多いことによるものであったが、ここで学資金のことについて解説を加えておく必要があろう。

「学資金」というのは、学区民の寄付金によって造成された一種の教育基金であり、その趣旨とするところは、これを資金の必要な人々に貸付けて利子収入を得、それをもって学校費の一部に当てようというものであった。明治六年（一八七三）の学制においては、学校費は生徒の父兄負担によることを原則とし、それに官費補助をすることも規定されているが、しかし、実際には生徒の「受業料」（授業料）と官費支出の「小学扶助金」（明治十四年度より廃止）だけをもって学校費を充足させることは至難であった。そのために明治十年（一八七七）には、この制度を設けて不足分を捻出するための手段としたが、同十二年（一八七九）の教育令によって公立小学校費が町村負担を原則とするようになってからも、引続き授業料（教育令では任意徴収制となる）とともに存続されて学校費の有力な財源をなしてきたものである。それに、官費支出の小学扶助金が廃止された後も地方税から補助するみちだけは残されていたから、これらによって町村教育費を充足できる場合には、あえて協議費から支出する必要はなかったわけである。例に掲げた宮手外二か村（宮手小学校学区）の場合は、明治十年（一八七七）四月、宮手村では五十五名より三百円、升沢村では三十三名より百六十五円、下松本村では二十七名より百三十五円とそれぞれ寄付を求めて合計六百円の学費金を造成し、これを月一分五厘の利率をもって貸付けたから、最高度に運用した場合には年間百八円の利子収入が得られたことになる。同村の協議費に学校費が計上されないのは、このような事情によるものであった。

それでは、村社祭典費と村社遙拝式費についてはどうかというと、前に掲げた赤沢三か村の場合は三村一村社であったのに対し、宮手外二か村の場合は各村とも別個に村社を有していたところから、これらの経費は各村単独で別途に徴収したために計上されなかったものである。（明治十七年になると、この両費目は公費負担から除外され

た）このことは、官地拝借料についてもほぼ同様で、宮手村と升沢村の場合は、旧来から共同の入会地を利用してきた関係上、官山の借用や官木の払下げ等についても一つの村組合をなしたが、下松本村の場合は、これも入会慣行の関係から上松本・吉水・小屋敷の三か村と結合したため、官山や共有山関係の経費については、これまた別途徴収として協議費のわく外におかれたのである。つまり、協議費といっても組合村の場合には、各村に共通な費目に限って計上されるのが原則で、村の形態や性格によって協議費の費目構成に差違の生ずることは当然であった。また、組合村においては、協議費以外にも各村の独自負担のあったことに注意する必要がある。

第三には、衛生費の内容が格別に充実していることである。前掲の赤沢三か村にあっては、衛生委員の月給と筆墨紙代だけの計上であったが、宮手外二か村の場合には、これに加えて隔離病舎に係わる排泄物の運搬や焼却のための諸経費、医師と看護人の手当、消毒予防薬品の購入費、死体の運搬と火葬のための諸経費など「悪疫予防準備金」を大幅に計上して、村政の重点が予防衛生にあったことを示している。

総じていうと、戸長役場費や衛生費にみられるように、地方自治体としての財政の基礎がしだいに確立の方向をたどっていた形勢がうかがわれる。

(六)　明治十七年（一八八四）度の戸長役場費

明治十七年（一八八四）五月七日、政府は戸長の選任をこれまでの民選から官選に改めるとともに、戸長役場費はすべて町村費（従来の協議費）をもって支弁すべきことを布達した。これは、反面において二つの問題を含むものであった。その一つは、いかにして人材を確保するかということであり、他の一つは、いかにして町村の負担を軽減するかということである。そこで、これに対応するために岩手県では戸長役場の大幅な統合を行なって、同年九月から発足したことはすでに述べた。それでは、このような事情を背景として新生した戸長役場の経費内容はどのようなものであったろうか。その実例として、同年度における上平沢外六か村（土舘・片寄・稲藤・宮手・升

沢・下松本）のものを示すと表二―一一のようになる。

表二―一一　明治十七年度の上平沢外六か村戸長役場費

役場費予算			賦課方法		
科目	金額	付記	区分	金額	付記
需用費	一七七円〇〇〇		地価割	二九六円一〇〇	総地価三三万九五四七円六〇銭に割賦
備付品費	三五円〇〇〇				
営繕費	一〇円〇〇〇				一円に付き金八毛六糸五京強の割り
小使雇給	八四円〇〇〇	月三円五〇銭二人分			
雑給	一〇円〇〇〇				
宿直弁当手当料	二五円五五〇	一泊七銭三六五日分			
長夜勤弁当手当料	二五円五五〇	一人七銭延三六五人分	戸数割	一二〇円九〇〇	総戸数八〇六戸へ割賦
予備費	三〇円〇〇〇				一戸当たり金一五銭の割り
役場家賃	一八円〇〇〇				
会議費	二円〇〇〇				
合計	四一七円一〇銭		合計	四一七円一〇銭	

まず、人件費についてみると、これまで地方税から支出されていた小使給料は全面的に村費支弁となっているし、それに雑給が計上されているが、これは臨時筆工や臨時小使の給料を見込んだものであろう。また、新たに吏員の「宿直弁当手当料」と「長夜勤弁当手当料」の計上されているのが注目される。つまり、県費支弁の吏員である戸長と書役の給料・旅費を除くほかの人件費は、すべて村費支弁となったのである。次に需用費と備品費についてであるが、これは、金額の上からみて、当年度より全面的に村費支弁に移ったとみてよいのであろう。

村費の賦課については、地価割りと戸数割りの二本立てがとられているが、問題は戸長役場の統合によって、はたして村民の負担が軽減されたのかどうかという点である。そこで、試みに本例と前年度における宮手外二か村の

戸長役場費を賦課率の上から比較してみると、地価割りにあっては、前者が地価一円に付き約八毛七糸であるのに対して後者は約九厘一毛五糸となっているし、戸数割りにあっては、前者が一戸当たり十五銭であるのに対して後者は六十二銭となっている。つまり、この両者の比較でみる限りでは、大幅な軽減のあとがうかがわれるのである。

なお、同年から協議費の名称は廃されて「村費」と呼ばれるようになったし、また、「予算」の呼称も用いられるようになった。

㈨　明治二十一年（一八八八）度の村費

明治二十一年（一八八八）は、戸長役場制の最後の年である。したがって、この年の村費構成は、戸長役場時代の村財政を代表するとみてよいのであろう。そこで、その実態を上平沢外六か村の予算について示すと表二―一二のようになる。

これによると、予算総額は八百三十九円余となっているが、これは同村の地租総額の約十分の一に相当する。これよりさきの明治十八年（一八八五）八月には、これまで制限のなかった町村費（協議費）に制限が加えられて、地租の七分の一を超過してはならないとされているから、それよりはかなり低率な負担であったことになる。そして、これを「地価割」と「戸数割」の二本建てで賦課しているが、この場合の戸数割りは平等割り（ただし貧民は免除）が原則であった。地方税の場合の戸数割りは、地価金を資産とみなして、地価二千円以上は一等、千円以上二千円未満は二等、二百円以上千円未満及び地方税中商業税・工業税・雑種税を二円以上納める者を三等、それ以外（ただし貧民は免除）を四等と四段階に区分して差等割りとしている。

次に、費目別にみると、戸長役場費七百二十六円余、会議費十円・衛生費百三円余となって、戸長役場費が全体のほぼ八六パーセントを占めているが、これを前に掲げた明治十七年度の戸長役場費と比較すると、約七割四分の増加となっており、役場経費が次第に増大の方向にあったことを示している。

表二―一二　明治二十一年度の上平沢外六か村村費

収入予算

区分	金額	付記
地価割	六一三円一〇七	地価金三三万九八八二円へ割賦一円に付き金一厘八毛三八八弱
戸別割	二二〇円六四〇	戸数七八八戸へ割賦一戸に付き金二八銭
前年度繰越高	六円〇七五	
合計	八三九円八二銭二厘	

支出予算

費目	金額	内訳 科目	内訳 金額	付記
戸長役場費	七二六円三一二	賄費	六三円〇〇〇	宿直・長夜勤弁当料
		需用費	一九〇円〇〇〇	消耗費・備品買上費
		郵便税	一二円〇〇〇	
		役場借上料	一八円〇〇〇	
		雑費	四四三円三一二	小使・臨時雇給料等
会議費	一〇円〇〇〇	小使雇給	三円〇〇〇	
		需用費	七円〇〇〇	消耗費・備品買上費
衛生費	一〇三円五一〇	消毒品費	一四円七五〇	一五人分
		雑給	四八円〇〇〇	医師・看護人等給料
		需用費	八一〇	石灰・石鹸

合計	八三九円八二銭二厘	営繕費 三九円九五〇	隔離所・火葬場等

第二節　一町八か村時代

まえがき

この時代は、日詰町・赤石村・志和村・水分村・古館村・佐比内村・彦部村・長岡村・赤沢村の一町八か村を単位として町村自治が展開される時期であるが、これを制度の変遷過程の上からみると、旧地方自治制と現行地方自治制の両段階にまたがる時期である。

近代地方自治の芽生えは、すでに三新法の中にもみられたところであるが、それが制度としてようやく確立をみるにいたったのは、なんといっても、明治二十二年（一八八九）の町村制施行の時からであった。次いで、明治二十三年（一八九〇）には、府県制と郡制も制定され、府県は地方自治団体としての性格をおびるようになったし、郡もまた自治体とされるようになった。ただし、岩手県においては、県制と郡制の施行はなお後年（明治三十年）のこととなるが、制度史的にはほぼこの時期をもって地方自治の確立期とみることができよう。これによって基礎をあたえられた旧地方自治制は、その後、いくたの改正を経ながら終戦に至るまで実施されたが、この間には概括的にみて自治権の伸張期と衰退期の二つの過程があった。すなわち、おおむね昭和四年（一九二九）の改正まで

は拡大強化の方向をたどり、その後は戦時体制の進展にともなって次第に後退の傾向を強めるようになり、ついに昭和十八年（一九四三）の改正にいたって、地方自治の本旨はほとんど影をひそめるようになったのである。なお、この間において、大正十二年（一九二三）には、郡制が廃止となった。

ところで、旧憲法のもとで行なわれたこの地方自治制は、総じてみると、中央集権的、官治的な色彩を濃厚にもつものであった。したがって、新憲法によって政治体制の民主化の方向が定められると、その趣旨にそって旧来の地方自治制は、徹底的に改革を施されることになったのである。こうして、現行の地方自治法が制定されることになるが、その成立後も地方分権の強化と地方行政の民主化をさらに徹底させるため、数次にわたっての改正がくり返され、そして、紫波町が誕生する昭和三十年（一九五五）までには、ほぼその形態を整えるにいたった。

それでは、このような推移のなかで、当地域の町村自治はどのような変遷をたどったのであろうか。

第一　自治機構の変遷

一、町村制の施行

明治二十一年（一八八八）四月二十五日、政府は法律第一号をもって市制と町村制を同時に公布した。これは、ドイツの制度を基礎としたものであるが、当時のわが国の事情からして、住民自治の要素はまだ不完全なものがあり、団体自治の形態は一応整えたものの、総じて官治的な色彩の濃いものであった。これが、岩手県において実際に施行されたのは、翌二十二年（一八八九）四月一日からであった。

(一) 旧村の合併

町村制の施行にあたって、まず最初に着手されたのは、旧町村の分合であった。この旧町村は、村落共同体としてはそれなりに存在の意義をもつものであったが、しかし、全国的にみると、百戸以下の小町村が全体の七割弱を占めるという状態であったから、これをそのまま独立自治の単位とすることは、財政力の点で弱小に過ぎるという難点があった。したがって、これらの弱小町村を分離統合して自立能力のある町村に再編成することは、町村制施行の前提として、なにをおいても断行しなければならない重要事項であった。

そのために、政府は明治二十一年（一八八八）六月、内務大臣訓令をもって、各地方長官に町村合併の基本方針を示したが、それによると、旧来の町村は独立させることを原則としながらも、独立自治の財政力をもたないものは、自治可能な財政力をもつように合併させることとし、その標準をおおよそ三百戸ないし五百戸としている。

この訓令に基づいて、岩手県においても新町村編成の事業と本格的に取り組むことになったが、これは、きわめて難事業であった。旧来の町村は、近世初頭の太閤（たいこう）検地によって初めて行政単位とされてから三百年近い歴史をもち、村落共同体としての根強い伝統を保持していたから、これを解体し、あるいは合併して新町村を編成することは、太閤検地以来の大変革であったからである。

そのために、岩手県においては、まずもって各町村の戸数・人口・財政力・地域性・民俗・人情・交通の利便等を調査し、これを基礎資料として新町村編成の試案を作成した。（表二―一三参照）

表二―一三　新町村編成試案（紫波郡関係）

仮定新町村名	旧村名	戸数	人口
郡山村	日詰新田・桜町	四七五	二、二七〇
高水寺村	二日町新田・高水寺・中島・陣ケ岡	三〇〇	一、八五三

日詰村	南日詰・北日詰・犬渕・平沢	三一三	一、七八〇
片舘村	片寄・土舘	四六〇	三、二一〇
稲沢村	稲藤・上平沢・宮手・升沢・下松本	三六四	二、三二六
南伝法寺村	上松本・小屋敷・吉水・和味・南伝法寺	二四九	一、六八六
白沢村	岩清水・室岡・太田・白沢・北伝法寺	三五〇	二、二九二
飯岡村	下飯岡・上飯岡・飯岡新田・羽場・湯沢・永井	五四七	三、四〇七
見前村	東見前・西見前・津志田・三本柳	四二四	二、七一九
赤林村	又兵衛新田・南矢巾・北矢巾・上矢次・下矢次・広宮沢・煙山・赤林	三八一	二、四二四
徳田村	東徳田・西徳田・間野々・北郡山・土橋・高田・藤沢	四八四	三、一九八
乙部村	乙部・手代森・黒川	四〇九	二、六三〇
長岡村	大ケ生・山屋・江柄・北沢・栃内・東長岡・西長岡	三九二	二、六一八
彦部村	星山・大巻・犬吠森・草刈・彦部	三六〇	二、三四一
佐比内村	赤沢・舟久保・紫野・遠山・北田・佐比内	五〇二	三、三四〇
（合計）一五	七三	六、〇一〇	三七、七九九

（備考）戸数と人口は、明治十九年四月一日の調査による。

そして、これを連合村会と戸長会に示してその意見を徴し、さらに住民の請願をもききながら、できるだけ公正を期して計画の策定に当たった。その結果、翌二十二年（一八八九）二月十六日には、新規に設置する市町村の区域を定めて告示し、同年四月一日の発足をめざして旧村の合併を実施することになった。こうして、従来の六百四十二か村は、一市二十一町二百十九か村に整理されることになるのである。

この合併によって、紫波郡の旧七十三か村は一町十四か村に改編され、それに伴って当地域の三十八か村は日詰町・古館村・赤石村・志和村・水分村・佐比内村・彦部村・長岡村・赤沢村の一町八か村となったが、そのうち、佐比内村だけは、旧村のまま独立して分合は行なわれなかった。その他の町村の分合状況は、表二―一四のとおりである。

表二―一四　新町村編成表（現在の紫波町関係）

新町村名	旧村名	面積	戸数	人口	合併を要する事由
日詰町	日詰新田	九〇反	三九六	一、八四九	古来郡山ト称スル駅路ニシテ国道ニ沿ヒ連檐櫛比延ビテ桜町ニ及ビ地勢自然ノ区画ヲ為ス而シテ偶々農業ヲ営ムモノアルモ概ネ商工ヲ以テ業ト為シ二村共同スレバ独立ニ耐フル資力ナキニアラズ依テ合併ヲ要ス
	桜町の内（上川原・下川原）	一四	一一	五四	
	計	一〇五	四〇七	一、九〇三	
古館村	二日町新田	一八〇	一九四	八九七	旧村ハ各自立ノ力ナシ而モ地勢自然ノ一区画ヲナシ之ヲ日詰町ニ併セントスルモ交通甚ダ便ナラズ殊ニ風俗人情同ジカラザルヲ以テ四村ヲ合併ス
	高水寺の内（三枚橋を除く）	一三〇	六七	四一九	
	中島	一〇四	二五	一四四	
	陣ケ岡	五〇	九	五二	
	計	四六五	二九五	一、五一二	
赤石村	南日詰	三一三	一一七	六七八	旧村ハ共ニ自立ノ力ナシ而レドモ民情風俗稍相同ジク交通上他ニ合併スベキ地形ニアラズ依テ五ケ村ヲ以テ一自治区トス
	北日詰	一七七	八四	四四五	
	犬渕	一四三	三九	二〇四	
	桜町の内（上川原・下川原を除く）	六三七	六二	三九三	

| | | |

草刈	四一	一、〇一〇	二八	二八九	一七八	一、八五三	
彦部村 星山	一七四	一九九	七二	四五〇			旧村ハ何レモ風俗異ナラズ民情能ク相和シ常ニ交通シテ従来一村ノ如シ然レドモ資力充分ナラズシテ各村独立ニ堪ヘズ依テ合併ヲ要ス其犬吠森ノ幾分ヲ裂テ本村ニ併セタル事由ハ長岡村ノ部ニ於テ説明スルガ如シ地形適当ナラズトシ村民ノ請願アルニ依レリ戸長等亦敢テ之ヲ非トセズ
大巻	一九九	八二	五四二				
彦部	三〇二	一二五	八三五				
犬吠森の内（沼端。沼口。間木沢。境）	八三	三四	二一三				
計	七六〇	三一三	二、〇四〇				本村ハ四囲皆山ヲ負ヒ釜石街道村ノ中央ヲ貫通シテ自然ノ一区域ヲナシ交通上殊ニ至便ノ地タリ且ツ民情風俗亦相異ラザルヲ以テ合併ヲ要ス
赤沢村 赤沢	一、二一三	一二五	八四三				
舟久保	三一九	三五	二一九				
紫野	一四一	二三	一五七				
遠山	二二一	三七	二二七				
北田	一九〇	四五	三一〇				
山屋	四六三	六一	四四八				
計	二、五六一	三二六	二、二一四				
佐比内村 佐比内	一、二五五	二三七	一、五七六				
合計	一〇、五九八	三、二七〇	一九、九四五				

（備考）面積は反以下を切捨てて表示したので、その計は必ずしも合致しない。

この新町村の区域は、前の試案と対照するとかなりの変動がみられるが、これは、主として連合村会や戸長の意見を勘案して修正されたものであろう。また、なかには住民の請願に従ったものもあった。高水寺村の一部を徳田村に編入したのはそれであったし、犬吠森村を分割して彦部村と長岡村に編入したのもまた同様であった。なお、

これとは反対に、人民の請願が全くいれられない場合もあった。片寄村では、人民総代熊谷常治外二百六十三名の連署をもって独立の請願を行っているが、ついに採択をみるにはいたらなかった。

新しい町村名の選定も問題点の一つであったが、これには一応の基準があって、明治二十一年（一八八八）六月に、内務大臣訓令をもって示された町村合併基準によると、「大町村ニ小町村ヲ合併スルトキハ其大町村ノ名称ヲ以テ新町村ノ名称トナシ、或ハ互ニ優劣ナキ数小町村ヲ合併スルトキハ各町村ノ旧名称を参互折衷スル等適宜斟酌シ、勉メテ民情ニ背カザルコトヲ要ス」とされているのである。当地域の場合も、日詰町・彦部村・長岡村・赤沢村の各町村は前段の基準によったものであるし、古館村・赤石村・志和村・水分村の四か村は後段のそれに準じたとみてよいのであろう。そのうち、後者の村名についてみると、古館村の名は、現在の城山の高水寺城（後の郡山城）の遺跡を当時「古館」と称したことによるものであり、志和村のそれは、上平沢村内の小市街地を一般に「志和町」と称していたことに由来するものであった。つまり、前者は歴史的な古跡名をとったものであるし、後者は著名な市街地名をとったものであった。また、赤石村の村名は、志賀理和気神社の別名である「赤石神社」の社号によったものであるし、水分村のそれは、「水分神社」の社号によるものであった。赤石神社の社号は、本体が赤石であることから発したし、水分神社の社号は、用水繁昌の神として分水地に奉斎したところから生じたという。ただし、水分神社については、他にも異説がある。

こうして、旧村の合併が決定すると、次いで同年三月七日には、新町村の役場の位置が告示された。これを当地域についてみると、表二―一五のとおりである。

この合併によって、当該の旧村は解消されることになるが、全く消滅したわけではなかった。形式的には大字として存置されたからである。これについて、県では同年三月九日付けをもって、「本年県令第十三号ヲ以テ合併セシ旧村ノ名称ハ、其町村中ニ於テ大字トシ之ヲ存ス」と告示している。すなわち、佐比内村のように、旧村のまま

新制に移行したところでは大字の制は用いられないが、合併した町村においては、従来の村の範囲は新町村の区域を示す大字として存置され、旧村名もそのまま大字名として残されることになったのである。

表二―一五　新町村役場の位置

町村名	役場の位置	町村名	役場の位置
日詰町	日詰新田の内字日詰町	佐比内村	字横町
古館村	二日町新田の内字下町	彦部村	大巻の内字八竜
赤石村	北日詰の内字大日堂	長岡村	東長岡の内字細工田
志和村	上平沢の内字馬場	赤沢村	赤沢の内字大内渡
水分村	小屋敷の内京田（吉水の内小深田）		

（備考）（　）内は明治二十年中に変更されたもの。

それでは、この合併に伴って、旧村の共有財産はどのように処分されたのであろうか。これについて、前記の内務大臣訓令では、一応の基準を示しながらも、原則的には関係町村の協議に基づいて府県知事が認可することとしている。したがって、本県においても当該村の協議を中心にすすめられたことは疑いないが、次に、その一端として、水分村関係の旧村についてみてみよう。ここでの共有財産といえば、学校組合と戸長役場関係のそれが主たるものであった。そのうち学校組合についてみると、かつてこの地域には、宮手・升沢・下松本三か村を学区とする宮手小学校、上松本・小屋敷・吉水三か村を学区とする上松本小学校、南伝法寺・岩清水二か村を学区とする南小学校の三校があり、それぞれの村が組合を結成して設置主体をなしてきた。そして、これらの組合では財産として「学資金」を共有していたし、宮手・升沢・下松本三か村の場合は、この外に約二十坪の校舎を所有していたので

ある。それが、明治二十年（一八八七）四月に至って、宮手小学校は上平沢小学校に統合し、上松本小学校と南小学校は合併して新たに小屋敷小学校が設立されたが、しかし、これまでの学校組合はそのまま存置された。それでは、今次の合併によって、この体制はどうなったかというと、南伝法寺・岩清水組合の場合は、岩清水村が不動村に編入されたために学資金を分割処分して分離したが、その他においては従来と変わるところがなかった。つまり、財産区的な大字組合（大字宮手升沢下松本組合というように呼称した）として存続されたのである。したがって、水分村内には、「大字宮手升沢下松本組合」と「大字上松本小屋敷吉水組合」および「大字南伝法寺」の三財産区が存在することになるが、明治二十三年（一八九〇）になると、この財産区を「部」と称するようになった。

一方、戸長役場関係の共有財産としては、明治十七年（一八八四）に新制の戸長役場が発足する際、旧戸長役場のものを持ち寄った備品類があったが、これらは、いったん当該の旧村組合に返還され、それをさらに水分村が買い受けるという方法がとられている。そして、その代金は直接あるいは配分の方法をもって、各財産区の所得するところとなり、旧宮手・升沢・下松本三か村戸長役場の分については直接大字宮手・升沢・下松本組合に引き継がれたが、旧小屋敷・上松本・吉水・南伝法寺四か村戸長役場の分については、地租割りをもって大字上松本・小屋敷・吉水組合と大字南伝法寺に配分されたのである。なお、上平沢・土舘・稲藤・片寄・宮手・升沢・下松本七か村戸長役場の場合は、発足後において新規に購入した備品があったが、これらは一括して志和村が引き取った上、水分村に編入された宮手・升沢・下松本三か村の持分については、当該大字組合に対して評価額による「賠償金」を支払うという方法がとられた。また、同戸長役場関係の村費には、合併の時点で繰越金があったが、この分についても、大字宮手・升沢・下松本組合に対して、地租割りをもって「配当」がなされている。他の町村においても、ほぼ同様の方法がとられたのであろう。この合併当初における、水分村の各財産区の財産内容は表二―一六の

とおりであった。なお、この共有財産のうち学資金については、明治二十三年（一八九〇）から水分村長において管理することになり、それより生ずる収益（貸付利子）は教育費に充当することになった。

表二―一六　水分村内財産区共有財産一覧表

区分＼財産区名	宮手・升沢・下松本	上松本・小屋敷・吉水	南伝法寺
共有学資金	七〇一円五〇銭	一、〇三一円七四銭	四〇五円八三銭四厘
不用品払代	九円八〇銭五厘		六円六五銭二厘
配当金	一三円四六銭四厘	一〇円二四銭二厘	
賠償金	九円五三銭一厘		
建物	一棟（貸賃月四〇銭）		
合計	七三四円三〇銭	一、〇四一円九八銭二厘	四一二円四八銭六厘

以上のような経過をたどりながら、ここに新町村の誕生をみることになったが、その結果、当地域の町村規模は、旧村時代の四・二倍（県の場合は二・七倍）に拡大されるようになった。これを明治十九年（一八八六）の戸数と人口（表二―一四参照）をもとにして比較すると、旧村時代の一村平均が戸数で八十六戸、人口で五百二十五人ほどであったのに対し、新町村の場合は、平均戸数が三百六十三戸、同じく人口は二千二百十六人ほどとなるのである。

したがって、この限りでは大幅に拡張され、強化されたようにも感じられるが、しかし、県の平均と比較すると、かなり低位なものであった。その時の町村合併後の一町村当たり県平均（盛岡市を除く）は、戸数では四百二十一戸、人口では二千五百二十一人となるのである。そこで、これを基準にしてみると、当地域では県平均を越えるのは志和村一か村だけであって、その他はいずれもそれ以下となる。しかも、古館・長岡・佐比内の三か村の場合は、内務省基準の最低である三百戸にさえも満たない状況であった。ところが、このような中にあって、ひとり

志和村だけは抜群で、当地域内だけでみると、平均規模のほぼ二倍となるし、最小の佐比内村と比較すると約三倍の規模となる。また、県内での比較でみると、戸数では厨川・矢沢・金ヶ崎・愛宕・稲瀬の各村に次いで第六位となり、人口では金ヶ崎・興田・気仙の三村に次いで第四位となって、県下でも屈指の大村であったことを示しているのである。なお、紫波郡では唯一の「町」であった日詰町についてみると、紫波郡十五町村中、戸数では第六位、人口では第十二位となるし、県下二十一町の中では、表二―一七でみられるように最下位に近い規模であった。同町は初め県の試案では村に見込まれていたものを、紫波郡の中心的市街地であるところから町に変更されたものであるが、規模の点では、平均以下の村を出るものではなく、当地域における町村の再編成は、合併率が高かったにもかかわらず、県全体からみると総じて平均規模以下の町村を生む結果となったが、しかも、それは、反面に志和村のような大村も存在するという不均衡を含むものであった。

表二―一七　町村制施行時の町村規模比較表

A、紫波郡の場合

町村名	戸数	人口	町村名	戸数	人口
志和村	六九六	四、六六四	赤石村	三七八	二、一八〇
飯岡村	五四七	三、四〇七	彦部村	三一三	二、〇四〇
乙部村	四九八	三、二五三	水分村	三二九	二、〇〇三
徳田村	四八九	三、二三九	日詰町	四〇七	一、九〇三
見前村	四二四	二、七一九	長岡村	二八九	一、八五三
不動村	四〇四	二、六五〇	佐比内村	二三七	一、五七六
煙山村	三八一	二、四二四	古館村	二九五	一、五一二
赤沢村	三二六	二、二一四	平均	四〇一	二、五〇九

B、県下二十一町の場合

町村名	戸数	人口	町名	戸数	人口
水沢	一、四一八	七、二四九	山田	九三三	四、〇七六
大槌	一、一三八	六、三一五	鍬ケ崎	八一〇	三、六三五
遠野	一、二二八	五、五六五	久慈	六一三	三、五〇八
釜石	一、〇三八	五、四三六	福岡	五六六	二、七五八
宮古	一、〇八一	五、一九二	沼宮内	四四七	二、四一七
一関	一、一六八	五、一四〇	花巻	四八六	二、四〇九
岩谷堂	一、二一八	四、八〇二	一戸	四四八	二、三九六
前沢	八二六	四、五七七	大迫	三一八	一、九八二
高田	五三六	四、五一〇	日詰	四〇七	一、九〇三
黒沢尻	八九五	四、三六四	盛平均	二五二	一、七八九
黒川口	一、〇〇九	四、二七一		八〇二	四、〇一四

（備考）
1、戸数・人口は明治十九年（一八八六）の統計によった。
2、町村の配列は人口の多い順にしたがった。

(二)　新町村の発足

明治二十二年（一八八九）四月一日には、いよいよ新町村が発足することになった。とはいっても、直ちに機能を発揮したわけではない。それにいたるまでには、二つの手順があったからで、町村会議員の選挙と町村会における町村長及び助役の選挙がそれであるが、当地域の町村において後者の実施されたのは、五月にはいってからのことであった。したがって、新町村が自治体として機能を実際に発動するようになるのは、五月以降ということになるのである。



図2-2　日詰町・古館村・彦部村の議会々議録綴

それでは、発足当初における、町村の組織と運営はどのようなものであったろうか。次に、これを代議機関と行政機関（いずれも当時の用語による）の二つに区分して、その概要を述べることにする。

1、代　議　機　関

代議機関（議決機関）としての町村会は、選挙による名誉職の議員をもって組織されたが、その定数は、当該町村の人口に応じて、千五百人未満は八人、千五百人以上五千人未満は十二人、五千人以上一万人未満は十八人、一万人以上二万人未満は二十四人、二万人以上は三十人の割合いをもって定める規定であった。したがって、当地域一町八か村の場合は、いずれも定員は十二名であった。

町村会の議長には、町村長が当たるものとされ、もし、町村長に故障あるときは、その代理である町村助役をもって充てる定めであった。これは、現行の制度とは大きく相違する点であるが、このように規定したのは、町村には人材が少ないことを考慮したのと、町村長が行政の全体に任ずるためには、なるべく議員と密接な関係をもつ必要があるという理由によるものであった。そして、町村長や助役が議長となっても議決権がないところから、町村会の議員を兼ねるのが普通であった。つまり、町村長と助役は、町村会議員の中から選任するのが常態であった。

町村会議員を選挙できるのは、その町村の公民（現役軍人は除く）だけに限られた。ここで公民というのは、公権を有する独立の男子（満二十五歳以上にして、一戸を構え、かつ、禁治産者でない者）であって、二年以上のその町村の住民となり、その町村の負担を分担するとともにその町村内において地租を納めるか、あるいは直接国税

年額二円以上を納める者である。そして、この選挙権を有する町村の公民は、同時に被選挙権をも有するものとされたが、ただ、所属府県郡の官吏、有給の町村吏員、検察官及び警察官、神官僧侶及びその他、諸宗の教師、小学校教員だけは除外された。また、父子兄弟が同時に町村会議員となることは禁止されたし、町村長もしくは助役と父子兄弟の関係にある者についてもまた同様とされた。

選挙人は、一級と二級に区分し、選挙人中直接町村税の納額が多い者を合わせて選挙人全員の納める総額の半ばに当たるべき者を一級とし、残りの選挙人を二級にしたのである。そして、級ごとに議員の半数を選挙したが、その被選挙人は、同級内の者に限らず両級に通じて選挙されることができた。

町村会議員は名誉職とされ、その任期は六年とし、三年ごとに各級においてその半数を改選した。

町村議会の議決すべき事件の概目は次のとおりであったが、この外に町村吏員の選挙、町村事務の監査、官庁の諮問に対する意見の陳述、訴願の裁決等もその職務権限のうちであった。

1 町村条例及び規則の制定と改廃
2 町村費を以って支弁すべき事業
3 歳入歳出予算等の認定
4 決算報告の認定
5 法律勅令に定める以外の使用料、手数料、町村税及び夫役現品の賦課徴収方法の決定
6 町村有不動産の売買・交換・譲受・譲渡・質入・書入に関すること
7 基本財産の処分に関すること
8 歳入歳出予算を以って定める以外の義務負担と権利の棄却に関すること
9 町村有の財産及び営造物の管理方法の決定

10町村吏員の身元保証金の金額の決定と徴収
11町村に係る訴訟及び和解に関すること

町村会の議事運営は、町村会の定める「議事細則」によった。これについて町村制では、「町村会は其会議細則を設くべし。その細則に違背したる議員に科す可き過怠金二円以下の罰則を設くることを得」と定めている。水分村の場合は明治二十一年（一八八八）六月、彦部村の場合は同年八月にこれを議決しているから、他の町村においても、おおむねこの時期に制定されたとみてよかろう。準則があったもののようであるが、その一例として、水分村会のものを掲げると次のとおりである。

議事細則

議場整理

第一条　会議ノ時間ハ議長適宜ニ之ヲ定ムヘシ
　但シ夜間ニ於テ開クコトヲ得ヘシ
第二条　議員ノ席次ハ闔取ヲ以テ議員改撰毎ニ之ヲ改ム
　但シ補欠員ハ前任ノ席ヲ践マシム
第三条　議事中ハ議員ノ姓名ヲ称ヘスシテ番号ヲ用フヘシ
第四条　議長ハ時宜ニヨリ議員ノ発言ヲ止メ、亦タハ議事ヲ中止スルコトヲ得
第五条　議題ノ外議事中ニ起リタル総テノ事件ハ、議長之ヲ決シ或ハ会議ノ決ヲ取ルヘシ

議案並修正案

第六条　議長ハ議案及報告書ヲ法律ニ依リ各議員ニ頒布スヘシ
第七条　修正説ハ第二次会及第三次会ニ於テ二名以上ノ賛成者ナキモノハ、之ヲ議題トナスコトヲ得ス

第八条　修正説ヲ提出セント欲スルモノ、録シテ文案トナシ之ヲ議長ニ出シ、又ハ議席ニ於テ陳述スルコトヲ得

第九条　修正説ノ否決セルモノハ、其同次会ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス

議　事

第十条　議事ハ至急ヲ要スル時ト雖トモ、議案又ハ報告書頒布後少クモ五時間隔テ之ヲ開ク

但シ瞬間モ猶予スヘカラサル時ハ此限ニアラス

第十一条　議事ヲ開ク時ハ議長書記ヲシテ議案ヲ朗読セシム

第十二条　議事ハ第一次第二次第三次ノ三会ニ区別スル左ノ如シ

第一次会ハ議題ノ大意ヲ議シ、其議題ニ就キ第二次会ヲ開クヘキヤ否ヲ決シ、否定スル時ハ議案消滅セルモノトシ、可決スル時ハ第二次会ヲ開ク、第二次会ハ議案ヲ逐条討議シ否決スル時ハ其議案消滅セルモノトシ、可決スルトキハ第三次会ヲ開ク第三次会ハ全案ニ就キ議決ス

第十三条　凡議員ハ一議事ニ付両説ヲ発スルヲ得ス、又賛成者ナキ論旨ハ之ヲ駁クスルヲ得ス

第十四条　議事中賛成者ヲ得テ議題トナリタルモノハ議長之ヲ陳告スヘシ

発　言

第十五条　発言セント欲スルモノハ起立シテ議長ト呼ヒ其許ヲ得テ発言スヘシ

第十六条　議長ニ於テ無用ノ論説ト認ムルトキハ、之ヲ制止スルコトヲ得

但シ無用ノ理由ヲ議長ニ質問シ又ハ無用ニアラサル理由ヲ一回弁明スルヲ得

第十七条　第三次会ニ於テハ一議題ニ付発言二回ヲ越ユルヲ得ス

決　議

第十八条　出席ノ議員ハ可否ノ数ニ入ラサルヲ得ス

第十九条　可否ヲ決スルノ法ハ起立、記名投票匿名投票ノ三種トシ議長便宜ニ之ヲ用ユ可シ

第二十条　議題ノ順序ニ論アル時ハ議事ニ先タチテ議長之ヲ決シ、或ハ会議ノ決ヲ取ルヘシ

第二十一条　修正案ハ議題ニ先キ立テ可否ヲ決ス、其数多ナル時ハ最モ原案ニ異ルモノヲ先キニシ、其前後ニ論アルトキハ総テ修正案決定ニ先キタチテ議長之ヲ決シ、或ハ会議ノ決ヲ取ル可シ

第二十二条　議長ノ意見若クハ議員二名以上ノ請求ニ因リ議題分合シ、又ハ条項ノ順序ニ拘ラスシテ議決セントスルトキハ議長之ヲ決シ、或ハ会議ノ決ヲ取ル可シ

第二十三条　弁論未タ終ラスト雖議長ニ於テ論旨既ニ尽キタリト認ムル時ハ、之ヲ会議ニ問フテ其議題ノ決ヲ取ルコトヲ得

委員

第二十四条　議長ノ意見若クハ議員二名以上ノ請求ニ因リ委員ヲ撰ミ、議案若クハ修正案ヲ査理セシメントスルトキハ会議ノ決ヲ取ル可シ

第二十五条　委員ハ議員中ヨリ互撰ス

但シ会議ノ決ニヨリ議長之ヲ撰定スルコトヲ得

第二十六条　委員ハ其付托セラレタル全案ヲ取捨シ、或ハ之ヲ改竄スルコトヲ得、其意見ハ過半数ニ依テ之ヲ決シ過半数ヲ得サルトキハ最多数ニ依テ之ヲ決シ、其理由ヲ録シテ議長ニ報告スヘシ

第二十七条　修正説ヲ提出シタルモノハ委員会列シ其主旨ヲ弁明スルヲ得

但シ可否ノ数ニ入ラス

議場取締

第二十八条　議事ハ議員相私語スル等総テ議事ヲ妨クルノ挙動アルコトヲ許サス

第二十九条　議事中ハ議員漫リニ議席ヲ退クコトヲ許サス

第三十条　遅参ノ議員ハ議長ノ許可ヲ得テ議席ニ着ク可シ

第三十一条　議員欠席スル時ハ其事由ヲ議長ニ届出ツヘシ

小会議

第三十二条　議事ノ都合若クハ議員ノ求ニヨリ小会議ヲ開キ議案ヲ評決スルヲ得、其評決ハ決議録ヲ製シ議員捺印シテ之ヲ議長ニ出ス可シ

但シ小会議ハ第二十九条第三十条ヲ除クノ外本則ニ従フコトヲ要セス

罰則

第三十三条　遅参シタル者ハ拾銭、不参シタルモノハ五拾銭ノ過料金ニ処ス

第三十四条　再犯シタル者遅参ハ弐拾銭不参ハ壱円ノ過料金ニ処ス

第三十五条　遅参不参ニ依リ会議ヲ開クノ定数ヲ欠キタルモノ、遅参ハ参拾銭不参ハ壱円弐拾銭ノ過料金ニ処ス

第三十六条　虚欺ノ事由ヲ申立過料ヲ遁レタル者、遅参ハ参拾銭不参ハ壱円八拾銭ノ過料ニ処ス

補則

第三十七条　事由ヲ分ツテ左ノ三項トス

一、自己ノ故障

二、父母妻子医療ヲ要スルノ難病

三、人ノ生命財産ノ保護

第三十八条　病気ノ為メ不参スルモノハ医師ノ証明書ヲ添フ可シ

第三十九条　遅参ハ議事着席三十分前不参ハ議事着席定時再犯ハ一会期中二度以上ニ於テ起算ス

但シ遅参不参ハ無届ヲ指称ス

第四十条　第一条ノ会議時間ハ議員招集状ニ記載スルヲ以テ其時間ヨリ一時間前ニ参集スヘシ

2、行　政　機　関

行政機関（執行機関）としては、町村長・町村助役・収入役の三役と書記及び付属員が置かれ、また、別に使丁（していの職制もあった。

町村長及び助役は、その町村の公民中満三十歳以上で選挙権を有する者より、町村会において選挙した。その就任に当たっては、府県知事の認可を得る必要があったが、もし、その認可を得られないときは再選挙を行ない、それでもなお認可を得られない場合は、追選挙を行なって認可を得るに至るまでの間、監督官庁は臨時に代理者を選任するか、または町村費をもって官吏を派遣し、町村長及び助役の職務を管掌させる定めであった。次に、収入役と書記及び付属員は、町村長の推薦によって町村会が選任し、使丁は町村長において任用した。収入役の選任については、郡長の認可を得る必要があった。なお、前述のように、町村長及び助役は、町村会議員の中から選出されるのが通例で、収入役は、身元保証として相当の資産を有する者を推薦するのが普通であった。たとえば、水分村の場合は、「地価二千円」をもって相当としている。

町村長・町村助役・収入役の任期は、いずれも四年であった。また、町村吏員と使丁は、別段の規定（規約）のあるものを除いて、随時解職できる定めであった。この別段の規定については、明治二十二年（一八八九）の彦部村のように、書記の任期を二か年と定めている例がある。

町村吏員の定数は、町村会の議決するところであったが、発足当初の例をみると、水分村では書記二名と付属員二名の計四名であったし、彦部村では書記一名と付属員二名の計三名であった。また、使丁については、両村とも

二名を置いているが、そのうち一名は、文書の配達等を主とするもので「小走（こばしり）」と呼ばれた。なお、付属員は、書記補に当たるものであるが、明治二十二年十一月にはこれを「筆生（ひっせい）」と改称している。

以上の吏員の外に、行政の執行上必要と認める場合は、町村を数区に分けて各区に区長及びその代理者各一名を置くことができるとされた。また、町村は、臨時または常設の委員を置くことができる定めであった。これらは、いずれも、町村会の選挙に基づいて選任された。その設置状況を水分村の場合についてみると、区制については、明治二十二年（一八八九）に村内を四区（後に七区）に分けて各区に区長とその代理者を置いているが、同二十六年（一八九三）には村会の建議によって廃止されている。また、委員のうち常設のものとしては、明治二十四年（一八九一）設置の勧業委員二名、同二十六年設置の学務委員三名などがあるし、臨時的な例としては、同二十五年（一八九二）設置の水分尋常高等小学校校舎建築臨時委員四名のようなものがある。

町村長及び助役は、名誉職をもって原則としたが、町村の情況によって、有給の専務職とすることができる定めであった。そして、名誉職の町村長は、職務取扱いのために要する実費弁償のほか勤務に相当する報酬を受けることができたし、助役も行政事務の一部を分掌する場合はまた同様であった。これに対して、収入役・書記・付属員（筆生）・使丁の場合は、いずれも有給職であった。なお、区長とその代理者及び委員については、ともに名誉職として相応の実費弁償と報酬が支給された。これら諸給与の支給方法は町村規則をもって定められたが、その一例として次に水分村のものを掲げよう。

名誉職報酬支給規則

第一条　村長助役ノ報酬ハ年報酬トス

第二条　年報酬ハ月賦トシ毎月十五日之ヲ支給ス

第三条　欠席ノ報酬半年迄ハ全額、一年マテ（で）ハ半額ヲ支給シ満一年以上ニ及フ（ぶ）モノハ総テ支給セス（ず）

第四条　議員ノ実費弁償ハ其時ニ支給ス

第五条　区長ノ報酬ハ月報酬トシ毎月廿六日支給ス

第六条　区長報酬ノ加減方法ハ日割トシ、就職停職解職等発令ノ日ヲ界限トシ之ヲ支給ス

有給吏員俸給支給規則

第一条　有給吏員俸給分テ月給日給トス

第二条　月俸ハ毎月廿六日、日給ハ毎月末ニ支給ス

第三条　月俸支給後ニ新任ノ者及ヒ他官庁ヨリ転職ノ者月俸ハ月末ニ支給ス

第四条　新任ノ者及ヒ他官庁ヨリ転職ノ者ハ本務ニ就キタル当日ヨリ起算支給ス

第五条　月俸日給ノモノ解職及ヒ死亡シタル時ハ当日又ハ翌日支給ス

第六条　増俸及ヒ減俸ノモノハ其発令ノ翌日ヨリ増減支給ス

第七条　公務ニ由リ旅行スルモノ其旅行日積第二条ノ定日後ニ渉ルトキハ、該月分ノ俸給ヲ繰上ケ支給スルコトヲ得

第八条　月給ノ者願済休暇及ヒ旅行若クハ私事ノ故障ニ由リ上庁セサル時ハ、三十日以後ハ俸給ノ半額減スルモノトス

第九条　月給ノ者病気（転地療養トモ）ニ由リ上庁セサル者ハ、九十日以後ハ俸給ノ半額ヲ減スルモノトス

第十条　月給ノモノ忌引ニ由リ上庁スル不能ル場合ニ於テハ、第八条第九条ノ日数ニ算入セス

第十一条　月給ノモノ解職及ヒ死亡ノ時ハ、当月分俸給ヲ支給シ日割ヲ以テ計算セス

第十二条　日給ノ者ハ大祭祝日日曜ノ休暇ハ俸給ヲ支給シ、病気忌引其他不来ノ日ハ総テ支給セス

使丁給料支給規則

第一条　使丁ノ給料分テ月給日給トス

第二条　月給ハ毎月末、日給ハ当日亦タハ翌日支給ス

第三条　月給ハ採用解散死亡ノ節ハ日割ヲ以テ支給ス

第四条　使丁ハ自己疾病及ヒ父母看病ノ為メ欠勤スル時ハ、五日以内ハ全額十日以内ハ半額ヲ支給シ、其他ハ支給セズ

村吏旅費規則

第一条　旅行中一切ノ費用ニ充テ別表ノ定ムル処ニ従ヒ、順路ノ路程ニ依リ汽車賃汽船賃車馬賃及ヒ日当ヲ支給ス

但シ車馬賃及ヒ日当ハ管内外ニ区別シ之ヲ支給ス

第二条　汽車賃ハ汽車旅行、汽船賃ハ汽船旅行、車馬賃ハ陸路旅行日当ハ休泊料及ヒ其他ノ諸費ニ充テルカ為メ之ヲ支給ス

第三条　海湾河湖等ノ海里ヲ以テ路程ヲ算セサル場合ハ、里程ニ応シテ車馬賃ノ額ヲ支給ス

第四条　急行旅費ハ尋常旅費ニ五割ヲ増給ス

但シ日当ハ此限ニ非ラズ

第五条　汽車賃ハ哩数、汽船賃ハ海里数、車馬賃ハ里数、日当ハ日数ニ応シ之ヲ支給ス

第六条　汽車賃汽船賃及ヒ車馬賃ハ、其種類毎ニ経過セシ路程ノ惣数ヲ合算シテ之ヲ支給ス

但シ壱里未満ノ端数ハ計算セサルモノトス

第七条　陸路六里未満汽車十哩未満及ヒ汽船十海里ノ旅行日当及ヒ前条各賃金ヲ支給セサルモノトス

但シ公務ノ都合ニ依リ宿泊ヲ要スル時ハ宿泊ノ数ニ応シテ日当ヲ支給スヘシ

第八条　旅行ノ両会計年度ニ跨ル時ハ当年度ニ於テ計算スヘシ

第九条　検田測量及ヒ土木工事等ノ為メ現場ヲ巡視スル時ハ、車馬賃ヲ給セス日当額ニ壱割ヲ増額ス

但シ日帰ハ此限ニ非ラス

第十条　解職若クハ辞職ノ際事務引継キ亦タハ職務取調ノ為メ滞在及ヒ上庁セシムルトキハ、一切ノ費トシテ日当ヲ支給ス

第十一条　旅行中帰省其他私事ノ為メ許可ヲ得テ迂路ヲ通過スルトキハ、順路ノ路程ニ応シ旅費ヲ支給スヘシ

表二―一八　旅費額表

職名	汽車賃一里毎ニ	汽船賃一里毎ニ	管外車馬賃一里毎ニ	管内車馬賃一里毎ニ	管外日当一日毎ニ	管内日当一日毎ニ
村長助役	金三銭	金四銭	金六銭	金五銭	金四〇銭	金三五銭
収入役書記付属員	同	同	同	同	金三〇銭	金二五銭

第十二条　旅行時間一日十二時トシ其路程ハ左ノ三種トス

一、汽車一日二百哩詰（約三二〇㎞）

二、汽船一日百海里詰（約一八五㎞）

三、陸路一日十二里詰（約四八㎞）

なお、諸給与の定額は、町村によって差違があったが、発足当初の例を水分村と彦部村の比較において掲げると

次のようになる。

表二―一九　諸給与比較表（明治二二年）

村名	報酬（年額）		俸給（月額）				
	村長	助役	収入役	書記	付属員	使丁	
水分村	二四円	無報酬	五円	四円五〇銭	二円五〇銭	一円―二円	
彦部村	五〇円四〇銭	四九円	三円	二円五〇銭	二円五〇銭	一円五〇銭―二円	

二、郡制の施行

町村制の施行に次いで、明治二十三年（一八九〇）五月十七日には、府県制とともに郡制が公布された。これによって、郡もまた地方自治団体として法人化されることになるのである。この中間自治機構としての郡は、幾多の問題をはらみながらも、現実には町村自治と直接的な関連をもつ存在であった。それゆえ、ここでは町村自治の背景として、その概要にふれておくことにする。

(一)　変遷の概要

この郡制の施行時期は、府県知事の具申によって内務大臣が定める規定であった。全国いっせいに施行できかねる諸般の事情があったからである。岩手県の場合は、七年後の明治三十年（一八九七）四月一日からの施行であった。したがって、それまでの間は明治十二年（一八七九）に始まった旧制の郡長制により、紫波郡の場合は、南岩手・北岩手の両郡と統合されて一郡長のもとにおかれ、その役所である「南北岩手紫波郡役所」は盛岡市仁王にあった。それが郡制の施行に伴って紫波郡にも独立の郡役所（所在地は日詰町）が設置されるようになり、新郡長として川口浩哉（福島県出身・元警部）が発令された。ただし、郡役所庁舎の建築されたのは、翌三十一年（一八九

八）三月のことであった。

この郡制は、明治三十二年（一八九九）三月に至って、大幅に改正されるところとなった。そのもっとも主要な点は、複選制と大地主議員制（後述）の廃止であったが、その他においても多数の項目にわたって広範な改正が行なわれた。そのために普通には、改正前の法律を旧郡制と呼び、改正後のそれを新郡制と称している。

ところが、この新郡制も、大正十二年（一九二三）三月三十一日をもって廃止されるにいたった。その理由とするところは、郡制の施行によって郡自治が別段に発達したあとはみられないし、かつ、郡を中間団体とすることはわが国の実情に即さないという点にあった。そもそも、この郡制はプロシアの制にならって定められたものであったが、わが国においては、郡を自治体とした歴史がなかっただけに、制定当初からなじまないものがあった。

岩手県の場合、その実施期間は二十六か年ということになる。ただし、郡役所だけは大正十五年（一九二六）六月三十日まで存続して、県の出入機関的な機能をなした。

(二)　機構の概要

1、議決機関

議決機関としての「郡会」は、初めは郡内の町村会において選挙（複選法）した議員と郡内の大地主の互選によって選出された議員をもって組織された。ここで大地主というのは、郡内において町村税の賦課を受ける所有地を地価一万円以上有する地主のことである。

このうち、町村会において選挙する議員の員数は、一町村一名を原則としたが、もし、その総数が二十名を越えるときは二十名を限度とする定めであった。また、大地主から選挙される議員の数は、前者の三分の一以内とされた。それでは、紫波郡の場合はどうかというと、明治三十年（一八九七）四月に行なわれた第一回選挙の際には、前者は十五名、後者は二名であった。

郡会議員は名誉職とされ、その任期は町村会において選挙する議員は六年、大地主において選挙する議員は三年とされた。そして、前者は三年ごとに半数を改選し、後者は一時に全員を改選する定めであった。

郡会は、郡を代表して包括的に議決権を有したが、法律ではその議決すべき概目として、次のような事項を例示している。

1、郡ノ歳入出予算ヲ定ムルコト
2、決算報告ヲ認定スルコト
3、郡有不動産ノ売買交換譲渡譲受並ニ質入書入ノコト
4、歳入出予算ヲ以テ定ムルモノヲ除ク外、新ニ義務ノ負担ヲナシ及権利ノ棄却ヲナスコト
5、郡有財産ノ管理及営造物ノ維持方法ヲ定ムルコト
6、其ノ他法律ニ依リ郡会ノ権限ニ属スル事項ヲ議決スル

郡会の議長には、郡長が当たるものとされ、郡長もしくは特に郡長の委任を受けた郡吏員は、郡会の議事に参与することができる定めであった。

郡には、郡会に次ぐ議決機関として、郡参事会が置かれた。これは、郡長及び名誉職の参事会員四名をもって構成されたが、名誉職参事会員のうち三名は郡会において互選し、他の一名は府県知事において郡会議員もしくは郡内町村の公民中より選任した。その任期は、議員の任期に従うものとした。議長には郡長をもって充てるものとし、会議は傍聴を許さないことを原則とした。その職務権限の概目は、次のとおりとされている。

1、郡会ノ権限ニ属スル事件ニシテ、其ノ委任ヲ受ケタルモノヲ議決スルコト
2、郡会ノ権限ニ属スル事件ニシテ、臨時急施ヲ要シ郡長ニ於テ郡会ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルトキ、郡会ニ代テ議決ヲナスコト

3、郡会ノ定メタル方法ノ範囲内ニ於テ、郡有財産ノ管理又ハ営造物ノ維持ニ関シ必要ナル事件ニ付議決ヲナスコト

4、郡ノ費用ヲ以テ支弁スル工事ノ次第順序其ノ他必要ナル事件ニ付議決ヲナスコト

5、郡長其ノ他官庁ノ諮問ニ対シ意見ヲ述フルコト

6、郡長ヨリ発スル郡会議案ニ付、郡長ニ意見ヲ述ヘ及会議ニ報告スルコト

7、臨時必要アルトキ郡ノ出納ヲ検査スルコト

8、郡参事会ノ会議ハ傍聴ヲ許サス

ところで、この郡制は本県において実施されてから、わずか二年後の明治三十二年（一八九九）三月には大幅な改正をみているが、その最大は、大地主制を廃止するとともに、複選制を改めて議員はすべて有権者の直接選挙とした点である。そして、その有権者の納税資格を定めて、選挙権の場合は直接国税年額三円以上を納める者とし、被選挙権の場合は五円以上を納める者とした。また、定数についても、十五人以上三十人以下と改め、郡会において議決したものを知事の認可を得て郡長が定めることとした。これによって、紫波郡の場合は、一町村一名制をとって十五名の定員としたが、明治四十年（一九〇七）九月には、人口の多い志和村だけは二名として十六名に改められた。この外では、議員の任期を四年として全員を同時改選に改めたこと、名誉参事会員の定数を五名に改めて、いずれも郡会議員の互選によるとしたこと、などをあげることができる。

表二―二〇　紫波郡会議員一覧表

在任期間	氏名（選出町村等）
明治三一・九・三〇より	清見与三郎（日詰）・高橋孫兵衛（古館）・武田鶴蔵（水分）・北条槌助（志和）・岩動正雄（赤石）・作山康太郎（彦部）・佐々木仁太郎（佐比内）・山田理右衛門（赤沢）・藤原

明治三六・九・二九まで	理八（長岡）・川村忠四郎（徳田）・細川重次郎（不動）・沼田藤七（煙山）・藤沢豊次郎（見前）・兼平定八（飯岡）・佐々木長太郎（乙部）
明治三六・九・三〇より 明治四〇・九・二九まで	田村丹五郎（日詰）・横沢徳四郎（古館）・坂本万蔵（水分、38・10辞任）・谷地舘要蔵（水分、38・12・25補欠）・北条源内（志和、36・11・7解任）・北条源内（志和、37・8・31補欠）・藤沼朝人（赤石36・10・19解任）・作山康太郎（彦部）・堀切礼八（佐比内）・阿部賢次郎（赤沢、38・8・8解任）・藤原庄太郎（赤沢、38・10・18補欠）・藤原理八（長岡）・照井孫太郎（徳田）・藤原哲郎（不動）・長沼千代治（煙山37・3・19当選、38・3・17応召）・高橋才吉（煙山、38・9・30補欠）・藤川友吉（見前、37・12・12応召）・武藤清一（見前38・3・29補欠）・猿舘惣右衛門（飯岡）・下河原栄吉（乙部、39・10・5死亡）・佐々木円太郎（乙部、39・12・25補欠）
明治四〇・九・三〇より 明治四四・九・二九まで	平井長吉（日詰）・横沢徳四郎（古館）・細田文平（水分）・岩泉周甫（志和）・熊谷源三郎（志和）・長谷川長治（赤石）・佐藤善次郎（彦部）・堀切礼八（佐比内）・内村平三郎（赤沢）・藤原理八（長岡）・宮広安（徳田）・村松与三郎（不動、41・12・20死亡）・佐々木吉蔵（不動、42・3・15補欠）・高橋才吉（煙山）・藤川栄助（見前）・三上善左衛門（飯岡）・佐々木円太郎（乙部、43・10・16辞任）・北田重次郎（乙部、44・10・15補欠）
明治四四・九・三〇より 大正四・九・二九まで	木村政太郎（日詰）・高橋浩三（古館）・谷地舘要蔵（水分）・岩泉周甫（志和）・北条源内（志和）・岩動正雄（赤石、44・10・6解任）・鎌田寅吉（赤石、44・11・8補欠）・佐藤善次郎（彦部）・佐々木文蔵（佐比内）・阿部平重郎（赤沢）・藤原理八（長岡）・畠山市太郎（徳田）・菅原武治助（不動）・山本善太郎（煙山）・吉田万次郎（見前）・小笠原三右衛門（飯岡、4・9・20死亡）・北田重次郎（乙部）
大正四・九・三〇より 大正八・九・二九まで	木村政太郎（日詰）・高橋浩三（古館）・武田文良（水分）・岩泉周甫（志和）・藤尾寛雄（志和、6・6・15死亡）・熊谷新五郎（志和、6・12・21補欠）・山口泰次郎（赤石）・橋本惣八（彦部）・佐々木文蔵（佐比内）・本間虎太郎（赤沢）・工藤文治郎（長岡）・佐藤元吉（徳田）・藤原一郎（不動）・長沼千代治（煙山）・吉田耕一郎（見前）・小笠原三蔵（飯岡）・北田重次郎（乙部）

大正八・九・三〇より 大正一二・三・三一まで	木村政太郎（日詰）・高橋浩三（古館）・鷹木嘉右衛門（水分）・熊谷新五郎（志和）・田口倍次郎（志和）・鎌田寅吉（赤石）・高橋与之助（彦部）・松坂賢三（佐比内）・本間虎太郎（赤沢）・工藤末吉（長岡）・佐藤元吉（徳田）・菅原市蔵（不動）・吉田久四郎（煙山）・吉田万次郎（見前）・浅沼久次郎（飯岡）・佐々木太郎兵衛（乙部）

2、執行機関

郡の執行機関の長である郡長は、有給専務の高等官（奏任官）をもって充てられた。その主たる任務は、県知事の指揮監督を受けて部内の行政事務を執行し、部内の官吏や町村長を指揮監督することにあったが、明治三十二年（一八九九）に改正の郡制では、その担当する行政事務の概目として次のような事項を例示している。

1、郡費ヲ以テ支弁スヘキ事件ヲ執行スルコト
2、郡会及郡参事会ノ議決ヲ経ヘキ事件ニ付、ソノ議案ヲ発スルコト
3、財産及営造物ヲ管理スルコト
4、収入支出ヲ命令シ及会計ヲ監督スルコト
5、証書及公文書ヲ保管スルコト
6、法律命令又ハ郡会若ハ郡参事会ノ議決ニ依リ、使用料手数料郡費及夫役現品ヲ賦課徴収スルコト
7、ソノ他法律命令ニ依リ郡長ノ職権ニ属スル事項

郡長の下には、補助員として郡書記・郡視学・郡技手が置かれた。郡書記は、初め一郡十名程度が配置された。郡視学は、郡内小学校の教育を指揮監督するものであり、明治三十年（一八九七）から各郡役所に一名ずつ置かれた。郡技手は、農業の技術指導に当たるものである。

郡制施行当初の郡役所の内部組織は、庶務と財務の二課制であったが、明治三十年（一八九七）に改正された

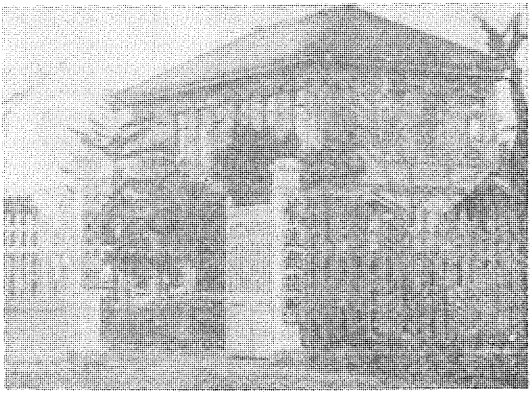


図2-3　紫波郡役所庁舎

「郡役所処務規程」によると、その分掌は次のように定められている。なお、各課長は郡書記をもって充てられた。

庶務課

1議員選挙ニ関スル事項　2会計ニ関スル事項　3町村、公共組合ノ行政及監督ニ関スル事項　4農商工務ニ関スル事項　5土木地理ニ関スル事項　6教育衛生ニ関スル事項　7戸籍兵事ニ関スル事項　8文書ノ往復ニ関スル事項　9右ノ外財務課ノ主管ニ属セサル事項

財務課

1経費支払ニ関スル事項　2地方税徴収ニ関スル事項　3備荒儲蓄ニ関スル事項　4郡費収支予算及賦課ニ関スル事項　5郡費ノ徴収及ソノ支出ニ関スル事項　6郡費ノ収支精算ニ関スル事項　7郡有財産ニ関スル事項　8物品会計ニ関スル事項

表二―二一　歴代紫波郡長一覧

就離任年月日	氏名	出身県	略歴 就任前	略歴 離任後
明治二三・四・一三	川口浩哉	福島	県警部（盛岡警察署長）	上閉伊郡長
二三・八・一三	二双石忠治	岩手	通信書記	稗貫郡長
二四・八・三〇	一戸武雄	岩手	県警視（盛岡警察署長）	（休職）
二四・五・一	川口浩哉	福島	（休職）	県警部（盛岡警察署長）
二四・八・三〇	二双石忠治	岩手	通信書記	稗貫郡長
二四・一〇・一	一戸武雄	岩手	県警視（盛岡警察署長）	（休職）
二五・一・一	川口浩哉	福島	（休職）	県警部（盛岡警察署長）
二五・一・一	二双石忠治	岩手	通信書記	稗貫郡長
二五・一

三八・一五・二四	岩崎亀太郎	島根	長野県南佐久郡長	江刺郡長
四一・一二・四四	今野良治	岩手	県属	九戸郡長
大正四三・五一・二四	村松翠之輔	山梨	県属	静岡県事務官補
二・四・三〇	吉田一耕	高知	県警察部（警務課長）	（免職）
六・一〇・三一	杉竹次	熊本	岩手郡書記	徳島県警視
九・三・二九	木内五助	長野	長野県属	関東庁事務官
一〇・二・三	渡辺寿	宮城	宮城県玉造郡長	西磐井郡長
一二・一二・一六	佐藤民三郎	岩手	県属	上閉伊郡長
一三・一二・一六・三〇	安部富七	岩手	県属	

三、旧制町村自治の展開

すでに本節の冒頭において述べたように、明治二十二年（一八八九）に発足をみたわが国の町村制は、その後に幾多の改正を経ながら戦後に至るまで実施されたが、その間には、概括的にみて、自治権の伸長期と衰退期の二つの過程があった。すなわち、おおむね昭和四年（一九二九）の改正までは拡大強化の方向をたどったが、その後は

戦時体制の進展にともなって次第に後退の傾向を強め、昭和十八年（一九四三）の改正にいたって、ついに地方自治の本旨は無実化されるまでになったのである。次に、法改正の推移をたどりながら、その点を明らかにしたいと思う。

(一)　町村自治の伸長

明治二十一年（一八八八）に公布された町村制は、同四十四年（一九一一）に至って全面的に改正された。これは、旧法の不備を是正するために、全文にわたって改正されたものであるが、そのうちの主なものをあげると、まず、町村会関係については、「①議員の任期がこれまで六年であったものを四年に改め、半数改選制を廃して全員を同時に改選することとした。②投票は連記制を廃して単記制とし、旧法では必ずしも自書を要しなかったのをいっさい自書することとした。③当選者を定めるにあたっては、旧法では比較多数主義をとったが、新法では絶対多数主義をとり、得票数が選挙人名簿に登録された各級の人員数を、各級において選挙すべき議員数で除した数の七分の一以上でなければ、当選者とすることができないとした。」などがある。

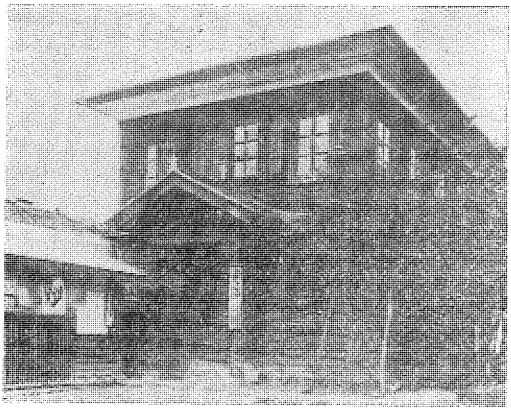


図2-4　旧日詰町役場（大正年代）

また、町村吏員関係については、「①これまで名誉職町村長は、その町村公民中年齢三十歳以上にして選挙権を有する者より選挙する定めであったが、新法ではこの年齢制限を撤廃した。②書記及び付属員は、従来は町村長の推薦によって町村会が選任したが、新法では町村長において任命することに改められた。③使丁は、旧法では町村長の



図2-5　旧長岡村役場庁舎（～昭和57年・岩手中央森林組合長岡事業所）

任命するところであったが、新法では私法上の雇傭契約によらせることとし、有給吏員との間に区別をもうけた。④旧法では臨時代理についての規定がなかったが、新法では町村長は吏員をしてその事務の一部を臨時代理させることができる旨を規定した。⑤町村長及び町村助役の給料額は、旧法ではそれぞれ県知事及び部長の許可を要するものとしたが、新法ではこれを削除した。」などをあげることができる。

この新法は、大正十年（一九二一）四月の改正によって、いっそう充実をみるにいたった。その最大は公民権の拡大で、従来の町村公民の資格要件については、二年以来その町村の負担を分担し、その町村内において地租を納めもしくは直接国税年額二円以上を納めることを必要としたが、改正法では二年以来その町村の直接町村税を納めることをもって足りるとした。また、町村会議員の選挙における等級選挙制についても修正が加えられ、原則として等級選挙制を撤廃し、特別の事情がある場合に限って二級選挙を行なうことができると改められた。

次いで、大正十五年（一九二六）六月にも改正が行なわれた。これは、実質的には全文改正にも劣らない画期的な改正であったが、その特色を大別すると、選挙権及び被選挙権の拡大、選挙方法の改善、自治機関の整備、自治権の拡大の四つとすることができる。第一の選挙権及び被選挙権の拡大については、まず、町村の公民はすべて選挙権を有するものとされ、公民の要件としては、帝国臣民であること、年齢二十五歳以上の男子であること、二年以来その町村の住民であること、の三点を掲げ、従来の独立の生計を営む者であること及び直接町村税を納める者

であることの制限は除かれたのである。（ただし、欠格規定と除外規定はあった）これは、前年の衆議院議員の選挙に普通選挙が採用されたことに伴う措置であった。また、一方においては、被選挙資格の拡大を図って欠格事由が大幅に縮少された。たとえば、従来は父子兄弟は同時に町村会議員の職にあることはできなかったし、町村長及び町村助役の父子兄弟はその町村の町村会議員になることはできなかったが、改正法ではこれを削除したようにである。第二の選挙方法の改善については、二級選挙制の特例が廃止されてこの制度は完全に影を没するにいたったし、選挙人名簿・投票・選挙運動についても改正が加えられた。第三の自治機関の整備については、町村会議長の互選の道を開いたこと、町村三役の選任や認可制を廃止したこと、の二点をあげることができる。したがって、町村会の議長は旧法どおり町村長をもってすることを原則としながらも、特別の事情がある町村においては町村会の選挙によって議長とその代理者一人を定めることができるとした。また、旧法では、町村長と町村助役の選任にあたっては県知事の認可を必要としたし、収入役のそれには郡長（郡長は大正十五年七月一日から廃止）の認可が必要であったが、改正法では、これらの認可制をいっさい廃止した。第四の自治権の拡大については、町村の自治権行使に関する国家の監督権を緩和することに重点をおいて改正が行なわれ、組織権・財政権・立法権の分野にわたって各種の認可・許可事項を整理したが、その細部については省略することにする。

これに続いて、昭和四年（一九二九）四月にも再び画期的な改正が行なわれた。その主眼とするところは、地方分権思想の実現であって、特に団体自治権の拡大に重点が指向された。その主なるものをあげると、第一には町村自治に対する国の監督権を緩和したことである。これについては、すでに前回の改正でもみられたところであるが、今次の改正においては、その許可権をなるべく地方行政官庁に委任する方法をとり、これまでは、町村条例の設定・変更は内務大臣の許可を要したし、町村債・特別税・間接国税付加税並びに使用料の新設・変更は内務大臣及び大蔵大臣の許可を必要としたが、改正法では、これらをすべて府県知事の許可権に属させ、特に主務大臣の許

可を必要とするような事項は勅令をもって指定することとした。その第二は、町村会議員に一定範囲の発案権を認めたことで、従来は議員の側に発案権がなかったが、改正法では、歳入出予算を除いてそれを認めることとしたのである。ただし、発案をなすためには、議員三人以上により文書をもってなすべき旨の制限が付せられた。第三には、原案執行権の範囲を縮少したことである。従来の規定によると、町村会の議決が公益を害するときは、町村長はこれを再議に付し、それでもなお議決を改めない場合は府県知事の指揮を請うて原案を執行することができたが、改正法ではこれに制限を加え、明らかに公益を害すと認めた場合に限ってこれをなし得るものとした。このように議決機関の権限を飛躍的に拡充した反面において、執行機関の権限拡充についても意がはらわれた。たとえば、町村会の権限に属する事項の一項を、その議決によって町村長に委任することができるとしたようにである。

また、昭和十年（一九三五）には、議員選挙を中心としての改正が行なわれた。そのうちの主なものをあげると、選挙期日から一年以内に欠員を生じた場合は、次点者を繰上げて補充することとしたこと、不在者投票制度を採用したこと、同数の得票者二人以上ある場合は抽籤（ちゅうせん）によること（従来は年長者優先）としたこと、などがある。

(二)　町村自治の衰退

昭和十二年（一九三七）になって日支事変が勃発（ぼっぱつ）し、それがさらに同十六年（一九四一）に至って太平洋戦争へと発展するようになると、地方自治制も戦争目的に即応するために、国家行政の一環としてくみいれられるようになり、町村自治は、必然的に衰退の方向をたどることになるのである。

まず、昭和十五年（一九四〇）には地方税制の改革が行なわれ、これによって地方財政は国家財政への依存度を強めるようになった。

次いで、昭和十八年（一九四三）の町村制の改正では、これまで概目例示主義によっていた町村会の議決事項を制限列挙主義に改め、町村長の権限を強化することによって、従来の町村会中心の町村行政を町村長中心に改めら

れた。このとき定められた町村会の議決事項は、次のとおりである。

1、町村条例ヲ設ケ又ハ改廃スルコト
2、歳入歳出予算ヲ定ムルコト
3、決算報告ヲ認定スルコト
4、法令ニ定ムルモノヲ除クノ外、使用料・手数料・加入金・町村税・分担金、又ハ夫役現品ノ賦課徴収ニ関スルコト
5、財産ノ取得管理及処分並ニ町村費ヲ以テ支弁スベキ工事ノ執行ニ関スル町村規則ヲ設ケ、又ハ改廃スルコト
　但シ法令ニ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラズ
6、基本財産及積立金等ノ設置及処分ニ関スルコト
7、歳入出予算ヲ以テ定ムルモノヲ除ク外、新ニ義務ノ負担ヲ為シ及権利ノ抛棄ヲ為スコト
8、財産及営造物ノ管理ニ関スル町村規則ヲ設ケ、又ハ改廃スルコト
　但シ法令ニ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラズ
9、町村吏員ノ身元保証ニ関スルコト
10、町村ニ係ル訴願訴訟及和解ニ関スル事項
11、其ノ他法令ニ依リ町村会ノ権限ニ関スル事項

この外、同年の改正では、町村長と町村助役の選任にあたって県知事の認可制がとられ、町村長は町村会において選挙した者について県知事の認可を受くべきものとし、助役については、県知事の認可を得て町村長が選任するものとして、地方自治に対する政府の監督統制を強化したのである。

なお、この改正と同時に、国家統制の一環として、町内会・部落会を法制化し、これを町村長の指示の下におくという復古的な改正も行なわれた。

四、現行地方自治制の形成と発展

地方自治制に対する戦後最初の改革は、日本国憲法の制定にさきだって、昭和二十一年（一九四六）九月、地方自治制に関する一連の法律改正によって行なわれた。次いで、翌二十二年（一九四七）には、前年度の改革を基礎として「地方自治法」が制定され、日本国憲法と日を同じくして同年五月三日から施行されるにいたった。

こうして、新たに地方自治法の時代を迎えることとなるが、この地方自治法は、その後、占領期から独立後の過程において、国内情勢に即応するために、しばしばにわたっての改正が行なわれたが、その変遷のあとを大別すると、占領の終結を境として形成期と発展期の二つに分けてみることができるが、その詳細は既刊の市販書にゆずって、ここではこれ以上ふれないことにする。

第二　財政の推移

一、町村財政制度の変遷

明治二十年（一八八七）公布の町村制は、これによって町村の自治機構が近代的に整備されたというだけではなく、町村財政制度の上からも画期的な意味をもつものであった。すでに述べたように、町村制施行以前の町村経費は、主として町村の任意によって賦課徴収される民費（区費）ないしは協議費によってまかなわれてきたが、これ

らは、地方税の範囲外として税制の外に置かれるものであった。それが、町村制の制定に至って、初めて町村税が規定されるようになり、その税目として「国税府県税付加税」と「直接又ハ間接ノ独立税」の二つが定められるようになった。これによって、町村財政の基礎は、ようやく確立をみることになるのである。

こうして整備された町村財政は、その後、幾多の改正を経ながら次第に強化されていったが、次にその大要について述べることにしよう。

明治維新後のわが国においては、教育を初め諸制度の近代化が急速に進められ、また、産業の保護奨励も強力に推進されるようになった。このことは、日清・日露両戦争後から第一次世界大戦後にかけての国力の増進に伴っていっそうめざましいものがあったが、これに応じて、町村に委任される事務も急速に増大していった。ところが、これら委任事務に要する費用は、一部のものについては例外的に若干の補助金が交付されたものの、大部分が町村の負担とされたため、その財政を著しく圧迫する結果となったのである。このことから、国が地方に対して行なわせる委任事務については、その利益の程度に応じて国が経費を負担すべきであるという国と地方の経費負担区分の理論が生ずるようになったが、これに応じて国においても、義務教育に要する費用の負担を中心としてその実現に意をはらうようになり、大正七年（一九一八）には、「市町村義務教育費国庫負担法」が制定されて、義務教育費の一部を国庫において負担するまでにいたった。また、これを契機として県や郡の奨励的ないしは恩恵的な補助金も、少しずつではあるが増加の傾向をたどるようになった。

大正十五年（一九二六）には、地方税制の大幅な改正が行なわれた。そのうち、市町村関係で特色とされるのは、これまで国税及び府県税の付加税だけであった市町村税に、新たに独立税としての戸数割が創設されたことである。

ところで、第一次世界大戦終了後の大正末期から昭和初期にかけての時期は、わが国の資本主義が本格的な発達

段階に入った時であるが、このころになると、さきに述べた委任事務の拡大からくる財政の圧迫と並んで、地方団体間の財政力較差のことが問題化するようになった。そして、この較差はアメリカに端を発した世界的不況のあらしが、わが国にも及ぶにいたっていっそう顕著なものとなり、特に農村においては財源の絶対的な不足が深刻をきわめて、中には小学校教員の俸給の支払いすら滞るほどであった。そのために昭和十一年（一九三六）には、その救済策として国ではとりあえず財政力の貧困な町村を対象として「臨時町村財政補給金」を交付したが、翌十二年（一九三七）からは、これを「臨時地方財政補給金」と改称して全町村に及ぼすようになった。これは、やがて次の「地方分与税」へと発展することになるのである。

昭和十五年（一九四〇）には、国と地方を通じての全面的な税制の改革が断行された。分けても地方税制の改正は、地方財政制度の近代化という点から画期的な意義を有するものであった。中でも注目に値するのは、かねてからその整備が要望されていた地方財政の調整制度が「地方分与税」のかたちで本格的に実現をみたことである。この地方分与税は、正確には「還付税」と「配布税」に分けられ、市町村に対しては後者の配布税だけが交付されたが、これこそは、地方団体間の財源の均衡化を目的とする純然たる調整制度であった。なお、この改正と並んで「義務教育費国庫負担法」が制定され、教員俸給の負担は従来の市町村から府県に移されるとともに、府県の実支弁額の二分の一を一律に国庫が負担することになった。

太平洋戦争の終結後になると、地方行政制度の民主化と並んで、地方財政制度の上にも根本的な改正が行なわれるようになった。

まず、昭和二十二年（一九四七）の地方税法の一部改正によって、市町村においては、これまでの国税付加税は全面的に廃止されるにいたった。

次いで、翌二十三年（一九四八）には、地方税法の全文改正とともに「地方配布税法」が施行され、従来の地方

分与税は「地方配布税」と改められた。また、地方団体の財政運営の基本法規として「地方財政法」が制定されたが、これは財政運営の基本原則を規定するとともに、国と地方団体との間の経費負担区分を明文化したものであり、地方財政の健全性を保持するうえで重要な役割を果すものであった。

さらに、昭和二十五年（一九五〇）には、いわゆるシャウプ勧告に基づいて、地方財政制度の画期的な大改革が行なわれた。まず、地方税制については、これまでの地方税法を廃止して新法が制定されたが、そのなかでも注目されることは、付加税制度を廃して独立税一本に統一された点である。次に、国庫補助負担金制度の改正であるが、これについては、義務教育費国庫負担金・児童福祉費国庫負担金等の国費と地方費の負担区分に基づく多くの国庫補助負担金が廃止されて、次に述べる平衡交付金に吸収され、災害復旧事業費だけは全額国庫負担とされた。（ただし、昭和二十八年からは、義務教育費国庫負担金と児童福祉費国庫負担金が復活されて、国庫補助負担金は再び増額を続けるようになった）また、これらの改正とともに、これまでの地方配布税を廃止して新たに「地方財政平衡交付金制度」が創設された。これは地方配布税の配分方法の欠陥を是正するために、「基準財政需要額」と「基準財政収入額」の概念を導入し、前者が後者に不足する額を国で補てんする方式をとったものであり、地方配布税が財源均衡化の機能をもつのに対して財源保障の機能をもつものであった。

ところで、戦後における地方行財政制度の改革は、わが国の地方自治を大いに伸張させるところがあったが、その反面、占領軍の統制下に作られたものだけに、わが国の実情にそぐわない点も少なくなかった。そのため、独立直後の昭和二十七年（一九五二）十二月には、これらの諸制度を全面的に再検討すべく、地方制度調査会なるものが発足した。そして同二十九年（一九五四）には、その答申に基づいて地方税法の改正が行なわれたが、それと同時に地方財政平衡交付金法の一部を改正して、新たに「地方交付税法」が制定された。平衡交付金制度は、理論的にはほぼ完璧に近いものであったが、交付額の決定方法に不合理があったからである。このために地方交付税制度

では、国税である所得税と法人税及び酒税の収入額を算定の基礎とし、その二二％（定率）を地方団体に交付することになった。

なお、町村税体系の推移については、表二―二二を参照せられたい。

表二―二二　町村税体系変遷表

年度	国税付加税	県税付加税	独立税	その他
明治二二	地価割	戸数割・営業割		
同　二五	地租付加税	戸数割付加税・営業税付加税		
同　三四	地租付加税・所得税付加税・国税営業税付加税	戸数割付加税・県税営業税付加税		
同　三七	従前どおり	「雑種税付加税」が加わる		
大正　八	「鉱業税付加税」が加わる	従前どおり		
同　一二	「鉱業税付加税」が廃される	従前どおり		
同　一五	従前どおり	「特別地税付加税」が加わる		
昭和　二	地租付加税・営業収益税付加税	県税雑種税付加税・県税営業税付加税・家屋税付加税・特別地税付加税	戸数割	
同　一五	地租付加税・営業税付加税	家屋税付加税・狩猟者税付加税・不動産取得税付加税・電柱税付加税・自動車税付加税	村民税・自転車税・荷馬車税・金庫税・犬税	地方分与税
同　一六	「鉱区税付加税」が加わる	従前どおり	従前どおり	従前どおり

同　一七	「鉱区税付加税」が県税付加税に移り、「家屋税付加税」が加わる	「家屋税付加税」が国税付加税に移り、「鉱区税付加税」が加わる	従前どおり	従前どおり
同　二〇	従前どおり	「鉱区税付加税」が廃される	「鉱区税」が加わる	従前どおり
同　二一	従前どおり	地租付加税・家屋税付加税・営業税付加税・鉱区税付加税・自動車税付加税・電柱税付加税・不動産取引税付加税・狩猟税付加税・牛馬税付加税・木材取引税付加税・ラジオ税付加税・遊興税付加税・原動機税付加税・特別営業税付加税	「牛馬税付加税」「木材取引税付加税」「移出税付加税」「ラジオ税付加税」「特別営業税付加税」が加わる	従前どおり
同　二二	（全面廃止）		従前どおり	従前どおり
同　二三		「酒消費税付加税」「入場税付加税」「電気ガス税付加税」が加わる	従前どおる	従前どおり
		地租付加税・家屋税付加税・事業税付加税・特別所得税付加税・入場税付加税・酒消費税付加税・電気ガス税付加税・鉱区税付加		

同　二四			従前どおり	地方配布税
同　二五	税・自動車税付加税・電話加入税付加税・電柱税付加税・木材取引税付加税・狩猟税付加税・牛馬税付加税・ラジオ税付加税・原動機税付加税・立木伐採税付加税・不動産取得税付加税	（全面廃止）	町村民税・固定資産税・自転車税・荷車税・電気ガス税・木材取引税・広告税・犬税	平衡交付金
同　二七			「広告税」が廃される	「平衡交付金」は町村税から分離
同　二九			町村民税・固定資産税・自転車税・荷車税・たばこ消費税・電気ガス税・木材取引税・犬税・（鉱産税・接客人税）	地方交付税

（備　考）　水分村の決算書によって作成した。ただし（　）内は日詰町決算書による。

二、財政構造の推移

前項においては、もっぱらわが国の地方財政制度の変遷についてみてきたが、それではこのような過程のなかで、当地域の町村財政は実際にどのような推移をたどったのであろうか。次に、その実態を財政規模と財源構造の二面から究明してみたいと思う。

(一) 財政規模

社会経済情勢の変化に伴って町村行政の質と量が高度化してくると、その財政規模も必然的に増大の方向をたどるのは一般的な傾向であるが、その実態を水分村の場合についてまとめると表二―二三のとおりとなる。すなわち、全期間を発足当初十年間と明治後期・大正期・昭和初期・太平洋戦争期・戦後期の六期に区分して、それぞれ

表二―二三　水分村財政規模変遷表

年代	平均歳出決算額(A)	平均村税徴収額(B)	(A)/(B)	指数	備考
発足当初十年間	一、〇一九円	八八八円	一・一五	一〇〇	明治二二～明治三一
明治後期	三、九八三	三、〇九八	一・二九	一一二	明治三二～明治四五
大正期	一一、五七二	九、〇二三	一・二八	一一一	大正二～大正一五
昭和初期	三一、三八九	一二、七四三	二・四六	二一四	昭和二～昭和一五
太平洋戦争期	八六、三九五	一二、七八三	六・七六	五八八	昭和一六～昭和二〇
戦後期	八、四七三、八四八	二、五四四、五七九	三・三三	二九〇	昭和二一～昭和二九

（備考）
1、平均歳出決算額は、経常部と臨時部ないしは一般会計と特別会計の総計を平均したものである。
2、太平洋戦争期の平均歳出決算額の中には、水分国民学校の焼失に伴う復旧費と土地改良費の合計三万九千余円（平均）が含まれている。

の平均歳出決算額についてみると、発足当初においては千円程度であったものが、明治後期にはほぼ四千円までに上昇し、さらに大正期には一万一千円台、昭和初期には三万一千円台、太平洋戦争期には八万六千円台、戦後期には八百四十万円台と、飛躍的な増加のあとがうかがわれるのである。ただし、その背景には貨幣価値の変動のことがあるので、この数字だけをもって単純に比較するわけにはいかない。そこで、実際に徴収した村税額をもって村の標準担税力とみなし、それと歳出決算額との割合いを指数化（発足当初の十か年平均を一〇〇として）してみる

と、明治後期は一一二、大正期は一一一、昭和初期は二一四、太平洋戦争期は五八八（水分国民学校の焼失に伴う復旧費を含む）、戦後期は二九〇という数字になるのである。つまり、同村の財政負担を担税力との比率でみる限りにおいては、第一次世界大戦直後の大正末期から、にわかに増加の一途をたどるようになり、各期平均で発足当初の二倍からほぼ六倍にも達する状況であった。

それでは、このように財政規模の増大傾向を内容的にみるとどうなるのであろうか。これを知ることは、同時に行政の変質過程を数的に把握することにもなるので、次にその変化のあとをたどってみることにしよう。その資料として、水分村の財政内容を費目別・時期別に分析したのが表二―二四である。

これによると、同村の財政負担の内容は、費目により年代によってかなりの差違がみられるが、そのなかで教育費と役場費だけは一貫して高率を占めており、この二者が財政負担の主流であったことを教えている。分けても、太平洋戦争以前の最大は教育費であり、時にはこれによって村財政が強く圧迫されるほどでさえあった。経常的には教員の人件費、臨時的には校舎の建築費が支配的であったが、国民教育の進展に伴って小学校費の外に農業補習学校費・青年訓練所費・青年学校費などの負担も加わるようになった。それが昭和十五年（一九四〇）になると、「義務教育費国庫負担法」の制定によって、小学校教員の俸給負担は県に移されたために大幅な緩和をみるようになったが、しかし、戦後になって新制中学校が発足するようになると、その整備と充実に要する費用がかさむようになり、それに公民館を中核とする社会教育費の負担も加わって、再び高率を占めるようになった。一方、役場費においても支配的なのは人件費であり、七割から八割がこれによって占められている。

これらに比較すると、保健衛生的・産業経済的・公共事業的・警察消防的・社会保障的な諸負担は、太平洋戦争の終結を境として、その前後ではかなりの相違がみられるのが特色である。総じていうと、終戦以前においては、例外的な臨時支出を除くと前二者に比較してその占める割合いはきわめて微々たるものであったが、戦後になる

と、保健衛生的負担を筆頭としていずれも急激な上昇をみせているのである。

保健衛生的費用は、前二者と並んで町村制施行当初からの負担であったが、終戦前における経常的な負担の比率は一％以下（明治三十年代の大幅な臨時支出は赤痢の大流行に伴う対策費であり、例外である）にとどまるもので、もっぱら伝染病予防費に限られた感があった。それが戦後になると、国民健康保険事業と公営水道事業の実施及び直営診療所の経営（いずれも特別会計）などに伴って、その比率も二七％と飛躍的に上昇し、歳出中での首位を占めるまでにいたっている。

産業経済的費用は、明治二十三年度（一八九〇）から計上されるようになったが、これもまた、戦前においては微々たるもので、その歳出中で占める割合は、一％前後を出るものではなかった。その内容は時によって区々であったが、そのうちの主たるものをあげると、農業技術員（兼務）・勧業委員の手当を初め、農談会費・農会保護費・総馬検査諸費及び産業奨励のための講演会や共進会等の費用などがある。ところが、太平洋戦争に突入して食糧増産が至上命令になってくると、暗渠排水や客土を中心とした大規模の土地改良事業が実施されるようになったため、これに伴って支出額も一挙に増大し、他をしのいで最大の割合を占めるようになった。（この土地改良事業は昭和二十三年度まで継続された）戦後になると、農地委員会と食糧調整委員会の両委員会（後に制度改正により農業委員会に移行）に産業経済費の大部分が費されたが、それに農業技術改良費・病虫害防除費・土地改良調査費・農業奨励助成金・土地改良区助成金なども加わって、内容的には戦前と比較にならないまでに強化されるようになった。

土木費の本格的な負担は、大正七年（一九一八）から始まった。終戦前においては、もっぱら道路と橋の改修を対象として支出されており、その経常費中での割合も、一ないし二％程度のものであった。ただし、連年にわたって臨時費からの支出がなされているから、実際にはこれを若干うわまわったことになる。なお、これとは別に昭和

七年（一九三二）から同十一年（一九三六）にかけての五か年には、県費補助による土木事業が実施され、時局匡救土木事業と凶作救済土木事業の名目で行なわれた道路改良工事、冷害対策土木事業の名目でやられた溜池改修工事がそれである。これに対し、戦後は従来の道路や橋の改修工事の外に新設工事も実施されるようになり、これに伴って土木費の割合も、八％程度にまで拡大されるようになった。

警察消防的費用の負担が始まったのは、大正十三年（一九二四）からであった。初めは、消防演習出場手当のみの負担であったが、おいおいと火防点検費・器具修理費・組員手当・夜警費・被服費（はんてん代）等も加わったため、これにつれて負担も次第に増加の傾向にあった。とはいっても、消防ポンプの購入費は地元負担が原則であったから、歳出中での割合は、一ないし二％程度に過ぎなかった。昭和十六年（一九四一）からは、消防ポンプは村費をもって購入することになったため、必然的に負担の増大をまねくことになり、さらに戦後になると装備の近代化に促されて、負担の比率もほぼ六％程度まで上昇をみるようになった。

社会保障的費用の負担は、最も遅れて昭和九年（一九三四）から始まった（予算化は昭和七年）。その支出項目は時によって区々であったが、要するに生活保護費が中心であり、それに終戦前は方面委員手当、戦後は民生委員会費が加わった。また、歳出に対する比率についてみると、終戦前は一％に満たない低率であったが、戦後はそれのほぼ五倍にまで上昇している。

これ以外の主な費目としては、町村議会の会議費と団体や事業に対する補助金がある。

会議費は、地方自治法の施行された昭和二十三年（一九四八）を境として急に増大の方向をたどった。町村制当時は、全体の一ないし二％前後にとどまっていたものが、同法の施行とともに八％台にまで上昇をみるようになったのである。その原因は、会議費の大部分を占める議員給与の増大にあった。というのは、町村制当時の議員給与は名誉職として日当的な実費弁償（大正二年より費用弁償という）が原則であったのに対し、地方自治法の施行後

は特別職として年額の報酬が支給されるようになったからである。

補助金の交付目的を大別すると、経済的・社会的諸団体の育成ないしは保護を目的とするものと、事業の奨励を目的とするものの二つに分けることができるが、太平洋戦争時までは前者の傾向が強く、戦後はもっぱら後者に重点が置かれるようになった。その交付団体は、時代の進展に伴って拡大の傾向で、明治期においては、わずかに農会《明治二十九年（一八九六）から》と青年会《明治四十三年（一九一〇）から》の二団体に過ぎなかったが、その後になると養蚕組合・在郷軍人会・婦人会（婦女会）・女子青年団・産業組合・托児所・日曜学校・消防組・郷倉組合・道路愛護組合などの発足に伴って、その範囲も拡大されるようになり、さらに、戦時体制下にはいると銃後奉公会・大政翼賛会支部・翼賛壮年団・部落会なども加わるようになった。（ただし、すべての団体に対して連続的に交付されたわけではない）したがって、補助金の総額も増大の傾向にあったが、しかし、全体の中での割合は、一％以下にとどまってさほど大きいものではなかった。

表二―二四　水分村費費目別支出変遷表（単位円）

費目＼年代	明二二～二九	明三〇～三九	明四〇～大六	大七～一二	大一三～昭八	昭九～一四	昭一五～二〇	昭二一～二九
役場費 経常	四六三	六八八	一、二五七	三、四四二	四、四九三	四、九七一	一三、〇五二	一、八六一、九六二
役場費 臨時	一三	七	五	八	一一一	一九五	七、二〇九	
役場費 計	四七六	六九五	一、二六二	三、四五〇	四、六〇四	五、一六六	二〇、二六一	一、八六一、九六二
教育費 経常	三一九	一、〇三二	一、八六〇	五、三四一	八、七七六	一一、六一三	七、三五九	一、五五五、四四八
教育費 臨時	一一〇	一七	七八六		二、六〇五	三、二五一	三一、六五九	
教育費 計	四二九	一、〇四九	二、六四六	五、三四一	一一、三八一	一四、八六四	三九、〇一八	一、五五五、四四八

保健衛生費			産業経済費			土木費			警察消防費			社会労働費			会議費		
経常	臨時	計	経常	臨時	計	経常	臨時	計	経常	臨時	計	経常	臨時	計	経常	臨時	計
二		二	八		八										二一		二一
七	一〇六	一一三	一九		一九										四七		四七
三一	一一	四三	五五	三	五八	五三		五三							六三		六三
七四		七四	七四	五四	一二八	二一四		二七二							一七九		一七九
七六		七六	六四	八九	一五三	二七五	二〇九八	二、三七三	一九七		一九七				一五四		一五四
一〇〇		一〇〇	四二		四二	二六三	三、六二五	三、八八八	四八五		四八五	一三五		一三五	一三九		一三九
八九		八九	一六、六六八		一六、六六八	一、〇四〇	五、五五五	六、五九五	一、二八九		一、二八九	一九一		一九一	一六六		一六六
二、二二一、八一四		二、二二一、八一四	六五四、二七二		六五四、二七二	六一三、五一六		六一三、五一六	四七八、〇八九		四七八、〇八九	二〇五、一三四		二〇五、一三四	六七三、四三〇		六七三、四三〇

金														
経常			一四											
補助	臨時			一四	五一		一〇八		一一七	二九五		七六七		
	計			一四	五一		一〇八		一一七	二九五		七六七		
その他	経常	二七	二六四	一、三七四		二、八六五		二、〇五八		四、三四五	六、四七三		二六、八九二	
	臨時		八九	五九	四〇三		一、七〇三		九、〇四九	四、七〇四	九、五七一		二六、八九二	
	計	二七	二六四	一、三七四	四〇三	二、八六五	一、七〇三	二、〇五八	九、〇四九	四、七〇四	九、五七一	七六七	二六、八九二	
額	経常	八四〇	二、〇七一	四、六四一	一、六〇九三	一、八九	一六、〇九三	二二、〇九三	一二、〇七〇	四六、三二七	一六、〇四四	八、二九〇、五五七		
総	臨時	一二三	二一九	九六八	六三一	六、七二三	一二、〇七〇	五四、七六一						
	計	九六三	二、二九〇	五、六〇九	一二、八二〇	二三、八一六	三四、一六三	一〇一、〇八八	八、二九〇、五五七					

（備　考）

1、費目別の支出額は、年代区分ごとの決算総額を平均したものである。

2、経常部と臨時部の区分は、昭和十八年度までである。

3、補助金の内、経常部の一部（明治二九年・同四〇年・同四一年）は、数量処理の都合上「その他」に含めた。

以上は、水分村の場合についてであるが、それ以外の町村においてはどうであったろうか。これについての一貫的な資料（決算書等）は得られないので数的に分析することはできないが、全体的な傾向としては同村の場合と大差がなかったとみてよいのではなかろうか。このことは、表二―二五に示す財政力の比較からもほぼ推知されるところなので、以下、本表について若干の説明を加えたいと思う。

わが国の資本主義が本格的な発達段階に到達したのは、第一次世界大戦後の大正末期から昭和初期にかけてのことであったが、このころになると、農村部の町村においては、行政事務の増加に伴う財源の絶対的不足が次第に深刻の度を増していたし、これに世界的不況の影響からくる疲弊も加わって、財政は極度に窮迫を告げつつあったた

め、町村間の財政格差は次第に拡大の方向にあった。それでは、当地域の実態はどうであったろうか。それをみるために、この時期を大正末期は大正十年（一九二一）から同十四年（一九二五）まで、昭和初期は昭和六年（一九三一）から同十年（一九三五）までの二期に区分し、各期の平均財政力を町村別にまとめたのが表二―二五である。ただし、財政力といっても正規の財政力指数を算定することは不可能なので、ここでは、単純ではあるが、歳入総額の中で占める自主財源の割合（構成比）をもって、これに代える方法をとった。これによると、大正末期においては、水分村の八七・六％に対して最高は赤沢村の九三・八％、最低は佐比内村の八七・五％となっているし、昭和初期においては、水分村の七一・四％に対して最高は日詰町の七六・一％、最低は彦部村の六八・五％となって、いずれも極端な格差はみられない。このことは紫波郡内町村の比較においてもまた同様である。つまり、この構成比からみる限りでは、紫波郡内町村の財政力は、ほぼ同一水準にあったとみることができるのである。とすると、財政規模の推移過程においても、水分村と類似の傾向をたどったとみてよいのであろう。

表二―二五　紫波郡内町村財政力比較表（単位円）

町村名	大正末期（大正一〇～一四）			昭和初期（昭和六～一〇）		
	歳入総額	自主財源額	構成比（％）	歳入総額	自主財源額	構成比（％）
日詰	一八、六九二	一七、〇三五	九一・一	二四、三一八	一八、五一五	七六・一
古館	一一、六三〇	一〇、八九八	九三・七	一二、七九五	九、四五四	七三・九
水分	一五、四〇八	一三、四九六	八七・六	一九、八二六	一四、一五六	七一・四
志和	三一、一六六	二七、八五九	八九・四	三二、六七六	二二、四八六	六八・八
赤石	二二、九九七	二一、二九八	九二・六	二三、二八〇	一七、五五一	七五・四
彦部	二七、〇三五	二三、七〇四	八七・七	二〇、四六〇	一四、〇一〇	六八・五
佐比内	一二、〇四八	一〇、五三九	八七・五	一四、一四二	一〇、四七七	七四・一
赤沢	一八、七一八	一七、五五九	九三・八			
長岡	一一、八一七	一一、〇三一	九三・三			

徳田	三六、七九三	三三、三四八	九〇・六	三〇、九九四	二三、二六四	七五・一
不動	一八、九三二	一六、三八二	八六・五	二〇、八七四	一四、四二〇	六九・一
煙山	二一、九三七	二〇、一七六	九二・〇	二三、九三四	一八、二〇三	七六・一
見前	二一、八〇四	一九、三六〇	八八・八	二三、四二一	一七、三九六	七四・三
飯岡	二三、一八三	二〇、六一三	八八・九	二六、五八〇	一九、六〇三	七三・八
乙部	一九、二二七	一六、九六九	八八・三	二三、六九四	一六、五二二	六九・七
平均	二〇、七五九	一八、六八四	九〇・〇	二二、八四六	一六、六二〇	七二・七

（備　考）

歳入総額と自主財源額は、当該年間における当初予算の平均である。したがって確定的なものではないが、それであっても構成比に大差がないものと思われる。

(二) 財源構造

地方自治の本旨からすると、それに要する経費も、地方団体独自の収入つまりいうところの自主財源をもってまかなうのが理想なはずである。ところが、現実は必ずしもそうではなかった。すでにみてきたように、社会経済情勢の進展に伴って財政需要は急速に増大の一途をたどったが、これが地方財政を極度に圧迫するところとなり、地方団体間の財政力格差を拡大させる結果ともなった。そこで、これへの対応策として登場したのが前に述べた国庫補助負担金制度や地方財政調整制度であったが、これの確立に伴って、地方団体の歳入の中でも依存財源の占める割合が、次第に増加の傾向をみせるようになったのである。

それでは、当地域における財源構造は、具体的にどのような推移をたどったのであろうか。それをみるために、水分村の実態をまとめたのが表二―二六である。

これによると、町村制施行の明治二十二年（一八八九）から同三十三年（一九〇〇）に至るまでの間は、全面的に自主財源が主力をなしており、依存財源の構成比はわずかに二・三%に過ぎなかった。その内、国庫支出金は国

税・県税徴収手数料（徴収額の百分の四）の一・一％だけで、他の一・二％は村債である。明治三十五年（一九〇二）になると県でも独自に補助金を出すようになり、おいおい郡の補助金もみられるようになったから、これより大正六年（一九一七）に至るまでの依存財源は、平均してほぼ七％の構成比となっている。ところが、大正七年（一九一八）になると、この構成比は急激な上昇をみるようになった。それは、同年に公布された「市町村義務教育費国庫負担法」によって、義務教育費の一部を国庫で負担するようになったためであるが、これによって、昭和十一年（一九三六）までの依存財源構成比は、平均で二四％強という数字を示すまでになったのである。その点からも、この制度はまさに画期的なものであった。

それが、昭和十二年（一九三七）になって「臨時地方財政補給金」の制度が適用されるようになると、さらに一段と上昇して、ほぼ四〇％にまで達するようになった。この制度は、その後に地方分与税制度に移行し、さらに地方配布税・地方財政平衡交付金・地方交付税の制度へと発展していったが、その各期における依存財源の平均構成比をみると、地方分与税を中心とした昭和十五年（一九四〇）から、同二十四年（一九四九）までは四〇％強、平衡交付金を交付された昭和二十五年（一九五〇）から、同二十八年（一九五三）までは四二％となっている。これに比較すると、地方交付税制度に移行した昭和二十九年（一九五四）は二六％強と著しく落ち込みをみせているが、これは町村合併の事前措置として村有財産の処分を行なった結果、臨時的に自主財源（過年度収入）が増大したためで異例である。

以上のように、同村の財源構造は、大正中期まではおおむね自主財源が主体をなしてきたものの、大正七年（一九一八）の市町村義務教育費国庫負担法を契機として、依存財源が二〇％台を占めるようになり、さらに昭和十二年（一九三七）から施行された一連の地方財政調整制度によって、それが一躍四〇％台までに拡大されるようになったのである。この現象は、もっぱら全国的な制度の変革を要因として展開されたものであるから、他の町村にお

いても、ほぼ同様の傾向をたどったことは疑いないのである。このことは、前に掲げた「紫波郡内町村財政力比較表」（表二―二五）の自主財源構成比からも、おおむね肯定されるところであろう。

表二―二六　水分村財源構成推移表（単位円）

財源別＼年代別		明治二一～明治二四	明治二五～大正六	大正七～昭和一一	昭和一二～昭和一四	昭和一五～昭和二四	昭和二五～昭和二八	昭和二九
自主財源	村税	八七六	三、七一八	二三、六七七	二一、〇〇五	二五八、五六三	三、九九八、八九一	五、八八九、九八八
	財産収入	三五	四三	一、〇〇五	九四三	七九六	三四四、五五五	五二七、二四一
	使用料・手数料	六	六三	三三	一九六	三、六四一	二八、六五〇	八〇、二五〇
	寄付金	二三四	七五	三二	一、二四九	三三三、七四九	二四、九八三	七、六〇〇
	繰越金	一〇九	一九	三八	二六七	二四、五八八	九七、六七〇	二五、三四
	繰入金	—	一一〇	一、〇七一	六、三八三	一三〇	—	—
	その他の収入	五四	三八	一、〇九三	四五六	六二、〇〇三	三三三、五〇六	三、一七六、〇〇〇
	計	一、三四	四、五六	一六、五六六	三〇、五九九	六八三、四三一	四、九〇八、三五五	一〇、三〇八、五四
	構成比	九七・七	九三・四	七五・七	六〇・二	五九・七	七三・九	二六・一
依存財源	臨時地方財政補給金	—	—	—	七、二六一	—	—	—
	地方分与税（地方配布税）	—	—	—	—	二四、二六一	—	—
	平衡交付金	—	—	—	—	—	—	—
	地方交付税	—	—	—	—	二〇九、四八五	一、二三六、四六五	四六九、六一三
	国庫・県・郡支出金	一五	一七三	一、七八二	二、一七一	九、三一〇	三〇一、七一八	—
	村債	一六	一五〇	七三	—	—	—	—
	計	三〇	三三三	五、三〇二	一三、〇五五	四六一、〇六六	三、五八四、五六三	三、六四五、六一三
	構成比	二・三	六・六	二四・三	三九・八	四〇・三	四二・三	七三・九
合計		一、三四五	四、八四八	二二、八二八	三四、二〇四	一、一四四、四九七	八、四九二、七二一	一三、九五四、二〇七

（備　考）

1、財源別の金額は、当該年間における歳入決算額の平均である。

2、国庫・県・郡支出金には、交付金・下渡金・補助金・補給金・負担金・委託費など各種があるが、その内容はおよそ次のとおりである。

○国庫支出金

国税徴収交付金（明三四～昭二二）県税徴収交付金（明三四～昭二二）水利組合費徴収交付金（昭三～二二）農会費徴収交付金（昭三～一八）国有林所在地市町村交付金（昭四～二九）共同作業所建築費交付金（昭一〇）吏員待遇交付金（昭三）義務教育費下渡金（大七～昭一四）名寄帳整備補助（明四三～四四・昭四～一六）農林統計費補助（昭四）農林商工費補助（昭五）救護費補助（昭一三～一七）国勢調査費補助（昭一五）医療及救護費補助（昭一八～二〇）生活必需品切符割補助（一八～二〇）警防団補助（昭一七～二一）吏員助成費（昭一六～二〇）吏員臨時手当（昭一七～二〇）吏員家族手当（昭一八～二〇）吏員戦時勤勉手当（前同）教員臨時手当（昭一七～一八）教員家族手当（前同）教員戦時勤勉手当（昭一八）土地改良事業費補助（昭一八～二三）勤労動員費補助（昭一八～一九）人口調査費補助（昭一八）青年団補助（昭一九）道路費補助（前同）吏員給与改善補助（前同）吏員勤続手当（昭二〇）職員待遇改善補助（昭二一）生活保護費補助（昭二一～二三）民生委員会補助（昭二一～二六）農地委員会費補助（前同）統計調査費補助（昭二二～二三）食糧調整委員会補助（前同）中学校建築補助（昭二四～二五）農業動態費補助（昭二六）農業委員会費補助（昭二六～二九）農業委員選挙費補助（昭二七）図書館整備補助（昭二九）衆議院議員選挙補助（前同）地方統計職員設置負担金（昭二四～二五）農業調整職員設置負担金（昭二四～二六）生活保護費負担金（前同）衆議院議員選挙費負担金（昭二七）教育費負担金（昭二八～二九）

○県支出金

県税徴収交付金（昭二三～二四）伝染病予防費補助（明三五～昭二八）罹災救助資金補助（大五～昭二三）農業補習学校補助（大六・七・一五）採種圃設置費補助（大一二～一三）青年訓練所費補助（大一五～昭一〇）就学奨励費補助（昭二～二三）統計費補助（昭二～二九）国勢調査費補助（昭五～一〇）土木費補助（昭七～二九）郷倉建築費補助（昭九～一〇）青年学校補助（昭一一～一八）救護費補助（昭一三～二〇）委員会補助（昭一三～二一）労務委員協議会費補助（昭一四～一七）市町村指導費補助（昭一六）医療及救護費補助（昭一八）妊産婦保護費補助（昭一八～二一）金属回収補助（昭一八～二〇）貯蓄奨励補助（前同）生活保護費補助（昭二一～二三）民生委員会費補助（昭二一～二六）緊急生活保護費補助（昭二一）農業調整委員会費補助（昭二四～二六）衛生監視員設置補助（昭二四～二五）

中学校図書館補助（昭二五）狂犬病予防費補助（昭二六）農業委員会補助（昭二七～二九）採種圃補助（前同）小作地調査費補助（前同）二化螟虫防除費補助（前同）村債利子補給金（昭七～九）生活保護費負担金（昭二四～二六）教育委員選挙負担金（昭二七）農地動態調査委託費（昭二九）

○郡支出金

農業補習学校備品補助（明四〇～四一）トラホーム予防費補助（明四二）養蚕教師雇入費補助（明四四～大六）道路費補助（大五）農業技術員費補助（大八）採種圃設置補助（大一〇～一一）苗代跡地奨励補助（大一一）

このような国庫依存財源の増大傾向は、地方財政の健全化ないしは均衡化という点で果した役割りはきわめて大であったが、しかし、その反面で地方自治の自律性をそこなわせたことも否定できない。

第三　行政展開の実際例

これまでは、町村自治の変遷過程を機構と財政の両面からみてきたが、それでは、このような推移のなかで、行政の実際はどのように展開されたのであろうか。次に、水分村の場合を例として、各町村に共通すると思われる事項を年代の順に列記してみることにしよう。

明治二十二年（一八八九）度

1、議事細則・有給吏員俸給支給規則・旅費支給規則が定められた。（本文前掲）

2、施政の便をはかるため、村内を四区に分けて各区に区長及び区長代理者各一名が置かれた。

3、基本財産造成法が策定された。これは、村民より金千円を募集（戸数割と資産割が半々）して基金とし、それで村内の官有地を払下げて村有基本財産を造成しようとするものである。

4、民生関係の支出は皆無である。

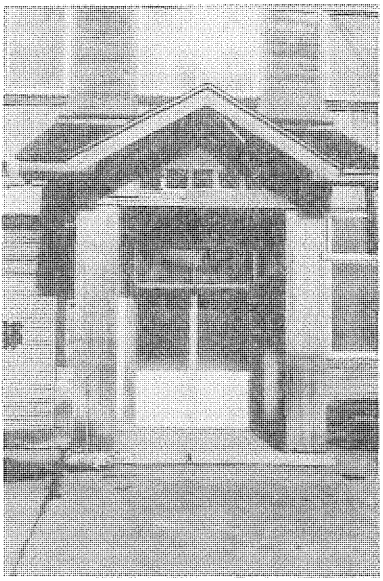


図2-6　旧水分村役場庁舎（～昭和57年、水分公民館として使用）

明治二十三年（一八九〇）度

1、町村制第百十一条により、出納臨時検査立会議員の定数を二名と定めた。

2、初めて衛生費（伝染病予防費）と勧業費（南北岩手・紫波三郡で農業教師一名を雇入れるための負担金）が支出された。

明治二十四年（一八九一）度

1、町村制第六十五条により、常時勧業委員二名を置いた。

2、村内の各区にそれぞれ衛生組合を置き、組ごとに組長一名と衛生世話係二～三名を置いた。

明治二十五年（一八九二）度

1、農談会条例が定められた。この会は農事の改良を目的としたもので、土地または家屋を有する十七歳以上の男子をもって会員の有資格者としたが、会員に定数（総数を三十二名として大字ごとに定数がある）と任期のあるのが特色である。毎月三日を定例の会期とした。

2、水分尋常小学校の校舎を建築した。

3、初めて総馬検査と種痘の経費が支出された。

明治二十六年（一八九三）度

1、学務委員三名を置き、その任期を四年と定めた。

2、牛馬籍登記手数料法を定めて、売買譲与手数料は価格の千分の三、出生・死亡その他の就除籍手数料は一頭に

つき金二銭とした。

明治二十七年（一八九四）度

特記するような事項はない。

明治二十八年（一八九五）度

1、水分尋常小学校に補習科を設置した。

2、南尋常小学校の校舎を建築した。

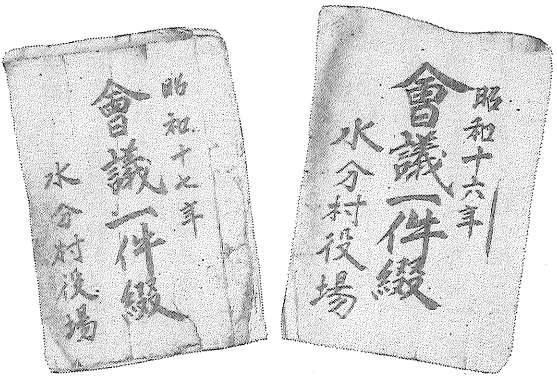


図2-7　旧水分村議会録綴（昭和16、17年）

3、日清戦争に伴う軍隊凱旋(がいせん)碑軍費（慰労費）の負担金として、一戸に付き二銭三厘ずつを徴収した。また、兵員待遇委員会を設置して、戦死者の村葬式、遺族へ兵員待遇金贈与（五十円を等級割で徴収）、現役兵家族への勤労奉仕などを実施した。

4、議事細則の一部を改正した。

明治二十九年（一八九六）度

1、村立小学校授業料規則を定めて、その月額を一等級（戸数割三戸分以上納める者）は村内二十銭、村外二十五銭、二等級（戸数割一戸分以上三戸分未満納める者）は村内十三銭、村外二十銭、三等級（戸数割一戸分未満納める者）は村内五銭、村外十銭とした。但し、一家で二人以上同時に就学する場合は一人の外は半額とし、戸数割付加税の免除を受けている者及び女子は全額免除することとした。また、当分の間、村内入学者で尋常科在学中の者からは授業料を徴収しないこととした。

2、初めて農会保護費が支出された。

明治三十年（一八九七）度

1、初めて生徒奨励費が支出された。

明治三十一年（一八九八）度

1、初めて紫波郡物産品評会費が支出された。

明治三十二年（一八九九）度

1、議事細則を改正した。

2、村税滞納督促手数料徴収条例を定めて、納付期限を七日以上経過した場合は、督促手数料として一回に付き五銭を徴収することとした。

3、伝染病予防委員三名を置いた。

明治三十三年（一九〇〇）度

1、水分尋常小学校の補習科を廃して、修業年限三年の高等科を併置した。

2、旧学区共有財産（学資金）の管理者を水分村長と定めた。

明治三十四年（一九〇一）度

1、赤痢患者が多発したため、四百三十一円（歳出総額の一五％）を臨時支出して予防行政に努めた。伝染病予防委員の増員（従来の三名を九名に）、隔離病舎の仮設（大字ごとに初発患者の家を借入れてこれに充てる）、関係備品の充実、伝染病予防事務規程の制度などがそれである。

明治三十五年（一九〇二）度

1、水分尋常高等小学校高等科の修業年限を一年増加して四年とした。また、同校の校舎を増築した。

2、本年度も伝染病予防費として多額（歳出総額の一四％に当たる四九六円余）を臨時支出した。

明治三十六年（一九〇三）度

1、前年の大凶作が原因で、百十四名の者が県費より種籾（たねもみ）または食料の救助を受けた。そのために、この人々は二か年にわたって公民権を停止されるところであったが、村会では、町村制第七条の規定により、この制限を特免して公民権を回復する措置をとった。

明治三十七年（一九〇四）度

特記するような事項はない。

明治三十八年（一九〇五）度

1、本年八月より村長を有給職とした。

2、基本財産蓄積条例を制定して、今後十年間、手数料・交付金・基本財産収入・臨時収入の四種を蓄積することとし、歳計剰余金も一部または全部をこれに編入できるとした。

3、初めて教員慰労手当金（賞与）が支給された。（但し、本年限り）

明治三十九年（一九〇六）度

1、村吏員諸給与規程・使丁雇員給料支給規程・手数料条例を定めた。

2、旧学区の共有財産（学資金）千九百十二円余をもって学校基本財産を設定した。

3、南尋常小学校を廃して水分尋常高等小学校に合併した。

4、初めて学校トラホーム検診手当が支出された。

明治四十年（一九〇七）度

1、水分尋常高等小学校に実業補習学校を併置した。また、その授業料は尋常高等小学校高等科授業料徴収規定

（男子月二五銭、女子は一〇銭）によって徴収することとした。

2、初めて神社費（神饌幣帛料）が支出された。

明治四十一年（一九〇八）度

1、小学校令改正により、尋常科の修業年限を六年（義務教育）、高等科のそれを二年とした。

2、初めて学校医を置いた。

明治四十二年（一九〇九）度

1、村税賦課徴収規程と基本財産管理規程を定めた。

2、水分尋常高等小学校校舎と役場庁舎を新築した。

明治四十三年（一九一〇）度

1、貧民トラホーム患者救療規程を定めて、貧窮者に対しては公費で救療することとした。

2、巡査駐在所が設置された。

3、初めて学校園費・青年会補助金・道路橋梁費が支出された。

明治四十四年（一九一一）度

1、十一月より助役は有給職となった。

2、初めて養蚕奨励費（養蚕教師給料・蚕種代）と学校実習費が支出された。

明治四十五年（一九一二）度

特記するような事項はない。

大正二年（一九一三）度

1、基本財産蓄積条例・手数料条例・村吏員諸給与規程を改正した。

2、従来の議事細則を村会会議規則と改称した。
3、本年度より役場吏員に年末賞与を支給するようになった。
4、初めて貧民患者救助費が支出された。

大正三年（一九一四）度

1、有給吏員の退職給与条例を定めて、五年以上在職して退職した吏員に三十円から二百円の間で退職給与金を支給することとした。また、罹災救助資金蓄積条例を定めて、資金が三千円に達するまで蓄積することとした。
2、初めて祭典費補助金が支出された。

大正四年（一九一五）度

1、伝染病予防救治に従事する者の手当金支給規程を定めて、当該者が感染またはこれが原因で死亡した際は手当金（療治料・給助料・弔祭料・遺族扶助料）を支給することとした。
2、初めて製糸教師手当・蚕種補助金・稚蚕共同飼育補助金が支出された。

大正五年（一九一六）度

1、村会傍聴人取締規則・罹災者救助資金管理及支出規程・公告式条例・学務委員設置規程(定員四名)を定めた。
2、本年度より学校教員にも賞与（勉励手当）が支給されるようになった。
3、初めて養蚕組合補助金が支出された。

大正六年（一九一七）度

1、初めて農事奨励費（農事督励委員手当）と農産物品評会費及び罹災者救助費（火災）が支出された。

大正七年（一九一八）度

1、本年度より経常部に土木費（道路橋梁費）を計上するようになった。

大正八年（一九一九）度

1、初めて競進会費（稲作）と産業調査費（統計調査員手当）が支出された。

大正九年（一九二〇）度

1、道路法第十四条及び十五条によって村道を認定した。

2、大字上松本及び宮手に初めて消防組を設置した。

3、初めて点灯費・採種圃設置費・在郷軍人分会補助金が支出された。

大正十年（一九二一）度

1、初めて産業講習会費が支出された。

大正十一年（一九二二）度

1、授業料徴収規程を廃止した。

2、水分尋常高等小学校に村立図書館を併設した。

3、初めて衛生講話会費・苗代跡地奨励費・害虫駆除予防費・産業視察補助金が支出された。

大正十二年（一九二三）度

1、本年度より五年間の継続事業をもって、主要橋梁の掛替え工事（コンクリート橋の見込み）を策定した。

2、郡制廃止に伴う郡配当金の内、郡有積立金配当額（四九七円余）は村基本財産に、凶荒救済基金配当額（五八七円余）は罹災救助資金にそれぞれ繰り入れした。

大正十三年（一九二四）度

1、財務取扱規程を定めた。

2、本年度より経常部に警備費（消防費）と調査費が計上されるようになった。また、農業技手（兼務）が置か

れた。

3、初めて畜産奨励費と婦女会補助金が支出された。

大正十四年（一九二五）度

1、小学校教員に初めて講習出席手当を支給した。

大正十五年（一九二六）度

1、勅令第七十号により、水分尋常高等小学校に村立水分青年訓練所を併設した。また、同訓練所規則を定めた。

昭和二年（一九二七）度

1、水分尋常高等小学校の校舎を増築した。

2、本年度より経常部に村治改善費を計上するようになった。

昭和三年（一九二八）度

1、自作農創設維持資金貸付規程を定めた。

2、初めて女子青年団補助金が支出された。

昭和四年（一九二九）度

1、村是調査会規程を定め、自治の研究調査を目的として村是調査会を設置した。

2、大字升沢に消防組第三部を置く。

3、初めて産業組合補助金が支出された。

昭和五年（一九三〇）度

1、部分林管理規程を定めた。

2、失業救済臨時対策低利資金の貸付けを開始した。（自作農創設維持資金に転貸）

昭和六年（一九三一）度

1、失業救済臨時対策低利資金貸付規程を定めた。

昭和七年（一九三二）度

1、時局匡救（きょうきゅう）土木事業として、大規模な村道改良工事を行なった。（経費六〇五九円）

2、本年度より経常部に社会事業費（生活補助費・医療費・方面委員手当等）が計上されるようになった。

3、初めて出動将兵祈願祭式費が支出された。

昭和八年（一九三三）度

1、前年度に引続き時局匡救土木事業として村道の改修工事を行なった。（経費四〇七八円）

2、初めて日曜学校補助金が支出された。

昭和九年（一九三四）度

1、自治改良功績者表彰規程を定めた。

2、凶作救済土木事業として村道の改修工事を行なった。

3、郷倉条例を定めて、村内五区域に郷倉一棟ずつを建設することとした。これは凶作に備えての貯穀を目的とするものであり、その維持管理は各郷倉組合に委託するというものであった。これによって、本年度は三棟を建設した。

4、凶作対策として政府から交付された米穀を貸付け、または交付するために米穀取扱規程を定めた。

5、初めて職業紹介費と託児所補助金が支出された。

昭和十年（一九三五）度

1、本年度も凶作救済土木事業として村道の改修工事を行なった。

2、農業補習学校と青年訓練所を五月三十一日限りで廃して、六月一日から青年学校を設置した。

3、共同施設条例を定めて、共同作業所二棟を設置した。その目的とするところは、村内青年の自修勤労及び作業授産の施設とするとともに、一般村民にも共同利用させようというものであり、維持管理は青年団と信用購買販売利用組合に委託した。

4、救貧施設管理規程を定めてこれを実施した。この施設は、昭和九年の凶作に際して配布された交付金を資金として小家畜の飼育と繁殖を行ない、困窮家庭の乳幼児・妊産婦・虚弱者などの栄養補給の資に充てることを目的とするもので、青年学校長を管理者とし、青年学校生徒と男女青年団員等が労力奉仕して経営に当たった。

5、凶作の被害（五割以上）を受けて飯米に窮乏している者を救済するために、払下米取扱規程を定めて、代金延納による政府米百俵を払下げた。

6、村税滞納処分着手期限条例を定めて、滞納処分着手期限を督促状指定期限後四か月以内とした。

7、本年度は郷倉二棟を建設した。

8、初めて選挙公営費（衆議院議員選挙演説会公営費）を支出した。

昭和十一年（一九三六）度

1、水分尋常高等小学校に御真影奉安庫を建設した。

2、初めて行旅病人費・社会事業協会費・火葬場設置費補助を支出した。

昭和十二年（一九三七）度

1、本年度より臨時部の中に事変費を計上した。その内訳は祈願祭費・酒肴料費・慰問費（戦傷者・その他）・防衛費（灯火管制・防空演習）・銃後後援費（勤労奉仕班・国旗・その他）・雑費（出征軍人門標・その他）の六目である。

2、初めて道路愛護組合補助・郷倉組合補助を支出した。

昭和十三年（一九三八）度

1、自作農創設維持資金貸付規定を廃止して、新たに自作農創設維持奨励規程を設定した。

2、軍事援護相談委員（一五名）と負債整理委員を置いた。

3、初めて母子救護費・給食自給施設補助・負債組合補助を支出した。

昭和十四年（一九三九）度

1、農地委員会（委員十名）を設置した。

2、紀元二千六百年記念として、国有林に約六町歩の部分林を設定した。

3、初めて労務動員協議会費と国民健康保険補助を支出した。

昭和十五年（一九四〇）度

1、臨時村税増徴条例を定めて、地租付加税と営業税付加税は本税の百分の三百、家屋税付加税は賃貸価格の百分の五・二五の課率で増徴することとした。

2、水分尋常高等小学校校舎全焼のため、本年度より二か年の継続事業で新校舎等を建設した。

昭和十六年（一九四一）度

1、臨時村税増徴条例を改正して、地租付加税と営業税付加税は本税の百分の五百五十、家屋税付加税は賃貸価格の百分の九・六二五とした。

2、災害復旧土木事業（橋渠・村道）を施行した。

3、忠霊塔を建設した。

4、初めて村費で消防ポンプ（三台）を購入した。また、初めて銃後奉公会補助を支出した。

昭和十七年（一九四二）度

1、役場庁舎が焼失したため新築した。

2、初めて助産手当（救護費）・体力検定諸費・大政翼賛会支部補助・翼賛壮年団補助・大日本婦人会支部補助を支出した。

昭和十八年（一九四三）度

1、参与（定員五名）を置いた。

2、従前の大字単位行政区を廃して新たに十三行政区を構成し、各行政区に部落会長を置いた。

3、食糧増産のため、本年度より大規模な土地改良事業（暗渠排水・小用排水・客土・開畑・農道整備等）に着手した。（二三年度まで継続）

4、初めて妊産婦保護費・金属回収費・部落会補助を支出した。

昭和十九年（一九四四）度

1、初めて常会諸費と地方振興表彰費を支出した。

昭和二十年（一九四五）度

1、日詰農業学校の設置並びに管理に関する事務を共同処理するため、紫波郡下一町十四か村をもって学校組合を設立することとなったが、本村もこれに同意した。

昭和二十一年（一九四六）度

1、選挙管理委員会（委員四名・補充員四名）を設置した。

2、従前の会議規則を廃止して、新たに村会会議規則を定めた。また、諸給与条例・村税賦課徴収条例・手数料条例を大幅に改正した。

3、本年より諸団体等に対する補助金の支出を停止した。
4、従前の方面委員（二六名）を廃止して、民生委員（一三名）を設置した。

昭和二十二年（一九四七）度

1、新制中学校を設置した。
2、食糧調整委員会（委員一八名）を設置した。
3、県費補助による公共施設復旧事業（堰堤（えんてい）の復旧）を実施した。
4、初めて母親学級を開設した。

昭和二十三年（一九四八）度

1、部落会長を廃止して、十三行政区に行政連絡吏員と補助員を置いた。

昭和二十四年（一九四九）度

1、社会教育委員会を設置した。
2、食糧調整委員会を農業調整委員会と改称した。
3、中学校校舎を新築した。
4、制度改正により、本年度より国民健康保険事業を村営で実施することとなった。また、そのため運営協議委員会（委員五名）を設置した。（特別会計）

昭和二十五年（一九五〇）度

1、公民館を設置した。また、社会教育委員会を廃止して公民館運営委員会（委員一五名）を設置した。（特別会計）
2、公平委員会設置条例を定めた。

3、固定資産評価員（一名）を置いた。
4、本年度より青年学級・婦人学級・成人学級を開設した。
5、初めて村民運動会と村民祭を村費で実施した。

昭和二十六年（一九五一）度

1、紫波郡公平委員会の設置に伴って、本村公平委員会設置条例を廃止した。
2、固定資産評価審議委員会（委員三名）を設置した。
3、積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法による農業振興計画を策定した。
4、制度改正により、従前の農地委員会と農業調整委員会を廃止して農業委員会（委員一七名）を設置した。
5、本年度より三年間、国庫補助による融雪水害復旧事業を実施した。
6、初めて結核予防費と狂犬病予防費を支出した。

昭和二十七年（一九五二）度

1、教育委員会（公選委員四名・村会選出委員一名）を設置した。
2、国民健康保険直営診療所を開設した。（特別会計）

昭和二十八年（一九五三）度

1、教員住宅（一棟二戸建て）を建設した。
2、初めて成人式と敬老会を村費で実施した。

昭和二十九年（一九五四）度

1、村有林の立木を売却処分した。
2、村有地（山林二二町七反歩余）を利用関係者に売却した。

3、水道条例を定めて、村営の簡易水道事業を開始した。
4、部分林を設定した。
5、岩手県知事より町村合併計画の策定について正式に意見を求められたので、村会の議を経て、紫波郡南部地区合併計画に賛成する旨を回答した。
6、初めて慰霊祭費と鼠族駆除費を支出した。
7、町村合併の確定に伴い、閉村式と閉庁式を行なった。

第四　町村合併の促進

一、町村合併促進法の制定

昭和二十三年（一九四八）に施行された地方自治法は、その後、昭和二十七年（一九五二）に至るまでの間に、四次にわたっての改正が行なわれた。これによって、地方分権と地方行政の民主化は強化され、独立後の国内情勢にもようやく対応できるようになったが、しかし、それでも地方自治の本旨を実質的に具現するためには、町村の財政規模があまりにも貧弱過ぎるという問題が残されていた。その背景には、地方自治の近代化に伴う行政事務の増大と、それが招来する町村財政への圧迫があった。すなわち、教育委員会・選挙管理委員会・農業委員会などの行政委員会が新たに出現し、教育制度の改革によって義務教育は中学校段階にまで拡大され、さらに社会福祉・社会保障を初め各種の民主行政が大きな比重を占めるようになってくると、町村の行政事務は量的にも質的にも増大をみるようになったし、それが必然的に町村財政を圧迫する結果となったのである。このことから、町村規模の適

正化のことが、緊急の課題としてひろく関心を呼ぶようになり、なかには、千葉県や富山県等のように、自発的に町村合併を実施するところもあった。

このような情勢のもとで、全国町村会及び全国町村議会議長会においても、町村合併の必要性を認めてその研究をすすめつつあったが、これが主導力となって、昭和二十八年（一九五三）には、町村合併促進法が議員立法をもって成立するにいたった。公布は同年九月一日で施行は十月一日からである。

この法律は、町村規模の適正化を積極的に促進して、地方自治の本旨の実現に資しようとするものであって、そのために行政と財政の両面にわたって特例的措置を講ずるとともに、国や県でも積極的に援助、助言または指導を行なうことを定めたものであった。また、昭和三十一年（一九五六）九月三十日をもって失効する三年間の時限法でもあった。

二、県段階における促進措置

今次の町村合併が明治二十二年（一八八九）と著しく相違する点は、あくまでも関係住民の納得を得て民主的に実施しようとすることにあった。そして、国や県ではその自発的な町村合併を促進するために必要な各種の措置をとる、というのが合併促進法の趣旨であった。そのために岩手県においても、それに即して促進のための措置を講じたが、次にその大要について述べることにしよう。

(一)　住民への啓発活動

自然的な町村合併を推進するためには、関係住民の関心と理解を深めることが先決問題であった。このことから、県当局においては、各種の文書・講演会・ラジオ放送・スライド・ポスター等によって住民に対する啓発宣伝に当たったほか、関係町村の要請に応じて講演会・研究会・懇談会などを開催する方法をとった。紫波郡において

も、早くも昭和二十八年（一九五三）九月二十日には、日詰町公会堂において、県町村議会議長会主催の議員研修会を開催している。

(二)　町村合併連絡協議会の設置

町村合併の促進に対応するためには、県当局としても、庁内の態勢を確立する必要があった。そこで昭和二十八年（一九五三）十二月八日には、庁議をもって「岩手県町村合併対策委員会要綱」を決定し、それに基づいて対策委員会を設置したが、翌二十九年（一九五四）二月十五日に至って、その名称を岩手県町村合併連絡協議会と改めている。

この協議会は、新町村建設計画案の審査に当たるほか、町村合併促進上必要な事項について協議することを任務とし、会長及び若干名の委員をもって組織したが、会長には総務部長を充て、委員には各部長・教育長・各次長及び関係課長が充てられた。

(三)　町村合併促進審議会の設置

町村合併促進法によると、都道府県は町村合併促進審議会を設けて、町村合併に関する調査と審議をすることができる定めであった。

これに基づいて、本県においても昭和二十八年十二月二十八日には、「岩手県町村合併促進審議会設置条例」を公布してこれを設置することになった。

この審議会は、県知事の付属機関として、町村合併に関する計画を調査審議することを任務としたが、さらに県知事の求めに応じて、町村合併の促進について啓発、宣伝、勧奨及びあっせんを行なう機関でもあるとされた。また、審議委員の定数を二十二名とし、県議会・県町村議会議長会・県町村会・県教育委員会・県市議会議長会・県市会長の推薦する者と県職員及び学識経験者の中から県知事が委嘱または任命した。紫波郡からは、水分村長・鷹

木嘉右衛門が委嘱されている。

㈣　町村合併計画の策定

今次の町村合併は、三年間のうちに全県下の町村合併を完了しようというものであったが、そのためには、客観的な立場で策定された全県的な合併計画がぜひとも必要であった。

そこで、本県においては、町村合併促進審議会が中心となって計画の策定に当たったが、その過程にはおよそ五つの段階があり、最初の段階として地方事務所と地方課の協議によって、事務当局試案が作成された。次に、この試案の適否を審議会に諮問したところ、同会ではこれに検討を加えた結果、一部を修正して第一次試案とし、関係市町村から、これについての意見を聞くことが適当である旨の答申があった。そこで、この第一次試案を各市町村に提示して、ひろく各方面の意見を求める方法がとられた。これが第三段階である。次いで、審議会ではこれらの意見をふまえながら、逐次、合併を適当とする地区を決めて答申したが、これら確定地区の市町村に対しては、地方自治法の規定（市町村の廃置分合に当たっては関係議会の意見を求める必要がある）によって正式に意見が求められた。最後に県議会の同意を得て決定をみたのが正式の町村合併計画であった。

このように、合併計画の策定は、きわめて慎重を期して行なわれたが、これが本県の町村合併を成功させた一大要因でもあった。

三、一町八か村の合併促進

㈠　合併促進の経過

昭和二十八年（一九五三）九月一日に町村合併促進法が公布されると、岩手県では、翌二日から直ちに合併計画策定のための資料収集に着手したが、これに引続いて各地方事務所においては、管内町村の合併計画についてひそ

かに試案を練りつつあった。

ところが、同年十一月にいたって、県町村会では逸速く同会の試案を発表したのである。これは各郡の町村会案をまとめたものであったが、それによると紫波郡の場合は、日詰地区（日詰・古館・赤石）、水分地区（水分・志和）、彦部地区（彦部・佐比内・赤沢・長岡・乙部）、徳田地区（徳田・煙山・不動）、見前地区（見前・飯岡・岩手郡太田）の五地区に合併する構想であった。この案は結果的には単なる試案にとどまってしまったが、しかし、町村合併に対する関心を高めたという点では、きわめて大きな意義をもつものであった。たとえば、同年の末ごろ、紫波郡の河東五か村（彦部・佐比内・赤沢・長岡・乙部）では、有志による町村合併研究会を結成して五か村の合併を図っているが、これもその反響とみるべきであろう。

一方、県においても、地方事務所を中心に試案の本格的な作成を急ぎつつあったが、翌二十九年（一九五四）三月二十九日には、ようやくこれを県の審議会に諮問するはこびとなった。それが前記の事務当局試案であるが、これによると、紫波郡は、南部地区（日詰・古館・水分・志和・赤石・彦部・佐比内・赤沢・長岡）と北部地区（徳田・不動・煙山・見前・飯岡・乙部・岩手郡太田・簗川）の二地区に統合する案であった。したがって、日詰町外八か村（現在の紫波町）の合併計画は、この時から始まることになるのである。この試案は審議会において一部が修正されたが、紫波郡の二地区については、無修正のままで第一次試案に採り入れられた。

四月にはいると、各町村では県の要請を受けて、「紫波南部地区」案に対する意見聴取が行なわれた。これは、議会・役場職員・各種公共団体・教育関係者・青年団・婦人会等を対象とする広範囲なものであったが、大勢としては県案に異議がなかったものの、一部には郡一本化や分割案もあって区々であった。その結果を町村別にまとめると、表二―二七のとおりである。

表二―二七　町村合併県試案に対する意見

町村名	機関・団体名	意見
日詰町	議会	賛成の線が強い。
	役場職員	全般的に賛成の模様であるが、積極的な意見はない。
	農協	一応賛成とみられるが、まとまった意見はない。
	教育関係者	まとまった意見はないが、試案はおおむね適当な案とみる向きが多い。
	青年団	沿革、地勢、交通、産業等の相互関係あるいは経済的面からみて試案は妥当である。ただし、北部の乙部・見前・飯岡の各村は都市近郊ブロックとしても、徳田・不動・煙山の三か村だけは南部地区に参加することが望ましい。
	婦人会	紫波郡の一本化を希望する。
	体育会	原則として賛成である。
古館村	議会	郡下一円の合併に賛成する意見が大勢を占めているが、やむなく分割する場合には、水分・不動・徳田・長岡・古館の五か村の合併でいきたいとの希望がある。
	役場職員	地域的・交通網の観点からも、あるいは財政の強化ないしは教育文化の向上を図る面からも、郡下町村の大同合併が好ましい。もし分割する場合には、北部地区でも南部地区でもさしつかえがない。
	青年団	郡下全町村の合併に賛成する。もし、分割する場合には、北部、南部のいずれの地区にはいるかは相当に考慮の余地がある。
	婦人会	郡下一円の合併に賛成。もしそれができないときは、二ブロックに合併することは仕方ないが三分割以上には反対である。
村	議会	賛成。なお郡内全町村の合併を望む。
	役場職員	試案に反対。乙部・見前・飯岡村を除く紫波郡全町村の合併を希望する。

水分	農協	条件付き賛成。国有林所在町村として条件を同じくする志和村との合併がもっともよい。
	農業共済	条件付き賛成。郡東部と郡西部はすべての条件が異なるので再考を願いたいが、次善の良策であればいたし方ない。
	農業委	県試案の内容は不明であるが、国の基準である人口八千、面積二方里から別々な考えが打ち立てられてよいと思う。
	教育関係者	盛岡周辺の村は近い将来に必ず盛岡市に合併されるように思われるので、これらの数か村を除き、郡内町村をもって一ブロックとする合併を希望する。
志和村	議会	紫波郡十五町村を合併して一つの町または村とすることを希望す。ただし、二、三の議員は、近隣三カ村の合併を可とするものもある。
	役場職員 農協 土地改良区	紫波郡全町村の合併を希望する。（全員同意見）
	農業委 教育関係者 青年団 婦人会	右に同じ。ただし、少数の者は、近隣数カ村の合併または県試案を可とするものもある。
赤石村	議会	異議がない。
	役場職員	賛成。
	農協	結論を得ていないが別段異議がない。
	教育関係者	ほぼ賛成。
	青年会	少数は疑問をもっているが大部分は賛成。

		婦人会	全会員の意見ではないが異存はない。
彦部村		議会	一応適当かと思われる。
		役場職員	試案に賛成が三分の一、郡一本化主張が三分の一、河東一村（長岡・赤沢・佐比内・彦部の四カ村）主張が三分の一ある。
		中央農協	試案に対して賛否が半々であり、結論を出しかねている。
		彦部農協	県試案に賛成。やむを得ぬ場合は河東一か村案に賛成。
		教育関係者	県試案は妥当でないと思う。
		青年団	今のところいかなる合併にも賛成できない。耕地整理等計画中の事業を片付けてからにしてほしい。
		婦人会	合併はやむを得ないと思うが、結論を出しかねている。
佐比内村		議会	県試案に不賛成。郡一本化を望む。
		役場職員	郡一本化が望ましいが、できなければ多少限度県試案を支持する。
		農協	県試案に不賛成。
		教育関係者	
		青年団	県試案に賛成。
		婦人会	
赤沢村		議会	県試案に賛成。
		役場職員	県試案の紫波郡南北案は、経済力が不均等で反対である。
		土地改良区	紫波郡一本化の方がよい。
		教育関係者	
		青年団	
		婦人会	

村	議会	紫波郡の一本化を強力に望む。
	役場職員	大体は議会と同様であるが、地域的にみて盛岡市周辺の二、三か町村を除いた町村の大同団結が望ましい。
岡	農協 土地改良区	議会と同意見であるが、不可能な場合は南部地区案でよい。
長	教育関係者 青年団 婦人会	郡一本化が不可能な場合には南部地区案でよい。

ところで、この意見聴取の段階で注目されることは、紫波郡内の一部関係者の間から、郡一本化案が台頭してきたことである。そのために四月十九日から八月二日に至るまでの間、五回にわたって町村長や議会関係者の会合がもたれたが、郡南の町村では郡一本化を希望し、郡北の町村では三ブロックに分割することを主張して、ついに一致をみるにはいたらなかった。また、これとは別に、水分・志和・赤石三か村の合併構想も打ち出され、関係村の議会議員が会合して協議する動きもあったが、これもまた結論をみないままで経過した。

ここにおいて、郡南地区一町八か村の町村長は、八月三日、日詰町役場において協議した結果、県の試案どおり、紫波南部地区の線で促進することを申し合わせたのである。

これより、町村ごとに、紫波南部地区案に対する住民の意見聴取ないしは説得に着手した。その結果は八月三十日の関係町村長と議会議長の合同会議で報告されたが、志和村を除いて大勢は同案に賛成の方向にあった。そこで、さっそく事務局を設置して九月一日から合併促進事務を開始することを決定し、あわせて職員の任命も行なった。

なお、ここに至るまでの間、県では紫波南部地区の合併を適当と認めて、正式に意見（地方自治法による）を求めてきた。これに対して、関係町村議会では八月二十日から同二十八日までの間に議決しているが、それによると、反対は志和村だけで、その他は古館村を除いて異議がなかった。古館村の場合は、反対ではないがなお郡一本の努力を望むとして、もしそれが困難なときは少なくとも徳田・煙山・不動の三か村を包含するようにという意見であった。

九月二十七日には、町村合併促進協議会（以下、合併協議会と略称す）が結成された。これは関係町村から選出された五名ずつの委員（町村長・助役・議会議員・学識経験者など不同）をもって構成されたもので、会長には赤沢村長の遠山慶次郎が選出された。また、合併協議会の専門部会として、総務・教育・民生・建設・経済の五部門を設けた。

十月にはいると、関係町村の助役全員を事務局職員に任命（事務局長には水分村助役・谷地吉治）して資料の作成に着手するなど、着々と合併の準備が進められつつあったが、そのころ、徳田村から再び郡一本化案が盛り上がった。そこで、同村代表の要請を受けた郡町村会長は、郡下の町村長と議会議長及び合併協議会の合同会議をあっせんして十月十八日にそれを開催したが、意見がまとまらないままで散会となった。そのために同月三十日に再度関係者の参集を得て協議したところ、大部分の町村では県試案のとおり合併を進める方針であったし、徳田村を郡南地区に入れることも困難であるという結論になった。

一方、これまで紫波南部地区案に反対の立場をとってきた志和村にも、ようやく同調の色がみえはじめてきた。同村議会の意向を八月の時点でみると、大勢としては郡一本化案が有力であり、一部が志和・水分・赤石の三か村合併を主張するという状況であった。そのために県から正式意見を求められて開催した八月二十六日の議会では、県試案に対して反対の議決がなされているのである。しかし、郡南の大勢はすでに県試案の方向で固まっていたか

ら、前記の二案はいずれも絶望に近いものであったし、同村の反対によって紫波南部地区の合併が不可能になるという状勢にもあった。このことから、その後、五回にわたって事態収拾のための議員総会がもたれた結果、紫波南部地区の合併に同意すべきであるという結論に達し、十一月二日の議会において正式に議決をみるにいたった。また、これに伴って合併協議会委員五名も選出した。ここにおいて、一町八か村の合併態勢はようやく確立をみるにいたったのである。

十一月十日には、合併協議会の規約を設定した。また、各部会ごとに部会長の互選を行なったが、その結果は総務部会長には志和村議会議長・沢田徳三郎、教育部会長には赤石村長・高橋清一、民生部会長には赤沢村議会議長・工藤喜三郎、建設部会長には志和村長・阿部長蔵、経済部会長には赤石農協理事・箱崎雄一が選出された。

これより、各部会ごとに協定事項の審議に着手したが、その結果が合併協議会において承認されたのは、翌三十年（一九五五）一月四日のことであった。また、町名も「紫波町」と決定された。これは、一般住民に公募して七十余名の応募があったもののうちから、歴史的、地理的要素を考慮して採択されたものであるが、特に「けふよりは紫波となつけむこの村の、川に立つ波、むらさきに似て」という地名伝承に着目したものであった。

こうして、町村合併の基礎が整備されるにいたったので、一月十四日には関係町村がいっせいに議会を招集して廃置分合の議決を行ない、一月十七日には関係町村長の連名をもって県知事あてに町制施行申請がなされたのである。これが県議会の同意を得て県から告示されたのは、一月二十八日（総理府告示は三月三十日）のことであった。

次いで、関係の村々から県の町村合併促進審議会に対して、財産処分についての承認申請がなされ、処分を適当として承認されたのは、表二―二八のとおりである。

一方、合併協議会においては、「紫波町建設計画」の策定に着手した。これは、町村合併促進法の規定に基づく

もので、同法によると町村合併の実施によって各種の特典を受けるためには、合併前に新町村建設計画を策定して、それを合併後に実施しなければならない定めであったのである。その策定の手順は、まず合併協議会において作成した試案を県の地方課の事前審査を受けて原案とし、それを県知事に提出して意見を求め、その後に関係町村議会の議決を得てはじめて正式決定をみるというものであった。紫波南部地区においても、これに従って作業が進められたが、三月中旬には各町村議会においてそれぞれ承認議決がなされている。

表二―二八　財産処分承認一覧表

村名	処分内訳
彦部	山林処分　一八町三反八畝二九歩（県道潰地補償代替地にするため譲渡） 山林処分　九町六反五畝一九歩　価格三一五万円
志和	山林処分　四町五反七畝二九歩　価格九六万円
古館	山林処分　二反二畝一九歩　価格一万六千五百円 宅地処分　一五〇坪（農業協同組合に無償譲渡）
赤石	山林処分　一町六反一三歩　価格八万円 宅地処分　一、二一六坪　価格一二万一千円 山林処分　三町一反八畝二三歩　価格三一万八千円
水分	山林処分　三町二反七畝二一歩　価格四万四千円 溜池処分　一反二畝一七歩　価格一千六百八七円 山林処分　一町三畝一五歩（農業協同組合敷地と交換）
佐比内	山林処分　二町五反歩（農業協同組合に無償譲渡） 山林処分　四町六畝歩（小学校敷地の代替地として住民に無償譲渡）

以上のような経過をたどって、三月下旬には各町村ごとに閉村式等の行事が行なわれ、ここに六十六年間にわたる町村の歴史を閉じることになったのである。

表二―二九　町村合併促進の協議経過表

年月日	場所	参集者	協議事項	内容の大要
二九・四・一九	日詰町公会堂	紫波郡町村長同議会議長	紫波郡一円合併について	郡南と郡北の二分科会を設けて協議した
同　六・一六	日詰町役場	紫波郡町村長	同	郡一円の町村合併資料によって協議したが、結論を得られなかった
同　七・一三	日詰町公会堂	紫波郡内町村議会議員全員	同	各町村から五名の委員を選出し、八月上旬にあらためて協議会を開催することにした
同　七・一九	日詰町役場	紫波郡町村長	町村合併について	結論を得られないため、次回は郡南・郡北に分かれて協議することにした
同　八・二	日詰町公会堂	紫波郡各町村委員七五名	同	郡南町村は郡一円合併を希望し、郡北は数ブロック合併を希望して意見がまとまらなかった
同　八・三	日詰町役場	郡南一町八カ村の町村長	郡南地区の合併について	一町八カ村の合併を申し合わせた
同　八・一〇	日詰町公会堂	一町八カ村の町村長及び準備委員（県審議会委二名）	同	内村県審議会委員から一町八カ村の合併について意見を求められたので、八月二十五日までに知事に回答することを約した
同　八・一六	日詰町役場	一町八カ村の町村長同議会議長	同	関係町村長は住民の意見を聞いて、その結果を次会に発表することとした

同　八・三〇	日詰町公会堂	同	同	同	各町村の意見聴取の結果が報告された 直ちに事務局を設置して九月一日から事務を開始することにした 職員を任命し、行事予定表を作成した
同　九・九	日詰町役場	一町八カ村の助役（地方事務所石洞主事）	合併事務について	同	石洞主事より事務指導
同　九・二七	日詰町公会堂	合併協議会委員	協議会結成について	同	協議会長に赤沢村長を選出した 専門部会（総務・教育・民生・建設・経済）を編成した
同　一〇・五	日詰町役場	一町八カ村の助役	合併資料調査について	同	一町八カ村の助役全員を事務局職員に任命した 各町村の資料作成要領について協議した
同　一〇・一三	同	合併協議会委員	協議会運営について	同	協議会長代理に赤石村長を選出した 協議会予算を承認した
同　一〇・一八	日詰町公会堂	紫波郡町村長同議会議長	郡一円合併について	同	郡町村会長のあっせんによって郡一円合併について協議したが意見がまとまらなかった
同　一〇・三〇	同	同	同	同	今回も意見がまとまらないので、この案件についての協議は打ち切りとなった
同　一一・四	同	一町八カ村町村長	各部会に対する付議事項について	同	総務部会への付議事項を検討した
同　一一・八	同	同	同	同	各部会への付議事項を検討した

同　一一・一〇	同	協議会委員 事務局職員	協議会規約及び付議事項について	各部会長を互選した後、部会ごとに付議事項を審議した
自同一一・一七 至同一一・二二	同	各専門部会委員 （地方事務所佐藤主事）	付議事項について	部会ごとに付議事項を審議した
同　一一・二四	日詰町役場	一町八カ村町村長	各部会経過報告	事務局員より報告された
自同一二・一 至同一二・二	管内町村	教育部会委員	学校施設調査	小中学校々舎の腐朽危険度を調査した
自同一二・三 至同一二・四	同	建設部会委員	管内道路調査	協定事項に基づいて調査した
同　一二・一四	日詰町公会堂	経済部会委員 各町村長 各農協組合長 （経済連役員）	経済懇談会	建設計画に対する協力を要請した
三〇・一・三	同	一町八カ村町村長 各部会長	各部会の運営及び協定事項について	各部会の運営方法を決定した
同　一・四	同	協議会委員全員 （地方事務所石洞主事）	各部会付議事項の認定について	各部会の報告どおり決定し、これを合併条件の協定事項とすることにした
同　一・一四	関係町村	関係町村議会議員	廃置分合について	各町村ごとに議決した
同　二・二三	日詰町公会堂	協議会委員全員 （地方事務所石洞主事）	紫波町建設計画について	
同　三・九	同	協議会委員全員	同	関係町村が同一議決をすることに決した
同　三・二〇	同	同	合併準備について	

付記

関係町村の合併促進の大要

1、日詰町

昭和二十八年（一九五三）に町村合併促進法が施行されると、町民に合併資料を配布したり、町広報に関係資料を載せるなどして啓発に努めた。

昭和二十九年（一九五四）一月には、合併資料調査のため、町村合併調査特別委員会を設置して数回の会合をかさね、また、町議会議員や行政連絡員による地域懇談会を開催して、合併の気運醸成を図った。

これにつれて、町民の合併に対する意識が高揚し、地理的、歴史的観点から本町を中心とする合併を望む声も高まってきた。これに対応して、町当局では、調査委員（町議会議員）や新旧役職員等に依頼して隣接各村に出向いてもらい、各村の当局者及び有力者と個人折衝を行なわせて側面から合併の促進に努めたが、その結果、一町八か村の合併が有力となってきたので、県試案どおり紫波南部地区の実現に全力をあげて努力した。

2、古館村

昭和二十九年（一九五四）の春ごろになると、村民の間に、町村合併に対する関心が急速に高まってきた。そこで、五月初めに合併促進協議会を結成して世論の動向把握に努めたが、一郡一町説、郡南一町八か村説、中部地区説などがあって、いずれも伯仲する状況であった。

一方、郡町村会においても、意見統一を図るため種々協議を重ねた結果、八月に至って郡南一町八か村が合併することで意見の一致をみた。このような情勢下にあって、村当局では部落ごとに座談会を開き、郡内各町村の動きや協議の経過等を詳細に説明するとともに、村当局の意向を卒直に述べて村民の意見を聴取したところ、大勢は郡南地区案に傾いていたが、なおその他の合併を考えている者も相当あった。

十月に至って徳田村に郡一円合併の運動が起ったが、これに刺激されて村内の一部が動揺し、振り出しにもどる様相となったので、村当局の立場も微妙となり、郡南地区合併に同調して協議を進めながら、両面交渉を行わねばならないという苦境に追い込まれた。

しかし、この問題も間もなく紫波中部地区（現在の矢巾町）合併案の決定とともに解消したため、一町八か村の合併が本決りとなり、三月二十九日には全村民が集って閉村式を挙行した。

3、水　分　村

町村合併促進法が公布されたころから、村長以下村首脳者は重大な関心をもって合併問題の研究を進めていたが、昭和二十九年（一九五四）一月には、統合資料となる町村実態調査が行われる機会を利用して、十日間にわたって合併促進法の説明会を実施した。また、その後は村議会において県試案の検討も行なった。

次いで、同年四月には、水分・志和・赤石三か村の町村合併研究会が行なわれ、村議会議員十二名が出席するなど、ようやく活発な動きをみせるようになった。

この間、郡町村会と議長会の主催によって町村合併対策協議会が数回開催され、郡一本化の線が強く打ち出されたが、決定をみないうちに、八月開催された郡下合併協議会において、煙山・不動・徳田の三村合併案が浮かび上ったため、郡一本化は断念せざるを得ない状態となった。

同年八月五日には、県知事から郡南地区の合併に対する意見を求められたので、翌六日臨時村議会を招集してこれを検討した結果、条件付きで同意することに決定された。そこで、八月十七日には各部落十三地区から三名以上の代表者を選任して合併対策委員会を発足させ、各種資料を配布して協力を求めるとともに、地区ごとに説明会を開催して村民の了解を得ることに努力した。

その後、郡南地区案に反対して、水分・志和両村の合併を主張する者が一部にあったので、八月末ごろから二か

月にわたって数回交渉をもったが、全村の世論とはならず、十月初旬の郡南合併協議会に参加することが決定された。

これより、村当局と議会が一体となって一町八か村合併の態勢を固め、翌三十年（一九五五）一月には紫波町設置関係の議案を可決した上、二月初旬には新町建設計画の概要を各地区ごとに説明して了解を得ることに努め、三月二十六日には全村民が参集して閉村式を挙行した。

4、志和村

町村合併促進法の施行に伴なって、村長及び議会が中心となって資料の収集検討と合併規模の構想を練ってきたが、しばらく具体的な結論を出すにはいたらなかった。

それが昭和二十九年（一九五四）四月になると、志和・赤石・水分の三か村合併の線で意見交換が行なわれるようになり、また、一方では紫波郡一本化案についても検討されたが、同年八月に至って郡南一町八か村の合併が論議を呼ぶようになった。

この間、村内指導者の中には、現在の村の人口や財政状況等から必ずしも合併が絶対的なものではないとする者もあって、住民の多数はそのいずれによるべきか一時判断に迷う状態であった。

同年八月、県知事から紫波南部地区案に対して意見を求められたので、直ちに村議会にはかったところ、県案に反対するという議決になった。そのため、郡南一町八か村の合併計画は暗礁に乗り上がったし、住民もまた町村合併に対して不安をいだくようになった。

そこで、村長や村議会を中心とする指導者間において、この事態収拾について協議を重ねた結果、改めて郡南地区の合併に同調することで意見の一致をみたので、議員総会を二回開催して討議をしたところ、県案の紫波南部地区に同意すべきであるということになり、十一月二日の村議会において、前回の議決を変更して県案に賛成するこ

とを議決した。

こうして、翌三十年（一九五五）一月十四日には紫波町の設置を議決し、三月二十五日には志和中学校において閉村式を挙行した。

5、赤石村

本村の約五分の一は、往時から隣接の稗貫郡石鳥谷町に対する依存度が高かった。また、北に隣する日詰町とは、昭和二十七年（一九五二）から始まった組合中学校の建設をめぐって未解決の問題が残されていたが、これらのことが微妙に影響して、町村合併に対する世論も初めは複雑なものがあった。そこで、村当局としてはこれらの情勢をふまえながら、あくまでも住民の意思を尊重して合併を進めることを方針とし、関係町村と協議をするとともに、その結果を村民に伝えて世論の調整に努めた。

この間に、郡下町村の大勢は、最初の郡一本化案から後退して郡南地区の線に固まりつつあったが、本村は郡の最南端に位置するところから、郡一本化よりもむしろ好感をもって協力される結果となった。

こうして、一町八か村の合併促進協議会が発足することになると、本村でも村議会議員や各種団体の幹部を委員に送るとともに、村内十七部落に出向いて啓発と説得に努めた。また、村議会議員もこれに協力して適切な指導に当たった結果、小異を捨てて大同につくことができた。

6、彦部村

町村合併促進法が施行された当初は、村民はもとより村当局においてもおよそ縁遠いものと考えていた。ところが、先進地の動きが活発化してくると、本村においても民間有志の間に河東五か村合併の構想が台頭し、数回にわたって懇談会が開かれるようになった。

翌二十九年（一九五四）になると、郡の町村会においては、町村合併について真剣に検討がなされたが、郡一円

の合併案は地理的に無理があったところから、郡南一町八か村の合併案が具体化してきたので、村当局ではその趣旨とこれまでの経緯を記述したパンフレットを各世帯に配付するとともに、連絡員を通じて啓発に努めたり、部落座談会を開催して直接村民の意見を聴取するなどの方法をとった。

これに対して、村民の間でもっとも関心の的となったのは、合併後における住民福祉が公平かつ理想的に行なわれるかどうかという問題であった。そこで、村長は議会と一体になり、あるいは各種行政委員会の協力を求めながら、関係町村間の協定事項に検討を加えたが、これが村民にも了解されるところとなって、翌三十年（一九五五）一月十四日の村議会では、満場一致で一町八か村の合併が議決されたのである。そして、三月二十五日には中学校講堂に全村民が参集して閉村式を挙行した。

7、佐　比　内　村

本村は、紫波郡の東南端に位置して稗貫郡と境している関係上、大迫町と交流する面が多かったが、これが町村合併にも影響して、日詰町中心の合併にはかなりの異論があった。

このような情勢のもとで、昭和二十九年（一九五四）になると郡南一町八か村の合併案が有力になってきたので、本村においても、再三議会を招集して協議を重ねる一方、村民に合併促進法の趣旨を徹底させるために県から係員を招いて説明会を開催するなどした。また、村議会議員と各種団体の代表者からなる審議委員会を組織して検討を進めるとともに、各委員が分担して部落ごとに懇談会を開催し、合併に対する意見聴取と調整に当たった。その結果、建設的な方向で意見がまとまるところとなり、一町八か村の合併に賛成するという結論に到達したのである。

8、赤　沢　村

町村合併促進法が施行された当初、村当局はまずその説明会を開催して啓発に努めるとともに、先進地の視察を

行なって合併の効果を検討したところ、住民福祉の面から合併が有利であることが判明したので、その旨を村民に報告して合併に対する気運の醸成に努めた。また、町村合併が失敗する最大の原因は有識階級の策動にあるという先例にかんがみて、しばしばこれらの啓発に努め、かつ、促進協議会においても、議員や職員の暫定的身分保証の線を明確にして、安心して協力できる態勢を整えた。

こうしている間に、一町八か村の合併問題が急速に起ってきたが、本村としては、最初から強力な自治体を建設することを目標にしていた関係から異論はなく、多年の待望であった中学校独立校舎の建築、県道新設の促進、林道の改修、部落電話の設置等の事業を実施しながら、なお大半の村有財産を新町に持ち込んでその建設に協力することになった。

9、長　岡　村

昭和二十八年（一九五三）の末ごろ、河東五か村の有志によって町村合併研究会と称する会合が数回にわたってもたれたが、自然消滅となった。その後、紫波郡一本化案や河東と河西を区分する案も出て研究討議が続けられたが、本村の場合は郡一円の大同団結を希望してこの案を支持してきたが、時がたつにつれて各町村の大勢は三か村に分離統合する方向に傾きつつあった。

このような情勢下にあって、村当局としては行政連絡員の代表を招いて合併の趣旨徹底と啓発に努めるとともに、議会及び村民の意見を聴取しながら協議会に臨んで民意の反映に努めた。

これより間もない昭和二十九年（一九五四）八月には、日詰町を中心とする一町八か村の合併協議会が結成された。そこで、本村としては最初の構想よりは若干後退したものの、大同団結して強力な自治体を建設するためにこれを支持することになり、翌三十年（一九五五）一月十四日の村議会において、満場一致で紫波町の設置に同意する議決を行なったのである。

㈡　町村合併の計画

1、町村合併を必要とした理由

「合併関係町村は、日詰町を中心として八か村が周囲を一巡する如く囲んで紫波郡南を画しており、藩政以来風俗習慣共に共通するものが非常に多く、交通路線及び通信網と共に日詰町を起点として各関係村に連絡しており、さらに終戦後教育制度の改革に伴って高校学区制度が実施されるや、合併関係町村全部が日詰高等学校学区となって同校の校庭その他の施設整備に協力する等、自然的に融和される環境にあり、東西二七キロメートル、南北一三・八キロメートル、面積二四〇平方キロメートルにして、南に日詰駅、北に古館駅を擁して農産物及び林産物並びに石灰鉱や蛇紋岩等鉱産物の生産地であり、東西両端に若干の山岳があるが中部は平坦な農耕地である。

今後、岩手県の総合開発の進捗に伴って、大槌・秋田線の県道完成の暁には、この地帯は三陸海岸と内陸部を結び、しいては裏日本への中継拠点として枢要地帯となることはもちろんのこと、さらに北上山系の地下資源開発により原材料の集荷と資材補給の重要地帯として飛躍的発展を遂げることは明らかである。

しかるに、現在の弱少町村個々のままであっては、これら産業振興の受入れ態勢に乏しく、加うるに最近のような自治体の財政事情では百年河清を待つの状況であるため、町村合併促進法に基づいて一町八か村が合併し、行政圏を一にして行政の合理的能率化を図って住民の要望にこたえる一方、強化された財政力によって地域開発を敢行し、北上山系地下資源開発と併行して工場誘致を実現し、豊かな農工経済圏を確立して住民の福祉向上を図ると共に理想的自治体を構成しようとするものである。」

2、合併の条件

1　合併形式は合体合併とし、合併時期は昭和三十年（一九五五）四月一日とする。

2　合併関係町村の所有する一切の財産（権利義務）は、新町設置と同時に新町に帰属するものとし、財産区は設

けない。

3　町村合併促進法第九条第一項第一号の規定により、紫波町設置の際、合併関係町村の議会の議員は、同町設置の日から八月三十一日までに限り同町の議会の議員として存在し、以後は地方自治法第九十一条の定数による。

4　町村合併促進法第九条の二第一項第一号の規定により、紫波町設置の際、合併関係町村の教育委員会の委員で同町の教育委員会の委員となる者は、同町設置の日から八月三十一日まで同町の教育委員会の委員として在任するものとし、その定数は九人とする。但し、互選に当っては、合併関係町村からそれぞれ一人ずつを選出するものとする。

5　当分の間、現町村の農業委員会を地区委員会として存置し、将来は統合整備すること。

6　一般職の職員は、総て新町に承継し、その勤務年数を通算する。

7　町税の賦課税率については、昭和三十年度から原則として均一課税とする。

8　行政区の設定字名については、旧町村名大字及び地割の上の第文字を削る。但し佐比内村に限り町名の次に佐比内とする。

9　現町村消防団を統合して紫波町消防団とする。但し、各分団以下は現在通りとする。

10　町役場の位置は、当分の間、現日詰町大字日詰新田第七地割字西裏二十九番地の二とするが、将来、町役場を適当なる場所に新築する。

支所の位置は次の通りとする。

古館支所　大字高水寺二地割五二番地の二の二

水分支所　大字吉水字小深田六一番地

志和支所　大字土舘第二三地割字新里七一番地

赤石支所　大字北日詰第九地割八一番地の一
彦部支所　大字大巻第九地割九一番地の二
佐比内支所　第三地割一番地の一
赤沢支所　大字赤沢第一二地割七四番地
長岡支所　大字東長岡第一四地割五二番地の二

3、新町の建設計画

すでに述べたように、町村合併によって各種の特典を受けるためには、あらかじめ新町村建設計画を策定して合併後にそれを実施しなければならない定めであったが、一町八か村の合併協議会で策定された紫波町建設計画の大要は次のようなものであった。

紫波町建設計画（抄）

一　新町名　紫波町

二　新町建設の基本方針

本地域は、肥沃広大な農耕地帯であると共に鉱産資源に富む特殊性にかんがみ、農業振興の基盤の下に鉱工商業の発達を図り、住民の福祉を増進する新町を建設するものとす。

これがため、各種土地改良事業農業の機械化と水田裏作その他農業振興に努め、交通、通信網の整備を促進し、併せて県の総合開発事業の一環として、北上及び奥羽山系の資源を開発し、日詰駅北部原野地域に工場を誘致することに努め、町民の生活文化の向上を図るものとす。

三　町役場の統合整備に関する事項

1　町役場の位置は当分の間次のとおりとし、その建物は元郡役所を以って充てる。

現日詰町大字日詰新田第七地割字西裏二十九番地の二

2　町役場は適当な場所に新築し、現各町村役場の建物は各支所に転用する。

四　小学校、中学校、その他の教育文化施設の統合整備に関する事項

1　小学校の学区及び位置は当分の間従前のとおりとする。

2　小学校々舎は、老朽危険の程度に応じ逐次改築するものとす。

3　中学校の学区及び位置は当分の間従前のとおりとし、将来校舎の整備に伴って変更統合する。

4　小・中学校々舎の整備充実に伴い、逐次学区の変更と併せ統合増築するものとす。

5　現町村役場庁舎を公民館に併用し、運営は従前どおりとし将来中央公民館を新築する。

6　将来財政力の充実に伴い図書館を設置し、各公民館に図書部を併設する。

7　地域内の重要なる文化財は、周到なる保護方法を講じ保護顕彰を図る。

8　将来、日詰高等学校周辺地域に、総合グラウンドを新設する。

9　将来財政力の充実に伴い、次の施設を整備する。

(イ)　教員住宅の建設

(ロ)　学校水道の整備

(ハ)　防火施設の設置

(ニ)　幼稚園の設置

五　消防施設の統合整備に関する事項

1　関係町村の消防施設を新町に統合し、次のとおり整備する。

(イ)　自動車ポンプ

(ロ)　可搬式動力ポンプ
(ハ)　将来財政力の充実に伴い、老朽消防車を更新する。
2　関係町村の消防団を統合して紫波町消防団とする。
将来、消防施設の機械化に伴い、逐次分団の統合と団員の減員を図る。
六　病院、診療所、隔離病舎、その他の衛生施設の統合整備に関する事項
1　中心医療機関として、国民健康保険直営総合病院を新設する。
2　関係村の国民健康保険直営診療所は従前どおり存置し、さらに次のとおり国民健康保険直営診療所を増設する。
(イ)　現県立片寄診療所の譲渡を受ける。
(ロ)　赤石診療所を新設する。
(ハ)　赤沢診療所を新設する。
3　町立国民健康保険直営総合病院が新設された場合には、これに付設して隔離病舎を新設する。
4　適当なる場所に簡易火葬場を五か所新設する。
5　既存の水道施設を拡充すると共に、現志和村上平沢地区に簡易水道を新設し、また将来必要に応じて地域的に増設する。
6　現日詰町営屠場(とじょう)は従前どおり存置して整備する。
7　現日詰町営公衆浴場は従前どおり経営する。
8　将来、町営助産場を新設し、母子の福祉を図る。
七　授産施設、保育所、その他厚生施設の統合整備に関する事項

1　現古館授産所は、将来、財政の充実に伴い拡充整備する。
2　季節保育所の充実を図り、将来、財政力の充実に伴い保育所を新設する。
3　国民健康保険事業は、昭和三十年四月一日より統合実施する。
4　年次を追うて公営住宅を増築する。

八　道路、橋梁、その他土木施設に関する事項

1　土地改良事業の竣工並びに財政力の充実に伴い、地域内道路を次のように整備する。

(イ)　新設

希望ヶ丘線（日詰駅～古館駅）

(ロ)　改修

水分線（現日詰町～境）
志和線（現日詰町～沢田）
陣ヶ岡線（古館駅～久々館）
片寄線（日詰駅～漆原）
佐比内線（現赤沢～現亀ヶ森）
桜田線（西長岡～千刈田）
大堺道線（現古館村中島～現志和村新里）
黒森線（横寺～野上峠）
砂子沢線（東長岡～山屋峠）
火石沢線（山神～茶屋峠）

2　交通量の多い橋梁は、将来、財政力の充実に伴い逐次永久橋にかけ替える。

3　次の渡舟場道路の整備については、将来、財政力を勘考の上架橋する。

(イ)　北上川（現古館村二日町新田～現彦部村犬吠森）

(ロ)　北上川（現赤石村桜町～現彦部村大巻）

4　地域内道路の整備のため、次のとおり工機具施設を整備する。

(イ)　トラック

(ロ)　クラッシャー

(ハ)　グレーダー

(ニ)　測量機具

(ホ)　車庫

5　現古館村、現長岡村、現彦部村、現日詰町、現赤石村地域の北上川堤防工事をすみやかに着手するよう建設省に要望する。

6　滝名川の河川工事、並びに砂防工事をすみやかに完成するよう建設省に要望する。

7　小国日詰停車場線、及び御所日詰停車場線（通称、大槌秋田線、関係地域―現赤沢村、現彦部村、現日詰町、現赤石村、現志和村、現水分村）を国道に編入するよう建設省に要望する。

九　開田、開畑、かんがい排水施設の整備その他の土地改良に関する事項

1　地域内の既設土地改良区を助長促進させると共に、将来、新町一円に土地改良区を設定し、耕地六千町歩の区画整理等の土地改良事業を実施する。

2　積雪、寒冷、単作地帯振興臨時措置法の適用期限を延長して、新町の建設計画を促進するよう農林省に要望

する。

3　県内西部開拓地帯を連結する西部開拓道路（関係地域―現志和村南野原開拓・現水分村東根開拓）をすみやかに実現するよう農林省に要望する。

4　災害復旧事業については逐次これを実施する。

5　現彦部村に於て実施中の一筆測量を引続き新町一円を指定地域として実施されるよう農林省に要望する。

6　次の土地改良区事業を県営として促進するよう農林省に要望する。

(イ)　山王海土地改良区の区画整理事業

(ロ)　鹿妻穴堰（かずまあなぜき）土地改良区のかんがい排水事業

一〇　其の他公営企業に関する事項

1　将来、通学、通勤等区域内交通の便を図るため、自動車運送事業を経営する。

一一　基本財産の造成に関する事項

1　引継いだ基本財産については、従来どおりこれを維持管理すると共に逐年植林を実施する。

2　逐年余剰財力を蓄積し、基本財産の造成を図るため次のとおり農林省に要望する。

(イ)　国有林の払下げ

現志和村山王海国有林内（林班名不詳）約三十町歩

現水分村東根山国有林内（林班名不詳）約二十町歩

現佐比内村僧ヶ沢国有林内（林班名不詳）約三十町歩

現赤沢村峠沢国有林内（林班名不詳）約三十町歩

(ロ)　部分林設定

現志和村山王海国有林地内（林班名不詳）約十町歩
現水分村東根山国有林地内（林班名不詳）約十町歩
現佐比内村僧ヶ沢国有林地内（林班名不詳）約十町歩
現赤沢村峠沢国有林地内（林班名不詳）約十町歩

一二　前号に掲げるものの外、合併の目的を実現するために必要な合併町村の永久の利益となるべき建設事業

1　農業経営の合理化と生産増強を図るため補助奨励等適切なる処置をとる。
2　将来、財政力の充実に伴い、関係町村に公共及び部落電話を架設する。
3　郵便物の配達局及び電話の加入区域を新町の全区域に変更施設するよう郵政省に要望する。
4　東北本線古館駅を貨物取扱駅にするよう国鉄当局に要望する。
5　盛岡花巻間の復線化をすみやかに実現すると共に、日詰駅古館駅間（日詰高等学校付近）に簡易停車場を設置するよう国鉄当局に要望する。
6　東北本線日詰駅に、すみやかに跨線橋の架設をするよう国鉄当局に要望する。
7　現日詰町より関係村に連絡する起点街路を整備するため、都市計画を逐次実施する。
8　住宅密集する重要幹線街路に、街灯を逐次設置する。

一三　町村合併の行なわれた日の属する年度及びこれに続く五ヶ年度別財政計画（省略）

一四　其の他

1　青年団体、婦人団体、その他の文化団体は従前どおりとし、関係団体の育成を図り、連絡協議会を組織するよう勧奨する。
2　農業委員会は当分の間地区農業委員会として存置し、合併後の事務整理に伴い早急に統合する。

3　将来石灰肥料工場誘致のため次のことを行なう。

(イ)　工場誘致委員会の設置

(ロ)　工場環境の醸成

(ハ)　北上川総合開発指定地域（現赤沢村・現佐比内村）の地下資源開発のため、石灰肥料工場誘致に積極的斡旋を通産省に要望する。

4　山森資源開発のため、次のとおり林道を整備する。

(イ)　黒森線（横寺～野上峠）

(ロ)　砂子沢線（東長岡～山屋峠）

(ハ)　火石沢線（山神～茶屋峠）

(ニ)　窓石線

5　商工団体については、極力これが助成に努める。

6　観光に関する事項

(イ)　名勝旧蹟を他に宣伝すると共に、観光道路を完備し、併せて施設の充実を図る。

(ロ)　将来山王海ダムを中心とした一大観光地帯とするため、台温泉及び鉛温泉に通ずる観光道路の布設に努める。

（備　考）

政府及び県当局に対する要望としては、前記の外に次のようなものがある。

1　農林省に対するもの

林道（志和村―花巻市湯口、志和村―和賀郡沢内村、赤沢村―盛岡市簗川、水分村―岩手郡御所村）の新設

2　岩手県に対するもの

県道（小国日詰停車場線・御所日詰停車場線・日詰駅志和稲荷線・志和盛岡線・古館駅線）の改良、滝名川の河川工事と砂防工事、村道古館駅水分線の県道編入、山王海ダム地帯の県立公園編入と台温泉及び鉛温泉へ通じる観光道路の新設、北上川紫波橋の永久橋化と幅員拡張、全町区域を国土調査一筆測量区域に指定、全町地域に土地改良事業（区画整理）の実現、山王海土地改良区の区画整理事業の県営化、鹿妻穴堰土地改良区の特殊県営かんがい排水事業の促進、西部開拓道路の実現、県立赤石淡水魚孵化場の存置と整備充実、県立古館農村工業指導所の存置と整備充実、日詰馬検場に県立家畜保健衛生所の設置、新町に保健所の設置、県立片寄診療所の譲渡

表二―三〇　合併直前の町村別財産・負債状況（単位千円）

町村名	財産				負債			
	区分	種類	数量	見積価格（金額）	起債目的	借入年度	借入金額	未償還額
日詰町	財産	宅地	二、七八〇坪	二、八九五	中学校建築	昭二七	二三〇	二〇七
		山林	九三反	五、五八九	公営住宅建築	同	一、三〇〇	一、三〇〇
		その他土地	三九反	一、九三二	水道工事資金	昭二八	七〇〇	七〇〇
		建物	六六七坪	一四、一八六	公営住宅建築	昭二九	一、二〇〇	一、二〇〇
		有価証券		八一	同	同	八〇〇	八〇〇
		基本財産 立木	四〇石	四〇	水道工事資金	同	六、〇〇〇	六、〇〇〇
	積立	普通預金		四六				
	財産	土地	七、九四二坪	一〇、二七九				
	行政	建物	一、〇九四坪	一〇、五〇五				
		その他		一、三七〇				

村名	財産	山林	九八反	八八二	中学校建築	昭二三	四五〇	三六八
		その他土地	三二反	四二〇	病院建築	昭二六	四〇〇	四〇〇
		有価証券		六〇				
	行財	土地	九〇坪	九〇	災害土木復旧	昭一七	六〇〇	五八八
		建物	二八四坪	一、三九九				
古館村	積立	普通預金						
	基財	山林	二三〇反	三一一				
		立木	二、四〇〇石	三、六〇〇				
水分村	行財	土地	四三〇坪	一二〇	農業災害復旧	昭二三	二五〇	一二一
		建物	一七九坪	一、九五〇	災害土木復旧	同	二五〇	一七九
	積立	普通預金		二八	小学校改築	昭二五	二、〇〇〇	二、〇〇〇
	基財	山林			中学校改築	同	三、〇〇〇	三、〇〇〇
		その他土地	六一五反	五、五〇〇				
		有価証券	一反	六〇				
和志村	行財	土地	一二、九六〇坪	三、八八八	中学校建築	昭二三	二六〇	一一二
		建物	二、一五〇坪	二〇、〇〇〇	紫南中学校建築	昭二九	二、四〇〇	二、四〇〇
	積立	普通預金		七				
	基財	山林						
		その他土地						
		有価証券		一一二				
赤石村	行財	土地	三、四四七坪	九六四				
		建物	一、六三二坪	一五、一一六				
	積立	普通預金		六八				
	基財	山林	六四反	二八〇				
		その他土地	四反	五二				
		有価証券		九五				
		立木	四二〇石	二〇〇				

彦部村			佐比内村			赤沢村			長岡村		
財基	積	財行	財基	財行		財基	財行		財基	積	財行
山林 その他土地 有価証券	普通預金	土地 建物	山林 その他土地 有価証券	土地 建物		宅地 山林 その他土地 有価証券	建物 その他		有価証券	普通預金 罹災救助資金	土地 建物 その他
三六二反 四二反		七、一二六坪 一、五七〇坪	四八〇反 五六反	五一〇坪 九〇五坪		九七坪 一、一七三反 一三反	一、一〇四坪 三、八四一坪				二五、五〇〇坪 一、〇一〇坪 二、四〇〇坪
一、六八四 六三〇 八九	一	一、四〇〇 一六、〇三〇	四、三二〇 五〇五 二三一	一〇二 九、〇〇〇		一五 六、六〇〇 三八〇 九一	一三、三四八 四〇〇		六六	二五 三	一、二七五 一〇、〇〇〇 二四〇
小学校改築 中学校建築 小学校改築			小学校改築 水害復旧 中学校建築						小中学併改築 災害土木同		
昭二五 昭二八 昭二九			昭二八 昭二三 昭二九						昭二九		
一、四〇〇 三、二〇〇 二、八〇〇			三、〇〇〇 四〇〇 二、七〇〇						四、四〇〇 六〇〇		
一、三五五 二、二〇〇 二、八〇〇			三、〇〇〇 三五八 二、七〇〇						四、四〇〇 六〇〇		

表二―三一　町村別歴代町村長・議長一覧表

町村名	職名	氏名	就退任年月日
日詰町	町長	関徳次郎	明治二二・五・一三～明治二九・九・一〇
		清見與三郎	〃　二九・九・二〇～〃　三一・三・三一
		山本喜兵衛	〃　三一・四・四～〃　三二・三・三一
		平井八十八	〃　三二・四・一三～〃　三三・四・二二
		田村伴五郎	〃　三三・五・九～〃　三四・一・四
		平井八十八	〃　三四・二・一五～〃　三四・五・二二
		藤滝七太郎	〃　三四・八・一四～〃　三四・九・八
		内川康蔵	〃　三四・九・一四～〃　三八・九・一三
		（職務管掌）星合隆	〃　三八・一〇・二〇～〃　三八・一二・一五
		（臨時代理）村井儀七郎	〃　三八・一二・一五～〃　三九・七・三一
		金子七郎兵衛	〃　三九・七・三一～〃　四三・一・一〇
		（職務管掌）国分儀助	〃　四三・一・一〇～〃　四三・三・二六
		（臨時代理）西川長吉	〃　四三・三・二六～〃　四三・六・八
		山本喜兵衛	〃　四三・六・八～大正五・三・二五
		金子慶之助	大正五・五・一五～〃　六・一一・二九
		（職務管掌）菅原彦作	〃　七・三・一二～〃　七・三・二八
		新渡戸米八	〃　七・三・二八～〃　八・七・三一
	町長	鎌田馨蔵	〃　八・七・三一～〃　一三・四・四
		金子伝蔵	〃　一三・四・一六～昭和二・一一・一
		藤根新太郎	昭和二・一一・二～〃　一四・一一・一
		菱川鋭夫	〃　一四・一一・二～〃　二一・一一・一八
		堀内孫十郎	〃　二二・四・五～〃　三〇・三・三一

古館村

| | 長議 | 長村 | | |

和村	水分村	
長	議長	村長
対島谷常治郎	西田四郎	西田栄助
熊谷長三郎	藤原一郎	藤村谷蔵
熊谷市五郎	館要一	細田文平
阿部八郎	西田四郎	坂本万蔵
藤尾寛雄	坂本鉄治	藤原庄三郎
細川久	遠藤緑郎	坂本万蔵
	生内小平	細田文平
	鷹木嘉右衛門	藤村谷蔵
	武田文良	西田栄助
	佐藤利次郎	坂本万蔵
	佐藤美人治	藤原庄三郎
	武田鶴蔵	坂本万蔵
	谷地館要蔵	細田文平
	坂本万蔵	藤村谷蔵
	藤原庄三郎	坂本万蔵
	坂本万蔵	細田文平
	細田文平	藤村谷蔵
	藤村谷蔵	西田栄助
	西田栄助	坂本万蔵
	坂本万蔵	藤原庄三郎
	藤原庄三郎	坂本万蔵
	坂本万蔵	細田文平
	細田文平	藤村谷蔵
	藤村谷蔵	西田栄助
明治二二。四。一〜明治二六。五。二三	昭和二二。五。一五〜昭和二五。八。一〇	〃　二七。七。一六〜〃　二七。七。二〇
〃　二六。五。二七〜〃　二六。七。九	〃　二五。八。二五〜〃　二六。四。四	〃　二七。七。二一〜〃　二九。六。三
〃　二六。八。五〜〃　三〇。四。八	〃　二六。五。一〇〜〃　三〇。三。三一	〃　二九。六。四〜〃　三二。五。二一
〃　三〇。四。九〜〃　三七。六。六		〃　三二。五。二二〜〃　三二。六。二一
〃　三七。六。一六〜大正四。一。九		〃　三二。六。二二〜〃　三六。八。一五
大正四。五。一八〜昭和一三。五。二一		〃　三六。八。一六〜〃　三六。八。一八
昭和一三。五。〜〃　一三。		〃　三六。八。一九〜〃　三七。一〇。一一
		〃　三七。一〇。一二〜〃　三八。八。三一
		〃　三八。九。一〜〃　四〇。二。二〇
		〃　四〇。二。二一〜大正一二。三。二三
		大正一二。三。二四〜昭和二。三。二四
		昭和二。四。四〜〃　一〇。四。三
		〃　一〇。四。六〜〃　一一。七。二〇
		〃　一一。八。二〜〃　一五。六。三〇
		〃　一五。七。一六〜〃　一九。七。一五
		〃　一九。七。一六〜〃　二一。一一。一三
		〃　二一。四。五〜〃　三〇。三。三一

志		赤石村		部村	
村	長議	長村	長議	村	長
北条美	堀田貞蔵	大沼恒八	箱崎雄一	橋本喜代治	作山康太郎
藤尾太郎	田部徳三郎	下河原菊治	高橋清一	佐藤善之助	野村耕一
阿部長蔵	沢田長蔵	荒木田長蔵	阿部三七	佐藤定八	田畑勇太郎
〃 一三・九・一五～〃 二一・一一・四	昭和二一・一一・四～昭和二四・一〇・二〇	明治二二・五・一～大正六・二・一	昭和二一・一〇・二一～昭和二四・四・一〇	大正二・六・四～〃 一四・四・四～昭和四・二・二四	明治二二・七・一四～〃 二九・七・一四
〃 二二・四・八～〃 二四・一〇・一〇	〃 二四・一二・二七～〃 三〇・三・三一	大正六・三・一～昭和四・六・一	〃 二四・八・五～〃 二八・五・一五	〃 二四・四・四～昭和四・二・二六～〃 二〇・一・一四	〃 二九・七・一五～〃 三四・三・二
〃 二四・一一・二七～〃 三〇・三・三一	〃 二四・一二・二七～〃 三〇・三・三一	昭和四・七・一～〃 一一・一〇・二〇	〃 二八・五・一五～〃 三〇・三・三一	〃 二八・五・五～〃 二〇・一・一四	〃 三四・四・二五～〃 四二・五・一九
				大正二・六・四～〃 一四・二・三	〃 四二・六・四～大正元・五・二一

村	佐	比	内	村	彦
長	議長	村長			議長
梅沢直吉	高橋真一郎	堀切又七	明治二二・五・一三～明治二三・八・一七		近谷亥太郎
山田理右衛門	阿部源吉	畠山長治郎	〃　二三・八・二四～〃　三〇・一一・一一		作山喜久男
藤原庄太郎	多田恵一	堀切礼八	〃　三〇・一一・一九～〃　三四・三・二一		阿部市右エ門
遠山駒吉	松坂賢三	川村直人	〃　三四・四～〃　四〇・二・一九		
		佐々木仁太郎	〃　四〇・三・二五～〃　四〇・八・一一		
		高橋米蔵	〃　四〇・一〇・二九～〃　四二・三・三〇		
		柏原庄太	〃　四二・四・二二～大正　六・四・三〇		
		高橋亀治	大正　六・五・二二～〃　一四・五・二二		
		阿部与次郎	〃　一四・五・二三～昭和　七・一・二〇		
		佐々木善治	昭和　七・一・二八～〃　二〇・四・一五		
		高橋昌一	〃　二〇・六・一一～〃　二一・一〇・一八		
		藤原喜市郎	〃　二二・四・一五～〃　二三・一〇・一〇		
		舘藤市英	〃　二三・一二・一五～〃　二七・一二・一五		
		堀切一三	〃　二七・一二・一六～〃　三〇・三・三一		
明治二二・五・一〇～明治二八・六・一〇	昭和二一・一一・一八～昭和二三・六・二〇				昭和二一・一一・五～昭和二二・四・一
〃　二九・六・九～〃　三〇・七・九	〃　二三・六・二一～〃　二六・二・二三				〃　二二・六・七～〃　二八・四・一
〃　三〇・七・一四～〃　三一・一・一	〃　二六・二・二四～〃　二六・五・六				〃　二八・四・二五～〃　三〇・三・三一
〃　三一・二・五～〃　三四・四・一〇	〃　二六・五・七～〃　三〇・三・三一				

赤沢村			岡村	
村長	議長		村長	
工藤儀八	工藤喜三郎	遠山慶次郎	野村長四郎	明治三〇・一一・一～明治三四・四・二五
〃		工藤浅吉	大萱生嵩	〃 三四・一一・四～〃 三九・九・二六
〃		中村直太郎	藤根吉愛	〃 三九・一〇・二三～〃 四〇・九・一〇
〃		阿部平太	阿部米吉	〃 四〇・一〇・一九～大正 八・一一・一四
〃		工藤与市	工藤与市	大正 八・一二・八～〃 一〇・二・二七
〃		似里常吉	阿部豊作	〃 一〇・二・一九～昭和 四・二・一八
〃		国分儀助	福田善孝	昭和 四・二・二二～〃 一七・一・一四
〃		田村熊太郎	佐々木慶三	〃 一七・二・一七～〃 二一・一・一九
〃		星川近礼	横沢直治	〃 二一・四・七～〃 二六・四・四
〃		小林茂直	阿部隆	〃 二六・四・二四～〃 三〇・三・三一
〃		工藤与市		
〃		梅沢勘五郎		
〃		工藤儀八		
〃	昭和二一・一〇・二〇～昭和三〇・三・三一	遠山慶次郎		
〃		工藤浅吉		
〃		中村直太郎		
〃		阿部平太		
〃		工藤与市		
〃		似里常吉		
〃		国分儀助		
〃		田村熊太郎		
〃		星川近礼		
〃		小林茂直		
〃		工藤与市		
〃		梅沢勘五郎		
〃		工藤儀八		
〃

長			
議長	七木田勝見	昭和二二・五・一〇～二六・五・二	
	工藤原徳三郎	〃二六・五・三～二八・二・九	
	工藤定八	〃二八・二・九～三〇・三・三一	
	工藤孫右エ門		

〔付　記〕

紫波町出身政治家

氏名	職名	備考
福田善三郎（長岡）	県議会議員	
	衆議院議員	明治三四年当選
		明治四五・五・一五当選
平井六右衛門（日詰）	日詰町会議員	
	紫波郡会議員	
	衆議院議員	大正四・三・二五当選
	貴族院議員	大正八当選
中村直（赤沢）	岩手県副知事	昭和四二年～同五〇年
	衆議院議員	昭和五一・一二・五当選
	岩手県知事	昭和五四・四・三〇より
	衆議院議員	昭和三八年～

岩動道行（赤石）	参議院議員 国務大臣（科学技術庁長官）	昭和四三年～ 昭和五八・一二～
中村栄儒（赤石）	県議会議員 県議会副議長	明治九年～同二三年 明治一四年九月～
岩動正雄（赤石）	県議会議員	明治一八年
木村益三（日詰）	県議会議員	明治一九年（補）
鷹嘴平蔵（志和）	県議会議員	明治二三年
清見与三郎（日詰）	県議会議員 町長	明治二三年
平井八十八（日詰）	県議会議員 町長	明治四〇年
堀切礼八（佐比内）	県議会議員 村長、郡会議員	明治四四年、大正四年 大正八年
金子慶之助（日詰）	県議会議員 町長	大正一二年
藤沼朝人（赤石）	県議会議員	大正一二年（補）
細川久（志和）	県議会議員 県議会副議長 村長	昭和二一・一〇・一八 昭和二一・一〇～
坂本万蔵（水分）	県議会議員 村長	明治二三年（補）
渡邊恒吉（長岡）	県議会議員	明治二七年

藤原理八（長岡）	県議会議員 県議会議長 戸長、郡会議員	明治二五年 大正四・一〇・二四
山本喜兵衛（日詰）	県議会議員 町長	明治二九年・同三〇年・同三二年当選
細田文平（水分）	県議会議員 村長	明治三二年・同三六年当選
鷹木嘉右衛門（水分）	県議会議員 村長、町村会長	昭和一三年（補）・同一五年
橋本善太（日詰）	県議会議員	昭和一七年
橋本八百二（日詰）	県議会議員 県議会議長	昭和二六年 昭和三二・七・四～
高橋真一郎（佐比内）	県議会議員	昭和二二・四・三〇～同二三・一・二〇
福田嘉一郎（長岡）	県議会議員 二代目町長	昭和三四・四～同四二・四 昭和四五・二・八～
佐藤又四郎（志和）	県議会議員	昭和四二年・同四六年・同五四年
玉山勝巳（赤石）	県議会議員 岩手紫波農協組合長	昭和五〇年当選
藤尾永悦（志和）	県議会議員 町助役	昭和五八年より
村谷永一郎（志和）	初代紫波町長 県町村会長	昭和三〇年～同四四年

第三節　紫波町時代（創始期）

紫波町時代は、現在進行形の時代である。したがって、厳密にいうと現時点での時代設定は不可能なこととなってくるが、それであっても、紫波町の発足から現在に至るまでのおよそ二十数年間をもって、本町の創始期とみることだけは許されてよいのであろう。形式的な意味での紫波町史は、実はこの時から始まるのである。

さて、町村合併によって発足したこの時期は、自治体規模の拡大に伴って、自治機構や財政力が飛躍的に拡充強化されたことは事実であった。また、これと並んで、住民福祉の増強や生活水準の向上という点でもみるべきものがあったが、それらの評価については、後世の史観にゆだねるのが至当であろう。それゆえ、ここでは単にその事象を明らかにするだけにとどめたいと思う。

第一　紫波町の発足

昭和三十年（一九五五）四月一日、従来の日詰町・古館村・水分村・志和村・赤石村・彦部村・佐比内村・赤沢村及び長岡村の一町八か村を合併して、新たに紫波町が設置された。

その官報告示人口（昭和二五年の国勢調査人口）は三万一千二百二十一人であったが、これは、県下町村では第一に位するものであり、市との比較では大船渡市（三万九四六人）をしのぐほどのものであった。役場庁舎には元紫波郡役所庁舎の建物（日詰字西裏二九番地二所在）が使用された。

発足当初の一般行政は、町長職務執行者・鷹木嘉右衛門（前水分村長）、同代理者・遠山慶次郎（前赤沢村長）、

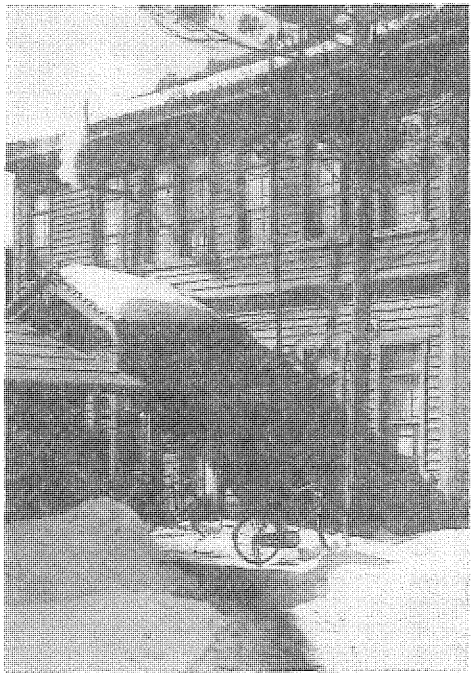


図2-8　合併後の町役場（旧郡役所庁舎）

収入役職務代理者・阿部長蔵（前志和村長）の三役を中心として執行され、吏員等の職員総数は二百二十四名であった。また、この外の執行機関としては教育委員会があったが、これは、町村合併法促進の特例によって合併町村から各一名ずつ選出（各町村教育委員の互選による）された九名の教育委員をもって構成した。一方、町議会の議員については、町村合併促進法の特例によって、合併町村の議員百三十九名がそのまま引き続いて在任した。

このように、町制施行当初の自治機構は、わずかに議会・町長職務執行者・教育委員会の三つによって構成されるという最小限度の体制であったし、それに、この三者とても組織に整わない点があったり、任期においても暫定的なものがあったから、機構を完備して全体的な体制を確立するまでには、なおいくつかの過程が必要であった。次に、順を追うて、その概要にふれることにしよう。

まず、四月十三日の第一回町議会においては、議長に沢田徳三郎（前志和村議会議長）、副議長に松坂賢蔵（前佐比内村議会議長）を選出するとともに、総務・教育・民生・経済・建設の五常任委員会を構成した。また選挙管理委員三名と同補助員三名及び議会選出の教育委員一名を選出した。

次いで、五月五日には、第一回目の町長選挙が行われその結果、初代町長に村谷永一郎が当選した。

ここにおいて村谷町長は、同月二十八日、就任最初の町議会を招集し、その同意を得て初代助役に佐々木慶三、同収入役に大森芳郎を任命した。また、同様にして監査委員二名を選任した。

八月五日には、町議会議員と教育委員の初の選挙が行なわれた。これは、町村合併促進法の特例によって旧町村から引き続いて在任した議員と委員の任期が、八月三十一日限りで満了となるために行われたものであるが、その選挙する定数は、町議会議員については三十名、教育委員については四名であった。改選後の初の町議会が招集されたのは九月三日であった。

以上のような過程をたどって、同年九月初めまでには、議決機関と執行機関の両面にわたって大部分の体制が確立されるようになり、残された固定資産評価審査委員についても、同年十二月二十六日には選任をみるにいたった。ここにおいて、新生「紫波町」も名実ともに第一歩を踏み出すことになったのである。

なお、この間の七月二十一日には、日詰小学校講堂において町主催の合併祝賀式が挙行された。臨席者は、阿部県知事・国分前県知事・依田県町村会長・内村県議会議長・山本盛岡市長等の来賓を初め総勢四百人に及んだが、その席上で旧一町八か村の町村長と議会議長に対しては合併功労者としての感謝状が授与され、前町長職務執行者の鷹木嘉右衛門には自治功労者としての藍綬褒章が県より伝達された。また、その後は四日間にわたって各種の祝賀行事が繰り広げられた。

第二　自治機構の変遷

紫波町が発足して二年目の昭和三十一年（一九五六）には、地方自治法の仕上げ的な改正（議会並びに執行機関の組織と運営の合理化等）と教育委員会制度の改革（教育委員の公選廃止、教育委員の権限の改正等）が行われた



図2-9　内閣総理大臣表彰状

が、これによって、昭和二十一年（一九四六）に始まったわが国の新地方自治制度も、ようやく実情に即して定着した感がある。そして、それ以後はこの制度を前提としながら、行政内容の充実と運営の近代化を指向するとともに、国民生活の高度化と社会・文化の発展に対応して、地域行政の処理体制の総合化・広域化・計画化・能率化が強調されるようになった。その一端として現われたのが、事務等の共同処理方式による広域行政の実施である。それでは、このような流れのなかで、本町の自治機構はどのような変遷をたどったのであろうか。次に、その概要を機関別に述べることにする。

一、議　会

議会関係では、議員定数の改正、常任委員会の再編、議会事務局の設置などの点で変化がみられた。

すでに述べたように、町制施行当初の紫波町議会議員には、町村合併促進法の特例を適用して旧町村の議員が引き続き在任するという措

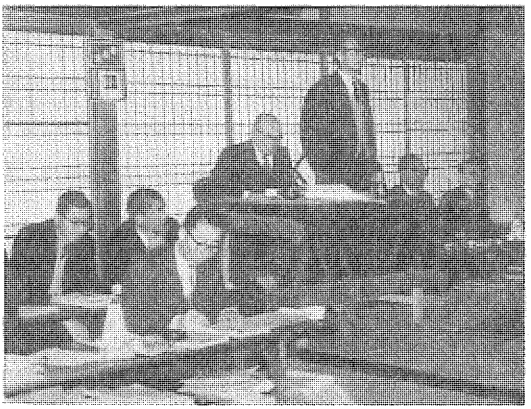


図2-10　昭和37年の予算町議会議場
（議場は旧公会堂）

置がとられたため、その数も百三十九名と多数にのぼるものであったが、これも、昭和三十年（一九五五）八月三十一日を限りとして解消されるところとなり、以後は地方自治法の規定どおり三十名をもって定数とするようになった。昭和四十五年（一九七〇）にはこの定数が条例（昭和四十六年の議員選挙から適用）をもって二十六名に改められた。その理由とするところは、人口が減少したことと経費の節減を図ることの二点にあった。

議会の常任委員会は、発足当初は総務・教育・民生・経済・建設の五部門に分かれていたが、昭和三十一年（一九五六）九月十九日からは、地方自治法の改正（常任委員会の数の制限）に伴って、総務・教育民生・経済・建設の四部門とされるようになった。なお、特別委員会についてみると、予算審査と決算審査の両委員会は恒常的に設置されたが、議案審査・条例審査・請願審査・陳情審査・調査などの諸委員会は断続的、臨時的であった。

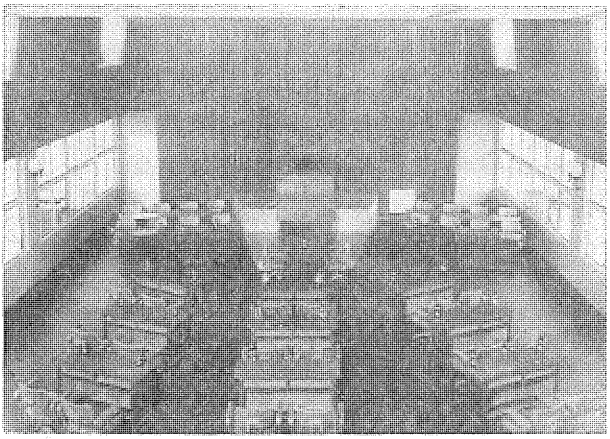


図2-11　昭和50年代の町議会議場

議会の事務処理については、当初は総合事務局方式がとられた。これは、議会・選挙管理委員会・監査委員の三機関の書記を一本化して事務局（局長は議会の書記長が兼ねた）を構成し、三者の事務を集中的に掌理（しょうり）する方式のものであった。しかし、これは昭和三十年十月一日の機構改革によって廃止となり、その事務は総務課の分掌に属するところとなった。ところが、昭和三十三年（一九五八）にいたって、町村でも議会事務局を置くことができるように法の改正がなされたところから、本町においても同年十月一日から独立の事務局を設置するようになり、局長以下一ないし二名の職員を配している。

表二―三二　柴波町議会議員一覧表

任期	氏名	備考
30. 4. 1 ～ 30. 8. 31	阿部久作	
	藤原栄	
	大角民哉	
	中村春吉	
	梅沢福寿	
	佐々木二郎	
	藤原正元	
	藤原喜次郎	
	八重畑清蔵	
	古沢正太郎	
	畑沢甚右エ門	
	工藤磯吉	
	作山善太郎	
	西野良孝	
	梅沢鶴信	
	工藤喜三郎	教育常任委員長
	堀田欣一	
	阿部権蔵	
	新道與次郎	
	簇福芳雄	
	高野福次郎	
	佐藤喜兵衛	経済常任委員長

任期	氏名	備考
30. 4. 1 ～ 30. 8. 31	佐藤義八郎	
	川村虎太郎	
	平井直衛	教育常任副委員長
	富岡太郎左エ門	
	澤田友治	
	渡辺貞夫	
	横沢吉之助	
	藤原恵蔵	教育常任副委員長（条例改正）
	加藤長八	
	長谷川与志也	
	小川貞次郎	
	東山浅吉	
	山本正夫	
	小川宗一	
	菊池正三	
	久慈隆人	
	水本忠志	
	高橋盛一	
	照井廣	
	戸塚陽太郎	
	阿部勇五郎	
	森川三右エ門	

30. 4. 1 ～ 30. 8. 31

吉田重太郎		
高橋文三郎	総務常任委員長	
堀切弘士		
畠山巌		
西田弥太郎		
佐々木松太郎		
松坂賢三	副議長	
佐々木春吉		
高橋元一		
多田恵一		
藤原冨蔵		
蒲原敬人		
佐々木喜一郎		
畑山清三		
中田作重郎		
山影芳太郎		
松田仁左ェ門		
佐藤貢		
長谷川万七		
長谷川喜代治		
斉藤久吉		
高橋幸太郎		
幅野春信		
滝浦肇	30・6・1辞職	
藤尾彦太郎		

30. 4. 1 ～ 30. 8. 31

大沼喜右ェ門		
藤沼市次郎	民生常任委員長	
阿部三七三	同（条例改正）	
鎌田保美		
細川一五郎		
北条勇吉		
阿部久次郎		
佐々木康一		
工藤孫右ェ門	総務常任副委員長	
北田恵祐		
藤沼俊夫		
藤原伊太郎		
佐々木勇悦		
大久保貞雄		
中沢久左ェ門		
佐々川亀治		
横沢直好		
七木田平次郎		
細川秀一郎		
稲垣喜内		
鷹觜鶴蔵		
畠山憲造		
工藤孫八		
城戸正男		

| 30. 4. 1 ～ 30. 8. 31 | | |

30. 9. 1 ～ 34. 8. 31		
堀切一三	議長	
横沢章		
松岡新五郎	総務常任委員長	
藤原徳三郎	31・9・24死亡	
藤原一郎	建設常任委員長	
照井憲英	同（県議立候補辞職）	
細川盛次		
須川幸一	経済常任副委員長（条例改正）	
作山喜久男	経済常任委員長	
藤原恵蔵	同（条例改正）	
谷地舘要一	総務常任副委員長	
長谷川喜代治	総務常任委員長	
佐々木良八		
阿部三七三	教育民生常任副委員長（条例改正）	
細川秀一郎		
石川孝一郎	建設常任副委員長	
咲山政治	同（条例改正）	
遠山慶次郎	民生常任副委員長（条例改正）	
玉山勝巳	教育民生常任委員長（条例改正）	
	副議長	

30. 9. 1 ～ 34. 8. 31		34. 9. 1 ～ 38. 8. 31	
佐藤善之助	建設常任委員長	高橋真一郎	建設常任委員長
青山登		玉山勝巳	
渡辺貞夫		鈴木永治	
城戸正男	監査委員	西葛権太郎	経済常任副委員長
佐藤義八郎		横沢直好	
藤原一雄		渡辺貞夫	
杉浦孝太郎	総務常任副委員長	佐々木久四郎	建設常任委員長
阿部市右エ門		高橋清一	
		細川盛次	経済常任副委員長
		杉浦孝太郎	
		松岡松蔵	
		石川孝一郎	建設常任副委員長
		佐藤義八郎	総務常任委員長
		須川幸一	監査委員
		佐藤又四郎	
		藤原一雄	

34. 9. 1 ～ 38. 8. 31			38. 9. 1 ～ 42. 8. 31		
梅沢福寿	阿部三七三	教育民生常任委員長	佐藤賢次郎	建設常任委員長	
藤尾與吉			阿部市右エ門		
作山喜久男	経済常任委員長		細川秀一郎		
瀬川岩雄			平井冽		
工藤清蔵			武田正		
長谷川与志也	総務常任副委員長		堀田健三		
阿部市右エ門			高橋宮之		
高橋盛一			杉浦悟作		
佐々木良八	教育民生常任副委員長		藤尾與吉		
城戸正男			渡辺貞夫		
咲山政治	議長				
堀切一三	副議長				
谷地舘要一					

38. 9. 1 ～ 42. 8. 31			42. 9. 1～46. 8. 31		
松川俊雄	経済常任副委員長		武田正	46・6・18辞職	
阿部三七三	経済常任副委員長		杉浦悟作	右同	
作山喜久男			長谷川正治	建設常任委員長46・2・2死亡	
長谷川与志也	議長				
堀切一三					
須藤登					
長谷川正治	総務常任委員長42・8・30死亡				
梅沢福寿					
瀬川岩雄					
石川孝一郎	監査委員				
須川幸一	副議長				
高橋清一	教育民生常任副委員長				
佐々木良八					
加藤芳雄					
玉山勝巳	建設常任副委員長				
橘充雄	総務常任副委員長				
北田善真					
泉舘一郎					
桜田力	教育民生常任委員長				
城戸正男					

42. 9. 1 ～ 46. 8. 31		
高橋清一	46・6・18辞職	
高橋盛一	右同	
内村政吉	46・5・8辞職	
佐藤義八郎	46・6・18辞職	総務常任委員長
須川勘十郎	46・6・18辞職	右同
幅野孝	右同	
下河原只行	右同	
高橋宮之	46・6・18辞職	総務常任副委員長
細川秀一郎	46・6・18辞職	建設常任委員長
菅原健二	46・6・18辞職	建設常任副委員長
平井冽	46・5・8辞職	
青山登	右同	
堀内健三	46・3・6辞職	
松川俊雄	46・5・8辞職	経済常任委員長
工藤正一	46・6・18辞職	
作山喜久男	44・10・30死亡	
田畑峯耕	46・5・8辞職	
小川貞次郎	46・6・18辞職	建設常任副委員長

42. 9. 1 ～ 46. 8. 31			46. 7. 18 ～ 50. 7. 16	
北田善真	教育民生常任副委員長	46・5・8辞職	杉浦悟作	監査委員
日下与右エ門	経済常任副委員長	46・6・18辞職		
渡辺貞夫	議長	46・6・18辞職		
梅沢福寿	監査委員	46・5・8辞職	作山久人	経済常任副委員長
細田七郎	右同		松坂盛悦	
阿部亀太郎	43・1・5辞職		古沢正雄	
佐々木良八	副議長	46・5・8辞職	村上充	
須藤登	46・5・8辞職		須川勘十郎	建設常任副委員長
桜田力	教育民生常任委員長	46・6・18辞職	桜田力	
北条肇英	45・2・8補選当選		佐々木康一	
本間直蔵	右同			

50. 7. 17～54. 7. 16	46. 7. 18 ～ 50. 7. 16	
堀切弘士	阿部忠孝	
佐々木精市	小川貞次郎	建設常任委員長
佐々木久人	阿部信男	
花籠陽太郎	鷹觜典則	
	日下与右ェ門	副議長
	北条肇英	総務常任副委員長
	長谷川哲吾	
	菅原健二	経済常任委員長
	谷地政五郎	教育民生常任副委員長
	下河原只行	教育民生常任副委員長 48・9・10死亡
	畠山聰	
	佐々木精市	
	佐藤義八郎	
	佐々木久人	
	高橋宮之	総務常任委員長
	大野晴久	
	工藤正一	教育民生常任委員長
	高橋清一	議長
	高橋達雄	49・1・27選考補欠
総務常任副委員長		
監査委員		

54. 7. 17～58. 7. 16	50. 7. 17 ～ 54. 7. 16	
藤原恒久	須川慶一	
田口元三	工藤亨	51・6・12死亡
佐々木精市	須藤登	
日下与右ェ門	青山登	
	鷹觜隆一	教育民生常任委員長
	阿部信男	教育民生常任副委員長
	高野歳雄	
	中里長三郎	
	谷地政五郎	
	古沢正雄	
	大野晴久	総務常任委員長
	村上充	
	藤原恒久	経済常任副委員長
	畠山聰	建設常任副委員長
	長谷川哲吾	建設常任委員長
	熊谷哲司	
	阿部忠孝	経済常任委員長
	須川勘十郎	
	松坂盛悦	
	川村秀雄	
	立花靖行	
	北條肇英	副議長
	日下与右ェ門	議長
監査委員		

54. 7. 17 ～ 58. 7. 16

松川俊雄	議長
佐々木久人	
小川貞次郎	58・6・22死亡
高野歳雄	教育民生常任委員長
藤原孝	
作山久人	経済常任副委員長
立花靖行	
熊谷哲司	建設常任委員長
高橋節也	54・10・17辞職
中里長三郎	経済常任委員長
谷地良典	
須藤登	教育民生常任副委員長
花籠陽太郎	建設常任副委員長
村上充	58・3・25辞職
堀切弘士	
古沢正雄	
阿部信男	
北條肇英	総務教育民生常任副委員長
鷹觜隆一	
青山登	
松坂盛悦	総務教育民生常任委員長
長谷川哲吾	副議長
日下与右ェ門	議長（57・2・22まで）
平井禄郎	57・1・24補選当選

58. 7. 17 ～ 62. 7. 16

平舘良孝	
作山光雄	
細川昭一郎	
高橋保元	
阿部浩悦	
工藤善直	
森川善市	
高橋節也	
平井禄郎	
藤原孝則	
鷹觜典良	
谷地良典	
田口元三	総務教育民生常任副委員長
立花靖行	
藤原恒久	
鷹觜隆一	建設常任副委員長
中里長三郎	
高野歳雄	建設常任委員長
堀切弘士	経済常任委員長
佐々木精市	総務常任委員長
村上充	
阿部信男	経済常任副委員長
杉浦悟作	
松坂盛悦	監査委員
長谷川哲吾	副議長
松川俊雄	議長

なお、議会関係の任意組織として、昭和四十年（一九六五）九月四日には議会運営委員会が設置され、同四十六年（一九七一）九月十四日には政務調査会が結成された。前者は、政党所属議員の出現によって議会の運営が複雑化してきたところから、その円滑を期するために設置されたもので、議長・副議長・各常任委員会委員長・同副委員長の十名をもって構成された。また、後者は、議員相互の親睦と町政一般に関する調査・研究を目的とするものであった。

二、町長と補助機関

紫波町が発足した当初の町長職務は、地方自治法施行令の定めるところによって、町長選挙が行われるまでの間、関係旧町村長の協議で定めた町長職務執行者の鷹木嘉右衛門が執行した。第一回の町長選挙では村谷永一郎が当選した。そして、引き続き四選されてその職にあったが、昭和四十四年（一九六九）十二月二十五日、病気のため任期半ばにして死亡された。その跡を継いで第二代目町長に就任したのは福田嘉一郎であった。三選されて現在（昭和五十八年）にいたっている。（助役・収入役については表二―三三参照）

表二―三三　町長・助役・収入役一覧表

職名	氏名	就任年月日	退任年月日	在任期間
町長	村谷永一郎	昭和三〇・五・五	昭和四四・一二・二五	一四年七か月
	福田嘉一郎	昭和四五・二・八	在任中	
助役	佐々木慶三	昭和三〇・五・二八	昭和四二・五・二七	一二年
	吉田喜一	昭和四二・五・二八	昭和五〇・五・二七	八年
	藤尾永悦	昭和五〇・五・二八	昭和五七・一〇・一四	七年四か月
	鷹木壮光	昭和五七・一一・六		

収入役	大森芳郎	昭和三〇・五・二八	昭和四二・五・二七	一二年
	浦田長十郎	昭和四二・五・二八	昭和五〇・五・二七	八年
	鷹木壮光	昭和五〇・五・二八	昭和五七・一一・五	七年四か月
	佐藤正	昭和五七・一一・六		

その町長の補助機関である町長部局を大別すると、本庁・支所（出張所）・公の施設・付属機関・運営機関・専門委員等の五つとなるが、その内容は、事務処理の能率化や運営組織の合理化にもかかわらず、時代の進展に伴って多様化の傾向にあった。また、このことは同時に職員の増加ともなり、これを他の執行機関（行政委員会）との合計でみると、昭和三十年十月の職員定数百六十三名に対して、同五十一年（一九七六）の実数は二百七十一名（約六六%の増）となっている。

(一) 本　庁

町長部局の主体である本庁の機構は、法の改正や行政需要の変化に伴い、あるいは財政の都合や運営上の必要から、しばしば変更が加えられた。

発足当初においては、出納室・企画室の二室と総務課・税務課・厚生課・保険課・産業課・建設課の六課をもって構成し、別に議会・選挙管理委員会・監査委員の三機関の書記を統合して総合事務局を置いたが、ここで問題となったのは、事務分量に比較して職員数が過剰なことであった。合併の協定に基づいて、旧町村の職員合わせて二百二十四名（三役を含む）をそのまま新町に引き継いだ結果である。そのため、村谷町長は人件費節減の立場から、町全体の職定数を百六十三名と定めて漸進的に人員整理を行う方針をとったが、これと並んで昭和三十年十月一日には、前記の組織のうち企画室と総合事務局を廃止して、その事務を総務課の分掌とすることにした。この結果、一室六課の構成となったが、その係分担と配置職員の実数は次のとおりであった。

○出納室（室員七）
収納係（三）　支払係（二）　記帳係（二）
○総務課（課長一　次長一　課員一七）
庶務係（八）　調査係（四）　秘書係（五）
○税務課（課長心得一　課員一五）
庶務係（二）　賦課徴収係（九）　台帳係（二）　評価係（二）
○産業課（課長一　課員一一）
農政係（四）　農畜産係（四）　林業係（二）　農委係（一）
○保険課（課長心得一　課員一五）
庶務係（九）　給付係（三）　直診係（三）
○厚生課（課長心得一　課員一二）
社会福祉係（二）　消防係（二）　戸籍係（二）　衛生係（三）　水道係（四）
○建設課（課長心得一　課員一六）
庶務係（二）　土木係（二）　災害係（二）　住宅水道係（二）　国土調査係（七）　運転手（一）

昭和三十一年（一九五六）には、厚生課を町民課と改称して窓口事務を同課に一本化し、その事務室を旧日詰役場庁舎に移転した。（一室六課二四係）

同三十六年（一九六一）には、総務課を庶務課と改称した。また、保険課を町民課に統合し、産業課と建設課を合併して産業土木課と称した。（一室四課二八係）

同三十八年（一九六三）には、町民課から保険・衛生・診療施設の三係を分離して保険課を新設し、産業土木課

を分割して土木・水道住宅・産業の三課とした。また、庶務課を総務課と改めた。（一室七課三三係）

同四十二年（一九六七）になると、町営の水道事業も地方公営企業法の適用を受けるようになったところから、同法の規定によって水道事業所が新設され、従来の水道事業事務はそれに移管されるところとなった。そこで、これに伴って水道住宅課は廃止され、住宅関係事務は土木課の分掌に属することとなった。（一室六課三二係）

同四十六年（一九七一）には、企画関係事務の増大（町勢発展計画の策定事務、新幹線及び高速道路の施工に伴う住民対応の施策事務等）に対応するため、企画課（企画係は四〇年から設置）を新設した。また、出納室を会計課と改めた。（八課三二係）

同四十八年（一九七三）には、産業課を分割して農林課と農業共済課とした。また、都市計画事務の拡大（西裏地区都市区画整理事業・大坪川都市下水路・運動公園・城山公園などの環境整備事業事務等）に対応するため、新たに都市計画課（都市計画係は三八年から設置）を置いた。（一〇課三三係）

同五十年（一九七五）になると、紫波郡下の農業共済組合が一本化して紫波地方農業共済組合が設立されたが、これに伴って農業共済課は廃止された。（九課三〇係）

以上のような過程をたどりながら、当初の一室六課二十六係から最多時には十課三十四係（昭和四九年）までへと拡大されたが、これは同時に、町政の量的拡大を物語るものであろう。

なお、参考までに、昭和五十一年（一九七六）現在の機構を掲げると次のようである。

○総務課（課長一　補佐二　課員二三）

総務係（八）　職員係（六）　財政係（三）　管財係（四）　事務改善係（二）

○企画課（課長一　補佐一　課員九）

企画係（五）　開発係（三）　商工観光係（一）

○税務課（課長一　補佐一　課員一八）
税務係（八）　納税係（三）　資産税係（七）
○町民課（課長一　補佐一　課員一九）
窓口係（八）　福祉係（五）　年金係（四）　消防交通係（二）
○保健課（課長一　補佐一　課員一三）
国保係（八）　衛生係（五）　保健係（健康管理センター兼務）
○農林課（課長一　補佐一　課員一七）
農政企画係（四）　構造改善係（五）　農産係（三）　畜産係（二）　林業係（二）
○土木課（課長一　補佐一　課員一八）
庶務係（六）　建設係（四）　維持係（八）
○都市計画課（課長一　補佐一　課員八）
都市計画係（六）　建築係（二）
○会計課（課長一　補佐一　課員四）
収納係（一）　支払係（三）

課の役職としては、発足当初は課長・次長・係長の三種があったが、次長は特定の課だけに置かれ、次長の置かれない課には課長代決者が発令された。ただし、次長が職制として規則化されたのは昭和三十三年（一九五八）四月一日のことである。それが同三十六年（一九六一）四月一日になると、次長制は廃されて、各課に課長補佐が置かれるようになった。また、同四十七年（一九六二）七月からは、係長の下に主任を置くことができるようになった。

㈡　支　所（出張所）

紫波町の発足と同時に、旧村を単位として古館・水分・志和・赤石・彦部・佐比内・赤沢・長岡の各支所を設置し、その庁舎には旧村の役場庁舎を当てた。これは、住民サービスの立場から、町民との一般連絡に当たるとともに戸籍・住民登録・牛馬籍・配給・転出入・印鑑等の窓口事務を分掌させるために置かれたもので、所長以下三ないし五名の職員が配置された。

昭和三十一年（一九五六）には、前述のように本庁の窓口事務が一本化されたため、これに伴って、比較的近距離にある古館・赤石の両支所は廃止されるにいたった。また、他の支所についても一応廃止の形式をとり、改めて出張所の名称で再出発することになった。

同三十六年（一九六一）になると、本庁の窓口事務が一段と能率化されるようになったため、これまで出張所で取扱ってきた窓口事務のほとんどが本庁へ移管されるところとなった。その結果、出張所の対外事務は文書の取次ぎが主たるものとなってしまったが、これでは存在の意味がなくなってしまったところから、同四十年（一九六五）四月一日には、ついに廃止されるにいたった。

㈢　公　の　施　設

ここで公の施設というのは、地方公共団体が住民の福祉増進を目的としてその利用に供するための施設のことであるが、それには、医療施設（診療所）・児童福祉施設（保育所・児童館）・保健衛生施設（健康管理センター）・火葬場・城山公園などがあり、一時期には公会堂・公衆浴場・屠場（食肉処理場）もあった。

1　医療施設

国民健康保険直営の診療所は、すでに旧村当時から設置されていたが、これらは、町村合併に伴って新町へ移管されることになった。すなわち、古館診療所（昭和二七年二月一一日設置）・水分診療所（同二七年九月一一日設

置）・彦部診療所（同二五年二月一日設置）・佐比内診療所（同二七年四月一日設置）・長岡診療所（同二六年四月一日設置）の五つがそれである。これらの診療所は、それぞれの地区における医療の拠点として引き続き重要な役割りを果たしてきたが、その反面では専任医師の確保が困難であること、医療施設の向上に追いついていけないこと、交通の発達に伴って患者の中心部（日詰・盛岡）への移動が強まってきたことなどから、次第と経営難に追い込まれる事態にあった。そして、このことが原因で昭和四十二年（一九六七）四月一日には、ついに古館・水分・彦部の三診療所を廃止するにいたった。

診療所には、所長と看護婦を置き、所長には医師をもって任じた。医師は最初は専任であったが、その確保が困難になると嘱託医をもって代えるようになり、昭和四十年（一九六五）からは全く嘱託医だけとなった。

2　火葬場

昭和三十二年（一九五七）六月には、小屋敷の焼野火葬場と片寄の願円寺火葬場が寄付採納によって町に移管された。また、同様にして同三十五年（一九六〇）十二月には西長岡の舘火葬場、同三十九年（一九六四）六月には二日町本誓寺の日詰火葬場がそれぞれ町営となった。そのうち日詰火葬場は、内部施設の改善を行って名称も紫波火葬場と改め、しばらくの間利用の中心をなしたが、建物が老朽化したことと国道四号線の横断に危険があるなどのことから、同四十九年（一九七四）六月には、大巻の高金寺境内に近代的な火葬場を新築してこれに移転した。また、これと同時に、焼野・願円寺・舘の三火葬場は廃止となった。

火葬場には、嘱託の管理人一名（四火葬場当時は兼務）を置いて業務と管理に当たらせている。

3　児童福祉施設

昭和三十四年（一九五九）から、新しい児童福祉施設が相次いで設置されるようになった。すなわち、日詰保育所（昭和三四年四月一日）・志和保育所（同三五年四月一日）・赤沢児童館（同三九年一一月一日）・片寄保育所（同

四〇年四月一日）・佐比内保育所（同四〇年一一月一日）・長岡児童館（同四四年二月一日）・水分児童館（同四六年六月一日）・彦部児童館（同四七年二月一日）がそれである。このうち日詰保育所は、同五十一年（一九七六）四月一日、二日町の新舎に移転して中央保育所と改称した。

保育所には所長と保母が置かれ、児童館には館長と児童厚生員が置かれているが、この外、栄養士・調理士・用務員を置いている施設もある。なお、所長と館長は収入役か本庁の課長級の兼務が常例であったが、中央保育所だけは、昭和五十一年（一九七六）四月一日から専任の所長が置かれるようになった。

4　城山公園

二日町の通称『城山』は、昭和四十年（一九六五）十二月に都市公園法による児童公園として国の指定を受け、次いで同四十二年（一九六七）には総合公園に指定された。これによって同四十四年（一九六九）九月三十日には、町立都市公園（名称は城山公園）として正式に設置のことが決定されて以来、都市計画の一環として、国の補助を得ながら整備が進められている。同四十七年（一九七二）には管理事務所が設置され、嘱託の監視員が置かれるようになった。

5　保健衛生施設

保健衛生活動の現業部門は、従来から本庁の所管に属してきたが、昭和四十九年（一九七四）八月一日には、独立の健康管理センターを設置してこれに移管することになった。

表二―三四　公の施設現況一覧表（昭和五一年度現在）

区分	名称	所在地	設置年月日	主管課
医療施設	紫波町国民健康保険佐比内診療所	佐比内字舘前	昭和二七・二・一一	保健課
	紫波町国民健康保険長岡診療所	東長岡字細工田	昭和二六・四・一	

保健衛生施設	健康管理センター	日詰字東裏	昭和四九・八・一	保健課
児童福祉施設	中央保育所	二日町字山子	昭和三四・四・一	町民課
	志和保育所	上平沢字馬場	昭和三五・四・一	
	片寄保育所	片寄字野崎	昭和四〇・四・一	
	佐比内保育所	佐比内字舘前	昭和四〇・一一・一	
	水分児童館	吉水字中村	昭和四六・六・一	
	彦部児童館	彦部字暮坪	昭和四七・二・一	
	赤沢児童館	赤沢字駒場	昭和三九・一一・一	
	長岡児童館	東長岡字竹洞	昭和四四・二・一	
	子供の家	日詰字朝日田	昭和五一・七・一	
火葬場	紫波火葬場	大巻字花立	昭和四九・六・一	保健課
公園	城山公園	二日町字古館	昭和四四・九・三〇	都市計画課

健康管理センターには所長（主管課長兼務）・保健係長・保健婦の職が置かれたが、一部の職員は、現業とあわせて行政事務も行うところから、主管課（保健課）の保健係を兼ねるものとされた。

6　その他の施設

その他の公の施設としては、旧日詰町から引き継がれた公会堂・公衆浴場・馬検場・屠場の四施設があった。し

かし、これらのうち公会堂は中央公民館の建設をまって昭和四十二年（一九六七）四月には廃止されたし、公衆浴場は同三十六年（一九六一）九月に、馬験場は現在の県立病院敷地であったが、紫波町合併前の旧日詰町に、紫波郡馬匹組合より条件付指定寄付がなされていたものを、同三十七年（一九六二）頃、寄付する際の条件であった「馬匹組合が必要を生じた際には無償で日詰町は該地を組合に所有権を移転する」との条項により市場再開設をしたいとの理由で強力に返還を要求された。しかし同地はすでに県立病院の建設予定地となっていたので、七久保の用地を取得して代替地として馬匹組合に所有権を移転した

一方、屠場は、大正六年（一九一七）に設置されたものだけに老朽化がひどく設備も旧式なものであった。そこで、昭和四十二年（一九六七）には、星山地内に近代的な食肉処理場を建設して八月一日から使用を開始したが、これに伴ってこの屠場は廃止となった。また、新設の食肉処理場も、同四十七年（一九七二）十一月には、犬渕地内に岩手畜産流通センターが設置されて、大規模な食肉処理が行われるようになったため、これと時を同じくして廃止され、その施設は岩手プリミート株式会社に売却された。

【付　記】　公民館の概要（昭和五九年二月現在）

名　称	設置年月日	所在地	備　考
中央公民館	昭和四二・一・一	日詰字下丸森二四の二	総工費八、六五〇万円
古館公民館	昭和五六・一二・二二	高水寺字土手七七	総工費八、六〇三万余円
水分公民館	昭和五八・六・一五	吉水字小深田八一	総工費八、五九六万余円
志和公民館	昭和五六・四	土舘字沖田九六の二〇	志和農協会館借用
赤石公民館	昭和五八・一二・一〇	北日詰字八反田五七	総工費一三、三八四万余円
彦部公民館	昭和三〇・四	大巻字梅の木九一の二	前彦部中学校校舎移築

佐比内公民館	昭和五九・二・二	佐比内字片山三五の二	総工費七、〇四八万円	
赤沢公民館	昭和五五・三	赤沢字駒場二の二	総工費七八、〇五四万円	
長岡公民館	昭和五六・三	東長岡字細工田六の八	総工費六、三一五万余円	
日詰公民館			中央公民館に併設	

（註・昭和五九年度中に彦部公民館が新築予定）

㈣　付属機関

法律または条例で定める調停・審査・審議・調査等を行うために設けられる付属機関は、現在（昭和五一年）までのところ、町営住宅運営審議会を初め二十の機関が設置され、このうち四機関が廃止されたが、その概要をまとめると表二―三五のようである。

表二―三五　付属機関一覧表（昭和五一年度現在）

名称	設置年月日（廃止年月日）	職務	構成	主管課
紫波町特別職報酬等審議会	昭和四四・一・一	常勤特別職の職員及び議会の議員の報酬の審議	委員一〇人	総務課
紫波町交通安全対策会議	昭和四六・四・一	交通安全計画の作成及び実施の推進に関すること	会長及び委員一四人	総務課
紫波町農業振興地域整備促進協議会	昭和四五・九・三〇	農業振興地域の指定等の審議	委員二〇人以内	農林課
国民健康保険運営協議会	昭和三〇・	国民健康保険の運営についての審議	委員九人	保健課
紫波町町営住宅運営委員会	昭和三〇・一一・一	町営住宅の入居者の決定、家賃その他についての審議	委員九人	都市計画課

紫波町都市計画審議会	昭和三八・五・二六	都市計画に関する事項の審議	委員一〇人以内	都市計画課
紫波町防災会議	昭和三八・六・二四	防災計画の作成と実施の推進	会長及び委員三〇人	町民課
災害補償審査会	昭和三〇・七・五	消防に協力援助した者の災害補償	委員三人	町民課
紫波町農業構造改善事業地域協議会	昭和三七・三・二五	農業基本計画及び農業構造改善事業計画の審議	委員三〇人以内	農林課
紫波町民生委員推せん会	昭和二三・一〇・	民生委員の委嘱を受ける者の推せん	委員一四人以内	町民課
紫波町青少年問題協議会	昭和四三・九・二八	青少年の非行防止並びに健全育成に関し効果的な活動を推進するための審議	会長及び委員二〇人以内	町民課
紫波町林業構造改善事業協議会	昭和三九・九・三〇	林業構造改善事業計画の樹立及び事業実施に関する調査審議	委員一三人以内	農林課
紫波町都市計画事業西裏地区土地区画整理審議会	昭和四九・九・三〇	土地区画整理事業に関する換地計画、仮換地指定、減価補償金の交付及び保留地の処分に関する調査審議	委員一〇人	都市計画課
紫波町農村地域工業導入促進対策審議会	昭和四八・六・三〇	農村工業導入実施計画の作成について調査審議	委員一〇人	企画課
健康管理センター運営委員会	昭和四九・七・三一	健康管理センターの運営に関する重要事項について審議助言	委員二〇人以内	保健課
紫波町総合開発審議会	（五一・三・二）	総合開発計画等長期計画及び重要施策に関し調査審議	委員二五人以内	企画課
損害評価会	（五〇・三・三一）	農業共済事故に係る損害の防止及び認定に関する重要事項の調査審議	委員一五人以内	農業共済課
農業共済事業運営協議会	（五〇・三・三一）	農業共済事業の運営に関する重要事項について調査審議	委員一〇人	農業共済課

紫波町建設審議会	昭和三二・一・一（同四一・六・二九）			
紫波地方農業共済広域合併紫波町推進協議会	昭和四八・一二・二五（同）			

(五)　運営機関

運営機関は、重要事務の総合企画、審議、調整及び実施の促進を図るために設けられるもので、現在（昭和五一年）までに庁議・法規審査委員会・事務改善委員会・職員任用選考委員会・街路灯電気料金交付審査委員の五つが設置されているが、その概要は表二―三六のとおりである。なお、庁議の前身として、町制施行当初から課長会議があった。

表二―三六　運営機関一覧表（昭和五一年度現在）

名称	設置年月日	所掌事務	構成	主管課
庁議	昭和四三・一一・一	行政運営に関する基本方針、重要施策の決定、調整、審議	町長、助役、収入役、課長、局長、所長、教育長、必要により指定する職員	総務課
紫波町法規審査委員会	昭和三〇・一一・二〇	条例・規則・規程等の審査研究	委員長、副委員長、委員一〇人以内	総務課
紫波町事務改善委員会	昭和三四・七・二五	行政事務の能率向上に関する審議	委員長 委員一〇人	総務課
紫波町職員任用選考委員会	昭和三八・一二・一四	職員の任用に関すること	委員長 委員若干名	総務課
街路灯電気料金交付審査委員会	昭和四四・四・二二	街路灯に要する電気料金の交付についての審議	委員長、副委員長、委員八人以内	土木課

(六) 専門委員等

ここで専門委員等というのは、専門の学識経験者の中から選任する委員の外に、それに準ずるものや類似のものをも含めたものであり、現在（昭和五一年）までのところ、十五種類が設置されて内二種類が廃止されているが、その概要は表二―三七のとおりである。なお、このうち行政区長は、前身を行政連絡員といい、そのまた前身を地区担当連絡員と称して、昭和三十一年（一九五六）四月一日以来置かれてきたものである。また、民生連絡員は、厚生省嘱託の民生委員（児童委員兼務）をもって当てている。

表二―三七　専門委員等一覧表（昭和五一年現在）

名称	設置年月日（廃止年月日）	分掌事務	定数	主管課
行政区長	昭和四八・四・一	担当行政区内の町政についての調査連絡	一一二人	総務課
統計調査員	昭和三二・四・一	指定統計、委託統計、町勢統計等の調査	一三八人	企画課
民生連絡員	昭和三二・四・一	民生事務の運営を円滑にし、町民の福祉増進を図る	六八人	町民課
保健補導員	昭和三五・三・三一	保健活動を推進し、町民の福祉増進を図る	一三二人	保健課
母子衛生指導員	昭和三五・三・三一	母子等の保健衛生指導	一〇人	保健課
医学専門委員	昭和四九・一二・二六	保健活動の医学分野の指導助言	町内医師全員	保健課
交通指導員	昭和四三・一〇・一	道路交通の安全の保持	二七人	町民課
ひとり暮らし老人連絡員	昭和四七・一・一	ひとり暮らし老人の安全な生活の保持	若干名	町民課
老人介護人	昭和五一・四・一（同五八・七・三一）	身体的、精神的障害のある老人の福祉に関すること	若干名	町民課
出稼ぎ労働者相談指導員	昭和四七・一一・一	出稼ぎ労働者の救護と福祉に関すること	七人	町民課
町有林看守人	昭和三五・三・三一	町有林の盗伐、誤伐等の予防、その他の災害予防	一二人	総務課

紫波町農業構造改善事業推進幹事会部員	昭和三七・六・五	農業基本対策、農業構造改善に関する経営等についての調査検討		農林課
紫波町町営住宅管理人	昭和三九・二・三	町営住宅の管理、入居者に対する調査連絡等	一七人	都市計画課
農業改良推進員	昭和三二・四・一（同三七・五・一七）			農林課
農業共済損害評価員	昭和三八・七・二四（同五〇・五・二二）			農業共済課

三、教育委員会

教育委員会関係では、制度の改革に伴って教育委員の選任方法等に変革がみられた外、内部的にも事務局の分掌や教育機関及び付属機関の面でも若干の変化があった。

昭和二十三年（一九四八）七月に公布された教育委員会法の規定では、市町村の教育委員会（設置は同二十七年十一月一日）は、公選による四名の委員と議会の選出による一名の委員をもって組織する定めであった。それが町村合併に当たっては、町村合併促進法の特例によって、旧町村の教育委員中九名（互選によって各町村一名ずつ選出）だけが引き続き在任する措置がとられ、それに新町の議会から選出された一名の委員を加えて十名で構成することになったが、これら委員の任期はこの年の八月三十一日までと限られたため、八月中には法定数によって改選を行い、九月一日から旧に復すことになった。ところが、翌三十一年（一九五六）六月になると、教育行政制度の大幅な改革が行われて、教育委員の公選制は地方公共団体の長の任命に改められるようになった。また、従来、教育委員会の教育長は、教育職員の免許状所有者の中から任命する定めであったが、新法ではこれを改めて教育委員

のうちから任命することになった。これによって、さきに改選された教育委員は同年九月三十日をもって解任となり、以後は新しい制度に移行するようになった。

事務局の組織としては、発足以来、庶務・学校教育・社会教育の三係が置かれてきた。そのうち社会教育係は、公民館の運営事務をもあわせて担当していたが、次第にその事務分量が増大してきたところから、昭和四十八年（一九七三）四月一日には、公民館に専任の係長と主事を置いてその事務を移管するようになった。また、同四十七年（一九七二）二月二十五日には、事務局の職制として教育長の下に一名の次長が置かれるようになった。昭和五十一年現在の職員構成は、教育長・次長（心得）の外、庶務係三名・学校教育係六名・社会教育係六名の合わせて十七名からなっている。

表二―三八　歴代教育委員一覧表（昭和五八年現在）

氏名	在任期間	備考	氏名	在任期間	備考
菱川鋭夫	昭和三〇・四・一～三〇・八・三〇	初代委員長	佐々木信悦	昭和三〇・四・一～三〇・八・三〇 同三一・一〇・一～四六・九・三〇	五代委員長
石杜辰郎	同三〇・四・一～三〇・四・二一	教育長職務代理	七木田勝見	同三〇・四・一～三〇・八・三〇	
阿部元治	同三〇・四・二二～三一・九・三〇	初代教育長	畠山慶雄	同三〇・四・一～三七・九・三〇	四代委員長
猪原慶蔵	同三〇・四・一～三〇・八・三〇		本間直蔵	同三〇・九・一～三一・九・三〇	三代委員長
野村耕次郎	同三〇・四・一～三〇・八・三〇		城戸孫右エ門	同三〇・九・一～三一・九・三〇	
山田正造	同三〇・四・一～三〇・八・三〇		藤井一三	同三一・一〇・一～四一・六	二代教育長
平井直衛	同三〇・四・一～三〇・八・三〇	議会選出	遠山敬三	同四一・六・一五～四一・六・三〇	教育長職務代理
遠山慶次郎	同三〇・九・一～三一・九・三〇	二代委員長	高橋与一郎	同三七・一〇・一～四四・一〇	
高橋文三郎	同三〇・九・一～三一・九・三〇		北條久人	同四〇・一〇・一～四八・七・二一	六代委員長

木村不二男	同三一・一〇・一～三九・九・三〇		
福田キヌ	同三二・一〇・一～四〇・九・三〇		
高橋又郎	同三九・一〇・一～四二・六・一〇		
加藤駿二	同四一・七・一～五五・九・三〇	三代教育長	
水本郁雄	同四五・一〇・一～		
遠山敬三	同四八・一〇・一～		
生内小平	同三〇・四・一～三〇・八・三〇		
鈴木永治	同三〇・四・一～三〇・八・三〇		
佐藤孝三	同四二・六・二四～		
堀切弘士	同四六・一〇・一～五〇・二・二五		
城戸正光	同五〇・六・一三～五四・九・三〇		
田口淳夫	同五四・一〇・一～		
花籠良蔵	同五五・一〇・二～五八・九・二一	四代教育長	
吉田定吉	同五八・九・二二～五八・一一・七	教育長職務代理	
工藤陽国	同五八・一一・八～	五代教育長	
		七代委員長	

教育施設としては、旧町村から引き継がれた学校と公民館の外に新設の三施設があり、付属機関としては、社会教育委員等七種があるが、その概要は表二―三九及び表二―四〇のとおりである。

表二―三九　教育施設一覧表（昭和五一年現在）

区分	名称	設置年月日	所在所
校	日詰小学校		日詰字朝日田
	古館小学校		高水寺字土手
	水分小学校		吉水字小深田
	上平沢小学校		稲藤字牡丹野
	片寄小学校		片寄字野崎
	赤石小学校		南日詰字箱清水

学校	星山小学校		星山字樋ノ口
	彦部小学校		彦部字暮坪
	佐比内小学校		佐比内字芳沢
	赤沢小学校		遠山字中松原
	長岡小学校		東長岡字竹洞
	紫波第一中学校	昭和三〇・八・九	平沢字松田
	紫波第二中学校	昭和三五・四・一	犬吠森字間木沢
	紫波第三中学校	昭和三七・四・一	稲藤字牡丹野
公民館	紫波町公民館	昭和四二・一・一	日詰字下丸森
	日詰分館	昭和四二・四・一	日詰字下丸森
	古館分館	同	高水寺字土手
	水分分館	同	吉水字小深田
	上平沢分館	同	稲藤字牡丹野
	片寄分館	同	片寄字野崎
	赤石分館	同	北日詰字八反田
	彦部分館	同	大巻字梅木
	佐比内分館	同	佐比内字芳沢
	赤沢分館	同	赤沢字駒場
	長岡分館	同	東長岡字竹洞
紫波町体育館		昭和四二・一・一	日詰字下丸森
紫波町教育研究所		昭和四六・六・二二	日詰字下丸森
紫波町学校給食センター		昭和四七・八・一	星山字津花

（備　考）

1、紫波第一中学校は日詰・古館・赤石の三中学校を統合したものであり、紫波第二中学校は彦部・佐比内・赤沢・長岡の

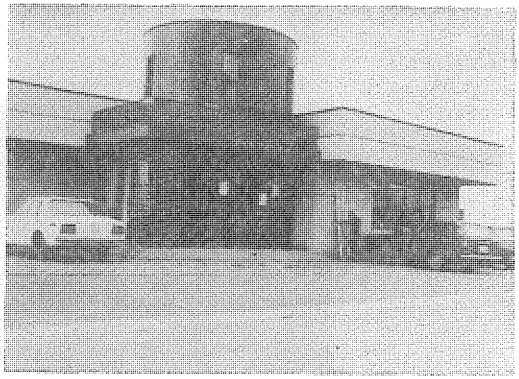
四中学校を、紫波第三中学校は志和・水分の二中学校をそれぞれ統合したものである。
2、旧町村から引き継がれた公民館は、昭和四十二年四月一日から分館となった。

表二―四〇　付属機関一覧表（昭和五一年現在）

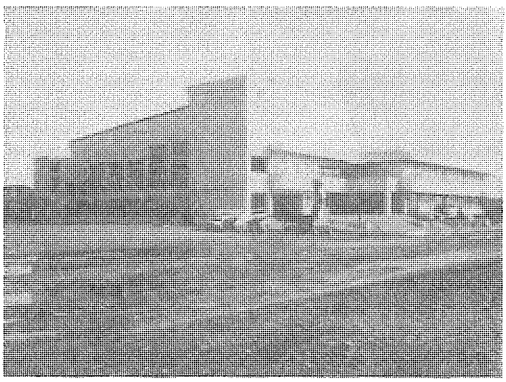
名称	設置年月日	職務内容	定数
紫波町社会教育委員	昭和三〇・四・一	社会教育に関する諸計画の立案、意見具申、研究調査	二五名以内
紫波町公民館運営審議会	昭和三〇・四・一八	公民館事業の企画実施についての調査と審議、意見具申	委員一五名
紫波町文化財調査委員	昭和三六・五・一五	文化財保護及び活用に関して答申、意見具申、調査研究	一〇名以内
紫波町体育指導委員	昭和三七・四・一	住民のスポーツ振興に関する指導、育成、協力	一五名以内
紫波町町史編さん委員	昭和三七・五・一〇	町史の編さん	一〇名以内
紫波町胡堂文庫運営委員	昭和三八・五・二〇	文庫の運営についての助言、協力	七名以内
紫波町学校給食センター運営委員会	昭和四七・八・一	給食センターの運営に関しての審議と助言	委員二〇名以内



中央公民館



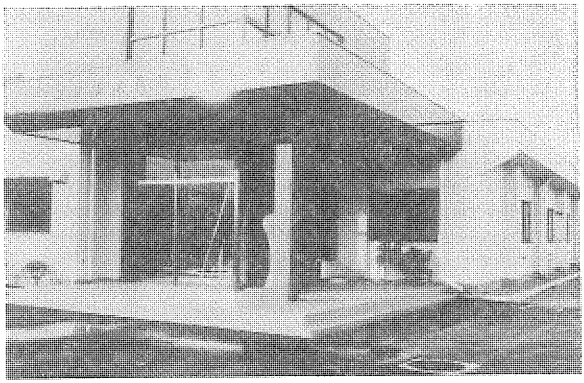
古館公民館



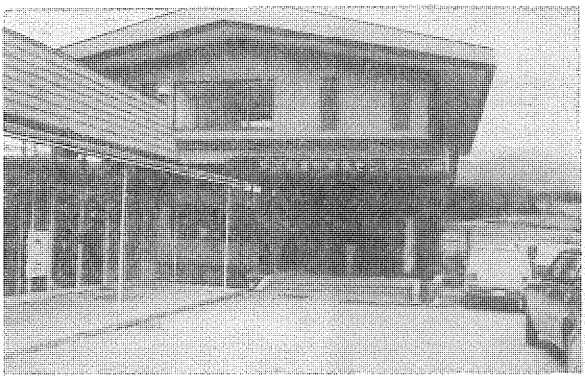
水分公民館



志和公民館



赤石公民館



赤沢公民館

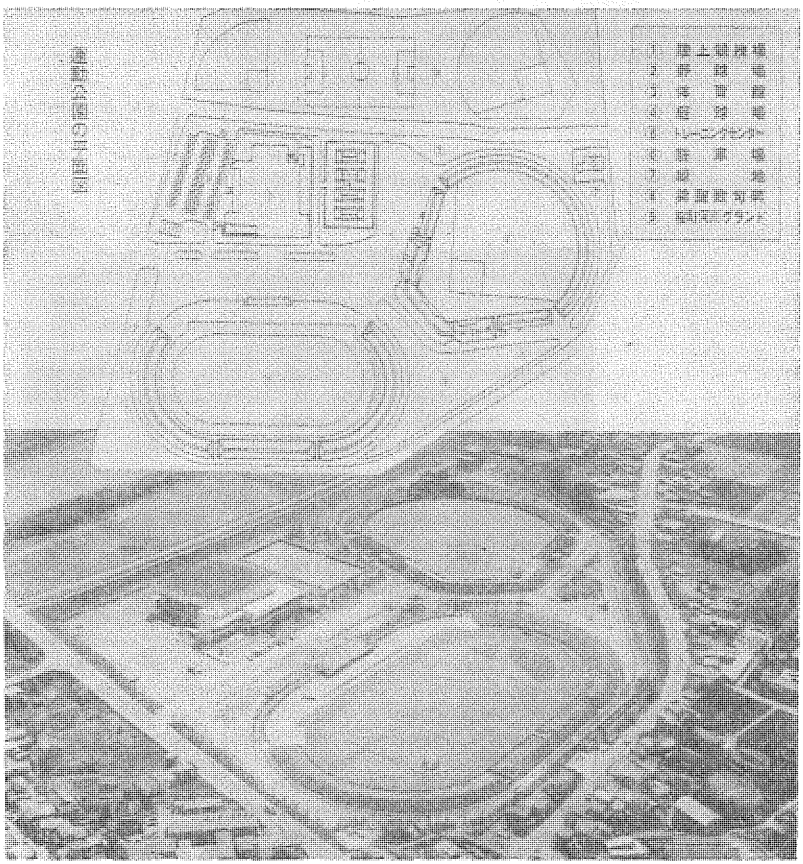


長岡公民館



佐比内公民館

紫波町運動公園全景



総合体育館と陸上競技場



【参考資料】（地方自治・自治構造）

1、明治十年「岩手県管轄地誌」
2、雫石町、石場氏所蔵文書
3、明治二年七月書上、南伝法寺村人馬役概帳
4、明治六年よりの県所蔵文書並びに公文書類纂・統計書類
5、紫波町赤沢、荒屋敷文書
6、明治五年「壬申戸籍」
7、町内各旧町村役場文書及び議会議録
8、岩手県地租改正紀要
9、昭和二十二年「地方自治法」
10、昭和二十三年「地方配布税法」
11、昭和二十八年「町村合併促進法」「岩手県町村合併促進審議会設置条例」
12、昭和二十九年「地方交付税法」「県町村会の町村合併計画案」「事務所の町村合併計画案」「紫波町建設計画案」
13、昭和三十年以降「役場各係文書綴」「教育委員会各係文書綴」「広報しわ」「町勢要覧」
14、「岩手県史」

第三章　社会構造の変遷

第一節　農地の変遷

第一　太平洋戦争終戦までの土地制度

まえがき

この地方に農耕が始められて、農地制度が確立したのはいつ頃の時代であったろうか。明確なことは不明であるが、我が国の土地制度は大別して五段階を経て太平洋戦争後の農地改革を完成し今日に至っている。

その一は大化年中（六四五～）の口分田制度であり、また養老年中（七一七～）の三世一身法制度である。

その二は、武家政治の時代に入り、地頭制度が行われつつあったが、鎌倉幕府ができて制度的に確認施行されるに至った。

その三は、戦国時代に入り地頭制度が清算されて、知行制度が行われるようになり、徳川幕府は同制度を施行し、農民に土地所有を認めながら、これに武士の知行権を設定し、その地祖を財源として藩制封建社会を構成した。そのために農民の土地所有を認めながら土地の永代売買を禁じ、耕作権を制限し、地検を行って農民を土地に緊縛（きんばく）して、勝手に土地から遊離することを取り締まった。

その四は、明治五年（一八七二）二月に土地売買の解禁が行われ、近世封建社会に行われていた土地制度を根本的に改め、太政官布告により官私区分が施行され、土地所有権を確認し権証として地券を発行し、自由に耕作経営させる自由制土地制度とした。

その五は、太平洋戦争終戦後の昭和二十二年（一九四七）以降、国による農地の買収及び売り渡しが、各市町村ごとに設置された農地委員会において行われ、大幅な小作地が解放され自作農家が誕生するに至った。

一、明治以前の土地制度

それでは町周辺の土地制度はどうであったろうか、前述の大化の改新後に行われた土地国有制を基調とする口分田制度や、養老七年（七二三）四月より行われた三世一身法の施行によって、私墾田が発達し、荘園経済を中心とする土地制度となるが、当地方は中央の行政権外であり、未開地と称せられていた頃のことであり、これらの制度については全く未関知のことであった。

国の開拓期に入り延暦二十二年（八〇三）三月、坂上田村麻呂が志波城を構築し、城柵専属の柵戸が中核となり、彼等の出身地である関東・東海・東山方面の先進地の農耕技術がもたらされて、開田・開畑が行われ、征夷と宣撫の両面から農耕指導が行われたと思考されるが農地の実体については不明である。

くだって安倍氏時代に入り、俘囚の長で奥六郡（胆沢・江刺・和賀・稗貫・志波・岩手）の郡司であったから、職分田が給せられ、墾田についても特典が与えられ、辺境の特例として墾田の私有が認められるという特殊性もあったろうが、その耕地区画も判然としない。

中世に至り平泉藤原氏の滅亡により、この地方も鎌倉幕府の占領下に入り、北上川の河東は河村四郎秀清に給与され、河西は平泉藤原氏の一族の樋瓜太郎俊衡が本領安堵の処遇を受けているところから、同人が引続いて領知し

たと思われるが、その後の領地については　不明である。

南北朝期になると足利氏の一族足利尾張守家長が高水寺城で北上河西を領知するようになり、公家派（南朝派）と武家派（北朝派）が北上川を挟んで対立したが、斯波氏の勢力は次第に河東に及び延文末期（一三六〇）ごろには河東一帯も斯波氏に属し、一族の中には被官する者も出る形勢となり、その頃は地頭制も崩れ知行制へと移行する時期であり、耕作面積の表示は束苅で、何百束苅、何千束苅（一束は六把・一把は三つかみ）と呼称した。百束苅は一反八畝（一八アール）位であり、当時の収穫量は僅少であったから、後年の百束苅一反五畝程度より面積換算で二割増となっていたようである。

この頃の地頭武士は郡内各地に分散しつつ、自領の中に館を構築して所領を知行していた。その地頭の名がおおむね現在の大字名となり、藩制時代の村々の村名である。

安土、桃山時代になり、文禄三年（一五九四）太閤検地が施行され、江戸期に入り石盛制へと移行した。その間、幾多の知行主の交替があり、藩直轄地は「御蔵地」と称し、家臣に給与した土地には地方百姓が添えられて給された。

この頃になると新田開発が藩の施策となり、特に寛文、天保と新田開発令が出され、藩財政の窮乏回復の手段として奨励事業となり、当地域も石高が増加している（これらの詳細については前巻、第四編、近世第四章を参照されたい）。

徳川幕府は田畑の永代売買を禁止し、違反者には、売り主は所払い、買い主及び証人は過料か田畑没収の厳罰規定を設けて取り締ったが、初めは百姓所持の全耕作地を対象としたが、後には高請のある田畑のみに限るようになり、奉公人、町人所持の田畑や、まだ高請されない開発新田畑の永代売買が許可されるようになったが、元禄以降になるとその禁制も緩められ、質入れという合法手段で土地の移動を行い、期限切れで質流れとなれば永代売と同

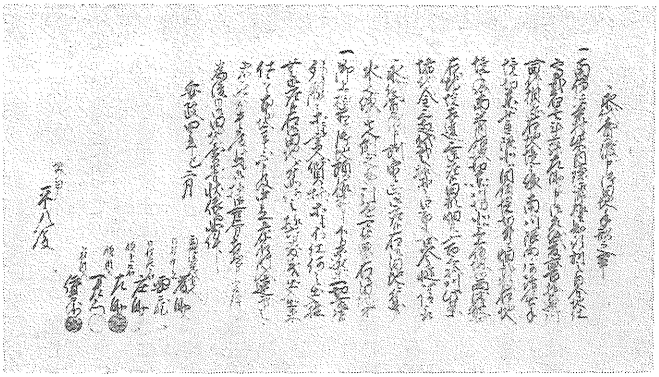


図 3-1　幕末の永代売渡証

じであった。そのため質売、永代売は元禄ごろより始まり享保ごろになると永代売証文は散見され、貨幣経済の進展につれて年代の降るにしたがって、売買証文は多く見受けられるようになり、買い主は豪商、大地主に集約されている。そしてそれらの証文は高請地であり、肝入が連署押印して公然と売買を認めるようになってきた。

その頃は元禄以来の連続する凶作であり、更に商人の土地投資は最も有効な利殖の方法であり、経済的弱者である小間居百姓は、生活資金に困り、耕地を売却したり入質して小作農の増加となり、貧富の差はますます拡大し土地の所有者は一部の豪農、新興商人へ集積されて幕末となった。

注一　大化の改新後、一般国民に与えた輸租田で六歳以上の男子に二段、女子にはその三分の二を給した。

注二　開墾奨励の法で、新たに溝池を開墾したものは開墾者以後三代にその土地を伝えさせ、旧溝池を開墾したものはその者一代かぎり私有を許した。

二、明治期の土地制度

明治に入り廃藩置県が行われ、志和村は八戸県にその他の村々は盛岡県及び花巻県となったが、間もなく現行の岩手県となった。国は近代化の基本として、封建的租法を改正し、統一された租税制度の確立を必要とし、新租税制度を確定するためには土地制度を根本的に改革する必要があった。

明治五年（一八七二）二月、土地売買の解禁がなされ、土地の自由売買が認められることになったが、これを円滑に行い経済効果を挙げるためには所有権の確立がされなければならない。

その方法として、官私区分を明確に確定するため、精密な検地を行い、所有権者に対しては確認証が与えられなければならない。これらの一連の行為は土地自由売買を公認した必然的関連行為であり、その調査結果により土地所有権者に確認証として地券が交付された。

地券には、表面に写真のように大日本帝国政府大蔵省紙幣寮印版局の印刷用紙に、陸中国紫波郡何々村何地割何番字何々、一、田、畑反別、持主氏名、地価金額、この百分の三の地租金額を記載し、検査の上これを授与する旨と、交付年月日、岩手県印が捺印されたものであり、地券制度は明治九年（一八七六）完了したが、翌十年に地租率が百分の二・五と改正されその地租額が改訂記載されており、地券発行当初のものは発行者が岩手県であるが年代がくだって十六年頃になって、南岩手、北岩手、紫波の主事である郡長が委任事務として発行している。

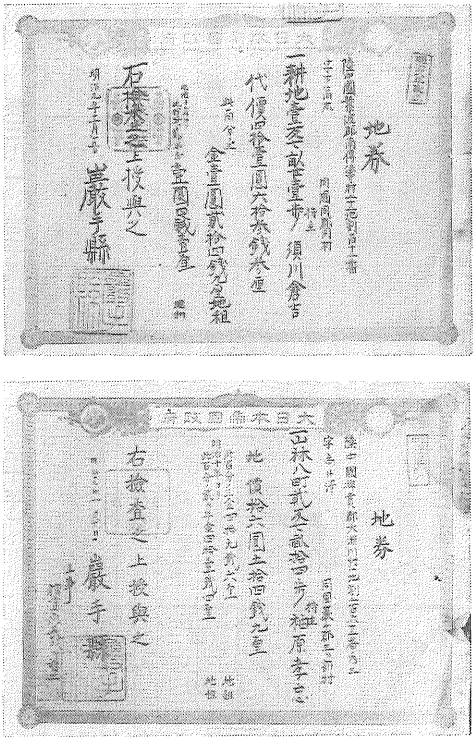


図3-2　明治9年発行で地租100分の3が翌年100分の2.5に改正されている

裏面は地券の趣旨と土地所有者の権利を記載し、余白に所有者の移動欄を地券発行後に設け、新所有者の確認は郡長が記名押印している。

この制度も明治十九年（一八八六）に登記法が発令施行され、所有権利は登記を以って第三者への対抗条件を具備することとなり地券は廃止になった。

官私区分が一応終了する明治九年（一八七六）に、現紫波町内の藩政

表三―一　岩手県管轄地誌（明治十年）

地区	旧村名	田面積	畑面積
日詰	日詰新田	六七町六一〇七	六七町三〇三六
	計	六七町六一〇七	六七町三〇三六
古館	二日町新田	三三町九七〇三	一〇八町六一〇九
	中島	六四町三七一九	三〇町四四二七
	陣ケ丘	一四町八一三三	一四町九六〇三
	高水寺	七四町七三二八	五八町七三一八
	計	一八七町五一一三	二一三町八五二七
水分	南伝法寺	九六町〇九〇六	八六町七九一六
	吉水	三〇町五九一五	二町七八〇〇
	小屋敷	七一町八四〇五	三〇町四八一一
	升沢	七一町四九二七	三八町二五〇〇
	宮手	三五町一七一八	二一町五二一七
	下松本	一二四町八五〇五	七四町〇七一三
	計	四四町四〇〇九	三一町三一〇八
	計	四六四町四五五	二五八町二一〇五
志和	片寄	二九九町七〇八六	一〇五町五一〇九
	土舘	一九六町六一〇五	一三九町三八一九
	上平沢	一三〇町七五〇五	五一町八一二五
	稲藤	九四町二五一九	三〇町一六〇三
	計	七二町三三二五	四一六町八八二五
赤石	桜町	六三町〇三〇三	四五町七九一六
	北日詰	一〇一町七一三〇	一三七町一〇一三
	南日詰	一三四町一〇六	三八町九〇〇八
	犬渕	四一町一三一五	

地区	旧村名	田面積	畑面積
赤石	平沢	一三三町六六一六	九〇町六五一二
	計	四七三町七六〇九	三七三町七七一二
彦部	星山	九一町七五一三	二六町七一三
	大巻	七〇町〇〇一四	八七町八二一〇
	彦部	一三五町四三一七	八一町四六二九
	計	二八七町一九一四	一九六町〇〇三
佐比内	佐比内	一〇七町一九〇一	二六八町七二一七
	計	一〇七町一九〇一	二六八町七二一七
赤沢	赤沢	七九町六二一一	一三八町七六〇九
	遠山	三三町二五一五	二九町九五〇八
	北田	四〇町六六〇一	三三町九一〇三
	紫野	一五町四〇一一	一七町六四〇八
	舟久保	六町〇三一九	四九町八〇一〇
	山屋	三三町三〇六六	六六町〇三〇〇
	計	一九七町一八一三	三三五町一〇一七
長岡	草刈	一五町一七一七	一六町三三一六
	犬吠森	三〇町三一一六	八六町四一一四
	江柄	一六町五四一三	二五町三三〇九
	北沢	一六町三三一三	一〇町六二一六
	栃内	二八町九二一九	二四町六八一五
	西長岡	五八町〇七一五	七七町五五〇六
	東長岡	五六町五七一〇	五〇町五一〇六
	計	一三一町八五一三	二九一町一六一三
合計		二七三八町三三一〇	二四三九町二五一三

時代からの旧村三十二か村の県に書き上げ報告した管轄地誌によれば、農耕地面積が前頁の表のごとくになっている。

また明治五年（一八七二）の官私区分の際に政府は土地を官有地、公有地、私有地の三類に分け入会地は公有地に入れた。しかしこれは種々の問題を生じた。第一に入会地に売買慣行がなかったから、地価の決定は困難なこと、第二に地租改正の際村持地として地券を受けたが、その後明治二十六年（一八九三）の第一回町村合併により村持の意義がなくなり、部落有地となったこと、第三には数村持入会の稼ぎ方が平等の場合は共有としたが、差等のある場合は有位の者に地券を交付した。しかし毛上の利用権が優位であるということは、必ずしも土地所有権を持っていることを意味するものではなかった。それにもかかわらず優位の者に土地所有権を認めたことは、その土地の利用権本位の利用を所有権本位に変えることになった。第四に第三の変化は必然的に入会地の自給自足本位の利用を交換経済的利用に変更することとなり、入会地の所有権確認は入会地の分割、そして私有化を誘致することになった。

そこで政府は明治七年（一八七四）公有地の名称を廃して官有地、私有地の二区分とし、入会地は民有地とした。そして入会地の用件は、一、某村持として書証または口碑あるもの、二、村山、村林と称し所有地のごとく利用して来たもの、三、秣永山、永下草刈をしていても自然の草木を採伐するに過ぎないものは官有地であること、四、往年藩の裁判により村の地盤と定められたものでなければならなかった。したがってこれに該当しないものは一応官有地となり、当地域のごとく自給型役畜農業を主とし、秣場入会地を不可欠としていた所では、この入会地の変質によって重大な影響を受けることになった。殊に入会慣行を証明し得ない所、曖昧な所は一応官有地に編入し、後日証拠を挙げて縁故払下げを申請すべき事としたために、入会慣行に対してなんら証明すべき文書を持っていない所（入会権は慣行を要件とするから紛争でもない限り文書がないのが通常である）では、入会地を喪失する

ことになった。更に当時の指導者達の地租を恐れる余り、村里近く採草秣場として利用していた近傍の入会山は、官私区分後も利用は従来通り出来得るものと誤認し、地価金の安い奥地の山林を所有することにより、もし官有地からの苅草伐木の帰途に営林署員に捕まっても奥地の私有地からの採草伐木であり、官有地からの盗伐採草でないと主張すればいい開きができるとして、西部水分では、東根山の前山はおおかた官山に編入し、はなはだしいことは南伝法寺上山地区のごときは、住家の前方側方の三方が数百メートルで官有地に囲まれ、明治の末期及び大正時代に払い下げによりかろうじて私有地となった例もあるし、佐比内、赤沢地区にも同様の例がある。はなはだしいことは軒先から官有地であり、紫波町発足直前の昭和二十七年（一九五二）に国有林野整備法に基づいて払い下げと成り、官私区分施行後百年にして私有地となったところもある。

前述の里山官山、奥山私有のため採草薪材に事欠き、前述のように里山である官有地から小柴等を伐採し、小林区員に逮捕され官有林盗伐で当時執行猶了の恩典はなく一律に実刑七日を受けて、盛岡市狐森の刑務所入をした者がかなりの数にのぼった。

また奥地入会山であったものはどうなったであろうか。それは「あち裏」と通称される東根山系の分水嶺の裏山にある後記の村々の共有私有地で、岩手郡旧安庭村の矢櫃川周辺に所在する山々を「矢櫃山」と呼称している。藩制期には檜山で藩の留山（直轄林）であった。藩制期の記録では全体は藩有で、そのうち八か山、二五か沢を除く九七か山、一二か沢が明山（炊料山）として入会が許され、栗を除く雑木だけが伐木許可の対象とされた。入会が許されていた範囲は、向中野見前通・厨川通の一部・飯岡通・徳田伝法寺通・日詰通の一部の村々の炊料として、正保四年（一六四七）ころから入会が認められていたといい、それらの村々に対して入会境界が示されている。

入会地の限界

東　矢櫃山の内高倉山より岩小森境は煙山の山峯内水嶺まで。

西　安庭村の矢櫃川際まで。
南　峰が森より下嶺境、木内滝落合高倉山嶺より笹小屋沢嶺限り。
北　飯岡通入会山毒が森頂より北の又嶺飯が沢
　入会炊料取諸郷と山林沢区分（七か所入山、受益郷村三八が村）
笹　沢　飯岡通全村
尻子沢　前　同
舘　沢　見前通（矢次、矢巾、広宮沢）徳田通（西徳田、間野々）
畑　沢　前　同
東南ノ沢　伝法寺通（和味、北伝法寺、南伝法寺、岩清水、小屋敷、白沢、上松本、下松本、北郡山、太田、中島、高水寺）
西高倉　（厨川通）
三助沢　日詰通（平沢、南日詰等三分の一、上松本、宮手、鱒沢）
　注　側線は明治二十六年第一回町村合併以前の紫波町内の旧村である。

入山に際しては、三か条の山入規則が設けられた。山肝入を通じて厳しく取り締られて、違反者は重く処罰され、入山禁止の措置がとられたようである。

一、御制木へ相障り申間敷こと。
一、将来諸木が繁茂するよう心懸けること。
一、四方の境について紛乱なきこと。

以　上

御制木とは、檜、松、杉、栗、樫の五品種のことで絶対に触れてはならないとして、用材木の育成と、水源涵養



図 3-3　官私区分前は入会地であった沢内山で官山となった

藩制当時入会地の紛争は各地に発生しており、現紫波町内の住民が関係した事件だけでも、稗貫郡好地野を始めとして町内外の区域で十一件も発生しているが、紛争内容については前巻第八章第四節の入会地の紛争に詳細に記述されている。それらの証拠文献を根拠として官私区分の際に私有地にできなかったろうか。それとも地域住民が地租を恐れて入会権を放棄し官有地へ編入させたものだろうか。何故か紛争入会地の大半が官有地となっている。木として保護するための統制である。また水源涵養林は留山、または水の目山とも称され、藩が直轄して御山奉行が管理するのが通例であった。

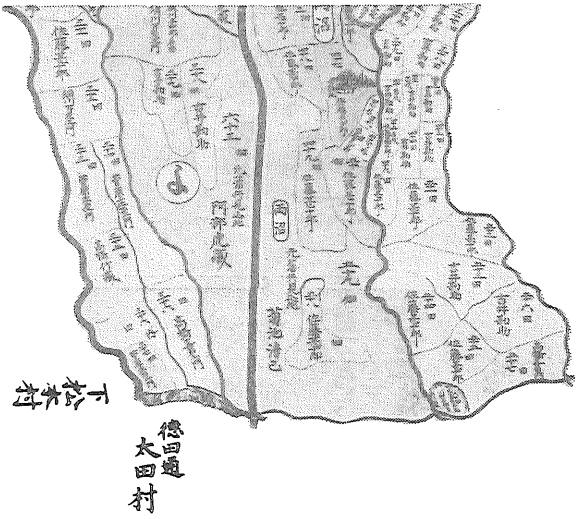


図 3-4　藩兵田地のある絵図

明治六年四月（一八七三）書き上げの南伝法寺村の絵図面に元藩兵見込地である耕地地番がある。これは廃藩置県後の絵図であるが、明治二年（一八六九）八月盛岡藩知事南部利恭（としたか）が転封されていた白石藩十三万石の知事より旧盛岡藩知事に転任した際、銃隊十三小隊と砲隊一砲隊が公認存続され、暫定的には新政府兵部省所管であったが、実際は旧南部藩士により編成されていたので藩兵と呼称された。しばらくして藩兵が解散となって、明治四年（一八七一）末には中尉以下一六〇人程度になり盛岡分営の廃止が通告された。盛岡城は不用となって、まもなく競売されるに至った。これらの藩兵の解散や解雇により、集団帰農した者は、雫石の駒木野、簾野（まがきの）、北岩手の寄木（よりぎ）野、山後谷地、などの地区に入植したが、旧知行所を辿（たど）り帰農した者もあった。絵図面の元藩兵見込地も旧知行主阿部虎蔵、菊池清己、川村与惣吉、村井丑太郎、米内初弥、東堂勘治、谷内和吉等が予定された帰農者であったらしいが実際には帰農してはおらない。

三、明治期の小作料

明治の土地改革によって最も大きな影響を受けたのは小作制度であった。

このことについて、森嘉兵衛博士の『農業発達史』は、次のように指摘している。「明治六年（一八七三）の地租改正によって、租税だけが金納となり、小作料は物納として残されたことは、封建貢租を含めた小作料が現物で地主に納入され、地主は改正された低地租を貨幣で納入することになった。したがって、封建貢租の改正と低地租の利益は、地主にのみ帰属し、小作人には、なんらの恩恵をも与えない結果となった」と批判している。

このことは、明治の土地改革は出来るだけ土地制度を単純化し、土地に対する権利も一人だけに与える方針をとった。しかし藩政時代からの土地関係の権利はきわめて複雑混交していたので、重大な影響を受けることになった。また経済組織は急激に資本主義化し、近代化しつつあるのに、小作料だけは依然として封建経済時代に成立し

ていたものと同様に現物納であり賦役納であった。

そのため土地所有制度だけが近代化し、地主だけに改正恩恵を与えられ、小作人は従来の藩制時代と同様に収穫物の二分の一内外を小作料として支払わねばならず、藩政当時とちがって生活費も増加し、土地を手放すか入質等して小作人化していき、一方地主達は土地購入の資金に対する利息相当額に当たる小作料は高率売却のできる現物で納入され、ますます資本蓄積が加重拡大して、明暗を分ける結果になった。

これは、明治新政府が国家財源を地租に求め、富国徴兵策と封鎖的封建経済を解放して、自由主義的資本主義経済政策を行うことと、国家財源を地租に求めた結果であった。

そのような貧富の差は制度的に生じたことでもあったが、この時代における岩手県内には、藩制時代から継続して来た封建的大地主がかなり多数存在し当町内にも居住していた。

それらの大地主は、藩政時代からの豪農、近江商人や、その他の豪商、金貸による大地主達であったが、土地改革によって近代的土地所有者となり、封建貢租そのままを小作料化し、封建地代を近代利潤にそのまま切替えたために、きわめて高率の小作料を収得し急速に土地取得拡張となった。金貸地主は高利率の資金を運用し、はなはだしいことは複利による高率利息を徴収して、地主達の資本蓄積率はきわめて高く、経済界の進展に伴って更に巨大化してきた。加えて明治十六、七年（一八八三）の経済恐慌、大凶作の頻発（ひんぱつ）等の激動を受け更に一般経済界の高速度的発展に伴い、経済的観念の乏しい自小作農民は経営の均衡を失った。これらの者の土地は借入金の抵当、または入質されてそのほとんどは抵当流れとなり、前記の豪農・豪商・金融業者に集積し新たな大地主の成立となり、従来の大地主は更に拡大成長し近代的大地主はこの時期から大正にかけて成立している。

参考までに、明治後期の三十一年から大正七年迄の岩手県における貴族院多額納税者二十九名について見るに、納税額の推移は表三―二のとおりとなっている。

表三―二　岩手県多額納税者変遷表

		明治三一年				明治三七年			
		計	地租税	所得税		計	地租税	所得税	営業税
佐藤清右衛門	農	一、八四〇円四八・八	一、七二五円〇・〇	一二四円五五・八		二、六八三円〇五・五	二、四三一円九一・五	二六〇円一四・〇	
〃 工藤寛得	〃	一、四九七円六九・九	一、四〇四円五六・一	九三円一三・八		二、一二一円六九・二	一、九三円九一・二	一八七円七八・〇	三九円一八・〇
梅津喜八	商	九〇八円九五・八	八五三円〇六・八	五五円〇九・〇		一、七〇〇円一三・〇	一、四六四円九四・〇	一九六円〇一・〇	二五円三・〇
瀬川彌右衛門	農	八九一円四七・八	八四一円四〇・八	五〇円〇七・〇		一、八八八円二・七	一、六〇〇円七一・七	二四三円二八・〇	
菊池和助	〃	七六八円一七・一	七〇九円七七・六	五八円三九・五		一、一〇六円四〇・六	九八五円三七・六	一二一円〇三・〇	
小野寺松兵衛	〃	七三八円八一・四	六五六円八四・四	八二円九五・〇					
平井六右衛門	商	七三五円三三・五	六六六円二九・二	六八円九四・三		一、〇六九円九七・四	八六〇円一八・四	一四〇円二四・〇	六九円四五・〇
小田島佐市	農酒	七三三円六七・九	六五八円三一・九	七四円三六・〇		九七七円九七・〇	七六六円八五・〇	一三九円八五・〇	三〇円五八・〇
吉田庄四郎	商	六一七円四七・九	五五七円八一・九	五九円五五・〇					
中村治兵衛	〃	六一七円八三・三	五五六円四一・六	六一円四四・〇		九七一円七三・八	七七七円一九・八	一三四円九七・〇	七九円五七・〇
伊藤徳之助	金融	五九三円四五・七	五三八円六九・八	五四円七五・九		一、五五一円〇三・九	一、一三一円五三・九	三一一円四八・〇	六七円〇八・〇
伊藤民之助	農	五五〇円七七・二	五〇九円五五・八	四〇円二一・四					
淺岡市治	商	五五七円七〇・八	五〇九円五五・八	四七円一五・〇					
岩亀半蔵	工	五五六円四四・一	五一三円八〇・五	四二円六三・六					
佐藤秀蔵	商								
〃 騎井太兵衛	〃								
〃 村井彌兵衛	〃								
〃 大矢馬太郎	〃								
〃 米谷久左衛門	〃								
〃 泉田平右衛門	〃								
横山久太郎	工								
太田吉五郎	金融								
佐々木卯太郎	商								
森九兵衛	農								
昆清蔵	〃								
吉田庄四郎	商								
高橋幸三郎	〃								
三田義正	〃								
村井三治	酒造								

		明治四一年				明治四四年	大正五年	大正七年
		計	地租税	所得税	営業税	計	計	計
佐藤清右衛門	農	五、一四二円九三・七	四、一六九円三八・七	九七三円五五・〇		四、八九一円二六・五	四、七七九円三三・五	四、九〇七円五三・二
工藤寛得	〃	四、一三三円九三・〇	三、二六九円六〇・〇	八六八円〇〇・〇	一〇八円〇一・〇	三、七三〇円九六・五	二、一〇〇円九四・〇	二、〇八一円一七・二
梅津喜八	商	三、八五九円一四・〇	二、八八三円一二・〇	九七四円〇〇・〇	八〇円九七・〇	四、三九三円五三・〇	三、九七四円五〇・〇	四、〇七四円八七・七
瀬川彌右衛門	農	四、三四九円九〇・四	三、三六八円六八・四	一、〇四〇円六五・〇	三一円五七・〇			
菊池和助	〃	二、一三〇円四二・九	一、六九六円九八・九	四〇〇円八七・〇				
平井六右衛門	商	二、八五九円九九・五	一、八四〇円〇一・五	八七三円三七・〇	一七三円六〇・〇	二、六六〇円九九・〇	二、七四〇円八一・〇	一、七九六円一九・〇
小野寺松兵衛	〃					二、六三七円一九・〇	一、九八二円六三・〇	一、九七四円一九・〇
小田島佐市	農酒							
吉田庄四郎	商	二、六三二円三六・九	一、六二八円八二・九	七五二円四〇・〇	二五〇円九一・〇	二、六六〇円六六・五	二、七三三円五三・〇	二、三三六円二八・八
中村治兵衛	〃	三、四八一円一八・六	二、三四九円九一・六		三三一円八七・〇	三、三九円一六・〇	三、一一九円二七・〇	三、〇四五円三五・八
伊藤徳之助	金融							
伊藤民之助	農							
淺岡市治	商	二、五〇三円二四・〇	一、四八九円二四・〇		二五〇円二五・〇	二、二七九円六六・〇	二、〇九〇円七四・〇	二、〇五六円三五・〇
岩亀半蔵	工	一〇、四〇二円五五・四	一、六四三円四二・四	七、五一〇円四六・〇	一、四八円六七・〇	七、八三六円六四・〇		
騎井太兵衛	商	四、〇五一円一八・四	一、六七二円三六・四	一、七九二円八二・〇	五六八円二七・〇			
佐藤秀蔵	〃	二、四九三円六二・八	一、八九五円三五・八	七五〇円二五・〇				
村井彌兵衛	〃							
大矢馬太郎	〃							
米谷久左衛門	〃							
泉田平右衛門	〃	二、七一九円九〇・〇	三一三円五〇・〇	八二三円五五・〇	一、八二三円五五・〇	四、二九三円五三・〇	三、九七四円五〇・〇	三、〇四五円三五・八
横山久太郎	工	二、一五〇円六四・三	六〇一円九四・三	七八五円五六・〇	七九円六八・〇	三、〇四一円四一・五	一、九六円一五・〇	一、八五円一九・一
太田吉五郎	金融							
佐々木卯太郎	商	一、九三七円八一・八	五三八円七四・八	一、〇〇九円八五・〇	八円八五・〇	一、九七九円一九・五	一、八六円一五・〇	一、八六七円九一・九
森九兵衛	〃							
昆清蔵	農							
吉田庄四郎	商							
高橋幸三郎	〃							
三田義正	〃							
村井三治	酒造							

備考（藤原隆人氏蔵、岩手縣多額納税者名簿。）

このように大地主の漸増化に加え、新興資産者の土地投資は小作経営者の増大となった。それは一般商工業の発展率に比し農業生産力の発展速度は遅く、それに不時の災害が加わり、土地を手放して小作化するものが増加した。このことはこの時代の土地構成にはっきり現れている。

表三―三　岩手県小作地変遷表

区分 / 年代	田				水稲	畑				大麦
	自作地A	小作地B	計C	小作割合B/C	反収	自作地D	小作地E	計F	小作割合E/F	反収
明治一六年	三八、五三三町五	一〇、七三三町六	四九、二六一町一	〇・二一	八七合	六八、七八一町〇	一四、〇二〇町七	八二、八〇一町七	〇・一七	六二〇合
〃　二〇年	三六、六四〇町五	一三、三〇三町一	四九、九四三町六	〇・二七	一、一九六合	六三、九四四町八	二〇、九二一町九	八六、八二六町七	〇・二四	八二六合
〃　二五年	三六、三八七町二	一四、五四六町三	五〇、九三三町五	〇・二八	一、一三二合	六九、八八八町六	一九、五七八町九	八九、四六七町五	〇・三三	七七六合
〃　三〇年	三六、一三六町〇	一四、四〇七町七	五〇、五四三町七	〇・二八	八一合	六九、八〇六町五	一八、一八九町〇	八七、七九五町五	〇・三	八二四合
〃　三五年	三三、一四一町〇	一八、五〇〇町〇	五一、六四二町〇	〇・三六	四五二合	六三、七二四町七	二〇、九一六町四	八六、六四一町一	〇・二四	八八五合
〃　四〇年	三〇、四八四町一	二一、三九四町六	五一、八〇二町七	〇・四一	一、五一六合	六三、六四二町九	二四、四四三町八	八八、〇九六町七	〇・二八	一、一〇九合
〃　四五年	三一、五六二町三	二〇、六六六町九	五一、二六九町二	〇・四〇	一、三五二合	六三、〇三三町〇	二四、七二八町六	八七、七五八町六	〇・二八	八五二合
大正四年	三一、二六九町二	二〇、五四二町七	五一、八三一町九	〇・四〇		六二、九二一町八	二四、七九〇町九	八七、七二三町七	〇・二八	
〃　六年	三一、七九三町四	二〇、六六八町八	五一、四六二町二	〇・三九	一、〇二二合	六四、〇三三町〇	二四、二六四町五	八八、三〇六町五	〇・二五	一、八六二合
〃　八年	三一、九五五町七	二一、二七四町二	五二、九九九町九	〇・四〇		六四、六四二町九	二五、三二町一	八九、八六四町〇	〇・二六	

そして、それらの投資は水田に多く集中した。それは耕作技術の進歩により、反当生産量が増加、かつ米価が高く、水田投資が最も有利な利蓄方法であったからである。

その小作契約の実態についても、次第に近代化されつつあったとはいえ、かなりの封建性が残存し、定額小作料

の増加、賦役小作料、刈分小作についても大正期迄残存し、小作料率の高率なることは最も封建的性格を強く残存していた。

そして、それらの小作契約はほとんど文書によるものでなく、口頭によるものであり、地主の都合により解約できる不安定な契約でもあった。

四、明治期の農業政策

官私区分施行後の一般農民は、従来の藩政時代の制限土地制度から、時代の流れと共に自由民権思想や、資本主義経済の影響が逐次浸透しつつあった。作付品目等の制限も受けることなく、自由性土地制度となって、県の営農指導方針に従い、農業経営も自給自足的農業経営から経済的農業経営へと緩慢ながら次第に転換するようになった。

当時は畑地が多く、粟・稗・麦・大豆・蕎麦等の雑穀を主体とする穀式経営であった。そこで県は畑作経営を改善させるため、いろいろな畑作物を国内、国外から取り寄せて試験研究を行い民間に奨励し、種苗の無償払い下げ等も行った。

しかし、八百年来の長い伝統と歴史を持つ封鎖的自給型経営を行って来た農民達は、新しい農業経営の技術も新しい考え方の転換も容易でなく、県の任命による勧業委員等の指導助言をえて講習会・伝習会・農産物品評会等を開催し、極力経営の改善に努力した結果、当地方にもようやく馬鈴薯・山東菜・甘藍等の野菜や、林檎・梨・桃・葡萄等の果樹類が植栽されるようになった。

このころの農業改善政策は、自給自足経営から換金経済経営へと営農方針を転換させることにあった。そのためには農産物の商品化が最も根本問題であり、商品化しやすい作物の育成改良が奨励された。

ところが、日清戦争で対外戦争をした結果、将来露国と拡大な満洲の野において対戦しなければならない国内情

勢となって、それに対処するために、主食を確保し、軍馬を育成するようになり、米の主生産に重点を移行せざるをえなくなってきた。

このころの我が国の経済界は、戦勝の好景気の影響を受けて急速に発展した。東北本線の開通によって、各種企業が進出して、商取引による商品の輸送も、北上川による舟運でなく貨車輸送となり一段と近代化された。

農業経営も次第に換金経営へと改善されて作物の商品化も拡大した。日清戦争後は国の農政も変わり米の主生産を基調とし、軍馬政策をとるようになった。したがって農家も経営形態を変更せざるをえなくなった。

そのために、町内でも軍馬育成・馬産奨励が盛んに行われて、河東地域の佐比内・赤沢・長岡・河西地域の志和地方は繁殖地帯で良馬の産出が多くなり、その他の地域は軍馬の育成地帯となり、軍馬の購買により高価格で陸軍に購買されるようになって、低廉な農耕駄馬よりも高価な軍馬御用となるよう育成努力した。

軍馬購買は、購買市場、購買日時等の公告に基づき、育成者は早朝より馬を購買市場に引き付け、到着順位に紙の一連番号を勒(くつわ)につけて、番号順に一列整列で購買官の立見検見を受け、その内から軍馬としての適格しそうな馬を抽出して、それらの馬には第一次検査合格馬として木札の一連番号を与え、順位ごとに一頭ずつ市場に引き出し、馬体の細部にわたり精密検査を行い血液測定等も実施して不適格馬は除外された。残った適格馬だけに更に騎乗検査を数十分間行い、歩様、姿勢等の検査を行った後、合格購買馬を決定し、一頭ごとに購買価格が高声で発表された。購買価格は民間取引価額の二倍以上もするもので、購買馬主と不購買馬主とは喜憂を異にし明暗の表情が顕著であった。この軍馬購買は太平洋戦争まで継続されて、農家の収入源として魅力あるものであった。

国の重点政策に呼応してこの地方にも米主生産策をとるようになり、開田可能な畑は畑返しと称して、田に切り替えて、経済的にも高価に販売できる米作に専念するようになったが、旧来からの水の利用権利が厳守されて容易に大規模な開田はできなかった。

明治三十五年（一九〇二）、同三十七、三十八年の大凶作に見舞われながらも、管理技術の進歩、耐冷品種の導入等によって、田畑の生産量は年ごとに多収となり、農産物価も高騰して農家経済も上昇を見るようになった。

しかしながら、一般経済界は日清、日露の戦勝の影響を受け、農業生産よりも更に大なる上昇を続けたため、発展進歩率の低く基盤の弱い農民がかえって経済的圧迫を受ける結果ともなった。

更に今まで自由に栽培使用してきた煙草が、明治三十一年（一八九八）煙草専売法の施行により、自給自足的煙草消費を購入消費形態に変質して、酒も酒造法の改正によって、従来の自家醸造を厳禁したので、これも購買消費に切り替えさせられて、密造を厳しく取り締まり違反者には厳罰で臨んだ。

明治三十二年（一八九九）三月には国有森林法が公布された。官私区分で里山を官有地に編入されていた官山は、地味地沃の良い所にどんどん植林し、入会権に基づく私有権を放棄した農民は、金肥の導入使用が一般的に普及する以前で、主とした肥料は厩肥に依存していたころなので秣場を失って非常に困却し、金がなく収穫期の秋払いの契約で肥料商から借肥して使用しなければならなかった。その外、新しい農具の利用、灯油代の高騰等農家の近代化が急速に進展し、反面購買力は必ずしもそれに対応できず、したがって一般農民の資本蓄積はきわめて困難であった。

前述の明治三十年代の凶作は、県平均で二割の減収となったとはいうものの、当時の収穫量も少なかったので、重大な影響を受けて農村の進展を阻止し、この打撃によって土地所有権構造にも大きな変化を与えることとなり、地主による土地兼併と自作農家の衰退で、小作農家の増大となって現われた。

しかも、この時期は我が国経済界の影響により、従来の自給自足型の農業経営は崩壊して、急速に交換型農業経営に移行する時期であって、これを受け入れる農業近代化の速度は、国の経済進展速度よりも遅く、旧来の封建的経営より脱却できず、その重圧に加え凶作等の自然災害をこうむったりなどして、収支の均衡を失い、支払う目処

表三―四　地区別田畑自小作調
（大正一三年農商務統計報告書）

区分	地目	在村地主	不在地主	耕地総面積
日詰	田	五一町九反	三三町二反	八五町一反
	畑	五四町三反	一八町七反	七三町〇反
古館	田	二七町九反	七四町四反	二〇二町三反
	畑	九七町九反	九三町一反	一九一町〇反
水分	田	三七〇町九反	一〇四町〇反	四七四町九反
	畑	二三三町四反	四三町八反	二六六町二反
志和	田	六九八町四反	六五町五反	七六三町九反
	畑	三七六町八反	一八町二反	三九五町〇反
赤石	田	二八八町四反	二〇三町二反	四九一町六反
	畑	二四四町七反	二一〇町〇反	三五四町七反
彦部	田	二五三町七反	八六町〇反	三三九町七反
	畑	一九二町三反	三〇町一反	三一二町四反
佐比内	田	一二四町〇反	七町三反	一四一町三反
	畑	三三七町〇反	五町一反	二四三町一反
赤沢	田	一九六町四反	三三町九反	三三〇町三反
	畑	三四二町〇反	五三町一反	三九四町一反
長岡	田	一九七町一反	二六町七反	二三三町八反
	畑	三一七町〇反	三一町三反	二四九町三反
計	田	二、三二八町七反	六三四町二反	二、九五二町九反
	畑	一、九六三町四反	三九三町四反	二、三五六町八反

のない借入金等が重なり金貸地主へと農地が集積される状態であった。

五、激動期の土地制度

大正期から太平洋戦争終戦までの三十数年間は、我が国にとっても農民にとっても未曾有の激動した時代であり、国家の命運を支配した時期でもある。

第一次世界大戦の勃発（ぼっぱつ）とその参加、そして戦勝による好景気は、一般経済界の好況となって、農産物価も高騰し、販売収入の増大となり、労働賃金等も高騰し、農家をも好景気に浸らせた。

しかし、好景気は長続きせずに、大戦終結と共に海外需要は停滞縮少されて、たちまち我が国の生産界にも生産過剰として現われ、物価は暴落して過剰投資によって拡張した工業生産界に大打撃を与え、これが農村に波及して農産物価の大暴落となり、急激に不況が訪れる大恐慌へと発展した。その影響は深刻となり、ついに昭和六年（一九三一）には銀行パニックとなり、銀行は崩壊して大戦中の好景気当時の蓄積された預貯金は一朝の夢と化し、更にそれに加えて昭和六、

七、九年と大凶作が連続し、艱難辛苦してためた蓄積資本は銀行に食われて、農産物は冷害で稔らずに幸福の絶頂から奈落の底に転落した。

この苦難負債の再建に努力するために、経済更生指定村の指定を受け県よりの補助や助成により困難を乗り切る努力が傾注されつつあった最中に支那事変が勃発し、太平洋戦争へと戦時体制が拡大強化されて、国民総動員による苛烈な戦争に巻き込まれ、親兄弟達の動員・応召・徴用等の多大の犠牲を強要されて、ついに昭和二十年（一九四五）八月十五日無条件降伏により終戦を迎えることとなった。

この時期にはかなりの開田も行われたが、用水不足から増反は望めず、水論が各地で起って、その補水と新規開田を望む声が各地で叫ばれるようになった。

こうした背景を受ける前に、明治末期から大正にかけて動き出したのは、紫波郡西部の各町村の有志であった。それは南部藩が新首都として不来方の地を選び盛岡城の築城が幕府からの許可のあった慶長三年（一五九八）の翌年に鎌津田甚六の手により開削され、以来豊富な水量を雫石川より導入使用している鹿妻堰を、更に水路を拡張して上流高所で分水し、西部山麓添いに水路を新設し滝名川まで流水して、下流の水田補水と、新規開田を行うという遠大な構想のものであった。

明治四十一年（一九〇八）に水利組合法が、翌四十二年には耕地整理法が施行され、第一次世界大戦の影響による好景気と、米価の高騰で開田ブームが叫ばれるようになり、大正八年（一九一九）には開墾助成法が公布、ようやく米作りの条件がそろい、大正七年十一月に「紫波郡灌漑上水及び耕地整理組合期成同盟会」が飯岡村・煙山村・不動村・水分村・志和村・赤石村・日詰町・古館村・徳田村の一町八ヶ村の有志で組織、会長に日詰町の平井六右衛門が選出されて、郡役所内に事務所を置いて郡長を主軸として、事務は郡役所職員に行わせた。

この計画では受益面積が、旧田一千九百六町五反七畝余の補水と、開田や区画整理によって新田一千八百四十町

七反六畝余、あわせて三千七百四十七町三反四畝三歩という膨大なものであり、経費も当時としては莫大な百万九千七百三十六円七十二銭が計上された。

県もまた、これより先に当時の県知事である笠井信一が、技術員を伴って関係町村長と共に、御所村水源取り入口より、滝名川まで延長二十四キロにわたり、水利の実態調査を行った。その後も累代の知事によって数次の調査を行い、農林省より須藤技師の来県等もあって、急速に具体化して大正十年（一九二一）三月に、紫波郡耕地整理組合設立認可申請書が、平井六右衛門会長以下四十三名から知事に提出されるに至った。

しかし、三年を経ても、認可の沙汰はなく請願陳情等を繰り返したが、認可の見通しさえつかない有様であった。

その理由として、新堰の開削は雫石川に水源を求めるという点で、既存の鹿妻穴堰水理組合としては、従来の取り入れ水量に不足を生ずる虞れがあること、事業内容が抵触しその並立を認められないとして容易に同意しなかったこと。もう一つの大きな問題は当時盛岡電灯株式会社では、発電計画があって発電用水の使用願書が提出されており、県としても設立認可後の用水が既耕田に影響の出る心配や、発電用水にも影響があるのではないかと懸念し、耕地整理組合設立の許可に躊躇したものと取り沙汰された。

また、雫石川の流水を唯一の灌漑水源として耕作していた沿岸農民としては、盛岡電灯株式会社の発電施設は死活問題であるとして、設立認可中の耕地整理組合と既存の穴堰普通水利組合が、用水代表者として共闘態勢を堅めて、それぞれ反対運動を展開した。

そのためついに政治問題にまで発展して幾多の紆余曲折の末、技術的見地から新水路の開削はもちろん、旧田補水と開田計画を根本的に検討し直した結果、当初樹立された計画を大幅に削減修正した工事計画となり、志和村と赤石村は当初計画から除外されることとなった。

その内容は、施設の改善と水路の改修、旧田補水と開田工事で、旧田補水の面積一千町歩、開田面積七百町歩と当初の計画より大部僅少な計画で大正十五年（一九二六）二月に、地域の縮少された新鹿妻堰耕地整理組合設立認可申請書が再度提出され、今度は翌月三月十八日付で岩手県知事より認可された。直ちに幹線水路開掘工事に着手し、翌年五月一日には通水試験を行い見事に成功し、関係者一同はもちろんのこと、水掛り農民はひとしく多年の渇望していた流水を迎え、今までの辛酸も打ち忘れ、欣喜雀躍して流水を伏し拝んだ。

その後、開田工事に着工して水分地内五十九町四反二十四歩、古館地内四十町九反五歩の竣工を見て大正十年（一九二一）工事は完了している。

六、地主階層の情況

前述のように第一次世界大戦の好景気も長続きせず、急転直下生産過剰と終戦による軍需物資の低滞で、全国的な経済恐慌となり有産階級は大打撃を受けて破産倒産が続出し、昭和四年（一九二九）七月に浜口内閣が誕生して緊縮改策が強行された。

昭和六年には県下の五大銀行が破産、更に追い撃ちをかけるように凶作の打撃を受け、地主層にも変動が起ってその結果は、岩手県経済部の調査では十町歩以上の地主が、大正十年（一九二一）には九百二人であったものが、昭和十二年（一九三七）には七百三人となり、百九十九人の減少となった。五十町以上の大地主八十三人も、二十九人減の五十四人と激減している。その構成を見ると、純然な不耕作地主三・農業二八・金貸三・酒造業者二・商業一〇・官公社員七・その他一の計五十四人となっている。

ところが、終戦の昭和二十年の調査によると、五十町歩以上の大地主は七十一人と大幅な急増をしている。この内、純粋な近代企業によって利潤を蓄積して大地主になったのは、生糸業によって産をなした岩亀、小口の二人だ

表三―五　岩手県地主構成表（昭和一二年度）

所有規模	戸数	地主	農業	金貸	酒造	商業	官公社員	その他
一〇～二〇町	四六一	四	三二五	一一	一五	五四	二一	三一
二〇～三〇町	一一〇	六	六〇	七	四	二〇	八	五
三〇～四〇町	四九	一	二二	四	二	一一	七	二
四〇～五〇町	二九	一	一四	三	一	六		四
五〇町以上	五四	三	二八	三	二	一〇	七	一
計	七〇三	一五	四四九	二八	二四	一〇一	四三	四三

―農地改革史より―

けで、他の企業で産をなした者は酒造業によるもので八人を占めている。大地主の大部分を占めているものは、職業を農業と称するもの四十四人、次が商業の十四人である。しかし、これら農商は多かれ少なかれ貸金業も経営していて、昭和二十九年（一九五四）五月十五日公布の利息制限法の公布施行前であり高利金貸は最も効率的な利殖方法であった。

表三―六　岩手県地主名簿（昭和二〇年調査）

地主名	職業	住所 郡市	住所 村	耕地 田	耕地 畑	耕地 計
舘澤繁次郎	農業	岩手	太田	五二町六	一九町二	七一町八
佐々木久次郎	〃	〃	〃	三五町四	二一町三	五六町七
久保松太郎	商業	〃	川口	四三町四	五八町九	一〇二町三
圓子百治	〃	〃	〃	一〇町〇	五五町七	六五町七
駒井太兵衛	酒造業	〃	渋民	二四町七	六六町九	一〇一町六
工藤寛一	運送業	〃	大更	四九町四	八四町六	一三〇町六
小野寺民次郎	農、酒造業	〃	松尾	五〇町二	七町六	五七町八
高橋寛城	農業	〃	平舘	六三町六	四七町三	一一〇町九
遠藤齋	〃	〃	寺田	二五町五	二五町三	五〇町八
柴田兵右衛門	商、金融、酒造業	〃	沼宮内	二九町七	四七町六	七七町三

平井六右衛門	酒造業	紫波	日詰	九二町六	三四町七	
昆　清藏	農業	〃	徳田	八九町六	三七町八	一二七町三
菊池慶次郎	〃	〃	〃	七〇町四	四六町五	一一六町四
吉田甚七	〃	〃	〃	五九町七	一九町二	一一六町九
谷村千代太	〃	〃	〃	三四町一	一九町三	七八町九
藤川清助	〃	〃	見前	七二町五	二一町五	五三町四
藤原隆人	〃	〃	不動	五七町二	二二町一	九四町〇
村松雄一郎	〃	〃	〃	三七町六	一八町八	七九町三
福田善三郎	〃	〃	長岡	二五町八	五〇町二	五六町四
宮澤善治	商業	稗貫	花巻	一二三町九	三六町四	七六町〇
佐藤秀太郎	〃	〃	〃	三六町二	四六町五	一六〇町三
梅津合資会社	〃	〃	〃	一〇〇町六	三三町八	八二町七
島　和右衛門	〃	〃	〃	四九町五	一〇町一	一三四町四
瀬川弥右衛門	〃	〃	〃	一二四町二	四五町七	五九町六
岩亀半藏	製糸業	〃	大迫	二一町〇	七〇町〇	一六九町九
小原多助	農業	〃	八重畑	六〇町四	二七町〇	九一町〇
晴山安五郎	〃	〃	〃	三六町一	一六町三	八七町四
阿部　豊	〃	〃	宮野目	二三町七	三一町九	五一町四
小野崎篤造	銀行員	〃	〃	二七町五	二四町八	五八町六
伊藤治郎助	金融、農業	和賀	黒沢尻	八〇町〇	三九町一	五一町三
伊藤治兵衛	〃	〃	〃	三五町一	一八町七	一一九町一
吉田庄四郎	〃	〃	〃	六七町二	七町五	五三町八
米谷久左衛門	〃	〃	〃	六二町四	五五町一	七四町七
芳野喜八	〃	〃	〃	五一町一	一一町三	一一七町五
三浦勇治	公吏	〃	〃	三五町三	一五町八	六一町四
木村吉次郎	農業	〃	〃	二八町九	二一町二	五〇町一

齋藤四郎	〃	〃	飯豊	二九町一	二四町五	五三町六
辻山右平	〃	胆沢	水沢	九四町〇	二町一	九六町一
高橋丁井	〃	〃	〃	六四町七	六町三	七一町〇
太田幸五郎	金貸業	〃	前沢	四六町二	一四町七	六〇町九
及川昇	農業	〃	金ケ崎	六七町〇	二一町三	八八町三
佐藤喜八	〃	西磐井	涌津	六九町五	九町〇	七八町五
小野寺二郎	〃	〃	油島	四四町五	一八町四	六二町九
小口重太郎	製糸業	一ノ関	山目	六五町八	一七町八	八三町六
高橋孝三郎	農業	東磐井	藤沢	四六町四	八町九	六五町三
佐藤良平	農、金融業	〃	摺沢	一一二町五	七三町〇	一八五町五
泉田嘉右衛門	公吏	気仙	世田米	一三町七	七〇町一	八三町八
三浦治兵衛	農業	上閉伊	遠野	四七町〇	一〇町四	五七町四
道又勇助	農、酒造業	〃	大槌	四〇町二	三〇町〇	七〇町二
八重樫金十郎	〃	下閉伊	岩泉	四町〇	四	五九町九
小泉仙助	商業	〃	〃			七八町三
玉沢安太郎	〃	〃	安家	一	一町二	五三町八
南沢伊兵衛	農業	〃	小川	一町二	八七町一	八八町三
盛合光藏	農、酒造、金融業	〃	津軽石	一五町六	二〇七町二	二二二町八
伊藤久太郎	農業	九戸	山根	一	五七町五	五七町五
晴山吉三郎	農、酒造、金融業	〃	大野	五	八九町五	九〇町〇
木村加知也	農業	〃	江刈	二町二	九九町三	一〇一町五
蛇沼耕男	〃	二戸	斗米	八町四	一二四町六	一三三町〇
駒木治右衛門	〃	〃	姉帯	一〇町六	七九町八	九〇町四
国分市郎	金貸業	〃	福岡	七町〇	五九町四	六六町四
阿部九藏	商業	〃	〃	一〇町三	四四町七	五五町〇
小田嶋五郎	農、酒造業	〃	浄法寺	七二町一	一七八町〇	二五〇町一

大森又太郎	農、金融業	〃	〃	三一町一	七二町一	一〇三町二
斗ケ沢第二	医業	盛岡		五五町七	一〇町八	六六町五
金田一直太郎	銀行員	〃		六三町九	一六町五	八〇町四
佐々木卯太郎	商業	〃	〃	四三町四	一〇町二	五三町六
吉田文一郎	農業	〃	〃	三四町五	三九町五	七四町〇
森九兵衛	商業	〃	〃	四八町七	二〇町七	六九町四
中村治兵衛	〃	〃	〃	五九町八	一〇町八	七〇町六
南部利英	無職	〃	〃	一二九町六	二八町三	一五七町九
佐藤利右衛門	農業	〃	〃	一四九町五	八七町二	二三六町七
計				三、四八六町二	三、〇三八町四	六、五二四町六
平均				四九町一	四二町八	九一町九

それが敗戦後の財産税の対象となって、納税額も多額で、当時民間で自由売買されていた対価より低廉な、統制価格で田は賃貸価格の四十倍、畑は同価格の四十八倍の価格で、物納として耕地が大蔵省に納付された。その直後追い撃ちをかけるように、戦後の農地改革の実施で、残余の農地は一町一反を残すのみで国に買収されて、永年の蓄財した農地を小作人に解放することとなった。

七、農地改革への動き

古代より幾度となく農地の帰属は、時の為政者により繰り返されて、明治に入りようやく所有権は近代化されたが、封建的色彩を色濃く残していた小作料の物納制も、次第に金納となって戦後の農地改革の法令により、金納制に定められ近代化するに至った。

その戦後における農地改革は、連合軍の占領政策の一環であるとの一部の声もあった。しかし、これらの人達の

いうことからすれば、農地改革は不用で平和な農村に大波乱を巻き起こしたことになる。果たしてそうであっただろうか。大正時代から各地に農民運動が起こって、最初は小作人組合であったが、昭和二年（一九二七）国会の普通選挙が施行されてから、労働組合、農民組合が県内にも結成されるようになり、小作争議も周囲の情勢に刺激されて発生するようになった。岩手県は全国で一番遅く、昭和四年七月始めて国より小作官が配置されるようになった。

しかし、時代の流れと共に小作人等の自覚が高まって生活権を前面に押し立て、小作争議が頻発するようになり、資本家・地主達の歓迎するところでなく、指導者は官憲より弾圧されたが、それらの争議も戦争が始まった昭和十三年（一九三八）五月には、国家総動員法が施行されて国の体制を戦力一本に結集するようになって、農民運動も次第に消滅した状態となった。また、戦時体制下に入り昭和十四年（一九三九）十二月六日、勅令を以って小作料統制令が公布された。更に同十六年（一九四一）二月一日からは勅令第一〇九号、同第一一四号として、臨時価格統制令・臨時農地等管理令が施行されることとなった。これら一連の勅令は、小作料を現状のままストップさせて、農地の価格も現状で据え置くとか、あるいは農地の潰廃（かいはい）、移動を厳重に制限するものであった。

そして、同年には食糧管理法が制定公布されて、小作料の現物納付は、在村地主の自家消費量だけその現物を認めて、それ以外の小作米は地主米価によって換算した代金を納付し、現物は政府米として供出するよう義務づけられた。

八、終戦前の自作農創設維持と農地調整法の施行

小作問題が論議されて、その対策として自作農創設が与論となったのは、大正八・九年ごろの第一次世界大戦後の不景気のころの小作争議の激発を見てからで、政府はようやく大正十五年（一九二六）八月二十一日に農林省令

第一〇号「自作農創設維持補助規則」を公布して、その後、昭和十三年（一九三八）八月一日施行の「農地調整法」と引き継がれて来たが、同十八年（一九四三）三月にいたって「皇国農村建設要綱」に基づいて大幅に融資金が拡充された。

従来は、自作農創設維持事業は県が事業者となって、実施町村に対しては事業資金の貸し付けを行ってきたが、同十八年三月「農地調整法」の一部を改正し同施行令第十条によって、末端の事業者として市町村以外でも新たに農業会、農事実行組合ができることとなった。融資については市町村は勧業銀行、農業会、農事実行組合については農林中央金庫が受け持つこととなって、県は事業に対する承認だけを与えることに改正された。

この制度で自作農創設した農家もかなりの数であるが、制度上「又貸」小作地であっても自作農創設が認められており、「又借」小作人は自作農となることができなかったので、戦後行われた農地改革で問題が起こり、事業途中のものは一部事業計画を変更したり、国による認定買収の措置を講じて、末端小作人に売渡等の方法により、制度上の欠陥を是正した例もある。

それでは、小作制度改善についてはどのような経過であったろうか。国では明治末頃から論議研究をし、日支事変勃発でその必要を痛感し、前述した法令を公布施行したのである。

この法律は、昭和六年（一九三一）二月九日第五十九議会において提案されて、衆議院を通過し貴族院で審議未了となり立法出来なかった。「小作法」案に比較すれば非常に微温的であり、徹底を欠くものであったが、一応、戦後の農地改革の基礎を立法上において確立したという意味で頗る重要であった。

しかし、戦時の異状体制を強く予想したもので、耕作放棄を防ぎ、食糧増産をはかるための農地の管理と前述の自作農創設維持が主体であり、土地の保全に関する事項に重点が置かれた戦事中のことでもあり、法律の趣旨徹底があまりなされず、農民は深く関心を持たずに終戦を迎えることとなった。

九、小作料統制令、臨時農地価格統制令、臨時農地等管理令

戦時中は、あらゆる部面で国家統制がなされて、小作料農地価格といえども例外ではなかった。日支事変から太平洋戦争と戦いが長期化し、小作料が高いということは、小作農民の経済を圧迫するばかりでなく、農業生産の伸展を阻害することになり、農業生産物の高騰を招く結果をもたらすので、国の低物価政策の建前からも、小作料を現状のまま将来にわたって据え置きさせることにした。

岩手県においても、昭和十六年（一九四一）十月に「小作料並に減免条件の基準に関する要綱」を規定し、小作料の適正化及び不作時における減免条件の確立をはかった。

表三―七　岩手県不作時の減免歩合表

（昭和一六年）

平年作に対する減収歩合	作況	小作料の減免歩合
二割未満	八分作以上	減免せず
二割以上	八分作未満	一割以上
二割五分以上	七分五厘作未満	二割以上
三割以上	七分作未満	三割以上
四割以上	六分作未満	四割以上
四割五分以上	五分五厘未満	五割以上
五割以上	五分作未満	六割以上
六割以上	四分作未満	八割以上
七割以上	三分作未満	全免

更にそのころから金納化が始まり、米価については地主米価と、生産者米価との二重価格制度がとられた。昭和十六年産米以来地主米価は据え置き、生産経費の増加分だけ生産者価格を上げることとした。このことは国の食糧管理制度においては、米の生産費を償う建前から、政府買上米の値上げをするのであるが、労賃、肥料、農機具等の生産費の増加で小作料部分でないのであるから、地主からの買上代金を上げることは不合理であるとの理由に基づくものであった。

これにより、当初一石当り地主米価は四十四円、生産者米価は四十九円であったが、その後のインフレの進行に伴って、昭和二十年産米においては地主米価五十五円、生産者米価三百円となり、戦後の昭和

表三―八　岩手県臨時農地価格統制額

市郡別	倍数 田	倍数 畑	市郡別	倍数 田	倍数 畑
岩手郡	四〇	四八	和賀郡	三五	五五
紫波郡	四〇	四二	胆沢郡	四〇	四八
稗貫郡	三五	三八	江刺郡	四〇	四五
西磐井郡	二七	三五	九戸郡	四五	五〇
東磐井郡	二七	三五	二戸郡	四五	五〇
気仙郡	四二	五〇	盛岡市	四〇	五〇
上閉伊郡	四二	四五	釜石市	六〇	八五
下閉伊郡	四二	五〇	宮古市	四二	五〇

二十一年（一九四六）四月、小作料金納化の際に一石七十五円の換算による小作料の道を招いた。その後、小作料は文書による契約に改められ、金納することに定められたのであった。

それでは、臨時農地価格統制令であるが、これは戦争によって必然的に発生する農産物価の高騰と、これに付随する農地を投資の対象物視することを防ぐためばかりでなく、農地価格が高くなれば自然に小作料も引き上げられるので、自作農創設維持の建前や小作料統制の建前からも、これを抑えることが必要となって、この勅令が施行されたのであった。その価格の抑え方は、普通の統制価格と同様に現状の価格をそのまま据え置くものとした。全国平均して田は賃貸価格の三三倍、畑は四〇倍で岩手県の場合は上の表のとおりの倍数で、平均して田は四〇倍、畑は四八倍であった。

次に臨時農地等管理令についてであるが、戦争の長期化の影響として、陸海軍への応召、軍需工場への徴用等で、農村における労力不足のため農地の放棄、あるいは農地を工場敷地に提供するため農地を改廃する事例が多くなって来たので、これらの農地の処分及び利用の調整が必然とされて、本勅令を施行したものであった。更に昭和十九年（一九四四）三月に本令が改正されて、耕作の目的に供する場合の農地の所有権を取得する際にも知事が制限することになった。

第二　太平洋戦争終戦後の農地制度

一、第一次農地改革

終戦間もない昭和二十年（一九四五）十一月二十二日閣議決定した農地制度改革要綱が、早速翌二十三日に全国一斉に新聞発表されてから、法案は十二月十五日衆議院において一部修正の上、貴族院に送付され、政府原案はあまり修正されずに、「農地調整法改正法律」として成立し、同年十二月二十八日公布、翌年四月一日から施行された。

第一次農地改革法といわれるこの「農地調整法」の内容は、法律として成立するまでの間に総司令部の点検を受けていなかったという。そればかりでなく、昭和二十年十二月十九日、総司令部から日本政府に対して発せられた「農民解放指令」と、通常称される「農地制度改革についての覚書」の趣旨に符合しない点があり、また法そのものの運営上の不備等もあって、幾多の困難が予想される法律であった。

農地改革についての覚書

一、民主化促進上経済的障害を排除し、人権の尊重を全からしめ、且数世紀に亘る封建的圧制の下、日本農民を奴隷化して来た、経済的桎梏を打破するため、日本帝国政府は、その耕作農民に対し、その労働の成果を享受させる為、現状より以上の均等の機会を保証すべきことを指令する。

二、本指令の目的は、全人口の過半が耕作に従事している国土の農業構造を、永きに亘って病的ならしめて来た幾多の根源を芟除するに在る。その病源の主たるものを掲げれば次の如し。

A、極端なる零細農形態。日本の過半数の農家が、一・五エーカー以下の土地を耕作している。

B、極めて不利なる小作条件下における小作農の夥多、日本農民の四分の三以上が小作乃至自小作であり、収穫の半分乃至それ以上の小作料を支払っている。

C、極めて高率の農村金利の下における農村負担の重圧、全農村在住世帯の半数足らずが僅かにその農業収入を維持するに過ぎない程度に、農村負債は農村深く入っている。

D、商工業に対比し格段に農業上に不利なる政府の財政政策、農業金融の金利及び農業に対する直接税は商工業におけるそれよりも遙かに重圧的である。

E、農民の利害を無視せる農民乃至農村団体に対する権力的統制、農民の利害と懸け離れたる統制団体により一方的に割当てられたる供出割当は、往々にして農民を飯米乃至供出非協力、利己的農家に追込んでいる。

日本農民の解放は、この如き農村の基本的禍根が徹底的に芟除せらるるに至るに非ざれば進行を始めないであろう。

三、よって日本政府は一九六五年三月十五日までに次の諸計画を内容とせる農地改革案を本司令部に差出すべし。

A、不在地主より耕作者に対する土地所有権の移転。

B、耕作せざる所有者より農地を適正価格を以って買取る制度。

C、小作人収入に相応せる年賦償還による小作人の農地買取制。

D、小作人が自作農化したる場合、再び小作人に転落せざるを保証するための制度。

右保証は左記事項に亘るべし。

1、適正化率による農村長期及び短期信用の普及確保。

2、加工業者及配給業者の搾取に対する農民の保護手段。

3、農産物価格の安定策。

4、農民的利害に支配せられず、かつ日本農民の経済的文化的進歩を目的とせる農村協同運動の醸成並に奨励計画。

E、なお日本帝国政府は上記項目以外において、農民の国民経済への寄与に相応したる農民の国民所得分け前の享受を保証するため必要と認められる計画を提出すべし。

総司令部から農民解放指令が政府に発せられた当時は、前記「農地調整法」改正法律案が第八十九議会において法案の審議中であり、敗戦後の議会は、海外諸国の注視と、総司令部の動向、国内の社会的、経済的混迷状態の中

にあって、法案に対する論議が白熱化し、農民解放指令が政府案に対する法制化を直接援護しているものと解釈し法案の成立をはかった。しかし総司令部ではこの法案の内容と法制化に対し積極的に援助はしていなかった。

第一次農地改革法が成立して、その施行令、施行規則は、昭和二十一年（一九四六）一月二十六日に公布され、市町村農地委員の選挙を三月中に実施するまでになったが、この第一次農地改革法に対する内外の批判、特に総司令部の不満により、三月中の選挙は四月に持ち越されて、ついに無期延期となった。

この改革法は、敗戦後の日本農業機構再建のために日本政府の手によって真剣にとりあげられた画期的な政策であったが、実質的には、農地価格の決定と小作料の金納制を実現したのみであった。

しかし、この改正法を中心として内外の批判を著しく高めると共に、農民解放指令が発せられたことによって、急速に組織されていった農民団体の革新的な運動と共に、更に第二次農地改革へと発展せしめる役を果たしたのである。

旧町村農地委員氏名

日詰町　（第一回）

1赤沢藤三郎　2平井六右衛門
1藤尾貞　2菅原七三
1長谷川浩一　2野村介石
1新道与次郎　3鷹嶺幸一
1北條惣右衛門　3佐藤末治郎

書記

長谷川芳五郎　村谷正躬

藤原庄蔵

同町

1赤沢藤三郎　3高橋與三郎　（第二回）
1新道与次郎　3阿部亀太郎
2平井六右衛門　3本野正
2菅原七三　3西裏保太郎
3鷹觜幸一　3佐藤末治郎

古館村

2加藤憲太郎　2長谷川清作　（第一回）
2永井道正　3東山浅吉
3長谷川與之助　1根子太郎
1高橋盛一　1本田求平
1小川宗一　1小川倉三
2中野祖源

註（一名多いのは加藤氏県農委員に転出のため）

書記　東山勇　根子たけ
松田駒太郎　北田盛男（雇）
照井誠一

水本雅志

同村

3 東山浅吉　1 本田求平
3 長谷川與之助　3 中野祖源
3 高橋盛一　2 吉田重太郎
3 小川宗一　3 閑正浩

（第二回）

2 永井道正　1 根子太郎

水分村

3 須川幸一　2 谷地幸次郎
1 佐々木哲郎　2 生内善四郎
3 武田正寿　1 鷹木源十郎
1 菅原清一　1 菅川貞雄
1 高橋善治　2 細川忠次郎
1 西田四郎（24・2～）

（第一回）

書記

谷地吉治　吉田敏子
鷹木壮光　村松玉（雇）
泉舘栄喜
須川慶一

同村（第二回）

1 須川幸一　1 細田豊
3 佐々木哲郎　3 坂本栄喜蔵
2 谷地幸次郎　3 須川竹蔵
2 生内善四郎　3 佐藤美郎
3 武田正寿　3 須川慶一

志和村（第一回）

1 細川七五郎　1 須藤倉吉
1 近藤覚十郎　1 畠山慶雄
1 工藤孫八　2 新里新五郎
2 高橋与吉　3 藤尾太郎
2 高橋長兵衛　3 俵源三郎
1 小田中正吾（23・11～）　3 高橋善一郎（24・1～）

書記

西在家長右衛門　畠山憲夫
阿部宙剛　畠山春雄
葛岡千鶴子（雇）　高橋功
佐藤孝子（雇）　小田中清（雇）
斉藤イウ（雇）　日下サチ

同村
鷹觜榮子（屓）
3 細川七五郎
3 畠山憲雄
1 工藤孫八
2 高橋長兵衛
2 新里新五郎

赤石村
1 藤崎光章
1 熊谷重三
1 藤沼金廣
1 滝浦政治
2 箱崎雄一

書記
築田勝夫
藤原恒久
大沼俊雄
藤尾丹司

（第二回）
1 高岡栄治郎
3 弥勒地喜敏
3 熊谷助太郎
3 畠山七五郎
3 浅沼万平

（第一回）
2 阿部忠助
2 滝浦肇
3 藤尾義栄
3 照井儀八
1 滝浦正

高橋孝子（屓）
阿部貞次（屓）
滝浦節子（屓）

同村
（第二回）

1 藤沼金廣　2 藤尾義栄
2 阿部忠助　1 北條政次郎
3 滝浦政次　3 照井儀八
3 高野歳雄　3 高橋由太郎
3 斉藤久吉　3 大沼喜右衛門

彦部村　（第一回）

1 上田安五郎　2 橋本惣八
1 橘栄三　2 作山喜久男
1 橘勉　2 阿部喜一郎
1 佐藤米次郎　3 工藤善三郎
1 栃沢一次郎　3 佐藤文雄
1 橘勇

註（一名多いのは橘勉氏県農地委員に転出のため）

書記　三宅国基　新道照子
西野重雄　作山茂喜

同村　（第二回）

作藤環　衣斗立身（雇）
3 橘榮三

1 佐藤米次郎
3 栃沢一次郎
3 橘勇
1 佐々木久吉
2 藤根長八
3 佐藤善之助

佐比内村

2 佐々木吉郎
2 堀切弘士
3 阿部源吉
2 北村伍八
1 佐々木弥一郎

書記

高橋昌一
鯉沼喜代吉
根水良吉

同村

1 藤井庄太郎
3 中田義雄
3 多田恵一
2 藤井小治郎

（第二回）

中田景利
藤井京子
高橋薫

2 作山喜久男
3 佐藤文雄
3 橘本孝次郎
3 阿部惣五郎

（第一回）

3 中田義雄
1 山影次男
1 藤井庄太郎
1 高橋稲造
1 沼田勇

1 高橋稲造
3 佐々木弥一郎
2 佐々木良八

赤沢村

1 吉田吉次郎
1 藤田定徳
1 田村義久
3 工藤磯吉
2 本間亮秀

書記

遠山三郎
田村久夫

同村

3 吉田吉次郎
1 田村義久
2 内村政吉
1 山田市
2 山田正造
3 大角民哉

3 阿部忠孝
3 佐々木八五郎
3 中村正直
3 平舘時雄

（第二回）

伊藤安見
池田幸雄

2 阿部久作
2 藤原正元
3 平舘清太郎
1 畑沢甚右衛門
1 中村新四郎

（第一回）

3 多田専治
3 石杜辰郎
3 高橋已太郎

長岡村

1 福士金蔵
1 上和野喜久治
1 稲垣喜一郎
1 佐々川亀治
3 工藤賢次郎
3 横沢直治

書記

稲垣正雄
阿部久律
佐々木光三

（第一回）

1 阿部久次郎
2 工藤博基
2 阿部戸次郎
3 七木田勝之助
1 工藤佐一郎（23・10～）

佐々木謙治
横沢育（臨）
半田初美（兼）

同村

（第二回）

1 佐々川亀治（25・9～）
2 阿部戸次郎
3 工藤賢次郎
1 沢田彰
2 細川秀一郎
3 七木田敏弥

1 阿部久次郎
3 佐々木久作
3 工藤定八
3 藤原徳三郎
3 工藤長太郎

〔備　考〕
(1)第一回は昭和21・12・20～昭和24・8、第二回は昭和24・8・18～昭和25・8・1の任期。
(2)1の記号は小作階層、2の記号は地主階層、3の記号は自作階層より選出。

二、戦後の農民運動

長い間の因習と戦争による圧力に押さえつけられていた農民特に小作農農民は、古い殻を打ち破って立ち上ることは容易でないのであるが、終戦後個人の人権の尊厳を基調としたあらゆる自由が認められ、民主々義が喧伝(けんでん)されるや、これまで社会的にも経済的にも虐(しいた)げられていた農民の間において、正しい権利を堂々と主張しようとする動きが始まった。

それに加えて、終戦後間もなく政府において着々農地改革を断行すべく関係法律を立案し、盛んに新聞、ラジオ、雑誌等の報道機関を利用してその内容を報道したため、これがますます小作農民等の動きに拍車をかけ、終戦後間もない昭和二十年(一九四五)十一月、岩手の農民運動に関係していた革新的な人達四、五十名が当時の盛岡市桜小路にあった板金寮に集合し、時の岩手県職員である丸山豊春小作官から、現在政府立案中の第一次農地改革案の概要説明を聞いた。丸山氏はやがて来るべき農民解放の大事業に対する情熱に燃えていた時でもあり、話は非常に感激的であった。この世紀の大事業を達成遂行させるのには、政府の力だけでは不可能であり、絶対に農民の理解と協力なくしては到底農地改革を成し遂げられない。したがって岩手の農民を援護隊として岩手の農地改革を推進しなければ、岩手の農民は永久に救われないと、役人でありながら農民運動の先駆者ともいわれた正義感に溢(あふ)れ、農地改革の直接の功労者でもあり、ついに後年には岩手の農民のために尊い生命をなげうち、岩手県下の農民葬の礼をもって永眠した。当時の丸山小作官の熱誠溢れる講演であった。

早速、丸山小作官の話が終了後、直ちに懇談会が開かれて、岩手県を一丸とした強固な農民組織の必要が叫ばれ、岩手県農民組合連合会を結成するための準備委員会を設けることとし、伊藤勇雄外十数名の委員を選出して、紫波郡では、佐比内村の高橋真一郎が準備委員となった。

準備が整い、昭和二十一年（一九四六）二月二十四日、日本農民組合岩手県支部連合会が発足し、会長に伊藤勇雄を指名し、副会長には佐比内村の高橋真一郎、執行委員としては紫波郡からは煙山村の上杉松兵衛と、水分村の泉舘春松達が役員となり、参加農民組合は五十二組合であった。

当時の農村の客観状勢は、終戦直後の混乱期で、国全体は食糧飢饉であり、農民は肥料や資材の乏しい配給の中から四苦八苦して収穫した米に過剰の供出割当を強制されて、未完納者には強権発動がなされたり、官憲による家宅捜索なども行われた。

また、第一次農地改革のための諸法案も国会を通過して、その実施が迫っていた。

そのために地主は、貸付小作地が解放になるのを見越して、小作人をだましたり、あるいは脅かしたり、あるいは義理人情に訴えたりして小作地取り上げに狂奔した。この土地取上げ件数は岩手県だけで、後年の第二次農地改革中のものまで累算すると一万件にものぼる件数であり、小作人はこの土地取り上げに恐慌して町村に農民組合を作り、その組織力に頼り土地取り上げ絶対反対の意志表示と阻止行動を行った。

県下には、雨後の筍のごとく急速に農民組合や、農民協同組合、農民同志会、農民連盟、農友会等々の名称で農民が組織的活動をすることになったが、県、国と系統的組織を持って活動したのは農民組合だけであった。

それらの昭和二十二年（一九四七）五月末日現在における、町内の旧町村別組合組織状況は旧水分村のごとく二組合があるところや、未設立組合の村もあった。

農民組合結成当時において、組合が最も重点を指向した問題はいうまでもなく小作地取り上げの防止、すなわち

耕作権の確立保全であり、農地改革の推進であった。

その最も有効適切な方法として用いた方法は、未結成組合では農民大会を開催し席上県農地課職員を招聘して農地改革の講演をさせて、趣旨の普及徹底をはかり、当日を契機として農民組合を正式に結成組織した。併せて具体的な農地問題、特に小作地取り上げ、農地の買収等の問題について農地相談をなし、次第に団結力を強化し拡大して行くことであった。

したがって、戦後第二次農地改革の施行までの間に農民組合の運動はきわめて積極活発的であった。

表三―九　紫波町内農民組合組織表（昭和二二・五・三〇）

組合名	地域	組合員数	主たる事業	所属系統	組合長	職業
日詰町農民組合	町一円	八一	農事一般民主化	日農	鷹觜幸一	農業（自作）
古館村農民組合	村一円	二五九	農地改革推進	ナシ	閑正浩	農業（地主）
水分村農民組合	〃	二九〇	〃	日農	泉舘春松	農業（自作）
水分村農民協同組合	〃	二七三	農民道昂揚	ナシ	藤原一郎	農業（自作）
志和村	該当なし					
赤石村	該当なし					
彦部村日農彦部支部	村一円	二五〇	農地改革推進	日農	阿部徳右衛門	農業（自作）
佐比内村農民組合	〃	三三一	〃	〃	高橋真一郎	農業
赤沢村日農赤沢支部	〃	三八〇	農村民主化の促進	〃	本間敬吉	農業
長岡村	該当なし					

三、地主小作人等の動き

農地改革が喧伝されるに及んで、小作農民の動きは農民組合の組織をとおして、いまだかつてない活発さであったが、これに対する地主の動きは表面上はあまり見られなかった。

しかしながら、地主の動きが表面上見られなかったということは、あくまでも組織的な表面活動をしなかったというだけのことであって、その裏面における実質上の動きは百％活動していたことである。

すなわち、第一に小作地取り上げへの狂奔である。農地改革の断行は必至であり、一定の保有地を除いて在村地主の小作地も買収され、残った小作地の小作料も石当七十五円換算の金額に改められるのであるから、地主としては経済的打算から小作地を取り上げようとするのも一応その意味では肯定できる。また復員、引揚失職等による帰農者の増加と食糧事情の窮迫が更にこれに拍車をかけることになった。

したがって、地主はたえず小作人に対して小作地返還の要求をなし、小作人が古い因習を捨てて新しい感覚と自覚を完全に身につけるまでの盲点をついて、泣き寝入りによる合意をえて、こっそりと小作地を取上げた事例が多く、農地改革が軌道に乗る第二次農地改革の施行までの間に小作地取り上げが多数行われた。

また、終戦後いち速く農地解放の必至であることを察知した地主は、「自作農創設維持規則」に基づいて、小作地を小作人の所有欲に乗じて高価格で小作人に売りつけ、自分は更に国から報奨金の支給を受ける地主もあった。

その後、国においては、昭和二十一年（一九四六）十一月二十三日第二次農地改革を施行して、小作地の取り上げについては必ず知事の許可を受けるよう改正し、またこれに先立って昭和二十一年七月二十二日付をもって、旧法による自作農創維持の事業を即時中止するよう通達された。

四、小作調停の増加

終戦後農地改革が喧伝（けんでん）されて昭和二十一年（一九四六）第一次農地改革が実施されるや、裁判所を利用して一部でも良いから互譲相助の美名にかくれて、小作地を取り上げようとする地主の調停申し立てと、その反対に地主の強大な小作地取り上げ要求を幾分でも緩和して小作地継続を期待し、あるいは取り上げられた小作地を再び小作継続を要求する小作人からの調停申し立てが大幅な増加となった。

この表は裁判所で受理した第二次農地改革前の昭和二十一年中の受理件数であり、この数字は空前の受理件数である。裁判所に申し立てしない件数を含めると莫大な取り上げ件数が予想される。

表三―一〇　昭和二十一年度における小作地返還をめぐる小作調停申立

項目			取扱係 地関 土上
受理件数			458件
同上，争議，単位件数			458件
受理内容	地主申立		57件
	小作人申立		401件
争議単位件数の結果別内訳	既済	成立	321件
		不成立	11件
		取下	126件
		却下	
		計	458件
	未済		0件
関係土地面積	田		1,088反
	畑		1,106反
	その他		124反
	計		2,318反
関係人員	当事者	地主	468人
		小作人	502人
	利害直接関係人		101人
	計		1,071人

（註　自昭二一、一、一　至昭二一、一二、三一　盛岡地方裁判所関係事件）

また、裁判所による小作調停でなく、農民は直接県小作官に対し陳情、嘆願による「法外調停」も多く、その内容はほとんど全部が小作地返還をめぐる事件であった。

以上のように小作地返還件数の飛躍的増加は、その主たる発生原因を既に述べたとおりであるとしても、農地関係法律上の欠陥がこれを倍加せしめたことも大である。

第一次農地改革の根本法規であるところの「農地調整法」によれば、小作地の取り上げはその土地の所在する市町村農地委員会の承認を要する旨、規定されてあったが、その権限を与えられていた農地委員会は、総司令部から第一次農地改革の不備を指摘されて、選挙が無期延期となって行われず、したがって農地改革による新たな農地委員会が当時発足していなかったということばかりでなく、合意による小作地返還は一応制限の枠から外しておったからである。そのため第二次農地改革施行後は、小作地返還はすべて市町村農地委員会の審議を経て、知事に許可申請書を提出するよう改められた。

第三　第二次農地改革

一、第二次農地改革の発足

第一次農地改革から第二次農地改革に移行するにつれて、その内容は飛躍的に発展変更した。

第二次農地改革法である「自作農創設措置法」と「農地調整法改正法」案は、いずれも第二次農地改革の基本法案として昭和二十二年（一九四七）八月六日閣議決定され、八月十二日新聞発表となり、衆・参両院を通過して同年十月二十一日公布された。

内容は農地行政を行なう機構として、市町村に農地委員会が設置されることになる。

戦中の昭和十三年(一九三八)から農地委員会が設置されていた町村もあったが、委員は官選であり地主的であった。次いで第一次農地改革では、農地調整法の一部が改正され、地主・自作・小作の各階層から五名の代表制で、昭和二十一年(一九四六)三月選挙を行う予定であったが、総司令部の同意が得られず中止となっていた。

そのため第二次改革では、地主三、自作二、小作五と階層別選出数を改正し、第一回選挙を小雪降り初めた昭和二十一年十二月二十日岩手県下一斉に各市町村で行った。

選挙前の啓蒙宣伝は、日詰小学校講堂において県及び県農業会共催、日農後援の「農地改革の趣旨」と「農地委員会の農地改革に対する重要性について」と題する講演が県の小作主事、県農業会普及宣伝部員達によってなされ、改革意識の昂揚がはかられ、満堂拍手で盛会なものであった。また当時は各町村に農民組合が急激に結成されつつあり、農民がようやく農地改革に対する理解を深めつつあったし、それと呼応するごとく連日新聞、ラジオ放送等で立法の趣旨、農地委員選挙の重要性、棄権、選挙違反の防止等の宣伝がなされた。

選挙結果は地主委員は地主の調整で無競争当選の町村が多く、自小作委員は地主推薦、自薦、農民組合推薦と多様であったが、時代の波に乗った農民組合推薦者が圧倒的に当選した。

年を越して翌年一月には各町村で、委員による会長互選が行われて代表者が決定し、県では各郡ごとに職員を派遣し、紫波郡でも委員及び職員を対象として「改正農地調整法」及び新法の「自作農創設特別措置法」の講習会が三日間の日程で日詰町役場二階で行われた。

そして各町村農地委員会も職員の任命も終わり、農地の一筆調査のため部落補助員も任命し実務に入った。

二月二十日には県農地委員の選挙が施行され、選挙権者は市町村の農地委員だけで、構成は地主六、自作四、小作一〇の定数に農林大臣の選任した五名乃至一〇名の中立委員で会長は知事が充たることになっていた。

町内では地主委員として古館地区の加藤憲太郎、小作委員には彦部地区の橘勉がそれぞれ当選した。

二、第一次農地改革との相違

第二次農地改革は、その実施過程において幾多の修正がされたのであるが、農地改革の着手はポツダム宣言に基づく連合軍総司令部の経済民主化の基本改策に順応して、日本政府の手による第一次の農地改革の法制化において出発したのであり、更に総司令部から日本政府に対する「農地改革についての覚書」によって第二次農地改革へと急速に進展したものである。

その実態について第一次農地改革法と対比しながら相違点及び進歩性について概略を述べることとする。

自作農創設特別措置法

1、第一次改革では、地主の保有面積が平均五町歩であったものは内地平均一町歩（岩手県は一町一反）となり、買収面積が大幅に拡大した。

2、保有面積の計算が「世帯」単位で行われ、不在地主の範囲が第一次改革より拡くなった。

3、自作地は、第二次改革で内地平均では三町歩（岩手県では三町四反）で「耕作の業務が適正でないもの」は超過面積を買収できることになった。

4、請負小作地や不耕作地などは全面的に買収可能となった。

5、農地の所有権移転は、国が介入し一定面積以上の小作地を機械的に買収することとした。第一次農地改革では小作人が買収の意志を申出ない限り、強制譲渡の権力が発動し得ないことにあった。そのために土地を離したくない地主が小作人を強圧し説得する機会が生ずるばかりでなく、自作農の創設が行われる場合でも闇価格が発生する危険が大きかった。

6、保有小作地の選択権については、第一次改革では一定の面積を越えない範囲内で地主の選択が出来たが、第二次改革では町村農地委員会が決定することとなった。

7、買収の方法として市町村農地委員会が買収計画を作成し、県農業委員会が承認した買収計画にしたがって、県知事が買収令書を交付し、買収の期日において政府は農地の所有権を取得することとし、土地収用法の収用と本法の買収とは法律上同一の性質であるが収用といわず買収という字句が用いられた。

8、市町村農地委員会が買収計画を作成する場合は、原則として計画作成当時の事実によって決定するが「市町村農地委員会が相当と認めたるときは」「昭和二十年十一月二十三日当時の事実に基いて」遡及して買収計画を作成することもできた。

9、買収対価及び報償金の一部は現金で、他は年利三分六厘、三十年以内の年賦支払の農地証券で支払われる。

10、政府が買収した農地は「自作農として農業に精進する見込のあるもの」に売渡される。

11、小作農の農地代金は年利三分二厘、三十年以内の年賦支払ができる。

12、市町村農地委員会が自作農となるべき者の申出により、宅地、建物、採草地、農業用施設等の買収を相当と認めたときは、政府がこれらのものの買収ができる。

13、開墾適地は、十町歩未満は市町村農地委員会、十町歩以上は県農地委員会が買収計画を作成することとした。

農地調整法

1、第一条の目的では、第一次改革の昭和十三年制定当時の字句がそのまま用いられ「互譲相互の精神に則り農地の所有者の地位の安定及び農村の経済更生及び農村平和の保持」という字句が、第二次改革では削除されて新たに「耕作者の地位の安定及び農業生産力の維持増進を図る為農地関係の調整を為すを以って目的とす」と改正された。

2、農地の移動統制は、第一次改革よりも厳重となり「耕作を目的とする」場合も統制することとした。
3、耕作権の確立については、市町村農地委員会の承認を要することとし、新たに賃貸借の「解除」を追加し、承認のない「農地の賃貸借の解除、解約、更新の拒絶」は罰則の対象とすると共に法律上無効となった。
4、最高小作料の規定を新しく設け、更に小作契約文書化の規定を設けた。
5、市町村農地委員会の構成は、第一次改革と異なり、地主自作を土地の所有者と考え土地の所有者と小作人との人数を等しくし地主三、自作二、小作五の階層別に定め世帯単位の所有耕地面積、耕作地面積で決定し、成人の世帯員は全部選挙、被選挙権を有する点が第一次改革と異なる。
6、会議は公開であることが明文化した。

第四　農地の買収と売渡

一、農地その他の買収

(一)　農地の買収

農地委員の選挙も終了し、委員の互選による会長も決定して、職員の事務機構も整い、調査の末端事務を担当する部落補助員の任命委嘱も行われ、委員会長以下全員が未知の農地改革事務に取り組んだ。

その事務量も莫大なものであったし、机等の備品、消耗品たる各種の調査用紙類、人件費等は国庫支出金として県を通じて補助金支出がなされ、誰(だれ)もが未経験な行政事務を担当することとなった。

まず、最初の仕事は「買収台帳」の作成であり、委員、職員、部落補助員が一体となり雪降り積もる極寒の中を

各農家を訪れ、土地台帳と現況とを照合し、地目、地番、地積、所有者、耕作者、台帳地目が異なり現況農地である土地等について、各筆ごとの慎重綿密な調査を行った。そのことは強権により土地買収を強行するもので、もし間違いが発生すると個人の所有権を侵害することになり大問題が発生することになるので買収調査は慎重をきわめた。

調査の結果は「表三―一一」のとおりであり、買収計画樹立に当たって不在地主所有分は比較的容易であったが、在村地主の買収は、小作地一町一反の範囲内で保有が認められたが、耕作面積の合計が三町四反以上の地主は保有地が認められず、二町三反以上の地主の保有地は耕作規模によって異なったし、保有土地も地主の希望する土地でなく、農地委員会の指定した場所であった。

表三―一一　昭和二十年十一月二十三日現在における買収直前の調査表

区分		在村地主所有地	不在地主所有地		計
			隣町村に居住するもの	その他のもの	
詰田	田	六八町一二一二	六町一八一九	一二町五五一五	八六町八六一六
	畑	二六町二五二九	四町一八〇五	四町七二二四	三五町一六二八
	計	九四町三八一一	一〇町三六二四	一七町二八〇九	一二二町〇三二四
日館	自作地	五一町九九一四			五一町九九一四
	小作地	四二町三八二七	一〇町三六二四	一七町二八〇九	七〇町〇四〇〇
	田	一三二町四二一八	六五町一七〇二	四四町四八二七	二四二町〇八一七
	畑	七四町七八〇四	四六町〇九〇五	一九町五五二七	一四〇町四三〇六
	計	二〇七町二〇二二	一一一町二六〇七	六四町〇四二四	三八二町五一二三
古分水	自作地	九六町九一一〇	二五町三六〇三		一二二町二七一三
	小作地	一一〇町二九一二	八五町九〇〇四	六四町〇四二四	二六〇町二四一〇
	田	四一三町一七〇三	七三町一九二九	一六町八四〇一	五〇三町三一〇三
	畑	一七三町二四二二	一四町二〇〇〇	三町五五一九	一九一町〇〇一一
	計	五八六町四一二五	八七町四九二九	二〇町三九二〇	六九四町三一一四

| | | |

	小作地	八一町二一一七	三七町二七二一	一一八町四九〇八
岡	田	二〇五町〇三一八	一四町七三二五	五二町二三一七	二七〇町〇〇〇〇
	畑	一〇六町三七二一	三町二六〇七	二一町〇二〇五	一三〇町六六〇三
長	計	三一一町四一〇九	一八町〇〇〇二	七三町二四二二	四〇二町六六〇三
	自作地	二二三町八六〇四	七町六九二二		二三一町五五二六
計	小作地	八七町五五〇五	一〇町三〇一〇	七三町二四二二	一七一町一〇〇七
	田				
	畑				
合	計	三、九七九町七八〇〇	四六四町四〇〇〇	四三六町〇〇〇〇	四、八七九町九〇〇〇
	自作地				
	小作地				

それは「自作農創設特別措置法」に売り渡し計画を樹立するに当たって、農家に売り渡しの機会を公正にしなければならないと規定されており、かりに買収地主の希望で自宅周辺の一ケ所に、保有地を一纏めにして残したとすれば、その保有地を耕作していた小作農は農地解放の恩典に浴せず、同一地主の遠隔地を耕作していた小作農は全面積買収の対象となり、地主宅周辺を耕作していた小作農との不均衡ができる結果となる。それらのことを念頭に入れて買収計画を作成しなければならず、地主が不満で異議申し立てなどした例もある。

そこで最初の計画は割合問題の起きない全面積が買収の対象となる不在地主の所有地を、買収するよう、県よりの指導で第一回農地買収計画を樹立し、慎重審議の上議決し、昭和二十二年（一九四七）三月三十一日県農地委員会の承認を受けて成立した。

その後、おおむね三か月ごとに買収が繰り返されて、最終買収は昭和二十七年三月三十一日・第十四回の買収まで続けられ、買収面積及び買収された地主戸数は「表三―一三」のとおりである。

表三―一二　農地買収面積と対価（昭和二五・八・一現在）

町村別＼区分	田		畑	
	面積	対価	面積	対価
日詰	三一町一九〇九	一八一、八二六円〇〇銭	一二町八三一九	二六、三〇一円五七銭
古館	一一三町八六一三	五六二、六八二円〇〇銭	六五町一三〇九	九七、八二一円一二銭
水分	一三一町〇〇〇六	六四〇、一一六円五五銭	二七町七二一九	三三、八二二円一〇銭
志和	一八四町六一〇九	一、〇二八、三〇七円一〇銭	四〇町一〇二一	五四、六八六円一六銭
赤石	一七二町九六二九	一、一九三、一八六円〇〇銭	五七町六四二四	一〇六、五六一円八一銭
彦部	八三町四六一四	五四九、三四一円一五銭	二五町四七一〇	五二、三六六円九〇銭
佐比内	二四町九三〇二	一〇六、七〇五円四四銭	二六町六六一五	三一、九六五円七四銭
赤沢	四八町六八〇八	二三二、〇四一円六〇銭	四二町四〇〇四	四六、七七三円四〇銭
長岡	八五町九五〇一	五五二、九五五円三六銭	四四町二二二五	九五、八五三円六四銭
計	八七六町六七〇一	五、〇四七、一六一円二〇銭	三四二町二一二六	五四六、一五二円四四銭

表三―一三　農地を買収された地主と戸数

日詰区分＼買収された面積別（含物納面積）	個人地主		法人地主	計
	在村地主	不在地主	在村地主	不在地主	
五反未満	一二戸	五〇戸		二戸	六九戸
五反以上一町未満	一戸	一五戸		一戸	
一町以上三町未満	二戸	四戸	二戸	一戸	
三町以上五町未満					
五町以上一〇町未満	一戸				
一〇町以上五〇町未満					
計	一六戸		二戸	四戸	

古館				水分				志和				赤石				彦部			
個人地主		法人地主		個人地主		法人地主		個人地主		法人地主		個人地主		法人地主		個人地主		法人地主	
在村地主	不在地主	在村地主	不在地主	在村地主	不在地主	在村地主	不在地主	在村地主	不在地主	在村地主	不在地主	在村地主	不在地主	在村地主	不在地主	在村地主	不在地主	在村地主	不在地主
二〇戸	六〇戸		一戸	九二戸	八六戸	二戸		一〇三戸	八四戸	一戸		四三戸	一六一戸		五戸	五三戸	八六戸	五戸	二戸
五戸	二二戸		二戸	一八戸	三四戸		二戸	一八戸	二六戸	一戸		一一戸	五四戸	二戸		四戸	二三戸	一戸	
八戸	一七戸	四戸		七戸	一五戸	二戸		三七戸	二〇戸	二戸		一三戸	三九戸	一戸	二戸	九戸	一四戸	二戸	
二戸	三戸			一戸	一戸			七戸	一戸			一戸	七戸			二戸	二戸		
二戸	三戸	一戸	一戸	五戸	三戸			二戸	三戸			二戸	二戸			二戸	一戸		
一戸	四戸			一戸	一戸			一戸	一戸			二戸	一戸						
四戸	五戸		二戸	一二四戸	一三九戸	四戸	二戸	一六八戸	一三五戸	四戸		六八戸	二六五戸	四戸	七戸	七〇戸	一二六戸	八戸	二戸

		在村地主	不在地主	在村地主	不在地主	在村地主	不在地主	在村地主	不在地主	在村地主	不在地主	在村地主	不在地主	
		個人地主		法人地主		個人地主		法人地主		個人地主		法人地主		
佐比内		四八戸	二一戸			四〇戸	七〇戸			四一戸	一一二戸		一、二〇四戸	
		六戸	五戸	二戸		五戸	一〇戸			八戸	一九戸		二九六戸	
		四戸	四戸	一戸		二戸	五戸			七戸	一二戸	二戸	二三八戸	
						二戸				三戸	三戸		三五戸	
						二戸				一戸	二戸		三一戸	
		一戸											一二戸	
		五九戸	三〇戸	三戸		五一戸	八五戸	二戸		六〇戸	一四八戸	四戸	一、八一六戸	
計														

(二)　財産税物納農地の所管替

買収農地調査の際に昭和二十一年地主が財産税として大蔵省に物納していた土地もあった。

財産税は臨時非常の税として用いられ、財産そのものを税源とする実質的財産税（一名資本課税）といわれる臨時税であり、その例としては一九一九年第一次世界大戦後「ドイツ」の帝国緊急財産税や、同年「イタリア」等の例があるが、日本でも敗戦による国庫財源の不足から臨時税として課税徴収され、敗戦の混乱期に富有地主がこうむった強収課税である。

その内容は昭和二十一年（一九四六）三月三日午前零時に、所有していた財産のうち生活資材関係の財産を除外して、有価証券・預貯金・装飾品等々の動産類・土地・家屋等の不動産類の合計金額が十万円をこえる者は、その超過額に対して百分の二十五の税率で高額財産所得者に対して逐次累進課税され、最高は一千五百万円以上の財産所有者で税率は百分の九十というもので、現金納税の困難な者は土地等の現物納入も認められた。

その頃は、第一次農地改革が未執行で待機中であったが、買収に先立ち農地を大蔵省に現物納入をしてあり、同省から農林省へと所管替えを行わなければ売り渡しが出来なかった。それらの所管替えを行った面積は「表三―一四」の通りである。

表三―一四　財産税物納農地調（昭和二五・八・一現在）

町村別	区分	田 面積	田 対価	畑 面積	畑 対価
日詰	在村地主	一町九八二三	二一、九七三円二〇銭	○	八四六円二四銭
	不在地主	一町九五二四		三三一八	
古館	在村地主	一一町六〇〇七	三〇一、一四六円〇〇銭	○	一五、八一一円六八銭
	不在地主	三七町〇一一九		六町九九〇七	
水分	在村地主	二町二四一〇	一二〇、四三九円二〇銭	○	一、三三六円〇八銭
	不在地主	一七町〇八一六		一町四二〇〇	
志和	在村地主	七町九九一九	一六三、四五四円四〇銭	○	七五二円六四銭
	不在地主	二〇町八八一五		五九〇三	
赤石	在村地主	○	三三七、六二七円二〇銭		七、四二八円〇〇銭
	不在地主	五八町〇六一〇		五町〇六〇八	

彦部	在村地主	九五〇四	九五、一二八円〇〇銭	一町六四一三	一六一〇	五、〇六〇円一六銭
	不在地主	一町二二〇八				
佐比内	在村地主	一町四八一二	七、四七六円四〇銭	〇	〇	〇銭
	不在地主	〇		〇		
赤沢	在村地主	一町〇〇〇一	一二、五二三円〇〇銭	二〇二	八八六円三六銭
	不在地主	一町四四二二		一町三一二四		
長岡	在村地主	七町三四二四	一〇〇、五六四円八〇銭	一町一四〇九	九、二七八円八八銭
	不在地主	七町四二〇四		二町四九二七		
計	在村地主	三四町六一一〇	一、一六〇、三三二円二〇銭	二町八〇二四	四一、四〇〇円〇四銭
	不在地主	一四五町〇九二八		一八町三八一七		
	計	一七九町七一〇八		二一町一九一一		

注（当時は田一反歩が五百五十円前後であった。）

㈢　農業用施設の買収

農地以外に農家が借入していた宅地、建物、溜池、農業用施設等は農民の申し出により国が買収し、それら施設を利用している個人や共同利用者に売り渡すための買収計画も作成された。

それらの買収面積及び種別は「表三―一五」のとおりである。

表三―一五　農業用施設買収調（昭和二五・八・一現在）

区分	宅地		建物			溜池		
	買収面積	件数	宅地	その他	面積	件数	揚排水機
日詰	九二二坪〇〇	三			七畝二〇歩	一	

古館	八、九三九坪〇〇	五八	一棟				一
水分	八、五三六坪三八	四〇	四棟		一反七畝〇一歩	二	
志和	一三、八七七坪一二	六五	五棟	九棟	一反二畝〇二歩	三	
赤石	一八、四三八坪五六	七三	三棟				
彦部	一二、一二三坪四二	四〇	二棟				
佐比内	二、五五三坪八一	一五			三反〇畝二五歩	三	
赤沢	一五、〇三九坪〇〇	三〇			一反六畝〇六歩	二	
長岡	一五、八六五坪二二	四一	一棟				
計	九六、二九四坪五一	三六三	一六棟	九棟		一一	一

㈣　未墾地買収

第二次農地改革事業が発足した当時は終戦直後の食糧難時代であり、食糧増産が叫ばれ緊急開拓がなされていた。応召軍人の帰国や外地よりの引揚者、軍需工場よりの帰農者等々で、食糧配給も思うようにできず欠配が続く時代であった。そのため入植を希望する者が増え、傾斜度十五度以下の山林、原野等で開墾適地と認められる土地は買収され、入植希望者に純入植、地元増反として、県知事の許可のある者に土地を配分し、開墾成績の達成した者に売り渡すことになっていた。

そのために、官有地、民有地の別なく適地は調査され、十町歩未満の適地は市町村農地委員会で、十町歩以上の適地は県農地委員会において買収計画が樹立され、買収計画を不当とする地主達によって町村農地委員会に異議申し立て、町村農地委員会で否決されると更に県の農地委員会に訴願したりして買収計画承認までかなりの迂余曲折があった。

表三―一六　未墾地買収調（官民有地合計）（昭和三七・三・一現在）

地区	場所	面積
日詰		〇
計	〇件	〇
古館	二日町新田	五一〇
	柳原追分	五町一四〇八
	第二北七久保第一〃	一町一二八
	西七久保第二第二追分	三町五六二
		一町〇八〇七
		一町〇七四
計	七件	一九町一〇四
水分	船沢第二船沢薬師	一三町二九〇〇
	第二薬師第二船沢	三町七八〇四
	第二船沢第三〃	八町〇三〇三
	土森	六町三五一七
	陣ケ丘	一九町七三三
	両沼	三町八四一一
	〃	六九九
		七町三〇七
		三町四〇〇九
		三三二

地区	場所	面積
水分	両沼	（八九）
	一〇件	六六町五六二五
計	（一一件）	（八九）
志和	関沢山	一町五三二六
計	一件	一町五三二六
赤石	南野原	七〇町九二三
	〃	一〇三町八九〇二
	〃	三八町三六二八
	〃	六一町八三三
	〃	四町四三〇一
	〃	（一町七三〇五）
	〃	五四
	桜町	一町六八〇六
	〃	一七一八
	犬渕	一町一四〇八
	南日詰	一町九七一九
	南野原	（四町八三九）
計	一〇件	二八四町三八〇一
彦部	（一一件）	（六町五六〇四）
	犬吠森	一〇町七八三

地区	場所	面積
彦部	館森	五〇一
	暮坪	九町五六一八
	〃	（三町四〇〇〇）
	〃	（六〇〇〇）
計	三件	二〇町四三一
	（一一件）	（三町〇〇〇〇）
佐比内	黒森	一九町五七二六
	神田	一町三〇〇
	中山	一町一〇〇〇
	鴨目田	三町〇〇〇〇
	古館	八町六三一
	〃	五町五〇〇〇
	〃	（三町一〇〇〇）
	外ケ沢	五九一四
	〃	三町〇〇〇〇
	〃	九四一四
	船割	三町九〇〇〇
	〃	七〇〇〇
	中山	三町三〇〇〇
	〃	三〇〇〇

| 佐比内 | | | 計 | | 赤沢 | | |

地区	件数	面積
日詰	〇件	〇
古館	七件	一九町一〇〇四
水分	一〇件（一）	六六町五六二五（八二九）
志和	一件	一町五三六
赤石	一〇件（三）	二六四町三八〇一（六町五六〇四）
彦部	三件（三）	二〇町四三二（三町〇〇〇〇）
佐比内	一四件（三）	五一町三七二五（二町五〇〇〇）
赤沢	二八件（一）	九五町七一〇四（三町二六〇〇）
長岡	三件	一九町五〇九
計	九四件（八）	五五八町六二五（一五町四一〇三）

註（　）は買戻し面積である

官有地については営林局管理を農地局管理の財産に所属替えを計画し、民有地については買収計画書を作成した。その区分及び買収面積は「表三―一六」のとおりである。

㈤　牧野の所属替え

明治初めの前述した官私区分で、藩制時代に近くの里山で行っていた秣場や厩肥の原材料たる草刈場を官有地に編入されて、刈場所を失った農民は営林署に陣情、請願等を行い、ようやく借り入れをしていた放牧地、採草地等の賃借権があり、現に採草、放牧の用に供しているものは所属替えの対象となり、地元賃借入等の申し入れにより、営林署職員と同道で現地調査を綿密に行い、払い下げの是非を確定し当該土地の明確面積の把握をした後、所属替え計画書を作成し借用小作人等に売り渡す前提事務として林野庁より所属替え計画を作成した。

二、売　渡

国が買収した農地、開拓適地として認定した未墾地、その他農業用施設として申し出のあった土地物件の買収計画の樹立承認、財産税の現物納として大蔵省財産となっていた農地の所管替え、林野庁所管の開墾適地及び営林署と合同調査で払い下げ決定とした土地の所属替え計画書の作成等で多忙な事務量であったが、これと併行してそれら買収計画が県農地委員会の承認を受けたものから逐次売り渡し計画の作成をしなければならなかった。

法律では小作人の農地の買い受けの機会を公正にするごとく配慮することが条文化されていたが、売り渡し計画

では買収計画書作成のとき、現に耕作の業務に従事していた小作人に売り渡さなければならない規定であり、勝手に売渡人の変更などはできなかった。

したがって売り渡しの機会公正については買収後は不可能なことであり、法律的にも違反行為であった。そこで対策としては不在地主の当然買収地はそのまま全面積が買収されるが、在村地主の小作保有地一町一反歩の指定の際、地主の希望する自宅周辺の一括保有をさせることなく、売り渡しの際の機会公正を念頭に置き買収しなければならなかった。

そのために、売渡計画が作成されてから一部農民が不公平であると騒いだところもあったが、地主勢力の強い委員会では、とかく保有地が地主の希望地に一括されがちであった。また、小作人の買受の機会をえさせる方法として、小作地の売渡を受けながら逆に小作地を貸し付けている農家もあり、それらの農家は小作地が売り渡されると全耕地が自作地となり自作兼地主となるが、在村地主は一町一反歩以内の保有地が認められるのであるが、自分が解放売り渡しを受けた範囲の小作地を解放し、共に自作農家になった感激を喜び合い、反面解放してくれた地主の心情を偲ぶことの意義を説き保有地の申し出買収をせしめ、小作人の買い受けの機会均等に協力を得べく委員、職員が機会あるごと要請を重ね小作地売渡を受けた在村地主全員の協力を得たところもあった。

また買収の際は一筆で買収したが小作人が数人で耕作しており、分筆しなければ売り渡し計画作成不可能の土地もあり、そのころは農地事務も緒についたばかりで、後年事務職員の講習等により土地、家屋調査士の免許取得以前のことなので村外から資格のある調査士を依頼して分筆事務を代行させたりした。

水分地区にあった珍しい例では、宗教法人木宮神社（古館）所有の水分地内に所在する田であったが、買収については不在地主であり、宗教法人の所有する農地であったので、当然買収してなんら異議がなかったのであるが、売渡計画を作成中に売り渡しを受ける権利があると称する者が数名あらわれて、委員会で実情調査したところ、小

表三―一七　売渡農地面積（昭和二五・八・一現在）

町村別＼区分		田		畑	
		面積	対価	面積	対価
日詰	買収分	三一町一九〇九	二〇三、七九九円二〇銭	一二町八三一九	二七、一四七円八一銭
	財産税物納分	三町九四一七		三三二八	
古館	買収分	一一三町三三二五	八六一、八二九円六〇銭	六四町二五〇二	一一二、七一五円一〇銭
	財産税物納分	四八町六一二六		六町九九〇一	
水分	買収分	一三〇町九三一五	六三九、六八七円七〇銭	二七町七〇二五	三三、七九三円六四銭
	財産税物納分	一九町三二二六		一町四二〇〇	
志和	買収分	一八三町〇七一九	一、一八二、三五一円五〇銭	三九町九四一二	五五、二二五円六八銭
	財産税物納分	二八町八八〇四		五九〇三	
赤石	買収分	一七二町九六二九	一、五三〇、八一三円二〇銭	六七町三七二六	一一三、二五一円二五銭
	財産税物納分	五八町〇六一〇		五町〇六〇八	
彦部	買収分	八二町九二〇八	六四〇、五三二円九三銭	二四町六九〇四	五六、六四九円一一銭
	財産税物納分	一三町一七一七		一町八〇二三	
佐比内	買収分	二四町九三〇二	一一四、一八一円八四銭	二六町六六一五	三一、九六五円七四銭
	財産税物納分	一町四八一二		〇	
赤沢	買収分	四八町六八〇八	二四四、五六四円六〇銭	四二町四〇〇四	四七、六五九円七六銭
	財産税物納分	二町四四二三		一町三二二六	
長岡	買収分	八五町七〇二四	六五二、〇二一円三六銭	四三町五二一四	一〇四、三九一円四〇銭
	財産税物納分	一四町七六二八		三町六四〇六	
計		一、〇六四町四七〇二	六、〇六九、七八一円九三銭	三七〇町五九〇六	一、五一九、六九九円四九銭

作人ではなく請け負い耕作であった。更に何年耕作したなどと神社の氏子達数名で互いに主張し、耕作人達の地元である古館農地委員会長の配分裁定書なるものが送付されるなどしてかなり混乱した。

しかし「自作農創設特別措置法施行令」第四十三条により、昭和二十年（一九四五）十一月二十三日現在において誰が耕作の業務を営んでいたのか事実調査の結果に基づいて売り渡し者の決定をしたが、日常面識のない人達であり事実確認に閉口した例もある。

総じて売り渡し計画は売り渡し人からの異議、訴願等も少なく順調に作成されたが、前述した分筆売り渡しでかなりの面倒をした。

それら買収、売り渡しの計画作成事務と「農地調整法」に基づく小作地返還要求が、大幅に地主から委員会に提出され、当時の小作地は知事の承認を受けなければ効力が発生しなかったので、町村委員会の審議を受け意見を付して知事に許可申請がなされた。

一方買収した農地は農林省に、売り渡しをした農地は農林省から売渡人へと知事名による嘱託登記を行わねばならず、昭和三十年（一九五五）各町村合併し紫波町が発足した後も登記事務が引き継がれた。

それら売り渡しの実積戸数等は「表三―一八」のとおりである。

表三―一八　売渡を受けた農家戸数（昭和二五・八・一現在）

区分	五反歩未満耕作	五反歩以上一町歩未満耕作	一町歩以上二町歩未満耕作	二町歩以上三町歩未満耕作	三町歩以上五町歩未満耕作	村外耕作	計
日詰	七四	三七	三八	四		三六	一八九
古館	四〇	五二	一一九	五四	六	九三	三六四
水分	四六	七七	一九三	二		八一	三九九

志和	六〇	一二九	二八六	八五	一五	一四	五八九
赤石	二九	八六	一八五	六〇	一〇	九四	四六四
彦部	四三	六一	一一九	三六	五	一五	二七九
佐比内	二五	四三	六五	一〇	一	〇	一四四
赤沢	六	四四	一〇九	二八	一	二二	二一〇
長岡	二九	五九	一四三	一五	二八		二七四
計	三五二	五八八	一、二五七	二九四	六六	三五五	二、九一二

三、農地改革指定村

農地改革が始まった昭和二十二年（一九四七）二月、水分村農地委員会長が県の呼び出しを受けて新しい農地改革担当行政課として新設された農地課に赴き、丸山新農地課長より知事名の農地改革指定村の辞令書を交付された。

それはこれから始まる農地買収、売り渡し、その他これに付随する行政事務を「自作農創設特別措置法」と「農地調整法」及びそれらの施行令、施行規則により忠実に履行運営をすることが指定の趣旨である。その事によって地主達の多少の抵抗は予想されるが法律を逸脱することなく、法律規定通りの行政事務をやってほしい旨を申し渡された。

当時は県下に二百二十七の市町村委員会があり、水分はその任に非ずと固辞したが、指定されることにより多少の事務的繁雑も考慮されるので、職員一名分の補助金を交付するので是非協力してほしいと要請されて引受けることとなった。

さて、引受けてはみたものの未知の事務内容であり、委員、職員ともにわか勉強を余儀なくされ、関係法令、遂条解説、事務必携などいろいろと参考資料等を集め打合会、特に県職員の応援を得て研修会等も催したりした。

本来、戦後の農地改革は敗戦により連合軍総司令部の関与を受け、農村民主化と封建的色彩を色濃く残している小作制度を解体し、自作農化することの占領政策の一環であった。

そのためアメリカ本国でも、日本の農地改革には重大な関心を持っていた。そこで実態を調査すべく、第一回の不在地主の買収計画が承認され、第二回買収計画と第一回売渡計画の作成途中の最も多忙な時期の昭和二十二年（一九四七）七月二十二日と翌二十三日、アメリカ農務省よりアーサー、レイパー博士を団長とする調査員と、総司令部天然自然局の軍政官、岩手軍政部のバッシーイ大佐、車輛運転兵士、通訳、農林省農地関係役人等々が大量の車輛で来村し、地元委員会はもとより県農地課職員も出動して接待に当った。

この調査は北海道、東北、中部、近畿、中国、九州の各ブロックから一委員会ずつを抽出調査するもので事務関係を調べるもの、小作人宅を訪れるもの、地主宅を尋ねて農家の実態を掘り下げ調査するもの等々であった。

この調査が始まったところ意外なハプニングが起った。それは供米割当てが敗戦の虚脱で未完遂の農家がかなりあった。そこへ農地改革調査に多数の外国軍人が村に入ったことで誰が飛ばしたデマなのか「供米督励に来村したもので未完成農家は処罰されるそうだ。」との話が囁かれ、田掻きを目前にした農家は走り廻る米軍のジープに驚き慌てて農業会に供米出荷する者が現われ、一日にして百数十俵の出荷があって笑い話の種となった。

さらに調査団は翌年秋十一月にも同様の編成で、第二回調査を前年同様二日間の日程で行なった。今回は調査初日に地元へ宿泊するとのことであった。村には宿泊施設もなく、調査団長と女性の調査員は細川繁栄氏宅に、その他の大勢は光円寺の本堂に宿泊することにして、炊事は婦人会で受け持ち地元の御馳走ということで小豆餅等を供したところ大変珍しがられた。寝具は県の開拓課が担当し、毛布を大量持参して、テンヤ、ワンヤの大騒ぎを演じ

た。

その時の調査結果が翌二十四年末アメリカ本国で出版され全文英字であるが、当村に関係ある事項を翻訳すれば、東北地方の岩手県といえば、北海道よりも文化の意識もおくれた地域と思われていたが、実際現地に入り調査した結果では県の指導のよろしきをえて、法律的にも忠実な事務執行と農民の農地改革に対する意識も調査対象地区の上位であると、過褒されて県も面目を施したと農地課長も喜んだ。

四、農地解放地主連盟

農地買収が国によって強制的に買い上げられること及び価格は不当に低廉であることは、共に買収された地主の容認でき得ることでなく、加えて諸物価が戦後のインフレで急上昇を続けているとき、戦時中の昭和十六年（一九四一）二月一日施行の「臨時農地価格統制令」の影響を受け、戦後の農地価格も、土地賃代価格の田は四十倍、畑は四十八倍と法定して買収することは不当な行為であるばかりでなく、国の最高法規である憲法第二十九条の財産権の侵害である。かりに一歩譲って社会公共のためであるとしても買収対価は正当な補償ではないとして、全国的に訴訟が各地に提起されて争われたが、最高裁判所で農地買収及び価格の決定は憲法違反に該当しないとの判決が出されて、原告地主の敗訴に終った。

地主達にすれば到底納得し得るものではなかったが、国の司法の最終判決なのでいかんとも致し方がなかった。そこで買収価格に対して不満の地主達が糾合して、農地解放地主連盟を結成し、末端を市町村とし、郡・県・国と組織された系統のもとに、国に対して不当価格の損害賠償要求を申し入れ、政治的にも活発な運動を繰り返し行った。その甲斐あって買収農地に対し水田一反歩につき一万円、その他の畑・未墾地・採草放牧地についても一定割合による報奨金が、十か年均等払い無利子の証券で買収地主に交付されて、解放地主連盟も初期の目的を達成

し、各町村とも自然解散となり、戦後の農地改革もようやく終了することとなった。

第五　農地改革後の農地の動き

一、田の動き

世紀の大事業といわれた太平洋戦争後の農地改革事業が一段落し、永年にわたる小作農として農業に従事してきた小作農民も、国による小作地の買収、売り渡しによって大幅に自作農化して、自己の所有する田畑を耕作することが出来るようになって、増産意欲も高揚し、経営方法の改善、栽培技術の修得等、自作農民としての自覚も備わり増収に努力し、品種の改良等もなされて増産に拍車がかかり、考え方も民主化されて、法律制定の初期の目的が達せられた。

そのころは食糧難時代であり、国はその対策として大規模な開拓が全国的に計画実行され、それら用水の確保の必要から各地に大規模な多目的ダムが構築され、発電施設等を完備した用水ダムが築かれるようになった。

それらの一環として山王海ダムが建設されることになり、藩政時代から水不足により流血の惨事を見ることも珍しくなかった滝名川流域の農民たちの永い間の念願であり、先人、古老たちの時代から灌漑用水確保の陳情、請願をいく度となく要請し続けてきた甲斐が稔り、ようやく昭和二十一年(一九四六)十一月着工となり同二十八年(一九五三)十月二十三日に落成式を行った。

そのことは湖底に沈む山王海の人々にとっては、永年住み馴れた故郷を棄てて移住を余儀なくされるという多大な犠牲によって、滝名川下流水域の灌漑と新規開田開発が行われることとなった。

水路は志和稲荷神社前で南北に新規幹線が開削され、従来の滝名川本流と三方に分岐されて旧田地帯の補水と新規開田の灌漑用水となった。従来旱天の年には志和稲荷神社前で南部領民たる水分・古館・日詰地域の農民と、八戸領民たる志和、南部領民の赤石地域の農民との間で水喧嘩が起り、投石、棒叩き等による死闘を繰返してきた水争いも、ダムの完成によって消滅し下流の水域地帯の村々にも稔り豊かな平和が訪れてきた。

湖底と化し故郷を去った水没犠牲者の山王海部落の人々は、大半が志和地内の南野原に移住し、その他の人達は永住の新天地を他町村に求めて山を下った。

山王海ダムの完成によって国営の南野原開拓や京田地区、共同施行による焼野開田等の開田工事が実施された。

また、赤石普通水利組合の昭和八年（一九三三）建設され北上川より揚水していた電気揚水所（場所、県立紫波病院東裏）は、その必要がなくなり解散した。

西部地帯の水分地区の一部、古館・日詰地区の灌漑用水として利用してきた鹿妻穴堰水路も三面舗装水路となり、上流は国営、下流は県営事業で行われ、支流の灌漑水路や排水路等についても同様受益耕作規模によって、国・県営事業として旧来の河川水路が三面舗

表三―一九　大規模開田実績

地区名	面積	事業主体	所属土地改良区
南野原	二一五・二ha	国営	山王海土地改良区
廿木	四四・七ha	〃	〃
その他個人	一二八・六ha	各個人	〃
焼野	二九・七ha	共同施行	〃
陣が岡	一八・三ha	団体〃	鹿妻穴堰土地改良区
両沼	三・一ha	共同〃	〃
大巻	三五・〇ha	土地改良区	
暮坪	一三・六ha	〃	
六日町	一八・〇ha	〃	
峠	八・〇ha	共同施行	
佐比内ハイロット	田八七・〇ha 畑一二・〇ha	〃	

表三―二〇　各地区の区画整理事業

地区名	施行開始年	施行主体
日詰	明治二十七年	岩手県下で二番に古い整理。共同団体
古館	昭和十四年	団体
水分	昭和二十七年	水分土地改良区
志和	昭和三十一年	山王海土地改良区
赤石	昭和三十一年	〃
彦部	昭和三十年～四十六年	彦部土地改良区
佐比内	昭和五十一年～五十七年	東部開発土地改良区
赤沢	昭和四十八年～五十年	〃
長岡	昭和四十年～四十八年	長岡土地改良区

装に大改修されて、通水量が大幅に拡大し補水量も改善された。

したがって流水地域内でも自主開田がなされ、陣が岡、両沼地区の開田工事が施行されている。

川東地帯についても同様に稲作りは魅力と期待のある栽培で、労力面でも永年栽培してきたものであり、不安もなく国の開田奨励政策と相まって、北上川からの揚水による開田計画が実施され、長岡・彦部・佐比内地区に開田造成工事がなされている。

それら以外にも個人で、あるいは数人の共同による開田工事が行われ、畑地の開田や原野、森林等の適地は急速に開田化されていった。

このことは水田は農作業は簡易であり労働力も比較的かからず、米価が毎年僅少ながら上昇し農家所得の増加額は他作物より有利であることなどによるが、戦後驚くべき発達を遂げ播種から収穫まで農機具による機械化ができたことと、農薬の開発による省力栽培が可能となり、栽培方法も一新されたことによるものであり、自然流水では不可能な山の高所までも開田せられ、全国的に開田ブームが捲き起り、米の生産が過剰となりその抑制措置として、今までとは反対の国による休耕田政策が強要され、各農家も耕作面積に比例して割当てられ休耕を余儀なくされている。

農機具の発達と大型機械化は、従来の不整形水田では使用効率の効果が期待できず、方形区画の整理が必要とな

った。

明治四十二年（一九〇九）耕地整理法が施行になる以前の同二十七年（一八九四）から実施された、岩手県下では二番目の古い記録の日詰新田の機械力によらず人力のみで完成した区画整理地域もあり、当時としては画期的な事業で見学者も多かったという。

しかし、耕地整理法施行後はほとんど行われず、戦後の土地改良法が公布施行され、明治時代に制定された前記耕地整理法、水利組合法等が廃止となり、各地区に土地改良区が設立されて大型農機具の使用しやすい区画整理事業が行われると共に、水利灌漑の事業が行われるようになり、早いころの区画面積が小さく水田枚数の多い場所は、圃場整備事業で一枚の面積が三〇アール区画の田に改修せられつつある。

二、畑の動き

太平洋戦後の新しい農業経営が行われる中で、注目すべき経営形態を整えたものに東部の果樹栽培がある。りんご、ブドウ、桃、栗等の樹園地が驚異的に開墾増反され、その生産も飛躍的に向上し、地域の特産として定着し、生食用、加工用として出荷され、昭和四十一年（一九六六）十一月二十三日には、遠山果樹共同防除組合が天皇杯受賞という輝かしい快挙を成し遂げた。

山の緩斜面を拓いて到る所にブドウの植栽棚が見受けられ一大生産団地化している。

西部地帯においても山林を開拓し、洋梨団地を造成し大規模な洋梨樹園地が造成され、果実は加工用、生食用にと出荷されて、団地の規模としては全国的にも有数である。

終戦直後は食糧難時代を反映して国の増産政策も次々と打ち出され、外地よりの引揚者、軍需工場等の閉鎖による都会からの帰農者等々による開拓適地への純入植者や、地元農家の増反開墾などがなされ、帰農者達による馴れ

表三―二一　農地改革直前農地と昭和五十六年農地との比較（単位アール）

区分		耕地面積	内訳			
			田	畑	自作地	小作地
日詰	昭二〇・一一・二三	一二、二〇三	八、六八六	三、五一七	五、一九九	七、〇〇四
	昭五六・四・一引	一一、二四七	八、〇二八	三、二一九	一〇、四一二	八三五
	差	△九五六五	△六五八	△二九八	五、二一三	△六、一六九
古館	昭二〇・一一・二三	三八、二五一	二四、二〇八	一四、〇四三	一二、二一七	二六、〇二四
	昭五六・四・一引	三五、二三二	二六、六一四	八、六一八	三四、五七八	六五四
	差	△三、〇一九	二、四〇六	△五、四二五	△二五、三七〇	△二、三一七
水分	昭二〇・一一・二三	六九、四三一	五〇、三三一	一九、一〇〇	四八、一一四	二一、三一七
	昭五六・四・一引	七一、一三四	六四、三四九	六、七八五	七〇、六二四	五一〇
	差	一、七〇三	一四、〇一八	△一二、三一五	△二〇、八〇七	△三一、三一〇
志和	昭二〇・一一・二三	一三六、六五二	一二二、九六七	一三、六八五	一三三、五八四	三、〇六八
	昭五六・四・一引	一〇九、六一六	七九、六一五	二九、九五七	七二、六七一	三六、九四五
	差	△二七、〇三六	△一六、二七二	△一〇、三三六	△一三、五一〇	△三三、八七七
赤石	昭二〇・一一・二三	七二、七一五	五二、三七九	二〇、三三六	三八、三〇六	三四、四〇九
	昭五六・四・一引	七九、五四七	七二、五九二	六、九五五	七八、六二四	九二三
	差	六、八三二	二〇、二一三	△一三、三八一	四〇、三一八	△三三、四八六
彦部	昭二〇・一一・二三	六二、六五五	三六、七八八	一五、八六四	三六、五七一	一六、〇八四
	昭五六・四・一引	九、七二八	五七、三四二	五、〇四一	六一、八六四	五一九
	差	△五三、五二七	△二〇、五五四	△一〇、八二六	二五、二九三	△一五、五六四
佐比内	昭二〇・一一・二三	五三、五五六	二六、一二四	二七、四三二	四一、七〇七	七、四九八
	昭五六・四・一引	九二四	九、三八三	△八、四五九	七、四九八	△六、五七四
	差	△四四、〇一〇	△一七、〇八一	△一九、〇二七	△一六、〇一〇	△一、八四九
赤沢	昭二〇・一一・二三	四〇、二六六	二七、二〇〇	一三、〇六六	二三、一五六	一七、一一〇
	昭五六・四・一引	五八、一二一	二七、九六六	三〇、七二三	五七、六三八	四八三
	差	△一八、一四五	△一〇、一八四	△一六、八五五	△三四、一五二	△一七、九二七
長岡	昭二〇・一一・二三	四四、〇九二	三四、三六九	九、七二三	四三、三五一	七四一
	昭五六・四・一引	三、八二六	七、一六九	△三、三四三	二〇、一九五	△一六、三六九
	差	△四一、一八六	△二六、九一二	△一二、五七九	△二三、一五六	△一七、八一二
合計	昭二〇・一一・二三	五三七、六五九	四三九、二一六	九八、四四三	五三八、九八九	一七八、二五三
	昭五六・四・一引	五〇、六三九	一一八、二三五	△六七、五九六	二三〇、二一二	△一六九、五八二

ぬ開墾作業に汗を流して造成された耕地もかなりの面積となっている。

それら戦後の入植者による開拓や、地元増反による開田、開畑された耕地面積の、農地改革直前の昭和二十年（一九四五）十一月二十三日現在の農地状態と、昭和二十六年（一九五一）四月一日現在の農地の利用、増反面積等を比較すれば表三―二一のとおりである。

小作地の面積は農地改革直前では、町平均で全耕地面積の四分の一強の二七・三%あったものが、農地改革後の現在では六・二%と減少しており、小作地面積が戦後の二十分の一以下になり、改革目的たる自作農の創設が大幅になされたことがうなずける。

田の面積についても一一八、二三五α増となっており、これは農地改革直前の旧水分・赤石・佐比内の三村分の水田面積に匹敵するものであり、いかに開田が増反されたかがわかる。畑については改革直前の志和・佐比内・彦部の旧三村分が減少しているが、それらの原因としては新興住宅地などによる改廃もあるが主たるものは畑返しと称される開田である。その中で特異なものは、旧各町村共に大幅な畑地面積の減少となっている中で、赤沢だけは畑返しの開田も行われたが、改革直前に比して二、七二三αの増面積となっている。このことは戦後地区の特産となった果樹作物の振興によるものである。

耕地面積では農地改革後旧彦部村一か村の耕地面積に近い農地が増反造成されたことになる。

第六　農業委員会の発足

太平洋戦争も敗戦となり、連合軍総司令部の占領政策の一環として昭和二十年（一九四五）十一月九日に、封建的小作料の改廃と農村民主化の昂揚を期待する農民解放指令が発せられ、第二次農地改革の発足となった。

表三―二二　農業委員選出者名簿（昭和二六・七・二〇～昭和二九・七・一九）

地区名	公・推せんの別	委員氏名
日詰	推公	堀内孫十郎
	農協推公	佐藤末治郎
	共推	阿部権蔵
	農協推公	高橋平蔵
	議会推	藤尾健造
	〃	藤原喜一郎
	公	新道与次郎
	推	赤沢直之助
	公	鈴木倉蔵
	〃	小田島弥三郎
	〃	佐々木市太郎
	〃	佐々木孫次郎
	〃	本野正
	〃	高橋清次郎
	〃	菅原正二郎
	〃	長谷川浩一
	推会	木村雄蔵
	〃	平井六右衛門
古館	推公会	東山浅吉
	農協推公	吉田重太郎
	〃	小川倉三
	〃	阿部松吉
	〃	根子政治郎
	〃	根子太郎
	〃	小川久一郎
	推会	根子源治
	公	細川大弐
	公	細川正浩

地区名	公・推せんの別	委員氏名
古館	公	山本正夫
	〃	高橋盛一
	協推公	長谷川省三
	〃	水本武
	〃	佐々木市五郎
	〃	小川宗一
	〃	高橋文三郎
	推	永井道正
	〃	猪原慶蔵
	〃	横沢季吉
	〃	水本久米司
水分	公会	須川幸一
	〃	谷地幸次郎
	〃	武田貢
	〃	藤原孫蔵
	〃	青山常治
	〃	坂本一郎
	〃	生内勇之助
	〃	野村啓一郎
	〃	須川竹蔵
	〃	菅川清人
	〃	熊谷三二
	〃	藤原嘉藤治
	〃	畑山仁一
	〃	藤原平二
	〃	佐々木眞一
	推選任	谷地館要一
	〃	藤原一郎

地区名	公・推せんの別	委員氏名
志和	選任	谷地吉治
	公	弥勒地喜敏
	〃	高橋雄一郎
	〃	高岡栄治郎
	〃	浦田長十郎
	議会推	西在家芳郎
	〃	新里新五郎
	公	沢田佐五兵衛
	〃	熊谷久三郎
	〃	中川庄市郎
	〃	高橋長兵衛
	〃	高橋正三
	〃	阿部貞治
	〃	畠山七五郎
	〃	高橋作夫
	〃	畠山慶雄
	〃	松岡松蔵
	推（農）	藤尾太郎
	推会（学）	佐藤忠人
赤石	公会	高野仁左エ門
	推公	高橋清一
	〃	高橋幸
	〃	菅原要助
	〃	高橋保蔵
	〃	北条政次郎
	〃	中里庄五郎
	〃	松田仁八
	〃	照井善三郎

地区名	公・推せんの別	委員氏名
彦部	推	玉山勝巳
〃	公	鎌田三郎
〃	推	熊谷重三
〃	公	菅原喜右エ門
〃	〃	箱崎重次郎
〃	〃	藤崎光章
〃	〃	野崎長作
〃	推会	荒木田長蔵
〃	公	大沼喜右エ門
〃	〃	藤尾義栄
〃	〃	高橋久治
〃	公会	阿部久雄
〃	〃	日下善次郎
〃	〃	柳田三右エ門
〃	〃	橋本慶蔵
〃	〃	川村喜次郎
〃	〃	阿部安治郎
〃	〃	橘栄三
〃	〃	山田吉治
〃	〃	作山貞三郎
〃	〃	八重島種蔵
〃	〃	赤川長七
〃	〃	佐藤三右エ門
〃	〃	佐々木福松
〃	〃	阿部善次郎
〃	〃	佐藤与五郎
推	〃	阿部市右エ門
〃	〃	野村耕一
石ケ森教証	〃	高橋治

地区名	公・推せんの別	委員氏名
彦部	推	橋本長造
佐比内	公	堀切善助
〃	〃	根水庄吾
〃	〃	菊池正栄吉
〃	〃	中田盛
〃	〃	中田政之助
〃	〃	藤井小治郎
〃	推	西田喜右エ門
〃	〃	松坂賢三
〃	公	北村伍八
〃	〃	佐々木万右エ門
〃	〃	高橋易蔵
〃	〃	佐々木弥一郎
〃	〃	藤原清一郎
〃	推	佐々木良八
〃	公会	高橋喜蔵
〃	〃	館藤市英
赤沢	公	吉田吉次郎
〃	〃	大弓孫太郎
〃	〃	梅沢鶴信
〃	〃	大角民哉
〃	〃	阿部忠孝
〃	〃	富山弥五郎
〃	〃	佐々木八五郎
〃	〃	内村政吉
〃	共推	遠山善二
〃	〃	伊藤朝雄
推	公	中村勇
山田正造	〃	伊藤朝雄

地区名	公・推せんの別	委員氏名
赤沢	公	阿部統治
〃	推	八重畑清蔵
〃	農	菅原久孝
〃	議会推	梅沢福寿
〃	農協推	遠山慶次郎
〃	公会	大弓与四郎
〃	〃	新田喜一郎
〃	〃	佐藤賢次郎
長岡	協推	藤原伊太郎
〃	公	七木田政吉
〃	共推	細川徳次郎
〃	〃	阿部繁
〃	〃	工藤賢次郎
〃	〃	野原松次郎
〃	〃	阿部磐
〃	〃	阿部戸次郎
〃	〃	阿部久次郎
〃	〃	藤原徳三郎
〃	議会推	西葛権太郎
〃	公会	阿部大作
〃	〃	森川善造
〃	〃	福士和助
〃	〃	福定雄吉
〃	〃	北田定佐
〃	〃	横沢貞佐
〃	〃	七木田勝之助
〃	〃	半田与兵エ
〃	〃	稲垣梅吉

表三―二三　地区会長・会議員・事務局長

期間	会長		会議員	事務局長		備考
昭和三年～昭和三年	松岡松蔵	長岡	松岡松蔵	局長	三宅国基	
		赤沢		〃	畠山憲夫	
昭和三年～昭和三年	日詰古館	佐藤喜兵衛	松坂賢三			
	〃	水本忠志				
	水分	東山浅吉				
	志和赤石	須川幸一				
	彦部	新里新五郎				
	佐比内	荒木田長蔵				
	赤沢	阿部久雄				
	長岡	遠山慶次郎				
		佐々木慶三				
昭和三年～昭和三年	日詰古館	平井六右衛門	松坂賢三	書記	長谷川芳五郎	
	〃	閑正浩		〃	水本雅志	
	水分	須川幸一		書記長	鷹木壮光	
	志和赤石	藤尾太郎		〃	畠山憲夫	
	〃	高野仁左衛門		書記	大沼俊雄	
	彦部	荒木田長蔵		書記長	三宅国基	
	佐比内	阿部久雄		書記	佐藤嘉祐	
	赤沢	館藤市英		〃	田村久夫	
	長岡	遠山慶次郎		〃	佐々木清	
		西葛権太郎				

昭和三五年～昭和三八年	阿部　隆	阿部　隆	〃	畠山憲夫	
昭和三八年～昭和四一年	松岡松蔵	松岡松蔵	〃	北条　勇	
昭和四一年～昭和四四年	松岡松蔵	松岡松蔵	〃	北条勇 上田俊夫	
昭和四四年～昭和四七年	高橋清一	高橋清一	〃	上田俊夫 生内正治	
昭和四七年～昭和五〇年	作山久人 大沼伝信	作山久人 大沼伝信	〃	生内正治 高木庄治	
昭和五〇年～昭和五三年	大沼伝信	大沼伝信	〃	高橋　董 山影愛光	
昭和五三年～昭和五六年	大沼伝信	大沼伝信	〃	佐藤文夫 高橋　功 沼田　寛	五五・四～五六・三より
昭和五六年～昭和五九年	大沼伝信	大沼伝信		沼田　寛	

（五五年一〇月の五法改正に伴い（農地五法）農業会議の会議員制度は常任会議員と会議員制となる。）

農地が国より買収・売渡がなされることとなり、その委任行政事務機関として市町村に農地委員会が設立し、昭和二十一年（一九四六）十二月二十日と、同二十四年（一九四九）八月十八日の二回の選挙による農地委員の選出により買収・売渡計画の審議決定がなされた。

同二十五年（一九五〇）末にはかなりの登記事務が残っていたが、事業の終了見通しがつくようになった。

それに伴なって、時限立法である自作農創設臨時措置法の失効も間近に迫ってきた。それに対して国は新たに農政面も担当させると共に、残された農地委員会の残務を継承する農地行政所掌機関として、同二十六年（一九五一）七月二十日選挙を行い農業委員会を設け、公選による委員と市町村議会の推薦による学識経験者委員とによる行政機関が発足し、農地の所有権移転等の業務が執行されて現在に至っている。その間に同三十二年（一九五七）に地区委員会が廃止となって町一本化が成立した。

参考資料

1、岩手県管轄地誌
2、森嘉兵衛著「農業発達史」
3、明治三十一年（一八九八）「煙草専売法」
4、明治三十二年（一八九九）「国有森林法」
5、大正十三年（一九二四）県農商務統計報告書
6、明治四十一年（一九〇八）「水利組合法」
7、明治四十二年（一九〇九）「耕地整理法」
8、大正八年（一九一九）「開墾助成法」
9、大正十年（一九二一）「紫波郡耕地整理組合設立認可申請書」
10、農地改革史
11、町農業委員会関係文書綴
12、昭和十六年（一九四一）「臨時農地等管理令」「食糧管理法」
13、昭和十三年（一九三八）「農地調整法」
14、昭和十八年（一九四三）「皇国農林建設要綱」
15、昭和十六年（一九四一）県「小作料並に減免条件の基準に関する要綱」
16、昭和二十年（一九四五）「農地調整法改正」
17、昭和二十一年（一九四六）「農地改革法」「同施行令・施行規則」
18、昭和二十二年（一九四七）「自作農創設特別措置法」「農地調整法改正法」

第二節　治　安

第一　警　察

一、藩政時代の治安

藩政時代には公家諸法度・武家諸法度・僧家諸法度等があって、公家衆・諸大名・僧徒を取り締ったが、江戸や京都等の都市は特に厳重であった。そのほか、重要な町には大目付・目付・与力・同心・目明等があって、町民の取り締りや世話にあたった。

当地方を支配していた盛岡藩官職表によれば、目付所に大目付・寺社町奉行・表目付・御側目付などがあり、町人の取り締りには目付など町役人があたっていた。また、郷村には代官の指命により、肝入（肝煎、後に名主と改称）がおかれ、更にその下には五人組といわれる組があり、これらが各村の治安責任を担当して、初期における五人組は保安警察的な機能の下に運営された。最初は百姓・町人は十人単位の組合をつくらせて画一的に実施を命じていたが、これが全国的に普及して行われるようになったのは寛永十九年以降といわれ、浪人に対する取り締り、耶蘇教その他禁制の宗教を信仰するものの取り締り等の徹底、犯罪人、賭博をなす者、社寺を犯す者等を取り締った外に貢納確保の上に大いに利用された。

五人組制度は一面庶民の自治組織で、治安維持すなわち犯罪の防止・告発及びこれに対する連帯責任の負担、組

合員の訴訟行為や、私法的法律行為に際して保証人・立会人となる義務を負っていた。その組織は、町では地主と家主とをもって、村では検地帳に登録された百姓をもって、各々近隣の五家をもって組合をつくるのを原則としたから五人組なる名称が生まれた。組合には組頭をおき肝入・検断などからの通知に接した。その選任は家格または互選等によったが、南部藩では普通、高二十石をもって一組とし、組頭は一年程度の交替で勤めていたようである。

組合は、領民に義務遂行上の連帯責任を課され、耕作の不精や年貢諸税の滞納、あるいは異教徒を生ずることのないよう、また防犯の相互看視の義務を負い違反者が出れば相互制裁を行ない、また公的には田地の没収、追放等の処罰が加えられた。このように、五人組制度は藩政時代の民衆に深甚な影響を及ぼした。

・役所の所在

南部藩では、代官以下の執務する役所を、御役屋、御仮屋などと呼んだが、当地域でも一般に御役屋や御仮屋の呼称が用いられた。これらの役所については、「大迫通の御代官ありし所」として、現在紫波町二日町の走湯神社の西向いにあたる所が、大迫代官役所のあった場所といわれている。日詰長岡通の御役屋は郡山二日町（現在の二日町字大橋）に、徳田伝法寺通の御役屋は郡山下町（現在の二日町字田中前）に置かれていた。一方、佐比内代官役所は、現在の佐比内字中屋敷（通称川原町）にあったといわれる。また、八戸藩志和通の御仮屋は、上平沢村の馬場にあった。

藩政時代における治安秩序の維持は代官所が行い、各村には肝入が代官所の指命により置かれ、更にその下には五人組といわれる頭があり、村々の治安責任を担当していた。日詰町・古館村・赤石村は日詰・長岡通りに属し、代官所は禄高の調べその他の取締を司っていた模様である。志和代官所において治めた当時は、志和村を七か村に分け、代官所より常に十手持ちが各村を巡り、悪者の発見につとめていたが、各村に徹底するため各村一か所に立

て札をたて禁令等を一般に伝えた。また、細部に徹底する方法として各村に名主がいて各戸に布命を回した。

佐比内代官所は川原町屋号太田屋にあり、代官が部下に命じて村内を監督巡視して暴犯を未発に防いでおり、村内で十手取縄を与えられていたのは数名だったといわれている。

二、明治期の警察

(一) 警察制度の変遷

明治維新直後は、諸般の制度が混沌とした時代で、中央における警察官庁としても軍務官（後に兵部省）刑法官（後に刑部省）が、その主管の事務について各警察権を有し、また、別に弾正台の機関があって、その統一とするところがなかった。明治元年（一八六八）閏四月、総裁・議定・参与の三職を廃止し、太政官を分けて議政、行政、神祇、会計、軍務、外国、刑法の七官を置き、刑法官をして司法権を掌らしめた。府藩県には知藩県事をおいて、各警察権を掌らしめた。

各府藩県においても警察制度が地方区々で、統一する所がなくて、明治四年（一八七一）七月の廃藩置県となったのである。この大変革により各府県に始めて、中央政府の政令が徹底するようになって明治四年十月二十八日府県官制の発布があり、続いて同年十一月二十七日には県治条例の発布があって、ここに明治維新以来、我が国地方行政が始めて確立の緒についた。

岩手県においては、この府県官制及び県治条例に基づいて、庶務課・聴訟課・租税課・出納課の四課が設置された。当時における警察は、専ら司法警察の時代であったので、訴訟裁判事務と共に聴訟課においてこれを管掌し、県令、参事等の指揮を受けて典事が主任となり、大属以下の官員を置いてその事務を掌理せしめたのである。

明治五年（一八七二）一月には、司法省に警保寮を設置して全国警察を統一したが、明治七年（一八七四）一月に

は内務省が設置されて、漸次行政警察の確立をみるに至って、府県聴訟課または庶務課に新たに警察係を設け、後に警保課、警察本署の創設を見るに至った。

明治八年（一八七五）三月七日、公布の行政警察規則は全国的に統一のなかった警察出張所、屯所の制度を全国的に定め、次いで同年十月二十四日、新たに警部の官を置き、ら卒を巡査と改称し、警察掛出張所は警察出張所または警部出張所と、ら卒屯所は巡査屯所と改称された。

明治八年十二月二十二日、内務省乙第百六十八号達をもって警察出張所、屯所の設置標準が定められ、本県においては明治九年（一八七六）一月十九日、甲第四十三号をもって県内に警察出張所を設置することを明らかにし、同九年二月二十三日、県甲第四十三号をもって管内に警察出張所を設置し、警部、巡査を配置した。

これにより警察態勢も確立したが、明治十年（一八七七）一月二十六日内務省達乙部五号をもって、出張所は警察署、屯所を分署と改称されて、本県においても、この達示により明治十年二月十二日坤第二十三号をもって出張所を警察署と、屯所を分署と改称した。

明治十三年（一八八〇）五月二十五日、県甲第百二十号をもって、警保課警察係は警察本署と改称され、警察署、分署の建築費は国と県において負担すべきことを明かにした。

明治十九年（一八八六）七月十二日、勅令第五四号地方官制の改正により従来の警察署、分署を廃合し、一郡区一警察署主義を採用、地域広範その他の関係において、警察事務遂行上支障を生ずる場合は、知事がその権限において、各郡区警察署下に分署を置き、警部または警部補をもって署長にあてることにした。また、警察本署を警察本部と改称し、内記課、審案課、主計課の三課をおいた。

明治二十年（一八八七）三月二十三日、県令第二十五号をもって、本県警察署分署中、交番所とあるを総て派出所と改称した。明治二十一年（一八八八）十二月二十五日、県令第六十号をもって警察署分署部内の各村に巡査駐

在所を設置し、同二十二年一月一日より開所することとなった。

明治二十二年（一八八九）市町村制の実施に伴い、従来の各村を合併または分離して町村制を布いた。したがって警察受持町村にも区域、名称の変更があった。また、明治二十九年（一八九六）三月二十九日、法律第五十号をもって郡の廃合が行われ、同年十月二十八日、県告示百三十一号をもって同三十年（一八九七）四月一日より郡制施行につき新設する郡役所の位置が定められた。紫波郡は紫波郡日詰町で、郡の廃合によって本県警察署、分署の名称、区画、位置の改正が必要となった。その後も、明治の後期にかけて本県警察署分署の名称、区画、位置が改正され、巡査派出所、巡査駐在所受持区画及び位置の改正がしばしば行われた。

(二)　警察署の沿革

明治初年に監察司、鞫獄司、捕亡司など捕亡、番人見廻役等の制度があったが、府藩県には知藩県事をおいて各警察権を掌らしめた。

村には肝入があったが明治五年（一八七二）四月には肝入以下の名称を改めて戸長、副戸長とした。そして、村人の監督、世話及び警察権を握っていた。しかし、明治維新から明治八年ころまでは警察事務は一般事務と同様、県庁各掛において取扱ったために当時の事の中には不明な点が多い。明治八年（一八七五）三月七日公布による行政警察規則は全国的に警察出張所、屯所の制度を定めたものであった。これにより明治九年（一八七六）二月二十三日県甲第四十三号をもって管内に警察出張所を設置し、警部、巡査を配置したが、紫波郡内警察出張所分管個所及び位置は上表のとおりである。

表三―二四

順位番号	警察出張所名	所管	所管郡名
第五号	郡山	第五大区	紫波郡

警察出張所設置制度により警察署が初めて設置されたのは、明治九年二月二十三日であり、当時は郡山警察出張所といわれ紫波郡一円が管轄区域であった。同年四月七日には第九十八号をもって次の

ように改定した。

警察出張所屯所配布位置	所管
本庁兼第一出張所	盛岡　第一、第四、第五大区一円 第六大区の内一、二、三、四、五、六、十五小区
右部内 第二屯所	日詰新田　第五大区一円

盛岡の警察第一出張所部内に属し、第二警察屯所と改称され、日詰新田に位置したとあり、明治九年（一八七六）第五大区警察出張所開設時の庁舎は、郡山（こおりやま）の内川康蔵方を借受けて事務処理に当った。

明治九年四月十八日、磐井県を廃して、その所管であった江刺・胆沢・西磐井・東磐井郡は岩手県に合併、同年五月二十五日宮城県管下陸前国気仙郡、青森県管下陸奥国二戸郡は岩手県管轄に編入せられ、これに伴い出張所、屯所、分屯所の増設、管轄区域の変更を必要とし、配置所管の改定がなされた。

本県第二百六十九号

各区町村

管内警察出張所之儀本年第四十三号及ヒ第九十八号ヲ以テ及ニ布達一置候処出張所屯所、分屯所配置番号及所管区内等別之通改定候条此旨更ニ布令候事

明治九年八月二十二日

警察出張所屯所配布位置	正更　所管
第一出張所　盛岡	第一、第四、第五大区一円 第六大区ノ内一小区ヨリ六小区迄十五小区第七大区ノ内一小区乃至四小区
右部内 第四屯所　郡山	第五大区一円 第六大区ノ内七小区ヨリ十四小区迄

本県における警察官吏の定員は、明治九年一月十五日警察出張所設置までは明らかでなく、明治九年八月二十二

日、警察出張所、屯所配置定員表によって初めて明らかにされている。

表三―二五　警察出張所屯所配置定員表

（明治九・八・二二、現在）

本庁出張所位置番号	詰合警部人員	詰合巡査人員	屯所位置番号	詰合巡査人員
本庁	五	六		
第一盛岡出張所	二	一五	第四郡山屯所	五

それによると明治九年八月二十二日には、第一盛岡警察出張所部内の第四郡山屯所と改称され五名の巡査が配置された。

明治九年には警察出張所、屯所の設置を終り警察態勢も確立したが、明治十年（一八七七）一月二十六日内務省達乙第五号を以って、出張所及び屯所を警察署、分署と改称された。本県においては、この達示により明治十年二月十二日坤第二十三号をもって出張所を警察署と、屯所を分署と改称した。

県内警察署分署位置

署名	分署名	位置
盛岡警察署		陸中国岩手郡盛岡駅
	郡山分署	陸中国紫波郡日詰新田郡山駅

明治十二年（一八七九）には寄附金をもって郡山（こおりやま）第十二地割五十五番地の四、小野権右衛門所有の宅地二畝（せ）歩を買上げて郡山警察分署を新築している。従来の管轄区域は行政区の大区、小区制によったものを改めて郡村による管轄区域とし、明治十三年（一八八〇）五月二十日県甲第十五号をもって、県内警察署分署所轄郡村一覧表を編成布達したが、郡山分署は紫波郡下次の七十三か村を管轄区域と定められた。

〈岩手県警察署所轄郡村一覧表より〉

分署名所在地	管轄村

郡山分署
日詰新田
郡山駅

上飯岡、下飯岡、飯岡新田、湯沢、羽場、赤林、広宮沢、煙山、上矢次、下矢次、北矢幅、又兵ヱ新田、南矢幅、高田、藤沢、西見前、東見前、永井、津志田、三本柳、東徳田、西徳田、日詰新田、平沢、桜町、北日詰、南日詰、犬渕、片寄、二日町新田、中島、陣ヶ岡、高水寺、北郡山、間野々、土橋、上松本、南伝法寺、小屋敷、吉水、岩清水、北伝法寺、和味、室岡、白沢、太田、上平沢、土舘、稲藤、宮手、升沢、下松本、手代森、黒川、大ヶ生、乙部、江柄、北沢、栃内、西長岡、東長岡、山屋、草刈、犬吠森、星山、大巻、彦部、佐比内、赤沢、紫野、船久保、遠山、北田、以上七十三ヶ村

明治十七年（一八八四）に至り各警察署、分署の巡査配置の改正により郡山分署では巡査が八名配置されている。ついで明治二十年（一八八七）三月二十四日訓令丁第二十号をもって、巡査定員表を改正し、四月一日より実施することとなった。これまでの定員表は巡査の職務別を示さなかったが、この改正によりその職務別を明らかにした。郡山分署の定員は八名であった。

〈巡査定員表より〉

立番	監督	出張巡回	書記	計
郡山分署	二	三	一	八

明治二十二年（一八八九）市町村制の実施に伴い、警察受持町村にも区域、名称の変更があったので紫波郡の合併分離状況を揚げる。市町村制の施行は同年四月一日よりであり、市町村区域は同年二月十六日、県令第十三号をもって定めた。

明治二十三年（一八九〇）十一月十五日、県令第四十九号をもって岩手警察署増設、同年十二月一日より開署す

ることとなり、盛岡警察署の管轄であった南岩手郡一円は岩手警察署の管轄に移り、郡山分署は岩手警察署の所管に移った。

表三―二六

郡名	新町村名	旧町村名
紫波郡	乙部村	乙部、手代森、黒川、大ケ生
	長岡村	江柄、北沢、東長岡、栃内、西長岡、犬吠森ノ内彦部村ニ属セシ分ヲ除ク草刈
	彦部村	星山、大巻、彦部、犬吠森ノ内字（沼畑、沼口、間木沢、境）
	赤沢村	赤沢、船久保、紫野、遠山、北田、山屋
	赤石村	北日詰、南日詰、犬渕、平沢、桜町ノ内日詰町ニ属セシ分ヲ除ク
	志和村	土舘、片寄、上平沢、稲藤
	水分村	上松本、下松本、小屋敷、吉水、南伝法寺、宮手、升沢
	不動村	岩清水、室岡、太田、白沢、北伝法寺、和味
	煙山村	広宮沢、煙山、赤林、又兵衛新田、南矢巾、北矢巾、上矢次、下矢次
	飯岡村	上飯岡、下飯岡、羽場、飯岡新田、湯沢、永井
	見前村	東見前、西見前、津志田、三本柳
	徳田村	東徳田、西徳田、間野々、北郡山、土橋、高田、藤沢、高水寺ノ内字（三枚橋）
	古館村	二日町新田、高水寺ノ内徳田村ニ属セシ分ヲ除ク、中島、陣ケ岡
	日詰町	日詰新田、桜町ノ内字（上川原、下川原）
	佐比内村	佐比内一円（南部領・遠野領）

・岩手警察署の増設に伴う管轄区域の変更

明治二十三年十二月一日、県令第四十九号

岩手警察署管内

郡山分署　紫波郡見前、不動、志和、乙部、長岡、赤沢、佐比内、赤石、徳田

（巡査駐在所設置個所）

同じく明治二十三年十一月二十五日、訓令丁第九十一号をもって巡査定員表を改正した。これは同年十二月一日より岩手警察署の開署に伴う改正であるが、盛岡警察署の管轄を二分し郡部は岩手警察署の所管となり、総定員には変更がなかった。内務省訓令第十六号により巡査部長の職を置くことになり、同年四月十七日訓令第四十四号をもって監督補を巡査部長に改めた。

明治二十五年（一八九二）には寄附金により、日詰新田第十二地割二十一番地を買上げ郡山分署の庁舎を新築し、ここに移転したが、その総工費は二千百円十三銭六厘であった。

表三―二七　巡査定員表

（明治二三・一一・二五、訓令丁第九一号）

部署名	巡査部長	内勤	外勤	予備	合計
岩手警察署郡山分署	一	一	一一	三	一六

明治二十六年（一八九三）十一月十一日、県令第五十号をもって警察署、分署の名称、区画、位置を改正した。同年十二月一日施行により、郡山分署は警察署に昇格した。

明治二十七年（一八九四）四月二十日、訓令丁第二十八号をもって警部巡査傭員配置表を別表のとおり制定

表三―二八　警察署分署名称区画位置

警察署分署名	管轄区域	署の位置
郡山警察署	紫波郡一円	紫波郡日詰町

した。（表三―二九）

明治二十九年（一八九六）三月二十九日、法律第五十号をもって郡の廃合が行われ、翌三十年（一八九七）四月一日から施行することとなった。同二十九年十月二十八日、県告示第百三十一号をもって三十年四月一日より郡制施行に付き新設する郡役所の位置を次のとおり定められた。

郡役所名	位置
紫波郡	紫波郡日詰町

郡の廃合に伴なって本県警察署、分署の名称、区画、位置の改正が必要となり、県令第二十五号をもって改正されたが、郡山警察署に変更はなかったが、明治三十年（一八九七）三月訓令第五号をもって警察吏員の定員を改正した。

庁府県巡査定員令

第一条　庁府県巡査ノ定員ハ左ノ定限内ニ於テ土地ノ状況ヲ斟酌（しんしゃく）シ内務大臣之ヲ定ム

一、市ニ於テハ人口三百乃至八百ニ付一人

二、郡ニ於テハ人口千乃至二千ニ付一人

第二条　教習中ノ巡査及請願ニ依リ配置スル巡査ハ定員以外トス

第三条　本令ハ明治三十年四月一日ヨリ施行ス

続いて同三十年八月三十一日訓令丁第三十六号をもっ

表三―二九　明治二十七年警察吏員配置表

部署名	警部	巡査				傭	合計
		定員	部長	内勤	外勤	予備	
郡山	一	一七	二	一	一一	三	一	一九

表三―三〇　明治三十年度警察吏員配置表

（明治三〇・三・九・訓令丁第五号）

部署名	警部	巡査				雇
		定員	巡査部長	内勤	外勤	予備	
郡山	一	一八	二	二	一一	三	

て配置定員表を改正した。従来は内勤、外勤、予備に分れていたが、この改正により新たに内勤巡査の外、外勤を署在地受持と、村落受持とにし、更に特務巡査、刑事巡査を配置した。改正定員表は次のとおりである。（表三―三一）

表三―三一　警部巡査配置定員表（明治三一・三・三〇・訓令丁第一九号）

部署名	警部	巡査						巡査合計
		部長	内勤	外勤			特務	刑事	
				署在地受持	村落受持	請願派出			
郡山	一	一	二	二	一〇		二		一七

明治三十五年（一九〇二）十月十一日県令第五十二号をもって、本県警察署、分署の名称、位置、管轄区域改正の際、郡山警察署は日詰警察署と改称され、紫波郡一円を管轄区域と定められた。

歴代警察署長

任命年月日	退任年月日	官職	氏名
明治一〇・三・二六	明治一〇・四・一三	警部代理一等巡査	吉田源造
〃　一〇・四・二一	〃　一〇・四・二五	〃	船越保昌
〃　一〇・四・二五	〃　一〇・六・二八	〃	藤根吉受
〃　一〇・六・二八	〃　一〇・一〇・一〇	〃	船越保昌
〃　一〇・一〇・一〇	〃　一一・六	〃	根本三之丞
〃　一一・六	〃　一二・三・二〇	〃	斉閑蔵
〃　一二・三・二〇	〃　一三・四・四	〃	三沢賢次郎

〃	一三・四・四	〃	須田成清
〃	一三・九・四	〃	寄木実
〃	一五・一一・四	〃	南部璋英
〃	一八・一・一	〃	中野政郎
〃	一八・九・二	警部補	佐々木孝友
〃	一九・九・二	〃	平田甚吉
〃	二〇・六・一二	〃	川口造哉
〃	二二・七・二三	〃	高橋之善
〃	二二・一一・二四	警部	佐藤虎太郎
〃	二四・三・三〇	〃	野村政則
〃	二四・三・三一	〃	岩間重次郎
〃	二九・三・三一	〃	高橋幸之進
〃	三〇・七・一九	〃	川村政太郎
〃	三一・一〇・一七	〃	熊谷嘉七
〃	三二・一二・一九	〃	安藤鎗太郎
〃	三四・九・七	〃	川村政太郎
〃	三五・一二・一七	〃	照井勝知
〃	三六・一・一四	〃	松井一男
〃	三六・七・二〇	〃	福田鍈三
〃	三七・六・三〇		
〃	三七・七・一四		
〃	三八・四・二七		

〃　三八・　四・二七　〃　四二・　九・一七　〃　藤本慶次郎
〃　四二・　九・一七　〃　四五・　七・　一　〃　及川深観
〃　四五・　七・　一　大正　二・　二・一〇　〃　諏訪儀蔵

㈢ 駐在所の沿革

明治二十一年（一八八八）十二月二十五日、県令第六十号をもって、郡山分署管轄下の巡査駐在所は、上平沢村と佐比内村に設置を指定された。しかしながら明治二十三年（一八九〇）十二月二十六日には、県令第六十号巡査駐在所の設置個所を次の通り改正し、同二十四年（一八九一）一月より施行することとなった。

・巡査駐在所（明治二三・一二・二六。県令第五五）

郡山分署　志和・長岡・赤沢・佐比内

これは明治二十二年（一八八九）市町村制の実施に伴う町村の名称変更によるためであった。署管内実態調査書によれば、志和村に巡査駐在所がはじめて設置されたのは明治二十四年であり、佐比内村では明治二十四年四月一日、佐比内村第三地割三十九番地（横町）にはじめて設置された。赤沢村では同二十四年一月、赤沢村大字赤沢字判官堂に設置されたが、長岡村については、位置、時期ともさだかではない。

その後、明治三十年（一八九七）九月八日には県令第五十八号をもって、巡査派出所及び巡査駐在所の受持区画及び位置を（表三―三二）の通り改正した。

明治三十二年（一八九九）には、赤沢字判官堂に巡査駐在所が設置され、同年赤沢字大内渡谷地がま

表三―三二　巡査派出所巡査駐在所受持区画及位置

（明治三〇・九・八・告示第五〇号）

所属署名	郡市名	駐在所・派出所名	位置	受持町村名
郡山警察署	紫波郡	赤石駐在所	北日詰	赤石村
		志和　〃	上平沢	志和村
		長岡　〃	東長岡	長岡村、彦部村
		赤沢　〃	赤沢	赤沢村
		佐比内　〃	佐比内	佐比内村

表三―三三　巡査派出所・巡査駐在所名称位置受持区画

（明治三五・一〇・一一・告示第四三八号）

所属署名	郡市名	駐在所・派出所名	位置	受持区画
日詰警察署	紫波郡	赤石駐在所	北日詰	赤石村
		志和〃	上平沢	志和村
		長岡〃	東長岡	長岡村、彦部村
		赤沢〃	赤沢	赤沢村
		佐比内〃	佐比内	佐比内村

（池田寿治方）を借り移転した。

明治三十三年（一九〇〇）三月三十日、県令第十九号をもって巡査派出所、巡査駐在所受持区画及び位置を改正し、次いで同三十五年（一九〇二）三月三十一日県令第二十二号をもってこれを改正したが、同年十月十一日県令第五十一号をもってこれを廃止し、同日告示第四百三十八号をもって（表三―三三）の通り巡査派出所、巡査駐在所名称位置及び受持区画を定め、十月十五日より施行した。これは同日県令第五十二号をもって警察署分署の名称区画位置の改正による結果である。

表三―三四

駐在所名	位置	受持区域
長岡駐在所	東長岡	長岡村
彦部駐在所	大巻	彦部村

明治三十九年（一九〇六）八月二十七日には、告示第三百六十号をもって、巡査派出所、駐在所の名称、位置、区域改正の際、当署の分は次のように改正し、同年九月一日より施行された。（表三―三四）

署管内実態調査書によれば、明治四十二年（一九〇九）彦部村にも巡査駐在所が建設されている。それ以前は長岡村受持巡査が彦部村も受持っていた模様であるが、彦部村に駐在所がはじめて設置された場所は、彦部村大巻八竜の現在の駐在所の東方約五十米位の地点であった。

明治四十三年（一九一〇）十月十三日赤沢巡査駐在所は村役場と共に赤沢村大字赤沢字田中に移った。一方この年には水分村ではじめて駐在所が設置された。水分村大字吉水の坂本氏宅を借用してこれにあてている。

三、大正期の警察

大正期には警察の制度や警察部にみるべき変遷はなかった。大正三年（一九一四）十二月には巡査派出所、駐在所の受持区画の改正があり、大正十年（一九二一）五月には訓令をもって高等警察係を改めて高等警察課をおいた。

大正十三年（一九二四）十二月には勅令をもって官制改正、警察部長は職名とし、新たに書記官をおいて、書記官として警察部長に補する制度とした。

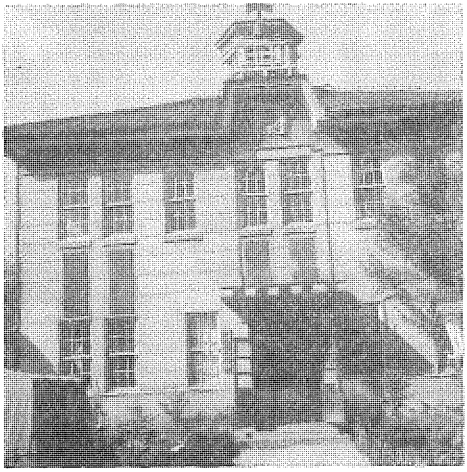


図 3-5　紫波警察署（昭和43年写）
現日詰商店街駐車場がその敷地

(一) 日詰警察署の沿革

明治三十五年（一九〇二）十月郡山警察署から日詰警察署と改称されたが、大正十四年（一九二五）四月七日、訓令乙第十六号をもって、当署警察官吏配置定員を次のとおり定められた。

警部一、巡査部長二、内勤巡査二、外勤巡査十六、特務巡査二、刑事巡査一、計　二十四名。

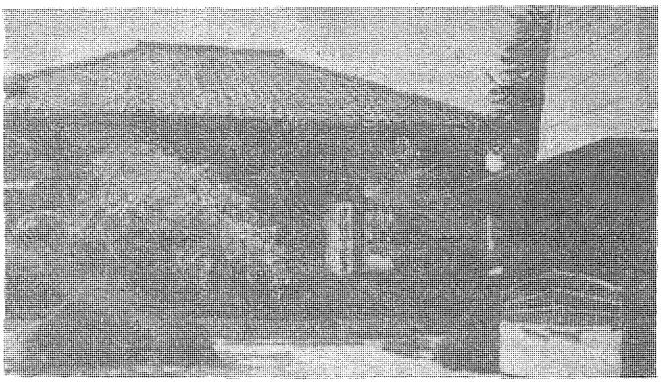


図 3-6　日詰警察署（大正年代）、右側は火の見櫓とポンプ置場

表三―三五　歴代警察署長

任命年月日	退任年月日	官職	氏名
明治四五・七・一	大正二・二・一〇	警部	諏訪儀蔵
大正二・二・一〇	大正二・八・八	〃	菊池大三郎
大正二・八・八	大正三・二・一二	〃	石川登盛
大正三・二・一二	大正五・九・六	〃	平野貞吉
大正五・九・六	大正六・九・二六	〃	瀬戸甲一
大正六・九・二六	大正八・三・五	〃	並木繁
大正八・三・五	大正八・九・五	〃	鈴木門蔵
大正八・九・五	大正一一・三・二八	〃	加藤茂之丞
大正一一・三・二八	大正一二・二・二四	〃	阿部助七
大正一二・二・二四	大正一三・九・二二	〃	熊谷寛治郎
大正一三・九・二二	大正一四・一一・二	〃	伊藤信夫
大正一四・一一・二	大正一五・二・二四	〃	阿部智
大正一五・二・二四	昭和二・六・一八	〃	奥寺徳太郎

(二)　駐在所の沿革

明治四十三年（一九一〇）に設置された水分巡査駐在所は、大正元年（一九一二）九月二十五日水分村大字小屋敷十二地割字関口十三番地、熊谷丑松所有の平屋柾葺一棟を買入れ庁舎とした。

大正三年（一九一四）一月二十三日、告示第三十二号をもって、日詰警察署志和駐在所を廃止して上平沢、片寄駐在所を設置した。その位置、受持区域は次の通りである。

同じく大正三年（一九一四）には長岡村巡査駐在所が新築され、同四年（一九一五）三月二十日には長岡村大字東長岡十三ノ四十二ノ二を日詰町大森金次郎より買受け村の財産とし、そこに長岡村巡査駐在所を設置した。

表三―三六

駐在所名	位置	受持区画
上平沢駐在所	上平沢	志和村の内大字上平沢、稲藤、大字土舘の内山王海、砂子沢、弥勒地、稗田、石田、和田、田面木、関沢、木金、和山、松森、浦田、内川、谷地、牡丹野、小林、上川原、下田、田中
片寄駐在所	沖田	志和村の内大字片寄、大字土舘の内沖田、谷地、中尻掛、北田、萩屋敷、新里、大橋、高畑、田屋、金田、川久保

四、昭和期の警察

昭和期においては、警察の制度あるいは警察部及び警察部各課の新設、改称など激しく変遷した時代であるといえよう。

昭和二年（一九二七）四月一日刑事課を新設した。それまでは保安課内に刑事係として設置してあったものを、刑事警察の充実を期するために保安課より分離して刑事課として独立せしめた。昭和三年（一九二八）七月三十一日に特別高等警察課を新設し、昭和十四年（一九三九）十二月十五日には経済保安課を新設。昭和十七年（一九四二）十一月一日に県訓令丙第五十八号をもって県庁処務細則改正、警察部に次の八課がおかれた。特別高等警察課、警務課、保安課、刑事課、労政課、職業課、保険課、経済保安課である。これにより従来学務部所管であった職業課は警察部所管となり、明治二十六年（一八九三）十月以来、警察部所管であった衛生課は、内政部に移管せられた。昭和十九年（一九四四）三月一日には県訓令丙第六号により、職業課は国民動員課と改称せられた。

昭和二十年（一九四五）十月一日マッカーサー司令部の指令により、全国的に特別高等警察課が廃止せられ、同年十月十四日にはマッカーサー司令部の要求により、全国警察部長及び特高課員、同特高係員は休職を命ぜられ

た。同年十一月二十六日に経済保安課及び勤労警察課を廃し、新たに防犯課が設置せられた。同二十一年一月二十一日には県訓令丙第四号により、防犯課は民生警察課と改称せられ、同二十一年（一九四六）一月二十五日に訓令丙第六号をもって輸送課を廃止、教養課を設置し、その分掌事務を次のとおり定めた。

一、警察官吏の教養に関する事項
二、現任警察官の教養訓練の企画実施に関する事項
三、教養資料の作成頒布に関する事項
四、監察並びに巡閲に関する事項

同二十一年九月一日新たに公安課をおき、同二十二年（一九四七）十二月十七日に法律第百九十六号警察法は、我国警察制度の大変革をもたらした改革で、従来の国家警察より民主警察に移行した制度で、この改正警察法は「国民の為に人間の自由と理想を保障する日本国憲法の精神に従い、又地方自治の真義を推進する観点から国会は秩序を維持し、法令の執行を強化し、個人と社会の責任と自覚を通じて人間の尊厳を最高度に確保し、個人の権利と自由を保護するために国民に属する民主的権威の組織を確立する目的を以てここにこの警察法を制定する。」との趣旨で改正せられた。

この改正により中央統一の従来の警察制度が、国家地方警察と自治体警察の二本建となって、警察の責務は国民の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の捜査、被疑者の逮捕及び公安の維持に当ることに限定されたのである。

さらに我が国の画期的な公安委員会制度を設け、公安委員会により警察の運営管理がなされたのである。公安委員会は、国家、都道府県、市町村公安委員会に分かれ、市町村公安委員会は、市町村長の所轄の下に三人の委員をもって構成され、市町村の区域内における警察を管理せしめることとなった。また、一定の規模以上の市町村には

自らの責任において自治体警察を持ち、その区域内の治安を維持することになったのである。警察制度の改革により一応機構改革を終わり、昭和二十三年（一九四八）三月七日より地方警察と自治体警察は共に発足したが、市及び人口五千以上の市街的町村はその区域内に警察を維持することとなり、それぞれ自治体警察署を設置したのであるが、改令第五十一号には日詰町は含まれておらず、したがって自治体警察署の設置はなされなかった。

昭和二十六年（一九五一）、法律第二百三十三号により、警察法の一部改正「前項の規定により告示された町村は、第一項の規定にかかわらず住民投票によって警察を維持しないことができ又警察維持しないこととした後、再び警察を維持することができる」と追加され、住民投票により自治体警察の存廃を決することとなった。本県においては自治体それぞれの立場から存否が論議され、一戸町を除く十九自治体警察は誕生わずか三年有余で廃止の決議をした。国警、自警二本建制度は年を追って論議の的となり、警察法を全面的に改正する法案を昭和二十九年（一九五四）二月十五日、第十九国会に提案して可決となり、同年六月八日法律第百六十二号をもって公布、七月一日から施行することとなり、国警、自警の二本建制度も、実施後わずかに六年余で再び国家地方警察に一本化されるに至ったのである。その後、社会情勢の進展に伴なって機構を改革し、各時代に適合した諸制式を採用して警察行政の万全を期し、県民の要望にこたえるものでなければ警察責任をまっとうすることは出来ない。特に近年刑事犯罪の凶悪化、巧妙化集団化及び広域化の傾向、交通事故の著しい増加など社会問題に発展してきている。捜査第二課、交通第二課、交通部等の新設がなされ、更にその後、機動警ら隊、機動警察隊、機動捜査班の設置、交通機動隊の新設など広域犯罪の予防、緊急配備、初動捜査など応急措置に対応するための任務体制の確立が図られるようになった。

㈠　警察署の沿革

昭和八年（一九三三）十月、日詰警察署は人員の増加により庁舎が狭くなったので改築に着手、同九年（一九三

四）六月八日改築落成、総工費八千百五十五円七十八銭を要した。

昭和二十三年（一九四八）三月七日警察制度の大改革によりこれが施行に備え、同年二月五日県告示第三十八号をもって、警察署の名称、位置、管轄区域を定め、三月七日から施行され（表三―三七）のとおり定められた。

表三―三七　警察署名称位置管轄区域表

警察署名称	位置	管轄区域
国家地方警察岩手県日詰地区警察署	紫波郡日詰町	紫波郡一円

地方警察と自治体警察は共に発足したが、諸制度の改廃も着々と進め、同年十月二十六日、県本部訓令第十五号をもって、警察官及び警察職員の配置定員表を次のように定め、同日から施行された。（表三―三八・三―三九）

表三―三八　地区警察署警察官定員表

署名	警視	警部	警部補		巡査部長		巡査		計
			署僚	刑事	派出所	署僚	刑事	派出所	外勤	刑事	特務	
日詰		1	1			3	1		17	2	3	28

表三―三九　地区警察職員定員表

署名	事務官	技官	部員	雇員		傭人				計
				書記	通信技手	通信書記	通信書記補	給付	小使	
日詰	1			2		1	1	1	1	7

昭和二十九年（一九五四）七月一日、警察法の改正に伴い、岩手県警察が再発足するに及んで、同日県条例第二十五号をもって警察署の名称、位置及び管轄区域を制定した際、日詰地区警察署を日詰警察署と改称された。その位置及び管轄区域を次のとおり定めた。

表三―四〇

警察署名	位置	管轄区域
日詰	紫波郡日詰町	紫波郡

また、岩手県公安委員会規則第五号をもって、当署の定員は次のとおり定められた。

表三―四一　定員表

階級別 / 署別	警察官					一般職員			暫定配置				
	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査	計	事務吏員・技術吏員	その他の職員	計	合計	警部	警部補	巡査部長	巡査	一般職員
日詰	1	1	2	5	25	34	2	4	6	40			1	2	

昭和二十九年（一九五四）より市町村合併が促進され、警察署所在の町で町名変更があり、これによって、昭和三十年（一九五五）四月一日より「日詰警察署」は「紫波警察署」と改称された。

昭和三十一年（一九五六）一月六日、岩手県公安委員会規則第一号をもって、警察署の定員を（表三―四一）のように改正し、同三十一年一月一日から施行した。

その後、社会の変化と共に激増する刑事犯罪等に対処するために警察は捜査体制を整備し、犯罪の広域化、スピ

ード化に対処せねばならなくなった。

表三―四二　署別定員表

署名＼階級身分別	警察官					警察官以外の警察職員			合計
	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査	計	事務吏員・技術吏員	その他の職員	計	
紫波	1	1	2	6	24	34	3	3	6	40

一方、近年交通事故が増大の一途をたどり大きな社会問題となっており「交通死傷事故防止」を警察運営の重点目標に揚げ、その取り締りを強力に推進するなどの必要があった。これら警察の機能を発揮するためには、日詰字郡山駅にある紫波警察署庁舎は狭く老朽化したのでその新築が強く要望されて、国道四号線日詰バイパスに面した最も機動力を発揮しやすい桜町字大坪五十一の二の土地に、昭和四十九年（一九七四）三月二十五日に竣工して、同年四月二十五日に日詰字郡山駅より移転した。

(二)　駐在所の沿革

昭和三年（一九二八）七月十五日、水分村巡査駐在所は大字小屋敷より大字吉水三地割字中村六十六番地に平家桾葺一棟を新築し移転した。昭和十年（一九三五）八月には、彦部村大巻字梅ノ木にあった巡査駐在所は現在地の大巻字八竜に新築移転した。

昭和十七年（一九四二）十二月二十日佐比内巡査駐在所は村役場敷地の一部に移転していたが、その後館前の現在地に新築移転した。

表三―四三　歴代警察署表

任命年月日	退任年月日	官職	氏名	任命年月日	退任年月日	官職	氏名
昭和二・六・一八	昭和三・一・三〇	警部	種市茂平	昭和二五・八・一三	昭和二六・一〇・一	警部	角田一郎
昭和三・一・三〇	昭和三・六・九	〃	鈴木卯佐治	昭和二六・一〇・一	昭和二八・一・一九	警視	佐藤鉄五郎
昭和三・六・九	昭和四・九・三	〃	石幡要蔵	昭和二八・一・一九	昭和二八・一二・四	〃	斉藤七男
昭和四・九・三	昭和六・六・九	〃	小野寺勉	昭和二八・一二・四	昭和三〇・九・二六	〃	及川定雄
昭和六・六・九	昭和七・一・一〇	〃	八重樫国次郎	昭和三〇・九・二六	昭和三二・三・二九	〃	和田英敏
昭和七・一・一〇	昭和七・四・二八	〃	小野董	昭和三二・三・二九	昭和三五・三・三一	〃	中嶋剛城
昭和七・四・二八	昭和一〇・二・八	〃	及川常作	昭和三五・三・三一	昭和三七・三・三	〃	遠藤雄蔵
昭和一〇・二・八	昭和一〇・一〇・三一	〃	小野寺定治	昭和三七・三・三	昭和三八・三・七	〃	及川実
昭和一〇・一〇・三一	昭和一一・八・一〇	〃	佐々木健吉	昭和三八・三・七	昭和四二・三・一〇	〃	熊谷忠蔵
昭和一一・八・一〇	昭和一三・二・一	〃	千田甲午	昭和四二・三・一〇	昭和四四・三・一五	〃	金弥清助
昭和一三・二・一	昭和一四・三・三〇	〃	南村三郎	昭和四四・三・一五	昭和四六・二・二〇	〃	千田孝雄
昭和一四・三・三〇	昭和一四・一二・一五	〃	寿興吉	昭和四六・二・二〇	昭和四七・三・一五	〃	伊藤清志
昭和一四・一二・一五	昭和一八・六・九	〃	山中駒治	昭和四七・三・一五	昭和四九・三・一	〃	菊池東
昭和一八・六・九	昭和一九・五・一五	〃	台直吉	昭和四九・三・一	昭和五一・三・一六	〃	初貝良作
昭和一九・五・一五	昭和二〇・五・一七	〃	佐藤次男	昭和五一・三・一六	昭和五三・三・一七	〃	小岩真佐
昭和二〇・五・一七	昭和二〇・一一・一三	〃	菅原四郎	昭和五三・三・一七	昭和五五・三・二四	〃	斉藤等
昭和二〇・一一・一三	昭和三三・五・三三	〃	三浦啓次郎	昭和五五・三・二四	昭和五七・三・二四	〃	高橋正
昭和三三・五・三三	昭和三三・一二・三	〃	帷子六郎	昭和五七・三・二四	昭和五八・三・一三	〃	菊池忠
昭和三三・一二・三	昭和三五・八・一三	〃	高橋博	昭和五八・三・一三		〃	岩崎四郎

昭和二十三年（一九四八）三月七日、警察制度の大改革によりこれが施行に備え、同年二月五日県告示第三十八号をもって、警察署の名称、位置、管轄区域、同日県告示第四十号をもって、巡査派出所駐在所の名称、位置、受持区域を定め、三月七日から施行されたが、当署は次のとおり定められた。

表三―四四　巡査駐在所名称位置受持区域表

駐在所名	位置	受持区域
古館駐在所	中島	古館村
赤石〃	北日詰	赤石村
上平沢〃	上平沢	志和村の内大字上平沢、稲藤、大字土舘の内山王海、砂子沢、弥勒地、稗田、石田、和田、田面木、関沢、木金、和山、松森、浦田、内川、谷地、牡丹野、小林、上川原、下田、田中
片寄〃	沖田	志和村の内大字片寄、大字土舘の内沖田、谷地、尻掛、北田、萩屋敷、新田、大橋、高畑、田屋、金田、川久保
水分〃	吉水	水分村
長岡〃	東長岡	長岡村
彦部〃	大巻	彦部村
赤沢〃	赤沢	赤沢村
佐比内〃	佐比内	佐比内村

古館駐在所は、昭和二十四年（一九四九）十一月十日、大字中島八地割六十三番地（古館駅前）に総工費十五万円を以って建設されたが、それ以前は署所在地の接続村落として署員が巡回警邏（けいら）にあたっていた。昭和二十四年十一月二十日、長岡駐在所を長岡村立診療所とするため、大字東長岡四ノ二十四ノ二に移転した。

昭和二十八年（一九五三）六月十三日には、水分駐在所は庁舎を新築した。

昭和二十九年（一九五四）七月一日警察法の改正に伴い、岩手県警察が再発足するに及んで、同日県条例第二十五号をもって警察署の名称等制定した際、日詰地区警察署を日詰警察署と改称された。昭和三十年に市町村合併が促進され、一町八か村が合体し紫波町となり、警察署も同三十年四月一日より紫波警察署と改称された。その管轄区域は、昭和三十年十一月一日、県公安委員会規則第十二号をもって、巡査派出所及び巡査駐在所の名称、位置及び管轄区域に関する規則を次のように定め公布の日から施行した。

表三―四五　巡査駐在所の名称位置及び管轄（受持）区域表（昭和三〇・一・二八・県告示第六二号）

駐在所名	位置	受持区域
古館駐在所	紫波町中島	紫波町の内二日町、高水寺、陣ケ岡、中島
佐比内駐在所	紫波町佐比内字館前	紫波町の内佐比内
赤沢駐在所	紫波町赤沢字駒場	紫波町の内赤沢、紫野、船久保、遠山、北田、山屋
水分駐在所	紫波町吉水字中村	紫波町の内上松本、宮手、小屋敷、吉水、下松本、升沢、南伝法寺
彦部駐在所	紫波町大巻字八竜	紫波町の内星山、大巻、彦部
日詰駅前駐在所	紫波町北日詰字八反田	紫波町の内北日詰、南日詰、犬渕、桜町、平沢
上平沢駐在所	紫波町上平沢字南馬場	紫波町の内土舘の一部、上平沢、稲藤
片寄駐在所	紫波町片寄字野崎	紫波町の内片寄、土舘の一部
長岡駐在所	紫波町東長岡字天王	紫波町の内江柄、北沢、栃内、東長岡、西長岡、犬吠森、草刈

その後、昭和四十三年に、赤沢・水分・片寄・長岡駐在所が廃止され、昭和四十四年（一九六九）十月二十三日

には、古館駐在所は古館駅前より、高水寺字土手五十二ノ一の現在地に移転した。また、昭和四十四年には前年廃止された水分、長岡巡査駐在所が新設された。

〔参考資料〕（警察）

1、「岩手県警察史」「管内実態調査」
2、「岩手県史」
3、「紫波警察署沿革誌」

第二　交通安全

一、交通安全協会

昭和二十一年（一九四六）に日詰の沢田輪店主沢田智司、水分の中村一郎、志和の横沢五郎らが相図って、旧町村単位組織をもって紫波郡運転者協会を結成した。当初の会員は、自転車販売店主、荷馬車組合員、自動車運転免許保持者で、その主な活動は、①道路交通法令講習会の開催、②運転技術競技会の開催、③優良会員の表彰、等で専ら会員の質向上の啓蒙が中心であった。

その後、戦後の混乱期から脱却して輸送需要の増大で国内の車両保有台数が増加してきたが、道路事情がそれに追随できずに交通事故が多発し犠牲者が続出し、このような交通情勢を背景として交通事故防止対策の世論が次第に高まり、昭和二十四年（一九四九）に民間任意団体の岩手県交通安全協会が結成され、運転者協会と共に安全運

動を推進したが、高度経済成長期の到来で自動車免許人口や車輌が遂年に著しく増加し、その反映で交通事故もますます増大の途をたどってきた。

この情勢に対応するためには、全県的に安全運動を計画的組織的に推進する必要にかられて、昭和二十九年（一九五四）六月に「社団法人・岩手県交通安全協会」として、組織体制の整備強化をはかった。

紫波郡運転者協会はこれを受けて発展的に傘下に入り、紫波支部を結成して地区ごとに分会を置き、また、町では昭和四十三年（一九六八）に地区ごとに一～二名の計十五名の交通指導員を任命し（昭和五十八年現在では二十七名）交通安全の活躍を続けている。



図3-7　交通安全母の会会員の街頭活動

二、交通安全母の会

経済の急速な伸展と同じくして交通事故も続出し、尊い人命を損傷する事態に直面された子をもつ母親の悲痛の願いから、旧町村単位に交通安全母の会が設置されて、昭和四十三年（一九六八）十一月に「交通安全母の会紫波郡連合会」が結成された。

その活動を要約すると、①母親の交通安全に対する意識の高揚、②社会一般への交通安全思想の啓蒙、③母親の立場から交通安全教育の推進、④母親として子どもや高令者を交通災害から守る、等であり、昭和五十四年（一九七九）一月現在の当町内の主な役員は、表三―四六の通りである。

表三―四六　交通安全母の会紫波連合会・町内の主な役員

（昭和五四・一・現在）

地区名	役職	氏名
日詰	交母連郡会長	堀内リョウ子
日詰分会	交母連郡副会長	畠山ユリ
志和	郡交母連常任理事	浅沼キミノ
水分	水分分会長	
彦部	郡交母連常任理事	阿部京子
彦部分会	彦部分会長	
赤石	赤石分会長	岩清水節子
赤石分会		
古館	古館分会長	西村栄子
古館分会		
志和	志和分会長	高橋ソノ子
志和分会		
長岡	長岡分会長	鷲盛徳子
長岡分会		
赤沢	赤沢分会長	吉田和子
赤沢分会		
佐比内	佐比内分会長	高橋サツ
佐比内分会		

第三　防犯協会

一、日詰地区防犯協会の活動

町防犯協会は昭和三十二年（一九五七）に地区ごとに支部（現十二支部）を設けて活動をしているが、日詰地区防犯協会を例にしてその活動を記すことにする。



図3-8　夜間の巡回をする協会員（昭和45年頃）

日詰地区防犯協会は、犯罪や事故のない明るい社会建設を理想に住民の防犯思想を昂揚し、自主的な活動により自衛防犯体制を確立しようと、照井卯太郎ら商店主によって、昭和三十二年（一九五七）三月に発足、昭和四十四年（一九六九）には岩手国体を迎えるに当って、日詰地区居住民全戸加入の体制をとって、総務・防犯・補導・暴力追放対策の四部制と、行政区十五区に理事を決めて組織を強化した。

その以降の主な活動を示すと次の通りである。

日詰地区防犯協会の主な活動（昭和五十六年現在）

1　小・中学校の少年の健全育成

少年達の防犯思想の向上の一助にと、ささやかな金銭を贈る（紫波第一中へ）

2　夜間パトロールの実施

地域を四ブロックに分けて実施、日詰全町防犯パトロール

所要時間　二時間三〇分～三時間

3　小・中学校から防犯標語募集

防犯思想啓蒙のため、児童生徒から標語募集

審査会を経て、街頭に掲示（標語塔、看板に標示）

4　標語塔の設置

四十八年にバイパス沿いに二基設置

標語は入選作（中学校生徒募集標語）
5　標語立看板の設置
五十年に応募標語を地区内二十三ヵ所に設置（小・中学校標語入選作）
6　防犯灯の設置
四十四年以降通算一二基を設置（防犯協会予算）
7　白ポストの設置
四十七年中央バス日詰営業所、日詰駅の二ヵ所に設置
8　映画会の開催
四十八年以降夏期野外映画会を実施
9　防犯広報の発行
四十四年以降年二回（新年号、夏期号）発行
10　防犯懇談会の開催
関係諸団体に呼びかけ、年二回地域内二～三ヵ所で実施
11　町行事、地域行事への参加
桜まつり、夏まつり、秋まつり、ビックリ市等地域内行事中のパトロール
12　火災時における持出し品の監視
火災時の持出し物品の盗難防止監視
13　自動車盗難防止徹底
施錠確認を呼びかけ実施（広報車及び徒歩にてパトロール）

14　防犯広報
五十年四月嶋田自工からの寄贈車で、町一円の広報の実施（町防犯に寄贈借用）

15　金融機関のパトロール強化（金融懇談会の開催と金融機関パトロール）
強盗事件発生を機に平常及び年末のパトロール実施

16　制服の作定
五十一年制服作成（役員21名防犯協会制服作成着用活動する）
五十四年改新して役員一同着用する

17　防犯少年サッカー大会の実施
少年への防犯思想の啓蒙と連帯感のかん養の目的で、三年間の準備期間を経て、五十三年から少年サッカー大会（地区対抗）を開催

18　他地区防犯協会との交流会の実施
四十六年八月　宮古市・四十九年五月　二戸市・五十一年六月　久慈市
五十二年六月　大船渡市・五十三年　水沢市・五十五年　山田町

☆　受　賞

(1)　協会受賞　四十六年　岩手県防犯協会連合会長賞
五　十　年　東北管区警察局長、東北地区防犯協会連合会長　連名賞
五十六年　警察庁長官、全国防犯協会連合会長　連名賞

(2)　役　員　現在まで岩手県防犯協会連合会長賞受賞者　一〇名
東北管区警察局長、東北地区防犯協会長受賞　一名

〔参考資料〕（交通安全・防犯協会）
1、町役場消防交通係文書綴
2、郡交通安全協会参考資料
3、交通安全母の会「十年のあゆみ」
4、日詰地区防犯協会「受賞報告会記録」

第三節　消　防

緒　論

明治十年（一八七七）、県は消防規則を制定して既設新設を問わず、消防組は以後すべてこの規則によるべきこととし、消防組の組織や活動に際しての要点、組員の改組、消防組の経費等、おおよそが定められている。警察が組中の役割や組印及び器機について届出を受けて掌握し、かつ警察官が現場の指揮に当たっていることがわかる。

明治三十七年（一九〇四）勅令十五号による消防組規則の公布により、さらに再編成せられることとなり、その消防組規則は十九条よりなり、組の設置区域については市町村の区域によること。消防組は、組頭一人・小頭若干名・消防手若干名で組織し、組頭は警察部長またはその委任をうけた警察署長が任免し、小頭・消防手については警察署長が任免すること。



図3-9　紫波消防署（昭和58年写）

防災に際しての指揮権は警察署長にあること。消防組の建物及びその器材は、県知事の定めるところにしたがって、市町村及び町村組合で設備し、組維持費もまたこれによることとした。この勅令により岩手県は同年四月（勅令は二月公布）、さらに消防組規則施行細則により、盛岡市をはじめ県内二十四町村に公設消防が誕生している。

この後、数回にわたり消防組織に関する改正令が公布されたが、根本的改正ではなく、大正中期以後は青年団などとともに国の指導がかわり、昭和に入ってからは軍事色が濃くなったこともあった。しかし、自主的自衛のための組織であったことには変わりはない。火防消防はもとより、年々のように訪れる水害のための水防活動、何度となくおしよせて来る津波、これらの防災のためには、消防組織の活躍を絶対に必要とした。

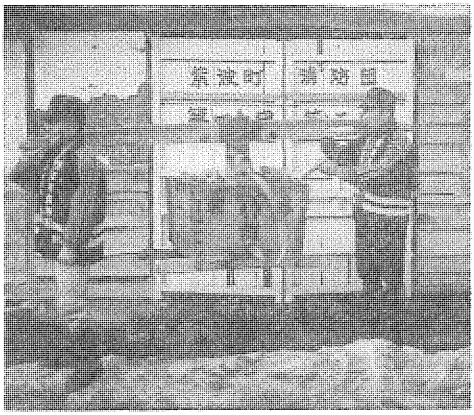


図3-10　雲竜ポンプ

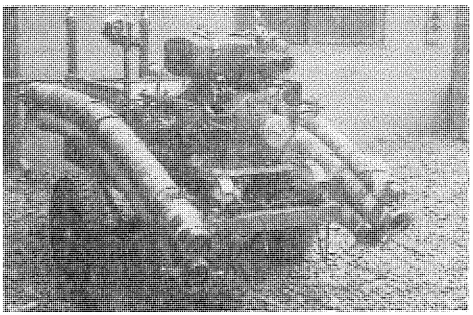


図3-11　可搬ポンプ

一、明治・大正期の消防器材

明治後期、大正期は質的にも量的にも消防組織が最も発展した時期である。「雲竜水」または「竜吐水」（木製の旧式な腕用ポンプ）が、これより能力のすぐれた「洋式腕用ポンプ」と変わり、「蒸気ポンプ」（盛岡は大正二年に導入）や「ガソリンポンプ」が入り、大正後期は「自動車ポンプ」が導入された。し

かしこの期は蒸気ポンプ以上のものは、大きな町にしかなく、大半は腕用ポンプが主であった。

二、昭和初期の消防組

昭和初期は、大正十五年（一九二六）九月に公布された改正消防組規則によって、組織を再編成したが、人員は変わりなく、部の数を減らしている。この後、県内消防組員が二万三千余人であったものが年々増加を続け、ついに三万人を越すにいたった。昭和初期の消防方式は自動車ポンプ導入によって、大きく近代化した。改正消防組規則には訓練方式が明示され、合理的近代的消防法が確立されつつあったから、この期を境にして消防は面目を一新した。

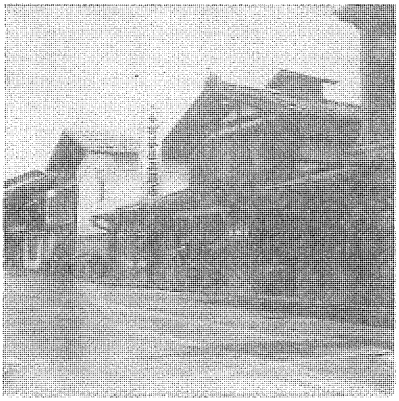


図 3-12　防火兼用の土蔵（日詰商店街）（昭和28年ころ写）

三、消防組警防団

明治以来順調な発展を遂げて、災害のための自主自衛組織であった消防組は、昭和の非常時時代になると、国家の至上命令により、その目的に防空活動が付与されて、組織も編成替えをされた。

昭和十四年（一九三九）一月、勅令第二十号が公布され警防団が組織され、四月より発足することとなった。岩手県では前年十三年十一月、内務次官通達「警防機関の統制に関する件」により準備を進め、同年六月には警防団操典というものが示されているが、歩兵操典に模したものであり、各個教練に当たる訓練方式が定められ、十月に至って「警防団員服に関する件」の通達で、団服は軍服にならい、戦闘帽に上下服とも国防色（黄土色）となって、従来の消防組の服装の一部をとり、戦闘帽と上衣の襟、服、バンド、巻脚絆は黒とし、襟には襟章を付し、星章を

つけた。同十六年（一九四一）には特殊帽（鉄カブト）をつけるようになった。

県内の警防団員は総数四万六千余名に達し、次第に戦争が拡大されて銃後の守りが叫ばれたころで、警防団は文字どおりこの役目を担い、苛烈な戦争に立ち向かうこととなった。（以上『岩手県史第一〇巻』による）。

四、紫波町消防団の概要

紫波町消防団は、昭和三十年（一九五五）四月一日、一町八ヶ村の合併によって組織された消防団であるが、その前史は古く、志和代官所日記に次のように記されている。

安永元年（一七七二）稲藤村（現上平沢、稲藤地区）に「い組」と称する火消組が代官所の指導のもとに組織され、寛政四年（一七九二）には、火の見櫓（やぐら）の建設がなされた。この火消組の消防用具は、火消笊（ざる）十ケ（竹笊を二重にして油紙をはったもの）と、火消うちわ（竹製で油紙をはったもの）を使用していた。更に、寛政十年（一七九八）には、消防功労者を表彰する等火災対策については、かなりの意を用いていたことが明らかである。

このころから、稲藤のみならず近隣の町村にも、同じように火消組（ひけしぐみ）とか若者組（わかものぐみ）が組織されて、有事にあっては相当の活動がなされていたに違いないが、その事実はさだかではない。しかし、その後の史料（紫波町二日町・阿部徳次郎氏所有よろず覚書き）等によっても火消組の存在は明らかである。

公設消防組としては、紫波警察署の沿革誌によると、次のように記されている。

明治二十七年（一八九四）十二月一日

日詰町私設郡山消防組ヲ日詰消防組ト改称公設消防組ノ認可ヲ受ク

明治二十七年十二月一日

志和村ニ公設消防組認可

明治三十二年（一八九九）八月二十九日
　赤石村私設消防組織トナル
明治四十二年（一九〇九）十月二十九日
　彦部村公設消防組織　三部制
明治四十三年（一九一〇）四月十五日
　古館村公設消防設置　二部制
明治四十四年（一九一一）二月三日
　佐比内村公設消防組織　定員七十五人
大正二年（一九一三）八月二十九日
　長岡村ニ公設消防組設置
大正十年（一九二一）七月十六日
　水分村公設消防組設置　二部制定員九十人
昭和五年八月
　赤沢村消防組設置　二部制

この公設消防組の発足は、明治二十七年（一八九四）から昭和五年（一九三〇）にかけて、かなりの年数にわたって設置されているが、その大部分が私設消防組から、公設消防組に切り替えられたものであり、私設消防組が公設消防組以前の地域治安の維持にあたっていたことが『よろず覚書き』等からも明らかである。

そして、公設消防組が発足した当時は、すでに腕用ポンプが装備され消防活動に使用していたことも明らかである。更に各地域に公設消防組が組織され、大正十三年（一九二四）四月六日には、初の紫波警察署下連合大演習を

日詰町馬検場（現在県立紫波病院）において開催され、十三組三十部人員一、三〇〇人が参加している。

こうして発足された消防組も、昭和の年代に入って支郡事変の勃発から次第に戦時体制が強化され、昭和十四年一月二十四日勅令第二十号警防団令によって同年四月一日から水災消防に国民防空の任務を加えて警防団として再発足した。

その後、戦争も太平洋戦争に発展し、団員不在の警防団でありながらも組織上だけは維持され、昭和二十年（一九四五）八月十五日終戦となった。そして戦争も終り社会が一応安定した昭和二十二年（一九四七）四月三十日消防団令が公布され、同年五月一日現体制への発足となった。

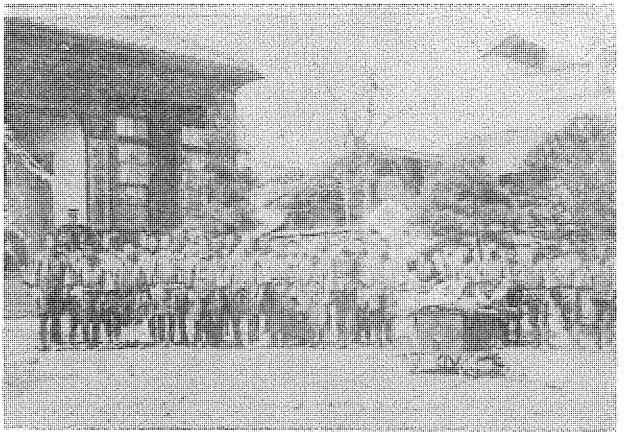


図3-13　明治中期の日詰組消防

五、組織の変遷

ここでは、昭和三十年に紫波町が誕生するまでの、合併した旧九町村の消防について地区ごとにまとめてみた。

(一)日詰町

消防としての組織が出来たのは、明治の初期で、当時は日詰組といわれた。組の装備としては電竜水という器具で消防活動に従事していた。

明治四十二年（一九〇九）消防組が発足し、腕用ポンプを購入した。昭和に入ってから日詰町は二分団に分かれ、日詰消防団は二分団によって組織され団員は七十名であった。

(二)　古　館　村

消防の歴史は古く徳川三代将軍家光の時代の慶安三年（一六五〇）六月、すでに二組の火消し役を置いたといわれているが、本村に消防組織が出来たのは明治三十五年（一九〇二）であり、その後、幾多の変遷を経ている。

○明治三十五年（一九〇二）古館村私設消防組が組織された。

○明治四十三年（一九一〇）古館村公設消防組が組織された。

○昭和十四年（一九三九）古館村警防団と改称。

○昭和二十二年（一九四七）古館村消防団が組織された。

古館村消防団は四ヶ分団から組織され、装備としては、小型ガソリンポンプ四台、腕用ポンプ三台を所有しており、団員は百名で、消防長は瀬川岩雄、消防団長は菊池正三、副団長は小川正夫であった。

○明治十六年の火災

明治十六年（一八八三）三月下町に火災が発生し家屋二十七戸を焼失し、当時は消防組もなく、もちろん消防器具設備は全然なかったので、手のほどこしようがなく自然消火をまつ以外に方法がなかった。罹災者の家財道具は全村民が協力して搬出したため大部分を搬出することが出来た。この火災に対して岩手県より罹災の程度によって一戸当たり十五円から二十円の見舞金が下付された。

尚、当時は裕福な家庭では防火措置として大きな扇と笊（ざる）を造って用意していた。

○明治二十年四月の火災

明治二十年（一八八七）四月、十日市に火災が発生し蟠龍寺、酒屋等家屋二十五戸を焼失した。

○明治二十年五月の火災

明治二十年（一八八七）五月下町に火災が発生し家屋二十四戸焼失した。

○昭和十二年六月の火災

昭和十二年（一九三七）六月中旬下町に火災が発生し家屋十戸を焼失した。

○昭和十二年七月の火災

昭和十二年七月十二日正午ごろ下町に火災が発生し、下町部落二十戸を焼失した。前月火災があった後なので村民に与えた影響は大きかった。

㈢　水　分　村

消防の濫觴時代は、上松本、升沢、南伝法寺等に若組の組織があり、竜吐水を設備して火災を防いでいた。

大正十年（一九二一）、上松本、宮手が腕用ポンプを購入して消防組織が確立され、水分消防組が結成された。初代組頭に鷹木嘉右ェ門が就任した。

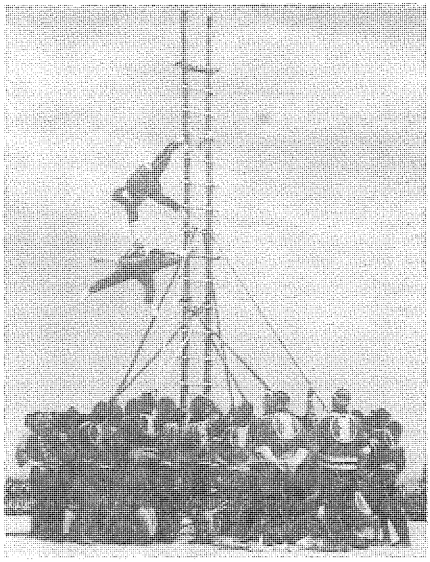


図3-14　第4分団(志和)の演技
（昭和37年5月）

その後、升沢、南伝法寺を加えて、昭和十四年（一九三九）まで続いたが、同年水分村警防団と改称し、昭和二十二年（一九四七）水分村消防団となり、初代団長には鷹木壮光が就任した。

㈣　志　和　村

明治維新以前志和代官の指導のもとに、火事の「火消」が行われ、その当時、稲藤に「い組」という火消が組織されていた。

火消用具としては、「火消笊」という竹笊十こ（竹笊を二重にしたものに油紙をはったもの）と、火消

「うちわ」という幅二尺、長さ三尺のものを三本が備えられ、いったん火事になれば「火消竿」で水をかけ、「火消うちわ」で延焼を防いだ。

明治二十七年（一八九四）志和村消防組が設立されて村内六部となったが、昭和十一年（一九三六）より志和消防組と改称された。

山王海婦人警備組合

今は湖底に沈んだ山王海地区に、婦人消防協力隊の先駆けとも思われる婦人消防組があった。

地区の男は山仕事に出かけて不在がちであったから、大正末期の当地区に三件の連続火災が発生して被害を大きくしたことがきっかけで、大正十三年（一九二四）の秋に、戸数三十六戸から一名ずつの婦女子の「山王海婦人警備組合」を組織して発足をした。

年に一、二度は、盛岡市・紫波郡・志和村の消防演習に、婦人警備隊として参加をし、参加の前には小学校々庭で予行練習（歩行訓練・消火訓練等）をした。豆しぼりの手拭いのはち巻、絆纏（半天）と帯、脚絆に地下足袋という凛々しい姿は、演習会場の呼び物でもあった。

この婦人警備隊の練習や演習に欠席をした者に対しては、国有林の払い下げを受けさせないという罰則もあったが、五年後には男の消防隊も発足して、森林消防隊山王海支部と共同組織となった。

その後、山王海ダムが出来て地区民が離散移転して自然に消滅してしまった。

(五)　赤　石　村

消防の歴史は明治三十二年（一八九九）の私設消防に始まり桜町に桜組という消防組が組織され、装備としては雲竜水という器具だけであったが、その意気は江戸火消の「いろは組」に劣らぬ感があったと古老は当時を追懐している。

その後、明治四十二年（一九〇九）消防組の新発足により、桜町、平沢、北日詰、南日詰、犬渕の五組が編成され、北日詰の大日堂に桜町第一部付属として乙号ポンプ（腕用ポンプ）を置いた。

戦時中は警防団といい、戦後消防団と改称して、大日堂に新たに一分団を組織して六ケ分団となり、団員数は一七五名であった。

(六) 彦部村

消防の歴史は明治初期に始まり、大巻部落に大組といって組員二十名位の組織があった。

明治二十年（一八八七）ごろになって星山部落に和組ができ、同四十二年（一九〇九）彦部村消防組が結成された。

(七) 佐比内村

最初に消防組織が作られたのは明治四十四年（一九一一）二月であり、当時は佐比内村消防組といわれ、任務は火災、及び盗難予防で、組頭一名、組付小頭一名、小頭二名、組員三十名で組織され、消防器具としては腕用ポンプ一台、纏一振り、とびぐち数本であった。

消防組は前記の通り火災、盗難予防を行う外に、春秋二回消防演習を行うなど、村の中核となっていたが、戦時態勢に入ってからは消防団を警防団と改組した。

昭和十四年（一九三九）四月三日警防団が結成されたが、当時の組織は団長一名、副団長一名、団付班長一名、一等警防員があり、三分団で編成されていた。

昭和二十二年（一九四七）消防法の施行により警防団を解散し消防団となり、団長以下百三十四名の佐比内村消防団となった。

(八)　赤　沢　村

赤沢村消防組は、消防令、紫波郡消防連合会会則に準拠して、消防その他警防に従事するため昭和五年（一九三〇）八月結成された。第一部は遠山北田、第二部は昭和十二年（一九三七）五月組織され、赤沢、紫野部落を主体とし、事務所を赤沢村役場内に置いた。

○この消防組の事業は次の通りであった。

消防に関する学術技能の研究
消防思想の普及宣伝
優良組員の表彰
組員相互の救済
その他消防事業、進歩発達と認める事項

○警防団は警防団令、紫波郡警防団連合会会則に準拠し、防空、消防その他の警防に従事するため、昭和十四年（一九三九）四月一日改組され、事務所を赤沢村役場に置いた。

警防団事業は次の通りであった。

警防に関する学術技術の研究
警防思想の普及宣伝
優良分団並びに団員の表彰
団員の救済
その他事業の進歩発達上必要と認める事項

○昭和二十二年（一九四七）九月二十一日消防組織法の施行により警防団から消防団と改称され水難救助、火災の

防止、消火に専念することになった。

(九) 長岡村

明治の末期ごろより公設消防設置の機運が濃厚となって来たが、公的機関として消防組が設置されたのは大正二年（一九一三）からである。

大正十二年（一九二三）には各部落に自警団が組織され現在の消防団の前身が出来上った。現在消防団員は百十名で、装備としては、腕用ポンプ二台、手挽（てびき）ガソリンポンプ一台、自動車ポンプは一台であるが、腕用ポンプは大正二年から大正十三年ごろ購入したものであり、手挽ガソリンポンプは昭和二十四年（一九四九）、自動車ポンプは昭和二十六年に購入したものであった。

歴代消防団長は次の通りである。

表三―四七

氏名	就任年月日	氏名	就任年月日
藤原徳三郎	大正二・四・一〇	細川秀一郎	昭和二二・五・二〇
藤原正八	〃一〇・四・五	北田定雄	〃二五・六・二〇
福田嘉一郎	昭和一九・四・五	野原松次郎	〃二九・四・一三

(十) 合併後の変遷

昭和三十年（一九五五）四月一日町村合併によって誕生した紫波町消防団は、分団名を旧町村名をそのまま付して九分団編成とし、団員数一、三八二名を有する大組織であった。

昭和三十三年（一九五八）になって、旧村名を分団名としていたのでは、旧村意識が解消されないとして、第一分団から第九分団まで、順次番号を付して団員意識の統一を図ったことと、機械化が進んだことによって団員数を

表三―四八　分団（昭五六・現在）

分団名	分団長	副分団長
一	第一分団長　菅川西蔵	副分団長　畠山正
二	第二〃　長谷川好道	〃　横沢耕一
三	第三〃　谷地良典	〃　菊池幸雄
四	第四〃　浦田瑞夫	〃　小田中利夫
五	第五〃　浦田文好	第一部長　斉藤幸次郎
六	第六〃　高橋久	副分団長　高橋賢治
七	第七〃　熊谷幸雄	〃　田村英雄
八	第八〃　藤原恒久	〃　佐藤宇太郎
九	第九〃　阿部浩悦	〃　橋本正男
一〇	第一〇〃　堀切弘士	〃　高橋喜一
一一	第一一〃　山田清江	〃　富山謙司
一二	第一二〃　北田照義	〃　七木田弥之治
消防団	消防署長　神田芳男	
婦人協力消防隊　一	連合会長　谷地舘ミツ	
二	連合会副会長　伊藤洋子	
三	連合会副会長　柏原久子	

表三―四九　車両等の数（昭五六・現在）

分団名	自動車ポンプ	小型動力ポンプ付積載車
第一分団	二台	〇台
第二分団	一台	三台
第三分団	一台	六台
第四分団	二台	一台
第五分団	一台	二台
第六分団	一台	三台
第七分団	一台	二台
第八分団	一台	二台
第九分団	一台	三台
第一〇分団	一台	三台
第一一分団	一台	三台
第一二分団	一台	二台
計	一四台	三〇台
本部	指揮車一台	

一、二四〇名に減じ、更に昭和三十九年（一九六四）には旧町村単位に分団を編成したことによって生じた、分団規模のアンバランスを解消するために、九分団編成を十二分団編成と再編成し、装備の機械化が一層進んだことによって団員数を九二〇名に減じた。

また、昭和四十五年（一九七〇）四月には、消防常備部を設置し、常備消防体制を確立して町民の生命財産の保全に貢献した業績は、誠に大であった（この消防団常備部は現在の消防署の前身である）。

一方、昭和四十五年十月盛岡市を中心に組織された広域行政事務組合によって、制度的に常備消防体制が確立し、本町においても、盛岡消防

署紫波分署が設置された。そして、昭和五十四年（一九七九）四月一日、盛岡消防分署は、人員体制と施設設備を更に増強し、紫波消防署として名実共に昇格して現在に至っている。

こうして、常備消防体制が強化されることによって、昭和四十五年には消防団員九二〇名から七五〇名に縮少し、更に昭和五十三年には、第三次町勢発展計画が策定されて、消防団装備の機械化を促進する一方、昭和五十六年（一九八一）四月一日現在では団員数六二一名で配置している。

表三―五〇　消防団員数（昭五六・現在）

区分	本部					計				計	団員総数
	階級	団長	副団長	本部長	員数	階級	部長	ラッパ長	員数		
分団名	分団長	副分団長	部長	班長	団員	ラッパ手					
第一分団	一	一	二	四	二〇	一			二九	一二	
第二分団	一	一	四	八	四〇				五四	一二	
第三分団	一	一	四	一四	六八	一			八九	一二	
第四分団	一	一	三	六	三〇	一			四二	一二	
第五分団	一	一	三	六	三〇	二			四三	一二	
第六分団	一	一	三	八	四〇	六			五九	一二	
第七分団	一	一	三	六	三〇	一			四二	一二	
第八分団	一	一	三	六	三〇	三			四四	一二	
第九分団	一	一	四	八	四〇	二			五六	一二	
第一〇分団	一	一	四	八	四〇	一			五五	一二	
第一一分団	一	一	四	八	四〇	五			五九	一二	
第一二分団	一	一	三	六	三〇	一			四二	一二	
計	一二	一二	四〇	八八	四三八	二四			六一四	一二	六二一

部隊編成表（昭和五十六年現在）

団長	阿部洋一
副団長	佐藤円次郎
副団長	築田保己
本部長	松岡勝雄
本部付部長	工藤里見
〃	新里則夫

本部付部長　　佐々木　　忠
他　ラッパ手二十四名

紫波町消防団表彰歴

昭和三十一年三月
　岩手県消防協会から竿頭受賞
昭和三十五年三月
　岩手県知事から竿頭受賞
昭和三十六年二月
　日本消防協会から表彰旗受賞
昭和四十六年三月
　岩手県知事から表彰旗受賞
昭和五十五年三月
　消防長々官から表彰旗受賞

表三―五一　火災時の半鐘の叩き方



弐点宛
乱点宛
参点宛
四点宛

参考資料（消防）
1、明治十年（一八七七）県消防規則
2、明治三十七年（一九〇四）勅令十五号「消防組規則」県「消防組規則施行細則」
3、大正十五年（一九二六）「消防組規則改正」
4、昭和十四年（一九三九）勅令二十号「警防団令」通達「警防団員服に関する件」
5、町役場消防交通係文書綴
6、八戸藩志和代官所日記

7、警波警察署沿革誌
8、昭和二十二年（一九四七）「消防団令」

第四節　厚生

第一　医療機関

藩政時代の医療は、幕府及び諸藩によって任じられた「役医」と一般の開業医である「町医」によって行われていたことは、既に述べたところであるが、明治維新による諸制度の改革は、医界にも大きな変革をもたらした。

一つは医師の身分制度の撤廃だった。幕府及び諸藩によって「役医」に任じられ、武家に準じた俸禄と身分の保証を受けてきた医師は、幕政の崩壊と廃藩によって旧制度による保護を放たれて庶民となった。一部は新政府および各県に「官医」の形で登用されたが、多くは従来からあった「町医」と呼ばれる一般開業医の仲間に入ることになった。

明治三年（一八七〇）新政府はドイツより教師を招聘せんと建議し、ドイツ医学の採用にふみきった。これは幕政時代の漢方医及び鍼科医師の医学医術に対して、西洋医学による医療の登場を意味した。またいち早く太政官府告によって医術の開業免許制度を設け、同時に医師の再教育をはかって、医業の進歩向上をめざすことになった。更に明治五年（一八七二）政府は学制を頒布し、全国を八大学に分け医学校を新設し、医学教育を施すことにした。ドイツ医学による医師の教育が行われるようになったのである。

岩手県内における医師も、明治九年（一八七六）八月、公立岩手医学校の開設や、東京の医学校その他への進学により新資格の医師免許取得者も徐々にふえて行ったが、明治全期を通じて漢方医が岩手県内の医師の主流であったということができる。しかし明治十六年（一八八三）医術開業試験規則及び医師免許規則が定められたころには、西洋医学による医術の普及に伴ない、西洋医と漢方医との間に感情的な確執もみられた。特に漢方医団はその年、その医術の継続が出来るようその保続を元老院へ強く建白しており、大きな社会問題となった。更に明治三十九年（一九〇六）五月には「医師法」が公布され、医師の試験資格を医学専門学校の卒業者に限るとした。しかし一応の暫定措置として医術開業試験を認めるがその期間を向う八年間とした。

明治三十年代から四十年代にかけては、医師が急速に減少した。これは従来開業医の死亡による自然廃業の他に、県内における医学教育機関がなかったために医師の補充が極度に乏しくなり、そのために極端な医師不足の現象があらわれたものであった。

明治末期にかけて急激に減少した医師数は、大正期に入っても回復がみられず低迷が続いた。しかしこれを一面からみれば、医学の新旧交替による過度的な現象といってもよかろう。大正三年（一九一四）の岩手県内の医療統計によると、県内開業医は三七八名で、そのうち盛岡四八名であり、紫波郡での開業医はたった一二名に過ぎず県内の郡市の中では、最も少なかったことになる。昭和期に入っては、昭和三年（一九二八）医師の養成機関として、盛岡市に私立岩手医学専門学校が開設された。この結果県内でもようやく医師数が増加するようになり、殊に昭和十年代から次第に増えるようになり、当地方では、戦後に医学教育機関の充実をまってようやく開業医も増加がみられるようになった。

当地方における病院開設による医療については明治期前期には見当らない。明治十二年（一八七九）政府は郡制度の実施にともない郡役所管内ごとに郡病院の開設に着手した。これは医療を重視した島惟精（これきよ）県令の一連の医療保

健行政の一つとして画期的に開設に着手したものであり、特に県北や沿岸の僻地に重点がおかれた。これは後年の僻地医療や地域医療の確保の精神、また公的医療機関充実の考え方に通ずるものがあったが、当紫波郡一円には、郡病院の設立はなかった。更に明治十九年（一八八六）三月、初代文部大臣森有礼は「帝国大学令」「中学校令」などの令達の中で、高等中学校に医学校を設けることとし医師の養成に意を用いた。しかし一方において明治二十年（一八八七）九月三十日には、勅令四十八号により「府県立医学校ノ費用ハ明治二十一年度以降地方税ヲ以ッテ之ヲ支弁スルコトヲ得ス」という、県費を用いて医師の養成をはかっている医療機関の設立は認めないという達しであった。

このために明治二十二年（一八八九）三月には、県立の病院までがその影響をうけて廃院され、せっかく芽生えた公的医療機関の体系が全く崩壊してしまった。このように県立病院や郡病院などの公立病院は、明治十九年（一八八六）から二十七年（一八九四）にかけて、主として財政難や経営難のために廃院された。ところが病院医療は住民にとって一日も欠かせぬものであり、これに代わる施設として、郡市部を中心に私立病院が設立された。私立病院は県の認可制であったが、この地方では、明治三十五年（一九〇二）木村政太郎が日詰町に紫波病院を開設したのをもって嚆矢とする。しかし当時の人々は医師にかかる人も少なく、かかっても医療診療報酬も払えぬ者が多く、そのために病院の経営は困難となり、その後数年を経て病院を閉鎖することとなった。

一方、公的病院の医療機関については、明治・大正期を通じて紫波地域には開設はみられない。昭和期に入って国際的な経済不況の影響をうけて農村をはじめ県民生活が著しく窮迫した。このために医療機関にも恵まれず深刻な医師不足で無医村が多く、「無医村をなくし医者に診て貰いたい」、「なんとか医療を今少し安い料金で受けたい」、「なにか相互扶助で医療機関をもちたい」という一般住民の強い要望が起きて来た。こういう強い期待をうけて農村の産業組合組織による医療活動が活発となり、組合による医療事業経営の気運も高まった。昭和八年（一九

三三）五月、盛岡病院（現県立中央病院の前身）が購買利用組合盛岡病院として開設した時、医療組合運動の本来の目的と任務である無医村解消に努力することとして、昭和九年（一九三四）四月に志和村に志和診療所を開設した。これが後の県立紫波病院となるものである。

本町の国民健康保険事業が開始されたのは、昭和十四年（一九三九）旧水分村で、その後、昭和十五年（一九四〇）十二月には国保代行の県内二十一組合が設立者となって、岩手県国民健康保険組合が設立され、昭和二十一年（一九四六）には岩手県国保連理事長に水分村長・鷹木嘉右衛門が就任した。そして国保直営による医療機関をもとうという願いの下に、昭和二十四年（一九四九）二月、国民健康保険彦部診療所が開設されたのをはじめ、その後、長岡・古館・佐比内・水分村に次々と開設された。これらは昭和三十年（一九五五）四月一日町村合併により紫波町として発足してからは、紫波町国民健康保険診療所として設置された。

第二　開業医

一、明治・大正期の医師

明治期の前半には、日詰町では木村昌安（文吾）・木村玄昌（玄庵）・木村玄碩・木村玄良（後に函館に移住）・高橋善庵・高橋楊庵・内城良庵（東磨）・渡辺寿堂・二日町新田では菊池恵庵、上平沢では岩泉貞庵・渡辺昌伯、土舘では渡辺文立、片寄では細川玄貞、星山では小野周庵・小野文碩、佐比内では石杜周庵・石杜宗仙（宗僊）・金田一三友、西長岡では吉田玄仙などが現役として活躍している。ここで特に異彩を放った人として追記しておきたいのは、俳人としての木村文吾（医師名昌安、天保二～明治四二）についてである。文吾の俳句歴は、すでに青

年時代からのことであったが、五十歳の時には医業を長男政太郎にゆずり、俳号を半水（後に雪庵半水）と称して、専らその道に精進した。明治二十三年（一八九〇）政府は、全国からの募句三万五千余首のうちから百首を選んで、天覧に供することになったが、その時の選者、花廼庵岱山によって百選のうちに半水のものが二句選ばれ、しかも、そのうちの一句「たたずめば春風さむし隅田川」は天地人賞の地賞に入選した。これより半水の名は広く知られるようになり、ついには東奥における俳句界の重鎮と仰がれるまでになった。門人も多く、交遊する俳人も数十人におよび、自作の句集十数冊が残されている。

一方、新人としては、日詰町の木村政太郎と内城　齊、北日詰村の岩動正雄、南日詰村の大沼金平、上平沢村の宮杜貞安、土舘村の細川玄達、宮手村の遠藤定嵩、佐比内村の石杜右京、赤沢村の佐々木嘉左衛門と工藤伊三郎、西長岡村の吉田古准などが知られている。



内城隆徳（明治10～昭和25）



木村雄蔵（明治29～）

木村政太郎（安政三～昭和九）は、文吾の長男である。初め岩手県小学伝習場を卒業（明治九年）して教職にあったが、間もなく盛岡病院付属医学校を経て県立岩手医学校に学び、明治十四年（一八八一）に同校を卒業すると、東京神田駿河台の池田謙斎（待医局長官・東京帝国大学総理心得・男爵・医学博士）について内科を研究し、同十七年（一八八四）東京府において医術開業試験に合格した。同二十五年（一八九二）には盛岡市に開業してかたわら三田俊次郎より眼科を修めたが、翌年には日詰町に帰って開業し、さらに同三十五年（一九〇二）には私立紫波病院（医局員三名）を開設して自ら院長となった。また、選ばれて紫波郡医師会の会長に就任し、その在任期間は前身の郡医師会長も含めて三十年間（明治三二～昭和三）におよんだ。このほか、日詰町医・紫波郡医・学校医（四校）・娼妓診療医・紫波郡トラホーム検診医・健康

診医・済生会診療嘱託・検疫委員などにも委嘱されて幅広く医療活動に貢献した。なお、日詰町々会議員五期、紫波郡々会議員三期をつとめてこの方面でも活躍するところが多かった。

内城　齊（嘉永二～昭和三）は、良庵（東磨）の長男である。岩手県立医学校を卒業して医業を継いだ。岩動正雄（嘉永三～昭和一一）の修業歴は不詳であるが、癩病と梅毒と淋疾の治療に卓越していた。癩病には大風子を主とした薬剤に灸術を併用し、梅毒には辰砂と軽粉を主体とした独自の処方で効果をあげた。また、県会議員二期をつとめた。

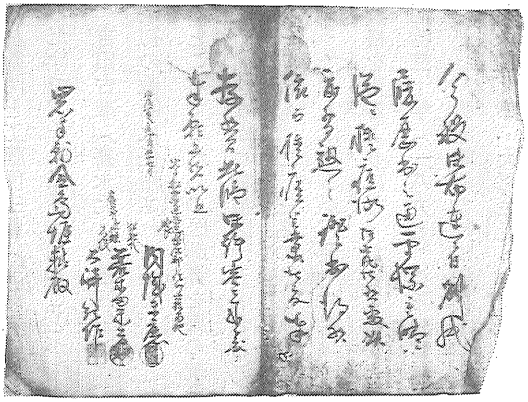


図3-15　種痘開業願書

大沼金平（天保九～大正一〇）は、初め南日詰村の上池家で家塾を開設し、後に南日詰小学校の最初の教師に任用されている。医業はその片手間に行われたものかも知れない。

宮杜貞安については、明治二十六年（一八九三）ごろ、志和村の上平沢で開業していた記録があるだけで、その他は不明である。

細川玄達（安政一一～明治二八）は、玄貞の養子で旧名を小野寺覚蔵と称した。花巻の出身である。明治四年（一八七一）には、盛岡県学校（作人館の後身）から内科と外科の療治免許状が交付されている。また、同八年（一八七五）には、盛岡の平塚重晴について種痘術を修得し、岩手県から種痘開業医の免許状を受けている。

遠藤定嵩（弘化二～明治四四）は、盛岡の出身である。明治十三年（一八八〇）に宮手村に来住して医師を開業した。

石杜右京（安政二～大正二）は、宗仙の養子で旧名を亀山励浄と称した。稗貫郡亀ヶ森浄円寺の出身で、秋田戦争に従軍したという。佐々木

嘉左衛門と工藤伊三郎（天保六～明治三五）については、明治十三年（一八八〇）の同人発行の診断書が残っているだけで、それ以外は知ることができない。

吉田古准（嘉永元～明治四三）は、玄仙の長男である。明治六年（一八七三）には、父玄仙と共に長岡小学校の最初の教師に任用されている。

ところでこれらの医師群を県の統計に照らしてみると、明治十五年（一八八二）のそれでは、紫波郡の医師教は三十名（なかに種痘医十五名含む）とされているのに対し、知られる範囲での実数は二十七、八名となっているから、他にも、二、三名の脱落があるかも知れない。いずれ、県の統計にしたがうと、当時郡内には三十名の医師がおったことになるが、翌十六年（一八八三）の医師免許規則の制定に伴なって、西洋医学を修めた者だけが医師の資格を得るようになったところから、漢方医は表だって医療ができなくなったため、医師の数は次第に減少して、明治三十年（一八九七）ごろには二十名を数えるまでになった。

また、明治前期で特に注目されることは、医師のなかで教職にあったものの多いことで、木村文吾・渡辺寿堂・木村政太郎・大沼金平・小野文碩・石杜宗仙・吉田玄仙・吉田古准などであるが、このことは、反面において当時の医師の経済状況を示すものであろう。

明治後期になると、前掲の木村政太郎・木村玄碩・内城齊・大沼金平・岩動正雄・石杜右京・吉田古准のほかに、新たに日詰町の木村頌太郎・内城隆徳・古館村の吉田寛作、志和村の岩泉周甫・細川玄養、水分村の菅原広直が就業するようになった。また、瀬川彦太郎・後藤尚五郎・木村宗光・遊座稲直などのように、「出診所」の医師として出張診療を行うものもあった。

木村頌太郎（明治元～大正一四）は、玄碩の長男である。仙台の杏林庵で医術を学んだという。

内城隆徳（明治一〇～昭和二五）は、齊の長男である。明治三十三年（一九〇〇）に第二高等学校医学部を卒

業、翌年医術開業免状を取得すると、直ちに盛岡市大沢川原小路に開業した。また、岩手病院医員を嘱託され、私立岩手医学校の教授ともなった。明治三十八年（一九〇五）には帰郷して日詰町に開業、昭和三年（一九二八）から同二十二年（一九四七）まで紫波郡医師会長をつとめた。

吉田寛作（安政三～昭和七）については不詳。

岩泉周甫（慶応元～昭和七）は、貞庵の長男である。東京で医術を修めたといわれるが、修業先は不明である。

細川玄養（安政三～大正一四）は玄達の長男。盛岡で修業したらしいが確かでない。

菅原広直（明治四三没）は、宮城県志田郡鹿島台の出身で、仙台で修業したという。薬剤の使用に良心的であり、応急手当の指導にも当たったといわれている。

瀬川彦太郎は、岩手郡渋民村の人。後藤尚五郎は、盛岡市材木町の人。ともに志和村に「出診所」を開設していた。木村宗光は、盛岡市大清水小路の人で、水分村に出診所を開設した。遊座稲直は、盛岡市新穀町の人であるが、出診所の所在は不明である。

大正期になると、前記の木村政太郎・木村頌太郎・内城齊・内城隆徳・岩動正雄・岩泉周甫・細川玄養のほかに、日詰町の木村雄蔵、志和村の坂本正喜・矢川美三が新たに就業するようになった。

木村雄蔵（明治二九生まれ）は、政太郎の子である。大正十年（一九二一）に千葉医学専門学校を卒業。同十四年（一九二五）から父のもとで開業したが、当時としては最新式の血圧計を用いて診療に当たった。一般には、「中風の先生」で知られている。営利にとらわれることなく、貧民からは料金をとらないという仁術の人でもある。諸般の医療活動に挺身して地域医療に貢献するところが多かった。昭和二十六年（一九五一）から同三十九年（一九六四）まで紫波郡医師会長をつとめた。

坂本正喜（明治一五～昭和一〇）は、水分村の出身で、私立岩手医学校を卒業後、志和村上平沢で開業した。岩動康治は赤石村の出身で、京都府立医学専門学校を卒業した。新潟を経て大正の末ごろ煙山村で開業したが、その後、北海道から埼玉へと転じた。俳号を炎天と称し、その道で有名であった。遺句に「田村麻呂の城と北上と夏野かな」がある。

二、昭和期の医師

既にみてきたように、紫波郡の開業医は、明治前期を最高として、明治後期から大正期にかけて次第に減少の方向にあったが、昭和期にはいるとその傾向はいっそう顕著となって、昭和十一年（一九三六）ごろには、わずか七名を数えるまでになった。このことは、とりもなおさず、新人医師の少なかったことを意味するものであるが、昭和前期（戦前）の新人で町内に定住したのは、日詰町の木村不二男の一名だけに過ぎなかった。

木村不二男（明治三六～昭和四九）は、頌太郎の長男である。大正十五年（一九二六）に日本医学専門学校を卒業。母校で産婦人科学を研究の後、昭和四年（一九二九）から日詰町で開業した。本業のかたわら警察署の嘱託医として長年事故死の検診に従事したが、その功績により、昭和四十八年（一九七三）には、勲四等に叙せられて瑞宝章を授与され、さらには赤坂御苑における天皇陛下御招待の園遊会にも列席の栄に浴した。また、母子福祉・へき地診療・学校保健・予防接種の面でも貢献するところが多かった。昭和三十九年（一九六四）から同四十九年（一九七四）まで紫波郡医師会の会長をつとめた。

これに対して、戦後になると、医師の数はにわかに増加して、昭和五十六年（一九八一）現在では十八名を数えるまでになった。

△開　業　医（昭和五十七年）

川守田節郎	川守田医院	内科		小早川源郎	小早川医院	内科	
角田　敏	角田医院	内・外科		足沢輝夫	足沢放射線科	放射	
足沢三之介	足沢放射線科	放射		城戸正美	志和診療所	内科	
城戸正光	城戸医院	内科		石井正知	石井外科医院	外科	
木村　昌	木村産婦人科医院	産・婦		直島武夫	直島医院	内科	
青木学而	青木医院	内・小		足沢国男	足沢整形・形成外科	整・外	
横川吉男	横川産婦人科	産・婦		横川　翠	横川産婦人科	産・婦	
渡辺立夫	渡辺内科医院	内科		加藤達夫	加藤内科医院	内科	

第三　直営診療所

昭和十三年（一九三八）には国民健康保険法が公布された。国民健康保険法発布前の農村状態はどうだったろうか。世界恐慌が日本を襲い、岩手県の農家の六五％は赤字に苦しみ、農家戸数の七〇％が負債を持っていたといわれている。しかも農村においては厚生施設はほとんど皆無と称しても過言ではなく、そのきわめて顕著な事例として無医村問題があった。この増える無医村をなくし、なんとか医療を今少し安く受けたい。そしてなんらかの相互扶助で医療機関を持ちたいという一般住民の強い要望がおこってきた。この貧困な農民や地域住民の生命を守ることを第一義と考えたのが産業組合の指導者達であった。

国民健康保険法制定で一番もつれたのは、国民健康保険組合を産業組合に代行させるかどうかで、これには医師

会の強い反対があったが、最終的には産業組合の代行が認められたものを変則として認めるものだった。昭和二十三年（一九四八）八月に農業会は解散し、農業協同組合に改組されねばならなかった。これは今までの一町村一組合と違い十五人以上集まれば自由に設立できるようになり、今までの準町村的役割を果たしえなくなっていた。こうした激変に遭遇し、昭和二十三年（一九四八）七月には、市町村自治体が国民健康保険事業を行なうことになった。そして国民健康保険直営の診療所を開設するようになったのである。つまり医療と保険の一体化が具現していったのである。

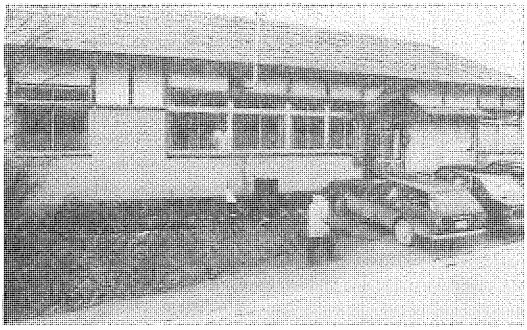


図 3-16　佐比内診療所（昭和58年写）

本町での国民健康保険事業は、昭和十四年（一九三九）に旧水分村、古館村産業組合が国民健康保険事業代行を認可されて開始した。昭和十五年（一九四〇）十二月には国民健康保険代行の県内二十一組合が設立者となって、岩手県国民健康保険組合が設立され、理事に古館組合長、横沢季吉が就任された。昭和二十一年（一九四六）五月には岩手県国民健康保険連合会理事長に水分村長・鷹木嘉右衛門が就任された。こうして地域医療保険事業は強化されていった。

昭和二十三年（一九四八）八月には、旧彦部村の国民健康保険組合が公営に移管され、続いて昭和二十四年（一九四九）二月には旧古館村、同じく四月には、旧水分村及び旧志和村、そして八月には旧赤石村の国民健康保険組合が公営に移管された。その後、昭和二十五年（一九五〇）四月には旧長岡村、昭和二十七年（一九五二）四月には旧佐比内村、そして昭和二十八年（一九五三）七月には旧赤沢村、昭和二十九年（一九五四）二月には旧日詰町国民健康保険組合が公営に移管された。

この健康保険組合直営の診療所は、昭和二十四年（一九四九）二月には彦部村大巻字八竜七十の一に、彦部診療所が開設されたのが初めてである。昭和二十六年（一九五一）四月には長岡村東長岡字細工田四十二の二に長岡診療所、昭和二十七年（一九五二）二月には古館村二日町字田中前四十四に古館診療所、同じく四月には佐比内村字館前一の三の六に佐比内診療所、同じく九月には水分村吉水字祭田四十一の三に水分診療所が開設された。

昭和三十年（一九五五）四月一日町村合併により紫波町として発足したことにより、旧日詰町ほか八カ村の国民健康保険事業を継承し、保険課として業務を開始した。同時に合併村のうち、古館村、水分村、彦部村、佐比内村、長岡村が有していた五診療所を紫波町の国民健康保険診療所として設置された。

紫波町国民健康保険直営診療所設置条例

紫波町国民健康保険直営　古館診療所　紫波町二日町田中前四十四
同　水分診療所　紫波町吉水字祭田四十一の三
同　彦部診療所　紫波町大巻字八竜七十の一
同　佐比内診療所　紫波町佐比内館前の一の三の六
同　長岡診療所　紫波町東長岡字細工田四十二の二

昭和三十年四月一日から適用する

昭和三十年四月十九日原案可決

診療に従事した医師の氏名は

古館診療所長　清岡博見　　水分診療所長　池野徳蔵
彦部診療所長　川村政光　　佐比内診療所長　佐々木喜六
長岡診療所長　佐藤綱夫

〔付記〕昭和二十年代、古館村に岩手医大付属の古館診療所（所長・葛但夫）が開設されていた。

担当診療科目は各科一般、診療日は年中無休、ただし日曜祝日は休診する。診療時間は毎日午前九時より午後四時三十分まで、ただし土曜日は午前九時より午後零時三十分までとなし、地域の医療確保に大いに貢献した。

尚、診療所開設当初の医師その他の従業員の定数、建物の構造概要は次のことからもうかがい知ることができる。

診療所開設許可申請書

昭和三十年四月一日

岩手県知事　国分謙吉殿

紫波町長職務執行者

鷹　木　嘉右ヱ門

表三―五二　医師その他の従業員の定数

	水分	古館	彦部	長岡	佐比内
一、医師	一	一	一	一	一
二、看護婦	三	二	二	二	二
三、事務員	二	一	一	一	一
四、敷地の面積坪数	五七・七五坪	二四〇坪	一三六坪	八三・八五坪	八五坪
五、建物の構造概要	木造瓦葺二階建	木造平屋建葺	木造平屋建葺	木造平屋建葺	木造平屋建葺
六、建物坪数	四八・七五坪	三二・五五坪	六九・五坪	三九・五坪	四七・五坪

無医村の解消と地域の医療確保に大いに貢献し役割を果たした直営診療所ではあったが、昭和四十年代にかけては日詰町を中心に開業医を中心とする医療機関も次第に増加し、更に診療所に勤務する専任の医師も退職する者が多かった。特に患者の医療ニーズの多様化に加え、このころから交通機関の発達、就中（なかんずく）マイカーの普及によって診療圏が広域化していった。そのために、水分、彦部、長岡診療所には県立紫波病院から医師が応援派遣され、週に二ないし三回の診療（出張）となったこともあって、患者は次第に減少していった。昭和四十二年（一九六七）四月一日にて、彦部、古館及び水分の直営診療所は廃止となり、長岡、佐比内診療所は僻地（へきち）診療所の故をもって存続した。

国民健康保険診療施設の廃止の承認申請について

紫波町長　村谷永一郎

岩手県知事　千田正殿

昭和四十二年三月三十一日

一、廃止する施設の名称及び所在地

名称	所在地
紫波町国民健康保険直営古館診療所	紫波町二日町字田中前四十四
同　水分診療所	紫波町吉水字祭田四十一の三
同　彦部診療所	紫波町大巻字八竜七十の一

二、廃止する年月日　昭和四十二年四月一日

紫波町国民健康保険直営診療所

所長（医師）歴代名簿

古館診療所　昭和42・2・11設置　昭和42・4・1廃止

所長	在職期間
朝田　諭	昭和27・2・11―27・7・31
清岡博見	27・11・21―40・1・5

水分診療所　昭和42・9・11設置　昭和42・9・1廃止

所長	在職期間
小野寺利男	昭和27・9・11―29・8・31
香曾我部裕	31・3・1―31・6・30
城戸正光	35・7・8―39・3・31
藤島国男	40・2・1―41・7・31

彦部診療所　昭和42・2・10設置　昭和42・4・1廃止

所長	在職期間
平良謙	昭和24・2・10―
伊藤厳	25・8・10―28・9・30
清岡博見(兼)	31・8・6―31・12・31
三浦秀夫	32・2・10―32・6・30
佐藤実	32・9・1―33・12・31
木村雄蔵	36・8・1―37・12・31
藤島国男	40・2・1―41・12・31

所長	在職期間
木村雄蔵	昭和24・2・10―25・7・31
川村政光	28・12・4―31・8・5
小野寺喜久男	32・1・1―32・2・9
清岡博見(兼)	32・7・1―32・8・31
平井彦三	34・1・1―36・7・31
鎌田貢	38・1・1―40・1・31
米谷毅	41・1・1―41・7・31

所長	在職期間
藤原満喜子	昭和27・8・1―27・11・20
加藤十郎	40・1・6―41・7・31

所長	在職期間
池野徳蔵	昭和29・9・1―31・2・28
菅原苗郎	31・8・15―35・5・14
清岡博見(兼)	39・4・1―40・1・5

長岡診療所　昭和5326・4・1設置　昭和5326・3・31廃止

所長	在職期間
佐藤綱夫	昭和26・4・1―31・7・31
中島昌夫	32・7・1―34・8・31
鎌田貢	37・10・1―40・3・31

佐比内診療所　昭和27・4・1設置

所長	在職期間
久保田了康	昭和27・4・1―28・10
佐々木喜六	29・11―31・3・31
佐藤実	33・4・1―
伊藤正男	35・4・1―39・12・31
貴田岡昇	40・6・1―46・12・31

所長	在職期間
水井達摩	昭和31・8・23―32・6・30
清岡博見(兼)	34・9・1―37・9・30
玉田清治	40・4・15―44・4・19

所長	在職期間
小野寺稔	昭和28・11―29・10
佐々木正一	31・4・1―33・3・31
和泉源三	33・4・28―35・3・31
鎌田貢(兼)	40・1・1―40・3・31

第四病院

一、私立病院の開設

明治三十五年（一九〇二）木村政太郎は、地域に対して総合医療を行うべく、紫波病院を開設した。場所は日詰町の中心で、開院月日は明治三十五年十一月二日であった。

当時は、明治初期からの従来開業医である漢方医も死亡などにより自然的に廃業して少くなり、また明治政府の医学教育や医療行政の変革により、医学校を卒業しない者は、医師免許が取得出来ないようになった。一方、明治三十年代にかけては、主として財政難のために公立病院は廃院された。これにかわる施設として私立病院の設立を要望する気運が強かった。かかる期待と注目をあびた模様である事は、時の盛岡市長北田親氏の祝辞の内容からもうかがわれる。

祝　辞

凡ソ人類界ニ疾病ノ種類多シト雖モ之ヲ大別スルトキハ、二種トナル、一ハ病的社会、二ハ病的人身是レナリ、蓋シ社会家ノ任ハ病的社会ヲ救護スヘシト雖モ病的人身ニ至リテハ医ヲ籍ルニアラサレハ之ヲ救護スヘカラス嗚呼医ノ人類界ニ奏スルノ効豈偉大ナラスヤ、疇昔医術幼稚ノ時代ニアリテハ病的人身ハ一ニ神仏妖魔ノ怪力ニ拠ルモノト認メタリ之レカ治療ノ法術ハ祈禱呪咀神符ノ類ヲ以テ満足シタリト雖モ今ヤ生理病理薬物ノ学大ニ発達シ往時ノ迷信ヲ一掃シ愈々医ノ必要ヲ悟ルニ至レリ、又医ノ責任ノ大ナルヲ知ルニ至レリ、今ヤ紫波病院主木村政太郎君ハ医業ノ拡張ヲ計リ斯郡ノ為メ爰ニ壮麗完美ナル病院ヲ新築シ本日之レガ開院ノ式ヲ挙ケラル殊ニ其位置中央ニシテ頗ル郡民ノ便アリ自今紫波郡四万余ノ生霊ハ其堵ニ安シ其業ニ就クヤ必セリ、謹テ祝弁ニ換フ

明治三十五年十一月二日

北田　親氏

入院ベッド数、十八床、人員の配置は、次の通りである。

院　長　木村政太郎　内科
副院長　木村武郎　外科、産婦人科
山瀬医師　眼科

一　條　医　師　耳鼻咽喉科
薬　局　四名（藤原、林、坂本、堀田）
看護婦　十二名
会　計　一名

以上の陣容で診療を開始したが、医療報酬は、年一回十二月八日に支払われるなど悪条件で更に未収金があり、経営困難におち入ることが多かった。

明治四十三年（一九一〇）十二月三十一日での紫波病院は、医師二、病床数十五床とその規模も縮少され、その後閉鎖する事態となった。

二、紫波地域における公的病院

明治期および大正期においては、紫波地域においては公的な病院の開設は見当らない。

昭和初期においてもこの状態は続いたが、昭和五、六年ごろに国際的な経済不況が起り、わが岩手県もこの影響をまともに受けた。それに冷害による凶作や銀行パニック、更には昭和八年（一九三三）の三陸大津波などの悪条件が重なり、県民生活は極度に窮迫した。県や市町村の財政は著しく悪化し、医療行政にはほとんど手が廻らなかったために、法定伝染病をはじめ、結核、トラホームなどの疾病が年ごとに増加し、県民の健康状態は悪化した。また医師数は依然として少ないのに加え、医療機関は停滞して設立はみられず、医師の農山漁村からの逃避乃至は都市集中化という傾向が続いた。

このような時期に、全国に産業組合による医療利用組合の設立が拡がってきたが、岩手県でも昭和五年（一九三〇）気仙郡矢作村の産業組合がその利用事業として医療利用部を開設した。その後県下各地域に産業組合が医療利

用部を開設しようとする機運がみなぎってきた。盛岡市、岩手郡、紫波郡の一市二郡を区域とする医療組合が昭和八年（一九三三）三月設立され、購買利用組合盛岡病院の開設が昭和八年五月一日をもって許可となった。盛岡病院は翌九年医療組合運動の本来の任務である無医農村の診療活動を開始した。つまり昭和九年（一九三四）一月には彦部村に彦部診療所を開設したのを皮切りに、四月には志和村診療所を開設した。これが後の県立紫波病院となるものである。

購買利用組合盛岡病院管轄志和診療所の開設場所は、志和村の中心部である大字上平沢第一〇地割字馬場五一番地で、志和村のかつて岩泉医院であった民家を借用し、若干の改修によって開設した。

病床数、八に診療室のある程度のものであった。昭和十一年（一九三六）十月、岩手県医薬講買販売利用組合連合会（略称「医薬連」）が設立されたことにより、経営主体が医薬連盛岡病院志和診療所と変更された。医薬連は当時農村民が出稼ぎや軍隊入営等で、村外活動が激しく社会的疾患であった結核が、農村に激しい勢いで蔓延（まんえん）している状況を改善するためには、農村の自然的、経営的ないし衣食住的生活環境など、農村と結核との関係する全ての条件に対し、岩手の農村結核撲滅対策を樹立するという遠大な計画実施のため、東北帝国大学医学部から指針を得て、経済的にも時間的にも多大の犠牲をあえて実施するとその決意と目標を掲げた。志和診療所はこの事業を実践するため東北帝国大学医学部・熊谷内科教室の指導のもとに、昭和十三年（一九三八）から志和村の結核集団検診を実施したことは特筆すべき事業であったということができる。集団検診等による患者の発見増と地域住民の医療意識の向上から、志和診療所は、昭和十五年（一九四〇）十月、上平沢第一四地割字川原五九番地の土地、五九五坪を堀田氏から借受け、その他に一四一・八七坪の診療所用建物及び医師任宅を建築し、志和、水分両村がその隣接地に同年三月建築した一〇名収容の伝染病隔離病舎六九・七五坪の寄贈をうけ、これらの新建物に移転した。

一般病床、一二床・伝染一〇床・計二二床を有する診療所として飛躍的な発展をなした。

昭和十六年（一九四一）十二月一日、岩手県信用販売購買利用組合連合会（県産連）は、三つの産業組合連合会が合併して設立されたことから、医薬連病院、診療所は経営が県産連に移管され、県産連盛岡病院管轄志和診療所となった。移管時の診療所は、内科診療室二室一一・八坪、レントゲン室一室三坪で病室は、三等病室一一室三九・五坪、定員一二名、伝染病室五室一九坪定員一〇名、看護婦は二名であった。

昭和十八年（一九四三）十二月一日県下の農業団体が統合され、岩手県農業会が設立されて、県産連から農業会志和診療所となった。このように経営主体の変更はなされたのであるが、診療所の医療活動、保健衛生に対する協力は開設時となんら変わることなく、盛岡病院の協力の中で続けられ、昭和二十三年（一九四八）には病床を二床増やし、一般一二床、結核八床、伝染四床計二四床となった。

終戦後、県農業会の解散により昭和二十三年十一月一日、岩手県厚生農業協同組合連合会（厚生連）が設立され病院事業の経営を委託され、厚生連志和診療所となった。その後、患者が漸次増加してきたので、昭和二十四年（一九四九）秋病床数を一〇床増床して一般二二床、結核八床、伝染四床、計三四床とした。

昭和二十五年（一九五〇）十一月一日志和診療所は県営移管になり、岩手県立志和診療所となった。県営移管時の概況は、診療科目が内科、外科で、病床数三四床、職員数は医師二名、看護婦七名、その他六名、計一五名、所長・津川秀一である。県立診療所となった志和診療所は盛岡病院の応援を得ながら診療を続け、外来患者数は一日平均六〇名、入院患者数は一日平均二〇名前後で、志和・水分地区の住民の全幅な信頼を得ていた。

昭和二十七年（一九五二）五月には、志和・水分・不動の三村からなる病院昇格促進協議会から請願がなされていたことに基づき、本館増築と給食棟設置工事に着工し竣工した。これによって昭和二十七年十一月一日、県立志和病院開設の許可がなされ、これと軌を一にして地域住民から要望が強かった産婦人科を増科し、診療科を三科とする病院が発足した。

昭和三十年（一九五五）四月、紫波町の誕生で志和病院は、必然的に町の最西端に位置することとなった。庄司院長は病院昇格後の初代院長として、病院運営と地域医療の確保と保健衛生の向上に努力したが、昭和三十年十二月三十一日他に転出のため退職した。後任院長は決定に至らなかったため、当分の間、敷波盛岡病院長が院長兼務となり、病院を管理した。産婦人科医も庄司院長と前後して退職し、その後任の補充ができず、四年間続けられた産婦人科は遂に休診の止むなきにいたった。昭和三十四年（一九五九）六月九日敷波院長が死亡したため、盛岡病院長事務取扱に若林衛夫が就任し、六月九日付で当院の病院長事務取扱として兼務発令された。病院は外科医一名とその他には岩手医科大学から臨時医師の派遣により、どうにか日常の診療が行われるという貧弱な医局陣容で開設以来最大の苦境にたち至った。

しかし昭和三十五年（一九六〇）十二月一日、城戸正光が病院長に就任し、四年にわたる盛岡病院長兼務が解消され、病院の前途に明るい希望がさしこんだ。昭和三十七年（一九六二）十一月一日には一般病床二八床の増床が図られ、給食棟増築を行ない基準給食実施の承認を得て入院患者のサービスの向上を図った。その後昭和三十八年（一九六三）三月二十五日、患者収容定員を一般五〇床、結核四床、伝染四床、計五八床とする許可を得た。紫波町が誕生したことによって病院の所在地は、紫波町の最西端に位置することになったが、紫波町の唯一の公的医療機関としての性格上、紫波郡を診療全域とする医療機関であることから、紫波町の中心部日詰地区に移転し、紫波地域の医療センターとしての機能の発揮を要望する地域住民の声が大きくなり、病院としても郡内医療確保のためには現在地では充分な活動ができず位置的に制約されることから、医療局にその旨の意見を上申していた。このため、医療局は県立病院整備計画のなかで志和病院移転を昭和三十八年度に実施することを決定し、紫波町に土地あっせんの依頼をすることになり、病院移転改築は大きく具体化した。町は旧馬検場跡地約一六〇〇坪を候補地として申し出た。新病院の規模は、補強コンクリート・ブロック造二階建て五七一・四坪、病床数六五床で、新築病院

の名称は県立紫波病院と改称することになった。

昭和三十九年（一九六四）十二月二十六日竣工した。こうして県立紫波病院は内科、外科、産婦人科の診療科を標榜し、院長に藤島国男が就任した。また、旧志和病院の診療施設を附属診療所として活用することとして、十二月二十一日に県立紫波病院附属診療所として開設された。

旧志和病院は、診療施設を附属診療所として活用することとして、昭和三十九年十二月二十一日、県立紫波病院附属志和診療所としての開設許可がなされた。附属診療所の診療科は内科で、病床数は四床、職員は医師一、看護婦二、その他一の四名でこれによって紫波町の医療網が完成され、町民の医療が確保された。

その後、附属志和診療所は病院と緊密な連絡をとりながら、志和地区の医療確保に大きな診療実績をあげてきたが、昭和四十四年（一九六九）に至り地元移管の申入れがあり、地元移管が医療局の方針でもあるところから、十二月三十一日をもって志和診療所を廃止し、地元に移管した。昭和四十五年（一九七〇）に町立診療所となったが、城戸正光氏に払下げをした。志和診療所（城戸正美）がそれである。

◇私立病院

籏福　芳雄	紫波中央病院	内・外・産婦・眼・歯	
伴　友次	平和台病院	精・外	
三条　善郎	〃	精	

◇公的病院

玉田　清治	県立紫波病院	外科
高野　明	〃	外科
小野寺　勲	〃	内科

〔参考資料〕（厚生）

1、岩手県医師会史及び「紫波郡医師会史」原稿
2、町内の開業医諸氏の文書類
3、町役場保険課文書綴
4、岩手県史

第四章　産業経済

第一節　団体

「夫れ農は国家の柱石なり　山林は天下の基礎にして　二者共に偏廃すべからざるは素より論を俟ずと雖も世人動もすれば農を以て賤業と視做し山林培養の如きは軽視する者間々之なしとせず豈慨嘆の至りならずや（中略）農産物山林欠乏の害は気候の変調を起し衛生の妨害となり河川の涸溢となり堤防の破壊となり田野の荒蕪となり……（中略）之を学術に徴し或は之を実施に験し広く世上の学士の理論に諮問し以て農産植物培養の術を研究し大いに改良保護に着手せしむるにあり……（後略）」

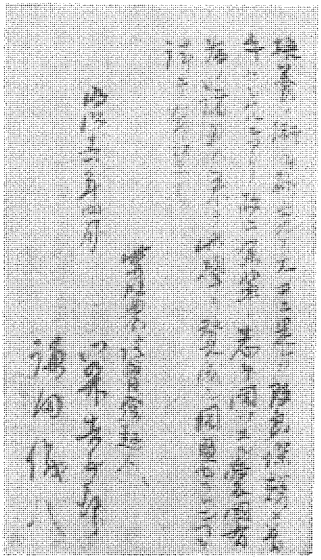


図 4-1　紫波農談会設立願書（明治16年）

明治維新の大業なって文明開化の波の押し寄せる当地方にあって、真に国家を思い、農業の将来を憂うる烈々のこの文章は明治十六年（一八八三）四月、日詰新田、関吉五郎外二名により紫波農談会設立の願いをもって県令・嶋惟精宛に提出されたものの一部である。

これより先、明治二年（一八六九）三月十九日南部藩主利剛は全国ほとんどの大名と共に版籍奉還を出願

同年四月九日藩治職制を改め、その中に志和勧農事（職務内容は明らかでない）の職がみえている。

また、同年九月二十九日には志和郡勧農事二人勧業事三人が、寺務係等と共に郡務局の職制の中にみえている。

明治五年（一八七二）には農事指導を目的として盛岡に種芸所が設立され、更に明治十二年（一八七九）には紫波郡役所で、農蚕指導をする制度が出来ていたが、両方共官制のものであり、なかなか実効が挙がらなかった。したがって民間からの発意によって、初めて出来た農業のための集まりであるこの農談会は、近代における広い意味での農業団体として草分け的存在である。農談会の設立については明治十四年（一八八一）四月に、政府の意を受けて県から開設を助長する諭達が出されている。

新政府にとって内政外交共にいずれを先とし後とするか、摸索の中でようやく国の基幹産業としての農業の近代化に、積極的にとり組む姿勢を示して来た訳である。内容としては原則として一農談区は一役場管区内とし、会員は戸数百につき五乃至十名の制限があったし、日誌筆記つまり書記については郡役所の勧業世話掛が便宜上これに当たる事になっていた。これらの動きは確かに日本農業の改良のために曙を告げるものではあったが、農村の再組織の問題、恒常的な指導研究機関の問題、技術の改良、適正品種の改善の問題等々、なお衆知を集めてその対策を講ずる必要のある問題が山積していた。これら当面の問題解決のために県においては、明治十六年（一八八三）から、岩手県農会が設立されて明治二十九年（一八九六）三月に至る十三年間にわたって、篤農家や県議等、三十二名によって構成される勧農諮問委員会を設け、種々対応策について諮問している。このような、上部機関の動きの中で地方にとっても、目まぐるしいほどの団体が設立、解散を繰り返しながら数多く結成されてくるのである。

さて明治以来驚異的とさえいわれる持たざる国日本の経済発展の土台となり、その基となったものは蚕糸業を中心として、外貨獲得のために営々孜々として努力をし、食糧自給を目指して、その劣悪不備な諸環境を克服して、如何なる天災不況にも負けずに、国民を飢えしめなかった農業である。そしてあるいは時代の変遷により、あるい

は社会体制の変化によって、その時々の農村における精神的物質的需要に対応して、幾多の農事関連法が公布改廃を繰り返しながら現在に至っているが、一貫してその底を流れる自治、協同を基本精神とする農業関係団体の存在は、ますますその必要度を増して来たのである。

第一　農業協同組合

一、農会の誕生

県は明治十七年（一八八四）一月、勧業委員設置準則及び勧業会設置準則を定め、六月には勧業諮問規則を定めて、農業改良についての諮問機関とした。これは後に農会誕生と連なる、強力な一翼をなすものである。当町においても明治二十年（一八八七）八月二十一日、第一回紫波郡勧業会議が開催され、委員として次の人々の氏名が残っている。

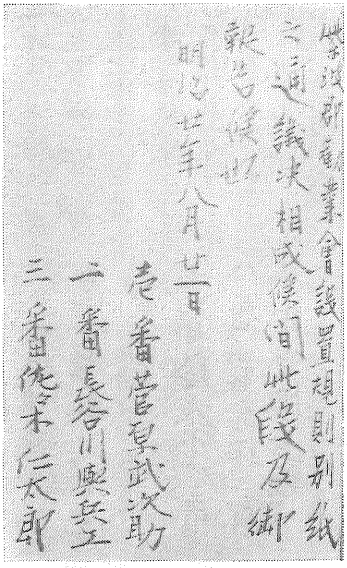


図 4-2　勧業会設置報告書

菅原武次助　長谷川与兵衛　鷹觜伊兵衛
水本伊八　谷地舘要造　梅沢亘吉
佐々木仁太郎　清見与三郎　横沢徳市
岩動正雄　金子周知　木村益三
中村栄儒　渡辺恒吉

また、各町村単位にも勧業会議が設置されたようであるが、余り実効があがらなかったとみえて、資料が詳し

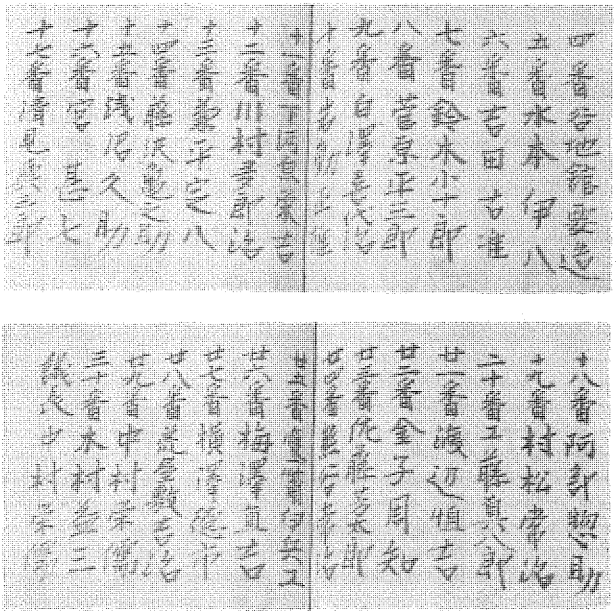


図4-3　第1回紫波郡勧業会設置報告書の委員名（明治20年）

く残っていない。

さて、自治体の範囲等、今後の新体制の成否に係わり、且つ根幹をなす問題についてさえ、朝令暮改を繰り返して、ようやく土台の定まってきた段階で、明治二十七年（一八九四）十二月二十八日、県は知事告諭をもって、町村農会規則案を示して農会設立の勧奨をした。次にその一部を抜粋してみよう。

「農業は本県主要の産業にして、其一伸一縮は実に本県実力の消長に関せり。翻って農家の現況を観察するに、種苗・蚕種・耕転施肥・排水等の農業上諸般の業務は今後改良進歩せしむべきの余地頗る多し、しかるに因襲の久しきの旧慣を墨守し、進んで改良法を採用するもの極めて少く、偶々之あるも一局部に止り、之を全局に及ぼす能わざるは特に遺憾なりとす。」等を力説して、その設立の緊急なるを訴え、業務の概目としては、

1　種苗・蚕種・肥料・農具等の買入れ及び交換
2　害虫駆除
3　農事に関する試験
4　農具・農産物調整・排水灌漑・肥料・牧草地・畜産の改良及び拡張

5　農産物販売
6　農事に関する講演会・品評会の設置
7　其の他、農業上必要なる事項

となっている。このことは現在の状況に比して考えた場合、驚くべき事である。何故ならば農事の改良をもって最重大事と考え、大日本農会や全国農事会の強力な後援があったにしても、法律が制定され公布される五年も前に、しかも官選知事が前述の勧奨をし、事実をもって国に法の制定を促しており、中央政府もこれを受けて農会法の制定に力を入れている事である。努めて民意を吸い上げて強力な体制を造ろうとする、若々しい英知と柔軟な対応が見事である。本町においても、明治二十九年（一八九六）二月十五日、志和村農会が村井権兵衛を中心に、明治三十一年（一八九八）八月二十六日、彦部長岡組合村農会が、藤原理八を長岡の代表として設立された。明けて明治三十二年（一八九九）六月、いよいよ農会法の制定がなされ、ほとんどの町村に農会の設立がみられた。しかし未だ設立されない町村もあったので、県は明治三十三年（一九〇〇）四月十一日付で訓令を出して、未設立町村は同年五月三十一日迄に設立するよう促進を図った。これによって本町内各町村に、それぞれ町村農会の設立が完了した模様である。

二、農会の活動

設立当初の農会は、ほとんどの町村長が会長を兼務したが、一部先進の組織以外は、当面特記すべき事業もみられなかった。しかし県農会等の指導により先年知事の設立勧奨に当って示されたものの外に、次のような事業を行う事となった。

1　産業組合の設立に関する事

2　副業の奨励
3　農産物の販売あっせん
4　耕地整理事業の推進
5　牛馬耕の普及
6　自給肥料の奨励

等である。

更に「農事の改良増殖に関する試験研究は、農事試験場及び其の他の機関において着々歩を進め、今や実際に適応すべき成績が少なからざるにかかわらず、世間之を実地に施行して効果を挙げたる者多からざるは極めて遺憾」として、農会に対して研究成果の普及を負荷された。また町村農会を組織するには条件として、その区域内において、耕地、または牧場を有する者及び農業を営む者をもって、全会員の二分の一以上を占める事等が示されていたし、法の公布前に出来た農会は当然法の定める要件を具備した農会に脱皮した。

明治三十八年（一九〇五）四月の法改正に際しては、それまで任意加入であった会員を、一定の資格を備えた者は、農業の改良発達を図る農家の自治機関である農会に、強制的に加入せしめる制度とした。これによって帝国農会―県農会―郡農会―町村農会と一貫した縦割の制度の完成をみたわけである。以来凶作と経済恐慌にあえぐ農村にとって、急速な軍事大国化政策に走り、自給自足を建て前とする経済の孤立策を執る国の政策は、耐えがたいほどの圧迫となった。本町地域は県内において米の生産力の最も高い地域であり、県北・西部・沿岸等に比して条件の恵まれた地域であるが、各農会は自力経済更生を目指し、農事・時事・料理・修養・副業等家庭生活全般にわたって講習会等を開催し、その中で特に「農家簿記」の記帳を奨励して、旧来の慣行経営の打破と、計画的な家計による経営の刷新を図る等、画期的な活動を展開する。

大正十三年（一九二四）～十五年には紫波郡農会が農作物の計画的な販売に資するために農業倉庫の建築を奨励し、これが促進を図るために管内産業組合に対して補助金を交付した。また、技術指導の面においては、大正十五年（一九二六）六月郡役所が廃止されるに及んで、従来の勧業主任や農業技手が、郡農会の専任職員として移行し、ようやく農会としての系統的な指導体制が確立した。昭和に入り、農家小組合・共同炊事・共同作業・有畜農業・緑肥（紫雲英）自給肥料等々の運動を展開し、農家経営の改善運動を通じて、それなりの成果を挙げる事が出来た。

しかし、昭和十三年（一九三八）には国家総動員法公布、昭和十五年（一九四〇）三月には農会法の改正が行われ、昭和十六年（一九四一）十二月に農業生産統制令が公布されるに及んで、農会は国策遂行のための団体となり、農業生産計画を樹立して主要農林水産物（米穀・麦類・酒精原料・甘藷（かんしょ）・馬鈴薯（ばれいしょ）・麻類・畜産物・木炭など）の増産目標を定め、農家に割当量を指示して生産の確保に努める等、農会は農業生産に関する統制の権力を付与された。その生産統制の内容は、

1　病害虫の駆除
2　作付の時期
3　田植の時期・品種・種苗の統制
4　共同作業の調整
5　農業薬剤使用の統制
6　施肥基準の統制
7　農機具の利用統制
8　生産物調整

9　規格の統制

等であった。戦争遂行と国策優先を基本とした農業団体法が、昭和十八年（一九四三）三月十日に公布され、農会の業務は逐次農業会に引き継がれ、かつて大いなる理想を掲げて農村楽土をめざして活躍してきた農会は、明治三十二年（一八九九）以来の歴史を閉じたのである。

三、産業組合

明治新政府の基礎も着々と固まってくるに従って、我が国の資本主義も徐々に発展してきた。まず、緊急の要務として中産階級産業者の育成と、農林業の生産、特に食糧の増産が強く求められた。これに対応するために国は、明治二十四年（一八九一）信用組合法を提案したが国会解散のため成立せず、明治三十三年（一九〇〇）まで法的には空白であった。

しかし、その間に多くの信用組合等が設立されて、当町においても明治二十年（一八八七）までに設立されていた紫波郡蚕糸業組合から、小組合として分離承認された形で、郡山蚕系組合が日詰新田、関新六等によって設立された。その内容は日詰地内石田に製糸場を建設して出資組合とし、養蚕・製糸を営業目的とするものであった。組合員は発起人でもある山本善治郎・藤原武八・鎌田儀八・関新六の四名であり、役員としては組長一名のみで、また、職員としては組長指名による出納係一名を選任している。組合の性格としては有限責任としているが、組合の営業期間を満十か年と定めている。

さて、この組合の位置づけであるが、岩手県農業史によれば、法施行前の本県における唯一の産業組合活動として、気仙郡世田米村（現住田町）の「中沢製糸社」（明治十九年七月）を挙げている。しかし、県資料である蚕糸組合規約回議綴（明治十九年勧業課）によれば、明治十九年（一八八六）三月二十二日付で、紫波郡蚕糸業組合（事

務所日詰新田百九十七番地）が県令石井省一郎によって設立認可されている事が明白である。更に明治二十年（一八八七）六月には先にのべた郡山蚕糸組合が、小組合として認可され営業を開始しているのである。なお、郡山蚕糸組合が認可されるまでの回議の中には、明治十九年に認可した紫波郡蚕糸業組合の規模がいまだ余り大規模でないのに、更に同一地域に同一組合を許可する事は好ましくないからよく審議するように、県より紫波郡役所に指示が出され（明治二十年岩手県勧業課回議綴）郡役所は「これに対し営業目的を同じくするものではなく、製糸場の建設を主な営業目的とするものであるから、郡組合の小組合として認める事が望ましい。」旨の返事を出している。これによってみても産業組合法公布以前の岩手県における最も早い産業組合活動は、日詰新田に事務所のあった紫波郡蚕糸業組合（明治十九年三月）であり、続いて明治二十年（一八八七）六月には、郡山蚕糸組合の設立が認められているから、明治十九年七月設立の「中沢製糸社」をもって法施行前の唯一の産業組合活動であるとする視点は、紫波郡蚕糸組合と併せて記録する方がよいように思われる。

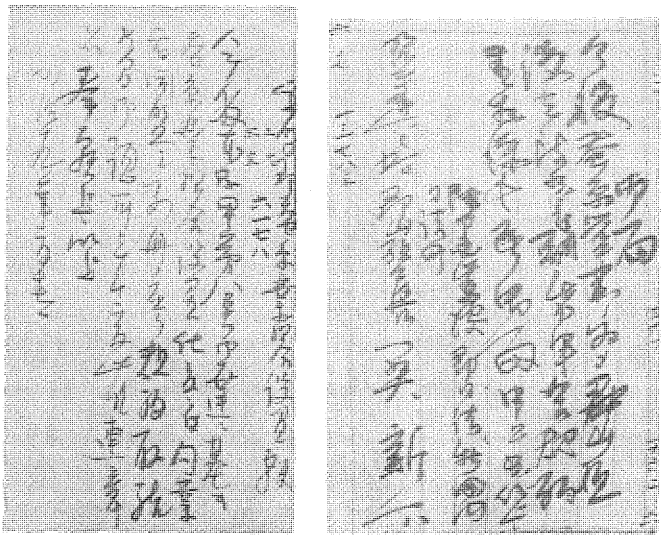


図 4-4　蚕糸組合設立届書（明治19・20年）

さて、産業経済の流動化が進み、資本の蓄積と移動が活発化するに従って、農村においても信用・販売・講買の各面にわたり個人としての対応の限界がみえるに及んで、産業組合の必要性が強く叫ばれて来た。全国的には帝国農会

をはじめ、関係機関が産業組合法の制定を強く国に働きかけていたが、これと併行して、民間においても品川弥次郎・平田東助等を中心として、産業組合の設立の必要性が全国的な世論として騰められて来た。このような情勢の中で、全国各方面に産業組合が続々と設立されて来たので、政府は明治三十三年（一九〇〇）二月産業組合法の成立をみるに及んで、同年九月一日これを施行した。

産業組合の組織は有限・無限・保証の三種類で、「組合員の産業またはその経済の発達を企図する社団法人」つまり経済組合であるとされた。事業は信用・販売・購買・生産の四種とし、信用の業務を営む組合は、他の事業を営む組合との兼営は出来ないものとされた。そして組織の主体は一般生産者で、農民に限定されてはいなかったが、実態は土地所有者が主体で、農村生産組合として発展して行くのである。

当時の本町管内の産業組合の設立状況は次の表の通りである。

表四―一　産業組合設立状況

組合名	設立年月日	代表者等	明治四三年決算
郡山信用生産組合	明治三九・一二・一四	清見与三郎外二〇名	(一)四〇八円九四銭三厘
古館信用組合	明治四〇・九・一七	横沢徳四郎外六名	(十)五六円九九銭七厘
志和信用組合	明治三六・六・三	村井権兵エ外一五六名	(十)五六八円四一銭九厘
水分信用組合	明治四一・三・二三	佐藤利次郎外	(十)一〇一円八銭八厘
赤石信用組合	明治三九	佐藤直文	(十)七一円四五銭七厘
彦部村信用組合	明治三九・一一・七	野村長四郎外二〇名	(十)三八円十四銭

彦部信用組合	明治四〇・一〇・二八	佐藤正浩外一七名	(廿)二六円八九銭
佐比内村信用組合	明治三九・一一・一	堀切礼八外八一名	(廿)二四六円五四銭五厘
共益信用組合	明治四〇・七・二〇	工藤円作外一六名	不明
長岡大成信用組合	明治三九・一一・八	福田善三郎外九四名	(廿)二六三円八三銭
長岡村信用組合	明治四〇・二	藤原理八外八名	(廿)二四三円九〇銭

その他の主な組合の設立または解散の状況は次の通りである。

表四―二　産業組合設立・解散状況

組合名	代表者等	設立又は解散の年月日
彦部村販売購買組合	近谷亥太郎外八名	明治四〇・一〇・二八設立
志和販売購買利用組合	藤尾寛雄外八八名	明治四五・七・三〇設立
郡山信用生産組合		大正二・五・六解散（換金累増の為）
山王海信用購買販売組合	高橋善八外四二名	大正三・二設立
紫波購買販売組合	木村政太郎 本間虎太郎 岩動正雄 佐々木文蔵 田村丹次郎 槁本善太	大正七・四・一三設立

水分購買販売生産組合	坂本万蔵外一一名	大正八・四・五設立
古館太田信購、販、利組合	横沢清助外一三五名	大正一一・一二・一五設立

尚、この時点での各組合長は次の人々である。

表四―三　産業組合各組合長

日詰	木村政太郎	志和	村井權兵エ
古館	中野祖源	〃	北條源内
水分	坂本万蔵	彦部	作山久次郎
赤石	藤沼朝人	佐比内	佐々木文蔵
赤沢	似里常吉	横沢直治	藤原理八
〃	山王海	高橋善八	

この間に、農業にも資本の需要が多くなり、他の事業組合とのつながりが必要となって来たため、明治三十九年（一九〇六）四月に、産業組合法の一部が改正になり、組合によって必要な要件をみたしておれば、総代会制度を認める事、信用組合と他の事業組合との兼営も認められる事になり、本町管内においても次々に兼営組合の出現をみるに至った。更に同四十二年（一九〇九）四月改正においては、連合会制が認められると共に、明治三十八年（一九〇五）以来任意に大日本産業組合中央会が設立されていたが、農業金融の広域経済化の要請にこたえるために、今度

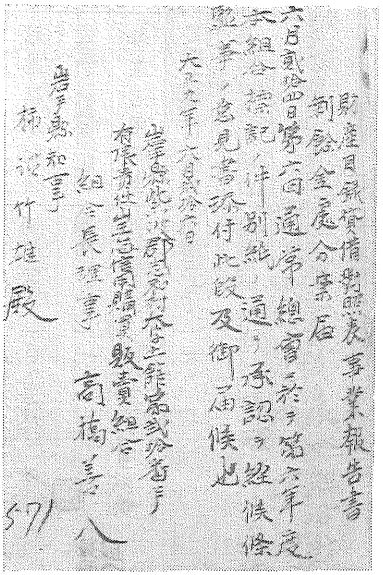


図 4-5　山王海信用購買販売組合の事業報告届書の一部

の改正においては法的にこれを認め、同四十三年（一九一〇）一月から法制中央会として設立された。これに伴い旧来の町村単位の組合が行政の区域を超えて、共同して共通の組合を作り、または共同の農業倉庫を建設して経営する等の動きが出来てきた。

このような推移の中で大正五年（一九一六）には岩手県信用組合連合会が、続いて大正六年（一九一七）には岩手県購買組合連合会が設立された。これは第一次世界大戦後、品種の改良も進み、化学肥料等の普及と相俟って、農業生産が増大して価格の上昇もみられ、これによって明治末期から続いていた不況は克服され、工業の発達に伴い工場労働者の需要が増え、農村の余剰労力は吸収されて、農村経済はかつてない好景気につつまれた。従って産業組合活動も、従来の信用組合中心から販売・購買の事業が大きく成長し、加えて利用事業も盛んになって来た。また、農業倉庫業法の施行をみるに及んで、農業倉庫の建設も増加して米穀を中心とした農業生産物の保管と、計画的な販売のためのレールが敷かれて来たのである。

明治十九年（一八八六）紫波蚕糸組合設立以来、大正期までの主たる産業組合の設立状況は前に示した通りであるが、この間の客観的な農村の諸情勢を考えてみると、日清・日露の両戦役以来我が国の経済は急激に発展し、農村においても米穀中心の生産に加えるに、換金を狙いとする商品作物の生産が増加して、農業収入も伸びて来た。この事によって小作料等も増額されてくるに及んで、不在または寄生地主的存在が増え、小農保護の必要が生じ、そのために農会による農事改良の指導と共に、産業組合の設立が行政によって強力に勧奨された。また、戦勝気分から脱し切れず、精神的な弛るみと、風俗の退廃がみられ、これらによる産業上の疲弊を組合の設立によって矯正しようと努力した。このように組合の設立はある程度の普及をみるのであるが、その事業・自己資本・規模等の組合の内容については、単に名目だけのものも少くなかったが、中央では大正十二年（一九二三）十二月に、産業組合中央金庫が業務を開始して、借入金・貸付金・債務保証等が行われるようになってから、各連合会は勿論のこと

単位組合もそれぞれの設立目的に応じた機能を果たすようになって来た。

さて、昭和四年（一九二九）アメリカ合衆国における株価の大暴落を契機として起きた世界的な経済恐慌は、我が国をも巻きこみ、最も大きな輸出品である生糸価格のアメリカ合衆国における暴落が導火線となって、米をはじめとする農産物が一斉に暴落し、併せて未曾有（みぞう）の大凶作に見舞われて、農村経済は破局的な恐慌状態に陥った。

四、農業恐慌と戦時統制経済の時代

当地方においても盛岡に本拠を有する市中銀行が、相次いで事業閉鎖をするという事態の下で、組織の面でも資本の面でも基盤のぜい弱な信用組合等はその活力を失った。これらの窮状を打開するために、国は昭和七年（一九三二）八月に金融三法を公布、その中で「産業組合中央金庫特別融資及び損失補償法」を施行し、中央資金を融通して固定化した信用組合の債権を流動化し、組合の更生をはかろうとした。

更に昭和八年（一九三三）には、「農村負債整理組合法」並びに「農業動産信用法」が制定された。負債整理組合法は累積した農家負債を、組合金融で肩代わりして一定の条件（例えば、生産物を農業保険にかける等）の下で、計画的に整理させようとするものであり、後者は種苗・肥料・その他農業資材の購入資金を貸し付け、農家経営を容易にして活力を与えようとするものであった。これらの国の動きをふまえて、県は産業指導統制委員会、後に経済更生委員会を発足させ、市町村もまた産業指導委員会を設けて「産業是（さんぎょうぜ）」の確立と、行詰った農村経済の打開に努めるのである。加えて国は昭和七年八月に救農国会を招集し、前述の諸施策の外に救農土木事業の実施や、農村経済更生計画を樹立し、国の援助の下に農村自らの計画と努力とによって、更生の実を挙げさせようとした。この頃、民間厚生団体である三井報恩会においては、昭和九年（一九三四）の東北地方の凶作による窮乏の甚だし

い事を憂いて、特定農村振興施設を計画した。これは東北地方農村の内一か村を指定して、特定振興村とし物心両面の指導・援助をして、他の町村の経済更生計画実施上の参考にせしめたい考えであった。この一か村に指定されたのが彦部村である。時を同じくして同村は、昭和十年（一九三五）に中央教化団体連合会からも教化村の指定を受けて、更生指導を受ける事となる。県においてもこの挙に乗じて他町村の範とする実績を作るべく、庁内に知事を会長とする彦部村振興会を設置し、関係各機関の係を動員して、この計画の成功を期するのである。



図 4-6　彦部村の教化村指定関係書類綴

このようにして施設計画実施以来五か年にわたり、報恩会より彦部村に対する援助額は三万七千円に及んだ。昭和十一年（一九三六）の彦部村一般会計は二万五千五百五十四円二十八銭、昭和十二年（一九三七）には二万七千九百七十八円である事を考えれば、いかに大きな援助であったかがわかる。

その施設の主なものは、有畜農業奨励施設・肥料増産改良施設・台所改善施設・特別指導部落設定・農繁期託児所開設・委託産婆設置事業等であった。実行内容としては

1　部落振興常会を毎月開催
2　農事実行組合設置（その中に五人組制度の実行班を設ける）
3　隔月に村報を発行
4　朝起会　修養会　輪読会の開催
5　男女青年団による敬老会の開催
6　毎年更生記念のための村民集会の開催

7　時間の励行のための村役場にサイレンを設置
8　家畜の健康相談所開設
9　堆肥盤の奨励
10　農繁期共同作業の奨励
11　保母養成
12　食糧自給・生産物利用増進加工の講習会開催等

農山村経済更生計画は、政府においても大いに奨励につとめたために計画を樹立した町村はたくさんあったが、成果を挙げたものは少なかった。結局町村が実行に移すだけの資力が無かったことになる。先に述べたように県に設置した彦部村振興会でさえ、昭和九年から十四年に至る決算の中で合計額四万二千六百二十九円の内、三井報往会からの援助金がその大部分の三万五千八百七十二円であることからみても、およその推察が出来る。このような状況の中で、皇室においても東北農村の恐慌を坐視するにしのびずとして金子五十万円を下賜された。これを受けて部落または字単位に、自治体の費用と併せて凶作時の種籾を確保し、最低の主食を確保するための備荒施設としていわゆる「恩賜の郷倉」が建てられるのである。

備荒貯蓄については、明治十年（一八七七）に県が「凶荒予備穀の貯蔵のための備荒倉規則」を定めて倉庫の建設を義務づけたが、大部分の町村では個人の倉庫を「当分仮借」の形をとってその場を過ごした。更に農家個々に現金収入の道を得させ、併せて生活・経営両面の学習の場として、精神的にも連帯の場とする共同作業場が設置された。このようにして、多方面にわたる救恤の方策が執られてきた訳であるが、この計画の実践機関として自治体と共に産業組合が中心的役割を担った。従って各組合自体も、自ら拡充五か年計画を樹てて、組合員の増加・出資の充実・組織の整備・教育活動の強化・全戸加入運動の推進等の積極策で事態に対応することによって、近代的な

組合運動の形態を整えた。

また、拡充計画の推進にあたっては、単位組合毎に中央会岩手支会より拡充委員が嘱託され、計画の達成をめざしたことが記録に残っているし、産業組合の社会政策への取り組みを示すものとして、昭和八年（一九三三）三月に医療だけを目的として、盛岡市・岩手郡・紫波郡を範囲とした広域利用組合が設立され、産業組合病院として経営を開始、昭和九年（一九三四）一月には彦部村に、同年四月には志和村にそれぞれ診療所が設けられ、当町管内においてもその恩恵を受ける事となった。

しかし、昭和十三年（一九三八）国家総動員法の発令に伴い、産業組合は米穀統制団体として農会と共に自治管理機関となり、戦時経済の重要な一翼をになって、農業会へその業務を移行させていくのである。

五、農　業　会

戦争を遂行するために、より強力な機関が必要となり、昭和十八年（一九四三）九月に農業団体法が施行されるや、農会・産業組合等系統内の各団体を統合して農業会一本となった。町村農業会も必然的に発足し、昭和十九年（一九四四）五月迄に設立を完了した。

しかし、狙いとしたその機能を十分発揮する暇もなく、昭和二十年（一九四五）八月終戦を迎える事となる。

翌二十一年（一九四六）一月に農業団体法が改正され、町村農業会は同年二月二十日から三月十日迄の間に、必ず役員の改選を行わなければならなくなった。更に昭和二十二年（一九四七）十一月、農業協同組合法の公布と同時に農業団体整理法が公布され、農業会・農事実行組合等の関係団体は、法施行後八か月以内に解散しなければならない事になった。

六、農業協同組合の設立と再建整備

「非民主的利害に支配されず、かつ、日本農民の経済的文化的進歩を目的とする農業協同組合運動の育成および奨励計画」これは連合軍総司令部から政府に提示された農業団体の再建計画である。

これに基づいて昭和二十二年（一九四七）十一月十九日農業協同組合法が公布され、農地改革とならんで民主自由の思想が尊重され、農村民主化運動として強く推進されることとなった。

本町管内においても彦部地区のように二つの農協の設立をみた地域もあるが、他はおおむね町村一農協の形で農協の設立が促進された。

しかし、発起人十五名以上あれば設立できた事、農地改革を目前に控えて旧支配階層と革進層との間に意識の上での断層が大きく、それが農業会の財産の処理及びその取り扱いをめぐる対立や農業会職員の継承等を含めて、急速にしかも数の上でも種類の上でも乱雑に多数の設立を見るに至ったために、まもなく再建整備またはそれに準ずる対応を迫られる組合が出てくるのである。

戦後の混乱した農村社会を建て直すために、その昔、安藤昌益がいったように「上もなく下もなく、貴もなく賤もなく、富もなく貧もない理想社会を目ざし、一人は万人のため万人は一人のために」固い団結と強い意志を結集して、共同行動に立ち上った筈の農協が、何が原因でこのように短期間に挫折したのであろう。組合によってそれぞれ理由はあろうが、総じていえることは乱立による基盤のぜい弱さと、自己資本（ほとんどの組合が模範定款例の通り一口の金額百円であった。）を土台とする財務体制の不健全、更には有史以来稀にみる経済の大変動期に対処するには、余りにも熟練不足の役職員体制にも大きな問題があった。俄かに仕入れた教条だけでは組合は運営されなかったのである。なお、本町における農協の設立状況を見ると次の通りである。

表四―四　農業協同組合設立状況

協同組合名	設立年月日	組合員数	代表者氏名等
日詰	昭和二三・五・五	一三二名	菅原七蔵
古館	昭和二三・五・二	三二五名	水本文三郎
水分	昭和二三・四・一	六〇〇名	細川忠次郎
志和	昭和二三・三	一、〇〇九名	俵源三郎
赤石	昭和二三	五二五名	箱崎雄一
彦部	昭和二三・五	一七四名	阿部市右エ門
中央	昭和二三・五	三〇六名	石ケ森教証
佐比内	昭和二三・四・四	三二〇名	高橋真一郎
赤沢	昭和二三・三	四〇九名	梅沢福寿
長岡	昭和二三・五・二二	四九六名	西葛権太郎

さて、政府は昭和二十五年（一九五〇）五月に農協法の一部を改正して、

1　連合会の兼営禁止を一部緩和する。

2　財務処理基準を定めて組合員の利益を保全する。

3　常例検査制度を設けて監督を強化し、経営指導と対外的な信用を保持する。

等を狙いとして積極的な行政監督を始めた。

更に昭和二十六年（一九五一）四月には、「農林漁業組合再建整備法」を公布して、より強団な再建整備対策に乗り出した。

ここで県内の様子を見ると、いろいろな経過を辿って整備指定を受けたものは連合会で四連、単位組合で七十四組合であった。

これは昭和二十六年三月三十一日を基準として、五か年の間に整備再建を完了すべきものとされた。しかし、応分の資金的な援助もなされたが（連合会に三、〇二五、六四六円。組合に一八、三三二、〇三一円）定められた日までに再建を完了した組合はまれであった。連合会に於ては、酪農連は初年度の補助金をえたのみで解散し、購連・販連・林産連は昭和二十七年（一九五二）七月一日合併して経済連が誕生した。単位組合においては整備指定を受ける前よりもむしろ経営形態の悪化したものもあり、こういう組合は岩手県のみならず全国的にもたくさん見られたので、国は昭和二十八年（一九五三）八月に、「農林漁業組合連合会整備促進法」を公布して、まず連合会整備

を促進する事とした。本県経済連も国県の物心両面の援助を受けながらも、自らも昭和二十八年十一月に整備促進対策事務局を設けて積極的にとりくんだ。

再建整備の指定を受ける条件は、かなり厳しいものがあり、抜粋してみると

1　執行体制としては役員が多すぎる事。

2　連合会と単位組合そして組合員との結びつきが稀薄である事。

3　系統利用契約を増進する事。

4　出資増成は再建指定前に完了する事。

等であり、これらの条件を充たして昭和二十九年（一九五四）十一月三十日付で指定を受け、二億三、二九三万円の欠損金の補塡と、一、〇六〇万円の不稼動資産の処分を目途として計画達成に努力し、その結果、予定より二か年早い昭和三十五年（一九六〇）三月に目標を達成して再建整備を完了した。

しかし、単位組合の整備は遅々として進展を見ないものが多く新たな方策の樹立が望まれた。これらの状況に対処するために、国は昭和三十一年（一九五六）三月「農林漁業組合整備特別措置法」を公布した。これは指定を受けて五か年間に固定した債務の整理欠損金の補塡等を完遂せしめ、更に必要であれば知事が合併勧告を行って、之が実現を見た場合は助成措置として、

1　欠損金見合額を信連が融資して、その利子（五分以内）を減じ、または免じた場合はその額を国と県が一定の率で利子補給する。

2　農協中央会が、駐在指導員を派遣する場合の経費に対し補助をする。

3　合併をした組合には、事務費の一部として十万円の補助をする。

等の事がしめされた。

これ等の事を契機として本町内組合においても、立地条件が悪く規模が過小な組合においては、その財務基準を見直し、かつ確立し執行態勢を整え利用関係を増大する等諸々の方策によって、今日見るような基盤をこの時かためたものも多く、佐比内・赤沢・長岡・彦部・彦部中央の各組合においては、その基盤の脆弱から組合員の希望に応じた施策が仲々打ち出し難い状況を冷厳に見つめ、相互に連絡検討を加える過程で、なんらかの型で合併の方法による規模の拡大以外に、抜本的な体質の強化策はない事をそれぞれの執行者側は認識していた。

時あたかも行政に於ても、町村合併の機運が高まり昭和三十年（一九五五）四月、日詰外八ヶ村を範囲として現在の紫波町が発足するに及び、前述の各組合の内、彦部中央を除いた組合が昭和三十四年（一九五九）四月一日、紫波東部農協として発足することになる。これは知事の合併勧告を受けて行うものではなかったために、実質的に当時としては岩手県における第一号の大型合併であった。関係組合の決断と英知こそ農協精神そのものといえよう。

戦後の農協設立期から貨幣切り替えを伴ったインフレ時代を経て、再建整備の必要を認めざるを得ない段階に至るまでの間、関係組合においてはそれぞれ農業会の資産引き継ぎにあたって、農業会の清算の必要から不良資産を過大に評価し、そのまま農協資産として承継して、新組合の財政運営に著しい障害となったものや、出資一口の金額が前にもふれたように僅か百円という組合の財務の根幹にかかわる間違いを、改めて認識しなければならないものも出てきたのであった。

明治三十三年（一九〇〇）組合の発足した当時、米価は一石（一五〇キログラム）十一円九十六銭の頃、組合の出資一口の額は十円であった。この事は米一二〇キログラム（二俵）の価格を上廻る額で、この事から単純に農協設立当時の昭和二十三年（一九四八）の米価（一石二八九四円）を基準に出資一口の金額を算出すると、おおよそ二、四〇〇円位が適当という事になり、明治三十三年に比して米価は二四〇倍強にあたり、これはあくまでも計数

上の事であって、敗戦後の経済の混乱期において、しかも極端なインフレ現象の中で出資一口二、四〇〇円よりも、毎日の生活の方が大切な時代であったから、提案されても単なる議論に終わったかも知れない。

しかし、農業会資産の適正な評価と共に、もしこの事がもっと厳しい姿勢で検討され、幾分(いくぶん)ましな形で採用されていたならば、その後の組合の発展過程がだいぶ別なものとなったであろう事は予想に難くない。

七、農協合併

再建整備の段階での農協合併は、あくまでも基本的には弱小組合の解消が目的であったが、町村合併が促進されて当紫波町も合併発足するに及んで、農協も新市町村区域と一致させて経営基盤を拡大し、時代の需要に対応出来る組織の整備と確立が緊急の要務とされてきた。

これらの傾向に応えるために、国は昭和三十六年（一九六一）三月三十一日「農業協同組合合併助成法」を公布して、積極的に合併を促進する事とした。そして一応その期間を五か年とし、新組合の基盤確立のために必要な援助を行うというものであった。しかし、経済団体であるために対称となる組合ごとの財政力の相違をはじめ、地域の特殊性による種々の問題があり、総論においては賛成であっても合併実現までは至らず、合併助成法も昭和四十四年（一九六九）までと三か年間の適用延長をした事をはじめ、昭和四十七年（一九七二）まで、さらに同五十年（一九七五）、同五十三年（一九七八）までと、数次にわたる適用期限延長がなされ合併の推進がはかられた。その間に県においても、昭和三十六年（一九六一）九月「合併経営計画認定委員」を発令すると共に、農協合併対策要項を定め、一応市町村の区域を一農協とする事や、正組合員数を千名以上とする事など、原則的な事項を示すと共に「岩手県農協合併推進協議会」を設け、農林事務所単位には「農協合併推進地方協議会」を、更に対称組合相互間では「地区合併推進協議会」を設置するよう指導すると共に、これに市町村も参加して調整機能を果しながら

合併を推進する事とした。

さて、本町においては昭和五十年（一五七五）六月、紫波地方農協組織整備研究委員会を設け、具体的に町内一農協実現のための要綱の整理等を行った。昭和五十二年（一九七七）三月には、町内農協合併研究会を発足させて内容の検討に入り、昭和五十三年（一九八七八）八月「紫波町内七農協合併推進協議会」の設置をみるに至った。この間、役員会・常任委員会・幹事会・あるいは合同会議等を重ね、合併基本構想の策定、組合員の合意をえる方法・新組合経営計画の検討・財務確認の要領・財産変動予定等の重要案件について慎重な検討が加えられた。紫波町としても、今後の農政の推進上、農協の町内一本化の実現が望まれるところから、町長も積極的に斡旋あるいは調整の役割を果すと共に、農林課長は推進協議会の事務局長として、会の円満な運営に当るなど、関係機関団体が一体となって推進にあたった結果、昭和五十四年（一九七九）十一月二十七日、紫波町内七農協合併契約予備調印式を行ない、同年十二月十六日をもって一斉に臨時総会を開催して合併の決議をすべき事を決定した。ずいぶん長い道程であった。関係各組合内の特殊事情や、財政力の差あるいは指導体制の問題等、いろんな面から賛否両論が激しく交わされて来たが、正組合員数三、七六八戸という大きな組織体であるために、その一人一人に理解を求め、合意に至るまでには大変な苦労があったと思われる。ともあれ、昭和五十四年（一九七九）十二月十六日、一斉に開かれた臨時総会において志和農協が反対多数で合併を否決した以外は、日詰・古館・水分・赤石・紫波東部・彦部中央の六農協において合併を可とする決議がなされたのである。この結果についても、いろいろな論が展開されたが、すでに合併を可とした六組合によって、昭和五十五年（一九八〇）一月十七日、第一回の紫波町農業協同組合設立委員会が開かれた。

紫波町農業協同組合の合併契約の基本

1　合併の方法

新設合併

2　関係組合の組合員に与える出資金

(1)　関係組合の組合員が、関係組合に対し有するそれぞれの出資金は、これを新組合に対する出資金に引き当てる。

(2)　関係組合の組合員の新組合に対する持口数は、新組合の出資の一口の金額をもって関係組合に対して有する出資金を除して得た商の整数とする。

(3)　前項において生じた端数に相当する金額は、出資予約貯金に繰り入れする。

3　財務確認日以降合併期日までの財産の変動に対する処理

(1)　関係組合は、昭和五十四年九月三十日（合併基準日）現在で、仮決算を行い貸借対照表及びこの日以降、合併期日に至るまでの財産の変動について予定明細書を交換し、相互にこれを確認する。

(2)　関係組合は、合併期日現在により統一した決算要領で決算を行い、貸借対照表を作成し、その資産、負債の権利義務一切を引き継ぐ。

(3)　関係組合は、合併期日に至るまで善良なる管理者の注意をもって協調して、各々業務を履行し、且つ一切の財産を管理運営すべきものとし、又その財産に重要な影響を及ぼすような行為をする場合は、あらかじめ関係組合が協議し合意の上でこれを実行するものとする。

(4)　関係組合が新組合に引き継いだ資産、負債につき、万が一合併後三ヶ年以内に重大な欠陥が発見されたときは、当該組合の役員は連帯して、新組合に対しその責に任ずる。

4　設立委員の選出及び人数

新組合の定款作成、その他設立に必要な行為をする設立委員は、正組合員の中から次の通り選出する。

日詰農業協同組合	一〇名	赤石農業協同組合	一三名	古館農業協同組合	一〇名
紫波東部農業協同組合	一七名	水分農業協同組合	一三名	彦部中央農業協同組合	一二名
計	七五名				

5　新組合の定款の基本となるべき事項

(1)　事　業

新組合の行う事業は、次の通りとする。

一　組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付
二　組合員の貯金又は定期積金の受入
三　組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
四　組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設（医療に関するものを除く。）の設置
五　農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に関する施設
六　農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理、農業の目的に供するための土地の売渡し、貸付け若しくは交換又は農業水利施設の設置若しくは管理
七　組合員の生産する物資の運搬、加工、貯蔵又は販売
八　農村工業に関する施設
九　共済に関する施設
十　医療に関する施設

十一　組合員の農業に関する技術及び経営の向上を図るための教育又は農村の生活及び文化の改善に関する施設

十二　組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

十三　農業倉庫業法に基づく農業倉庫事業

十四　手形の割引

十五　国、地方公共団体、農林中央金庫若しくは、岩手県信用農業協同組合連合会に対して組合員の負担する債務の保証又は農林中央金庫若しくは岩手県信用農業協同組合連合会の委任を受けてする債権の取立て

十六　内国為替取引

十七　有価証券の払込金の受入又はその元利金若しくは配当金の取扱い

十八　農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関又はこれに準ずる者の業務の代理

十九　岩手県農業信用基金協会の業務の代理

二十　農業者年金基金の業務の代理

二十一　地方自治法施行令による地方公共団体の金庫業務の取扱い

二十二　簡易郵便局法に基づく簡易郵政事務

二十三　第一号から第二十二号までの各号の事業に附帯する事業

二十四　組合員の委託を受けて行う農業の経営の事業

二十五　組合員の委託により、農地等を貸付けの方法により運用すること又は売渡すことを目的とする信託の引受け

二十六　組合員の委託を受けて行うその所有に係る転用相当農地等（農地その他の土地で農業以外の目的に

供されることが相当と認められるものをいう。以下同じ。）の売渡し若しくは貸付（宅住その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売渡し又は貸付けを含む。）又は区画形質の変更の事業

二十七　組合員からその所有に係る転用相当農地等の借入れ及びその借入れに係る土地の貸付け（その借入れに係る土地の区画形質を変更して、又は住宅、その他の施設を建設してする当該土地の貸付け又は当該施設の売渡し若しくは貸付けを含む。）の事業

二十八　組合員からその所有に係る転用相当農地等の買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し又は貸付け（その買入れに係る土地の区画形質を変更して、又は住宅、その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売渡し又は貸付けを含む。）の事業

二十九　地方公共団体又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となってるか、若しくはその基本財産の額の過半を拠出している非営利法人に対する資金の貸付けで、その貸付けに係る償還期限が十年以内のもの

三十　農村地域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で、農業協同組合法施行令第一条の二第二項に規定するものの貸付け（前号に掲げるものを除く。）

三十一　銀行その他の金融機関に対する貸付け

(2)　名　称

新組合の名称は、紫波町農業協同組合という。

(3)　地　区

新組合の地区は、紫波郡紫波町の区域とする。

(4)　事務所の所在地

主たる事務所　本　所　紫波郡紫波町北日詰字八反田五五番地の五
従たる事務所　日詰支所　紫波郡紫波町日詰字下丸森七五番地の三
古館支所　紫波郡紫波町高水寺字田中五二番地の六
水分支所　紫波郡紫波町吉水字祭田四一番地の一
赤石支所　紫波郡紫波町北日詰字八反田八一番地の一
東部支所　紫波郡紫波町犬吠森字境一一〇番地の五
長岡支所　紫波郡紫波町東長岡字天王五二番地の三
赤沢支所　紫波郡紫波町赤沢字坂上四八番地の一〇
佐比内支所　紫波郡紫波町佐比内字舘前一〇七番地の一〇
彦部支所　紫波郡紫波町大巻字梅ノ木九一番地の二

(5)　組合員の資格

一　正組合員

①　一〇アール以上の土地を耕作する農民で、その耕作する土地又は住所がこの組合の地区内にあるもの

②　一年のうち九十日以上農業に従事する農民で、その住所がこの組合の地区内にあるもの

③　農業の経営を行う農事組合法人並びに農業の経営（これとあわせて行う林業の経営を含む。）及びこれに附帯する事業のみを行うその他の法人で、その事業所又はその経営に係る土地がこの組合の地区内にあるもの

二　准組合員

①　この組合の地区内に住所を有する個人で、この組合の施設を利用することが適当であると認められる

もの

② この組合の地区の全部又は一部を地区とする農業協同組合

③ 農事組合法人等この地区内に住所を有する農民が主たる構成員となっている団体で、協同組織のもとに当該構成員の共同の利益を増進することを目的とするもの、その他この組合又はこの組合の地区内に住所を有する農民が主たる構成員又は出資者となっている団体であって、この組合の施設を利用することが適当であると認められるもの（(1)の③、(2)の②を除く。）

(6) 出資一口の金額及び出資持口数の最高限度

一 出資一口の金額　一、〇〇〇円

二 出資持口数の最高限度　二、〇〇〇口

(7) 役員の定数、任期及び選出方法

一 役員の定数

① 合併第一年度　理事五六名　監事一九名を次の通り選出する。

表四―五　役員の定数（初年度）

	理事	監事		理事	監事
日詰	七名	三名	紫波東部	一三名	四名
古館	七名	三名	彦部中央	九名	三名
水分	一〇名	三名			
赤石	一〇名	三名	計	五六名	一九名

② 合併第二年度以降　理事二〇名　監事五名を次の通り選出する。

表四―六　役員の定数（二年度以降）

	理事	監事		理事	監事
日詰	一名	三名	紫波東部	八名	三名
古館	二名		彦部中央	二名	
赤石	四名		計	二〇名	五名
水分	三名				

二　任期

三年とし、任期満了によってする選任は、その全員について同時に行う。

但し、設立当時の役員の任期は、合併登記日から一年以内として、第一回通常総代会終了の日までとする。

三　選出の方法

① 選任制によって選出する。

② 選出方法はあらかじめ各地区ごとに、定数の役員候補者を正組合員の投票（無投票当選制を併用する。）によって選び、その選ばれた役員候補者を総代会に議題として提案し、総代の賛否投票によって選任する。但し、設立当時の役員は設立委員が選任する。

(8) 総会及び総代会制の区分

総会に代るべき総代会を設ける。

(9) 総代の任期及び選出方法並びに定数

一　総代の任期は三年とする。

二　総代の選出方法は総会外選挙制とし、定数は次の通りとする。

日詰二〇名　古館五四名　水分八〇名　赤石九七名　紫波東部二〇三名　彦部中央四六名　計五〇〇名

(10)　事業年度

新組合の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日までとする。

(11)　剰余金の処分

組合員に対してする剰余金の配当は、組合員の利用分量の割合に応じてする配当と組合員の払込済出資の額に応じてする配当の二種類とし、出資配当を優先的に行うものとする。

表四―七　新組合の規模

項目	面積又は金額
組合員	三、九三八名(正) 五三八名(準)
出資金	五億七、四〇〇万円
貯金高	九五億二、八〇〇万円
貸付金	六六億四、五九〇万円
預金高	四六億六、九〇〇万円
借入金	二二億九、一〇〇万円
固定資産	一二億一、八〇〇万円
水田	三、一六二 ha
普通畑	三八二 ha
果樹	三八一 ha
農産物販売高	四六億三、〇五二万円
畜産物販売高	七億二、四二一万円 (昭和五四年度現在)

多難な経過をたどり、複雑な問題を内包しながらも、時代の要請に応えるべくして合併農協は一応の実現をみた訳である。昭和五十五年（一九八〇）二月二十日、合併認可許可申請をなし、同年三月四日認可、同年四月一日、紫波町農業協同組合は正式に発足した。

農協合併当時の組合長

紫波東部農業協同組合長　藤原泰次郎
赤石　〃　玉山　勝巳
日詰　〃　阿部　権蔵
古館　〃　高木　庄治
水分　〃　坂本栄喜蔵
彦部中央　〃　花籠俊三郎

紫波町農業協同組合合併時役員

1　三役

組合長理事　玉山勝巳
専務理事　藤原泰次郎
常務理事　阿部権蔵　高木庄治　坂本栄喜蔵
松田仁八　花籠俊三郎　中村直嗣

2　非常勤役員

◈日詰地区
理事＝葛岡佐助、大野実、関梅次郎、寺沢宏、森川福蔵、簗田景助
監事＝藤原喜一郎、阿部六右ェ門、阿部慶一

◈古館地区
理事＝水本清、高橋温、長谷川清太郎、鳥内佐吉、高橋要一郎、鳥内健次郎
監事＝高橋盛一、小川宗一、桐田伊佐吉

◈水分地区
理事＝浅沼勇、吉田喜美男、高橋五郎、武田之成、谷地舘忠、菊原三次、藤原養悦、野村竹夫、竹原与八
監事＝藤尾昇、坂本新平、細川清一

◈赤石地区
理事＝高野一夫、佐藤重信、鎌田保美、佐々木新平、藤沼誠、高橋清次郎、藤沼勲、高橋竜蔵
監事＝大沼洋一郎、中里長三郎、佐藤真次郎

◈紫波東部地区

理事＝田畑峯耕、橋本作司、菅原幸一、阿部正作、工藤慶信、工藤直、作山久人、館藤市英、工藤清、森川善市、田中平治郎

監事＝稲垣竹治、高橋直次郎、阿部久郎、小笠原弥太郎

◈彦部中央地区

理事＝石川定雄、橋本彦三、佐藤健三、赤川万治郎、吉田実、川村喜一、佐藤昇悦、高橋宮之

監事＝佐藤正、橋本親一、八重島権右ェ門

八、事業の概況

(一)信用事業

信用事業は団体経営の基盤であり誠に重要である。その調達資金の総資金に占める割合が、きわめて高く昭和二十年代では二〇%であったものが、昭和四十年代に入ってくると七〇%を超える状態となり、農協の貯金高の増加傾向と共にその割合も高くなって来ており、農協に対する信頼度の高まりとも見ることが出来よう。また、総事業収益の中に占める信用事業収益の割合も高く、損益のバランス上、大きな役割を果している。本来農協の信用事業は、農産物代金の流入による季節性の強いものである。したがって決算期における年度末残高もさることながら、年間を通じての平均的残高を検討する事によって、その事業の実態にふれる方が正確に判断出来る場合が多いのも特徴の一つである。

発足当時は前に述べたように、弱い基盤の関係と農業手形（明年産米を質として借り入れる政府資金）等の制度資金の貸し付により、貸し付金は増えても、貯金特に定期的な貯金は、非常に少なく運営も楽ではなかった。しか

し、経済の高度成長に伴い農家経済も好転し、その事によって農協・組合員共に資金需要が高まって、農業近代化資金・農林漁業資金等の長期低利資金の制度が定められた。

組合員の資金需要の最も多かった昭和三十六年から同四十年代についてみると、財務構成の面では資金総額に占める貸付金の割合が、昭和三十五年（一九六〇）には四一・七%、同四十年（一九六五）四八・五%、同四十五年（一九七〇）四九・九%と伸び率の上昇が著しい。なお、同二十五年（一九五〇）は二五・六%と低く、同五十年（一九七五）には四七%台に下りはじめて来ている。。

これらの事によって、農協はその資金の窓口になったことから、農協に対する信頼度も一段と高まり、昭和三十八年（一九六三）ころからは、ようやく定期的な貯金の全貯金額に対する割合が、五〇%をこえて昭和五十年（一九七五）代に入ると、優にその割合が六〇%を超えるようになって来たが、昭和四十九年（一九七四）頃から経済の成長率が横這いの状態で、低成長安定化に移行するに伴い、農協予貯金額も伸びなやみ、資金需要も実質的に低下して来て、長期化して来た高物価・低景気の流れの中で、農業を守り農家経済を維持せしめ、農協自らの経営もまた健全にして行くためには、今後の対応が注目される。

ともあれ、昭和二十四年（一九四九）農協設立の原点に立った時点での「たすけあい貯金」運動にはじまり、昭和四十九年（一九七四）に策定された「住みよい豊かな農村社会を築く」運動に至るまでの、農業団体としての一貫した思想は忘れられてはなるまい。

(二)　購　買　事　業

農協設立当時の講買事業は、農業会の引継資産を主としていて、新しく仕入れるものといえば、当時極度に欠乏していた衣料品や作業上の軽微な農具等であり、その中には不良品も数多く含まれていて、物さえあれば売れるという思惑買の結果、貴重な資金を寝かせる事になり、返品等の争いが業者との間で繰り返され、中には裁判沙汰に

及んだものも少くなかった。しかし、数次にわたる拡充五か年計画の推進等、積極的な事業推進をはかるなどして努力した結果、順次事業成績が伸長して来た。これには県経済連の再建整備が完了した事や、稲作の連続豊作により大型農機具や高級な耐久生活資材への志向が強まって来たこと、また単位農協も講買店舗を設ける等、組合員の要望に答える施策を執ったし、この事によって食糧品・雑貨等の取り扱いが急激に伸びて来た。

更に組織の面でも農協婦人部の事業参加が大きく、生活資材の取り扱いが生産資材の取り扱い高を凌ぐほどになって来た。

畜産の部門でも選択的拡大のかけ声のもとに多頭羽飼育の傾向が強まり、資金の流れと共に農協が取り扱う畜舎建築資材や、飼料の取り扱いが急激にのびて来た。その結果、昭和四十年代に入ると飼料代金が肥料代金を超えて購買取扱高のトップとなった。

このように生活資材の取り扱いが生産資材の取り扱い高を凌ぎ、飼料代金が肥料代金を超えるような現象を示して来た事は、組合の事業量の増大として一概に喜んでばかりおれない状況をもつくり出しはじめて来た。それは設備投資過剰―返還金の不足―販売は業者に―購買は農協―未払購買代金の蓄積―制度資金への切り替えという図式、つまり悪循環である。家の新築のための資金・家畜の多頭羽飼育のための畜舎建設資金・素牛・種豚等の導入資金・大農具購入資金・飼料代金・名目を替えた教育資金・同じ形の結婚費用等々で、蓄積された借入金は水田等の不動産を担保物件として、可能な極限迄その整理を延伸したために、最終的には倒産に至った者も少くない。

これらの事は農業団体としての農協の体質・構造・運営姿勢等に、厳しい反省の糸口とならなければならないものばかりである。農業を営む者が余程の事情がない限り生産の伴わない構築物等に収入の何年分も、人によっては何十年分もの資金を投入するにあたっては、慎重な計画と重大な決意がなければ無謀の誹りは免れない所である。その昔、二宮尊徳は、分度経済学を提げて農村指導をしたと伝えられるが、その時の一節に「入るを計って出るを

制する」という言葉がある。社会構造において、経済構造において、また体制上のあらゆる面において比較する愚かさを犯すつもりはないが、世界経済の流転の中でその激しく繰り返される変化の多い現代の農村こそが、個人・団体共にじっくり含味してみる必要があるのではないか。ともあれ、このような購買事業の伸びは、国の政策に基づく客観状勢の好転も無視出来ないが、各単位組合の経営努力の成果であろう。

㈢　販売事業

農協の販売事業の特徴は米の販売代金が主体であるという事である。近年栽培方法の省力機械化にともない、技術の向上と相俟って収量の飛躍的伸長を見るに至った。これにより米代金も著しく伸び、販売取扱高の中に占める割合も大きくなった。すなわち、冷害等の災害年を除くと、昭和三十年代でその割合が最も高く七九％を超す程であった。しかし、昭和四十年代に入って米の生産調整が実施されるに及んで、総販売高に占める米代金の比率は急速に低下して、昭和五十年には六八％台に下がってきた。

その反面、生産調整の恒常化に伴なって農業経営の複合多角化が唱導され、指導普及の重点も、果樹・野菜・畜産の面に置かれるようになり、販売高の中に占める割合も米による減収分を十分補うまでになり、総販売高はむしろ増加した。これは組合員である農家の現状認識の厳しさと対応の速さにもよるが、農協団体の対策もまた評価されるべきであろう。

農協経営の総事業費の中で信用、購買等の事業量に対し、販業事業による割合がもっと高い率を占めるようになることが、組合設立の本旨にも合致するものと思料されるところから、今後のこの面での経営努力が期待される。

表四―八　紫波町農業協同組合農畜産物の生産販売状況

（単位　千円）

項目 ＼ 農協名	日詰	古館	水分	赤石	紫波東部	彦部中央	合計
農産物 米	二三四、二九五	四〇五、二六八	九六一、三六	一、〇八八、〇三七	一、五三一、五八一	六〇九、三七	四、七一九、六二四
農産物 麦類	一三九	一〇一	一三	六〇六	一、二六〇	二九二	二、五〇〇
農産物 雑穀	一、七〇七	三、六一〇	六、四〇一	九、八七六	三〇、五〇九	四、八三五	四六、九三八
農産物 野菜	二四、六六〇	五七、七八三	一四〇、〇一六	七三、〇八三	一七六、七六〇	七六、八七一	五四八、一七三
農産物 果実	九、三八二	一五一、八九六	一四三、三四六	一六、三〇九	七八九、〇七五	一一、四六七	一、一三〇、三七五
農産物 その他農産物	一〇、六八九	三三、四八五	六七、六〇七	七五、六〇三	一五、五五九	四三、一八一	三八一、一二四
畜産物 肉牛	一三、一七五	一八、五一〇	一九、七五一	六〇、四八六	二九一、六六二	二四、四四九	三三八、〇四三
畜産物 牛乳	—	一五、六〇三	九、一〇三	—	六一、一一三	九七五	八六、七九三
畜産物 肉豚	三三、九〇七	六〇六	二七三、三一一	五一、五一一	一〇四、一一三	一三九、〇一九	五九一、四六七
畜産物 鶏卵	三一、七五七	—	二六一、六九四	一、〇七三	九三〇	六二	二九五、五一六
畜産物 その他畜産物	六、七九六	一五、〇五三	一四七、二六四	七八、〇三三	八一、六六七	二八、五〇五	三四七、三〇七
合計	二四五、四九七	六九一、九二五	二、〇三八、八三〇	一、四五三、四九六	三、二〇、三九	九三七、八三	八、四六七、八六〇

注　52年度市町村民所得推計

表四―九　農協取扱額

（単位　千円）

項目 / 農協名	日詰	古館	水分	赤石	紫波東部	彦部中央	合計
農産物 米	七八、一九九	三五〇、〇三七	八九三、八三一	八四七、五二四	一、一九八、六九一	五四四、七三九	三、九三三、〇三三
農産物 麦類	六六	—	—	—	—	—	六六
農産物 雑穀	三九	—	—	六一	二、四五〇	—	二、五五〇
農産物 野菜	三九一	一、六六九	一三一、二六六	三七、六四〇	五三、一九三	六五、四七六	二七九、五三四
農産物 果実	一、一五九	一三、七三八	一四、〇〇九	三八一	二六四、四一五	—	二九三、六九三
農産物 その他農産物	九七一	六一	八六、二五八	一、九〇三	八六、三五〇	一七一	一七七、七一三
畜産物 肉牛	—	一、四三八	八、四三一	二一、八三四	二六八、七七七	一六、六六三	三一七、一三一
畜産物 牛乳	—	一三、九七五	—	—	三三、四六九	—	四七、四四四
畜産物 肉豚	八五八	—	一三一、六一七	二八、一六一	一三、五八一	五一、五一一	二一六、七二九
畜産物 鶏卵	—	—	一、二七三	—	—	—	一、二七三
畜産物 その他畜産物	—	—	一三一、〇八四	六〇、〇一六	五一、三七五	七、九六九	二四一、四四四
合計	八一、五八三	三八〇、八九八	一、三六九、七六〇	九九七、五三一	一、八七三、三〇一	六九七、五二九	五、四〇〇、六〇三

注　53年度各農協業務報告書

表四―一〇　販売計画

単位：千円

品目		56年度実績 数量	56年度実績 金額	57年度計画 数量	57年度計画 金額	金額伸長率（%）
米穀	政府米	94,372袋	1,610,427	127,000袋	2,253,200	139.9
	自主流通米	45,735〃	964,668	85,000〃	1,683,500	174.5
	大麦	503〃	4,028	600〃	5,100	126.6
	小麦	1,213〃	13,644	3,000〃	33,000	241.9
	大豆	1,128.5〃	20,077	1,200〃	18,000	89.7
	その他		29,609		7,000	23.6
	小計		2,642,453		3,999,800	151.4
畜産物	肉牛	582頭	249,328	548頭	227,700	91.3
	子牛	819〃	300,875	885〃	336,300	111.8
	肉豚	6,929〃	301,846	8,000〃	336,000	111.3
	子豚	1,642〃	49,364	1,340〃	37,100	75.2
	生乳	417 t	35,730	414 t	40,572	113.6
	鶏卵	302〃	94,084	132〃	35,640	37.9
	その他		2,720		0	—
	小計		1,033,947		1,013,312	98.0
園芸特産物	ブドウ	665 t	130,275	1,320 t	212,500	163.1
	リンゴ	327〃	105,209	700〃	140,000	133.1
	モモ	350〃	25,165	350〃	25,200	100.1
	ナメコ	23〃	15,660	30〃	21,023	134.2
	シイタケ	37〃	36,219	33〃	36,000	99.4
	ピーマン	205〃	43,086	602〃	103,600	240.4
	キュウリ	781〃	67,445	935〃	121,049	179.5
	イチゴ	48〃	43,464	135〃	74,450	171.3
	ニンニク	68〃	25,115	88〃	26,300	104.7
	スイートコン	73〃	5,250	126〃	15,120	288.0
	エダマメ	65〃	9,396	49〃	13,230	140.8
	アスパラ	9〃	7,816	22〃	9,000	115.1
	葉タバコ	147〃	196,746	168〃	250,000	127.1
	その他		32,933		72,732	128.8
	小計		743,779		1,120,204	150.6
合計			4,420,179		6,133,316	138.8

単位：千円

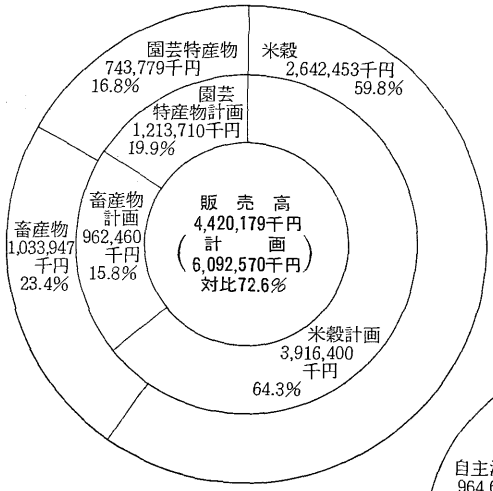
品目		57年度実績		58年度計画		金額伸長率(%)
		数量	金額	数量	金額	
米穀	政府米	102,156袋	1,842,452	127,000袋	2,260,700	122.7
	自主流通米	76,813 〃	1,485,482	84,000 〃	1,685,500	113.5
	大麦	227 〃	1,650	400 〃	3,400	206.1
	小麦	2,015 〃	22,670	3,500 〃	38,500	169.8
	大豆	1,436 〃	12,770	3,000 〃	22,500	176.2
	その他		11,600		7,800	67.2
	小計		3,376,624		4,018,400	119.0
畜産物	肉牛	737頭	293,568	850頭	340,000	115.8
	子牛	885 〃	254,483	960 〃	266,880	104.9
	肉豚	4,588 〃	215,019	7,000 〃	315,000	146.5
	子豚	1,782 〃	61,795	1,900 〃	57,000	92.2
	生乳	370 t	33,618	340 t	33,830	100.6
	鶏卵	819 〃	209,139	480 〃	117,220	56.0
	その他		4,547		0	—
	小計		1,072,169		1,129,930	105.4
園芸特産物	ブドウ	1,146 t	206,073	1,023 t	213,003	103.4
	リンゴ	795 〃	127,452	720 〃	144,000	113.0
	モモ	417 〃	33,748	450 〃	37,300	110.5
	ナメコ	27 〃	17,659	30 〃	17,955	101.7
	シイタケ	30 〃	44,805	33.2 〃	40,660	90.7
	ピーマン	368 〃	103,208	555 〃	111,000	107.5
	キュウリ	798 〃	130,182	905 〃	105,700	81.2
	イチゴ	38 〃	38,744	120 〃	85,600	220.9
	ニンニク	58 〃	22,565	80 〃	25,500	113.0
	スイートコン	47 〃	4,408	120 〃	12,000	272.2
	エダマメ	30 〃	11,774	50 〃	13,000	110.4
	アスパラ	11 〃	8,935	20 〃	15,000	169.7
	葉タバコ	184 〃	290,560	174 〃	260,000	89.5
	その他		88,503		91,621	103.5
	小計		1,128,616		1,172,339	103.9
合計			5,577,409		6,320,669	113.3

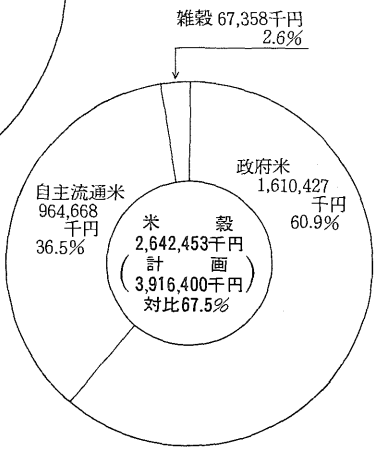
表四―一一　昭和五十五年度販売手数料

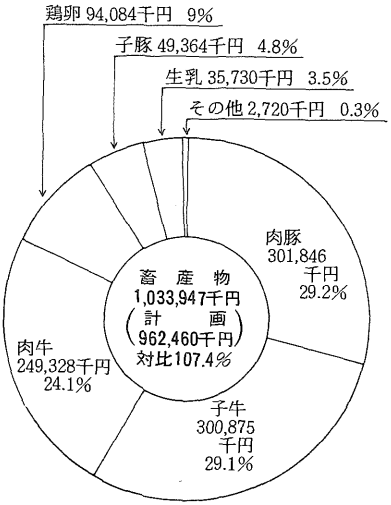
単位：円

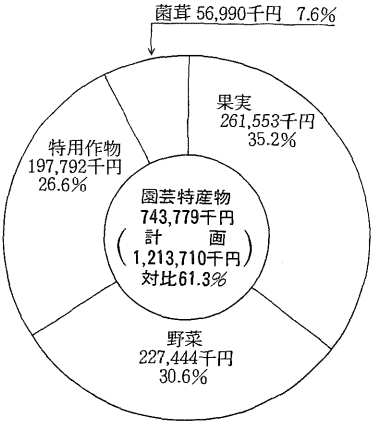
品目			取扱数量	販売高	販売手数料
米	政府米		69,011袋	1,216,020,769	24,559,709
	自主流通米		75,099〃	1,410,365,052	28,194,847
	小計		144,110〃	2,626,385,821	52,754,556
くず米			23 t	2,218,483	43,994
麦	大麦		470袋	3,890,024	135,830
	小麦		665〃	7,300,309	192,185
	小計		1,135〃	11,190,333	328,015
大豆			975.5〃	15,565,736	222,414
畜産物	肉牛		423頭	186,055,049	3,014,138
	仔牛		725〃	283,544,000	5,670,880
	肉豚		6,839〃	295,596,285	4,433,944
	仔豚		1,878〃	51,789,259	1,035,785
	生乳		421 t	38,991,558	779,831
	鶏卵		100〃	25,230,807	126,154
	その他			1,919,150	38,383
	小計			883,126,108	15,099,115
園芸特産物	果実	リンゴ	42 t	99,801,975	1,996,040
		ブドウ	738〃	110,244,365	2,204,887
		桃	354〃	22,928,468	458,569
		洋ナシ	82〃	16,701,500	334,030
		その他		610,100	12,202
		計		250,286,408	5,005,728
	菌茸	なめこ	43 t	22,748,548	454,971
		しいたけ	18〃	30,081,520	601,630
		その他		5,483,044	109,661
		計		58,313,112	1,166,262
	野菜	ピーマン	570 t	84,390,570	1,687,811
		キュウリ	787〃	116,091,242	2,321,825
		イチゴ	48〃	26,643,429	532,869
		ニンニク	84〃	22,553,946	451,079
		スイートコン	8〃	10,893,061	217,861
		その他		28,931,023	578,620
		計		289,503,271	5,790,065
	特用作物	葉タバコ		209,415,912	2,094,159
		その他		13,110,569	102,288
		計		222,526,481	2,196,447
	小計			820,629,272	14,158,502
合計				4,359,115,753	82,606,596

表四―一二　昭和五十六年度販売高の構成

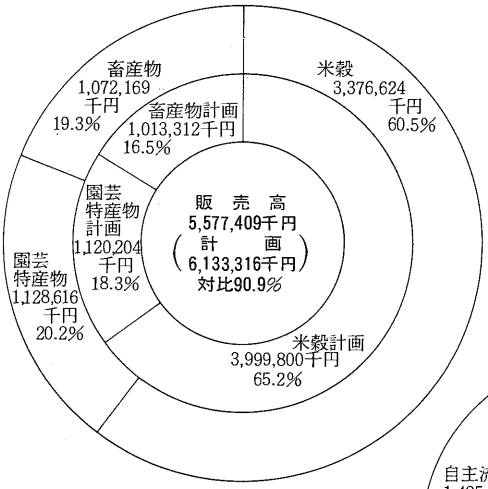


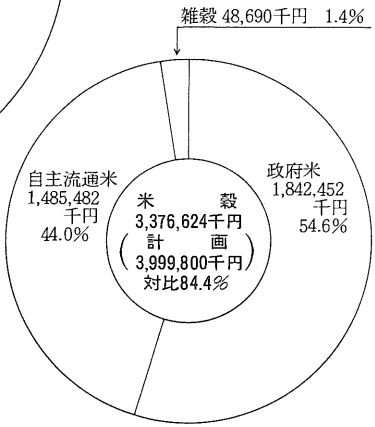


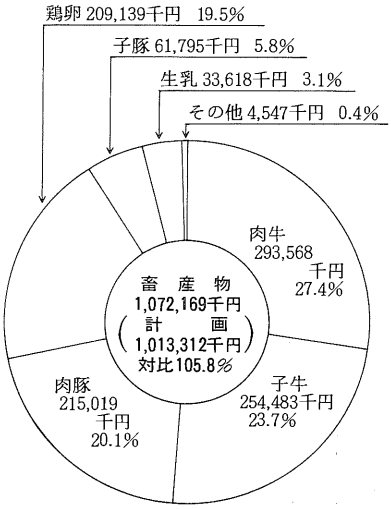


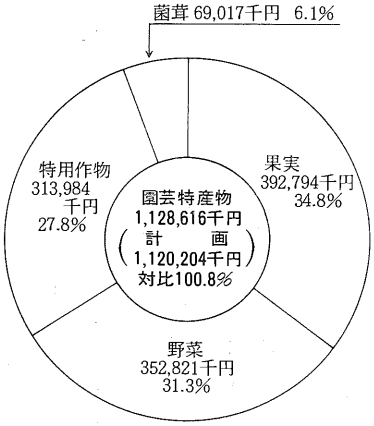


表四―一三　昭和五十七年度販売高の構成









第二　農業共済団体

一、家畜保険制度

(一)　経　緯

明治初期の畜産は、国の勧農政策の重要な柱の一つであり、その中で在来の馬種を改良し、勧農と共に富国強兵政策にも通じる畜産の振興策を図ろうとした。それがためには先ず優秀な外国種の導入に力を入れた。これは成功であったが、その反面、従来は日本になかった疫病までも輸入する結果となった。そのために零細な農家経営の中で一度伝染病等の患畜をもった飼育農家は、重大な打撃を受けることになった。国も、いち早くこの事に気づき、先に「リュンデルペスト家畜伝染病予防法」を公布し、明治九年（一八七六）には「疫牛処分仮条令」を公布した。これは疫畜を撲滅して病気の伝播を防ごうというものであった。明治二十九年（一八九六）には「獣疫予防法」として前記条令は廃止されたが、これら一連の考え方は、家畜の防疫を含めた損害補償的思想へと発展する土台となるものであった。また明治二十三年（一八九〇）には、当時政府の農業顧問として在職していた、ドイツ人パウル・マイエットは「農業保険論」に続いて、明治二十六年（一八九三）には「日本農民の疲弊及其救治策」を起草し、零細な基盤の上に立つ日本農業の弱さを救恤する方法を急ぎ、策定するの要を説いている。このようにして明治の中期から末期にかけて、家畜保険の必要性が一つの与論として定着して来つつあった。

前記の外人顧問の唱える保険の内容は、どのようなものであったか詳しくは不明であるが、農民同志の隣保相助意識を基盤として、牛馬講・牛馬無尽等が行われていた事から考えると、必ずしも広範囲を区域とした、いわゆる

保険というよりも、政府の考え方の根底には施し的な制度の範囲を出ないものがあった。大正四年（一九一五）には「畜産組合法」が成立し、この中で家畜共済事業が行えるようになったのであるが、あくまでも畜産組合の行う事業の一つに過ぎなかったために、全家畜飼養者に歓迎される制度までには至らなかった。

しかし、明治二十三年（一八九〇）外人の政府顧問によって提唱された家畜保険制度は、約五十年の苦味を続けて遂に昭和四年（一九二九）三月「家畜保険法」として成立し、国が再保険者となって、我が国における農林業保険に先鞭をつける事になるのである。

(二)　制度の概略及び家畜保険組合

事業の元受けは、各郡市単位の畜産組合が行い国はこれを再保険し、組合員は馬または牛の所有者に限定された。また保険の事故対象は、法令による殺処分、切迫屠殺を含む死亡事故に限るとされた。また保険価格の決定については、組合員の希望と評価委員の評価によって決められたが、保険金額については評価額の五〇％から八〇％の間で定める事になっていた。事故発生に当っての損害のてん補については、保険金額から死亡の原因により法令の定めによる手当や補償金等を差し引いた額とされた。この家畜保険組合は従来の畜産組合と同じように、郡市単位とし役員もなるべく同一人とするように指導された模様である。

ともあれ、制度発足以来、昭和二十二年（一九四七）農業災害補償制度実施に至るまでの間、農業保険組合の時代を含めて畜産事業の維持発展に相当の貢献をしたものと思われる。

二、農業保険法の時代

家畜保険については前項で述べたところであるが、我が国の農業とりわけ東北の一角である岩手の農業は長い歴史そのものが、冷害を含む災害の歴史であるといって過言ではない。昭和初期においても、相次ぐ災害に加うるに

全世界的な経済不況の嵐に巻きこまれて、岩手の農家経済は極度の貧困に陥った。このような背景の下で、昭和十三年（一九三八）四月二日「農業保険法」が公布され、翌十四年（一九三九）四月一日から制度を発足させた。国はこれによって主要農作物の災害に際してある程度の補償をし、再生産への手がかりにしようというねらいである。更にこの時代の昭和六年（一九三一）九月十八日に勃発した、満州事変は満州国の誕生で一応終止符をうったものの、昭和十一年（一九三六）二月二十六日、早暁の二・二六事変を契機として、昭和十二年（一九三七）七月に勃発した日支事変と、我が国は軍国化への道を猛進する中で、働き手である若い青年層は逐次軍に召集され、または軍需工場に徴用されて、食糧生産の主力は婦人と中高年層に頼らざるをえない状況となって来た。このような農村の情勢下において、万一災害発生の場合はその態様は従来にも増して激甚が予想された。

その反面、戦時下でもあり主食をはじめ、需要の増大をまかなうには並大抵の事ではなかった。しかも国の食糧政策は自給自足が建て前であったし、満州建国を期として国際連盟を脱退して、名誉ある孤立等と称して全く国際的に理解をえられない時代であったから、ひとたび災害を受けた場合は輸入という事も不可能であり、自らの相互救済によって再生産を確保せざるをえなかった。このようにして、農業保険法成立への客観情勢は整ってきたのである。

・昭和二年一月二十七日
早害地義捐金配布状況
志和一二〇円　古館七二円　水分四円　赤石一二〇円　佐比内一〇円　日詰七二円　赤沢一〇円

・大正十五年七月十三日
早害による植付不能水田の代用作に対し一反歩一円の二分の一を補助、県で一万円
当初の保険金額は水稲自作地反当二〇円・小作地反当一〇円・桑反当二〇円・麦反当一〇円であったが、昭和十

六年（一九四一）の大冷害時における保険金支払の過少などから、この制度について期待外れの声が多くなり、政府は昭和十八年（一九四三）制度改正を行い、水稲反当自作地四五円、小作地三五円、麦二五円等保険金額の引上げを行い、被害の低位にあるものに対する支払高を引きあげた。この時すべての市町村農業会を保険に参加させ、行政は共済事業の開始を命ずる事が出来るようにした。

また、政府の再保険は、連合会の再保険金額中標準被害額を超える分だけとし、更に保険料の一部を国と日本蚕糸株式会社において分担することとした。このようにして近代的な農業保険としての体裁は整ってきたのであったが、昭和二十年（一九四五）八月、終戦と共に諸物価の高騰等によって、会計が賄いきれず遂に形骸化して実質的に解消した。わずか九年の運営でしかなかったが、この実績が後に世界に冠たる制度と称揚される農業災害補償制度への土台として、貴重な経験となって行くのである。

三、農業災害補償制度

終戦により世界三大強国の一つと自負した軍事力はもとより、農業を含むあらゆる生産基盤が崩壊した。とりわけ国土の荒廃による農業基盤の損傷は甚しく、急速に対策をたてて一日も早く安心して生産を再開出来る態勢を整えなければならなかった。このような情況の中で連合軍総司令部の了解を得るという多難な過程を経て、昭和二十二年（一九四七）十二月十五日「農業災害補償法」は公布された。これは「自作農創設維持法」ならびに「農業協同組合法」と共に農業三法と呼ばれ、農民がその社会的経済的変革に処して再生産の意欲を高揚せしむるための一翼として力強く発足したのである。そして、この制度は従来の「家畜保険法」「農業保険法」をひとまとめにした形で、必須事業と任意事業の両建てのものでもあった。

(一)　組合の設立と制度の内容

法の公布は十二月であるが、水稲に限っては昭和二十二年産から遡及適用する事になり、昭和二十三年産麦の責任開始の時期であった。

更に農業会の解散等の事もあり、行政は速やかに制度に則った共済組合の設立を指導した。本町管内の九つの町村においても、この年度内に農業共済組合が設立された。

さて、新たな期待のもとに日本農業を再建すべく発足したこの制度の概要は次のようなものである。

1　組織としては市町村組合―共済事業
（共済保険組合）二十四年六月から県連合会―保険事業
農業共済再保険特別会計―再保険事業―国

2　共済関係として、水稲麦蚕繭については農民が組合員となり、当然に保険関係再保険関係が成立するものとされた。

3　共済事故として、水稲麦については風水害、干害、冷害、その他の気象上の原因（地震噴火を含む）による災害・病害、蚕繭は風水害・干害・凍害または雹害による桑の減収。

4　共済金額については、農林大臣が共済目的の種類ごとに単位当りの標準を定めて指示するものの範囲内で組合ごとに定款で定める。

5　共済金の支払いについては、農作物にあっては三割以上。蚕繭にあっては四割以上の被害のあった場合に、あらかじめ定めてある割合によって被害程度別に計算された合計額が支払われる。

6　家畜共済については、任意加入とし種類は死亡廃用共済・疾病傷害共済・生産共済の三種とした。

7　共済金額は、死廃は家畜価格の八〇%。生産共済は母畜の共済金額の二〇%の額とした。

8　病傷共済については、診療点数によって共済金が支払われるしくみとした。

9　組合及連合会は、事業年度ごとにその剰余金の二分の一を法定積立金に、四分の一以上を無事戻積立金に、その残を特別積立金として積み立てる。

10　事務費については、その事業の公共性重要度及び農家負担の軽減の上から、それぞれの事業量に応じて国庫が負担するこ

ととし、不足分について組合員に賦課することとした。

11　その後のおもな改正点としては、次の様なことが挙げられる。

イ　昭和二十四年（一九四九）―牛馬の死廃掛金の一部を国が負担
　　蚕繭の掛金の一部を国庫負担

ロ　昭和二十七年（一九五二）―建物共済始める「農業共済基金」設立

ハ　昭和三十二年（一九五七）―事業の市町村移譲が可能に

ニ　昭和四十一年（一九六六）―家畜を農家単位の包括引受方式に改めた

ホ　昭和四十八年（一九八三）―果樹共済発足

ヘ　現在では農機具共済・ホップ共済、園芸施設であるビニール、または鉄骨ハウス等まで共済目的として登場してきている。

㈢　広域共済組合の誕生（合併）と経過

昭和二十八年（一九五三）九月、施行された「町村合併促進法」により町村合併が行われたのであるが、紫波町においても県から九つの共済組合が町を単位として一つに合併するように勧告され、これに基いて合併協議がなされたが、農業共済組合は農協等の経済団体と異なり資産といってもみるべきものもなく、事業は独立していても事務所その他役場農協に依存しているものがほとんどであった。しかし、いざ合併となるといろいろな地域的な特殊性が絡んで仲々はかどらないのはどこも同じである。いろいろな経緯をたどって昭和三十一年（一九五六）に日詰・古館・彦部・佐比内・赤沢・長岡の六組合が紫波町第一農業共済組合として、赤石・水分・志和の三組合が紫波町第二農業共済組合としてそれぞれ発足した。

しかし、何等かの方法によって、町一本化を実現すべく折にふれて協議し続けていた所、昭和三十八年（一九六三）に至り、二つの組合の事業を町に移譲する事によって、実質的な町一組合の実現を見る事が出来るとの結論に達し、紫波町側の理解もあって円滑に事業移譲が行われ二つの共済組合は発展的に解消した。

農業共済組合第一次合併当時の組合長

紫波町第一農業共済組合を設立

日詰農業共済組合長　新道与次郎
古館　〃　閑正浩
彦部　〃　阿部富蔵
佐比内　〃　佐々木良八
赤沢　〃　吉田正雄
長岡　〃　阿部繁

紫波町第二農業共済組合を設立

赤石農業共済組合長　吉田竜左ェ門
志和　〃　松岡松蔵
水分　〃　泉舘栄喜

さて、昭和二十八年（一九五三）、同二十九年（一九五四）と続いた冷害時における共済金の支払いに対する不満や、昭和三十年（一九五五）以降の引き続きの豊作等で常習的な被災地帯と、低被害地帯との損害評価上の不満が、制度のあり方に対する不満として一つの与論化してきた。本町においても組合員の代表である損害評価員が、誠心評価して出した組合評価高が、連合会または農林省によって一方的に削減される事は納得出来ないとして、議会に特別委員会を設けて実態の調査をすると共に、国・県に対して改善の要求をする構えをみせた。この事がたまたま県当局や報導関係者に事業停止のための運動のように誤り伝えられた向きもあるが、要求に応えて貰うためには事業中止も辞さないという強い意志を表明したものであり、当初から事業中止を目的としたものではなかった。こ

表四―一四　昭和五十五年水稲共済認定額

地区名	戸数被害率	面積被害率	支払共済金
日詰	一〇〇％	九八・〇％	二八、三九千円
古館	一〇〇％	九九・五％	九二、〇〇八千円
水分	九九・八％	九九・一％	三三、一三〇千円
志和	一〇〇％	九九・一％	四九、六四千円
赤石	九九・六％	九九・〇％	一九、一九千円
彦部	九九・七％	九九・三％	一四、二八千円
佐比内	九九・六％	九八・九％	八四、七一千円
赤沢	九九・四％	九八・五％	四九、四九二千円
長岡	一〇〇％	九九・六％	一〇八、七一千円
合計			一、五九、三九二千円

の強い議会活動としての一連の運動が効いたのか、翌年の水稲の組合評価は無修正で通るという現象をみても、紫波町農業の発展過程のひとこまとして、決して無駄な運動ではなかった。

ともあれ、災害国日本の農業にとってなくてはならないとされるこの制度も、時の流れと共に摸索をくりかえしながら現在に至っているが、この間、昭和五十年（一九七五）には矢巾町農業共済組合を軸に、紫波町・都南村が逆移譲するという型で、紫波地方農業共済組合として紫波郡一本化が実現した。更に内容的にも充実し水稲にあっては、昭和五十二年（一九七七）以来、採用してきた農家単位方式が、昭和五十五年（一九八〇）の遅延型冷害に威力を発揮し、郡全体で二十八億円余、紫波町管内には十五億円余の共済金が支払われた。この額は実に純掛金の四十数年分に当るという莫大な金額で、制度の存在意義が再認確された訳である。農業はいつも厳しい状況の中におかれてきたが、将来共に災害に対する万全の備えを、物心両面から忘れる事があってはなるまい。

表四―一五　農業共済組合等の広域合併推進会議の経過

開催月日	会議の名称	会議内容
四七・八・一七	合併推進研修会	農業共済組合等の広域合併について
九・一一	〃	〃
一〇・三	合併事務研修会	〃

一〇・二〇	合併推進会議	推進協議会の発足について、規約、委員、事務局員等について
一一・二七	〃	〃
一二・二六	研究協議会	〃
一二・一一	幹事会	規約の設定、設立
四八・一・二三	委員会	協議会の事業計画、予算等について
〃	事務局会議	〃
二・一二	幹事会	資料の作成等について
三・一五	事務局会議	計画及び予算、合併の利点、今後の計画
六・七	幹事会	合併計画の検討
六・三〇	委員会	合併計画書作成について
七・四	先進地視察	〃
七・二〇	幹事会	計画の検討、四八年計画、予算について
八・六	幹事会	埼玉県南埼玉北部農業共済組合
八・一八	委員会	視察内容の検討会
八・二三	事務局会議	視察報告及び全体会議の計画
〃	幹事会	〃
九・一〇	全体会議	全体会議資料検討
九・一四	幹事会	全体会議資料の決定
〃	全体会議	合併計画について
九・二〇	幹事会	推進協議会、規約、事務局規程等について
〃	〃	〃
一〇・五	全体会議	推進協議会の設立
一一・一九	幹事会	啓発資料の作成について
四九・二・一九	常任委員会	協議会の運営について
三・一五	〃	〃
五・一三	幹事会	四八年の決算、四九年度計画及び予算

六・一四	常任委員会	〃　協議会の運営について
八・二一	幹事会	常任委員会提出資料の検討
九・一〇	〃	合併の基本計画、経営計画について
九・四	〃	合併協議書案、職員の派遣等について
一〇・八	事務局会議	合併協議書案、推進協議会の開催について
一〇・一八	〃	常任委員会提出資料について
一〇・二五	幹事会	広域化基本事項、協議書等について
一〇・二八	全体委員会	四九年度補正予算について、推進日程について
一一・一二	幹事会	事務所の位置、派遣職員について
一一・二〇	常任委員会	広域化に関する協議書調印
一一・二七	調印式	共済条例の廃止
一二・一八	紫波町議会	〃　総代会で合併を議決
一二・一九	都南村議会	各町村での経過の報告
一二・二五	矢巾町組合	職員の派遣等について、事務所、補助金の要請について
一二・二七	幹事会	準備委員会の開催について
五〇・一・一〇	〃	規約の審議、委員長、副委員長の互選
二・八	設立準備委員会	名称、区域、役員の数外
二・一九	定款変更認可申請	紫波町、都南村
三・一〇	条例廃止認可申請	推せん委員会、理事、監事の推せん
〃	役員推せん会議	矢巾組合総代会、役員選任
三・二一	総代会	理事、監事、組合長、副組合長、代表監事互選
三・二二	役員会	
三・二五	新組合発足	
四・一		

紫波地方農業共済事業広域化に対する協議書（案）

紫波町長福田嘉一郎（以下「甲」という。）と矢巾町農業共済組合長藤井愛助（以下「乙」という。）と都南村長藤沢与三郎（以下「丙」という。）の間において、農業共済事業の広域化について協議し、相互に確認の上次のとおり取り決めるものとする。

第一　甲、乙、丙は紫波郡を区域とする紫波地方農業共済組合を設立する。

第二　組合設立の期日は昭和五十年四月一日とし、登記の完了をもってその効力を発する。

第三　甲及び丙においては、事業廃止や議決を昭和四十九年十二月二十五日までに議会に附し議決を求め、乙は広域化についての議決をするため、総代会を昭和四十九年十二月二十五日までに招集し議決を求める。

第四　新組合の定款には次の事項を記載するものとする。

1　目　　的　模範定款例の基準による。

2　名　　称　紫波地方農業共済組合とする。

3　区　　域　紫波郡の区域とする。

4　事務所所在地　紫波郡矢巾町とする。

5　組合員の資格

(1)　水稲、陸稲又は麦の耕作の業務を営む者

(2)　養蚕の業務を営む者

(3)　牛、馬又は種豚につき養畜の業務を営む者

(4)　果樹（りんご）につき栽培の業務を営む者

(5)　建物又は農機具を所有する者で農業を営む者

6　当然加入基準

(1)　水　　稲　二〇アール

(2)　春　蚕　繭　一・〇〇箱

(3)　初秋蚕繭　〇・五〇箱

(4)　晩秋蚕繭　〇・五〇箱

7　総代の定数　総代の定数は一〇四人とし、紫波町五〇人、矢巾町二八人、都南村二六人とする。

8　役員の定数　役員の定数は理事二〇人、監事三人とする。但し、発足当初の役員は理事四一人、監事五人とする。

9　役員の選出方法　選任制とし、推せん会議で推せんされた者を総代会で議決する。

10　役員の任期　三年とする。

但し、発足当初の役員の任期は昭和五十年五月三十一日迄とする。

11　損害評価会委員等の数

損害評価会委員　七六人

損害評価員　一五六人

12　家畜診療所運営委員の数　九人

13　園芸施設運営協議会委員等の数

運営協議会委員　一〇人

園芸施設調査員　一〇人

14　単位当たり共済金額

水　稲　告示額の第二位とする

春蚕繭　箱当たり　一七、〇〇〇円

初秋蚕繭　箱当たり　一七、〇〇〇円

晩秋蚕繭　箱当たり　一七、〇〇〇円

家畜最低付保割合　一〇〇分の四〇

15　共済細目書提出期限及び共済掛金払込期限

	細目書提出期限	共済掛金払込期限
水　稲	五月三十一日	七月三十一日
春蚕繭	四月　三十日	六月　三十日
初秋蚕繭	六月　三十日	八月三十一日
晩秋蚕繭	八月　十五日	九月　三十日

16　共済掛金率　農作物、蚕繭、家畜各共済掛金率は農林大臣告示のとおり定めるものとする。

17　その他定款に記載すべき事項は、模範定款例の基準によるものとする。

第五　職員について

甲及び丙の職員については別に定める職員派遣協議書案による乙の職員については新組合に全員引継ぐものとする。

第六　昭和五十年度事業計画を樹立する上の事務費賦課金の単価

	単位	事務費賦課金
水稲共済割	一〇アール当たり	一三〇円

蚕繭共済割　箱当たり　一〇〇円
果樹共済割　一万円当たり　八〇円
家畜共済割　一万円当たり　一三〇円
任意共済割　事務費賦課金率による
園芸施設共済割　〃
組合員割　一〇〇円

第七　各組合等は昭和四十九年九月三十日現在により財務明細書を作成し、相互に交換確認するものとする。

第八　甲及び丙は地自法第二三三条の二の規定による昭和四十九年度末に於ける決算上生じた農業共済事業特別会計の剰余金（法定積立金、無事戻積立金、特別積立金）相当額を、昭和五十年度に於て新組合に交付するものとし、予算措置を講ずるものとする。

拠出金については全額新組合に引継ぐものとする。

乙は一切の財産を新組合に引継ぐものとする。

第九　新組合設立の準備委員として、紫波町一九名、矢巾町十六名、都南村十一名を広域化に伴う議決と同時に選任し、組合設立に必要な行為を行なうものとする。

第一〇　本協議書の定めのない事項について疑義を生じたときは、協議書の趣旨に反しない限り甲、乙、丙が検討協議の上決定するものとする。

第一一　以上各項記載事項のほか、相互に承認した協議協定事項は一切これを遵守する。

第一二　甲、丙の農業共済事業廃止条例の議決及び乙の総代会の議決がない場合、又は行政庁から不認可のときは本協議書の効力を失なうものとする。

以上のとおり協議成立す。

昭和四十九年　月　日

甲　紫　波　町　長　福　田　嘉一郎

乙　矢巾町農業共済組合長　藤　井　愛　助

丙　都　南　村　長　藤　沢　与三郎

合併以来の組合長

藤　井　愛　助

昭和五〇年～（矢巾）

佐々木　良　八

昭和五三年～（紫波）

中　村　忠　雄

昭和五六年～（都南）

紫波地方農業共済組合発足時の幹部職員

参　事　藤　原　隆　男　　農蚕係長　大　角　久

総　務　課　長　佐々木　恒　雄　　果樹損防係長　藤　沢　清

事業第一課長　赤　川　万治郎　　家畜損防係長　村　松　良　男

事業第二課長　藤　沢　勝　男　　任意損防係長　佐々木　忠　之

家畜診療所長　菊　原　正　明　　家畜診療係長　二　藤　浩

庶　務　係　長　藤　原　賢　一　　人工授精係長　藤　原　敬　祐

会　計　係　長　藤　島　五　六　　外職員一七名

第三　土地改良団体

明治維新より二十年も経過して、人口は増大し社会経済も安定化し、富国強兵政策による軍事的需要等による食糧増産の必要から、制度機構を整備して近代的な生産体型を整える事が強く要請されてきた。国は耕地の拡張・水の管理・新しい経営技術の導入等をめざして、河川法・耕地整理組合法・水利組合法等を逐次公布施行してこれに対応した。他県においては「田区改正」の名のもとに、関係法の施行前から圃場整理し、用排水路を明確にし、交

換分合を行なうなどの事業が行われていた。岩手県においても明治二十二年（一八八九）九月に、県知事石井省一郎名にて耕地区画改正願手続が、県令第七十九号によって布告されている。それによると、

一、耕地の区画改良のため、地形変更出願するときは、別紙様式に倣い収税部出張所を経て差出すべし。

一、左の各項目に掲くるものは、五か年以内相当の年期を定め、該年期間現況に据置年期あけに至り地価を修正するものとする。地目変換・畦畔廃設土地開墾・土地分合筆・里道用悪水路の廃設

一、改正区域内に係る官有の里道用悪水路等の廃除を要するもの、反別壱町未満の地は、即時払下壱町歩以上の地は開墾（年期及び素地相当地価を定め）拝借の積り取調出願すべし。

一、官有の里道及用悪水路を変更して、これを民有地に設けし時は年期明に至り官有地となし、其旧来の敷地は代地として無代価を以て下附するものとす。

一、現況据置年期に至り地価修正をなすべきもまた別紙様式に準し出願すへし。

また、明治二十六年（一八九三）十月二十八日附訓令甲第八三号によって、水利組合条例施行手続が定められた。

第一、郡市長及町村長は、条例により組合を設くへき箇所を調査し、本年十一月十五日以内に之を具状すへし。

第二、郡市長において前項の具状をなすときは、関係町村の意見を聞くを要するは勿論関係郡市長及町村長連署すへし。

第三、郡市長及町村長において第一項の具状をなすときは、左の件々を調査し其調書を添付すへし。

(1)　組合の設置を要する事由

(2)　組合区域及其沿革、旧慣の区域に依り難きときは其事由

(3)　組合区域内略絵図、郡市町村の境界、人家、田畑、山野の位置及組合設置の目的たる河川営造物等の位置並大凡の間数を記載す

(4)　組合区域内土地の反別地価、市町村地種地目を組分す
(5)　組合員の員数、市町村細別す
(6)　管理者の職及氏名
(7)　経費賦課方法及収支の概算

第四、組合員たるをえる者より、組合の設置を請願する者あるときは、市町村長において前項に掲ぐる件々を調査し意見書に其調書を添付すへし。

第五、組合の設置を具状し、または組合員たるを得る者の請願書を進達するときは、郡長において創立委員を命ずるに適用なる者の姓名を同時に申報すへし。

第六、創立委員を命じたるときは、二十日以内に関係者の総会議を開き、組合を議定せしめ其議定を経たる規約は閉会後五日以内に認可を請うべし。

第七、条例第十一条に依り関係者総代人の集会を以て総会議に充(あ)てんとする認可を請うときは、其惣代人選挙法を添付すへし。

紫波町においても明治二十七年（一八九四）赤沢村長管理の普通水利組合「峠堰」が、滝沢村の「越前堰」や太田村の「鹿妻穴堰」等と共に設立を許可されている。法施行前にすでにこのように事業が実施されて、その多くは村長を管理者とした行政主導のものであった。前述の河川法・普通水利組合法が明治二十九年（一八九六）に、耕地整理組合法が明治三十二年（一八九九）にそれぞれ公布施行されて、公法上の用水の管理権が認められるようになったが、滝名川掛等は分水慣行や番水慣行が、依然として農業水利上の秩序として存在した。このように新しい時代的要請に基づく農業基盤を整えるための立法作業は逐次進んで来たが、このころ紫波郡大巻村の太田代喜右エ門は客土の方法を案出し、土壌の改良に素晴らしい貢献をして、時の大日本農会総裁貞愛親王より表彰されてい

る。明治三十九年（一九〇六）年三月二十一日の事である。

この年、岩手県においては国の耕地整理技術者の養成の通達によって、勧農政策の一つとして官費支給による生徒募集を行い、加えて耕地整理調査設計規程を定め事業施行に当って調査設計に対する補助を開始した。この技術者養成については、東京高等農林学校及び東京帝国大学農科大学に委託し、土木工学の基礎知識のあるものについては攻玉社工学校に委託して行うとするものである。官費補助は旅費・滞在費について支給するというものであり、中央地方を通じて生産基盤の整備と食糧増産にかける強い意欲が感じられる。

さて、耕地整理法成立の背景としては、圃場の情況として区画は狭少不正にして、畦畔作道及び暗渠は迂回屈曲・所有地の交互錯綜を挙げ、その結果不生産地面積を生じ、時間と労力との不経済を生じ農業の発達を妨害する事が甚しいとし、田区改正を行うについては関係所有者全体の一致がなければ施行出来ないとしていたが、この法律の施行によって同意者の人数と、その所有面積と地価が関係地区の従前地の二分の三以上に達する時は、不同意者に対して同意を強制できる事になった。これらのことをうけて、明治三十六年（一九〇三）十一月に岩手県知事北条元利は、訓示の形で耕地整理の効果を説き、県内における先例として胆沢郡南都田村の実績を示し、耕耘灌漑排水の便や耕地面積の増加等の利点を挙げて全県に奨励した。明治三十八年（一九〇五）には耕地整理法の改正が行われ、事業内容の中に灌漑排水の施設等が加えられたし、先に決められた調査設計に対する補助に加えて、明治四十一年（一九〇八）からは、事業費に対しても補助がなされるようになった。明治四十二年（一九〇九）には、更に大改正が加えられて水源確保・かん排水路・地目変換等が加えられて土地改良についての基本法となり、これを通常「新法」という。この一連の法体系の整備の中には同年施行の水利組合法もあるが、翌明治四十三年（一九一〇）には大蔵省予金部資金もこの事業に貸し出せるようになり、その後の日本農業の基盤整備と生産力の増強に大きな力となるのである。

滝名川筋の灌漑のための各堰は、寛文年間（一六七〇年代）に完成されていたといわれているが、その後、しばしば分水の争いが起こり、時として流血の惨事までひきおこしたが、大正二年（一九一三）六月六日付で、上席紫波郡書記から志和村長宛に次のような文書が至急便で出されている。

―分水に関する件―

滝名川分水に関し現場調査として明七日郡長及警察署長出張可相成候条、当日午前十時迄に貴職並水利関係重立者三名と共に、稲荷前分水に御立合相成度依命此段及通知候也。追而、水利関係者には鎌其の他の凶器を携帯せしめざるよう御注意相成度候。

この滝名川筋の水争いについては、いろいろな原因が挙げられているが、最も大きな原因としては寛文年間に志和村の地において、滝名川の左岸より葛丸川の右岸に至る地帯が八戸藩に分封され、この領分違いによる用水権の複雑化と、新田開発奨励により水量に対して過大な増反がなされた事などによる、用水の争奪紛争の地帯となったとされている。しかし、溜池の構築等が実現し農地の立地条件の地域的な差をなくし均一化することによって、伝統的な水利組織や社会的制度が逐次消えてゆくことになる。

一、山王海土地改良区

山王海ダムの完工を翌年に控えた昭和二十七年（一九五二）七月二日、従来各堰ごとに水の自主管理組織として水頭と堰子とが、用水配分をするという水利慣行に変って、国営山王海農業水利改良事業の施設維持管理組織として、山王海土地改良区が設立された。これには、山王海普通水利組合・赤石普通水利組合・葛丸川沿岸耕地整理組合・廿木耕地整理組合・鹿妻穴堰普通水利組合の一部が包含され、関係面積三、二五八ヘクタール（後に県営で開拓された二九五ヘクタールもこれに加わる）組合員三、三二七名という大きな組織となった。そして、ダム完成前

の志和地区の米の反収は昭和初期のころまでは一石八斗（二七〇キロ）、これは平年作の年であり、干害時においては二〇四キロ（一九二六）、一六七キロ（一九二九）等の記録もみえてきて、いかに水不足になやんだかが偲ばれるが、現在では五四〇キロを超す平均反収をあげている事実をみると、ダムによる効用は単に経済的な効果にとどまらず、長く続いた暗い社会的な相剋をもなくして、水域の人々に与えた影響ははかりしれないものがある。

なお、山王海土地改良区の管理する水田面積の内容は、志和（一、二〇〇ヘクタール余）・赤石（五〇〇ヘクタール余）・水分（三七〇ヘクタール余）・日詰（八〇ヘクタール余）・館（二〇〇ヘクタール余）・不動（七五ヘクタール余）・石鳥谷（五七古〇ヘクタール余）・八幡（三二〇ヘクタール余）であるが、この改良区の設立に同意した割合をみると、志和一〇〇%・赤石一〇〇%・水分八七・六%・石鳥谷三八・五%・八幡五三・八%となっていて、従来から水になやまされた度合の多い所ほど同意率が高いことがわかる。

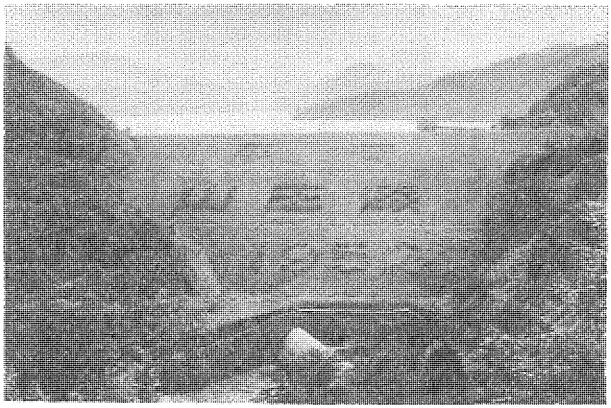


図4-7　山王海ダムの堰堤

さて、この改良区の管理にかかる幹線水路は三本で、南幹線水路（一、〇七五五メートル）は志和・赤石・石鳥谷・八幡の一部を、中央幹線水路（二・六八五メートル）は志和・赤石の一部を、北幹線水路（九二〇メートル）は志和・水分・不動・古館・日詰の一部をそれぞれ灌漑するが、ダムと幹線水路及び二九の堰の維持管理については改良区が法的な責任をもち、支堰以下は関係農家の責任であるとされている。

これより先、大正十三年（一九二四）赤石村長・下河原菊治は県に対し干魃対策として長尾沢堤を拡張することや、従来の桜町三〇町歩の揚水灌漑施設を水利組合として設立し、その管理下に置き、灌漑水の恩恵を他部落まで及ぼそうとする事業に対し応分の援助を要請している。このような動きにもかかわらず、大正十五年（一九二六）の大干魃は滝名川流域は葛丸川流域と共に県下一の植付不能地（一、〇〇〇町歩）を出すに至った。赤石上水としては急拠一、五〇〇間の木樋を架けて、少しでも被害を少なく喰い止めようとしたが余り効果がなかった。翌昭和二年（一九二七）二月九日、志和・赤石地区一・五〇〇町歩の水利を調整すべく、両村より実行委員五〇名を出して耕地整理組合を設立する事が決められたし、大正十五年末、御堂前共同施行（古館）昭和二年には廿木耕地整理組合・北日詰耕地整理組合（赤石）が出来て、田区の整理と共に灌排水路の改廃新設にとりくんだ。

また、水分地区には昭和十一年（一九三六）から同十五年（一九四〇）完工まで、県営集団農耕地開発事業がとり入れられて、開こん面積一五〇ヘクタール（町歩）に移住戸数五〇戸が入植した。一戸当の面積は田〇・五一ヘクタール、畑三ヘクタールで、一戸当負担額は一一八円であった。戦後は現在に至るまでに数回にわたる土地改良法の改正を見た訳であるが、それにともなって従来より許認可基準の下限が逐次くり下げられたり、事業巾も大きくなり補助単価も有利になるなどの事があり、ほとんどの村で土地改良区なる組織を見るに至った。これは一事業ごとに一土地改良区という制度によるものであったので、その後の統合計画の進展によって、現在では北上川以西の紫波町においては一部鹿妻穴堰の管理下にある部分を除いては、山王海土地改良区の範囲に属し、おおむね同水系を単位とした改良区に包含された。

これによって寛文十二年（一六七二）には滝名川筋二七堰が完成していたとされる志和関係と、葛丸川筋の稗貫関係とが一体となった用水の需給配分の調整が、施設面においても機構面においても完成した事になる。思えば長い道のりであった。

表四―一六　山王海ダム以前の補水事業の概要

施設 種類	施設 内容	施設 年次	受益地区 町村名	受益地区 水系・堰	受益地区 面積	管理者（名称）	備考
用水路新設	鹿妻堰の延長工事	昭和二年	古館村 日詰町	高水寺堰 夜水地区が中心	三四ha	鹿妻耕整	大正八年、煙山・不動二村陳情。旧堰の猛反対により頓挫。大正一四年経費自己負担旧堰に影響与えぬの二条件を入れて承認。同年これに「余剰水に限り」の念証一札で古館・日詰地区に加入。工費六万円。完成後開田七〇町。
揚水機新設	北上電気揚水（一六五PS、一五五PSの二段揚水）	昭和八年	赤石村	滝名川下流諸堰およびその他の地区	三五ha	赤石水組	大正末期～昭和初期、村内に北日詰犬淵・桜町、小路口・箱清水等の電気揚水組合設立するも数年後に維持費に悩み中止状況となる。昭和七年農民三〇〇大挙陳情。時局国救事業費で着工昭和八年完成。工費六万円。
同右	同右（二一〇PS）	昭和二年	赤石村	同右	六ha	廿木耕整	工費一万円。
溜池新設	（一八万立坪）	（昭和三年）	石鳥谷町 八幡村	葛丸・耳取水系	（一、〇六五ha）	葛丸耕整	耳取川上流に沢山ダム（工費三五万円、受益面積一、〇六五町）を計画するも工事中途で技術的に失敗。中止。
揚水機新設	堰の取入口	昭和三五年現在	志和村	滝名川水系	—	各堰毎管理	川崎・八幡・野沢・新田・宝木・五兵衛・糠塚・梅田・中沢・北大沢等の各堰。
井戸新設	動力・人力	昭和三四年現在	同右	同右	—	個人または共同	土館（動力一三、人力三）、片寄（動力一七、人力一四）。

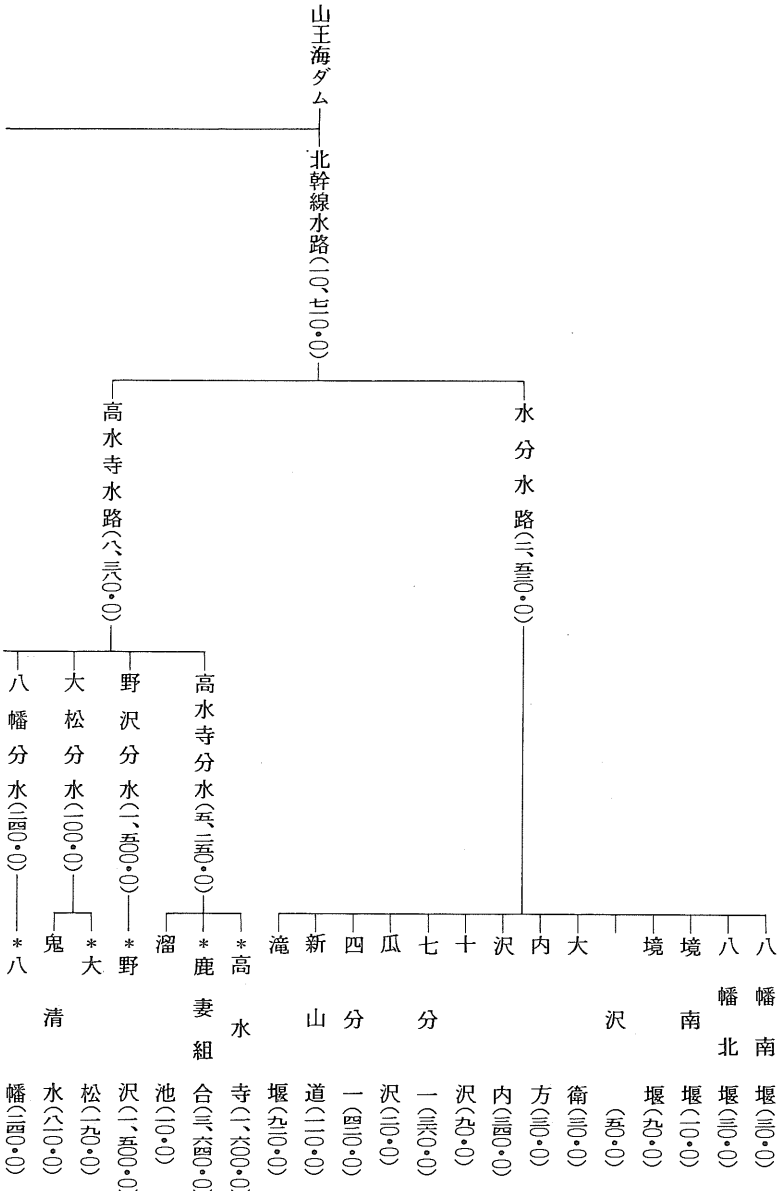
注　渡辺信夫ほか二名、農業水利事業と稲作生産、東北農試報告第二四号による。

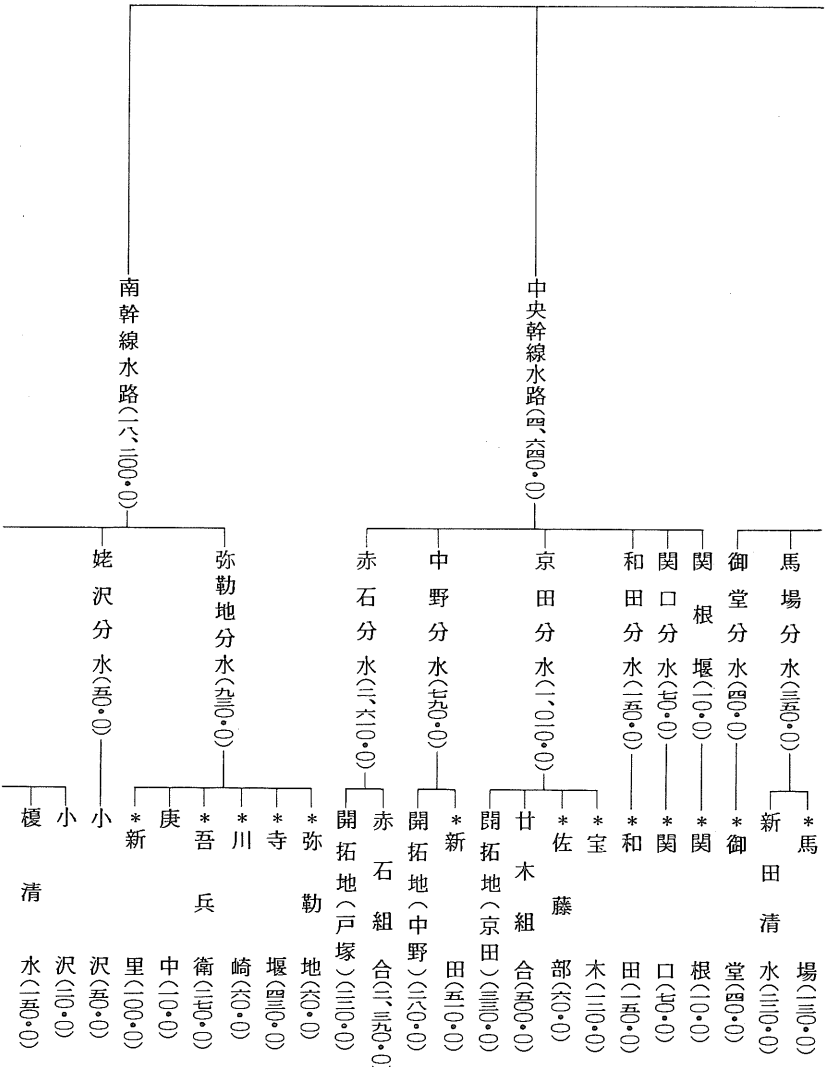
表四―一七　国営山王海農業水利改良事業の概要

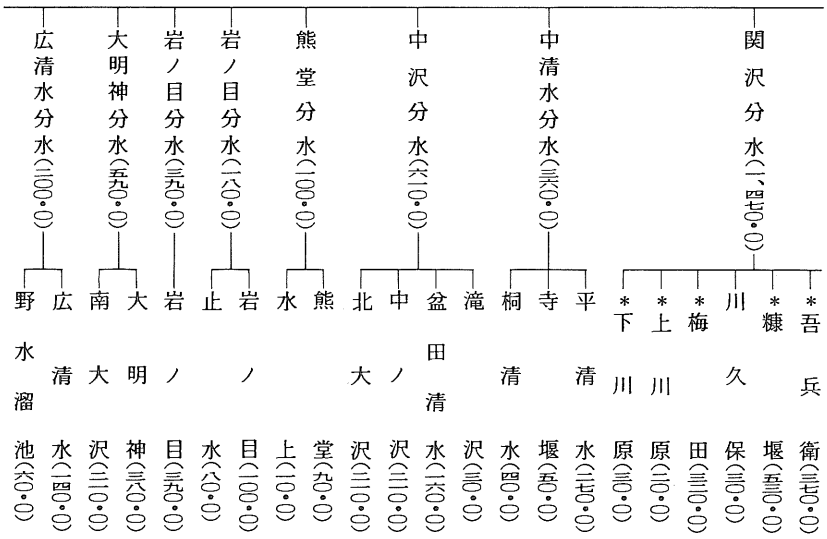
受益面積		旧田補水二、八五二ha、新田かんがい四〇六ha、計三、二五八ha
関係町村(面積)		志和（一、一六九ha）、赤石（四九〇）、水分（三六六）、日詰（七六）、古館（二〇三）、不動（七五）、石鳥谷（五六七）、八幡（三二）
関係団体		山王海普通水利組合、葛丸川沿岸および廿木耕地整理組合（昭和三年加入）、赤石普通水利組合（昭和三年加入）、鹿妻穴堰普通水利組合の一部（昭和三年加入）
堰堤	型式	輾圧式土堰堤（堤高三七m、堤長一四四m、堤敷幅一六〇m）
	貯水量	二五六万ton（集水面積三、七四四ha、水面積一〇一ha）
取水設備		取水塔（高三二・三m、径四・五m）計画取水量三・七五㎥／sec
水路	南幹線	支配面積一、六六二ha、延長一〇、七五五m、通水量二・〇六㎥／sec（五五・四%）
	中央幹線	〃　四六二ha、〃　二、六八五m、〃　〇・五二㎥／sec（一三・七%）
	北幹線	〃　一、一三二ha、〃　九一〇m、〃　一・二一㎥／sec（三一・九%）
南野原開墾		開田四〇六ha、開畑一七七ha
総工費		七億六百万円（山王海七〇%、南野原三〇%） 南野原は全額国庫負担。地元負担は山王海分の一五%
着工および完了		昭和二〇年二月着工、昭和二五年三月完了
期待増産効果(米換算)		旧田（表作四五kg／10a　裏作六七・五kg／10a）　新田（表作二四五kg／10a　裏作六二・五kg／10a） 新畑二六kg／10a、計三、六五五ton

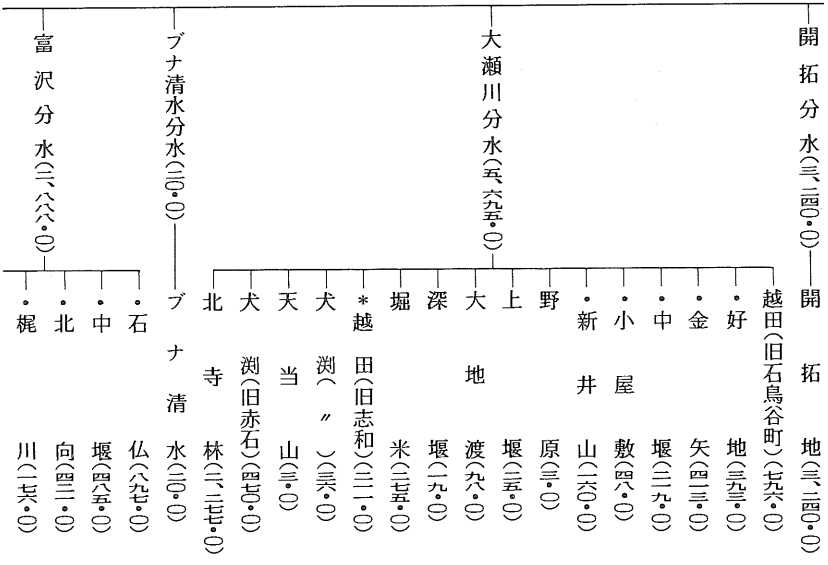
注　昭二八、事業概要書による。

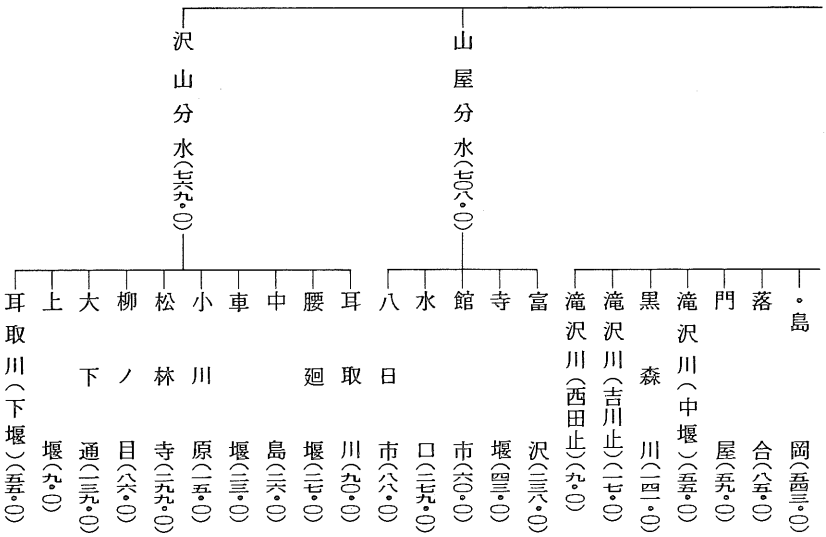
表四―一八　山王海土地改良区分水系統（単位　反）




南幹線水路（一八、三〇〇・〇）
中央幹線水路（四、六四〇・〇）
馬場分水（三五〇・〇）
＊馬場（三〇・〇）
新田清水（三〇・〇）
御堂分水（四〇・〇）
＊御堂（四〇・〇）
関根堰（一〇・〇）
＊関根（一〇・〇）
関口分水（七〇・〇）
＊関口（七〇・〇）
和田分水（一五〇・〇）
＊和田（一五〇・〇）
京田分水（一、〇一〇・〇）
＊宝木（一一〇・〇）
＊佐藤部（六〇・〇）
開拓地（京田）（三三〇・〇）
廿木組合（五〇〇・〇）
中野分水（七九〇・〇）
＊新田（五一〇・〇）
開拓地（中野）（六〇・〇）
赤石分水（二、六一〇・〇）
赤石組合（二、三九〇・〇）
開拓地（戸塚）（三一〇・〇）
弥勒地分水（九三〇・〇）
＊弥勒地（六〇・〇）
＊寺堰（四三〇・〇）
＊川崎（六〇・〇）
＊吾兵衛（三五・〇）
庚申（一〇・〇）
＊新里（一〇〇・〇）
姥沢分水（五〇・〇）
小沢（三〇・〇）
小榎清水（一五〇・〇）


関沢分水(一、四七〇・〇)
＊吾兵衛堰(三七〇・〇)
＊糠久保(三一〇・〇)
川田(三三〇・〇)
＊梅原(二一〇・〇)
＊上川原(三一〇・〇)
＊下川原(三一〇・〇)
平清水(三七〇・〇)
寺堰(五一〇・〇)
桐清水(四一〇・〇)
中清水分水(三六〇・〇)
滝沢(三一〇・〇)
盆田清水(一六〇・〇)
中ノ沢(三一〇・〇)
北大沢(三一〇・〇)
中沢分水(六一〇・〇)
熊堂分水(一〇〇・〇)
熊上(一一〇・〇)
水溜池(六〇・〇)
岩ノ目(一〇〇・〇)
岩ノ水(六〇・〇)
岩ノ目分水(一六〇・〇)
岩ノ目(三五〇・〇)
岩ノ目分水(三五〇・〇)
大明神(三八〇・〇)
大南沢(三一〇・〇)
大明神分水(五五〇・〇)
広清水(一四〇・〇)
広清水分水(一一〇〇・〇)
野水溜池(六〇・〇)


開拓分水(三、三四〇・〇)
越田(旧石鳥谷町)(七九六・〇)
・好地(三九三・〇)
・金矢(四一三・〇)
・中堰(三一九・〇)
・小屋敷(四八・〇)
・新井山(一六〇・〇)
開拓地(三、三四〇・〇)
大瀬川分水(五、六九五・〇)
野原(三・〇)
上堰(三五・〇)
大地渡(九八・〇)
深堰(一九・〇)
堀米(一七五・〇)
*越田(旧志和)(三一・〇)
犬渕(〃)(三六・〇)
天当山(三・〇)
犬渕(旧赤石)(四七〇・〇)
北寺林(二、二七七・〇)
ブナ清水分水(三〇・〇)
ブナ清水(一一〇・〇)
・石仏(八九七・〇)
・中堰(四八五・〇)
・北向(四二・〇)
・梶川(一五六・〇)
富沢分水(二、八八・〇)


沢山分水(七六九・〇)
山屋分水(七八〇・〇)
耳取川(下堰)(五五・〇)
上堰(九・〇)
大下通(一三九・〇)
柳ノ目(八六・〇)
松林寺(一五九・〇)
小川原(一五・〇)
車堰(一三・〇)
中島(一六・〇)
腰廻堰(一七・〇)
耳取川(九〇・〇)
八日市(八八・〇)
水口(一七九・〇)
館市(六〇・〇)
寺堰(四三・〇)
富沢(一三八・〇)
滝沢川(西田止)(九・〇)
滝沢川(吉川止)(一七・〇)
黒森川(一四一・〇)
滝沢川(中堰)(五五・〇)
門屋(五九・〇)
落合(八五・〇)
島岡(五三・〇)

表四―一九　滝名川掛り二七堰の水掛り石とかんがい面積

堰番	一	二	三	四	五	六	七	八	九
堰名	関根	高水寺	野沢	弥勒地	寺	川崎	八幡	大松	馬場
水掛り高(石)	八	二、七五〇	八一九	四〇	五九〇	五〇	一〇〇	六〇	七〇
かんがい面積(町歩)A	一・三	四五八・七	一五〇・四	五・八	四七・九	五・八	二四・二	一八・七	一三・五
かんがい面積(町歩)B	一・三		一五〇・八	六・〇	四五・六	五・八	一九・九	一八・四	一〇五
関係農民(人)	三	三〇〇	二〇〇	—	七八	二三	三一	一六	三〇
堰頭・水頭(人)	二	二〇	三三	—	七	一	—	五	一一

堰番	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八
堰名	御堂	上杉下	関口	新里	和田	糠塚	新田	宝木	佐藤部
水掛り高(石)	二五	四九二	四三	五〇	一五三	五〇〇	一一八	三四	九九二
かんがい面積(町歩)A	四・二	六四・二	六・九	一〇三	一四・三	五二・五	五〇・八	一一・六	九五・八
かんがい面積(町歩)B	三・八	五〇・一	六・〇	六・四	一一・二	五一・〇	四九・五	三・五	八〇・九
関係農民(人)	一四	七八	一三	九	三〇	七〇	四六	二	？
堰頭・水頭(人)	一	一三	—	一	二	八	二	？	？

堰番	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五
堰名	梅田	京田	白欠	中川原	下川原	下越田	坂本
水掛り高(石)	二五〇	九六	二四〇	三〇	三〇	六一	一三五
かんがい面積(町歩)A	三一・六	一三・六	三三・〇	二・五	三・二	一九・〇	二三・〇
かんがい面積(町歩)B	三〇・七	八・四	？	二・〇	三・一	？	？
関係農民(人)	四一	？	？	五	七	？	？
堰頭・水頭(人)	五	？	？	一	一	？	？

表四―二〇　葛丸川沿岸耕地整理組合の水系別面積（昭和一二年）

堰名	かんがい反別	摘要
葛丸川	八二九・七町歩	
上流（支流）	三六九・〇町歩	
金矢堰	一一五・〇町歩	大字北寺林・同大瀬川
好地堰	九〇・〇町歩	大字好地・石沢
志和赤石堰	一六四・〇町歩	大字片寄・犬淵・好地
下流（本流）	四六〇・七町歩	
小屋敷新井田堰	一四七・七町歩	大字大瀬川・大字北寺林
石仏堰	一〇二・六町歩	大字北寺林・大字南寺林
中堰	五五・六町歩	大字北寺林・大字中寺林
梶川堰	六一・三町歩	大字北寺林・大字南寺林
北向堰	四一・三町歩	大字北寺林・大字南寺林
島岡堰	五二・二町歩	大字八幡
耳取川	二一六・〇町歩	
沢山川	一二七・六町歩	大字大興寺
女取沢川	六四・〇町歩	大字富沢
北向島	六・六町歩	大字中寺林
中堰	一・二町歩	大字西中島
上堰	八・三町歩	大字南寺林
腰廻堰	八・三町歩	大字西中島

二、紫波東部土地改良区

紫波町の北上川東部地域においては、大巻堰が古く寛文三年（一六六三）に、また延宝元年（一六七三）には北田・遠山・犬吠森の各堰の築造された事が記録にのこっている。明治二十七年（一八九四）には、峠堰普通水利組合が設立許可されていることは前にも述べたところであるが、大正四年（一九一五）に至って大正天皇の即位の大典記念として字山屋的石沢に溜池を築き、東長岡・西長岡・赤沢の一部に及ぶ灌漑用水の充実を計画して大正五年（一九一六）七月に完成している。普通水利組合は灌排水事業のみ施行可能の団体であり、耕地整理組合は区画整理事業のみ施行可能の団体であるのに対して、土地改良区は灌排水事業・区画整理事業を併せ行う事が出来る団体として性格づけられている。昭和二年（一九二七）一月、紫波郡農会技師であった彦部村の阿部友次郎ほか有志によって、彦部村耕地整理組合設立計画書が県に提出され、これに基いて昭和三年（一九二八）四月、開田と旧田整理を事業種目とした大巻耕地整理組

合が発足した。この事業で大巻に一二・六七ヘクタールの開田が行われた。

同年五月、長岡村に犬草耕地整理組合が発足し、昭和五年（一九三〇）までに三三・六五ヘクタールの開田がなされた。また昭和五年には彦部村に彦部耕地整理組合が設立された。これらの組合の事業実施期間内の費用は大巻においては一七、三〇〇円、犬草五七、一三三円、彦部三六、〇〇〇円となっている。これら組合の事業内容は詳らかではないが、昭和四年から工事費に対して四割の補助制度が確立したため、長年の希望であった田区整理や農地開発に各地で積極的にとりくんだ姿がうかがわれる。

北上川の東大巻の地には前に述べたように、明治三十九年（一九〇六）に客土法を考案して大日本農会総裁から表彰された太田代喜右衛門のような先覚の人も出たり、峠堰・大巻堰のように歴史の古い水利事業団体も河東にはあったが、明治三十二年（一八九九）三月に耕地整理法が公布されてから、本当に長い時間をかけて内容の充実した改良区が誕生するわけである。

さて、終戦後、荒廃した農地を蘇生させ食糧を増産して国民を飢餓から救うことが、為政者にとって最大の課題であった。こういう状態の中で、農家もまた情熱を傾けて国家的課題である食糧の増産に懸命の努力をしたことは周知の通りである。岩手県においても主食である米の移入県から移出県へと生産をあげて、更に主産地としての地位を確立すべく産米五〇万トン運動を推進した。

昭和三十年（一九五五）一町八か村の合併以後、志和地区出身の初代紫波町長・村谷永一郎は、町民一体化を唱え諸施策を推進したが、その中で河東地区、とりわけ佐比内・赤沢地区に農地開発を進め、収入を増して経済的にも均衡あらしめたいとした。その具体策として、昭和三十年代後半から佐比内開拓パイロット事業を実施すべく関係機関に働きかけると共に、受益者たる町民への説明を繰りかえした。佐比内地区においては大正末期から昭和初期にかけて、中屋敷耕地整理組合・芳沢耕地整理組合・砥ヶ崎耕地整理組合が相次いで設立され、田区画整理を実

施したのであるが、たまたま昭和初期の世界的な金融・経済恐慌に遭遇したために事業費として借入れた負債の償還が出来ず、せっかくのよかれと実施した事業も借金のために土地を手ばなす者もでたりして、耕地整理や開田事業に対するアレルギーのようなものが住民の意識の中から払拭しきれないでいた事なども影響して、なかなかパイロット開拓に賛成する者がまとまらなかった。そのうちに意志決定すべき時期は刻々と迫ってきたために、遂に佐比内地区で不同意の面積を彦部地区の佐比内に接続した地域の賛同をえて埋める事になり、昭和四十二年（一九六七）から同四十六年（一九七一）にかけて工事が実施され、併せ開発も含めて九四ヘクタールの新田の実現をみたわけである。この事業は県営として実施されたが、地元には東部開拓土地改良区を組織して、この事業に対応した。事業費については、七割二分五厘（七二・五％）を国が、一割（一〇％）を県が補助して、一割七分五厘（一七・五％）は受益者負担というものであった。河東地域には、まだまだ多くの未開発地を抱えているため、この後の地域的課題の解決にとりくむために、より強力な土地改良区が望まれた事と弱小組織の統合々併が行政からも強く指導された事もあって、河東地区の三つの改良区が合併し昭和四十五年八月三十一日認可をえて紫波東部土地改良区として発足した。

表四―二一　合併前の改良区

旧改良区名	旧理事長名	組合員数	水田面積	畑面積
長岡土地改良区	工藤慶一郎			
彦部土地改良区	作山一男			
東部開拓土地改良区	橋本重雄	一、一五三名	一、一一〇町七	一三八町九

先に県営開拓事業として開田された佐比内地区の未開発地帯に、昭和四十九年から昭和五十五年（一九八〇）に

及ぶ時間をかけて再び県営農地開発事業がとり入れられて、同五十五年の完工時には七五ヘクタール（町歩）のブドウ畑が実現したし、昭和五十年代には長岡地区に団体営の農地開発事業がとり入れられて、二〇ヘクタール（町歩）のリンゴ園が造成された。合併してある程度基盤を強化した土地改良区は、これらの事業にいつでも対応出来るまでに成長したのである。

三、鹿妻穴堰土地改良区

貢米をはじめ、経済が米を中心として動いていた時代においては、溜水堤と用水路の開発とは水稲経営上の最も重要な施策でなければならなかった。紫波西部地帯は奥羽山脈に源を発する小河川が、水田または水田可能地帯を通って北上川に流入しているために、川の上流から下流に向って用水路を通す事は比較的容易であった。しかし、おのれの土地だけを通って水路を設けることは至難であったために、小規模な溜水堤を個々に造って自分の水田や灌漑にあてていたものが多かった。戦国期においては堤を防衛に用いたり敗れるにあたってはこれを破毀（はき）して逃げるため、他に及ぼす影響が多いとして、極力用水路を開発する事をすすめたようである。慶長三年（一五九八）南部藩が盛岡に築城するにあたって、盛岡城下専用の水田として、紫波西部の開田のための用水と飲料水の確保を兼ね、更に治水をも兼ねて鹿妻堰の建設に着手したものであったことはよく知られているところである。そして、この用水路は慶長四年（一五九九）には一応完成して、寛文九年（一六六九）から同十二年（一六七二）にかけて大改修が行われている。それが明治初年（鹿妻本堰分水工灌漑支配反別調査図）には、雫石川北浦の穴口を基点に日詰町と二日町新田の五内川の北上川との合流点に至る五里五町四〇間（二〇、〇五三メートル）の鹿妻本堰に四九番の番水区を設立するという大規模なものに発展した。

昭和二年（一九二七）に滝名川筋の百姓による山王海溜池築堤の話がもち上った時に、鹿妻の水利関係者と滝名

川筋の一部のものが、この溜地運動に反対陳情に及んでいるが、これに署名したものは三百名にも達している。理由としては、

(1) 膨大にして決壊の恐れありとするもの
(2) 既得権の浸害であるとするもの
(3) 鹿妻穴堰の影響で一部灌漑水が緩和されたとするもの
(4) 工事費の負担に耐え得ないとするもの

などであった。明治三十二年（一八九九）に耕地整理組合法が、明治四十一年（一九〇八）に水利組合法が、そして昭和二十四年（一九四九）土地改良法が、それぞれ制定されて法の改正と共に農地の災害防止事業などまで併せ行う事が出来るようになった。耕種枝術の進歩とあいまって関係各土地改良区の実施した事業成果は、地域の経済の成長に大きな貢献をした。紫波町における鹿妻穴堰の受益面積は次の通りである。古館二八二町九反（約二八二・九ha）・日詰六二町五反（約六二・五ha）・水分一一町三反余（約一一・三ha）。

第四　森林組合

森林組合が通常国会に提案されたのは、明治三十年（一八九七）であるが、森林法は三十年制定されたが、遂に森林組合制度は取り上げられなかった。この後、明治四十年（一九〇七）森林法改正において、総則営林の監督・保安林・土地の使用及び収用・森林組合・罰則等の八章一一二ヶ条からなる法律が明治四十年四月公布された。特に組合を設定する目的の最重点は、林材開発におかれた。

模範定款例によると目的により「造林を目的とする森林組合」「森林の施業の合理化を目的とした森林組合」「林道その他林産物運搬に必要な木工組合」「森林保護を目的とした保護森林組合」の四種で、いずれか二つ以上の組合せによる組合で、その特徴は前述のように強制加入制度の森林組合で、組合地区は部落または小流域単位が普通であった。

紫波町における組合に関する資料はとぼしいが、旧長岡村では明治三十九年（一九〇六）三月二十日付で、岩手県知事に紫波郡長岡村大字江柄八番戸福田善三郎が造林景況報告届を提出し、植樹奨励金願を出している文書から判断すると旧長岡村には造林を目的とする組合があったと推察される。旧志和村では、組合らしき組織は明治十九年（一八八六）二月に藩制時代入会山が国有林になったため、農民が郡山小林区に「下草無料採取」を申し出て許可され「志和村下草無料採取規約条例」（第一条～第十条）を定め、民有林より国有林に通ずる各坂ごとに正・副惣代を定め監理にあたっていた。

その後、大正三年（一九一四）三月十四日には民有林、国有林を対象に志和村一円の組合が組織された。志和村森林保護組合規約は左記の通りである。

一、志和村森林保護組合

(一)　規　約

第一条　本組合ハ本村内ノ林野ヲ養護シテ其産業ヲ開発シ並ニ森林ニ関スル知識ヲ研鑽スルヲ以テ目的トスル。

第二条　本組合ハ志和森林保護組合ト称ス。

第三条　本組合ハ事務所ヲ志和村役場内ニ置ク。

第四条　本組合ハ志和村住民ヲ以テ組織ス。

第五条　組合員ハ協同一致ヲ以テ事ヲ処シ其実務ヲ挙グルニ徹スベシ。

第六条　本組合ハ森林ニ関シテ功労アル組合員ヲ推挙シ相当ノ方法ヲ以テ之ヲ表彰ス。

第七条　本組合ノ事務ヲ処理スル為メ左ノ職員ヲ置ク

組合長　一名　　副組合長　一名　　評議員　若干名

議員ノ任期ハ二個年トス。議員ハ名誉職トス　但シ組合会ノ決議ニヨリ報酬スルコトアルベシ。議員ハ組合会ニ於テ之ヲ選挙ス。

第八条　組合長ハ組合ヲ代表シ諸般ノ事務ヲ総理ス。

副組合長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事故アルトキハ之ヲ代理ス。評議員ハ組合ニ関スル事件ヲ評決ス。

第九条　評議員ノ招集ハ組合長之ヲ為ス　但シ評議員ハ重要事件ニ付其ノ招集ヲ組合長ニ求ムルコトヲ得　副組合長ハ評議員会ニ列席ス。

第十条　組合ノ定期総会ハ毎年春冬ノ二季ニ於テ之ヲ開キ且ツ森林ニ関スル講話ヲ開催ス。

総会ノ期日ハ評議会ニ於テ之ヲ定ム。

講話ハ森林官、警察官、村長、学校教員其ノ他ノ有識者ニ依嘱スルコトアルベシ。

第十一条　林野保護ノ為メ看守人五名ヲ置キ組合会ニ於テ之ヲ選定ス。

看守人ハ公有林私有林及国有ノ林野ヲ問ハズ常ニ巡視シテ盗伐火災其ノ他ノ災害ヲ予メ防止シ若シ之ヲ見聞シタトキハ直チニ第十三条及第十四条ノ処理ヲ為シ犯罪ハ捜査ノ上其犯人ノ逮捕ニ努ムベシ。

看守人ハ其ノ勤務ニ付組合長ノ指揮ニ従フベシ。

看守人ニハ年額弐円ノ手当ヲ給ス。

第十二条　組合員ハ平常林野ノ火災予防ニ留意シ林野若クハ其附近ニ於テ吸煙又ハ採暖等ノ為メ焚火シタトキハ丁寧ニ之ヲ消シ止メ又自家ノ児童ヲシテ火器ヲ弄セザル様深ク戒メ置クベシ。

第十三条　組合員ハ林野若クハ其附近ニ火災アルコトヲ発見シタルトキハ直チニ相当ノ処置ヲ為シ且ツ之ヲ最寄ノ森林組合及警察官ニ急報スベシ。

火災ニ総テヲ差措キ更ニ極力消防ニ尽力シ警察官又ハ森林官ノ指揮アルトキハ其ノ指揮ニ従フベシ。

第十四条　組合員ハ林野ノ盗伐其他ノ犯罪ヲ見聞シタルトキハ時期ヲ逸セズ森林官又ハ警察官ニ申告シ犯人ヲ逮捕シタルトキハ同時ニ之ヲ引渡スベシ。

第十五条　組合員ハ国有林ニ関スル斫伐造林其ノ他諸般ノ事業ニ就キ努メテ繰合セノ上出役シ事業遂行ニ便宜ヲ図ルベシ。

第十六条　組合員ハ国有林副産物ノ払下及其採取並ニ放牧ニ就テ総テ小林区署ノ指揮ニ従ウハ勿論其契約条項ヲ遵守スルコト。

第十七条　組合員ハ国有林副産物採取又ハ放牧ノ為メ入林セントスルトキハ予メ小林区署ノ認可ヲ得且ツ入林鑑札ノ交付ヲ受クベシ。

入林スルトキハ鋸斧及ビ之ニ相当スル器具ヲ携帯セザルハ勿論入林中ハ立木ノ剝皮等ノ悪風ヲ厳慎スベシ。

入林鑑札ハ採取ヲ終リ又採取期間ヲ経過シタルトキハ直ニ之ヲ返納スベシ。

第十八条　組合員ノ家族ハ組合ニ関スル前数条ノ規程ニ付キ組合員ト同様タルベシ。

第十九条　本組合ノ納費ハ評議会ノ評決シタル方法ニ依リ組合員ニ於テ之ヲ負担ス。

第二十条　組合員ニシテ本規約ニ違反シタルトキハ評議員会ノ評決ニヨリ本組合ヨリ除名シ又ハ事態ノ軽重ニ依リ相当ノ制裁ヲ加フ。

第二十一条　本組合ノ職員功労者（看守人）及前条ニ該当スルモノノ氏名ハ之ヲ小林区署及警察官ニ申告スルモノトス。

第二十二条　組合員ハ本規約ヲ確守スル意思ヲ表明スルタメ之ニ署名捺印ス。

将来ニ於テ組合員タルベキ者モ亦同様タルベシ

大正三年十二月六日組合総会

大正三年十一月十四日

(二)　志和村森林保護組合協議費

歳入之部

一金　拾四円六拾銭

馬頭数　一四六頭　猿倉坂分　坂頭　細川　久

馬一頭ニ付キ玄米一升ヅツ

単価一石ニ付キ十円ノ積リ

一金　拾四円七拾銭

馬頭数　一四七頭　猪鼻坂分　坂頭　浦田治四郎
馬一頭ニ付キ玄米一升ヅツ
単価一石ニ付キ十円ノ積リ
一金　九円弐拾銭
馬頭数　九二頭　小沢中坂分　坂頭　北條　要助
一金　弐拾円拾銭
馬頭数　稲荷坂分　坂頭　北条要助立替ニス
計　四拾八円五拾銭

歳出之部
一金　四拾円
看守人年奉四人分　大正四年前期迄
右ハ高橋喜蔵　浦田金蔵　高橋卯太郎　仁田吉太郎
一金　壱円五拾銭
右ハ高橋保護区吏員第一林班実地案内人夫賃、壱人三十銭ヅツ浦田作次郎　浦田金蔵　北條要助　仁田吉太郎　高橋駒吉
一金　参円六拾六銭　小柴払下ゲ倍償金
一金　弐円　盛岡小林区出張旅費二人分
一金　参拾銭
良材代料

計　四拾七円四拾六銭　払イ
差引純　壱円四拾銭

大正四年前期繰越シ

二、紫波郡東部地域の概要

(一) 位置及び概要

岩手県紫波郡の東部に位し、面積一七〇平方粁で旧長岡、彦部、佐比内、赤沢（以上紫波町）乙部（都南村）五か所の地域である。本地域の西部は北上川で都南村、矢巾町、紫波町と境し、地域は一帯は北上山系に連なり総面積の七〇%は山林原野で占められて居り、耕地は北上川流域平坦地帯の外、小河川流域に点在し耕地面積は比較的狭少である。

(二) 社　会

本地域の世帯数約二、三六〇世帯、人口約一四、〇〇〇人、内男六、四〇〇人、女七、三〇〇人で総人口の八七%は農家人口であり純農村形態である。

(三) 土地利用

水田一五平方粁、畑一〇・五平方粁　一五%、原野二一平方粁　一二・三%、その他三八平方粁　二二・三%、山林八五・五平方粁　五〇・三%。

(四) 林　業

林野の総面積は一〇六・五平方粁で、内二〇平方粁は公有林である。

紫波郡の特徴として裸林地価格が高く一ク㌧ール当り三〇万円もするので経営は割合意欲的であり、林種別に

見ると針葉樹が四二％を占めて他よりその比が高い。

(五) **長岡森林組合**

(イ) 沿　革

昭和十八年八月設立認可された、旧長岡村地域のみを対象として設置し、町村合併に伴い昭和三十一年（一九五六）紫波町赤沢、彦部、佐比内及び都南村乙部地区に拡張し現在に至り組合員は四〇八名である。

(ロ) 執行体制

役員は理事一〇名、監事三名の構成で他に参与員一〇名、職員は八名、製材従業員二三名、労務班五班十五名である。

(ハ) 機械設備

構築物五棟のほか固定製材機三台、製函設備五台、建具機械一式、トラクター一台、トラック二台、その他チェンソー、下刈機。

(ニ) 事業の概要

A　指導事業　森林所有者のためになる合理的な林業技術を重点効果的に普及することに努めているが、その普及は全地区民に受け入れられ諸産業を含めた地域の綜合計画とも調和して林業の発展を促している。

B　造林事業　毎年の実績一二〇ヘクタール（スギ五五％、アカマツ三五％、カラマツ一〇％）である。

C　林産事業　組合員からの委託を主とし、国有林の売渡を合わせて年間約二、二〇〇リューベの実績である。

D　加工事業　昭和二十年五月から製材事業を行なっているが、地元販売を主とし年間約二、〇〇〇リューベ、果樹箱、その他三五〇リューベの実績である。

E　販売事業　建具の加工販売年間一、五〇〇枚、その他ベニヤ外

F　苗畑事業　昭和二十年から直営三ヶ所、委託三ヶ所を設置し面積は一・五ヘクタールである。

G　金融事業　転貸資金、林経資金など五千百万円。

なお、本組合は早くから薪炭林の施業改善、アカマツの天然下種更新、アカマツスギの間伐、採草地の改良、せき悪林の改良、クリ、クルミ等特用林肥培林地の展示林圃を設置し、実施実物による指導を積極的に取り入れ、現在各展示地一三二ヶ所に及びその効果は大いにあがっている。

㈥　林業構造改善事業

昭和三十九年度（一九六四）に林業構造改善事業の指定を受け、生産基盤の整備、資本装備の高度化、協業の推進、造林施設の設置等左記の事業量を昭和四十年（一九六五）度より四十五年（一九六七）度の三か年間にて実施した。

生産基盤の整備

林道事業　五路線　五、二二〇メートル

事業総額　一六、七五二、〇〇〇円

資本装備の高度化

トラック三・五トン一台　トラクター一台　チェンソー四台

移動宿泊施設三二・四㎡　機械保管倉庫水造一棟一一三・四㎡

事業総額　六、四四〇、三一五円

協業の推進

オートバイ一台　測量器

事業総額　一五五、〇〇〇円

造林施設の設置
　下刈機三九台　チェンソー一台
　事業総額　一、九八八、四七〇円
国有林野活用事業（四十三年度実施）
　部分林
　　峠部分林組合　外五　二七・二七ヘクタール
　買　受
　　中沢国有林活用　外四　五五・三〇ヘクタール
木炭生産チェンソー（四十年実施）
　中沢　二台
　峠　二台
　平栗　二台
　事業総額　六七一、四〇〇円
平栗シイタケ生産組合（昭和四十一年実施）
　水槽付フレーム　四九・六㎡
　三棟　一、〇二〇、〇〇〇円

三、紫波郡西部地域の概要

(一) 位置及び概要

岩手県紫波郡の西部に位し、紫波町、矢巾町、都南村の行政区に亘る紫波郡北上川以西の民有林面積四、〇八四平方粁であり、地区は県下でも有数の耕地面積を有する農家で林業は副業的な性格をおびている。

(二) 追補責任 志和森林組合定款

沿革

設立認可　昭和十八年三月三十日

追補責任、志和森林組合として旧志和村地域のみを対象とし設置す。

(イ) 組合員ハ地域内ニ存在スル森林ヲ所有スル者トス

但シ一町歩未満ノ森林ヲ所有スルモノハ組合ニ加入スル義務ナキモノトス

(ロ) 出資一口ノ金額ハ拾円トス

(ハ) 役員理事五名及監事三名トス

1　議決権及び選挙権

(イ) 所有スル森林ノ面積　三町歩未満ナル者　一箇

(ロ) 所有スル森林ノ面積　七町歩未満ナル者　二箇

(ハ) 所有スル森林ノ面積　一五町歩未満ナル者　三箇

(ニ) 所有スル森林の面積　一五町歩以上三十町歩未満ナル者　四箇

(ホ) 所有スル森林の面積　三〇町歩以上ナル者　五箇

組合員議決権数は左記の通りである。

追補責任　志和森林組合組合員数百六拾九名、議決権数二九二ノ内訳

表四―二二

部落名	議決権数	組合員数	部落名	議決権数	組合員数
山王海	一〇七	四拾名	北田	一三	八名
八幡	六	六名	丹後	一九	拾三名
仲町	三	三名	漆立	一七	拾名
稲二	二	二名	上久保	二〇	拾四名
田面木	九	六名	十二神	一七	拾一名
新山	一一	八名	新田	七	六名
澤田	三	二名	岡田	五	三名
高田	一〇	七名	越田	四	四名
中央	六	五名	志和村	四	一名
権現堂	八	六名	不在地主	二一	拾四名

2　貸付金

森林維持資金ノ貸付期間ハ十年以内トシ之ヲ定メ其ノ貸付利率ハ年六分以内トス。

3　定款は第一条より第五十条である。

其の後たびたび森林組合の定款変更がなされ、志和・水分森林組合合併直前の役員数は、理事七名、監事三名である。

㈢　志和森林組合・水分森林組合の合併

紫波町は昭和三十年（一九五五）三月三十日一町八ヵ村が合併し町制が施行されたのに伴い、岩手県では森林組合を一町村、一組合の指導方針のもとに、紫波町の長岡・水分・志和森林組合を合併させ仮称紫波森林組合を発足指導したが、長岡森林組合が合併を断念し、志和・水分両組合だけ合併し、紫波森林組合として、昭和三十六年（一九六一）十一月十日設立された。

1　紫波森林組合の合併契約書は左記の通りである。

合併公告

当森林組合は、昭和三十六年十二月十三日開催の総会の決議により、水分森林組合と合併し紫波森林組合を設立することに致しましたから、右決議に御異議のある債権者は昭和三十四年一月十五日迄に当森林組合にその旨お申し出て下さい。

右、森林法第一四五条第四項で準用する同法第一二四条第二項の規定により公告します。

昭和三十六年十二月十四日

紫波町土舘字新里七一

志和森林組合　組合長理事　藤尾永悦

合併契約書

志和森林組合を甲とし、水分森林組合を乙として、甲乙間に合併契約を締結し、契約の証として本契約書二通を作成し双方各一通を保有する。

昭和三十六年十一月十日

甲　住所　紫波町土舘字新里七一　志和森林組合

組合長　理事　藤　尾　永　悦（印）

乙　住所　紫波町吉永字小深田六一　水分森林組合

組合長　理事　鷹　木　嘉右ェ門（印）

第一条　甲及び乙は、昭和三十七年三月一日（以下「合併期日」という。）において合併して新たに紫波森林組合（以下「丙」という）を設立し、丙をして一切の権利義務を承継せしめるものとする。

第二条　前条の規定は、第四条に定めるところにより、乙之双方の総会が本契約を承認することにより効力を生ずる。

第三条　甲乙双方は、合併期日までに誠実にその資産を管理も、通常の業務に属さない資産の処分をしてはならない。

第四条　甲乙双方は昭和三十六年十二月一日までに総会を開催し、本契約承認の特別議決を求めると共に、設立委員を甲九名乙四名選任しなければならない。

第五条　甲乙双方は、前条の議決後において森林法第一四五条第四項で準用される第一二四条及び一二五条の手続きをとるものとする。

第六条　甲之双方の設立委員は、定款の作成、役員の選任、その他合併に必要な行為をし、速やかに行政庁に対して合併認可の申請を行うものとする。

第七条　丙の定款の大綱は、別紙のとおりとする。

第八条　甲及び乙の職員は、合併期日において丙の職員となるものとする。

第九条　甲及び乙の組合員のそれぞれの組合に対する払込出資金は合併期日において丙に対する出資に引当っているものとする。

前項の場合甲又は乙の組合員の丙に対する持口は其の組合員の甲又は乙に対する出資金額を丙の出資一口の金額で除した商とする。但し端数はこれを一口とみなす。

第十条　甲又は乙がこの契約に違反した場合には、相手方はこの契約を解除することができる。

第十一条　この契約に規定していない事については、甲乙双方が協議して定め、不測の事由によりこの契約の履行が困難となった場合には、甲乙双方が協議してこの契約を変更し、又は解除することができる。

定款の大綱

組合の名称
　紫波森林組合

地　区
　紫波郡河西地区一円（紫波町のうち片寄、土舘、上平沢、稲藤、宮手、升沢、上松本、小屋敷、南伝法寺、平沢、桜町、犬渕、北日詰、南日詰、二日町、日詰、陣ヶ岡、及び矢巾村、都南村のうち大字上飯岡湯沢、羽場とする。）

組合員たる資格
　地区内にある五反歩以上の森林所有者

事務所の所在地
　紫波町土舘（現在の志和森林組合）

出資一口の金額
　一口　五〇〇円

出資の払込方法

一口につき一回目三〇〇円以上とし、残額は翌事業年度に払込むものとする。

出資持口数の最高限度

五〇〇口

役員の定数

理事十名　監事三名　計十三名

（志和　理事七名　監事二名　水分　理事三名　監事一名）

役員の選出方法

選任制とする。

事業年度

四月一日から翌年三月三十一日までとする。

公告方法

組合の掲示板及び岩手日報とする。

総会の招集

通常総会は毎年度四月又は五月

臨時総会は理事が必要と認めたとき及び組合員の五分の一以上の請求があった場合

持分の算定

各組合員の払込済出資額に応じて算定する。

払戻し方法

当該事業年度の終に於ける組合員の払込済出資額に応じて算定し払戻しする。

2　林業構造改善事業（紫波森林組合の主なる事業）

昭和三十九年（一九六四）度に林業構造改善事業の指定を受け、生産基盤の整備・資本装備の高度化・協業の推進・造林施設の設置等左記の事業量を、昭和四十年（一九六五）度より三か年追加林構事業を昭和四十五年（一九七〇）度より三か年実施した。事業は左記の通りである。

表四―二三　林道の開設

路線名	巾員	延長	工事費
東根林道	三・六米	七〇〇米	二一〇万円
中ノ沢林道	〃	一、二〇〇米	三七九万円
岩ノ目、猿倉林道	〃	一、六〇〇米	六七八万円
大明神林道	〃	一、八〇〇米	四六九万円
木金林道	〃	五〇〇米	二〇〇万円
馬ノ子林道	〃	二、〇〇〇米	八〇〇万円

素材生産施設

トラック（中型）一台、トラクター一、チップ運搬車（五トン）　移動宿泊施設一棟、集材機（中型）一台

造林事業

資材人員輸送車（三五人）一台、刈払機三八台、チェンソー三台

チップ生産施設

チップ生産施設一式　事業費二、九四三万円

ホークリフト　事業費二六五万円

特殊林産物施設
しいたけ生産事業　フレーム（水槽付）三〇棟
選別乾燥用建物　一棟
乾燥機　三台
事業費　八〇〇万円

四、森林組合広域合併

岩手県並び岩手県森林組合連合会の指導のもとに、盛岡市・岩手郡・紫波郡の一市二郡の森林組合九組合を対象に昭和四十八年（一九七三）八月七日岩手県農共連会館において、第一回の広域合併について各森林組合長出席、福田県森連会長並び菊地参事、県森林組合係の川井係長より説明を受けた。

同年八月二十三日「岩手紫波地方森林組合合併検討協議会」発足

会　長　佐々木盛岡森林組合長
副会長　北條紫波森林組合長
監　事　瀬川岩手森林組合長

協議会運営費として一森林組合当、三万円負担とし事務局を盛岡農林事務所内に置き発足した。

昭和四十九年（一九七四）八月十二日「岩手紫波地方森林組合合併検討協議会」解散。

岩手中央森林組合合併推進協議会が発足した。

会　長　福田嘉一郎長岡森林組合長
副会長　瀬川清十郎岩手森林組合長

副会長　佐々木盛岡森林組合長

(一)　**合併対象組合**

盛岡森林組合、長岡森林組合、紫波森林組合、岩手森林組合、雫石森林組合、御明神森林組合、葛巻森林組合、西根地方森林組合、玉山森林組合、以上九組合で合併推進を協議検討した。

検討途中、葛巻森林組合より組合員並に町長と相談の結果、あまりにも距離が遠すぎるという事で合併不参加の申込があり検討委員会で検討の上不参加を了承し、また盛岡森林組合は最終段階の合併総会において組合員により否決合併不参加となる。昭和五十年（一九七五）六月二十六日組合長、常務理事合同会議を開催し、盛岡森林組合不参加による今後について検討並基本構想および事業計画について協議した。

昭和五十年八月五日組合長常務会議において

(1)　森林組合の合併及事業経営計画書

(2)　合併後の組合の事業経営について基本方針について

(3)　合併予備契約書（案）

(4)　財産目録（各組合）

以上を検討し、主なる内容は左記の通りである。

1　森林組合の合併及び事業計画書

(1)　合併しようとする組合の名称

岩手町森林組合　　雫石森林組合

御明神森林組合　　西根地方森林組合

玉山村森林組合　　紫波森林組合

長岡森林組合

(2)　設立委員の選任及び定数

表四―二四

組合名	定数	組合	市町村長
岩手町森林組合	四	三	岩手町長
雫石森林組合	四	三	雫石町長
御明神森林組合	三	三	
西根地方森林組合	五	三	西根町長 松尾村長
玉山村森林組合	四	三	玉山村長
紫波森林組合	四	三	矢巾町長
長岡森林組合	五	三	紫波町長 都南村長

(3)　役員定数

理事　二一名　監事三名

任期三年但し設立当時の任期は合併の日から一年以内とする。

(4)　組合長等の選任

組合長　一名　副組合長　五名

常務理事（本所）二名　担当理事（事務所）三名

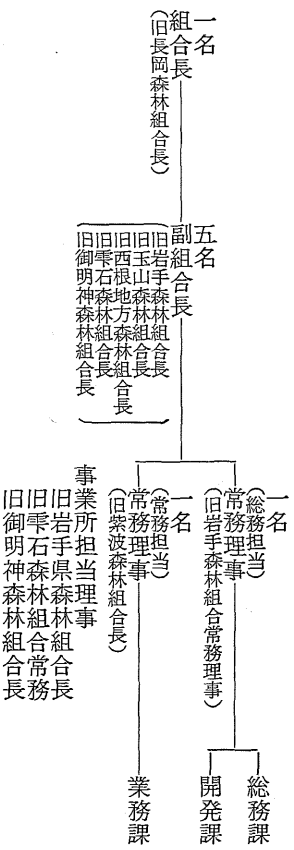
(5)　選挙区及び総代数並び投票区

表四―二五

区分	区域投票区	定数
第一区	岩手町	五〇
第二区	雫石町（雫石地区）	二五
第三区	〃（御明神地区）	一五
第四区	西根町・松尾村	一八
第五区	玉山村	五三
第六区	紫波町（紫波地区）	二五
第七区	〃（長岡地区）	四二
計		二二八

2　合併後の組合の事業経営基本方針

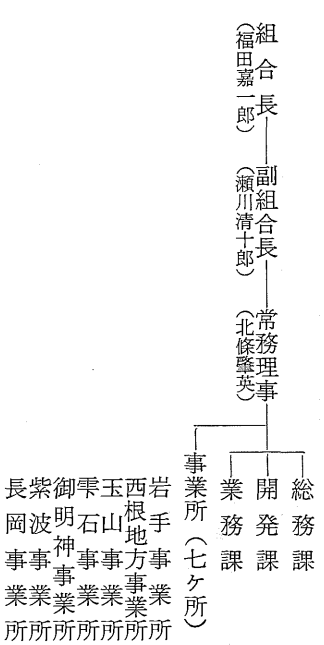
(1)　機構及び事務分掌図



(2)　合併一年後の役員並び事務分掌

理事　二一名（旧森林組合より各三名）

監事　三名（紫波郡一名岩手郡二名）



3　合併予備契約

主なる事項

第五条　各組合は昭和五十年九月十七日臨時総会を開催し合併の議決、合併予備契約書の承認及び設立委員の選任その他合併に必要な議決をするものとする。

（長岡森林組合　五名）

（紫波森林組合　四名）

第六条　前項により選任される設立委員はあらたに設立される岩手中央森林組合の定款の作成、役員の選出その他設立に必要な行為を行うものとする。

前項の行為は出席委員全員の同意により設立委員が共同して行うものとする。

第七条　本契約書は第五条の総会において合併が決議された時は、その契約書を合併契約書とみなす事とする。

第八条　各組合の合併契約履行の日は昭和五十年十二月二日とする。

全文は十五条からなり昭和五十年（一九七五）八月二十六日調印す

合併予備契約者並び立会人は左記の通りである。

岩手県岩手郡岩手町大字沼宮内第七地割三十三番地の一
岩手町森林組合　組合長理事　瀬川清十郎

岩手県岩手郡雫石町十地割字寺の下四十六番地
雫石森林組合　組合長理事　高橋六右ヱ門

岩手県岩手郡雫石町大字上野字十二地割字上野沢四十七番地一
御明神森林組合　組合長理事　上和野与惣右ヱ門

岩手県岩手郡西根町平舘第九地割七十七番地の四
西根地方森林組合　組合長理事　村木平次郎

岩手県岩手郡玉山村大字渋民字渋民十五番地
玉山森林組合　組合長理事　竹田久典

岩手県紫波郡紫波町字新里七十一番地
紫波森林組合　組合長理事　北条肇英

岩手県紫波郡紫波町東長岡字天王五十二番地の二
長岡森林組合　組合長理事　福田嘉一郎

立会人

雫石町長	中屋敷　博
岩手町長	宮田九八
西根町長	伊藤猛虎
松尾村長	沼田宗一
玉山村長	米島重税
紫波町長	福田嘉一郎
矢巾町長	谷村長三郎
都南地長	藤沢与三郎
岩手森林組合連合会会長理事	福田嘉一郎

参考資料（森林組合）

1　岩手県林業史
2　長岡森林組合資料
3　紫波森林組合資料

第二節　農　業

明治元年（一八六八）若々しい魂の集団が長い因習と厚い封建の壁を破り、近代国家への脱皮をはかり維新を実現して、太政官をして「村々の地面は素より都て百姓持の地たるべし」と布告せしめ、これを契機として、土地の

永代売買解禁、自由売買許可、等の禁制解除が実現し、土地の官私区分と地租改正が行われ「領主的土地所有」の型態から「自由な土地制度」が、明治九年ごろまでの間に確立された。

この事は長い間なじんできた自給自足的な物の経済から、新しい土地制度の下で交換経済的な貨幣の経済へ移行せざるをえない大改革である。農業そのものは社会的に制度的に飛躍的な地位の向上を見た訳であるが、実際の農家の経済なり農民の地位は旧来の社会構造の残滓の中で、むしろ新しい制度にとまどいを見せながら、発展への道を模索するのである。

少ない反当収量の内から現物貢納した制度は、大体明治九年（一八七六）ごろの地租改正と共に終わり、相当部分が自主売却出来るようになったが、今度は米相場によって影響を受ける事が多くなってきた。交換的貨幣経済が定着しつつある過程で、消費の動向も少しずつではあるが変化をみせてきたため、これに対応して一部には果樹・園芸類を栽培する農家も現われてきたが、大方は依然として米・大麦・小麦・稗・粟を作付していた。しかも品種が在来の種穀が主で低収量による生活苦にあえぐ者が多かった。そこで行政側としても県は植物試験場、種芸所を設けて災害に強く収量の高い品種を導入すべく真剣な取り組みを始めた。

更に、国は甲部巡回指導をはじめたのを受けて、県も乙部巡回指導員を置いて、作物ごとに具体的な指導体制に入った。郡担当の指導員は岩手県では六人が発令されている。これは鹿児島の八名に次いで全国で二番目に多い人数であり（この制度は農事試験場が出来る明治三十四年ごろまで続いた。）、尚このころの各県では全然この制度を取り入れていない県も大部多いことを考えれば、岩手県の意気込みも相当なものであった事が推察出来る。また、農業に関する学校教育の整備等もはかられて、緩やかではあるが農業も新しい方向に進みつつあった。

大正時代に入ると官より民へとの従来の指導体制が、系統組織を通じての指導へとその型を変えてきた。時として好況、不況を繰り返しながら、総じては貧しさに泣きながら太平洋戦争終結、そして農地改革を迎える訳であ

る。戦後は食糧増産の至上命令に応えるべく、指導体制もまた画期的な考え方に立って整備された。

従来は「物」を作る事を主体とした制度であったが、今回は民主主義というしくみのもとでのためもあると思われるが「考える農民」を育てる、つまり「物」より「人」を創る事を中心に制度が見直された。また、作物のみでなく農家の生活そのものを、より合理的に衛生的に機能的に改善して行くための指導が取り上げられ、更に農業を未来に継ぐ青少年の育成が大事な柱として取り上げられた。そして、これらを実践するために、それぞれの担当部門のみならず行政・農協・普及所等関係機関が一丸となって、普及協議会を設立し統制ある指導に専念しながら今日に至るのである。

第一　稲　作

米は遠い昔から現在に至るまで、日本人である我々の主食である。そして、農家の生活のすべてが米によって律せられてきて、本町のみならず岩手県産業の要であり、これに依存する割合は全県民の七〇％に及ぶとされた。

明治初期における平年の農家の常食は「米三分、麦三分、大根四分。」、または「米四分位に粟及び干葉（大根葉を乾したるもの）等を混じ飯となしたるもの。」、凶作時には「米一、二分、干葉、細引大根を混じたるものを飯または粥となしたるもの。」、更にはなはだしいものは「少量の米に大根茎、小麦糟、豆腐殻等七分を混じ。」、あるいは「豆腐殻に米、粟、稗等の糠を混ずる。」もの、あるいは「蕎麦糠もしくは麦粉を米汁に混ずる」もの、または「小量の米の粉に橡の実、山午蒡の葉、山葡萄の葉等を混じ粥または団子餅」に作って常食とした。このことは、本町を始めとし県南の一部の米どころとされる地帯の主食の形態であるから、当時の県北等の山間地の主食の形態とはまた別のものと思われる。

遠く弥生の昔から長い伝統に支えられ育てられ、生命をかけて守られてきた米ではあるが、余りにも低収量であって明治十八年（一八八五）における岩手県の米の生産力は反（一〇a）当八斗九升九合であるから、これを基準として本町の生産力を推定すると、この数字より若干上まわる程度のものであったろうと思われる。米の外、畑には粟、稗、大豆、蕎麦等を植えるという零細経営の農家にとって常に忘れてならない事は荒凶対策、つまり凶作時に対する備えである。米作においても早生、中手、晩手の三種類を巧みに組み合せて労働力の配分を合理的にすると共に、どのような気象の変化による凶作にあっても、全滅を免がれるよう配慮したわけである。しかし冷害が続けば早生を多く植え、豊作が続けば晩手を多く植えるという図式の繰りかえしでは、漸増する需要に対応出来るような安定した収量の確保は困難であった。

岩手県においても、明治十二年（一八七九）に開かれた第一回の勧業会議で、早急に耐寒品種の輸入を研究して一日も早く安定多収の道を開くべきことを決定し、隣接の宮城県や福島県の優良品種をとり寄せ、本県における従来の優秀な品種とされたものとの比較、あるいは交配等による優秀な品種の創造に努力すべきこととした。本町においても熱心に米穀の改良に取り組んだ一人として、陸中国紫波郡西長岡村字長谷田、細川仁兵衛がいる。明治十七年（一八八三）勧農事業の一つとして行われた品評会に玄米を出品し、褒賞には入らなかったが出品時、添付した耕種法や収量が県の記録に左記のように残っている。

「蒔付及採収の期。四月下旬苗代に下種し、苗五～六寸に長じたる時に六～七本を一株となし移植し、其の後に雑草を去る事三度にして、肥料は田を耕耘する時厩肥と人糞とを施し、十月下旬に至り刈取り、地上に立置く事四～五日にして、之を稲架に掛け、二十日位を経て扱き取り、槌にて打ち籾通をもって通し、また唐箕に掛け塵芥を去り土磨にて引き籾殻を唐箕にて去り貯う。産出高　壱反歩に付平均二石余にして年々壱町三反歩に耕す」

とあり、そのころの稲の平均的な栽培方法が偲ばれる。

このように原始的ともいえる栽培方法によって営々と続けられてきた水稲を、品種改良・育苗（苗代）方法の改良・冷害防止等を中心に、農業の各般の改良を目途として紫波郡立農事試験場が赤石村に設立され、初代場長として横沢三左衛門が発令されて、ここに行政における郡役所と共に本町地域の農業が紫波郡の中心として、研究および生産の要として定着してきたのである。明治三十一年（一八九八）四月のことであった。

由来、赤石村は平泉藤原氏の分家というべき樋爪氏の居住館のあった所とされ、平泉滅亡の際に家長ともいうべき太郎俊衡は老年のゆえをもって、本領と共に居住する事も許されたという事が『吾妻鏡』に見えている所であるが、その弟で樋爪五郎を名乗った季衡にちなんで名付けられたという「五郎沼」が、当時とは多少規模を替えて現存してあることは承知の通りである。この池塘積水は水田供水の貯水池としての役目を果し、温水効果を高め水稲栽培の重要な前提条件を充して今日に至っているのである。つまり赤石村は米作地帯としての素因が出来ていた訳である。

各町村においても積極的に農業の改良振興に取り組んだ後がみえる。水分村では、明治四十四年（一九一一）産業講習会を開催紺野技手を講師として「施肥」を勉強しているし、大正三年（一九一四）には水分農会は「燐酸」一叭一〇貫入りを日詰駅着で叺当一円六銭一厘で共同購入し、施肥改善に役立てて、講習会で勉強した事を農会が中心となって実践したわけである。従来は馬一頭で水田五反歩分の厩肥が出来るものとされ、これに人糞尿を加用する事が最も安全で肥料効率も高いとされてきたのであるが、このころから一般がいわゆる金肥を用い出したというのであろうか。

明治以来、昭和二十年の太平洋戦争終戦に至るまでの米の生産量は、農家が筆舌につくしがたい辛酸をなめつつ努力を繰り返してきたにもかかわらず、岩手県内における紫波町の生産指数は割合に良いとされながらも、全国的には著しく低位におかれていた。太平洋戦争後は国民主食の増産は至上命令であると共に、区画の整理・水利の合

理化・作業の機械化・除草剤の普及等、稲作の一貫体形が著しく進歩し、併せて施肥方法の改善が進み、病虫害に対する防除の態勢が整うなど、米作りとしての環境が飛躍的に整備されるに及んで、自県の消費量を賄うにも不足した本県は、日本有数の米の生産移出県となったのである。

さて、米の生産の基盤である面積の状況や、大正十二年の旧村諸調査は次表の通りである。

表四―二六　大正十二年（一九二三年）の旧村諸調

	米	馬	雞	戸数	人口	予算	三役及び議員数
日詰町	一、七九三石	四〇頭	三〇〇羽	四五〇戸	男 一、三九八人 女 一、四一六人	一四、六〇〇円	町長 鎌田 磐蔵　収入役 北田 政五郎 助役 田村 眞太郎　議員 堀内孫右エ門外一〇名
長岡村	三、九九九石	二九四頭	四〇〇羽	二九三戸	男 九九〇人 女 九九二人	一三、一九一円	村長 阿部 豊作　収入役 福田 誠二郎 助役 藤原 栄夫　議員 福田 善三郎外一〇名
彦部村	五、三六八石	三七頭	一、二一〇羽	三七〇戸	二、八一〇人	六、五五一円	
赤沢村	三、五〇〇石	四一八頭	九三〇羽	三三七戸	男 一、五六九人 女 一、四五三人	一五、三〇一円	村長 新里 常吉　収入役 藤沢 徳次郎 助役 田村 熊太郎
佐比内村	二、三四四石	三五七頭	一、七五五羽	三七三戸	男 一、〇〇六人 女 一、〇〇三人	一〇、九三一円	村長 高橋 亀治　収入役・助役兼 助役 沼田 輝三　議員 佐々木 文蔵外一〇名
赤石村	八、一一五石	二八二頭	一、七五〇羽	四四四戸	男 一、五〇八人 女 一、五五五人	六、五三一円	村長 下河原 菊治　収入役 滝浦 丹次郎 助役 鎌田 孫蔵　議員 藤沼 朝人外二名
志和村	一三、〇三〇石	九三頭	四、一一〇羽	八一五戸	男 二、七六六人 女 二、八六九人	三九、二三一円	村長 細川 久　収入役 熊谷 玉蔵 助役 藤屋 七三郎　議員 北条 源内外二五名
水分村	七、一三〇石	三五六頭	二、三五九羽	四〇四戸	男 一、五九三人 女 一、五四三人	一三、二四六円	村長 武田 文良　収入役 鷹木 松太郎 助役 谷地館 要一　議員 鷹木嘉右エ門外一〇名

古館村	三、三六二石	二四頭	一、〇〇三羽	三五〇戸	男一、〇六三人 女一、〇九一人	一〇、〇五七円	村長　加藤正春　収入役　猪原徳次郎 助役　関　正浩　議員　高橋浩三外二名

（「岩手県下之町村」高橋嘉太郎著より）

表四―二七　水稲作付面積の推移

	水田面積	同上	同上	同上	作付面積	備考
	明治三九年（一九〇六）	大正五年（一九一六）	昭和元年（一九二六）	昭和一一年（一九三六）	昭和五六年（一九八〇）	
日詰	六二・八町	八一・三町	八二・五町	八五・二町	六六・二町	
古館	一五四・二〃	一八九・三〃	一九〇・五〃	二四三・三〃	二一九・八〃	
水分	三八九・三〃	四三六・七〃	四五四・〇〃	四八五・二〃	四九五・一〃	
志和	六二五・四〃	六八五・八〃	七〇八・三〃	七六八・一〃	一〇二九・六〃	
赤石	四二五・八〃	四六七・二〃	四四七・七〃	五一一・二〃	五八七・二〃	
彦部	二八九・九〃	三二七・五〃	三四九・二〃	三五二・〇〃	四五一・三〃	
佐比内	一〇二・四〃	一三二・四〃	一二九・一〃	一六九・七〃	二〇四・六〃	
赤沢	一六八・七〃	二二二・九〃	二二〇・五〃	二三三・七〃	二二〇・五〃	
長岡	一九三・六〃	二一五・二〃	二一四・八〃	二六〇・五〃	二七七・二〃	台帳面積である

明治以降、太平洋戦争終結までは面積についても緩やかな増加傾向ではあったが、戦後特に昭和三十年（一九五五）以降は、米の五〇万トン生産を県是の最重点とした岩手県の方針にそって「北奥羽特定地域綜合開発計画」が

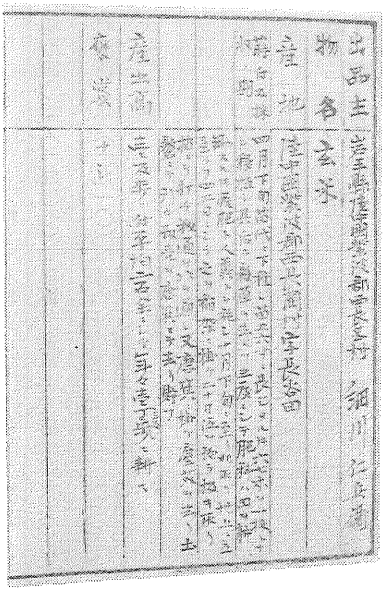


図4-8　明治16年品評会出品主名簿
（細川仁兵衛）

定められて、全県が何等かの形で計画の中に包含されたために、紫波町内においても「山王海ダム」の完成等と相俟って各国営県営の開田事業や旧田の整理事業が急速に進められた。また、この時期は高度経済成長の時期に当り、年々米価が上昇する等の客観状勢の好材料もあり、農民個々が意欲的に増反にとりくんだ結果、昭和四十四年（一九六九）度には四、三〇〇ヘクタールとなった。県においても全国農林統計によれば、同年における全国の面積順位で第一〇位の九八、〇〇〇ヘクタールに達している。米の生産において移出県となる長年の夢は、明治以来百年にしてようやく達せられたのである。

次に品種の変遷についてみてみよう。前にも述べたように相次ぐ冷害等に対処するために、どうしても早生・中手・晩手と組み合せて栽培する習慣であった。その品種も多岐にわたっているが、明治十二年（一八七九）に行われた他県品種との比較についてみると、当地方を代表する岩手郡向中野の「白坊主男」は二五四粒であるのに、栃木県の「栃木寒水」は二六四粒、福島県の「磐城早生カルコ」は実に三二〇粒というものであったので、県は勧業会議の意見を聞き、全国より優良品種を求めて各農事試験場を中心にその地方に適した品種の開発に努力をした。では、どのような品種がこの地方で植栽されたのであろうか、先ず当町管内で作付されたとする品種について述べ、次いで旧村ごとに明瞭にわかる品について述べる事にする。

表四―二八　糧の品種の推移

明治一二年（一八七九）	赤豊後、白坊主男、同女、朝照男
明治一三年（一八八〇）	赤稲、火赤稲、鹿角早稲、ユナダ稲
明治一一年（一八八八）	白稲
明治一八年（一八九五）	立子、白、鉈切、三太、寿老稲、倉塞
明治二二年（一八九九）	豊後稲
明治三五年（一九〇二）	冷田早稲、稲妻、二十日早生、千葉錦、タイユ稲、凌豊後
明治三六年（一九〇三）	鍋コロシ、力稲
明治三七年（一九〇四）	たいこしね、あかしね、中たつこ
明治三八年（一九〇五）	五郎兵エ、岩谷堂、蔵守、女夫、大黒、赤坊主、世界一、秋田、赤最上、秋早稲、仙台稲、金の蔓、千葉錦、遊名田（湯名田）、晩坊主
（糀）	赤糀
明治四〇年（一九〇七）	細稈、金華山、信州、女夫、早高
明治四三年（一九一〇）～大正前期	四十日早稲、ねれず、大丈白稲、鹿角豊後、三太郎、東切、大黒、五升取、長者豊後、小白、巾着、五郎兵エ、細葉、匂早生、金の麦、秋早生、世界一、亀の尾、稲田、長者豊後、岩手亀の尾、早生大野
大正一三年（一九二四）	陸羽一三二号、岩手早生大野一号
昭和一〇年頃（一九三五）	遠野一号～三号、四号、岩手六日早生一号、農林一号
昭和一五～二〇年	奥羽一八七号、農林一六号
昭和二一年（一九四六）以降	日の丸、藤坂五号、サヽシグレ、チョーカイ、トワダ、ハツニシキ、レイメイ、トヨニシキ、キヨニシキ、サヽミノリ、フジミノリ、サヽニシキ、シモキタ、ハヤニシキ

この期間内の糯の品種の主なるものは次の通りである。

表四―二九　糯の品種の推移

明治期～大正期	目黒糯、黒子餅、白糯、弁慶糯、熊糯
昭和期	コケシ糯、ヒメノ糯、コガネ糯、アラタマ糯、サカキ糯

明治三十八年（一九〇五）度における各地区の作付品種は次の通りである。

表四―三〇　明治三十八年の作付品種

地区＼品種	粳	糯
日詰	蔵守、岩谷堂、女夫、五郎兵エ、大黒、赤坊主	
古館	女夫、短穂、五郎兵エ、秋早稲、晩坊主	
水分	赤稲、黒大黒、金華山、金駒、岩谷堂、晩坊主、最上、白最上、大黒、五郎兵エ	芝カラミ、土手コロバシ
志和	饑餓知らじ、晩坊主、愛国、赤稲、赤豊後、金駒、五郎左エ門、五郎兵エ、岩谷堂	白糯
赤沢	鹿角、女夫、世界一、五郎兵エ、大黒、秋田、手代森、岩谷堂	
赤石	五郎兵エ、赤最上、大黒、女夫、秋早生、仙台稲、金の蔓、千葉錦	赤糯
彦部	遊名田、大国稲、最上稲、女夫、五郎兵エ、金蔓、岩谷堂	赤糯、白糯
佐比内	女夫、三太郎、晩坊主、世界一、鹿角早生、一ノ関	
長岡	湯名田、大黒、晩坊主、女夫、秋早稲、世界一、短穂	紫カラミ、白糯

米の品種の選定にあたって地域への適応性を考える事が大事であるが、とりわけ耐冷性を重視した。大正初期から四～五年ごろまでは「豊後」「関山」が主力であり、その後の大正末期までは「亀ノ尾」が作付面積の第一位で

あった。これは当時販売された有機質肥料がうまく適合したとされている。また、冷害対策の担い手として大正十三年に登場した陸羽一三二号や早生種の早生大野等は、昭和十四年（一九三九）遠野一号～四号が奨励されるまでは耐冷品種としての役目を果している。陸羽一三二号は昭和三年（一九三八）ごろから昭和三十年（一九五五）に至る長い間当地方における作付の第一位を占めてきたが、特に昭和十四（一九三九）～五年ごろは全面積の五〇％以上に作付された。その後は逐次病害虫に強く多収性の品種で食味も良いとされるものに変ってくるが、昭和三十二年（一九五七）～三十八年ごろはササシグレが、昭和三十九年（一九六四）～四十五年ごろはフジミノリが、それ以降はトヨニシキ・ササニシキ・キヨニシキ等が主力となって現在に至っている。

さて、昭和五十五年（一九八〇）には稲にとって最も大事な七～八月に偏東風が強く吹き、異状低温の日が続き大凶作となった。しかし、昭和三十四年（一九五九）からこの偏東風（ヤマセ）地帯を中心に、耐冷性が強く豊産型の「ヤマセシラズ」が奨励され、昭和四十一年（一九六六）の冷害年にはこの特性を発揮して十分に冷害時に対する適応性を発揮したと記録されている（県農業史）。更に、昭和五十一年（一九七六）冷害に際しては各普及所を中心に誠に細かな点まで分析され、その対応策が述べられている。その時々に当って県及び各関係機関は適切な反省と職務としての当然の作業をなし、その結果は妥当な結論と対策とを産み出している。これが更に後年に向って生かされ続けてきたならば、昭和五十五年冷害等はもっと少ない被害で済んだのではなかったかと反省させられてならない。

品種にはそれぞれ特徴があり、必ず守らなければならない原則のようなものがある。その一つに標高適応性がある。前にも述べたように陸羽一三二号は非常に長い間当地方の作付の第一位を占め、安定多収と耐冷性等も強いとされた品種であるが、昭和九年、十年の冷害時には、標高二〇〇m地帯まで作付が伸びて冷害にも稲熱病にも徹底的にやられている。これは適地を越えて多収性のみに重点をおいた結果である。稲の品種決定にあたって、いつの

年も忘れてはならない大事な事の一つである。

一、育苗と田植

㈠　種　籾

稲作にとって先ず行わなければならないことは選種とその処理であるが、播種前に水に漬けたり催芽したりする方法は、元禄のころ（一七〇年前後）から資料にのってくるようであるが、全国的な文献としては康和のころ（一一〇〇年前後）すでにこの方法が行われていたとされている。江戸時代には、あまり出来過ぎない、よく稔った穂をとり、篩や箕で選別した後に桶に水を入れて籾をひたして、沈んだ籾を種とする水選の方法もとられたと伝えられている。

これらの方法を更に進めて「塩水選」つまり水に塩をとかし、比重をたかめて充実した籾だけを選ぶ技術を考案したのは、横井時敬という人で、明治十五年（一八八二）のことである。この方法は明治十九年（一八八六）には勧農舎から招かれた稲作教師によって、岩手県にもとり入れられ短冊苗代の技術と共に当地方にも紹介されたが、種籾の芽出し播きや種子消毒等、現在では常識とされている種子処理技術が普及するまでには長い時間を要した事になる。ここに、昭和二十八年（一九五三）と同三十年の資料をみてみよう。米産地及び近隣の地域との比較であるが、大体平均的な普及状況であったことが判る。

表四―三一　比較表

地区＼項目	種子消毒	芽出播き	苗代薬剤散布
全県	七六％	八〇％	八五％
盛岡南	九五％	一〇〇％	六〇％
紫波	八九％	九五％	九三％
稗貫	九一％	八二％	八七％
胆沢	八八％	九一％	九二％
江刺	七八％	七〇％	八七％

（県農務部）

㈡　苗　代

当町地方の苗代は、昭和四十年代に入って、完全に姿を消すまで

「通し苗代」つまり苗を取った後に稲を植えない水苗代であった。その管理方法等は第一巻に述べられているから省略するが、施肥方法に多少の相違があっただけで、ほとんど同じ形態の作付技術が江戸期から昭和四十年代まで続いていた訳である。この水苗代の苗の育苗期には低温であるために発芽の不揃いや苗ぐされ、表土剝離等の現象やユリミミズ等の害虫にもなやまされた時代である。したがって、先に設立された郡立農事試験場の指導及び研究の目標も「苗代改良による薄蒔の励行と、田植時期の繰り上げと冷害防止」が大きな柱としてすえられていた。

当時は、病虫害による苗の被害をみこして、三・三平方m当五〇〇グラムから七〇〇グラムも種子が播かれていた。明治三十四年（一九〇一）には、岩手県は県令第九号をもって「水稲苗代は短冊形に作るべし、違反するものは一〇円以内の罰金に処す。」という現在では無謀ともいえるような、強制手段まで講じて苗代改良に当ったが思うような効果は挙がらなかった。また、明治三十六年（一九〇三）に至って国が農商務大臣を通じて「通苗代を速やかに廃止せよ」との指示をした。これを受けて岩手県においても「時局産業督励本部」を設け、更に各郡にその支部を設けて、塩水選の励行・通苗代の廃止・短冊苗代の実行等を知事が先頭に立って運動を展開した。このように官民一体の運動にもかかわらず、大正時代を経て昭和も太平洋戦争後まで水苗代の時代は続いたのである。

昭和二十四年（一九四九）から奨励された保温折衷苗代は急速な普及をし、これは長野県軽井沢の荻原豊次という人の着想を、長野県の原村冷害試験地において技術的に確立された育苗法で、床は揚床式で床幅は一・二m、踏切溝は三〇cm前後で播種後に覆土し籾殻くん炭を散布して床面に保温資材を平張りするというものであった。保温資材は温床紙からビニール、更にポリエチレンというふうに変遷はあったが、この方法は昭和四十五年（一九七〇）ごろは県下で八〇％以上に及ぶ普及をみた。そしてこの技術が普及当初の昭和二十八（一九五三）～二十九年の冷害時に大きな威力を発揮したことにより、水稲農家はこの技術に対し深い信頼度をもって見直し、それが稲作の安全度を高めることに大きな貢献をした。

長い間の水苗代を解消するために、明治以来強制まで含めての指導も、なかなか実現困難の状況が長い間続いてきたわけであるが、この保温折衷方式とトンネル折衷方式とは、畑苗代と共に当地方の田植時期を十日以上も早め、昭和四十五年（一九七〇）以降の機械移植栽培の普及では更に十日以上も育苗期間が短縮された。

(三)　田　植

田植の形態として従来は、乱雑植・縦縄基準植・横縄基準植等の縄張植や、型付植・定規植を経て、画線定規植から機械植へと移行する訳であるが、乱雑植とは植手の感によってのみ植える方法であり、縦縄方式は植手一人が三条から五条くらいを受け持つ分に縦に縄を張り後向きに植えて行く方法であり、横縄方式は植手を横一直線に並ばせ両方の畦畔に専門の縄張りがいて、一はかごとに縄を移動させる方式である。

型付植や定規植は、植え手が自分で型わくや定規を回しながら、前に植えて行く方法であったが、植え手に過重な労力がかかるところから逐次田面に線を引いて、植え手はその線をたよりに前進植する方法に変った。この田植の方法の変遷は正条植をめざしての移行であるが、これは除草との関係を無視しては考えられない。

明治以前から、山陰地方や四国地方の一部で田打車というものが使用されていたそうであるが、鳥取県の中井太一郎という老農が、この田打車を改良して水田除草機を考案した。その水田除草機は大正の中期ごろに当地方にも導入された模様であるが、これを使用するにはどうしても田植の方法が一定の基準によった正条植でなければならなかった訳である。また、この事は旧来坪（三・三平方m）当り一三〇株を超える密植が行われていたものを、九〇株から七〇株位まで植栽密度を下げ、日照・通風を助ける働きもした。

昭和三十年代から四十年代の前半にかけて著しい経済の成長に伴って、農村から都会への若手労働力の流出が続き、農村は労力不足の現象を呈してきた。このころ、昭和四十四年（一九六九）から普及された機械植による稚苗移植が急速に普及し、昭和五十年（一九七五）に至って全県下の水田の八五%が機械による田植に移行していた。

しかし、苗の葉齢二～二・五葉の若齢移植のために、昭和五十一年（一九七六）の冷害時には県北等標高の高い地帯における稚苗植は甚大な減収被害を受け、更に昭和五十五年～五十七年に至る三年連続の被害の激甚であったことを思う時に、今後解決されなければならない幾多の問題を残しているといえよう。

㈣　除　草

昔から農業は雑草との戦いであるといわれてきた。水田においても少くとも三回は手取り除草をしなければならなく、適期を遅れると雑草が強くなり何倍もの労力がかかり、米の収量も著しく減ずることになる。この仕事は田植や稲刈以上に百姓にとって最もいやな仕事であった。

稲作において、一〇アール当り所要労働時間は二〇〇～二二〇時間とされ、その内、四〇～五〇時間を除草に費す状態であった。こういう状態の中で昭和二十八年（一九五三）に二四Dが除草剤として実用化された。当初は水和剤で、田面から水を落して噴霧器で散布するものであったが、昭和三十年（一九五五）からM・C・P、昭和三十五年（一九六〇）からはM・C・P・Bが実用可能となり、湛水（たんすい）のまま粉状で散布する事が可能となって、省力化と共に除草効果も著しく向上した。しかし「ノビエ」等のカホン科雑草に対して効果がなかったので、昭和三十四年（一九五九）ごろからP・C・P、カソロン、ニップ、M・O等、更に土壌混和剤のロンスターが開発され、引続いて二～三葉期に達した「ノビエ」に対しても、殺草力のあるスエップM、サターンS、マメット等が実用化されて、農家にとっては革命ともいえる除草の作業からの解放となった。一年性雑草だけでなくホタルイ、ヒルムシロ等の多年性雑草についても、ゲザガード、マーシェット、ショロンM等の薬剤が実用普及されている。

これにより従来一〇a当り四〇～五〇時間を要していた年間の除草時間も、昭和三十五年（一九六〇）には三一時間、昭和四十年（一九六五）には二一時間、昭和四十五年（一九七〇）には一四時間、昭和五十年（一九七五）には実に八時間となり、一〇a当り一人であり、従来の六分の一の労力で済むようになった。

二、農業災害

『明治二年の大凶作の状況届出書』

「明治三年一月二十一日

賑恤之法貧院を設け饘粥を施す時は縦え飢餓を免るゝと雖家産を破り田畑も荒蕪に至るべし。因て名々、家に在らしめ老少を分たす一日五合を以て一月分づゝ窮戸へ頒給し且雪解に及はゝ根芽海草の倶に食を可資あれは其所を失はしめさるを要す。併時宜に依り貧院にて食を給せざるを得す。故に両なから並行せん。現今窮民大凡六千人麦熟の候に至る迄六月の救穀五千四百石にて二千九百七十石余不足す元来山岳多にて田畑人口に比すれば不足の藩、数年不登に依て貴賤となく至迫の折柄千計万慮救足の目的無之に付去冬於東京銑鉄四文銭鋳造の儀歎願の処、難被仰付外救助の見込相立可伺出旨御附紙相成、迚も相当の策難有立尚当春来追々鉄及銑鋳造上納可仕因て、前拝借を以て廻穀救助に充申度段再願の処前金御貸渡不被仰付旨御達に付余儀なく不容易時態なから藩内の有余を以て不足を補ふに決し其策富戸に進め穀十石を納る者は高一石の組を除き百石を出す者は十石の租を免し終債の後免除し終歳の後免除を止むる約にて時の価を以て穀を入しめ無息賑貸し漸々之を反償せしめ若し償ひ難き者あれば是を藩債となし鉱山の益を以て之を償ひ賑救せんとす。然れ共富戸数限りありて窮民無限の事にも立至候得は恐らくは前件救穀の不足に適し難からんと日夜鞠躬尽力苦慮罷在候自然爾後窮民日々増殖して藩力に及難き節は不得止御救法可奉願上事も可有之候間御含置可被下候此段御届申上候

明治三年正月　　八戸藩知事　名」

按察使府

これが対策として救荒策が樹立されているが、その中に洋米千五百石を東京より購入し救米にあてた事が注目さ

れる。

「六才に一餓、十二才に一荒」これは中国古書に見える穀物の災害に対する表現の一つである。岩手県における有史以来の災害について、岩手県災異年表（昭和五十四年）外県の資料等によってみると、天平十四年（七四二）以来今日に至るまでおほよそ千二百余年の間、ほとんど何等かの災害のなかった年はないといっても過言でない程に、当地方の農業は災害の歴史であり、その発生は古代中国の災害にも勝るものである。

その内容のほとんどは、冷・旱害と水害であり、病害虫による被害の記録は少ない。南部の四大飢饉といわれるものの一つに天保四年（一八三三）の大凶作があるが、この年俵虫（別名非人虫）と名づけた害虫が大発生をし、稲を枯死させたために鯨油（毒油といった）を水面に散布して駆除にあたったとされているが、現在の害虫の何にあたるか詳かでない。明治に入って明治十五年（一八八二）苗代に「泥ヨ虫」が発生し、また、蝗の害もみるに至ってこれらの防除方法の陳情が県に相次いだ。当、紫波町においても明治十六年（一八八三）日詰の関吉五郎の上申書の中にも「泥ヨ虫」の事が見えており、当地方にもその被害が広がりつつあった事がわかる。陳情を受けた県当局も何一つ科学的な駆除方法を知らず、遂に国は明治十九年（一八八六）「害虫予防規則」を設け螟虫・蛞蝓・螟蛉・泥虫・尺蠖の五種を法定害虫に指定し、これらの駆除費用は町村負担とした。この外に大きな被害をもたらす虫のあらわれた場合は、法定虫に準じて取扱うこととした。

従来は虫害に対する費用は皆個人負担であったから大変な進歩である。さしづめ、今でいうならば最も被害の大きい稲熱病の防除費用を、公費で支弁させるようなもので、いかに当時は米の生産に重点を置いていたとはいえ、行政の大きな決断であったと思われる。

明治三十一年（一八九八）害虫発生調によると、

彦部　稲株根虫

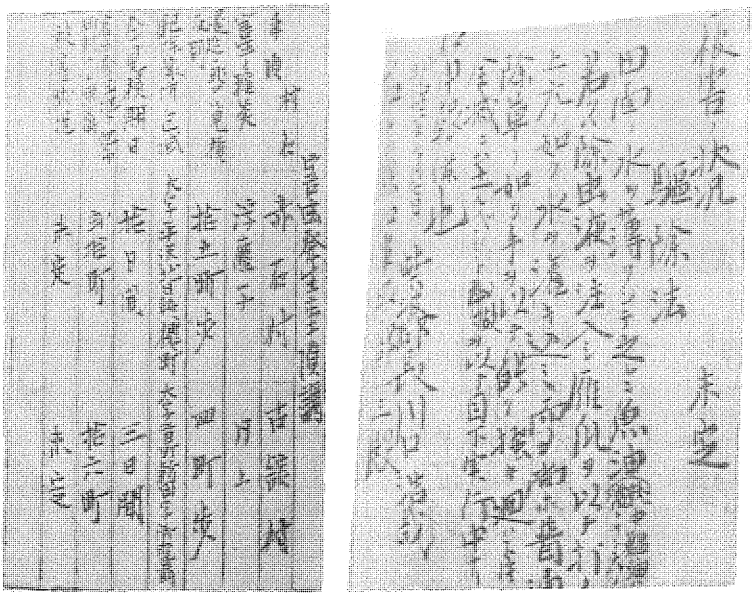


図 4-9　病虫害被害報告書（明治37年）

日詰　灰色浮塵子・螟虫・緑色横這
志和　灰色浮塵子・緑色横這
長岡　右に同じ

等が見えている。この報告には害虫発生地点から他の隣接町村までの距離を報告させている。当時の県・町村の病虫害防除に対する考え方なり姿勢をうかがう上で参考になる次のような出張復命書がある。明治三十一年（一八九八）七月二十七日付県属佐々木某から服部一三知事に対するものである。

「紫波郡日詰町及赤石、志和の二ヶ村を視察せるに日詰町及志和村は到る処多少浮塵子の発生を見ざるはなく就中、緑色浮塵子の多きを認む又赤石村は二者共に稍多く発生せるを認む殊に同村平沢区に於て四～五反の箇所に処々害状を呈せるを認む即ち同地に於て稲株を動揺すれば四株の間に十余疋の虫落下せり以て其数尠からざるを推知すべく概して成虫少く幼虫多きが如し之が駆除予防に対しては日詰町赤石村は駆除委員を設け誘蛾灯を造る等其準備を怠りなく且、目下夜毎点灯若くは焚火を為して成虫を誘殺しつつあり、また志和村は未だ駆除の方法立たざるのみならず該虫の形状すら知らざるもの多かりし。」

さて、大正期に入り化学肥料の使用、特に窒素肥料の使用で稲熱病の発生をみる事になるが、その防除方法としては土壌温度を下げないこと、また病勢大いなる時は落水して田面を乾燥させるよう指導した。虫類についてはその種類により、被害茎の抜きとり灯火による誘殺・払落法・捕殺(網による)・苗代のユリミミズ等は石灰窒素によって死滅するとされた。

昭和に入っても、稲熱病をはじめ害虫の予防の決定的な方法はなかなかみつからなかったが、抵抗性の強い品種の導入やホルマリン液による種子消毒の普及により、稲熱病のみならず、馬鹿苗の発生も防止するに役立つとされた。昭和十四年（一九三九）ころになって、苗腐病（なえぐされ）には石灰ボルドウ液が使用されだした。一方では有機水銀剤ウスプルンが苗代散布と共に種子消毒にも使用され出した。太平洋戦争後は、食糧増産のためあらゆる生産技術が動員されて植物防疫・発生予察・研究機関の整備充実・新しい農薬が米国等からも輸入されるに及んで、防除態勢が画期的に充実してきた。

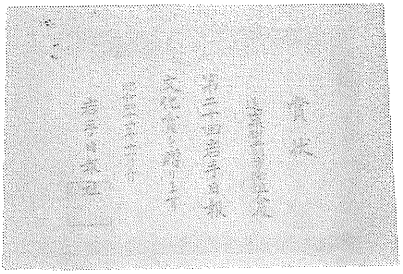


図 4-10　岩手日報文化賞

昭和三十六（一九六一）には、矢巾町徳田で水銀剤を使用しヘリコプターによる撒布（さん）試験がなされ、約五〇ヘクタールの防除が行われた。しかし、水銀剤の残存薬害等のために、昭和四十一年（一九六六）からは非水銀剤が使用されて、現在では本町においても三～四回の航空機による防除の面積も増加し、地上防除との併用等も行われて来た。

防除組織も整備されて行政・農協・農業共済組合等の関係機関団体が一体となって、協議会等を組織し指導と実践に努力している。共済組合においては稲熱病防除のために一〇アール当り二〇〇円から二五〇円の補助を行うと共に、田・畑等の野鼠を駆除するために春秋二回無料で駆除剤の配布をしているし、田植の機械に伴う

育苗方法の変遷と共に苗の立枯病や泥負虫・葉潜蠅の防除が体系化されて、その効果を顕すと共に稲熱病についても、粉剤・液剤の防除薬と粒剤の開発も進められて、昭和四十六年（一九七一）キタジンP粒剤・昭和五十年（一九七五）フジワンも使用されて稲熱病は、もはや昔日のような被害を未然に防止出来るようになった。

亜細亜の適当な湿気を持ち稲のためには、最高の条件下にある温帯地帯にある我が国の稲作にとっては、病害虫の繁殖にとっても、またとない好条件といわなければならず、とりわけ冷害等の影響もある当地方の稲作にとって、災害の未然防止についての心がまえは常に忘れてはならない必須の条件である。

1　凶　作　明治三十五年（一九〇二）七月（一六・九℃）～八月（一八・四℃）低温による。減収割合六六・八%減収量六六、〇〇〇トン

2　凶　作　明治三十八年（一九〇五）減収割合七〇・二%。減収量六八、〇〇〇トン、八月の宮古における平均気温一八・二℃は低い方の第一位である。

3　害　虫　明治四十二年（一九〇九）二化めい虫大発生。

4　霜　害　明治四十五年（一九一二）五月二十四～二十五日　降霜紫波地方も桑の害大。

5　凶　作　大正二年（一九一三）七月（一七・三℃）八月（一九・一℃）低温、減収割合三一・三%、

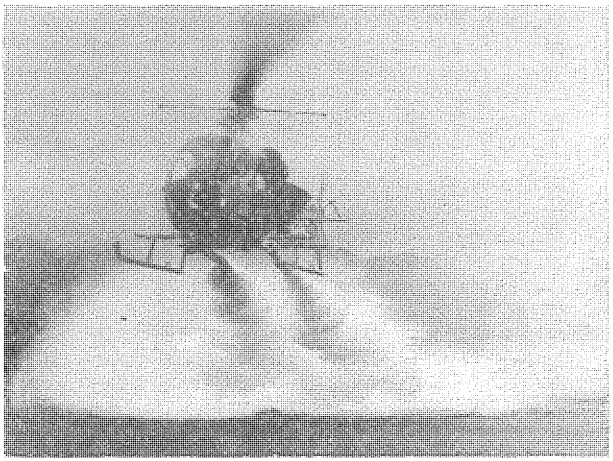


図 4-11　ヘリコプターによる薬剤空中散布（昭和39年）

減収量三二、〇〇〇トン。

6　霜害　大正十年（一九二一）五月十三～十四日・十六～十七日の二回にわたり降霜、赤沢地方の桑全滅、当紫波地方の米一〇〇石（四トン）減収。

7　干害　大正十三年（一九二四）六～八月　空梅雨、七月十二日盛岡の最高三七・二℃水分で水争い川魚死に狂人続出し紫波地方被害大。

8　霜・干害　大正十五年（一九二六）五月十三～十七日　降霜。紫波地方桑の害大。六月～七月水不足。紫波地方は和賀と合せて千町歩の植付不能、更に飲料水も欠乏。

9　稲熱病・凶作　昭和九年（一九三四）この年から稲熱病の予防対策が考えられはじめた。低温のために紫波地方の米の減収割合三五％九戸は九二％。

10　凶作　昭和十六年（一九四一）七～八月　低温、稲熱病、泥負虫、葉潜蠅、うんか。

11　大洪水・干害　昭和二十二年（一九四七）～〃二十四年（一九四九）カスリン台風二十二年九月十五～十六日。アイオン台風二十三年九月十五～十七日。キテイ台風二十四年九月一日。二十四年六～八月紫波地方水不足稲枯死するもの有。

12　稲熱　昭和二十七年（一九五二）二十年来の大発生。

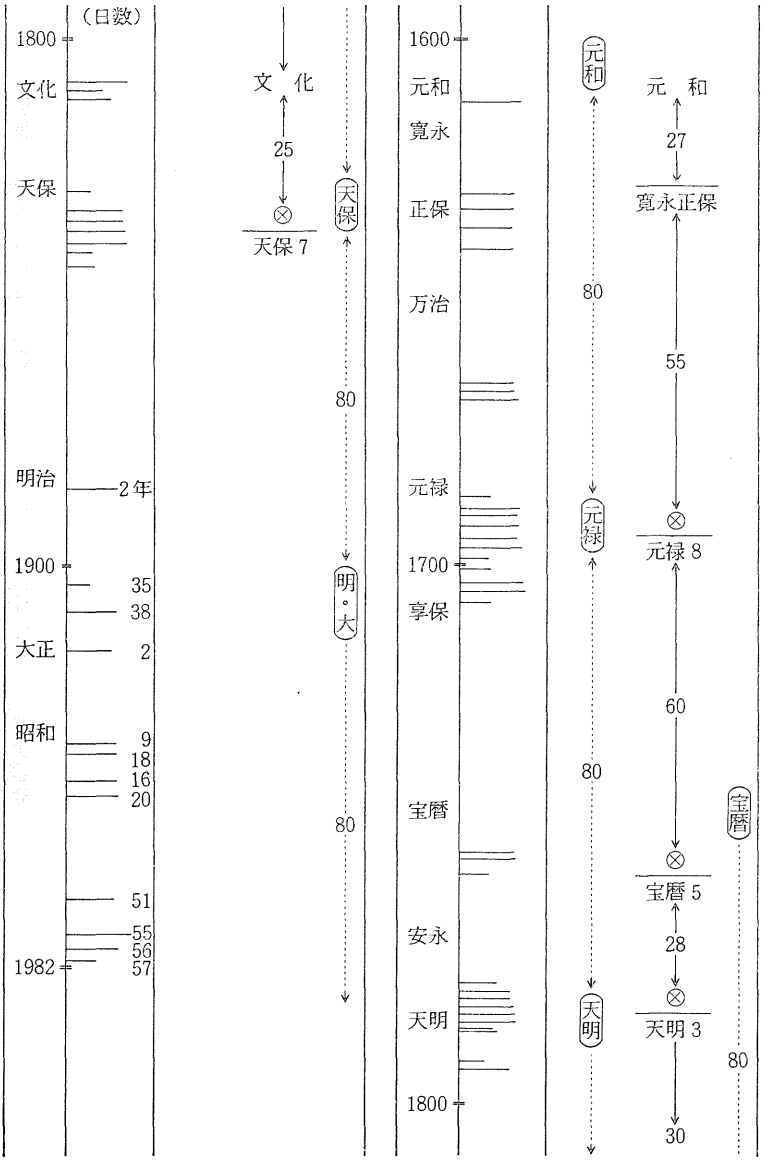
13　低温・稲熱　昭和二十八年（一九五三）八月の平均気温一八・一℃（盛岡）八月二十九～三十日降霜。

14　害虫　昭和二十九年（一九五四）ヒメ葉潜蠅大発生七月平均気温一九・〇℃。

奈良時代以降現代までの数多くの災害の内、南部の四大飢饉といわれるものの外、ごく一部のものだけであるが、約一一四回の冷害の内、単年が三五回・二年連続一二回・三年連続四回・四～五年連続各一回・七年及び十年連続がそれぞれ一回である。しかし、その間に平年をはさんでの連続となると、もっと連続年数が増えることにな

る。昭五十五～五十七年（一九八〇）の三年連続冷害のようなものは、過去の歴史に何回もあったことなのである。

表四―三二　元和以降の主たる凶作回数



表四―三三　支払共済金調　昭和五十一年～五十七年（農業共済組合資料）

地区	共済掛金	支払共済金	被害率	備考
日詰	六七〇、九四五円	三、三六九、七四〇円	五・二%	昭和五一年
古館	一、七三一、九九四円	七、九九七、六六〇円	三・七%	
水分	三、七三一、三〇九円	六三、〇五五、六六〇円	一三・五%	
志和	八、五九二、四八八円	七三、一五〇、六六〇円	八・一%	
赤石	五、三三五、四三八円	三一、一六六、三〇〇円	五・七%	
彦部	三、七四三、三一七円	一四、三三七、四〇〇円	三・六%	
佐比内	二、〇三四、〇四六円	二九、八九七、三四〇円	一九・五%	
赤沢	三、七三五、七九九円	三七、三五〇、二六〇円	一九・七%	
長岡	三、一九〇、九三一円	一四、〇一六、六四〇円	五・八%	
合計	三二、七四七、一六八円	二七四、三七一、六八〇円	八・六%	
日詰	七二八、九三一円	二八、三三九、五四一円	三五・〇%	昭和五五年
古館	二、二七、〇一三円	九二、〇〇六、七〇五円	三三・一%	
水分	四、九三七、四三三円	三三三、一三〇、八三九円	五一・七%	
志和	一〇、七八〇、九〇五円	四九五、一六四、七二三円	三九・六%	
赤石	六、七〇二、四二三円	一九六、一九七、〇一〇円	二六・五%	
彦部	四、四五三、六九八円	一四六、二八八、六〇〇円	二六・五%	
佐比内	二、七七〇、三一〇円	公四、一七一、〇三一円	三七・六%	
赤沢	三、七〇七、三九八円	九五、四九二、七九二円	二九・二%	
長岡	三、〇四四、九九三円	一〇八、七二一、三二三円	三一・三%	
合計	三九、二四三、〇九三円	一、五七九、三九二、五四四円	二六・三%	
日詰	七五五、五五二円	一六、四八〇、五二三円	一九・七%	昭和五六年
古館	二、一六八、四八一円	五六、〇一八、五一六円	一九・七%	
水分	四、八九九、一六八円	二七、五七八、八二六円	二〇・〇%	

志和	二、四三〇、六四七円		
赤石	六、九〇七、〇四二円	三〇七、六六七、八〇八円	三三・二%
彦部	四、六六七、三四四円	一四三、七四四、〇四八円	一八・八%
佐比内	二、九〇七、四三五円	五八、一四九、三二六円	一〇・一%
赤沢	三、八九一、〇三〇円	三三、七八九、六六四円	九・五%
長岡	三、一三三、五六〇円	一三、六六五、三三四円	四・〇%
合計	四〇、七一九、三三九円	七六九、四七五、五三〇円	一七・一%
日詰	一、〇二五、二六一円	二四四、四六四円	〇・三%
古館	三、三九、〇九二円	二、一七七、九九六円	〇・八%
水分	七、五八二、〇五五円	三〇、九九七、九〇〇円	三・五%
志和	一六、四二九、三二八円	二七、五一〇、三六円	二・一%
赤石	九、五〇四、三三五円	二、二二、四八〇円	〇・三%
彦部	六、七四四、四九二円	三、六四八、八三円	〇・七%
佐比内	三、九九四、五四四円	五、九三二、四七六円	二・六%
赤沢	五、一〇三、九二三円	八、三〇八、七〇四円	三・四%
長岡	四、七六八、〇五九円	三、六五九、六二四円	一・一%
合計	五八、四三八、一一八円	七四、五二一、七〇四円	一・七%

昭和五、五、七年に昭和五年を加えた四年の総合計

掛金の額	支払った共済金の額
一七一、一三七、六〇八円	二、六九七、五二一、四三八円

明治三十一年（一八九八）から昭和二十年（一九四五）までの米の生産量の推移をみると、明治三十八年（一九〇五）の日露戦争、昭和六年（一九三一）の満洲事変、昭和十六年（一九四一）の太平洋戦争、昭和二十年の敗戦と、日本として非常に大きな戦争がはじまった年か、または関係の強い年の凶作が目につく。

表四―三四　米生産高推移（岩手県）

明治三一年（一八九八）～昭和二〇年（一九四五）

年代	生産量	指数	備考	年代	生産量	指数	備考
明治三一年（一八九八）	五四三、三三石	一〇〇		大正一二年（一九二三）	一、〇六二、四八五石	一九五・六	
同　三二年（一八九九）	五二八、八一八石	九七・三		同　一三年（一九二四）	一、〇四三、〇〇八石	一九一・八	
同　三三年（一九〇〇）	五五七、四四八石	一〇二・七		同　一四年（一九二五）	一、〇六五、八六六石	一九六・二	
同　三四年（一九〇一）	六六二、五四四石	一二一・九		同　一五年（一九二六）	一、一四七、七七四石	二一一・三	
同　三五年（一九〇二）	二一九、六二〇石	四〇・四		昭和二年（一九二七）	九四七、四七二石	一七四・四	
同　三六年（一九〇三）	五七七、七五二石	一〇三・七		同　三年（一九二八）	一、〇六一、五七八石	一九五・四	
同　三七年（一九〇四）	六四九、五五七石	一一九・六		同　四年（一九二九）	一、〇九八、四一四石	二〇一・八	
同　三八年（一九〇五）	一九三、一九〇石	三五・六	←→日露戦争	同　五年（一九三〇）	一、〇四四、〇四一石	一九二・二	
同　三九年（一九〇六）	五八二、九七五石	一〇七・三		同　六年（一九三一）	一、一九二、〇六一石	二一九・四	
同　四〇年（一九〇七）	七五〇、二四五石	一三八・一		同　七年（一九三二）	九八九、二〇二石	一八二・一	満州事変
同　四一年（一九〇八）	七二七、〇二九石	一三三・八		同　八年（一九三三）	一、一〇六、四四六石	二〇三・七	
同　四二年（一九〇九）	七三一、七四九石	一三四・七		同　九年（一九三四）	一、三七七、七八八石	二四四・四	
同　四三年（一九一〇）	六三一、一三三石	一一六・二		同　一〇年（一九三五）	五二四、八五〇石	九四・八	
同　四四年（一九一一）	七九一、二七五石	一四五・六		同　一一年（一九三六）	七九五、三四七石	一四六・四	
大正一年（一九一二）	六七三、三三五石	一二三・七		同　一二年（一九三七）	一、一五六、四六八石	二一三・九	
同　二年（一九一三）	四六一、四〇五石	八四・九		同　一三年（一九三八）	一、二八二、八四一石	二三六・七	日支事変
同　三年（一九一四）	八三〇、九三九石	一五一・一		同　一四年（一九三九）	一、一九三、三三三石	二一九・六	
同　四年（一九一五）	八五三、七六〇石	一五七・〇		同　一五年（一九四〇）	一、四〇七、六三五石	二五九・一	
同　五年（一九一六）				同　一六年（一九四一）	一、〇二七、九三〇石	一八九・二	太平洋戦争
同　六年（一九一七）	一、〇二三、五二六石	一八八・二		同　一七年（一九四二）	八三六、〇一八石	一五三・九	
同　七年（一九一八）	一、〇一三、一七〇石	一八六・五		同　一八年（一九四三）	一、三三六、五三三石	二四六・〇	
同　八年（一九一九）	一、〇七六、八二六石	一九八・二		同　一九年（一九四四）	一、二四一、三三八石	二三八・五	
同　九年（一九二〇）	一、〇八五、九四四石	一九九・九		同　二〇年（一九四五）	一、二四八、四五一石	二三九・八	敗戦
同　一〇年（一九二一）	一、〇九四、三七一石	二〇一・四			七四二、六三三石	一三六・六	

四―三五　米価の変遷

（単位　一石）志和・富士銀行調

区別／年次	盛岡相場	志和相場	備考
明治元年	五円九銭	四円七銭	七月大雨
同　三年	九円三〇銭	二円九銭	（二年は大凶作）
同　四年	五円三銭	二円〇〇銭	酷暑
同　五年	三円八銭	二円〇〇銭	
同　六年	四円八〇銭	三円〇〇銭	不作
同　七年	七円三銭	四円六銭	
同　八年	七円六銭	五円二銭	七月大雨
同　九年	五円一〇銭	二円九五銭	豊作
同　一〇年	五円五銭	三円三銭	四月洪水、九月大風
同　一一年	六円四八銭	四円八〇銭	七月大風
同　一二年	八円一〇銭	六円六〇銭	
同　一三年	一〇円八四銭		
同　一四年	一一円三〇銭	八円二〇銭	
同　一五年	八円九五銭	五円二〇銭	
同　一六年	六円六銭	二円三銭	
同　一七年	五円一四銭	四円六〇銭	不作
同　一八年	六円五三銭	四円三銭	
同　一九年	五円六〇銭	三円八銭	
同　二〇年	五円〇〇銭	三円七銭	
同　二一年	四円八六銭	三円五五銭	不作
同　二二年	六円〇〇銭	五円〇〇銭	不作

区別／年次	盛岡相場	志和相場	備考
明治三年	八円五銭	五円一〇銭	
同　四年	七円〇四銭	六円六〇銭	
同　二五年	七円二四銭	五円七〇銭	
同　二六年		六円六〇銭	
同　二七年	八円四四銭	六円六六銭	豊作
同　二八年	八円八銭	七円三〇銭	
同　二九年	九円六五銭	一〇円〇〇銭	
同　三〇年	一一円九六銭	一四円三〇銭	不作
同　三一年	一四円八〇銭	八円一〇銭	
同　三二年	一〇円〇三銭	一〇円〇〇銭	
同　三三年	一一円六六銭	九円四〇銭	
同　三四年	一三円三〇銭	九円五〇銭	豊作
同　三五年	一三円六五銭	一三円四〇銭	凶作
同　三六年	一四円四三銭	一〇円九〇銭	
同　三七年	一三円二〇銭	一〇円八〇銭	豊作
同　三八年	一三円八四銭	一三円一〇銭	凶作
同　三九年	一四円六八銭	一三円一〇銭	
同　四〇年	一六円一〇銭	一四円三〇銭	豊作
同　四一年	一五円六八銭	一三円三〇銭	
同　四二年	一三円一九銭	一〇円〇〇銭	
同　四三年	一三円二七銭	一三円四〇銭	

明治四四年	一七円三四銭	一五円四〇銭		
大正元年	二〇円七二銭	二〇円八〇銭		
同　二年	二一円四四銭	一八円三〇銭		
同　三年	一六円一五銭	一〇円八〇銭		
同　四年	一三円〇六銭	一三円八〇銭		
同　五年		一五円〇〇銭		
同　六年	一九円八〇銭	二一円三〇銭		
同　七年	三一円五一銭	六円五〇銭		
同　八年	四六円七五銭	五〇円〇〇銭		
同　九年	四四円三七銭	四五円〇〇銭		
同　一〇年	三〇円七四銭	三五円〇〇銭		
同　一一年	三一円三六銭	三五円一三銭		
同　一二年		三五円〇〇銭		
同　一三年	四一円五一銭	八円三〇銭	干害	
昭和元年	三三円五七銭	四円九三銭	降雨量	六月　三%／平年
同　二年	三五円〇八銭	三円八五銭	八月　三%／平年	
同　三年	三〇円七七銭	二七円〇〇銭	豊作	
同　四年	二八円九二銭	二五円〇〇銭	六月　一八・二℃	
同　五年	二五円三三銭	二〇円〇〇銭	二四・六℃	
同　六年	一八円三七銭	一六円六五銭		
同　七年	二一円一〇銭	一七円五〇銭	凶作	
同　八年	二一円三六銭	五〇円〇〇銭	六月　一四・六℃	
同　九年	二五円四〇銭	一五円四〇銭	一七・三℃	
同　一〇年	二五円五九銭	二〇円八〇銭		
同　一一年	三一円一五銭	一〇円八〇銭		
同　一二年	三四円一七銭	一三円八〇銭		
同　一三年	三七円一三銭	一五円〇〇銭		
同　一四年	四三円二〇銭	二一円三〇銭		
同　一五年	四三円三銭	二六円五〇銭		
同　一六年	四五円一六銭	三〇円〇〇銭		
同　一七年	四三円二六銭	二五円〇〇銭		
同　一八年	四五円一六銭	二五円〇〇銭		
同　一九年	四七円二六銭	二五円〇〇銭		
同　二〇年	五九円五六銭	二五円〇〇銭		
同　二一年	二六四円八二銭	二六円〇〇銭	凶作	
同　二二年	九八一円六七銭		不作	
同　二三年	二、八四四円〇五銭		干害	
同　二四年	五、一六五円九二銭		六月　一日～一七日	
同　二五年	五、八一九円三一銭		カスリン台風	
同　二六年	八、三六四円〇〇銭		九月　一五日～一七日	
同　二七年	七、三六一円三五銭		アイオン台風	
同　二八年	八、四三円五〇銭		豊作	
同　二九年	一〇、三〇五円〇〇銭		八月　三三・七℃	
			凶作	
			六月　一七・二℃	
			一八・八℃	
			豊作	
			六月　一八・七℃	
			三・九℃	
			干害	
			八月　五〇%／平年	
			七五%／平年	

三、農業経営と農家生活の変遷

米による貢租を基本とし、自給自足を建前とした米遣(こめづかい)経済方式の封建経済のもとでは、あくまでも主穀栽培を基礎として貢米制を守ることが第一義であり、利潤概念による商品作物の栽培等は封建制の根幹をゆるがすものとして禁止されてきた。

しかし、地租改正と土地制度の改革を契機として、従来の植栽禁止をはじめほとんどの経済的禁制が解除されたことにより、当地方にもあらたに従来からの煙草をはじめ養蚕・果樹・野菜等が篤農家を中心とした普及から、民間組織としての農談会や行政側の種芸場等が中心となって、新しい技術指導や奨励にあたるようになった。



図4-12　日本農業祭天皇賞　遠山果樹共同防除組合

明治十四年（一八八一）佐比内の松坂勝治は千本で二円五〇銭、上松本の鷹木谷蔵は千五百本で三円七〇銭で、それぞれ桑の苗木の払い下げを受けて、佐比内・水分地方の養蚕奨励に当ったし、明治十六年（一八八三）には遠山村（今の赤沢地区の遠山）の本間惣吉が、県の勧業課を経由して、農務局育種場より苹果(りんご)アストラカンルウシュ、ブルキヤール、リーバースマーケット等六六本、桃（ゲルトン、プリミッチング）杏(あんず)、桜桃(さくらんぼ)（スリジイグロウコッヘル、タンナアリヤ）等の苗木を各一本につき六銭で導入している。これは古館二日町新田の東藤秀助と共に本町における果樹、とりわけリンゴ栽培の先駆者であろうと思われる。遠山地区は昭和四十一年（一九六六）に入って第五回全国農業祭の果樹部門で天皇賞を受賞し、

古館と共に現在では県内一の果樹地帯である事を思えば、これら先人の先見性とその行動力に驚嘆せざるを得ない。先に述べた佐比内の松坂勝治、水分の鷹木谷蔵等に代表される養蚕奨励が、県下で最も早く当地方に蚕糸組合を作り製糸工場を設ける基盤となった。

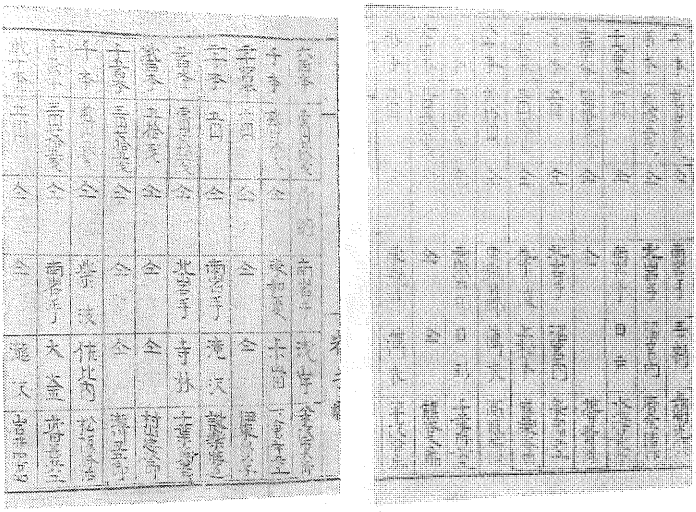


図 4-13　桑の苗木購入願書綴
（①松坂勝治・明治14年　　②鷹木谷蔵・明治14年）

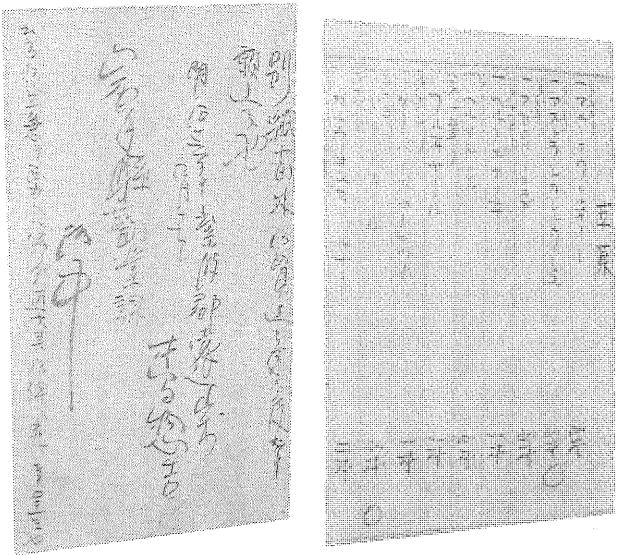


図 4-14　リンゴ苗木購入願書（本間惣吉・明治16年）

また、明治十七年（一八八四）に産業振興に資する目的で開催された岩手県博覧会には、次表記載のような出品があった。

表四―三六　県博覧会の主たる出品物（明治一七年）

町村名	氏名	品名	備考
日詰新田村	堀切庄松	久間オコシ	原料大豆
佐比内村	多田武治エ門	大豆	（畑福）反収七斗二升
遠山村	本間万之助	大豆（訪銀マメ）	反収六斗（明治一六年宮城県共進会にて六等入賞）
長岡村	藤原理八	大豆（訪ギンマメ）	反収一石余
栃内村	沢田壮	大豆	反収七斗五升
草刈村	寄木懋簾		一ケ年一〇〇枚位
日詰新田村	内川辰蔵	草刈鎌	
土舘村	鷹觜三太郎	指鍬台	台木は朴（天明元年創業）
同右	細川喜久治	編笠	年産二〇〇ケ（天保年間より造る）
片寄村	畠山和太郎	白土	壁の原料
赤沢村	梅沢勘四郎	石灰	
佐比内村	高橋金蔵	葉莨	（大日陰）内国産葉莨　反当二五貫
舟久保村	工藤幸作	同右	同右

農業経営の改善のために改良された桑苗を導入したり、苹果（リンゴ）の導入をみた事は前に述べたが、明治十

九年（一八八六）十二月九日の岩手県文書によれば、紫波郡遠山村本間惣十郎より

一カブラハボタン　二勺
一清国　水茄　一勺
一清国　円茄　一勺
一丸扁蒲　一勺
一西瓜（原名アイスクリーム）　五勺

また、明治二十年（一八八七）七月二十五日付文書には、東長岡村小笠原俊明より

一山東菜　一合
一体菜　五勺

の種子の斡旋依頼がなされ、それぞれに大日本農会宛申請している。

こうみてくると、明治の初期において新しい農業の経営構造を真剣に検討した人々は、銭遣（ぜにづかい）を基本とした交換経済へ移行後の農家生活の安定確立のために、現在唱えられている複合的な農業経営をめざした事が想像されてくる。制度機構も逐次整備され、農業教育も盛んとなってくるにしたがい、農家農民の知識も高まってきたため、耕種技術の面においても、従来の手のみによる耕起から馬耕へと変ってきつつあった。岩手県における馬耕の歴史をみると、明治九年（一八七六）外山牧場において四名、明治十四年（一八八一）には千葉県下総牧場に派遣された三名が同じく十四年に巡回教師について学んだ者八名、明治十八年（一八八五）にやはり巡回教師について一七名の者が技術を取得したと記録されている。馬耕教師は二か年以上の経験者で技術が優秀で検定に合格した者のみ有資格者とされ、日当は一等八〇銭・二等六〇銭・三等四〇銭と定められていた。本町管内では明治十九年（一八八六）に遠山村本間惣吉・同定八で五町歩を、栃内村渡辺恒吉が一町一畝歩を馬耕した。この技術が一般農家に普及

し終るのは、昭和の時代までかかった事を思えば（各農家ごとの条件の相違があったにしても）、当時の先駆者のとりくみは、すばらしいものであったといえよう。

経営技術共に急速な発展向上をみせてきたが、その反面に生産技術の高度化により生産費用が増加し、交換的貨幣経済の定着により生活費用もまた著しく増加した。したがって農業収入の増加にもかかわらず、農家生活は従来にも増して苦しくなってきた。

国内においては中部地方以西の地方は主穀である米の生産の外に、畜産・工芸作物等による収入の農家所得の中に占める割合が非常に高くなってきて、農業経営そのものが黒字で推移するもの、つまり合理化された経営をするものが多くなってきたのに対して、東北地方の農業経営は自作農においてすら、関西の自作農に比べて平均二倍以上の面積を耕しながら、ほとんど米の単作であるために生産力の増加の度合いも遅く、急速なテンポで発達し浸透した資本主義的貨幣経済下における生活水準の変化に対して、これを支える生産水準が追いつけないという状況が負債を増大し、肥料商をはじめとする商業資本に農地を手離す傾向が顕著となってきた。ましてや小作による経営を余儀なくされていた人々にとっては、尚一層苦しい時代となってきた。

表四―三七　明治二十九年紫波町管内の土地価格（反当）

田の最高	日詰	三八円一九銭八厘	同最低	佐比内	二四円七四銭
畑の最高	赤沢	一三円六八銭二厘	〃	〃	六円四六銭八厘
宅地の最高	日詰	五三円五〇銭	〃	〃	八円四〇銭八厘

当時は米の冷災害の多発もあり、更に商工業製品と農産物との価格差も著しく、生活苦は担保流れによる土地の移動を促進して、ますます小作化の現象を強くして、この傾向は大正の中期まで続きそのまま多少の増減を繰返しながら、昭和二十年の敗戦まで定着してくる訳である。明治以来農業振興政策の最も大事なものの一つである農業

教育については、農業に関する専門的知識を教授する学校教育と試験場、あるいは組合等農業団体の組織を通じて行う現場における技術指導等があったが、これら教育機関を通じての新しい経営思想や技術が普及するには相当に長い時間を必要とした。

表四―三八　紫波郡第二回農事短期講習

自　明治三二年三月一〇日　　至　三二年三月二四日

第一日目～七日目迄　米、麦、大豆、藍、麻、果樹（中村枝手）
第八日目～一四日目迄　土壌、肥料、病害虫（足立枝師）

町村名	氏名	年齢	町村名	氏名	年齢
水分村	藤原庄三郎	二八歳	日詰町	戸田喜助	一九歳
〃	藤尾嘉吉	二六歳	〃	角田幸一郎	一六歳
〃	谷地市兵エ	三〇歳	〃	吉田徳次郎	一五歳
〃	鷹木徳太郎	一七歳	長岡村	藤原徳三郎	一九歳
〃	阿部喜三郎	一九歳	〃	阿部豊作	二一歳
〃	菅川平八	一八歳	〃	工藤福治	一八歳
〃	鷹木林次郎	二一歳	彦部村	森田与助	一八歳
〃	村松重次郎	二一歳	〃	作山定三	
佐比内村	藤井勘次郎	一九歳	古館村	高橋七太郎	
〃	柏原円次郎	一六歳			

明治になって全国民、特に壮丁に課せられた徴兵の義務制度は、農村の青壮年に対して他の府県、他の市町村出

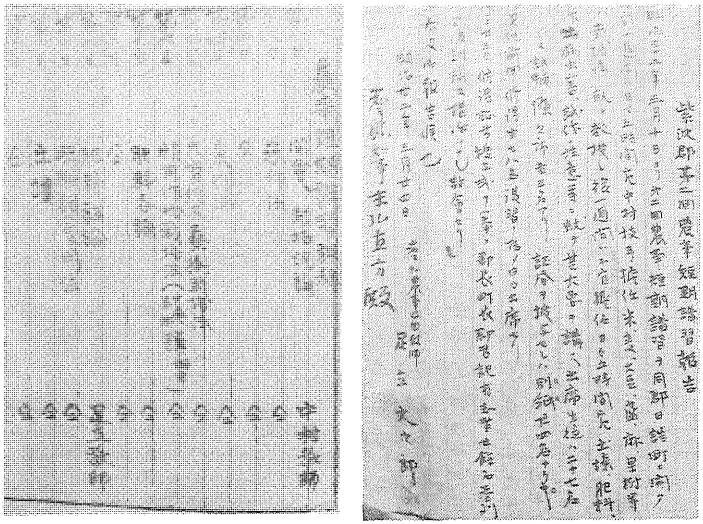


図4-15　農事短期講習課程及び報告書（明治32年）

身者との交流の機会を与える事になり、今まで知らなかった農業知識や技術を導入することにもなった。先に高まる生活水準に生産水準が追いつかないために負債が増えて農地の流動化が速進され、経営不振にあえぐ農家が多くなった事を述べたが、欠くことの出来ない生活の土台である衣・食・住についてふれてみよう。

まず、衣については寛永年間に幕府が出した「衣服制限令」の中で、「百姓の衣類は布木綿たるべし。」と定められたことに基いて、南部藩においても元禄年間に「百姓男女とも布木綿に限り半襟たりとも絹紬無用。」との達しを出している。したがって日常使用するものは「麻」が最も多かった。

農家では栽培する麻畑を別名「おつぼ」とも称して、他の普通畑と区別して特別入念に肥培管理をし、家族の衣料確保に努めた。本町内においても麻の外には野生の麻である「カラムシ」「マダ」の木の皮や、藤の繊維「ワラ」等が用いられた。麻の外皮はほぐして綿の代用に使われ、稲ワラのいわゆる「クタダ」は布団綿の代用として用いられた。

麻の織物は藍で染めて「蚊帳」等にも作られ利用された。このような麻の利用は昭和二十年代まで、一部の地方

で続けられていた。木綿製品が出廻りはじめた明治初期においては「古着屋」を開くものが多くなり、中には店舗をもたずに自ら背負って各農家を廻って販売し、その利益を蓄積して店舗を開設するという「ケース」も増えてきた。また、義務教育の普及も衣生活の改変にあずかって影響を与えた。このような推移は農家の麻や藍の生産を手控えさせ、麻布生産という家内工業も衰退させたばかりではなく、編み傘・下駄・みの・つまご等のわら靴類といった生活用品の自給を崩し、農家の現金支出を増加させる大きな一つの原因となった。

食の分野については、古代以来頻発する凶作に対応して当地方に伝えられた救荒食物として（中には平年でも多く利用されたものもある）、次のようなものがある。

しだみ・くり・根餅（わらび、くずの根）・干葉・干大根・小麦糟（ふすま）・豆腐殻（とうふから）・ぬか・山ごぼうの葉・ぶどうの葉・昆布、これらを組み合せて「かゆ状」にしたり、練り合せたり、団子にしたりして食料とした。平年時における農家の平均的な食事の型式としては、米・あわ・麦・ひえ・大根等を各農家の経済状態に応じて、適当に混炊したものを主食とし、それに大豆製品・野菜・漬物・魚の干物・塩蔵物・季節的な山菜・川魚・野鳥獣肉が副食として利用された。食事は普通三回であるが、田植時等特に昼時間の長い農繁期においては、朝ながし・朝飯・たばこのみ（午前中の間食）・昼飯・めくそこぼし（昼寝から起きた時で酒類だけの時もある）・小昼（午後の間食）・夕飯・夜食と続いた。すべて肉体だけの労働とはいいながら大変な量である。主食は米・麦・稗（ひえ）・粟（あわ）等に必ずといって良い程大根が混炊された。その混合の種類や割合に応じて三穀飯、または五穀めし・かて飯等とよばれ、農家はかなり余裕のある家でも、平時においては米麦のみの飯を食するという事はなかった。

大根は米の平年時や凶作時を問わずに、ある程度の収量を確保出来る作物であった。したがって当時の農家は、常に凶饉（きょうきん）に備える心構えを忘れなかった訳である。

お祝の日等は特別食として、赤飯・白米飯・餅・そばなどが作られた。蛋白源としても調味料としても欠かすこ

との出来ないものに、味噌・醤油があるが、これらは各家庭で作られたし、納豆も冬には必ずといっていいほど各家庭で作って食べた。味噌は黒ずんだ年代の古いもの程よいとされ、醤油は味噌の汁の「スマシ」が代用として広く利用された。魚などの動物蛋白については、明治三年の文書に「岩手紫波諸郡は魚塩海藻を宮古に仰ぎ、閉伊の諸浜は酒醤米穀を岩手紫波より致す相去る事三日程」と記載されていて、当時の交通事情もしのばれる。

獣肉についてはキジ・ノウサギ・カモ・ニワトリ等が食用として利用されたが、何か祝い事等のある特別の日のご馳走であったようである。山菜については今も用いられているものが明治のころから用いられていた。ただし、かんらんやトマト、山東菜をはじめ明治初期に導入されたとみられるものは、まだ余り普及してなかったようである。当地方にとって欠く事の出来ない移入食糧の一つに塩があるが、明治初期までは米一升、塩一升といわれる非常に高価なもののようであったが、交通事情が良くなり、特に東北本線の開通によって、県外製塩の移入が急激に増加したことなどにより、塩の価格も従来の三分の一ほどに安くなった。しかし、明治三十一年（一八九八）には煙草が、同三十八年（一九〇五）には塩が専売制となり、明治三十二年（一八九九）には、酒の自家製が禁止となり、同三十三年（一九〇〇）には醤油も自家製に税金を課する等、農家の自給自足体制は大きく制約されて、いよいよ現金支出の増大が激しさを増して農家経済を圧迫するのである。

さて、住生活であるが太平洋戦争後までみられたように、ほとんどの家は直屋か曲屋のちがいはあっても、茅葺の平屋建が多く、屋根の上部は「はこ棟」とよぶ煙出しを兼ねた通風のための大きなものがのっていた。煮炊きや暖をとるためにはすべて薪が使用され、炉の上には火災予防と乾燥物の置き場を兼ねた「火棚」が吊されていた。照明には旧来の菜種油の行灯から明治二十年代には石油ランプが導入されだした。しかし、依然として「松台」（これは樹脂の多い松の根を小割りにしたものを石作りやレンガ作りの台で燃やすもの）等も用いられて、電灯の時代まで続いてゆくのである。当時は古来からの馬産地であり、また、農家にとって大切な薪や生産物の運搬に欠

かせない馬を大切に飼育するために、直屋・曲屋を問わず同じ棟の内に馬舎を設けていた。台所と畜舎の間に馬の飼料に用いる水を入れるための大きな釜が「カマド」風に備えられており、米のとぎ汁や食後の洗い水、残飯等少しでも栄養のありそうなものは皆この釜に入れて馬に与えた訳である。冬の寒い季節には、薪をもやしてこの水を温め、決して冷い水をそのまま与えるようなことはしなかった。息子や嫁、家によっては下男下女という人達にとって、朝起きて一番先にやるべき仕事は馬に餌を与える事だった。それ程、馬は農家にとって大切にされ愛されてきた。

永い歴史を通じて育てられてきた「家」という制度は、食事の際の席順はもちろん、炉を囲んで暖をとる場合等も、炉の奥は家長である戸主の席であり、横座と称した側は客席で常時は長男以下順次男子、右側は主婦以下女子及び子供等の席、薪の燃し口の方を「木尻」と称して作男や下女の席であった。家の中におけるこれ等の制約は非常に厳しいものがあり、横座につくことは家長の不在の場合でも長男以外の作男や下女はもちろん嫁であっても、家によってはただそれだけの事で離別される例もあった程である。

さて、主穀以外の換金作物をはじめ農外の収入をも求めながら、増加する現金支出に対応する生活を余儀なくされてきた農家経済は、第一次世界大戦開戦当初の米価の下落や戦時景気が出はじめた大正七年（一九一八）ごろからは、非常な暴騰という乱高下に不安は増すばかりであった。このころに富山県の漁師の主婦達によって米を廉く売るように求めた、いわゆる「米騒動」が東京・大阪・京都をはじめ二十以上の県に拡大して大きな社会問題化した。このような社会状勢をふまえて、耕作権の安定と農家経済の向上、社会不安の除去等を目的として大正十五年（一九二六）五月、政府は「自作農創設維持補助規則」を定めて国民食糧の確保のため、基本的な問題を解決しようと試みたが思うように行かなかった。

これより先、大正十年（一九二一）に制定された米穀法は朝鮮・台湾の米増産計画が軌道にのり、どんどん日本

内地に移入してくることによる要素を含めて、米の過剰時代における米価の低落を防止し、不況恐慌時における小農の保護をも目的としており、米の間接統制ともいえるものである。内容は政府として米穀の需給を調節するために、特に必要があると認める時は、

1　米穀の買入、売渡、交換、加工、貯蔵
2　輸入の制限、輸入税の増減
3　倉庫、営業所等への立入検査が出来る

事等が定められており、これが昭和十六年（一九四一）に公布された「食糧管理法」が国家の食糧の需給について直接統制するに至るまで、「米穀統制法」（昭和八年）と共に内容としての矛盾を包蔵しつつも、その効力を発揮した。このことは穀物、とりわけ米の自由市場を否定し、供出制度へ移行するということである。農家は種子飯米以外の米穀を定められた公定価格によって、すべて政府に売り渡す義務を負ったわけである。この「食管法」は数次にわたる改正を見ながらも、今日まで生きつづけているのである。

表四—三九　昭和八年農家負債内訳

利率別	構成比	借入先別	構成比	負債原因別	構成比
一割～一割二分	二五%	一般個人	二五%	生業資金	二三%
一割二分～一割四分	一八%	普通銀行	二三%	家計費	二二%
六分～八分	一四%	勧業銀行	一五%	医療費	一三%
一割五分以上	一五%	無尽等	一四%	土地購入費	一二%
一割四分～一割五分	一〇%	商店・業者	九%	冠婚葬祭費	六%
八分～一割	九%	信用組合	五・五%	教育費	二%
六分未満	七%	県市町村	二%	その他	一二%
無利子	二%	その他	六・五%		

さて、この昭和初期の農村恐慌については、農業団体の項でもふれたところであるが、岩手県下二一三市町村の負債額は一億二五四〇万円で、一戸当り九二二円である。これは当時の米価により計算すると四四・五石に相当するから、現在でいえば約一九八万円になる。この莫大な負債は戦時インフレーション経済の下で幾分軽減の方向をたどりながら、敗戦後の悪性インフレーションの中に消え去る訳である。

昭和十九年（一九四四）は、米の生産量が九〇〇万トンを割る不作の年でもあり、一日当り一人二合三勺（三三〇グラム）の配給を維持することが困難となり、同二十年（一九四五）七月からは一〇％減じて配給するのやむなきに至る。この配給量は日本人としての一日平均標準摂取量（二一五〇カロリー）に比してぎりぎりの生命保持量であった。当時を実感として知る人の数は少くなってきたが、砂糖等は乳幼児のためにほんの少量を、冬の厳寒期にただ一足の子供の足袋の配給にあずかろうと、暗いうちから配給切符を手に路上に並ぶ母親達、何日かに一度ぐらい行政区を通じて配給される原形をとどめないほど損壊した魚類、更に敗戦に加えて前年につづく不作で供米実績は上らなかった。敗戦による復員等で農村人口は急に増加した事もあろうが、このころの日本列島は飢餓列島そのものであった。進駐してきた占領軍によって管理されながら「人民の人民による人民のための政治」すなわち民主々義なるものが直輸入され、昭和二十一年（一九四六）五月九日労働組合を中心に二十五万人の大衆動員して「米よこせメーデー」が皇居前広場で行われた。この年、二月には悪質供出者に対する強制手段も含む「食糧緊急措置令」が公布された。

このころ、供米の割当は各町村ごとに設けられた食糧調整委員会なる機関が、町村長の諮問に答えるという形で行われ、県の出先である岩手紫波地方事務所の経済課の統制を受けて、県はさらにアメリカ軍による占領機関の指示監督を受けるという厳重な点検を各農家はうけることになった。割当の事前準備としては刈取前の坪刈り検見を行い、供出後に成績によっては農家各戸について県職員・町村職員等が調査に廻るという状況であった。また、割

当完遂して尚余分に供出した場合は、超過供出として一俵の売渡価格が三倍であったり、闇ルートの価格は数倍等の流通の状態であったから、農家は競って出来るだけ正規の割当を少く貰うよう気を使った。この食糧不足を解消し一日も早く経済の復興にとりかかる必要から、占領軍は六月以降輸入食糧の放出を認めた。昭和二十一年は米の豊作が見込まれて、家庭配給量も一人二合五勺ベースに引上げることを十月に発表するに及んで遅配欠配は一応解消した。

戦後のこの経験はあらゆる階層の人達をして、人間も極限の状態に陥れば食糧が第一であり、衣も住も二の次である事を実感として体験せしめた。社会的な地位・職業・性別に関係なく見栄も外聞もなく、餓狼の徒と化して農村詣でをくり返す訳である。この時農家もまた餓えていることを都会人は知らなかった。

前記のように行政による供米に関する強権発動が制度化されるに及んで、供米の方法についても報償制度等に工夫がこらされた。まず一俵について一〇〇円の前途金が渡されたし、割当量を超えた分については超過供出として特別な報償措置が講ぜられ、魚カス・大豆カス・清酒等の特別配給や、リンサン肥料を前年比で二倍（これは平年比でまだ二分の一であった）配給するなどして供米の促進がなされた。昭和二十二年（一九四七）には救国供米と呼称して、超過供出に対して石当六五〇円の特別報酬を決めている。昭和二十一年（一九四六）の米価は、石当で二六四円八二銭であったから約二・四六倍の報償である。このようにしてまで、米を集めなければ主食の需給計画が樹たなかったのである。

しかし、岩手県においては昭和二十五年（一九五〇）からは産米は二〇万トン台に、同三十四年からは三〇万トン台に、同四十二年に至って遂に四〇万トンを超え、同四十四年には四六万八千トンを実現した。また、反当収量についても昭和二十六年（一九五一）には全国平均を超え、三十年からは四〇〇kg台、同四十五年（一九七〇）には全国五位の五〇八kgに達した。

紫波町においては昭和四十年（一九六五）に一〇アール当収量五〇〇kg以上を達成した。この年の全国平均は、四四二kgであるから立派な成績である。尚、県では昭和四十二年（一九六七）から五か年計画で産米五〇万トン運動を展開するが、政府は古米の保有量が年々増加する事を理由に米の生産を制限する挙に出たために、同四十四年（一九六九）からは良質米生産運動に切替えざるを得なかった。作付面積を減反するなどの政策を施しても単位当りの生産量は年々増加し、昭和五十年（一九七五）には五二〇kgに達している。

このように農業の基幹とされる米は年々生産を増大していったが、それでも尚戦後の産業構造の変化と食生活の態様の変化等いろいろの要素によって、農業と他産業の収入や生活各面の格差が広がってきて、昭和二十八年（一九五三）ごろから「農政の曲り角」が流行語となり、根本的に農政を見直す機運となってきた。昭和三十年（一九五五）時の農林大臣河野一郎は新農村建設の基本構想を自らの手で発表した。これによれば、農林漁業は国民経済の基盤であるとし、農山漁民の経済の安定と生活の向上なくしては日本経済の発展はないとの考えを基本として、新農山漁村建設綜合対策を樹立して、中堅青年の新鮮な発想と強い推進力とを期待したものであった。とりわけ、この運動は形式的な精神運動ではなく、適地適産を柱とした農漁民による実践運動であらねばならないとした。その運動期間を五か年とし、昭和三十一年（一九五六）四月から事業実施に入り、その補助事業の内容はおおよそ次のようなものであった。

表四—四〇　新農山漁村建設事業一覧表

事業種目	事業内容
一、農地交換整備事業	用排水路、暗渠排水、農道、整地
小規模共同土地改良事業	かんがい排水、客土、区画整理、農道
小規模共同開墾事業	開墾、土壌改良、道路
二、樹園地造成事業	果樹園造成

地　土	三、草資源開発整備事業 四、林野整備事業	起土整地、牧道牧野並びに陰樹及び飼肥料木植栽、草生改良、障害物除去 用材林造成、林道
農山漁村振興共同施設	一、共同作業施設 二、共同管理施設 三、共同処理加工施設 四、共同貯蔵施設 五、漁船管理補給施設 六、青年研修施設 七、農事放送施設 八、生活改善展示施設 九、農事センター	共同作業所、種もみ催芽所、共同利用農具、飼料調整施設、簡易索道、林業機械化施設等 散水施設、共同防除施設、共同放牧施設、共同養漁施設、林業共同苗畑施設、推茸不時栽培施設等 共同製炭施設、共同乾燥施設、食肉処理施設等 共同集荷所、同貯蔵所、集乳所、木炭倉庫、水産冷蔵庫 生活改善センター、共同給水施設等
特認その他		開田、水稲健苗育成奨励施設、普通畑経営モデル施設、耕土培養奨励施設、水田裏作推進モデル施設、林野転換整備事業、果樹園経営モデル施設、畜産物処理施設、飼料自給促進施設、乳用仔牛共同育成施設、有畜営農改善モデル施設、農機具修理施設、共同選果施設、羊毛加工施設等
事業費（岩手県）		補助事業一〇億三千万余円 融資事業三億四千万余円であった。

ちょうどそのころ、全国的に町村合併が進められて行政機構が広域化し、その内容が官僚制化して従来の村落の機能を著しく低下せしめて「むら」としての共同的な生活維持機能や相互扶助的連帯意識が欠除し、ますます自己中心的自由主義が広がってくる。昭和三十二年（一九五七）から三十三年（一九五八）にかけては経済成長率一一％という高度な成長を遂げたが、景気は今一歩あがらず「鍋底景気」といわれる不況であった。

農家所得も経済の成長に伴って増加したのであったが、その内容は農業所得がほとんど伸びておらず、他産業へ

の就業による農外収入所得の増加によって、農家経済が支えられるという現象が顕著になってきたのである。すなわち、兼業化の促進は朝鮮動乱による軍需産業の急速な復興が、神武景気とか岩戸景気と呼ばれる好景気をもたらし、これに伴う労働力の流出によって生活水準に大きな格差が広がっていった。ここに至って、国民経済における農業の位置づけをどうするか。自然的経済的社会的制約による農業の不利をどうするか。生産拡大の方向として選択的拡大をすすめる事で、生産的拡大と量的な増収がはかれるか。また、経営形態として家族経営を中核とする事を定めるが、生産行程については協業方式を助長する事などを骨子として、昭和三十六年（一九六一）六月「農業基本法」が施行された。

その一環として、農業構造改善事業による農業近代化のためのあらゆる環境整備が行われる事になり、土地基盤整備事業やパイロット事業が浸透する。これらの関連事業として県営（六〇ヘクタール以上）佐比内パイロット開田や、志和地区における大規模綜合パイロット事業が推進されるほか、各地に水田の基盤整備事業が進められた結果、大型機械導入による省力化が進み、技術革新に伴う生産力が伸張して収量の安定性も増してきた。農業基本法と時を同じくして、昭和三十五年（一九六〇）ごろからはじまった日本経済の高度成長は農村の労働力、わけても若年労働力を都市及びその周辺の他産業へとめどなく流出した。「日曜百姓」なる言葉の生れる程に農業の型態は、専業→一兼→二兼への道を、急速にたどって行った。しかし、農業を経営し続ける者にとって、米の単作だけでは近代化、高度化、多様化した生活様式を支え



図 4-16　しいたけ栽培

るに足りる収入の道ではなくなってきた。これを補完する方法として「複合経営」なる多角的な農業経営方式が見直されてきた。志和農協が長年にわたる調査研究の成果をふまえて、志和型複合経営をうち出し、米・畜産・蔬菜・果樹・茸類等を組み合せて、全組合員を対称にいち早く指導実践し、顕著な成績をみせて全国的に注目をあびながら、本町農業の牽引力となるのもこのころからである。

県においても適地適産をめざして、それぞれの指導研究機関として昭和二十五年（一九五〇）に稗貫郡大迫町に、知事国分謙吉の発想によるブドー試験地を設置し、その結果として地元大迫町は勿論のこと、隣接の本町赤沢・佐比内地区に現在みるような大団地造成のきっかけとなった。また同二十五年には紫波町古館に農村工業指導所を設置したし、昭和二十七年（一九五二）には「緑の自転車」として親しまれた農業改良普及員、生活改良普及員制の条例が公布された。

流通面においても、昭和二十四年（一九四九）岩手リンゴが東京市場において一箱一、一〇〇円で初取引されたし、昭和三十五年（一九六〇）には岩手缶詰盛岡工場が事業をはじめて、古館地区の加工用トマトや佐比内・赤沢地区の缶桃及び水分地区の洋梨等が契約栽培されるようになった。更に経済連によるアップルセンターが矢巾町に設置されて、リンゴのガス貯蔵が試みられ、翌年に出荷されるリンゴがもぎたての鮮度を保っている所から、マジックリンゴなどと呼ばれた。

このように複合経営に移行するための背景としての指導研究施設や流通機構が、行政や関係団体の手によって完



図 4-17　長岡リンゴ団地（昭和58年写）

全ではないにしても準備されていた事は注目してよい事である。ともあれ農家は豪華とも思える住宅の新築がほとんど終わり、各戸に乗用車とトラックが並びトラクターをはじめ大型農機具が置き場のない程に導入され、生活は著しく多様化されて形の上だけでは他業種の人々との格差がなくなったようにみえる。その反面前述の住宅新築や機械器具の導入に加えて、圃場整備事業等にまで及ぶ莫大な農村の負債は、農業収入三五%、農外収入六五%といわれる農家収入ではその生活を支えながら、はたしていつの日に完済されるものだろうか。混住化が進み昔からの土着性のようなものに根ざした「ユイ」の精神は再び求むべきもないが、土と緑と連帯とがあらゆる社会問題解決のための一つの要件として激しく求められている時、農村自らが単に経済問題や環境整備の問題としてだけでなしに、職業を超えて人間の生きる場としての農村を厳しく問う必要があると思われる。

表四—四一　一人一日当り食糧供給量の比較

区分		昭和六～一〇年平均（一九三一）～（一九三五）		昭和二一年		昭和四九年		備考
		数量	熱量	数量	熱量	数量	熱量	
穀類		四八〇・六g	一、六八七・六cal	三三・〇g	一、一三・〇cal	三三八・九g	一、一九一・七cal	日本学術会振興会、経済安定本部民生局、農林大臣官房調査課の各資料による。
米		三五五・三〃	一、三五・三〃	二四・〇〃	八七一・〇〃	二四七・〇〃	八六六・九〃	
小麦		三七・七〃	一二四・七〃	四〇・〇〃	一四一・〇〃	八五・六〃	三〇三・六〃	
大麦		一五・七〃	五五・七〃	一三・〇〃	四一・〇〃	二・八〃	九・四〃	



図 4-18　リンゴ園の薬剤散布

較比の量給供食糧日一人当	麦	雑穀	いも類	馬鈴薯	豆類	大豆	その他の豆類	野菜	果実	肉類	牛	豚	にわとり	その他の肉	鶏卵	牛乳及び乳製品	魚貝・海草類	砂糖	油脂類	みそ	しょうゆ	ごま	でん粉	合計
	三一・七〃	一〇・二〃	二七・五〃	二五・五〃	四〇・四〃	二五・一〃	一五・三〃	三一〇・八〃	三六・二〃	六・〇〃	二・五〃	一・七〃	一・四〃	〇・〇四〃	五・九〃	八・三〃	八・三〃	三・六〃	二・二〃			〇・五〃		
二、二五八・二〃	一一一・二〃	三三・七〃	一四二・三〃	一九・九〃	一五三・五〃	一〇五・八〃	四七・七〃	五一・二〃	一九・一〃	八・〇〃	二・八〃	二・五〃	二・二〃	〇・〇五〃	九・九〃	二・六〃	三六・七〃	一二一・五〃	二〇・六〃		三・二〃			
	一・〇〃	五・〇〃	一六六・〇〃	三五・〇〃	三・四〃	〇・〇四〃	三・〇〃	一五一・〇〃	一九・〇〃	二・六〃	一・一〃	〇・一〃	〇・〇二〃	一・〇二〃	一・〇〃	四・三〃	二五・五〃	一・六〃	一・〇三〃	一九・四〃			一九・七〃	一・〇〃	
一、四四八・一〃	三九・〇〃	一九・〇〃	一八・〇〃	二七・〇〃	一三・六〃	一・一六〃	一一・〇〃	三六・〇〃	九・〇〃	三・一〃	一・五〃	〇・一〃	〇・〇三〃	一・一二〃	一・五〃	二・七〃	三六・〇〃	〇〃	五・九〃	二・七〃	三四・七〃		七・〇〃	二・〇〃	
	〇・四〃	三・一〃	四四・二〃	三三・一〃	二五・八〃	一五・八〃	一〇・〇〃	三〇二・四〃	一一三・九〃	四五・九〃	六・七〃	一七・七〃	一四・一〃	七・四〃	三八・六〃	一四二・四〃	九六・〇〃	三・三〃	七四・四〃	三一・六〃	一八・五〃		三四・一〃	二〇・六〃	
二、五〇一・五〃	一・三〃	二・一五〃	三八・八〃	二五・五〃	一一〇・二〃	六二・八〃	三八・四〃	八七・八〃	五六・七〃	一〇二・三〃	一四・〇〃	六二・二〃	一七・六〃	九・五〃	六〇・二〃	八四・〇〃	一〇〇・七〃	—	二八五・〇〃	二八〇・三〃	二九・二〃		一四・〇〃	六九・六〃	

第二　畜産

一、馬

近世以降太平洋戦争終結後までの長い間、紫波町管内においても、農業経営は役畜を除外しては考えられなかった。その理由としては、第一に厩肥による自給肥料の確保であり、第二には生産物及び秣草等の運搬手段としての役割を果す事であり、耕うん機等の普及する前は、大切な耕うん手段としての馬は、なくてはならない家畜であった。馬一頭によって生産される厩肥は、水田五反歩（五〇アール）をまかなうものとされ、耕作する面積によって馬の必要頭数が決っていたし、運搬力については人間一人の背による量の六倍がみこまれた。更に前述のように耕起や代掻までその機能を及ぼすことになれば、もはや馬なくして農業はなりたたないとさえいわれる大切なものであった。この地方においても曲屋造りの厩に飼って大事にしたこともうなずける訳である。馬はこのように農作業だけでなしに、牝馬であれば生産された仔馬の売上代金も農業収入の一助として大きな貢献をしたのである。

それほど農業経営にとって大切な馬を飼う事の出来ない人々はどうしたのであろうか。これらの人達は馬持百姓または馬喰から「予託馬」（馬小作のような制度）を借り、これを飼育して厩肥をとり自らの農業経営に役立てると共に、大部分は牝馬が多かったので、仔馬の生産が半ば義務づけられて、その仔馬を捌売して、半分は馬主に半分は飼養者というのが相場であった。この制度は、昭和二十年（一九四五）に太平洋戦争が終結するまでみられたが、戦後においては牛が馬にかわって、昭和三十年（一九五五～）代まで馬同様の予託制度がみられた。

さて、国は明治維新以来、日清・日露戦争において軍備としての馬の重要性を再認識するまでの間、諸政刷新制

度の確立に追われて、産馬の奨励までは効果的な施策をみるに至らなかった。しかし、岩手県においては法制的にも経済的にも国の制度も援助もないままに、産馬に関する意見や方法等が続々提案提起されてきていた。中世以降の長い馬産地として、戦力としてのみではなく農業経営にとって欠くべからざるものであることを知っていたからであろう。明治三年（一八七〇）民部省は、盛岡市馬町に養馬係出張所を置いた。同年馬の掛市について次のような覚が示達されている。

覚

一、八月　日　・・通

右は当駒二才糶八月朔日より御初め被成候条此旨相心得従前の御振合を以て日取の通朝五つ時前馬持の者共召連馬町弥作前へ相詰馬取揃置無滞得御改候様取斗可申也

七月　日　　上田部民事出張所

尚、「当掛駒日割」は岩手県庁より村の戸長を通じて関係町村に示達された。明治四年（一八七一）の資料によれば、掛駒一頭につき糶代金の内一円は馬主に支払い、残金は官民折半の取り分とし官の持分は掛駒税として大蔵省に納め、民の持分は種馬購入費に充てた。これが明治六年（一八七三）には掛駒賦金と称して四公六民となり、公の取分は国をはずして県のみとなった。

翌明治七年（一八七四）にはこの割合が三官七民となり、官の取分の使用については、種馬の購入の外に道路の開削等にあてられた。明治九年（一八七六）には県税として取扱われて名称も牧畜仕法金として徴収し、使途は産馬改良資金に当てられることになった。この当初の「掛駒税」から「掛駒賦金」そして「牧畜仕法金」と名称の変るにしたがって、多少「官」の取分は減少したが、明治十三年（一八八〇）に産馬委員は本来の「掛駒金」は民有に属すべき性質のものであって、官有に帰すべきものではないから、すべからくこれを民間に下付し、産馬事業は

民営にすべきものである、との趣旨の請願をした。この結果、明治十四年（一八八一）に産馬事業は民営に移されて、民営移管のころは産馬会社と称したが、その後の明治二十三年には県の産馬事業組合が設立され、紫波町管内は他の紫波郡の町村と共に盛岡組に地区編入されて、盛岡の振市で二才馬を競売に出す事になり、競売前の売買は禁ぜられた。この後、国においても明治三十三年（一九〇〇）には産牛馬組合法、大正四年（一九一五）には畜産組合法、昭和十九年（一九四四）には馬匹組合法、昭和二十二年（一九四七）には農業協同組合法と、時代の趨勢にしたがって畜産関係並びに団体関係法の改正を行ないながら現在に至っている。さて、明治四年（一八七一）に牛馬取締規則が公布されて、従来の馬肝入が廃止となって新たに牛馬取締役の制度が出来たが、この制度も明治八年（一八七五）には廃止されて、戸長の事務の中で取扱われることになった。

明治六年（一八七三）におけるこの地方の牛馬関係諸役の記録が、次のように残っている。

表四―四二　明治六年の馬事関係諸役

管轄区	馬数	取締役氏名	廃止肝入氏名	地区
6区	三、一一〇頭	根子嘉兵ェ	照井儀右ェ門	郡山
			横沢竹蔵	郡山
			熊谷長三郎	十日市
8区	二、三一九頭	中田清七	中田新六	志和
				佐比内
				大迫

馬の流通について馬喰の存在を忘れてはならない訳であるが、公設の振場においてさえも馬喰対馬喰の取引がほとんどの場合に多かった。馬喰達はそれぞれの得意先の馬持ちの厩を個定的に委されていて、他郡市の時には他県の馬喰とたえず連絡をとり、情報を交換し合いながら馬の売買交換等にあたった訳である。明治八年（一八七五）

の馬喰鑑札の下付願には、次のように記されている。

馬喰稼鑑札下願

記

一、馬喰稼　此税金一円

第五大区七小区六九番屋敷農

太田与吉

右稼業仕度書面の通税金奉上納候間当明治八年稼方御許容御鑑札御下渡被下候様奉願候　以上

農　太田与吉印

組総代　吉田平助印

副戸長　玉山昇印

岩手県令　島　惟精　殿

先に述べたように、明治初期における岩手県の馬産についての諸制度や流通面の整備に多くの貢献をした産馬委員は、明治十六年（一八八三）には産馬議員として独自の役割を持ち、一層強い権限を持ったものに生れ変った。これは従来の委員制度では、あくまでも行政の諮問機関でしかないために、しばしば意見の合意を見ることが出来ずに、畜産奨励について遅れをとるとの危惧から、積極的に運動をして議員としての立場をかちとったものであった。日清戦争の戦後の条件分析の中で馬匹の体形の小型なることが指摘されて、この改良が急務の一つとされた。

明治二十八（一八九五）年から三十年にかけて「馬匹調査会規則」に基づき、今井吉平という人が岩手・秋田・青森三県の土産馬およそ二四四頭について調査をしたが、その平均的概要は次の通りであった。

表四―四三　馬匹の体形調査（平均）

平均体高	四尺六寸九分	（一・四二メートル）
〃 体長	五尺　四分	（一・五三メートル）
〃 肢長	二尺四寸四分	（〇・七四メートル）
〃 胸深	二尺二寸五分	（〇・六八メートル）
〃 胸巾	一尺二寸二分	（〇・三七メートル）
〃 胸囲	五尺五寸二分	（一・六七メートル）

これらの資料は、当面する馬匹改良のための基本政策立案の土台となるものであった。馬体馬型改良にあたっては、土産馬の強靱さに外国産馬の大型と形とを加えたものにするべく、「サラブレット」系「アラブ」系「ハックニー」系「ペルショロン」系の種牡馬を輸入し交配することによって、乗馬・農耕馬・輓馬（ばんば）とそれぞれに最も風土に適したものを生産することを目標とした。これが後に優秀な軍馬を供給する土壌となるのである。外国産馬の導入に伴って従来、日本になかった馬の疫病がみられるようになり、特に伝染性の病気の発生をみるようになった。これに対応するために明治十九年（一八八六）「獣類伝染病予防規則」及「施行心得」が公布されていたが、十年後の明治二十九年（一八九六）にはこれを法律化して「獣疫予防費」として、費用の一部を国から県に下付されることになった。

このころの紫波町管内にも「皮疽（ひそ）病」別名「瘡（そう）」という悪質の伝染病が流行し、この病気の蔓延を防止するために「消毒法」を設けて、実施したものは消毒法施行届を提出する定めになっていた。明治二十九年に消毒法施行届を出したものは、次の通りである。

表四―四四　馬匹の消毒法施行届

赤石村南日詰	高　橋　市太郎	鹿毛牝	一三歳
志和村上平沢	小田中　善　吉	鹿毛牝	五歳
同　片寄	松　岡　多次郎	鹿毛牝	一〇歳
彦部村　星山	阿　部　兵之助	青毛牝	四歳
赤石村北日詰	藤　沼　保　蔵	芦毛牝	四歳
赤石村	田茂山　養　助	鹿毛牝	五歳
志和村	高　田　松　蔵	青毛牝	一七歳

さて、産馬議員等の活躍と、国・県等の認識の昂揚によって、生産も徐々にではあるが向上してきた。明治三十二年（一八九九）の古館村会議事録によると、この年の馬頭調の結果、古館の総馬数は一六一頭あったことが判っているから、各村とも総馬数は増加していった事と思われる。

明治三十三年（一九〇〇）「牛馬組合法」により組織された「盛岡産馬畜産組合」には旧南岩手郡門馬村と共に、紫波郡一円もその管内に属するものとされ、種牡馬の利用をはじめとする生産指導や、掛市の日程等流通面に至るまで同一組織として関連づけられた。

先に日清戦争後における国の産馬政策についてふれたが、明治三十七～三十八年の日露戦争には、当時世界最強とうたわれた「ロシヤ」陸軍の中でも、特別にぬきんでているとされた「コザック」騎兵と相遇したことにより、一段と我国の馬匹の劣弱なことを再認識して、明治三十九年（一九〇六）内閣に馬政局を設け、事の重要性に鑑み大蔵大臣が局長を兼任するという熱の入れようであった。早速、馬匹改良政策の見直しが行われたが、とりあえず従来の改良方式を踏襲するが、国防上の見地から輓用型中間種の配合に重点を置くこととし、第一次馬政計画では総馬数の三分の二を、第二次計画においては総馬数の三分の一の血液更新を行うというものであった。このために

表四―四五

軽　種(乗　用)	アラブ。サラブレット。アングロアラブ。
中間種(軽輓馬)	アングロノルマン。ハックニー。
重　種(重輓馬)	ペルショロン。

種牡馬を制限することにした。

流通面に目を向けてみよう。明治四十四年（一九一一）八月の日詰町議会々議録によれば、この年紫波牛馬市場株式会社が創立され、株の引受の決議がなされているから、この年から日詰においても馬の捗市が行われた事がうかがわれる。そのころの相場をみると、

表四―四六　馬の捗市の相場

		最高	最低	平均
明治四三年		二五〇円	三八円	七五円
〃　四四年	〃	一六五円	二六円	〃
大正　七年	〃	三五〇円	四四円	五七・二円
〃　一一年		一〇〇円	三〇円	二一二・〇円

となっている。昭和に入ってからは明治以来の度重なる馬政計画の練り直しや、計画の実施の結果、中半血種の増加等に相当の効果が出てきている訳であるが、疾病傷害もまた増加してきた。これらに対する予防や治療にあたっては、当然ながら有資格の獣医師を必要とするのであるが、岩手県史によれば明治十二（一八七九）年に外山牧場に「獣医学舎」を設置（後に内丸勧業所内の産馬組合内に移転）して、いち早く態勢を整えたとあるが、本町管内においては明治十六（一八八三）年に彦部村の柳田太兵ェが獣医として記録されているから、あるいは初期の「獣医学舎」の修了生であったかも知れない。昭和初期の関係各村の村勢要覧によれば、当時の獣医の数は次の通りである。

表四—四七　獣医数（昭和初期）

佐比内村	昭和五年	一人
長岡村	〃　三年	一人
彦部村	〃　二年	二人
志和村	〃　二年	二人
水分村	〃　二年	一人
赤石村	〃　七年	二人
古館村	〃　八年	一人

更に、隣接町村の獣医師も治療に加わるから、昭和五十年代の現在に比較しても相当数上廻る態勢であった事がわかり、多発した「伝染性脳貧血」をはじめ、流行性脳炎、伝染性流産等が流行した時期で、獣医師の需要が大きかった事がうかがわれる。このようにして官民一体となって馬匹の改良と増産に励んだ結果の相場は、

駄馬　三〇〇円位　　輓馬（ばんば）　四〇〇円位

乗馬　四〇〇円以上　　農耕馬　一八〇円～二〇〇余円

というものであったし、昭和十二年（一九三七）の盛岡産馬畜産組合の盛岡市場（定期）においては、

表四—四八

性別	出場頭数	最高	最低
牡	七三七頭	二、〇〇〇円	六一円
牝	八一四頭	一、五〇〇円	四三円

となっている。恐慌といわれる程の経済大不況の後で、良く手入れされた二才馬の価格はどん底にあえいでいた農家にとって、どんなに価値あるものであったか想像するに余りあるものがある。昭和十二年七月には日支事変がは

じまり、馬の需要がますます多くなるにしたがって、昭和十五年（一九四〇）四月に「軍馬資源保護法」が施行され、毎年定期的に検査を行いこれに合格したものは「軍用保護馬」として登録され、飼養者には一定の補助金が交付されて自由な売買は禁じられ、更に「鍛練馬」としての軍馬の能力の増進と馴致の促進とが義務づけられた。しかし「軍馬御用」との声がかかって合格すれば、一般馬より割高の値段で買上げられたから、軍馬の育成には時代的な使命感と義務感と相俟って競ってこれに当る様相がみえた。当時、民間から買上げられるものの中で最も価格の高かったものは、農林省買上の種牡馬であり、次いで満洲国に差向ける種牡馬であり、次いで軍馬という価格の序列があったようである。長い間日本の、岩手県の、紫波町の農業と共に歩みその時代に応じた数々の貢献をしてきた馬は、昭和二十年（一九四五）の太平洋戦争敗戦と共に、静かに我々のそばをはなれて行くのであるが、二十年六月には二才駒せり市が中止されている。昭和二十一年の南部馬の総数は六万六千頭で、前年比一万頭減である。農村もまた農地改革を契機として面目を一新し、昔日の馬の姿は牛に変り、昭和三十五年（一九六〇）ビルマ国の賠償としての軍用馬が水沢で購買されたのを最後に、我々の周囲から馬は去って行った。

前に述べたように、日詰における馬の市も行われるようになり、軍馬の購買等も実施された経緯もあって、当地方の馬の生産数は相当のものであったが、戦後「盛岡畜産農業協同組合」の管内に入った。これは明治三十三年（一九〇〇）に「盛岡産馬畜産組合」の管内に入って以来の縁故によるものであった。しかし、「盛岡畜産農協」は、経営上の問題や役員間の派閥のようなものによる紛争が絶えなかったために、この地方の生産者を中心として「独立した畜産農協をつくるべし。」とする動きが活発となり、遂に昭和三十年（一九五五）三月に佐々木久四郎を組合長とし、事務局は阿部三七三がこれにあたって、「紫波郡畜産農業協同組合」が発足した。場所としては日詰町東裏の「馬検場」（現在の県立紫波病院敷地）地内であったが、しかし、農業の項でふれたように太平洋戦争敗戦後の農業経営や技術の大変革によって、食生活の内容も大きく変ってきたことから、農家の畜舎には馬よりも

経済性の高い牛が多くなり、わけても当初は酪農に転換する農家が多かったから、飼養管理上の指導や牛の導入に至るまで、乳業メーカーや専門農協の手で行われる事が多く、長年にわたり馬を操作してきた家畜商を中心とする既制の畜産農協は、この現状について行けずに事業は衰微の傾向にあった。

一方では医療編で述べられているように、紫波郡の公的医療機関のセンターとして県立紫波病院を誘置すべく活発な活動を展開中の紫波町としては、病院敷地として「馬検場」を第一の候補地としていたが、畜産農協側としても理事間の意志統一がなかなか早期にまとまらなかった。その後に町としては七久保地区に馬検場を含む畜産農協の移転場所まで確保しての折衝をする誠意を示したために、昭和三十九年（一九六四）遂に紫波郡畜産農協は西七久保に移転したが、ほとんど業績らしいものはなかった。

岩手県に設置された国の畜産（主として馬）施設

(1) 外山御料牧場→現岩手県畜産試験場＝明治九年（一八七六）
(2) 農林省岩手種馬所→現東北農業試験場＝明治二十九年（一八九六）
(3) 農林省種馬育成所→現岩手県種畜場＝明治三十九年
(4) 軍馬補充部六原支部→後の六原農場＝明治三十一年（一八九八）

二、牛

太平洋戦争敗戦前は、農業経営上の必須条件として更には軍事的な必要から、馬の生産改良に政策の重点が置かれた。本町のように長い間、馬を家畜として愛育してきた地域においては、戦前から若干の和牛や朝鮮牛の系統牛、ホルスタイン種等がきわめて限られた人達によって飼育されていたに過ぎなかった。岩手県においては九戸・二戸・上閉伊の各郡や海岸方面で、主として北上山系筋で牛が飼育されてきたようである。これは放牧による資本

及び労力の節約と経済性の確保という諸条件をみたすことと、「金のベココ」で表現されるように海岸からは塩等を、内陸からは砂金等の物資を運搬するために必要な手段として牛が重宝がられたためでもあった。

昭和四年（一九二九）からはじまった未曾有の経済恐慌の中で、当地方の農村も銀行パニックを含む一連の恐慌の波にもまれて甚大な影響を受けたが、その中にあっても、有畜農家の受けた打撃の方が比較的少かった事が判った。このために米にだけたよる経営方式から、家畜を入れた経営、中でも生産性経済性の高い酪農をとり入れる動きが高まってきた。この指向に対処するために国は一連の経済更生政策の中で、昭和八年（一九三三）九月に「有畜農業奨励金交付要項」を公布して、畜舎の建設や器具・機械等の設置に対して、一定割合をもって助成する措置を講じた。県も昭和十二年（一九三七）六月「優良種牡牛奨励規定」を設けて、牛の奨励に取り組む姿勢をしめしたが、同年発生した日中戦争により馬の比重が高まり、牛への切替えは一時的に頓挫する事になる。昭和十四年（一九三九）に至り、戦時下食糧増産と自給肥料確保に協力する目的で朝鮮牛系の飼養が奨励され、これより先の昭和十二年（一九三七）に農村経済更生計画に基き、鳥取県から胆沢郡に黒毛和種が導入されているが、これは制度として岩手県に入った和牛としては最初のものとされている。

もともと岩手県は、小岩井農場等の高度な酪農経営もあり、国の試験研究機関等もあって比較的酪農の経済性等が知られていたし、乳牛の仔牛の移出県でもあった。しかし、昭和十五年（一九四〇）一月に酪農奨励金交付要項が発せられ、翌昭和十六年（一九四一）三月には乳牛の子牛の県外移動を統制し、極力県内に奨励普及すべきものとした。この年に太平洋戦争がはじまり、あらゆる増産計画は戦争遂行のためにその目標が指向され、家畜もその一環であった。戦場の拡大に伴って若者はどんどん兵士として従軍したため、農業労力は減少し家畜の飼料もまた欠乏してきたために、増殖計画はつまづき逆に現有頭数がどんどん減少して行く事になる。

昭和二十年八月十五日、太平洋戦争敗戦と共に従軍中の兵士は復員し、一般の人々も帰還するに及んで、国内の

食糧は極度に不足して穀物のみでなく牛馬等の家畜の密殺等も行われ、減少に拍車をかけることになるのである。このような混乱の中で、県は昭和二十二年（一九四七）三月「牛増殖指導協議会」を設立し、牛の飼養管理の指導に乗りだすと共に、「家畜増産十か年計画」を樹て、更に翌二十三年（一九四八）三月には「畜産振興五か年計画」となり、昭和二十四年（一九四九）（一七、六七二頭）を一〇〇として、昭和二十九年（一九五四）を（三九、一五〇頭）一七六％としようとするものであった。更に、県は流通面を調整し乱売を防止して適確に増殖計画を遂行するために、昭和二十四年に家畜市場を開設すると共に、「家畜商免許条例」を定め、加えて「牛馬籍条例」を制定して届出義務を負わしめた。

さて、別項で述べたように、農地改革に伴い旧来の農業の規模・構造・経営の改善が推進され、社会経済の態様も大きく変化し、食生活の内容にも変革をもたらし、食用としての牛の需要が増大してきた。先に述べた畜産振興五か年計画の推進にあわせて、昭和二十五年（一九五〇）から三十九年（一九六四）までの期間を設定して「無家畜農家解消運動」が展開される事になる。戦後、馬に代って牛が農耕用に使役されてきたが、農業の機械化に伴ない和牛の飼養目的は役用から肉用へと変ってきた。

紫波町においても、昭和三十七年（一九六二）ごろから牛の肉用若齢肥育が盛んとなり、矢巾町・北上市・水沢市・千厩町等と共に県内でも上位の生産地帯となった。昭和四十年代には、県内に年間千五百頭から二千頭の和牛が、中国地方の鳥取・岡山方面から導入され、これに対しては「共同導入補助金交付要綱」による補助金が出されて、紫波町においても志和・赤石・水分・東部地帯等に高品位の登録牛が増えてきて、血と体質の改善が大幅に行われてきた。またこのころから乳用牛の仔牛（牡）の肉用肥育が盛んとなり、現在では食肉牛市場の六〇％のシェアーを占める程になってきている。

昭和四十二年（一九六七）一月から、昭和四十六年（一九七一）を目標年次とする酪農近代化計画で、紫波町は盛

岡市・安代町・岩手町と共に北上川上流地区に組み入れられ、フジヤ・岩中酪・雪印等のメーカーと契約して大いに振興策がはかられた。同年三月には紫波町を含む県下十七町村が平地農村地帯として「肉用牛振興地域市町村」の指定を受け、更に老人の生き甲斐事業として和牛の貸付等も各町村において行われるようになり、肥育牛のみならず繁殖牛においても県内の主要な産地としての地位を確立した。高品位の原種に近い登録牛を確保し、その飼育を拡大するためには協会を設立して保存に努めると共に、流通面においても慣行取引からの脱皮と輸送のコスト引下げ等をねらいとして市場の開設がみられ、計画生産・計画販売が実施されるようになり、「紫波牛」の銘柄の定着と共に、経営の安定と生産費の引下げをめざして一層の努力が望まれる。かつての名馬の産地は、名牛の産地につながらなければならない。

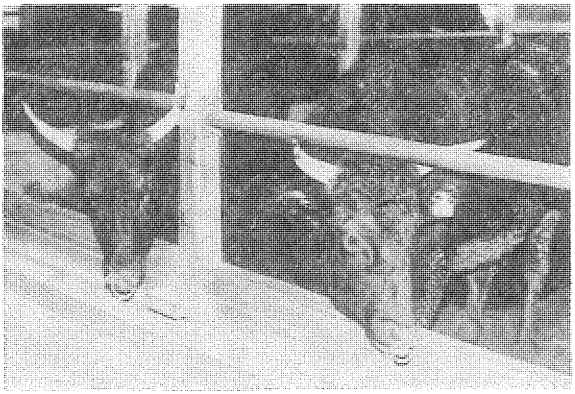


図 4-19　「肥育牛」舎

三、鶏（にわとり）

太平洋戦争敗戦前に農家で生活した経験のある人なら、ある日、突然に親鶏がたくさんの「ヒヨコ」を連れて出てきたり、稲架をつくる長木を積んだ下の空間や、作業小屋のひさしの下等から何十もの卵をみつけて大喜びをした経験を持っていよう。

戦前の農家の主婦にとって数羽の鶏は、貴重なしかも唯一といってよい程の自由になる小遣い銭の財源でもあった。特別に飼料を購入することもなく、夏場は家の周囲や近くの畑や田の畦等で自由に餌を求め、冬場のみ米麦を調整した後の屑穀を与えるくらいの手間で済んだ。夜の泊り木としては厩の天井に箱型の泊り道具を吊して、夕方になると「ませ

ん棒」から棒状のものを渡して上りやすいようにしてやり、朝は厩の戸をあければ飛び下りるという一日の繰りかえしであった。卵を生む巣としては、ミカン箱程度の箱に「ワラ」等を敷いたものを置いて、毎日何個かの卵を得て何日分かをまとめて売り、一つの収入源としたわけである。このように生産費の安い卵であったが、一般の農家ではふだんはほとんど食べずに、病人食に用いられる程度のものであった。

明治三十六（一九〇三）～三十七年に行われた岩手県農会の調べによると、当時の卵価は一個につき一銭七厘から一銭八厘であったとされている。また、国は明治三十九年（一九〇六）ごろ農商務省附属種禽所において「レグホーン」「ブリマスロック」「ミノルカ」等数種類の輸入をしたようであるから、その後の交配や飼育技術の向上等で漸次高能力鶏が生み出されてきたと思われる。岩手県においても大正八年（一九一九）に盛岡市物産館で養鶏共進会を開いているし、大正十二年（一九二四）には日詰・花巻等、県内五か所にて千葉県農業試験場より渡辺技師を招いて、育雛講習会を開くなどして奨励にあたった。更に県は昭和二年（一九二七）に岩手郡巻堀村好摩に岩手県種鶏場を設置して事業をはじめたが、昭和二十三年（一九四八）には紫波郡日詰に移転し、優良種鶏、種卵の払い下げや改良研究につくした。この施設は、昭和三十七年（一九六二）に県畜産試験場に合併された。

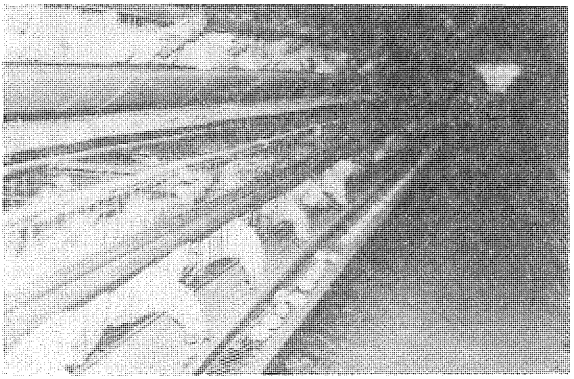


図 4-20 「養鶏」舎

これより先に昭和十四（一九三九）年、日詰の橋本善太（後に紫波町名誉町民）は「四―四二号鶏」なる優良鶏を計画的に作出し、産卵能力検定で年中無休の三六五卵を生み、これが日本最高の記録であり且世界記録でもあっ

た。更に、昭和二十四年（一九四九）には「ゼンタック」（ブリマスロック種にロードアイランドレッド種を交配）を作出し、多産卵鶏として広く飼養された。鶏の普及に伴い、その需要に応えるために県種鶏場や六原農場等において人工的にふ化した「初生びな」を供給するようになったが、赤石の生内久雄も、盛岡の吉田三郎や飯豊（北上市）の伊藤誠一等と共に、早くからふ化事業を行ない鶏の奨励に貢献した一人である。

昭和三十年代に入ってオスのひなを六〇日飼育して、一定の生体重になったものを「ブロイラー」と称し、食用肉鶏として販売する試みがはじまり、昭和四十年代の後半以降になって本格的に専門的にこれを業とする人々が増えていったが、現在では採卵もブロイラーも数十万羽に及ぶといわれるように、大企業の副業的傾向をおびた進出によって、時として乱売合戦まで展開されるようになってきた。牧歌的な叙情は鶏の世界から失われてしまったが、その半面において鶏卵は病人食ではなく、日常人々の食卓にのる常食的なものになってきた。

四、中小家畜

㈠　めん羊

明治十五年（一八八二）二戸郡の蛇沼某が農商務省に出願して、多数の「めん羊」を導入したのが、岩手県としてまとまった「めん羊」飼育のはじめだとされているようだ。明治三十四年（一九〇一）には小岩井農場や国分農場で、メリノ種やシュロップシャー種等が輸入飼育された。

大正七年（一九一八）「種めん羊貸付規則」、大正八年（一九一九）には「めん羊飼育奨励規則」が公布されて、一般にもその飼育が広まってきたが、子羊の価格が相当に高いものであったから、急速な普及には至らなかった。

大正十年代には盛岡の竹花肉店（材木町）が羊肉を扱ったようで、当時の生体一頭の価格は九円前後であったといわれる。

昭和に入って稀有の農村恐慌時に際して、凶作地域農村の経済厚生策の一つに、めん羊の飼育が奨励された経緯がある。しかし、子羊の価格も十二円～十三円と割高であり、飼育農家にとっては有難い収入であるが、これからはじめようとする農家のしかも恐慌時の支出としては、おいそれと出せる額ではなかった。

戦時中は軍需優先で民需はほとんど禁止されたにひとしい羊毛も、敗戦と共に民需が復活し赤石等を中心に紫波町においても相当の頭数がみられた。長い戦争の結果一般家庭での衣類の欠乏もひどかったから、個々の農家で羊毛を刈りとり、紡毛機を購入して手すきの毛糸を作り子供達の服等を手編みした婦人達も多勢いたし、刈った羊毛を着地と交換する業者もあらわれて、敗戦後の衣料需要に大いに貢献をした。その後、肉用も兼ねためん羊の飼育も行われたが、現在では紫波町であまり姿がみられなくなった。

(二)　山　　羊

山羊は人なつこい動物であるところから、肉用として、あるいは毛皮用、乳用として相当古い時代から人類が馴育してきたと思われているが史実は定かでない。

岩手県においては、明治三十四年（一九〇一）の統計に、はじめて山羊があらわれてくるようであるから、比較的新しい家畜である。戦時における食糧難という特殊事情から、昭和十六年（一九四一）の「統制規則」等により県外移出が抑制され、農村の栄養補給源として高く評価された。種類としては「ザーネン種」が多く続いて「トッケンブルグ種」があるが、紫波町においても佐比内の多田長五郎等が中心となり、経済農業協同組合連合会の高橋邦夫技師（現不動農協組合長）の指導を受けて、毎年のように共進会を開くなどして山羊の飼育は一時は大いに普及した。しかし、敗戦後（昭和二十年以後）畜産の形態も変化をきたし、食生活の変革もあって乳類は補助食糧的なものから主食的なものとなり、更に酪農の振興に伴い、牛乳の市場供給量が増大する等の諸条件が重なり、昭和三十四年（一九五九）ごろ飼育戸数県内で一五、六四〇戸、飼養頭数一七、〇〇〇余頭にまで普及した時期を頂点

として、その後急速に激減し現在では好事者間でわずかに見られる程度である。

(三) 兎

我が国における兎（うさぎ）の存在は、非常に古い時代からあった事が証明されているようであるが、実際に飼育が盛んになったのは、日清・日露戦争のころからで、肉は缶詰用として、毛皮は防寒具用としての需要が増大したためであった。

岩手県においては、大正十年（一九二一）の統計にはじめて飼育戸数及び頭数が現われているようであるから、それより相当以前から飼われていたものと思われる。種類としては日本白色種の系統が多く、この改良につとめた二戸の小坂友次郎（馬山（ばざん））の名は有名であるが、昭和十年前後のころから一般農家や小学校まで兎の飼育にとりくみ、軍需用としての供給につとめた。一年に一度は小学校にも兎の購買官がやってきて、当日はそれぞれの自分で繁殖し飼育した兎をもちよって、その出来を競い合い、自慢し合い、売上げ代金はそのまま貯金に入れてもらった事を記憶している人は、まだ相当にいると思う。

本町においても「日本白色種」と共に「アンゴラ兎」の飼育も行われた。これは、その毛をフェルト化し航空機の内面保温材として使用されることから、やはり軍需用として農家も増産に励んだものである。昭和二十一年（一九四六）に二十万頭を超える飼育頭数があったと、岩手県統計に記録されているのを最高にして、その後は化学実験用として若干飼育されている程度である。

(四) 豚

豚肉は現在の食生活の中においては、生肉と加工されたものとの区別はあっても、必需品のような位置を占めてきている。

日本にいつのころから豚が飼育されるようになったかは詳（つまび）らかでないが、仏教の普及しはじめたころは禁じられ

た肉類の中に豚の名があるそうであるから、相当古い時代から飼われていた模様である。

岩手県においては明治二十六（一八九三）年、若き日の国分謙吉（後の岩手県知事）が自ら経営する農場に豚を導入して飼育試験をしたり指導もしたと伝えられている。そのころの品種としてはイギリス系の「ヨークシャ」・「バークシャ」等のものが大部分をしめていた。農林省畜産局資料によれば、明治十七年（一八八四）における全国の豚の飼育頭数は二五、九八二頭であったと記録されている。大正時代に入ると岩手県の各地方にも豚を扱う商人が出入りするようになり、残飯や野菜屑利用のいわゆる「どぶ飼い」によって農家に臨時的収入をもたらすところから、急に飼育が盛んになった。

昭和二十年太平洋戦争敗戦後は、食生活の変革によって急に飼育頭数も伸びてきた結果として、飼育管理の方法も大幅に改善され、昭和三十四年（一九五九）ごろから完全配合飼料の出現をみるに至って、多頭飼育も可能となり畜産経営の一つの部門として定着した。これらの経緯により更に品質の高い肉質と、より安易な飼育の可能な種類が求められてきた。

昭和三十五年（一九六〇）農業技術研究所の丹羽太左ェ門（後に岩手大学教授）は、ヨーロッパに視察研修をしてオランダ系の「ランドレース」種の優秀性を報告したのを契機として、その導入が実現し以来急速に繁殖普及がなされて、現在では最も多く飼育されるまでになっている。

昭和四十五年（一九七〇）七月、県は「公害防止条例」を公布して、臭気や汚水の処理に万全を期して一般住民

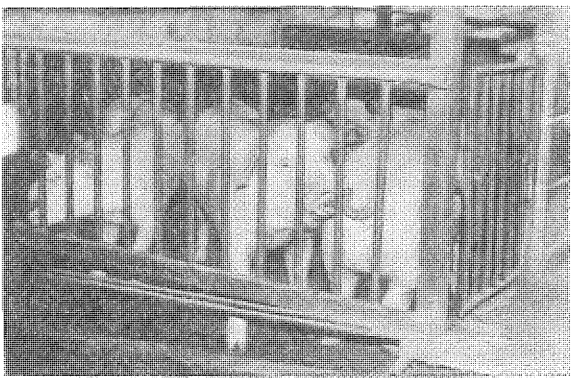


図4-21「養豚」舎

に迷惑をかけぬように配慮したために多頭飼育をする人々の畜舎は、山手のあまり人家のない地帯へ建てられている。

第三　養蚕

この地方の農業を語る場合に、養蚕をぬきにして語れないくらいまでに、蚕とは切っても切れない縁があるのは馬の場合とよく似ている。有史以来打続く凶作と災害の中で、水稲と畑作物のみに依存する農業がいかに脆弱なものであるかは、明治以降になっても変る事はなかった。したがってその田畑による収入不足をある程度補ってくれるものの一つとして、蚕は欠く事の出来ない収入源であった。更に価格が長期にわたって安定していたことも養蚕農家にとって無視出来ない魅力であった。

明治　十二年　白繭一斗　一円八〇銭
明治三十一年　〃　二円一六銭

で、二十年間の一斗の価格差三六銭で、明治四十五年（一九一二）までの平均価格は三円七〇銭であり、農家は安心して飼うことが出来た。

しかし、蚕種の関係や飼育法の関係で夏秋蚕の飼育が困難であったが、一、二化交雑人工孵化種の開発に成功すると、時を同じくして、明治三十五年（一九〇二）夏秋蚕飼育法も開発されて、農家にとっては年間複数の飼育回数が可能となってきて、収入の機会は一層増大したことになったわけである。このような官民あげての研究の結果として、明治四十二年（一九〇九）に日本は世界一の生糸輸出国となったが、養蚕農家にとって悩みの種は病害の多いことであった。

岩手県としては、明治の初め以来福島県から蚕種の供給を得てきたが、地元岩手県内にも無統制に蚕種業者が群発して、粗悪な蚕種の供給をしたために、一層耐病性の弱い蚕が増殖された。大正末期から昭和初期にかけて、日詰の橋本強蚕社の橋本善太は「大安橋×相模」による原蚕の創出に成功して、当地方の蚕業に大きく貢献すると共に全国的にも有名となり、より強い蚕と、より収繭率の高いしかも安定度の高い養蚕の実現のために大きな足跡を残した。

紫波町においては、別項で述べたように岩手県において最も早い明治十年代の終りに、製糸工場の実現をみているし、前述の橋本強蚕社の指導、更に大正以来の養蚕教師の活躍等もあって、大いに振興したが農業構造の変化や農家経済の改変に伴い、長い歴史と共に悲喜交々（こもごも）の話題を残して、現在では町内に数戸の飼育農家を残すのみである。

参考資料（団体・農業）

1　明治十六年（一八八三）紫波農談会設立願書
2　明治十七年（一八八四）県勧業委員設置準則及び勧業会設置準則・勧業諮問規則
3　明治二十七年（一八九四）県知事告諭「町村農会規則案」
4　岩手県史
5　明治十九年（一八八六）県蚕糸組合規約回議綴
6　明治二十年（一八八七）県勧業課回議綴
7　明治三十三年（一九〇〇）産業組合法
8　明治三十九年（一九〇六）産業組合法一部改正
9　明治四十二年（一九〇九）右同
10　昭和七年（一九三二）「産業組合中央金庫特別融資及び損失補償法」
11　昭和八年（一九三三）「農村負債整理組合法」「農業動産信用法」

12 昭和十八年（一九四三）農業団体法
13 昭和二十一年（一九四六）農業団体法改正
14 昭和二十二年（一九四七）「農業協同組合法」「農業団体整理法」
15 昭和二十六年（一九五一）「農林漁業組合再建整備法」
16 昭和二十八年（一九五三）「農林漁業組合連合会整備促進法」
17 昭和三十一年（一九五六）「農林漁業組合整備特別措置法」
18 昭和三十六年（一九六一）「農業協同組合合併助成法」
19 明治二十九年（一八九六）「獣疫予防法」
20 大正四年（一九一五）「畜産組合法」
21 昭和四年（一九二九）「家畜保険法」
22 昭和十三年（一九三八）「農業保険法」
23 昭和二十二年（一九四七）「農業災害補償法」
24 上平沢小学校編郷土叢書「我村の土地利用」
25 山王海土地改良区の歩み
26 岩手県農業史
27 岩手県百年史
28 鹿妻穴堰開発史
29 水分滋友会編「吾友」明治四十年八月より
30 岩手県公文書類纂
31 岩手県農地改革史
31 岩手県政の展望
32 広報「しわ」

第三節　商　工　業

当町の工業は本格的には酒造を除いては昭和三十五年（一九六〇）の誘致企業以降であろうか。藩制期の酒造の特筆に値することは第一巻で述べている通りで、工業といっても生活用具等の必要なことから、主に農家の還金手段といった家内工業でこれも既述の通りである。

明治期は県・郡共に工業は「勧業」の中に組入れられて商工業を一体視してきたことから、本篇では商工業を第三節に一括記述することにしたが、町村合併以降は商・工業を別個に分けることにした。

第一　明治以降の変遷

一、市　　日

明治政府は明治元年（一八六八）「商法大意」を布達して営業自由の原則をうちたて、商業の振興に力を入れて伝馬制の廃止、電信・郵便制度の確立、鉄道の布設、貨幣（かへい）の発行、郵便為替取引の制度と、次々に重商主義の夜明けを告げるかのような中央での動きに対して、当地方の郡山（こおりやま）・志和町一帯では外来商人の一党や桜屋につづく地元商人団はさておき、一般の商人ともいうべき人々は半農半商の行商というのが状態であった。

畳表のような特産品は別として、商品としての大量の生産力もなければ住民の購買力も少なかった当時にあっては、自給自足が主で、たりない物品食糧をゆずり合って暮していたらしい。

表四―四九　市日の地名と市日

市場	立市		
日詰	郡山市	毎月二十五の日	米穀・藺草
古館	二日町	二の日	二日市	二日・十二日・二十二日
	十日市	十の日	十日市	十日・二十日・三十日
赤石	四日町	四の日	四日市	四日・十四日・二十四日
長岡	六日町	六の日	六日市	六日・十六日・二十六日
水分	市の町			
彦部	姉市			

日詰の大正期には医師の薬師払いや、魚屋を始めとする商家には「えびす講」という慣習があった。「あきない」の語源は「秋に行う」という物との交換からきているといい、その専従者を「あきんど」といった。

現在町内にはそうした「あきない」の名ごりとして、市日の地名が残っており、また、立市日の日が不明な集落と思われる地名も残っている。

〔付記〕一説には日詰は月の終りの「日がつまった。」毎月の二十九日に市が開かれたともいう。

二、小売業

商業が戸籍に職業として登録されたのは明治四年（一八七一）の戸籍法を公布して、翌五年に編成された壬申戸籍からとされ、その商人の内訳は卸商・仲買商・小売商・雑商（旅籠・質屋・運漕・損料貸）に分かれていた。

日詰町、村谷伊七（日詰町の教科書販売店第一号）の家には明治十三年（一八八〇）七月四日付新聞の書写しで、県甲第五拾号の別紙として「営業税・雑種規則」が、当時利用したであろう盛岡紺屋町の東北電力盛岡支店の所に建っていた、第一国立銀行の名入り罫紙には次のように記されている。

「第一条　営業税中会社及ビ卸売商・仲買商・小売商ノ種目税額ヲ定ムル　左ノ如シ　但シ農家ノ穀菜果物・薪炭・糸・家畜・其ノ他・荒物（菜物・竹木及組物ノ類）及び漁猟者ノ魚介鳥獣等ノ自家採収製作ノ物品ヲ販売スルモノハ雑税ノ限りニ非ズ尤モ其製造所ヲ所持スルモノハ雑種税ニ依ル（会社）但シ通運会社ハ姑ク課税ヲ除ク」

卸売商・仲買商・小売商

○米穀　○魚類海草干魚魚糟共　○味噌酢醤油共　○醤麹　○塩　○砂糖茶　○菓子餅類　○青物乾物果物漬物共　○豆腐揚物蒟蒻納豆共　○粉類麺類澱粉共　○諸鳥獣肉鶏卵共　○氷　○薬種牛乳共　○呉服太物足袋共　○綿繰糸　○生糸蚕種真綿口糸繭糸綿共　○小間物袋物類煙管打糸類手遊物類筆墨硯釣道具類共　○塗器水漆仏器類柿渋共　○油蠟燭魚油□油生蠟石油共　○紙類書籍　○革細工物獣皮共　○陶器類瓦共　○銅鉄器地金共　○荒物傘下駄笠草履表竹皮組物桐油合羽　藍紺展灰砥石藁物類附木提燈荷鞍鍬柄曲物□石猪皮　○漁網　○畳表莫座共　○指物箪笥長持火鉢莨盆ノ類　○畳建具　○植木飼鳥共　○竹材木薪炭柾挽割物共　○石灰　○麻苧

但種目外各種類似ノ物品ヲ販売スル者ハ凡テ売揚高ニ合算スル者トス」右前年売揚金高」

とあって、写書には第二条以下が省略されていることは、小売商の関係箇所しか必要がなかったからであろう。

また、同家にはこの年に発行の郡役所から交付された小売免許証が十一枚現存されているし、小学校、高等小学校の教科書・学用品を販売し、小間物・荒物を商って役場・学校等の御用達をしていた。

表四―五〇　村谷伊七店の小売免許証の内容

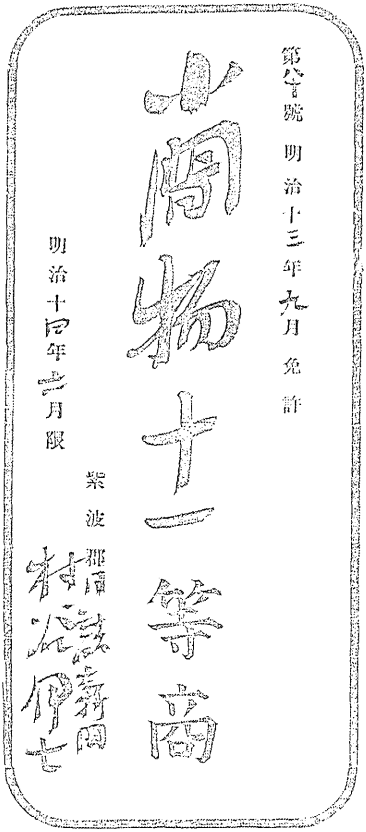
番号	品名	等商	番号	品名	等商
四九	紙類書籍	十一等商	六	陶器類	十二等商
三四	砂糖	〃	六	塗器水漆	〃
八〇	小間物	〃	三	革細工獣皮	〃
二三	粉類	十二等商	一四一	竹材木	〃
二九	塩	〃	三四	銅鉄器	〃
四四	呉服太物	〃			

当時、小野家の井筒屋支配人をしていた村谷儀兵衛の家にも同じ免許証が二十七枚残っている。

表四―五一　村谷儀兵衛店の小売免許証の内容

番号	品名	等商	番号	品名	等商
三	搾油所		九	指物	十二等商
九	醤油味噌酢製造所		一四	生糸	〃
七二	古着古金古道具	八等商	一八	麻	〃
一七一	古間物	〃	二〇	皮細工獣皮	〃
二六	砂糖・茶	九等商	二九	陶器類	〃
一〇四	紙類・書籍	〃	三一	綿繰糸	〃
二六	塗器水漆	十等商	六七	呉服太物	〃
九八	米穀	〃	七四	畳表・呉座	〃
一九九	油蠟	〃	一三六	諸鳥・獣肉	〃
三二八	荒物	〃	二〇六	青物乾物	〃
五一	粉類	十一等商	二二七	竹材木	〃
五三	塩	〃	二三一	魚類海草	〃
六六	銅鉄器	〃	二四七	菓子餅類	〃
三	石灰	十二等商			

これらの免許証は、明治十三年（一八八〇）に交付を受け、当時の商家は一軒で十一品目とか二十七品目と、この萬屋（よろずや）二軒に対して三十八枚の免許証が発行されていた。



三、市街地と宿駅の等級

県では明治十二年(一八七九)七月に、市街地と宿駅の等級を区分した。それによると町内では日詰地区の郡山(こおりやま)が三等で、日詰以外の旧八か村は六等となった。郡山と同じ三等地区から福岡・岩谷堂・高田・久慈が、現在では市制となっている。参考までにその全部を掲げることにする。

甲一八(明治十二、七、一五)

営業税雑種税規則ニ於ケル市街等級並宿駅等級左ノ通リ定メラル

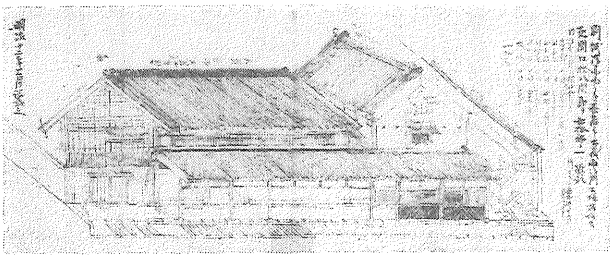


図4-22　日詰の金子七郎兵衛店(明治12年)

表四—五二　市街等級

一等	二等	三等	四等	五等	六等
盛岡	遠野	一戸	岩泉	金ケ崎、石鳥谷	以上ヲ除ク外町村
	花巻	福岡	土沢	下厨川、人首	
	宮古	沼宮内	大迫	（北岩手）渋民	
	浦鍬ケ崎	前沢	今泉	大野、涌津	
	釜石	山田	盛	薄衣、金沢	
	黒沢尻	大槌	藤沢	田老、唐丹	
	磐井	郡山	軽米	世田米、金田一	
	水沢	岩谷堂		浄法寺、荒谷？	
		千厩		下宮守	
		大原			
		高田			
		久慈			

四、紫波郡勧業会の設立と県勧業博覧会への出品

(一)　紫波郡勧業会の設立

明治十五年（一八八二）太政官布達第十三号によって、農業関係と商工業団体の勧業会の設立が義務づけられた。中央の行政府は商工務省の時で、これをうけて紫波郡に翌十六年（一八八三）八月二十一日、日詰で第一回勧業会議が清見与三郎・木村益三外十一名の委員によって開かれ紫波勧業会が設立した。

当時、商工業者の組織は商法会・商談会・商業会・商工業会等があり、農業関係者の機関は農談会・農業会・勧業会などであったが、大部分の地方では農商工を一本にしぼって勧業会としたところが多く、性格は行政の諮問機関であったので実効はあまりあがらなかった。

(二)　県勧業博覧会への出品

博覧会の走りは明治五年（一八七二）東京のお茶の水で開催され、この時に名古屋の金の鯱（しゃち）が人気を独占した。



図 4-23　大正年代の菓子レッテル

明治十七年（一八八四）には県が産業を奨励する目的で、盛岡市を会場に岩手県博覧会を開催した。

この時、紫波郡の勧業会は十四品を出展、その品目を一覧表にすると次のようであるが、前年二区域県の連合共進会で褒賞をうけた、赤沢の大豆「訪銀マメ」と郡山名物の「久間（ひさま）おこし」

は当時の記録のままに末尾にのせることとする。

表四―五三　県博覧会出展品目一覧表（その一）左の表中の葉莨の下欄の六、七町歩は六七畝歩の誤り

物名	産地・産出高・其ノ他	出品主
大豆	一反歩ニ付七斗五、六升収穫	栃内村　沢田　壮
大豆　訪ギンマメ	一反歩ニ付一石余収穫シ年ニ一町歩耕ス	東長岡村　藤原　理八
大豆　株一本添	一反歩ニ付九、七斗ニ、三升、耕作六反歩余	佐比内村　多田武治右衛門
内国種葉莨	一反歩ニ付二十五、六貫収穫　年ニ百貫余	佐比内村　高橋　金蔵
葉莨　十六年採収	一反歩ニ付二十四、五貫ヲ収穫シ　年ニ壱反六、七町歩ニ植ユ	舟久保村字中村　工藤　幸作
耐火粘土	山ノ中腹ヨリ下ニ位シ真土ノ間ニ在リ粘力強ク且能ク火ニ耐ユルモノナリ	北田村字砥堀　阿部　平助
白土	同村佐藤治郎七ノ持地ニテ潔白ナリ。村内ノ壁ニ用ユルモ輸送シタルコトナシ。精製シテ漆食ノ代用ナランモノカ審査ヲ乞フ	片寄村字小山沢　畠山　和太郎
石灰	同村字八幡ニアリ、タガ子ヲ以テ割リ取リ焼竈ニテ薪炭ト鉱石ヲ焼キ下ノ取出口ヨリ取リテ水化ス	赤沢村　梅沢　勘四郎
方言　アキビ石	上平沢村字滝名川明治九年発見出水ノ都度上流ヨリ流出スルモノト見得折ニ顕出ス	土舘村　浦田　嘉兵衛
指鍬台	同村下ノ屋敷自宅製造朴ノ木ニテ天明元年三月ヨリ創業	土舘村　鷹ノ嘴　三太郎
草刈鎌	上閉伊郡佐比内ノ鉄ヲ大迫ニテ精錬シ網ハ出雲産ヲ用フ。年産千六百枚程	日詰新田　内川　辰蔵
編笠	同村字大坪根田自宅製造　天保年中ヨリ年間各種取合。二百個程	土舘村　細川　喜久治

表四―五四　県博覧会出展品目一覧表（その二）

出品主	岩手県陸中国紫波郡遠山村　本間万之助	出品主	岩手県陸中国紫波郡日詰新田　堀功庄松
物名	大豆訪銀マメ	物品	久間オコシ
産地	陸中国紫波郡遠山村二子新坊	産地及び製造所	陸中国紫波郡日詰郡山、自宅製造
蒔付並ニ採収ノ期	五月下旬麦畑ニ合作ス。原肥ハ灰ニ小便ヲ注ギ置キ之ニ且糞ニ混ジ畦ニ散布シ其上ニ六七寸隔ニ、二粒ヅツ下種シ其后麦ヲ刈取リタルトキ根球ヲ堀返シ大豆ノ根ニ寄、后雑草ヲ去ルコト二度シテ九月下旬（彼岸）葉ヲ採摘シ十月下旬ニ至リ収穫ス	原料及び製造所	同国同郡ニテ産スル青大豆ヲ購求メエリテ引臼ニテ粉末トナシ絹簾ニカケコレヲ飴ニテ程ヨク練リ糖ヲ板ノ上ニ青大豆粉ヲ散布シヲキコノ上ニテ丸棒ヲ以テ適宜ノ厚サニナシ定規ヲ当テ庖丁ヲ以テ断チ製ス
産出高	一反歩ニ付六斗位収穫シ四反歩余ニ蒔付ク	営業人名	陸中国紫波郡日詰新田　堀切庄松
褒賞	明治十六年四月二区域県連合共進会ニ大豆出品。六等褒賞ヲ得タリ	産出高	一ケ年大小取交千本程
		製造機械	引臼・イリ鍋・麹・庖丁・定規・木鉢

五、日詰商業組合の設置

明治二十九年（一八九六）には盛岡に盛岡銀行が営業を開始し、三十年には盛岡に盛岡商業学校が創立されて、町の商業界も新しい時代への対応脱皮が感ぜられ、日詰町に明治三十一年（一八九八）二月、今後の商業を研究し業界の発展を目的として、組合理事長に「平六（ひらろく）」の平井貞助が選任され、理事三名、商議員十二名からなる日詰町商事組合を設立した。

日詰町商事組合設置ノ件

当日詰町商業ノ発達ヲ計ランカ為メ別紙之通商業組合組織候条此段及御届候也

明治三十一年二月十六日　　紫波郡日詰町長　清　見　与三郎

岩手県知事　服　部　一　三　殿

日詰商事組合規約

第一条　本組合ヲ日詰商事組合ト称シ日詰町ニ置ク

第二条　本組合ハ商事ニ関スル利害得失ヲ講究シ商業発達ヲ図ルニ以テ目的トス

第三条　本組合員ハ日詰町ニ於テ商業ニ従事シ本会ノ目的ヲ賛成スル者ヲ以テ組織ス

第四条　本組合ノ役員ト称スルモノ左ノ如シ

商議員　拾弐名

理事長　壱名

理　事　参名

第五条　当組合役員ハ組合員ノ互撰トシ各任期ヲ二ケ年トス

但シ再撰スルヿヲ得（こと）

第六条　商議員ハ常議会臨時会ニ提供スベキ重要問題ニ付予メ商議スルモノトス

第七条　理事ハ本組合万般ノ事務ヲ処理シ理事長之ヲ執掌（しっしょう）ス

第八条　常議会ハ隔月一回（十五日）開会シ臨時会ハ商議員三分ノ二以上ノ要求ニ拠リ理事長ニ於テ開会ノ通告ヲ為シ之ヲ開ク

第九条　本組ニ要スル会費ハ組合員ノ負担トシ隔月拾銭宛ヲ徴収スルモノトス

但シ会費ハ都合ニヨリ増減スルヿアルヘシ

第十条　本組合規約ハ組合員三分ノ二以上ノ同意ニテ修正スルヿヲ得

表四―五五　商事組合役員人名

役名	町名	番戸	姓名
理事長	日詰町	十八番戸	平井貞助
理事	同	百七番戸	戸田助六
同	同	弐百四十三番戸	星川徳治郎
同	同	四拾一番戸	関雄蔵
商議員	同	弐百五十六番戸	平井六衛ェ門
同	同	十八番戸	平井八十八
同	同	弐百卅七番戸	田村八十治
同	同	弐百四十六番戸	村谷彦兵衛
同	同	三十九番戸	村谷定八
同	同	弐百卅弐番戸	遠山久治
同	同	弐百四十五番戸	星川孫作
同	同	三十七番戸	星川治郎吉
同	同	三十三番戸	平井長吉
同	同	六十一番戸	田村権次郎
同	同	六十三番戸	高橋與五郎
同	同	百八番戸	高橋長？

収支予算書（隔月）

収入

一金四円　組合員四十名ヨリ徴収スヘキ分

但シ一名ニ付隔月一回金拾銭

支出

一金四円　此訳　金壱円五十銭　会議費

金壱円　印刷費

金五十銭　通信費

金壱円　諸雑費

右之通候也

明治三十一年二月十三日

日詰商事組合理事長　平井貞助

六、商業会社の出現

商業が近代化するにしたがって、その経営もこれまでの個人商店から資本を同志が出し合って信用度の高い会社組織が見られるようになった。

町内に始めて会社の出来たのは、明治三十一年（一八九八）二月十七日の盛岡銀行郡山支店で、所在地は日詰二

百五十八番地であったが、同三十九年（一九〇六）からは紫波郡役所の県への報告がなされず、本店において盛岡で手続しているものと思われる。

また、個人の会社として始めて登場するのが、横沢合資会社で日詰の九十六番戸に、明治三十七年（一九〇四）四月八日に資本金五千円で開店し、営業は金銭貸付業であった。それが明治末期には五社となり、内三社は日詰地区に集っていた。

表四―五六　明治三十八年十二月三十一日現在の商業会社

種類	名称	所在地	設立年月日	営業目的	資本金 総額	資本金 払込金	積立金	社債現在額
株式会社	盛岡銀行郡山支店	紫波郡日詰二百五十八番	明治三十年二月十七日	銀行営業及び貯蓄銀行の営業	普通銀行六七万円 貯蓄銀行三万円	四〇万千円	四〇万千円	二九万九千円
合資会社	横沢合名会社	紫波郡日詰町九十六番戸	明治三十七年四月八日	金銭貸付業	五千円	—	—	—

表四―五七　明治三十九年十二月三十一日現在の商業会社

会社種類	会社名称	所在地	設立年月日	営業目的	資本金 総額	資本金 払込済額	社債現在額
合名会社	横沢合名会社	日詰町	三十七年四月	貸金業	五千円	五千円	
合資会社	田村合資会社	日詰町	三十九年二月	海産物仲買	五千円	五千円	

表四―五八　明治四十四年十二月三十一日　現在の商工業会社

会社種類	会社名称	所在地	設立年月	事業目的	資本金 総額	資本金 払込済額	積立金	社債現在額
合名会社	横沢合名会社	日詰町	三十七年四月	貸金業	五、〇〇〇	五、〇〇〇	—	—
合資会社	合資会社日詰海産物問屋	日詰町	四十年十二月	海産物問屋	六、〇〇〇	六、〇〇〇	—	—
〃	合資会社平井商店	日詰町	四十二年四月	織物製造古着販売質屋	一、五〇〇	一、五〇〇	—	—
〃	日詰製氷合資会社	赤石村	四十四年一月	製氷貯蔵販売	九〇〇	九〇〇	—	—
合名会社	古館酒造合名会社	古館村	四十四年十二月	酒類製造販売	二、〇〇〇	二、〇〇〇	—	—

大正期の商業会社は通信交通機関等の発達によって物資の交易が増々盛んとなり、郡内の産業も大きく伸展して資本力、信用共個人経営より絶大な商業会社が大きく伸びて末期には登録十六社となった。

その内訳は、日詰八社・志和三社・赤石二社・佐比内、煙山、水分、各一社と、半数は日詰に集中していることは明治末期と同様であり、大正十四年（一九二五）現在の県下の会社数は、三百九十六社を一〇〇として、紫波郡内の比は〇・〇四％となり、商業会社の上からみてその伸びなやみが目立っている。

表四―五九　農商務省統計報告の商工業会社

（紫波郡役所報告文書）

会社ノ種類	会社ノ商号	本店の市町村名	設立年月	会社ノ目的	資本金又ハ出資額 総額	資本金又ハ出資額 払込額	積立金	利益金	配当金 金額	配当金 配当率	損失金
合名会社	横沢合名会社	日詰町	三十七年四月	貸金業	五、〇〇〇	五、〇〇〇	—	一五〇	—	—	—
合資会社	合資会社日詰海産物問屋	〃	四十年十二月	海産物問屋業	六、〇〇〇	六、〇〇〇	一	—	—	—	五五七
同	合資会社平井商店	〃	四十二年四月	織物製造古着販売質業	一、五〇〇	一、五〇〇	八〇	一五	—	—	—
同	日詰製氷合資会社	赤石村	四十三年十二月	製氷貯蔵販売	九〇〇	九〇〇	—	—	—	—	—
合名会社	古館酒造合名会社	古館村	四十四年十二月	酒類製造販売	二、〇〇〇	二、〇〇〇	—	—	—	—	三九五
株式会社	紫波牛馬市場株式会社	日詰町	大正元年八月	牛馬市場開設	一〇、〇〇〇	三、五〇〇		九七	—	—	—
合名会社	合名会社日詰麹製造所	〃	大正二年十月	麹製造販売	五五〇	五五〇	一二〇	五四五	—	—	—
同	志和麹製造合名会社	志和村	大正二年九月	右同	一、五〇〇	一、五〇〇	—	—	—	—	—
同	上平沢麹製造合名会社	〃	大正二年九月	右同	三〇〇	三〇〇	—	—	—	—	—
株式会社	紫波信託株式会社	日詰町	大正四年五月	金銭貸付	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三六	五二〇	四九四	六六	—
合名会社	藤原合名会社	水分村	大正五年〇月	種苗肥料販売	二、〇〇〇	二、〇〇〇	—	—	—	—	—

統第四六号

大正十四年三月五日　　紫波郡長　㊞

岩手県知事　後藤祐明殿

第三四　会社票ノ件

左記会社ニ係ル標調査票別紙ノ通取纏メ及進達候也

尚株式会社村井酒造店分ハ営業中止中ノ趣ニテ未提出ナルモナヲ調査提出方照会中ニ候ヘハ追而進達可致申添ヘ候

記

紫波牛馬市場株式会社
合名会社　日詰麹製造所
横沢合名会社
株式会社紫波海産物市場
紫波信託株式会社
矢幅興業合名会社
藤原合名会社
志和麹製造合名会社
合名会社志和製穀製粉所
上平沢麹製造合名会社
㊐日詰製材株式会社
㊊製材合資会社
日詰製氷合資会社
高雄石灰株式会社
（大正十二年　八月設立）桜町醤油醸造合資会社
（大正十二年十二月設立）日詰焼酎醸造合資会社

七、明治後期の日詰町の商工業

日詰町内の商工業関係の営業として、明治三十五年（一九〇二）度の県税賦課の町議会会議録によると、次の職

種が記入されている。

1	料理屋業	七軒
2	製造業のうち（機業と染彩）	一軒
3	精米	一軒
4	精粉・土摺	一軒
5	木履業	二軒
6	鍛冶	九軒
7	桶屋	四軒
8	物品販売業	六十四軒
9	行商業	十四軒
10	旅人宿業	三軒
11	運送業	四軒
12	製造業	十五軒
13	職工	二十三軒
14	湯屋業	一軒

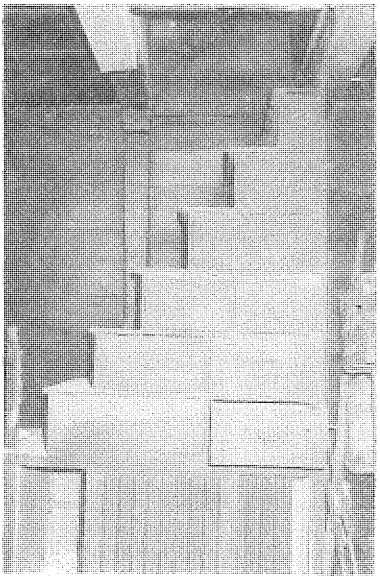


図 4-24　幾久屋金子七郎兵衛店の箱階

八、工場の登録

町内の工業を見ると当時の工場の登録に、明治四十一年（一九〇八）三月創業の村井酒造場店が、従業員十二名で就業日数は年間一八〇日とある。

続いて、明治四十四年（一九一一）の農商務省統計報告書には、製錬工場として金鉱製錬量一八六匁・小田中機業所の綿織物二、九五七反（三、三〇一円）・弥勒地機業所の綿織物三、〇〇〇反（三、〇〇〇円）の生産量と価

額で、これらの工場職工は十人以上であり、そのころには彦部機業伝習所もあったが、職工が十人未満であったために報告書には掲載されていない。

また、同四十四年（一九一一）度の日詰町勢要覧によると日詰には、酒造場（平長酒造）一で職工八人・機業工場（福地機業）一で職工が十五人・経木真田仕上場一で職工が八十七人、工業製品は綿織が二、四〇七反・木器が九、〇三〇箇・鉄器が四、九〇〇箇・経木真田が一四、四〇〇箇・酒が五五〇石であった。

大正四年（一九一五）十二月末の報告では工場の登録が、次のようになっている。

表四―六〇　工場の登録（大正四年一二月末・その一）

工場名称	工場所在郡市町村	工場主名	創業年月	主要製品	一ケ年間就業日数	一日就業時間	直接作業ニ従事スル者ノ数						職工一人一日ノ賃銭		労働人夫ノ数
							男	女	計	十五歳以上	十五歳未満十二歳以上	十二歳未満	十五銭以上	十五銭未満	
村井酒店	志和村	株式会社村井酒店	明治四十一年三月	酒類	一八〇	一〇	一一		一一	一一			四〇		一
福地機業工場	日詰町	福地コト	明治四十年四月	綿織物	三〇〇	夏冬一〇九	二二		二二	二二			二五		

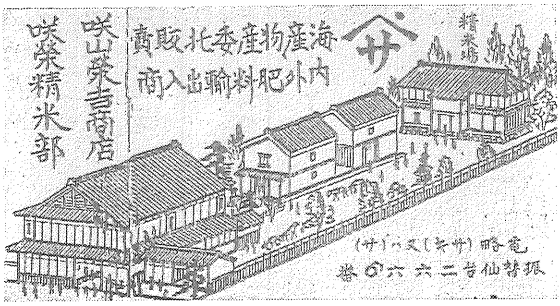


図 4-25　日詰の商店（大正年代）

表四―六一　工場の登録（大正四年一二月末・その二）

工場名称		製品ノ種類						価額合計
		清酒	白酒	焼酎	綿織物	金	金鉱石	
村井酒店	数量	六〇〇石	二〇	二〇				二六、二〇〇
	価額	三四、〇〇〇円	一、〇〇〇	一、二〇〇				
福地機業工場	数量				三、五〇〇反			三、六〇〇
	価額				三、六〇〇円			

また、大正十年（一九二一）十二月末日現在では次のようになっている。

表四―六二　工場の登録（大正一〇年一二月末）

会社名（氏名）	住所	取締役社長	種類	創業	製造数量等
饌村井酒店	志和村	村井孫兵衛	酒類製造	三百年以前ニ付不詳	清酒一、〇九二石。白酒四八石。焼酎三七石
平六醤油店	日詰町	平井範助	醤油製造	明治元年	四〇〇石
平井酒造場	〃	平井長吉	酒類製造	明治四十四年	清酒七〇〇石・焼酎二〇石
饌星川菓子種製造所	〃	星川治郎吉	菓子種製造	大正八年	六、二〇〇
野村由太郎	〃	野村由太郎	精米加工	大正七年	四、八〇〇石
咲山栄吉	〃	咲山栄吉	〃　賃業	大正十年	二五〇石
北栃岩次郎	〃	北栃岩次郎	〃　加工	大正九年	八、〇〇〇石
横沢酒造所	古館村	横沢徳四郎	酒類製造販売	明治二十九年	清酒、焼酎

九、昭和戦中後時代

昭和二年（一九二七）ＮＹ（ニューヨーク）株式市場の大崩壊（ほうかい）が導火線となって世界に不景気をもたらし、四年後には県下でも例の銀行パニックが起り、世界は経済的にブロック化し、日本は日満、日満支、大東亜共栄圏と東亜の民族の生存権を賭けて暗黒が続く動乱の昭和時代に突入した。

戦時中の資料統計書類は終戦時にその筋の命によって焼却処分に付せられ、戦後の分は疎開先への分散保存とか、組織の改廃にともない建物の移転等混乱期とあって整理され、現在は、国・県・地方ともにおしなべて皆無に近い状態となっている。

したがって、戦中戦後の統制経済と、その撤廃（てっぱい）された昭和二十四年までの商工経済関係の空白を、県や国の統制経済（日本経済新聞社版「日本経済史」有斐閣版）等から、当時の関係法令を拾って埋めることとする。

●昭和十二年（一九三七）

「臨時資金調整法」「輸出入品等臨時措置法」「軍事工業動員法の適用に関する法律」という一連の統制法律が制定されて、軍需優先の民需平和産業抑制政策がとられた。

表四―六三

産業		
甲	資金をまわして積極育成	軍事産業
乙	ケースバイケース	甲、いずれにも属しないもの
丙	抑制	センイ・紙・旅館・飲食店

●昭和十三年（一九三八）

物資動員計画が発動して、ヤミ取締、経済警察が発足、国家総動員法発令、五十条からなる物品販売価格取締規

則で、商品九九〇種の公定価格㊙が定められて価格統制へスタートした。

はじめは繊維関係、皮革、麻、材木、ゴム化学製品など原材料が主であったが、七月には氷、八月は木炭・練炭・亜炭・紙、十月には鶏卵・傘・マッチ、十二月には薪もなった。

●昭和十四年（一九三九）

醤油・各種機械類・味噌・砂糖・コーヒー・清涼飲料・清酒・ビールも統制。

●昭和十五年（一九四〇）

「経済新体制」は近衛内閣の「上意下達、下意上達」の末端機関として、隣組が生まれて商業部門の配給経済の機関として活躍した。

●昭和十六年（一九四一）

太平洋戦争に入った年で産業設備営団法・企業許可令・物価統制令が公布された。

●昭和十七年（一九四二）

重要物資管理令・企業整備令によって中小企業整理統合が始まり、小企業はその実績を売って比較的大きい企業に統合された。この時の実績の代償として支払われた金は、ほとんどが所得税として納め、中小商工業者は泣きの涙で仕事を離れた受難時代を現出した。

「重要産業団体会」では人的統制にも及び、ガダルカナルで仙台二師団が苦戦をし転戦を余儀なくされて、戦局の挽回に飛行機の増産の目的から陸海軍工場の統合が必要と軍需省ができた。

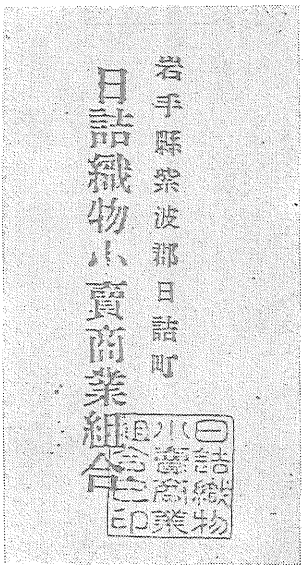


図 4-26　商業組合の印

●昭和十八年（一九四三）
「軍需会社法」は民間会社をそっくり軍需会社に指定し、従業者は全員現地で徴用となった。
商工経済法によって商工経済会が都道府県単位に四十七会になった。

●昭和十九年（一九四四）
軍需会社への貸付は政府が保証をもち、大銀行は格差を一段と拡げた。

●昭和二十年（一九四五）
終戦による統制の撤廃は戦時中の軍事契約保証、復員軍人への退職金等で支出が増大し、米作は平年作の三分の二の不作から、統制撤廃の方向にあったが続行となった。
この年の国民総生産額は昭和十年（一九三五）当時生産額と同額といわれている。

●昭和二十一年（一九四六）
産業界は僅かな資材を利用して傾斜生産方式が開始され、社団法人盛岡商工会議所も設立された。

●昭和二十二年（一九四七）
㊙がぐらつき始める。

●昭和二十三年（一九四八）
アメリカから「経済九原則」が指令された。

●昭和二十四年（一九四九）
ドッチラインで戦事中の統制が撤廃されて、商工業を含めて産業界の戦時は終った。

●昭和二十八年（一九五三）
現在の商工会議所法が制定され、十月に盛岡商工会議所が設立された。

十、紫波町合併以後

(一)　商　業

町内の日詰商店街・上平沢商店街・日詰駅前商店街は、県都盛岡市と商工観光都市花巻市の中間であって、交通機関の発達と若手労働力の流出によって商業活動が停滞しがちであったが、近年は紫波町商工会を中心に商店街近代化へと脱皮をはかっている。

表四―六四　商店数及び従業者数（昭和三一年七月一日現在）

地区別	総数		甲店数		乙店数	
	商店数	従業者数	商店数	従業者数	商店数	従業者数
日詰	一四六	三八八	二九	一二六	一一七	二六二
古館	三九	六八	一	三	三八	六五
水分	二二	五〇	二	七	二〇	四三
志和	五四	九八	一	七	五三	九一
赤石	五四	一一八	二	二二	五二	九六
彦部	三〇	四七	二	六	二八	四一
佐比内	一八	五九	一	二五	一七	三四
赤沢	九	四〇	一	二一	八	一九
長岡	一三	二四	一	三	一二	二一
計	三八五	八九二	四〇	二二〇	三四五	六七二

（注）　甲店舗とは法人経済及び個人経営常用労務者のいる店舗をいい、乙店舗とは個人経営で家族従事者のみで常用労務者のいない店舗をいう。

（紫波町町勢要覧より）

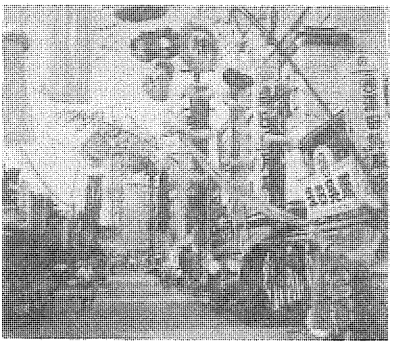


図 4-28　日詰商店街七夕（昭和30年代）



図 4-27　日詰商店街（昭和41年頃）

表四―六五　町内の卸・小売業商店数その他調（昭和三五年）

中分類	小分類	商店数	従業員数	年間販売額
総数		四九一戸	一、〇四五人	九五三、九五七千円
卸売業	食料品卸	一八戸	七〇人	一七〇、七四八千円
	代理・仲立業	二二戸	二二人	三、八四八千円
	その他	九戸	二二人	六七、六六九千円
小売業	織物・衣服・履物	三二戸	九一人	一二五、九三三千円
	織物・衣服・くつ・履物	一二戸	二〇人	九、八九一千円
小売業 飲食料品	酒・調味料	四一戸	七一人	七一、三二二千円
	食肉・鮮魚・乾物	四三戸	一〇二人	八二、四〇一千円
	野菜・果実	一四戸	三四人	四七、九八〇千円
	菓子パン	一〇七戸	一六四人	六七、一四九千円
	その他	三五戸	六七人	三二、八四六千円
飲食店	飲食店	三九戸	一二六人	三一、八六四千円
小売業	自転車・荷車	二〇戸	四〇人	三〇、八二二千円
	家具・建具	五戸	七人	四、〇四五千円
	電機・器具	一四戸	二三人	二〇、五一四千円
	その他	六戸	一五人	三四、五一二千円
	医療化粧品	五	一一人	六、四八四千円
	農耕用品	六	二七人	五七、七五〇千円
	焼料	六	八人	四、六四二千円
	その他	五七	一二五人	八三、五三七千円

表四―六六　町内の小売業商店数その他調

（単位　店、人、万円）

年次	商店数	増減率	従業者数	増減率	商品販売額等	増減率
昭和四七年	三八〇	―%	一、一二八	―%	四一六、六六七	―%
同　四九年	三九九	五・〇%	一、一〇五	△二・一%	六二九、八一五	五一・二%
同　五一年	四〇五	一・五%	一、一二八	二・一%	九三五、三〇四	四八・五%
同　五四年	四〇〇	△一・三%	一、二六六	一二・二%	一、二八三、五四五	三七・二%

（資料　商業統計調査）

表四―六七　町内の卸売業商店数その他調

（単位　店、人、万円）

年次	商店数	増減率	従業者数	増減率	商品販売額等	増減率
昭和四七年	四〇	―%	一四〇	―%	一三四、三八九	―%
同　四九年	四二	五・〇%	一八〇	二八・六%	一七六、一四五	三一・一%
同　五一年	四七	一一・九%	一七五	△二・九%	二七九、三一九	五八・六%
同　五四年	五四	一四・九%	一六五	△五・七%	三五七、二〇一	二七・九%

（資料　商業統計調査）

表四一六ハ　購買額および商業統計

（43年商業統計）

町村名	人口 / 世帯数 A	小売商店数 B	人口1万人当り商店数 B/A	市町村内消費購買額 C	年間販売額 D	町村商店販売占拠率 D/C	1店当り販売額 D/B	県平均との比率	従業者数 E	1店当従業者数 E/B	1人当り販売額 D/E
		店	店	百万円	万円	%	千円	%	人	人	千円
紫波町	26,707人 / 5,797世帯	394	147	2,532	279,642	110.4	7,097	80.0	994	2.52	2,813
矢巾町	13,189 / 2,745	135	102	1,199	81,342	67.8	6,025	68.0	303	2.24	2,685
石鳥谷町	16,107 / 3,648	238	147	1,593	155,823	97.8	6,547	73.9	608	2.55	2,562
大迫町	9,659 / 1,996	133	137	871	62,455	71.7	4,695	53.0	303	2.27	2,061
都南村	15,363 / 3,139	129	83	1,371	218,498	159.3	16,937	191.2	507	3.93	4,310
盛岡市	186,307 / 59,008	2,561	135	25,774	4,622,340	179.5	18,262	206.1	12,155	4.80	3,803
花巻市	63,806 / 15,746	958	150	6,877	1,077,248	171.1	12,288	138.7	3,918	4.08	3,005
県全体	385,248 / 332,510	19,953	144	14,524,000	17,673,174	121.6	8,857	(100)	60,591	3.03	2,917

（注）(1) 人口，世帯数は昭和43年10月1日現在（住民登録）による。

(2) 消費購買額は，当該市町村別家計消費支出調がないので「岩手県消費実態調査」43年11月県平均を推計した。業務用購買額は含めない。

(二)　工　業

紫波町には基幹的工業がなく、昭和五十五年（一九八〇）現在で食料品製造業・よう業・土石製品製造業・木材木製品製造業等を主に七十五社があり、従業員数は一、九〇七人で約三四〇億円の製造品出荷額で、これを一事業所当りにすると従業員数二十五人、製造品出荷額は約四五、三〇〇万円となる。この数字は県平均を上まわるものの従業者三十人以下の小規模企業が、町内全体企業の八〇％を占めている。

表四―六九　町内の工場及び従業者数

（紫波町町勢要覧　昭和三〇年一二月三一日現在）

地区	経営態別				従業者数別						計	
	法人		個人		四人以上		三人以下					
	工場数	従業者数	工場数	従業者数	工場数	従業者数	工場数	従業者数			工場数	従業者数
日詰	八	八五	五	一二	五	七八	八	一九			一三	九七
古館	一	九	—	—	一	九	—	—			一	九
水分	一	一	一	一〇	—	一〇	一	一			二	一一
志和	二	二三	七	二二	三	三二	六	一三			九	四五
赤石	一	二	一三	二八	—	—	一四	三〇			一四	三〇
彦部	—	—	二	四	—	—	二	四			二	四
佐比内	一	三二	—	—	一	三二	—	—			一	三二
赤沢	—	—	一	一	—	—	一	一			一	一
長岡	一	九	一	三	一	九	一	三			二	一二
計	一五	一六一	三〇	八〇	一二	一七〇	三三	七一			四五	二四一

表四―七〇　町内の業種別工業の推移

（単位　人・万円）

区分	昭和四五年			昭和五〇年			昭和五五年		
	事業所数	従業者数	出荷額等	事業所数	従業者数	出荷額等	事業所数	従業者数	出荷額等
製造業									
食料品製造業	二四	三三五	一五、八五	三	一、〇〇二	一、六六一、八五三	二四	九七五	二、四四三、五〇九
繊維工業	二	×	×	四	五九	一九、五四八	四	三七	三〇、四二六
衣服その他繊維製品	―	―	―	―	―	―	一	×	×
製造業									
木材、木製品製造業	一〇	一五〇	四六、五二三	八	一三七	六五、八三五	一一	一一九	九五、三四四
家具、装備品製造業	九	二四	二、三七四	六	一七	三、九四一	七	一九	六、二九八
パルプ、紙、紙加工品	一	×	×	一	×	×	二	×	×
出版、印刷同関連産業	三	一七	一、八五〇	二	×	×	二	×	×
石油製品、石炭製品	―	―	―	一	×	×	一	×	×
窯業、土石製品製造業	七	六四	八、三三〇	二	一八四	一九、八七五	二	一八一	三、七六、八五五
金属製品製造業	三	三九	二、七六〇	三	二八	二、四三二	二	×	×
一般機械器具製造業	―	―	―	一	×	×	二	×	×
電気機械器具製造業	三	四〇九	五、一三三	五	三七	一三五、八五一	三	四〇二	三九、一二五
輸送用機械器具製造業	―	―	―	一	×	×	一	×	×
精密機械器具製造業	一	×	×	一	×	×	一	×	×
その他製造業	三	七七	一四、八四	五	一三八	四四、四七三	四	六九	六〇、五〇八
総計	六六	一、一四五	三九、三七一	七三	一、九二五	二、一五五、四七二	七五	一、九〇七	三、三九六、九三

資料　工業統計調査。

表四―七一　町内の製造業の推移

（単位　万円）

区分	事業所数	従業者数	現金給与総額	製造品出荷額等	一事業所当たり製造品出荷額等		従業者一人当たり製造品出荷額等	
					紫波町	岩手県	紫波町	岩手県	全国
昭和四五年	六六	一、一四五	—	二九、二七一	四、四二八	七、一三八	三七四	五九一	
昭和五〇年	七二	一、九二五	二〇、一八四	二、一五五、四七二	二九、九二七	一四、六八八	一、一二四	六九五	一、一三八
昭和五一年	七二	一、八八三	二五〇、四七六	二、四一三、三〇三	三三、〇五九	一七、八二七	一、二八三	八二〇	一、三〇四
昭和五二年	七三	一、九三三	二七八、〇六七	二、五四八、八〇一	三四、九一五	一九、三二七	一、三二九	八九四	一、四四三
昭和五三年	八〇	一、九二九	三二一、〇九三	二、八四二、一一四	三五、五二六	二〇、〇〇二	一、四六六	九五八	一、五一三
昭和五四年	七八	一、九七八	三三七、三七	二、八九二、九四八	三七、〇八九	三三、二五九	一、四六三	一、〇五六	一、六九七
昭和五五年	七五	一、九〇七	三七一、九四九	三、三九六、九三三	四五、二九二	二四、五四	一、七八一	一、一五五	一、九四四

資料　工業統計調査。

表四―七二　町内の従業者規模別事業所数、従業者数及び出荷額の状況

（昭和五五年）

区分	事業所数		従業者数（人）		製造品出荷額等（万円）	
	実数	構成比（%）	実数	構成比（%）	実数	構成比（%）
三人以下	一九	二五・三	三七	一・九	一四、三三五	〇・四
四～九人	二四	三二・〇	一五六	八・二	九四、二八四	二・八
一〇～一九人	一三	一七・三	一七六	九・二	一九七、三八二	五・八
二〇～二九人	五	六・七	一三三	六・四	一五六、八三二	四・六
三〇～四九人	六	八・〇	二三九	一三・五	三七一、〇一六	一〇・九
五〇～九九人	四	五・三	二九六	一五・五	二九八、四三九	八・八
一〇〇～一九九人	二	二・七	×	×	×	×
二〇〇人以上	二	二・七	×	×	×	×
総数	七五	一〇〇・〇	一、九〇七	一〇〇・〇	三、三九六、九三三	一〇〇・〇

資料　工業統計調査。

第二　商工会等の設立

一、紫波町商工会

昭和三十五年（一九六〇）六月十日の「商工会の組織等に関する法律」をうけて、九月に紫波町商工会が創立し、任意団体から社団法人団体へと二度にわたって発展的解消して現在（昭和五六年）に至った。

㈠　任意団体時代

昭和三十年（一九五五）紫波町誕生と共に、日詰商工振興会を率いる寺田賢治が音頭をとって、紫波町商業会が結成され、翌年には商工業者の組織にふさわしい紫波町商工会と改称した。

会長理事に寺田賢治・副会長に蒲原宮松・葛岡庸之助で発足したが、社団法人への移行のために脱皮を迫られて昭和三十三年（一九五八）に町産業課の指導のもとに組織替えの準備を進め、三十四年（一九五九）九月に解散、会員二五〇名・配分金は四九五円宛であった。

㈡　社団法人時代

発起人は二代会長の大野宗三外二十四名の設立者により、昭和三十四年（一九五九）十月二十五日に午前中の前述紫波町商工会解散総会に続き、午後に創立総会を開き社団法人団体に生まれかわった。

法人制への移行は町内業者が大同団結して発言力を強め、自立自衛の態勢を整えて業界発展の基礎を固めるにあった。

しかし、この体制も永くは続かず、翌年六月「商工会の組織に関する法律」が施行されるにあたり、当時の会長

佐藤又四郎等が体制移行の準備を進めて、九月二十五日の午前中は解散総会、午後は創立総会となって現在の紫波町商工会が新たに発足をした。

㈢　紫波町商工会

紫波町商工会は二度の発展的解散をしての組織替えを行い、近代的合理化、近辺の大型店や生協購買の圧迫への対応となった。

(1)　模索の時代（昭和三十五～三十九年）

経営改善及び事業に幾度もの試行錯誤を経過してきた。

・日詰街灯委員会（代表・富岡正雄）による水銀灯六三基を二四四万円で設置
・中元連合大売出しの参加三〇〇余店
・元祖「びっくり市」第一回出店十三・売上額約五五万円

(2)　商工会館建設と組織強化時代（昭和四十～四十四年）

・昭和五十四年（一九七九）八月二十六日に四〇五万円で商工会館落成
・日詰青色申告協会・志和青色申告協会を合併し紫波町青色申告協会を発足

(3)　近代化計画と指導体制強化の時代（昭和四十五年～四十九年）

・紫波町広域商業診断
・近代化意欲始動
・税務指導の強化
・青年部、婦人部の活潑化
・総合指導力の強化

各地区サービス店会・スタンプ団体を統合し「紫波町ダイヤスタンプ会」の発足

・観光事業スタート

桜まつり（予算一六〇万円）夏まつり（花火一八〇万円、盆踊七九万円）

・国体協力（一一〇万円）と駐車場の設置（三〇万円）

(4)　総合対応時代（昭和五十年～五十四年）

・動き出した商店近代化――セットバック開始

・記帳機械化の促進――TEC端末機導入事業（八〇万円）

・大型店時代――たたんショッピングセンター・ハピー日詰店

二、日詰商店会

現在の日詰商店会の母体は昭和二十八年（一九五三）八月十九日に設立された日詰町商工振興会であり、日詰サービス店会を経てきた。

(一)　日詰町商工振興会

昭和二十八年（一九五三）八月、寺田賢治・木村雄蔵・渡辺正次郎等が設立発起人となって、日詰地区内の商工業者・サービス業者・医院など百三十二名を会員として発足し、初代会長に寺田賢治が就任、売出し・会員相互の研修親睦等を主な事業とした。

運営基金は会員が二万円から二千円出資をし、解散時の剰余金約一二四万円の処分は紫波橋外灯料として二〇万円を町に寄付、道路補修補助金として野村介石・小早川貞の二人に各三万円配分、残額は一三二名の会員に平等配分をした。

解散時の記録の要旨は次の通りである。

「日詰商工振興会は、昭和二十九年（一九五四）二月十九日第二回総会に於て基本金の造成を決議し、爾来昭和三十三年（一九五八）十月解散に至るまでに一二四万一〇五五円の基本金を積立てることを得た。このような成果をあげた蔭には、会員以外の三十八人より十三万三千円の寄付の賜ものがあったことで、その恩情に感謝すると共に芳名を永く伝えるよう解散に当って基本台帳を後身の日詰サービス店会に移譲した。継承したサービス店会はその篤志寄付者の好意をうけて今後も続けて蓄積することにした。」

(二)　日詰サービス店会

日詰サービス店会は、昭和三十三年（一九五八）八月七日に日詰町商工振興会の解散をうけて、会員八十名が出資金三千円を拠出して設立され、初代会長に富岡政雄・副会長に鈴木敬吉が就任した。

主な事業としてサービス券の発行による顧客の固定化促進であったが、当初の予想に反してスタンプ活動は停滞を余儀なくされ、昭和三十九年（一九六四）日詰の中心部十店の構成で日詰中央名店会が設立、ラッキースタンプを発行し競合するに至った。

この二つのサービス機関はそれぞれの活動をしながら、昭和四十年（一九六五）十二月の日詰商店会設立まで続いた。

(三)　日詰商店会

日詰商店会は日詰サービス店会を発展的に解散して昭和四十年（一九六五）十二月五日に設立総会を開催、初代

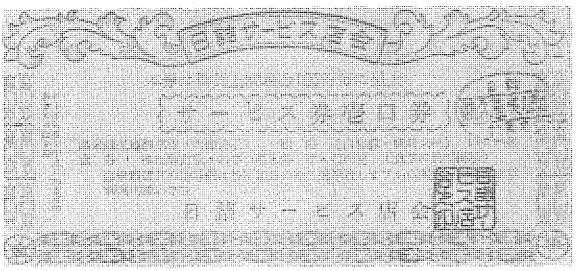


図4-29　日詰サービス店会のサービス券（昭和36年）

会長に村谷儀八郎が就任した。

会員構成はサービス店会と同じで、事業内容も日詰スタンプの発行・研修会等の開催・売出しなどで、特別に新しい事業はないものの会運営の財政は会費を充当し、会活動に青年部組織の「はまち会」が誕生して活発な活動を展開している。

現在は（昭和五六年）駐車場管理・街路灯の維持管理、街路放送などを行っている。

二代会長　大野重夫（46年～
三　〃　照井卯太郎（51年～
四　〃　鈴木敬吉（56年～

〔日詰はまち会〕

日詰商店会青年部の別称で昭和五十二年（一九七七）十一月に、二十歳から四十歳までの商店後継者三十四名で発足した。

折から高度経済成長からオイルショックを経て低成長時代に入り、大型店攻勢の強化と共に将来を懸念する日詰の商店後継者が期せずして足並みを揃えることとなった。

夜市や売出しの企画と実施・商店振興に関した催しへの協力・奉仕活動・他団体との交流・近代化への勉強やPR紙の発行等々、これまでの日詰に見られなかったユニークで積極的な活動によって、商店会内部はもとより一般町民にもその意欲と実績を高く評価されている。

初代会長　野村　晋（～55年5月
二代　〃　中村淳一（55年6月～

三、志和サービス店会

志和サービス店会は、志和の山善（田口淳夫）が東京の仕入先の奉仕券にヒントを得て、田口元三と発起人となって昭和三十年（一九五五）五月発足、会員九名・入会金二千円で事業はサービス券の発行・招待会開催・宣伝広告・研究視察であった。

◉サービス券発行要項

1　期間　六か月
2　発行期間は発行期日最終日後一か月間迄を有効とする。
3　発行基本対象金額は二〇〇円とし一枚宛の発行とする。
4　各店負担額は二〇〇円に対して二％とする。
5　サービス券は本会事務所で発行し現金で配布をする。
6　加盟店は会員証を店頭に掲げる。

招待会は内丸座と契約をして上平沢・水分小学校で映画会、観光旅行・温泉招待旅行と人気を呼んで、水分地区の商店加入をうながし、昭和三十三年（一九五八）九月から「志和水分サービス店会」と改称し、会員は四十六名となった。

昭和五十五年（一九八〇）にはサービス券をスタンプへと切替えを契機に、過去九か年間の無期限扱いのサービス券の回収交換を実施、回収枚数約一、一四〇万枚で回収率は九五・九％、県内のスタンプ会のトップ回収率で、同スタンプ会が地域密着のサービスが顧客への信頼度のあらわれであった。

四、協同組合「紫波優良店会」

日詰商工振興会長の寺田賢治が発起人となり、協同組合法による紫波優良店会が昭和三十五年（一九六〇）六月に発足をした。業務はチケットによる割賦販売・転貸事業また組合員取引金融機関からの連帯保証等までで、出資金は一口一万円で会員九十名であった。

初代理事長　富岡正雄　二代理事長　富岡正雄　三代理事長　寺田甲七
四代理事長　原六之助　事務局長　藤原恵蔵（発足以来）

第三誘致企業

昭和三十五年（一九六〇）五月に町では「工場設置奨励条例」を制定、町内に工場を新設する者に対して便宜の供与・奨励措置を講じて本町産業興隆と町勢進展を図ることとなった。さらに、昭和五十二年（一九七七）には「農村地域工業導入促進法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例」を制定した。

紫波町内の昭和五十五年（一九八〇）現在で、企業誘致工場数二一（町内全工場の二八％）・従業者数一四、三五八人（町内全従業者の七五・二％）・製造品出荷額三〇五、三〇〇万円（町内総出荷額の八九・九％）となった。

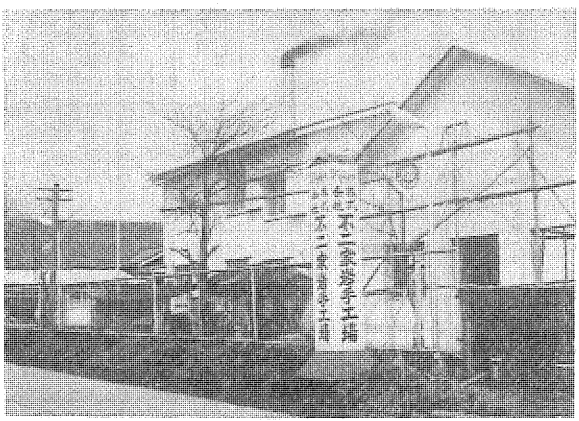


図 4-30　誘致された「不二家」工場（昭和36年頃）

昭和五十六年（一九八一）度現在の誘致企業は次の通りである。

表四―七三　企業概況調査

（昭和五六年現在　紫波企画課調）

企業名	代表者名	住所	本・支社の別	本社の住所	資本金	製品名
㈱不二家岩手工場	多田伝五郎	高水寺字欠上り二の三	昭三五・支	東京都中央区銀座七丁目三の一七	五、四三二、二五〇千円	飴菓子、煉乳、バター
イワテプリミート㈱	諸岡俊雄	星山字間野村六七	昭四一・本		三〇、〇〇〇千円	生肉、ハム、ベーコン
㈱丸の内工芸	中野長節	大巻字上山三の三	昭四三・支	東京都練馬区早宮	五〇、〇〇〇千円	プラスチック板加工
朝日電機工業㈱	村上実	平沢字的場二〇	昭四三・本	京都府	五七、四〇〇千円	配線用しゃ断器、コンデンサ
日管電機工業㈱	飯塚伝次	犬吠森字間木沢七	昭四六・本		三〇、〇〇〇千円	ガラス製絶縁物
㈱昭産食鳥	阿部通	北日詰字城内六五	昭四六・支	東京都千代田区神田昭和産業㈱昭産商事㈱	一〇、〇〇〇千円	ブロイラー解体品
㈱岩手畜産流通センター	岩持静麻	犬渕字南谷地二〇	昭四七・本		一、〇八四、四五〇千円	食肉、食肉加工品
紫波カイハツ生コンクリート㈱	高橋賢蔵	南日詰字滝名川一五の五	昭四七・支	宮城県　カイハツ産業株式会社	三〇、〇〇〇千円	生コンクリート
㈱宮田製菓	吉田靖	南日詰字箱清水二八の三	昭四七・支	東京都　大草商事株式会社	二、五〇〇千円	パン、菓子
㈱岩手精米	藤村久喜	稲藤字牡丹野	昭四七・支	盛岡市馬場町四の一	七、〇〇〇千円	酒造用精米、搗精副産物
岩手県酒造協同組合	藤村久喜	稲藤字牡丹野	昭四七・支	〃	四、〇〇〇千円	酒造用精米、搗精副産物
㈱花月堂	北田政蔵	江柄字大地田	昭四七		八、〇〇〇千円	和洋菓子
東北福智建設㈱	武藤賢二	赤沢字女牛	（昭和五五年三月三日付、事業を奥羽開発に譲渡）			
白竜石灰化工㈱	佐治好郎	赤沢字女牛	昭四五・支	東京都千代田区	三〇〇、〇〇〇千円	砕石、石粉、生石灰、消石灰
㈱東北宝製作所	永江嘉健	南日詰字箱清水五〇の一	昭四三・支	東京都太田区	三〇、〇〇〇千円	カーステレオ、各種スイッチの組立製品
岩手フルハーフ㈱	石原泰	高水寺字古屋敷六五の一	昭四八・支	東京都	二、〇〇〇千円	輸送用アルミボデー
日通商事㈱LPガス事業部盛岡事業所日詰充填工場	千葉和彦	南日詰字箱清水二五	昭三六・支	東京都	四、〇〇〇、〇〇〇千円	プロパンガス、各種器機配管工事
㈱サントリー紫波ホップ作業所	舘藤市英	桜町字浦田三	昭五九（サントリーの委託により、ホップ組合が管理している）			
盛岡ガス燃料㈱日詰充填所	熊谷松男	南日詰字箱清水二七	昭三五・支	盛岡市上堂二丁目七の四五	六、〇〇〇千円	LPガス容器検査、LPガス充填
岩手漬物㈱	森忠吉	高水寺字中田三四	（昭和　年　月、石鳥谷協同農蚕へ）		三〇、〇〇〇千円	野菜漬物
紫波砕石㈱	佐々木孫吉	日詰字石田奥	昭四四・本		五、〇〇〇千円	砕石
三陸石灰㈱	鈴木文平	佐比内字舘前二七	昭三〇・本		四、〇〇〇千円	生石灰、消石灰

〔参考資料〕（商工業）

1 岩手県史
2 岩手県文書類纂
3 日詰町議会会議録
4 日詰町町勢要覧
5 紫波町町勢要覧
6 紫波町商工会創立二十年記念誌
7 日詰サービス店会総会資料
8 協同組合紫波優良店会定款
9 日詰商店会総会資料
10 郷土研究（社会経済編）上平沢尋常高等小学校編

第四節　林　業

第一　地域の山林概況

紫波町は総面積が約二三八㎢であり、この内の約六二%が林野面積で占められている。

一、自然条件

(一) 地形

紫波町は北上川を中央とし、東方に北上山地・西部を奥羽山脈が南北に縦走し、これらの山系には標高が四〇〇m以上の山々の三十有余を数え、東部の山系は一般に丸味をおびた鈍頂の尾根が多く、中央の北上川方向に寄るにしたがって丘陵性を帯びている。また、西部は一部を除いて急傾斜が多い。これらの山系に源を発する主要な河川には東部に彦部川と、その上流の赤沢川や佐比内川及び天王川で、西部は滝名川及び五内川で、いずれも北上川に注いでいる。

(二) 地質及び土壌

地質は北上川を境として相異っており、東部の大半は古生層で一部に沖積層があり、蛇紋岩及び斑糲岩、石灰岩が点在している。西部は沖積層及び階段堆積層、中生層砂質黒色泥岩層で一部に石英安山岩及び花崗岩が点在している。

土壌は全般にわたり腐植壌土、砂質壌土及びそれと交錯する土壌であり、中性または微酸性をおびており、一般的に東部は瘠薄地で天然赤松林が多く西部は肥沃で杉に適している。

二、明治以降の林野行政基調

(一) 林野制度

我が国の林野制度史上、決定的な意義をもつものに土地の官私区分があり、明治六年（一八七三）地租改正が行われた。

地租改正条例は土地の所在及び面積の確認と、地価の査定による一定税率の適用という目的にたつもので、それが林業・山村に果した決定的意義は、林野が田畑同様課税の対象とされるという事実においてであり、もう一つは林野所有権を強制的に確定する事業であった、という点にある。

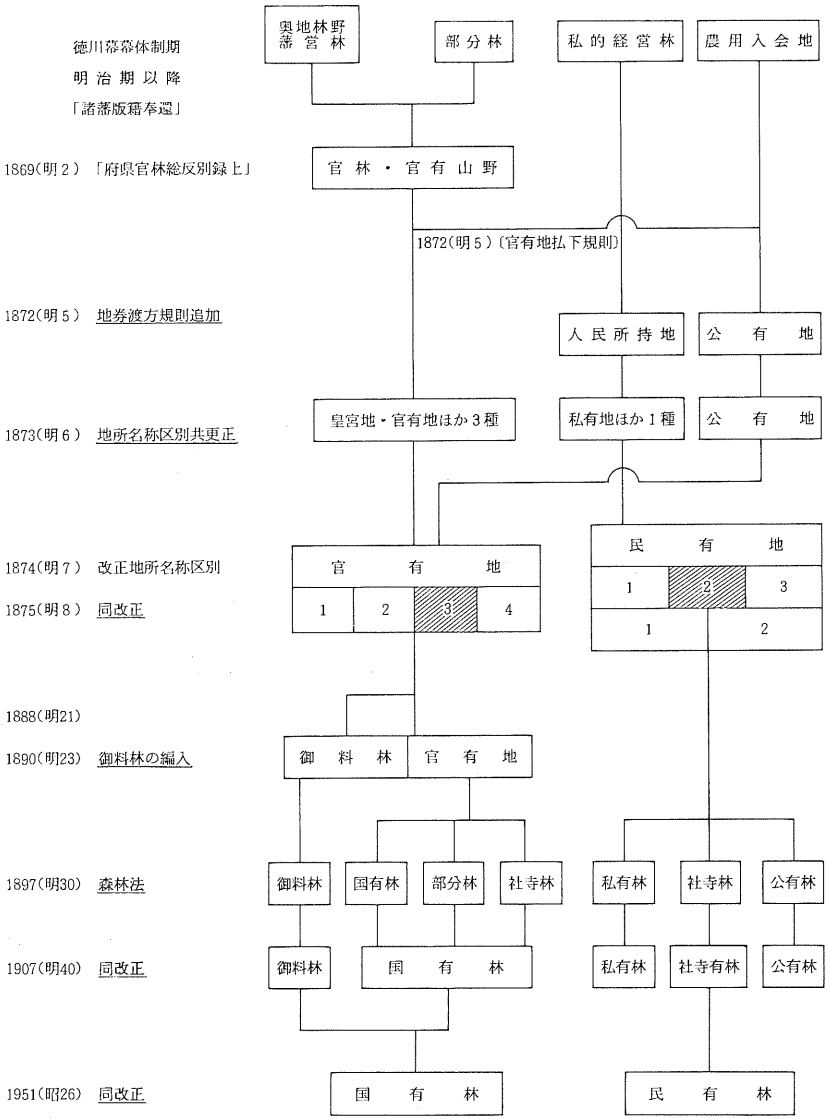
徳川期の林野は多く無租の地であり、かつ近代法的な意味での所有権を構成しない林野によって大部分が占められていた。しかも、金納制地租の負担を可能とするような林産物商品化の展望は、明治初期といえども成熟していなかった。こうした事情から、地租改正は山村農民にとってまさに晴天の霹靂として立ち現われる。納税の負担をおそれ、持山を献上し官林に編入してもらうという事例は全国的にみられるし、旧村持山もその思惑から官林に編入されていったものが多い。

林野の所有権は明治七年（一八七四）の太政官布告『地所名称区別改正法』によって、歴史的な所有権確認の大事業で土地官有区分が展開されることになる。その典拠とされた明治九年（一八七六）の『山林原野官民有区分方法』によると「村持山については秣代などの貢租を支払ってきたものでも、天然の草木を利用するだけで積極的に培養の努力をしなかったものは、民有地と認めず官有地に編入する。」という厳しいものであった。

官民有区分事業は難行したが、紫波町の場合は地券等から見ると、明治二十一年（一八八八）ごろで一応の終末を見たようである。

林野所有の骨格及び、その後の制度的変化は次の表に示すとおりである。

表四―七四　林野所有の法制史的展開区分



資料　「林業発展の地基性に関する研究」12頁による。

(二) 官有地の払い下げ

地租改正、土地官民有区分と平行して、林野の売払処分事業が明治期に入って広範な展開をみた。地租改正に伴う一連の土地制度事業とは、一見整合しがたいこの事業は、明治政府の財源造成上の目的にたつもので、明治三年（一八七〇）の開墾規則を嚆矢とする。この規則は、反別五町歩を限り開墾用地として払下げるというものであるが、二年後の大蔵省達になると、さらに徹底したものとなる。「是迄官林ト唱伐木差留有之候山林都テ御払下ニ可取許尤買下之者余人へ売渡候儀ハ勿論山林ノ儘所持致シ又は伐木候トモ可為勝手訳ニテ全ク公有物ヲ私有物ニ相改候趣旨ニ付……」というもので、ある意味では包括的な官林払下処分の方向を示唆している。

こうした官林払下げは、明治六年（一八七三）地租改正条例公布をさかいに後退するが、資本の育成や秩禄見返り目的の処分は、明治中期まで一貫して進められてきた。（県林業史）

紫波町の旧「第五大区六番上平沢扱処。志和村役場」の書類を見ると当時民有地の個人所有が確定したのは、明治二十年ごろと思われるが、それと平行して年間数百筆にもおよぶ、個人所有の認可申請が岩手県に出されている。官有民有区分の確定後は村長名で官地の払下げを願い出て払下げ認可を得ている。当時紫波町の山林原野の価格は一反歩当り米一俵の価格と推察され、藩制時代無料で出入していた人々から見ると相当高価格であったと思われる。

明治三十六年（一九〇三）一月の官有地山林払下は左記の通りである。

（例）売買契約書

陸中国紫波郡志和村大字片寄字小山沢国有林

一、実測面積　拾参町四反弐拾歩　　但　壱反歩ニ付

此代金　　六百参円参拾銭也　　金四円五拾銭

一、杉五本　　但　壱尺ニ付
　此尺〆　壱尺　五分七厘
　此代金　六拾弐銭八厘　　金　四拾銭
一、扁柏（ひらかしわ）壱本　　但　□□□
　此尺〆　□尺壱分
　此代金　四銭
一、小柴　　但　壱束ニ付
　百弐拾束
　此代金　六拾銭　　金　五厘
合計代金　六百四円五拾六銭八厘
（当時米一俵　四円三十六銭）

今般村有基本財産トシテ前書ノ通売買契約締結候ニ付テハ国有林野及、産物売払規則不要存置国有林野売払規則及、左記ノ条件ヲ承諾シ双方署名捺印ノ上各一通ヲ領収シ置クモノ也

岩手大林区署長林務官　三木隆太郎代理
売渡人　営業主事補　岩渕東右ヱ門　㊞

明治三十六年二月十六日

陸中国紫波郡
買受人　志和村長　阿部市五郎　㊞

一、契約保証金　六拾壱円

一、代金六百四円五拾六銭八厘之内六拾壱円ハ助納、残金五百四拾参円五拾六銭八厘ハ納入告知書ニ依リ明治三十六年三月六日限り盛岡本金庫へ納付
一、物件引渡　明治三十六年三月十四日
一、物件引渡ヲ請求スヘキ官庁名　岩手大林区　郡山小林区
一、物件引渡場所　前記物件所在地現場
一、本地ノ買受人ハ売渡ノ官庁ノ許可ヲ得スシテ持売欠ケ見目的以外ニ使用若クハ転売譲与交換セザルモノトス
右契約の外、明治三十六年度中だけでも、一九六筆村長名で当時の農民が払下げを受けている。

（例）岩手大林区署指令
整七十五　第四三九号

陸中国紫波郡志和村長　願人　阿　部　市五郎

明治三十五年十二月十八日付陸中国紫波郡志和町大字片寄字川原不要存置国有原野払下願ノ件聞届候条左記ノ通リ心得ヘシ

明治三十六年一月二十七日

岩手大林区署長　林務官　三　木　隆太郎　囘

一、売買契約保証金弐拾銭
二、前項保証金ハ明治三十六年二月二日限り岩手大林区郡山小林区署在勤分任取扱官吏ニ即納シ即日規定ノ請書差出スヘシ
三、前項ニ違背シタルトキハ本特売ノ許可ハ無効ニ帰ス且ツ違約金（代金百分ノ十）ヲ徴収シ又ハ既納ノ保証金ハ之ヲ還付セズ

第二　造林

藩制時代の造林事業は檜、杉等を植栽した者に対し公私分収法として、折半あるいは四分六分という対比となっていたが、後には二分八分となった。即ち藩には二分を収め、八分は植立者に与えると言う制度が採用され、きわめて植樹者に有利な条件であった。南部藩では特に、檜、杉、漆、桑、楮が藩木として関心が高かった。

明治前期の植林は、明治五年（一八七二）二月の大政官令によって、何人といえども土地を持ち、あるいは売買しても良いということになり、また翌六年には地租改正条例が公布され、土地の所有者は地目の種別を明瞭にして反別や等級を定め、地価に応じて一定の課税を納めるということになった。紫波町では耕地宅地などは明治九年（一八七六）より調査を開始したが、山林原野の調査は地割や地番のみで、実測面積樹種等の調査は明治二十年（一八八七）ごろまでかかった。

岩手県では、明治二十六年（一八九三）ごろより植林奨励に力を入れたようであるが、紫波町では当時、官民区分、国有林の払下、脱落地等の申請に関心があり、成木に長年月を要する造林などに関心を持つ者はきわめて限られた者に過ぎなかった。特に西部地区の山林原野の利用は、農家一戸あたりの面積が少なく、反対に田畑耕作面積が多いため、利用は第一に田畑の肥料として採草、馬飼育の敷草、第二に農家の薪炭材の確保、第三に屋根替のため茅野の確保であった。

特に、旧水分村では採草地が少いため採草、薪炭山として岩手郡旧御所村の矢櫃山に二百町歩余の組山を確保した。旧志和村では稗貫郡石鳥谷町の大瀬川、葛丸川附近の民有地の大部分を組山として確保した。したがって檜、杉の造林地は採草地に不適当な石の多い谷川周辺であり、松林は山の峯周辺のみであった。

紫波町で積極的に造林がなされ始めたのは、森林法が公布されてからであり、国では明治三十年（一八九七）四月に「森林法」を公布し翌三十一年一月からこれを施行し、ここに初めて我が国の基本的な林政が確立された。森林法の中心をなしたものは保安林である。

森林法の施行によって、個人所有の森林でも樹木の伐採後荒廃のおそれのある場合は、造林することが必然の義務であり、また個人の林でも許可なくしては開墾できなくなった。

植樹奨励として、明治三十九年（一九〇六）木材工芸の発展に対処して杉・檜・椹・落葉松・樟・欅・漆等に補助金を交付することにした。更に、四十一年からは栗・山梨・くるみ・ホオノキ・樫・櫨の造林にも補助金が交付された。

一、造林補助申請

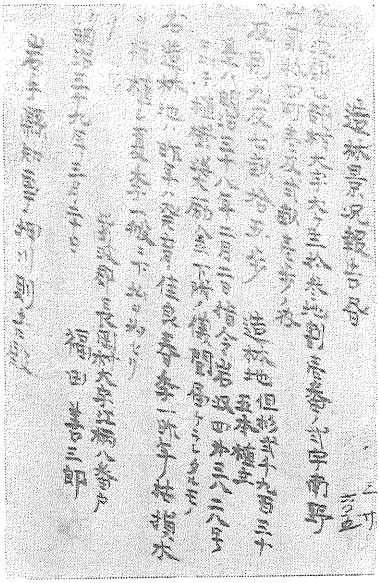


図4-31　造林報告書（明治39年）

紫波町の造林の補助申請の例としては左記の通りである。

・造林景況報告書　（例）

。紫波郡長岡村大字栃内六拾四番ノ参字権現堂
山林壱町壱反四畝弐拾歩
内六反四畝拾歩造林地但杉千弐百本植立是ハ明治三十六年指令　岩収四第三四一七号ヲ以テ　植樹奨励金下附ノ儀聞届ケラレタルモノ
右造林地ハ昨年度ニ於テモ発育良好枯損木ナシ夏季

ニ下払ヲ為セリ

右植樹奨励金支給規則第十九条ニ因リ及御報告候也

・造林景報告届（例）

。紫波郡乙部村大字大ケ生拾参地割壱番ノ弐字南野山弐拾四町壱反弐畝壱歩ノ内

反別九反七畝拾五歩、但杉千九百三十五本植立是ハ明治三十八年二月二日指令岩収四、第三八二号ヲ以テ植樹奨励金下附ノ儀聞届ケラレタルモノ

右造林地ハ昨年発育佳良春季一昨年ノ枯損木ヲ補植シ夏季一般ニ下払ヲ為セリ

紫波郡長岡村大字江柄八番戸　福田善三郎

明治三十九年三月二十日

岩手県知事　押川則吉　殿

二、公有林林野造林事業奨励

民有林が明治維新以来荒廃しつつある有様を憂慮し、造林の奨励により林力の回復増進を図るため民有林の最も荒廃の著しい町有林に対し、明治四十三年（一九一〇）三月、公有林野造林奨励事業を創設した当時、公有林の半分は無立木であったといわれており、これらの非生産的な原野の造林を行ない、市町村財政の基盤を確立すると共に部落有林野の統一を促進する意図をもっていた。

なお、補助率は部落有林統一促進を加味して、格差を設け費用の四分の一ないし六分の一を国庫で、これと同率を県の義務負担とされた。

三、特用樹の造林

明治四十年（一九〇七）に、国は日露戦争後の経済発展に伴い、輸出品としてあるいは造船・軍需材として特用樹の増殖を図るため、同四十一年（一九〇八）十一月「樹苗付規程」を定め欅、漆の苗木を無償交付を受け、今でも屋敷地内、里山、河端に見られる欅は当時の苗木である。

四、学　校　林

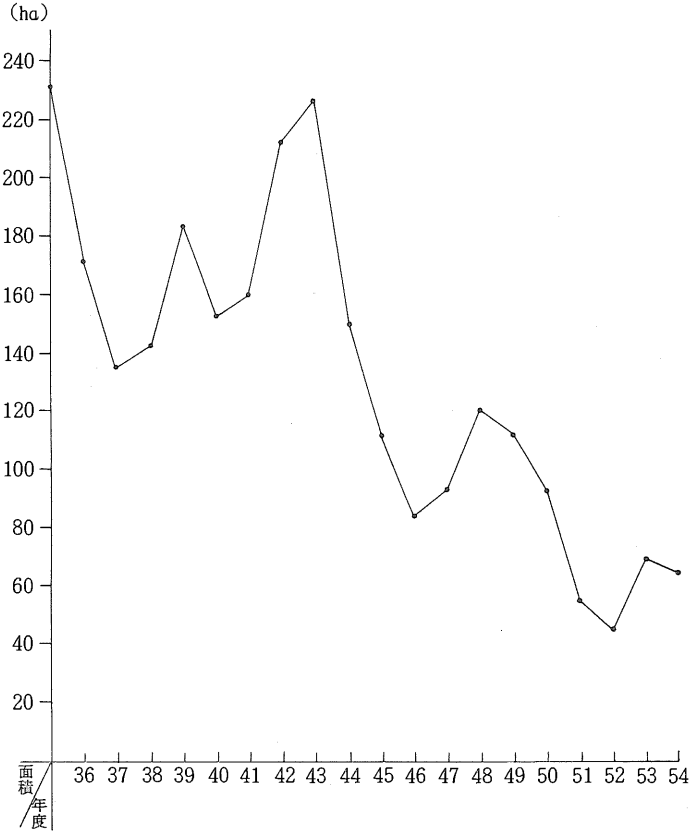
岩手県では、明治三十一年（一八九八）二月「市町村立小学校樹栽規程」を定め、学校林の造林造成も補助の対象とした。これが岩手県の学校植樹奨励の最初のものである。その後、同三十七年（一九〇四）十二月に改正され、更に大正二年（一九一三）再度改正された。紫波郡の小学校では大正二年に造林され、学校数は十校で造林面積は一町四畝二十五歩、植林本数は八、七二七本である。紫波町における学校林が多く造林されるようになったのは、昭和初期の農業恐慌と東北の大冷害凶作により、各町村役場の財政が学校教育にも影響したためと思われる。

五、造林面積の推移

紫波町の民有林における造林面積は、昭和三十年（一九五五）の九二ヘクタールから年々増大して、同三十六年（一九六一）度には二二八ヘクタールに達し、その後減少したが団地造林制度や、その他の林業施策に影響をうけて、同四十年代前半に増大しそれ以降、一時的に県行造林の導入によって増加はみられたものの減少傾向をたどって、同五十五年（一九八〇）度には六二ヘクタールにおちこんでいる。

このように造林面積が大きく減少した理由は、昭和三十年代末ごろまで過剰的な形で農家に滞積していた労働力

町内の造林主体は林家のほかに町・県・各種団体・組合・共有等があるが、そのなかで主要な位置をしめている



(岩手県林業課造林資料)

表四―七五　町内の民有林造林面積の推移

がその後、周辺地域に増加した二、三次産業における雇用の増大によって減少したことにある。

のは林家である。更に、林家を山有所有面積階層別にみた場合には、五ヘクタール未満の零細、小規模層が中心であり、それ以上の大きな階層では、全体の造林面積の減少に伴って著しく減退を遂げている。このようななかで、団地共同森林施業計画にもとづいて協業体を組織して、高率補助金と作業路を導入している組織的造林の比重が高まりつつある。このような行政施策にもとづいた造林方法をとっている経営体は、面積規模の大きい林家と各種団体・組合である。

表四―七六　町内の経営形態別造林面積　（昭和四五・五〇・五五年）　（人、ha）

造林主体＼年度		四五			五〇			五五		
	人数・面積	人数	面積	うち再造林	人数	面積	うち再造林	人数	面積	うち再造林
林家等	五ha未満	二一三	四五・九〇	五・一八	八二	二九・五一		四二	一六・六六	
	五～二〇	一五六	六三・三四	二・三五	四六	一九・二〇	〇・〇七	一二	八・二二	
	二〇～五〇	一九	一七・八二	〇・三五	一二	一三・七四	〇・一三	一	〇・三一	
	五〇～一〇〇	五	二・六九						二・四七	
	一〇〇～五〇〇	一二	一四・八四	一・三五	二	二・八一	〇・二九			
	五〇〇ha以上	—								
	計	四〇五	一四四・五九	九・二三	一四二	六五・二六	〇・四九	五六	二七・六六	
協業体					四	一三・九七		七	二八・三七	
森林組合委託					五	七・九七		二	一・九二	一・五五
県（分収林）					一	一八・五〇				
計		四〇五	一四四・五九	九・二三	一四九	一〇五・二七	〇・四九	六五	五七・九五	一・五五

（岩手県林業課造林資料。）

表四一七　町内の経営形態別森林資源構成表（昭和五五・五六年）

伐採跡地・未立木地	林種					総計	私有林								町営林								県行造林								総計	未立木地・伐採跡地
							人工林					天然林			人工林					天然林			人工林					天然林				
							針葉樹					広葉樹			針葉樹					広葉樹			針葉樹					広葉樹				
							そのほかのツガ	カラマツ	アカマツ	計	広葉樹	計	カラマツ	アカマツ	そのほかのツガ	アカマツ	計	広葉樹	計	カラマツ	アカマツ	そのほかのツガ	アカマツ	計	広葉樹	計	カラマツ	アカマツ	そのほかのツガ	アカマツ		
一〇年生以下	面積					三四五	三四〇	三	一	三	三	五	五	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	蓄積					三〇六	二九五	一	〇	一	一	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一一～三〇	面積					一四五	一四五	一	〇	一	一	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	蓄積					一四〇	一四〇	一	〇	一	一	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
三一～四〇	面積					一四五	一四五	一	〇	一	一	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	蓄積					一四〇	一四〇	一	〇	一	一	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

注）岩手県林政課地域森林計画に関する資料、県有林課資料、私有林、町営林は蓋

年度の数値、県行造林は五年度の数値。

年度	五～五	五～六	六～六	七年生以上	立木地計	林地計	更新困難地
四五	一九七・〇	五四・〇	一九・二	八四三・〇	二・三	六・四	
四六					一・公三		
四七	一四七・五	四七・八	六・〇	二四三・七	二・公三・七	二・公三・七	
四八	一三・四	九・四	三・三	一・四九	一・〇公・公	一・〇公・公	
四九	一三・八	九・四	三・三	一・四九	一・〇公・公	一・〇公・公	
五〇	一五・四	一〇・四	五・二	一・五公・二	一・九公・公	一・九公・公	
五一							
五二	一六・五	一一・五	五・七	一・九四・二	一・九四・二	一・九四・二	
五三	一七・九	一一・九	五・七	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	
五四	一九・四	一二・四	六・二	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	
五五	一九・四	一二・四	六・二	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	
五六	一九・四	一二・四	六・二	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	
五七	一九・四	一二・四	六・二	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	
五八	一九・四	一二・四	六・二	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	
五九	一九・四	一二・四	六・二	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	
六〇	一九・四	一二・四	六・二	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	
六一	一九・四	一二・四	六・二	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	
六二	一九・四	一二・四	六・二	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	
六三	一九・四	一二・四	六・二	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	
六四	一九・四	一二・四	六・二	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	
六五	一九・四	一二・四	六・二	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	
六六	一九・四	一二・四	六・二	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	
六七	一九・四	一二・四	六・二	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	
六八	一九・四	一二・四	六・二	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	
六九	一九・四	一二・四	六・二	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	
七〇	一九・四	一二・四	六・二	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	
七一	一九・四	一二・四	六・二	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	
七二	一九・四	一二・四	六・二	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	
七三	一九・四	一二・四	六・二	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	
七四	一九・四	一二・四	六・二	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	
七五	一九・四	一二・四	六・二	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	
七六	一九・四	一二・四	六・二	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	
七七	一九・四	一二・四	六・二	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	
七八	一九・四	一二・四	六・二	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	
七九	一九・四	一二・四	六・二	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	
八〇	一九・四	一二・四	六・二	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	
八一	一九・四	一二・四	六・二	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	
八二	一九・四	一二・四	六・二	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	
八三	一九・四	一二・四	六・二	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	
八四	一九・四	一二・四	六・二	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	
八五	一九・四	一二・四	六・二	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	
八六	一九・四	一二・四	六・二	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	
八七	一九・四	一二・四	六・二	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	
八八	一九・四	一二・四	六・二	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	
八九	一九・四	一二・四	六・二	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	
九〇	一九・四	一二・四	六・二	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	
九一	一九・四	一二・四	六・二	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	
九二	一九・四	一二・四	六・二	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	
九三	一九・四	一二・四	六・二	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	
九四	一九・四	一二・四	六・二	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	
九五	一九・四	一二・四	六・二	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	
九六	一九・四	一二・四	六・二	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	
九七	一九・四	一二・四	六・二	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	
九八	一九・四	一二・四	六・二	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	
九九	一九・四	一二・四	六・二	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	
一〇〇	一九・四	一二・四	六・二	一・五公・四	一・五公・四	一・五公・四	

（四）

第三用材

『岩手県林業史』によると藩政当時南部藩は、材木・馬の産地として広く知られていた。また『南部藩史』によると「米穀を産すること僅に拾万石、けれども馬を牧し材木を出すを以って生産とす。」とあり、いかにも畜産と林業に力を入れたように記しているが、わが紫波町の記録を見ると、米穀を主体にした馬産地であり、用材は僅か生産されるのみであった。これらの原因は、藩政時代から明治末期まで道路が整備されず、木材搬出はほとんど河川の流送と雪橇に頼っていたので、小川では長尺の用材搬出は不可能であったと思われる。また、奥山では山王海より檜、杉、赤松用材を滝名川を利用して搬出されていた。紫波町の用材利用は、もっぱら地区内利用と近郷利用が主体で、用材として商品市場にのる用材は、明治中期からの植苗木が成長する大正末期まで待たなければならなかった。

明治末期までの伐木・造材は、主として木挽きによった『野田村民俗誌』や、古老の木挽きの話によると「木挽き」の労働や、生活は次のようである。

木材を伐り出し↓マサカリで角材の荒削り↓たいこおとし↓板を挽く。これが主な仕事である。

一日に、長さ六尺三寸幅一尺の板十二枚、つまり二坪分が通常の作業量である。俗に木挽の一升飯といわれるように、山には大きな弁当を三食分持参し、更に大量の汗をかくため塩分の多い漬物を持参したといわれている。

丸太をかつぐ腕力と、長さ二尺五寸、幅一尺三寸もの大鋸を一日中挽き続ける強力な体力は基より、精神的な安定と冷静さが要求されるので、木挽きには落ち着いた風格と礼儀正しい人物が多かったようである。

木挽きの道具は次のようなものである。

マサカリ、大のこぎり、墨つぼ、曲尺、かすがい、長矢（幅八分、厚さ六分、長さ三尺）、やすり、くさび、腰みの。

・板挽きの手順

(1) リン場（角材を斜めに立て掛けて挽く場所）づくり

(2) つかみで角材を固定する

(3) 両小口に板の厚さの間隔で墨をつけそれにしたがって墨つぼで線を打つ

(4) 鋸で墨打ちした線に沿い口をつけ挽く（一枚ずつではなく何枚かを平行にそろえて切り進む）

(5) サワリ挽きをする（反対側から挽くことで、表・裏交互に挽いた）

こうした作業は、昭和初期まで至る所で見られた。また用材、製品は北上川を利用輸送され、それが大正末期まで続いた。なお、屋根柾（やねまさ）も大正末期まで山の中で生産された。

・紫波町の旧町村が「大正十二年（一九二三）五月現在」で県に報告した用材の資料は左記の通りである。

○彦部村	丸太角材共	九〇〇尺〆	挽　材	二〇〇坪	
○赤沢村	用材	三〇〇石	柾	一四〇坪	
○志和村	木葉（こっぱ）柾	六〇〇束	杉　皮	五〇〇	
	用材	二、〇〇〇石			
○水分村	丸及角材	一〇〇尺〆	挽　材	三〇〇坪	
	柾	五〇〇坪			
○古館村	林産物石材	一一円	その他	四三〇円	
○赤石村	用材	一七〇石			

・紫波町の近年素材生産量（㎥）は左記の「表四―七八」の通りである。

表四―七八　町内の近年の素材生産量の推移（㎥）

経営形態	私有林			公有林			国有林	合計		
昭和年 ＼ 針・広	計	針	広	計	針	広		計	針	広
三九	三六、七五三	二五、九五八	一〇、七九五				一一、三七五	四八、一二八	三一、八七三	一六、二五五
四〇	六三、四六六	四四、四二六	一九、〇四〇				一三、一三四	七五、六〇〇	五一、八九三	二三、七〇七
四一	二七、三四九	一八、一八七	九、一六二				五、七五六	三三、一二五	二〇、五一五	一三、六一〇
四二	二〇、二三一	一三、四五四	六、七七八				七、〇〇三	二七、二三五	一六、二〇三	一一、〇三三
四三	五五、六六四	三七、〇二七	一八、六四七				二一、四三八	六七、〇九二	四〇、九八八	二六、一〇四
四四	一七、八一九	六、九六八	一〇、八五一	一四	一四		三、一九七	三一、〇三〇	一四、四〇一	一六、六二二
四五	二四、八三〇	一三、二四三	一一、五八七				一六、二一一	四一、〇四一	三一、五一五	一八、五二六
四六	三六、九五七	三一、〇〇五	一四、九五二				一〇、七二五	五七、六八二	三三、八四一	二三、八四一
四七	二七、五六三	九、八六八	一七、六九五	三〇	二九	一	三一、四九四	五〇、〇八七	二六、二五八	二三、八二九
四八	二九、〇九一	一四、七二一	一四、三七〇	五	五		六、八二一	三五、九一七	一八、九六七	一六、九五〇
四九	二八、六四九	一五、〇〇〇	一三、六四九	二五	二五		七、七九〇	三六、六三四	二〇、一〇八	一六、五五六
五〇	一六、五〇〇	四、二〇〇	一二、三〇〇				一五、三〇〇	三一、八〇〇	一三、〇〇〇	一八、八〇〇
五一	九、一〇〇	二、三〇〇	六、八〇〇				一八、〇〇〇	二七、一〇〇	一五、三〇〇	二一、八〇〇
五二	九、五〇〇	三、四〇〇	六、一〇〇	二〇〇	二〇〇		二一、四〇〇	三一、一〇〇	一〇、〇〇〇	二一、一〇〇
五三	七、一〇〇	三、二〇〇	三、九〇〇				一九、五〇〇	二六、六〇〇	一三、八〇〇	一三、八〇〇
五四	四二、九〇〇	三四、八〇〇	八、一〇〇				一六、四〇〇	五九、三〇〇	四三、五〇〇	一五、八〇〇
五五	一四、〇〇〇	六、七〇〇	七、三〇〇				一六、四〇〇	三〇、四〇〇	一六、一〇〇	一四、三〇〇

（岩手県林業課資料）

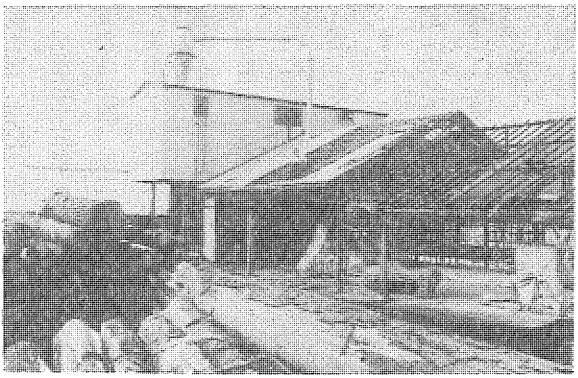


図4-32　長岡森林組合製材工場（昭和58年写）

近年の製材

伐採された素材は針葉樹は主として製材用に、広葉樹はチップ用シイタケ原木用のほかに一部家庭燃料にも消費されている。

これらの素材は、町内に十一業者をかぞえる木材業者によって主として生産されている。このなかには、素材生産部門を担当する作業員を雇用している三製材工場が含まれている。木材業者の半数程度が少数の作業員を雇用としている程度で、小規模な業者が多いが、なかには多くの作業員を雇用している業者もある。現在は、森林組合が素材生産の主体をなしている。

伐出作業に就労している労働者は、昭和五十二年（一九七七）における県林政課の調査によると、六十二人であり、そのうち民有林で作業した者は四十七人となっている。このうち、国有林も含めて年間一五〇日以上伐出作業に就労した労働者は三人にすぎず、造林作業に就労した日数を加えても一五〇日以上労働者は十四人であり、就労の場の狭小性に影響されて兼業的就労になっている。

第四　木　　炭

木炭は無煙燃料としてその用途は広く古い時代から暖房、炊事用としてはもとより、農具の生産を初めとし、金属加工用として重要な生活必需品であった。

岩手県では、明治後期交通の発達と共に、多量の木炭の生産が生産奨励によってなされた。大正期には恵まれた広葉樹資源のもとに、農山村民の最大収入源として不可欠な産業であった。

大正十年（一九二一）には全国に先がけ、県営木炭検査が実施され、昭和期には全国一の生産を保持し、戦時経済に入っては木炭の供出配給、そしてガス発生炉専用木炭の供出も併せて行い、昭和二十八年（一九五三）には全国の生産量の九六％も生産された。

このように、岩手の木炭が全国に有名になったのは、明治中期の農民の汗と涙の結晶であって、当時の農民の経済状態は左記の通りである。

明治三十五年（一九〇二）凶作。紫波郡の被害、平年収穫高七〇、九〇八石、三十五年収穫高三六、五八一石、減収高三四、三二七石、減少歩合四九・四一％。

明治三十八年（一九〇五）凶饉。紫波郡の被害、平年収穫高七四、九四六石、三十八年収穫高三二、一五九石、減収歩合五七・〇九％と報告されている。

明治三十五年（一九〇二）には、天皇皇后両陛下より金四千円が下賜せられ、内外同胞よりの義金四万五千六百余円に達した。県では、その金額を郡・市に救済基金として分配したが、同三十八年の凶饉では郡長に救済基金の取り崩しを命じ、食糧購入と配給、今後の対策を命じている。

また、県では稲作改良のため、馬耕二千四百六十五台を購入し各郡に配給し、副業奨励としては、養蚕奨励八万円（桑樹栽培）、製炭奨励二千六百円、畜産奨励一千五百円の予算を組み、各市町村に各種産業組合の組織造りを命じている。

紫波郡で凶作の最も被害の多いのは、山手地帯であり、志和村では山王海部落であった。当時、山王海部落は打ち続く冷害に悩まされ、経済復興が急務でありそれを助けたのは、当時志和村で呉服商を営んでいた田口陪二郎で

あったといわれている。また山王海部落の農民も打ち続く冷害にも屈せず、復合経営の重点に木炭改良製炭法をとり入れた。楢崎式製法の伝習は、紫波町のみならず岩手の製炭技術の改良向上にきわめて大きな刺激をもたらした。

『楢崎翁顕彰碑再建協賛会の資料』によれば、明治三十九年（一九〇六）五月三日付岩手日報に当時の模様が報じられている。

「製炭法と、しいたけ養成法とも有名な広島県の人、楢崎圭三翁を招聘し、四月二十日より二十六日まで志和村大字山王海にも製炭法及びしいたけ養成法の実習を行ない、炭がま三個を築き、白炭・黒炭の両種を焼講習中なるが、この楢崎式炭がまは火入れのとき、更に焚火をなさず、燐寸一本にて直ちに火を移し、随って歩合よく炭は木のまま少しも形を崩さず、炭質は緊柔自由に焼得らる其方法は極簡易にして是れまで炭を焼きたることなきものにても僅か一週間以内にて充分実習出来得るという、志和村にて焼きし白黒両種は実に良質の炭なりと、此地の実習生は三十九名なり、続いて二十七日より佐比内村、五月二日より赤沢村、五月八日より十三日まで乙部村にて実習を終え帰京の筈なり、実習生多数の申込あるも殊に他郡よりの申込みに対しては成るべく参観を許す由に付、当業者たるものに就て伝習を受けらる可く尚製炭伝習の余暇酢酸製法並びにしいたけ養成法をも伝習せらる由。」とある。このことからも楢崎式製炭法はいかにも勝れた技術であり、製炭者の渇望していたものであるかが伺われる。

また、楢崎氏は単に製炭の改良技術を伝習しただけでなく、製炭に関する基礎的・理論・知識から炭小屋、俵装具の作り方、木炭の品質、検査、製炭組合の組織化や品質向上、販路拡張に関することまで指導されている。

このように偉大な教師である、楢崎翁を招き山王海に私立製炭伝習所を開設し、改良技術を修行した。さらにその伝習所を卒業した者が教師となり、県内はもとより他県まで指導に努め、全国の木炭王国といわれる基礎を作り、戦中・戦後は、暖房燃料のみならず「瓦斯発生炉専用木炭」を製炭し木炭自動車まで走らせた。

しかし、紫波町の製炭業も燃料革命には勝てず「夏草や兵どもが夢のあと」の現況である。

明治四十三年（一九一〇）七月、志和村において、私立製炭伝習所まで開設し、普及に尽力された田口倍二郎氏は楢崎翁の人柄と才能に深く感銘し、当時の志和村長、藤尾寛雄氏や翁の指導を受けた人々と相計り、「報恩の碑」を建立した。

当時の公文書の資料は左記の通りである。

志和村大字土舘、佐比内村、赤沢村大字山屋・船久保、及乙部村大字大ケ生ノ各部落ニ派遣シ最寄リ当業者ヲ集合シ製炭及椎茸養成方法ニ実地指導セシメタリ

成績

楢崎式製炭奨励前ニアリテハ在来ノ竈（カマ）ヲ築キ単ニ粗雑ナル白炭ヲ製出セルヲ以テ、販路狭クシテ収益少ナク前途望ミ薄キノ傾向ナルヲ以テ楢崎式製炭ヲ奨励シタルニ基製法簡単ニシ、炭量ハ旧式ニ依ルモノヨリ多ク産出シ且ツ需用者多キヲ以テ今ヤ大勢ス、殆ンド楢崎ノ製炭法ニ依ルニ至レリ、奨励後製造ノ楢崎式木炭数量ヲ挙（あ）クレバ左ノ如シ

明治三十九年　八万九千六百一貫目
明治四十一年　二十九万五千五百八十四貫目
明治四十二年　三十二万貫目

椎茸（しいたけ）ハ四十一年秋季ニ於テ志和村土舘ニ養成シタルモノヨリ始メテ発生シ、其生産額ハ少量ナルモ年々増口ノ頃何ヲ呈スルニ至レリ今后当業者が益々験ヲ積ムニ至ラバ産額ニ従テ増加スベク進ミ管外輸出ヲ見ルニ至ラン

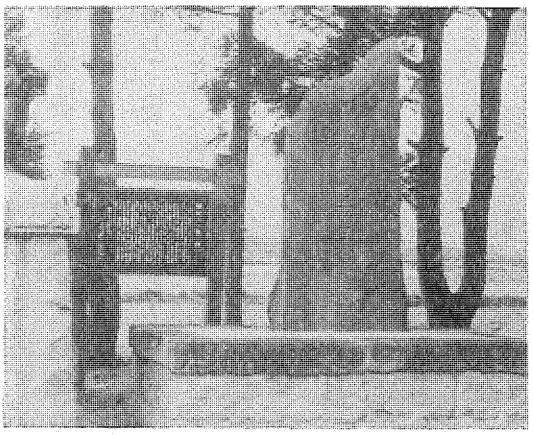


図 4-33　樽崎圭三翁頭彰碑

表四―七九　木炭生産量（大正十二年）

長岡村	四、三二〇貫
赤沢村	五、八二〇貫
佐比内村	三〇、八〇〇貫
志和村	一〇〇、〇〇〇貫

第五　薪（たきぎ）

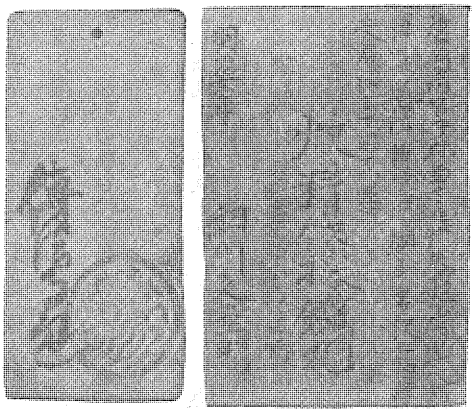


図 4-34　炊料伐採鑑札（明治12年）

明治初期においては、製炭の残材や柴薪類が家の暖房の熱源であり、炊事用、馬料の煮炊きに多く使用され、ほとんど自家用であった。

木炭と共に薪は町・農山村の人達に使われていたが、運搬手段の未発達からこれらの薪は消費地である周辺の町まで春木川流し、馬搬等により薪炭商の手で運ばれたが、近傍小量流通がほとんどであった。紫波町において薪を多く使用する産業は酒造業のみであった。

商品市場との結びつきの条件が整備されたのは、明治三十八年（一九〇五）以降であった。しかも、都市部では薪から木炭へとその需要構造を変える傾向がみられたが、薪の生産は主として山村の農家が行ない、それを産地の集荷業者が買い集めて消費地の問屋に売渡すものであった。

明治三十五（一九〇二）・三十八（一九〇五）・四十三年（一九一〇）

の岩手県の凶作時に、災害対策の勧業製炭や薪の生産奨励がなされ、それを機会に生産量が増加している。

大正期に入って生活水準の向上を伴う需要増の影響を受け、薪の生産量、移出量とも漸増傾向を維持している。特に紫波町の場合は、農作業、機械の発達により冬期間の稲作作業が少なくなり薪炭、用材等の山作業が多くなった。

紫波町内の旧町村が、大正十二年現在で県に報告した薪の数量は左記の通りである。

長岡村　薪　二〇〇棚　木炭　四、三二〇貫
彦部村　薪　一二〇棚
赤沢村　薪　六八〇棚　木炭　五、八二〇貫
佐比内村　薪　一一五棚　木炭　三〇、八〇〇貫
赤石村　薪　一〇〇棚
志和村　薪　一、〇〇〇棚　木炭　一〇〇、〇〇〇貫

昭和期には、当時普及し始めたストーブの浸透により、学校、役場、各事業所等の大口消費が現われ「棚薪」の流通と共に「束薪」の流通も活発になったが、太平洋戦争と共に労働力不足になり激減した。

戦中・戦後は木炭と共に統制物資であったが、正量取引を確保するため、昭和二十二年(一九四七)『岩手県薪炭検査規則』を制定し薪の検査を実施され、紫波町にも検査所が設置された。

昭和三十四年(一九五九)以降は、木炭と共に石油、ガス、電力等の代替燃料の影響から薪の使用が減少の一途をたどっている。

薪生産の減少と同じくして、薪炭材のパルプ原料使用が増え始め、同四十三年(一九六八)ごろからは、広葉樹素材からチップ生産に切り替える傾向になり、更に同四十八年(一九七三)から薪材がチップ用材として主流をな

し、今日に至っている。

表四―八〇　薪の生産状況の推移

昭和三十年（一九五五）	一一、七三九㎥	昭和三十五年（一九六〇）	一七、三〇〇㎥
昭和三十六年（一九六一）	一九、一七六㎥	昭和三十七年（一九六二）	一六、八〇〇㎥
昭和三十八年（一九六三）	一六、〇五〇㎥		

第六　林野整備

文化が発達せず、人口も少なく国土の大部分が山林原野であった時代には、林野は一種の自由財産であり、公私の別なく共に、自由にこれを利用したものであった。

往時農業が主産業であったわが国においては、山林原野は屋根茅、厩肥牛馬飼料の給源として、また農家の作業用材、燃料の給源としても農民にとって不可欠のものであり、それらは多く農民の入会利用地として使用されていたが、当時は土地に対する所有の意識は充分熟していなかった。

しかし、人口の増加、社会経済の発展等とともに、この状態は次第に田畑の支配が山林原野にも、有力者の支配下に置かれるようになった。特に、藩制時代は林野も藩林として、領民の使用収益を禁止もしくは制限し、更に個人支配の森林に対しても、一定樹種の保護を命じ、これらの伐採に際しては許可を受けさせるなどの制度を設けたものが多かった。この時代の郷林、百姓山、地元山等と称せられる山林は、主として附近村落農民の稼業上必要な各種資材採取の目的に供せられたものであった。今の公有林（県有林、村有林、財産区、部落共有林）と称せられるものの多くはこの種の林野に属していた。また入会山であっても部落民の共同草刈山等は官有林となった。

一、公有林野の整備

明治初年、林野の官有区分が決定されるに当っては、主として付近の村落団体が支配、または使用収益を行なってきた林野の相当分が「民有地第二種」として民有林に編入されたが、これが今日の公有林野の大部分をなしている。

現在公有林とは、都道府県、市町村、財産区林野を総称するものであるが、公有という名称は明治五年（一八七二）における、地券渡方規則の判定により初めて用いられるようになった。

従前よりの私有地は、民有第一種に編入し、共同入山の内、所有の確証有る物は第二種に編入された。これは「地券授与の場合、官民区分の不明確な入会関係の存する林野を包含し、所有権の所属が不明瞭なものがあったため、土地を官有、民有の二種に区分し、従来公有地と呼ばれていた林野で、農民数人持または一村或は数村所有の確証あるものは、入会地と否とにかかわらず、これを民有地第二種に編入された。これが現在の公有林と呼ばれるものが大半である。

公有林野整備の目的は、藩制時代の「郷林」「百姓山」「地本山」の二種民有地を第一の目標として、入会権を解消して部落民有林を町村有林に統一させ町村の財政的基礎を確立し、森林・牧野・採草地・開墾・造林等の施業計画案により事業を進めようとする目的であった。

また、このように部落有林を市町村有林に統一する目的は、明治二十二年（一八八九）ごろの町村合併、明治三十八年（一九〇五）二月十四日、岩手県訓令第三号「公有林野規定」明治四十三年（一九一〇）三月「公有林野造林奨励規則」を制定し公有林の整理（部落林、林野統一）事業に努めると共に、整理統一の終了した林野に優先的に造林を奨励した。

紫波町では明治四十三年、赤沢村、三十六町九反一畝の共有林が村有林に統一された。

このように明治二十二、二十三年より町村有林に統一された理由は、町村合併によって旧村有入会地の大半は部落有林となり、旧村は新町村内の一部落となっても入会財産を独占し、この収益によってその部落だけの道路、橋梁、学校等の経費に充当するという事態が生じ、一つの町村としての統一された行政を展開することができず、一つの町村の中に独立的な村を包蔵するという二重構造をもち、近代的行政を困難とした。

すでに、繰返しのべたように明治の後期より大正・昭和の初期にわたり部落有林を町村有林に編入統一は、地方林政の中核をなしたが複雑な権利関係、慣行、さらには社会経済の問題にあって極めて困難であった。

二、官有林（入会山）の林野整備

すでに公有林の整備でのべた通り、藩制時代に各村（現在の大字）の共有草刈山は、明治初期「官」「私」有、区分の時、民有地でなく藩有林とみなされて官有林となった。当時の農民は、県に対して藩制時代から村または数部落ごとの草刈山であると主張したが、民有地と認められず、官有地であるが藩制時代と同じく入会の権利を認めるというものであった。

明治初年、当時の資料が少なく、紫波町の共用林組合の経過は断定できないが、志和村、現在の馬の子牧野農協並稲荷坂牧野農協の経過並びに昭和二十七年（一九五二）国有林林野整備法による国有林払下陳情要旨は左記の通りである。

(一)　国有林払下陳情の理由

1　志和村基本財産の造成

2　水源涵養（かんよう）と国営山王海ダムの効率的利用

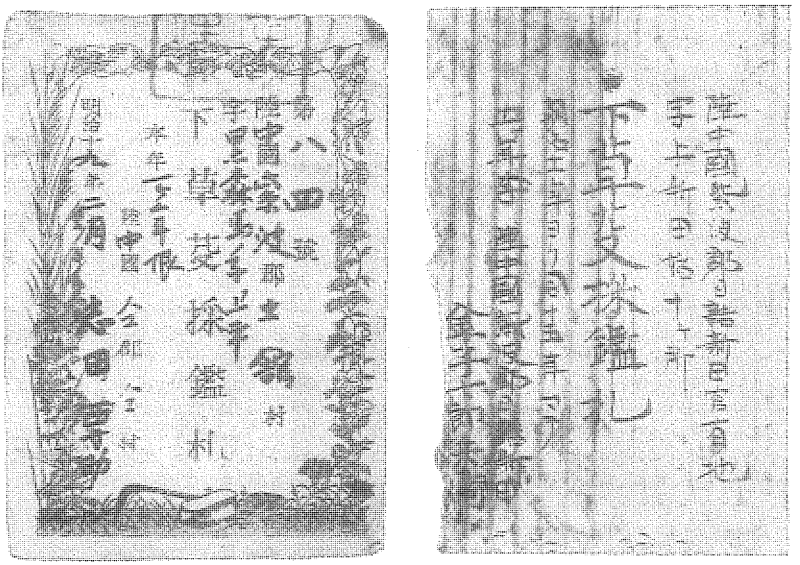


図4-35　下草苅採鑑札

3　薪炭給源地の窮迫により拡張
4　牧野の高度利用

(二)　**払下希望地の来歴並び現況**

志和村の現在の国有林の共用林は藩制廃止までは各旧村、部落の入会山であり、明治に国有林となったものであり、我々祖先が現在借用牧野、採草地は農家経済に密接な関係がある。

。明治十年（一八七七）十二月三十日
山林御願　県に願出入山費　三百戸分
戸差割金　一戸あたり十一銭五厘から二十四銭出

。明治十一年（一八七八）
はじめて藩制当時の入会馬頭数を基に組合を組織し総代四名（坂頭）を選出す。
総代長　田口栄助、総代（会計書記兼務）志田（北条）要助、総代　浦田治右ェ門、総代　細川久之進
入会金　馬頭数割　六百九拾八疋分とし、入会金の使用は入会山費、並坂修理酒代費として馬一疋につき三十銭三厘七毛出し

。明治十九年（一八八六）三月以降毎年鑑札発行していた。

『志和村下草無料採取規約条例』をつくる。

第一条　採取人心得ノ条ニ拠リ官林保護シ事件ヲ行フ為旧来慣例の下草採取入会ノ中ヨリ玆ニ採取惣代人設置ノ上保護ヲ行フ事左ニ区分ス

稲荷坂　正惣代　一名
山形坂　副惣代　一名
小沢中坂　正惣代　一名　副惣代　三名
猪鼻坂　正惣代　一名　副惣代　二名
頭無坂　正惣代　一名
猿倉坂　正惣代　一名　副惣代　二名

第二条　採取入惣代人は採取一行選挙ヲ以テ当選者ヲ定ムコト、其ノ当選者ハ事故ナク不承諾ヲ得ズ

第三条　採取人惣代人ハ官林保護ノ職務ヲ尽ス場合ハ左ノ項ニ注意スベシ

一採取人ハ入林ノ節ハ必ズ入林鑑札ヲ携帯スルコト

総代代表　稲荷坂総代の田口栄助
書記会計　小沢中総代の北条要助
現場係　猪鼻総代の浦田治右エ門
〃　猿倉総代の細田久之進

。明治二十七年（一八九四）十月二十八日

郡山小林区署長
営林主事　船越平蔵殿

官有林副産物無料採取件届出

○二十七年以降　下草代金並小柴払下代金として全坂分六百九拾六疋分　一疋三十八銭三厘から五十一銭徴収す

○明治三十四年（一九〇一）十月三十日　小林区署より薪炭用として立木払下願出許可され以後毎年払下許可される。

○大正三年（一九一四）十一月　志和村森林保護組合生る、条例は二十二条よりなり、規定一頭に付玄米二升出し

○大正六年（一九一七）　放牧地の防畜工事始まる。

稲荷坂、山形坂組分離独立の組合となる

志和村森林保護組合、大正五、六年分　稲荷坂組分未納

金弐拾円北条要助立替　収入支出決算書を作成する。

猪鼻坂　百四十二頭　一頭ニ付四十銭　坂頭浦田治四郎集め

猿倉坂　百三十八頭　一頭ニ付四十銭　坂頭細川久集め

小沢中坂　八十八頭　一頭ニ付四十銭　坂頭北条要助集め

○大正八年（一九一九）　志和森林保護組合

組合員出し金、三百六十九頭、一頭に付金参円宛

合計金額　壱阡壱百七円

防畜工事の総工事費は、壱阡弐百拾七円七拾銭（当時米一俵四、五円）の大工事であった。

組頭総代長　細川　久（志和村　村長）

組頭総代　北条要助（庶務会計）

〃　浦田治四郎（現場監督）

当時、放牧地の大工事を行なった理由は、大正三年（一九一四）青森大林区署において国有林の施業計画変更に伴い、志和村大字土舘「馬の子国有林」の内、上平放牧地、金山沢採草地、滝ノ表採草地、同村大字土舘「藤倉国有林」の内、松根沢採草地、土木沢採草地の五か所を大林区署では造林計画にのせ、藩制時代から大正まで続いた採草地、放牧地の入会権を解消する目的で青森大林区署員が来村し話合ったが、署の造林地としての施業計画の変更、要求が固く、やむを得ず陸軍省に軍馬の生産、育成地として存続を願い、ようやく存続する事になった。

しかし、この存続の条件は放牧地の整備であった。これが大正六年から八年の三年間の大防畜工事であった。古老の話によれば、出人夫賃は貰うが工事はきつく難工事であったようである。当時の下草は田畑の肥料であり馬飼育の敷草としてかかせず、農民の生きるためやむを得ない工事であったといわれている。

大正十年（一九二一）から昭和十年（一九三五）馬一頭、玄米二升出し

以上が国有林払下陳情の経過であり、他地区の共用林組合も同じような経過をたどり現在の組合になったものと思われる。

戦後の混乱もおさまり、国有林は「開拓営農振興臨時措置法」「国有財産法」「国有林野に関する法律」「国有林野法」「山村振興法」「自作農創設特別措置特別会計法」「森林法」「同和対策事業特措置法」「過疎地対策緊急措置法」等の国有林野の活用に関する法律、林業基本法の活用により、明治初期官有地に編入された山林の多くがなんらかの形で林野整備がなされ民有地となった。

紫波町の国有林野整法により、共用林の払下げされた団体は左記の通りである。

水分中央牧野農業協同組合	二七・一三ヘクタール
南伝法寺牧野農業協同組合	五八・二九ヘクタール
稲荷坂牧野農業協同組合	一二〇・〇〇ヘクタール

馬の子牧野農業協同組合	二五〇・〇〇ヘクタール
松長根牧野農業協同組合	二八・〇〇ヘクタール
長岡牧野農業協同組合	二四・五〇ヘクタール
大ヶ生牧野農業協同組合	一七一・五三ヘクタール
宮手升沢所属山牧野農業協同組合	一七・〇七ヘクタール
半田正友代表山	八〇・〇〇ヘクタール

三、林野整備の実際例

林野整備の主たるものは、官有林の払い下げと利用であった。

その具体的な例として、南伝法寺部落が関与した事例を順を追って記載すると、明治初年の官私区分の際、当時の肝入りで村役であった指導者達の将来に対する展望の見通しから、近くの里山はいつでも従来どうり利用ができるであろうから官山に編入させ、遠方の「あち裏」（御所村）に所有権を取得し、近くの官林は所有山林の往復路の途中で薪炭材採取ができるであろうとのことであった。

このことは、当時として最も恐れた税金が地租と称する国税で地価金の百分の三、後ちに百分の二・五と低減したが、非常に高税率で毎年徴収されることであった。

しかし、官私区分が実施されると、佐比内地区の中沢部落と同様に、居宅の近くから周辺が官林であり、農耕地が樹陰となり日照も充分でない場所もあり、増反・改畑等も実現が望めず、毎日使用する薪炭材にも事欠くようになり困り果てた部落民は、その解決手段として官林の払い下げと利用権の設定について盛岡大林区署（現営林署）に請願や陳情を重ねることを繰り返し行なっていた。

(一)　その結果、明治三十九年（一九〇六）に旧稲荷街道（現西部開拓道路）の東側の不動村境より、旧岩清水館跡の分水嶺以西、舟沢川以北の官林（俗称熊長山）約三十町歩余が南伝法寺第一地割字田沢一番地（地目・山林）として払下げられた。

(二)　また、同四十二年（一九〇九）になると同四地割字水持地域（俗称大石蔵）が約四町歩余の払下げの実現を見た。しかし、その払下げは経済的余裕のなかった者はその恩恵に浴し得なかった。

そのころは、化学肥料の導入以前であったので、肥料は厩肥が主体であったが、その材料の草刈場所がなく、秣場として国に貸与を陳情していた。

(三)　陳情が受け入れられて、前記稲荷街道の西方約二㎞弱の田沢・舟沢地域に約三十七町歩余が、明治四十三年（一九一〇）に採草地として貸付となった。

(四)　重ねて、同四十五年（一九一二）に水分神社北方約二㎞の後曲坂山三十町歩弱がこれも採草地として賃貸借契約を部落民と締結され、十か年ごとに契約が更新されて、太平洋戦争後も継続借用されていた。

(五)　大正期に入ると、盛岡営林署が植林苗圃として使用し、その必要がなくなり廃止した跡地で稲荷街道の東側の(二)の南接続地約十町歩余が、一反歩内外に分筆区画されて大正十年（一九二一）部落民各戸に払下げられた。

(六)　昭和に入り、水分村が今上天皇御大典記念事業として昭和三年（一九二八）に前記(五)の苗圃跡地の上で、稲荷街道西側大字小屋敷第一地割字新在家の官有地六町歩余の記念部分林契約がなされ、杉・松の造林がされ村民一同が出役し、植付・刈払などが行われていた。

(七)　その後、満洲事変が勃発するなどして、戦雲急を告げ、非常時が叫ばれて食糧増産が相言葉となり、昭和七年（一九三二）県立六原青年道場が時の県知事石黒英彦により開設されて準戦時体勢が色濃くなりつつあった。それを受けて、食糧増産の一翼を担って登場したのが、岩手県営集団農耕地開発事業であった。入植地は水分村・不

動村・前沢村・岩崎村・御所村・大野村の六か村であり、水分にも一戸当り開拓予定地三町歩配当、二十戸入団予定で、約六十町歩、外に不動集団農耕地分として十七町歩余の稲荷街道西側国有林が開墾地として確保され、住居地は街道下の民有地が買上げられて実数十八戸が入植し、国有地は戦後昭和三十年（一九五六）に払下げとなり所有権利書が各人に配布された。

(八)　戦時中になると、昭和十六年（一九四一）に東根国有林二六林班内の「山の神」神社前の山道南側に学校基本財産造成として、学校部分林約四町歩が締結されて、青年学校生徒による地拵や杉の植栽刈払いが実施されていた。

(九)　昭和十八年（一九四三）になると、舟沢地域の盛岡営林署の皆伐跡地を借用し、学校分収林約二町歩を設定契約し、国民学校在学の高学年児童や父兄による造林撫育がなされていた。

(十)　戦後になると、農地改革が始まって小作採草地は売渡しの対象となり、明治後期以降採草地として国から貸与を受け、契約期間満了と共に更新を続けてきていた。前記(三)の田沢・舟沢地域の採草地が払下げられることとなり、農林省林野庁財産から同省農地局財産と土地の所属替えがなされ、部落の農家（集団農耕地の田沢部落を除く）で組織する南伝法寺牧野農業協同組合（組合長須川幸一）へ接続地八反余歩を含んで、三十八町歩余が昭和二十七年（一九五〇）四月に自作農創設措置法第十六条の規定により売渡された。

(十一)　そのころ、外地よりの復員・引揚げ者・徴用工員等の帰郷、地元農家の増反希望者が集まり、東根開拓組合（組合長藤原嘉藤治）が設立されて、純入植者や増反入植者に、県の計画による未墾地買収及び売渡計画によって、民有地や官有地の所属替・売渡計画によって南伝法寺地内としては約三町歩の官有地が解放された。

(十二)　国が(十)の採草地を牧野解放したことにより、四囲を民有地に囲まれた二六林班の官有地三町二反歩余が田沢地区牧野農協の採草地の隣接地にできた。それを地続きの牧野農協が一町八反歩を基本財産部分林として、残り一

町四反余は徳田村学校部分林として同時に部分林契約をした。

(三)　そのころ、水分神社の後方国有林深沢に南伝法寺部落全戸加入の部落分収林の契約の話し合いが盛岡営林署となされて、契約締結の内示があったのであるが、水分村内の他部落（小屋敷・上松本・吉水・下松本）民から南伝法寺だけ国有林の前山に部分林設定をすることは適当でない。南伝法寺部落以外にも東根山麓の前山に部分林を設定させるべきであるとの物議が営林署に出され、同署よりの申出により、南伝法寺部落では同じ林班内の小水無沢に後退し、昭和三十年に分収歩合七対三、期間五十年の部落分収林が五町八反歩余を代表者吉田小平名儀で契約している。

(四)　さらに前記(三)の造林後退地決定の際の条件として、部落に対して他に近くの前山を部分林設定貸与することとの話し合いがなされて諒解事項となっていた。

その場所は集団農耕地の背後に接続する里山で、俗称曲坂前と称する二六林班地内約四町歩を借用することで、代表者須川幸一が貸借契約成立に奔走し、その実現を計り昭和二十九年（一九五四）話し合いが成立した。

(五)　そのころ議員発議の国有林野整備法が公布施行となった。

水分村では、

(イ)　小屋敷地内の新在家一―二五、山林、二町三反歩余（水分神社境内林地）
(ロ)　南伝法寺字田沢一―一四、山林、三十町歩（後曲坂山）
(ハ)　同田沢一―一、山林、一町八反（南伝法寺牧野農協部分林）
(ニ)　同一―一五、山林、一町四反歩（徳田村学校林）
(ホ)　小屋敷字新在家一―一、山林、十町六反歩余（六の御大典記念造林と八の「山の神」とを合併）

以上の官有林が払下げられた。

(ヘ)　しかし、この払下げ該当地には、それぞれ地上権者があり異議の存するところであった。

そこで前記(イ)、(ニ)は合併直前に水分村は、南伝法寺牧野組合と徳田村へ、(ロ)の後曲坂三十町歩の内峯上の方三分の二は明治以降払下げ時点まで南伝法寺が賃貸借を更新していた事実により、南伝法寺部落民が加入している牧野農協にそれぞれ所有権移転処分をした。

(ト)　残余の土地については、

(い)　(イ)の小屋敷新在家の水分神社境内林　山林二町三反歩

(ろ)　(ホ)の同新在家の御大典造林と学校林の合併の十町七反歩

(は)　前記(ロ)の南伝法寺字田沢（後曲坂山）の未処分地十町歩弱

それぞれ未処分のまま村有地として新町に引継がれた。ただし、御大典記念造林は合併前に東根部分林組合と村との間で七対三の分収歩合の部分林が村と契約されていた。

(チ)　新町が発足して、市町村合併促進法の特典条項により、合併新市町には基本財産造成の一助として、すでに時限立法で失効していた前記の林野整備法の該当適地があれば、合併四か年以内に国有林地を低廉な価格で払い下げるというものであった。そのため、合併初代町長であった村谷永一郎は、その払い下げ適地候補地として山王海ダムの奥地「大岩目沢」地内の山林約三十町を考慮し、地元志和担当区の盛岡営林署員と非公式に話し合っていた。当時、町議会議員であった須川幸一はもっと近くで利便な里山適地のあることを示唆した。町長は鋭意その地の払い下げに努力し、国会議員までも動員して、林野庁、営林局などの所管庁へ払下げ実現陳情を行なった。

その土地は、南伝法寺字田沢地内の杉の造林地約四十五町歩余で、盛岡営林署としては管内屈指の美林地であり、蓄材量も豊富であると共に材質も良好な土地であったので、容易に地元営林署としては払い下げに賛意を表し難いところであった。

そのためか、営林署としては毎年地元の南伝法寺共有林組合を通じて、部落民の家屋の新築補修に用材として該地内から数百石の立木を払い下げていたので、もし町有林が実現すれば、町役場ではそのような立木払い下げの措置はしてくれないであろうから、諺にも「寄らば大樹の陰」ということもあるから、町に払い下げることに反対してはどうかと連絡があったりした。

署としては、暗に部落民から払い下げ反対の陳情書が提出されることを期待していた。しかし、部落としては町に対して絶対協力を確約して、払い下げ反対をしなかった。

そこで営林署の命を受けたであろう、担当区員は部落全員の反対署名が無理であるとすれば数名の反対署名書でもよろしいとのことで、営林署の協力団体である部落共用林組合長の吉田小平が伝達を受けて困り果て、発言者須川にその善後策の検討をさせるなどのこともあった。そのことは、県南の合併新町で国との接渉を終え、林野庁から払い下げの内示のあった官有林の払い下げが、わずか四名の部落民から払い下げ反対陳情書が提出されて払い下げ中止となった例があり、払い下げ条件として部落全員による賛成が必要条件であった。

そのため、町議会議長の堀切一三と部落の意志伝達をすることで、地元の須川幸一が青森営林局へ出向陳情したりなども行なった。その結果は、昭和三十四年（一九五九）六月八日に「南伝法寺字田沢一―一七、山林、四十五町八反歩余」が、杉の造林立木及び土地代として金三千万円で払い下げが実現した。

(ヲ)　前記払い下げが実現できたのは南伝法寺部落の協力によるところが大であった。そのため、協力功労の趣旨から払い下げ町有林地内に代表者須川幸一名で部落部分林（田沢部落を除く）契約が盛岡営林署より内示されて植林準備がなされていた約四町歩（曲坂前）があったが、その内半分の面積は後日分筆して部落の法人である牧野組合に所有権を移転をすること、残地約二町歩は国との契約内容をそのまま継承し町と部落の部分林契約を締結することにした。

㈡　なお、払い下げ協力したのは、前記㈠の後段記載の後曲坂山で町に引き継がれた約十町歩も部落に払い下げるということであった。その場所は本来明治以降部落民が賃借していたものを部落に諒解もなく、強引に林野整備地として村が払い下げ、造林適地として新町に持ち込んだが、町では造林することなくそのまま放置していた場所も部落の牧野農協に南伝法寺字田沢、山林九町六反余が払い下げられた。

㈢　ところで払い下げを受けた立木を翌年度から処分し、伐採跡地に造林をすること。

㈣　㈡の㈢の町が引き継いだ御大典造林地「山の神」前の学校林合計十町七反歩は、前述のごとく合併前に旧水分で村民と村との間で、七対三の分部林が契約されていたが、町が水分神社背後湧水を水源として西部水道を敷設する際の財源として、土地及び町取得分の三割とを旧水分村民が全員で組織する東根山部分林組合（代表・須川林蔵）に金五百五十万円で売り渡し、昭和三十八年（一九六三）三月二十六日に所有権登記をなされた。

㈤　これらの外に、林業構造改善事業で、昭和四十三年（一九六八）に地元部落民の任意加入で当初九五名の加入者のあった部分林で、分収歩合は、民八と官二の組合（組合長吉田善美男）が発足した。造林面積は十町三反歩余で場所は水分神社北方の後曲坂である。その後脱退者があり、昭和五十七年度には七五名となり今日に至っている。

〔参考資料〕（林業）

1　岩手県林業史
2　岩手県文書類纂
3　紫波町林業構造改善計画書
4　金田資料（第五大区六番上平沢扱、志和村役場綴）
5　町役場農林課文書綴
6　岩手木炭――その近代のあゆみ
7　旧水分村林野整備関係文書類

第五節　水　産　業

県の内陸部に位置している当町には、水産業としてみるべきものはない。明治期には、わずかに北上川筋において、鮭鱒（さけます）などの河川漁業に従事していたものがみうけられるが、それもわずかに専業数戸に過ぎない。明治十六年（一八八三）ごろ北上川筋で漁業をする場合には、一定の税金を収め、絵図面書を添付して、一定の範囲内で漁業を行なう許可をもらい、鮭巻特網漁やクキ瀬漁業では県知事の許可が必要であった。また当時追網、投網漁の税金は七拾銭で鑑札の所持が必要であり、戸長の証明書が添付された。この場合は郡長の許可制であった。



図4-36 クキ瀬漁業願書（明治16年）

北上川筋での漁業には主に彦部村、犬渕村、南日詰村の人が従事していたもののようである。明治二十一年（一八八八）ごろには鮭、鱒等が主にとられ、紫波郡一円の北上川筋には小漁船五十九艘があった。これらは大正時代にも行なわれていた模様で、昭和の初期にも相変らず彦部村、赤石村及び長岡村の人が北上川筋を中心とした漁労にたずさわっていたが、北上川沿岸漁獲物としては主に鮭、鱒であった。またこのころから養鯉を副業とする者も出てきた。これは、沼や堤地に養魚したもので、ほとんど私的なものであった。昭和二十一年（一九四六）三月には山王海ダムが着工され、約八年後の昭和二十八年（一九五三）六月には

完成したが、それと共に「ワカサギ」「鯉」「鮒」が放流され養業事業を始めているが、後に廃止した。

昭和二十五年（一九五〇）には紫波郡赤石村に養殖用、河川放流用の目的をもって淡水魚孵化場をつくることになった。直ちに工事に着手し、昭和二十七年（一九五二）度に竣工した。場所は赤石村北日詰字牡丹野九十九の一である。その後、紫波養鯉場と改称し、昭和三十四年（一九五九）には岩手県養鯉場に名称を変更、その後、昭和五十四年（一九七九）四月、岩手県内水面水産指導所紫波支所に名称を変更して今日に至っている。近年以前から活動していた北上川鮭鱒増殖部会滝名川支部は、鮭鱒の養漁事業をしていたが、山王海ダム建設により、水量の変化で、彦部地内、川前地区に鮭鱒の孵化場を移した。

第一　鮭　漁

当地方、唯一の大河である北上川筋では明治期のころから河川漁業が行なわれていた。鮭、鱒をはじめ鰻、鮎、鮠、鯉、鰍などがとれた。

鮭漁については明治期の当初から行なわれていたが、本業とするものはほとんどなく農業などのかたわら副業としてやったものが多かった。明治十六年（一八八三）ごろには彦部村、犬渕村、長岡村、南日詰村などの人が主に鮭漁をしていた模様である。北上川筋で鮭漁をするには、県令（県知事）の許可が必要であった。

鮭巻特網漁願

紫波郡彦部村四拾弐番

橋　本　由　松

陸中国紫波郡彦部村第拾参地割字川久保

北上川筋
一、鮭巻特網漁
　此税金入札之通
右漁業此度入札並に絵図面相添此段奉願上候　以上
　明治十六年八月十五日　　右　橋　本　由　松
　岩手県令　嶋　惟　精　殿

右の他、同年彦部村の長牛保太郎、佐藤某なる人も同種の許可願を提出している。村の戸長の証明書を添え、税金を納め、北上川筋の漁場の絵図面をつけ、その範囲を明確に記載し許可をとらなければならなかった。その他投網漁、追網漁をする時は、郡長の許可を必要とし、ほぼ同様の手続きを要した。

投網漁願
　紫波郡彦部村三拾二番地
　　川　村　友　治
一、投網漁
　此税金　七拾銭
右漁業此度二度鑑札御下渡奉願上候　以上
　明治十六年八月九日　　右　川　村　友　治
　南北岩手
　紫波郡長　宮　部　謙　吉　殿

　戸長　橋　本　喜代治

落書之通相違無之候也

この願書からもわかるように、七拾銭の税金を支払い、鑑札を必要とした。

明治二十一年（一八八八）ごろには南日詰村廿木（はたぞ）地区の北上川筋で鮭、鱒の漁獲された記載があるが、漁獲量についてはさだかでない。また同年ごろ紫波郡北上川筋には小漁船五九艘あったといわれているので、河川漁業はかなり賑わいをみたものと想像されるが、総ての人が鮭漁にかかわっていたかどうかは不明である。

昭和二年（一九二七）の農林省統計によれば、当地方の漁労副業にたづさわっていたのは次の通りである。

表四―八一　漁労副業（昭和二年）

	漁撈副業
赤石村	三
彦部村	七
長岡村	三

赤石村、彦部村及び長岡村の戸数十三ほどであった。昭和五年（一九三〇）ごろも鮭漁は勿論行なわれていたが、鮭漁をするためには以前と同様県知事の許可が必要であった。

鮭小曳漁業許可願書

一、漁業ノ場所　別紙漁場図ノ通リ
一、漁獲物ノ種類　鮭
一、漁業時期　自九月一日至二月末日
一、許可期間　三箇年

前記ノ漁業許可相受度別紙漁場図相添此段相願候也

昭和五年十月一日

住所　紫波郡彦部村大字彦部

出願者　長牛　清

岩手県知事　久保豊四郎　殿

以上の許可願書の他に千二百分の一の漁場出願地図（一二三八号）、河川魚図を付して漁場の場所を明示しなければならなかった。昭和七年（一九三二）における農林省統計より当地方の水産業者は、漁労副業としては赤石村二、彦部村六、長岡村三の十一戸数で、北上川沿岸漁獲物（魚類）は次の通りである。

表四―八二　北上川沿岸漁獲物（昭和七年　農林省統計より）

	鮭	鱒
赤石	二〇	二五
彦部	九	
古館	二〇	
長岡	五四	

昭和十一年（一九三六）における北上川沿岸漁獲物は鮭鱒の他に次の通りのものも捕獲されている。

表四―八三　北上川沿岸漁獲物（昭和一一年）

	鮭	鱒	鯉	鰻	その他
赤石	七	一三	五五	七	一二〇
彦部				三〇	五
日詰				三	五
古館			二五	二〇	一〇
長岡	二〇				
志和					二〇
赤沢			五	三	六

昭和十年代になってくると北上川河川漁場における漁獲物の中で、鮭・鱒は次第に減少し、かわって鯉や鰻などがとれるようになったが、漁獲高としては大したものではなかった。これは宮城県において北上川河口付近の地水工事により魚類のさく上がなくなったことと、さらに戦後社会生活の変革、特に工場や家庭からの廃液、農薬の使用等に加え、松尾鉱山の鉱毒水等により、北上川は著しく混濁し鮭鱒等の魚族は住まなくなってしまった。それと共に鮭漁をする人もほとんどなくなってしまった。

しかるに近年家庭廃水などの終末処理、工場廃水の基準処理、松尾鉱毒水の石灰処理などによる北上川の清流化対策によって、河水も次第に清浄化し、鮭・鱒・鯉などが住むようになってきた。昭和四十年代後半より県下各地で鮭、鱒の人工孵化事業も行なわれるようになり、北上川への稚魚放流事業も行なわれ、昭和五十年代に入り、鮭の北上川への回帰もみられるようになった。当地方でも彦部川下流の川前地区に鮭鱒孵化場を新設し、積極的に稚魚の養殖、放流を行なっている。

第二　養　鯉　業

明治期から大正期にかけて、当地方で養鯉業を営んでいた人がいたかどうかはさだかではないが、昭和の初頭に養漁副業にたずさわっていたのは、農林省統計によれば次の通りである。

表四―八四　養漁副業（昭和二年　農林省統計による）

	養漁副業戸数
赤石村	一二
水分村	二
志和村	四三

養漁副業をしていたものは五十七戸数あったが、ほとんどは農業などのかたわら副業として営んでいたものが多かった。志和村、水分村では溜池などを利用して養漁していたが、赤石村では沼や堤で養殖をする者もいた。これら淡水魚の養殖事業のほとんどは養鯉、養鱒業であったが志和・水分・赤石村では養鯉業が大部分であった。

昭和七年（一九三二）には養漁副業を営んでいた者は、赤石村一二、水分村一〇、志和村二九であった。

昭和九年（一九三四）には赤沢村でも養漁をしているが、養鯉その他の淡水魚を増殖していた。昭和十年ごろの赤沢村の養漁副業の状況は次の通りである。

表四—八五　養漁副業（赤沢村）

	養漁副業戸数
昭和十年	一〇
昭和十一年	一二
昭和十二年	一〇
昭和十三年	一一

しかし、その養漁による生産販売高は非常に低いものだった。

戦後の昭和二十年代は、ほとんどの国民は生活苦にあえぎ耐乏生活をしいられた。それと共に多くの国民の栄養状態は極度に悪化し栄養失調に陥ち入った者も多かった。昭和二十年（一九四五）四月、鈴木修蔵岩手県知事から宮田為益知事には次のような引継がなされている。

鯉苗養成事業

「沿岸漁獲高の減少に伴い淡水魚の増殖事業は益々其の重要性を加へ来りたるを以て積極的に之を奨励し魚類蛋白質の補給を為し県民の体位向上を図るは最も緊急事なるを以て本県に於ては、さきに県営淡水魚増殖場を設置、主

として鯉苗の養成を為し之を稲田養鯉用として或は河川湖沼放流用として県下に配付し来りたるところなるが本年度に於ては県下六ヶ所に簡易鯉苗養成場を設置五百万尾の鯉苗養成を為し、之を農山村に配給せんとし目下着々準備中なり……」と。県民の栄養改善と体位向上を図ることを目的とした淡水魚増殖事業の意義が強く語りつがれ、それを推進する事が最も緊要であったことがうかがわれる。

このような社会的背景のもとに、昭和二十五年（一九五〇）には紫波郡赤石村に適地を選定して淡水魚孵化場建設工事に着手した。県営養鯉場といわれている赤石淡水魚孵化場のことである。昭和二十年末施設の一部の竣功をまって岩手郡太田村から移転し、昭和二十六年（一九五一）度から事業を行なっている。主なる施設は、事務室、飼料室、公舎など三棟三十三坪余で、親魚池三面二百五十二坪余、産卵池六面百三十三坪余、孵化池十面二十九坪余、飼育池九面九百九十一坪余、溜池一面千五百坪ほかに水路、排水口などがある。岩手県淡水魚指導所は淡水魚苗の生産及び淡水魚増殖に関する試験及び指導を行なう機関であるが、岩手県赤石淡水魚孵化場も、その設置目的に沿って運営された。

昭和二十七年（一九五二）二月一日での赤石淡水魚孵化場の職員は次の通りである。

所長技術吏員　末林桂二

臨時傭人　玉山重光

昭和二十八年（一九五三）度の事業は、親鯉百四十一尾（雄六十五尾、雌七十六尾）から稚鯉約二十六万三千尾を生産したのであるが、たまたま七月二十三日の降雨増水により、場内も満水になり、ついに排水口の決潰（けっかい）を来して飼育中の稚鯉約十五万尾、食用鯉（一年生七～八寸のもの）千百尾を流逸する被害を受けたため、稚鯉の配付数は増水前に配付した十万七千余尾にとどまり、食用鯉は残数が少ないので、売却を見合せるなど、いずれも所期の成績をあげることができなかった。

昭和二十八年（一九五三）には山王海ダムが築堤された。昭和二十一年（一九四六）三月に着工されて以来、約八年の歳月を費やして漸く昭和二十八年六月に完成したものである。志和村大字土舘字砂子沢地内にあり、堤高三七m、堤長一四四m、堤敷幅一九四mで満水面積一〇㎡、貯水量五八四、〇〇〇㎥の人造湖である。ここに昭和二十九年（一九五四）養漁事業をはじめている。鯉・鮒・ワカサギなどであった。しかしその後これらの繁殖を確認しないまま、この事業は廃止した。

紫波町北日詰字牡丹野九九の一に位置している従来の紫波養鯉場も、昭和三十四年（一九五九）四月には岩手県養鯉場に名称を変更した。鯉苗の養成をし積極的に配付し養魚を指導したことにより、志和、水分、赤石、赤沢そして星山、彦部の地区に養漁副業をするものが増えたが、近年は一、二を数えるに過ぎなくなった。県営養鯉場は昭和四十一年（一九六六）四月からは、錦鯉の種苗生産を再開することになった。昭和四十八年（一九七三）四月以降は養魚池を年次的に完成し、業務の拡大を図っている。昭和五十一年（一九七六）九月より放流用ヘラブナ稚魚の分譲をも開始、鯉、ヘラブナの種苗生産配布業務の拡大につとめている。昭和五十四年（一九七九）四月には岩手県内水面水産指導所紫波支所に名称変更した。

岩手県内水面水産指導所紫波支所

歴代支所長名（養鯉場長をも含む）

	支所長（場長）	在任期間
1	岸　本　三　郎	一年（昭和二六―二七）
2	末　林　桂　二	十一年（昭和二七―三八）
3	井　口　高　志	四年（昭和三八―四二）
4	須　藤　宮　夫	四年（昭和四二―四六）

5　湊　幸俊　六年（昭和四六―五二）
6　中島三男　四年（昭和五二―五六）
7　新沼勇吉　現在（昭和五六―　）

〔参考資料〕（水産業）
1　岩手県文書類纂
2　明治十六年の彦部村役場諸届書綴
3　県水産業関係文書
4　県内水面水産指導所文書
5　町内の淡水魚漁業の長老、養鯉業者談

第六節　鉱　業

往古、黄金花咲くみちのくと自他共に認めかつ栄華の基となった東北地方の鉱業の重要な一翼を担った当地方の金銀銅鉱山は、藩政時代にあまり伸びなかった。その理由の大きなものの一つに天明天保の飢饉により食を求めて鉱夫の大半が農業に移り、山主はまた、財力に窮して遂に廃山に追いこまれた鉱山が多かったためといわれている。この傾向がそのまま明治維新に受けつがれたわけである。

金、銀、銅山のほかにも亜炭、石灰、砂金、鉄、亜鉛、ニッケル、満俺等が試掘されているが、昔日の朴木山金山、釜ヶ沢金山、雀坂金山、平栗金山（佐比内）、元山金山、百沢金山、仙北檀金山、芝柄山金山、女牛金山、漆山金山（赤沢）等のように黄金満溢す、という隆盛を見たものはほとんどない。佐比内においては明治の中期ごろから、佐比内川筋の砂金掘りが盛んであったようである。これは南部藩政初期において藩の直轄地として、金山奉行

まで置いて支配に当った朴木山金山付近から流れ出る下流の川筋で、ほとんどの家で副業のように砂金掘りをし、昭和十年代のころまでその道具があった。砂金採取願を提出するに当っては、川筋関係者との示談書を添付する定めであった。明治十九年（一八八六）九月三十日付の佐比内の松坂勝之助名による示談書によれば、内容は次のようなものであった。

「今般、川筋砂金採取御願之儀に付地元用水に関し、私共に於ていささかも差支無之候依て示談書如件。」

明治二十年（一八八七）一月十六日付、佐比内村の北村綱當よりの届出による願書は、

砂金採取願

「紫波郡佐比内村佐比内川筋字平栗、字芳沢、字久保、字舘前、字片山、字平田、字古舘、字神田、字宇南田、字下松田、字雀、字元木戸、字山崎、字田屋、字牛の頭、字杉山、右之場所ニ於テ砂金含有致候見込ニ付地元エ示談ニ及ビ候処差支無之旨許可相成候様仕度図面相添此段奉願候也」

とあり、出願の順序及び経路としては、本人―戸長石川昌蔵―郡長宮部謙吉―知事石井省一郎―農商務大臣山県有朋宛となっている。なお、同じ明治二十年（一八八七）一月十二日には、赤沢村の梅沢直吉・藤原庄太郎両名より、同年一月十五日には、船久保村の藤島政蔵・藤原久太郎・工藤周吉連名にて船久保川、山立川筋、更に同年九月二十五日には、彦部村栃沢春松より佐比内川下流の一部赤沢川下流の一部彦部川について、それぞれ砂金採取願が出されている。前述の北村綱當は願出の年の二月から応分の収益をあげている。

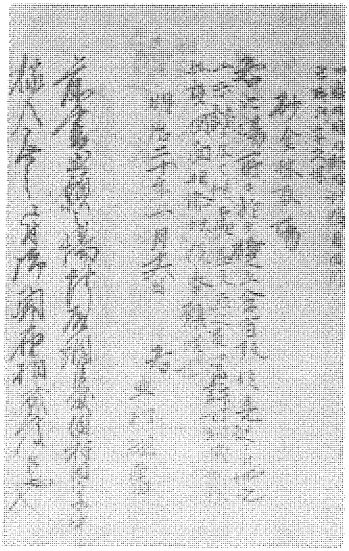


図4-37　砂金採取場許可願

表四—八六　砂金採取高（明治二〇年）

期間	場所	採取高	代価
明治二〇年二月～六月	砥ヶ崎、横町	一一二匁	二五七円六〇銭
七月～一一月	右同	一四五匁 △一五七	三五八円〇二銭
	平栗外一七ヶ所	三八〇匁 △二分五厘	八八六円〇七銭五厘

赤沢村の工藤真八郎外二名は、明治二十年七月から十二月までに採取高三六匁九分八厘、代価九二円四五銭を、彦部村の栃沢春松も明治二十年十一月までに七匁三分五厘の金で一六円九〇銭の代価を得ている。また、北村綱當の明治二十二年（一八八九）における成績は高二九〇匁三分五厘、代価は七一六円四銭であった。この状況から案ずるに上流ほどつまり鉱山に近い川筋ほど採取高がよかった事がうかがわれる。これら砂金採取がきっかけとなったのか明治二十一年（一八八八）十一月には、菊池六郎・生江元利両名より金鉱の採掘願が出され、これに続いて明治のブームが起きてくる。

表四—八七　諸鉱石採掘願（明治二二～四五年）

出願人又は試掘人	種類	場所	年月日
桜井経行外一名	鉄	北沢（長岡）峠（山屋）	明治二二年
津田藤麿	満俺	土舘字馬の子（志和）	右同
村井文治（盛岡市材木町）	金	土舘	右同
山口嘉三（東京）	金	佐比内	明治三四年～三八年
杉下軍治（東京下谷）	金の競願		
槇恭平（東京）			
上西唯吉外二名			
阿部隈太郎			

矢崎浦太郎	｝		
福沢平太郎	金銀銅	佐比内	明治三九年一〇月
高橋右平（秋田）	砂金	佐比内	明治三九年六月
小野耕一	金、鉄	長岡、赤沢	明治四〇年
藤原理八	鉱業権設定	佐比内	明治四〇年九月四日
橘　正蔵	金、銀、銅	土舘	明治三九年
田口季司（志和）	〃	赤沢	右同
佐藤定次郎	〃	赤沢、長岡	右同
小原徳助	鉱業権設定	赤沢	明治四〇年九月四日
杉下軍治（東京）	金	佐比内	明治四一年
矢嶋浦太郎（東京）	〃	赤沢	明治四三年
狩野美吉　外二名	〃	赤沢	明治四四年四月二七日
中村熊太郎（湯田村）	〃	佐比内	明治四四年五月三日
山口鹿三（東京）	〃	赤沢	明治四五年
池内聡一郎（東京）			

このように、主として河東地区に先を競うような形で鉱山開発が試みられて、あるいは新鉱が、あるいは旧鉱の再掘の手が入れられたが、あまり成果のあがったものはなかったようである。なお明治二十年代に営業していたものに次のような鉱山がある。

銀　升沢村　南岩手郡仙北町村　工藤常家
鉛　上松本村　上平沢村　上村久米治
金　船久保村　南岩手郡仁王村　村上和三郎

さらに明治二十年代の金鉱山の含有歩合を示す記録が残されている。この内の一つの雀坂金山の名は原石の中に雀ほどの大きさの金塊があったところからつけられたと、昔からいい伝えられているが、明治期にはそのような高

い含有率を持った鉱山ではなかったようである。

表四―八八　金鉱山の含有歩合

金山名	時期	原石量	採金量
佐比内涸ケ沢	明治二三年一月～六月	三、六二五貫	一五二匁七分五厘
同	明治二四年一月～三月	二、七〇〇貫	一七五匁
佐比内雀坂	明治二三年七月～一二月	四、〇二五貫	一九一匁八分七厘五毛
同	明治二四年一月～三月	二、三六五貫	一一八匁二分五厘
同	明治二四年四月～六月	二、〇六五貫	八五匁二分二厘

さて、大正期に入ると一攫千金を夢みて採掘願を出す人々がますます増えていった。この人々にとっては鉱脈をさがしあてるだけでも一仕事であり、鉱石から目的の金銀を得るまでには相当の時間と経費がかかる。鉱脈さえも発見出来ずに一生を送ってしまった人達だって決して少くない筈である。山を求めて移動して歩くか、完全に探鉱を放棄するか、あるいは大きな企業に雇用されるか、種々の方向をたどったものと思われる。もちろん地元の資本や有志の人々も積極的に開発に参加した。この傾向をみる限りではまさにラッシュの観がある。

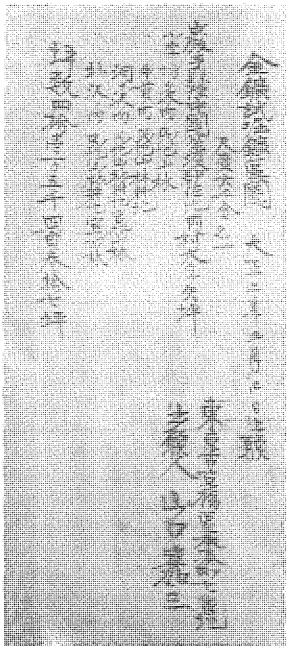


図 4-38　金鉱採掘願書
（大正２年）

表四―八九　諸鉱石採掘願（大正二～七年）

種別	場所	出願又は採掘者	年月日
金	志和村外一郡一村	宇都宮庫太郎外一名（東京）	大正二年（一九一三）
〃	赤沢	柳瀬万吉	大正三年（一九一四）四月一八日
〃	長岡村外一村	村上善兵衛	大正四年（一九一五）一一月三日
鉄	長岡、赤沢	和田章作（盛岡）	大正四年三月
満俺鉱	水分	菅川麻蔵（水分）	大正四年
金	長岡	高橋謙	〃
〃	長岡	中根虎四郎（東京）	〃
〃	赤沢	福田秀一（秋田）	〃
〃	志和	奥田禄三郎（田頭村）	〃
金、銀、銅	志和	市村靖夫（東京）	〃
〃	山王海	菊池貞太郎（江釣子）	〃
〃	佐比内、赤沢	高橋久吉（〃）	〃
褐鉄鉱	赤沢	伊勢地辰彦	〃
鉄	船久保	箕浦恭五郎（東京）	〃
〃	佐比内	木村仁太郎（盛岡）	〃
金、銀、銅	上平沢	槇恭平（東京）	〃
満俺鉱	彦部	杉林庄七（〃）	〃
金	赤沢（乙部）	田畑勇太郎（彦部）	〃
鉄	志和	峰村恭平	〃
〃	佐比内、赤沢	神林虎雄（東京）	〃
金、銀	彦部、長岡、赤沢	大塚宗次（〃）	〃
金、銀、銅	長岡	伊藤元吉（仙台）	〃
鉄	佐比内、赤沢	小林栄夫	〃
金、鉄		照井貞一	〃

亜炭	志和	中谷定吉
亜炭	志和	常川長蔵
金、銀	佐比内、赤沢	大沼久六
同右に鉄	長岡、赤沢	高橋五郎
鉄	赤沢	伊藤兼三
鉄、満俺鉱	〃	大塚藤次郎
石炭	志和	高橋運作
鉄	赤沢（築川）	加藤金太郎
金、銀、銅、鉄、モリブデン、水鉛、満俺鉱	彦部、赤沢	猪狩清作
同右	赤沢	山本徳次郎
鉄	志和（好地）	福本栄作
金、銀、銅、鉄、満俺鉱	水分	今村政次郎
亜炭	志和	佐々木市太郎
〃	佐比内	石杜富蔵
〃	〃	高橋松五郎
〃	志和	高野初吉
〃	〃	吉田万蔵
鉄	赤沢外一村	佐藤徳蔵
金	彦部	佐々木仁蔵
〃	赤沢	菅原利蔵
〃	〃	井上良太郎
亜炭	長岡、赤沢	古川熊蔵
金、鉄	赤沢	夏堀輝一
石炭	長岡	稲崎順三
金、銀、銅	志和	細川正吉
同右	赤沢外一村	三塚忠四郎

〃　〃

金	赤沢	照井徳右衛門	〃	〃
〃 鉄	〃	田屋命助	〃	大正五年（一九一六）
金	上松本字国見山	菅川麻蔵、同要次郎、同慶次郎	〃	〃
亜炭	星山、杉田、花立	田畑勇太郎、作山久治郎、阿部久兵衛	〃	大正七年（一九一八）
	志和	佐々木市太郎外多数		

などとなっていて、第一次世界大戦開戦初期の好景気への期待感も大いにあったにせよ、異状ともいえるほどの鉱山師（山師）のひしめきようである。この鉱山ブームの中において特例として星山の田畑勇太郎・作山久治郎・阿部久兵ェの有志が、村有・区有林に対して試掘願を出している。願いの場所はそれぞれ上平沢黒森・上松本袖滝・船久保の各地である。また、大正十三年（一九二四）に岩手県知事より仙台鉱山監督局長宛に、佐比内の鉱山（詳細は不明）による鉱毒、泥害、煙害、土砂による交通の防害等公益上支障のないようとりはからわれたい、旨の要請公文が出されていて、後の公害問題の先駆的思想として注目に値する。昭和十年代、日華事変・太平洋戦争と戦争の規模が拡大するに及んで、国民の各家庭に対し兵器製造のために必要な金属の供出が要請された。長期にわたる戦争で資源を使いはたした持たざる国の悲哀である。このころ、第一次世界大戦のころのブームと同じように、また鉱山開発が盛んになって、紫波町内においても次のような鉱山が操業している。

表四—九〇　鉱山の操業（昭和一五～二〇年）

鉱山名	場所	種類	鉱山主	労務者
大日向金山	犬吠森	金	秋田カツ	三〇人
女牛金山	舟久保	金	長谷川広治	三五人
長栄鉱山	赤沢	金	高橋喜博	二三人
大佐内金山	佐比内	金	岡部岩男	二五人
宝栄金山	佐比内	金		三〇余人

これは、昭和十五年（一九四〇）ごろから終戦の二十年ごろまで稼動した鉱山であるが、大佐内金山は大迫、佐比内、内川目にまたがる鉱山という意味からきた名称であり、昔の朴木金山の再発掘であるし、宝栄金山は、昔の雀坂金山及び釜ヶ沢金山跡の再掘である。この宝栄金山は、一時、かなりの成果をあげて従業員社宅三棟を建てたり、製練所を建てたりして、なかなかの景気であった。この製練所跡は今も川辺の草むらの中に残っている。

戦争末期から戦後にかけては、盛岡の人田口恒男等が亜炭の採掘に当ったが長くは続かなかった。また朴木金山は名称を変えながら数回にわたって再発掘が行なわれて今日に至っているが、昭和五十七年になって日本の最大手の一つである三菱金属が、その鉱区権を手に入れて目下基礎調査中である。佐比内における石灰工業も明治以来数多くの人々によって操業が続けられて、近傍地域の土壌改良等のため焼石灰やタンカルの製造を行なってきたのであるが、現在は三陸石灰工場があり、赤沢の白竜石灰と共に、町内でわずかに鉱業といえる姿をとどめているに過ぎない。

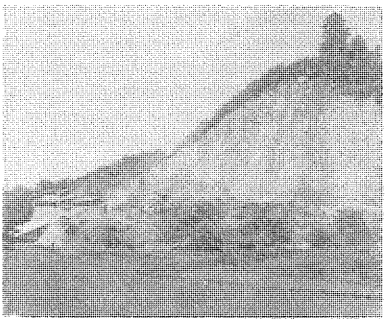


図 4-39　三陸石灰採石場と工場

〔参考資料〕（鉱業）

1　岩手県文書類纂
2　岩手県史
3　岩手百科事典

第七節　醸造業

第一営業酒造

藩政末期の町内における酒造業は、井筒屋権右衛門（日詰・三百石）・桜屋善四郎（日詰・百石）・高島屋善九郎（日詰・八十石）・常磐屋末吉（日詰・二十石）・近江屋佐兵衛（古館・八十石）・大黒屋多蔵（古館・百石）・近江屋権兵衛（上平沢・二百五十石）らの名が知られたが、明治以降の明治三年（一八七〇）五月には布令があって、次の営業権の確認と営業上の規定が定められた。

定

一、造酒商売是迄之通申付候事。

一、御役金御礼銭之儀は貴殿申達候割合之通無二怠滞一上納可レ致事。

一、造方定法之外酒薄悲道之商売仕間敷事。

一、酒送米手配に付其所之人民不レ及二迷惑一様兼て心を用ひ可レ申候。

右之条々此度相守可レ申候、不レ依二何儀一差支之筋於レ有レ之商売可二差止一也。

明治三庚午歳五年　　在町酒屋　　改民事局㊞

この布告を受けて酒造業を続けたと思われ、翌四年（一八七一）に酒造株が廃止されて誰もが自由に営業できる

こと、更に明治十六年（一八八三）に酒造法が改正をされて、酒造税を納めると一般でも濁酒を造ることが許されたこともあってか、明治中期までの町内の酒造業者が定かでないが「アネコどこさいく一升樽さげて、志和の権兵ドに酒買いに。」と里謡に唄われ、「志和稲荷さんさ参拝したら、権兵ドの福鯛を飲んで来い。」と伝えられた村井権兵衛酒屋は、明治三十年頃は造り高三千石で職工店員も八、九十名であったと、また桜屋善四郎（日詰）は「若竹」という名柄の酒を造って販売をしていたとか口伝されている。

明治四十四、五年（一九一一～二）の県商務統計報告書に、

○株式会社村井酒造店（上平沢）・明治四十一年二月設立・職工四十六人・八百石・酒類製造販売

○古館酒造合名会社・明治四十四年十二月設立・資本金二千円・酒類製造販売

表四―九一　町内の酒造業者及び大正十年（一九二一）の生産高調

酒造店名	所在地	主名	年間製造高	職工数	備考
株式会社村井酒店	上平沢字馬場二六番地	村井権兵衛	清酒　一、〇九二石 白酒　四八石 焼酎　三五石	職工　一九人 その他　七人	・創業は三〇〇年以前に付不詳 ・銘柄（福鯛）
平井酒造場	日詰字郡山駅二二六番地	平井長吉	清酒　七〇〇石 焼酎　二〇〇石	一二人	・明治四二年創業 ・銘柄（正宗・白梅・稲及花）

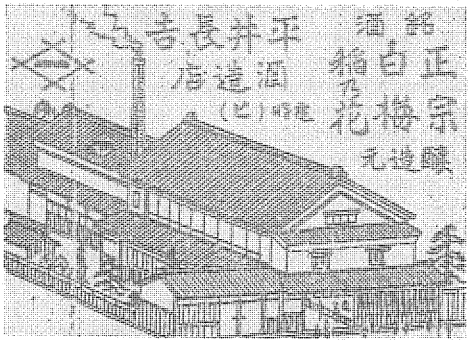


図 4-40　平長酒造店（大正年代）

横沢酒造場	高水寺四九番戸	横沢徳四郎	清酒　五九一・〇七二石 焼酎　一九・四一九石	八人	・明治二九年創業 ・銘柄（月の輪・正宗）
平六商店	日詰				・大正一三年一〇月一四日の岩手日報広告より ・銘柄（玉の井・平の井正宗）
金田一酒造店	二日町七七	金田一源一	（追記、昭和の始め頃に小田中酒造店（小田中勘次郎）に後をわたす。）		・大正一三年一〇月一四日の岩手日報広告より ・銘柄（福泉）

（県工場統計・岩手日報紙より）

等と記されて、酒造店のうちには会社組織に変更をした店もあり、更に大正十年（一九二一）十二月現在の「県工場統計には表四―九一のように村井権兵衛店の外、平井長吉店（日詰）・横沢徳四郎店（高水寺）が、口伝では佐藤八十八店（土舘）・広田喜兵治店（宮手）が明治期には営業をしていたことが知られる。

次に昭和七年（一九三二）の県商工統計には、町内の酒造業店は表四―九二の酒店で、これには村井酒店が見えず大正末期に廃業をしたと伝えられる。

なお、日詰の佐藤東太により大正十二年（一九二三）十二月に資本金一万二千円で、日詰焼酎醸造合資会社が設立されている。

表四―九二　町内の酒造業者及び昭和六年（一九三一）・昭和十年（一九三五）の生産高調

酒造店名	所在地	年間製造高 昭和六年	年間製造高 昭和一〇年	職工数	備考
平長酒造店	日詰字郡山駅	一七、〇四〇円	二七、〇〇〇円	六人	
横沢酒造店	高水寺	三二、七三六円	四五、八五一円	一〇人	
横沢(屋)酒造店	二日町字七七の一	二二、五三五円	四八、三〇五円	一一人	・二日町・小田中酒造店の後を継ぐが、戦時中に千厩町へ移る ・銘柄「城山」
高橋酒造店	片寄一〇六	三二、〇九〇円	三三、九八〇円	六人	・明治三〇年ごろは麹屋で大正六年創業という
志和酒造店	土舘字内川五	一九、〇八〇円	二六、八八〇円	八人	・大正一二年に資本金一二、〇〇〇円で佐藤東太が設立
合資会社日詰焼酎醸造所	日詰字郡山駅一四				

（県商工統計及び口伝による）

昭和十四年（一九三九）の県商工統計には町内の酒造業店は表四―九三の五酒造店で、二日町の横沢（屋）酒造店は見えず、このころに千厩町の横屋酒造店へ移転した。昭和五十二年（一九七七）の酒造業店は、高水寺の横沢義雄（月の輪）・宮手の広田俊雄（広喜）・土舘の吾妻嶺酒造店（吾妻嶺）・片寄の高橋勘右衛門（堀の井）の四酒造店である。

表四―九三　町内の酒造業者及び昭和十四年（一九三九）の生産高調

工場名	所在地	主名	職人数	製造高	備考
日詰焼酎製造所	日詰字郡山駅一四	佐藤ツヤ	四人	・焼酎　一二八kℓ（一六、二〇〇円）	・銘柄（亀印）

平井酒造所	日詰字郡山駅二二六	平井直衛	四人	・清酒　六一・五kℓ ・酒粕　九、三七五kg	・昭和一〇年末期に銘柄「首途」
広田酒造場	宮手字清水屋敷二の四	広田喜重郎	四人	・酒　四四五kℓ（二七、八三五円） ・焼酎　一・一kℓ（七二四円）	・明治三八年創業という ・銘柄（広喜）
志和酒造店	土舘字内川五	佐藤八十八	五人	・清酒　四一〇石（四六、〇四二円） ・酒粕　三、二〇〇貫（一、七六〇円）	・明治以前から営業という ・銘柄（吾妻嶺）
（北酒造店	片寄一〇六	高橋勘四郎	六人	・清酒　五六〇石（五六、九六三円） ・焼酎　九石（一、一四〇円）	・銘柄「堀の井」

（県商工統計及び口伝による）

第二　自家酒造

明治初期には酒造業者のみに免許を与えられていたが、明治十六年（一八八三）に酒造法改正により一般家庭でも酒造税を納めると濁酒を造ることが許された。

次の例は、旧彦部村に残されていた文書で、これらから当時のことがうかがいでき、また同様のことが他地区にもあったと考えられるが、明治三十二年（一八九九）には自家酒造は禁止となった。

〔例文一〕

一期製造見込高　　此白米　四斗三升

玄米　四斗三升　　此濁酒　八斗五升

右者明治十六年度一期自家用料酒製造仕候哉免許鑑札

御下渡ヒ成下候
尤料金之儀者鑑札引換上納可致候
明治十六年二月十二日　右佐藤治郎助
南北岩手紫波郡長　宮部謙吉殿
前書之通相違無之候也
明治十六年二月十三日　右戸長橋本喜代治
〔例文二〕
御鑑札御下附願
紫波郡彦部村百十八番地
花籠春松
一、自家用料濁酒製造
御鑑札料金八拾銭
右製造仕度ニ付前願料上納可仕候間御鑑札御下附ヒ下度此段奉願上候也
明治十六年三月十日　右花籠春松
南北岩手紫波郡長　宮部謙吉殿
前書之通相違無之候也

明治十六年三月十一日　右村戸長橋本喜代治
自家用料濁酒製造石数御届
一、玄米三斗五升
此白米　三斗三升
此濁酒　六斗七升
右製造仕候間此如御届申上候也
明治十六年三月十日
紫波郡彦部村百十八番地
花籠春松
〔例文三〕
明治十六年改邨民諸進達綴より
御鑑札御下附願（自家用酒）
紫波郡彦部村　九斗六升　石ヶ森教山　金八拾銭
八斗七升　橋本喜代治　〃
九斗　佐藤勘六　〃
八斗九升　佐藤勘右衛門　〃
九斗五升　佐藤金蔵　〃
八斗五升　佐藤仁左衛門　〃

九斗五升　村木直翁
〃
七斗五升　高橋宮蔵
〃
八斗弐升　佐藤若松　金八拾銭
八斗四升四合　栃沢勘助
〃
七斗五升　佐藤芳太郎
〃
佐藤直蔵
〃
九斗四升　佐藤八十八
〃
九斗　花籠三蔵
〃
九斗五升　川村治郎左衛門
〃
九斗　佐藤仁蔵
〃
九斗　佐藤米蔵
〃
九斗壱合　佐藤善十郎
〃
佐藤安蔵
〃
八斗弐升　内村定治
〃
八斗三升　佐藤庄右衛門
〃
八斗三升　佐藤元吉
〃
佐藤三蔵
〃
八斗三升　川村仁太郎
〃
九斗　橋本作内
〃

八斗七升　川村松之助
〃
九斗二升　橋本米蔵
〃
八斗七升　佐々木与五右衛門
〃
九斗弐升　佐藤与治郎
〃
六斗六升　佐藤与蔵
〃
九斗　佐藤嘉之助
〃
八斗弐升　佐藤助十郎
〃
八斗六升　高橋幸助
〃
八斗五升　橋本由松
〃
九斗五升　佐藤与之助　金六拾銭
八斗九升　佐藤彦四郎　金八拾銭
六斗弐升　橋本喜助
〃
七斗五升　館左太郎
〃
八斗七升　花籠富蔵
〃
九斗六升　藤根長松
〃
九斗六升　佐藤善治郎
〃
七斗八升　藤根徳之助
〃
八斗五升　藤根平惣右衛門
九斗　橋本亀松

九斗六升　佐藤寅松
八斗五升　佐藤萬助　金八拾銭
八斗五升　佐藤治郎助　金八拾銭

八斗弐升　佐藤彦蔵　〃
六斗七升　佐藤久之丞　〃
六斗七升　佐藤八十吉　〃

第三　南部杜氏

紫波町は県内でも有数の「南部杜氏」の出身地で、その起源は上平沢に土着した、近江商人の近江屋村井権兵衛が、延宝五年（一六七七）に造酒屋（つくりざかや）をはじめたことに由来していることを、第一巻の産業構造の工業生産「酒造業」で述べた。

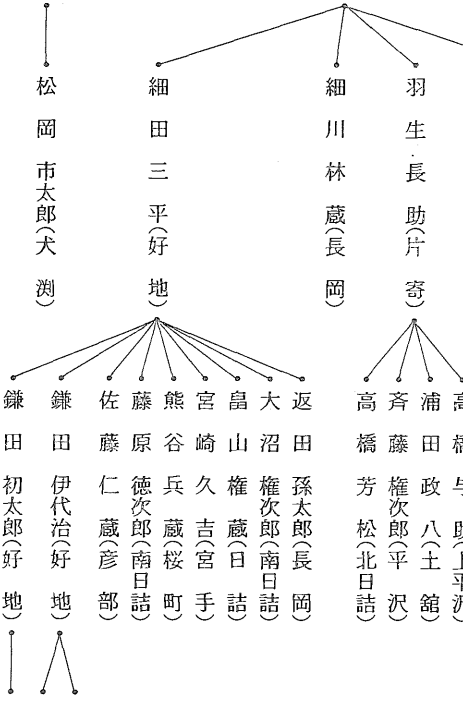
その「南部杜氏」の職にあった人びとの明治時代の町内の実数はつかめないが、石鳥谷町の熊野神社境内に明治二十六年（一八九三）四月に設置された「松尾神社」の石碑面に、杜氏の人びとの氏名が刻まれているので、町内出身を記すと表四―九四の通りである。この人びとは、明治年代やなかには大正にかけて杜氏の職にあったであろうし、この碑面に現われない多くの人びとのあったことも想像される。

また、県では酒造技術の向上のために、明治十六年（一八八三）八月に、兵庫県多岐郡小川村の柳本喜兵衛を、酒造教師として雇い入れて「杜氏」らに指導をしたが、間もなく柳本喜兵衛は急死している。

明治四十四年（一九一一）七月十五日に杜氏職の人びとにより、紫波郡役所で「南部醸造（じょうぞう）研究組合が創立されて七十八名の加入組織をつくり、同年八月には日詰小学校で学科、平井酒造店で試醸の講習会を開いた。その組合は、その後に県酒造組合に編入されたが、さらに「われわれの発展をわれわれで」と、酒造技術の研鑽（けんさん）と後輩の指導育成ならびに酒造従業者の団結を図る目的で、「南部杜氏組合」を大正三年（一九一四）七月に杜氏関係者で結

成された。以来、例年夏季に講習会を開き研鑽をして技術の向上を図っているのである。

表四―九四　「松尾神社碑」に刻字されている町内関係の杜氏（写）



―は師弟関係を表わす。

当時の杜氏として藤原重蔵（長岡）・沢田文三郎（志和出身で花巻）・高橋常治（古館）・高橋徳次郎（赤石）の名が知られる。

大正十三年（一九二四）八月現在で調査した酒造従業者の人数があり、町内関係を記すと表四―九五の通りである。

表四―九五　町内の酒造従業者の大正十三年（一九二四）・昭和三十九年（一九六四）の調査表

地区名（支部名）	杜氏数		頭役以下数		合計		休業者（昭和三九年）	収得額（大正一三年）	備考
	大正一三年	昭和三九年	大正一三年	昭和三九年	大正一三年	昭和三九年			
古館	七	一	七五	六一	八三	七三	一三	一〇、四〇〇円	・日詰をふくむ
水分	六	三	九五	一六八	一〇一	一八〇	三九	三、九五〇円	
志和	七五	五六	七三〇	三五五	八〇五	三七一	八一	三七、一五〇円	
赤石	三五	二四	一五九	一八八	一九四	一四二	三六	三五、五〇〇円	
彦部	一四	一四	一三〇	八一	一四四	九五	三三	一五、九〇〇円	
佐比内	一〇	七	一〇九	一〇八	一一九	一一五	二四	一七、二〇〇円	
赤沢	五	六	六三	一一〇	六八	一一六	三九	二一、三〇〇円	
長岡	三	三	六〇	四九	六三	五二	一〇	七、九〇〇円	
町内計	一五五	一三三	一、四二	一、〇一〇	一、五七六	一、一四三	三六四	三八、四五〇円	・一人平均三五円強の収得
協会総計	三〇八	二六九	二、九三三	二、九三三	三、二五一	三、二八二	八五一	四七六、八五〇円	

（南部杜氏五十年史による）

この表によると、町内の一人当り収入額は一五一円強で、当時の出稼期間はおおむね七か月ぐらいであるから月収平均は二十円ということになる。また、人数は加入者数の四八・五％に当り、町内からの酒造従業者が多いことが知られる。

四―九六　志和地区酒造従業者数調

年次	人数	年次	人数	年次	人数
昭和三六年	四〇二人	昭和四一年	四〇六人	昭和四六年	三三四人

（「山王海土地改良区の歩み」より）

これに昭和三十九年（一九六四）の調査も記入して対比をしたが、さらに例として町内でも多い志和地区の数をあげてみる。

表四―九七　町内の出稼者数調

月	のべ人数
昭和四一年 二	一、三三六人
三	一、二八四人
四	七五二人
五	六七人
六	二六人
七	三五人
八	三三人
九	四五人
一〇	一七二人
一一	一、二三六人
一二	一、四四二人
昭和四二年 一	一、四六〇人

「南部杜氏」は冬期に集中して出稼をする季節労務者であり（表四―九七）、従来より酒造経営業者は農閑期の農村の労働力を利用して、手作業を中心とした醸造技術の杜氏に生産をまかせていた。

「杜氏」は酒造労働者集団の最高責任者の称号でもあって、その一つの集団には、「杜氏」以下に「頭（かしら）」「酛師（もとし）（屋）」「麹師（こうじし）（屋）」「釜師（かまし）（屋）」「平働き（ひらはたら）（手伝い）」があり、「頭」は「杜氏」の試験制度ができる前までは、「杜氏」が隠退をするか、他の酒造業店に転出するなどして昇格したもので、「杜氏」は酒造経営業者と契約を結び、酒造りが終わってからまとまった賃金を受けとり、それを自分の配下に職階と働きぶりとに応じて配分をした。

酒造りには専門的な知識・技術と経験が必要であるが、労働市場での競争が少ないので安定をした季節出稼労務者で、酒の需要は不況や戦争の最中でも減らなかった。また、出稼ぎ先は遠く広島県をはじめ、北海道や関東関西と全国的に広まり、戦時中は満洲・中国までも行き、三大「杜氏」の一つとして「南部杜氏」の名を高めている。

しかし、現代は町内各地区に農業構造改善事業による事業施設など、冬期農作物栽培経営、あわせて町内外に労働市場の拡大を得て転換、それに酒造生産構造に変化が到来し、急速に機械装置化が進み「三季醸造の設備」で労働力を減少させ、さらに女子労働や地元雇用に転換する経営者が続出して、昭和四十年以降は「南部杜氏」の冬期出稼労務者が次第に減少をたどるのである。

表四―九八　従事する仕事別調

農業	四人
漁業	一人
土木建設	一三五人
製造	一、〇九七人
その他	四一人

（県統計年かん・昭和四十一年版より）

第四　麹製造業

藩政末期の麹屋（こうじ）として、日詰の吉田屋善之助・南日詰の小路口の喜右衛門・中片寄村漆沢の重蔵・北片寄村堀籠（ほりかご）の勘右ェ門・同村麹屋の三之丞・下土館村高畑の与兵衛・同村向町橋本の与助・小屋敷村元地の甚之助・同村下田の長作らで、河西地区に偏在して河東地区は定かでないが、明治以降もこれらの業者の子弟が引き継いだものと推定をされるがこれも定かではない。

大正十年（一九二一）の県商務統計によると、

- 合名会社　日詰麹製造所（日詰）・大正二年十月設立・資本金五百五十円
- 合名会社　志和麹製造所（志和）・大正二年九月設立・資本金千五百円
- 合名会社　上平沢麹製造所（上平沢）・大正二年九月設立・資本金千二百円

等の会社組織の麹製造所が知られる。

次に例として「上平沢麹製造所」の設立定款・社員及び出資金変更・定款条項変更・会社解散等の文書控を記すが、従来あった麹製造所や個人麹屋は次第に消費者の需要不用から、営業不振となって大部分が廃業となった。

〔文例一〕

上平沢麹製造合名会社定款

第一章　総　則

第一条　本会社ハ上平沢麹製造合名会社ト称ス。

第二条　本会社ハ麹ノ製造及販売ヲ以テ目的トス。

第三条　本会社ハ本店ヲ岩手県紫波郡志和村大字上平沢第拾参地割字馬場八番地ニ置ク。

第四条　本会社ノ存立期限ハ設立ノ日ヨリ満六ケ年トス。

第五条　本会社ノ事務年度ハ毎年自一月至六月ヲ上半期トシ自七月至十二月ヲ下半期トス。

第二章　社員及出資

第六条　本会社員ノ氏名住所各出資額左ノ如シ。

一金壱百円　岩手県紫波郡志和村大字上平沢乙五十五番戸　戸川彦六
一金壱百円　同　同　同　大字第十四地割字南馬場四十四番地　松本よ志ゑ
一金壱百円　同　同　同　大字同　百拾五番戸　小田中ユミ

第七条　社員ハ何等ノ事由アルモ其出資額ヲ社員以外ノ者ニ売渡譲渡又ハ贈与スルコトヲ得ズ、但シ社員ノ死亡シタルトキハ総社員ノ同意ヲ以テ相続人之ヲ承継スルヲ妨ゲズ。

第三章　役員

第八条　本会社ハ社員互選ヲ以テ代表社員壱名ヲ置キ任期ヲ二ケ年トス、代表社員ハ本会社ヲ代表シ諸般ノ業務ヲ管理経営ス。

第四章　総会

第九条　定期総会ハ毎年一月及七月之ヲ招集シ、臨時総会ハ代表社員ニ於テ必要タルトキ若クハ社員二名以上ヨリ目的及理由ヲ具シ請求シタルトキ招集ス。

第十条　総会ヲ招集セントスルトキハ代表社員ヨリ開会当日ヨリ五日前ニ其時日場所及目的事項等ヲ各社員ニ通知スベシ。

第十一条　社員総会ニ出席スルコト能ハザルトキハ他ノ社員ニ議決権ヲ委任シ又ハ書面ヲ以テ意見ヲ申出ヅルコト

ヲ得。

第五章　決　算

第十二条　代表社員ハ毎年六月末日及十二月末日ヲ以テ財産目録営業報告、損益計算書及利益配当案ヲ作リ定期総会ニ提出スベシ。

決算ハ各期間中ニ於ケル総収入額ヨリ総経費並諸損托金ヲ控除シテ残額ヲ純益金トシ出資額ニ応シテ配当額ヲ定ムルモノトス。

第六章　制　裁

第十三条　社員及其戸主又ハ家族ノ間接国税犯則事件ニ付制裁判ヲ言渡若クハ税務署長ノ廻告処分ヲ受ケタルトキハ退社スルモノトス。

右之通定款ヲ作成シ上平沢麹製造合名会社設立ニ付左ニ社員各自署名ス。

大正弐年九月弐拾弐日

戸川彦太郎　○
松本四五六　○
小田中ユミ　○
戸川彦六　○
松本よ志ゑ　○

〔文例二〕

同意書

一、小田中ムメは代表役員を辞任し退社すること。

二、社員小田中ムメは持分全部を小田中彰弘に譲りて退社すること。
三、小田中彰弘は小田中ムメの持分を譲り受けて入社すること。
四、社員小田中彰弘を代表社員に選任すること。
右同意する。
昭和三十四年五月一日

上平沢麹製造合名会社
社員　小田中　ムメ　○
同　戸川達男　○
同　松本ヨシエ　○
入社員　小田中　彰弘　○

〔文例三〕

㊞合名会社変更登記申請書
昭和三十四年五月十日

同意書

一、社員小田中彰弘は更に参拾万円を出資し、その全部の出資を履行して、その出資額を参拾万四百円と変更すること。
一、社員戸川達男は更に参拾万を出資してその全部の出資を履行して、その出資額を金参拾万四百円と変更すること。
右同意する。
昭和三十四年五月

小田中　彰弘　○

松本ヨシエ　○
戸川達男　○

〔文例四〕

㊞

合名会社変更登記申請書

一、商　　号　上平沢麹製造合名会社
一、本　　店　岩手県紫波郡志和村大字上平沢字馬場八番地
一、登記の目的　社員の出資額及履行部分変更の登記

同　意　書

一、当会社定款第四条「存立時期は昭和五年三月五日より向ふ弐ヶ年とす」とあるを「存立時期は設立の日より六拾ヶ年とす」と変更すること。
一、社員戸川彦六は持分全部を戸川達男に譲渡して退社し、譲り受けたる戸川達男は同日入社すること。

昭和弐拾五年拾弐月弐拾八日

社員　小田中　ム　メ　○
同　戸川彦六　○
同　松本ヨシエ　○
同　戸川達男　○

〔文例五〕

合名会社清算人就任登記申請書

商　　号　上平沢麹製造合名会社

本　　店　岩手県紫波郡志和村大字上平沢字馬場八番地
登記の事由　業務執行社員の清算人就任
登記すべき事項　昭和四十八年九月二十四日　清算人就任
岩手県紫波郡紫波町上平沢字南馬場二十六番地の一
小田中彰弘

合名会社解散登記申請書
登記の事由　会社解散
登記すべき事項　存立時期の満了により昭和四十八年九月二十四日解散

第五　味噌・醤油醸造

藩政後期には、日詰の井筒屋権右衛門（味噌・醤油）・幾久屋七郎兵衛（醤油）・小桜屋権四郎（醤油）が兼業で、地元消費に応ずる程度の醸造であった。

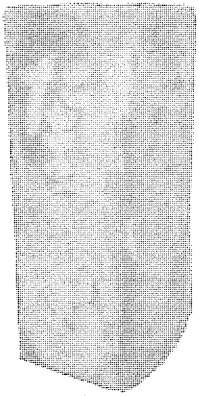


図 4-41　金子七郎兵衛店の醤油看板

従来、味噌は自家醸造の家庭が多く、醤油は味噌のスマシを調味料として用いられ、冠婚葬祭や正月・盂盆のように改まった時に購入されていた。

明治期に入り醸造に関係する諸制度も改正をされ、一定の手続と納金（税金）を出せば誰もが醸造営業ができたが、当年代における町内の味噌・醤油の醸造営業者を詳かに知ることができない。しかし、

貴重な史料の一つに日詰の金子七郎兵衛（幾久屋）は、醤油の醸造営業を願い出てその許可免状が残されてあり、それを要約すると次のようである。

表四―九九　金子七郎兵衛店の醤油醸造免許写表

年号	紀元	醸造高	御役納金
明治四年・辛未	一八七一	二六石七斗八升	
明治五年・壬申	一八七二	四二石	一円三七銭九厘四毛
明治六年・発酉	一八七三	二一石	七五銭
明治七年・甲戌	一八七四	四二石	
明治八年・乙亥	一八七五	四二石	

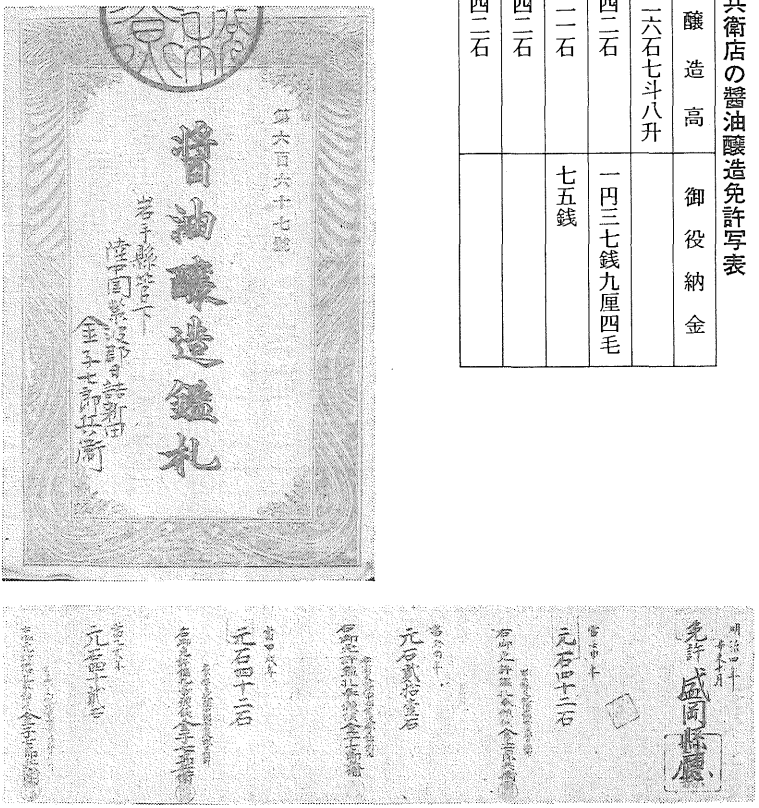


図 4-42　金子七郎兵衛店の醤油免許鑑札（明治４年）

幾久屋の醤油醸造業は明治中期まで続いたが、米相場で大損をして家運が傾むいてやがて廃業となった。

大正十年（一九二一）十二月現在調査の『県工場統計書』を見ると、日詰の平井六右衛門（伊勢屋）は明治三年（一八七〇）に醤油醸造創業とあり、大正十年の生産高は四百石（販売額五千二百円）で、職人は七人・店主は平井範助とある。その後、定かでないが伊勢屋は大正末期に醤油醸造を分家に任せ、盛岡では酒造業（昭和初期に銘酒「菊の司」を売りだす）を営んだ。



図 4-43　金子七郎兵衛店の醤油帳（明治16年）

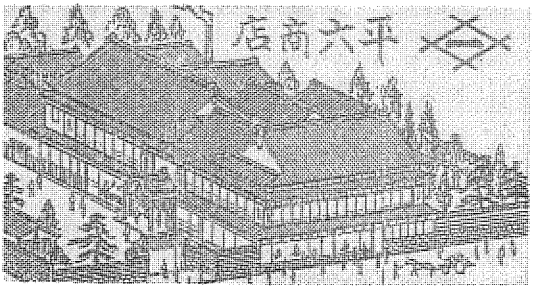


図 4-44　平六商店（大正年代）

表四―一〇〇　町内の醤油・味噌製造業者及び昭和十四年（一九三九）の生産高調

製造店名	所在地	店主名	年間製造高	備考
伊勢屋商店	日詰字郡山駅二四二	平井敬助	・醤油　一二四・六kℓ ・みそ　一六、八六五kg	・銘柄（亀甲六）
室岡商店	南伝法寺九の二〇	室岡栄三	・醤油　三・六kℓ	
横沢醤油店	高水寺六の八八	横沢季吉	・醤油　九・五kℓ	
吉田醤油店	犬吠森一〇の一〇六	吉田要作	・醤油　四〇石	・銘柄（要）

（県商工統計による）

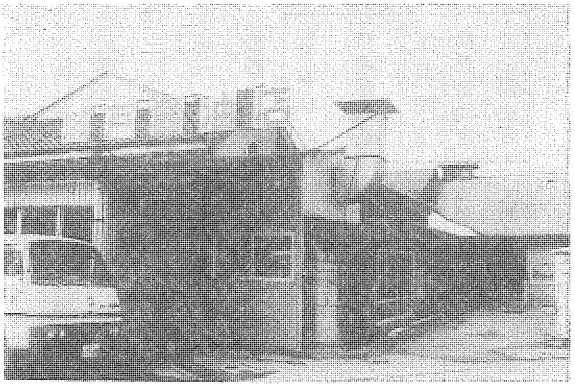


図 4-45　上平沢の城戸醤油店

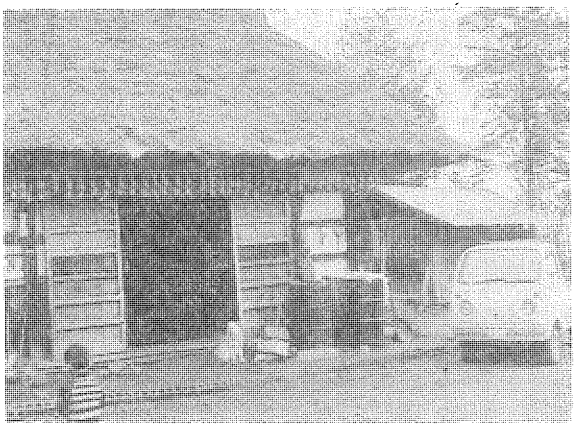


図 4-46　農家の軒先につるした「みそ玉」
（昭和46年・古館の高橋盛一宅）

昭和十四年（一九三九）十二月の『県商工統計書』には、町内の醤油・味噌醸造営業店として、日詰の伊勢屋商店・南伝法寺の室岡醤油店・高水寺の横沢醤油店・犬吠森の吉田醤油店があり、生産高等は表四―一〇〇の通りである。

昭和三十年代における経済高度成長や農業経営の改変によって、日常の食生活にも大きな変ぼうをもたらし、手間のかかる味噌醸造などは次第に加工業者に委託したり、小売店から安易に比較的廉価で味噌・醤油が入手できるに及んで、小規模工場は近代設備の多量生産による安値製品に追いつけず、また、不慮の災害にあう工場などもあって、町内の従来からの業者は逐次廃業をした。

このような業界のなかで、上平沢の城戸醤油店は中小企業促進法により資金融資をうけて近代化をはかり、銘柄「亀甲栄」の醤油・銘柄「小判」味噌の製造販売を続けている。

第六　練乳工場

古館にあった練乳工場は、始めにベニヤ工場か練乳工場かと問われた時に、練乳工場の方が将来性があるとの事で、阿部友次郎（大巻）小野文真（星山）らが勧めた工場で、古館の横沢季吉所有土地の二千坪を、使用しなくなった時は復旧して返還をするという条件で借用した。

昭和十三年（一九三八）の春、東北本線日詰駅に乳牛ホルスタインの群が貨車で送られてきた。送り主は「三井報恩会」で、これは昭和初期の経済恐慌で県内農村が不況に陥いった時、農村経済を酪農で立て直す政策をとり、その呼びかけで「三井報恩会」が県に貸与することになった乳牛の第一陣で、引き続いて送り込まれて総頭数が百八十頭に達した。これらの乳牛は紫波郡下の農家に貸し付けられ、古館に牛乳処理場を設立したのである。

当時の「牛乳買入開始案内状」が「岩手県購買販売利用組合連合会・古館牛乳共同処理場」から、各組合員に昭和十二年（一九三七）二月二十日に、また昭和十三年二月二十二日には「牛乳取扱器具販売案内状」が出されているので、その全文を次に記すことにする。

〔文例一〕

牛乳買入開始御案内

昨年来久シク御待セ仕リ候当場ノ事業開始ハ時局柄工事ノ遅延ヲ余儀ナクセラレ今日ニ及ビ候事組合員各位ニ対シ誠ニ申訳無レ之候　殊ニ一月以来分娩牛ノ泌乳処理出来ザリシハ甚ダ遺憾トスル所ニ有レ之事情御諒察賜ハリ不レ悪御寛恕奉ニ希上ニ候

工場内設備ノ大半ハ未ダ不レ整候モ初期牛乳処理ダケハ出来得ル迄ニ至リ候間　左記ニ依リ牛乳買入可レ仕　乍ニ失

礼ニ御経験ニ乏シキ各位ガ搾乳ト殺乳ニ就テハ今後相当ノ御苦労ヲ伴フ事トハ存候得共　県下畜産ノ隆昌ト混同農業ノ普及並ニ農村工業発達ノ為メ後世ノ人柱タル御精神ヲ持タレ　各位御協力ノ基ニ眼先ノ御困難ニ驚ク事無ク百年ノ基礎ヲ築ク大先輩ト御成リ被レ下様　乳牛ノ価値ヲ高ムル為メノ搾乳ト一滴ノ牛乳モ之レヲ利用スル事ニ努メラレ悪路御困難ノ折柄ニハ候得共　分娩牛ノ牛乳ハ多少ニ不レ拘御持込被レ下様切ニ御願申上候。

尚買入牛乳価格ハ其ノ公正ヲ期スル為メ乳価評定委員会ナルモノヲ設置致サレ居リ　県庁当局郡部会長畜産組合側並ニ当会側ノ四者協議ノ結果決定仕ル次第ニ有レ之　本月二十八日午前十時ヨリ県庁ニ於テ其ノ第一回評定委員会開催ノ事ト相成リ居リ決定後改メテ御通知可ニ申上一候

敬　具

牛乳買入ノ方法

一、御取引ノ主体

所属組合対連合会ノ御取引関係トナリマスガ、牛乳ヲ個人デ持込ム場合モアリ、集乳所ヨリ混乳持込ミノ場合モアリ、其ノ何レニシテモ個人別ノ生産量ヲ明カニシ、記帳及計算ハ個人別ニ分ル様致シテ置キマス。

二、勘定

一ケ月ノ勘定ハ、前月二十一日ヨリ始マリ其ノ月ノ二十日ヲ以テ締切リ、一ケ月分トシテ諸計算ヲナシ同月末勘定ノ御支払ヲ致シマス、勘定ノ御支払ハ所属組合ヲ経テ組合員ニ為サレル訳デス。

三、牛乳受入ノ順序

1　各位ノ牛乳ハ共同処理場内受乳室ニ御持込ミ願ヒマス。

2　受付検査。牛乳受付ト共ニ検査致シマス。

イ、臭味検査　ロ、アルコール検査　ハ、比重検査　ニ、酸度検査　ホ、脂肪検査　ヘ、細菌検査

等ヲ行フ事ヲ原則ト致シマスガ、各位ノ牛乳御取扱上其ノ設備ト熟練トヲ俟チ、又当場製品ノ種類ニモ至大ノ

関係アリ其ノ二、三ヲ省略スル事ガアリマス。

3　等級

検査ノ結果一等乳トニ等乳トニ大別シ、二等乳減少セシムル一手段トシテ二等乳ヲ更ニ真ノ二等乳（腐敗ニヨルモノ）初乳、末期乳、異常乳トニ区別シテ記帳シ参考資料ト致シマス。

4　勘貫（重量ヲ計ル）

一等乳、二等乳共夫々匁方ヲ計リ記帳致シマス、コノ場合貫匁ヲ以テ記帳シ、代金ノ計算ハ五百匁ヲ以テ牛乳一升ト致シマス。

5　標本ノ採取

牛乳ノ買入レハ牛乳一升中ノ脂肪量ヲ以テ価格ト致シマスノデ、毎回牛乳量ニ比例スル個人別ノ牛乳標本ヲ僅カ宛取ツテ置キ月三回脂肪ノ検査ヲシテ御座イマス。

6　記帳及案内

検査後勘貫受入ヲ終レバ工場ノ受乳日記ニ記入致シマス。

直接御持込ノ方ニハ通帳ニ等級別重量ヲ受乳日記ヨリ転写シ御渡シ致シ　混乳運搬ノ集乳所ニハ空缶返送ノ際受乳案内書ヲ添付致シマス。当方ニ於テハ受乳日記ヨリ之ヲ各人別受乳カードニ転記シ個人別計算ヲ致スノデアリマス。

四、牛乳持込日及持込ノ時間

唯今ノ所分娩搾乳者少数デアリマスノト　冬季寒冷ノ為メ牛乳ノ悪化モ尠（すくな）イカト思ヒマスノデ当分ノ間一日オキニ御願ヒ致シマス。

即チ　大ノ月ハ奇数日持込ミ

小ノ月ハ偶数日持込ミ

尚工場ニ於ケル作業ノ都合モアリマスノデ工場ニ御持込ミノ時間ハ自午前七時至正午

五、脱脂乳ノ売却

犢牛出生後十日目位ヨリ生乳ノ代リニ脱脂乳ヲ飲マシテ育成スル事ハ　経済的ニシテ発育ニ変化ナク高価ナ牛乳ヲ販売シ低廉ナル脱肪乳（渣乳）ヲ利用スルノ有利ナルハ御聞ノ事ト存マス。当場ニ於テ之ノ脱脂乳ヲ販売致シマス　価格ハ何レ乳価評定委員会デ決定致ス事ニナツテ居リマス。

六、牛乳容器

牛乳缶、搾乳バケツ、濾過器及ビ攪拌器等一揃ヒ丈ケハ組合員各位ニ御負担願ハネバナリマセン　工場ニ於テ御取次販売致シマス。集乳所ヲ設置ナサレ集乳所ヨリ工場迄混乳ヲ輸送サレル場合之ニ要スル輸送缶ハ工場ニ於テ其ノ量ニ応ジ無料貸付致シマス。

七、牛乳買入ノ場所

牛乳ノ買入レハ共同処理場受乳室到着ノ成績ヲ以テナサレルノデアリマスカラ　個人持込ミ馬車輸送「トラック」輸送、或ハ工場設備ノ三輪車利用ニヨル場合モ一様ニ途中運搬ニ要スル経費ハ　組合員各位ニ於テ御負担願ハネバナリマセン。

八、搬乳ノ方法

故ニ最初人数少ク乳量少キ間ハ途中ノ運搬ヲ他ニ任スレバ乳代ノ取ル所少クナリマスカラ、

イ　交互ニ当番ヲ定メ各人ノ牛乳ヲ一人ニテ工場迄運搬スル。

ロ　乳ノ多イ人ハ少イ人ノ分ヲモ橇或ハ「リヤカー」デ運ンデヤルト云フ隣保互助ノ御精神ヲ持ツテ頂キ度イモノデス。

ハ　学校通ヒノ子供ヲ利用シ運搬スル。
ニ　雪ガ溶ケレバ自転車或ハ「リヤカー」ヲ応用スル。
段々牛乳ガ多クナレバ搬乳ハ段々容易ニナリマス、即チ、
イ　集乳馬車ハ各戸ヨリ乳ヲ集メテ廻ル馬車ヲ雇フ事ガ出来ル様ニモ成リマセウ　或ハ集乳所ニ各自ガ持参シテ検査後混乳シ之ヲ一定ノ契約セル馬車或ハ馬橇ニ運搬セシムル事モ出来マス。
ロ　集乳トラック。可成リ遠イ所デモ牛乳ノ量サイアレバ「トラック」ニ托シテモ良シ又毎日ノ事ナレバ請負フ方モ定収入ガアル故勉強スル事ト思ヒマス。

以上ノ外御不明ノ点ハ遠慮ナク御問合セ下サイマス様　尚当地御通過ノ節ハ是非御立寄リノ程願ヒマス。
古館牛乳処理場内ニハ左ノ事務ト御相談ニ応ジマス事ヲ御承知置キ願ヒマス。
一、岩手乳牛共済会ノ事務取扱
二、乳牛一般ノ御相談所

以　上

〔文例二〕

昭和十三年二月二十二日

岩手県購販連
古館牛乳共同処理場

拝啓益々御清栄ノ段奉賀候陳者（のぶれば）
牛乳取扱器具案内

乳牛分娩ニ伴ヒ搾乳、清浄、攪拌及ビ運搬ニ是非必要有レ之候牛乳取扱器具　近日到着可レ仕候間至急御申込被レ下度（くだされたく）　小運搬ノ関係モ可レ有レ之候間貴組合御取纏メヲ願ヒ本月二十七日御受取ニ御来場被レ下度願上候。

尚取扱器具ハ嵩張リ居ルモノニ候間　一軒分ナレバ背負ヒ得ルモ二軒分以上五軒分位迄ハ手橇ヲ要シ其レ以上ハ馬橇ガ宜敷キカト存候。

記（価格）

1　一斗五升入牛乳缶　一本　金八円也
2　六升入搾乳バケツ　一ケ　金弐円弐拾銭也
3　経九寸牛乳濾過器　一ケ　金弐円拾銭也
4　牛乳攪拌器　一本　金参拾六銭也

一斗五升牛乳缶ハ搾乳セル牛乳ヲ保存冷却シ又ハ集乳所或ハ工場ニ牛乳ヲ輸送スルニ使用スルモノ。搾乳バケツハ名ノ示ス如ク搾乳ニ使用スルモノニシテ牛乳取扱器具ハ何デモ鉄力製ニ非レバ宜シカラズ候。

濾過器ハ搾乳セル牛乳ヲ清浄ニスル為メ布片ヲ挟ミ濾ス道具ニ候。

牛乳攪拌器ハ搾乳セル牛乳冷却中一刻モ早ク冷却スル為メ牛乳ヲ「カキマワス」ニ使用スルモノニ候。

搾乳ノアル家ニハ以上一揃ハ是非必要ニ候　二頭以上搾乳ノ所デハ右ノ外一頭搾乳牛ヲ増ス毎ニ一斗五升牛乳缶ヲ一本増セバ足リルト存候。

以　上

一方、東北興業株式会社資金による第二年度の畜牛配給は、二戸郡に五十三頭、岩手郡に十頭、稗貫郡に三十二頭、紫波郡に十三頭の計百八頭で、前年度配給牛及び自己資金購入牛を合せて、古館工場管内乳牛数は二百六十頭になったが、先進地の一か村の頭数にも及ばず今後の移入増殖に努力を要するところとなった。

郡内の集乳は小型自動車・自動三輪車（阿部善兵衛・阿部幹男等運転）で、矢沢や湯口方面まで廻ったが不足で、一部は分離器でクリームとして鉄道便で集乳していた。

当時の買入高は七八三石余、価格一万八百七十七円で、利用者一人平均が牛乳十一石、価格百五十円、また供出

牛一頭平均は牛乳九石八斗、価格百三十六円であった。初期としては頗る良好な成績であったわけである。しかし、国策産業品として多大の注文に接しても原料牛乳がこれに伴わず、農家の酪農経営普及を切望して止まなかった。

二月より牛乳加工に着手をしたが、頭数不足のために彦部を中心とする六十頭の外、新たに東北興業会社を経て配給した百頭及び中央金庫資金より配給の四十四頭の増加を具現し、この外種牡牛三頭も含めるなどの創業に伴うあらゆる犠牲を忍び事業遂行に邁進したが、いまだ原乳不足のために煉乳製造をするに至らずに、乳皮・牛酪加工に止まった。また、当初の予定では岩泉の明治乳業に練乳を送るのであったが、遠距離輸送の理由もあって思うほどでなく、遂に農村工業指導所と変わった。

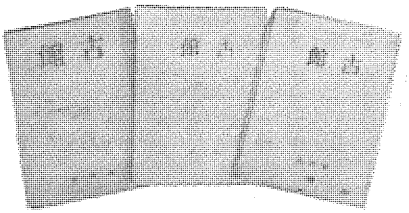


図 4-47　日本染色株式会社岩手工場の機関誌（昭和21年１月）

昭和十六年ごろの製品量は

牛　乳　八〇三・一五〇貫
乳　皮　一〇三・六五〇貫
渣　乳　二九〇四・九五〇貫

加工後は

乳　皮　一〇九・五五〇貫
牛　酪　一六一封
渣　乳　六九三・六〇〇貫
乳酸飲料　六三・六二七石
特殊酸乳　一三・〇九石

この工場は県産連の直営ブロック製酪工場として、当時は東北本線筋ただ一つの大

規模製酪工場であったが、終戦近くに施設の大陸移転の命令を受け撤去と共に軍部に接収されて、その後は用地に、染色工場・県農村工業指導所・「玉の春」酒店の岩手食品加工場・昭和三十五年（一九六一）からは不二家工場となった。

〔参考資料〕（醸造業）

1　雫石町史
2　県商務統計（明治四十四・四十五年）
3　県工場統計（大正十年）
4　岩手日報（大正十三年）
5　県商工統計（昭和七・十・十四年）
6　石鳥谷町松尾神社碑
7　南部杜氏五十年史（昭和四十一年）
8　県統計年鑑（昭和四十一年版）
9　山王海土地改良区の歩み
10　上平沢麹製造合名会社文書
11　金子七郎兵衛文書
12　町内醸造業店主及び長老談話
13　古館牛乳共同処理場文書

第八節　金融

第一　銀行

一、第一国立銀行の成立

(一)　為替出納方小野組

明治維新政府の最初の国庫金取扱いは「為替方」によって行なわれて、三井・小野・島田組が指定された。これら三組は地方各県においても為替方として県金庫の事務も取扱い、県為替方の小野組本店は京都で幕府為替方の一人でもあった。また、当時は各県に税金を集める機関として、藩政時代から全国に支店を持つ小野・三井両組に、出納方として徴税と会計業務を担当させ、明治四年（一八七一）四月に政府は各県に租税局を置いた。

日詰地方の徴税は「御用達」として日詰町の井筒屋権右衛門（小野）と幾久屋七郎兵衛（金子）の両名が依託を受けた。郡印の別家井筒屋伊七（通称村谷伊助）の覚書に次のような文書がある。

「明治三年午正月廿五日昼　八ツ時頃より新田町かじや孫太郎ト申ものより出火　両側家数四十三軒類焼　其砌手前も類焼仕候　昨己十一月三十日より御店様より御用相蒙二日町御蔵御納米御取納方　御店様より被仰付御用達相蒙

尤御米幷ニ御役金銭等御収納ニ相成　是迄ハ二日町御蔵ト唱居候得共　以来郡山祖税所ト被仰出右収納方御店様幾久屋様御両家ノ係付御用相蒙勤致居候故　右出火之砌居合不申日詰町ニ出火有之候事承りテ其砌祖税所出役

人佐藤運一様に願上直ニ下リ申候

所々ヨリ見舞至来覚

一、丸飯　壱　　祖税所　御蔵

祖税所請合　佐藤運一様

一、金百疋

（以下略）

二月七日御店様ヨリ祖税所にて伊七類焼ニ付県庁会計局御役所江佐藤様御申立ニ成　為御手当御蔵米片馬被下候趣ニ付　直ニ袴羽折着用ニテ祖税所江御礼ニ罷出候」

為替出納方の小野組は、収納から上納までの預り期間が無税であったことから、この金で米穀の買付・製糸・鉱山の事業拡張をした。また、三井・小野両組は独自の銀行設立を申請したが、明治六年（一八七三）に第一国立銀行が創立されて取消された。しかし、政府のとりなしで両組から頭取・副頭取・取締役らが選出された。

このように、公金で甘い汁を吸う両組に対しての批判が次第に高まり、国庫金の取扱方をめぐって改正が行なわれて、精算に当って取扱国庫金は、土地建物の固定資産や貸付となっていて、返還期間に間に合わずに事業拡大をしていた小野組は、同七年（一八七四）に没落をして第一国立銀行から手を引き、残った三井組も同九年（一八七六）に三井銀行を開業して第一国立銀行から手を引いた。

(二)　第一国立銀行盛岡支店郡山出張所

第一国立銀行盛岡支店は盛岡市呉服町の富士銀行の所が表口、裏通りは肴町に達する一角で、支店長は井筒屋小野善十郎であったが、前述の通り小野組が没落をした後、県為替方が盛岡市紺屋町現東北電力岩手支店の所に、明治十一年（一八七八）盛岡支店を開設して支配人は尾高惇忠であった。

郡山出張所は日詰の金子七郎兵衛店に置かれて、同十四年（一八八一）正月から一般人の十銭からの預金を取扱って、盛岡支店が引揚げる明治二十七年（一八九四）まで営業した。

二、第七十七国立銀行盛岡支店郡山出張所

第一国立銀行が引揚げる当時は、盛岡に第九十国立銀行と一関に第八十八国立銀行があったが、県では第七十七国立銀行支店の開設を働きかけ、日銀と契約をさせて県下の国庫金、県地方税現金の外御料地収入支出金の取扱いから県備荒貯蓄現金の取扱いを命じた。郡山出張所の開店場所は記録に不明であるが、前述の金子七郎兵衛店ではなかったろうか。明治三十一年（一八九八）三月三十一日まで営業が続きこのころは日詰出張所と改称されていた。

三、盛岡銀行日詰支店と志和出張所

第七十七国立銀行の進出により盛岡唯一の第九十国立銀行の経営不振が起こり、合併の対策を講ずる重役間に対立が生じて、明治二十九年（一八九六）に盛岡銀行が誕生した。盛岡銀行は開業の翌三十年には早くも県内最大の銀行として、現在盛岡市のシンボルとなった岩銀の赤煉瓦行舎の地で営業した。

日詰支店は明治三十一年（一八九八）二月十七日に日詰字郡山駅二百五十八番地に、志和出張所は大正八年（一九一九）に上平沢字南馬場に開設され、町内二大商業地区に根を下して郡下に及ぼした産業経済の向上貢献は大きく歓迎されたが、昭和六年（一九三一）暮の銀行パニックで住民に与えた打撃はより大きかった。

四、岩手銀行日詰支店

岩手銀行は、明治四十年（一九〇七）に県内第十二番目の銀行として盛岡に創立、頭取は小野慶蔵（志和近江屋

権兵衛家の別家）、取締役には村井弥兵衛（日詰井筒屋権右衛門家の別家）・平井六右衛門（日詰伊勢屋）・監査役は村井権兵衛（志和近江屋）が選任された。日詰支店は本店と同時に日詰字郡山駅三十二番地（盛岡電灯会社日詰営業所の建物を引継）で営業し、支店長は志村正松（日詰）であった。

岩手銀行は順調に営業成績をあげていたが、昭和三年（一九二八）の新銀行法施行より小資本の宮古・気仙・三陸各銀行を吸収合併、昭和六年（一九三一）十一月発生の金融恐慌によって苦境に立ち、盛岡・第九十銀行との合併が企てられたが成りたたないままに、やがて休業閉行となった。

五、岩手殖産銀行日詰支店

昭和七年（一九三二）五月に岩手殖産銀行が開業、金融恐慌によって前述の岩手・第九十・盛岡の三銀行が閉行し、その対策に県当局が着手して新銀行が誕生した。

同年六月には盛岡銀行日詰支店舗を借用して日詰支店を置き、昭和三十年（一九五五）四月、町村合併によって紫波支店と改名し、同三十五年からは岩手銀行と改めて地方銀行の中堅的な役割を果たしている。

六、東北銀行紫波支店

昭和二十四年（一九四九）十一月、当時の池田勇人大蔵大臣が臨時国会の財政演説に端を発して、盛岡商工会議

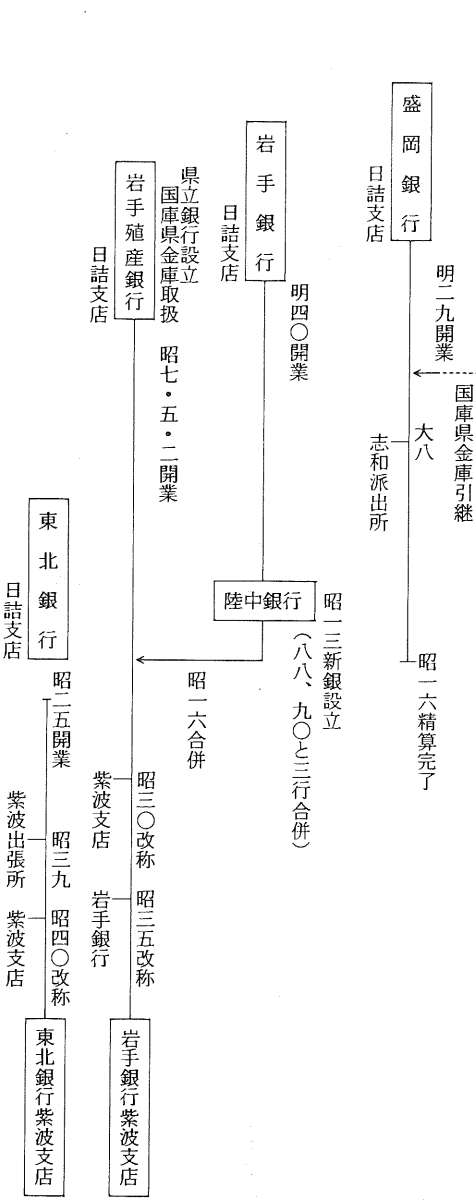


図 4-48　岩手銀行紫波支店旧行舎（昭和43年）

所が音頭をとり翌二十五年に東北銀行が開業した。

昭和三十九年（一九六四）三月二十七日に日詰字郡山駅五五の二（旧日詰町役場庁舎）で紫波出張所が開設、同四十一年（一九六六）三月十日に紫波支店となった。

表四―一〇一　紫波町内開店銀行沿革図



第二　農業協同組合関連金融機関

一、県信連紫波支所

県下農業協同組合から設立の運動がたかまって昭和二十三年（一九四八）八月に、組合金融の中核機関として県信連が創立した。

設立に当った町内関係者は次の通りである。

・発起人二十六名の内

佐比内村農業協同組合長　高橋真一郎
赤石村　同　箱崎雄一

・設立後の役員は

理事　箱崎雄一
監事　高橋真一郎
会計主任・総務部長　泉舘一郎
（後で水分村農業協同組合長）

日詰支所は、県信連創立時に全県十三支所の一つとして設立され、昭和三十年（一九五五）の町村合併時に紫波支店と改名し、所在地は日詰字郡山駅五十七番地の三に変更された。

表四―一〇二　紫波町管内農協貯金並貸付推移表

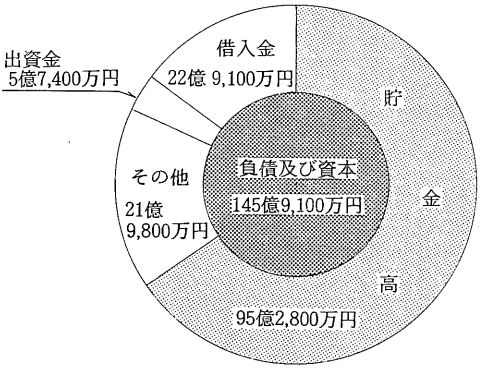
（単位　百万円）

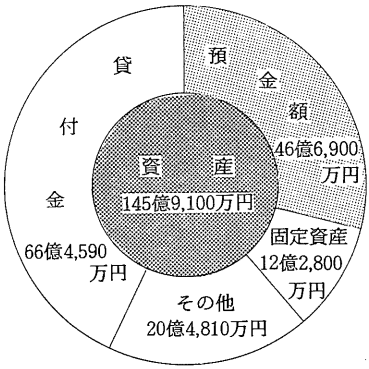
年月	貯金	貸付	記事	年月	貯金	貸付	記事
昭和四三年六月	三、六〇六	三、三三三		昭和四七年六月	九、八三七	五、七三九	
九月	三、六〇五	三、五八九		九月	一〇、三四八	六、〇〇八	
一二月	五、七三六	三、三二八		一二月	一四、六五一	五、六二二	
昭和四四年三月	四、五八九	三、五四四		昭和四八年三月	一二、九一一	六、二六五	
六月	四、四三三	三、九九六		六月	一二、七五七	六、八五一	
九月	四、四六八	四、二九二		九月	一三、一二五	七、四三四	
一二月	六、六〇六	三、九三二		一二月	一八、七〇九	六、七三〇	
昭和四五年三月	五、一三四	四、二五四		昭和四九年三月	一一、二〇七	七、六五三	
六月	四、八四八	四、七三八		六月	一二、〇一一	八、五六六	
九月	五、一〇〇	四、九五九		九月	一三、二二〇	八、九二四	
一二月	七、〇一一	四、四八一		一二月	一六、五九一	八、九六〇	
昭和四六年三月	八、六七七	四、七五七		昭和五〇年三月	一四、〇一五	九、四三七	
六月	八、一一八	五、一三二		六月	一三、七九八	一〇、六〇二	
九月	九、四九一	五、四九九		九月	一四、一〇六	一一、一一七	
一二月	一三、九四九	五、三二八		一二月	一八、五六九	一〇、四八三	
昭和四七年三月	一〇、五五一	五、三四六					

二、紫波町農業協同組合

明治三十三年（一九〇〇）産業組合法の施行により、町内各地に金融面の信用組合が設立され、幾多の変動を経てきたことは前述（第五章産業経済第一節）の通りで、昭和二十二年（一九四七）農業協同組合法に基づく旧町村の設立、さらに昭和五十五年（一九八〇）には志和地区を除く六農協が合併して紫波町農業協同組合となって、紫波町日詰字下丸森七一に本所を設置し、昭和五十七年（一九八二）には岩手紫波町農業協同組合と改称している。

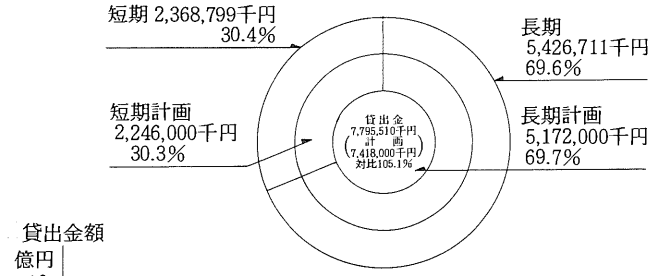
表四―一〇三　財務内容（岩手紫波町農協）

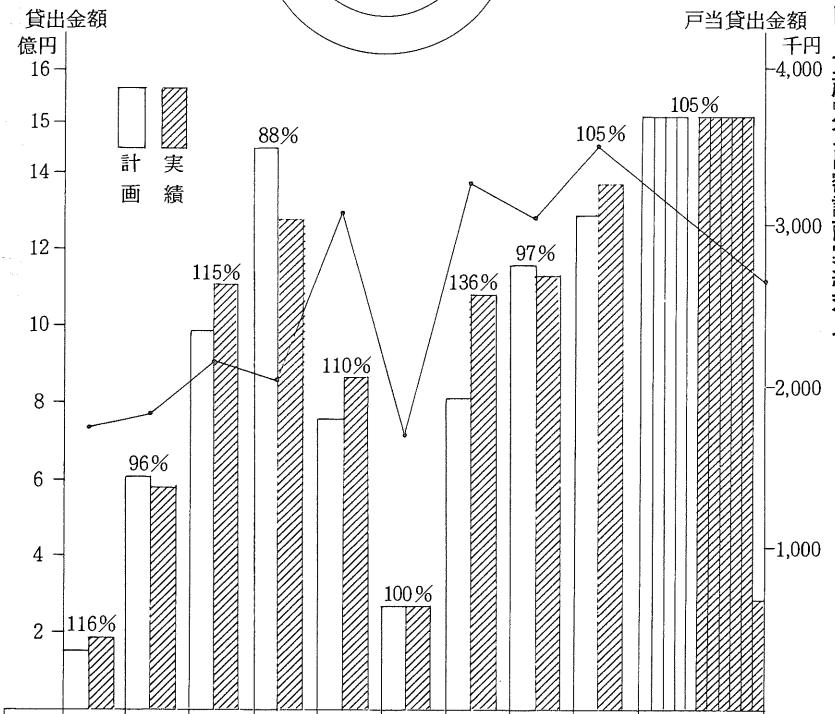




「新組合設立記念しおり」から（通常総代会提出資料　昭和五十六年度）

表四―一〇四　支所別貸出額計画実績対比

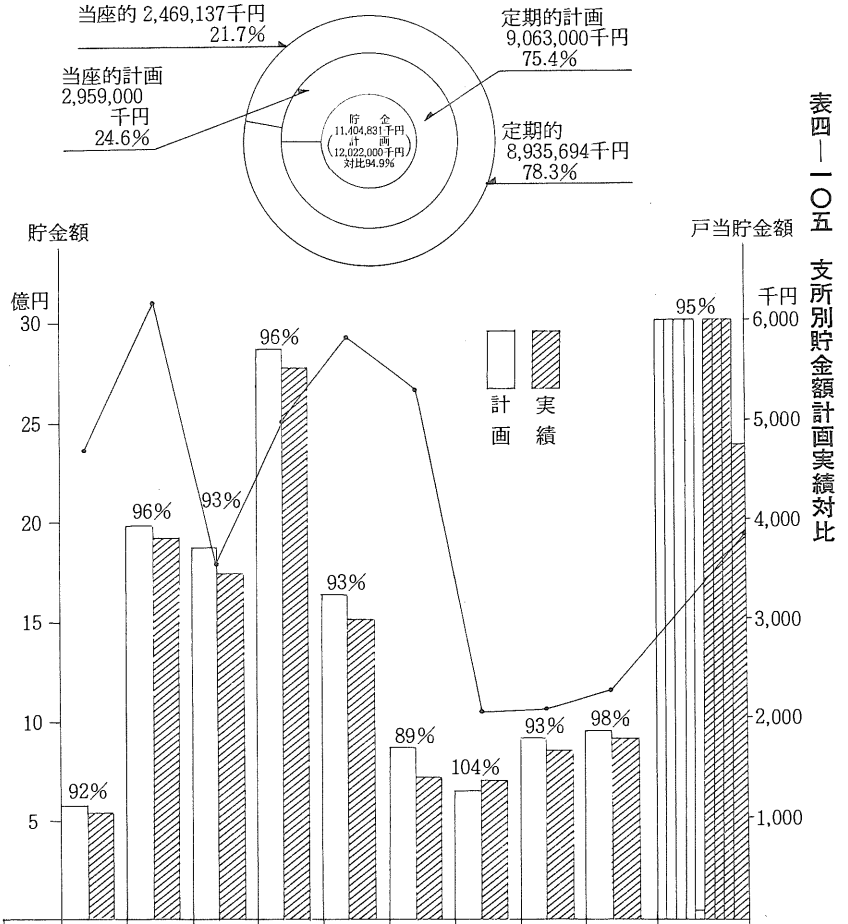




支所名	日詰	古館	水分	赤石	彦部	東部	佐比内	赤沢	長岡	合計	単位
計画	166	609	976	1,435	763	239	801	1,144	1,285	7,418	百万円
実績	192	582	1,119	1,267	841	239	1,091	1,113	1,352	7,796	百万円
1戸当り実績	1,745	1,865	2,395	2,282	3,471	1,827	3,408	3,163	3,765	2,715	千円

「新組合設立記念のしおり」から、(通常総代会提出資料　昭和56年度)

表四―一〇五　支所別貯金額計画実績対比



支所名	日詰	古館	水分	赤石	彦部	東部	佐比内	赤沢	長岡	合計	単位
計画	566	1,994	1,856	2,892	1,679	786	642	793	814	12,022	百万円
実績	519	1,915	1,727	2,784	1,558	697	670	736	799	11,405	百万円
1戸当り実績	4,717	6,137	3,698	5,017	5,879	5,319	2,095	2,090	2,225	3,972	千円

「新組合設立記念のしおり」から、（通常総代会提出資料　昭和56年度）

三、志和農業協同組合

大正十四年（一九二五）八月に上平沢・片寄の信用購買組合を合併して志和村信用購買販売利用組合を創設、以来昭和十五年（一九四〇）には貸付金額一〇、三二八円余・貯金高一四九、七二〇円余となって、農民唯一の金融機関として堅実な発展をし、昭和二十二年（一九四七）に農業協同組合となった。

近年の金融面の成績は次の通りである。

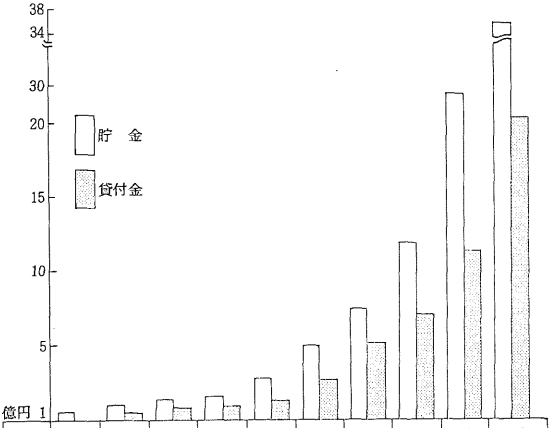
表四―一〇六　志和農協の金融関係の推移

年度	指導事業繰入	当期利益	配当金	準備金積立金	
昭和三五年	一、八二〇千円	五五四千円	――	五一一千円	注 ○五四年農業センター□□創立三十周年事業四五、〇〇〇千円前年ヨリ経費増。 ○五五年最大級の大冷害五、〇〇〇千円対策費。退職給与引当金一四、五〇〇千円特別手当 ○五六年大冷害で六、一九五千円冷害対策費。十五号台風費一四、〇〇〇千円。
昭和五一年	三一、五七八千円	三八、二三五千円	一九、八〇〇千円	一八、〇〇〇千円	
昭和五二年	二九、六一五千円	四二、九二三千円	二五、七三五千円	一七、〇〇〇千円	
昭和五三年	三三、九六一千円	四六、三五八千円	二九、二三〇千円	一六、〇〇〇千円	
昭和五四年	四三、〇九七千円	一七、三〇八千円	一二、六七九千円	八、〇〇〇千円	
昭和五五年	五四、二三六千円	二、六九九千円	――	三、〇〇〇千円	
昭和五六年	五九、九〇一千円	一、二五七千円	――	一、〇〇〇千円	

第三　盛岡信用金庫紫波支店

昭和二十六年（一九五一）二月に盛岡信用金庫の四番目の支所として日詰に開設、初代支所長は村谷彦治郎で自宅を解放して誘致をした。現在は紫波支店と改名し所在地は日詰字郡山駅二三六番地である。

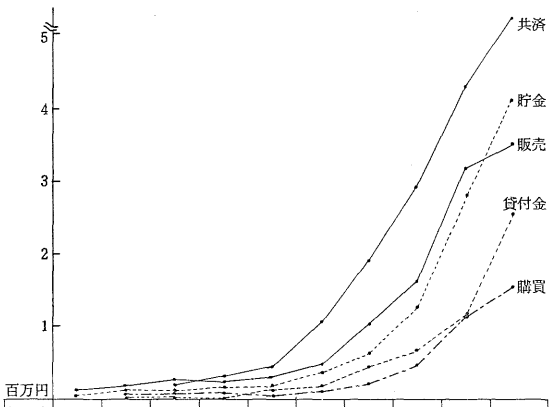
表四―一〇七　貯金と貸付金（志和農協）



年　度	23	29	32	35	38	41	44	47	50	53
貯　金	24	92	125	181	258	489	725	1,169	2,322	3,479
貸付金		14	44	69	120	210	488	693	1,121	1,995

（単位百万円）

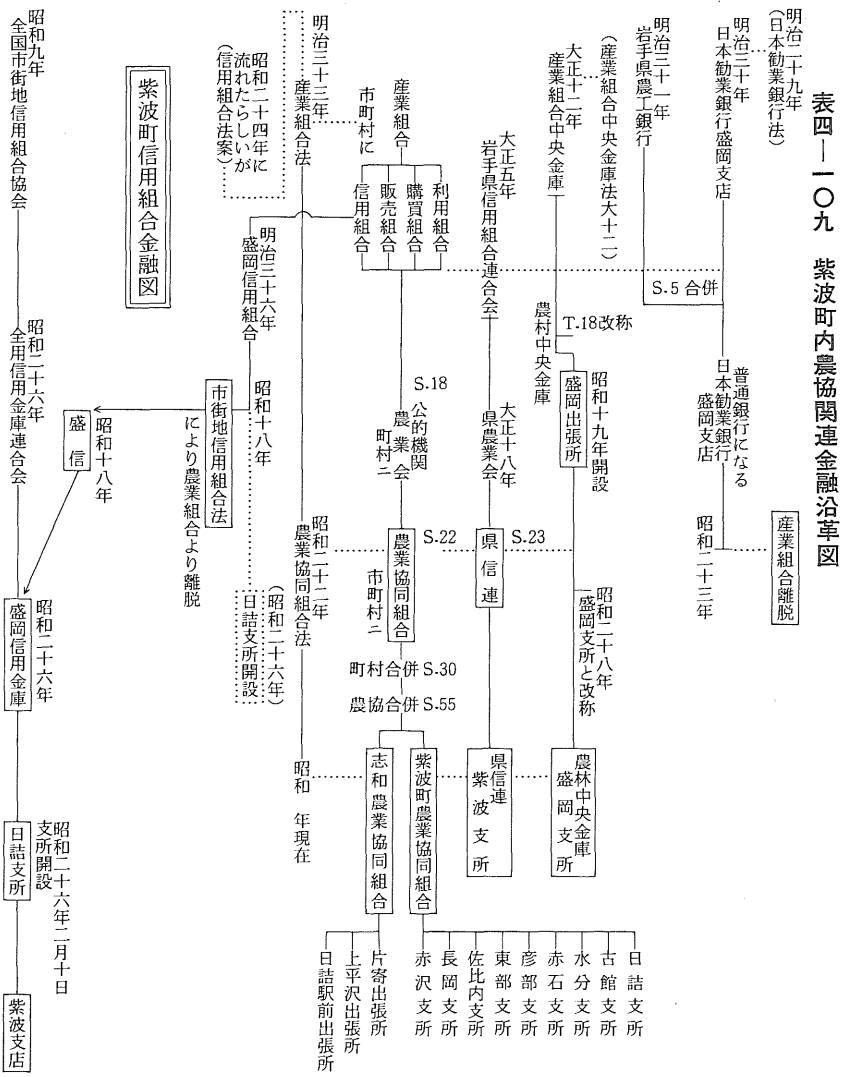
表四―一〇八　農家当り利用高（志和農協）



年　度	23	29	32	35	38	41	44	47	50	53
貯　金	26	126	151	219	303	590	853	1,378	2,818	4,258
貸付金		19	53	81	145	299	594	841	1,359	2,441
購　買	6	44	115	92	134	240	316	702	1,359	1,506
販　売	63	160	263	285	521	717	1,329	1,774	3,143	3,585
共　済			245	359	669	1,360	2,095	2,910	4,433	18,427

（単位千円）

表四―一〇九　紫波町内農協関連金融沿革図



紫波町信用組合金融図

第四　無　　尽

一、旧制無尽金融

紫波町史第一巻の第三章社会構造の「無尽講」で述べたが、明治・大正と無尽は庶民金融に欠くことのできない存在であった。

日詰地方では、明治期に商家の人々が輪島塗の本膳と有田焼の皿を二十人前一組の無尽講を開いて、秋田港から雫石経由で到着した物品が親戚知人の祝儀不祝儀に貸借して重宝がられたり、大正期には、日詰停車場の西裏移転に町会議員が上京の運動費資金捻出で無尽講を開いたが自腹をきったとか、そのほか相互共済的なもの・信仰遊行・生産資金調達・教育資金・親睦や貯蓄、営利の目的といったものが多くあった。

次に、昭和初期の旧志和村無尽講の例を述べる。

1　掛金方法

(1)　現物掛　茅(かや)無尽のように現物を一時に多く要するものに見られる。

(2)　現金掛

2　借入方法

(1)　くじ取　抽籤(ちゅうせん)によりその資金を借入する方法で、印のある紙玉を転ばして決定するもので「ころばし無尽」ともいう。この当選者で資金の必要がなければその権利を売ることもあった。

(2)　順　番　この方法は金融以外の現物調度及び屋根等の無尽に行なわれた。

3　掛取

この方法が最も多く行なわれた方法で、資金の必要なものが申し出て、掛をかけて一番高い者にその資金を渡すものである。

4　取子

その規約によって大体の金額を定めて置き、一例をあげれば、掛取額の最も高い者より逐次等級をつけ、一等一円二十銭・二等八十銭・三等五十銭・四等三十銭・五等二十銭のようである。

5　貸付方法

(1)　担保付　この方法は会の性質上ほとんどない。

(2)　無担保　無尽の大部分はこの方法で、その融資金借入方法は保証人連名の上に借用証書を入れ、金子借用の型式をとったものが一番多く見られる。

(3)　利　率　判然とした利率はなく、掛り落し額が利息であった。

なお、参考のため規約をかかげる

和合講会規約

第一条　本会ハ会員共同シテ生業ニ必要ナル資金ヲ造リ之ヲ以テ発起人ヲ救済シ及ビ会員ニ貸付スルヲ以テ目的トス

第二条　本会ハ△△和合講会ト称シ事務所ヲ岩手県紫波郡志和村大字……ニ置ク

第三条　本会々員ハ名簿ニ出資口数並ニ住所ヲ記載シ署名捺印スベキモノトス

第四条　本会ノ存立期間ハ昭和三年十二月ヨリ昭和拾壱年弐月迄トス

第五条　本会々員ニシテ出資ヲナスモノヲ出資者ト称シ資金ヲ借受タルモノヲ融資者ト称ス

第六条　本会ハ毎年四回トシ（二月　三月　十一月　十二月）各月十三日午后三時会員集会ヲ開キ第一条ニ掲ゲル事業ヲ行フモノトス

前項ノ集会ニハ出資者半数以上ノ出席アルコトヲ要ス若シ半数以上出席セザル時ハ出席員ノ決議ニ依リ挙行スルモノトス

第七条　本会々場ハ本会事務所ヲ以テ充ツルモノトス

第八条　本会ニハ会長一名副会長一名理事三名ヲ置キ其ノ任期ハ本会存立期間内トス

第九条　会長副会長理事ハ集会ニ於テ選挙スルモノトス

第十条　本会出資金ハ持分壱口ニ付金拾円トシ出資者ハ本会挙行ノ都度前項ノ金額ヲ払込ムベキモノトス

第十一条　本会々員ハ持分一口ニ付一回限リ融資スルモノトス

第十二条　発起人ハ初回ノ融資者タルベキモノトス第二回ヨリノ融資者ハ初回ニ定メ以後逐次之ニ準スベキモノトス

第十三条　融資希望者ハ会員集会ニ於テ資金ノ歩引額ヲ申出ヅベシ若シ歩引額ノ希望者数人アル時ハ歩引額ノ多キモノヲ以テ融資者トス

第十四条　前条ノ歩引金ハ之ヲ利息ノ前払ト見做シ出資者ニ割戻スモノトス

第十五条　融資者ハ相殺ヲ以テ本会ニ対抗スルコトヲ得ス

第十六条　融資者ハ融資金ノ中ヨリ自己ノ払込ミ済資金ヲ差引キタル債務ニ執キ身元確実ナル保証人二名ノ連署ヲ以テ第一式ノ借用証書ヲ本会々長ニ差出スベシ

第十七条　融資者ノ毎会払込ムベキ金額ハ常ニ第十条ノ出資金ト同一タルベキモノトス

第十八条　左ノ費用ハ融資者ノ負担トス

一金弐円　花取子（一本拾銭十本分）
一金参円　掫取子（一等一円二十銭　二等八十銭　三等五十銭　四等三十銭　五等二十銭）
一金弐円　座料

第十九条　会員ハ其ノ持分ヲ譲渡シ為スコトヲ得
此ノ場合ニ於テハ出資者全部承諾ヲ受クベキモノトス

第廿条　融資者資金ノ支出ヲ怠リ会期三回ヲ経過シタルトキハ保証人ニ於テ負担スヘキモノトス出資者資金ノ支出ヲ三回怠リタル時ハ退会者ト認ム

第廿一条　前条出資者ノ払込済資金ハ満期挙行ノ当日迄払戻ヲ為サヽルモノトス

第廿二条　本会ノ会長副会長理事ハ出納其他一切ノ事務ヲ処理スルモノトス
而シテ本会員ヨリ出資金ノ払込ヲ受ケタル時ハ会長若クハ副会長ハ之ヲ融資者ニ貸付シ同時ニ借用証書ヲ徴シ会長之ヲ保管スルモノトス

備考　歩引高最高申出高（出資高三百円ノ中）

昭和四年　二月　百五円七拾銭
同　三月　百拾弐円
同　十一月　百七円
同　十二月　百拾円
同　五年　二月　九拾五円拾銭
昭和五年　三月　百円拾銭
同　十一月　九拾弐円拾銭
同　六年　二月　百一円五拾銭
同　三月　百一円七拾銭

以上

二、会社無尽金融

(一) 北日本相互銀行の成立

1　岩手無尽株式会社

大正九年（一九二〇）一月に創立した岩手無尽は、業務の拡大を図りながら県内各地に代理店を設置し、昭和十六年（一九四一）に盛岡無尽を合併して、翌年二月に岩手興産無尽株式会社となった。昭和二十五年（一九五〇）に「相互銀行法」が施行されるに及んで興産相互銀行に、さらに昭和四十一年（一九六六）に北日本相互銀行と改名した。

日詰代理店は簇福末吉が店主であったが大正十四年（一九二五）に新規契約がなくて廃止となり、昭和五年（一九三〇）七月に日詰派出所（主任・伊藤米造）昭和七年には出張所、昭和十三年（一九三八）に支店となって日詰字駅山駅四十七番地が店舗であった。さらに昭和三十年（一九五五）には紫波支店と改名して今日に至っている。

2　盛岡無尽株式会社

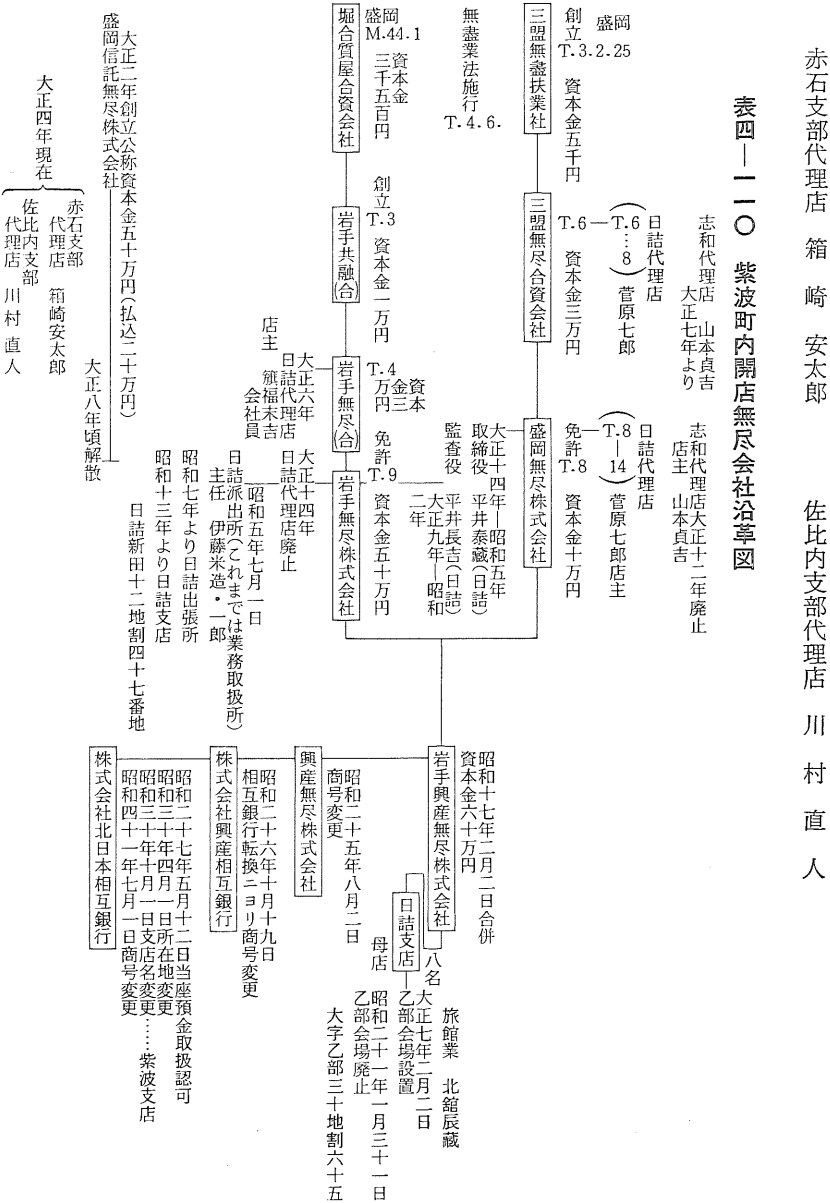
大正三年（一九一四）に創立した三盟無尽扶業社は大正八年（一九一九）に盛岡無尽株式会社となり、日詰代理店（店主・菅原七郎）は大正六年から置かれて大正十四年（一九二五）には廃止となった。また、志和代理店（店主・山本貞吉）は大正七年に置かれたが同十二年（一九二三）に廃止となった。

盛岡無尽はその後の昭和十六年（一九四一）に岩手無尽へ合併した。

(二) 盛岡信託無尽株式会社

無尽類似の会社で大正二年（一九一三）に開業し本店は盛岡市本町であったが、昭和八年（一九三三）に解散している。町内関係として昭和四年現在で次の代理店があった。

表四―一一〇　紫波町内開店無尽会社沿革図



表四―一一一　紫波町内開店金融機関取扱業務一覧表（昭和五六年現在）

取扱業務＼金融機関	岩手銀行紫波支店	東北銀行紫波支店	北日本相互銀行紫波支店	盛岡信用金庫紫波支店	岩手県信連紫波支所	記事
紫波町指定代理金融機関	○				○	
紫波町収納代理金融機関		○	○	○		
紫波町水道事業収納取扱金融機関		○				
紫波町派出所					○	
矢巾町指定代理金融機関				○		
都南村収納代理金融機関				○		
盛岡市指定代理金融機関				○		
滝沢村収納代理金融機関				○		
岩手県指定金融機関	○					
岩手県収納代理金融機関		○	○	○	○	
岩手県住宅供給公社業務取扱店				○		
東北電力㈱電気料金取扱店		○				
日本銀行歳入代理店	○	○	○	○		
日本電信電話公社収入金取扱店	○	○	○	○	○	
日本興業銀行代理店	○	○		○		
日本興業銀行貸付業務取扱店			○			
日本債券信用銀行代理店	○	○		○		

日本債券信用銀行貸付代理店	日本長期信用銀行代理店	日本長期信用銀行貸付業務取扱店	日本育英会退職金取扱店	日本育英会返還金取扱店	環境衛生金融公庫代理店	環境衛生金融公庫業務取扱店	農村魚業金融公庫代理店	農村魚業金融公庫業務取扱店	農村年金共済組合業務取扱店	全国信用金庫連合会代理店	国民金融公庫代理店	中小企業金融公庫代理店	中小企業共済事業団代理店	中小企業共済事業団業務取扱店	中小企業退職金共済事業団代理店	中小企業退職金共済事業団業務取扱店	小規模企業共済事業団代理店	建設業退職金共済組合代理店
	○				○		○					○	○					
	○		○		○		○					○				○	○	○
○		○		○	○			○				○	○			○		○
	○					○				○	○	○		○				
									○									
								○										

雇用促進事業団代理店	○								
雇用促進融資業務取扱店		○							
雇用促進事業団取扱方（財形融資）			○						
社会福祉事業振興会代理店		○							
年金福祉事業団代理店	○	○	○						
年金福祉事業団業務取扱店						○			
住宅金融公庫業務取扱店	○		○			○			
医療金融公庫代理店	○	○	○	○					
ＮＨＫ受信料取扱店	○	○	○						

注　取扱店には業務がつく。代理店にはつかない。
銀行業とは普通銀行業務のこと。

第五　郵便局

一、郵便貯金

明治十八年（一八八五）から全国の郵便局で郵便貯金取扱いが開始され、最も身近な金融機関として歓迎された。

現在町内での郵便貯金取扱い局

○特定郵便局

・集配局＝紫波・上平沢・赤沢

・無集配局＝日詰駅前・古館・佐比内

○簡易郵便局（業務委託）＝彦部・片寄・長岡

二、簡易保険

郵便貯金は大蔵省の資金運用部に預託して公共投資に廻り、簡易保険の資金は運輸省で運用されて、町内の学校・住宅・通路・公園等の公共福祉に簡易保険の資金が還元融資を受けている。これは他の金融機関にみられない特色でもあり、次に町内の融資対象施設を紹介する。

表四―一一二　融資対象施設管理票

（紫波郵便局　昭和五六年現在）

整理番号	借入団体名	起債年度	貸付事業名	融資額	据置―年払
一	紫波町	三一	簡易水道	二、〇〇〇、〇〇〇	一―二四
二	〃	〃	公営住宅（牡円野）	一、五〇〇、〇〇〇	一―一九
三	〃	三二	同（〃）	二、〇〇〇、〇〇〇	〃
四	〃	三三	同（〃）	一、五〇〇、〇〇〇	〃
五	〃	〃	簡易水道	三、五〇〇、〇〇〇	一―二四
六	〃	―			
七	〃	欠票			
八	〃	―			
九	〃	三六	公営住宅（南日丘北）	一、五〇〇、〇〇〇	一―二四
一〇	〃	三七	同（〃）	一、五〇〇、〇〇〇	〃
一一	〃	三八	同（〃）	二、〇〇〇、〇〇〇	一―一九
一二	〃	三九	義務教育施設（赤石・古館・赤沢・一中）	一四、五〇〇、〇〇〇	〃
一三	〃	〃	公営住宅（朝日丘北）	二、三〇〇、〇〇〇	〃
一四	紫波町	四〇	公営住宅（朝日丘北）	二、五〇〇、〇〇〇	一―一九
一五	〃	四一	同（みどりが丘）	四、四〇〇、〇〇〇	〃
一六	〃	四四	義務教育施設（赤石小屋体）	五、一〇〇、〇〇〇	〃
一七	〃	〃	公営住宅（的場団地）	六、七〇〇、〇〇〇	〃
一八	〃	四五	水泳プール（三中）	二、五〇〇、〇〇〇	〃
一九	〃	〃	義務教育施設（長岡小屋体）	五、一〇〇、〇〇〇	〃
二〇	〃	〃	公営住宅（朝日丘団地住宅）	三、八〇〇、〇〇〇	〃
二一	〃	〃	都市計画（城山公園）	一、〇〇〇、〇〇〇	〃
二二	〃	四六	公営住宅（第二希望丘）	八、四〇〇、〇〇〇	〃
二三	〃	〃	都市計画（街路下水路公園）	九、一〇〇、〇〇〇	〃
二四	〃	四三	公営住宅（希望ケ丘）	二、七〇〇、〇〇〇	〃
二五	〃	四三	同（〃）	二、四〇〇、〇〇〇	〃
二六	〃	四七	同（第二希望ケ丘）	二、八〇〇、〇〇〇	〃

整理番号	借入団体名	起債年度	貸付事業名	融資額	据置－年払
二七	紫波町	四七	都市計画（街路下水都市公園）	一〇、五〇〇、〇〇〇	一－一九
二八	〃	四八	公営住宅（第二希望）	一七、三〇〇、〇〇〇	〃
二九	〃	〃	公園緑地（運働公園）	一〇、五〇〇、〇〇〇	〃
三〇	〃	〃	農（農業基盤整備）道	一、五〇〇、〇〇〇	一－一九
三一	〃	〃	都市計画事業（下水街路）	七、五〇〇、〇〇〇	一－一九
三二	〃	四九	義務教育施設（日詰小校舎）	八七、一〇〇、〇〇〇	三－一三
三三	〃	〃	公営住宅（第二希望丘）	二、〇六〇、〇〇〇	三－一七
三四	〃	〃	公園緑地（運動公園）	六、〇〇〇、〇〇〇	二－八
三五	〃	〃	都市計画事業	九、〇〇〇、〇〇〇	三－一七
三六	〃	五〇	公営住宅（第二希望丘）	三、〇〇〇、〇〇〇	〃
三七	〃	〃	都市計画事業（大坪川下水平沢街路）	一一、三〇〇、〇〇〇	〃
三八	〃	〃	公園緑地	一一、二〇〇、〇〇〇	〃
三九	〃	五一	都市計画事業	一八、三〇〇、〇〇〇	〃
三九	〃	五二	都市計画事業	一八、三〇〇、〇〇〇	〃
四〇	紫波町	五三	公園緑地（城山公園）	五、七〇〇、〇〇〇	三－一七
四一	〃	〃	公営住宅	三八、〇〇〇、〇〇〇	三－二三
四二	〃	〃	公園緑地	五、七〇〇、〇〇〇	三－一七
四三	〃	五四	同	五、七〇〇、〇〇〇	〃
四四	〃	〃	山林特開事業（山村開発基幹センター）	五、〇〇〇、〇〇〇	三－八
四五	〃	〃	道路整備	一八、九〇〇、〇〇〇	三－一三
四六	〃	〃	同（大境通路）	一四、五〇〇、〇〇〇	三－一三
四七	〃	五五	義務教育施設（一中新築）	二五、三〇〇、〇〇〇	三－一三
四八	〃	〃	公園緑地（城山公園）	七、五〇〇、〇〇〇	三－一七
四九	〃	〃	義務教育施設（片寄屋体）	三八、七〇〇、〇〇〇	〃
五〇	〃	〃	地域開発センター（東長岡）	一四、〇〇〇、〇〇〇	三－一三
五一	〃	五六	公園緑地	一三、九〇〇、〇〇〇	三－一七
五二	〃	〃	紫波町保健センター	三七、四〇〇、〇〇〇	〃

〔参考資料〕（金融）

1　七十七銀行七十七年史
2　岩手殖産銀行二十五年史
3　東北銀行二十五年のあゆみ
4　岩手県農業史
5　岩手県信連史
6　岩手紫波農業協同組合資料
7　志和農業協同組合資料
8　「創立七十五周年を迎えて」盛岡信用金庫
9　興産相互銀行二十年史　上巻
10　（興産銀行改め）北日本相互銀行二十年史　下巻
11　紫波郵便局資料
12　郷土研究上平沢尋常高等小学校編
13　日詰町会議事録
14　岩手県文書類纂

第五章　文化構造

第一節　教育

第一学校教育

一、近代教育のあけぼの

(一)　寺小屋の終末

江戸時代に始まった寺小屋（当地方では家塾とか手習道場と称した）は、明治年代になっても引続き存続して庶民の子弟教育に大きな役割りを果たしてきたが、しかし、明治五年（一八七二）に至って学制が発布されると、それに伴って、翌六年（一八七三）三月にはいっせいに廃止されるところとなった。そして、それ以後は、開業願を出して許可された場合に限りはじめて学制による学校として公認されることになった。

この終末期の寺小屋師匠として、当地域では、木村文吾（日詰）・渡辺寿堂（日詰）・内城東磨（日詰）・岩動台橋（北日詰）・下河原定治（北日詰）・大沼金平（南日詰）・白浜某（犬渕）・菊池庄作（平沢）・羽生利兵衛（片寄）・簗田己代治（片寄）・竹内操（上平沢）・松野久治（上平沢）・小田中伝五郎（上平沢）・牧野清治（土館）・成海

賢蔵（土舘）・中里守衛（上松本）・高木法巌（南伝法寺）・小野文碩（星山）・石ヶ森教山（彦部）・石杜宗儁（佐比内）・遠山正衛（紫野）・吉田玄仙（長岡）・横沢久太（栃内）・平舘作右衛門（山屋）の二十四名が知られるが、学制によって各地に小学校が設置されるようになると、この人びとのうち二十名はその教師として発令されている。また、単に教師だけでなく、教場や備品に至るまでも新生小学校に委譲されている例さえもみられるのである。したがって、このことからすると、明治初期の寺小屋は、近代学校制度の源流として母体的な役割りを果たしたことになろう。ここに寺小屋のもつ大きな意義があるのである。

表五―一　明治初期の寺小屋師匠一覧表

町村名	家号(塾名)	氏名	備考
日詰		木村文吾	医者。俳人。後に日詰小学校教師
日詰		渡辺寿堂	医者。後に日詰小学校教師
日詰		内城東磨	医者（了庵）
北日詰	大日堂	岩動台橋	僧侶。後に北日詰小学校教師
北日詰		下河原定治	士族。大日堂で師匠。後に北日詰小学校教師
南日詰		大沼金平	医者。上池家で開塾。後に南日詰小学校教師
犬渕		白浜某	盛岡士族。根子夫家で開塾
平沢		菊池庄作	広沢寺で開塾。後に平沢小学校教師
片寄	寺の下	羽生利兵衛	称名寺で開塾。後に片寄小学校教師
片寄		簗田己代治	士族。明治三年より横上家で開塾。後に片寄小学校教師
上平沢	八幡	竹内操	神官。（速明）。後に上平沢小学校教師

上平沢	久　治	松野久治	俳人（琴斉）。後に上平沢小学校教師
上平沢	大　七	小田中伝五郎	
土舘	沢口成海賢蔵		
土舘	上の田	牧野清治	後に土舘小学校山王海分校教師
上松本		中里守衛	神官。志和稲荷別当家の出身。盛岡鹿島大明神別当無量院の養子。上松本の通称茶畑で開塾。後に松本小学校教師
南伝法寺	光円寺	高木法巌	光円寺住職。後に南小学校教師
星山	（玩用堂）	小野文碩	医者。後に星山小学校教師
彦部	（石森堂）	石ケ森教山	正養寺住職。後に彦部小学校教師
佐比内	医者ど	石杜宗僊	医者。後に佐比内小学校教師
紫野	別当	遠山正衛	神官。（宗海）。後に赤沢小学校教師
西長岡	（本訓堂）	吉田玄仙	医者。後に長岡小学校教師
栃内	刈又かまど	横沢久太	後に栃内小学校教師
山屋	夏　梨	平舘作右衛門	後に山屋小学校教師

〔備考〕

1　開塾の場所を特記してあるのは教場を借受けて開設したものであり、その他はいずれも自宅を教場としている。

2　あわせて第一巻の第四編第七章第六節（一〇八四ページ～一〇九八ページ）を参照されたい。

(二)　小学校の創立

明治五年（一八七二）八月三日、政府は文部省布達をもって「学制」を発布した。これは、全国を八大学区（後に七大学区）に分割し、さらに、大学区は中学区に、中学区は小学区に細分化して、大学区には大学校、中学区に

は中学校、小学区には小学校をそれぞれ一校ずつ設置しようとするものであり、わが国の近代教育制度の創始として、教育史上画期的な意義をもつものであった。

これによって、岩手県においても、翌六年（一八七三）には小学区の設定を行なったが、しかし、その後、大区小区制の施行等に伴って再三にわたる改正が行われたため、その推移はかなり複雑なものがあった。しかして、これらの内容については、学区取締制のことと共に、すでに第二章自治構造の中で述べておいたので、詳細については、それを参照せられたい。

この学制に基づいて、当地域においても、明治六年から同十四年（一八八一）にかけて、各地に小学校が設置されるようになった。これを公立についてみると、明治六年（一八七三）には日詰・北日詰・升沢・彦部・赤沢・長岡の六小学校、同七年（一八七四）には高水寺・平沢・南伝法寺・南日詰・上平沢・片寄の六小学校、同八年（一八七五）には犬渕小学校、同九年（一八七六）には土館・上松本・星山・草刈・大巻・佐比内の六小学校と土館小学校山王海分校、同十年（一八七七）には栃内・山屋の二小学校、同十一年（一八七八）には遠山小学校、同十四年（一八八一）には養成小学校（二日町新田）と合わせて二十三校と一分校が設置されている。また、私立では栃内・山屋・土館・星山・遠山の五小学校と、牧野清治私塾（後の土館小学校山王海分校）が開設された。このうち、栃内・山屋の二校は明治六年（一八七三）の設置であり、牧野私塾は同七年（一八七四）に認可されたものである。土館・星山・遠山の三校の設立時期については明確でないが、明治八年（一八七五）の現況を記した『岩手県管轄地誌』にそれがみえているから、明治六年（一八七三）から同年までの間に設置されたことになろう。これらは、いずれも後になって前記の公立に移管となった。なお、同十四年（一八八一）には、中里守衛によって上松本村に「松本私学校」が開設されているが、中里は翌十五年（一八八二）十一月には東閉伊郡の織笠村へ移転しているから、その存続は短期間のこととなろう。

これらの学校のうち、創立当初から新築の独立校舎を使用したのは赤沢・土舘の両学校だけで、その他はいずれも民家や寺院・神社などの一部を仮教場（仮校舎）としての発足であった。当時の村の財政力からするとやむをえないことであったろう。それが明治十年代になると、おいおいと各地で新築が行われるようになったが、しかし、一部の学校では、二十年代におよぶところもあった。それでは、その規模はどうかというと、赤沢小学校二十四坪（六間×四間）、片寄小学校三十一坪半（七間×四間半）、宮手小学校二十坪、上松本小学校二十坪、南伝法寺小学校は十五坪というように、二十坪から三十坪前後がほとんどであった。

また、その構造については、明治九年（一八七六）の『学事巡視帰庁復命』に「各区部内学校之中畑山・片寄・土舘・大瀬川・倉沢ノ五学校者、已ニ新築相成候得共何レモ矮屋ニシテ三方壁ヲ付ケ一方而已窓戸ヲ開キ空気ノ流通宜シカラス候間、三面皆窓ヲ明ケ候様説諭致候事」とあることによって、大要を知ることができる。すなわち、三方が壁で一方だけに窓戸を付けるという空気の流通がよくない構造であった。創始期の一端がうかがわれよう。

なお、この外、移転や校名変更あるいは分合廃止などのこともあって、明治二十年（一八八七）ごろまでの間に、学校の沿革にかなりの変化がみられたが、これらをまとめると表五―二のとおりである。

表五―二　創始期の学校沿革一覧表

学校名	学区	主な沿革
日詰小学校	日詰二日町新田	●明治六・五・一〇、木村文吾・渡辺寿堂・内城東磨の家塾を併合し、来迎寺を仮校舎として開校●同一三・五・二五、移転届（場所不明）●同二〇・八・二三、校舎新築
北日詰小学校（桜北小学校）	北日詰桜町	●明治六・五・一五、大日堂を仮校舎として開校●同一七・五・六、桜北小学校と改称●同二〇・四月、南日詰小学校に合併して廃校

南日詰小学校	南日詰	●明治七・九・二七、上池家（佐藤富也宅）を仮校舎として開校●同一三・一二・二、高橋善之助宅へ移転●同一四・七・二八移転（場所不明）●同二〇・四月、桜北小学校と合併して移転（場所不明）●同二二・四・一、赤石村立南日詰尋常小学校と改称●同二九年、現在地の東方に校舎を建設（片寄小学校旧校舎を購入）して移転
犬渕小学校	犬渕	●明治八・八・九、根子夫家（熊谷吉治宅）を仮校舎として開校●南日詰小学校に合併して廃校（M一一以前）
平沢小学校	平沢	●明治七・四・二、広沢寺を仮校舎として開校●同一五・八・八、境田に校舎を新築して移転
上平沢小学校	上平沢 稲藤	●明治七・九・二九、八幡神社の拝殿を仮校舎として開校●同七・一一・二、田屋会所跡に移転●同一〇・一一・一一、旧代官所跡に校舎を新築して移転
土舘小学校	土舘	●初め私立小学校として発足●明九・四・八、公立に移管。内川一一五番地に校舎を新築●同九・七・一一、山王海の牧野清治私塾（同七・一〇・一〇認可）を分校に設定●同一三・二・八、上平沢小学校に合併して廃校
片寄小学校	片寄	●明治七・一〇・一、称名寺を仮校舎として開校●同八・一一月、野崎の現在地に校舎を新築して移転
升沢小学校（宮手小学校）	升沢 下宮手 松本	●明治六・七・三一、極楽寺を仮校舎として開校●同一〇・一・一三、宮手村作岡に校舎を新築して移転し、宮手小学校と改称●同二〇・四月、本校を廃止してその学区を上平沢小学校学区に編入
上松本小学校（松本小学校）	上松本 吉屋敷水	●明治九・五・一八、中里守衛宅（荒屋敷家南方）を仮校舎として開校●同九・六・二六、松本小学校と改称●同一〇年、中里守衛宅に接続して校舎を新築●同二〇・四月、本校学区と南小学校学区を合併して新規に小屋敷尋常小学校が設置されたため廃校

小屋敷小学校	上松本 小屋敷 南伝法寺水 岩清水	●明治二〇・四月、松本小学校と南小学校学区を合併し、小屋敷村関口家（藤原留蔵宅）の一部を仮校舎として開校●同二一・一二・一三、谷地治作宅に移転●同二二・四月、旧宮手小学校学区を本校学区に編入。本校学区から旧岩清水村を分離●同二三・一一月、谷地治作の持家に移転●同二五年、本校学区を二分して水分尋常小学校と南尋常小学校が設置されたため廃校
南伝法寺小学校（南小学校）	南伝法寺 岩清水 室岡	●明治七・九・五、光円寺庫裡を仮校舎として開校●同九・六・二九、南小学校と改称●同一一・一二・一六、光円寺南方に校舎を新築して移転●同二〇・四月、本校学区と松本小学校学区を合併して新規に小屋敷尋常小学校が設置されたため廃校●同二五年、小屋敷小学校から分離し、光円寺庫裡を仮校舎として独立●同二八年、車家の北側に校舎を新築して移転●同三九・四月、水分尋常高等小学校に合併して廃校
高水寺小学校	高水寺 中陣ケ岡島	●明治七・二・一八、蟠竜寺を仮校舎として開校●同一八年、本校と日詰小学校、養成小学校を統合して日詰小学校組合を設立したため廃校
養成小学校	二日町新田	●明治一四・九・七、木宮神社境内の民家を仮校舎として設置（実際の開校は明治一五・二・六）●同一八年、本校と日詰小学校、高水寺小学校を統合して日詰小学校組合を設置したため廃校
星山小学校	星山	●初め私立小学校として発足●明治九・七・一四、公立に移管（仮校舎小野文碩宅）●同二〇・三・一二、愛成小学校と合併し、作山喜次郎宅に移転●同年一二月、上谷地に校舎新築
草刈小学校（愛成小学校）	草刈 犬吠森	●明治九・七・二一、番定田家を仮校舎として開校●同一二・二・一九、愛成小学校と改称●同一八・九・二、岩ノ沢に移転●同二〇・三・一二、星山小学校と合併して廃校
彦部小学校	彦部	●明治六・一〇・一、正養寺を仮校舎として開校●同九・八・一六、本校学区より大巻村を分離（大巻小学校創立）●同二〇・四・一、大巻小学校と合併して長徳寺に移転
佐比内小学校	佐比内	●明治九・八・一六、彦部小学校から分離し、八竜家（佐藤惣八宅）を仮校舎として開校●同一〇・一二月、南部専治所有空屋（元佐比内代官所）に移転●同一九・九・四、芳沢へ校舎新築

赤沢小学校	赤舟久保沢	●明治六・一〇・一、駒場に校舎を新築して開校
遠山小学校（遠北小学校）	遠北田山	●初め私立小学校として発足●明治一一・八・一三、公立に移管（仮校舎青麻神社別当宅）●同一三・四・一四、北田村へ移転して遠北小学校と改称
山屋小学校	山屋	●明治六・八・二〇、平舘作右衛門の私立尋常小学校として同氏宅に開校●同一〇・二・一〇、山屋村立に移管●同一七・一二・八、校舎新築
長岡小学校	東長岡西長岡	●明治六・七・三、吉田玄仙宅を仮校舎として開校●同八・七・三、常光寺庫裡に移転●同年八月、竹洞（元役場前）に校舎を新築
栃内小学校	栃内北江沢	●明治六・八・二〇、横沢久太の私立尋常小学校として同氏宅に開校●同一〇・二・一〇、栃内村立に移管●同一九・三・二三、江岸寺庫裡に移転●同二〇・四・一、長岡小学校に合併して廃校

(三)　小学校の概況

校名表示の変動　学制の発布から明治十年（一八七七）代にかけては、近代教育の創始期として制度上の変動が多い時期であったが、このことは、校名表示の面にも現われて、わずか十四年の間に五度の変更が行われている。まず、明治六年（一八七三）には、二度にわたって変更がみられた。すなわち、初めは、「第一中学区（または一ノ中学区）日詰町一番小学校」とか「第一中学区（前同）北日詰村一番小学校」というように、町村ごとに設立の順位番号を付して表示する方法がとられた。しかし、実際には同一町村で二校以上開設するところはなかったから、これは無意味であった。そのため、間もなく、「第一中学区（前同）第十番日詰町小学校」あるいは「第一中学区（前同）日詰町第十番小学校」というように、中学区を単位として設立認可の順（実際の設置順位とは必ずしも一致しない）に一連番号を付して表示するように改められた。それによると、北日詰村小

学校は第十一番、長岡村小学校は第二十番、赤沢村小学校は第二十一番、彦部村小学校は第三十三番、升沢村小学校は第三十三番（二十三番または三十二番の誤りか）であった。なお、同年八月三十日には、本県の第一中学区は第七大学区の第十八中学区に位置づけられたため、その後は「第七大学区第十八中学区第十番日詰町小学校」あるいは「第七大学区第十八中学区日詰町第十番小学校」のような形式が用いられるようになった。ただし、単に「第七大学区第十八中学区第十番小学校」と表示する場合もあり（これは文部省の最初の原則であった）、あるいは、学区名の代わりに行政区名を冠して「第六区日詰町第十番小学校」と称する場合もあって、実態は区々であった。それが、明治十年（一八七七）二月にいたって、再度学区の変更（中学区の表示番号が変更されたほか小学区の番号が行政区画の小区の番号と一致するように改正された。詳細は第二章の「学区の改正」の項を参照のこと）が行われるようになると、これを機会に「第七大学区岩手県管内第十九番中学区内第十番小学区内日詰学校」のような表示方法に改められた。ただし、校印の場合は、「第七大学区第十九番中学区日詰小学校」の形式が用いられた。このように、学制下における校名表示は、学区名ないしは学校番号を主体とする方式がとられたが、実際には、これが徹底して用いられたわけではなく、明治七年（一八七四）ごろからは、公式文書の上でも、学区名や学校番号を省略して単に「日詰小学」「日詰尋常小学」「日詰小学校」「日詰学校」などと表示する場合が多かった。そのほうが実情に即していたのであろう。このような事情もあって、明治十二年（一八七九）九月に教育令が公布されると、岩手県では、公立小学校の校名表示を「公立日詰小学校」の形式に改めるようになった。同年十一月十五日のことである。この教育令では、これまでの学区制を廃止して、町村ごとに、あるいは数町村連合にして公立小学校を設置すべきものと定めている。次いで、明治十九年（一八八六）四月公布の小学校令によって、小学校が尋常と高等の二つに区分されるようになると、「何々尋常小学校」とか「何々高等小学校」と称されるようになり、両者が併設されると「何々尋常高等小学校」と表示されることになった。

就学の状況

前述のように、当地域における小学校の創立は、明治九年（一八七六）の佐比内小学校を最後として一応全部の小学区におよぶことになるが、それでは、当時の就学状況はどうであったろうか。これをみるために、明治八年（一八七五）と同九年の在籍生徒数（当時は小学校についても生徒の呼称が用いられた）を学校別にまとめると表五―三のようになるが、ただ、これに対する学齢人員（満六歳から満十四歳まで）が不明であるため、就学率を出すことは不可能である。そこで、ここでは、当時の統計処理方法に従って、明治九年（一八七六）の在籍生徒数を人口百人中の比例数によって比較してみることにしよう。これによると、当地域全体では八人強となるが、これは盛岡の最高である第五区（新庄・加賀野）の五・七人強をしのぐものであった。また、学校別にみると、二十一校中全体平均を越えているのは犬渕（二六人）・北日詰（一四・八人）・星山（一三・八人）・平沢（一二・二人）・南日詰（一〇・三人）・高水寺（一〇・一人）・升沢（一〇人）・土舘（九・五人）・佐比内（九人）・片寄（八・二人）の十校だけであり、それ以下は南伝法寺（八人弱）・草刈（七・五人）・上平沢（七・一人）・大巻（六・七人）・長岡（六・五人）・日詰（六人）・彦部（五・九人）・赤沢（五・五人）・松本（四・九人）・山屋（四・九人）・栃内（三人）の順となってかなりの格差があった。このうち、犬渕小学校の二十六人は異常に多過ぎる感があるが、このなかには、学齢外の者や隣接村からの入学者も含まれていたのかも知れない。

次に、男女の割合いを百分比でみると、全体では、男子の八〇・六パーセントに対して女子は一九・四パーセントときわめて低率になっているが、これについても学校間で大きな格差があり、平沢・南日詰・犬渕・北日詰の四校の場合はいずれも女子が四〇パーセント台となっているのに対して、大巻・彦部・赤沢・長岡・栃内・山屋の六校では女子が一人もなかったようにである。

表五―三　小学校の就学状況一覧表（明治八・九年）

学校名	明治八年（一八七五）			明治九年（一八七六）				
	男	女	計	男（%）	女（%）	計	学区人口	人口百人中比例数
日詰	七八	三二	一一〇	一一三（七二）	四四（二八）	一五七	二、六三七	五・九五
北日詰	一一七	三二	一四九	六七（六〇）	四五（四〇）	一一二	七五九	一四・七六
南日詰	二八	一八	四六	三三（五七）	二五（四三）	五八	五六一	一〇・三四
犬渕	二八	一八	四六	二六（五八）	一九（四二）	四五	一七三	二六・〇一
平沢	三二	二九	六一	二九（五四）	二五（四六）	五四	四四一	一二・二四
片寄	一〇五	一	一〇六	一〇二（八九）	一二（一一）	一一四	一、三八三	八・二四
上平沢	一三〇	三一	一六一	九三（八五）	一六（一五）	一〇九	一、五三〇	七・一二
土舘	二七	〇	二七	九四（七五）	三一（二五）	一二五	一、三一一	九・五三
升沢	六三	三〇	九三	五三（六九）	二四（三一）	七七	七六八	一〇・〇三
松本				三三（九七）	一（三）	三四	六九六	四・八九
南伝法寺	五四	一	五五	八五（九九）	一（一）	八六	〇八〇	七・九六
高水寺	三九	一一	五〇	五〇（八二）	一一（一八）	六一	六〇一	一〇・一五
星山	二四	〇	二四	三九（六六）	二〇（三四）	五九	四二八	一三・七九
大巻				三三（一〇〇）	〇（〇）	三三	四九二	六・七一
彦部	八〇	〇	八〇	四六（一〇〇）	〇（〇）	四六	七八四	五・八七
佐比内				一一七（八九）	一四（一一）	一三一	一、四六三	八・九五
赤沢	七五	〇	七五	六七（一〇〇）	〇（〇）	六七	一、二一六	五・五一
遠山	三〇	〇	三〇					
山屋	二二	二	二四	二〇（一〇〇）	〇（〇）	二〇	四〇九	四・八九
長岡	七五	〇	七五	五七（一〇〇）	〇（〇）	五七	八七九	六・四八
草刈				六三（八七）	九（一三）	七二	九六五	七・四六
栃内	一八	五	二三	一六（一〇〇）	〇（〇）	一六	五四〇	二・九六
計（平均）	一、〇二五	二一〇	一、二三五	一、二三六（八一）	二九七（一九）	一、五三三	一九、一一六	八・〇二

〔備考〕明治八年（一八七五）の就学生徒数と同九年（一八七六）の学区人口は『岩手県管轄地誌』によった。また、明治九年の就学生徒数は同年の「公学表」によった。

教育課程

明治五年（一八七二）九月、政府は、小学校教則を制定して尋常小学校の教科内容を明示した。ただし、これは、一つの基準を示したものであって、必ずしも拘束性をもつものでなかった。実際には、学校ごとにこれに準拠して独自の教則を定め、県の認可を得て実施するという方法がとられたのである。

ところで、この小学校教則の示す教科内容は、かなりに高度なものであった。これに対して教師の方は、ほとんどが仮教師（養成機関を出ないもの）によって占められているという状態であったから、そのすべてにわたって指導するということは至難であった。そのため、岩手県では、本県の実情に即した教則を制定して、県下の小学校はみなこれによらせることにした。明治八年（一八七五）六月のことである。それによると、尋常小学校の課程を下等小学校四年と上等小学四年の二つに区分し、下等小学については読物・算術・習字・書取・問答・復読・作文・体操・諸科復習の九教科、上等小学については読物・算術・習字・輪講・暗記・作文・罫図・体操・諸科復習の九教科が配当され、さらに、下等・上等とも八級から一級までの八段階に区分して、級別に教科内容と進度を定めているという構成であった。

この教則の制定に伴って、当地域の小学校においても、おおむねこれに従って、授業が進められるようになったが、しかし、必ずしも徹底して行われたわけではなかった。このことは、明治九年（一八七六）五月の「学事巡視帰庁復命書」のなかで、「第五大区中之学事ハ八大区ニ次ギ略々進運ニ至リ、就中四番扱所部内日詰・片寄・間野々之三学校者教方正則ヲ奉ジ生徒モ少シク進歩致シ居候。其外之諸学校者、未ダ書籍、器械モ不レ備教方正則ヲ奉ジ候得共生徒者未ダ進歩不レ致候事」といっていることからもうかがわれるのである。つまり、五大区（紫波郡の北上川西部）の小学校では、いずれも県の教則に従って教育課程が編成されているが、その学習成績については、日詰・片寄・間野々の三校はやや向上しているものの、その他の学校では進歩のあとがみられないというのであ

る。河東の六大区についても、ほぼ同様とみてよいのであろう。

次いで、明治十四年（一八八一）五月四日、文部省は「小学校教則綱領」を定めて通達した。これによると、小学校八か年の課程を分けて初等科・中等科・高等科の三等とし、それをさらに初等科と中等科は六級に、高等科は四級に区分してそれぞれの教科内容を規定しているが、それを科ごとにみると、初等科は修身・読書・習字・算術・体操の五教科、中等科は修身・読書・習字・算術・地理・歴史・図画・博物・物理・体操の十教科、高等科は修身・読書・習字・算術・地理・図画・博物・化学・生物・幾何・経済・体操の十二教科となっており、ほかに中等科の女生徒には裁縫、高等科のそれには裁縫と家事経済が配当されている。ただし、これらのうち、修身・読書・習字・算術の四教科は絶対に欠くことはできないが、その他は土地の情況によって加減することができるとされているから、その全部が直ちに実施されたとは限らない。たとえば、女生徒に裁縫を課するようになったのは、明治二十年代になってからのことであった。教員に適任者を得がたいという情勢におかれていたからである。なお、この時点では、まだ音楽をとりあげていないのが注目される。

試験による進級制　生徒の進級には試験制度がとられ、一級ごとに必ず試験を受けて試験状（修了証書）を授与されなければ進級できない制度であった。ここで級というのは、学年のことではなくて、八級から一級までのそれである。したがって、小学校の全課程を卒業するためには、合わせて十六回の試験に合格しなければならなかった。

試験は、教師の申請（戸長経由）によって、学区取締と戸長の立合いのもとで実施された。そして、その結果を正誤表（成績表）にして県庁に提出すると、県ではこれに基づいて試験状を交付するという手順であった。最初は学校ごとに実施したが、後になると合同で「集合試験」が行われるようになった。すなわち、明治十二年（一八七九）十月、紫波郡長宮部謙吉は、土館小学校教員松岡廉太郎外七名の申出をとりいれて集合試験の実施要項を決定

したが、その要点とするところは、①毎年四月の六月・九月の三期において実施する②試験場は、四月・九月の二期は西見前・日詰・遠山の三校とし、六月は日詰小学校の一校だけとする③一期に三つの級について試験する④受験生徒は一校につき毎級二名ずつとする。ただし、受験志願の生徒はこの限りでない⑤方法は定期試験法による。ただし、成績を三等に区分し、百点以上を上等、八十点以上を中等、以下を下等とす。上・中両等には相当の賞典を与える。⑥試験問題は、授業係（各教員中より一課目一名ずつ抽せんで選出）が作成する。ただし、問題は当日監事（各教員中より三名選出）の調査を受けるようにすること⑦試験の成績表は二部を作成の上、一部は郡役所に提出し、一部は掲示すること、などであった。実際に執行されたのは、翌十三年（一八八〇）からであろう。

この進級試験（正式には卒業試験とした）は、とりもなおさず学習の進度状況を示すものであるが、これを当地域についてみると、明治八年（一八七五）中に試験状を下付された学校は赤沢・日詰・長岡の三校だけであり、翌九年（一八七六）になっても北日詰・高水寺・片寄・南日詰・上平沢・升沢・土舘の七校が加わるに過ぎないという状況であった。しかも、これらでさえも学校間にかなりの格差がみられた。すなわち、日詰小学校の場合は最高が下等小学四級にまで進んだのに対して、長岡小学校は同六級、北日詰小学校は同七級と続くものの、その他はいずれも最下位の八級どまりであった。これが二年後の明治十一年（一八七八）になると、表五―四にみられるように次第と向上の方向にあったが、しかし、そうであっても、下等小学の一、二級にまで進む者はきわめて少数に過ぎなかった。このことは、明治十三年（一八八〇）の「紫波郡稗貫郡学事景況」（復命書）が「其ノ学級ハ下等一、二級ニ至ルモノ僅少ニシテ、多クハ三、四級、或ハ六、七級ニシテ止ム」といっていることでも明らかであるが、その最大の原因は、途中で退学する者が多いことにあった。

それでは、その学力の内容はどうかというと、「其ノ教エル所ノ学科活用ニ適セズ。故ニ其ノ漸ク一、二級ニ至ルモノト雖ドモ、学ブ所ノ数学以テ自家ノ収穫米ノ計算モ為ス能ハズ。作文以テ通常手紙文モ読下スル能ハズシテ

到底活用ヲ為スニ至ラザルモノ夥多ナリ。此レ他ナシ。各校教師其ノ授クル所活用ニ適スルヲ要セザルヲ以テナリ」といい、「巡郡中漸々活用ニ注意スル教授ヲ視ルモノ稗貫郡坂上校、紫波郡佐比内校アルノミ」といわれるように、ほとんどの学校では、実際生活と結びつかない教師本位の教授に終わったところから、せっかくの学習も実用に適さないという点で問題のあるものであった。

表五―四　級別在籍状況調（明治一一年）

学校名＼等級		下等小学 一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	計
南日詰	男				三		五	五	四	一七
	女				一		二	二	一	六
	計				四	一〇	七	七	五	二三
北日詰	男		四		三	一〇		一五	一九	五一
	女							三	五	八
	計		四		三	一〇	三	一八	二四	五九
日詰	男	二	七	六	三	一二	三	二〇	一四	六七
	女			二	四	三	六	一〇	六	三一
	計	二	七	八	七	一五	九	三〇	二〇	九八
高水寺	男			四	四		二	一三	八	三一
	女			二			一	二	五	一〇
	計			六	四		三	一五	一三	四一

級長制度

学業成績の優秀な生徒は、県の発令によって級長に任命された。それが記録の上で初見されるのは明治九年（一八七六）であるから、おそらくこの年から始まった制度であろう。当地域においては、同年には日詰小学校の北田安五郎・関良吉・関左乃・鎌田善次郎・菊池寿人・高橋愛八郎、高水寺小学校の小川彦松・阿部唯蔵・小川善九郎・金田一慶治、片寄小学校の畠山勘太郎・藤尾八十吉・熊谷万太郎・細川米松・村上倉松がそれぞれ任命されているし、翌十年（一八七七）には北日詰小学校の菱川恒蔵・佐々木佐助・山口菊松、翌十一年（一八七八）には松本小学校の中里太次郎、土舘小学校の高橋倉松・佐久山亀次郎が発令されている。

級長には、当初、授業料免除の特典が与えられたが、明治十一年からは月給が給与されるようになり、松本小学校の中里太次郎には十二銭五厘、土舘小学校の高橋倉松には三十銭、佐久山亀次郎には二十銭というようにである。

級長の性格については明らかでないが、一部の学校に限って発令されていること、同一級に一名とは限らないこと、特典が付与されていること、などから考えると、学業成績が一定基準以上に達した生徒を対象とする一種の奨学制度ではなかったかとも思われる。なお、これら級長のなかには、日詰小学校の鎌田善次郎や高水寺小学校の小川彦松のように助教（助手）を命ぜられる者もあった。

この級長制度は、後には学級の長として学校が任命するようになり（手当の支給は廃止）、国民学校の終末まで存続された。

学校費の財源

明治五年（一八七二）の学制によると、学校費は受業料（授業料）の名目で生徒が負担するのが原則であった。そして、その基準を月五十銭と定めているが、しかし、実際にはこのような負担は無理であったらしく、当地域の場合は、これをはるかに下回るものであった。たとえば、明治八年（一

表五―五　授業料・小学補助金の一例

学校	授業料	小学補助金（生徒数）
南日詰	三銭八四	五円一七銭九（四四）
北日詰	二銭四一	九円二九銭九（七九）
片寄	三銭九三	一二円九四銭八（一一〇）
上平沢	一二銭一三	一五円六五銭五（一三三）
土舘		一三円八九銭〇（一一八）
松本	二銭四二	五円八八銭五（五〇）
南伝法寺		六円〇〇銭三（五一）
宮手（升沢）	（三銭四三）	九円四二銭七（八〇）
日詰	三銭六〇	一二円八三銭〇（一〇九）
平沢	二銭八〇	三円五三銭一（三〇）
高水寺	三銭〇八	三円八八銭四（三三）
愛成		五円一七銭九（四四）
大巻		三円七六銭七（三二）
星山		四円〇〇銭二（三四）
彦部	三銭一〇	六円九四銭五（五九）
佐比内		一一円三〇銭〇（九六）
赤沢	四銭二一	九円七七銭〇（八三）
遠北		二円七〇銭七（二三）
山屋		二円八二銭五（二四）
長岡	五銭〇〇	四円八二銭六（四一）
栃内		二円九四銭三（二五）

〔備考〕授業料は明治八年（一八七五）のもので一人平均月額である。また、小学補助金は明治十四年分のもので年額である。

八七五）の生徒一人当たりの平均授業料月額（所得によって差等があった）をみると、上平沢小学校の十二銭強を除くほかはいずれも二銭強から五銭の間となっている（表五―五参照）。米価にすると一升前後に相当する額となろう。一方、官費からも「扶助金」（後に「小学補助金」）の名目で若干の補助があったが、しかし、これもごく少額なものであった。たとえば、明治九年（一八七六）の場合は一校当たり年額四円三十六銭六厘（均等割）であったし、同十四年（一八八一）の場合は生徒一人当たり十一銭七厘七毛強（生徒数割）という状況であった。

このように、当初の学校費は、授業料を主体としてそれに若干の補助金を加味するという二本立てでまかなわれてきたが、しかし、実際には、これだけをもって充足することは不可能であった。そのために明治九年（一八七六）には、不足分を補充する手段として「学資金」の制度が設けられるようになった。この学資金というのは、学区民の寄付金によって造成された一種の教育基金であり、これを資金の必要な人々に貸付けて利子収入を得、それをもって学校費の一部に当てようというものであった。その金額は年によって変動があっ

たが、明治二十二年（一八八九）の町村制施行によって水分村に引継がれた分についてみると、宮手小学校分は七百六十円、松本小学校分は千五十円、南小学校分は四百十一円となっている。利子は月一分二厘から一分五厘程度であった。

二、近代教育の発展（明治二十年～昭和十五年）

(一)　小学校教育の拡充

学校構成の整備　わが国の近代学校制度は、明治十九年（一八八六）四月公布の小学校令を基底とし、その後三度にわたる改正を重ねて逐次拡充されていったが、それを反映して、当地域においても、次第に学校構成が整備されるようになった。

明治十九年（一八八六）の小学校令の骨子とするところは、小学校を分けて尋常・高等の二段階としたこと（修業年限は各四か年）、そのうち尋常小学科の四か年をもって義務教育としたこと、土地の情況によっては小学簡易科を設けて尋常小学科に代用することができるとしたこと、の三点であった。これを受けた岩手県では、管内小学校の設置区域と位置を定めて同年十一月五日付けで令達したが、それによると、当地域の場合は、これまであった十九の小学校と一分教場を十一の尋常小学校と二つの簡易小学校に整理し、高等小学校は紫波郡一円を学区として郡山（日詰）に設置するというものであった（各郡市に独立して一校ずつ設置することを原則とした）。

それでは、その実際はどうかというと、尋常小学校については、日詰・平沢・片寄・佐比内の四校はそのまま移行され、山屋小学校と上平沢小学校山王海分教場はそれぞれ山屋簡易小学校・土舘簡易小学校と改められたが、その他については二校を合併して一尋常小学校を構成するという方法がとられた。すなわち、南日詰と桜北、上平沢と宮手、上松本と南、星山と愛成、彦部と大巻、赤沢と遠北、長岡と栃内の各小学校がそれぞれ合併して南日詰尋

常小学校・上平沢尋常小学校・小屋敷尋常小学校・星山尋常小学校・彦部尋常小学校・赤沢尋常小学校・長岡尋常小学校の七校に整理されたのである。また、高等小学校については、南岩手北岩手紫波郡長が設置者となり、日詰町二百十番戸の民家を借り受けて創立された。校名は「紫波高等小学校」である。いずれも、正式に発足したのは翌二十年（一八八七）四月一日（紫波高等小学校の授業開始は六月一日）のことであった。なお、同年十一月には遠山・北田両村民より、赤沢尋常小学校は通学に不便なので元遠北小学校を簡易小学校として復活してほしい旨の出願がなされ、これが翌二十一年（一八八八）一月に認可されている。

ところが、明治二十二年（一八八九）の町村制施行によって新町村が誕生するようになると、これまで日詰小学校の学区に編入されていた古館村では、それから分離して新規に古館尋常小学校を設置されるようになった。また、水分村の場合は、旧宮手小学校学区が上平沢尋常小学校から分離して小屋敷尋常小学校学区に編入され、小屋敷尋常小学校学区からは旧岩清水村分（不動村）が分離されることになった。

明治二十三年（一八九〇）十月には、さきの小学校令は廃されて新たに第二次の小学校令が公布（施行は明治二十五年四月）されたが、これでは、小学簡易科を廃止して、小学校の種類を尋常小学校と高等小学校の二つとされた。そのため、同二十五年（一八九二）には、山屋簡易小学校は山屋尋常小学校、遠北簡易小学校は北田尋常小学校とそれぞれ改称され、土館簡易小学校は上平沢尋常小学校山王海分教場として旧に復するようになった。

また、新しい小学校令では、小学校の設置主体が明文化されて公立の場合は市町村か市町村学校組合のいずれかとされたし、尋常小学校の教科と高等小学校の教科を一校に併置することができるとされたが、これに伴って高等小学校の様態にも大幅な変化がみられるようになった。まず、郡立の紫波高等小学校は、学校組合立に移管することを前提として、明治二十五年八月三十一日限りで廃止されるところとなった。そして、翌二十六年（一八九三）五月六日には、その後身として日詰・古館・赤石・彦部・赤沢の一町四か村学校組合立の紫波高等小学校が設立さ

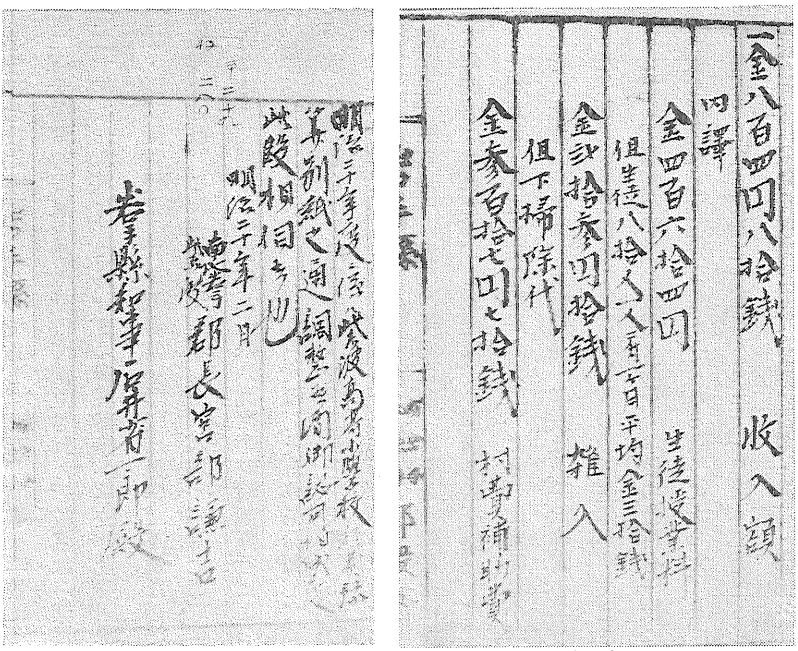


図 5-1　紫波高等小学校経費予算届書（明治20年）

学校関係では、明治二十五年（一八九二）九月に小屋敷尋常小学校が校名を水分尋常小学校と改称している。そしれた。第二次の紫波高等小学校である。その校舎には、日詰町百十番戸の民家を借り受けて充てられた。なお、この学校組合には、間もなく（明治三十三年以前）長岡村でも加入するようになった。次いで、明治二十八年（一八九五）四月（授業開始は五月）には、志和・水分両村の学校組合によって上平沢尋常小学校に高等小学校が併設された。これに伴って、校名も上平沢尋常高等小学校と改められた。一方、佐比内の場合は、高等小学校就学希望者は隣接の稗貫郡亀ヶ森尋常高等小学校に通学するようになった。同校に高等小学校が付設されたのは明治二十五年（一八九二）十一月であったから、それ以後のこととなろう。ただし、それが学校組合によったものか、あるいは委託方式によったものかは定かでない。

　このように、小学校令の方向で逐次整備が進められたが、なお、その後も、校名変更や学校分合の点でいくつかの変化がみられた。まず、尋常小

て、翌二十六年（一八九三）四月には、同校の学区から大字南伝法寺を分離して南尋常小学校を復活したが、明治三十九年（一九〇六）四月にいたって水分尋常小学校に合併となった。また、明治三十年（一八九七）十二月には日詰尋常小学校が郡山尋常小学校と改められているし、同四十一年（一九〇八）九月には南日詰尋常小学校も赤石尋常小学校と改称されたが、それと同時に平沢尋常小学校が同校の分教場とされるようになった。このほか、明治三十二年（一八九九）三月には山屋尋常小学校、大正七年（一九一八）四月には北田尋常小学校が、共に赤沢尋常小学校の分教場に改められている。一方、高等小学校の場合は、さきの組合方式を廃止して町村ごとに設置をみるようになった。とはいっても、独立のそれではなくて、いずれも既存の尋常小学校に併設して、尋常高等小学校にするという方法のものであった。そのさきがけをなしたのは志和・水分の両村で、明治三十二年（一八九九）四月には片寄尋常高等小学校、翌三十三年（一九〇〇）四月には水分尋常高等小学校が発足し、それと同時に両村の学校組合（前述）は解散となった。次いで、大正二年（一九一三）には一町五か村組合立の紫波高等小学校も廃止され、それに代わって同年四月には日詰・古館・赤石・彦部・赤沢の各尋常高等小学校、同四年（一九一五）四月には長岡尋常高等小学校がそれぞれ誕生した。なお、これよりさきの明治三十四年（一九〇一）三月、赤沢村では紫波高等小学校組合から離れて赤沢尋常小学校に高等小学校を付設したが、同三十七年（一九〇四）三月にいたって再び同組合に加入するという動きがあった。また、これまで稗貫郡亀ヶ森尋常高等小学校に高等科児童を通わせていた佐比内村で

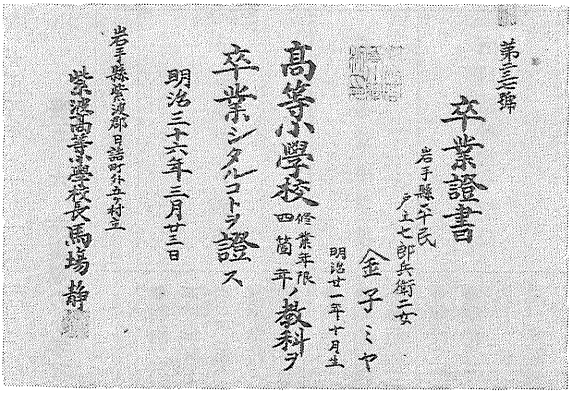

第三号
卒業證書
岩手縣平民
戸主七郎兵衛二女
金子ミヤ
明治廿一年十月生
高等小學校
修業年限四箇年ノ教科ヲ
卒業シタルコトヲ證ス
明治三十六年三月廿三日
岩手縣紫波郡日詰町外五村立
紫波高等小學校長馬場靜

図 5-2　紫波高等小学校卒業証書

も、大正四年（一九一五）四月には佐比内の尋常高等小学校発足をみるようになった。

表五―六　充実期の小学校沿革一覧表

学校名	主な沿革
日詰尋常小学校	●明治二〇・四・一、日詰小学校を日詰尋常小学校と改称●明治二二・四・一、日詰町立に移管。本校学区より古館村が分離●明治二二・九・五、日詰新田外九か村戸長役場を買受けて移転●明治三〇年、日詰新田一一地割九七～一〇〇番地に校舎を新築して移転●同年一二・二一、郡山尋常小学校と改称●大正二・四・一、紫波高等小学校の校地と校舎を買収して移転し、高等科を併置して日詰尋常高等小学校と改称。
古館尋常小学校	●明治二二・一一月、二日町新田八四番戸（木宮神社境内）の民家を借受け古館村立として開校●明治三四年、二日町新田字田中前に校舎を新築して移転●大正二年、古館尋常高等小学校と改称●昭和三・一〇・二七、高水寺字七手八一番地に移転
南日詰尋常小学校	●明治二〇・四月、南日詰小学校と桜北小学校を合併して南日詰尋常小学校を設立（位置不明）●明治二二・四月、赤石村立に移管●明治二九年、南日詰第八地割一六六番地に移転●明治四二・九月、赤石尋常小学校と改称●明治四二・八月、南日詰字箱清水一二七番地に移転●大正二・四月、赤石尋常高等小学校と改称
平沢尋常小学校	●明治二〇・四月、平沢小学校を平沢尋常小学校と改称●明治二二・四月、赤石村立に移管●明治四一・九月、赤石尋常小学校平沢分教場となる。
片寄尋常小学校	●明治二〇・四月、片寄小学校を片寄尋常小学校と改称●明治二二・四月、志和村立に移管●明治三二・四・一〇、片寄尋常高等小学校と改称
上平沢尋常小学校	●明治二〇・四・一、上平沢小学校と宮手小学校を合併して上平沢尋常小学校を設立（上平沢小学校々舎を使用）●明治二二・四月、志和村立に移管（元宮手小学校学区は水分村に移管）●明治二八・四・一、志和・水分村学校組合立による高等小学校を付設して上平沢尋常高等小学校と改称●明治三三・三月志和・水分村学校組合解散

土舘簡易小学校	●明治二〇・四月上平沢小学校山王海分教場を土舘簡易小学校と改称●明治二〇・一二・一七、土舘村第四地割二十番字小岩目へ移転●明治二二・四月、志和村立に移管●明治二五・一〇・一、上平沢尋常小学校山王海分教場と改称し、土舘一四番戸の民家（鷹嵜重蔵）に移転●明治三二・五・九、土舘一六番戸（小田中寅松）に移転●明治三四・四・一、土舘二四番戸（藤森伝次郎）に移転●明治三四・九・九、土舘二四番戸（中里久吉）へ移転●明治三六・六・一〇、土舘四地割字小岩目一番地ノ四の国有林を払下げて校舎を新築
小屋敷尋常小学校	●明治二〇・三・一九、松本小学校と南小学校を合併して小屋敷尋常小学校を設立。小屋敷村第一一地割四番の藤原留蔵宅を借受けて教場とす●明治二一・一二月、同村第七地割七〇番の谷地治作宅を借受けて移転●明治二二・四月水分村立に移管（本校学区に元宮手小学校学区を編入し、旧岩清水村分は不動村に移管）●明治二二・一一月小屋敷第一二地割八番の民家を借受けて移転●明治二五・九・一九、水分尋常小学校と改称し、吉水第四地割五九ノ六〇番に校舎を新築●明治二六・四月大字南伝法寺が本校学区から分離（南尋常小学校独立）●明治三三・四月、水分尋常高等小学校と改称●明治三九・四月、南尋常小学校を吸収合併
南尋常小学校	●明治二六・四月、水分尋常小学校から分離し、光円寺の一部を借受けて独立●明治二八年、南伝法寺第一一地割字車三三番ノ二に校舎を新築●明治三九・四月、水分尋常高等小学校に合併
星山尋常小学校	●明治二〇・三・一二、星山小学校と愛成小学校を合併して星山尋常小学校を設立。星山村樋ノ口四一番戸の民家（作山善次郎）を借受けて教場とす●明治二〇・一二月、星山第五地割字朝日田七三番に校舎を新築●明治二二・四月彦部村立に移管●明治二八・五・一一、星山第二地割七三番ノ一に移転●大正三・一〇・二三、犬吠森九地割字間木沢一二六ノ一二七番地に移転●大正一四・四・一、星山第八地割八〇番地字樋ノ口に移転
彦部尋常小学校	●明治二〇・四・一、彦部小学校と大巻小学校が合併して彦部尋常小学校を設立。長徳寺の一部を借受けて教場とす●明治二二・四・一、彦部村立に移管●明治二三・一・二三、長徳寺火災のため大字彦部一番戸佐藤八十吉宅を仮校舎とす●明治二八・五・二九、大字彦部第六地割字定内二〇二番地に校舎を新築して移転●大正二・四・一、彦部尋常小学校と改称●同年一一・一〇、大字彦部第一地割字暮坪に校舎を移転

佐比内尋常小学校	●明治二二・四月、佐比内小学校を佐比内尋常小学校と改称●大正四・四月、佐比内尋常高等小学校と改称
赤沢尋常小学校	●明治二〇・三・三〇、赤沢小学校を赤沢尋常小学校と改称●明治二二・四月、赤沢村立に移管●明治三四・三・三一、赤沢尋常高等小学校と改称●明治三七・三・二七、赤沢尋常小学校と改称●大正二・四月、赤沢尋常高等小学校と改称●大正一一・四・一、山屋・遠山両分教場の尋常科五年以上の児童を本校に通学させる。
遠北尋常小学校	●明治二〇・三・三〇、遠北小学校を遠北尋常小学校と改称●明治二一・一月、遠北簡易小学校と改称●明治二二・四月、赤沢村立に移管●明治二五年、北田尋常小学校と改称●大正七・四・一、赤沢尋常高等小学校遠山分教場と改称
山屋簡易小学校	●明治二〇・三月、山屋小学校を山屋簡易小学校と改称●明治二二・四月、赤沢村立に移管●明治二五年、山屋尋常小学校と改称●明治三二・三・三一、赤沢尋常小学校山屋分教場と改称
長岡尋常小学校	●明治二〇・四・一、長岡小学校と栃内小学校を合併して長岡尋常小学校を設立（長岡小学校々舎を使用）●明治二二・四月、長岡村立に移管●大正四・四月、長岡尋常高等小学校と改称
郡立紫波高等小学校	●明治二〇・三月、日詰町二一〇番戸の民家を借受け南岩手北岩手紫波郡立として開校●明治二二・一〇月、元日詰小学校敷地建物を買受けて移転●明治二五・八・三一、廃止となる。
組合立紫波高等小学校	●明治二六・五・六、日詰町一一〇番戸の民家を借受け日詰・古館・赤石・彦部・赤沢五か町村組合立として開校●明治三三・一二・一五、日詰町朝日田に校舎を新築して移転●大正二年三月廃止となる。

〔備考〕　1　学校名は、明治二十年（一八八七）四月現在のものである。

2　年月日は、主として当該学校の沿革誌によった。

以上のような経過をたどりながら、明治十九年（一八八六）の小学校令に始まった一連の学校整備は、大正の前期をもって終末を告げるかたちとなったが、その結果、当初の十九小学校一分教場は、おおむね一町村一校の方向

で設置された十の尋常高等小学校を基幹として、その他一尋常小学校四分教場に整理されるようになった。そして、この構成は、昭和十六年（一九四一）に発足する国民学校へと引継がれることになるのである。

教育勅語謄本の交付

明治二十三年（一八九〇）十月三十日、明治天皇より『教育ニ関スル勅語』が下賜された。これによって、国民道徳および国民教育の根本理念が明示されるにいたったが、各学校に対してはその謄本が交付された。当地域では、翌二十四年（一八九一）七月二十五日にいっせいに交付され、各校において出張官吏臨場の下に奉読式が挙行されている。

なお、同年六月に制定された「小学校祝日大祭日儀式規程」によると、一月一日(四方拝)・紀元節・天長節などの祝日・大祭日には儀式を行い、その際には『教育ニ関スル勅語』を奉読し、また、勅語に基づいて、「諭告」をすることを定めている。これによって、教育勅語は、教育の大本を示す神聖な勅諭として厳粛なふんいきのもとで取り扱われることになった。そして、この態勢は、太平洋戦争の敗戦直後まで続くのである。

御真影の奉戴

教育勅語謄本の交付に次いで、明治二十五年（一八九二）十一月二十三日には、天皇・皇后両陛下の写真（御真影と称した）が下賜され、翌二十四日には各校で「拝戴式」が行われた。そのねらいとするところは、天皇の尊厳性（主権者とし、現人神として）を絶対化することによって、忠君愛国の名分の下に国民思想の統一をはかる点にあったと解されるが、これに対する反応の一端は、すでにして奉戴行事のうちに現われていた。次に、その状況を片寄尋常小学校の例によってみてみることにしよう。

十一月二十三日には、志和村長対島景福を初めとして学校職員一同および駐在巡査ならびに村内の重立つ者が、日詰停車場に出向いて奉迎した。御真影は、いったん停車場前の関清五郎宅（仮休所と称した）に安置された後、対島村長がこれを奉持の上、前記の人々を従えて志和村役場に到着した。役場の門前には国旗が交叉され、その内外には役場吏員と村内有志が整列して奉迎した。そして、御真影は、役場内に特設された「奉置所」に奉安された

（学校には、まだ奉置所の施設がなかったためである）。翌二十四日には、片寄尋常小学校において「拝戴式」が行われた。まず、藤尾首座訓導と中島訓導の両人が児童の一部を引率して役場に出向き、村長より御真影を拝受した。そして、藤尾訓導がそれを奉持し、村長と駐在巡査が先駆となり、児童及び村内有志が後に従って学校に到着した。学校においては、江本訓導と残余の児童が校門外に整列して奉迎した。それより、御真影を校内に特設した「玉座」に奉安し、拝戴式を挙行した（式次第は不明）。午後二時、前記の行列をもって御真影を役場に奉送した。

このように、御真影の取り扱いは、奉戴当初から重々しいものであったが、これより、一月一日・紀元節・天長節のいわゆる三大節には、御真影に対して参列者一同は最敬礼を行ない、さらに、学校長は『教育ニ関スル勅語』を奉読するとともに、それに基づいて「諭告」を行なうという次第であったし、次いで同年八月には、君が代・勅語奉答歌・式歌も定められて儀式の中に加えられるようになった。また、一方においては、御真影等の奉護規則も定められて、教員に御真影や教育勅語謄本を守る重大責務が課せられるようになった。そのため、学校では奉置所（奉安庫・奉安殿）を設けて厳重な管理に当たることになるが、これに対する注意は並大抵なものではなかった。

なお、この御真影は、天皇の践祚に伴って新たに下賜されながら、教育勅語謄本とともに太平洋戦争の終末直後まで存続した。

校長の出現

岩手県の小学校に初めて校長職の出現したのは、明治十七年（一八八四）三月のことであった。ただし、これは法制化された職制ではなくして、県の任意によるものであった。また、すべての小学校に置かれたというのではなく、当初は仁王小学校などの特定の学校に限られていた。その実数を明治十九年（一八八六）についてみると、県下の小学校九百十一校のうち配置されているのはわずか十一校に過ぎないという状況であり、紫波郡の場合は皆無となっている。

それでは法的な職制として確立をみたのはいつかというと、それは明治二十三年（一八九〇）十月公布（施行は

同二十五年四月）の改正小学校令においてであった。とはいっても、その施行に伴って直ちに全部の小学校に校長が置かれるという実情ではなかった。当地域の場合は、明治二十五年（一八九二）十一月二十八日付けの水分尋常小学校長阿部与五郎が記録の上での初見であり、次いで片寄尋常小学校長平野喜平（明治二七・四・二）、上平沢尋常高等小学校長平野喜平（同二八・四・二六）、紫波高等小学校長佐々木兵治（同二八・五・六）、南日詰尋常小学校長大角小作（同二八・五・六）、古館尋常小学校長大崎栄広（同三三・九・一）、星山尋常小学校長八重島茂（前同）、彦部尋常小学校長梅沢善次郎（前同）、佐比内尋常小学校長太田澄（前同）、赤沢尋常小学校長工藤円作（前同）、北田尋常小学校長本間亀松（前同）、長岡尋常小学校長駒ケ嶺高次（前同）の順となって、大半は明治三十三年（一九〇〇）度に集中している（その他は不明）。どのような事情によるものであろうか。いずれも訓導が本務で校長が兼務という形式（訓導兼校長）であった。

なお、校長の置かれる以前は、教員の上席にある者を「首座教員」とか「主席訓導」と称したが、これは事実上の校長とみてよいのであろう。

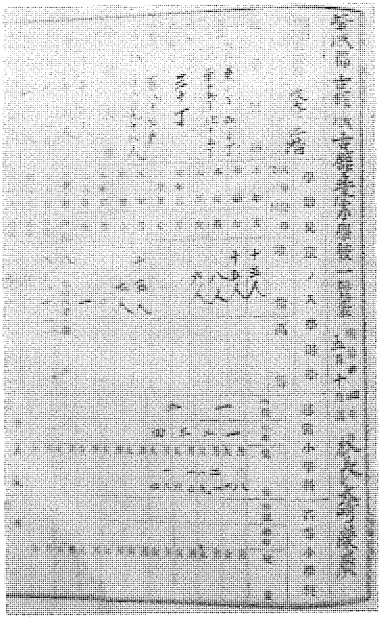


図 5-3　古館小学校一覧表（明治34年）

修業年限の改正　明治十九年（一八八六）の小学校令では、小学校の修業年限を尋常・高等共に四か年と定め、そのうち尋常小学校の四か年を義務教育としたことはすでに述べたが、これは、その後、明治四十年（一九〇七）までの間に三度にわたって改正されている。まず、明治二十三年（一八九〇）十月の第二次小学校令では、尋常小学校を三か年または四か年とし、高等小学校

は二か年ないし四か年に改められた。前者に比較すると後退の感があるが、これは、地方財政の窮乏に対処するためにとられた措置であり、そのいずれにするかは設置者の裁量に任せるというものであった。しかし、この一方では、時代の要請として、義務教育である尋常小学校の年限延長のことが大きな課題となっていた。そこで、とりあえず、明治三十三年（一九〇〇）八月の改正では、尋常小学校の三年制を廃して四年制だけとし、次いで同四十年（一九〇七）三月には、これを改正して六か年に延長することになった。そして、同時に高等小学校は二か年を原則とし、特例として三か年まで延長することができるとされた。ここにおいて、尋常小学校六か年、高等小学校二か年の近代制度が確立をみることになったのである。

それでは、このような推移のなかで、当地域の実態はどうであったかというと、尋常小学校の場合は、明治二十三年（一八九〇）の改正でも四年制が維持されて、同四十年（一九〇七）の改正まで変わるところがなかった。また、高等小学校の場合は、明治二十三年の改正から同三十三年（一九〇〇）までの間は三年制がとられたが、その後は四年制に改められるようになった。すなわち、同三十四年（一九〇一）には紫波高等小学校と上平沢・片寄両尋常高等小学校、同三十五年（一九〇二）には水分尋常高等小学校がそれぞれ四年制に切替えている。それが同四十年（一九〇七）の法改正に伴って二年制に改められるようになるが、ただ、紫波高等小学校の男子だけは一年延長して三年制（女子は二年制）がとられ、大正二年（一九一三）三月の同校廃止まで継続されている。そして、その後は三年制をみることはなかった。

教科内容の充実

修業年限を改正する一方では、そのつど教科内容にも改訂が加えられて次第に充実をみるようになった。その推移は表五―七のとおりであるが、ここでは、そのうち選択科目（学校の裁量によって、必修科目に加えることのできる教科目）に対する当地域の対応について、若干ふれておきたいと思う。

表五―七　教科目の変遷一覧表

	科目	明治一九年（一八八六）		明治二三年（一八九〇）		明治三三年（一九〇〇）		明治四〇年（一九〇七）	
		尋常	高等	尋常	高等	尋常	高等	尋常	高等
必修科目	修身	○	○	○	○	○	○	○	○
	読書	○	○	○	○	○	○	○	○
	作文	○	○	○	○				
	習字	○	○	○	○				
	算術	○	○	○	○	○	○	○	○
	体操	○		○（体操）					
	地理		○		○（外国地理）		○	○	○
	歴史		○		○		○	○	○
	理科		○		○		○	○	○
	図画		○（唱歌）		○（唱歌）		○（唱歌）	○（唱歌）	○（唱歌）
	体操		○（裁縫）		○（裁縫）		○（裁縫）	○（裁縫）	○（裁縫）
選択科目	図画					○			
	唱歌								
	英語								○
	農業								○
	商業								○
	手工								○
	日本地理								
	日本歴史								
	図画								
	唱歌								
	手工（裁縫）								
	幾何								
	外国語								
	農業								
	商業								
	手工								
	図画					○			
	唱歌								
	手工（裁縫）								
	農業								
	商業								
	手工								
	英語								

〔備考〕1　〔　〕内の教科は欠くことのできるものを示し、（　）内のそれは女児を対象とするものを示す。

2　※印を付してあるのは、同一児童にあわせて課することのできない教科である。

尋常小学校の選択科目のなかでも最も早く実施されたのは、女児を対象としての「裁縫」であった。この裁縫が選択科目として定められたのは、明治二十三年（一八九〇）の小学校令からであるが、しかし、実際にはそれ以前から採り入れていた学校があった。たとえば、星山（明治二十二）・上平沢（同二十三）・片寄（前同）の各尋常小学校がそれである。おそらく、課外の随意科目として特設したのであろうが、それだけにいっそう注目されるところである。ただし、これは、どのような理由によるものか短期間のうちに廃止となっている。専任教員の確保に難点があったのかもしれない。それが、選択科目として指定されるようになると、徐々ではあるが実施校が増大するようになった。記録に残るだけでも日詰（明治二十五）・彦部（同二十八）・星山（前同）・南日詰（同三十一）・佐比内（前同）・水分（同三十三）・上平沢（同三十五）・片寄（前同）の各尋常小学校が知られている。それでは、これをもたらした要因はなにかというと、その最大は女児の就学促進にあった。すなわち、女児の就学率が低位にあったところから、女児の好む教科を加味してその就学を促そうというのが主目的であった。これと並んで「唱歌」も早くから関心を呼んでいた形勢にある。片寄尋常小学校が明治二十三年（一八九〇）に唱歌の担当教員を採用すると共にヤマハ製第二号型の風琴（オルガン）を備付けているのは、その一端を示すものとみることができる。これらに比較すると「手工」の加設は大部おくれて、日詰尋常小学校の場合は大正二年（一九一三）から実施している。

一方、高等小学校についてみると、郡立の紫波高等小学校が創立当初の明治二十年（一八八七）から「英語」を加設しているのが注目される。尋常中学校進学者に対する予備のためであった。次いで、明治三十年代の後半になると、各校で「農業」を課するようになった。上平沢・片寄・水分の三尋常高等小学校では明治三十七年（一九〇四）から実施しているし、紫波高等小学校の場合もほぼ同様であろう。地域の事情に立脚した措置であることはいうまでもない。このことは、紫波高等小学校の廃止後に高等科を併設した農村部の学校（赤石・古館・彦部・佐比

内・赤沢・長岡）においてもまた同様であった。これに対して、町場の日詰尋常高等小学校の場合は、「商業」を加設して地域的な特色をみせている。また、同校では、大正十四年（一九二五）から商業の中に「英語」を加えて授けるようになった。

なお、明治四十年（一九〇七）の改訂後も、明治四十四年（一九一一）と大正十五年（一九二六）の両度にわたって、高等小学校の教科内容の一部改正が行われている。そのうち、明治四十四年（一九一一）の改正では、手工・農業・商業のうちの一科目を必修科目とすることが義務づけられたし、これまで独立の科目であった英語を商業のうちに加えて授けることができるように改められた。また、大正十五年のそれでは、必修科目のうちに手工と実業（農業・商業）を加え、女児に対しては裁縫のほかに「家事」を加えることとなった。

就学率の向上　わが国の学齢児童の就学率は、日清戦争後から日露戦争後の約十年間に急速な上昇をみせている。すなわち、明治二十八年（一八九五）には約六一％であったものが、同三十三年（一九〇〇）には八〇％を越え、さらに同三十八年（一九〇五）には約九六％に達しているのである。それでは、その最大の要因はなにかというと、それは、明治三十三年（一九〇〇）の小学校令改正によって尋常小学校の授業料が廃止されたことにあった。

このことは、当地域にあっても例外ではなかった。一例としてこれを星山小学校の場合についてみると、明治三十年（一八九七）には七一％であったのに対し、同三十三年（一九〇〇）には八九％、同三十九年（一九〇六）には九九％、同四十一年（一九〇八）には一〇〇％と急上昇して、全国の推移とほぼ同一の傾向をたどっているのである。また、地域全体としてみても、明治三十三年（一九〇〇）にはおおむね八四％前後であったものが、同四十三年（一九一〇）には九九・五％となっているから、大勢としては前者と同様の推移をたどったとみてよいのであろう（表五―八参照）。そして、ここで特に注目されることは、この十か年の間に、当初みられた町村間・男女間

の就学率較差が全くといってもよいほどまでに解消されたことである。すなわち、明治三十三年（一九〇〇）には就学率の高い村と低い村の差が二〇％を下らない状況であり、その男女差も水分村のように女児のほうが四一％も低い村があったのに対し、同四十三年ではいずれも一％前後の差に縮少されてきているのである。そこで、以上のことを総合すると、当地域においても、明治三十三年の授業料廃止を契機として、わずか五、六年の間に、学齢児童の就学率が一〇〇％近い線まで向上した跡がうかがわれるのである。このことは、同時に義務教育制度の定着期を示すものであるが、これに至るまでには二十年近い歳月を費やしたことになる。

表五―八　学齢児童就学率推移表

町村名	明治三三年（一九〇〇）			明治四四年（一九一一）		
	男	女		男	女	
日詰町	九七・二六	八三・七七	九〇・五四	九九・三五	一〇〇・〇〇	九九・七〇
古館村	—	—	—	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
水分村	九二・八八	五一・六二	七二・二五	九九・五四	九八・八一	九九・一四
志和村	九三・八六	六〇・八九	七七・三八	九九・四〇	九九・五五	九九・四七
赤石村	—	—	—	九九・四八	九八・三六	九八・九四
彦部村	九五・四三	七八・二二	八六・八三	一〇〇・〇〇	九八・五八	九九・三一
佐比内村	—	—	—	一〇〇・〇〇	九九・三二	九九・六六
赤沢村	—	—	—	九九・四五	一〇〇・〇〇	九九・七二
長岡村	九七・八〇	八七・一一	九二・四六	九九・〇八	九八・八七	九八・九九
地域平均	（九五・四五）	（七二・三二）	（八三・八九）	九九・五九	九九・二八	九九・四四
郡平均				九九・二二	九八・〇二	九八・六三
県平均	九一・七	六三・九	七三・〇	九九・一	九七・六	九四・四

〔備考〕明治三十三年（一九〇〇）の地域平均欄に掲げた数字は、日詰・水分・志和・彦部・長岡の一町四か村の平均値である。

それでは、これに対して、尋常小学校から高等小学校への進学率はどうであったろうか。これを明治四十四年（一九一一）の紫波高等小学校についてみると、学区内の八尋常小学校（日詰・古館・赤石・星山・彦部・赤沢・北田・長岡）の卒業生中同校に入学したのは三八・九一％（男四六・七八％、女二八％、筆者注、計算合わず）とかなり低率であった。その背景には、国民教育に対する認識の未熟さと共に労働力確保や授業料等の経済的負担のこともあったであろうが、特に女児の進学率の低いのは、女子教育軽視の現われとみることができ、同校の授業料は年額三円（米約二斗分）であった。なお、その後の推移についてみると、男子の場合は昭和初年ごろからほぼ一〇〇％（中等学校進学も含めて）の線で定着をみるようになったが、女子の場合はその後になっても八〇％前後に停滞してまれに全員就学をみる程度であった。

学校保健の展開　学校保健の本格的な展開は、明治三十一年（一八九八）の「学校生徒身体検査規則」の制定に始まったとみてよかろう。この規則は同年から施行されたものらしく、片寄尋常小学校の場合をみると、同年十一月に初めて身体検査を実施したことが記録されている。また、これに伴って、同年には県下に初めて学校医の出現をみるようになったが、その設置は法的に義務づけられたものでなかったため、当初は一部の学校に限られており、紫波郡の場合は紫波高等小学校（木村政太郎）と上平沢尋常高等小学校（岩泉周甫）の二校に過ぎなかった。

それでは、学校医の設置はその後どのように進行したかというと、管見に入る資料では片寄尋常高等小学校の岩泉周甫（明治三十三年）、郡山・彦部・星山各尋常小学校の木村政太郎（同四十年）、水分尋常高等小学校の菅原広直（同四十一年）、赤沢尋常高等小学校の内城隆徳（大正八年）が知られるだけで必ずしも全容は明らかでないが、当地域全部の学校に設置をみるにいたったのは大正期になってからのことであった。財政上の制約や医師を確保することの困難さが、遅延の大きな原因であったと思われる。ちなみに、明治四十年代の学校医手当は、年額三十円

（米二石五斗相当）が標準であった。

身体検査は、初めは身長・体重・胸囲の測定と背柱・体格・眼疾・耳病・歯牙・疾病の診断について行われたが、大正十一年（一九二二）になると、体格は栄養と改められ、新たに聴力・色神・視力および屈折状態が加えられるようになった。眼疾の代表であるトラホームの検診は、明治四十年前後（初見は水分小学校の明治三十九年）から実施されたが、当初、これには、学校医とは別に郡から嘱託された「トラホーム検診医」の木村政太郎と内城隆徳の両名が当たっている。

次に、学校保健の大要を片寄尋常高等小学校の場合についてみよう。学校における種痘接種は十歳児（第二期）を対象として行われたが、それが記録の上で初見されるのは明治三十五年（一九〇二）である。トラホーム治療については、学校において洗眼や点薬を実施したり、教員が引率の上、医療機関において手術や治療をさせる方法がとられた。大正十二年（一九二三）には、「肺結核反応試験」の行われたことが記録されているが、これは、後にいうところのツベリクリン反応のことであろうか。そのツベリクリン反応検査のことが記録の上で初見されるのは、昭和十四年（一九三九）になってからのことであるが、同年には、要養護児童の血液検査（志和診療所）を行ったり、レントゲンの透視（盛岡病院）を受けさせるなど、積極的な予防対策を講じている。また、赤痢予防の面でも配慮がなされた。たとえば、大正十年（一九二一）九月の赤痢流行時には、校舎の大消毒を行うとともに全児童に対して予防接種を実施したが、二度目の接種後は二日間の臨時休業を行って安静を保たせるという措置をとっている。学校教育の面での保健指導は、主として全校講話の方法によって行われた。たとえば、梅雨期になるとその衛生について講話するとか、結核予防デーや虫歯予防デーにはそれぞれの予防について講話するなどである。また、健康週間を設定して、健康標語の募集、健康に関する謄写物および当選標語の全戸配布、健康に関する講話、健康児童の表彰、郡下小学校連合運動会への参加など、保健体育行事を集中的に実施する場合もあった。この外、

衛生的な見地から教員が当番制で児童の理髪に当たった例もあるし、家庭の啓蒙のために保健についての謄写物を各戸に配布した例もある。また、この一方では、施設や設備の面でも保健的な配慮がなされた。たとえば、各教室に換気窓を取り付けるとか、飲料水のろ過装置を設けるとか、児童控所と各教室にたんつぼを備え付けるなどである。また、大正十三年（一九二四）には、暖房用として初めてストーブを備え付けているし、翌十四年（一九二五）には、衛生室も新設されるようになった。

農業教育の推進　すでに述べたように、明治三十年（一八九七～）代の後半になると、高等小学校（高等科）に農業科の加設をみるようになったが、それにはおよそ二つの背景があった。その一つは、当時、直観教育の思潮に刺激されて方々の学校に学校園（観察園・植物園・花草園・菜園）が設置されつつあったことであり、他の一つは、富国政策の一環として実業教育の奨励が行われていたことである。そして、この農業科の加設を契機として展開された農業教育は、後になると、昭和九年の大凶作をきっかけとして登場した給食自給施設と一体化しながら、いっそうの充実をみるようになった。以下、その大要について述べることにしよう。

農業教育は、実習を中心として推進された。そのため、加設校では当初から実習地を設置したが、これは、昭和十年（一九三五～）代になると、給食施設との関連で一段と拡張されるようになったし、それと並んで、ニワトリ・ウサギ・ヤギ・ブタ・メンヨウ・ウシなどを飼育する鶏舎や畜舎のほか温床・農具舎・収納舎なども施設されるようになった。一方、教育実践の中から特色のあるものを摘出すると、明治四十年（一九〇七～）代から大正初期にかけての一蛾養蚕（いちがようさん）、大正年中の一坪農園と農産物品評会、大正初期の馬耕実習などをあげることができる。一蛾養蚕というのは、一蛾分の蚕種（四、五百粒）を児童（尋常科五、六年以上）に配布して、掃立（はきた）てから収繭（しゅうけん）までを家庭で行わせるものであり、蚕業振興の見地から県の奨励によるものであった。生産したマユは、学校に集めて共同販売したが、なかには大日本蚕糸会岩手支部の主催する「小学校児童一蛾飼育蚕繭品評会」や郡の主催になる

「一蛾養蚕品評会」に出品させる学校もあった。また、その技術指導のため、県の農業技師を招いて講演会を開催する場合もあった。一坪農園とは、高等科二年の男子に一坪ずつの畑をもたせて、栽培設計から収穫までの一連作業を行わせる方式のものである。そして、その生産物を陳列して校内の農産物品評会を開催したり、郡の農産物品評会に出品させるなどの方法もとられた。馬耕実習は、洋スキの馬耕技術を実地に習得させるためのもので、片寄尋常高等小学校の例では、高等科児童を対象として学校自体が「馬耕講習会」を開催するほか青年会主催の講習会にも高等科児童を参加させている。郷土の農業振興と直結した実地教育として注目されるところである。

ここで、農業教育と給食自給施設との関連についてふれておく必要があろう。この給食自給施設は、さきにも述べたように、昭和九年（一九三四）の大凶作を契機として推進された岩手県特有のものであるが、その趣旨とするところは、凶作によって欠食を余儀なくされた児童に対して学校給食を行うため、学校自体が農業施設を利用して給食原材料の生産と経費の捻出（ねんしゅつ）に当たるというものであった。そして、それは、単に同年の凶作に対応する臨時的な措置ではなくして、いつ凶作にみまわれて欠食児童がでても、直ちに学校給食のできる態勢を確立しようというものであり、しかも、これと農業実習と一体的に運営していくことをねらいとするものであった。したがって、これからの農業教育は、給食自給施設の線にそって展開されていくわけであり、それに伴って農業実習の施設も飛躍的に拡張されるようになったが、しかし、これを維持管理していくことは、児童にとってかなりの負担であった。そのために秋の収穫時には、これまでの労をねぎらう意味をも含めて、会食をしながら勤労の喜びにひたらせるための行事がもたれるようになった。すなわち、高等科児童を対象とする農業感謝祭がそれである。当日は、実習田からとれた新米でもちをつき、一同がそれをたべながら楽しいひとときを過した。

農業教育と関連していま一つふれておきたいことは、農繁休業についてである。これは、実質的には田植期や養蚕期の労力補充という地域の要請にこたえて実施されたものであろうが、教育的な見地からすると、家庭の一員と

して農作業に従事しながら農業に対する理解を深めさせるための機会でもあった。大部分は、尋常科三年以上を対象として、期間は十日から二週間程度であった。

学校行事の確立　明治期の学校行事については必ずしも明らかでないが、後年にみられる儀式の一部と初歩的な展覧会および遠足程度であったもののようである。ところが、大正以降になると次第に多様化の方向をたどるようになり、昭和の初期までには現在行われている恒例行事の祖型はほとんど確立をみるにいたった。次に、その大要を儀式・学芸的行事・保健体育的行事・遠足的行事・安全指導的行事の五つに分けて述べることにする。

儀式は、おそらく、学校行事のさきがけをなしたものであろうが、これには学校自体の儀式と国家的儀式の二様があった。学校自体の儀式には、入学式・始業式・終業式・卒業式などがあり、ほかに学期ごとの始業式・終業式もあったし、儀式に準ずるものとして教員の紹介式・告別式も行われ、時には開校記念式の挙行されることもあったが、これらが行事化されるようになった時期については定かでない。国家的儀式の恒例的なものとしては、初め、一月一日の新年（四方拝）と二月十一日の紀元節（建国記念日）および天長節（天皇誕生日）の拝賀式があった。いずれも、国家の祝日として制定されたもので、一般に三大節と称されたが、昭和二年（一九二七）からはこれに十一月三日の明治節（明治天皇誕生日）を加えて四大節となった。天長節は、明治期は十一月三日、大正期は十月三十一日（大正天皇の誕生は、八月三十一日であったが、暑中のために変更したもの）、昭和期は四月二十九日である。これらの拝賀式は、町村長以下学区内の重立つ者の参列のもとに、開式の辞・御開扉（式場正面に設けられた御真影奉掲装置のとびらを左右に開くこと）・御真影奉拝・国歌（君が代）二唱・教育勅語奉読・御閉扉・学校長誨告・式歌・閉式の辞の順で進められたが、終わると児童に対して祝菓（紅白のもちからくがん）が配布された。このほか、臨時的なものとしては、御大葬遙拝式・御即位奉祝式・立太子礼奉祝式・皇太子御成年奉祝式・

御真影奉戴式・明治神宮遙拝式・靖国神社遙拝式・招魂祭遙拝式・伊勢神宮遷宮式遙拝式・教育勅語発布記念式・各種の勅語詔書奉読式などがあった。また、これに準ずるものとして郷村社の例祭があり、当日は午後の授業を休んで団体で参拝するのが常例で、当時の時代相が知られよう。

学芸的行事の主たるものとしては、学芸会・成績品展覧会・映画会などがあった。学芸会が行事化されるようになったのは、明治末期（記録上の初見は明治四十年）から大正初期にかけてのことであった。当初は朗読・暗誦・談話・唱歌・書き方（習字）や図画の実演などが主たる内容であったが、後になると劇や遊戯（ダンス）も加えられるようになり、やがてこれが学芸会の中心をなすようになった。成績品展覧会の始まったのも、学芸会とほぼ同じ時期であった。最初は「書画展覧会」と称して書き方（習字）と図画の作品に限られていたが、後になると手工・裁縫・手芸の作品や理科的創作品・廃品利用作品も加味されるようになった。また、参考として他校の作品を展示する場合もあり、時には前記の農産物品評会と合わせて開催する場合もあった。映画会のことが記録の上で初見されるのは、明治四十五年（一九一二）のことである。当時は「活動写真」と称し、料金は児童一人三銭であった。そして、その後も、学校の主催ないしは共催による活動写真会が方々で実施されたが、ただし、これは、備品等の購入資金を獲得するのが直接の目的であって、教育的発想によるものではなかった。ところが、昭和十二、三年（一九三七～）ごろになると、十六ミリ映写機の普及に刺激されて、映画を教育のなかに利用しようという気運が高まってきた。しかし、映写機は一台三、四百円もするという高価なものであったため、一校だけで購入することは容易ではなかった。そこで、区会（岩手県教育会の末端組織）の各校が共同で一台の映写機を購入し、昼は児童に、夜は一般に観覧させて、その料金で映写機代を支払っていくという方法がとられたのである。これより、毎月のように巡回の映画会がもたれるようになった。このほか、異色のものとしては、彦部尋常高等小学校の雄弁大会（弁論大会）があった。昭和三年（一九二八）から十年余にわたって継続されている。

保健体育的行事の恒例的なものとしては、さきに述べた身体検査のほかに運動会があった。その運動会が記録上で初見されるのは、明治三十五年（一九〇二）のことで、日詰・古館・赤石・平沢の四尋常小学校と紫波高等小学校の五校連合運動会が平沢の長尾沢で開催されたのがそれである。当日は、三千人の来観者があったという。おそらく、これが当地域における最初の運動会であったろう。ただし、学校行事として各校に定着をみるようになるのは、大正初期になってからのことであった。次いで、昭和期になると、区会単位や紫波郡下の小学校連合運動会も開催されるようになった。そして、これらは、やがて陸上競技大会にまで発展していったが、その果した役割りはきわめて大なるものがあった。すなわち、これに刺激されて学童の陸上競技熱は大いに高まったし、それにつれて技術水準もめざましく向上したからである。また、一方においては、校内運動会の際に隣接校の招待リレーを行うという風潮もさかんになったし、他校との対抗競技会も行われるようになった。このころの、一つの特色とみることができよう。

その他の体育行事としては、スケート大会・体操演習会・駅伝競争・ピンポン大会・スキー大会・体育テストなどもあったが、いずれも恒例化するまでにはいたらなかった。これらのうち、スケート大会は大正の末期（初見は日詰小の大正十四年）からみられたが、その他は昭和期になってからのことである。スケート大会は、もっぱら用水堤（ため池）を利用して行われ、その名を「氷上運動会」と称した。体操演習は、教程に基づいた学年別の実演会であり、体操祭的なものであった。スキー大会は単一で実施するのが普通であったが、昭和六年（一九三一）の日詰尋常高等小学校のように、スキー大会・ウサギ追い・耐寒行軍の三者を総合して「雪中運動デー」の名で行う場合もあった。

遠足的行事の恒例化されたものとしては、遠足と修学旅行があった。遠足が学校行事としてとりいれられるようになったのは、明治期のことである。徒歩遠足がもっぱらであり、歩行力の練成に重点をおいたところに特色があ

った。修学旅行については、明治四十五年（一九一二）に郡山尋常小学校が五、六年を対象として台温泉に一泊旅行した例もあるが、一般に学校行事として定着をみるようになるのは、大正も中期以降になってからのことであった。とはいっても、経済的な制約もあるところから、必ずしも連年にわたって実施されたわけではなかった。また、行き先についても台温泉・盛岡・宮古・釜石・八戸・仙台（松島経由）などと一様ではなく、日数も一泊二日のほかに日帰りの場合もあって不同であった。なお、初めは五、六年以上の希望者を対象として実施されたが、次第に最終学年に限定される傾向にあった。

安全指導的行事としては、避難訓練が唯一のものであったが、これを最初にとりいれたのは片寄尋常高等小学校であった。同校は、昭和十二年（一九三七）一月に類焼の災害にあったところから、学校火災に対する安全指導として計画されたものであった。ところが、やがて次の国民学校時代になると、空襲を想定しての臨戦的訓練として、各校とも積極的にこれを実施するようになるのである。

校歌と校訓の制定

当地域において、最初に校歌を制定したのは郡山尋常小学校であった。明治四十四年（一九一一）のことである。次いで、各校でもおいおいと制定をみるようになったが、しかし、全部の学校におよんだわけではなかったし、また、反面においては、片寄尋常高等小学校のように二十数年間に三度にわたって制定されるという例もあって、校歌に対する考え方は必ずしも一様でなかった。

郡山尋常小学校々歌

明治四十四年制定
鷹觜善治　作詞
藤原広治　作曲

一、桓武の昔田村麻呂
東北鎮護の命を受け
出でて築きたる志波城趾
之ぞ祖先のかたみなる

二、北上川の水清く
行きて流れて神代より

幾千代かけて水鏡
之ぞ自然の恵なる

三、学びの子等よ勤しみて
心を磨き身を鍛え
道の草々摘取りて
教えの庭に下り立たん

水分尋常高等小学校々歌

大正元年制定
藤原広治　作詞
藤原広治　作曲

一、清き泉とわき出でて
流れながれてさと川は
平和の歌をくりかえし
ときわの幸を語るとか

二、自然の抱く母のごと
姿ゆかしき東根山
もすそめぐる朝霧は
かきわの愛をしめすとか

三、かかる自然につつまれて
わが学び舎もとし毎に
生ける歴史をくり返し
みどりぞもこくなりゆきぬ

四、大みことのりかしこみて
雨の日風の日いとひなく
つとめはげみてあざやかに
栄ある郷土色どらん

五、徳をみがきて道をしり
智をば磨きて理を究め
このあきらけき大御代に
生きて恥なき民たらん

片寄尋常高等小学校々歌(1)

大正元年制定
菊池勝蔵　作詞
作曲者　不詳

一、神さびませし新山の
けだかき姿かがみとし

徳をば積みて山のごと
練りて鍛えよ我が心

二、流れも清き滝名川
清き流れを鏡とし
赤心こめて努めなば
豊に実をば結ぶらん

片寄尋常高等小学校々歌(2)

大正十四年制定
作詞作曲者不詳

一、片寄校の吾れ等の友よ
智能の啓発徳器の成就
聖の帝の仰かしこみ
よき国民といざおいたたん

二、片寄校の吾れ等の友よ
鉄の身体に花の至誠
挫けず撓まぬ公民と
憲ある国にいざおいたたむ

片寄尋常高等小学校々歌(3)

昭和十二年制定
作山福太郎　作詞
沢里　武治　作曲

一、朝夕仰ぐ新山の
鎮守の御鉾神さびて
代々に変らぬ容姿こそ
我等が郷土の徴なれ

二、古き歴史と伝統の
祖先の教うち継ぎて
世の為誠つくさんと
鍛え磨かん身と魂を

三、若樹伸びゆくこの学園に
集へる我等その生気
学びの業をひたすらに
いざや励まん諸共に

星山尋常小学校々歌

制定年度不詳

一、百沢舘森神山(かみやま)の
けだかき姿を鑑とし
きたひみがけよ其の身体(からだ)
つとめよはげめ学の道

二、流れも清き北上や
清き流れを鑑とし
洗ひ清めよ其の心
つとめよはげめ徳の道

三、学びの庭の姫小松
かわらぬ色を鑑とし
天津日影を仰ぎつつ
つとめよはげめ習業(ならわい)を

四、学びの園の千草花(ちぐさばな)
大詔(おおみことのり)かしこみて
赤心こめて勉めなば
御国(みくに)の栄と生ひたたん

作詞作曲者不詳

彦部(ひこべ)尋常高等小学校々歌

昭和初年制定
菱川充夫　作詞
作曲者　不詳

一、文治の昔河村の
秀清居りし館平
朝夕仰ぐその雄姿
偉麗久遠の力そや

二、文永の頃是信房
遺跡は今も変らずに
愛と恵みの師の姿
慈光久遠の教ぞや

三、明治五年春たけて
世は行楽のさつき頃
磁かたく定まりて
星霜今や幾かへり

四、自然の姿揺籃(ようらん)に
おおし立ちたる我が村の
東に山のそびゆるは

鍛身剛気を示すなり

五、豊作続く田の彼方
西に清洌その如く
流るる川のせせらぎは
鍛身剛気のひびきなり

六、天地の恵君の恩
父母の慈愛を身にしみて
尚も励まん螢雪の
功はやがて国のため

佐比内尋常高等小学校々歌

昭和十二年制定
北村　一　作詞
新野新助　作曲

一、めぐれる山のふところに
若草はもえ花は咲き
朝日かがやく学び舎に
むつみかわしてもろともに
なおく明るく生い立たん

二、遠き御代より伝えこし
つきぬあまたの山の幸
小田のたれほのやつかほの
実りゆたけきうましさと
いやさかいのり励みなん

三、熊野の森のおごそかに
佐比内川はいや遠し
清き流れにあやかりて
かがやく行く手のぞみつつ
まなびの業にいそしまん

上平沢尋常高等小学校々歌

昭和十五年制定
小田島孤舟作詞
新野新助　作曲

一、朝日かがやく志波城の
西に開けし我が郷土
滝名河原のせせらぎに
端山新山影清し

二、田並み遙けき畔(あぜ)づたい
　杉をめぐらす八幡の
　森を仰ぎて往き帰る
　一日(ひとひ)一日の尊さよ

三、窓に風呼ぶ馬場先の
　松の緑の変わりなく
　共に働き汗を拭き
　共に学びて進みなむ

校歌に次いで、訓育理念としての校訓も制定されるようになった。とはいっても、記録を欠いてわずかに次に掲げる三校分が知られるに過ぎないが、これらはいずれも大正期の制定であることから推して、校訓の制定は当時の一般的な傾向であったとみてよいように思われ、学校経営の推移の一端がうかがわれよう。

星山尋常小学校々訓

大正五年制定

進取　よく勉め、よく遊び、後れをとるな。自分のことは自分でせよ。
同情　思ひやりあれ。世の中は相持ちなり。互に助けあへ。
公徳　己れを正せ。人に迷惑をかけるな。時間を守れ。
1　よく学び、よく遊べ。
2　元気よくあれ。
3　きまりをよくせよ。
4　正直なれ。
5　自分のことは自分でせよ。
6　恩を忘れるな。

古館尋常高等小学校々訓

大正七～八年ごろの制定

至誠以て事を断じ
力行以て優者たれ

片寄尋常高等小学校々訓

大正十四年制定

1　能ク勉メ能ク遊べ
2　自分ノ事ハ自分デセヨ

3　行ヒニカゲヒナタアルナ
4　衣服身体ヲ清ラカニセヨ
5　姿勢ヲ正シクセヨ
6　敬礼ヲ怠ルナ
7　ミダリニ怒ルナ
8　言葉ヅカヒヲ慎シメ
9　虚言ヲ言フナ
10　公共物ヲ大切ニセヨ

施設の拡充　創始期の学校施設といえば、教室と職員室だけの校舎に小規模の運動場と便所が付属するという程度のものに過ぎなかったが、それがこの期になると、次第に拡大整備されて、飛躍的に充実をみるようになった。

まず、学校の主要施設である校舎と運動場についてみてみよう。校舎の拡張をもたらした最大の要因は、児童数の増加にあったことはいうまでもない。すなわち、明治二十年代以降になると、人口の自然増加に加えて義務教育制度の実施、修業年限の延長、高等小学校の付設などのこともあり、さらに就学率の向上もてつだって児童数は急速に増加の一途をたどったが、その実態を片寄小学校の場合についてみると、明治二十年（一八八七）には百三十九名であったものが、同三十四年（一九〇一）には三百二十一名、大正十五年（一九二六）には四百九名、昭和十四年（一九三九）には五百十名と上昇して、校舎拡張の必然的であったことを明白に物語っているのである。そのために各校とも幾度かにわたって教室の増築が行われたが、それは同時に校舎の内容を多面的に整備していく機会でもあった。というのは、その増築工事に付帯して、講堂兼屋内体操場（溜と称した）・唱歌室・裁縫室兼作法室（礼法室）・図書室・購買部室・宿直室・小使室等の諸室を、おいおいと設置していくのが一般的な傾向であったからである。そして、このことは、校舎の老朽化や焼失に伴う改築時においていっそう顕著であった。したがって、これらの増改築を契機として、校舎は一段と充実化されていくことになるのである。

また、運動場についても、児童数の増加に伴ってだんだん拡張されていく傾向にあったが、しかし、学校によっ

ては、用地獲得等の制約から狭小を余儀なくされているところもあって、校舎の場合ほどではなかった。

そのほかの施設としては、学校園・農業実習施設（前掲「農業教育の推進」を参照）・御真影奉安殿・教員住宅・学校放送施設などがあった。学校園は、明治三十年（一八九七～）代から同四十年代にかけて大部分の学校に設置された。直観教育の思潮に刺激されて、理科の観察用として設けられたものである。学校園のほかに観察園・植物園・花草園・菜園などの名で呼ばれ、その内容のほどが推察されよう。

天皇・皇后の御真影奉安施設としては、最初は校舎内に特設された「御真影室」に奉置されてきたが、大正期以降になると、防火等の配慮から校舎外に独立して建設するようになった。したがって、その構造も石造かコンクリート造とするのが普通であった。教員住宅は、わずかに片寄尋常高等小学校・上平沢尋常高等小学校山王海分教場・赤沢尋常高等小学校山屋分教場の三校でみられるに過ぎなかった。いずれも、大正期の設置である。

ここで、学校施設と関連して学校林のことにふれておきたいと思う。学校林は、将来学校建築費等の財源に充てることを主目的に造成されたもので、当地域では明治二十七年（一八九四）に設定された佐比内尋常小学校の「卒業記念林」が最初であった。それが次第に各校で設定をみるようになったが、それを促進するきっかけをなしたのは明治三十九年（一九〇六）の「恩賜記念林」の設定であった。ここで恩賜記念林というのは、次のような事情からである。

明治三十八年（一九〇五）の東北地方一帯は、冷害による大凶作にみまわれて多くの生活困窮者を生ずるところとなった。そこで、翌三十九年（一九〇六）二月には、これを救済するため天皇初め各宮家から金品が下賜されたが、その活用方法の一つとして、町村によっては、凶作で困窮している人々に働いてもらって学校林を造成し、それに対する賃金を恩賜金で支払うという方法をとるところがあった。当地域では、赤石・彦部・長岡の三か村がそれによったが、これがいうところの恩賜記念林である。そして、その後になると、東宮殿下（後の大正天皇）の来

県を記念した「東宮殿下行啓記念林」、秩父宮の来県を記念した「秩父宮御成記念林」、皇紀二千六百年を記念した「二千六百年記念林」、卒業記念に植樹する「卒業記念林」なども出現するようになったし、また、記念とは無関係に設定する場合もあった。

児童貯金の奨励

貯蓄奨励のための児童貯金は、明治三十年（一八九七～）代から始まった形勢にあるが、次に、その大要を片寄尋常高等小学校の場合についてみてみることにしよう。

同校の児童貯金は、初め「郵便切手貯金」の方法によって実施された。これは、貯金通帳に郵便切手をはりつけて貯金の証とする方法であるが、記録の上で初見されるのは明治三十七年（一九〇四）である。それが、昭和四年（一九二九）になると「鶏卵貯金」の方法がとられるようになった。毎週金曜日を貯金日と定めて、鶏卵の売上げ代金のうちから貯金させるというものである。

次いで、同六年（一九三一）からは、村当局の発想によって「入学記念貯金」が始まった。入学記念として、村から贈られた二十銭預入の貯金通帳をもとにして貯金させていく方法である。また、昭和十年（一九三五）には、「皇太神宮参拝貯金」と称して貯金の目的化がはかられるようになったが、その目的はついに実現をみないままに終わってしまったのである（これを同じ方法をとって目的を達成したのが、前述の上平沢尋常高等小学校の伊勢参宮旅行である）。このような過程のなかで、貯金高も次第に増加の方向をたどり、明治四十三年（一九一〇）には百四十円程度であったものが、昭和十三年（一九三八）には二千円を突破するまでにいたっている。

保護者との提携

明治三十年代になると、学校と保護者との提携を密にするための会合がもたれるようになった。記録の上では、明治三十九年（一九〇六）に、郡山尋常小学校で第一回の「父兄懇談会」を開催しているのが初見である。当初は、学芸会や展覧会の公開とあわせて実施するのが普通であったが、大正期になると、授業参観・学級懇談・全体懇談などの内容で運営する例もみられるようになった。また、その一方

では、大正のころから学校に対する後援団体も組織されるようになった。「後援会」「奨学会」「教育奨励会」などの名で呼ばれたが、経済的協力が主たる事業であった。大正十二年（一九二三）に、片寄尋常高等小学校後援会では、理科および体操用具を学校に寄付して賞勲局総裁から褒状を授与されているが、これはその一端を示すものである。

児童の自治組織

児童の自治活動が組織的に実施されるようになったのは、大正期も後半になってからのことであった。大正十一年（一九二二）に、日詰尋常高等小学校で「学校自治会」を創立しているのがその一例であるが、これは同十三年（一九二四）にいたって「少年団」に改編されている。また、片寄尋常高等小学校のように、最初は「校友会」と称したが、後になって「自治会」に改めている例もある。その内容を片寄尋常高等小学校についてみると、校友会の場合は、会長・副会長のもとにいくつかの部が置かれたものらしく、主たる事業としては陸上競技会・スケート大会・朝起き会・映画会・ひな祭・玩具展覧会・追羽子ゲーム等が記録されているし、自治会の場合は、全校自治会と部落自治会の二本建てからなるもので、組織上は後の児童会ないしは部落子ども会と大差がなかったもののようである。

なお、ここで、児童の自治活動と関連してふれておきたいことが二点ある。一つは看護当番についてである。これは、教師の補助的役割りとして、輪番制で児童の生活管理や校内の見廻りに当たるものであるが、後の週番につながるものとして忘れてならないものである。他の一つは少年赤十字団についてである。これは、博愛精神を旗印として大正十五年（一九二六）にいっせいに結成されたもので、尋常科五年以上の児童をもって団員とした。昭和三年（一九二八）と同五年（一九三〇）には、日本少年赤十字団総裁の閑院宮が来盛されて県下少年団の親閲があったが、その際に当地域からも代表者が参加している。その事業としては、彦部尋常高等小学校の少年団のように雄弁大会を主催した例もあるが、その他は学校設備資金造成のための活動写真の開催などが主たるもので、目だっ

た活動をみないまま有名無実のうちに終わった感がある。

国防教育の展開　国防教育の本格的な展開は、昭和六年（一九三一）の満洲事変以降のこととなるが、しかし、それ以前においても、すでにその素地はみられるところであった。

これを教科の面からみると、修身・読方・国史などの教科書中には、軍国主義の主柱ともいうべき忠君愛国ないしは義勇奉公の精神を強調した教材が盛り込まれていたし、唱歌には志気高揚のための「軍歌」があり、体操には軍事教練につながる「兵式体操」があった。この兵式体操は、初め「隊列運動」と称されたが、明治二十一年（一八八八）の改正によって兵式体操と改められたものであり、軍隊式の整列や集団行進が主たる内容であった。そして、大正期になると、男子の場合は、木銃を使用しての兵式体操へと発展していった。その一例として、片寄尋常高等小学校では、大正七年（一九一八）に木銃五十挺（一挺八〇銭）を新調している。

一方、行事の面についてみると、大正初年ごろから、三月十日の陸軍記念日と、五月二十七日の海軍記念日が学校行事の中心に採り入れるようになった。そして、当日は奉天大会戦や日本海々戦についての講演をするのが恒例となった。なお、明治四十年（一九〇七）には、陸軍大臣より、日露戦争の戦利品として銃剣・砲弾・薬莢・鶴嘴・方匙などが各校に配布されているが、これも軍事思想普及の一面とみることができよう。また、大正末期以降になると、軍隊式の模擬演習が学校対抗で実施されるようになった。そのさきがけをなしたのは、大正十三年（一九二四）の日詰・赤石両小学校の対抗演習であったが、翌十四年（一九二五）には、古館・星山・彦部の三小学校も加わり、次いで長岡（大正十五）・徳田（昭和二）・水分（昭和四）・上平沢（昭和五）・片寄（同上）の各小学校も参加するというぐあいで、昭和五年（一九三〇）には全部で十校を数えるまでになった（昭和九年まで継続）。これらの参加校は南軍と北軍に分かれ、南軍は赤石小学校、北軍は古館小学校を集結地として行動を開始した後、日詰町の西方で遭遇戦が演ぜられた。対象は尋常科五年以上の男子であったが、児童たちはそれぞれ銃声の擬音を

発するような装置をくふうして参加した。それでは、これにいたった背景はなにかというと、それはさきに述べた兵式体操の強化にあって、当時の高等科の体操教科では、週に一時間の兵式体操を配当するのが普通であったし、そのなかには初歩の戦闘訓練をも加味するのが一般的な傾向であった。このことから、その延長として野外における模擬演習が行われるようになったが、それがやがて青年訓練所や他校との対抗演習にまで発展するようになり、さらに拡大して前期の範囲にまでおよぶという過程をたどったのである。

昭和六年（一九三一）の満洲事変以降になると、学校生活も次第に軍国色にいろどられるようになった。その一端を示すものとして、出征兵士や入営者の見送り、武運長久祈願祭、凱旋兵士の歓迎、戦死者の遺骨出迎えと町村葬等のための児童の動員があったが、これは昭和十二年（一九三七）の日支事変以降になると、さらに応召兵の見送りや応召家庭に対する勤労奉仕作業等も加わって、いっそう数を増すようになった。また、このほかでは、戦勝祝賀のちょうちん行列や旗行列に動員される場面もあった。

一方、戦局の進展につれて、学校教育の内容にも変化がみられるようになった。これを端的に表わしているのは、昭和八年（一九三三）に改訂された『小学国語読本』である。これは、第四期改訂の国定教科書で「サクラ読本」といわれたものであるが、その内容は、「サイタ、サイタ、サクラガサイタ」で始まり、次ページには「ススメ、ススメ、ヘイタイススメ」がでてくるのである。そして、上学年になると、「兵営だより」「大演習」「軍艦生活の朝」「機械化部隊」「ほまれの記事」等の軍事教材がのせられていた。つまり、国民思想の強化ないしは国防意識の高揚を意図したあとが明白にうかがわれるのである。このことは、昭和十三年（一九三八）改訂の『尋常小学地理』や同十五年（一九四〇）改訂の『小学国史』においてもまた同様であった。

このような情勢のもとで、県の学校教育に対する方針も次第に軍国色を強めるようになった。その一端についてみると、昭和八年（一九三三）には、県の学務部長通牒によって、学校においては晴雨にかかわらず毎日国旗を掲

揚すべきものとされたし（これに基づいて各校に国旗掲揚塔が設置された）、同十年（一九三五）には、県知事訓令によって、毎年四月三十日の岩手招魂社（戦死者の霊をまつる神社）の例祭には午前九時三十分を期していっせいに遙拝式を行ない、あわせて戦死者の墓参りと墓域の清掃を実施すべきものとされた。また、翌十一年（一九三六）には、学務部長通牒によって、一月二十九日を「黒溝台会戦記念日」と定められた。ここで黒溝台会戦というのは、日露戦役の際、郷土出身兵によって編成された第八師団が奉天大会戦の前哨戦として戦った合戦であり、激しい寒気と飢えに耐えながら、悲壮な肉弾戦を繰り返えして悪戦苦闘の末、敵を撃破して奉天大会戦を勝利に導く糸口をなした戦である。この記念日は、その勝利の日を記念して、本県独自に定めたものであるが、当日はその合戦について全校講話するのが恒例であった。

戦争が長期化の様相を強めてくると、将来の国防のにない手を育成するという立場から、心身の鍛練が強調されるようになった。そのため夏季休業中においても各種の鍛練行事がもたれるというきびしい情勢となったが、その状況を昭和十四年（一九三九）の片寄尋常高等小学校の場合についてみると、八月中の十三日間をそれに当てており、体操・武道・球技・遊戯・唱歌・童話会・床板洗い・除草・ほうき作り・大掃除・農場作業・登山・応召軍人家庭への勤労奉仕など、多彩な内容を発達段階に応じて実施している。そして、その教育方法には錬成主義がとられたが、それに大きくあずかったのは、軍隊式教育法と六原式教育法（昭和七年に県が青少年錬成の目的をもって設立した六原道場の訓練方式）であった。いずれも、厳格な鍛練主義を特色とするもので、気合いをかけることはもちろん、なぐることさえも教育手段の一つとされた。

昭和十四年（一九三九）には、「興亜奉公日」というものが設定された。これは、毎月一日をもってそれとしたもので、その目的とするところは、興亜の大業（アジアを一つにまとめて日本がその盟主となるための大事業というほどの意味）を翼賛して強力な日本を建設するための決意をかためる日として定められたものである。当日は廃

品の回収・神社の清掃・戦死者の墓地清掃・防空訓練・強歩遠足・勤労奉仕・慰問文の発送などの行事が行われた。そして、これらの実施計画は、毎月二十八日までに監督庁に報告することが義務づけられていた。

このような戦時体制下の学校生活は、間もなく太平洋戦争を迎えるにおよんで、いっそうその度を強めることになるのである。

郷土教育の研究　昭和初年になると、郷土教育の思潮が教育界に高まるようになった。その原理とするところは、「教育は、郷土に出発し郷土に帰結することによってのみ、児童の生命をいたわり育てることができると共に、国民教育としての使命をも果し得べきものである」というにあった。

この思潮に刺激されて、当地域にも郷土教育をとりいれる学校が現われるようになった。なかでも代表的なのは片寄・上平沢両尋常高等小学校であったが、ここでは片寄小学校の場合について、その歩みの跡をたどってみることにする。

同校が郷土教育の研究と本格的に取り組んだのは、昭和三年（一九二八）からであった。しかし、その素地は、すでにそれ以前から、かもしだされて、大正十年（一九二一）には、郷土資料の編集に着手して同年中には『片寄叢書第一巻』（須川長之助翁の研究）を完成しているし、翌十一年（一九二二）には、『志和村小史』の編集をみているのがそれである。さて、昭和三年（一九二八）に郷土教育の基礎研究に着手した同校は、翌四年（一九二九）には教育・宗教・郷土史・郷土地理、翌五年（一九三〇）には風俗習慣・金融・農業経営・自治・社会的事態と、九分野にわたっての郷土調査を完了し、さらに、翌六年（一九三一）には諸統計の図表を作成して、一応の基礎資料を集成するまでにいたった。この三年がかりの実績が高く評価されたのであろう。翌七年（一九三二）五月には、岩手県より「郷土教育の実際的研究学校」として指定を受けたのである。ちなみに、県下での指定校は、同校と江刺郡玉里尋常高等小学校および下閉伊郡宮古尋常高等小学校の三校であった。この指定によって、これより、

昭和十四年（一九三九）までの八か年にわたって研究が継続されたが、その大要を年度別にみるとおよそ次のとおりである。

（昭和七年）郷土教育の基本計画を樹立するとともに、各科郷土教材配当表および各科郷土教材資料（各学年用）を作成し、あわせて志和村の蝶類標本五十一点、鳥類標本四十一点のほか農産物標本や志和村模型を作成した。

（昭和八年）郷土読本上巻の原稿を完成した。

（昭和九年）志和村の生産と消費の調査、凶作状況の調査、算術科郷土教材の調査などを実施した。また、郷土室一室を増設し、既存のもの（昭和三年設置）と合わせて二室とした。

（昭和十年）郷土読本下巻の原稿を完成した。また、志和村の大地図を作成した。

（昭和十一年）この年より系統的な郷土教育の実践にはいった。また、それと並んで教授細目や教授資料の作成を行い、あわせて『志和村水論史』を編集した。

（昭和十二年）郷土学習帳を作成した。

（昭和十三年）郷土学習帳の一部を改訂するとともに郷土読本の編集を完了した。また、志和村民俗性調査、児童の身体状況調査（最近十年間）、郷土教育資料の収集、各種の図表・地図・標本の作成などを行った。

（昭和十四年）郷土読本を刊行した。また、志和村民俗性調査の改補、志和村の旱魃（かんばつ）と水論史の研究、青年調査、出稼ぎ調査、志和村経済更生計画基本調査、郷土展覧会の開催、各種標本の作成などを実施した。

以上のような経過をたどりながら、昭和十四年をもって、研究に一応の終止符がうたれることになった。この間、昭和十一年（一九三六）からは、全校をあげて郷土教育の実践と取り組むところとなったが、これを着実に展開させてくれたのは、この十二年間にわたってのたゆまない研究の成果であった。

なお、上平沢尋常高等小学校の場合も内容的にはこれと大差がなく、郷土室の整備や郷土読本の編集でも実績をあげたが、これが認められて、昭和十五年（一九四〇）には、郷土教育の優秀校として県の表彰するところとなった。

学校給食と自給施設

大正九年（一九二〇）に始まったわが国の経済不況は、昭和五～七年の農産物価格の暴落によっていっそう深刻なものとなったが、これが学童の食生活にも反映して、昭和七年（一九三二）には、県下で二千五百人にもおよぶ欠食児童を生ずるにいたった。そこで、岩手県ではこれらの児童を救済するために、学校において臨時に給食を実施させる方針を定め、同年十月にその要項を各小学校に対して通達したが、それによると、①給食を必要とする児童の認定は一定の基準に従って市町村長と協議の上で定めること②給食は授業日において昼食を給することを原則とし、特に必要ある場合は朝食を給すること③給食する食物の量は児童一日の所要熱量の三分の一を標準とすること④炊事については学校で行うか、または付近の民家に依頼することを原則とし、少数の場合は受持教員に依頼することも可とすること⑤実施に当たっては貧困救済の感じを与えないように周到の注意を払うこと、などを内容とするものであった。これに基づいて、一部の学校では、早くも同年から学校給食に着手するところもあった。上平沢尋常高等小学校（給食児童数八名）などもその例である。そして、その必要性は、昭和九年（一九三四）の大凶作を迎えるにおよんで一段と度を加えるようになった。

この凶作の影響で、欠食児童は、一挙に九千人を数える事態となったからである。そのために県下の各小学校で実施をみるようになり、後述の「給食自給施設」とあいまって、これからの数年間はその最盛期の感があった。ところが、昭和十五年（一九四〇）になると、その内容に大きな変化が生ずるようになった。学校給食に対する県の行政指導が、これまでの貧困児童対象から要養護児童対象へと転換したためである。ここで要養護というのは、栄養不良児・身体虚弱児・偏食児等をさすもので、これらの児童に対して肝油・ビタミン剤などの栄養剤を給与し

て、栄養改善を図ろうとするのが県の構想であった。これをもたらした背景には、経済事情が好転してきたということもあるにはあったが、それよりも戦争の長期化に伴って、国民体力の強化が緊急の課題となってきたことが最大の動因であった。県では、この方策を推進するために、同年九月には「学校給食奨励規定」（補助規定）を定めて積極的に奨励を図った。したがって本来的な意味での学校給食は、昭和十五年の前半をもって終わったとみてよかろう。なお、要養護児童対象の栄養給食も、昭和十八年（一九四三）になると現物の入手が困難となって自然と停止されるようになった。

それでは、学校給食の実際はどのようなものであったろうか。次に、その概要を赤石尋常高等小学校の場合についてみることにしよう。同校の学校給食（食事給与）は、昭和九年（一九三四）の末から同十五年（一九四〇）の五月にかけて実施されたが、その間の給食児童は年間五～七名（在籍数のほぼ一％）ときわめて少数であった。したがって、炊事も受持教員に依頼する方法がとられている。また、年間の給食日数と一食当たりの給食費を昭和十一～十四年の四か年平均でみると、前者は二百三十八日、後者は六銭弱となるから、児童一人当たりの年間給食費は十四円程度ということになろう。ちなみに、当時の米価は、一俵（四斗入）十四円前後であった。なお、同校においても、昭和十五年（一九四〇）の後半から栄養剤の給与に切替えているが、これも前記のような事情から同十七年（一九四二）をもって停止するにいたった。

ところで、この学校給食を実施するに当たって最も問題にされたのは、その経費をどうして捻出するかということであった。県からは若干の交付金が出たものの、それだけではなお不十分であったし、それに、いつ再び凶作におそわれてこのような事態を招かないとも限らないから、それに備えるためにも半ば恒久的な方法で財源を確立しておく必要があったからである。そこで、その対策としてとられたのが、学校の農業実習施設を活用して収益をあげ、その益金をもってそれに充てるという方法であった。つまり、給食の自給態勢をねらいとした構想であり、そ

れを生産教育ないしは勤労教育と一体的に運営しようという趣旨のものであった。それゆえ、学校給食の面からはこれを「給食自給施設」と称した。

この給食自給施設の運営は、県の指導のもとに昭和十年（一九三五）十月から開始されたが、その概要を赤石尋常高等小学校の場合についてみると、およそ次のようであった。まず事業の種目であるが、同校ではこれを区分して耕作・飼育・採集・請負作業の四部門としている。耕作は水田と畑のそれであることはいうまでもなく、飼育部門にはブタ・メンヨウ・ウサギが導入されていたし、採集には薬草・キノコ・イナゴ・落穂などのほかに廃品回収があった。請負作業の内容は不明であるが、臨時的なものであろう。基盤となる施設には、水田三十四アール（借入地）、畑五十五アール（既設二〇a・新設三五a）、畜舎一棟（三坪）があり、家畜の規模はブタ二頭・メンヨウ一頭・ウサギ十数羽ほどであった。また、収支状況についてみると、昭和十四年（一九三九）度の例では粗収入四百十九円・必要経費二百一円、収益金二百十八円となっているが、これから学校給食費の一部（補助金を差引いた不足分）として四十円を支出しているから、差引くと百七十八円の剰余金を生じた計算となろう。

(二)　実業教育の振興

実業補習学校　明治二十年（一八八七～）代になると、わが国の産業は急速に発展をとげるようになったが、これに伴って産業教育の振興が時代の要請となってきたところから、明治二十六年（一八九三）には、産業に従事している勤労青少年の教育機関として実業補習学校の制度を設けるようになった。

その実業補習学校が当地域に設立されるようになったのは、明治三十年（一八九七～）代も後半になってからのことで、同四十年（一九〇七）には全町村にわたって設置をみるまでになった。すなわち、明治三十五年（一九〇二）の長岡農業補習学校を初めとして、同三十六年（一九〇三）には佐比内農業補習学校、同三十九年（一九〇六）には郡山実業補習学校と古館・上平沢・片寄・赤沢・北田・山屋の各農業補習学校、同四十年（一九〇七）には赤

石・水分・星山・彦部の各農業補習学校がそれぞれ設置されている。また、このころ（年代不明）、紫波高等小学校の学校組合（日詰・古館・赤石・彦部・赤沢・長岡）によって、紫波女子実業補習学校も設置された。いずれも、関係の尋常小学校や高等小学校への併置であった。このように普及をみるにいたった背景には、国や県の施策もさることながら、設備補助金を支出して積極的に設置を促した郡当局の奨励策もあずかって大きいものがあった。

さて、このようにして発足はしたものの、その後の歩みには大きな起伏の波があった。まず、明治四十年（一九〇七）に義務教育の年限が延長されて、小学校の教育内容が一段と充実をみるようになると、次第に補習学校を軽視する傾向が生じて就学者も減少の方向をたどり、ついには在学者が皆無という学校さえも現われる状況であった。そのために明治四十一年（一九〇八）には、佐比内農業補習学校と赤沢・北田・山屋三農業補習学校の女子部が廃止され、次いで同四十四年（一九一一）には郡山実業補習学校が廃止となり、さらに大正二年（一九一三）には紫波女子実業補習学校と、古館・赤石・星山・彦部の各農業補習学校および赤沢・北田・山屋三農業補習学校の男子部も廃されるにいたったのである。ところが、第一次世界大戦の後になると、再びその必要性が認識されるようになった。

当時の社会情勢は、国勢の伸長に伴って教育振興に対する気運が急速に高まりつつあったし、政府もこれに対応して大正九年（一九二〇）には実業補習学校関係の法規を改正し、これを中等学校に準じた内容に整備するという事情があった。そのために郡当局も再び実業補習学校の奨励に乗り出したが、その結果、大正十一年（一九二二）には日詰・赤沢の両実業補習学校と古館・赤石・星山・彦部の各農業補習学校、翌十二年（一九二三）には佐比内農業補習学校がそれぞれ復活されるようになった。しかし、これも大正十五年（一九二六）になって、「青年訓練所」の設置がみられるようになると、再び衰微の方向をたどった。この両者は、ほぼ同年齢の青少年を対象として

教育内容も類似の点が多かったから、男子の場合はどちらかというと兵役上の特典（後述）がある青年訓練所に、はしりがちであった。そのため、補習学校の男子部は次第に有名無実化するようになり、わずかに裁縫科中心の女子部が、冬季の農閑期を利用しながらようやく学校を維持している状態であった。こうして、昭和十年（一九三五）には、青年学校の設置と共にいっせいに消え去ることになるのである。

このような推移のなかで、昭和五年（一九三〇）四月には、日詰町立の「日詰実業専修学校」が誕生するようになった。これは、従来の日詰実業補習学校が男子対象の季節制であったのを女子を含めた通年制中心（季節制も併置）に改編したもので、近隣の村々から入学する者も多く、この地方の教育振興に貢献するところが大であった。

発足当初の実業補習学校は、尋常小学校卒業以上の者をもって入学資格とし、修業年限は三か年以内であったが、大正九年（一九二〇）の改正では、その課程を分けて、尋常小学校卒業者を対象とする前期と高等小学校卒業者および前期修了者を対象とする後期の二とし、前期は二か年、後期は二～三か年と改められた。また、教科目についても、当初は修身・読書・習字・算術・実業の五科目だけであったが、後になると修身・公民・国語・数学・地理・歴史・理科・実業・体操・音楽・家事・裁縫・手芸などをもって標準とするようになった（実際には、学校の実情に応じて適宜選択された）。このうち、実業科については、農村部の学校では農業が課せられたし、町場の日詰補習学校では商業が課せられた。なお、校長以下の教職員は、ほとんどが小学校教員の兼務であった。

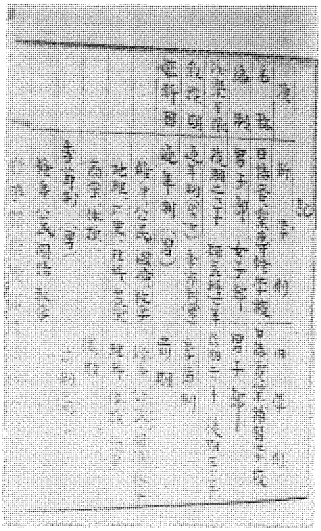


図5-4　日詰実業専修学校の校名並びに学則変更認可申請届書（昭和5年）

最後に、実業補習学校の典型として、日詰実業専修

学校の内容にふれておこう。同校には、本科（後期課程）と研究科の二課程が置かれ、その修業年限は、本科は二か年、研究科は一か年であった。授業期の態様については、通年制（男女）を主体としてそれに季節制（男）を加味する方法がとられたが、その教科目をみると、男子の通年制の場合は修身・公民・国語・数学・地理・歴史・理科・農業・商業・体操の十科目であるのに対し、季節制の場合はそのうち地理と歴史を欠き、女子の通年制の場合は修身・国語・数学・家事・裁縫・手芸・音楽・農業・体操という内容であった。

表五―九　実業補習学校一覧表（大正一三年現在）

校名	生徒数	職員数	沿革
日詰実業補習学校	一五	五	明治三九創立（郡山実業補習）、明治四四廃止、大正一一復活
古館農業補習学校	七六	六	明治三九創立、大正二廃止、大正一一復活
水分農業補習学校	一〇〇	四	明治四〇創立（水分実業補習）、大正一〇校名変更
上平沢農業補習学校	八〇	七	明治三九創立
片寄農業補習学校	一四七	三	明治三九創立
赤石農業補習学校	七七	一〇	明治四〇創立、大正二廃止、大正一一復活
星山農業補習学校	三四	三	明治四〇創立、大正二廃止、大正一一復活
彦部農業補習学校	三九	四	明治四〇創立、大正二廃止、大正一一復活

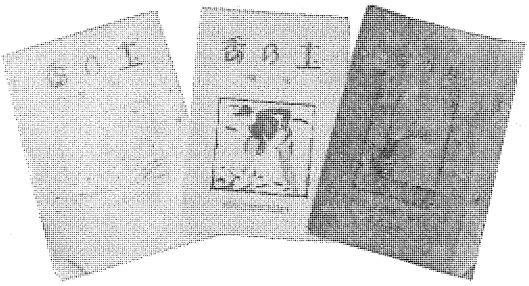


図5-5　日詰実業専修学校校友会誌（昭和7～8年）

佐比内農業補習学校	二七	五	明治三六創立、明治四一廃止、大正一二復活
赤沢実業補習学校	七二	五	（明治三九創立（赤沢農業補習）、大正一一復活
長岡農業補習学校	三六	五	明治三五創立

紫波郡立蚕業講習所

本県の養蚕業は、明治後半から大正期にかけて著しい発達をとげたが、その状勢のなかで、明治四十一年（一九〇八）には、日詰町下丸森に紫波郡立の蚕業講習所が開設されるようになった。実際に授業を開始したのは翌四十二年（一九〇九）四月である。

この講習所は、高等小学校卒業程度をもって入所資格とし、修業期間は、本科は二か年、実習科は七か月であった。本科の教科目は修身・国語（作文と文法を含む）・数学・養蚕法・蚕体病理学・蚕体解剖生理学・蚕種繭生糸審査法・蚕業取締法規・桑樹栽培法・製糸法・普通作物・土壌・肥料・農業気象・農業経済とし、修了者には養蚕教師の免許状が授与された。講習生の指導のほかに、蚕種を製造して優良種の無料配布をしたり、各種の実験を行うなど蚕業の発展に寄与するとこ

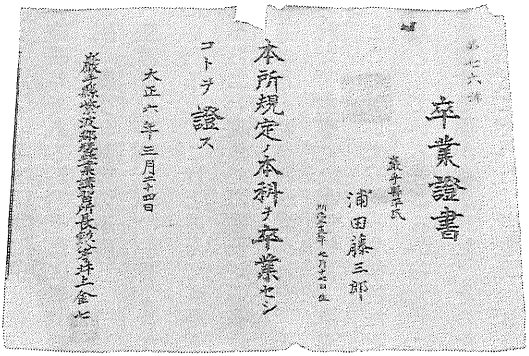


図 5-6　紫波郡蚕業講習所卒業証書
（大正６年・浦田藤三郎）

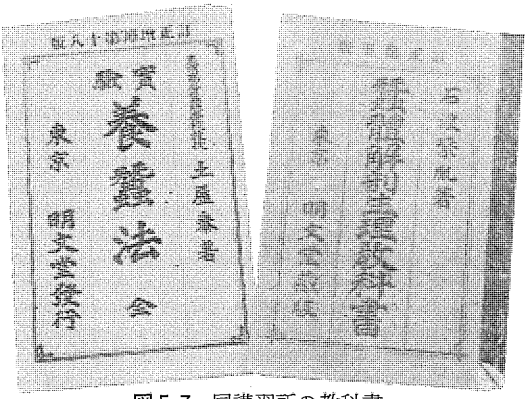


図 5-7　同講習所の教科書

ろが大であったが、財政的に維持が困難となったため、大正九年（一九二〇）三月をもって廃止された（学校制度の範囲外であるが、それに準ずる教育機関としてこの項で取扱うことにした）。

㈢　青少年教育の進展

勤労青少年のための主要な教育機関として実業補習学校のあったことはすでに述べたが、大正十五年（一九二六）にいたると、これと並んで各尋常高等小学校に「青年訓練所」が併設されるようになった。これは、おおむね十六歳から二十歳までの男子に軍事教練を施すことを主眼としたもので、訓練科目として、修身および公民科・教練・普通学科・職業科が置かれた。そして、修了者に対しては、軍隊の在営年限を半年だけ短縮するという特典が与えられた。主事には小学校長、指導員には小学校教員や在郷軍人が嘱託された。

ここにおいて、同一小学校に実業補習学校と青年訓練所が併立することになるが、どちらもほぼ同年齢の青年を対象としているところから大半は二重に学籍をもつようになり、さらに教育内容や指導者および施設設備においても重複する面が多かった。そのため、昭和十年（一九三五）には、両者を統合して新たに「青年学校」として発足することになった。当地域においても、同年の六月から七月にかけて、日詰・古館・水分・上平沢・片寄・赤石・彦部・佐比内・赤沢・長岡の各青年学校がいっせいに開設されている。いずれも尋常高等小学校への併設であった。なお、日詰町の場合は、昭和五年（一九三〇）に発足した日詰実業専修学校を通年制（二か年制）の青年学校に切替えて校名を「日詰実業専修青年学校」と称した。

青年学校の課程は、尋常小学校卒業を入学資格とする普通科と、高等小学校卒業または普通科修了を入学資格とする本科および本科卒業を入学資格とする研究科の三つに区分され、修業年限は普通科は二か年、本科男子は五か年、本科女子は三か年、研究科は一か年以上とされた。教授科目と訓練科目は、修身および公民科・普通学科・職業科を共通とし、このほかに普通科男子には体操科・本科男子には教練科、女子には家事および裁縫科が課せられ

た。

㈣　中等学校の創設

日詰町には、郡立紫波高等小学校を初め組合立紫波高等小学校、郡立蚕業講習所、町立日詰実業専修学校などが設置されて、早くから紫波郡下教育の中心をなしてきたところであるが、昭和十五年（一九四〇）四月にいたると、日詰実業専修青年学校を昇格して町立の日詰農学校と日詰実科高等女学校が創設されるようになった。いずれも、日詰尋常高等小学校への併設であった。

日詰農学校は、修業年限二か年（入学資格は高小卒程度）の乙種農学校で、生徒定員は百名とされ、教科目は修身・公民・国語・数学・物理・化学・博物・地理・歴史・農業（作物・蔬菜・花卉・果樹・林業・養蚕・畜産・病虫害・農業土木・土壌・農産製造・肥料・農業経済）・商業（商業大意・簿記）・体操（体操・教練・武道）および農業実習で構成された。また、当初の計画では、実習施設として水田三反歩・畑七反歩・桑園三反歩・見本園一反歩・演習林五町歩・果樹園四反歩を設ける予定であった。初代校長に日詰町出身の佐藤源八が就任し、教職員は教諭四名、嘱託（実習教師）一名であった。授業料として月額二円五十銭（玄米約六升分）を徴収した。

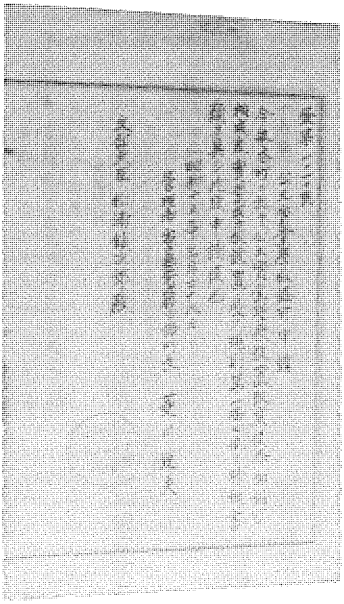


図 5-8　公立実業学校認可申請書（昭和15年）

日詰実科高等女学校は、修業年限が二か年（入学資格は高小卒程度）で、生徒定数は百名であった。教科目は、修身・公民・国語・数学・家事・裁縫・図画・唱歌・実業（農業・商業）・体操および実習を必須科目とし、ほかに随意科として生花

が課せられた。初代校長に日詰尋常高等小学校長の多田倉次郎が兼務で就任し、教職員は教諭四名、嘱託三名で構成された。授業料は月額二円であった。

三、戦時体制下の教育（昭和十六年～昭和二十一年）

(一) 国民学校の発足

昭和十六年（一九四一）三月一日、これまでの小学校令は廃止されて新たに国民学校令が公布されたが、これによって、全国の小学校は同年四月一日から、国民学校として新発足することになった。

それでは、国民学校に改められた基本理念はなんであったろうか。それは、国民学校令の第一条に「国民学校は皇国の道に則りて初等教育を施し、国民の基礎的錬成をなすを以て目的とする」と、いっていることでも明らかなように、皇国の道を修錬させることを目ざしたものであった。「皇国の道」とは、教育勅語に示された国体の精華と臣民の守るべき道をさしたものであろうし、「基礎的錬成」とは教育の方法を示したものと解してよかろう。つまり、国家主義的色彩を濃厚にもつものであった。そのために教科目も根本的に再編され、初等科（修業年限六か年）については、国民科（修身・国語・国史・地理）・理数科（算数・理科）・体錬科（体操・武道）・芸能科（音楽・習字・図画・工作・裁縫）に分節して設定されたし、高等科（修業年限二か年）の場合はそれに実業科（農業・商業・工業・水産のうちから選択）を加え、女子に対しては芸能科の中に「家事」を加えるという内容のものであった。

こうして、この年の十二月八日、わが国は、運命の太平洋戦争へと突入するのである。実に、国民学校こそは戦争遂行のために生まれた学校であった。

(二) 錬成主義の教育

国民学校の教育方針は、錬成主義によって一貫されたものであった。これまでの知育偏重の教育を排して、学んだことは行動で示さなければならないとする、いわゆる「学行一体」の教育が強調され、「行」ずることによって精神が養われるとして団体訓練が強化されるようになった。たとえば、これを朝の集会についてみると、宮城遙拝・国旗礼拝に続いて集団での行進や駈足訓練を実施するというようにである。また、次代の国防のにない手を育てるという見地から、国防訓練を通じての錬成もさかんに行われた。その内容は、初歩の軍事教練を初めとして柔道・剣道・銃剣術の基本動作、手旗信号、モールス信号、競歩訓練、投てき訓練、軍歌演習などあった。そして、敬礼のしかたを初めその他の言動についても、軍隊式のそれをしいられる面が少なくなかった。その一方では、「国民錬成道場」としての学校環境をつくるため、屋内体操場（講堂）や教室に、神だなを設けたり、「青少年学徒に賜わりたる勅語」や、軍神の写真などを飾る学校が多かった。なお、彦部国民学校の場合は、学校生活の中に陸軍士官学校の日課の一部を採り入れて有名であった。

このようにして、「勝つまでは」を合いことばとし、「撃ちてし止まん」をかけ声にしながら「堅忍持久」の精神と「必勝の信念」がたたきこまれたのである。

(三) 戦雲の中の学校生活

太平洋戦争にはいると、さきに述べた興亜奉公日は、「大詔奉戴日」に切り替えられるようになった。これは、アメリカとイギリスに対する宣戦布告の詔書が下された昭和十六年（一九四一）十二月八日を記念して、毎月、八日をその日としたものであるが、当日は、戦争を勝ちぬく決意をかためるために、学校においても、興亜奉公日のときにみられたような各種の行事が行われた。

太平洋戦争の勃発と共に、現役や応召で入営する者がいっそう数を増していった。戦死や戦病死する者の数もま

た同様であった。したがって、これらをめぐる学童動員の機会も、日支事変当時に比べてさらに度を加えたことはいうまでもない。また、それだけではなく、戦争で肉親を失う児童も次第に多くなっていった。これらは、「靖国の遺児」と呼ばれて激励のなかに置かれていたが、これをめぐって、教師の側にもいろいろの心労があった。また、教職員の中からも出征者や戦死者が現われるようになり、これが学校経営におよぼす影響も少なくなかった。

出征兵士や戦死者の家庭に対する勤労奉仕も、日支事変当時に引き続いてさかんに行われた。田植え・畑の草取り・稲刈りなどが主たる作業内容であった。家庭からの要請に応じて班編成をもって出動したが、稲刈りのごときは要請者が多かったため、尋常科三年以上を動員して十日間以上にも及ぶことがあった。稲刈りには指を切る者が多かったため、統導教員は常に薬とほう帯を携行しなければならなかった。

戦局の進むにつれて、食糧の増産は至上命令となった。そこで、学校でも、これに協力するため、校庭を掘り起こして畑にしたり、学区内の空地や草生地を開墾するなどして、ソバやダイズをまきつけて増産にはげんだ。昭和二十年（一九四五）の片寄国民学校の場合は、南野原における満蒙開拓青少年義勇隊の開墾に協力して学校側だけでも約五町歩の開墾をなしとげている。ただし、途中で終戦となったため、作付けをみるまでにはいたらなかった。

空襲に備えての避難訓練は、すでに日支事変当時から行なわれてきたところであるが、太平洋戦争にはいって実際に空襲警報が発令されるようになると、いっそう真剣味をもって実施されるようになった。初めは、学校付近の林などに分散して避難するように訓練していたが、昭和二十年（一九四五）三月十日に盛岡駅前が空襲を受けるという事態を迎えるにおよんで、ほとんどの学校が急いで校地内に防空壕を構築するようになった。これを片寄国民学校についてみると、全校児童約五百名を収容できるほどの規模（一五個）のもので、ほとんど児童の手で構築したという。実際に避難したのは、終戦直前の一度だけであった。

ところで、以上のような諸行事や作業に対応するためには、かなりに多くの時間を費やしたことはいうまでもなく、そのしわ寄せが必然的に教科の進度をおくらせる結果となった。そのことから、文部省では、昭和十九年（一九四四）三月に省令をもって、当分の間は日曜日でも授業を行うことができると定めたが、これによって、学校も「月月火水木金金」の体制にはいるようになった。

中等学校では、英語は敵性語であるという理由から授業を中止されたが、それに類似する措置として、国民学校の音楽指導においては、ドレミファの階名を廃して、ハニホヘトイロの音名唱法に切り替えられた（昭和二十一年九月まで）。そして、音楽の授業中には、教師が「ハホト」「ハヘイ」などの和音をオルガンやピアノでひいて、児童にその和音名を当てさせるという場面もあった。このような訓練をすると、飛行機の爆音を聞くだけでその機種を識別できるようになるというのである。

戦争の進行につれて諸物資が不足してくると、生活必需品はいっさい切符配給制となった。その切符の割当ては、「隣組」をとおして行われるのが普通であったが、学童用の服とはき物（ゴムくつやズックのうわばき）と学用品だけは学校を通じての割当てであった。数量が少なかったため、順番をきめて割当てたが、その順番をきめるのがまた一苦労であった。学童服はカーキ色（国防色と称した）のスフ製である。配給がきりつめられてくると、女児の服装は、古着を更生したうわ着と、もんぺ姿に変わっていった。教科書も昭和十九年以降は紙質が低下し、減ページとなり、しかもそれさえ満足に配給されなかった。

㈣　志願していく少年たち

国民学校高等科第二学年の男子の中には、少年兵や満蒙開拓青少年義勇隊を志願して、卒業と同時に入隊していく者もあった。この時代でなければみられない特色の一つとして特記すべきものであろう。

少年兵の制度は、陸海軍の下級幹部を養成するために、高等科卒業者を卒業と同時に関係の諸学校に入学させて

特別の教育をほどこすしくみのものであり、当時、「花の少年兵」とうたわれて、少年たちのあこがれの的をなしたものである。また、満蒙開拓青少年義勇隊は、満洲（現在の中華人民共和国東北部）や蒙古方面に移民する開拓農民を育成するための訓練組織であって、内地と現地の訓練所において一定の訓練をほどこした後、集団入植を経て個人経営に移行するという方法のものであった。

(五)　義勇隊と疎開児童の滞在

戦時体制下の教育と関連して特に付記しておきたいことは、満蒙開拓青少年義勇隊と東京都の集団疎開児童が数か月にわたって当地域の国民学校に滞在したことについてである。

満蒙開拓青少年義勇隊の性格についてはすでに述べたが、その内地における訓練基地は、茨城県の内原にあって、内原訓練所と称した。そして、義勇隊に採用された少年たちは、ここで一定の訓練を受けた後に満洲へ渡るというしくみになっていた。ところが、昭和二十年（一九四五）になると、食糧事情が急迫を告げてきたところから、訓練生を地方の開拓適地へ分散して、その開墾に従事させながら実地に訓練を行うことになった。その適地の一つとして選ばれたのが、片寄の南野原であったが、ここには宿舎の設備がなかったところから、片寄国民学校の一部（五教室）を借り受けてそれに当てることになった。こうして、最初に来校したのは、秋田県出身者で編成された秋田中隊であった。昭和二十年（一九四五）四月十六日のことである。これより、隊員たちは同校を基地として、南野原の開墾作業を中心としながら訓練に従ったが、六月二十六日にいたって内原訓練所へ引き揚げた。これに代わって、七月二日は岩手中隊が入舎してきた。そして、秋田中隊と同様に南野原の開墾に従事したが、その訓練中に終戦となって渡満の道が絶たれたため、同隊はこの地で解散となった。

片寄国民学校において、解隊式の行われたのは、同年の九月二十九日であった。ここにおいて、少年たちは望みむなしく帰郷の途についたのである。

次に、集団疎開として当地域に来たのは、東京都太田区の大塚国民学校・大森国民学校・東調布第三国民学校の三校で、初め静岡県下に疎開していたが、食糧事情が思わしくなかったことと空襲が激しくなったために、この地に転じてきたものであった。大塚国民学校（初等科四年主体の児童二二名・教員一名・保母一名）の場合は、片寄の隠里寺を宿舎にあて、片寄国民学校を教場として、昭和二十年（一九四五）七月十六日から十月二十九日まで滞在したし、大森国民学校（初等科四年児童三〇名・教員二名・保母二名）の場合は、宿舎を升沢の極楽寺に置き、水分国民学校を教場として、同年六月から十月まで滞在している。また、東調布第三国民学校（初等科六年児童五三名・教員二名）の場合は、宿舎を大巻の高金寺に設営し、星山国民学校を教場として、同年六月八日から十月二十九日まで滞在した。滞在中は、地元民が食糧を提供するなどして世話をしたため、非常に感謝して帰京したという。（註、日詰の来迎寺にも調布国民学校の児童が集団疎開をしていた。）

(六)　終戦時の様相

昭和二十年（一九四五）八月十五日、この日、大部分の学校では、夏休みを返上して勤労作業や国防訓練に熱中していた。片寄国民学校でも、高等科児童をもって朝から南野原の開墾作業を行っていたが、連絡によって「正午に重大ニュースがある」ことを知ると、作業を途中にして学校へ引き揚げた。そして、正午、教室において「玉音放送」を聞いた。内容が聞きとりにくくて、すぐさまその意味をくみとれなかったが、それでも、直感的に日本の降伏を感じとった。しばらくの間、教室に静寂が続いたという。

敗戦に伴って、学校がまず最初に着手しなければならなかったのは、校内からいっさいの軍国色を排除することであった。教科書のなかで軍国主義や国家主義または神道と関係のある部分は、すべて墨で黒くぬりつぶされた。それが全ページにわたるところもあり、黒い部分が中にはいったために文章がうまくつながらないところもあって、とても教科書の用をなすものではなかった。年表や掛図や参考図書も同様に処理したが、それのめんどうなの

は焼却するか、もったいないものは民家の土蔵を借りて隠匿するなどした。片寄国民学校の場合は、郷土出身の元陸軍獣医少将城戸孫右衛門から寄贈された中国軍の武器類（青竜刀や紅槍等）を所蔵していたが、これらは校庭の北東隅に埋めたという。また、神だなや御真影奉安殿も撤去し、御真影と皇族の写真は県に返納した。一方、児童の扱いについては、団体での神社参拝や号令をもってする集団行動は禁止され、「君が代」を歌うことも停止（昭和二十五年十一月解除）された。なお、勅語および詔書は、昭和二十三年（一九四八）七月になって奉還した。

四、新しい教育制度の展開（昭和二十二年～同五十四年）

(一) 新学制の実施

昭和二十二年（一九四七）四月一日には、学校教育法に基づいて小学校六年制と中学校三年制のいわゆる六・三制の新学制が実施されたが、これによって、当地域においても、従来の国民学校初等科を母体として日詰・古館・水分・上平沢・片寄・赤石・星山・彦部・佐比内・赤沢・長岡の各小学校が発足したし、町村を単位として日詰・古館・水分・志和・赤石・彦部・佐比内・赤沢・長岡の各中学校が新設されるところとなった。なお、旧来の青年学校は昭和二十二年度をもって廃止となったが、それまでの間、当地域ではそれぞれの新制中学校に併置された。

発足当初の新制中学校は、予算や資材の不足から、校舎・設備・教材・教具のすべてにわたって不備な点が多かったし、教員組織についてもきわめて不満足な状態であった。なかでも深刻なのは、校舎の不備であった。各中学校とも、小学校に併設して国民学校当時の高等科（二年制）の教室を転用する方法がとられたが、それだけでは到底不足はまぬがれなかったから、最少限度の普通教室を確保するために、広い教室を間仕切りしたり、物置等を改造したり、青年学校当時の建物や公会堂を転用するなどの応急措置がとられたし、特別教室・職員室・講堂（屋内運動場）・便所等にいたっては小学校と共用が普通の状態で、なかには日詰中学校のように共用の職員室さえもな

い学校もあった。

また、志和中学校の場合は、教室の制約から、上平沢・片寄両小学校と公会堂の三か所に分散して授業することを余儀なくされる状態であった。このようなことから、これへの対応は、新学制実施上の重要課題となっていたが、各町村とも積極的にこれと取組んだ結果、昭和三十年（一九五五）までには、各校にわたって独立校舎をもつようになった。その整備状況をまとめると表五―一〇のとおりである。なお、表中でいう「紫南中学校」は、昭和三十年（一九五五）に日詰・赤石両中学校を統合して設立されたものであり、翌三十一年（一九五六）には「紫波第一中学校」と改称して古館中学校も合併するにいたったが、その経過については次の項で述べることにする。

表五―一〇　新制中学校々舎の整備状況

学校名	落成年月日	摘要
古館中	昭和二四・八・一五	小学校に隣接して独立校舎新築。木造二階建一一五坪（教室四）。ほかに付属屋三五・五坪（昇降口等）。
水分中	同二三・四・一	農具舎を改造して教室（一室）に充当。
	同二四・一一・六	小学校に隣接して独立校舎新築。木造二階建（一部平屋）二六一坪（教室七、管理室三、便所、昇降口等）、総工費三六二万五千円。
佐比内中	同二五・七・一五	小学校敷地内（一部借地）に独立校舎新築。木造平屋建一〇〇坪（教室四、便所、昇降口）。
	同二六・七・四	屋内運動場（小中校共用）改築。木造二〇八坪。
	同二九・一一・一	校舎増築。木造平屋建一四坪（教室、管理室一）。
彦部中	同二五・一一・二五	彦部村大字大巻第一地割字上山第三十八番地の二（校地面積三町七反歩）に独立校舎新築。木造二階建管理教室棟二九九坪（教室八、管理三）、木造平屋建管理教室棟五四坪（教室一、管理室二、便所）、木造屋内運動場一三九坪、総坪数四九二坪）。

志和中	同二五・一二・一一	志和村大字土舘第二十四地割字沖田二十五番地に独立校舎新築。木造二階建（一部平屋）管理教室棟五七七・七五坪（教室一三、管理室七、便所、昇降口等）、木造屋内運動場一四七坪、総坪数七二四・七五坪。
長岡中	同二四・二・二	校舎増築。木造平屋建教室棟七八・八坪（教室三）、木造平屋建教室棟二八坪（教室一）、木造屋内運動場一〇五坪（小中校共用）、総坪数二一一・八坪。
	同二九・一一・二二	小学校に隣接して独立校舎新築。木造二階建（一部平屋）二八五坪（教室六、管理室七、便所、昇降口等）。これに伴って昭和二十四年増築の校舎は小学校に所属替え。
赤沢中	同二四・一〇・二〇	校舎増築。木造二階建一三〇坪（教室二）、工費一七〇万円。
	同二九・一二・二〇	赤沢村遠山第五地割字中松原七十一番地の一に独立校舎新築。木造二階建管理教室棟二八三・五坪（教室七、管理室四）、木造平屋建管理教室棟三〇坪（教室一、管理室一）、木造屋内運動場一二五坪、その他付属屋一〇・五坪、総坪数四四九坪。
日詰中	同二三・一一・三	校舎増築。木造二階建一一〇坪（教室四）。
赤石中	同二三・一一・三	校舎増築。木造平屋建九一・七五坪（教室二、管理室一、便所、昇降口等）。
紫南中（紫波一中）	同三〇・八・九	紫波町平沢字松田四十一番地に校舎新築（第一期工事）。木造二階建教室棟（教室一〇、便所付）。職員室には廊下代用。
	同三一・七・一七	校舎新築（第二期工事）。木造二階建管理教室棟二四八・八坪（教室三、管理室八）、木造屋内運動場二一九・四坪、木造付属屋四一坪（便所、昇降口等）、木造物置庫二八坪。最終総経費二、二七三万円（土地買収費を含む）。

〔備考〕落成年月日は、落成式の行われた年月日を掲げた。

(二) 学校の統廃合

中学校の統合　中学校統合のことは、町村合併当初からの主要課題であり、「紫波町建設計画」にもその実施を明示しているところであった。当時、文部省においては、十二学級ないし十八学級をも

って学校の適正規模とする見解を示すとともに、学校統合に対する補助を優先するという政策をとっていたが、これが強く反映した結果であった。

そこで、その第一段階として実施されたのは、日詰・赤石両中学校を統合しての「紫南中学校」の設置であった。といっても、これは紫波町の新規事業ではなくして、旧日詰町と旧赤石村からの引継ぎ事項としてなされたものであった。すなわち、昭和二十九年（一九五四）両町村では、中学校組合を結成して赤石村大字平沢字松田四十一番地に組合立中学校を設置することになり、同年十一月には工事に着手する段階にまで進んだが、未完成のままで町村合併となったため、事業は新生の紫波町に引継がれることになったものである。これによって、昭和三十年（一九五五）四月一日には紫南中学校の設置をみることになったが、第一期工事が完了して実質的に統合したのは同年八月九日のことであった。

表五―一一　中学校通学区域変更統合計画

校舎	校舎	通学区域
第一中学校	紫南中学校々舎を増築整備	おおむね紫南・古館両中学校の通学区域
第二中学校	稲藤字牡丹野地内に新築	おおむね水分・志和両中学校の通学区域
第三中学校	佐比内字杉山・堤野または彦部暮坪グランド付近の地内に新築	おおむね彦部中学校通学区域の約半分と佐比内中学校通学区域の全部および赤沢中学校通学区域の一部
第四中学校	犬吠森字間木沢付近の地内に新築	おおむね赤沢中学校通学区域の大部と長岡中学校通学区域の全部および彦部中学校通学区域の約半分

この統合のあとをうけて、同年七月十四日には「中学校通学区域変更統合計画」が策定された。それによると、紫波町立中学校の通学区域を四つに区分して四中学校を置くという計画であったが、これをまとめると表五―一一

のようになる。

この計画に基づいて、まず最初に誕生をみたのは「第一中学校」で、翌三十一年（一九五六）一月一日をもって紫南中学校を「紫波第一中学校」と改称し、五月十日にはこれに古館中学校を合併する措置がとられたのである。校舎の増築（第二期工事）が終わって実質的に統合したのは七月十七日のことであった。

ところが、昭和三十三年（一九五八）二月になると、前記の統合計画は廃棄されて新たに統合基本計画が策定されるにいたった。これは、残りの六中学校を対象としたものであることはいうまでもないが、それによると、水分・志和両中学校を統合して「西中学校」（仮称）を設置し、彦部・佐比内・赤沢・長岡の四中学校を統合して「東中学校」（仮称）を設置する計画であり、校舎の位置については、西中学校は稲藤の牡丹野付近、東中学校は星山付近とするものであった。そして、この計画を適正かつ円滑に推進するために、予定の中学校学区ごとに「中学校統合建設協議会」が設置されることになった。その委員定数は、西部地区は三十四名（後に四二名）、東部地区は二十名であった。

この計画の推進に当たってもっとも問題となったのは、校舎の位置についてであった。これを東部地区についてみると、星山字樋口・星山字間野村・大巻字杉田・犬吠森字間木沢・赤沢字木戸脇（八掛）と五つの候補地が浮かんで論議を呼んだが、最終的には、スクールバスの運行を条件として犬吠森字間木沢七十番（代表番号）に決定をみるところとなった。一方、西部地区の場合は、稲藤字牡丹野と上平沢字川原田の二案が対立して容易にまとまらず、五年目の昭和三十七年（一九六二・同年四月一日にはすでに統合中学校が設置されていた）になってもなお結論がでないところから、建設協議会としてはやむを得ず二本立てで答申することになった。そこで、これを受け紫波町教育委員会では、専門家に依頼して両地の診断を実施し、その報告を参考にしながら検討を加えた結果、川原田を最適と判断してこれに決したのである。

ところが、ここに一つの難関が待ち受けていた。この決定に対して、一部の地区民から強力な反対があったからである。しかも、それだけではなく、これに対処するために建設協議会を開いて再審議したところ、前とは情勢が変わって牡丹野案に対する賛成者が多数を占めたのである。ここにおいて、事態はにわかに一変した。すなわち、この情勢をふまえた紫波町長が町教育委員会に対して再議を要請したため、結局は、さきの議決を白紙にもどして、建設協議会の大勢どおり稲藤字牡丹野五番の一に決定されたのである。

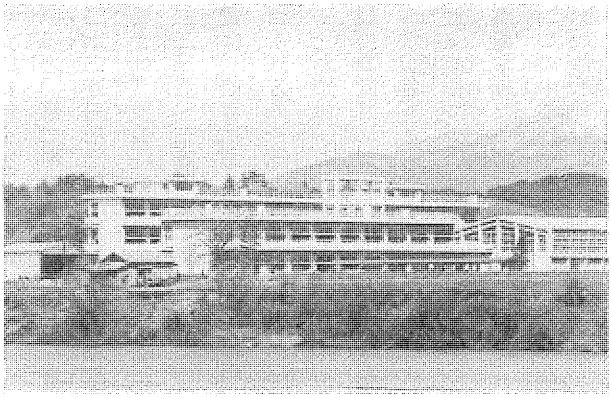


図5-9　紫波第二中学校校舎



図5-10　紫波第三中学校校舎（昭和39年11月）

以上のような経緯をたどりながら、昭和三十五年（一九六〇）四月一日には、まず東部地区の四中学校を統合して「紫波第二中学校」を設置し、次いで同三十七年（一九六二）四月一日には、西部地区の二中学校を統合して「紫波第三中学校」が設置された。ただし、校舎の建築工事が前者では二期、後者では三期に分けて行われた関係から

実質的に統合をみたのは、両校とも二年後のことであった。その工事についてみると、第二中学校の場合は、校舎坪数が千百六十八坪、総工事費は六千三百二十三万三千円（内国庫補助が二二九一・六万円）であったし、第三中学校の場合は、校舎坪数が千十九坪、総工事費は七千三百九万八千円（内国庫補助が二三三八・三万円）であった。また、校地はすべて買収によったが、その購入費は、前者にあっては五百五十万円（面積七、五六〇坪）、後者においては四百十五万八千円（面積五、七三四坪）であった。

それでは、これら統合中学校の学級数はどうであったかというと、第三中学校の設置された昭和三十七年（一九六二）度の現況では、第一中学校（生徒数八六〇名）と第二中学校（生徒数八七七名）は十九学級、第三中学校（生徒数七〇九名）は十七学級であった。したがって、ほぼ文部省の適正基準どおりに整備されたことになろう。

この中学校の統合に伴って、日詰・古館・赤石・赤沢・長岡各旧中学校の校舎は併設の各小学校々舎に転用（旧赤沢中学校々舎は初め遠山分校々舎に転用）されたし、旧佐比内中学校々舎は佐比内小学校々舎と佐比内公民館に転用され、旧水分・旧彦部両中学校の校舎は一部を当該地区公民館に転用された。当時、これら小学校は教室の狭隘ないしは校舎の老朽化によって増改築に迫られていたが、この転用によってそれが解決をみるにいたった。なお、旧志和中学校々舎だけは、間もなく売却処分された。

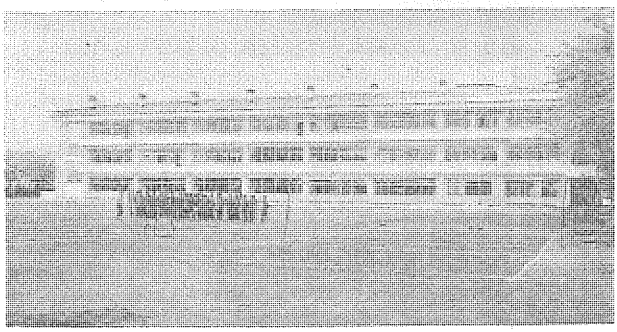


図 5-11　紫波第一中学校校舎（昭和56年３月完成）

分校の廃止

中学校の統合と並んで、分校の廃止も教育行政上の大きな課題であった。単級ないしは複式学級の解消がねらいであったことはいうまでもない。そのため、昭和三十二年（一九五七）三月三十一日の赤石小学校平沢分校（三学年以下単式・複式）を初めとして、同三十九年（一九六四）三月三十一日には赤沢小学校遠山分校（四学年以下複式）、同四十一年（一九六六）三月三十一日には上平沢小学校山王海分校（六学年以下単級）、同四十四年（一九六九）三月三十一日には赤沢小学校山屋分校（四学年以下複式）と、その全部にわたって廃止されるところとなった。

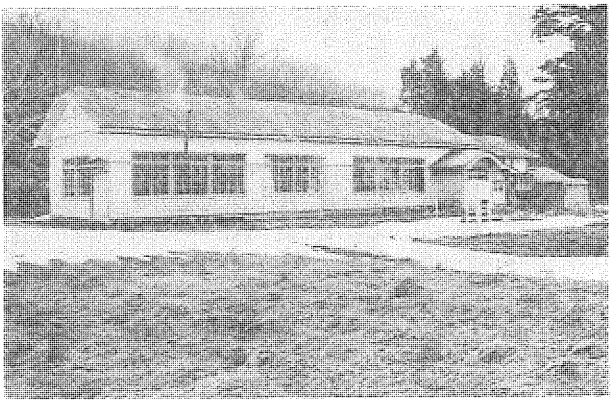


図5-12　上平沢小学校山王海分校校舎（昭和40年写）

この分校廃止に伴って、遠山・山王海・山屋三分校の学区はそれぞれ本校学区に編入されたが、ただ平沢分校の場合だけは異例であった。というのは、本校の赤石小学校にではなくして、上平沢小学校に統合されたからである。しかも、このことは、すでに前年の五月には決定をみていたのである。それでは、どうしてこのような措置がとられたかというと、それには次のような事情があった。

当時、上平沢小学校々舎の老朽化に対処するため、学校の位置を稲藤字牡丹野に移してここに校舎を新築する計画であったが、これを実現するためには、学校統合の方法によるほうが国庫補助を有利に獲得できるという財政上の配慮があったし、それに、距離的にみても平沢分校学区の大部分は移転後の上平沢小学校に近いという理由からであった。ところが、これに対して平沢地区民は、赤石小学校学区への編入を主張してまっこうから反対であった。

これまで四学年以上は赤石小学校に通学してきた経緯があるし、それに旧赤石村という地域意識もてつだっていたからである。また、これと並んで赤石小学校ＰＴＡや同校学区委員会からも、赤石小学校に合併されたい旨の陳情があった。しかし、当局としては、すでに既定方針の線で手続きを進めていたので、いまさらこれを撤回するわけにはいかなかった。そこで、その対策としてとられたのは、平沢地区のうち第一区（上通）と第三区（北通）の児童は上平沢小学校へ、第二区（中通）の児童は赤石小学校へそれぞれ就学するものとし、もしもこれについて変更を希望する者があれば願出をまって可否を決するという方法であった。

それでは、その結果はどうであったかというと、指定どおりに上平沢小学校に就学したのはわずか初年度に一名あっただけで、そのほかはすべて赤石小学校を希望する状況であったが、当局としても結局はこれを許可しないわけにはいかなかったので、数年後からは無審査のままで同校への就学が認められるようになった。したがって、実質的には、分校廃止以前の旧状にもどったことになるのである。

この平沢地区に比較すると、山王海地区や山屋地区のほうは本校までの距離がはるかに遠かったが、前者の場合は全戸をあげて他に移住することになったので問題がなかったし、後者の場合はスクールバスの運行によって解決することができた。

なお、遠山分校が廃止されるまでには、赤沢小学校の移転問題とからんで若干の曲折があった。というのはこうである。当時、赤沢小学校々舎の老朽化が進んでその対策に迫られていたが、この解決策として当局が打ち出したのは、同校の位置を元赤沢中学校跡に移転してその旧校舎を活用する案であり、それと同時に、遠山分校を廃止して赤沢小学校に吸収するという計画であった。そして、その実施時期を昭和三十七年（一九六二）四月一日と決定したのである。ところが、これに対して、赤沢小学校学区民の一部から強い反対があった。通学距離が遠くなるという理由からである。そのため、一時これを保留して冷却期間を置くことになり、とりあえず、同年九月一日に

は、遠山分校だけを元赤沢中学校々舎に移転することになった。こうして、ようやくその実現をみるにいたったのは、二年後の昭和三十九年（一九六四）四月一日のことであった。

これら四分校の閉校当時の在籍児童数をみると、平沢分校は六十一名、山王海分校は四名、遠山分校は六十三名（元赤沢中学校々舎への移転に伴って紫野と赤沢の一部からも就学する者が出現したため、児童数は倍増した）、山屋分校は十六名という状況であった。



図5-13　日詰小学校校舎（昭和50年8月完成）

(三)　新教育の展開の中で

特殊学級の設置　新しい教育制度の特色の一つとして、心身障害児に対する特殊教育のことがある。これは、教育の機会均等を具現化する立場から、その一環として体系づけられたものであるが、これに即応して紫波町においても、昭和三十一年（一九五六）には日詰小学校、同三十八年（一九六三）には紫波第一中学校、同四十三年（一九六八）には紫波第二中学校と、それぞれに一学級の特殊学級が設置されるようになった。文部省が特殊学級の奨励策として設備費補助を開始したのは、昭和三十二年（一九五七）度からであったから、日詰小学校の場合はそれにさきがけて設置したことになる。

特殊学級の入級者の判定は、最終的には教育委員会の運営機関である「特殊学級入級判定委員会」（昭和五十二年四月に至って「心身障害児就学指導委員会」と改正）によって行われたが、それに至るまでには、まず各小学校において知能指数（ＩＱ）七十五以下の児童を対象として該

当者を判別し、次いで判定委員会の専門委員がその該当者に対して判定に必要な検査を実施するという手続きがとられた。そして、その結果に基づいて入級が適当であると判定されると、教育委員会では、その保護者に対して入級を勧奨するしくみであった。

ところが、これに対して保護者の側にはかなりの抵抗があった。特殊学級に対する劣等意識が強く支配していたからである。そのために入級率は全般的に低調なものとなり、年によっては入級者が皆無の学級もあるほどであった。また、これに伴って学級の在籍数も著しく不安定なものとなって、ことにも昭和四十八、九年ごろからそれの急激な減少がみられるようになり、学級の存続さえあやぶまれる状態であった。

表五―一二　特殊学級の在籍数の推移

学校名	年度	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四
日詰小		一五	八	一〇	一三	一一	五	九	六	八	一三	一六	一七	一八	一四	一四	九	三	二	四	六	五		
紫波一中							四	六	九	五	九	一三	一三	一一	七	一一	一〇	八	六	三	二	二		
紫波二中														一四	一九	一五	一一	五	四	四	四	二	二	二
計		一五	八	一〇	一三	一一	九	一五	一五	一三	一三	四三	四八	四四	三三	三〇	三三	一五	一三	九	一〇	九		

〔備考〕日詰小学校の場合は昭和四十三年度から四十七年度まで、紫波第二中学校の場合は同四十四年度から四十六年度までは、それぞれ二学級編成である。

学校給食の普及

戦後の学校給食は、まず脱脂粉乳の給食から初まった。これは、アメリカ等から援助された脱脂粉乳の配給を発端として実施されたものであるが、しかし、昭和二十七年（一九五二）度には脱脂粉乳に対する国の補助が停止となったため、広く普及をみるまでにはいたらなかった。当地域においては、日詰・古館小学校が昭和二十四年（一九四九）から同二十八年（一九五三）四月まで実施している。

ところが、間もなく状況は一変した。昭和二十九年（一九五四）になると、長年の要望であった「学校給食法」が制定されて、学校給食の目標・経費負担の区分・国の補助等が明文化されるにいたったし、また、学習指導要領においても学校給食の位置づけが明確にされるようになったが、これに対応して、パン・牛乳・おかずのいわゆる完全給食が急速に普及をみるようになったからである。

当地域において、そのさきがけをなしたのは佐比内小・中学校であった。学校給食法が制定された昭和二十九年度（給食開始は同三十年一月）のことである。その背景をなしたのは前年の冷害による不作で、県では対策事業の一環として学校給食を奨励する方針をとり、実施校に対しては二分の一の補助を出すこととしたが、佐比内村においては、積極的にこれに応じて実施にふみきったのである。当時の同村の農業協同組合では、食生活の改善をめざして製パン事業に着手していたが、これも一つの素地となったことは疑いない。経費負担を軽減するために野菜は保護者において供出する方法をとり、経費の徴収も現金の外に米をもって代納する方式を併用した。また、栄養士には養護教諭に免許を取得させて兼務発令したし、調理には保護者が輪番制で従事したが、不便が多いところから間もなく専任（村費負担）の調理婦を置くようになった。

これに次いで、昭和三十四年（一九五九）十一月には水分小・中学校（同三十二年十一月より補食給食を実施中）、同三十五年（一九六〇）十一月には片寄小学校、同三十七年（一九六二）五月には上平沢小学校、同年七月には紫波第二中学校、同三十八年（一九六三）五月には彦部小学校、同三十九年（一九六四）十月には紫波第三中学校、同四十四年（一九六九）四月には星山小学校（紫波二中との共同調理）が、それぞれ完全給食を開始するようになった。これらは、保護者の強い要望によるものであったが、町当局としては、財政上の制約からそれに伴う経費の全額を負担することは至難な事情にあった。そのために施設・設備費の一部と人件費の大半は地元負担に依存するという措置がとられたが、この人件費負担の実態を昭和四十五年（一九七〇）度現在についてみると、総員

二十五名のうち町費負担職員はわずか九名だけで残りの十六名はＰＴＡ負担であった。このことから、全員を町費負担にしてほしいという要望が高まり、次第に問題化するようになった。

また、昭和三十八年（一九六三）度から脱脂粉乳に対する国の補助が復活するようになると、その他の学校では、これに即応して牛乳給食を実施するようになった。すなわち、昭和三十九年（一九六四）度には古館・赤沢両小学校、翌四十年（一九六五）度には日詰・赤石・長岡三小学校と紫波第一中学校がそれぞれ開始している。

ところが、間もなく、これらの学校においても、保護者の間から完全給食を要望する声が高まるようになった。そのために当局としても、その実現をはかる必要に迫られたが、問題はそれだけではなかった。早くから完全給食を実施していた学校においては、給食施設が老朽化して補修ないしは更新を必要とする状況にあったし、前に述べた給食従事員の処遇の改善も無視できない問題であったからである。そこで、これらのことを一気に解決するための方策として打ち出されたのは、町内の小・中学校全体を対象とする給食センターを設置して、給食体制の一元化をはかる方法であった。

この構想に基づいて、昭和四十八年（一九七三）三月には、星山字津花六十八番地に近代的な学校給食センターが完成をみるところとなった。鉄骨造り一部二階建ての調理及び管理棟（延べ面積六五五・九七㎡）を中核として、それに車庫・物置・自転車置場・焼却炉上屋・プロパンガス置場を付属させるという構成であり、一日四千食



図5-14　学校給食風景（昭和40年頃）

の調理能力をもつ規模のものであった。その総事業費は八千八百四十万五千円であったが、このうち九百九十八万九千九百円は国庫補助に、四千百万円は起債に依存した。実際に給食を開始したのは、同年四月十一日からであった。

なお、昭和五十年（一九七五）十二月には、公害防止の見地から、二千百十五万四千円（国庫補助一千万円・起債八百三十万円・その他は一般財源）を投じて浄化槽を設備した。



図5-15　学校給食センターの輸送車

学校給食センターの運営に当たっては、その適正と円滑を期するため、二十名以内の委員をもって構成される運営委員会が置かれた。給食は、年間百九十日を目標に実施されたが、保護者の負担となる給食費（分担金）については、物価の高騰に伴って年々上昇の方向にあった。また、昭和五十一年（一九七六）からは、月一回程度で米飯給食を加味するようになった。米の消費拡大と関連してその要望が高まったからである。

これについては、施設の関係から直接炊さんすることは不可能であったため、五十四年（一九七九）九月からはそれを業者に委託して週二回まで拡大するようになった。

なお、問題となっていた臨時的給食従事員の処遇については、昭和四十九年度から本採用とすることで解決をみるにいたった。



図5-16　栄養のバランスを考えて給食が毎日短時間に調理される給食センター

1日3,851食調理

学校給食の歴史は、昭和30年に始っている。45年頃になり未実施学区の方々からの要望があり、48年には現在の共同調理方式がとられ全校に完全給食が普及した。現在は20人の職員が毎日3,851食を調理、14校へ3台のコンテナー車で搬送している。

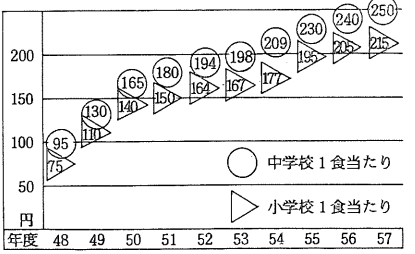
給食センターの概略

所　在　地　紫波町星山字津花68の1
着工年月日　昭和47年10月19日
竣工年月日　昭和48年3月17日
敷地面積　2,500㎡
建物面積
●調理及び管理棟／鉄骨造一部二階655.97㎡●車庫／鉄骨造84.00㎡●物置／木造16.20㎡●物置／プレハブ造19.44㎡●自転車置場／鉄骨造11.25㎡●焼却炉上屋／鉄骨造7.20㎡●プロパンガス置場／木造5.52㎡　計／799.64㎡
総事業費　88,405千円
調理能力　4,000食
給食対象校　町内全校（小学校11校　中学校3校）
給食開始　昭和48年4月11日

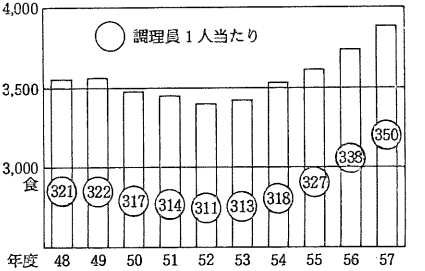


図5-17　学校ごとに楽しい給食を工夫。年一度のお花見給食（佐比内小学校）

学校給食費の推移



給食供給数の推移



高等学校進学率の向上

戦後におけるわが国の学校教育は、質的にも量的にも飛躍的な発展をとげたことは周知のとおりであるが、その一端を示すものとして高等学校への進学率の向上のことがある。すなわち、これを岩手県だけに限ってみても、昭和三十年（一九五五）ごろには四〇％程度であったものが、五十年代にはいると九〇％近くにまでも上昇して、あたかも義務教育の感さえ呈しているのである。このことは、紫波町の場合も例外ではなく、その実態はどのようなものであり、その推移はどのようなものであったろうか。まず全体的な傾向からみると、昭和三十年ごろには県平均と同様に四〇％程度であったが、三十年代の後半になると県平均を越えて七〇％台（県平均は五〇％台）となり、さらに四十年代の後半には九〇％台にまで上昇し、十年代の前半になると九五％（県内市町村別では五位以内）にまで達する状況であった。次にこれを学校別にみると、昭和三十年代までは、町場をかかえた紫波第一中学校と農村部の紫波二、三中学校との間にはかなりの較差があったが、その後は次第にその差が縮少されて、五十年の前半にはほぼ同等の進学率となっている。

表五―一三　高等学校進学率の推移

A　昭和二十年代

年度	日詰中			赤石中			古館中			全体		
	卒業者数	進学者数	進学率(%)	卒業者数	進学者数	進学率(%)	卒業者数	進学者数	進学率(%)	卒業者数	進学者数	進学率(%)
二三	二九	九	三一・〇									
二四	七七	四八	六二・三	八六	四一	四七・七	二八	一〇	三五・七			
二五	八一	六三	七七・八	一二二	五七	四六・七	五一	一四	二七・五	二一四	一〇三	四八・一
二六	七七	六〇	七七・九	九八	四八	四九・〇	五七	一九	三三・三	二六〇	一三九	五三・五
二七	六七	五二	七七・六	一〇五	四三	四一・〇	四九	一九	三八・八	二二四	一二七	五六・七
二八	八二	六二	七五・六	九二	三九	四二・四	四七	二五	五三・二	二一九	一二〇	五四・八
二九	六五	四六	七〇・八									

B　昭和三十年度以降

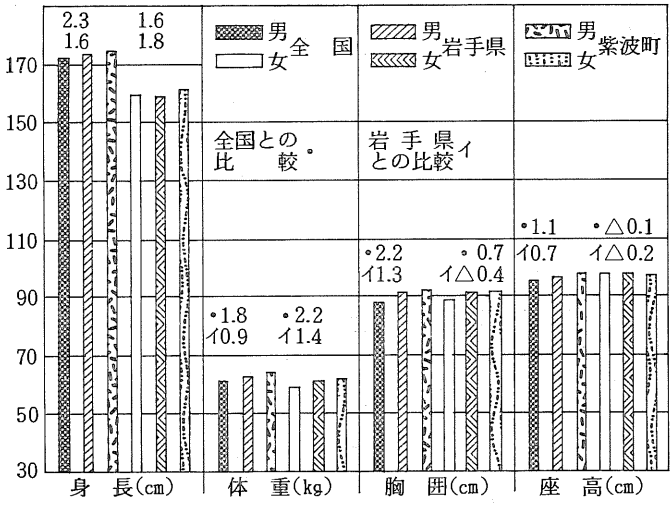
年度	紫波一中			紫波二中			紫波三中			全体		
	卒業者数	進学者数	進学率(%)	卒業者数	進学者数	進学率(%)	卒業者数	進学者数	進学率(%)	卒業者数	進学者数	進学率(%)
三〇	一七六	一一二	六三・六	二一九	七四	三三・八	一八七	六一	三一・六	五八二	二四七	四二・四
三五	二〇一	一三三	六六・二	二一七	九五	四三・八	一七〇	九〇	五二・九	五八八	三一八	五四・一
三六	一八六	一二六	六七・七	一九	九八	五一・九	一四四	八三	五七・六	五一九	三〇七	五九・二
三七	二九一	一七六	六〇・五	一八九	一五四	五〇・五	二五六	一三〇	五〇・八	八〇〇	四六〇	五七・五
三八	二七八	二一三	七六・六	二二八七	一四五	五〇・五	二五五	一六六	六五・一	八二〇	五二四	六三・九
三九	三一五	二六四	八三・八	二三三	一九〇	五八・八	二五一	一九六	七八・一	八八九	六五〇	七三・一
四〇	二六四	二〇六	七八・〇	二二六三	一四七	五五・九	二〇二	一五七	七七・七	七二九	五一〇	七〇・〇
四一	二六八	二三一	八六・二	二〇〇	一〇八	五四・〇	二一四	一五六	七二・九	六八二	四九五	七二・六
四二	二二〇	一八八	八五・五	二〇〇	一三三	六六・五	一七〇	一三三	七八・二	五九〇	四五四	七六・九
四三	二三三	二一二	九一・〇	二三三	一五八	六七・八	一六二	一三〇	八〇・二	六二八	五〇〇	七九・六
四四	二〇一	一八三	九一・〇	一九三	一四〇	七二・五	一三五	一二〇	八八・九	五二九	四四三	八三・七
四五	一九五	一八三	九三・八	一七一	一四四	八二・九	一三九	九八	九四・六	四八九	四六六	八九・〇
四六	二〇四	一九二	九四・一	一七五	一四五	八四・二	一三九	九八	九四・六	四四五	四三五	九〇・八
四七	一六九	一五六	九二・三	一三一	一三七	八七・八	一四一	九八	九五・二	四一五	四〇〇	九二・三
四八	一五五	一四八	九五・五	一五七	一三七	八七・三	一一〇三	九八	九五・二	四二七	三八三	九二・七
四九	一七三	一六五	九五・四	一三四	一二二	九一・七	一一二〇	一一三	九四・二	三九七	三七四	九四・二
五〇	一六四	一五八	九六・三	一二一	一一一	九一・七	一一二	一〇五	九三・八	三九七	三八七	九四・六
五一	一五九	一五二	九五・六	一三七	一二四	九〇・五	一一三	一一一	九八・二	四〇九	三八七	九五・〇
五二	一六〇	一五四	九六・三	一一五	一〇八	九三・九	八八	八五	九六・六	三六三	三四七	九五・六
五三	一四六	一四一	九六・六	一一〇八	一〇〇	九二・六	一〇四	九九	九五・〇	三五八	三四〇	九五・〇
五四	一五五	一五二	九八・一	一一五			九六	九四	九七・九			

このように、高等学校に対する進学率の向上はきわめて著しいものがあったが、これをもたらした背景には、教育に対する関心度の高まりとともに高度経済成長に伴う生活水準の向上や地元紫波高等学校の整備拡充が相互に作用していたとみてよかろう。

表五―一四　町内小中学校・児童生徒の体格（平均値）

区分		身長 cm		体重 kg		胸囲 cm		座高 cm	
		男	女	男	女	男	女	男	女
小学校	六歳	一一六・三	一一五・六	二一・四	一九・二	五八・三	五七・〇	六五・二	六四・五
	七歳	一二二・二	一二二・一	二三・七	二四・一	六〇・三	五九・五	六七・八	六七・七
	八歳	一二七・九	一二七・九	二六・五	二六・六	六二・三	六〇・九	七〇・〇	六九・七
	九歳	一三二・一	一三二・一	二八・九	二九・〇	六四・一	六二・九	七二・〇	七二・二
	一〇歳	一三八・七	一三八・七	三三・六	三四・四	六七・〇	六七・三	七四・二	七五・〇
	一一歳	一四五・九	一四五・九	三八・三	四〇・〇	六九・五	七一・七	七六・七	七八・二
中学校	一二歳	一五二・〇	一五二・八	四三・七	四三・九	七三・六	七六・二	八一・二	八二・五
	一三歳	一五七・九	一五四・九	四七・六	四九・〇	七六・四	八〇・二	八三・三	八三・八
	一四歳	一六五・五	一五七・六	五三・九	五一・八	八一・六	八〇・一	八七・六	八四・二

（昭和五六年度　紫波町学校保健会調）



（昭和56年度町教育委員会調）

表五―一五　十四歳（中三）の全国と岩手県平均値との比較

男女とも全般に優れており、特に身長、体重において、その傾向が顕著である。

表五―一六　町内小中学校の現況（昭和五七・五・一現在）

学校名	児童数	学級数(特)	教育	行政	栄養	計
日詰小	五〇二	一三(一)	一七	一		一八
古館小	三三三	一一	一五	一		一六
水分小	二一五	七	一〇	一		一一
上平沢小	一九〇	六	九	一		一〇
片寄小	一八二	六	九	一		一〇
赤石小	四八五	一二	一六	一		一七
星山小	七五	六	九	一		一〇
彦部小	九八	六	九	一		一〇
佐比内小	一二六	六	九	一		一〇
赤沢小	一三〇	六	九	一		一〇
長岡小	一五九	六	九	一		一〇
計	二、四九五	八五(一)	一二一	一一		一三二
一中	五六三	一六(一)	二六	一		二七
二中	二八六	九(一)	一七	一	一	一九
三中	二九〇	九	一五	一		一六
計	一、一三九	三四(二)	五八	三	一	六二

表五―一七　学校施設の概要（昭和五七年現在）

（単位　㎡）

	校舎		屋内運動場		校地			水泳プール		
	保有面積	うち非木造	保有面積	うち非木造	建物敷地	運動場敷地	その他	構造	面積	
日詰小	三、一三六	二、四〇七	四七六	〇	八、一五三	七、〇五三		コンクリート	三一五	
古館小	一、六九五	四〇六	四一九	〇	六、六八八	五、五四四		〃	二七五	
水分小	一、八三六	一、六五〇	七〇八	七〇八	七、五七一	六、一五五		〃	二七五	
上平沢小	二、〇八六	〇	五八九	〇	九、三〇六	八、五六九		〃	三一五	
片寄小	一、四三八	一、三七四	七〇八	七〇八	七、五四四	六、二九五	二、三六〇	〃	二五〇	
赤石小	二、一五三	四	四七二	四五〇	七、一六七	六、九一九		〃	三一五	
星山小	八八一	〇	五六〇	五六〇	三、八二四	一、六〇二		アルミ	二七五	
彦部小	一、三九四	〇	四四八	〇	七、一六四	三、三七五	二、五八七	ステンレス	二七五	
佐比内小	一、六六二	五五	五九〇	五六〇	七、三二九	六、二五五	五〇〇	ピーエス	二七五	
赤沢小	一、四三三	四	四三六	〇	七、六六四	七、四四〇		〃	二七五	
長岡小	一、五三六	〇	三六〇	三六〇	六、〇四七	四、二五七		アルミ	二七五	
小計	一九、三八	五、七五〇	五、七六六	三、二四六	七八、五七七	六三、四六三	五、四四七			
一中	四、四四八	二、五九八	七六八	〇	一九、一四四	六、三六九		コンクリート	三一五	
二中	三、二五二	二、九一〇	七三〇	七三〇	一三、四七八	一二、八二六		〃	三一五	
三中	二、八五三	二、六八九	六〇五	六〇五	九、二〇〇	一〇、七七		〃	四〇〇	
小計	一〇、五五二	八、一九七	二、〇九三	一、三三五	四〇、八三三	二八、九八二			一、〇四〇	
合計	二九、七八〇	一三、九四七	七、八五九	四、六八一	二九、三九九	九二、四四五	五、四四七		四、二〇〇	

※校舎面積は鉄筋換算面積。

第二　社会教育

一、明治期から昭和初期の社会教育

(一)　教導職による教化活動

明治維新の大業が進行するなかで、学校教育以外の意図的な教育活動として最初に登場したのは、教導職による国民教化の運動であった。近代における社会教育のめばえとみてよかろう。

維新政府は、中央集権的な専制支配機構の確立とならんで国民の思想統一にも意をはらったが、その施策の一つとして明治五年（一八七二）四月には教導職の制度を設立した。これは、神道思想を基調とした国民に天皇の神的権威を尊信させることをねらいとしたものであり、大教正以下訓導にいたる十四等級の教導職を設けて、神官・僧侶及び儒学者をもってそれに任ずることにした。そして、翌六年（一八七三）三月には、その事務機関として東京には大教院（芝の増上寺に置く）、府県には中教院と小教院を設置することになった。

また、同年五月には教導職の教則として「敬神愛国の旨を体すべきこと。天地人道を明らかにすべきこと。皇上を奉戴し朝旨を遵守せしむべきこと。」の三条からなる『教憲』を布告した。

これに対して、岩手県ではとりあえず郷社の祠官と祠掌を主体とした教導職を任命したが、人材が少なかったところから試補制を併用する方法をとった。その最高は七等級の大講義であり、第一区の郷社盛岡八幡宮の祠官菊池武がそれに任命された。本郡では明治六年（一八七三）六月に郷社志賀理和気神社の遊座千尋（士族・盛岡の人）が十三等級の訓導に（翌七年には九等級の中講義に昇格）任命され、同年九月には郷社志賀理和気神社祠掌の鱒沢

多仲（升沢村元成就院の人）と、郷社八坂神社祠掌の遠山緑（遠山村元善養院の人）が、それぞれ十四報試補に（翌七年二月には共に権訓導に推薦）任命された。なおこの時に、升沢村元成就院出身の中里守衛（稗貫郡内川目村郷社早池峰神社祠掌）と、上平沢村元大和院出身の竹内大治郎（和賀郡新町村郷社大神宮祠掌）が、同時に十四報試補に任ぜられさらに訓導に推挙されている。

明治六年（一八七三）九月には本県にも中教院が開設された。場所は盛岡市油町の大泉院で、また、小教院に相当するものとして県下十か所に合議所（明治七年に教会所と改称）が設置されたが、本郡では日詰町の勝源院に置かれた。いずれも神仏合併の教院である。これより中教院ないしは合議所（教会所）ごとに定例日を定め、前記の教則に基づいて教導職の説教が行われることとなった。

なお、同年十一月に彦部村の高金寺（住職三浦柏禅）では、前記の教憲を徹底させるために檀家九十八戸をもって「天理人道講」を結成し、その名簿を中教院あてに提出しているが、これは同寺独自のものであったのか、それとも全寺院に義務づけられたものであるかは定かでない。

ところが、明治八年（一八七五）四月に至って、この神仏合併の教院は停止されるところとなった。寺院側から神道中心の教則を寺院にも強要するのは行き過ぎであるという反対があったためである。そこで大泉寺の県中教院も閉鎖となったため、改めて神社側では盛岡の県社八幡宮内に神道事務分局を置いて、それに中教院を併置したし、寺院側でも各宗派ごとに中教院を開設するところとなった。

なお、郡部の教会所については、神仏ごとに分離されたものか、あるいは全面的に廃止されたものかは明らかでない。

この教導職の制度は、明治十七年（一八八四）八月に至って廃止となったが、これよりさきの明治十五年（一八八二）には、神官は神社神道に専念奉仕することを原則として教導職の兼務を停止されていたし（但し府県社以下

の神官は当分の間従前どおりとされた。)、寺院側が開設した中教院も自派の布教が中心となる状態であったから、この事業は次第に衰微の方向をたどりつつあったのである。また、一般国民も押売り的な説教には反応を示さないという一面もあった。ここにおいて、この制度はわずか十二年をもって終末を告げることになった。

なお、明治五年（一八七二）八月の太政官布告によると、神官はすべて教導職に補せられなければならないとし、さらに同七年（一八七四）七月には、僧侶も教導職試補以上の者でないと寺院の住職になることができないとしているが、それが本県においてどの程度まで徹底したものかは明らかでない。

(二)　修養団体の成立と発展

青　年　会

明治二十年代になると、新しい修養団体として全国的に男子の青年会組織が発足をみるようになった。これは、古くからあった若者組の組織を基盤として成立したものであったが、その出現によって近代の社会教育もようやく軌道に乗ることになるのである。

それでは、当地域の実情はどうであったかというと、記録が欠けているために、その全容を知ることはできないが、彦部村の場合は、明治二十五年（一八九二）ごろには大字彦部に「彦部青年和合会」、同二十七年（一八九四）ごろには大字大巻に「大巻学友会」、同三十年（一八九七）には大字星山に「星山青年夜学会」と、大字つまり町村制施行以前の村を単位としてその全部に青年組織が設立されていた。当時の大勢からみて、この現象は彦部村特有のものとは考えがたいから、おそらく、他の町村においてもほぼ同様であったろう。その目的ないしは綱領を彦部村の三団体についてみると、大巻学友会の場合は風紀の改善と補習教育を、星山青年夜学会の場合は夜間における普通学の温習をそれぞれ目的としていたし、彦部青年和合会では安心立命・徳義実践・学術研究・愛国護法の四つを綱領として掲げていた。

また、彦部青年和合会の場合は、別に小学校卒業者の補習教育を目的として「育稚院」を付設するというしくみ

であった。ただし、組織の名称や目的は、しばらくの間は流動的であった形勢にある。たとえば、彦部青年和合会の場合は、明治三十六年（一九〇三）になると「彦部実業同盟会」と改称して、普通教育の補習と共同貯蓄および産業の開発を目的とするようになったし、星山青年夜学会においても、明治三十二年（一八九九）に至って「星山青年講習会」と改称している。

さて、明治四十年代になると、わが国の青年会組織は一段と発達をとげるようになった。これは、日露戦争中における青年団体の銃後活動に注目した政府が、それの育成に積極的に乗り出した結果であったが、その一端を当地域についてみると、およそ次の二点をあげることができる。

まず、第一は組織が整備され、強化されるようになったことである。これにはまた二つの側面があった。その一つは、大字単位に設置されていた青年団体を小学校学区単位に統合して組織の拡大強化が図られたことであり、他の一つは、これまでまちまちであった団体の名称が「何々青年会」の形式に統一されると共に内容的にも整備がみられたことである。

ここで、大方の青年会では、新規に会則を制定して新たな発足をみるようになった。すなわち、明治四十年（一九〇七）八月の彦部青年会（彦部実業同盟会と大巻学友会の合併）を初めとして、同年には赤沢青年耕余会（大正五年（一九一六）に「赤沢村青年団」と改称）、同四十一年（一九〇八）には日詰青年会と星山青年会（星山青年講習会の後身）、同四十二年（一九〇九）には長岡村青年会と水分青年会、同四十四年（一九一一）には北田保誠青年会と佐比内村青年会、大正三年（一九一四）には赤石村青年会（同村には、これより以前に、明治四十二年設立の桜町青年会のあったことが知られるが、その他は不明）がそれぞれ設立されているし、上平沢青年会（初見は明治四十四年）や片寄青年会（初見は明治四十五年）もまた同様であった。

後になると、大部分の青年会では、この年度をもって設立の時期としているが、その背景にはこのような事情が

あったのである。その意味では、この時期を新生青年会の設立期とみることができよう。このような大勢のなかで、明治四十四年（一九一一）には、彦部村大字大巻の青年たちが彦部青年会とは別に「大巻郷友会」を設立しているのが注目されるが、どのような事情によるものであったろうか。同会では目的として、風教の改善・実業の奨励・教育の補習・公共事業の幇助の四点を掲げており、大正元年（一九一二）に至って「大正青年会」と改称している。

次に、第二としてあげられることは、事業内容が充実されてきたことである。明治二、三十年代のそれを全国的にみると、二十年代には夜学による補習教育が中心をなしたが、三十年代になって補習学校が設置されるようになると、そのほとんどがこれに引き継がれて半ば有名無実化の傾向にあった。ところが、この時期になると、通俗教育に対する国の振興策と先に述べた組織の充実が相まって、講演会や講習会のほか各種の実践活動が活発に行われるようになった。

その一例として、明治四十四年度における水分青年会の事業実施状況をまとめると表五―一八のようであるが、各種の講演会を初め、夜学会・共同貯金・農事視察・副業奨励（養鯉・養鶏）・郡道修理請負作業・共同藁細工・共同藺草栽培・苗圃経営・桑園経営・稲作試験など多彩な事業を実施しており、特に農業関係に重点を志向しているのが注目される。

なお、同年の収支決算をみると、収入は補助金二十八円（郡一五円・村一〇円・村農会三円）と土木請負利益金六円の計三十四円、支出は講演会費二十八円六十四銭と試験地雑費一円の計二十九円六十四銭となり、差引残金四円三十六銭となっている。財源のほとんどを補助金に依存して会費を徴収していないのが注目されるが、これは、当時の青年会の特質を示すものであろう。

参考までに同年の米価は、玄米一俵が六円十六銭ほどであった。

表五―一八　水分青年会の事業実施状況（明治四十四年）

事業名	内容	参加人員	摘要
講演会	肥料実施法	会員外七五五	講師・県立農事試験場技手米沢京三
	造林法	会員外六〇五〇	講師・県山林課技手横山長蔵
	蔬菜栽培法	会員外一二〇七三	講師・盛岡高等農林学校教授拓植六郎
	精神講話	右同	講師・盛岡願教寺住職島地大等
壮丁夜学会	入営準備	八	三一日間毎夜二時間、講師・水分小学校教員
共同貯金	郵便貯金	一二四	一〇銭以上五年積立、現在三二八円三七銭五厘
産業視察	県外	一六	月五〇銭積立、毎年四名づつ交互に派遣
工事請負	郡道修理	二八	宮手川久保線一〇〇間、一週間
副業奨励	養鯉	四五	三〇〇〇匹、共同販売
	養鶏	八〇	三二〇羽、個人販売
共同藁細工	なわない	二三	数量二三〇把
苗圃経営	杉苗育成		播種量四升（面積不明）
藺草栽培			面積九四坪、純益五円二〇銭
桑園経営			面積一反歩、植栽本数一八〇本
稲作試験			面積二畝歩、品種試験と肥料試験

一方、関係機関においても、青年団体の育成に意を注ぐようになり、郡当局においても、明治四十三年（一九一〇）七月には、青年会準則を配布してそれに準拠するように指導しているし、翌四十四年（一九一一）四月には、

青年団体事業奨励金交付の方法を定めて事業の奨励を図っている。また、岩手県教育会紫波郡部会では明治四十四年（一九一一）より、毎年郡下青年大会を開催するようになったし、前記水分青年会の収入決算にみられたように、町村当局や町村農会においても補助金を交付して事業を援助するのが普通であった。このうち、事業奨励金交付の制度は、各単位団体の事業実績に等位を付して奨励金を交付するという方法のもので、いわば一種の報奨制度であったが、これを大正三年度の場合についてみると、一等には水分・片寄、二等には彦部・星山、三等には赤沢・北田・不動・永井・飯岡、四等には古館・佐比内・徳田・見前・上通（ママ）・煙山・乙部の各青年会が選ばれており、これに対する奨励金は、一等は二十円、二等は十五円、三等は十円、四等は五円と差等があった。なお、この選奨をとおして成績顕著と認められた団体に対しては、県知事表彰の制度があった。

紫波郡下においては、大正四年（一九一五）三月に、水分青年会がその表彰を受けて金二十五円を交付されているが、これは明治四十五年以来三か年間連続して一等に選ばれた結果であった。次に、郡下青年大会は郡内の青年会員を集めて、名士の講演を聴講させたり、代表者の体験談や意見を交換するなどの内容のものであった。

その実際を明治四十四年（一九一一）の第一回大会（紫波高等小学校で開催）についてみると、来賓として笠井県知事・長沼騎兵第二十聯隊（れん）長・中村盛岡高等農林学校教授・小林岩手県師範学校長・吉野盛岡高等女学校長・小野寺岩手郡視学のほか、地元からは郡会議員・町村長・小学校長など合わせて四十余名が出席し、会員は四百八十名ほど参加して実施されたが、講演には笠井知事・中村教授・長沼聯隊長の三名が当たり、会員からは水分・星山・不動の各青年会より一名ずつ登壇して演説を行っている。また、討議題を設けて討論を行ったり、余興として楽隊・蓄音機・尺八の鑑賞をするなど、なかなかの盛会であった。

大正五年（一九一六）になると、青年団体のあり方に大きな変化が生ずるようになった。これは、前年九月に発せられた内務・文部両省の訓令と次官通牒によるものであったが、通牒の要点とするところは、単位組織の範囲を

表五―一九　青年団体一覧表（大正一三年現在）

町村名	団体名	事務所	設立時期	会員数
日詰町	日詰青年会	日詰町役場	明治四一年五月	七六
古館村	古館青年会	古館小学校	大正五年五月	一三一
水分村	水分青年会	水分小学校	明治四二年九月	二三六
志和村	志和村青年会	志和村役場	大正五年五月	三八〇
赤石村	赤石村青年会	赤石小学校	大正三年一二月	一六九
彦部村	彦部村青年団	彦部村役場	大正五年四月	一〇〇
佐比内村	佐比内村青年会	佐比内小学校	明治四四年六月	一九七
赤沢村	赤沢村青年会	赤沢小学校	明治四〇年一一月	一八〇
同	北田保誠青年会	同校遠山分教場	明治四四年四月	八〇
長岡村	長岡村青年会	長岡小学校	明治四二年一月	一五〇

町村としたこと、会員の年齢を満二十五歳までとしたこと、の二点であった。これに基づいて、当地域においても、新たに古館青年会・志和村青年会（上平沢・片寄両青年会の合併）・彦部村青年団（彦部・星山両青年会の合併）が設立されるようになり、その結果は赤沢村を除くすべての町村で一元化をみるようになった。また、すでに一元化されていた既存の青年団体においても、示された準則に従って新規に会則の制定が行われたが、これによって、ほとんどの青年団体は画一化されるようになり、個性のうすいものとなった。

そして、同年五月に「岩手県青年団体聯合会」の創立をみると、これらの単位団体はその支部組織である「紫波郡部会」のもとに統一されるようになった。

それでは、大正期における当地域の青年団体の内容はどのようなものであったろうか。これを教えてくれるものとして、大正五年（一九一六）制定の「彦部村青年団規則」がある。それによると、団員の資格は村内に居住する男子で義務教育修了（もしくはこれと同年齢）から満二十五歳までの者とされている。そして、団員を分けて満二十歳未満の者を幼年部、それ以上のものを壮年部としたが、そのうち幼年部員は実業補習学校もしくは夜学会に入学する義務があった。

役員は、団長一名、副団長二名、幹事（団長の命を受けて庶務会計に従事）若干名、世話役（団長の諮問に応じ

団の事業を援助す）若干名をもって構成し、団長には村長、副団長には小学校長を推挙する定めであった。また、事業の概目として、幼年部は夜学会・撃剣・柔道・弓術・相撲・遠足旅行・兎狩・運動会・新聞雑誌等の購読・地方産業の幇助・貯金・通俗講演会、壮年部は巡回文庫の設置・学齢児童の就学出席督励の幇助・各種の講演会および講習会・地方風紀と産業の改善・農業試作地の設置・副業に関する調査研究と普及・短期講習会や実業講習会の開催・団員の生産品評会の開催・統計材料蒐集の幇助・公共事業の幇助・団員の貯金・体力の練磨・藁細工の共同作業・道路修繕や火風水害予防の公共事業・娯楽所の設置を掲げているし、団の経費は、主として団員の勤労による収益金をもって支弁するとしている。この規則は、県の示した準則によったものであるから当時の標準型とみてよかろうが、ただ、団体により時によって若干の相違もあった。これを会員の年齢についてみると、水分青年会の場合は、最初は満二十五歳までであったが、大正十二年（一九二三）に至って満三十歳までと改正し、満二十五歳までを正会員、それ以上を賛助会員としている。

次に、役員構成についてみると、水分青年会の設立当初の役員は、幹事三名・部長五名・評議員十三名・書記二名という構成であり、そのうち幹事は互選によって幹事長（会長に相当する役）一名を選出するしくみであったが、大正四年（一九一五）になると、幹事制を廃して会長一名・副会長二名を置くこととなり、同時に評議員の名称を幹事と改研するようになった。このほかの例では、赤沢村青年会の場合は、会長一名・副会長一名・幹事若干名（内二名は常務幹事）・部長三名・旗手および副旗手各一名・顧問若干名の構成であったし、北田保誠青年会の場合は、会長一名・副会長二名・理事長一名・理事八名（内四名は部長を兼務）・評議員五名・幹事五名・幹事補五名、佐比内村青年会の場合は、会長一名・副会長一名・理事二名・監事若干名というぐあいで、その実態はかなり区々であった。

また、組織のなかに部制を設けて会勢を分掌したり、末端組織として大字単位に支部を置く場合もあった。これ

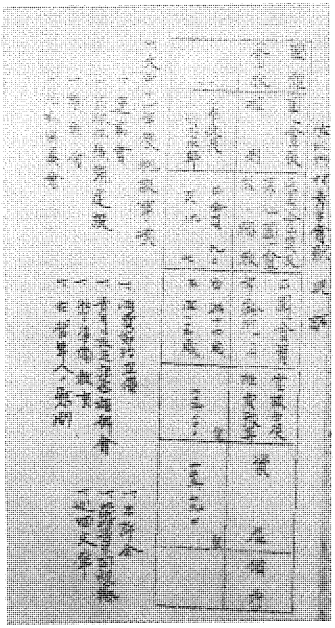


図5-18　佐比内村青年会調査書（大正11年）

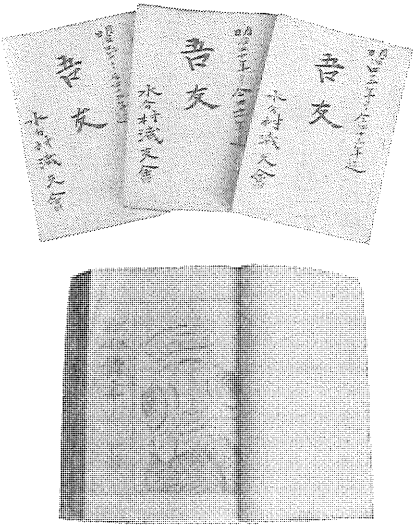


図5-19　水分村青年会機関誌綴

を部制の実例についてみると、水分青年会においては、教育部・実業部・勤倹貯蓄部・風紀刷新部・運動部、赤沢村青年団にあっては、修養部・運動部・産業部、北田保誠青年会の場合は、修養部・体育部・産業部・娯楽部という状況であった。なお、彦部村青年団規則にみられるような事項は、そのすべてにわたって行われたわけではなく、この内から適当なものを選択して実施されたことはいうまでもない。その実際を大正十一年（一九二二）度の状況についてまとめると表五―二〇のようになるが、その中心は講演会（講話会・講習会）と運動会・武道大会等の体育行事であり、次いで農産物品評会・農事視察・活動写真会（映画会）も約半数の青年会で実施している。活動写真会は、通俗教育というよりも資金の調達が主目的であった。機関紙は三団体で発行しているが、水分青年会の場合をみると、大正二年（一九一三）以来ほぼ隔月に発行を継続している。夜学会の少ないのは、実業補習学校でこれを実施していた関係であろう。

特殊なものの一つに教育点呼があるが、これは、軍の簡閲点呼を模したものであり、会員を参会させて言語・動

作・服装等を点検・査閲し、あわせて学科試問を行うものであった。水分青年会の例では、執行官に郡長が当たっている。このほかで注目されるものとしては、青年日の設定や通信教育がある。

表五―二〇　青年団体一覧表（大正一一年度）

団体名	団体長	会員数	年齢範囲	予算額	資産	実施事業項目
日詰青年会	小学校長 遠山慶次郎	一一三	自一二年三カ月 至満二五年	一〇八、〇〇〇厘	―厘	講話会、講読会、水泳、体育奨励、撃剣会、教育活動写真会、登山会
古館村青年会	小学校長 宝木長次郎	一四七	一三歳以上 二五歳以下	二二一、五一〇厘	八二、六三〇厘	講演会、武道大会、図書館の設置、討論会、試作、農産品評会、農事視察、運動会
水分青年会	小学校長 藤井一三	二四一	自一三歳 至三〇歳	二一六、七二〇厘	一〇四、八六〇厘	補習教育、壮丁準備教育、農事講演会、精神講話会、運動会、農事視察、機関紙発行、入退営兵奉告会、活動写真会、共同貯金
志和村青年会	村長 細川久	三七一	自一四歳 至二五歳	二五四、〇〇〇厘	―	夜学会、視察、教育点呼、講習会、柔剣会、部落懇話会、運動会、新聞雑誌回覧所設置、講読会、巡回文庫、指導標掲示場設置、労働共救、軍人送迎会、野球会

赤石村青年会	小学校長 川村武雄	一五八	自満一三歳 至満二五歳	五九、六一〇厘
彦部村青年団	村長 佐藤定八	二一〇	自一五歳 至二五歳	五〇、〇〇〇厘
佐比内村青年会	小学校長 竹内次郎	九七	自満一四歳 至満二五歳	三〇五、〇〇〇厘
赤沢村青年会 北田保誠青年会	村助役 田村熊太郎 名望家 中村直太郎	三〇九	一五歳以上 二五歳未満	一五四、〇〇〇厘
長岡村青年会	小学校長 阿部庄三郎	一五二	義務教育修了後 至満二五歳	一二〇、〇〇〇厘

運動会、通俗講話会、登山旅行、農事視察、活動写真会、品評会、武術大会、寒稽古、雄弁会、部落講演会、秋祭神事	一五八、六〇〇厘	運動会、講習講話会、点呼、図書縦覧所設置、実業視察、指導標建設、道路修繕、社寺院境内の清掃、貯金
—	一二三五、七九〇厘	運動会、森林保護制札建設、講習会、活動写真会、消費節約宣伝、青年日設定記念雄弁会、壮丁準備教育、在営軍人の慰問、品評会、他町村青年団視察、巡回文庫
—	二六、八三〇厘	講話会、農事視察、品評会、講習会、夜学会、武道奨励、会報発行、貯金奨励
通信教育、団報発行、運動会、品評会、講演会、壮丁予習教育、農事講習会、撃剣会		

次に昭和初期についてみると、事業内容においては大正期とさほどの変化はなく、むしろ縮少されていく傾向にさえあった。したがって、明治末期から大正期にかけて青年団体の発展期としてとらえると、この時期は停滞期ともみることができるが、その背景には、勤労青少年に対する教育施設の多面化があった。すなわち、大正十五年（昭和元年）には従前からの実業補習学校に加えて、新たに青年訓練所が設置され、昭和十年（一九三五）には、この両者が統合して青年学校の誕生をみるようになったし、一方では、日詰実業専修学校（昭和五年）や、県立六原道場（昭和七年）が設立されるなど、勤労青少年の学習活動や修養ないしは訓練の機会が多面にわたって充実されるようになったことである。これに伴って青年団活動の領域が縮少されるという一面があった。

このような情勢のもとで、昭和九年（一九三四）には、日詰町青年団によって「日詰青年会館」が建設されているが、青年団体の集会施設としては郡内唯一のものだけに注目されるところである。これに対して日詰町では、三百円を補助している。なお、これまでの「岩手県青年団体聯合会紫波郡部会」は、昭和三年（一九二八）に至って「紫波郡青年団体聯合会」と改められ、翌四年（一九二九）には「紫波郡聯合青年団」と改称されたが、これに伴って、単位団体においても団体名に「青年団」の呼称を用いるようになった。

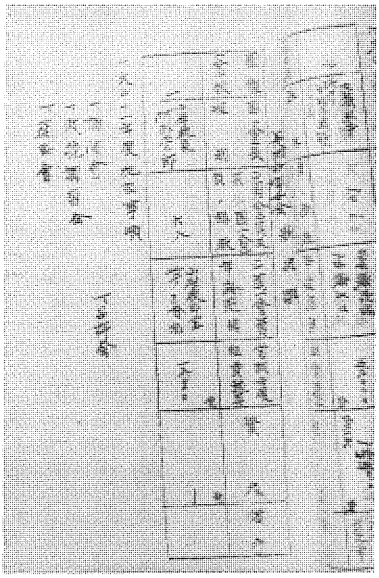


図 5-20　長岡村婦女会調査書（大正11年）

女子青年団　大正期の中ごろになると、男子青年会の活動に刺激されて、新たに女子青年の組織が発足をみるようになった。これを管見に入る資料によってみると、大正六年（一九一七）九月の彦部村女乃会（おんなの）、同七年（一九一八）九月の

水分村婦女会、同八年（一九一九）二月の志和村処女会、同十一年（一九二二）十二月の佐比内村婦女会が知られるが、その他では日詰町処女会（大正一一年一〇月に曙（あけぼの）会と改称）・古館村処女会・赤石村婦女会・赤沢村処女会・赤沢村北田処女会・長岡村婦女会もほぼ同期の設立であったもののようである。

ところで、これらの団体のうち、水分村婦女会と佐比内村婦女会だけは異質であった。というのは、他の団体では会員の資格を満二十五歳までとし、あるいは未婚の者としているのに対して、この二団体の場合は満四十歳までとしているからである。つまり、女子青年団と婦人会を合わせたような性格のものであった。なお、彦部村女乃会は、彦部村青年団の付属団体として設立されたもので、経費はすべて青年団において支弁するしくみであった。

それでは、大正期における女子青年団体の事業内容はどのようなものであったろうか。その実際を大正十一年（一九二二）度の状況についてみると、各団体に共通しているのは各種の講習会（講演会・講話会）であり、内容的には家事に関するものが最も多い。このほかでは、運動会・補習教育・活動写真会（映画会）・視察・展覧会・品評会・学芸会・敬老会・七夕（たなばた）祭・養蚕・貯金などがあるが、なかでも運動会は約半数の団体で実施されている。（表五―二一参照）

なお、郡の連合組織として「紫波郡聯合処女会」があったが、その会長には郡長が当たることになっていた。

表五―二一　女子青年団体一覧表（大正一一年度）

団体名	団体長	会員数	年齢範囲	予算額	資産	実施事業項目
日詰町処女会	小学校長 遠山慶次郎	四一	小学校の学籍にあらざる未婚者	―厘	三六、一一〇厘	社会教育活動写真会、毛糸編物講習会、毛糸編物展覧会、講話会
古館村処女会	小学校長 宝木長次郎	一二〇	十三歳以上二十五歳以下	四六、〇〇〇厘	一八、九〇〇厘	講習会、講話会

水分村婦女会	小学校長 藤井一三	二〇四	自十三歳 至四十歳	三三、三〇〇厘	六、〇〇〇厘	農事講習会、手芸講習会、精神講話会、衛生講話会、活動写真会、運動会、補習教育
志和村処女会	村長 細川久	八四	自満十二歳 至満二十五歳	二三、二九〇厘	—	毛糸編物講習会、部落講演会
赤石村婦女会	小学校長 村武雄	八五	十三歳より 二十五歳まで	三五、〇〇〇厘	五八、四〇〇厘	運動会、講演会、講習会、敬老会、七夕祭、補習教育
彦部村女乃会	村長 佐藤定八	六〇	十五歳以上 二十五歳以下	—	—	家事講習会、割烹講習会、貯金
佐比内村婦女会	小学校長 竹内次郎	九二	自満十四歳 至満四十歳	六〇、〇〇〇厘	三〇、九〇五厘	料理作法講習会
赤沢村処女会	村長 工藤与市	一〇一	十四歳以上 二十五歳未満	五〇、〇〇〇厘	一九、五〇〇厘	視察旅行、運動会、学芸会、講話会、手芸講習会、三蛾養蚕飼育
同北田処女会	名望家 中村直太郎					
長岡村婦女会	小学校長 阿部庄三郎	六八	小学校卒業以上の未婚者	一五、〇〇〇厘	—	講演会、裁縫講習会、運動会、品評会

昭和二年（一九二七）になると、前記の女子青年団体は廃止されて、新たに「女子青年団」が設立されるようになった。これは、県の指導によるものであったが、この結果、これまで区々であった女子青年団体は、女子青年団の名のもとに画一化されるようになった。

この女子青年団は、町村を単位として設立されたが、赤沢村だけは前例によって「赤沢村女子青年団」と「赤沢村北田女子青年団」の二本立てであった。

それでは、これら女子青年団の内容はどのようなものであったろうか。その一例を赤石村女子青年団についてみると、団員の資格は村内居住の女子でおおむね義務教育修了から結婚に至るまで、または二十五歳までの者とされたし、役員は、団長一名（小学校長）・副団長二名・評議員若干名・書記若干名・顧問若干名から構成されていた。また、事業内容としては、家事職業に関する知識と公共生活に必要な素養の涵養、実業補習学校への就学奨励、学校図書館等の活用、講演会・講習会・娯楽会等の開催、健全読物の奨励、保健衛生思想の涵養、良風美俗の維持発展、生活改善、団報の発行等を団則に掲げている。これらは、県の示した準則によったものであるから、他の女子青年団においてもほぼ同様であったろう。なお、大正期の男子青年会においては、補助金等に依存して会費を徴収しないのが普通であったが、新生の女子青年団にあっては、年額十銭ないし三十銭程度の会費を徴収しているのが注目される。おそらく、男子の青年団体においても、このころから会費徴収が原則となったのであろう。

この女子青年団の発足に伴って、郡段階においては、連合組織として「紫波郡聯合女子青年団」が結成された。その事業の一端にふれると、昭和十年（一九三五）には日詰小学校において四日間にわたる家庭実務講習会（受講者一一一名）を開催しているが、その内容は修身・公民・唱歌・栄養料理・育児・手芸・作法・生花・養蚕・養鶏・経済更生とかなり充実したものであった。

婦人団体

婦人団体として最初に誕生をみたのは、「愛国婦人会」の末端組織であった。この愛国婦人会は、日清事変における銃後の婦人活動を主目的として結成されたもので、その下部組織として県には支部（支部長は県知事夫人）、郡には幹事部（幹事部長は郡長夫人）、町村には委員区（委員区長は町村長夫人）を置くしくみのものであった。したがって、ここでいう末端組織とは、町村を単位とした委員区のことである。

当地域にその委員区が成立をみるようになった時期は明らかでないが、明治三十六年（一九〇三）六月には、紫

波郡書記の佐藤定八（彦部村出身）が「愛国婦人会岩手支部紫波郡事務員」を嘱託され、翌年には「愛国婦人会々務拡張上尽力尠カラスニ付」金二円を贈呈されているから、あるいは本格的に会員の募集に着手したのはこの時からであったのかも知れない。この会の会員（通常会員と特別会員の別がある）は、会費を伴う関係から上層階級に限られた感があり、その拡張はなかなか容易でなかった。そのために大正初年には各町村に割当てして増募を行っているが、それでさえも、水分村の例では二十二名（大正三年現在）を数えるに過ぎなかった。それに、委員区として成立するためにはある程度の会員を必要としたから、その時期は町村によって区々であったもののようである。

たとえば、彦部村の場合は、大正四年（一九一五）のことで、愛国婦人会の活動状況を具体的に教えてくれる資料は得られないが、その設立の趣旨からみて、明治三十七、八年の日露戦争時には、出征兵士の慰問や遺家族の救援に当たったことであろう。平時においては、貧困家庭の救済等の奉仕活動が中心であったらしい。したがって、社会教育団体というよりも、むしろ軍事援護団体的ないしは、社会奉仕団体的な性格が強かったのであろう。

大正期になると、前述の婦女会が誕生をみるにいたったし、ほかに志和仏教婦人会も設立されるようになった。婦女会には、女子青年だけを対象にしたものと女子青年と主婦の両者によって組織されたものの二様があったが、後者に属するものとしては、大正七年（一九一八）九月設立の水分村婦女会と同十一年（一九二二）、十二月設立の佐比内村婦女会が知られている。

その事業内容は、女子青年団体とほぼ同様であったが、水分村婦女会の場合をみると料理・編物・染物・製糸（屑繭利用）・衛生などの講習会が散見される。志和村仏教婦人会は、大正八年（一九一九）二月の設立である。願円寺・隠里寺・称名寺の三か寺が中心となって結成されたもので、「信仰ノ策進並ニ農村婦人トシテノ精神修養ト親睦和合ヲ計ル」ことを目的とした。そのため、隔月に各部落において講習会を開催するほか春秋二度の総会や死

亡会員の追弔会を催すなどした。会員は約二百名（主として願円寺檀家）で、経費は会費によって支弁した。なお、この会と類似なものに、日詰町には来迎寺の院代・小川金英によって設立された「光明婦人会」があった。

昭和二年（一九二七）には、前述のように新生の女子青年団が発足することになるが、これに伴って、従前の婦女会は解散となった。そのために主婦を対象とした一般的な地域婦人団体は姿を消すようになり、愛国婦人会と仏教婦人会の特殊なものだけを残すだけとなった。ただし、昭和四、五年ごろになると、村によっては「主婦会」の設立をみたのではないかと思われる節がある。志和村の昭和四年（一九二九）度における、補助金交付団体の中に主婦会のみえているのがそれであるが、しかし、そのような団体が実在したという明証は得られない。もし存在したとしても、ごく短期間のことであろう。

昭和十一年（一九三六）六月には、赤沢村に白石・赤沢・行人平・船久保・紫野・遠山・山屋の各単位婦人会とその連合組織である「赤沢村婦人会聯合会」が設立された。その会員資格は、本村居住の二十五歳以上六十歳以下の女子とし、二十五歳以下でも既婚の者は加入できるとした。また、聯合会の役員組織は、会長一名（村長）・副会長一名・幹事若干名・総代（各婦人会長）・世話役若干名をもって構成された。事業は各単位婦人会ごとに独立して実施したが、その主たるものとして講演会・講習会・展覧会・演芸会・婦人常会などの開催や、清潔整頓運動の推進があった。これに対して聯合会は、単位婦人会を統制して総合的に指導すると共に、同村の経済更生計画を実行に移すことを目的とした。

少年団

ボーイ・スカウトの全国組織として「少年団日本聯盟」が結成されたのは大正十一年（一九二二）四月のことであったが、それより二年後には、日詰町にもその組織にならって少年団が誕生をみるようになった。大正十三年（一九二四）十月に、来迎寺の院代・小川金英によって創立された「日詰光明健児団」がそれである。その編成は、三隊から成るもので、一隊は三個班（一個班は八名）をもって構成され

た。翌十四年（一九二五）四月には、前記の少年団日本聯盟に加盟して本格的な活動にはいったが、その内容は、ボーイ・スカウトの方式によるもので野外訓練が主であった。

ここで、この少年団の母体をなした「日詰光明会」についてふれておきたいと思う。これは、大正十二年（一九二三）四月に、前記の小川金英によって設立されたものであり、「浄仏国土、成就衆生」を根本義として教化活動と隣保相扶を目的とするものであった。そのうち、教化活動については、日曜教園（日曜学校の項を参照）・日詰光明健児団・恵みのつどい（青年男女を対象として毎週土曜日に実施）・バドマ合唱団・聖典研究会（壮年と老年を対象）・光明婦人会を翼下に置き、生涯教育的な体系のものであった。また、隣保相扶の面では、生活困窮者の調査と救援活動が行われており、昭和九年（一九三四）の凶作時には給食托児所（来迎寺と元古館小学校々舎で三か月間づつ二回実施）も開設している。これに要する経費は、小川金英の自弁（各地の小学校を巡回して童話会を催し、その謝金の半分をそれに当てるなどした）と篤志寄付によった。

一方、小学校においても少年団の組織がもたれるようになった。大正十三年（一九二四）十月に設立された「星山少年団」や、同年十二月に結成された「日詰少年団」がその例である。学校自治会的な性格のものであったらしいが、内容については定かでない。

また、大正十四年（一九二五）から翌十五年にかけて、各小学校ごとに「少年赤十字団」の組織が結成された。これは、博愛精神の涵養と健康の増進を旗印とするものであったが、その実際を大正十四年六月に発団した赤沢少年赤十字団についてみると、尋常科第五学年（後に第四学年と改正）以上の在学児童をもって組織し、役員は団長一名（小学校長）・副団長一名（首席訓導）・幹事若干名・協議員若干名・班長八名・副班長八名で構成され、事業としては訓練、体育運動、赤十字事業の援助、災害疾病の慰藉、社会公益事業の援助などを掲げている。ただし、一般的には、さほど目立った活動はみられなかった。

(三) 社会教育施設の誕生

図書館

社会教育施設の発端をなしたのは図書館であった。その記録の上での初見は明治三十九年（一九〇六）である。すなわち、この年の八月に彦部小学校に付設して、日露戦役記念の「図書縦覧所」が設置されているのがそれである。次いで、明治四十一年（一九〇八）一月には、郡山小学校（後の日詰小学校）付設の図書館も開設された。その開館式にあたって、今野紫波郡長は「青年に対する希望」と題して演説を行っているから、青年を主たる対象として設置されたものらしい。また、同年十月には、水分小学校に付設して「水分村図書館」（当初は水分図書縦覧所と称した。）が設置されている。これは、皇太子殿下が本県に行啓されたのを記念として設けられたもので、その資金は村内有志の寄付（約二五〇円）によったが、当初は寄贈本を含めて二百数十冊の規模のもので、運営組織として館長一名（水分小学校長）・理事若干名（水分小学校訓導全員）・評議員二十名以上が置かれ、別に規則を定めて運営に当たった。なお、大正元年（一九一二）九月には、同村の有志二十二名によって「読書倶楽部（クラブ）」が結成されたが、会員は毎月十銭以上を出して図書を贈入し、それを回覧に供した後、水分村図書館に寄贈するという方法がとられた。

このほか、大正二年（一九一三）四月には、片寄小学校にも「図書縦覧室」が付設されて「公衆ノ閲覧ニ供ス」るようになったし、これを母体として「読書倶楽部」も結成されている。

以上は、当時の大勢を示すものであり、他にも同様の事例があったと考えられるが、ただ、これらは水分村の例にみられるように、有志の寄付によるもので公的なものではなかった。ところが、大正十一、二年になると、ほとんどの町村にわたって、公立（古館村だけは青年会の設立）の図書館が出現するようになった。これは、皇太子殿下の御成婚記念事業として設立されたもので、正式に県知事の認可を得たものであった。わが国に「図書館令」の施行されたのは明治三十一年（一八九八）であったから、それより二十四、五年後のこととなる。その実情を大正

表五―二二　図書館一覧表（大正一三年度）

名称	設置者	設置年月日	蔵書数	予算
日詰町立図書館	日詰町	大正十一年四月十三日	四八三	五五円
古館図書館	古館村青年会	大正十一年十二月一日	二〇〇	不明
水分村立図書館	水分村	大正十一年五月三十一日	四一一	三八円
志和村立図書館	志和村	大正十一年九月十四日	一、七八一	一五〇円
赤石村立図書館	赤石村	大正十一年四月十三日	七七	不明
彦部村立第一図書館	彦部村	大正十一年十一月十四日	四一〇	六〇円
彦部村立第二図書館	同	同		
佐比内村立図書館	佐比内村	大正十一年九月十四日	一〇七	五〇円
赤沢村立図書館	赤沢村	大正十二年十二月十五日	一〇八	三〇円
長岡村立図書館	長岡村	大正十一年十月一日	五九	不明

十三年（一九二四）度について示すと表五―二二のようになるが、蔵書冊数にかなりの格差があったし、予算についてもまた同様で、館長には村長か小学校長が当たっている。なお、古館村の場合は青年会によって設立されたまま、ついに村立図書館の設置をみないでしまった。

これらの図書館は、その後は徐々に充実されていったが、その実際を赤沢村立図書館についてみると、当初の蔵書冊数は百冊程度であったものが、昭和十一年（一九三六）には三百冊を越えるまでになったし、年間の閲覧延人員も約千二百人と、ほぼ三倍に達する状況であった。

幼稚園

この時代の幼稚園としては、「日詰幼稚園」が唯一のものであった。これは、大正八年（一九一九）四月に、日本基督（キリスト）教会によって日詰伝道所（後の日詰教会）と同時に設立されたもので、岩手県内では盛岡幼稚園（明治三七年設立）・仁王幼稚園（明治四四年設立）・むつみ幼稚園（大正六年設立）に次いで四番目の誕生であるという。その設立に当たっては、盛岡市下橋（しものはし）教会の伝道師佐羽内（旧姓島田）哲三の尽力が大であったが、その関係から佐羽内は、日詰伝道所の初代牧師を勤めると共に同幼稚園の園長をも兼務するようになった。

最初は、自宅（借家日詰字郡山駅八十番地付近）で発足し、後に日詰字郡山駅四十七番地付近（現在の北日本相互銀行紫波支店東側）の民家を借り受け、大正十一年（一九二二）十月には日詰町公会堂（日詰新田第八地割一三〇番地所在）を借入して移転し、さらに同十五年（一九二六）八月には、日詰町からこの公会堂と敷地を八千円で譲り受けて独立の施設をもつにいたった。現在（昭和五五年）の日詰幼稚園がそれである。

この幼稚園の状況を昭和五年（一九三〇）現在でみると、園児数は三十三名（男一二、女二一）、組数は二、保母は二名となっているが、創立当初の園児は十二名であったという。最初は保育料を徴収しないでリフォームド・ミッションからの援助金（月額二五円程度）だけに依存したが、後には月額三十銭程度を徴収するようになった。

日曜学校

大正期になると、社会教育施設の一種として、寺院を中心とする「日曜学校」が出現するようになった。水分村光円寺の「光円寺日曜学校」、志和村願円寺の「双葉児童教会日曜学校」同村願円寺・隠里寺・称名寺の共同経営になる「若草コドモ会日曜学校」、日詰町来迎寺の「日詰光明会日曜教園」がそれである。

この日曜学校は、元来はキリスト教団の宗教教育施設として十八世紀の末にイギリスに起こったもので、わが国においても教会の事業の一つとされてきたものであった。ところが、大正期になると仏教々団でも真宗を中心としてこれをとりいれる気運が高まってきたのである。当地域に日曜学校が開設をみるようになったのは、まさにその勃興期のことであった。

光円寺日曜学校は、大正五年（一九一六）三月に、光円寺の住職高木信教によって創設されたもので、教場には同寺の本堂が用いられた。その教育内容は、当時としてはきわめて新鮮味にあふれたもので、このころ鈴木三重吉の提唱によって徐々に広まりつつあった童話と童謡を中心とし、それに宗教的立場から簡単な仏教作法を加味するというもので、後には山本鼎の提唱する自由画や自由手芸もとりいれるようになった。また、表現力の伸長をめざ

して児童自身による談話や活人画もとりいれたし、年中行事として花祭りも実施された。そのために子どもたちの興味と関心を呼んで、地元水分村だけでなく志和・不動・煙山などの他村からも参加者が現われるようになり、その数は常に五十名は下らず、多い時は百五、六十名にも達したという。そして、後には煙山村の高橋家を借用して分室を設けるまでに発展した。指導には高円寺の分室（三〇名位）を設け、高木住職のほかに、水分小学校の教師たちも協力的に参画した。（戦後になると、学校の教員の協力を得がたい情勢となったため、昭和二十五、六年をもって閉鎖となった）。

双葉児童教会日曜学校は、大正六年（一九一七）七月に、願円寺の住職桜田教英（同七年から後任桜田功が継承）によって創立されたもので、「宗教並ニ道徳思想ノ涵養」が目的であった。教場には児童の集合の便を考慮して土舘の欣求庵（ごんぐあん）が用いられ、新年大会や花祭り等の年中行事だけは願円寺で実施された。授業は毎月二回（第二、第四日曜日）、一回約二時間を原則として行われたが、その内容は、礼拝読経・讃仏歌（朝の歌）・法話、または説話・カード説明・讃仏歌練習・お伽噺（ときばなし）（童話）・讃仏歌・礼拝解散の順で進めることを基本の教程とし、それに唱歌・ローマ字・作文などが加味された。また、年中行事として、新年大会・花祭り・お盆の会・遠足会（春秋二回）が行われた。当初の児童数は四十名程度であったが、おいおいと増加して多い時には百名にも達するほどであった。なお、運営に当たっては三か月間の無欠席者に賞を与えたり、「双葉文庫」を設けて自由に閲覧させたり、双葉会旗（校旗）を備えるなどのくふうがこらされたし、経費の財源については、新年大会と花祭りの分を篤志寄付にたよるほかは、大部分が校主（住職）の自弁であった。

若草コドモ会日曜学校は、大正十年（一九二一）三月の設立である。これは、前述のように願円寺・隠里寺・称名寺の三か寺の共同経営によるものであったが、それに至った経緯については明らかでない。三か寺が一年交替の輪番制で教場を受持った。児童数は約二百名とされている。毎月二回（第一、第三日曜日）の例会がもたれたほか

各種の年中行事も実施されたが、その内容は双葉児童教会の場合とほぼ同様であった。この日曜学校は昭和期になると全く活動を停止するようになり、わずかに若草コドモ会の行事として花祭りが残るだけとなった。そして、昭和十三年（一九三八）十月に至って「志和村仏教会」が創立されると、その花祭りも同仏教会の事業に移行されたため、若草コドモ会は自然消滅の形となった。なお、この日曜学校が開設された後も、前記の双葉児童教会日曜学校は存続された。

日詰光明会日曜教園は、大正十一年（一九二二）十月に、来迎寺の院代・小川金英によって創立された。最初は「少年少女光明会」と称したが、同年十二月には「日曜教園」と改称し、翌十二年四月に至って前記の「日詰光明会」が設立されると、その翼下に置かれたものである。来迎寺の本堂を教場として、毎日曜日（一回は約二時間半）に実施されたが、園児の数は多い時で二百名にもおよんだという。教授の内容は、仏教作法・教課（伝記と徳目を中心とする）・唱歌・童話を基本として、それに各種のゲームを加味するというものであった。また、年中行事として、花祭り・魂祭り・悟りの会（成道会）なども行った。指導には主として小川金英が当たったが、その小川は昭和十三年（一九三八）に花巻町松庵寺住職に転じたため、これに伴って日曜教園も廃止となった。

以上のほか、日本基督教団日詰伝道所においても、昭和初期ごろまで日曜学校が開設されていたことが記録されており、多い時には百四十名にもおよんだとされているが、詳しいことは知られていない。

公会堂

社会教育の実施に当たっては、学校施設や寺院を利用するのが常態であったが、大正期になると、新しい集会施設として日詰町と志和村に「公会堂」が設置され、彦部村には「民衆館」が設けられた。

日詰町公会堂（日詰新田第八地割一三〇番地）は、大正七年（一九一八）六月に建設された。木造柾葺二階造りで延べ面積八十二坪強の規模をもち、一部に物産陳列室を設けるという様式のものであった。その総経費は、土地

買収費と道路造成費を含めて七千二百二十円余（建物本体は五千二百円で日詰町作山金太郎が請負）であったが、これに対して郡費より三千円の補助がなされている。ところで、この施設はどのような事情によるものか、間もなく第三者に貸付けられるようになった。すなわち、同年十一月から満三か年にわたって同町の金谷倉之助（石鳥谷出身）に貸付けされているし（料理屋を経営）、大正十一年（一九二二）十月からは日詰幼稚園に貸付けられているのである。使用料は月額十円（一時期は一二円五〇銭）であった。ただし、貸付けといっても、町が使用する場合は無料で開放することが条件であったから、公会堂としての機能には別段の支障がなかったもののようである。それが大正十五年（一九二六）七月になると、日本基督教会の要請に応じて、建物および敷地のいっさいを八千円で譲渡することになった。同教会ではこれをもって日詰幼稚園の施設に充てるのが目的であったが（最初は日詰町に私立女学校を設置する計画であった）、日詰町としては、その代替えとして元紫波郡役所庁舎を県から無償借入れできる見通しが立ったところから、幼稚園の拡張を条件として払下げるこ



図 5-21 「日詰町公会堂建設費支出方法」議案

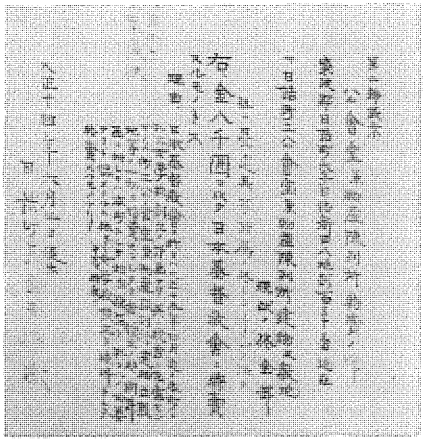


図 5-22 「公会堂売却」議案

とになったものである。実際に同庁舎の施設（付属建物と敷地を含む）を借受けて公会堂としたのは、翌昭和二年（一九二七）のことであったらしい。それが後になると（昭和四年か）、この施設は同町に払下げられて、いっさいは町有に帰するようになった。

志和村公会堂（大字土舘第二三地割字新里七一番地、志和村役場西側）は、大正十四年（一九二五）八月に建設された。木造トタン葺平屋建ての面積百四坪（間口一三間、奥行八間）のものであり、その総経費は敷地買収費四百五十円を含めて六千六百九十七円であった。

㈣　社会教育的事業の展開

農事改良運動　農会を中心とする農事改良運動の実際については、すでに述べているので、詳細はそれに譲ることにするが、これらの中には、講演会・講習会・幻燈会・視察等の方法による社会教育的事業も少なくなかった。

一方、紫波郡当局においても、農業振興策の一環として農事に関する講演会や講習会を実施した。たとえば、明治四十四年（一九一一）には、各町村を巡回して勧業講演会を開催しているが、その内容は、備後地方の畳表業の状況（村松郡長）、農産製造について（桜田県立農学校長）、施肥について（紺野農業技手）、蚕病について（高村蚕業講習所長）というものであり、夜は幻燈会も催している。

地方改良運動　明治四十年代にはいると、産業振興・勤倹貯蓄・道義の刷新を主軸とした地方改良運動が、全国的に展開されるようになった。それでは、その背景は何かというと、これにはおよそ次のような二面があった。一つは、明治三十年代の後半になると、町村の財政が窮乏を告げると共に商品経済の浸透に伴って、農村経済に動揺がみられるようになったことであり、他の一つは、日露戦役後に国民がいたずらに戦勝に酔って人心が次第に浮華に流れてきたことである。そのために明治四十一年（一九〇八）十月には、地方改良運

動の宣言ともいえる「戊申詔書」が渙発されるところとなり、その結果、各地でこの運動が展開をみるようになったのである。その一般的な内容は、詔書捧読式の開催、勤倹組合の設立、講話会・講習会の開催、殖産興業、善行表彰等を実施することにあったが、それが当地域においてどの程度まで徹底されたか定かでなく、わずかにその組織として水分村に「部民会」のあったことが知られるに過ぎない。

この部民会は、部落単位に結成されたもので、講話会の開催と貯金奨励が主たるものであったらしい。ただし、数年もたたないうちに有名無実の状態となってしまった。そのために大正二年（一九一三）二月には、村民大会を開いて再興を決議している。また、この大会では部民会規約と小学校基本財産について決定をみているが、その内容のうち、小学校の基本財産を増強するために、就学児童の入学および卒業の際には一人につき金十銭、婚姻の場合には一人につき金二十銭以上を、それぞれ寄付するというものであった。そして、これを契機に再び活動が開始されたが、これも二、三年後には立ち消えの状態となった。

次いで、第一次世界大戦の後、わが国の経済が好景気から不況へと激動の中に置かれるようになると、これに対応して、新しい形での生活改善運動が要求されるようになり、大正八年（一九一九）文部省では、生活改善についての展覧会を、東京と大阪に開催してその啓蒙に努めたが、これらのことが刺激となって、生活改善を目的とする団体が各地で設立をみるようになった。

当地域においても、その実践母体として町村単位に「戸主会」が結成された。これは、県の指導によるもので、大正八年（一九一九）の後半から翌九年にかけてのことであった。赤沢村戸主会は大正八年九月、彦部村戸主会は同九年（一九二〇）一月、日詰町戸主会は同年三月にそれぞれ設立されている。戸主をもって構成されたことはいうまでもなく、会長には町村長が就任するしくみであった。それではその実践内容はどうかというと、生活改善といっても消費節約と勤倹貯蓄が主たるもので、科学的根拠に基づく生活の充実ないし向上については及ばなかった

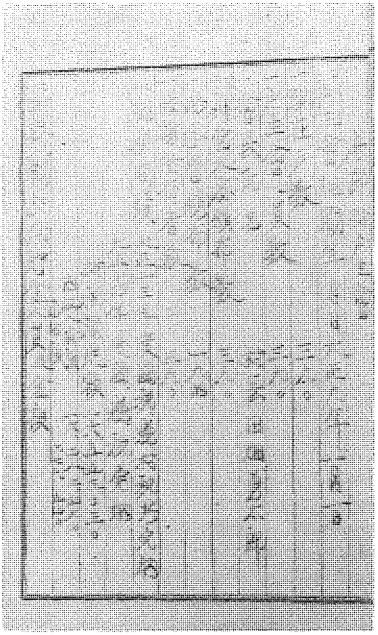


図5-23　彦部村戸主会調査書（大正14年）

ものようである。このうち消費節約については、大正十一年（一九二二）八月の紫波郡町村長会議において、後掲のような申合わせが行われている。これは、全部で六十項目からなるもので、その標題が示すように消費節約を主眼としたものであったが、それ以外の改善事項にもふれているから、実質的には本郡における生活改善運動の指針とみてよかろう。これに基づいて各町村では、さらに具体化して実践に移すという方法がとられている。後掲の水分村の申合わせ事項がその例である。

次に、貯蓄についてであるが、この運動の推進に当たっては、「世界大戦記念貯金」の名目で積立て貯金が実施された。その実績例を昭和三年（一九二八）六月現在の累積高についてみると、赤沢村（戸数三五九）が一万一千三百十円二十五銭、志和村（戸数八四三）が七千四百六円六十一銭、水分村（戸数四二一）が二千二十四円八十二銭となっており、村によってかなりの差があったことが知られる。また、総じて零細貯金のほどがうかがわれるが、要は貯蓄精神の涵養をねらいとしたものであろう。

消費節約と勤倹貯蓄に関すること以外では、神仏の礼拝、祖先の命日における精進、公租公課の期限内完納、道路の補修と清掃、早起きと時間の励行等があげられているし、国体明徴の見地から伊勢神宮大麻と略本暦（俗に伊勢暦という）の購求、祝祭日における国旗掲揚、三大節拝賀式（小学校で実施）への参加などが勧奨された。なお、この運動の過程において、大正十二年（一九二三）には彦部村戸主会、同十五年（一九二六）には彦部村戸主

会と赤沢村戸主会が、それぞれ優良戸主会として県の表彰を受けている。

消費節約ニ関スル申合事項

第一、家憲制定ニ就テ

1　早起ヲ励行スルコト
2　毎朝神前仏前ニ礼拝スルコト
3　祝祭日ニハ国旗ヲ掲揚シテ祝意ヲ表スルコト
4　祖先ノ命日ハ必ズ精進スルコト

第二、日常ノ消費ニ就テ

1　炊事ハ総テ竈ヲ使用シ薪炭ヲ節約スル様改善スルコト
2　混食ヲ為スコト
3　小昼（間食）ヲ廃止スルコト
4　昼寝ヲ行フ期間及其ノ時間ヲ短縮スルコト
5　巻煙草ヲ喫セサルコト
6　衣服ハ可レ成絹布ヲ用キサルコト
7　柾目の桐下駄若クハ表付草履表付下駄ヲ履カサルコト
8　雇人ヲ使用シタルトキハ酒又ハ餅ヲ饗セサルコト
9　労働者ノ賃銀ヲ一定スルコト
10　絹張洋傘ヲ用キサルコト
11　特殊ノ場合ノ外目立チタル化粧ヲ為ササルコト
12　生徒児童学用品ヲ節約スルコト
13　日用品以外ノ品物ハ当分購入セサルコト
14　飲食ハ衛生経済ヲ旨トシ調理方法並ニ其器具ト設備ヲ簡単ニスルコト
15　子供ニ金銭ヲ与ヘテ菓子其ノ他ノ買喰ヲ為サシメサルコト
16　屋根葺替ニハ酒ヲ用ヒサルコト
17　毎月一日ト十五日トテ節約日トシ出来得ル限リ節約ヲ実行スルコト

第三、集会及宴会ニ就テ

1　集会ノ時刻ヲ励行スルコト
2　集会ハ総テ其ノ用務ヲ処弁スルニ止メ酒食ヲ避クルコト
3　宴会費ハ一人金弐円以内トスルコト
4　宴会ニ於テハ絶対ニ献酬ヲ廃スルコト

5　飲酒ヲ強要セヌコト
6　宴会ノ時間ヲ制限シ定刻ニ至リタルトキハ全部散会スルコト
7　日本酒以外ノ酒類ヲ用キザルコト
8　宴会ノ場合可成芸妓酌婦ヲ侍ラシメサルコト

第四、婚礼其他各種ノ祝葬式仏事等ニ就テ

1　婚姻祝ノ費用ハ年収ノ二割以内トシ引物等実用品ヲ用フルコト
2　婚礼ノ調度品ハ華美ヲ避ケ実用品ニ重キヲ置クコト
3　婚礼ノ結納品ハ金銭ニ換フルコト
4　婚姻祝ハ婚家ノ一方ノミニ於テ行フコト
5　孫祝ハ長子ニ限リ行ヒ其ノ費用ハ年収入ノ五分以内ニテ行フコト
6　年祝ノ招待ハ近親者ニ止メ年収入ノ一割以内ニ於テ行フコト
7　婚礼祝其他ノ祝儀ニ招待ヲ受ケサル者ハ絶対ニ遠慮スルコト
8　婚姻年祝孫祝等ハ二日ニ渉ラサルコト
9　婚姻年祝其他祝儀贈品ハ金銭ニ換フルコト
10　年始ノ回礼歳暮ノ贈答品ヲ廃シ交賀会忘年会ヲ以テ之ニ換フルコト
11　新宅祝節句宇蘭盆等ニ於ケル接客ハ簡素ヲ旨トシ引物及贈物等ハ廃スコト
12　氏神祭ニハ神前ニ於テ饗饌スルモノノ外自宅ニ於テ饗応ヲ為ササルコト
13　草餅秋餅振舞ササブリ庭バラヒハバキヌグヒ等ノ招待接客ヲ廃スコト
14　庚申講金比羅念仏講八日講又ハ湯殿山講等ノ会合ハ簡素ヲ旨トシ酒ヲ飲用セサルコト
15　獅子踊其他剣舞盆踊田植踊等ハ他家ニ出入シテ祝儀ヲ申受ケ又ハ饗応ヲ受ケサルコト
16　獅子踊其他各種ノ踊子ヲ招聘シテ其ノ観覧ヲ請フ為メ知合招待シテ饗応ヲナササルコト
17　葬式仏事ニハ絶体ニ酒ヲ用ヒサルコト
18　仏事ノ引物ハ実用品ヲ用フルコト
19　祝儀其他集会ノ際ニ使用スル諸器具ハ最寄部落ニ於テ共同購入シテ各自之ヲ用意セサルコト

20　産見舞ハ初子ニ限リ之ヲ行ヒ且ツ簡素ヲ旨トスルコト

21　善光寺詣伊勢参宮其他之ニ類スル場合ノ贈答品ヲ廃止スルコト

22　入営者ヘノ餞別退営者ノ土産ヲ廃スルコト

23　親近者以外ニ対シテハ停車場ヘノ送迎ヲ廃スルコト

第五、訪問接客ニ就テ

1　訪問時刻ハ他ノ食事ノ時刻ヲ避ケ且ツ家業等ヲ妨ケサル様注意スルコト

2　応接時間ハ相互注意シテ短縮スルコト

3　接待ノ為メ菓子煙草等ヲ出ササルコト

第六、其ノ他ニ就テ

1　土性ト作物トノ関係ヲ研究シ肥料ノ無駄使ヲナササルコト

2　機械力ヲ応用シテ労力ヲ節約スルコト

3　宅地ヲ利用シテ生産ヲ増スコト

4　夜間適宜ノ作業ヲナシ生産ヲ増スコト

第七、規約貯金ニ就テ

勤労ヲ進メ生産ヲ増シ冗費ヲ節約シテ其余資ヲ必ズ貯金スルコト

（筆者注　この申合わせ事項は大正十一年（一九二二）八月の紫波郡町村長会議においてなされたものである）

本村申合事項

冠婚葬祭諸祝等ニ就テ

1　婚姻祝（年収入ノ二割以内）

2　孫祝（初孫ニ限リ年収入ノ五分以内）

3　年祝（年収入額ノ一割以内）

4　葬式（酒ヲ用ヒサルコト）

5　氏神祭（自宅饗応ヲ廃ス）

6　年始（交賀会ニ止ム）

7　新宅祝（簡素ヲ旨トス）

8　法事（餅菓子等ノ贈答ヲ廃シ年収入ノ一分以内）

9　盂蘭盆（年収入額ノ一分以内）

10　草餅（廃スルコト）

11　秋餅（年収入額ノ二分以内）

12　秋振舞（可成廃スコト若シ行フトキハ五分以内）
13　サナブリ（祝ヲ廃ス）
14　庭バラヒ（廃ス）
15　三月五月節句（節句礼ヲ廃スコト）
16　諸種ノ講（講費ハ会費制度トス）
17　ハンバキヌグヒ（廃スルコト）
18　盆踊等（簡略ニ待客スルコト）
19　入営退営兵歓送迎会（村内一同ニ行ヒ茶菓会ノ程度ニ止ムルコト且ツ餞別ヲ見合スコト）
（筆者注　この申合わせ事項は水分村独自のものである）

昭和期にはいると、わが国の経済は不況のどん底に陥る事態となったが、岩手県の場合は、それに加えて初期には不作が続き、六年（一九三一）には銀行パニックが起こり、八年（一九三三）には三陸津浪が発生し、九年（一九三四）には大凶作に襲われるというぐあいで、いっそう深刻なものがあった。そのため、県では経済更生課を新設してそれの対策と取り組むことになったが、その施策の中心をなしたのは、県下の農山漁村に経済更生計画を樹立させて、これを実践に導くという方法であった。しかし、結果的にはさほどの実効をみるものではなかった。計画は樹立したものの資力が伴わなかったことや、優秀な指導者を得られないことなどが原因して、実践に難があったからである。ところが、このような情勢のなかにあって、ひとり彦部村だけは三井報恩会の援助を受けて例外であった。

財団法人三井報恩会では、昭和九年（一九三四）の大凶作によって、窮乏した東北地方農村の経済更生を促進するため、同地方から一か村を指定して事業資金の援助を行うことになったが、これに選定されたのが彦部村で、昭和十年（一九三五）一月のことである。これは五か年を期限とするものであったが、これに対する彦部村の経済更生事業の骨子は、有畜農業の振興を中心として、それに共同作業の奨励、自給肥料の増産、生活改善の推進などもあわせて実施するというものであった。そして、そのための措置として、専任指導員を置くと共に農事実行組合を

設けたり、部落常会を開催する等の方法がとられた。

また、県においても、これを指導援助するために、昭和十年（一九三五）二月には、県庁内に知事を会長とする「彦部村振興会」を設置し、関係部課長が所管部門を通じてそれに参画することになった。こうして、昭和十三年（一九三八）度には、当初計画のほぼ全部を達成し、翌十四年度は整理期間として自力でそれを継続したが、この間に実施された事業の概要は次のようなものであった。

有畜農業の振興については、乳牛の増殖を重点に基礎牝牛（三〇頭）と種牡牛（一頭）の導入、種牡牛舎の建設（一棟）、集乳所の設置（二か所）、牛乳運搬車の購入（一台）、サイロの設置、家畜健康相談所の開設、飼育資金の貸付けなどを行ったほか、メンヨウ・ニワトリ・ウサギの飼育奨励にも及んだし、共同作業の面では共同作業所を五か所設置すると共に、農繁期における共同作業の奨励にも努めた。

また、自給肥料の増産については、コンクリート製堆肥積盤の設置（四〇戸）と肥料資金（無利子）の貸付けを行っているし、生活改善の面では、農繁期託児所の開設（二小学校に春秋二週間ずつ）、保母の養成、委託産婆（二名）の設置と応急医療器具の備付け、台所改善（八戸）などを実施したほか、栄養料理・製パン・農産加工等の講習会も開催した。

なお、同村は三井報恩会の指定と並んで、昭和十年（一九三五）九月には「中央教化団体聯合会」からも教化村として指定された。これも期限は五か年であったが、この面では、部落常会の励行・中堅青年の養成・朝起き会・修養会・輪読会・敬老会の開催・更生記念日の設定・時間の励行などを掲げてその実践と取組んだ。なかでも重点を置いたのは、中堅青年の育成であり、六原青年道場に中堅青年（延べ一〇三名）を派遣して訓練を受けさせるほか、村独自でも青年道場を開設したし、青年学校の専任教員を四名に増員してその内容充実に努めるなどした。これらの事業に費やした総経費は四万二千六百二十九円で、このうち三井報恩会からの援助金は三万五千八百七十二

円であった。なお、この実績が認められて昭和十五年（一九四〇）には、厚生省関係の農村隣保施設指定村ならびに岩手県農村労力調整指定村に選定されている。

教育振興運動

明治三十八年（一九〇五）から翌三十九年にかけて、各町村に「学齢児童保護会」なる団体が発足をみるようになった。これは、貧困児童の就学援助を主目的とするものであったが、その設立を促した直接の動機は、三十八年の大凶作によって小学校児童のなかに就学を困難とする者が生じたことにあったらしい。その内容を明治三十九年（一九〇六）二月に設立された彦部村のそれについてみると、村内の篤志者（八十余名）をもって会員とするしくみで、会員は毎年十銭以上を醵出する義務があるものとし、役員は会長（村長）・副会長（助役）・幹事（庶務と会計）・委員（会議に参与）をもって構成され、その役員会において認定された貧窮児童に対して、学用品・食料・被服を給与または貸与するという方法のものであった。後年の就学援助費制度のさきがけとみてよいものであるが、それを民間の側において実施したところに特色があろう。これに対して、町村においても若干の補助金を出すのが普通であった。この会は、日詰町のように昭和五、六年（一九三〇、三一）ごろまで存続した例もみられるが、その終末については定かでない。昭和二年（一九二七）ごろになると、町村では、新たに「就学奨励費」を支出するようになってきているから、これに伴って自然消滅したものであろうか。

一方、大正期になると「学校後援会」とか「教育奨励会」と称する学校に対する後援団体も出現するようになった。学区内の全戸を会員とするのが普通で、教材・教具等の寄付を中心とした経済的な協力が主であった。たとえば、大正十二年（一九二三）に、片寄小学校後援会では、理科および体操用具を学校に寄付して賞勲局総裁から褒状を受けているが、これはその一端を示すものである。また、このほかでは、水分小学校教育奨励会のように、学童用のからかさを備付けておいて雨天の際に貸出すという方法をとるところもあった（これらの団体は、戦後にな

って新たにPTAが発足すると、発展的に解消するところとなった)。

同窓会活動　ここで同窓会というのは、組織としての会ではなくして、同窓者の親睦を目的として催される会合の称である。その始まりの時期は、学区によってかなり区々であった。たとえば、水分小学校学区の場合は明治二十九年(一八九六)、日詰小学校学区の場合は同三十四年(一九〇一)、佐比内小学校学区の場合は同四十年(一九〇七)というようにである。母校を会場として、運営には主として学生会(中等学校以上の在学者をもって構成)が当たったが、その関係から夏季休業中に行われるのが普通であった。

次に、その内容を明治四十一年(一九〇八)の水分小学校同窓会(第十二回)についてみると、次第は、君が代二唱・奏楽(三番叟)・開会の辞・水分学校同窓会の歌・来賓の演説・会員の演説・会員の紹介・茶菓・余興・閉会の辞・同窓会万歳三唱の順となっており、余興としては、三番叟・奏楽(マーチ)・大神楽・合奏(バイオリンとオルガン)・田植踊・口上切り・神楽・合唱・剣舞・天女の舞・獅子踊・独唱・水分神社祭典の景・薩摩琵琶・参差踊・落語・活人画・大極舞・山車・テコヘン体操・舞踏・羅漢回し・福引きなどが行われている。また、時によっては余興のなかに、徒競争・相撲・柔術・綱引きなどの体育競技を加味する場合もあった。

この集会は、前述のように親睦を主目的としたものであったが、内容的にはレクリエーション的な性格の強いもので、学区民にとっては待望の年中行事でもあった。また、演説(弁論)や芸能発表を通じて学区民に文化的な刺激を与えるという側面もあった。

文化財保護活動　文化財行政に対する動きは、町村段階において、すでに明治末期のころからみられるところであった。同四十三年(一九一〇)に、各町村が県の指導によって管内の史跡調査を実施しているのはその一端である。

次いで、民間においても文化財保護に意を払うようになったが、その最たる現われは、「日詰町老樾保存会」の

誕生であった。これは、同町勝源院境内にある槲（俗に逆槲という）を保存するために、大正三年（一九一四）十月に創立されたもので、会長には勝源院住職の渡辺雲堂が就任した。その事業として、力木や木柵の施設、幹枝の手入れ、除草および施肥、風雪害の予防などの保存方法のほか参観者に対する記念絵はがきの実費頒布も企てているが、これに要する経費は、会員や有志の寄付金と県・郡・町の補助金をもって充てるもくろみであった。これに対して、日詰町では、年額十円の補助金を交付している（県・郡は不明）。ただし、この補助金はどのような理由によるものか大正十四年度から停止されるようになった。おそらくこのころには、保存会も消滅したのであろう。なお、保存の対象となった槲は、昭和四年（一九二九）十二月に至って国の天然記念物に指定されている。

ところが、昭和八年（一九三三）ごろになると、この槲の樹勢がとみに衰えて根本的な措置を講ずる必要が生じてきたため、同年九月には、その保護と同じく勝源院境内にあった「天元観音碑」（実は天元ではなくして嘉元）の保存を目的として、新たに「日詰町史蹟名勝天然記念物保存会」が設立をみるようになった。その内容は前の保存会とほぼ同様で、会長には町長の藤根新太郎が就任し、会員（百円以上を醵出）は百十八名を数えた。同年中には、二百十五円余を投じて樹木の保全作業と施肥および薬剤散布等を実施している。

二、戦時体制下の社会教育

戦時下になると、これまで無統制に発達してきた社会教育団体は、高度国防国家の体制をめざして統合されるようになった。

その先端を切ったのは、青少年団体の統合であった。このことについては、日華事変の進展に伴って各方面で問題にされていたところであったが、昭和十六年（一九四一）一月になると、いわゆる新体制運動の全国的な展開によってその機運が成熟したところから、中央においては、これまでの青少年団体を統合して新たに「大日本青少年

団」を結成するにいたった。

この組織は文部大臣の統轄のもとに、地方長官を道府県青年団の団長とし、青年学校または小学校長を単位団の団長とするもので、満二十歳までの男女青少年（指導者は満二五歳まで）をもって団員とするしくみであった。これによって、当地域においても従来の青少年団体を発展的に解消して、小学校児童と青年学校生徒を主体とした青少年団が発足するようになった。

次いで、婦人団体の統合も行われた。すでに述べたように、戦前においては、各町村に愛国婦人会の分会があり、一部には地域婦人会の結成もみていたが、日華事変が拡大して戦時色が濃厚になってくると、それに加えて各町村に国防婦人会（昭和七年結成）の分会も誕生するようになった。ところが、これらの諸団体はその構成員や活動内容において重複するだけでなく、互に対立抗争する場合も少なくなかった。そのために昭和十七年（一九四二）二月になると、中央部においては、文部省系列の大日本聯合婦人会、内務省と厚生省系列の愛国婦人会、陸海軍省系列の国防婦人会の三団体が統合して、新たに「大日本婦人会」が結成される運びとなり、これに伴って町村段階においても一本化をみるところとなった。

このようにして発足した社会教育二団体は、高等国防国家体制に即応して統一的な活動を次々と展開したが、大日本青少年団の場合は、神祇奉仕・貯蓄奨励運動・軍人援護活動・教養的諸活動・健民運動・国防訓練・勤労奉仕・興亜運動などを主としたし、大日本婦人会の場合は、国体観念の涵養・婦徳の修練・国防思想の普及徹底・家庭生活の刷新と非常準備・次代国民の育成・家庭教育の振興・軍人援助・国防訓練・職分奉公・隣保協力・貯蓄奨励などを主眼とした。これらのうち当地域において特に顕著なのは、軍人援護・国防訓練・勤労奉仕であった。

軍人援護の面では、入営・応召軍人の武運長久祈願祭や壮行式への参列と見送り、慰問文や慰問袋の発送、遺骨の出迎え、公葬への参加、出征兵士や戦死者の家庭に対する慰問と勤労奉仕、傷病軍人の慰問などがあったし、国

防訓練では、避難訓練・消火訓練・竹槍訓練などのほかに、青少年団においては初歩の軍事教練から柔道・剣道・銃剣術・手旗信号・モールス信号・競歩・投てき等の訓練まで実施した。また、勤労奉仕については、出征兵士や戦死者の家庭に対するほかに、食糧増産のための開墾や暗渠排水工事にも従事した。

このように、戦時下における社会教育団体は、国家的統制のもとに組織され、その活動も国家的要請に基づいて集中されるというしくみのものであった。そして、いっさいの指導は上部からの命令形式をもってなされたため、実際の運営は国の下請団体と化するようになり、本来の意味における社会教育の機能はほとんど停止されるにいたった。それゆえ、本史においてはその概略だけにとどめることにした。

なお、昭和二十年（一九四五）六月に至ると、大日本青少年団は「大日本学徒隊」に編成替えされて消滅したし、大日本婦人会も「国民義勇隊」の編成と共に解散となった。

三、戦後の社会教育

(一) 新しい社会教育団体の歩み

青年団体

終戦時には、青年団体は全く存在しなかったわけであるが、それが戦後になると、青年の間に新しい地域青年団体を結成しようとする動きが活発となり、各地において次々と発足をみるようになった。

その状況をまとめると表五―二三のようになるが、これらは、青年たちの自由意志によって自然発生的に生まれたものだけに、日詰町や佐比内・長岡両村のように町村単位に結成されたものもあり、古館・志和・赤石・彦部・赤沢各村のように部落ないしは小学校学区を基盤としたものもあり、あるいは水分村のようにその中間的なものもあって、形態は多様であった。ここに、新しい青年団体の特色をみることができよう。また、戦前と違って男女が

合体で組織されたことも特色の一つであった。なお、同一村内に複数の単位団体が並立するところでは、間もなく、連合体の結成（古館・志和・赤石・彦部）や、統合（水分）によって組織の強化が図られるようになった。

表五―二三　戦後の青年団体一覧表（昭和二〇年代）

町村別	団体名	設立年月日	摘要
日詰町	日詰青年連盟	二二年四月一六日	後に日詰青年会と改称
古館村	上町青年会		
	下町青年会		
	十日市青年会		
	光友会		後に中陣青年会と改称
	古館村青年連合会	二七年四月	連合団体
水分村	水分村青年会	二一年三月	水分村の内宮手と南伝法寺を除く
	宮手青年同志会	二一年	二三年に水分村青年会と合併
	南青年同志会	二一年	二三年に水分村青年会と合併
志和村	志和青年連盟		上平沢小学校学区の内中央部落を除く
	志和青年同志会	二一年	片寄小学校学区の内中央部落を除く
	志和中央新生会		中央部落
	稲藤青年新興会		志和青年連盟より稲藤部落が分離
	滝名川青年会		志和青年連盟より八幡部落が分離
	志和村青年団体連絡協議会	二七年	連合団体

赤石村	犬渕青年会		
	南日詰青年会		
	北日詰青年会		
	平沢青年会		
	平沢青年同志会		
	桜町青年会		
	赤石村青年連絡協議会		連合団体
彦部村	彦部青年会		
	大巻青年会		
	星山青年会		
	彦部村青年協議会		連合団体
佐比内村	佐比内村青年同盟	二〇年九月	二九年四月佐比内村青年会と改称
赤沢村	赤沢農青協		
	北嶺青年会	二三年	北田・遠山部落
	白竜クラブ		赤沢部落
	紫青会	二七年一月	紫野部落（三四年ごろまで存続）
	赤沢村青年会	二一年一月	三、四年で消滅。二八年三月再興
長岡村	長岡村青年会	二四年	

その事業としては、講演会や講習会のようなものもあるにはあったが、どちらかというと、討論会・青年議会・演芸会・家事実習・運動会・野球大会・バレー大会等のように、実践的、活動的なものに重点を志向する傾向が強

かった。また、特異な例としては、水分村青年会の「水分新聞」の発行（タブロイド版月一回）、「水分裁縫女学院」の開設（冬期間全日制）、水稲試験地の設置、文化祭の開催、青年デー（休日）の設定などがあった。総じて、当時の青年会は、戦時体制下からの解放と民主主義の台頭する中で自由と新生の気に満ちていたから、青年会活動との取組みも意欲的なものがあった。

昭和三十年（一九五五）には、紫波町の発足と共に「紫波町青年団体連絡協議会」が結成された。その設立総会は同年の二月十一日であったから、実際は紫波町の誕生にさきがけて結成されたことになる。これには、日詰青年会・古館青年連合会・水分青年会・志和青年連盟・滝名川青年会・稲藤青年新興会・志和中央新生会・志和青年同志会・赤石青年連絡協議会・彦部青年協議会・佐比内青年会・赤沢青年会・北嶺青年会・長岡青年会の十四団体（単位団体一一、連合団体三）が加盟したが、その会員数は約八百名であった。

ところが、このころになると、間もなく青年活動に一つの変化がみられるようになり、新たに職場や同業・同好の仲間によって、各種のサークル活動が展開されるようになったことである。このサークルには、職場や趣味の多様化に伴って、自然発生的に生まれたものと、４Ｈクラブ・農研クラブ・農協青年部のように関係機関の指導によって生じたものの二様があったが、年を追うに従って増加の傾向にあった。（次項の「社会教育的団体の多様化」を参照）。ところが、これとは反対に、地域青年団体の方は次第に低迷の一途をたどるだけであった。これにはいろいろの原因があげられるとしても、会員のサークル活動への志向が大きく作用していていたことは否定できなかった。マンネリ化した行事中心主義の運営は、この新しい欲求の前に行き詰まりの状態に置かれていたのであり、青年活動の流れは、すでに新しい方向を求めて始動しつつあった。

このような事態に直面した紫波町青年団体連絡協議会では、昭和三十六年（一九六一）には会名を改めて「紫波町青年団協議会」と称し、執行体制を強化して単位団体の指導育成に乗り出したが、しかし、その努力も結果的に

は徒労の感があった。

こうして、昭和四十年（一九六五）ごろになると、地域青年団体の大部分は有名無実化して自然消滅の状態となり、わずかに古館・佐比内・赤沢の三団体が活動を続けているだけとなった。これに対して、新生のサークル活動はいっそう活発化する情勢にあった。そのために町の青年団協議会では、青年組織の再編成を企図してこれらのサークルにも加盟を呼びかけたが、これは不調に終わってしまった。サークルの目的が必ずしも青年団協議会の考え方と一致しなかったことや、ともすると社会的政治的活動に走りがちな青年団協議会への反発があったからである。そして、その調整策として打ち出されたのは、新しい連合組織の結成であった。これは、従来の青年団協議会と新生サークルを同等の立場で加盟させることを前提としたものであるが、これによって、昭和四十年（一九六五）七月には、新しく「紫波町青年連絡協議会」の発足をみるところとなった。

その加盟団体は、紫波町青年団協議会（古館青年連合会三八名・佐比内青年会五八名・赤沢青友会二六名）・杉の子会（四七名）・東根山岳会（三七名）・紫波緑の会（四五名）・志和愛農会（三八名）・紫波ダンス研究会（四四名）の六団体であり、会員数は三百三十三名であった。ただし、間もなく青年団協議会は解消されたため、その加盟団体であった古館青年連合会・佐比内青年会・赤沢青友会の三団体は、改めて単独で加盟するようになった。

次に、この連合団体の活動状況を概括的にみると、加盟団体の組織と運営を強化する見地から、リーダー養成に重点を置いて各種の研究集会を開催しているし、それに独自の統一行事も合わせて実施しているが、後者について発足以来のものをあげると、演劇大会・スポーツ集会・町政学習会・青年集会・野外活動集会・ボーリング大会・収穫祭・ダンスパーティー・成人者のつどい・女子青年のつどいなどがある。また、時には平和運動（原水爆禁止運動・平和友好祭・平和都市宣言運動）や、明正選挙運動あるいは政治的実践活動（町議候補者の推薦・町長に対する公開質問等）にまで及ぶ場合もあった。

表五―二四　昭和五十四年現在の青年団体一覧表

A　紫波町青年連絡協議会加盟団体

名称	会員数	名称	会員数	名称	会員数
東根クラブ（水分）	一四	若草の会（彦部）	二五	紫波ダンス研究会（全町）	六
南伝法寺青年会	二三	佐比内青年会	三〇	ふきだまり（演劇）	一九
志和青年愛農会	二〇	赤沢青友会	二四	音楽愛好会（全町）	一一
古館連合青年会		紫波若者会（全町）	一二		

B　紫波町青年連絡協議会非加盟団体

名称	会員数	名称	会員数	名称	会員数
橋本組若者会（日詰）	一六	東明青年会（佐比内）	二三	廿木青年会	一三
寺小路青年会（日詰）	二〇	城山会（二日町）	八二	京友会（南日詰）	
星山青年会	五五	升沢青年会	二三	箱清水青年会	
大巻青年会	二〇	宮手青年会		大成青年会（北日詰）	
犬草青年会		小屋敷青年会	三〇	志和八幡青年部	二〇
西長岡青年会		上松本青年会	二四	稲藤第一青年部	一四
常川青年会	一三	吉水青年会	一八	稲藤第二青年部	二〇
大志田青年会	一五	下松本青年会	三〇	田面木青年部	一七
北沢青年会	八	陰沼青年会	三五	新田青年部	一三
山友会（山屋）	二三	権現堂青年部	二九	岡田青年部	二〇
新山青年部	一七	漆立青年部	一五	越田青年部	一四
牡丹野青年部	一三	十二神青年部	一六	南山王青年部	一〇
中央青年部（志和）	一五	上久保青年部	一八	青和会（平沢）	六三
沢田青年部	一七	丹後青年部	一七		
北田青年部	一〇	犬渕青年会	三五		

さて、昭和四十年代の後半から五十年初頭のころになると、再び部落単位の地域青年団体が各地で結成をみるようになった。といっても、これは親睦団体的な性格の強いものであって、事業としては、わずかに伝承行事（祭り・節分の豆まき・舟っこ流し・花祭り・虫追い・盆踊り）・体育行事・レクリエーション・社会奉仕活動（夜回り・ごみ拾い）・農事研修などの一部を実施する程度のものであった。なお、志和地区の場合は、既存の農協青年部の部落組織を母体として、そのなかで地域青年団体の活動も合わせて行うという方式がとられている。これらの青年団は、大部分は町の青年連絡協議会に加盟していない。

婦人団体　地域青年団体と並んで、地域婦人団体も相次いで新しい出発をみるようになった。これらは、青年団体と異って、いずれも最初から町村単位の結成であった。

その会則に掲げる事業の概目は表五―二五にみられるとおりであったが、総じていうと、男女平等の立場から婦人の社会的地位の向上をめざして自主的な学習活動と積極的に取組み、あるいは、戦後の経済不安に対応して新生活運動（冠婚葬祭の簡素化）の実践的な役割りを果たすなど、その活躍はかなりめざましいものがあった。

表五―二五　戦後の地域婦人団体一覧表

名称	設立年月日	役員構成	事業の概目（会則による）
日詰町婦人会	昭和二四	会長一、副会長二、会計監事二	
古館村厚生婦人会	昭和二二・七	会長一、副会長二、理事四、監事二、評議員八	民生事業の援助、母子保護、婦徳かん養、家庭教育の振興、学校教育と託児教育の援助、政治教育と社会教育、生活指導と家庭経済
水分村婦人会		会長一、副会長四、理事九、監事三	婦人の教養、社会教育、健全娯楽、生活改善、農産活動、若妻活動

志和村婦人会	昭和二六	会長一、副会長二、監事二、理事二二、専門部長五	婦人の一般教養、家庭教育、社会教育、生活指導、家庭経済、母子保護、民生事業援助
赤石村婦人会	昭和二一・四・一	会長一、副会長三、書記一、会計一、理事若干名、監事二	婦人の一般教養、家庭教育、社会教育、生活改善、保健・衛生
彦部村婦人会	昭和二一・一・一六	会長一、副会長三、部長四、監事二、顧問二	婦人の地位向上。地域産業発展。生活改善。家庭教養等のための学習と実践
佐比内村婦人会	昭和二三・四・一	会長一、副会長二、書記一、会計一、監事二、執行部一五	会員の一般教養、生活の合理化、学校教育・家庭教育・社会教育の振興、福利、厚生、援護
赤沢村婦人会	昭和二四・四・一	会長一、副会長二、支部長八、副支部長若干、理事若干、監事二	
長岡村婦人会	昭和二二・三	会長一、副会長一～二、支部長四、運営委員若干、連絡員旧区一、監事二、会計二、書記二	婦人の一般教養、家庭教育・学校教育・社会教育の振興、生活の合理化、福利厚生、援護、慰籍

ところが、昭和二十年代の後半になって各農業協同組合に婦人部が置かれるようになると、農村部においては婦人会の活動内容に変化がみられるようになった。というのは、婦人会と農協婦人部の構成員がほとんど重複する

ところから、その調整を図るため、婦人会の会長か副会長が農協婦人部の部長を兼ねると共に、事業の面においても、これまで婦人会で実施してきたもののうち生活改善と生産活動に関することおよび若妻活動については、これを農協婦人部に移転して両者が分担するという方法がとられるようになったからである。これによって、婦人会の事業は大幅に縮少されることになるが、なかには水分地区のように、農協婦人部中心に運営がなされたため、婦人会は有名無実化して、ついに自然消滅となるところさえもあった。ちなみに、現在（昭和五五年）も婦人会が独立して活動を継続しているのは、日詰・古館の両婦人会だけである。

一方、昭和三十年（一九五五）四月には、紫波町の誕生に伴って「紫波町連合婦人会」が結成された。これには、当初、町内の単位婦人会全部が加入したが、昭和四十四年（一九六九）に至って、水分婦人会だけは前記の事情から脱退するようになった。事業の骨子として①加入単位会の連絡協調及び育成強化②リーダーの養成③資料の刊行、斡旋及び調査④全町的事業の実施などを掲げているが、創立以来の主たる事業としては、婦人問題研究集会・婦人団体リーダー研修会・役員セミナール・幹部研修会・若妻リーダー研修会・婦人大会・婦人体育祭・婦人バレーボール大会・生活工夫展・町民音頭練習会などがある。

少年団体

戦後になって結成された少年団体には、ボーイ・スカウト、ガール・スカウト、スポーツ少年団、地域子ども会などがある。

ボーイ・スカウトのさきがけをなしたのは、昭和二十二年（一九四七）に結成された「日詰ボーイ・スカウト」であった。これは、戦前の「日詰光明健児団」を復活させたもので、発足当時の隊員は約五十名であった。同二十四年（一九四九）五月には、ボーイ・スカウト日本連盟に加盟して「紫波第一隊」と称したが、翌二十五年（一九五〇）には、これを分割して第一、第二、第三の三隊に改編し、さらに同二十七年（一九五二）には第五隊を加えて全部で四隊（隊員数七〇名）となった。

一方、昭和二十五年（一九五〇）八月には、志和村（上平沢・稲藤）にもボーイ・スカウトが結成された。これは、「紫波第四隊」とされ、隊員数は三十名であった。ところが、その後になると、両地区とも次第に隊員の減少が目立つようになった。そのため、まず志和村の第四隊が消滅し、次いで日詰町においても第二、第三、第五の三団（当時は「隊」を「団」と改称していた）を解消して第一団を残すだけとなった。この衰微の後をうけて、昭和四十三年（一九六八）二月には古館地区に、同四十五年（一九七〇）七月には水分地区に、それぞれ新団が誕生をみるようになった。

前者は「紫波第二団」と称して団員数は三十名、後者は「紫波第三団」と称して団員数は十八名であった。これによって、再び活況を呈するかと思われたが、しかし、これらも四、五年後には自然消滅の状態となってしまった。こうして、現在（昭和五五年）は日詰地区の紫波第一団が存続するだけとなったが、その不振の最大の原因は、後継リーダーを確保できないことにあった。

ガール・スカウトでは、日詰町のそれが唯一のものであった。昭和二十三年（一九四八）五月の結成で、初め「日詰ガール・スカウト」と称したが、翌二十四年（一九四九）にガール・スカウト日本連盟が発足すると、それに加盟して「岩手第一隊」「岩手第二隊」「岩手第三隊」と命名された。その総隊員数は五十七名であった。このように、県下にさきがけて発足したガール・スカウトであったが、昭和二十八、九年ごろになると、後継リーダーが続かないために自然消滅のかたちとなってしまった。しかし、昭和四十四年（一九六九）ごろには再び結成の気運が高まるようになり、翌四十五年（一九七〇）二月には、「岩手第十一団」（団員数二一名）として再発足するにいたった。

スポーツ少年団は、青少年の体育振興をめざして戦後新たに発生をみたもので、その育成指導組織として「日本スポーツ少年団本部」が設立されたのは、昭和三十七年（一九六二）のことであり、次いで翌三十八年には県本部

も発足をみるようになった。このような大勢のなかで、当町内に初めてスポーツ少年団が結成されたのは、昭和四十二年（一九六七）になってからのことであった。長岡地区の「長岡野外活動スポーツ少年団」と「朝日野球スポーツ少年団」の二団体がそれである。次いで、佐比内を初め各地区においても結成をみるようになり、五十年代の前半には二十団体を数えるまでになった。

その概要は表六―二六のとおりであるが、種目としては野球・ソフトボール・卓球・サッカー・剣道・柔道・スキー・野外活動などを、単一または複合で実施しており、なかには日詰サッカースポーツ少年団のように、県大会や東北大会で優勝（昭和五二年）するものもあった。スポーツの振興と共に青少年の健全育成の面からもその重要性が認識されるようになり、一部の地区（片寄・水分）では育成会も結成されている。また、昭和四十八年（一九には、町の育成指導組織として「紫波町スポーツ少年団本部」も設立された。

表五―二六　スポーツ少年団一覧表（昭和五五年現在）

団名	結成年度	団員数			指導者数			実施種目
		男	女	計	男	女	計	
長岡野外活動スポーツ少年団	昭和四二							（消滅）
朝日野球スポーツ少年団	同　四二							（消滅）
佐比内スポーツ少年団	同　四四	三一	四	三五	六	○	六	野球
水分剣道スポーツ少年団	同　四七	七	二八	三五	四	○	四	剣道
水分柔道スポーツ少年団	同　四七	一一	○	一一	三	○	三	柔道
日詰剣道スポーツ少年団	同　四八	一一	一三	二四	二	○	二	剣道・スキー・キャンプ
日詰柔道スポーツ少年団	同　四八	一六	四	二〇	四	○	四	柔道
日詰卓球スポーツ少年団	同　四八							（消滅）
片寄スポーツ少年団	同　四八	五五	三二	八七	一〇	○	一〇	野球・ソフト・剣道

赤石ソフトスポーツ少年団	同	四八	二六		一一	三七	六	○	六	ソフト
日詰サッカースポーツ少年団	同	四九	二〇		○	二〇	二	○	二	サッカー
日詰野球スポーツ少年団	同	五〇	一一		○	一一	六	○	六	野球
赤石スキースポーツ少年団	同	五〇	一二		九	二一	六	○	六	スキー
紫燦剣道スポーツ少年団	同	五〇	九		四	一三	一	○	一	剣道
古館小柔道スポーツ少年団	同	五二	二〇		四	二四	二	○	二	柔道
上平沢スポーツ少年団	同	五二	四二	四三	九	八五	一四	七	二一	野球・ソフト
星山スポーツ少年団	同	五二	二〇	一八	四	三八	一六	○	一六	野球・ソフト・キャンプ
赤沢スポーツ少年団	同	五三	二三	一〇	四	二三	五	一	六	野球・ソフト・スキー
水分野球スポーツ少年団	同	五四	一六	○	九	一六	六	○	六	野球
赤石剣道スポーツ少年団	同	五四	二六	七	四	三三	四	○	四	剣道

地域（部落）子ども会は、最初に小学校の校外組織として発足した。したがって、その指導も学校教育の中に位置づけられていたが、しかし、これには教員の労働条件からくる制約があったし、事故発生に伴う災害補償などの点で問題があった。そのために昭和三十年代の後半になると、社会教育の領域としてＰＴＡが育成母体の役割りをになうようになった。ところが、これにもまた難点があった。というのは、有志指導者を得がたいことや補導の中心となる部落ＰＴＡ役員が順番制であるために要領を得ないことなどが原因して、ともすると活動が消極的、形式的になりがちであったことである。

そこで、町教育委員会では、昭和四十五年（一九七〇）から、計画的に指導者の養成を進めてきたが、その結果、次第に改善の方向がみられるようになった。とはいっても、大勢としては長期休業中の活動が主であって、通年的な活動を志向している子ども会はごく少数に過ぎない。なお、昭和五十三年度には、町内の地域子ども会百四団体に対して、町教育委員会から会旗が交付された。

ＰＴＡ

戦後新しく発足して社会教育関係団体とされたものに、アメリカ占領軍の勧奨によって生まれたＰＴＡ（父母と先生の会）がある。当地域においては、昭和二十三年（一九四八）度中には大部分の小・中学校で結成をみているが、日詰小・中学校ＰＴＡ（昭和二十四）や古館小・中学校ＰＴＡ（昭和二十五）のように若干おくれて設立されたところもあった。

この団体は、父母と教師とが協力して、家庭と学校と社会における青少年の幸福な成長を図ることを目的としたものであるが、創立当初の実態は、これとはほど遠いもので、どちらかといえば教育財政の後援団体的な性格の強いものであった。これには、およそ二つの背景があって、その一つは戦後の混乱期において急速に結成された関係から、その本質を理解する努力が不十分であったため、戦前から戦中にかけて存在した学校後援会ないしは教育奨励会の看板の書き替え程度にしか認識されておらなかったことである。また、他の一つは当時、いわゆる六三制の施行に伴って教育費の需要が急激に増加をみていたにもかかわらず、町村の教育財政が貧弱なためそれに応じきれないという事情があったことである。このようなことから、ＰＴＡは、やむなく学校の施設・設備の不足を補うための役割りをになうことになったのである。

このような情勢のなかで、昭和三十年（一九五五）九月には、「紫波町ＰＴＡ連合会」が結成された。これは紫波町内の全ＰＴＡをもって組織されたものであるが、その誕生は低迷期におけるＰＴＡ活動にとって一つの転機的な意義をもつもので、その中心事業である研究大会の機会をとおして、ＰＴＡの本来的なあり方に対する自覚が次第に高まっていったからである。もちろん、これをもたらした背景には、単にそれだけではなくいろいろの要因があるにはあったが、町ＰＴＡ連合会の活動もまたその一因をなしたことは事実であった。

こうして、ＰＴＡは、徐々に新しい方向を歩むようになった。それは財政後援団体的な体質から脱皮して、ＰＴＡ本来の姿である地域の教育課題を解決するための実践活動と取組むことをめざしたものであったが、問題となっ

た教育費の父母負担は、教育財政の増強と共に次第に解消されつつあるし、実践活動の面でも、表五―二七にみられるような内容をもって、おもむろに実績をあげている。

表五―二七　紫波町内ＰＴＡ活動状況一覧表（昭和五三年度）

名称	会員数	予算額	活動計画の概目
日詰小学校ＰＴＡ	正　一六〇 準　三四〇	八〇三千円	ＰＴＡ会報と文集「ひづめ」発行　研修旅行　講演会　事故防止　安全指導　水泳当番　運動会参加　プール清掃　校舎内外の清掃　体力づくり
古館小学校ＰＴＡ	四一八	三九二千円	環境整備作業　通学路の点検と標識整備　学校保健計画策定に参加　子ども会リーダー講習会　研修旅行　講演会　会報・文集・親子文集の発行
水分小学校ＰＴＡ	一五八	二〇四千円	読書活動（親子読書・部落読書）　子ども会育成（子ども菜園と花だんづくり・サイクリング・楽しみ会・キャンプ・もちつき会・読書会・ラジオ体操・勉強会・書初め会・長期休み作品展）講演会　研修旅行　体力づくり（スポーツ少年団育成・サイクリング・朝おきマラソン・水泳大会・スキー大会・組立ゲレンデ活用）
上平沢小学校ＰＴＡ	正　一四三 準　三七七	三六一千円	父親学級　祖父母学級　スポーツ少年団への協力　読書指導への協力　地区懇談会　環境整備作業　子ども会の育成　校外指導父母学習会　会報「滝名川」の発行　歯みがき運動　会員レクリェーション　交通安全教室への協力　児童の健康と衛生管理の研究
片寄小学校ＰＴＡ	正　一五〇 準　三〇〇	三六四千円	講演会　研修旅行　親子読書運動　文集発行　子ども会の育成　遊びの指導　スポーツ少年団の育成　部落懇談会　子ども会リーダ研修会　運動会への協力　環境整備作業　交通安全指導　水泳監視　スケートリンク特設　廃品回収　学級懇談会　レクリェーション　学習会

赤石小学校ＰＴＡ	正　二九五 準　五〇〇	六六九千円	環境整備作業　実践発表会　会報と文集「あかいし」の発行　研修旅行　講演会　地区懇談会　交通安全指導　遊び場の整備　通学路の清掃　子ども会の育成　球技大会　水難救助法講習会　冬季スポーツ用品のおゆずりセール　学校給食の実態調査　米飯給食研究会
彦部小学校ＰＴＡ	正　八〇 準　二二五	二二四千円	環境整備作業　研修旅行　父親学級　レクリェーション　親と子の野外活動　会誌の発行　教育振興運動実践発表会　子ども会活動の交流　救助法講習会　水泳監視当番　地区ＰＴＡ活動の推進
星山小学校ＰＴＡ	正　七〇 準　一六五	二六八千円	研修旅行　父親学級　文集発行　水泳監視　子ども会育成　交通安全教室　自転車免許テスト　部落懇談会　勤労感謝祭　雪すべり大会
佐比内小学校ＰＴＡ	正　九五 特　二六五	二五二千円	講演会　会報と文集の発行　通学路点検　交通安全指導　校外生活指導　校庭整備　校舎内外清掃　体育施設整備　研修視察
赤沢小学校ＰＴＡ	正　一〇二 準　二七八	二二〇千円	授業参観日の設定　各種研究会・研修会への参加　講演会・部落懇談会の開催　学校行事への協力　部落子ども会の育成
長岡小学校ＰＴＡ	正　一二六 賛　二七四	三一〇千円	環境整備　研修旅行　講演会　広報活動　学校行事への協力　安全対策　子ども会の育成（生産活動・奉仕活動・親子体力づくり・親子読書・リーダー研修会）
紫波第一中学校ＰＴＡ	四六〇	八五二千円	スポーツレクリェーション大会　地区懇談会　環境整備作業　会報「城山」の発行
紫波第二中学校ＰＴＡ	正　三二〇 賛　一、二〇〇	一、一三四千円	授業参観　地区懇談　会報の発行　講演会　研修視察　環境整備作業　地区対抗球技大会　文化祭への参加　校外生徒指導　ＰＴＡ図書の貸出し
紫波第三中学校ＰＴＡ	二九〇	四四八千円	講演会　高等学校見学　会報の発行　環境整備作業

体育団体

戦後の体育団体は、まず、「紫波郡体育会」（昭和三十一年に紫波郡体育協会と改称）の結成から始まった。昭和二十一年（一九四六）七月のことである。これは、当初スポーツ愛好者の同好会的な性格をもって発足したもので、町村単位の下部組織はまだ成立をみていなかった。それが翌二十二年（一九四七）になると、本格的な実践団体をめざして組織の確立をはかることになり、この動きに呼応して当地域においても、翌二十三年（一九四八）から、各町村に単位体育協会（最初は体育会とか体育部と称したところもある）の結成をみるようになった。

一方、昭和二十五年（一九五〇）ごろには、日詰・水分・志和・彦部・佐比内・赤沢・長岡の各町村に剣道協会も設立されていた。これらは、同年に結成された「紫波郡剣道協会」に加入している。また、古館村には「相撲協会」が設立されて、昭和二十六年（一九五一）に「紫波郡相撲連盟」が発足するとそれに加入している。当時、町村段階の社会体育は、青年団体を中心に推進されていたが、これらの諸団体の誕生によって、その範囲は一般成人層にまで拡大するようになり、新しい体育行事として町村民運動会も開催されるようになった。

昭和三十年（一九五五）十一月には、紫波町の発足に伴って新たに「紫波町体育会」が結成された。これによって、旧町村単位の体育協会は発展的に解消され、代わってそれぞれの地区に支会が置かれることになった。この体育会には、最初に、陸上競技・野球・卓球・バレーボール・庭球・ソフトボール・バトミントン・柔道・剣道・相撲・水泳・自転車競技・山岳・スキー・スケートの十四部が設けられたが、昭和四十八年（一九七三）にはこれに銃剣道部を加え、さらに同五十一年（一九七六）には自転車競技・山岳・バトミントンの三部を廃して、バスケットボール・オリエンテーリング・サイクリング・弓道の四部を新設するなどの改正があった。

事業としては、当初の町民体育祭（昭和五十二年から町民運動会と改称）をはじめ、野球・バレーボール・ソフトボール・卓球・柔道・剣道・スキー等の町内大会や、町民登山の開催および各種の郡・県大会に対する選手派遣

が主たるものであったが、昭和四十年代の後半になると、それにスポーツ少年団やスポーツクラブの育成指導、各種スポーツ教室の開設、指導者講習会の開催なども加わるようになり、さらにはサイクリングやオリエンテーリングの新種目も登場して、その事業分量は急激に増加の一途をたどるようになった。

これら事業の大部分は、町教育委員会からの委託によるもので、従来から体育会の事務は教育委員会事務局職員が兼務で執行するという方法がとられてきたが、この事業分量の増大に伴って、係員も次第に増員されるようになった。

ところで、昭和五十一年（一九七六）になると、体育団体に一つの変化が生ずるようになった。これまで郡市対抗で実施されていた岩手県民体育大会は、昭和五十年から一部の種目を除いて市町村対抗に切替えられることになった。そのねらいとするところは、市町村単位の組織を強化してスポーツ人口の拡大を図ることにあったが、これに伴って、郡段階の体育協会はほとんど存在の意義を失うようになった。そこで、この事態に即応するため、翌五十一年四月には、郡の体育協会を解散すると共に町村の体育会を体育協会と改称して再出発することになったのである。これによって、紫波町体育会も「紫波町体育協会」と改められるようになった。

また、それと同時に、種目別の組織を育成して内部体制の強化を図ることになったが、それを昭和五十五年（一九八〇）現在でみると、バレーボール・スキー・柔道・剣道・相撲・庭球・銃剣術・陸上競技の八協会と、卓球・バスケットボール・オリエンテーリング・弓道の四クラブが結成されている。なお、昭和五十四年（一九七九）には、これまでの支会を地区体育会と改称するようになった。

文化団体

戦後に発生した文化団体には、協会形式のものから同好者クラブ的なものまであり、内容的にも郷土芸能・文学・音楽・日本舞踊・華道・社交ダンス・演劇・美術・園芸などの諸般にわたってかなり多彩であった。ことにも昭和四十年代の後半以降になると、民謡・民踊（郷土舞踊）・三味線・大

正琴などのグループが各地で結成をみるようになり、それに公民館事業を母体として発足した、菊作り・盆栽・書道・絵画・詩吟などのグループも加わって、いっそう多様化の傾向を強めるようになった。

協会形式の文化団体としては、日詰文化協会・日詰文化懇話会・古館文化協会がある。日詰文化協会は、すでに戦前からあったものを復活したもので、演劇と詩の朗読が活動の中心であった。日詰文化懇話会は、日詰青年連盟の終了者をもって、昭和二十八年（一九五三）に結成されたもので、例会（文化講演会や時事放談等）のほかに、演劇の発表や子ども運動会なども実施した。古館文化協会は、昭和二十八年に結成されたもので、青少年の育成と文化活動が主たる目的であったが、わずか二、三年で有名無実の状態となった。

郷土芸能団体は、まず「紫波郡芸能保存会」からはじまった。これは、昭和二十八年（一九五三）八月に結成されたもので、当地域からは山屋田植踊・彦部田植踊・新田田植踊・赤沢田植踊・佐比内田植踊・桜町田植踊・南日詰大神楽・北日詰大神楽・沢田大神楽・彦部大神楽・前郷大神楽・栃内大神楽・赤沢神楽・稲藤神楽・星山神楽・紫野鹿踊・宮手鹿踊・平沢鹿踊・四つ堰鹿踊・犬吠森念仏剣舞・彦部奴踊などのグループと民謡愛好者が加盟した。それが、昭和三十三年（一九五八）になると、あらためて新町村単位に保存会を結成することとなり、本町においても前記のグループや愛好者をもって「紫波町芸能保存会」が設立された。

これより、本町の郷土芸能は、この保存会を中心に展開されることになるが、この会は、その後、二度にわたって改変を行っている。すなわち、昭和四十八年（一九七三）には、加盟グループごとに単位保存会を結成して組織の強化が図られたし、翌四十九年（一九七四）には、これまでこの会の一領域として取扱われてきた民謡部門を分離して新たに「紫波町民謡同好会」を設立するようになった。このような過程のなかにあって、構成グループのなかには後継者難から途中で消滅するものも少なくなかった。桜町田植踊・赤沢田植踊・大巻田植踊・佐比内田植踊・新田田植踊（岡田田植踊に吸収）・栃内大神楽・北日詰大神楽（南日詰大神楽に吸収）・星山神楽・彦部奴踊が

それである。

また、その反面、新規に加入するものもあって、現在(昭和五五年)では山屋田植踊・彦部田植踊・遠山田植踊・岡田田植踊・南日詰大神楽・沢田大神楽・中陣大神楽(前郷大神楽の改称)・彦部大神楽・赤沢神楽・稲藤神楽・紫野鹿踊・二日町鹿踊・宮手鹿踊・平沢鹿踊・四つ堰鹿踊・犬吠森念仏剣舞・蔭沼奴踊・舟久保さんさ踊・権現堂さんさ踊の十九団体をもって構成されている。主たる事業としては、毎年実施の郷土芸能祭がある。

なお、紫波町民謡同好会のほうは、その後、民踊(郷土舞踊)と三味線のグループも吸収するようになり、昭和五十五年現在では紫波町民謡教室・城山民謡教室・池田会日詰教室・池田会星山教室・平沢民謡教室・高木民謡愛好会・南日詰民謡教室・犬渕民謡愛好会・犬吠森民謡教室・遠山民謡教室・桂友会日詰教室(三味線)・志和成美会(三味線)・片寄三味線同好会・紫波三味線同好会・彦部三味線同好会・長岡三味線同好会・鎌田静香民踊教室・朝日電機民踊クラブ・彦部民踊同好会・四つ葉会(民踊)の二〇グループを数えるにいたった。

文学関係では、俳句の会の春風会と赤石俳句会がある。このうち春風会は、大正三年(一九一四)に創立された紅葉会(創立者鎌田松華＝たか)の流れを汲むもので、この紅葉会の跡を受けて昭和二十一年(一九四六)に櫛会(かしわ)が設立されたが、その後身として同三十年(一九五五)に結成されたのが春風会であった。例会のほかに機関誌の発行も行っている。赤石俳句会は、昭和三十四年(一九五九)に設立された。

音楽関係では、昭和二十年代に結成されたものに、管弦楽のニューライト・ミュージック(日詰・二二年結成)と琴の日詰雅玄会(二六年結成・指導者宇夫方雅玄)がある。次いで三十年代には、謡曲の松風会(日詰・三七年結成・指導者村谷美保、平井花)と合唱のドレミの会(日詰・三八年結成・指導者菱川貞三郎、鈴木雄三)が結成された。また、四十年代から五十年代にかけては、三曲合奏の紫波町三曲会(四四年結成)、吹奏楽の紫波音楽愛好者、合唱の志和コーラスグループ(指導者門前久之進)、水分コーラスグループ(指導者門前久之進)、山びこ会

コーラス部（赤石）、詩吟の古館詩吟グループ（指導者加藤憲太郎）、紫波詩吟愛好会（五四年結成・指導者簇福サキ子）、紫波吟詠会（四八年結成・指導者吉田四五郎）、大正琴の琴城流大正琴同好会片寄支部（五〇年結成・指導者佐藤経雄）、上平沢支部（五〇年結成）、同升沢支部（五五年結成）、古典大正琴岡田同好会、同越田支部、彦部正琴同好会などが結成された。

日本舞踊の団体としては、昭和二十四年（一九四九）結成の西喜会（日詰・指導者西川喜代定（きよさだ））・同三十七年（一九六二）結成の藤間流日詰会（代表者堀内ミツ）・同四十八年（一九七三）結成の赤石水木会（指導者高橋エイ子）がある。

華道の師匠として昭和五十五年現在で活躍中の人に、池の坊の森田朋子・熊谷マサエ・高舘栄子、小野寺京子、小原流の大信田その子・八重畑順子・木村豊静・玉山節子、川守田ウメ、草月流の佐藤絹子・藤原真智子、安達流の簇福真留子、竜生派の中村ユリノがあるが、これらの師匠のもとにそれぞれ門下のグループが形成されている。

社交ダンスのグループには、昭和四十年（一九六五）に結成された紫波ダンス研究会がある。

演劇については、前述の日詰文化協会や日詰文化懇話会のほかに日詰青年連盟・赤沢青年会等でも実施した例があるが、単一の団体としては、昭和四十九年（一九七四）に結成された紫波演劇同好会（後にふきだまりと改称）が唯一のものであった。

美術関係では、佐比内リボンフラワー同好会（四九年結成・指導者小野寺ノリ子）・刻字教場（四八年・指導者中村勇）・紫波写真クラブ（四九年結成・指導者西島達也）・紫波町書道自治会（五五年結成・指導者吉丸竹軒）・紫泉会（日詰・書道・　年結成・指導者吉丸竹軒）・紫波町書道協会（五〇年結成・師範の会）・紫波町日本画自治会（四九年結成・指導者伊藤寿）・モーヴ会（洋画・五一年結成・指導者雷久保巌）などがある。

園芸関係の文化団体としては、昭和四十六年（一九七一）結成の紫波菊作り趣味の会と、同四十九年（一九七四）

結成の紫波町盆栽同好会（代表者原六之助）があるが、前者は同四十八年（一九七三）にいたって紫波菊香会（代表者工藤協悟）と改称している。

類似団体

戦後に成立した団体のなかには、これまでに述べた社会教育関係団体以外にも社会教育的な機能をもつものが少なくなかった。農業協同組合青年部・同婦人部・商工会青年部・同婦人部・農村青年クラブ・若妻会・老人クラブ・生活改善グループ・施設利用グループなどがそれであるが、ここでは、便宜上、これらを一括して類似団体と呼称することにする。

農業協同組合の青年部と婦人部は、農協運動の実践組織として、前者は昭和二十九年（一九五四）、後者は同二十六年（一九五一）から翌二十七年にかけて、いっせいに創立されたものであった。それが、その後の農協合併に伴って自動的に変化しながら、紫波町農業協同組合と志和農業協同組合の二系列に整理されるにいたった。農協の実践活動に協力するとともに、農業技術・農業経営・生活改善等についての学習活動とも取組んでいる。

商工会系列の青年部・婦人部としては、紫波町商工会あり、前者は昭和三十九年（一九六四）四月、後者は同四十二年（一九六七）四月に結成された。商工会の活動に協力するとともに、それぞれ独自の事業を行っているが、その主たるものとして、青年部では例会・先進地視察・社会奉仕（清掃等）・夜市の開設があり、婦人部では各種講習会・先進地視察・婦人部だよりの発行などがある。

農村青年クラブは、通称を4Hクラブと呼ばれている。その活動がわが国で始められたのは昭和二十三年（一九四八）からであったが、当地域においても、二十五、六年ごろから農業改良普及所の指導によって各地で設立をみるようになった。昭和三十年（一九五五）九月には、これらの連合体として紫波町農村青年クラブ連絡協議会が結成されたが、当初の加入クラブは二十五を数え、会員数は三百八十六名におよんだ。ところが、その後になると次第に減少の方向をたどるようになり、昭和四十五年（一九七〇）ごろには、わずかに七クラブを数えるまでになっ

た。そして、昭和五十五年現在では、六クラブで構成される状況である。連絡協議会の発足以来の主たる事業としては、農村問題研究集会・研究発表大会・農業新世代のつどい・クラブ研修会・明日を担う農業青年のつどいなどがあり、このほかに全国・県・紫波地方のクラブ大会等に会員を派遣している。また、単位クラブのプロジェクト活動は、初め個人プロジェクトが中心であったが、昭和三十四年（一九五九）から地域開発を主とした共同プロジェクトに発展するようになった。

若妻会は、昭和三十八年（一九六三）ごろから始まった。その最初は、公民館事業の女子青年若妻活動家研修会の受講者を中心として結成されたものであるが、それが次第に地域の若妻集団として一般化するようになり、昭和五十五年現在では二十七団体（会員数一一〇四名）を数えるまでになった。その組織形態には、部落を単位として単独に結成されているものと、婦人会または農協婦人部の内部組織として設置されているものの二様があるが、後者の場合も部落ごとに下部組織が置かれている。

活動内容はかなり区々であるが、総じていうと、各種の学習会（講習・実習・教室）をはじめとして、スポーツ（主としてバレーボール）・レクリエーション・親睦会（新年会・年祝・花見・さなぶり・いものこ会・農業祭・忘年会等）・研修旅行などが多く、会によっては奉仕活動・物品販売・交換会・交通安全運動・伝統行事（虫祭り等）・機関誌発行などを実施しているところもある。

老人クラブのさきがけをなしたのは、昭和三十七年（一九六二）に結成された佐比内百寿会（提唱者松坂賢三）であった。老人福祉法が制定される一年前のことである。それが次第に各地にも波及するようになり、昭和四十一年（一九六六）にはその連合体として「紫波町老人クラブ連合会」が設立されるにいたった。ちなみに、昭和五十五年（一九八〇）現在のクラブ数は六十四（会員数三三一六名）である。その性格上、慰安旅行・レクリエーション・親睦会などが事業の中心をなしている。

生活改善グループは、農業改良普及所の指導によって発生した農村婦人の研修団体である。その始まりは昭和三十年ごろであったらしいが、記録の上では、同三十七年（一九六二）結成のみづほ会（中島）が初見であり、それ以前のことは定かでない。昭和五十五年現在で農業改良普及所に登録されているのは十グループ（会員数九七名）である。それぞれ、共同の学習課題を設定してプロジェクト活動と取組んでいる。

表五―二八　類似社会教育団体一覧表（昭和五五年現在）

区分	団体名（地区名・会員数）
農協青年部	紫波町農業協同組合青年部（三一九）　志和農業協同組合青年部（二八五）
農協婦人部	紫波町農業協同組合婦人部（二、四七九）　志和農業協同組合婦人部（七八〇）
商工会青年部	紫波町商工会青年部（四〇）
商工会婦人部	紫波町商工会婦人部（一五〇）
農村青年クラブ	紫波4Hクラブ（水分・一五）　志和青年愛農会（片寄・一〇）　赤石農業研究クラブ（一八）　若草の会（彦部・一三）　赤沢果樹農業研究クラブ（三〇）　紫波東部農業研究クラブ（長岡・一六）　紫波町農村青年クラブ連絡協議会（一〇二）
若妻会	志和婦人会若妻会（三〇八）　佐比内婦人会若妻部（五六）　赤沢婦人会若妻会（八一）　長岡婦人会若妻部（七八）　紫波町農業協同組合水分支部若妻会（一三八）　下町若妻会（三〇）　十日市若妻会（一〇）　上町若妻会（三六）　中陣若妻会（三六）　平沢上通若妻会（一三）　平沢上通第二若妻会（一〇）　平沢中通若妻会（一二）　平沢北通若妻会（一〇）　桜町若妻会（八）　大日堂若妻会（一一）　大成若妻会（一二）　箱清水若妻会（八）　京田若妻会（一二）　小路口若妻会（二〇）　蔭沼若妻会（一三）　甘木ひまわり会（八）　犬渕第一若妻会（一五）　犬渕第二若妻会（七）　彦部若妻会（二四）　大巻若妻会（四〇）　つくし会（彦部・二三）　紫波東部若妻会（六五）

老人クラブ	（日詰）かしわ会（四八）　桜会（六二）　やよい会（七二）　第二かしわ会（四一）　（古館）白寿会（五三）　睦会（五四）　あけぼの会（六八）　古城会（三九）　（水分）東根会（四六）　升沢親睦会（四六）　南伝法寺福寿会（五二）　南伝法寺常緑会（五一）　万年寿会（四二）　宮手長寿会（九七）　下松本長命会（五二）　小屋敷長栄会（七〇）　（志和）牡丹野老人クラブ（五〇）　稲藤第一老人クラブ（五一）　稲藤第二老人クラブ（五三）　若鶴会（五一）　寿会（五七）　福寿会（五四）　菊の会（五〇）　老寿会（五〇）　和光老人クラブ（五二）　中央長楽会（五六）　新田高砂会（三五）　権現堂長寿会（四八）　沢田長栄会（五〇）　丹後長寿会（四六）　北田福寿会（四〇）　十二神老人クラブ（四三）　越田長寿会（五〇）　上久保松鶴会（三四）　岡田親和会（四〇）　南山王長寿会（三〇）　（赤石）白寿会（五三）　長生会（五一）　平沢長寿会（四八）　平沢寿明会（五一）　梅木会（五六）　福寿クラブ（五六）　犬渕老友会（四八）　（彦部）松寿会（五七）　白光会（六〇）　寿会（五三）　寿栄会（七〇）　（佐比内）百寿会（四九）　長寿会（七三）　寿恵会（五七）　睦老人クラブ（四五）　めぐみ老人クラブ（五一）　（赤沢）第一白寿会（七三）　第二白寿会（五二）　第三白寿会（五七）　第四白寿会（五五）　遠山老友会（四四）　きさらぎ会（五五）　（長岡）犬草長命クラブ（四七）　栃内老友会（三三）　栃内長寿クラブ（三八）　老睦会（五〇）　東クラブ（四二）　紫波老人クラブ連合会（三、三一六）
生活改善グループ	NTグループ（彦部・一五）　木戸脇グループ（九）　あざみ会（犬吠森・一三）　たんぽぽグループ（二日町・七）　みづほ会（中島・四）　越田グループ（九）　片寄みづほグループ（一二）　さつきグループ（片寄・七）　ばっけの会（片寄・一三）　すみれグループ（南日詰・八）
施設利用グループ	紫波町勤労青少年ホーム自治会（生花クラブ（二六）　和裁クラブ（一〇）　料理クラブ（二〇）　茶道クラブ（一二）　着付けクラブ（二四）　ダンスクラブ（二六））

施設利用グループとしては、昭和五十四年（一九七九）十二月に結成された「紫波町勤労青少年ホーム自治会」がある。これは、同ホームの登録者をもって組織（任意加入）するものであるが、その内部には活動単位として各種のクラブ（同ホーム開設の講座を母体とする）が置かれている。そして、これらのクラブは独自に活動を展開す

るとともに、会自体も共通事業として文化・教養・体育に関する諸行事や、親睦会等を実施するしくみとなっている。

(二) 社会教育施設の整備

戦後における社会教育は、公民館を主軸として展開されることになる。その公民館は、昭和二十一年(一九四六)七月に、文部省の提唱によって始まったわが国独自の総合的な社会教育施設であった。それが同二十四年(一九四九)六月公布の社会教育法によって正式に制度化されるようになると、当地域においても、翌二十五年(一九五〇)から二十八年(一九五三)にかけて各町村で設置をみるようになった。とはいっても、その大部分は、役場への併設であって、つまり、専用の施設(建物)をもたないいわゆる「青空公民館」であった。

当時の窮迫した地方財政では、独立公民館を建設する余裕がなかったからである。そのために実際の活動は、学校等の施設を利用して実施される状況であった。ただし、赤石村公民館(二五年設置)だけは、初めは空家の民家(旧岩動医院)を代用し、次いで赤石産業会館に併置(二九年)された関係から、不十分ながらも専用の集会施設をもつことができた。なお、日詰町の場合は旧馬検場の建物を補修して公民館にする計画であったが、当時はまだ施設費に対する国庫補助の見通しがつかなかったところから、これは将来の課題として保留となり、当該建物はとりあえず公会堂に転用されることになった。このような関係から、日詰公民館(二八年設置)の場合は、公会堂に対する依存度が大であった。

昭和三十年(一九五五)になって紫波町が発足すると、旧町村当時の公民館は地区公民館(この名称使用は翌三十一年から)としてそのまま存置され、次いで翌三十一年には新たに中央公民館が設置された。つまり、中央公民館と地区公民館の二本立て制がとられたのである。ところが、この新設中央公民館(町教委事務局に併設)もまた施設をもたない名目だけの公民館であったから、実際の活動は町公会堂(旧日詰町公会堂)や、日詰小学校を利用

して実施されたが、これでは中枢機関としての機能を十分に発揮できないところから、独立中央公民館の建設は、町勢発展計画上の重要課題の一つとされていた。

その独立公民館がようやくにして実現をみたのは、昭和四十二年（一九六七）一月のことであった。日詰字下丸森二十四番地にある現在の施設がそれである。これは、公民館（六三四㎡）のほかに体育館（一〇七一㎡）と管理舎（八四一㎡）をも合体したもので、建物の延べ面積は二千五百四十六平方メートル（敷地面積四一四二㎡）、総工事費は九千五十万円であった。これによって、本町の社会教育施設は飛躍的な充実をみるにいたったが、さらにその管理・運営体制を確立するため、町教育委員会事務局をここに移転すると共に、新たに専任の公民館主事も置かれるようになった。

また、これまでの中央公民館と地区公民館の二本立て制を廃止して、これを一本化する措置がとられ、新設の公民館を「紫波町公民館」の本館とし、従来の地区公民館はその分館とされたのである。なお、志和地区公民館の場合は、上平沢と片寄に分館が置かれていたが、この改正に伴って、両分館はあらためて紫波町公民館の分館となった。

次に、社会教育施設の一翼である図書館についてみよう。旧町村時代には、各町村に公立の図書館が小学校に併設されていたことはすでに述べたが（古館村においても戦後になって設置）、これらは、紫波町の発足と同時に各地区公民館において管理するところとなった。これに対して、昭和三十八年（一九六三）三月になると、中央公民館に「胡堂文庫」が新設されるようになった。これは、本町の名誉町民である野村胡堂が、町役場新庁舎の落成を記念して寄付された図書約五百冊（主として自著本）と、基金二百万円をもって開設されたもので、その維持管理に当たっては、基金（定期預金化）から生じた収益をもって運営費に充て、不足分は町費で補充するという方法がとられた。

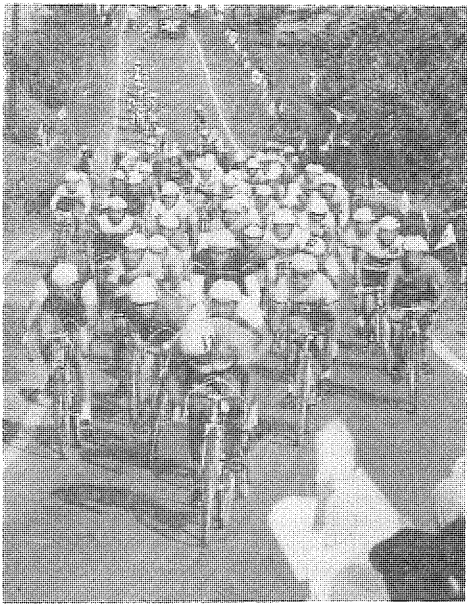


図5-24　岩手国体自転車ロードレース
（昭和45年）

当初は、施設が不備なため十分に機能を発揮できなかったが、独立公民館が設置されると、その内部に書庫・資料室・整理室・閲覧室を設けて、本格的な運営を開始するようになった。それと同時に、これまで地区公民館に置かれていた図書類を胡堂文庫に吸収して一元化を図ったため、施設のみならず蔵書の面でも一段と充実をみるようになった（「公民館活動の充実」の項参照）。

昭和四十四年（一九六九）五月には、北日詰字牡丹野九十二番地に町営の自転車競技場が完成した。これは翌四十五年（一九七〇）に本県で開催される第二十五回国民体育大会（岩手国体）に際し、本町が自転車競技会場に選定されたために設置されたものであった。その内容は、二万一千八百五十三平方メートルの敷地に一周三百三十三・三三メートルの走路（路面はコンクリートおよびアスファルト舗装）をもつ自転車競技場と鉄筋コンクリート造り二階建ての付属建物（延べ面積四一三・二八㎡）を設けたもので、付属建物の一階には、役員会議室・役員控室・選手控室・番組編成室・医務室・倉庫・便所等が配され、二階は三百人収容のスタンドとなっている。

これに要した総工事費は五千八百三十九万三千円（用地費を含む）であったが、その財源区分は県補助金二千六百十一万八千円、日本体育協会補助金一千万円、国体施設整備県基金一千四百万円、起債五百万円、一段財源三百二十七万五千円という内訳であった。この施設は、国体終了後も本県における唯一の正式自転車競技場として各種

の自転車競技大会に活用されており、さらには地元紫波高等学校自転車競技部の選手強化にも寄与するところが少なくない。

町営の「紫波運動公園」は、昭和四十五年（一九七〇）の岩手国体を契機として提唱された県のゴールデンプランに呼応して、町民のスポーツ振興と福祉向上をはかるために建設されたもので、約十一・九ヘクタールの敷地（桜町字下川原百番地）に陸上競技場（日本陸上競技連盟第三種公認競技場）・野球場・総合体育館・庭球場・自転車競技管理棟・噴水広場・芝生広場・花壇・駐車場・緑地・河川公園運動場（サブ野球場・サッカー場・ソフトボール場）を配するという総合的な施設である。

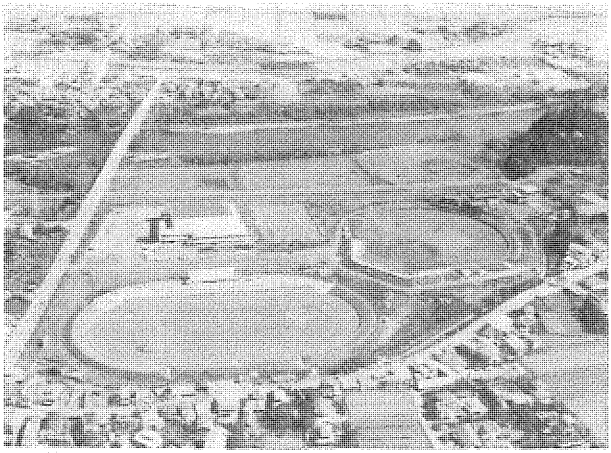


図 5-25　紫波町運動公園（昭和57年）

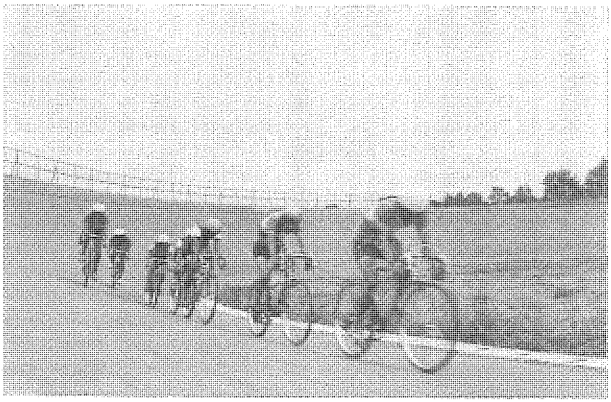


図 5-26　自転車競技場で練習に励む高校生

事業は都市公園法に基づく補助事業として、昭和四十八年（一九七三）から着手され、同五十五年（一九八〇）十一月には付帯工事の一部を残してほぼ完成の運びとなった。その概要は表五―

二九のとおりである。これに投じた総事業費は十七億六千六百八十万円（五十五年現在）の巨額にのぼった。

表五―二九　紫波運動公園事業概要一覧表（昭和五五年現在）

事業区分	施工期間	事業費（千円）	規模等
野球場	四九年九月 五〇年七月	一一一、二七九	敷地面積一八、八三〇㎡　グランド一三、〇四四㎡（芝生八、二九六㎡）　左右翼線九二m　中堅線一二〇m　内野コンクリートスタンド一、六五〇㎡　内野盛土スタンド（芝生）一、〇九一㎡　外野盛土スタンド（芝生）二、〇八〇㎡　更衣室二棟　競技設備等一式　観客収容能力六、一八〇人
陸上競技場	五一年六月 五三年一〇月	一五三、四九三	敷地面積二四、九八〇㎡　一周四〇〇m八コース　三、〇〇〇mSCトラック（アンツーカ・ネオH）　フィールド（芝生）　サッカーコート一面　投てき場・跳躍場各一か所　メインスタンド二四〇㎡　盛土スタンド（芝生）二、一六〇㎡　更衣室・シャワー室各二か所　競技設備等一式　観客収容能力六、四〇〇人
総合体育館	五四年一月 五五年一月	八三二、九六四	鉄筋コンクリート及び鉄骨二階建て五、〇九六㎡　主競技場三五・七m×四〇・五m（バスケットボール二面・バレーボール二面・バトミントン八面）　柔剣道場　卓球室　トレーニング室　放送照明設備一式　観客収容能力二、二五〇人（固定席五〇八）
庭球場	五四年九月 五五年一〇月	四八、三八二	敷地面積三、〇八九㎡　全天候型オールウェザーS四面　観客収容能力（盛土スタンド）一、一〇〇人
自転車競技管理棟	五三年六月 五四年三月	五九、七〇〇	鉄骨二階建て四六〇㎡　合宿室五室（収容能力三六人）　管理人室二室　会議室・リーテングルーム・事務室・厨房・シャワー室・機械室各一室　浴場一か所
園内緑化	五四年一〇月 五五年三月	一二、一四七	常緑きょう木四一〇本　落葉きょう木九〇本　株物一、二〇〇本

屋外電気設備	五四年一〇月 五五年三月	一四、八八〇	
河川公園運動場	五一年四月 五四年一〇月	六、七一〇	サブ野球場・サッカー場・ソフトボール場各一面

この施設は、昭和五十年の野球場を皮切りとして竣工の順に利用に供せられたが、ひとり町民だけでなく、郡・県・東北段階の各種大会にも活用されて、その機能をほぼ十全に発揮している。また、同五十五年一月には、総合体育館の竣工をまってそこに町教育委員事務局の体育係を分遣し、管理と指導の体制も確立されるようになった。なお、社会教育施設の一つとみてよいものに部落公民館がある。この施設は最初は集会所的な性格をもって発足したもので、名称も大部分は部落集会所といい、なかには戦前からのものもあった。その実際を昭和三十五年（一九六〇）の例でみると、五十六施設のうち部落公民館の名称を用いているのは十五施設だけで他は部落集会所を称しており、そのうち十八施設は戦前からの存在であった。ところが、四十年代にはいると、ほとんどが部落公民館を称するようになり(後には単に公民館と称した)、活動内容においても社会教育的な色彩をおびてきたのである。これより先の昭和三十五年（一九六〇）に、町教育委員会では、部落公民館（集会所）を町づくりの拠点と位置づけて、その新築・改築・増築等に対して補助金を交付する措置をとっているが、このことや、折から高まりつつあったコミュニティ



図5-27　赤沢地区老人クラブのしめなわ作り（昭和50年）

ーづくり運動の影響によるものであろうか。また、この変化に対応して、同四十五年（一九七〇）から部落公民館運営研究集会（部落公民館大会）がもたれるようになったが、これに刺激されてその色彩はいっそう濃厚となり、一般的な親睦事業や学習活動のほかに部落づくりをめざしての活動もみられるようになった。そこで、この類似公民館としての部落公民館も社会教育施設の一つととらえてその設置状況を経過的にみると、昭和三十年（一九五五）には四十四館であったものが、同三十五年（一九六〇）には五十六館、同四十五年（一九七〇）には七十一館、同五十三年（一九七八）には九十二館と増加している。また、これらのなかには、かつての郷倉や作業所を改造したり、社務所や公共施設等に併置されたものもあったが、これも次第に新築されて面目を一新するようになった。

表五―三〇　部落公民館一覧表（昭和五五年度現在）

地区別	部落公民館（設置年　独立・併設・共同の別）
日詰	第一農事実行組合会館（昭二九、独）　むつみ会館（昭三五、独）　地蔵尊集会所（昭三九、併）　あさひ会館（昭四五、独）　希望ケ丘公民館（昭四二、独）　大坪公民館（昭四九、併）　日詰二区公民館（昭五三、独）
古館	上町公民館（昭一一・三四、独）　下町公民館（昭二四・三五、独）　十日市公民館（昭三一・五〇、独）　中陣公民館（昭二三・三二、独）
水分	升沢公民館（昭三三、独）　宮手公民館（昭三六、独）　下松本公民館（昭三〇、独）　小屋敷公民館（昭三六・四二、独）　南伝法寺公民館（昭三四、独）　吉水公民館（昭三八、併）　上松本公民館（昭三〇・五四、独）
志和	志和町公民館（昭五〇、独）　八幡公民館（昭三一・五四、独）　稲藤第一公民館（昭二六・三九、独）　稲藤第二公民館（昭八・二八、独）　田面木公民館（昭一〇・二八・五四、独）　新山公民館（昭二八・三七・五四・独）　牡丹野公民館（昭三・三五・四九、独）　中央公民館（昭一〇・三〇・三七、独）　志和町第一公民館（昭□□、併）　沢田公民館（昭二八・五〇、独）　北田公民館（昭二二・二九・四五、独）　漆立公民館（昭三〇・三六、独）　上久保公民館（昭二七・三〇・五四、独）　丹後公民館（昭八・三五、独）　新田公民館（昭三四・独）　岡田公民館（昭二六・三〇・四四、独）　越田公民館（昭二・二八・五一、独）　南山王公民館（昭四一、独）　権現堂公民館（大一〇・三六・独）　十二神公民館（昭三〇、独）

赤石	平沢上通公民館（昭三五、独）　平沢中通公民館（昭三四、独）　平沢北通公民館（昭二四・三五、独）　高木公民館（昭一二・三五、独）　桜町北通公民館（昭三五・五四、独）　桜町南通公民館（昭三四、独）　野岸公民館（昭三五、独）　外谷地公民館（昭三九、併）　北日詰公民館（昭三五、独）　日詰駅前公民館（昭四四、併）　大日堂公民館（昭三五、独）　大成公民館（昭三五、併）　箱清水公民館（昭二九・三五、併）　京田公民館（昭三八、独）　小路口公民館（昭三八、共）　蔭沼公民館（昭三八、共）　甘木公民館（昭二三・二七・三五、独）　犬渕第一公民館（昭三五、共）　犬渕第二公民館（昭三五、共）
彦部	野上公民館（昭三九・四八、独）　川前公民館（昭四〇、共）　星山上通公民館（昭三五、独）　間野村公民館（昭四八、独）　樋ノ口公民館（昭四七、独）　星山公民館（昭五二、独）
佐比内	第一公民館（昭一〇・二六・四〇、独）　第二公民館（昭二四・三七、独）　第三公民館（昭二五・三六・五二、独）　中屋敷公民館（昭四六、独）　平栗公民館（昭一二・四五、独）　中沢公民館（昭三四、独）　牛の頭東明公民館（昭四四、独）　砥ヶ崎公民館（昭三四・四七、独）　鴨目田公民館（昭四九、独）　横寺公民館（昭四九、独）　正分沢公民館（昭四五、独）　第八区公民館（昭四八、独）　睦公民館（昭一一・三四、独）　細峰公民館（昭□□、併）
赤沢	白石公民館（昭二二・四二、独）　木戸脇公民館（昭三七、独）　牛が馬場公民館（昭二六・三七、独）　砥掘公民館（昭四五、独）　舟久保公民館（昭三九、独）　紫野公民館（昭二八・三二、独）　遠山公民館（昭三〇・三七、独）　山屋公民館（昭三七、独）
長岡	大志田公民館（昭三六、独）　北沢公民館（昭四二、独）　横沢公民館（昭三六・四二、独）　栃内公民館（昭四二、独）　常川公民館（昭一九・三〇、独）　東長岡中央公民館（昭二八・三三・三七、独）　北上公民館（昭一〇・三四、独）　六日町公民館（昭三七、独）　西長岡公民館（昭三六、独）　新田公民館（昭三七、独）　犬草公民館（昭二五・三二・五二、独）
備考	設置年については、集会所（旧作業所）を設置した年、部落公民館と呼称した年、現在の建物を新築した年などがあってとらえ方が必ずしも一様でないので、知られる範囲でその全部を掲げた。

(三) 公民館活動の充実

学習活動の推進

公民館における学習活動は、主として学級（年間学習時数二〇時間以上）と講座（同一五～一九時間）の方式で推進された。それゆえ、ここでは、もっぱらこれらに視点をしぼって、その推移の跡をたどってみることにする。

その学級（講座）として最初に開設されたのは、青年学級・婦人学級・成人講座の三つであった。それが、昭和三十年代の後半になって生涯学習への志向が高まってくると、これに即応して新たに幼児学級・家庭教育学級・高齢者学級（最初は老人学級）が開設されるようになった。昭和三十八年（一九六三）から同四十年（一九六五）にかけてのことである。これによって、「ゆりかごから墓場まで」の生涯にわたる学習体系が一応整った形となったが、しかし、必ずしも完全とはいいがたいものがあった。間もなく、青年学級が入級者の不足から開設不能の状態に陥ったからである。このような推移のなかで、学級個々についてもいくつかの変化がみられたが、以下、その概要について述べることにする。

青年学級は、公民館の最重点事業としてその創設と同時に開設されたもので、青年学級振興法の制定（昭和二十八年）によって一段と重要視されるようになったものである。学習内容としては、男子は農業科目、女子は家庭科目（裁縫が中心）を主として、それに一般教養科目を加味するのが普通であった。また、男子の場合は年間をとおして随時実施したが、女子については冬期間を利用した季節的全日制（四、五か月）をとるのが大部分であった。このことは、紫波町の発足後も地区公民館によってそのまま継続されたが、しかし、間もなく情勢は一変するようになった。

昭和三十年代の中ごろになってわが国の経済が急激な成長をみるようになると、集団就職者や上級学校進学者が増大するとともに近接都市へ通勤する青年もかなりの数に達したため、青年学級に入級する該当者が極度に減少し

てきたからである。そこで、これの対応策として策定されたのは、これまでの九青年学級（古館・水分・上平沢・片寄・赤石・彦部・佐比内・赤沢・長岡）を整理して、町場（日詰）・西部（上平沢）・中部（赤石）・佐比内・赤沢・長岡の六青年学級とし、西部青年学級には醸造科と家庭科を置く計画であった。そして、この計画は昭和三十七年（一九六二）から実施されたが、町場青年学級と西部青年学級の醸造科は応募者がないため開校をみないでしまったし、その他の学級も入級者の不足から次々と閉鎖され、同四十年（一九六五）には全く停止を余儀なくされるようになった。なお、その後も中央公民館（本館）一本にしぼって開設に努めたが、ついに定着をみるにはいたらなかった。

婦人学級も、青年学級と同様に公民館の設置と同時に開設されたもので、その学習内容は、家庭生活・保健衛生・家庭教育・農業生産などに関するものから趣味的なものにまでおよんだ。昭和三十年代の前半までは全地区にわたって実施されていたが、その後になると講座に切替える地区も現われるようになった。昭和四十一年（一九六六）には、婦人学級の別コースとして若妻学級が開設された。これは、同一家族の主婦と若妻が同時に婦人学級に出がたいことや、主婦層と若妻層では学習に対する欲求に差のあることを考慮して設けられたものであるが、出席率が思わしくなかったため、六か年継続しただけで停止となった。また、本館コースとして昭和五十年（一九七五）には壮年婦人学級が開設され、同五十四年（一九七九）にはこれを廃して新たに婦人生活学級が設けられた。前者は五十五歳から六十四歳までを対象としたものであり、後者は生活学校方式をめざしたものである。

成人学級は、最初は講座（農業関係や時事問題等）として実施されたもので、年間の時数もさほど多いものでなかった。それが、昭和三十八年（一九六三）になると、志和農業協同組合と紫波東部農業協同組合の共催のもとに、志和地区には農業近代化コースの成人学級、東部地区には農業専門コースの成人学級がそれぞれ開催されるようになり、同四十二年（一九六七）まで継続された。また、翌四十三年（一九六八）には、本館に書道コースと孔

版コースの成人学級が開設されたが、これは、その後に自動車工学・ペン字・菊作り・盆栽・日本画・油絵・民謡・レタリング・詩吟・郷土史・焼物・囲碁とコースを変えながら現在（昭和五五年）にいたっている。

幼児学級の前身として、昭和三十八年（一九六三）に始まる幼児教室があった。これは、小学校ごとに開設されたものであるが、年間二回の実施に過ぎなかったため実効を期待することは無理であったし、幼稚園・保育所・児童館のある地区では出席が少ないという難点があった。そのために昭和四十四年（一九六九）からは、幼児施設のない地区だけに限って幼児学級を設置することとなり、同年には水分地区に、同四十六年（一九七一）には彦部地区にそれぞれ開設をみるようになった。これは、臨時の保母（一学級二名）を配置して通年制で実施するものであったが、間もなく該地にも児童館が設置（四六年水分、四七年彦部）されるにおよんで廃止となった。

家庭教育学級は、昭和三十九年（一九六四）から小学校学区単位に開設されたもので、同五十二年度まで継続された。当初は、全学級とも文部省の補助事業として始まったが、その手続きがはんさなところから、次第に非補助で実施する学級が多くなる傾向にあって、学級生の大部分は婦人であった。なお、昭和五十二年（一九七七）からは、町立の保育所と児童館ごとに幼児家庭教育学級と乳幼児家庭教育学級が開設されたが、前者は四歳以上の入所児をもつ親を対象とし、後者は三歳以下の入所児をもつ親を対象としたものである。

高齢者学級のさきがけをなしたのは、昭和四十年（一九六五）度の文部省委嘱高齢者学級として委嘱を受けた赤石地区公民館の「人生大学」であった。これが刺激となって、おいおいと他の地区でも開設をみるようになったが、なかには講座として実施するところもあった。また、昭和五十年（一九七五）からは、本館コースとして、満六十五歳以上を対象とする「高齢者大学」も開設されるようになった。

読書活動の進展

地区公民館に図書室が併設されていたころの読書活動は、蔵書の貧弱や施設の不備などのことから低調の域を出るものではなかった。そのようななかで、昭和三十八年（一九六三）に

は中央公民館に胡堂文庫（既述）が設置され、同四十年（一九六五）からはその図書を中心（ほかに県立図書館からの借入れ図書を加える）として、町のジープによる巡回貸出しを実施するなど、次第に態勢を整えてきたが、しかし、なんといっても本格的な活動を展開するようになるのは、昭和四十二年（一九六七）一月に独立公民館が落成して、館内に胡堂文庫を中心とする読書施設（既述）が整備されてからのことであった。次に、その実際を蔵書冊数と貸出し冊数の上からみてみよう。



図 5-28　中央公民館図書室は、郷土の生んだ大衆作家野村胡堂から寄贈を受けた。基金をもとにもうけられ、今では蔵書数も２万冊を越え、月一回は自動車で町内を巡回貸出しもして、読書の輪を広げている。

まず、蔵書冊数についてみると、胡堂文庫が設置された昭和三十八年（一九六三）度には、胡堂文庫（約五〇〇冊）と地区公民館分（約二〇〇〇冊）を合わせて、約二千五百冊ほどの保有であったが、同五十年（一九七五）度には一万冊を越え、現在（五五年度）ではほぼ二万冊を数えるまでになった。なお、この間の昭和四十三年（一九六八）には、地区公民館（当時は分館）の蔵書を胡堂文庫に吸収して一元化を図っている。

次に、貸出し冊数については、昭和四十年（一九六五）ごろには年間千冊台であったものが、同四十二年（一九六七）度には一躍五千冊台となり、さらに翌四十三年（一九六八）度には一万冊台にも達する状況であった。そして、その後も増加の一途をたどりながら、昭和五十三年（一九七八）度には約二万五千冊を数えるまでになった。

このような進展をもたらした背景には、施設や蔵書の充

実と並んで巡回文庫の活動が大きくあずかっていた。

その巡回文庫は、前述のように昭和四十年（一九六五）から始まった。最初は町のジープを利用して実施していたが、昭和四十三年（一九六八）四月には、百二十五万円（国庫補助三〇万円）をもって図書用自動車（移動公民館と称した）を購入し、これをもって本格的な活動を開始するようになった。また、昭和四十八年（一九七三）には、千二百冊以上も積込める大型車に更新して、一段と機能を強化するようになった。その方法は、毎月一回（年間一〇回、一回五～六日）町内を巡回して利用者団体を対象に図書を貸出すもので、図書利用団体も次第に増加して多い時には八十数団体にもおよび、会員数も千人を越える状況であった。

なお、読書活動の一つとして、「母と子の公民館活動」によるそれがある。これは昭和五十一年（一九七六）から国庫補助事業として実施されてきたもので、活動内容は読書活動とグループ活動の二面からなっているが、このうち読書活動の面では、図書閲覧室内に児童図書コーナーを設け、読書指導員を置いて、母と子を対象に児童図書の貸出しと読書指導が行われている。その利用状況を昭和五十四年（一九七九）度についてみると、登録者数は二百四十二名を数え、日々平均利用者数は五十人におよんでいる。

芸術文化の振興

芸術文化の振興に係わる公民事業は、文化祭・青年演劇発表会・芸術祭・芸術文化のつどい・郷土芸能祭などの諸行事を中心として推進されてきたが、これにもいくつかの推移があった。

文化祭は、旧町村当時から一部で行われていたものである。児童・生徒・一般による美術展（書道・絵画・工芸等）を中心として、それに農産物品評会を加味するのが普通の方法であり、ところによっては演芸会を加える場合もあった。紫波町になると、地区公民館の事業として全地区で実施されるようになったが、しかし、会場の制約等のことから、わずか二か年だけで停止となった。



図 5-29　町芸術祭書道展示場（昭和49年）

青年演劇発表会は、昭和三十二年（一九五七）から中央公民館の事業として実施された。これは、青年活動を促進する上からも重視されたもので、一時は参加団体が十数団体にもおよぶほどの盛況であり、なかには生活記録をもとにした創作劇も現われるなど、内容的にもかなり充実したものであった。ところが、三十年代の末になると、急に低落の傾向がみられるようになり、参加団体も激減したところから、ついに昭和四十年（一九六五）を最後として停止することを余儀なくされた。このような推移のあとを受けて、昭和四十年代になると、芸術祭（陳列発表）・芸術文化のつどい（舞台発表）・郷土芸能祭（補助事業）の三つを主軸として新しい展開をはかることになったが、これによって、本事業もようやく軌道に乗るようになった。

芸術祭は、文化祭の復活ともみられるもので、独立公民館の完成した昭和四十二年（一九六七）から始まった。美術展・華道展・菊花展・盆栽展・文芸展・家宝展と多彩な内容のものであり、美術展には幼稚園・保育所・児童館の幼児を初め、児童・生徒・学生から一般町民まで幅広く参加している。

芸術文化のつどいは、民謡・合唱・謡曲・詩吟・吹奏楽・琴・大正琴・三味線（しゃみせん）・三曲・日本舞踊・民踊などの発表を内容としたもので、芸術祭の一翼として昭和四十九年（一九七四）から実施された。

郷土芸能祭は、昭和三十三年（一九五八）以来、紫波町芸能保存会によって実施されてきたものであるが、経費負担の制約から継続しての開催は至難な状態であった。そのために町では断続的に補助金を交

付して維持をはかってきたが、昭和四十八年（一九七三）からは、それが恒常化されるようになった。

視聴覚教材の利用

公民館活動のなかで視聴覚教材の利用事業が本格的に実施されるようになったのは、昭和三十二年（一九五七）に町の視聴覚ライブラリーが設置されてからのことであった。

この視聴覚ライブラリーは、十六ミリ映画の上映に必要なフィルムと映写機の整備を主目的として設けられたものであるが、これを母体として、同年から小・中学校の児童・生徒を対象とした映画教室と一般対象の巡回映画を実施するようになった。ただし、一般対象の巡回映画は、観覧者の不足からわずか三か年だけで停止となり、以後は地区の希望に応じて随時実施することになった。また、一方においては、十六ミリ映写機操作技術講習会を開催して、技術者の養成にも努めた。そして、各地区や各学校に技術者が分布するようになると、これまで専従の技術員が巡回していたのをやめて、これらの人々を中心に運営するようになった。

昭和四十年（一九六五）になると、視聴覚ライブラリーのあり方に変化が生ずるようになった。当時、県下には十四の地区ライブラリーがあったが、いずれも内容が貧弱で独立ライブラリーとしての機能を果すまでにはいたらなかった。そのためにこれらを統合して八地区とすることになり、同年には岩手・紫波教育事務所管内を一括して県中央地域視聴覚ライブラリーが設置されたのである。これによって、本町独自の視聴覚ライブラリーは自然消滅の形となったが、この時点での保有状況をみると、フィルム六十五本、映写機七台であった。

これより以後、映画フィルムの利用は、中央地域視聴覚ライブラリーの登録団体を単位として推進されることになるが、その登録状況を昭和五十五年（一九八〇）度についてみると、公民館（本館・分館）を初め小中学校・保育所・児童館・健康管理センター・勤労青少年ホーム・消防分署・青年連絡協議会・交通安全協会など三十三団体におよんでいる。また、年間の利用状況を昭和四十九年（一九七四）度から同五十三年（一九七八）までの五か年平均でみると、利用者総数は約一万六百七十人、利用回数は約二百三十回、利用本数は約三百本となっている。

この一方においては、スライド・テープレコーダー・オバーヘットプロジェクター・ビデオテープレコーダー・八ミリ撮影機・同映写機などを備付けて活用をはかったが、しかし、映画フィルムに比較すると、利用の度合いは低調であった。

㈣　社会体育の振興

1　戦前の社会体育

明治年代中期から大正年代初期にかけて、町内各地域に青年会（団）が組織されて活動事業の一つとして運動会が各地域で催され、また、大正年代初期には東京高師校体育科出身の教師が県内中等学校にも配置され、そこで学んだ生徒が帰郷しては青年会（団）の実践者、学校教師となっては青年会の中核として活躍、日本の近代オリンピック参加の影響もあって球技・陸上競技の急速な普及となった。

特に、大正年代後期から昭和年代前期にかけては各地域の青年会（団）が中心となって、陸上競技・対抗野球が盛んとなり、県下の陸上競技会では、「紫波の選手強し」の名声をとどろかせた。

(1)　陸　上　競　技

大正五年（一九一六）九月二十日に日詰小学校々庭で紫波郡青年団連合運動会がはじめて行われ、郡内の旧町村単位での青年会（団）の参加であった。

同年の県青年連合運動会が盛岡市岩手公園広場で行われ、千二百m徒競走に出場した北条京三（赤石）は二等賞で、翌六年（一九一七）五月二十五日の県青年連合運動会には紫波郡代表の選手が活躍して、細田恒喜（水分）が徒競争で一等賞・藤井一三（水分）は優勝者選抜競争で一等賞となり優勝メダルを授賞、中村春治（赤沢）はマラソンで三等賞であった。

また、同年九月二十四日には、日詰小学校で紫波郡下青年大会が行われ、水分青年会機関誌「水分青年」による

と、水分の熊谷末蔵が徒競争で一等・鷹木徳蔵は一等と優賞メダルを得たとある。この大会は午前中は講演を中心とし、午後は徒競走・相撲・銃剣術などの競技を実施する方式であった。

大正八年の県下青年団連合運動会に紫波郡代表のマラソン選手は、工藤重吉（赤沢）・西郷幸一（徳田）・橘久吉（彦部）・藤沢　（見前）・阿部権蔵（日詰）で、三・四・五・六・七位と五人が入賞をした。郡下青年団運動会等では、マラソン選手は人力車を引いている人がよいということで選ばれた。その選手の人たちは両手に棒を握ったり、首から紐をさげて両手で摑えて、ワラジをはいて走った。

また、出発合図は赤石桜町の与十ど親父さんがラッパを吹き、その後に村田銃で空砲を「ドーン」と鳴らした。長袖シャツにモモヒキのはだしで、円コースラインは杭に縄を張ってその縄にさわって走ったり、後に杉の葉になるとそれを跳びはねたりする選手もあって反則といわれて問題になったりした。ランニングシャツは大正九、十年頃からで、県下青年団連合運動会の出場は郡単位なので、選手は「紫」と書いた四角に切ったボール紙に紐をつけて背負ったゼッケンを付け走った。

大正十一年（一九二二）五月十六日には、盛岡高等農林学校グランドで行われた第七回県下青年団連合運動会で、二百m競走に出場した紫波郡の代表・畑山一男（志和）はA組で優勝し記録は二十九秒零であった。畑山一男は大正十三年（一九二四）第一回明治神宮大会から県代表選手として三年連続出場、県下一のスプリンターとして百mを十二秒零で走ったが予選で失格となっている。

大正十二年（一九二三）五月二十日の県下青年団連合運動会では紫波郡チームが優勝をした。その時の町出身選手の記録を紹介すると次のようである。

・徒競走二百m二回目出場　一等　三田村　富　治（志和）二十六秒五分の一
・徒競走八百m出場　二等　小田中　伊三郎（志和）

・同　二回目出場　二等　大沼幹三郎（赤石）
・徒競走六百m出場　三等　山崎三次郎（　）
・徒競走千m出場　一等　立花仁右ェ門（水分）三分一秒
三等　太田代大五郎（彦部）
・徒競走四百m出場　二等　昆源三郎（徳田）

また、十月十七日から行われた第一回岩手県陸上競技選手権大会の町出身選手の記録は次のようであった。

・百m予選第二部　A組一着　三田村富治（志和）十二秒五分の一
C組一着　畑山一男（志和）十二秒五分の一
・百m決勝第二部　一着　畑山一男　十二秒
・二百m決勝第二部　一着　畑山一男（志和）二十五秒五分の四
二着　三田村富治（志和）
・千五百m決勝第二部　二着　阿部三七三（赤石）
三着　藤井友次郎（佐比内）
・砲丸投第二部　三等　阿部金右ェ門（　）二十八尺
・円盤投第二部　三等　藤尾太郎（志和）七十五尺五寸
・棒高跳決勝第二部　三等　遠藤染（水分）八呎三寸（フイート）

大正年代末頃に藤井一三（水分小学校長・水分）・藤尾太郎（志和）・弥勤地喜章（志和）・川村武雄（古館）・竹内次郎（赤石）・志村正松（郡役所）・本間直蔵（彦部）等によって「紫波体育同志会」が結成、会計担当の本間直蔵の所に二百円もの寄付が集り、菅原七郎（日詰）の協力もあって郡下青年団運動会の運営と県大会への出場選手

に便宜を図ったり、東京から講師や県内の著名選手を招いて指導を受けたりした。黒地に白のS字の新しいユニホーム姿の選手は後輩のあこがれの的で、その後の昭和前期の陸上競技全盛時代となった。

昭和年代前期当時活躍をした主な人々には、距離選手の稲垣正雄（長岡）・田口重盛（志和）・山内清（赤石）・浦田長十郎（志和）・八重島実（彦部）の名があげられ、昭和八年に一関で開催された県下青年団連合陸上競技会で紫波郡が優勝し、楽隊を先頭に競技会場から宿舎まで市内パレードをした。この大会に少年部に出場した小田中勝四郎（志和）は百m十一秒・二百m二十五秒で共に優勝した。

この外に昭和六年頃、百m十一秒八・二百m二十三秒九・四百m五十六秒二の自己記録をもつ遠藤益三（水分）、昭和八、九年頃には二百m低障害二十六秒八の自己記録の瀬川善八（日詰小学校教員）がいた。

フィールドでは、走高跳に北条久人（赤石）、自己記録一m八十の佐藤孝三（志和）も活躍をした。町内出身の稲垣俊夫（長岡）は兄正雄に刺激をされてフィールド部門を全部こなした万能選手で、岩手師範在学中に槍なげ五十五・六一m・走り幅とび六・四五m・走り高とび一・七五m・三段とび十三・三五m・砲丸投げ十二・八二m・円盤投げ三十・四五mと、将来が期待をされたが昭和十二年（一九三七）に若くして病没をした。

この頃は、毎年のように郡大会の優秀選手を一銭五厘のハガキ通知で日詰小学校に集め、合宿練習をして県大会に出場をしたり、紫波郡選手と師範学校選手の陸上競技対抗大会を定例とした。

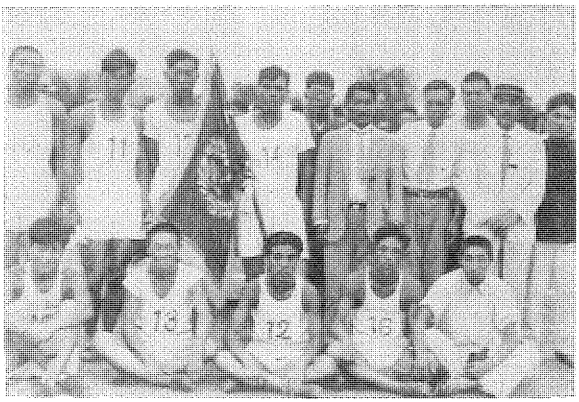


図5-30　県青年陸上競技会で紫波郡優勝（昭和8年）

同年の第九回明治神宮大会青年団対抗に、スウェーデンリレー（百、二百、三百、四百m計千m）に出場をした岩手チームが予選、準決勝を勝ち抜き、決勝ではスタートの百mは小田中勝四郎がうまく飛び出して二位、しかし、栄屋徳助とのバトンタッチがまずく、たちまち五位、三番手・山内清、アンカー・佐々木正人も追走及ばず順位はそのまま五位でゴールイン。この年は全国三位であった。陸上競技の監督は遠藤益三で、郷土出身の米内光政海軍大臣に面会を申込み、選手等は激励をされて奮闘をした。

昭和十六年頃には、川村迪雄（古館）・中里芳夫（赤石）・鄭載烈（日詰）の選手もおり、その後は戦時体制が強くなって団体競技形式の国防競技に変わり、男子は手留弾投げや土のう運搬、女子はたんぽ投げ等が青年団運動会に行なわれ、また民国皆泳運動（水泳）が叫ばれた。

(2)　駅　　伝

昭和八年（一九三三）十一月三日、岩手日報社主催の第一回駅伝は一関・盛岡間で行われて紫波郡チームが優勝をした。

レースは、昭和初期、県陸上競技の中核をなした好選手をそろえる紫波郡チームが最初から好調で、トップの重石長蔵（乙部）は一関郊外で早くも先頭に立ち二区の佐々木一郎（乙部）に中継、水沢中継所では岩手郡が一位、二百m遅れて紫波郡が二位で川原久之助（徳田）にタッチ、四区の柏原三蔵（佐比内）はトップを奪い返して以後は全く他を寄せつけなかった。

伴走は紫波町出身の葛西道之（日詰）・八重島実（彦部）・山内清（赤石）等が交代で自転車に乗って激励をし、走行した選手の回収に当時の佐藤バス（県交通バスの前身）から車を貸切り、本間直蔵（彦部）・田畑耕一（彦部）等が世話をし、バスの貸切りは紫波郡だけであったという。五区藤沢清志（飯岡）・六区山本正二郎（煙山）・七区照井恒義（日詰）・アンカーの佐藤政次郎（飯岡）で二位以下に四分以上の大差をつけてゴールインをした。タイ

ムは六時間十二分二十一秒であった。

第二回の昭和九年は紫波郡を破って岩手郡が優勝、第三回は紫波郡が六時間六分二十九秒で二度目の優勝をしたが、第四回は四位になり、国際情勢・社会情勢とも急迫してこの大会が中断された。

(3)　野　　球

紫波町内で野球が盛んになり始めたのは明治年代末期からで、日詰地区では志村正松が先に立って野球チームを作った。そのメンバーには高橋定八・星川武一郎・星川啓三・木村不二男・志村秀一(正松の子)・咲山富二郎・藤滝七太郎・青山五一(志和)の名が知られている。青山吾一は志和地区に野球や柔道を広めた草分けでもあった。

大正十二年(一九二三)九月二日付の岩手日報紙によると「八月二十九日午後二時より花巻町花城小学校グランドに於いて、オール花巻対日詰の野球試合があり、日詰軍の先攻で開始され、結局八対四のスコアで日詰軍の大勝に帰し午後六時終了した。」とある。

当日のメンバーは、(4)菱川充夫・(1)咲山富二郎・(3)伊藤一・(6)堀田千太郎・(5)伊藤隆志・(8)菊池　・(9)星川・(7)関清七・(2)内城弘であった。

咲山富二郎は当時は盛岡で仕事をして、対抗試合があると日詰出身だからと呼び寄せられてチームに加わった。

山口民三郎(赤石)・山口権次郎(赤石)が古館小学校に赴任して野球を広め、大正十一年(一九二二)十月二十二日の県下少年野球大会(小学校高等科)に優勝をした。メンバーは捕手が金田一忠雄・投手が小川多吉・戸塚栄・小川貞次郎・小川敬三・戸塚年男らであった。後年に古館は野球が強く盛んになった地域でもあり、猪原清蔵が「日の出クラブ」という野球チームを作った。

昭和九年(一九三四)は凶作でその後は戦時態勢下となって、野球などは敵国ゲームだということで外来語が禁止され、ストライクは「良し」ボールは「駄目」などと笑えない言葉を使用したし、郡内町内の野球は衰退(すいたい)時代で

もあったが、その当時、青年団指導と共に野球を進めた人に中野正興（古館）がいる。

(4) 庭　球

町内に庭球を広めた人に渡辺盛三郎（日詰）・弥勒地喜章（志和）がいる。渡辺盛三郎は岩手師範学校在学中のテニス部の主将で、九戸郡種市町宿戸（しゅくのへ）小学校に着任し、その後、大正十年（一九二一）赤石小学校に転任して青年団員や先生方で「赤石庭球クラブ」を創立、翌十一年には日詰小学校に転勤して「日詰庭球クラブ」を作った。

大正十三年（一九二四）には、花巻温泉コート開きの県下庭球大会へ、前衛渡辺盛三郎・後衛金子克己が組んで日詰チームが出場した。また、八月には日詰小学校裏山コートで紫波郡庭球大会が催され、隣接町村の愛好家が一堂に集って日頃の腕を競いあった。

弥勒地喜章は後に県代表として明治神宮大会にも出場した人で、大正五年（一九一六）に初任校の水分小学校に着任し、同好会を結んで活動を始めているが、当時の水分村の『吾友』は、その模様を記して「斯界（しかい）のチャンピォンたる弥勒地訓導就職以来校庭は天気さへよければ殆んど毎日の様にボールの音絶えず候。高賢、坂本両教員に志和、古館よりも来襲するものあり中々面白さうに御座候」と述べている。衆人の注目のほどが知られよう。

その頃のテニスで活躍をした人々は次の方々であった。

日詰小学校職員の阿部徳右ェ門・八重島政記・橋本作内・佐々木誠・小田島哲夫・斉藤松兵ェ・槻山寿橘・菱川充夫・久慈文雄・佐川勝美・北条久人等で、その外に広田勘次郎（不動）・藤井一三（水分）・岩舘正一（石鳥谷）・岩動炎天（矢巾）・長岡五郎（日詰）・伊藤尚（　）・野村介石（日詰）・熊谷政次郎（　）・八重島実（彦部）。

日詰小学校裏山のテニスコートは、明治四十五年（一九一二）頃の五か町村組合立の紫波高等小学校運動場で、大正二年（一九一三）に学制改革によって当校舎を買収して日詰小学校に高等科も併置し、紫波高等小学校が廃校となった。校庭は南面に土盛をした現在の場所で、裏山の運動場には小松を植えて林に復元をしたが、その後に赴

任した渡辺盛三郎が天然コートに作り変えた。

このテニスコートでは前述の方々の外にその後、渡辺一雄(日詰・勝源院住職)・永井道正(古館・本誓寺住職)・江刺巌(古館・江刺歯科医)・横沢義雄(古館・月の輪酒店)等の姿があったが、昭和十六年(一九四一)五月に日詰実業専修学校が日詰農学校・日詰実科女学校に昇格するにおよんで、従来のテニスコートは当校の校庭となり、昭和四十一年(一九六六)には町営住宅「緑ヶ丘団地」と当地が化した。

(5)　バスケットボール・バレーボール

昭和年代初期に日本体育会体操学校出の西村修一郎(古館)が岩手女子師範学校に赴任した。そこで学んだ大平クニ(赤沢小学校勤務)・藤尾優子(志和)等が卒業後に勤務校で生徒等にバスケットボール・バレーボールを指導、また、西村修一郎を招いて徳田小学校で郡内の先生方の講習会、昭和七・八年頃には黒沢尻中学校の教師の田村光政の手ほどきを受けたが、学校体育の域を脱し得なかった。

(6)　ス　キ　ー

紫波町内のスキー導入は大正年代で、手づくりのスキー、一本杖のストックという姿の主に子どもらの遊びで、昭和の五、六年になると、日詰の戸塚金六大工が自宅でスキーを作って販売をした。

昭和六年(一九三一)に彦部出身の花籠寛一は、岩手師範卒業後、田山小学校に赴任して県スキー界の有名な存在の指導者で、昭和十一年頃(一九三六)に鷹觜幸一(日詰)・工藤文一郎(日詰)らが音頭をとって、郡内小学校対抗スキー大会を城山公園で開催をしたが、青年団の大会までには至らなかった。

(7)　自　転　車

国内に自転車が入ったのは、明治十四年(一八八一)で手軽に使える人気は驚く程であったといわれ、町内に導入された時期はつまびらかではないが、上平沢小学校百周年記念誌によると明治四十四年(一九一一)五月十七日

に「日詰の遠山氏が自転車で分教場に来る。これが自転車の初通行なり。」とある。

競技に至っては、昭和十四年（一九三九）第十回明治神宮大会に、実用車一キロ障害物通過競走に日詰の大弓栄夫が出場し、県下に誇る自転車競技の町出身の選手の活躍は戦後から華々しくなった。

(8) 銃剣道

県出身者で編成した弘前の歩兵第三十一連隊の伝統ともいえる日本式銃剣道は、町出身の人々が除隊後に郡在郷軍人連合会主催による大会が、志賀理和気神社祭典の九月四日の招魂祭に行なわれた。その頃に滝浦肇（赤石）・阿部三七三（赤石）・作山政治（志和）・佐藤栄一（　）・畠山正吾（　）等の活躍が目立ち、昭和十六年頃（一九四一）からは、旧各村青年学校生徒に軍事教練が必須で、郡青年団連合大会等で銃剣道の試合もあった。

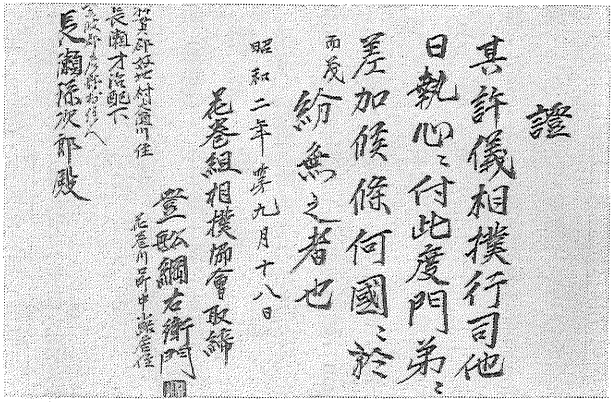


図 5-31　長瀬佐藤孫次郎の行司免許状

(9) 相撲

江戸時代末期には、八戸南部藩のお抱え力士に乱獅子荒五郎（志和）や盛岡南部藩のお抱え力士に関脇の黒岩川浪右ヱ門（赤沢）・鉱岩五郎（長岡）・明治初期には陣が岡峰右ヱ門（赤石）・増位山谷之助（彦部）の郷土出身の花形力士がおったといわれるが、町内では神社祭典奉納相撲が盛んで、大正から昭和初期にかけては郡青年団連合大会も開かれて、特に、見前の鶴が島を師匠とした鳥内善助（岩手石・古館）その弟子の阿部喜三郎（梅の花・古館）・滝浦久兵ヱ（増井山・赤石）の活躍が目立ったし、昭和十年前後には鳥内健次郎（梅蕾・古館）・阿部亀太郎（城

の里・日詰）・高橋徳太郎（日詰川・日詰）・簗田徳一（岩手力・赤石）・長谷川由太郎（清水川・赤石）終戦前頃は馬場紀（日詰石・日詰）の名が知られていた。

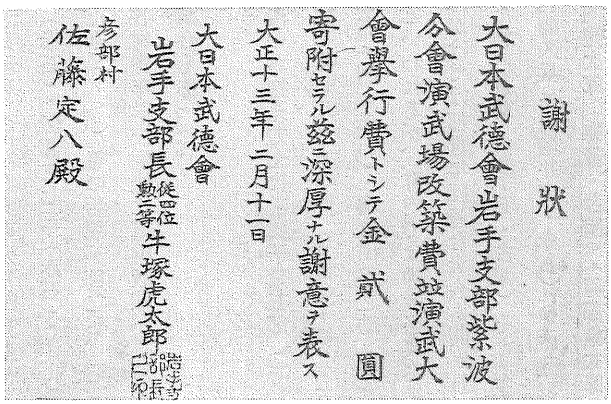
また、地方行司として佐藤孫次郎（彦部）・作山酉松（彦部）・稲垣和助（彦部）・小川勘十郎（古館）がいた。

⑽　柔　剣　道

柔道・剣道の町内での始まりは、大日本武徳会岩手支部の下部組織である「紫波分会」で、明治後期に日詰警察署員が中心の技術として広まり、土用・寒稽古には・一般や日詰小学校児童も参加をして同行者が増してきた。青年団体によって実施されるようになったのは、大正中期からで、その状況を大正十一年（一九二二）についてみると、柔道は古館・志和・赤石・赤沢の各青年会で行われているし、剣道は日詰・古館・志和・赤石・赤沢・長岡の各青年会で実施をされている。

大正十二年（一九二三）になると有志の篤志寄付によって、日詰字郡山駅二一八番地（現在の菊屋薬局敷地）に演武場が改築され、日詰警察署の代用官舎住込み住宅をかねた木造平屋建てであった。同年十二月の落成式には紫波分会の主催で「紫波郡演武大会」が開催をされ、その後恒例の行事として継続をされた。

昭和十三年（一九三八）十月に、日詰字東裏八七番地の五（現在の本野旅館前）に有志の寄付によって、木造平屋瓦葺で面積四十八坪余（約一五九㎡）の演武場が新しく建設をされた。この建物も警察署の代用官舎をかねて小


謝　狀

大日本武德會岩手支部紫波
分會演武場改築費並演武大
會擧行費トシテ金　貳　圓
寄附セラル茲ニ深厚ナル謝意ヲ表ス
大正十三年二月十一日
大日本武德會
岩手支部長（從四位勳三等）牛塚虎太郎
彦部村
佐藤定八殿

図 5-32　演武場改築寄付感謝状

部屋が二間・台所・便所が付属していた。

尚、前述の大正期改築の演武場は菊屋薬局に委譲されてその後払下げられた。この頃から郡下演武大会は「町村対抗武道大会」と改められ、昭和二十一年（一九四六）に大日本武徳会は解散となって、紫波分会の演武場は警察署の所有となり、同四十九年（一九七四）に紫波警察署庁舎が桜町字大坪に新築をされて、その二階に演武場が付設されたことから、昭和初期新築の演武場は払下げられて取りこわされた。

大正年代末期から昭和年代初期にかけて柔道では阿部徳右ェ門（彦部）・青山吾一（志和）・箱崎雄一（赤石）・金田一芳美（古館）・山口一要（赤石）・山本松次郎（古館）・横沢文四郎（古館）、剣道では田口重盛（志和）・玉木一成（志和）・本間敬吉（赤沢）・中村直（赤沢）・佐藤猛（彦部）・升沢宣彦（水分）・角田隆造（日詰）・岩動致夫（赤石）等が活躍をし、中央では水分出身で海軍から警視庁入りをして、七段で払い腰が得意の須川信太郎がいる。

(11) そのほか

登山は「お山かけ」と称して古くから行われていたが、山岳信仰と結びついての修行的な色彩の濃厚なものであった。それが青年団体によって行事化をされてくると、体育的なものへと変質するようになった。大正十一年（一九二二）の例では、日詰・赤石の青年会が、翌十二年（一九二三）には水分青年会でそれぞれ初めて岩手山登山を実施、そのコースは滝沢駅経由で柳沢口から登頂し、網張温泉に一泊の後、葛根田発電所と小岩井農場を見学して小岩井駅経由で帰郷するというものであった。

そのほかの部門では、昭和年代初期に岩手師範校のサッカー部で活躍をした葛西道之(日詰)・八重島実(彦部)・石杜勇次郎（佐比内）がおり、学生ボクシング界で神宮大会にも何度か出場をした田村慶三郎（日詰）、射撃では岩手射撃協会結成の中心の一人であった平井六右ェ門（日詰）、馬術では盛岡中学校に乗馬部の結成をした村谷永

一郎（志和）、弓道では旧馬検場（県立紫波病院敷地）に、的場を作って練習に励んだ馬場毅（日詰）がおった。

〔参考資料〕（戦前の社会体育）

1「紫波郡体育協会のあゆみ」一九七七年・郡体育協会編
2「水分青年」大正五年九月号～十二年十一月・水分青年会機関誌
3「岩手日報」大正十二年五月二十一日・十月十七日
4 社会体育懐古座談会・昭和五十六年三月五日（出席者、畑山一男・遠藤益三・八重島実・小田中勝四郎・田口重盛・本間直蔵・中野正興・葛西道之）
5 咲山富二郎談（日詰・昭和五十八年七月）・滝浦肇談（赤石・昭和五十八年八月）・鳥内健次郎談（古館・昭和五十八年八月）・田口重盛談（志和・昭和五十八年五月）
6「日詰庭球クラブ談義」昭和五十五年四月・村谷喜一郎記
7「紫波警察署の演武場について」村谷喜一郎記
8「岩手のスポーツ人」昭和四十五年六月・岩手日報社編
9「岩手スポーツ五十年史」昭和四十四年十月・岩手県体育協会編

2　戦後の社会体育

戦争によって一時中断されていたスポーツも、戦後になると次々と復活をみるようになった。なかでも活気を呈したのは、青年の軟式野球であった。敗戦の虚脱状態から立ち直ると、各地で野球チームが結成されるようになり、対外試合もさかんに行われた。柔道と剣道は、一時駐留軍によって禁止された関係から再出発がやや遅れたが、それでも昭和二十五年（一九五〇）ごろになると、各地で復活の動きがみられるようになった。バレーボールは、戦前は中等学校以上の学校体育に限られた感があったが、戦後になると新制中学校でも実施するようになったところから、これを母体として社会体育の面にまで拡大をみるようになり、特に女子青年の間でさかんであった。

また、スポーツの復活に伴って、青年会や婦人会の運動会を初め各種の体育行事も開催されるようになった。な

かでも、注目されるものに町村民運動会がある。これは、戦後新しく発生したもので、最初は町村体育協会の主催で行われたが、公民館が設置されるようになると、それとの共催で実施するのが普通であった。早いところでは、昭和二十三年（一九四八）から実施している例（水分村）もある。一方、郡段階の体育行事としては、県民体育大会の予選大会《郡体育会主催、昭和三十年（一九五五）から郡民体育大会と改称》があった。昭和二十四年（一九四九）から町村対抗で実施された。このような戦後の動きのなかで、昭和二十一年（一九四六）に行われた岩手日報社主催の花巻―盛岡間駅伝では、佐比内青年チーム（川村金五郎・畠山久正・中田才六・森田新平・昆一二三・川村喜与美・原清）が、四十キロメートルを二時十八分二十秒で走破してみごとに優勝をなしとげている。特筆すべきものの一つであろう。

ところで、昭和二十年代の社会体育と係わって、いま一つ特筆すべきものに、志和グランドの建設のことがある。これは志和青年連盟の発想になるもので、その候補地として浮んだのは、志和村大字稲藤字牡丹野の原野であった。昭和二十三年（一九四八）十二月には、そのための期成同盟会（会長村谷永一郎）が結成され、地権者との貸借契約（十か年間無料）も成立して鍬入式を挙行するまでになった。

工事は、山王海ダム建設中の鹿島組から大型トロッコ二台とレール百五十本（約二〇〇M）を借受けて、翌二十四年（一九四九）二月から始まったが、作業には青年連盟会員のほかに上平沢小学校ＰＴＡ会員も出役した。ところが、同年七月になると、鹿島組より貸付け器具の返還要求（ダム工事の都合上）があったため、約五分の一を完了しただけで中断をやむなされるようになった。それに加えて建設資金（当初は映画会の収益によった）の見通しも立たないところから、これよりほぼ二年間は放置の状態となった。しかし、同二十六年（一九五一）十月になると、事態はにわかに好転し、期成同盟会の熱意に動かされた志和村当局では、体育振興の見地からこの事業の実現を期することとなり、整地費五万円のほかに牡丹野橋（該地に通ずる橋梁）の建設費三十万円を予算化するにいた

ったからである（整地費はその後追加して総額三一万五千円となった）。

このような経緯を経て、待望のグランドが実現したのは、翌二十七年（一九五二）九月のことであった。約一万三千二百平方メートルの敷地に、一周二百メートル（当初計画は三〇〇M）のトラックと跳躍場および投てき場各一か所が設けられ、ほかに野球用のバックネットも設備されて、当時としては郡内一を誇る規模のものであった。したがって、その果した役割りもまた大であった（このグランドの敷地は、昭和四十五年にいたって、紫波開発公社が工場誘致用として買収したため、それに伴ってグランドも自然消滅となった）。

さて、昭和三十年以降になると、紫波町の発足を契機として社会体育は一段と充実をみるようになるが、次に、その実態を体育行事に焦点をしぼってみることにしよう。

紫波町では、当初、体育行事は教育委員会と町体育会（現在の体育協会）の共催で実施したが、昭和三十四年（一九五九）からはその大部分を町体育会に委託するようになった。そこで、そのおもなものについてみると、昭和三十年代には町民体育大会（現行の町民運動会）・軟式野球大会・準硬式野球大会・陸上競技記録会・柔道大会・剣道大会・相撲大会・バレーボール大会・卓球大会・ソフトボール大会・町内一周駅伝（ロードレース）・町内一周自転車ロードレース・スポーツテスト・スキー大会などがあったが、同四十年代になるとそれに町民登山と早朝野球大会が加わるようになり、さらに同五十年代には銃剣道大会・軟式庭球大会・バスケットボール大会・オリエンテーリング・サイクリング・サイクルオリエンテーリング・スポーツ少年団野球大会・スポーツ少年団ソフトボール大会・スポーツ少年団交流会・歩け走ろう大会・壮年ソフトボール大会・老人ゲートボール大会などが新たに加わっていっそう多彩なものとなった。（ただし、三十年代からの継続事業のなかには途中で廃止されたものもある）。

このほか、郡や県段階の各種大会に対する選手派遣も同会に委託された。そのうちの最大は、昭和二十四年（一

九四九）から始まった県民大会である。この大会は、昭和四十九年（一九七四）までは郡市対抗で実施されたが、この間に本町からは陸上競技・相撲・柔道・剣道・庭球・ソフトボール・バレーボール・スキー・山岳などの部門に代表選手を送っている。それが、昭和五十年（一九七五）から市町村対抗に改められるようになると、本町チームは同年から連続三か年にわたって総合優勝冠をかちとっており、出場種目も昭和五十五年（一九八〇）には、陸上競技・柔道・剣道・銃剣道・相撲・弓道・軟式野球・軟式庭球・卓球・バスケットボール・サッカー・ソフトボール・バレーボール・バトミントン・射撃・水泳・アーチェリー・スキーの十八を数えるまでになった。

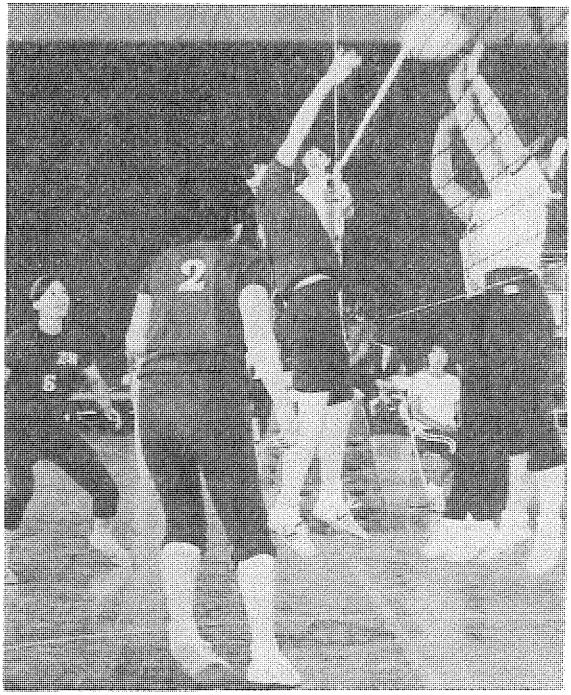


図 5-33　戦後の社会体育（バレーボール）

次に、郡の主要大会としては、昭和三十年（一九五五）に始まる郡民大会があった。この大会は県民大会の選手選考を兼ねて昭和四十九年（一九七四）まで継続されたが、同五十年（一九七五）から県民体育大会は市町村対抗となったため廃止となった。ただし、一部の種目（現在は軟式野球・バレーボール・ソフトボール・サッカー）については郡予選を必要としたところから、その部門についての郡大会だけは、三町村の共同事業として新たに組織された。

このほかに県段階の大会では軟式野球大

会・準硬式野球大会・相撲大会・勤労者陸上競技大会・盛岡一周駅伝・一関盛岡間駅伝・盛岡横断ロードレース・十マイルロードレースなどにも選手を派遣し、郡段階のそれでは軟式野球大会・準硬式野球大会・柔道大会・剣道大会・相撲大会・郡内一周駅伝・十キロメートルロードレース・民警（防犯）柔剣道大会にも出場している。

また、町青年連絡協議会と町連合婦人会に対しても、その活動を促進する意図をもって体育行事の委託がなされ、青年連絡協議会については、昭和三十四年（一九五九）から青年対象の野球大会・バレーボール大会・レクリエーション大会（時には相撲大会・卓球大会・野外活動等も加味）の開催と、県青年体育大会または県青年大会スポーツ部門への選手派遣を委託して自主的運営にゆだねているし、連合婦人会については、同四十四年（一九六九）から婦人体育レクリエーション大会の実施を委託している。しかし、これらの諸行事は本来的には当該団体の自主事業として実施するのが建前であるところから、前者の場合は昭和四十六年（一九七一）、後者の場合は同四十五年（一九七〇）をもって委託を打切り、それ以降は両団体への補助金（従来から交付のもの）を増額して、その自主事業に移行することになった。これによって、青年連絡協議会においては青年スポーツ集会と呼称し、連合婦人会においては婦人体育祭の名をもって、それぞれ自主的な体育行事を実施するようになった。

なお、旧町村当時から行われてきた町村民運動会は、紫波町になると地区民運動会と称して地区公民館（後に分館）の事業とされるようになり、継続して現在にいたっている。また、昭和四十年代の後半ごろから老人クラブ独



図 5-34　サイクリングで交通道徳も

自の運動会が各地区でみられるようになったし、同五十四年（一九七九）からは町老人クラブ連合会主催の運動会も実施されている。

体育行事の進展状況はおおむね以上のとおりであるが、この背景には、先に述べた体育施設（体育館・運動公園等）の充実と並んで、体育関係講習会の開催、体育指導委員の設置、学校施設開放事業（最初は校庭開放事業と称した）の推進などの施策があった。

体育指導委員は、昭和三十三年（一九五八）から置かれ（昭和五五）現在は十五名が委嘱されている。学校体育施設の開放は、従来も学校長の裁量によって行われてきたところであるが、それが本格的に事業化されるようになったのは、昭和四十六年（一九七一）にいたって文部省の補助対象となってからのことであった。これは、少年の遊びや団体活動を促進するために、学校の校庭・体育館・図書室等を指導員の指導のもとに定期的に開放すると共に少年活動に必要な用具の整備を行うという趣旨のもので、スポーツ少年団活動や時間外におけるクラブ活動の推進に役立つところが多く、全部の小・中学校にわたって実施されている。



図 5-35　オリンピック聖火通過（昭和39年９月24日）

㈤　農業後継者の育成

昭和三十年代の後半になってわ、が国の経済が高度成長をとげるようになると、農村青少年の都市への流出が急激な増加をみるようになり、農村部においては、農業後継者の量的確保が緊急の課題となったが、しかもそれは、高度の農業技術と経営能力を要求されるものであった。そ

こで、その対応策として実施されたのは、農業後継者を主対象とする営農学園（正式名称は紫波町営農学園）の開設で、昭和四十一年（一九六六）からのことである。

この営農学園は、実施主体を町として町長が学園長となり、町と農業改良普及所と教育委員会の三者が有機的に提携しながら運営に当たるという特殊な機構のものであった。修業年限は二か年（毎年募集の累進制）で、修業日数は年間二十日以上とされ、その教育内容は、①将来の農業経営者としての能力を高めるもの（農政・農業経営・農業金融・農村生活）②専門的な知識と技術を習得するもの（稲作・園芸・畜産・生活）③農村青年集団のリーダーとなるための素養を高めるもの（自治会活動）の三つを柱とし、教育方法としては、集会研修・現地研修・個別指導研修・専門研修・自主活動などの方法がとられた。

また、自治活動の組織として自治会が設けられたが、その機構は、会長・副会長の下に総務委員・学習委員・記録委員・レクリエーション委員・地区連絡委員を置くしくみのものであった。なお、農業関係の専門講師には、農業改良普及所の普及員が委嘱された。

このように、かなり内容の豊富なものであったから、青年たちの期待も多く、当初の数年間は四、五十人前後の入園者をみるほどであった。ところが、四十年代の後半になると、次第に減少の傾向をたどるようになり、少ない時には修了者がわずか三名に過ぎない状況となった。それにはいろいろの原因があろうが、農家経済の行き詰りに対応して給与所得に依存する青年が増加してきたこともその一つとみてよかろう。

(六)　町民運動の展開

教育振興運動

教育振興運動は、昭和四十年（一九六五）に県教育委員会によって提唱された本県独自の県民運動であった。これは、全国的にみて低位にある本県の教育水準を向上させるため、児童・生徒と学校・家庭・地域社会・行政の五者が一体となって教育の振興をはかろうとするもので、本町において

も、翌四十一年（一九六六）には、中央に教育振興運動推進委員会（推進母体）を置き、小学校学区単位に教育振興運動地区実施協議（実践母体）を設けてこの運動と取り組むことになった。

この運動の推進に当たっては、実践主題（推進テーマ）として学力の向上、健全育成・健康と安全の三つを掲げ、各地区ではそれぞれ地域の実情に即してこれを実践化する方式がとられたが、その実践活動の主たるものを項目的にまとめると、読書運動（水分・片寄・赤石・彦部・佐比内・赤沢等）、家庭学習（佐比内・長岡）、子ども会活動（古館・水分・上平沢・片寄・赤石・星山・彦部・佐比内・赤沢・長岡）、スポーツ活動（日詰・水分・上平沢・片寄・赤石・彦部）、あいさつ運動（片寄・赤石）、親の学習活動（佐比内・赤沢）などがあった。

この運動は、昭和四十年代の後半になると、やや停滞ぎみの状態となった。そのため、同四十八年（一九七三）には、組織の再構築化を行うとともに、推進方式も強化（実践リーダー研修会実施や実践活動研究集会の開催等）して再出発をはかった。その結果、次第に盛り上がりがみられるようになり、特に読書活動・子ども会活動・スポーツ活動の面で実績をあげつつあるが、依然としてＰＴＡ中心の活動傾向が強く、地域全体の運動として浸透しかねているのが現状（昭和五五年）である。

新生活運動

昭和二十年代の後半になると、わが国の独立回復、深刻なインフレ経済の進行、政界の退廃等が大きな契機となって、新しい時代に即応した合理的な生活をめざす新生活運動が叫ばれるようになり、同三十年（一九五五）には、その運動の連絡調整機関として中央に財団法人新生活運動協会が発足をみるにいたった。

このような動きに即応して、当地域においても、冠婚葬祭の簡素化を中心とする新生活運動が各地で展開されるようになった。旧来の冠婚葬祭には冗費（じょうひ）が多いところから、これを合理化して経費の節減をはかろうというのが主眼であり、その推進母体には、推進委員会を特設するところと婦人会が中心になるところの二様があった。運動

は、村民ないしは婦人会員の申し合わせの形式で進められたが、その実際になると、旧慣行の壁が厚いだけでなく、結婚式に対する青年層の考え方との間にも断層があって、これを徹底させることは容易でなかった。そのためにわずか数年間で立ち消えとなるところが大部分であったが、その申し合わせ事項を古館村厚生婦人会の場合について掲げると次のようであった。

冠婚葬祭簡素化申合せ事項

古館村厚生婦人会

㈠　結婚に関する改善事項

1　仲人は誠意を以って新郎新婦の幸福の為両人の健康を保証し得る労を取り挙式にあたっては両家の間にはいって服装支度披露宴については時代に応じた改善を実行させることにつとめませう。

2　結婚式（披露宴も含む）の費用は一人分三百円程度としませう。

但し費用三百円以内で出来るものなら形式はどの様でもよいことにしませう。

3　結婚式（披露宴も含む）に招待された場合の御祝儀は三百円以内にしませう。

但し身内へとくに御祝する場合は本人の将来に意義ある贈物をしませう。

㈡　葬式に関する改善事項

1　式は少人を偲び厳粛に行いませう。

2　お悔は普通の場合は二十円以内としませう。

但し故人に対する感謝の意を表し又は後に残った家族を援護する意味に於てなす場合はこのかぎりでありません。

3　法事の費用は二百円以内としませう。

但し費用二百円以内で出来るものなら形式はどの様でもよいことにしませう。

4　法事の菓子料は二百円以内としませう。

但し近親者に対する供物を贈る場合はぜいたくに流れない様にしませう。

お念仏のときは御赤飯を出さないことにしませう。

5　若し後に残った家族が生活に困る様な場合は近親者民生委員、村当局によくはかって善後策を図ってあげることにつとめませう。

以　上

昭和四十二年（一九六七）になると、紫波町公民館では、新生活運動の一環として「公民館結婚」の実施に乗り出すようになった。これは、新設の公民館施設を利用して、厳粛な結婚式と簡素な披露宴を普及させることを目的としたもので、式の司会等はいっさいを公民館側が担当し、料理・口取り・引物・美容等については一定基準を設け、あるいは特約の業者を指定するなどして簡素化と低廉化をはかる方法のものであった。その利用度はかなり良好で、多い時には年間八十組にも達する状況であったが、昭和五十年代になると、結婚産業が台頭してきたこと等が影響して次第に減少の方向をたどるようになった。

昭和五十一年（一九七六）は、悪性インフレのもとで凶作の直撃を受ける事態となったが、この難局から家庭経済を守るため、紫波郡農協婦人部協議会の提唱によって郡を一円とする新生活運動が展開されるにいたった。すなわち、同年十一月には、この運動の推進母体として、郡に推進連絡協議会を置き、農業協同組合単位に推進委員会を設けて、次に掲げるような運動目標の実現に乗り出すことになったのである。その実績についてはまだ評価の段階でないが、全般的にいうと、地域総ぐるみの運動にまで発展できかねているのが現状（昭和五五年）である。

なお、この運動と関連して特筆すべきものに、志和農業協同組合による結婚式（披露宴を含む）の実践がある。

これは、同組合の生活会館内に婚礼用の施設・設備を設けて利用に供するとともに、司会・進行および料理の調製も同組合が受持ち、引出物・菓子・衣服・美容については特約の業者を指定し、祝金については会費制をとるなどして、その簡素化と経済化をはかろうとするものであるが、これによって、志和地区における冠婚面での新生活運動は着実に浸透をみつつある。

物と心を大切にする実践運動目標（昭和五十一年・提唱）

紫波郡新生活運動推進連絡協議会

1　心のふれあいを豊かにするため挨拶をする運動を進めましょう。

2　〃一日一倹運動〃をしましょう。

3　集会、会議の時間を守りましょう。

4　冠婚葬祭等の合理化をはかりましょう。

具体的に次のことを守りましょう。

(1)　葬儀告別式について

一般参列者のお悔、香典額は一、〇〇〇円以内にとどめ、香典返しをやめて礼状を差上げましょう。

(2)　法要について

御霊前の金額は三、〇〇〇円以内にとどめて引出物を廃止し、法要の接待はできるだけ簡素化しましょう。

(3)　病気見舞について

お見舞は二、〇〇〇円以内にとどめてお見舞返しは礼状を差上げましょう。

(4)　結婚披露宴について

一般招待者のお祝金は会費制とし、五、〇〇〇円以内にとどめて、引物を廃止し、接待の内容をできるだけ簡素化しましょう。

(5) その他の祝い事について

新築祝、年祝、出産祝などについても三、〇〇〇円以内にとどめて、引物は廃止し、接待の内容を簡素化しましょう。

5 我が家の営農・生活設計を確立するため家計簿をつけましょう。

6 あすの生活を豊かにし、安心して生活できるようにするため、目的預貯金を実行し、共済保険に加入しましょう。

7 余暇をつくり一家団らんの時間をもちましょう。

また、毎月第□日曜日を農休日と定めお互いにまもりましょう。

8 明るく楽しい郷土を築くため、健全なスポーツ、レクレーションを普及しましょう。

9 自分の健康を自分で守るために合理的な食生活を工夫しましょう。

10 消費生活の合理化をはかるため学習活動を強化し、賢い消費者になるよう努めましょう。

11 自給野菜の栽培を進めましょう。

12 交通事故をなくするため飲酒運転、無免許運転、スピード違反を追放しましょう。

また、農業機械による事故防止のため安全運転につとめましょう。

13 不用品をお互いに交換し活用しましょう。

14 成人式には平服で出席するようにしましょう。

15 きれいで住みよい環境をつくるため、河川や道路等にごみや汚物などをすてないようみんなで注意しましょ

う。

花いっぱい運動

昭和四十二年（一九六七）から岩手県では、岩手国体（昭和四五年開催）の成功をめざして「健康なからだ」「きれいな岩手」「親切で明るい岩手」を主題とする県民運動が展開された。その一環として本町においては、翌四十三年（一九六八）から家庭・学校・部落・団体・職場を対象として「花いっぱい運動」を推進したが、その結果は予想以上に進展し、各家ごとに国体の花が咲き誇り、空地や沿道を花で埋めつくすという壮観ぶりであった。

そこで、この成果を定着化して環境美化の実をあげるため、国体終了後も継続してこの運動を実施することになり、その中心をなしたのは、花いっぱいコンクールであった。これは、運動推進の手段として当初から実施されてきたもので、初めは家庭花壇・団体花壇・部落花壇の三つを対象として行われたが、後になると子ども会花壇と部落花壇に縮少されるようになった。

町民憲章実践運動

昭和五十年（一九七五）四月、本町では、町制施行二十周年を記念して次に掲げるような「紫波町民憲章」を制定した。これは、住みよい町づくりの道標を示したものであることはいうまでもないが、これの実践化をめざして一大町民運動を展開するため、同五十二年（一九七七）八月には、その推進母体として「明るく住みよい紫波町をつくる協議会」が結成された。次いで、各地区にも地区協議会が組織され、それぞれ地域の実情に即した実践目標を設定して運動の展開をはかるようになった。その成果は今後の問題である。

紫波町民憲章

わたくしたちの紫波町は、北上川のゆたかな流れに恵まれた自然の風土と、先人のたゆまぬ努力によって発展してきました。

わたくしたちは、ここに自らの責任と誇りをもち、すすんで希望にみちた郷土を築くため、全町民の願いをこめてこの憲章を定めます。

一、健康につとめ、明るいまちをつくりましょう。
一、自然を愛し、美しいまちをつくりましょう。
一、きまりを守り、安全なまちをつくりましょう。
一、教養を高め、心ゆたかなまちをつくりましょう。
一、あたたかく交わり、住みよいまちをつくりましょう。

(七)　就学前教育の進展

戦前における幼児教育施設といえば、私立日詰幼稚園（既述）が唯一のものであったが、戦後になると、新たに私立あづま幼稚園（土館）と私立赤石幼稚園（北日詰）が設置されるようになった。前者は昭和三十六年（一九六一）四月、後者は同三十九年（一九六四）四月の設立である。これによって、本町の幼稚園は三施設を数えることになるが、いずれも私立であるのが特色である。

これら幼稚園の学級数・幼児数・教職数の変動を昭和四十四年（一九六九）度と同五十四年（一九七九）度の比較で示すと表五―三一のようであるが、この十年間において総体の幼児数が九十一名も増加しているのが注目される。このことは、とりもなおさず幼児教育の進展ぶりを物語るものであるが、これをいま少し明確にするために就学前の教育率（幼稚園修了者数÷小学校入学者数×100）によって推移の跡をみると、昭和三十年度（一施設）にはわずか七パーセントであったものが、同三十七年度（二施設）には十九パーセント、同五十四年度（三施設）には三十八パーセントと上昇をたどっているのである。

この私立幼稚園と並んで就学前教育の一半をになっているものに、先に述べた町立の保育所と児童館がある。こ

の両者は、もともとは社会福祉施設として発生したもので、幼稚園とは目的や機能を異にするものであるが、これが普及し充実してくると、保育内容も幼稚園に準じたものへと変質するようになった。このことは、本町においても例外ではなかった。既述のように、昭和五十五年現在では、本町には四保育所（中央・志和・片寄・佐比内）と四児童館（水分・彦部・赤沢・長岡）が設置されているが、そのいずれも幼稚園指導要領に準じた教程で保育が行われているのである。そこで、これらの施設も含めて就学前教育率の推移をみると、昭和三十五年（一九六〇）には十三・四パーセントであったものが、同四十四年（一九六九）には五十パーセントとなり、さらに同五十四年（一九七九）度には九十三・三パーセントにまで上昇しているのである。したがって、保育所と児童館の就学前教育における比重はきわめて大きいといわなければならない。

表五―三一　幼稚園一覧表

幼稚園名	設置年月日	設置者	年度別	学級数	幼児数	教員数	職員数	保育料(月)
日詰幼稚園	大正八・四・一	日本キリスト教団	昭四四	四	九〇	六	一	
		日詰教会	昭五四	四	九三	六	〇	九、〇〇〇円
あづま幼稚園	昭和三六・四・一	学校法人	昭四四	二	四五	六	〇	
		吾妻学園	昭五四	四	一二二	五	五	七、五〇〇円
赤石幼稚園	昭和三九・四・一	佐藤貢	昭四四	五	一二二	六	一	
			昭五四	四	一三四	六	一	七、五〇〇円

(八)　文化財の保護

本町における文化財保護活動については、昭和三十年代の前半に下二合（下松本）・大銀（南日詰）・土手（高水寺）・上久保（片寄）地内で小規模な発掘調査が行われた例はあるが、しかし、なんといっても、それが本格的に



図 5-36　城山公園高水城跡

推進されるようになったのは、昭和三十七年（一九六二）五月に、文化財保護法に基づいて文化財調査委員（定員一〇名）が設置されてからのことで、その中心は、調査活動・保存事業・文化財愛護団体の育成の三点にあった。

調査活動は、有形文化財・無形文化財・民俗文化財・史跡名勝天然記念物の全般にわたって実施されたが、内容的には今後に残された分野も少なくない。その調査報告書として町教育委員が刊行したものに、善知鳥（うとう）館跡調査報告書（昭和三九）・比爪館跡発掘調査報告書（昭和四一）・文化財報告書（仏像編、昭和四五）・比爪館跡発掘調査報告書（第三次、昭和四九）・紫波町の植物（昭和五〇）・紫波町内の民俗芸能（楽譜編、昭和五〇）・紫波町内のわらべうた（昭和五一）・二日町古館遺跡第一次第二次発掘調査報告書（昭和五一）・比爪館跡第四次第五次発掘調査報告書（同）・漆立遺跡発掘調査報告書（昭和五三）がある。また、埋蔵文化財の発掘調査は昭和五十五年（一九八〇）現在、紫波町教育委員会で実施したもの五か所、岩手県教育委員会で実施したもの十四か所（東北新幹線・東北高速道・古館バイパスの建設工事に伴うもの）、岩手大学で実施したもの四か所の合わせて二十三か所におよんでいる。

保存事業としては、前記報告書による記録保存のほかに、町文化財の指定と十六ミリ映画による保存の方法がとられた。町の文化財指定は、昭和五十

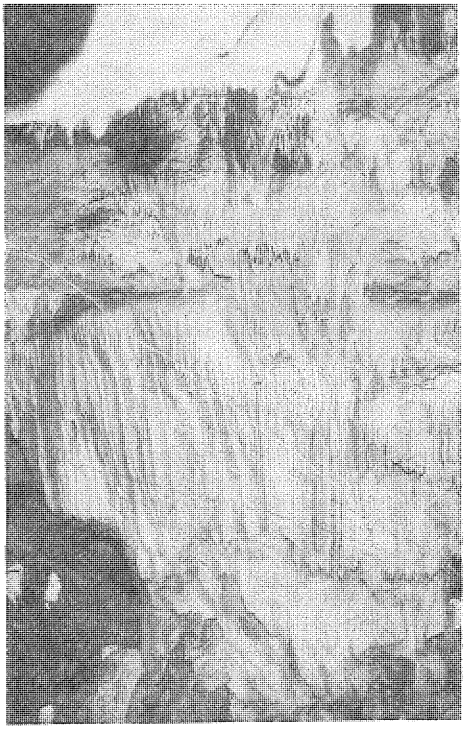


図 5-37　船久保洞窟

年（一九七五）三月以来三次にわたって行われたが、その件数は有形文化財三十五件、民俗文化財十六件、史跡十四件、天然記念物十七件の合わせて八十二件におよんでいる。

このほか町内には、国指定のもの二件、県指定のもの十三件があるから、全体では九十七件を数える状況である。なお、昭和五十六年（一九八一）一月には、町指定文化財に対する補助金制度を設け、文化財の修理・防災・保存整備・保護増殖・買上げ等に要する費用の一部を補助して保存管理の適正を図ることになった。また、保存記録映画としては、昭和五十五年（一九八〇）度に年中行事の部門を完結したが、引続き民俗文化財を中心に実施する計画がなされている。

文化財愛護団体としては、先に述べた十八の民俗芸能保存会（内一団体は連合会）のほかに志和の自然と文化を守る会・陣ヶ岡森愛護会・古館の文化財を守る会がある。民俗芸能保存会は技芸の修練と後継者育成に重点を置き、志和の自然と文化を守る会は安倍道の保存を中心とし、陣ヶ岡森愛護会は陣ヶ岡陣営跡の保存と整備に努め、古館の文化財を守る会は高水寺城の保存と地区の文化財調査に意を払うなど、それぞれ独自の活動を展開しているが、これに対して町教育委員会では、若干の補助金を交付してその育成を図っている。

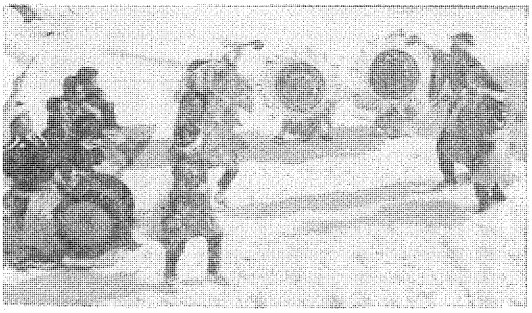


図 5-39　山屋の田植踊
小正月に、その年の五穀豊穣を祈って踊る。昭和56年１月、国の重要無形民俗文化財に指定された。



図 5-38　木造十一面観音立像
二日町昭和38年12月岩手県の有形文化財として指定を受けている。



図 5-41　さかさかしわ
曹洞宗勝源院の庭内にある「さかさかしわ」は、地上１ｍばかりのところから大きく曲りくねりながら、３方に伸びており、むしろ奇形の感さえある名木。樹齢約400年と推定され、昭和４年、国の天然記念物に指定されている。

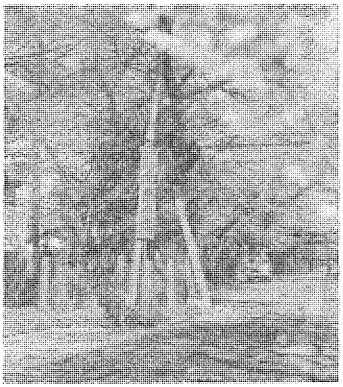


図 5-40　南面の桜
南面の桜志賀理和気神社は、延喜式に記された全国最北の神社として注目される。坂上田村麻呂が武運長久を祈って建立したもの。ここの参道には、樹齢700年の伝説に満ちた南面の桜が、今も花を咲かせている。
河村館主の「桃香姫」の恋歌
「南面を　したいて花は咲きにけり
　　都の人に　かくと告けはや」

表五―三二　指定文化財一覧表（昭和五十八年現在）

指定別	種別	名称	員数	所在地	所有者（管理者）	指定年月日
国	天然記念物	勝源院の逆カシワ	一	日詰字朝日田	勝源院	昭和四・一二・七
	民俗芸能	山屋の田植踊	一	山屋	山屋田植踊保存会	昭和五六・一・二一
県	史跡	舟久保洞窟	一	舟久保字百沢	松坂正	昭和三二・七・一九
	彫刻	木造十一面観音立像	一	二日町字古館	川村廸雄	昭和三八・一二・二四
	〃	木造毘沙門天立像	一	遠山字上小深田	正音寺	昭和四四・六・六
	〃	木造降三世明王像	四	〃	〃	〃
	〃	木造軍荼利明王像		〃	〃	〃
	〃	木造大成徳明王像		〃	〃	〃
	〃	木像金剛夜叉明王像		〃	〃	〃
	〃	木造七仏薬師如来立像	七	〃	〃	〃
	考古資料	不動明王絵像碑	一	南日詰字箱清水	滝浦肇	昭和五六・一二・四
	工芸品	銅双雀鏡	一	土舘字浦田	新山神社	昭和五〇・三・四
	〃	銅菊花双雀鏡	一	〃	〃	昭和五五・三・四
	〃	銅梅花鏡	一	〃	〃	〃
	〃	銅秋草双雀鏡	一	〃	〃	〃
	〃	金銅懸仏	一	〃	〃	〃
	〃	唐冠兜	一	北日詰字白旗	中里芳夫	昭和五六・一二・四
	建造物	志和稲荷内宮殿	一	升沢字前平	志和稲荷神社	昭和五〇・三・二五
	〃	旧紫波郡役所庁舎	一	日詰字西裏	紫波町	〃
	絵画	青麻金胎両界曼荼羅	二	遠山字新田	遠山緑	〃
	彫刻	木造不動明王座像	一	土舘字浦田	新山神社	昭和五四・一一・一九
	〃	木造金剛界大日如来像	一	二日町字古館	川村廸雄	〃
	〃	志和稲荷木版本地仏懸仏	一	升沢字前平	志和稲荷神社	昭和五〇・三・二五

町

〃	古町山貞治五年伝薬師如来塑像	一	〃	寺	昭和五四・一一・一九
工芸品	木造地蔵菩薩半跏像	一	二日町字古館	川村迪雄	昭和五四・一一・一九
〃	木造阿弥陀如来立像	一	片寄字鶉森	称名寺	昭和五六・四・二四
〃	木造准胝観世音菩薩座像	一	土舘字関沢	成海栄一	昭和五八・三・一
〃	鋳造千手観世音菩薩座像	一	南日詰字宮崎	佐藤寿	昭和五六・四・二四
〃	京都鍵家小野家仏壇	一	二日町字北七久保	永井利正	昭和五〇・三・二五
〃	六十二間筋兜	一	北日詰字白旗	中里芳夫	昭和五四・一一・一九
〃	黒印(1)網旗(2)柿の実	二	〃	〃	〃
古文書	志和稲荷建暦二年写経般若波羅密多経	二	升沢字前平	鱒沢武彦	昭和五〇・三・二五
〃	志和稲荷慶長四・一七・一九年南部利直黒印状	一	〃	新山神社	〃
〃	志和八幡慶長一二・一七・一九年南部利直黒印状	一	土舘字浦田	正音寺	〃
〃	源秀院殿自筆稿	一	遠山字上小深田	〃	〃
〃	南部利直黒印状等三筆掛軸	一	土舘字浦田	新山神社	〃
〃	足利直義教書	一	〃	〃	〃
建造物	南日詰乾元二年碑	一	南日詰字宮崎	佐藤寿	昭和五四・一一・一九
〃	犬渕暦応四年碑	一	犬渕字西田	岩清水波政	昭和五〇・三・二五
〃	二日町嘉元三年碑	一	二日町字古館	紫町	〃
〃	東長岡永仁三年碑	一	東長岡字竹洞	常光寺	〃
〃	志和八幡宮	三	上平沢字八幡	志和八幡宮	〃
〃	志和稲荷神社	三	升沢字前平	志和稲荷神社	〃
〃	中里芳夫	一	北日詰字白旗	中里芳夫	〃
〃	佐藤寿	一	〃	〃	〃

町

建造物	箱清水石卒都婆群	三	南日詰字箱清水
〃	赤沢石卒都婆群	一〇	赤沢字田中駒場向井
〃	金田石卒都婆群	一二	土舘字金田
〃	下松本二ツ屋五輪塔	二	下松本字二ツ屋
〃	大日堂五輪泥塔	一	北日詰字東ノ坊
〃	志和稲荷天正十六年棟札	一	北日詰白旗
衣服	陣羽織	一	升沢字前平
民俗芸能	彦部田植踊	一	彦部
〃	遠山田植踊	一	遠山
〃	南日詰大神楽	一	南日詰
〃	沢田大神楽	一	片寄字沢田
〃	赤沢神楽	一	赤沢
〃	紫野鹿踊	一	紫野
〃	宮手鹿踊	一	宮手
〃	二日町鹿踊	一	二日町
〃	平沢鹿踊	一	平沢
〃	四ツ堰鹿踊	一	土舘
〃	犬吠森念仏剣舞	一	犬吠森
〃	奴踊	一	南日詰
〃	彦部大神楽	一	彦部
〃	岡田田植踊	一	片寄字岡田
〃	舟久保さんさ踊	一	舟久保
〃	中陣大神楽	一	中島・陣ケ岡
史跡	善知鳥館跡	一	南日詰字陰沼
〃	樋爪館跡	一	南日詰字清水

滝浦肇	昭和五〇・三・二五	〃	〃
遠山敬三	〃	〃	〃
北条英	〃	〃	〃
大坊ちよの	〃	〃	〃
岩動保見	〃	〃	〃
鱒沢武彦	〃	〃	〃
中里芳夫	昭和五四・一一・一九	〃	〃
彦部郷土芸能保存会	昭和五〇・三・二五	〃	〃
遠山田植踊保存会	〃	〃	〃
南日詰大神楽保存会	〃	〃	〃
沢田大神楽保存会	〃	〃	〃
赤沢神楽保存会	〃	〃	〃
紫野鹿踊保存会	〃	〃	〃
宮手鹿踊保存会	〃	〃	〃
二日町鹿踊保存会	〃	〃	〃
平沢鹿踊保存会	〃	〃	〃
四ツ堰鹿踊保存会	〃	〃	〃
犬吠森念仏剣舞保存会	〃	〃	〃
赤南会	昭和五四・一一・一九	〃	〃
彦部大神楽保存会	〃	〃	〃
岡田大神楽保存会	〃	〃	〃
舟久保さんさ踊保存会	〃	〃	〃
中陣大神楽保存会	〃	〃	〃
滝沢美恵子	昭和五〇・三・二五	〃	〃
紫波町	〃	〃	〃

町

高水寺城跡	〃	一	二日町字古館	紫波町外	〃	
片寄城跡	〃	一	片寄字鶉森	杉浦安二	〃	
長岡城跡	〃	一	東長岡字館	工藤新太郎外	〃	
大巻館跡	〃	一	大巻	堤島神社	〃	
佐比内城跡	〃	一	佐比内字館前	熊野神社外	〃	
陣ケ岡陣営跡	〃	一	宮手字陣ケ岡	蜂神社外	〃	
志和稲荷街道跡	〃	一	上松本字沢田	鷹木光雄外	〃	
安倍道跡	〃	一	土舘・片寄	阿部与市郎外	〃	
鎌倉街道跡	〃	一	片寄字越田	室岡春松	〃	
木戸脇一里塚	〃	一	赤沢字木戸脇	吉田信太郎	〃	
土舘新山寺跡	〃	一	土舘字和山	新山神社	〃	
土舘源勝寺跡	〃	一	土舘字木金	阿部与市郎	〃	
御明神のカツラ	天然記念物	一	佐比内字砥ケ崎	松崎暲男	〃	
大峰のカリン	〃	一	大巻字大峰	佐藤宏	〃	
サワラ	〃	一	山屋字峠	半田俊夫	〃	
オオモミジ	〃	一	上平沢字八幡	小田中六彦	〃	
ナラカシワ	〃	一	東長岡字天王	八坂神社	〃	
ケヤキ群	〃	三	二日町字御堂前	木宮神社	〃	
志和稲荷の大スギ群	〃	五	升沢字前平	志和稲荷神社	〃	
シダレザクラ	〃	一	片寄字中平	願円寺	〃	
モウソウダケ群落	〃	約六〇〇	片寄字中平	願円寺	〃	
シラカシ	〃	一	片寄字中平	隠里寺	〃	
南面のサクラ・ヒガンザクラ群	〃	二〇	桜町字本町川原	志賀理和気神社	〃	
ケヤキ	〃	一	紫野字別当	遠山敬三	昭和五四・一二・一二	

天然記念物	イチイ	一	大巻字小玉根	石川敏雄	昭和五四・一二・一二
〃	スギ	一	升沢字小森	生山久允	〃
〃	アサダ	二	山屋字中居	伊藤作太郎	〃
〃	カシワ	一	上松本字五反田	鷹木壮光	〃
〃	イロハモミジ	一	上平沢字馬場	小田中彰弘	〃
〃	ツバキ	一	上松本字柳田	鷹木一英	昭和五七・五・七
〃	シダレアカマツ	一	南伝法寺字高木	光円寺	〃
〃	スギ群	一七	小屋敷字新在家	水分神社	〃

〔参考資料〕（学校教育・社会教育）

1 明治九年の県文書「公学表」「学事統計表」
2 明治二十年の県公文書類纂「紫波高等小学校予算書」
3 明治三十三～三十六年の県文書「学校一覧表綴」
4 明治三十五、六年の県文書「学事統計書類」
5 明治三十六年の県文書「身体検査統計」
6 大正六年の紫波郡蚕業講習所文書類
7 大正九年の県文書「学齢児童就学歩合表」
8 昭和五年の県文書「市町村立実業補習学校綴」
9 昭和十五年の県文書「市町村立中等学校綴」
10 大正十年～昭和四年の県文書「戸主会・主婦会・青年団・処女会綴」
11 昭和九年の県文書「社会教育」綴
12 町内各学校沿革誌及び要覧
13 「岩手県管轄地誌」
14 明治十三年の県文書「紫波郡稗貫郡学事景況」（復命書）

15 昭和三十年以降「紫波町建設計画書」
16 昭和三十年以降「紫波町教育委員会各係文書」
17 昭和三十年以降「紫波町勢要覧」
18 昭和三十年以降「広報しわ」
19 町内旧町村議会録及び各係文書綴
20 町内の日曜学校開設の寺院・幼稚園の沿革誌及び関係者談
21 町内社会教育諸団体の諸誌及び関係者談並びに町史編さんのための調査報告
22 明治四十年より大正十三年までの水分青年会誌「吾友」六十五号まで・「水分青年」五十八号まで

第二節　宗　　教

第一　神社神道

一、制度上の変遷

近代における神社の変遷を制度史的にみると、太平洋戦争の終結を境として前後の二期に大別することができる。そのうちの前期の七十余年間は、事実上の国教として宗教界に君臨する時期である。その根源とするところは、明治新政府の根本理念である祭政一致の大方針にあった。それは、幕末のころから高まりつつあった復古思想を基調として樹立されたものであるが、これによって、わが国固有の神社神道は、天皇の神格化と直結しながら国

の宗祀として脚光を浴びるようになった。そして、国家の管理と保護のもとに、事実上の国教と化していったのである。その後、敗戦によってわが国が連合国軍の占領下におかれるようになると、その立場はにわかに一変した。信仰の自由の原則のもとに宗教法人として新しい発足をみることになったので、これまでの特権はいっさい廃止されるところとなった。次に、この一連の過程について、項を追いながら述べることにしよう。

(一)　神仏分離令による変革

祭政一致の大方針に基づいて神社神道の国教化政策を推進するためには、まずもって、古来から習合してきた神仏を判然と分離する必要があった。ここにおいて維新政府は、いわゆる神仏分離の令（神仏判然の令）を発して、これを強行する政策をとり、慶応四年（一八六八・九月八日には明治と改元）三月十七日には、僧形が社務に従事することを禁じて、ことごとく還俗（僧が俗人にかえること、復飾ともいう）のうえ、僧位・僧官を返上するよう厳達しているし、ついで同月二十八日には、権現とか牛頭天王のように仏語をもって神号を称しているのを廃止するとともに、神社に仏像・鰐口・梵鐘・仏具類を置くことを禁止している。また、その後も八幡菩薩の号を廃して八幡大神と称することなどのほか、いろいろの法令を発して神仏をきびしく分離させた。いうところの神仏分離令とは、これら十三法令の総称である。

この令が当地域で実行されるようになったのは、明治二年（一八六九）からであった。若干遅れた感もあるが、それは奥羽動乱のために、藩がこの仕事に着手する余裕がなかったことによるものであろう。

まず、明治二年（一八六九）には、別当僧の還俗と仏語的神号（社号）の廃止が行なわれた。彦部村愛宕権現社の別当であった行岩寺（天台宗）の住職は、神道をもって同社に勤仕するために、寺を廃止して還俗している。また、それと同時に社号も愛宕神社と改称した。同年二月のことである。桜町村赤石大明神の別当であった遍照寺（時宗）の住職も、同社の神主となるために廃寺して還俗した。赤石大明神の社号を志賀理和気神社と改めたのも

この時である。二日町新田走湯権現社の別当高水寺（真言宗）と南日詰村薬師堂の別当大荘厳寺（真言宗）は、いづれも近世の初頭に当地から盛岡城下へ移転されたものであるが、これらの住職も寺を廃止して還俗し、各社の神主として神祇道に転向している。また、それとともに走湯権現社は走湯神社と改め、薬師堂は薬師神社と改称した。

この別当寺僧の還俗と並んで、修験別当の大部分も還俗して神祇道に転じた。升沢村志和稲荷社別当の成就院、同村志和古稲荷社別当の慈重院、上平沢村八幡宮別当の大和院、同村天満宮別当（南片寄村潟大神社別当兼務）の慈眼院、南日詰村五郎沼観音堂別当（法量明神堂別当兼務）の観明院、下佐比内村熊野権現社別当の喜明院、遠山村青麻三光宮別当の善養院、長岡村牛頭天王社別当の大学院、赤沢村白山権現社別当の慈徳院などの修験僧がそれである。

また、仏語的神号（社号）の廃止状況についてみると、前に述べた愛宕権現社・走湯権現社・薬師堂のほかに、長岡村の牛頭天王は八坂大神（後に八坂神社）、赤沢村の白山権現は白山大神（後に白山神社）、下佐比内村の熊野権現は熊野大神（後に熊野神社）、大巻村の堤島弁財天は宗像神社（後に堤島神社）と、それぞれ神号を変更した例が知られる。このように、当地域における別当僧の還俗と仏語的神号の廃止は、この年をもってほとんど終了した感があるが、しかし、土舘村（当時は宮手村の飛地）新山権現社の別当であった盛岡新山寺住職のように、翌三年（一八七〇）三月にいたって還俗した例もみられる。この新山寺は前期の高水寺や大荘厳寺と同様に、この地から移転したゆかりの寺院であるが、この時をもって廃寺となった。また、還俗のことと並んで、新山権現社の社号も新山神社と改称された。

次いで、神社内から仏像・鰐口・梵鐘等を撤去することも行なわれた。明治三年（一八七〇）四月二十七日に、山屋村の山祇神社から東長岡村の常光寺へ、十一面観音像一体が棟札・旗・額などとともに移されているのはその

例である。また同年六月（日詰部令所管下は五月か）盛岡藩では神祇職の江刺誠機大属を主任とする係官を管下に派遣して神社の検分を行わせているが、これは、神社や神社地内から仏像等が撤去されているかどうかを検するのが主目的であったらしい。当時、赤沢村白山神社の南方入り口にあった薬師堂には、薬師如来・毘沙門天・五大尊明王等の仏像が安置されていたが、この検分役人の目にふれて撤去を命ぜられている。神社地の一部とみなされたためであろう。このために仏像を同村正音寺の衆寮に移転して、堂宇は破却するところとなった。

表五―三三　別当僧の還俗状況

村名	神社名（神号）	別当寺院		還俗の状況		備考
		宗旨	名称	時期	還俗名	
彦部	愛宕権現	天台宗	行岩寺	明治二年二月	栗谷川　真十郎	廃寺、愛宕神社と改称
桜町	赤石大明神	時宗	遍照寺	明治二年八月以前	高橋　和多理	廃寺、志賀理和気神社と改称
二日町新田	走湯権現	真言宗	高水寺	右同	平水　清志	廃寺、走湯神社と改称
南日詰	薬師堂	右同	大荘厳寺	右同	高岡　昇	廃寺、薬師神社と改称
升沢	志和稲荷	修験宗	成就院	右同	鱒沢　成記	志和稲荷神社
升沢	志和古稲荷	右同	慈重院	右同	生内　周防	志和古稲荷神社
上平沢	八幡宮	右同	大和院	右同	竹内　大次郎	八幡神社
上平沢	天満宮	右同	慈眼院	右同	松岡　保人	片寄村潟大神社別当兼務
南日詰	法量明神	右同	観明院	右同	佐藤　丹波	五郎沼観音堂別当兼務
下佐比内	熊野権現	右同	喜明院	右同	川村　直人	熊野大神と改称（後に熊野神社）
遠山	青麻三光宮	右同	善養院	右同	遠山　寿	後に赤坂神社と改称。現在の青麻神社
長岡	牛頭天王	右同	大学院	右同	小笠原　肇	八坂大神と改称（後に八坂神社）
赤沢	白山権現	右同	慈徳院	右同	遠山　直衛	白山大神と改称（後に白山神社）
上土舘	新山権現	真言宗	新山寺	明治三年三月	新山之衛	廃寺、新山神社と改称。当時は宮手村の飛地内

また、この時に二日町新田の走湯神社では、本尊を開帳すれば火を発すると称して、高水寺村の蟠竜寺へ移転したといわれるが、この本体も仏像であったと思われる。なんとなれば、神仏分離令以前の同社は、「走湯権現」とも「大槻権現」とも称して神仏習合の形態をとっていたからである。おそらく、観音像を本尊としていたのであろう。いずれ、この巡検によって仏像等の撤去のことは、ほぼ終了したものと思われるが、そのゆくえについては、必ずしもさだかではない。現在、旧別当宅でみられる仏像は、この時撤去して隠匿していたものを、後になって安置したものであろう。

なお、この巡検では神体の点検とあわせて、棟札や古記録の調査も行なっている。前年に盛岡県では、管下の神社から「神社明細書」を提出させているから、その当否を検するための調査であったのかもしれない。また、この時に月山・湯殿山・百万遍などの石塔を撤去するよう指令しているが、これは、おそらく神社境内にある仏教的な石塔を対象としたもので、神仏分離の一端とみることができる。

(二)　小社堂の整理

神仏分離の実行に続いて、明治三年（一八七〇）には小規模な社祠や仏堂の整理が行なわれた。これを当地域の神社についてみると、同年五月には日詰町の藤稲荷神社と坂下稲荷神社が廃止されているし（翌四年に再興して志賀理和気神社境内に移転）、翌六月には赤沢・舟久保・紫野三か村の小祠三十一社を一括して白山神社境内に合祀しているほか、佐比内村においても稲荷神社と八幡神社を熊野神社境内に移転しているなどの例が知られる。

この小社整理のことは、屋敷内の神社にまで及び、同年十月には屋敷内にある神社の神体は、その家に移して神殿や鳥居の類は取り払うよう命じている。

しかし、これらのことは、なかなか徹底しなかったもののようである。そのためであろうか、明治九年（一八七六）十二月には山野・路傍等に散在している社祠や仏堂で、その規模が小さく平素これを守っている者もないよう

なものは、よろしく付近の社寺へ合併または移転させることとし、もしも、人民の信仰があるによって、受持の神官・僧侶を定め維持方法を立てて存置を出願した場合は、府県で許可してもよいと通達している。また、従来の人民の屋敷内に自祭している社祠や仏堂へ、民衆を参拝させて公認神社と同様の姿を呈していることは好ましくないから、今後はいっさい参拝させないようにし、もし、その建物等を信仰者が共有することにして参拝を続けたいというので出願した場合は、維持方法や受持の神官・僧侶のことが具備しているかどうかを調べた上、府県から教部省へ伺い出るようにと通達している。

この二令は、一方では実行を要請しながらも、一方において特例を認めていることが注目される。つまり、小規模の社祠・仏堂であっても、一定の条件を備えて外形的に整備されていれば、それを公認して一般社寺に準じて取扱うという趣旨がうかがわれるのである。

(三) 社領の返還

維新政府は、明治二年（一八六九）の版籍奉還後も、社寺領だけは旧来のまま存続させてきた。しかし、これによって社寺のみが土地・人民を支配するという不都合が生じたため、明治四年（一八七一）一月五日には、太政官布告をもって、境内地以外の社寺領はすべて官に返還（上知）するようにと命じた。ただし、社寺領であっても、社寺が直作または小作させている田畑で一般百姓と同様に諸税を負担している場合は、その所有権を公認して上知の対象にはしないとした。また、これと同時に旧藩主等が社寺領に準じて金穀を社寺に寄付してきた慣行も禁止されるところとなった。

藩政時代における当地域の社領寄進神社として、升沢村志和稲荷社（高七十石）・同村志和古稲荷社（高二十六石六斗七升六合）・上平沢村八幡社（高四十三石四斗一升）・上土舘村沢口観音堂（高十石）・南日詰村五郎沼観音堂（高八石六斗八升九合）・大巻村堤島弁財天社（高五石）・彦部村愛宕権現社（高六石）・下佐比内村熊野権現社

（高三石）の八社堂があったことはすでに述べた。そのうち、志和稲荷社・同古稲荷社・八幡社・五郎沼観音堂は、別当の修験院坊をもって知行主とする給地形式のものであり、その給地の中には、知行主体である院坊の個人持高が存在するという構造のものであり、各院坊ではそれを自作または小作させて食糧の自給をはかるという方法がとられていた。したがって、これら院坊名儀の個人持高は、上知令の特例条項によって、別当家の所有地として保有されるところとなった。

たとえば、志和稲荷神社の場合は、社領高七十石のうち田高三石八斗一升三合、畑高一石二升九合を自作していたところから、合わせて高四石八斗四升二合分が旧別当鱒沢家の所有地となったし、志和古稲荷神社の場合は、社領高二十六石六斗七升六合のうち、田高三石六斗八升一合（自作）と畑高二石四升七合（小作）の計五石七斗二升八合が公認されて旧別当生内家の所有となっている。また、前者においては、そのほかに社領外の持高が五石六斗六升一合あったから、所有の総高は十石五斗三合となるし、後者にあっては、同様の持高七石八斗二升一合を合わせて総高は十三石五斗四升九合で、中農階層の所持高ということになろう。

次に、この四社以外の他の社領は、いずれも別当の持地（自作地）を神社に寄進するという形式をとったものであり、内容的には免租地としての性格をもつものであった。したがって、これらは旧別当家の所有に帰したことはいうまでもない。ただし、愛宕権現社と熊野権現社のそれは、前者は中野氏、後者は八戸氏の、ともに私的な寄進地であったから、はたして上知令の時まで存続したかどうかは明らかでない。

一方、現米給与の待遇を受ける神社としては、東長岡村牛頭天王社と赤沢村白山権現社があった。いずれも、別当手作り地より上納する年貢（ねんぐ）米のうち十五駄（社領高三十石相当）を年々給与するというものであったが、これもこの上知令によって停止されるところとなった。

㈣　郷村社の決定

明治四年（一八七一）五月十四日、政府は太政官布告をもって、神社を国家の宗祀（国家的祭祀の執行機関）とすることを宣言するとともに、神官の世襲を廃止することとした。また、同じく太政官布告をもって、神社の社格や職員についての基本的な定則を定めた。それによると、神社を大別して官社（神宮・官国幣社）と諸社の二としているが、そのうちの諸社についてみると、さらに区分して府社・藩社（明治四年七月の廃藩置県によって県社となる）・県社・郷社の四つとし、府藩県社は府藩県の崇敬する神社、郷社は「郷邑産土神」と性格づけられている。また、府藩県社と郷社には、それぞれ祠官と祠掌の職を置く定めであった。

この定則に対して、盛岡県ではどのように措置したかは必ずしも明らかでないが、郷社については、とりあえず「郡鎮守」と「村鎮守」二種に区分して指定したもののようである。現在、岩手県立図書館に保管されている『岩手郡紫波郡稗貫郡和賀郡諸神社書上』はその時のものと推定されるが、これによると、紫波郡六十社のうち、桜町村の志賀理和気神社は「郡鎮守」となっているし、四十五社は「村鎮守」とされているからである（表五―三四参照）。残りの十四社は雑社ということになろう。

表五―三四　明治四年の郷村鎮守社

区分	神社名	備考
紫波郡鎮守	志賀理和気神社	神主高橋真幸
小屋敷村鎮守	水分神社	神主佐々木宮司
宮手村鎮守	陣ケ岡蜂神社	神主豊坂佐登理
宮手村（雑社）	新山神社	神主新山之衛（後に土舘村へ編入）
鷹沢村鎮守	紫波稲荷神社	神主鷹沢成記
鷹沢村（雑社）	古稲荷神社	神主生内嘉納

ところで、この定則では、府藩県社は府藩県の崇敬する代表的な神社であるから比較的性格が明らかであるが、郷社については「郷邑産土神」と説明しているところからそれがあいまいであった。盛岡県が、暫定措置として「郡鎮守」と「村鎮守」

平沢村鎮守	八幡宮	地主太良平
日詰新田(雑社)	薬師神社	村長持（後に神主栗谷川能江）
二日町新田(雑社)	木宮神社	神主戸塚直機
二日町新田(雑社)	走湯神社	神主平水清志
南日詰村鎮守	薬師神社	神主高岡昇
南日詰村(雑社)	八幡宮	地主久八（後に神主豊山左織）
南日詰村(雑社)	八坂神社	地主平吉
犬渕村鎮守	岩手山神社	地主与平治
佐比内村鎮守	熊野神社	神主川村直人
赤沢・舟久保・紫野村鎮守	白山神社	神主遠山直衛
赤沢村(雑社)	判官宮	地主小一郎
大巻村鎮守	堤島神社	神主八重島政記
大巻村(雑社)	大峰神社	村長持
彦部村鎮守	愛宕神社	神主栗谷川真官
犬吠森村鎮守	舘森神社	村長持
遠山。北田村鎮守	赤坂神社	神主遠山寿
山屋村鎮守	山祇神社	村長持
星山村鎮守	百沢神社	村長持
長岡村鎮守	八坂神社	神主小笠原肇
栃内・江柄・北沢村鎮守	宇倍能森神社	神主大萱生左仲

明確化するとともに、同一戸籍区内の村社をして郷社に付属させるという方法がとられたのである。ただし、この村社は後には事実上独立して一つの社格をなすにいたった。なお、この村社にも列せられなかった雑社・小社は、一般には「無格社」と呼ばれたが、これは社格の正称ではない。

この郷社定則に基づいて、盛岡県では同年十月には管内の郷社と村社を決定し、同月二十三日付けをもって祠官に区分したのはそのためであろう。そこで政府はこの点を明確にするために、同年七月四日付けをもって郷社についての定則（郷社取調定則）を公布したが、それによると、郷社は戸籍区（同年四月五日戸籍法公布）ごとに一社を置く定めであり、その戸籍区内の村社のうち首位にあるものをもって当てることになっている。また、その職制として、郷社には祠官、村社には祠掌を置くこととし、郷社には祠官のほかに祠掌を置くことができるとしている。つまり、これまであいまいであった「郷邑産土神（ごうゆうぶすながみ）」を郷社と村社に二分して

と祠掌を発令した。これを当地域関係についてみると、郷社には、四区では乙部村の熊野神社（祠官黒川加平、祠掌藤本多門・吉田寿）、十六区では白沢村の熊野神社（祠官工藤善次郎、祠掌栗谷川真管・関与吉）、十七区では小屋敷村の水分神社（祠官本堂官司、祠掌豊山左織・生内太宮）、十八区では桜町村の志賀理和気神社（祠官赤前兵一、祠掌鱒沢多仲・戸塚直機）、十九区では東長岡村の八坂神社（祠官念沢佐太郎、祠掌遠山直衛・遠山道弘）、二十区では彦部村の愛宕神社（祠官江刺与一郎、祠掌小笠原肇・津守盛）、二十一区では稗貫郡内川目村の早池峰神社（祠官上田知足、祠掌鈴木重一郎・山陰織江）がそれぞれ指定された。また、村社については、必ずしも一村に一社が指定されたわけではなく、なかには二ないし四か村に一社という場合もあった（表五―三五参照）。その祠掌は、郷社の祠掌が兼務した。一方、青森県においても、同年十二月に郷村社の決定を行なっているが、旧志和通では、郷社には上平沢村の八幡神社（祠官竹内大治郎・祠掌松岡保人）、村社には片寄村の潟神社が指定されている。

ところで、既述のように、明治五年（一八七二）六月になると、行政区の再編成が行なわれて当地域は六区・七区・八区のなかに属すことになったが、これに伴って一区内に二郷社が併存するという不都合が生ずるようになった。そのために同年六月から翌六年三月にかけて、郷村社の整理が行なわれている。そして、その結果、六区では志賀理和気神社（桜町村）、七区では八坂神社（東長岡村）、八区では早池峰神社（内川目村）がそれぞれ郷社として再指定されたが、その他の郷社は村社に格下げとなった。その整理後の郷村社と氏子の状況をまとめると表五―三五のようになる。

郷村社には、本来的な祭祀機能のほかに、氏子帳の調製や氏子札の発行という行政事務の一面があった。氏子帳は氏子の人口の出入りを記録する帳簿であり、村社ごとの氏子帳とそれを総括する郷社氏子帳の二種があった。そして、これに基づいて毎年十一月までに氏子調べを県庁へ提出したが、県ではこれを総計して十二月に太政官に報

告する規定であった。

表五―三五　明治六年確定の郷村社

区	祠官・祠掌氏名	神社名	社格	氏子区域	氏子戸数
第六区	祠官　遊座千尋 祠掌　鱒沢多仲	志賀理和気神社	郷社	桜町村・日詰町	三六〇
		岩手山神社	村社	犬渕	三二
		薬師神社	同	南日詰・北日詰	一七五
		八幡神社	同	平沢	六五
		八幡神社	同	上平沢・稲藤・土舘・片寄	六三六
		紫波稲荷神社	同	升沢	三三
		陣ケ岡蜂神社	同	宮手・陣が岡	六五
		薬師神社	同	日詰新田	六一
		走湯神社	同	二日町新田	一八〇
		熊野神社	同	下松本	三〇
		水分神社	同	小屋敷・南伝法寺・上松本・吉水	一七八
		太田神社	同	太田・中島・高水寺	一六五
		木宮神社	同	室岡	五五
		熊野神社	同	岩清水	四九
		秋津神社	同	和味	五七
		水分神社	同	北伝法寺	七二
		熊野神社	同	白沢	七六
		八幡宮	同	北郡山	五九
		早池峰神社	同	土橋	七一
		八坂神社	同	間野々	八一
		薬師神社	同	東徳田・西徳田	一二六

第七区					第八区				
祠官　欠 祠掌　遠山　緑					祠官　本堂親知 祠掌　中里守衛				
八坂神社	郷社	東長岡・西長岡	一五八		早池峰神社	郷社	佐比内	二三八	
舘森神社	村社	犬吠森・草刈	七七		熊野神社	村社	亀ケ森	二五四	
百沢神社	同	星山	六六		八幡神社	同	大迫	三二九	
堤島神社	同	大巻	七八		愛宕神社	同	外川目	二二二	
愛宕神社	同	彦部	一二〇		諏訪神社	同	内川目	四〇二	
赤坂神社	同	遠山・北田	八一		田中神社	同			
白山神社	同	赤沢・舟久保・紫野	一八二						
山祇神社	同	山屋	六〇						
宇倍能森神社	同	栃内・江柄・北沢	八七						
板橋神社	同	大萱生	八四						
熊野神社	同	乙部	一七一						
舘林神社	同	黒川	七七						
小山神社	同	手代森	一二二						

また、氏子札は在籍証明書的な性格をもつものであり、氏子帳によって祠官・祠掌が発行し、その様式についてはすでに述べた。つまり、この氏子帳と氏子札の制は、これまで寺院が取り扱ってきた宗門改帳や寺請状と類似の性格をもつものであり、それが神道国教化の一環として神社に移管されたとみてよいものである。これによって、人民はすべて鎮守社の氏子として決定づけられるようになり、僧侶といえども例外は認められなかった。この制度

は戸籍調査と関連して当初は重要視されたが、しかし、戸籍帳の整備につれてその必要性は次第にうすれるようになり、それに僧侶までも氏子とすることに対する非難も強かったところから、明治六年（一八七三）五月にはまず氏子調査のことが停止となり、次いで明治九年一月には氏子札の制も廃止された。

(五) 神爾の設定

明治五年（一八七二）十月、岩手県では青森県ならびに元江刺県から編入された地域の区長と祠官に対して、「神爾」のない神社を調査して報告するように指令している。これらの地域では、祭神はほぼ決定したものの、それを表徴する神爾を安置していない神社が多かったために、このような指令となったものである。

その神爾というのは、長さ六寸五分の一寸角柱に祭神名を記したもので、それに五寸四分角厚さ一寸の台を付け、本体部分を箱形の蓋でおおうという形式のものであった。また、その製作費には、神仏分離の際に払下げた梵鐘・鰐口等の売却代金をもってあてることとしている。盛岡の郷社八幡宮において、社寺係官・監察・八幡宮祠官の立会いのもとに授与された。

以上のことから、前記以外の岩手県管内では、これよりも以前に神爾の設定が行なわれていたことは疑いないが、それについての記録は見あたらない。おそらく、現存する神爾の大部分は、この時に安置されたものであろう。

なお、ここで一言ふれておきたいことがある。それは、神爾設定の前提となる祭神のことについてである。そもそも、神仏分離以前においては、祭神名の明確でないのが普通であった。管見に入る記録で祭神名の明記されている例は、当地域関係では宝暦九年（一七五九）の編集とみられる『御領分社堂』に、志和稲荷社(升沢村)の祭神を「稲倉魂命」(倉稲魂命か)と記している一例があるに過ぎない。ほとんどは、社号がそのまま神名をも意味していたのである。ところが、明治十二年（一八七九）書上げの神社明細書では、大部分の神社が古典の神々を祭神と

しているのである。

このことからみると、現在の祭神が決定されたのは、主として明治になってからであることは疑いないし、その最大の動因をなしたのが、復古思想に基づく明治維新の神社制度であったこともまたまちがいなかろう。岩手県の場合は、神仏分離の実行に着手した明治二年（一八六九）から、神爾の設定された同五年（一八七二）までの間に大部分が決定をみたものと推定されるが、中でも神爾の設定が大きく原因したものと思われる。ただし、志賀理和気神社や新山神社のように、明治十二年（一八七九）になってもなお、祭神不詳としている例もないわけではなかった。新山神社の祭神（倉稲魂命）が決定をみたのは、大正四年（一九一五）十月二十三日のことである。

(六)　修験宗の廃止

維新政府は、宗教改革の一環として雑宗を廃止する方針をとった。そして、明治三年（一八七〇）十月には天社神道の門人免許を禁止し、翌四年（一八七一）十月には、六十六部の回国禁止と普化宗（虚無僧）の廃止を行ない、さらに同年一月には民間の梓巫・市子・憑祈禱・狐下げなどと称する者が玉占い・口寄せ（託宣）などをして人心をひきつけていた所業をいっさい禁止したが、この一連の措置のなかで、明治五年（一八七二）九月十五日には、修験宗を廃止して本山派と羽黒派は天台宗へ、当山派は真言宗へと、それぞれ帰属すべきことを布達した(1)。

この修験宗は組織化の過程からすると仏教の一派とみなしてよいものであろうが、しかし、法式の上からみると密教修法と神道的儀礼の両面を駆使するという点で神仏両部の性格をもつものであった。ことにも当地域においては、修験院坊のほとんどが神社に付属してその別当をなす状況であったから、なおさらのことその色彩が濃厚であったし、修験僧の勤仕形態からみるとむしろ神主化の傾向さえあった。そのために神仏分離の令が発せられると、前述のように、大部分は還俗して神祇道に転向していったのである。したがって、修験宗にとどまるものはきわめて少数でしかなかった。

ところで、この廃止令によって修験僧は、本宗に帰属して清僧になるかあるいは還俗して神主または職業人になるか、いずれかを選択しなければならないことになったが、当地域においては、翌六年（一八七三）九月、長岡村の清光院（元八幡堂別当）と大巻村の大福院（元黒石権現別当）が、いずれも寺務を永続する見込みがたたないとして還俗している。そして、前者は農業に転じて遠山米蔵と称し、後者は大工を業として梅木衆恵と称した[2]（清光院の本尊不動明王は、花巻市の遍照寺に現存する[3]）。また、北日詰村の円学院（岩動台橋）は、天台宗に帰属して覚王寺の住職となったし[4]、上平沢村の慈眼院（松岡保人）は明治二年（一八六九）にいったん廃止したが、間もなく再興して天台宗に属した[5]。

こうして、中世の後半以来神社祭祀の主流をなしてきた修験僧は、全く影をひそめるにいたった。なお、昭和二十一年（一九四六）になると、修験宗は一宗派として独立が認められるようになったが、これに伴って、覚王寺では天台宗から修験宗に転じている[6]。

〔参考資料〕（修験宗の廃止）

1　梅田義彦著『日本宗教制度史』
2　岩手県所蔵『明治六年社寺回議録』
3　テレビ岩手編『いわてのお寺さん』
4　北日詰覚王寺文書
5　上平沢慈眼院文書
6　前掲『いわてのお寺さん』

(七)　教導職制の施行

維新政府は、中央集権的な専制支配機構の確立とならんで国民の思想統一にも意をはらったが、その施策の一つとして、明治五年（一八七二）四月には教導職の制度を設定した。これは、神道思想を基調として国民に天皇の神

的権威を尊信させることをねらいとしたものであり、大教正以下訓導にいたる十四等級の教導職を設けて、神官・僧侶および儒学者をそれに任ずることとした。そして、翌六年（一八七三）三月にはその事務機関として東京には大教院（芝の増上寺に置く）、府県には中教院と小教院を設置することになった。また、同年五月には教導職の教則として「敬神愛国の旨を体すべきこと」、「天地人道を明らかにすべきこと」、「皇上を奉戴し朝旨を尊重せしむべきこと」の三条からなる「教憲」を布告した。

これに対して岩手県では、とりあえず郷社の祠官と祠掌を主体として教導職を任命したが、人材が少なかったところから試補制を併用する方法をとった。その最高は七等級の大講義であった。当地域においては、明治六年（一八七三）六月に、郷社志賀理和気神社祠官の遊座千尋（士族、盛岡の人）が、十四等級の訓導に任命されている（翌七年には九等級の中講義に昇格した）。また、同六年九月には郡社八坂神社祠掌の遠山線（遠山村元善養院の人）と、志賀理和気神社祇掌の鱒沢多仲（升沢村元成就院の人）がそれぞれ十四級試補に任命されたが、翌七年（一八七四）二月にいたって、ともに訓導（十四等級）に推薦されている。なお、この時に升沢村元成就院出身の中里守衛（稗貫郡内川目村郷社早池峰神社祠掌）と、上平沢村元大和院出身の竹内大治郎（和賀郡新町村郷社大神宮祠掌）が同様に十四級試補に任ぜられ、さらに訓導に推挙されている。

明治六年（一八七三）九月には、本県にも中教院が開設された。場所は盛岡油丁の大泉院である。また、小教院に相当するものとして、県下十か所に合議所（明治七年に教会所と改称）が設置されたが、当地域においては日詰町の勝源院に置かれた。いずれも、神仏合併の教院である。これより、中教院ないしは合議所（教会所）ごとに、定例日を定め、前記の教則に基づいて教導職の説教が行なわれることになった。ところが、明治八年（一八七五）四月にいたって、この神仏合併の教院は停止されるところとなった。寺院側から、神道中心の教則を寺院にも強要するのは行き過ぎであるという反対があったためである。ここにおいて、大泉寺の岩手県中教院も閉鎖となったた

め、改めて神社側では盛岡の県社八幡宮内に神道事務分局を置いてそれに中教院を併置したし、寺院側でも各宗派ごとに中教院を開設するところとなった。なお、郡部の教会所については、神仏ごとに分離されたものか、あるいは全面的に廃止されたものかは明らかでない。

この教導職の制度は、明治十七年（一八八四）八月にいたって廃止となった。これよりさきの明治十五年（一八八二）には、神官は神社神道に専念奉仕することを原則として教導職の兼務を停止されていたし（ただし、府県社以下の神官は当分の間従前どおりとす）、神仏分離後の寺院側中教院も自派の布教が中心となる状態であったから、この事業は次第に衰微の方向をたどりつつあったのである。また、一般国民も、押売り的な説教には反応を示さないという一面もあって、この制度はわずか十二年をもって終末を告げることになった。そして、以後における国民思想の統一事業は、学校教育と軍隊教育に移行されることになるのである。

なお、明治五年（一八七二）八月の太政官布告によると、神官はすべて教導職に補せられなければならないとし、さらに翌七年（一八七四）七月には、僧侶も教導職試補以上の者でないと寺院の住職になることができないとしているが、それが本県においてどの程度まで徹底したものかは明らかでない。

(八)　神社明細帳の整備

社寺の実態を把握することは、宗教行政上の前提条件であることはいうまでもない。そのために維新政府は、明治三年（一八七〇）には神社について、同五年（一八七二）には寺院についての調査を実施したが、しかし、これには不備な点もあったところから、明治十二年（一八七九）六月二十八日には、府県に対して、あらたに神社明細帳と寺院明細帳を調製するように命じた。この通達で特に注目されることは、神社明細帳の「取調心得」を示したなかで、「祭神・由緒不詳といえども、古老の口碑等に存する者はその旨を記」することとしている点である。おそらく、これは、明治三年の調査において、祭神や由緒を不詳とする神社が多かったところから生じた措置であろ

う。さきに述べたように、神仏分離以前の地方神社においては、祭神も由緒も不明というのが普通の状態であった。しかし、これでは国家の宗祀として威厳を欠くおそれがあったところから、古老の口碑にてもよしとして、なかば強要した形跡がうかがわれるのである。

この通達に基づいて、岩手県では、郡ごとに神社明細帳を調製したものらしい。現在、岩手県文書保存庫に保管されている『陸中国紫波郡神社明細帳』は、その時の作成になるものであろう。これは、神社ごとに鎮座地・社格・社名・祭神・由緒・建物・境内・境内神社・境外所有地・氏子（信徒）戸数・管轄庁までの距離を記したもので、すべて六十三社が登録されているが、そのうち当地域のものは三十二社である。これによって、問題の祭神と由緒をみると、当地域神社の場合は、祭神を不詳としているのはわずか二社だけで、他はいずれも古典の神をそれに当てているし、由緒については、不詳とするもの十八社、不詳としながらも伝えによると称して古めかしい由緒を付記しているもの八社、単に伝えによるとするもの四社、根本史料を根拠としているもの二社となっている。つまり、ほとんどの神社がこの時までには祭神の決定をみていたことが知られるし、口伝にことよせて由緒の確立をはかったあともかなり濃厚にうかがわれるのである。

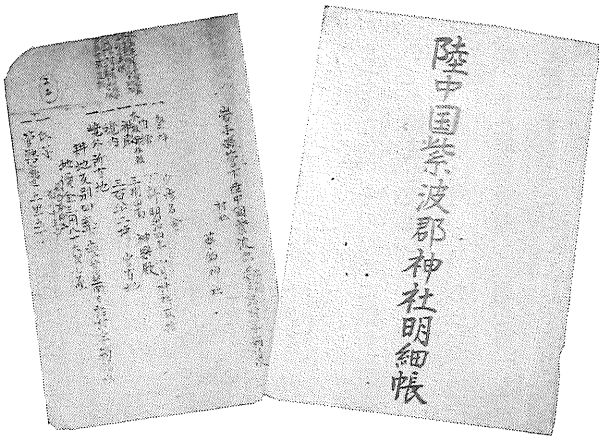


図 5-42　陸中国紫波郡神社明細帳

この明細帳は、国家の公簿として、政府と府県庁の双方に備付けられ、内容に変更を生じたつど加除訂正しなが

ら終戦時まで存続した。

(九) 氏子総代制の施行

明治十四年（一八八一）七月二十一日には、社寺総代の制が定められた。それによると、社寺の総代は、氏子・檀家の中から、相当に財産を有してしかも衆望のある者を三名以上選ぶことになっており、それを戸長役場に届け出ることとされている。総代の主たる任務は、社寺の運営と財産の管理にあった。そのために社寺からの願書や届書には、すべて総代が連署することを義務づけられているし、社寺の収入や財産は、社寺に属するものと神官・住職に所属または給与するものとを判然と区分することとされている。

これによって、郷村社には氏子総代、無格社には信徒総代が置かれることになったが、升沢村村社志和稲荷神社の例をみると、同年十一月に、村民の投票によって三名を選出している。なお、この氏子総代は同村無格社志和古稲荷神社の信徒総代をも兼務であった。この制度は、寺院については昭和十五年（一九四〇）四月一日の宗教団体法施行まで、神社については同二十一年（一九四六）二月二日まで存続した。

(十) 神職制度の確立

神仏分離の実行に着手した明治二年（一八六九）のころは、神官にはまだ職階の制はなく、一様に「神主」の称で呼ばれていた。ただし、神社行政の末端機構として、「神祇職触頭（ふれがしら）」の職制はあった。これは、「部令所」ごとに置かれたもので、日詰部令所の場合は木宮神社（二日町新田）の神主戸塚直機がそれに任命されている。

しかるに、明治四年（一八七一）五月にいたって社格のことが制定されると、それに応じて祭主（皇大神宮）以下の職制も定められるようになった。府県社・郷社の場合は、主席が祠官であり、次席が祠掌である。また、同年七月の郷社定則によって村社が出現するようになると、ここには祠掌が置かれることになった。

明治五年（一八七二）二月には、これら神職の給料が定められ、それによると府県社祠官（十五等官）は月額五

両、郷社祠官（等外一等）は四両、県社祠掌（等外二等）は三両二歩、郷社祠掌（等外三等）は三両となっている。そして、県社以上の神職の給料は官費をもって支弁することとし、郷村社のそれは民費をもって負担する定めであったが、翌六年（一八七三）二月になると、郷村社神職の給料は前記の定額によることなく、人民の信仰に任せて適宜給与させることとした。また、同年十月には府県社もまた同様とされ、明治十二年（一八七九）十一月にいたって、祠官・祠掌の等級が廃止となった。

明治十五年（一八八二）八月三十日、内務省は神職の養成及び検定機関として、「皇典講究所」を設置することを布達した。これによって、今後は皇典講究所に入所して卒業証書を受けるか、あるいは同所の検定試験に合格した者でなければ神職に就任できないことになった。皇典究所は本所と分所とからなり、本所は東京に、分所は各県に開設されたが、岩手県の場合は盛岡（上田村）の県社桜山神社々務所に「岩手県皇典講究分所」を設置した。また、この機関の出現によって、これまで神社に奉仕してきた神官であっても、あらためて同所の適格認定試験に合格することが必要とされ、岩手県では明治十七年（一八八四）にその試験を実施している。

明治二十七年（一八九四）二月二十八日には、勅令をもって、府県社以下の神職々制が定められた。それによると、府県社・郷社には社司一名と社掌若干名、村社と無格社には社掌若干名を置くこととし、これらは氏子総代の推薦する候補者の中から府県知事が任命する定めであったが、これに伴って、これまでの祠官は社司に、祠掌は社掌に補せられたものとみなされた。また、社司・社掌は判任官の待遇とされたが、そのうちから若干を選んで奏任官待遇とする制度であった。

明治三十五年（一九〇二）には、府県社以下の神職任用規則が定められた。それによると、これら神社の神職には、年齢二十歳以上の男子であって、社司社掌試験または官国幣社神職試験に合格した者及び官国幣社神職の経歴をもつ者のうちから任用するとしているが、判任官待遇以上の職にあって祝詞（のりと）・作文・祭式を修めた者は試験を要

しないなどの特例もあった。祠司社掌試験の執行には、社司または社掌の上席中から選任された六名の者が当たり、試験課目は祭式・倫理・国文・国史・法制(現行神社法令)・算術などであった。

大正二年(一九一三)には、官国幣社の神職奉務規則が定められた。これによって、神職は、国家の礼典にのっとって国家の宗祀に従うべき職司とされ、祭典は制規によって行なわれなければならないとし、非常の事故がある場合のほかはみだりに次第を変更したり時間を伸縮してはならないとされた。また、原則として奉仕神社の所在地に居住しなければならない定めであった。

このようにして、神職制度は次第に確立の方向をたどったが、これに伴う当地域の神職の動向については、項を改めて述べることにする。

(十)　社格の昇進

明治初年の政府の方針によると、府県・戸籍区・村ごとに、それぞれ府県社・郷社・村社を一社ずつ置くことが原則であった。ところが、後になると必ずしもこれにとらわれることなく、特別な由緒をもつ神社で維持方法も確立されている場合は、それを相当の社格に昇格させることも認めるようになった。その背景には、別格官幣社(多くは国家の功臣を祭神とする)に準じて、旧藩主の崇敬神社を特別待遇しようとする気運が高まってきたこと、戸籍区や旧村(明治二十二年以前)の解消によって、一戸籍区一郷社・一村一村社の原則が無意味になったこと、などの事情があったものと思われる。次に、その状況を当地域についてみてみよう。

まず、明治十八年(一八八五)十一月十二日には、上平沢村の村社八幡神社が郷社に昇格している。同社は藩政時代において、南部藩主(後に八戸藩主)から、社領高四十三石四斗一升を寄進された神社である。青森県の管下にあった明治四年(一八七一)十二月には、旧志和通をもって構成する戸籍区の郷社に指定されたが、岩手県への編入に伴って村社に格下げされたものである。

次いで、大正四年（一九一五）十二月四日には、志和村の無格社新山神社が村社に列せられている。この神社の前身である新山権現社は、古代末期からの存在が想定されるところであるが、藩政時代においては、その別当寺である新山寺に対して社領高二十石が寄進されていた。

また、大正七年（一九一八）六月一日には、水分村の村社志和稲荷神社が県社に昇格した。同社は、斯波氏に続いて南部氏と、領主の崇敬と保護を得て発展してきた神社であり、信者圏の広いことでは県下でも屈指の神社であった。南部氏による社領高は、累増して七十石に及んでいる。

さらに、大正十三年（一九二四）二月十八日には、赤沢村の村社白山神社が郷社に昇格している。同社は古代末期からの存在を思わせる神社であるが、藩政時代には、さきに郷社に指定された長岡村の八坂神社と同様に玄米十五駄（三十俵）を給与されている。

続いて、大正十三年（一九二四）三月二十六日には、赤石村の郷社志賀理和気神社が県社に昇格した。この「志賀理和気」の神名は、延喜式の神名帳にもみえているところであり、古代陸奥ノ国における紫波郡唯一の官社（国幣小社）であった。このことから、明治四十一年（一九〇八）一月には国幣社への昇格を請願したが、維持資金が少ないという理由で実現をみるにはいたらなかった。

昭和十六年（一九四一）九月十二日には、古館村の木宮神社が無格社から村社に昇格している。同社は、防火の利益があるとして、藩政時代には南部藩主も崇敬していた神社である。

これらの昇格によって、当地域神社の社格構成は、県社二社、郷社三社、村社十七社となった。

(三)　神饌幣帛料供進の制度

明治三十九年（一九〇六）四月には、勅令によって府県社以下の神社に対する神饌幣帛料供進の制度が定められ、府県社と郷社については府県より、村社については市町村から供進されることになった。ただし、これには一

定の指定基準があり、維持方法が確立されていることと、神厳な神域をもっていることが基本であり、それに加えて特別な由緒をもつか、または百五十坪の境内地と五十戸以上の氏子(崇敬者)を有して、本殿・拝殿・鳥居等も完備しているかのいずれかに該当することが必要とされた。したがって、有格社のすべてに適用されたわけではない。

この基準によって、岩手県では、翌四十年(一九〇七)に管下の供進神社を指定したが、当地域においては、郷社では志賀理和気神社(赤石村)と八幡神社(志和村)の二社、村社では同年以降おいおいと指定されて大正十年現在では十三社また県社一・郷社三社であった。

表五—三六　神饌幣帛料一覧表

対象別	社格別	大正二年			大正九年改正			昭和一七年改正		
		神饌料	幣帛料	計	神饌料	幣帛料	計	神饌料	幣帛料	計
祈年祭 新嘗祭	県社	三円	五円	八円	六円	一〇円	一六円	一二円	一八円	三〇円
	郷社	二円	四円	六円	四円	八円	一二円	八円	一二円	二〇円
	村社	一円	三円	四円	二円	六円	八円	五円	一〇円	一五円
例祭	県社	五円	一〇円	一五円	一〇円	二〇円	三〇円	二〇円	三〇円	五〇円
	郷社	三円	七円	一〇円	六円	一四円	二〇円	一五円	二〇円	三五円
	村社	二円	五円	七円	四円	一〇円	一四円	一〇円	一五円	二五円
本殿遷座祭	県社							二〇円	三〇円	五〇円
	郷社							一五円	二〇円	三五円
	村社							一〇円	一五円	二五円

神饌幣帛料は、神饌(しんせん)料と幣帛(へいはく)料に分けて供進された。初めは、その金額についての定めはなかったし、村社に供進するかしないかは市町村の裁量に任せられていたが、明治四十年(この年から実施)の水分村の場合をみると、

一社について神饌料一円、幣帛料四円を供進している。それが大正二年（一九一三）になると、供進の対象を祈年祭・新嘗祭・例祭の三として、それぞれの金額が定められるようになった。そして、その後、大正九年（一九二〇）八月と昭和十七年（一九四二）十二月の二度にわたって改正されているが、十七年のそれでは、別に本殿遷座祭の神饌幣帛料が加えられた。

(ロ) 敗戦による変革

明治維新以来、国家の宗祀としてその保護と監督のもとにおかれてきた神社神道も、太平洋戦争の終結とともにその実を失うところとなった。それを決定づけたのは、昭和二十年（一九四五）十二月十五日に発せられた「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」（一般に神道指令といわれている）の覚書であったが、この指令は、軍国主義的ないしは極端な国家主義的思想の根絶、天皇の神格化の禁止、信教自由の確立、政教分離の徹底などを根本趣旨として、神社神道を完全に国家から分離することを目的とするものであった。したがって、これからの神社神道は、国家から離れて宗教としての取り扱いをうけることになるのである。

神社神道が宗教であるか否かについては、これまでも種々議論のあったところであるが、連合国は最初から宗教として取り扱った。そこで、神社についても宗教法人となりうる道を開くため、翌二十一年（一九四六）二月二日には、宗教法人令を改正すると同時に、神社関係諸法令の廃止と整備を行なった。これによって、神社神道は宗教法人となることとされ、その事務は文部省の管するところとなった。

昭和二十一年（一九四六）十一月三日に公布された日本国憲法では、第二十条および第八十九条によって、信教の自由と政教分離の原則が明示された。そして、同二十二年（一九四七）四月には、政教分離の一措置として、「社寺等に無償で貸してある国有財産の処分に関する法律」により、社寺の境内地や保管林の譲与または半額売り

払いの処分が行なわれた。

第二　仏　　教

一、寺院の廃合

明治新政府の断行した神仏分離政策によって、当地域の神社にも大きな変動の生じたことはすでに述べたところであるが、これは同時に寺院の存廃にも影響を及ぼすものであった。なんとなれば、神仏分離の令によって僧形が社務に従事することを禁止されたところから、これまで神社の別当を勤仕してきた寺院住職の場合は、神社か寺院かの選択を迫られることになったからである。それでは、当地域における対応はどうであったかというと、当時、これに該当する寺院としては、愛宕権現社の別当寺であった彦部村の行岸寺（天台宗）と、赤石大明神社の別当寺であった桜町村の遍照寺（時宗）の二か寺があったが、いずれの住職も還俗（僧が俗人にかえること）して神職に転向している。そして、それと同時に両寺とも廃寺となった。[1] 明治二年（一八六九）のことである。また、同年には二日町新田の走湯権現社の別当であった盛岡高水寺（真言宗）の住職も寺を廃して神職に転向したが、当時の高水寺住職は、二日町新田の片山寺住職をも兼務していた関係から、同寺もまた廃止されるにいたった。[2] この高水寺と並んで盛岡の大荘厳寺（真言宗）と新山寺（真言宗）も廃寺となっている。[3] 三か寺とも近世の初頭に当地域から盛岡へ移転したもので、大荘厳寺は南日詰村薬師堂の別当寺であったし、新山寺は土舘村（後に宮手村の飛地）の新山権現社の別当であった。

明治三年（一八七〇）五月には、二日町新田の石森山本誓寺が廃寺となった。[4] これは、無住で檀家のない寺院は

廃止するという政府の方針（無住でも檀家のあるものは除外された）に基づいてなされた措置であるが、本誓寺の場合は、明らかにこれと反して不当なものであった。すでに述べたように、この本誓寺は寛永十二年（一六三五）以来、盛岡本誓寺の掛所（支院）として存在してきたもので、その住職は代々盛岡本誓寺の兼務するところであった。

したがって、これを無住の寺とみてよいのかどうかについても問題は残るが、それはおくとしても、この寺には早くから近江屋権兵衛・井筒屋権右衛門・伊勢屋六右衛門などの豪商を初めとする檀家があって、当時、その数は百七十戸にもおよんでいたから、当然廃寺の対象にはならなかったはずである。ところが、どのような事情によるものか、結局は無住を理由として廃されるにいたったのである。これについて、当時の檀家のなかには、盛岡本誓寺が二日町本誓寺の檀家と不動産を自寺に属させるために自ら請願して廃寺にした、という説をなす者もあるが(5)、しかし、これを裏付ける明証は得られない。

この廃寺に伴って、同寺の檀家は、盛岡本誓寺・永光寺・光円寺（南伝法寺村）の三か寺に分属されることになり、北方と石鳥谷の者は盛岡本誓寺に、日詰町の者は光円寺に、その他の者は永光寺に、それぞれ所属するようになったのである(6)。ただし、これは将来再興がなった場合は旧に復すことを条件としてであった。もともと、大部分の者は廃寺に反対であったから、機会をみて再興を図ろうとする気運は濃厚であった。それが、ようやくにして実現をみたのは、明治十三年（一八八〇）一月になってからのことであった(7)（この間にも運動は行われていた）。

これより先の明治九年（一八七六）十二月、政府では小規模な仏堂であっても、維持方法と受持僧侶を定めて存置を出願した場合は許可してもよい旨を府県に通達しているから、これが認可の背景をなしたものらしい。旧檀徒側では、事前に寄付金をもって本堂・庫裡・墓地等の整備や維持財産の造成を図っているし、住職には盛岡本誓寺住職吉田達是を兼務発令されるよう出願している。

なお、旧来どおり盛岡本誓寺の支院とするか、東本願寺の直末寺にするかが問題となったが、旧檀徒側では直末寺を願出てそのとおりとなった。[8] こうして、二日町本誓寺は十年振りで再興がなり、住職には申請どおり吉田達是が兼務で発令された。ところが、間もなくこの吉田住職と檀信徒の間で裁判上の抗争が起こった。二日町本誓寺の財産をめぐっての争いであったらしいが、真相については明らかでない。結果的には、盛岡裁判所・仙台控訴院ともに檀信徒側の勝訴となった。そして、その直後、檀信徒側では吉田住職を退けて永光寺住職を兼務にすることを出願したが、明治十八年（一八八五）にこれも許可となった。[9] 永光寺は二日町本誓寺の地中（寺の地域内にある配下の寺）として、掛所当時から同寺の兼務住職（盛岡本誓寺）に代わって実際の寺務をつかさどってきていた。したがって、二日町本誓寺とは、古くから深い縁故関係で結ばれていたのである。

明治三十三年（一九〇〇）六月になると、その永光寺は廃寺となり、「慈雲山永光寺」の山寺号は、下閉伊郡山口村字田代（現在の宮古市田代）に移転された。[10] その事情については必ずしも明白でないが、宮古市田代永光寺の説によると「明治十三年（一八八〇）になって宮古の信徒の願いにより宮古市田代（ママ）に本山説教場を設置し、当寺第十一世小原深妙を遣わして布教伝導せしめた。この布教の便宜上から永光寺を宮古に移転することを計り、堂宇（どうう）を建立して明治三十三年（一九〇〇）六月二十日移転執行された」としている。[11]

これに伴って、旧永光寺の土地は二日町本誓寺において買取り、本堂建物は不動村誓岸寺に買却され、檀家は二日町本誓寺に属するところとなった。[12] また、同寺の十世永井忍了の子尽奥は、二日町本誓寺にはいってその本務住職となった。[13] したがって、実質的には二日町本誓寺と合併した形となったのである。

なお、このほかでは二日町新田の定学院も廃止されている。この定学院は、独立の寺院ではなくして、天台宗系（盛岡自光坊末）の祈禱所であったらしい。明治五年ごろには、院主の葛山智慶は善念寺付近の借家に居住していた。[14] 同院では、智慶をもって八世としているが、古くから当地に定住していた形跡は見当たらないから、おそらく

明治初年かそれより遠くない時期に他から移住してきたものであろう。明治十三年（一八八〇）まで存在したことは確かであるが[15]、その後いつになって廃止されたかは明らかでない。

〔参考資料〕（寺院の廃合）

1　大巻玉根家文書「神職触事達復飾願」岩手県編『岩手県史』第7巻
2　二日町阿部氏文書『永代諸用書留帳』
3　前掲『岩手県史』第7巻・上平沢小学校編『新山神社史』所収「新山寺住職復飾願書」
4　二日町本誓寺文書「廃寺復旧願」
5～6　日詰村谷屋文書『郡山本誓寺廃寺再興顚末記』
7　二日町本誓寺文書「廃寺再興ニ付御届」
8～9　前掲『郡山本誓寺廃寺再興顚末記』
10　二日町本誓寺文書「旧永光寺本境建物取毀ニ付御届」
11　テレビ岩手編集『いわてのお寺さん』
12～13　二日町本誓寺文書『尽奥日誌』
14　二日町川村廸雄氏所蔵「壬申戸籍簿写」
15　岩手県所蔵『紫波郡寺院什物明細帳』

二、仏堂の整理

神仏分離に続いて、明治三年（一八七〇）には、小規模な社祠や仏堂を付近の社寺へ合併または移転させることとなった。しかし、このことはなかなか実行されなかったものらしい。そのためであろう。明治九年（一八七六）十二月には、再度この旨を示達しているが、これでは小規模であっても民衆の信仰が厚い社堂の場合は特に存置を許可するという特例が認められていた。ただし、そのためには受持ちの神官ないしは僧侶を定めかつ維持方法を立てて出願する必要があった。

こうした一連の措置のなかで、彦部村の千手観音堂の場合は、明治六年（一八七三）にいったん同村正養寺に合併したが、同十三年（一八八〇）九月に至って旧に復している。(1) おそらくは正養寺を受持寺院として再興が認められたのであろう。また、二日町新田の高水寺観音堂の場合は、いったん廃堂にして本尊（十一面観世音）等を別当の川村勇八宅に移転したが、明治十八年（一八八五）になるとそれを再興して旧に復すようになった。(2) このころになると、神仏分離令以来の統制政策は大幅に緩和されてきているから、再興も容易であったのであろう。

川村勇八は、明治二十四年（一八九一）十二月に、稗貫郡八重畑村の光勝寺（真言宗）において得度（法名宥定）し、真言宗に属して観音堂の護持に当たっている。(3) その他の仏堂については必ずしも明白でないが、北日詰村の大日堂の場合は従前から覚王寺の管理下にあったからそのまま公認されたであろうし、片寄村の黄金堂については上平沢村の慈眼院住職、同村の太子堂については願円寺住職、南日詰村の島ノ堂については覚王寺住職、佐比内村の岩屋観音（岩窟堂）については鳳仙寺住職がそれぞれ勤行（ごんぎょう）を執行しているから、これらも存置を出願して許可された公算が強いように思われる。

このうち黄金堂の場合は、明治二十三年（一八九〇）四月になると、旧別当家の漆沢美之助が前記の光勝寺において得度し、宥勝（ゆうしょう）と号して同堂の本務住職となっている。(4) その関係から、以後の黄金堂は真言宗に属した。また、片寄村古町山の薬師堂が隠里寺境内に移転されたのも、南日詰村の鶴巻堂（千手観音）や、赤沢村三ツ石の大日堂（古くは岩窟堂）が存置されたのも、共にこの時であった可能性が強い。いずれも明治以前からの存在であった。

このほか、明治期の仏堂として知られるものに二日町新田の摩尼堂（薬師如来）と運松坊（大日如来）、土舘の地蔵堂、南日詰の不動堂、彦部長徳寺境内の観音堂（十一面観音）があるが、そのうち南日詰の不動堂は明治十六年（一八八三）の創建なので別として、その他はいずれも創立年代が不明なので整理令との関係は定かでない。

なお、神仏分離の令によって、赤沢村の薬師堂は廃止となり、仏像は同村正音寺に移転したことはすでに述べた

が、その後の明治二十八年（一八九五）になると、この薬師堂は赤沢・舟久保・紫野の信徒たちによって再興され、仏像も元に復すようになった。(5)

〔参考資料〕（仏堂の整理）

1　岩手県教育会紫波郡部会編『紫波郡誌』
2～3　二日町川村廸雄氏所書文書
4　片寄黄金堂文書
5　赤沢荒屋敷文書

三、陸中新四国八十八か所の設定

紫波・稗貫・和賀の三郡を巡礼圏とする「当国三十三所」（既述）は、明治初年になると、神仏分離令や小社堂の整理令によって、当地域においても若干の変動はあるにはあったが、しかし、終局的には十二番の山屋観音が東長岡村の常光寺境内に移転しただけで、札所の構成には変化がなく、引続き観音信仰の霊場をなしていた。

ところが、明治二十四年（一八九一）になると、これとは別に「陸中新四国八十八ヶ所」が設定されるようになった。稗貫郡花巻村自性院住職斎藤光海外六名の発起になるものであるが、その中心は斎藤光海であったらしい。これは、その名称が示すように、四国（阿波・土佐・伊予・讃岐）の八十八か所を模したもので、各順番の本尊はもちろん詠歌までも四国のものをそのまま当てるという方法がとられている。しかし、四国八十八か所の本尊は、釈迦如来・阿弥陀如来・大日如来・薬師如来・十一面観音・千手観音・聖観音・地蔵菩薩・虚空蔵菩薩・弥勒菩薩・文珠菩薩・不動明王・毘沙門天・大通智勝仏ときわめて多岐にわたっているため、実際にはその全部にわたって充当することは不可能で、実際とは異なる名目上の本尊を付会（実際は阿弥陀如来であるのに薬師如来とするように）する場合も少なくなく、なかには薬師神社をもって薬師堂とする例もあった。それに札所の順番がとびとび

であるため、当国三十三所のように一番から順を追うて巡礼することは無理であった。そのことから別に遍路の順を定めるという方法がとられた。また、詠歌についても札所の事態と適合しない難点もあった。

この霊場は、和賀・稗貫・紫波の三郡と盛岡市の四地域（四国になぞらえたものであろう）に配慮されたが、そのうち当地域においては、次表のように十九か所が指定された。

表五―三七　陸中新四国八十八か所一覧表（紫波町分）

番号	木尊	所在地	名称	詠歌
三	釈迦如来	大巻	高金寺	極楽の宝の池をおもえただ、こがねの泉たたえたるかな。
六	薬師如来	片寄	称名寺	仮の世のもとをあらそうむやくなり、安楽園の守護をのぞめよ。
十	千手観音	南日詰	島ノ堂	欲心をただ一すじにきり果し、後の世までの障りともなし。
十一	薬師如来	南日詰	薬師堂	色も香も花の中なる藤井寺、真如の波のたたぬ日もなし。
十七	薬師如来	東長岡	常光寺	面影のうつりて見ゆる井戸の水、結べば胸の垢やはなれん。
二十	地蔵菩薩	土舘	弥勒堂	しげりける鶴の林をしるべにて、大師ぞいます地蔵帝秋。
二十二	薬師如来	片寄	隠里寺	平等に隔てのなきを聞く時は、あらたのもしき仏とぞ見る。
二十七	十一面観音	片寄	黄金堂	三仏の誓の心こうの峰、やいばの地獄たとへありとも。
二十八	大日如来	北日詰	覚王寺	露霜と罪をてらせる大日寺、などか歩みをはこばざるまじ。
三十九	薬師如来	彦部	長徳寺	南無薬師諸病悉除の願込て、参る我身をたすけましませ。
四十二	大日如来	二日町	運松坊	草も木も仏になれる仏木寺、なをたのもしききちくにんてん。

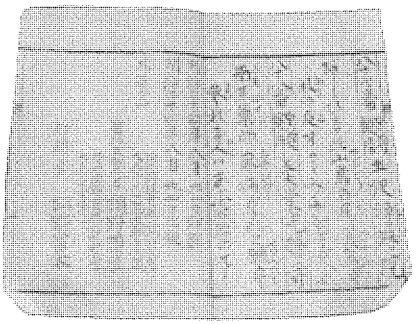


図 5-43　「陸中新四国八十八か所」一覧綴

四十四	十一面観音	南日詰	鶴巻堂	今の世は大ひのめぐみすがう山、ついには弥陀の誓をぞまつ。
四十六	薬師如来	二日町	摩尼堂	極楽と浄瑠理世界たくらべば、受る苦楽はむくひならまじ。
四十八	十一面観音	二日町	高水堂	弥陀仏の世界を尋ね聞たくば、西の林の寺へまいれよ。
五十二	十一面観音	土館	新山堂	大山に登れば汗のいでけれど、後の世界へなんの苦もなし。
五十三	阿弥陀如来	日詰	来迎寺	来迎の弥陀の光りの円明寺、てりそうかげはよなよなの月。
五十五	地蔵菩薩	南日詰	不動堂	此所見しまに夢の覚ければ、べつぐうとてもおなじ垂跡。
六十六	千手観音	上平沢	慈眼院	はるばると雲のほとりの寺にきて、月日は今にふもとにぞみる。
七十六	薬師如来	大巻	薬師堂	誠にも神仏そうをひらくれば、真言加持のふしぎなりけり。

〔備　考〕

本文において述べたように、本尊仏のなかには実際と一致しないものがあるが、それを実際のものについて掲げると、六番の称名寺は阿弥陀如来、十七番の常光寺（観音堂）は十一面観音、三十九番の長徳寺（観音堂）は十一面観音、四十四番の鶴巻堂は千手観音、五十五番の不動堂は不動明王、六十六番の慈眼院は不動明王である。また、十一番の薬師堂は薬師神社、五十二番の新山堂は新山神社、七十六番の薬師堂は大峰神社をそれぞれ当てたものである。

四、檀家の集団移動

江戸時代においては、寺請（てらうけ）制度の一環として檀那寺からの離檀は禁止されていたが、明治四年（一八七一）になって宗門改人別帳が撤廃されるとこの制約も解消されるようになった。そのためにこれ以後になると、従来の寺を離檀して他寺に転ずる者も現われたが、その多くは檀家側の便宜上からおこったもので、しかも、寺側の同意を得て平穏のうちに行われるのが普通であった。ところが、そうではなくして、感情的な対立や利益関係から、一方的に集団で離檀する場合があった。その知られるものとして、次の三例がある。

まず、明治三十年（一八九七）ごろには、彦部村正養寺の檀家十四戸（主として宮田家の一族）が、住職との意見の対立から離檀する事件があった。これによって、離檀者一同は同宗派である盛岡本誓寺に入檀を申入れたが、

同寺では正養寺に復帰することを勧奨して応じなかったため、やむなく宗旨を異にする同村の長徳寺に入檀した。しかし、その後に至って正養寺住職は、しばしば宮田家を訪れて復檀を懇請したところ、同三十四年（一九〇一）ごろには数戸を残して大部分が復帰するにいたった。

次に、大正三年（一九一四）には、赤沢村遠山の正音寺檀家のうち彦部村星山と長岡村草刈の合わせて約七十戸（星山では上谷地・下谷地・津花・品田・間野村・荒屋敷・後田の各家の一族、草刈では番上田家の一族）が、同寺を離れて彦部村大巻の高金寺に入檀している。その発端は、遠山字廻田（めぐりだ）の八界清水（やかいしみず）（焼清水）を巡る用水論争にあった。この清水（わき水）は、農業用水として遠山・北田地内の水田約十町歩のほかに星山・犬吠森の七十余町歩においても使用する慣行であったが、星山と犬吠森の場合は、はなはだしく用水に窮する時以外にはこれに依存しなくともよい状況であった。

ところが、同年はことのほかのひでり続きで、水田にひび割れを生ずるまでになった。そこで、星山・犬吠森地区の農民は、その用水を利用しようとして水路の修理をしたところ、遠山・北田側の農民がそれを妨げたために論争となった。そして、ついには、遠山・北田側の告訴によって裁判問題にまでなったが、しかし、結果は原告側の不利に終わったところから、こんどは、八界清水のある遠山地内に相手方が出入りするのを妨害する挙に出たという。このようなことから、前記の檀家としては、菩提寺への往来に不安があったし、それに、遠山・北田地区の檀家と寺を同じくしたくないという感情もあって、ついに強制離檀となったものであった。したがって、菩提寺との直接的な対立によるものではなかったのである。

また、同年には水分村升沢の極楽寺においても、長岡組（島田家の一族）の十数戸と矢次組（煙山村）の約二十戸が離檀している。これは、同寺の院代（住職代勢者）黒沢武雄が酒癖が悪く、檀家の法事等でしばしば醜態を演じたところから、これに対する反感によるものであった。この結果、長岡組は日詰町の来迎寺に入檀し、矢次組は

盛岡市の円光寺に転じた。また、黒沢院代は、その責任を追求されて同寺を去った。

五、仏教会の創立

従来、仏教界には統一的な組織はなく、各宗派ごとに活動を進めてきていたが、大正十三年（一九二四）七月になると、県の斡旋（あっせん）によって岩手県仏教会が設立されるようになった。これは、仏教の本義に基づいて「国民精神作興ニ関スル詔書」（大正十二年十一月発布）の趣旨を大衆に徹底させることを目的とするものであり、いわば一種の教化団体であった。

これに伴って、同月中にはその下部組織として紫波郡仏教会も結成された。当初の正会員数は三十四名を数えたが、当地域においては、岩瀬豊英（来迎寺）・渡辺雲堂（勝源院）・中野祖源（蟠竜寺）・久慈文雄（長岩寺）・永井道正（本誓寺）・池田豊道（善念寺）・高木信教（光円寺）・味方豊憲（極楽寺）・松岡自現（慈眼院）・桜田功（願円寺）・入江泰静（隠里寺）・笹井円随（称名寺）・漆沢宥勝（黄金堂）・水原丈賢（広沢寺）・岩動秀存（覚王寺）・三浦柏籌（高金寺）・森田亮淳（長徳寺）・石森教岳（正養寺）・藤井荘山（鳳仙寺）・諸谷泰明（正音寺）・遠藤哲英（常光寺）・渡辺一雄（江岸寺）・細川徳英（来迎寺徒弟）の二十三名が加入している。

その事業としては、講演会・諸習会・社会事業・釈尊降誕会と花まつりなどの実施が主たるものであったが、社会事業のなかには紫波郡慈光会による免囚者の間接保護も含まれていた。

なお、この会の会員には正会員のほかに賛助会員（会の趣旨に賛同するもの）と、名誉会員（代議会で推薦された者）の二種あったが、昭和二年（一九二七）にはさらに町村単位に支部も設立された。

六、占領政策の反映

太平洋戦争の敗戦に始まる連合国の占領政策のうち、寺院の運営に直接的な影響をおよぼすものとして、宗教団体法の廃止から宗教法人法の制定にいたる一連の改正があった。また、仏教そのものとは直接の係わりはないが、寺院経営という点では農地改革による影響も少なくはなかった。

連合国の占領政策のなかでも宗教政策は重要なものの一つであったが、その一環として昭和二十年（一九四五）十二月には、宗教団体法（昭和十四年四月制定）と四つの関係勅令が廃止され、同時に「宗教法人令」が公布施行された。

この宗教法人令は従来の宗教団体法が認可主義であったものを準則主義に改めたので、これによって宗教法人の設立・規則変更・解散は自由となった。ところが、この結果既成教団から分派して新教団を設立する傾向が強まり、また実態は宗教団体でないものまでが免税その他の保護を受けるために宗教法人となるものも現われたため、多くの批判を浴びるようになった。

そこで昭和二十六年（一九五一）四月には、これに代わって新たに「宗教法人法」が制定されたが、これは準則主義を廃して設立・規則の変更・合併・任意解散の場合は所轄庁の認証を受ける制度としたものであった。

また、従来の惣代制（補助機関）を改めて、新たに決議機関としての責任役員を設置したことも特色の一つであった。この一連の改正に伴って、当地域においても寺院の法人化が進められたが、ただし、宗教法人令に基づいて実施したのは昭和二十二年（一九四七）の高金寺一か寺だけで、その他はいずれも宗教法人法が制定されてからのことであった。宗教法人令当時は、終戦直後の混乱期でその態勢が整わなかったことや趣旨が徹底しなかったためであろうか。これによって各寺院は寺院経営の民主化という点からも、まさに画期的なできごとであった。

表五―三八　町内寺院の宗教法人設立状況

寺院名	認証年月日	登記年月日	寺院名	認証年月日	登記年月日
隠里寺	(昭)二七・一一・一〇	(昭)二七・一一・二七	江岸寺	(昭)二七・一一・一〇	(昭)三一・六・二一
称名寺	三九・三・五	三九・三・二一	常光寺	二七・一一・一〇	二七・一二・六
来迎寺	三九・三・五	三九・三・五	長徳寺	二七・一一・一〇	二七・一二・四
善念寺		二九・七・二	正音寺		二七・一二・一
勝源院	二七・一一・一〇	二七・一一・二四	高金寺	二二・一〇・三〇	三六・一・三一
長岩寺	二七・一一・一三	二七・一二・一	鳳仙寺	三二・二・二	二七・一一・一四
蟠竜寺	二七・一一・一〇	二七・一二・一	本誓寺	二七・一一・一〇	二七・一二・六
広沢寺	二七・	二七・	光円寺	二七・一一・一〇	
願円寺	二七・一一・一〇	二七・一一・二九			

表五―三九　町内社寺境内地譲与一覧表

社寺名	譲与年月日	面積	社寺名	譲与年月日	面積
百沢神社	(昭)二四・一・四	七九〇坪	善念寺	(昭)二五・一・三一	二、〇四〇坪
水分神社	〃	二、七〇九坪	勝源院	二四・三・三一	二、三九八坪
舘森神社	〃	五八三坪	長岩寺	二五・一・三一	三、〇二一坪
青麻神社	二四・三・三一	四六六坪	蟠竜寺	一七・一二・二八	六五八坪
走湯神社	二四・八・三一	七九五坪	江岸寺	二四・三・三一	一、八二四坪
蜂神社	〃	三、一五〇坪	正音寺	二五・一・三一	四、六四一坪
志賀理和気神社	二四・一・三〇	四、七五五坪	高金寺	二五・一・三一	二、二二二坪
熊野神社	二五・一一・一八	七六六坪	極楽寺	二三・一一・四	一、七一一坪
隠里寺	二四・一・四	二、六六五坪	願円寺	二三・一一・四	一、四〇一坪
称名寺	二三・一一・四	一、五一三坪	常光寺	二四・三・三一	一、三三〇坪

なお、明治初年における上地処分及び地祖改正などにより国有財産に編入された上、無償使用に供されていた社寺境内地は、終戦と共に憲法第八十九条により発せられた昭和二十二年（一九四七）法律第五十三号の施行にともない、その社寺に譲与されることとなり、同二十七年（一九五二）末までに申請手続が完了し社寺所有となった。

次に、寺院に係わる農地解放（詳しくは第三章農業構造において述べた）についてである。当時、多くの寺院では、檀信徒の寄進等による農地を所有していたが、これらの大部分は「自作農創設特別措置法」の適用を受けて強制的に買収となった。その状況をまとめると表五―四〇のようになるが、当地域全体では、水田約三十一町七反歩余、畑約九町五反歩余、宅地、草生地等約四町歩余の合計約四十五町二反歩が買収されている。従来これらの農地からあがる収益は、寺院の会計に繰入れられて財源の一部となしていたから、これによって程度の差こそあれ、財政上の打撃を受けたことは事実であった。

表五―四〇　町内寺院農地解放状況

寺院名	田	畑	宅地・山林・その他	寺院名	田	畑	宅地・山林・その他
	町反セ・歩	町反セ・歩	町反セ・歩		町反セ・歩	町反セ・歩	町反セ・歩
隠里寺	二五八・一六	一四・二二		江岸寺	一八五・〇二	一〇五・二二	二二・〇四
称名寺	一〇〇・〇〇	二七・〇〇		常光寺	六五・〇六	四八・一一	
来迎寺	三〇〇・〇〇			長徳寺	一八三・〇〇	一九・一〇	
善念寺				正音寺	七〇〇・〇〇	三〇〇・〇〇	
勝源院	二〇五・〇〇	五四・二七	一六四・〇二	高金寺	二六〇・〇〇	二〇・〇〇	
長岩寺	二一〇・〇〇	九二・二五		鳳仙寺	一二〇・〇〇		一五・〇〇
蟠竜寺	六四・二八	五三・一七	一六九・〇〇	本誓寺	一七五・二二	一九・一〇	
広沢寺	五五・〇〇	二・〇五	四・〇三	光円寺	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一五・〇〇
願円寺	二八・〇二		一〇・〇〇				
			三三・〇〇				

七、新興仏教の抬頭

戦後における仏教界の動向のなかで特に注目されることは、妙智会・立正佼成会・真如苑等の新興仏教や、日蓮正宗（総本山富士市大石寺）の信徒団体である創価学会が新たに抬頭してきたことであった。既成仏教に対する一種の反動ともみることができよう。

妙智会（本部東京代々木）は、日蓮宗系の霊友会（大正十二年創始）から分派したもので、昭和二十五年（一九五〇）に宮本ミツによって創設された。釈迦如来を本尊とし、法華経を根本経典としている。当地域において、初めて入信者をみたのは同二十七年（一九五二）ごろからである。

立正佼成会（本部東京杉並）も、また、霊友会から分派したものである。昭和十三年（一九三八）の創立で、創始者（初代会長）は庭野日敬である。本尊は設立以来たびたび変わったが、現在では久遠実成大恩教主釈迦牟尼世尊となって本根教典は法華経である。本町には、昭和三十年代（一九五五～）の中ごろから信者がみられるようになった。

真如苑（本部東京立川）は、昭和十一年（一九三六）に大阿闍梨伊藤真乗によって創始されたもので、久遠常住釈迦牟尼如来をもって本尊とし、大般涅槃経を根本経典とする。本町にその教線がのびてきたのは昭和四十二年ごろからである。

創価学会（本部東京新宿）は、昭和五年（一九三〇）に牧口常三郎によって創立された「創価教育会」に始まるもので、戦時中には軍部の弾圧を受けて一時壊滅の危機にまで追いやられて戦後、「創価学会」と改称して再建に努めた結果、その勢力は飛躍的に進展をみるにいたったものである。その活動が当地域において表面化するようになったのは、昭和二十八年（一九五三）ごろからで、昭和四十二年（一九六七）にはまず紫波支部が結成され、次

いで同五十二年（一九七七）には日詰支部が設立されるにいたった。

第三　キリスト教

明治新政府によってキリシタン禁制の高札が撤廃されたのは、明治六年（一八七三）二月のことであった。これによって、早くも同年の後半には本県にもキリスト教の宣教師が訪れて、布教活動を開始するようになり、翌七年には盛岡にカトリック教と、ハリスト正教の講義所（布教所）が開設されるまでになった。それに同十年（一八七七）には、下松本村の須川長之助（植物採集家、後に紫波町名誉町民・第一巻一〇六七ページ参照）が、盛岡においてハリスト正教のアナトリー神父の司会で洗礼を受け、ダニイルの霊名を授けられている。

明治十八年（一八八五）になると、その教線は日詰町にもおよぶようになり、この年にメソジスト教会盛岡講義所の伝道師が、日詰に出張して布教を行っているのである。盛岡におけるメソジスト教会の布教活動は、明治十四年（一八八六）に盛岡出身の伝道師河村天授が、暑中休暇で帰盛中に加賀野の自宅で伝道したのが始まりであるが、本格的に定住伝道を行うようになったのは、翌十五年（一八八二）に伝道師服部福治が来盛して、油町に講義所を開設してからのことであった。その後に講義所は生姜町・紺屋町・紙町・川原町と転々し、同十八年（一八八五）には再び紺屋町に移り、間もなく本町へと転じて、当時の伝道師は中山忠恕であった。この日詰における出張伝道は、翌十九年（一八八六）まで続けられたが、あまり成果はなかったもののようである。

次いで、日詰町に進出してきたのは、カトリック教（天守公教会）であった。明治三十年代（一八九七～）のことである。そして、ついには教会の開設をみるまでになり、水沢以北から盛岡以南における伝道活動の中心をなすようになった。このことは、カトリックの唯一の機関紙である『声』の第三百五十六号（明治三十九年四月十日）

発行のなかに、

⊙盛岡通信

「また、紫波郡日詰町公教会の霊父ルーソー師は過般伝教士工藤祐治氏を伴い、同町窮民（筆者注、明治三十八年の大凶作によって生じた窮民のこと）救恤を兼ね親しく惨状視察を遂げられ、窮民四十戸の内最も悲惨を極むる十三戸五十人に米及び木炭若干づゝを施与せられしに、何れも其の慈心に感激して有難涙に咽びつつありと云う」

⊙仙台来信

「東京三才社の募集に係る救恤金を始め、当地ジャケ師及び新谷師の手許へ直接各地の教友より寄贈し来れる義捐金は、悉皆之を三県（福島・宮城・岩手）に分配して、各分担を巡回し、熱心救助に尽力中なり。

岩手県は水沢南方一帯の地は一ノ関教会所属なれば一ノ関教会係ジャケ師。水沢地北方盛岡に至る地は日詰郡山教会の所属故、同教会ルソー師。盛岡市は盛岡教会ブジェ師の担当

右各師にて其の土地の広狭と窮民の多寡に応じ、救恤金を分配して、救助の事に鞅掌し居れりと云う。」

とあることから明白なのである。つまり、この記述によって明治三十九年（一九〇六）当時、日詰町にカトリックの教会があったことが知られるとともに、その布教区域は紫波郡から水沢以北にまでおよんでいたこと、同教会には神父ルソー（あるいはルーソー）のほかに伝道師工藤祐治がおったこと、慈善事業として大凶作による窮民の救援を行っていること、などがわかるのである。ただし、それ以外のことになると、資料を欠いて全く不明というほかはない。なお、『岩手福音宣教百年史』（上田哲、ホーレンシュタイン編著）はこの『声』の記事を原拠としながら、

「明治三十年代のカトリックの教勢は好調であった。その頃日詰にも教会があった。日詰は郡山といって宿場町

であった関係もあって、鉄道の未だなかった時代は南部領内では重要な地点であった。一等から六等までである宿駅の中で日詰は花巻、水沢、一ノ関などと並んで二等駅であった。釜石、宮古などは三等駅だった。それでカトリックもプロテスタントもこの町の伝道に力を入れ、明治の中頃には多くの受洗者を得た。そのようなわけで、この小さい町に教会が出来たらしい。何時出来たかわからないが『声』第三五六号（明治三十九年四月十日）の記事によって明治三十九年頃ルソー神父によって司牧されていた教会のあったことがわかる。教会の出来る以前は伝道所があって工藤祐治伝道士が定住していた。」

と述べている。教会が設置されるほどであったから、かなりの受洗者があったことは疑いなかろうが、カトリックのほかにプロテスタントも教勢を張っていたこと、教会の開設以外には伝道所があって工藤祐治伝道師が定住していたこと、の二点については根拠が定かでない。あるいは、著者の推量によるものであろうか。この教会は間もなく廃止されたものらしく、明治四十年代（一九〇七～）になると、こんどは盛岡日本キリスト教会が出張伝道を行うようになるのである。

そこで、盛岡における日本キリスト教会の動きについて見てみることにしよう。その伝道は明治二十年の末からはじまった。この年に、アメリカのダッチ・リフォームド・ミッション外国伝道局の宣教師エフ・アール・ミロルが、北海道旅行の帰途夫人と共に盛岡に立寄り、その時に岩手の自然と人情のよさに心をうたれたところから、本部に対してこの地に伝道すべきことを具申した。そこで、リフォームド・ミッションでは、協議の結果、ミロル夫妻と日本人伝道師二名を盛岡に派遣することになったのである。これによって、同年末には、伝道師林竹太郎が先発として着任し、外加賀野に伝道所を開設したが、これが日本キリスト教会の本県における伝道のはじまりであった。ついで翌二十一年三月には、ミロル宣教師らも着任した。こうして、同二十八年ごろになると、信者の数は八十名にも達するようになり、同年末には下橋に教会堂が建設されるまでになったのである。

その盛岡日本キリスト教会が、日詰町において出張伝道を開始したのは、明治四十年（一九〇七）のことで、伊藤藤吉宣教師が来町して伝道に当っている。また、翌四十一年（一九〇八）には婦人宣教師（別に伝道師ともいう）ウインが出張してきている。この出張伝道は、その後も継続されてかなりの成果を収めたものらしい。そのためであろうか大正八年（一九一九）四月になると、日詰町大字日詰新田第十二地割四十七番地の二（現在の北日本相互銀行紫波支店東側）の民家を借受けて「日詰伝道所」が開設されるようになった。

その設立に当たっては、盛岡市下橋教会の伝道師佐羽内（旧姓島田）哲三の尽力するところが大であり、その関係から佐羽内は、同伝道所の初代牧師に任用されている。また、この伝道所に付設して日詰幼稚園の設置されたことはすでに述べた。大正十一年（一九二二）十月には、同町大字日詰新田第八地割百三十番地にあった日詰町公会堂を借入して幼稚園と共に移転したが、同十五年（一九二六）八月になると、日詰町からこの公会堂と敷地を八千円で譲り受けて独立の施設をもつにいたった。現在の（昭和五五年）建物がそれであるが、当時は木造柾葺二階建てで、延べ面積八十二坪強の規模のものであった。昭和二年（一九二七）には「日詰伝道教会」と改称され、また、同十五年（一九四〇）に日本キリスト教会・バプテスト教会・メソジスト教会・日本組合キリスト教会・聖教会・聖公会の六教派が合同して日本キリスト教団が発足すると、これに伴って翌十六年（一九四一）には「日本キリスト教団日詰教会」と呼称されるようになった。

なお、初代佐羽内牧師以後、無牧師時代、代務者時代など多少の消長があったが、現在（昭和五五年）は六代目（宇野靖治）となっている。定例の日曜礼拝のほかに、教会学校（毎日曜日、約一時間）を開設し、聖書を中心に宣教活動を実施している。

第四　教派神道

天理教（本部、奈良県天理市二島町、代表者・中山善衛）、教派神道には、金光教・御嶽教・扶桑教・黒住教・実行教・天理教など神道十三派があるが、このうち天理教は岩手県への布教が早く行われた（明治二十年から三十年ごろにかけて）という関係もあって、当地域において最も教勢を張った教派である。全県的に分教会や布教所（後の宣教所）が設けられ、その数は戦前すでに九十を越すほどであった。当地にも志和立、米里、花紫波の三宣教所（後の分教会）を見るほどであった。

天理教は天保九年（一八二八）北大和（奈良県）において、教祖「中山みき」によって開教されたもので、明治二十一年（一八八八）に教派神道本局に属して「天理教々会」と名乗ったが、同四十一年（一九〇八）十一月二十七日独立が許可されたが教派神道のうちでは一番公認が遅かった。

教祖「みき」が受けた天啓を筆録した『みかぐらうた』『おふでさき』『おさしづ』が根本源典であるが、非合法時代にしばしば当局の弾圧を受け、源典に準じた経典（明治経典と称す）を作製し公認とともに教勢の発展をはかったが、昭和二十五年（一九五〇）にこの明治経典を更に改め、新しい天理教典を公刊し今日に及んでいる。教会名の区分は、宣教所（信者百人以上）・支教会（五百人以上）・分教会（二千人以上）・教会（五千人以上）・大教会（一万人以上）とのことである。

志和立分教会は明治三十三年（一九〇〇）三月九日に、志和立出張として開設（中田清七初代所長）され、最初は稲藤にあったが信者の増加により大正十一年（一九二二）三月に土舘の現在地に移った。

米里分教会は、明治三十一年（一八九八）に、長岡の稲垣嘉太郎が入信して布教所を設けたのが始まりであるが、

明治四十一年（一九〇八）に江刺米里布教所を廃止して長岡と合流させ米里宣教所となし現在に至っている。最初の担当教師は安藤友治であり、大正十年（一九二一）四月に稲垣福治が就任している。

花紫波分教会は、大正十四年（一九二五）四月三十日に村松熊次郎によって開設され、信者は志和、水分等に多い。

天理教々会の活動内容は、月次祭、例会、大祭、布教実習、「ひのきしん」という神恩報謝のための奉仕活動、春秋における本部への団参等で、天理教は金光教とともにその後の各種新興宗教に大きな影響を与えた教派である。

大本教（本部、京都府亀岡市荒塚町、代表出口直日）、明治二十五年（一八九二）旧正月「出口なお」（京都府綾部本宮）に国常立尊の神霊―艮の金神が突如神がかりし（乗り移り）、世の立替立直しを啓示したことにはじまる。天理教の影響と金光教の流を汲むもので、最初は金光教を尊崇し、一時期金光教の教会を開いたこともあるが、明治三十一年（一八九八）十月に神の啓示によって上田喜三郎（後の出口王仁三郎、なおの末娘スミと婚姻す）との出合いとなり布教と苦難の道がはじまる、王仁三郎は荒行と猛修業の上、金明会を発足させ次いで金明霊学会と発展し、また「民衆宗教の教団」として宣教にヨーロッパ・ブラジル等の海外まで伸展につとめた。機関誌は「神霊界」である。

しかし、新聞紙法違反とか不敬罪などの名目で、大正十年（一九二一）三月と昭和十年（一九三五）十二月と二次にわたる大弾圧があり、加えて王仁三郎及び二代目教主スミの昇天などにあい、教線が衰退するにいたった。現在は三代「出口直日」である。

大本教衰退の後、数多くの教派教団が出来たが、大本の分派や思想的影響を受けたものが多く、例えば、神霊科学研究会、生長の家、世界救世教、惟神教、三五教、ひかり教会、菊花会、神道天行居等々である。

当地域にも昭和の初頃から信者が出来て、一時かなりの教勢発展がなされた。

生長の家（本部、東京都渋谷区神明前、代表谷口雅春）、大正十年（一九二一）十月、大本教の出口王仁三郎のもとを去った「谷口雅春」の創始したものである。谷口は大本教では機関誌「神霊会」の編集者で、読書家・雄弁家・文筆家であり、昭和五年（一九三〇）三月に「生長の家」を創刊し、宗教団体の形式はとらずに株式会社「光明思想普及会」と称し、雑誌の刊行をつづけるという独自な方法をとり、大本教系では異色の大教団を形成した。「生長の家」の生は時間世界、長は空間世界、家は時間と空間が結合して出来た大宇宙を指し、生長の家の神は大宇宙の神であると説明し、「物質はない、実相あるのみ」という神の啓示を受け「生命の実相」を刊行した。

宗教法人法施行とともに宗教団体の認証を受けたが、実際には昭和二十四年（一九四九）に教団成立したといわれる。県の支部組織（盛岡市）も同三十七年（一九六二）に法人登録をし、当地域にも昭和の初期から「生長の家」「生命の実相」の読者が多くなり、教理に共鳴するものも出来た。

パーフェクト・リバティ教団（本部、大阪府富田林神田町代表御木徳近）、通称ＰＬ教といっているが、前身は「ひとのみち教団」という「御木徳一」が開いたものである。大正六年（一九一七）九月に金田徳光が御嶽教から人道徳光教（単に徳光教ともいう）を開き、大正十四年（一九二五）四月御木徳一がこれを継承し、一時扶桑教に転派したが、昭和六年（一九三一）に「ひとのみち教団」と改称して初代教主となった。

昭和十一年（一九三六）から教理上の問題で当局から弾圧を受け、同年九月、長男徳近に教主をゆずったが、同十二年（一九三七）九月二十八日に解散命令が出されて一時中断した。昭和二十一年（一九四六）九月徳近によってＰ・Ｌ教団として、佐賀県鳥栖市で開教式が挙げられた。Ｐ・Ｌとは英語のパーフェクト・リバティ（完全なる自由）の頭文字を取ったものであるが、金田徳光（幽祖という）の遺訓である「神律」という二十一か条の教を根本教義とし、昭和三十年頃にかけて驚異的に教勢を伸ばし、特に海外（欧州、ブラジル等）への発展が目覚しい、

そこで外人にも「よりわかり易く」との表現として英語を使う方がよいとの考えから、昭和五十年（一九七五）一月に、パーフェクト・リバティ教団と改称した。二十一か条の一、二を示せば、第一「人生は芸術である。」第二「人の一生は自己表現である。」第三「自己は神の表現である。」等で「人間の本質は芸術」として永遠の自由と平等を説くものである。

県には盛岡に支部教会が設立され、当地域では個々的に盛岡教会の信者と交流、共鳴者も多くなっている。

〔参考資料〕（宗教）

1　岩手福音宣教百年史（昭和四九年）
2　日本キリスト教団日詰教会沿革誌
3　町内各宗派寺院沿革調査
4　各新興仏教・各教派神道の町内信仰者の代表談話及び資料
5　長岡村郷土誌（大正一四年）
6　町内神社所有文書
7　社寺境内処分誌（大蔵省管財局編）
8　新宗教の世界（大蔵出版ＫＫ・全五巻）

第六章　交通運輸

第一節　道路

第一　藩政期の道路

藩政期における紫波郡の主要道路は、東奥への道としての奥州道中（奥州街道）であった。江戸幕府の開設に伴なって全国の交通網が、江戸を中心に整備されるようになったが、江戸日本橋を基点とし、一里ごとに街道の両側に相対して塚を築き、それに榎（えのき）を植えたといわれている。

藩政期を通じてこの街道も年代が進むとともに道筋の曲折、波状の坂道が整えられ、平坦で直線的な街道にするために改修が加えられた。

しかし、それでもなおこの街道には、迂曲や山坂が多いという欠点が残されていた。

一方、盛岡城下と遠野を結ぶ東街道が古くから主要道路として紫波郡の東部を走っていたが、八戸南部氏が遠野に転封されてからは、とみに重要性を増すようになった。盛岡・乙部・大迫・達曾部・横田（遠野）間の道筋は、藩政期の領内行程を示した諸書を参照すれば、「盛岡ヨリ閉伊筋」あるいは「閉伊・海辺筋」と表記されるのが一般的である。藩政期のこの区間路線に対して、今日まで遠野街道や釜石街道などの名称が付されたが、明治期に入

ってその所管を明確化する必要に基づき国道・県道・里道に区分した。当時の遠野街道の道幅は最初平均二間ではなかったか。道幅の二間というのは、遠野街道に架橋の際、どの橋も二間幅に施行される例からも類推される。

西部の山根道は、藩政期のころには藩主南部家の志和稲荷神社に対する信仰が厚く、その参詣のために参詣街道として藩主の手許金で施工されたが、日光街道を摸したといわれるだけになかなかのできばえであったらしい。今日でいう稲荷街道であるが、中央部の奥州街道が発達するにつれてその利用度は大幅に減少した。しかし前述のように、この街道は藩主の稲荷参詣を主目的に開発されたものであったから、藩政期末までは道路の改修や維持管理がなされていた。

藩政期の郡山町は、従来城下町的な性格をもっており、新たに、奥州街道の宿場町と北上川舟運の港町としての二面的性格をもって発展するようになった。ここでいう郡山町というのは、日詰・二日町(上町)・下町の総称であり、高水寺城下の二日町を中心として形成された小市街地である。郡山三町への道は郡山道といわれ、赤沢の山屋方面からは、常川・東長岡を通って十日市渡を通った道、志和稲荷方面からは升沢・宮手を通って三手にわかれそれぞれ二日町・郡山駅へ通ずる道であった。

政治・経済の中心地は同時に交通の中心地でもあったが、紫波郡東部への道筋は、「邦内郷村誌」によると、大迫道として三道が認められ、いずれも、遠野街道に合して大迫方面に達していた。

「此処舟渡有二三ヶ処一」とある郡山方面の渡船場は、すべて大迫道と連絡していた。大迫道はまた大迫側からみれば郡山道であった。

(1)　西長岡村　此所有二大迫県道一

(2)　星山村　西北上川、此日詰県道舟渡也。同大迫県道也。

(3)　大巻村　西北上川。日詰県大迫県佐比内村道。有二舟渡一。

以上三筋の大迫道は、(1)は坐和渡、(2)は日詰渡、(3)は赤石渡によって、渡船で連絡されていた。

郡山町と同様商業活動の中心は、上平沢村川原町である。豪商村井権兵衛がこの地に近江屋を創立したのをはじめ、この近江屋と前後して、他商人の定住もみられたが、盛岡城下町へ通じる道、郡山町へ通じる道が連絡する主要支線道路として開発された。更に上平沢から土舘村・片寄村を通って南下してゆく石鳥谷道及び石鳥谷好地村へゆく道筋も村路として重要なものであった。

第二　明治期の道路

明治政府は、明治五年（一八七二）六月二十四日道路改修の準備をすすめるため、各府県に諸街道往還敷取調べを命じている。岩手県は、明治四年（一八七一）十一月に創設されたが、そのときは六郡（岩手・紫波・稗貫・和賀・閉伊・九戸）であった。明治九年（一八七六）五月には、さらに五郡（胆沢・江刺・磐井・気仙・二戸）が加えられて十一郡となっている。岩手県ではそれを受けて、明治五年（一八七二）七月二十二日各町村へこれを布達している。

新政府はこれを手初めに、つぎつぎに道路政策を打ち出した。明治六年（一八七三）九月四日には、岩手県では管内の往還・脇往還はもちろん、その他山野の小径にいたるまで左右の枝道や辻々へ追分標坑を立てることを指示し、明治七年（一八七四）五月七日には「管内町村ニ不限、往還並官地等へ追々ヒサシ差掛ケ、孫ヒサシト唱ヒ継足、追々桂ヲ立、家居ニ致シ居候者有之」とし、「往来人馬通行ノ際、碍不少候条、往還ヘヒサシ差掛有之分ハ早々取払」を命じている。

明治九年（一八七六）六月八日には政府は先の道路の等級を廃止し、国道・県道・里道の三道に改定同時にその

規格を定めて布達した。

一、国道筋の延長とその沿革

藩政期には江戸日本橋から盛岡城下までの奥州道中（奥州街道）が主要道路として重要な役割をもっていたが、明治の初めのころは和賀郡鬼柳村から稗貫・紫波・岩手の四郡に跨がっていた。ところが明治九年（一八七六）五月以降は、本県内国道筋は、南は磐井郡から、北は二戸郡釜沢村に至るまでとなって著しく延長され、四十七里二十三町六十五尺（約一八七㎞）となった。

往時の奥州街道は明治六年（一八七三）には、大蔵省番外達し道路の種類の制定によれば一等道路陸羽道といわれた。明治九年（一八七六）六月八日には、太政官達第六十号により全国の道路の等級を廃止して次の通り再編成した。即ち国道・県道・里道の三道に改定したが、「岩手県管轄地誌」には岩手県でもただちに国・県・里の三道制を敷いており、一等道路陸羽道は函館街道と改称された。

明治九年ごろの当地方の函館街道は大方次の通りであった。

函館街道（明治九年）

- 犬　渕　村…稗貫郡好地村より本郡南日詰村に通ず。
- 南日詰村…犬渕村より来り北日詰村に通ず。
- 北日詰村…南日詰村より来り、桜町村に通ず。
- 桜　町　村…北日詰村より来り、日詰新田に通ず。
- 日詰新田…桜町村より来り、二日町新田に通ず。
- 二日町新田…日詰新田より来り、高水寺村に通ず、国道一等に属す。

○高水寺村…二日町新田より来り、土橋村に通ず。

明治十七年（一八八四）十一月には函館街道盛岡以南の坂道改修が行われることになり、国道近隣の町村より多数の改修人夫の割当てがあったもようである。明治十八年（一八八五）二月二十四日、内務省告示第六号別表国道表より、函館街道は六号国道と改称され、東京市を起点とし函館港に達する路線としている。

その後、幾度か改修が加えられ、局部的にも路線の変更があった。紫波郡管内実態調査書によれば、当時の国道は現在の国道の位置と大方同じであるが、明治十八年ごろまでは古館村の下町から上町部落を通っていたといい、明治二十一年（一八八八）には、高水寺（通称、白銀）から、二日町（通称、一里）に通じる現在の国道がひらかれた。こうして道路の坂道改修及び直線化への努力が続けられていったのである。

二、県道筋の推移

㈠　釜石街道の改修

明治九年（一八七六）以前、県道の名称があったかどうかは、はっきりしないが、明治九年の岩手県管轄地誌によれば、釜石街道は県道三等とみえている。盛岡より大迫・遠野等を経て釜石に至る道筋である。藩政期には遠野街道といわれ、盛岡より遠野への街道として重視された路線であったが、釜石方面に通ずる唯一の道路として延長された。三陸沿岸と内陸部とを結ぶ重要主要道路として交通も激しかったようである。紫波郡河東地区の道程は次の通りであった。

釜石街道（明治九年）

○江柄村…乙部村より来り、栃内村に通ず。県道三等に属す。

○栃内村…江柄村より来り、東長岡村に通ず。

○東長岡村…栃内村より来り、西長岡村に通ず。
○北　田　村…西長岡村より来り、遠山村に通ず。
○遠　山　村…北田村より来り、赤沢村に通ず。
○赤　沢　村…遠山村より来り、佐比内村に通ず。
○佐比内村…赤沢村より来り、稗貫郡亀ケ森村に通ず。

釜石街道は岩手郡東中野村において「村の中央鉈屋町にて函館街道より分岐し」て、東安庭村から乙部など紫波郡河東地区を通過し、大迫・鱒沢を経て横田村に達し、それより釜石村に達するものであった。そのころの道路は盛岡地区でも道幅は四間であり、紫波郡東部では一部を除いて幅三間の道路であったが概して道幅は狭く、更に迂曲しているところが多かったために道路の開鑿、改修の必要があった。

釜石街道の距離、幅員（岩手県管轄地誌・調査年明治10年）

村名	距離	道幅
江柄村	8町50間	4間
栃内村	15町	4間
東長岡村	7町47間	2間3尺
西長岡村	7町44間	2間
北田村	8町31間	2間3尺
遠山村	16町30間	3間
赤沢村	1里7町20間	3間
佐比内村	35町6間	2間

釜石街道の改修は、明治八年（一八七五）からとりかかった。当時の紫波郡河東地区の開鑿には、実に数千人の人夫を寄附してこの事業を助成したものという。盛岡より釜石に通ずる唯一の道路として広く利用され、その交通は頻繁であり、殊にも盛岡・大迫・遠野の往復が盛んであった。道路政策の重点は盛岡を中核とした放射状道路の整備にあり、その中で盛岡・遠野間の占める比重は大きかったのである。

しかし、明治二十三年（一八九〇）十一月一日には、日本鉄道東北線が盛岡まで延びたことにより、従来の道路に対する考え方に根本的な変革がもたらせられた。即ちこの鉄道に連絡される道筋の道路の改修をめざしたのであった。

明治二十五年（一八九二）十一月県令により釜石街道に関しては「盛岡・遠野間を改めて里川口より遠野を経て釜石に達する線」として修正が加えられたが、理由は「遠野より直ちに花巻停車場に連絡するの便に如かす」というにあった。ようやく陸上交通の主役としての性格を帯びてきた鉄道に直結する道路の再編を促しつつあったわけである。藩政期以来三百年間を通じて、盛岡と浜街道を結ぶ最重要路線は、こうして明治二十五年十一月の県令をもって里道に没落した。明治二十五年まで県内の県道は十五路線あったが、県費支弁が困難であるとして、釜石街道（釜石―花巻間）を含む八街道以外の街道は悉く廃止したいということで県道から除外されている。

明治二十六年（一八九三）以降県道として残ったのは、釜石街道を含む八路線であった。

(二)　遠野街道（日詰―遠野間）

交通運輸が人馬を中心にした段階では釜石街道（花巻―遠野間）より、盛岡・遠野間の往来の方が交通量で遙かに凌駕していた。この区間の利用状況を見込んだ県道復活要求が廃止後ただちに行なわれている。それに基づき県では、明治二十八年（一八九五）十一月通常会に「県道増設の件」を諮問、日詰・遠野間など六線が建議された。郡山・宮守間を、日詰・遠野間となって「紫波郡日詰町より稗貫郡大迫町、達曾部、宮守、綾織の諸村を経て、遠

野町に至る」区間が経過地であった。

日詰・佐比内横町間を除けば、藩政時代の遠野街道が県道として公道に復活したことになる。この諮問は明治二十八年十月三十日可決され、明治二十九年（一八九六）三月県令第十六号を以て、紫波郡日詰町より稗貫郡大迫町を経て上閉伊郡遠野町に至る道路は遠野街道の名を以て県道に編入された。

明治三十二年（一八九九）県会通常会で、明治三十三年度から三十六年度まで四か年継続事業として、県道改修費支出方法が可決されている。日詰・遠野間は遠野街道として予算措置がなされ、紫波郡内における路線は「遠野街道においては、紫波郡日詰町より佐比内川に沿い、同郡佐比内村字横町において現今の道路に接続する。」ものであった。この間、明治三十三年（一九〇〇）二月には遠野街道の彦部村貫通に対して反対運動が起り、彦部村幕の内を経て通ることを陳情しているが採用されなかった。明治三十八年（一九〇五）から大正元年（一九一二）まで県道遠野街道全線に投じられた工事総額は「岩手県統計書」からみるとつぎの通りである。

遠野街道工事費投入額（岩手県統計書）

年度	起点	終点	延長	道路工費
明治38年度	紫波郡日詰町国道分岐	上閉伊郡遠野町愛宕下	12里8町27間	一、八八四円
明治39年度	〃	〃	〃	二、八三〇円
明治40年度	〃	〃	〃	三三八円
明治41年度	〃	〃	〃	六一〇円
明治42年度	〃	〃	〃	三、七五五円
明治43年度	〃	〃	〃	二、五八三円
明治44年度	〃	〃	〃	九、七五七円

大正元年度　〃　〃　〃　一、三八〇円

(三)　大迫街道再浮上

明治二十八年（一八九五）県会で県道増設建議の中に取りあげられた大迫街道は、かつての三等県道釜石街道と路線を同じくするものであり、東中野・乙部・赤沢を通り、大迫から遠野・釜石方面へ通ずる路線であった。この路線は県道から除外されたものの相変らず人馬の往来が多かった。今回県会が取りあげた路線は、旧街道のうち盛岡・大迫間である。明治三十四年（一九〇一）県会通常会において、次の意見書が県知事あてに提出されている。

「大迫街道は盛岡市より岩手郡中野村、紫波郡乙部、長岡、赤沢の諸村を経、同郡佐比内村において遠野街道に接続し、盛岡市と大迫町及上閉伊郡地方を連絡する緊要の路線にして、往来の頻繁なる全く県道に編入すべき必要あるものと認む。閣下速かに調査の上県道に編入せられんことを望む。府県制第四十四条に依り、本県会の議決を以て意見書提出候也」

とある。更に県道編入についての主旨書には、

「盛岡市より上閉伊郡遠野町を経て同郡釜石町に至る道路は、従来県道に属し釜石街道と称し候処、明治二十五年（一八九二）十一月県令第四十五号を以て、右釜石街道の基点を稗貫郡里川口町に変更せられ、盛岡市より上閉伊郡宮守村に至る道路は里道編入相成、爾後、明治二十九年（一八九六）三月県令第十六号を以て、紫波郡日詰町より上閉伊郡宮守村に至る道路は里道編入相成、爾後、明治二十九年三月県令第十六号を以て、紫波郡日詰町より稗貫郡大迫町を経て上閉伊郡遠野町に至る道路は遠野街道の名を以て県道に編入せられ候得共、盛岡市より岩手郡中野村及び紫波郡乙部、長岡、赤沢の諸村を経由して佐比内村に至る道路は其儘里道に据置となりたるが為め、之れが経営は単に市町村の経済に依らざるべからざることに相成候。

今や市町村の財政を顧れば支出多端、目下の急務を追うに専にして、道路の修築に巨費を投ずるが如きは最も

至難の次第なるに付、右里道は爾来追々荒廃に傾き、当今は人馬の通行にも支障を見るに至り候段、遺憾此上なき儀に御座候。而して該道路は盛岡市と上閉伊郡の海岸地方を連絡する唯一の通路にして、両地方間に於ける貨物の集配、旅客の交通多くは之れに依るものなるを以て、日詰町基点の遠野街道完成するの日に当りて毫も其必要を減ぜざるべしと確信仕候。蓋し日詰町基点の遠野街道は、該沿道並に海岸地方を日詰町並に日本鉄道線に連絡するものにして其必要の道路なるは無論に候得共、本里道に於ける貨物の集配を調査すれば其必益不可欠なること亦敢て前記の遠野街道に譲らざるべきを見るなり。」

すなわち、海岸地方よりの海産物及びその沿道の産物にして盛岡地方に移入するものが多かった。また盛岡市より海岸地方並に沿道地方に移出する貨物も多くを数えるので県道に編入して欲しいことが要望書として出されている。また当時の本道路の状況は、

「其里道編入以来修築意の如くならずして殆んど荒廃に属し、貨物は僅に不完全なる馬背により輸送し、旅客の交通亦総て徒歩に依らざるべからざるの状態にあるを以て、目下に於ける貨物並に旅客の数は往年の県道時代に比して著しく減少し、随て沿道地方の不幸誠に測り知るべからざるもの有之、一般の経済に大なる影響を及す次第なるを以て、今の時に当り速に之れが修築を為し車馬を利用することに相成候様致度、然るときは貨物の輸送、旅客交通の便宜を得て県民の幸福を増進する儀と存候」

とある。しかしこの陳情書は県の採用するところとはならず、その後、県道編入に関する件の意見書がしばしば提出されたが、それにもかかわらず、長い努力は結着を見ぬままに大正時代を迎えることとなった。

㈣　県道停車場線

日詰駅が設置されたのは、日本鉄道東北線が盛岡まで開通した明治二十三年（一八九〇）であるが、日詰の中心から日詰停車場へゆく道路も県道に編入されるようになった。これは日詰町の中心を基点とし日詰停車場へゆく道

路で、明治三十四年（一九〇一）の県統計書によればその認定年月日は不詳である。また水分方面にゆく水分・日詰停車場線も同じく県道に編入されるようになった。県社志和稲荷神社前を基点とし日詰停車場へゆく道路である。これらは幹線鉄道に交差し連絡するために出来た道路であった。

三、里　道

明治二十年代からの国道改修運動や県道編入運動など、そのはなやかな陰にかくれて、里道の整備は遅々として進まなかった。わずかに郡費の補助を受け、郡道として改良された里道はあった。町村費はまれに土橋や板橋のごとき橋梁（きょうりょう）に投入されていたに過ぎずその多くは寄付に頼り、積極的に予算を組むほどの財源をもたなかった。里道に関しては行政的にほとんど放置されていたといってよい。補修や改修は地区民の労力の提供によってなされたにすぎない。

郡山三町として藩政期に大いに栄えた日詰町・二日町と大迫とを結んだ大迫道は、明治期に入っても重要な交通路で、北上川渡舟によって、大迫・遠野へ通ずる唯一の道筋であった。それは三陸沿岸部と内陸部とを結ぶ道路でもあったので、経済交通路としてなくてはならぬ道路であった。

しかし、明治二十三年（一八九〇）日本鉄道東北線の盛岡駅までの開通に伴ない、地方道路の主軸は、停車場を中心に大きな転換をとげ、鉄道主体の輸送体系へと組み込まれていった。したがって、明治三十三年（一九〇〇）以降の遠野街道修復、更に明治三十六年（一九〇三）十二月平井橋が架橋されるに及んでも、次第に利用価値が激減し、その他の里道に至っては藩政時のままの路面で、改修に手を加える経済的余裕はなかったのである。

第三　大正期の道路

大正時代に入って、この地方にも馬車（荷馬車・客馬車）交通が盛況をみせるようになった。また大正八年（一九一九）ごろからは自動車が運行するようになった。大正十四年（一九二五）には日詰・大迫間にバスが通るようになった。まさに大正時代は新たな乗物として自動車が県下に登場した時代であり、それに押されて客馬車が姿を消していった時代でもある。このように交通の流れが大きく変わることと相まって、国道を始め県道の改修が強く要望されたときでもあった。

一、国道の変遷

この地方を走っている六号国道についてみるに、大正七年（一九一八）第四十一回帝国議会にて道路法が成立し、翌大正八年（一九一九）九月には道路法が公布された。大正九年（一九二〇）四月一日内務省告示第二十八号第十条二国道路線認定の件で、六号国道は四号線と改められた。東京市より北海道府所在地に達する路線となった。古来日本の道路は、人馬の歩行のための道路としてひらかれていたので多くの道路の工法も車行には適していなかった。

この時代に入って馬車、人力車、バスの急速な普及は遅々たる官公道の整備が、それに追いつくいとまもなかった。道路はこれらの車馬によってかきまわされ、こねまわされ、破損された。一方明治年代は国道筋の並木、一里塚とも未だ育成をはかった時代であるが、大正末年から昭和初期にかけては並木は伐られ、一里塚は撤去される趨勢となっている。

交通諸車の進歩増大が道路の幅員増大を要求するに至ったわけで、国道四号線は未だ道路の両側に松並木が連り、一里塚があり、そして道幅も狭かった。そのために馬車は危険であり、諸車交通には非常に不便であった。大正五年（一九一六）には、日詰町では国道の並木松払下出願をして、並木の伐採にかかっている。更に大正八年（一九一九）にも、並木松の処置に関し意見書を提出してその払下げ方を陳情している。

三百年来の奥州街道の交通史跡である一里塚や松並木街路樹が共に消えてゆく時代であった。これも交通近代化の一面を物語っているといえよう。

二、県道の変遷

大正八年（一九一九）四月一日、道路に関する法律として初めて道路法が公布され、翌年四月一日から施行された。この法律では国道・府県道・市道・町村道等の道路等級が定められ、またその管理者と費用負担制が規定された。大正八年十一月の県会通常会で県は道路法の施行に基づく県道三十五線の認定に関する件を諮問に付した。当地方に関係するものとしては、

。盛　街　道…盛岡市より盛町に達する路線。

。大迫街道…日詰町より大迫町に達する路線などであった。しかし実施にあたっては従来の街道名は廃され、起点と終点名を採用した。

(一)　盛岡・盛線

盛街道は盛岡・盛線と改称された。盛岡市を基点とし、紫波郡乙部・長岡・赤沢・佐比内の各村及び上閉伊郡を経て気仙郡盛町に至る線で、この総延長二十八里二十三町四十七間である。明治二十五年（一八九二）十一月、里道に格下げされた大迫街道は再び県道盛岡・盛線として蘇生（そせい）したことになる。「岩手県統計書」大正十年（一九二

一）十二月末の調査資料によると、盛岡・盛線は平均幅員二間、最急勾配十五分の一である。こうして、盛岡・盛線は盛岡・乙部・大迫・達曾部・遠野間の旧道を復活し、遠野・上郷・上有住・盛間の盛街道を新しく結びつけ蘇生したのである。

(二)　日詰・大迫線

県道日詰・大迫線は、「紫波郡誌」によれば、「日詰町を基点とし、国道より分岐して、彦部村を経、佐比内村に於て盛岡・盛線に至る線、この郡内の里程三里三十二町」とある。この路線は、日詰町、大迫町、達曾部村、遠野町間の県道遠野街道を廃し、県道盛岡・盛線を設定することにより、除外された日詰町・大迫町間を新しく県道日詰・大迫線として大正九年（一九二〇）四月認定したものである。大正十年（一九二一）十二月末現在平均幅員二間、最急勾配二分の一であった。

(三)　その他の県道

東北本線の鉄道に通ずる道路として日詰停車場線がある。日詰町を基点とし、赤石村日詰停車場に至る線で、この里程は二十三町十一間あった。

更に志和停車場線があった。これは県社志和稲荷神社前を基点として日詰停車場に至る線でこの里程は一里三十五町四十間あった。また県都盛岡市より志和町に通ずる道路として県道志和盛岡線があった。盛岡市を基点とし、紫波郡内見前、煙山、不動、水分の各村を経て志和村に至る線で、この里程は三里三十四町二十一間であった。

三、里道から町村道へ

大正八年（一九一九）公布の道路法は大正九年（一九二〇）四月一日から施行され、それまでの里道は町村道と名称を変更、新たに町村が町村会の同意を得て認定する必要があった。道路法の制定による新たな町村道の認定は

あったものの、それがただちに財源的な措置がなされ、大幅に道路に投下されるというものではなかった。県道の大部分でさえ悪路に悩まされた当時において、町村道へ乏しい財源がふりむけられる余裕などなかったのである。よしんば町村道の幅員を拡張し改良整備を加えたとしよう。たちまち荷馬車通行の好餌となり、当時の路床工法では改良費以上の補修費を年々吸い込まれるは必定であった。したがって町村道の多くは、時局匡救土木事業の開始まで幹線を除き馬車通行を可能とする幅員拡張に手はつけられていない。依然として人馬の歩行に耐えるだけの整備しか行なわれず、それも受益者であるところの周辺住民の奉仕に頼っていた。

第四　昭和期の道路

昭和期に入ると道路の改修も次第に大幅に進み、それと共に荷馬車等が増加し、大正期末から荷積自動車が入ってくるなどして、岩手県でもいよいよ自動車時代を迎えるようになった。これは、まさに道路の近代化を告げる時代でもあった。

一、国道の変遷

昭和七年（一九三二）には日本経済は著しく不況に陥り、加えて凶作にも見舞われるなどして生活は極度に困窮をきわめた。政府は景気高揚のために農林省土木救済事業として、国庫が総工費の四分の三をもって施行する国道の舗装にかかっている。また、昭和十年（一九三五）からは内務省直営の国道四号線の舗装工事が着手され、同十一年（一九三六）六月三十日には紫波郡徳田、見前村境から盛岡市仙北町までが竣工、引き続いて徳田村、古館村地内で工事が行なわれた。

昭和十四年（一九三九）には、日詰町地内で舗装工事が行なわれたが、その後昭和十六年の太平洋戦争突入で稗貫郡八幡村まで延長されただけで、以後十五年ほど頓挫した。戦争に敗れたあといち早く日本の道路にあふれたのはアメリカ軍中心の占領軍の自動車であった。軍用トラックはもちろんであったが、小型で機動性のあるジープの大量の走行は、アメリカと日本の国力の差をまざまざと日本の庶民に印象づけた。舗装が完全でない日本の悪路をジープは、わがもの顔に砂塵を巻きあげ走りまわった。

戦後自家用車が普及した。普通トラックを始め、オート三輪、オートバイなどであった。その後にやってくる小型四輪トラックや軽自動車の普及に伴ない、民衆の足としての自動車は急激に増え、昭和三十年後半には普通乗用車の時代を迎えた。自動車交通が増えてくると砂利道は勿論、木橋などではいたみが早くなる。道路の拡幅が行なわれ曲折が多いと危険を伴なうなどから、直線化への改修がなされねばならなかった。

政府は戦後数年を経た昭和二十七年（一九五二）には道路法の改正をしている。その後、昭和二十九年（一九五四）から第一次五か年計画による道路整備がなされている。昭和三十五年（一九六〇）九月には、国道四号線がアスファルト舗装になった。経済成長の増大と国民生活の近代化へ対応するため、整備計画は修正され飛躍のための年次計画が遂行された。

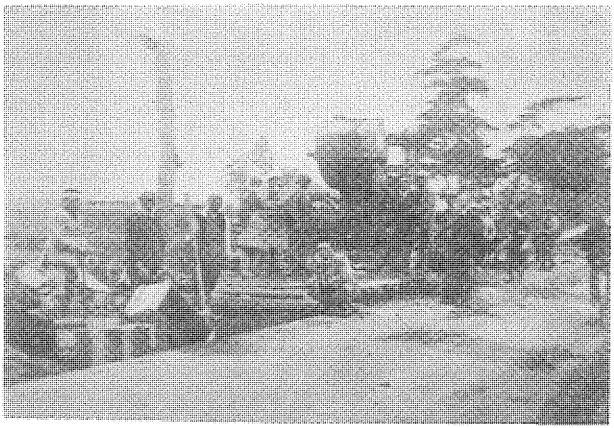


図6-1　昭和10年の国道舗装工事

(一) 日詰バイパス開通

昭和四十三年（一九六八）三月一日には、国道四号線日詰バイパス（建設省告示第二一二号）が、日詰勝源院前から北日詰大日堂附近まで完成した。旧道日詰町郡山駅の通りは、昭和四十四年（一九六九）二月二十五日（建設省告示第四百一号）より県道郡山駅線となった。

(二) 古館バイパス開通

国道四号線古館地内は道幅も狭く、最近の自動車時代には危険が予測されることもあって、十日市地区の西側に古館バイパスを作ることとした。昭和五十五年（一九八〇）八月二日（建設省告示第百三十六号）告示され、昭和五十五年八月四日より通行し、旧国道は昭和五十五年十一月十四日（建設省告示第千七百四十二号）付にて町道に編入された。



図 6-2　日詰バイパス南口

(三) 国道三九六号線

昭和五十七年（一九八二）四月、県道盛岡遠野線は国道三九六号線に昇格した。幅員の拡幅と迂曲した道路の直線化に向かって、急ピッチで改修工事が行なわれている。これが完成すれば釜石や三陸海岸並びに大船渡・気仙地区への産業、経済の大動脈としてその利用価値は測り知れないものがある。

(四) 高速自動車道

自動車専用の全国的な幹線高速道路は日本道路公団が建設管理する有料道路である。

昭和四十年（一九六五）七月に小牧―西宮間百九十キロの名神高速道路が開通して以来、日本列島改造論と相まって各地方に建設工事がすすめられるようになった。高速自動車道は国道ではないが、国の道路整備計画に基づいてハイウェー網がはりめぐらされるようになった。

仙台・盛岡を経て青森へゆく東北への道は、埼玉県岩槻市を起点とし、終点青森までをめざして着工した東北縦貫自動車道路は、年々着実に北進し、昭和五十四年（一九七九）十月十三日には、紫波町上平沢栗木田に東北縦貫自動車道路紫波インターチェンジが設置された。高速交通時代にあたり、紫波インターチェンジの設置は、地元紫波町の産業経済に与える影響は大なるものがあり、地元民の宿願でもあった。



図6-3　紫波インターチェンジ設置運動のために

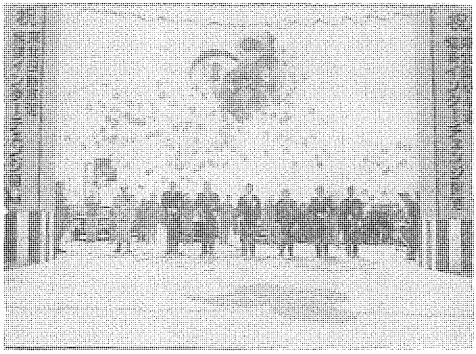


図6-4　紫波インターチェンジ開通
（昭和54年10月）

二、県道の変遷

(一) 盛岡・釜石線

昭和二十七年（一九五二）に道路法の改正があったものの路線名は変更されていない。これが明治九年（一八七六）以前の釜石街道線とほぼ同じ主要地方道盛岡・釜石線となるのは、昭和二十九年（一九五四）であった。しかし、昭和四十七年（一九七二）三月には主要地方道盛岡・遠野線となり、遠野・釜石間をもぎとられ縮少された。また、この路線には盛岡・釜石間の定期バスが昭和二十八年（一九五三）から開通、以後盛岡・大船渡間、盛岡・陸前高田間の定期バスが運行されるようになった。このような背景には、もちろん国の道路政策が計画性をもち、昭和二十九年（一九五四）よりの第一次道路整備五か年計画を出発させた結果であった。

昭和四十五年（一九七〇）の第二十五回国民体育大会を、岩手県で開催することが内定し岩手県は期待に湧いた。国民体育大会は一面道路国体とも呼ばれ、それを機会に飛躍的に道路交通網を整備するのが通例であった。主会場の盛岡とそれらの会場を結ぶ道路の整備に力を入れた。中でも主要地方道盛岡・釜石線は県都盛岡市を中心とする放射状道路の一つであり、その沿線と支線には夏季大会の中心地である釜石市をはじめ、大船渡市・陸前高田市・遠野市などの各会場地が点在、盛岡と最短距離で結ぶ主要な国体道路となっていた。そして全線改良舗装をめざして工事が行なわれている。昭和四十七年（一九七二）三月十七日、主要地方道盛岡・釜石線は主要地方道盛岡・遠野線となり、路線の一部と名称が変更された。

○国道昇格運動

昭和二十七年（一九五二）道路法が新しく制定され、政府が特定財源を道路整備に投入する計画を推進する中で、盛岡・盛線（盛岡・日詰・大迫・遠野・盛）の県道を国道に編入し速急改修の実現すべく昇格運動があらわれ

た。県道盛岡・盛線は、昭和二十九年（一九五四）に主要地方道盛岡・釜石線となるのだが、昭和三十四年（一九五九）には、その国道編入を建設省やその他関係団体に要望されている。これが長い間の陳情の成果によって昭和五十七年（一九八二）四月には、国道三九六号線として昇格され、道路の拡幅及び整備が急ピッチで修復されている。

(二)　佐比内・彦部線

大正九年（一九二〇）四月十一日、県道日詰・大迫線と改称した大迫街道は、昭和二年ごろには釜石・盛岡間に東陸自動車の定期運行があって日詰・大迫線経由で盛岡へ通じていたし、昭和十年代には、やはり遠野・盛岡間に日詰・大迫線経由の省営バスの計画がなされたりして、その重要性が認められていた。昭和二十年代後半からの内陸と沿岸を結ぶ長距離バスの運行は、盛岡商圏の拡大による吸引力とあいまって、しだいに交通の流路を変えていったのである。昭和三十年代以降自家用自動車時代を迎えて、日詰・大迫線の交通量はさらに増大した。

昭和四十五年（一九七〇）の国民体育大会開催は、この日詰・大迫線にも大きな変革をもたらし、全線が舗装され、紫波橋も新しく架けかえられた。しかし、第六次道路整備五か年計画の国の施策が波及効果をもたらし、日詰・大迫線の彦部地区から分岐した線が、稗貫郡の新堀地内で石鳥谷・大迫線と交差し、さらに花巻市矢沢に延びて花巻・紫波線となった。同じく昭和五十一年（一九七六）十月一日、日詰・大迫線は県道佐比内・彦部線となって、日詰・大迫線の名称は消滅した。大正九年以来半世紀余りにわたって親しまれた名称であった。

(三)　花巻・紫波線

昭和五年（一九三〇）十一月、県会通常会に提出された県道認定調には、北上川沿岸河東を南下する県道として、盛岡・岩谷堂線構想があった。盛岡市から始まって中野村・乙部村・長岡村・彦部村・新堀村・八重畑村・矢沢村・更木村・立花村・稲瀬村・岩谷堂町間、一市四郡を貫く道路として、総延長二十一里十三町、盛岡・盛線、日

詰・大迫線の一部とも重複しながら、重複部分を除く主要延長十一里二十三町であった。この諮問はただちに県会の承認を得たが、財源の関係から認定告示までには長いことといたらず、昭和十二年（一九三七）四月やっと認定告示された県道には、彦部・石鳥谷線が見えるだけである。しかし、この構想は昭和五十一年（一九七六）十月一日、花巻・紫波線として延長されている。

㈣　小国・紫波線

昭和五年（一九三〇）下閉伊郡小国村と上閉伊郡大槌町を土坂峠によって結ぶ川井・大槌線道路は、県当局によって県会に県道認定の諮問に付された。しかし、県は財源不足から認定の告示をするまでにかなりの期間があった。昭和十年（一九三五）四月二日に内務省の認可がおり、昭和十一年度の実施となった。これに呼応するように大迫町内川目村落合から、折壁峠を越えて紫波郡赤沢村に達する路線が、紫波郡側から延びていったのである。昭和十九年（一九四四）県会通常会において、紫波郡赤沢村と同郡日詰町間の赤沢・日詰線を道路法第十一条七号に該当する路線として取り上げた。これは、きたるべき日詰・小国線認定への第一歩であった。

昭和二十三年（一九四八）日詰停車場・小国線を県は県道認定を諮問した。これは大槌・日詰線計画の一路線である。これで形の上では県道として川井・大槌線と合わせると、大槌・日詰間は連絡されたことになる。しかし、その延長の大部分は未成線であった。これを完成された道路とするため、沿線町村の間に、大槌・日詰線開通促進期成同盟会が結成された。こうして大槌・日詰線は全線開通をめざして大きく一歩を踏み出した。この区間は、昭和三十四年（一九五九）には小国・大槌線、小国・紫波線として新道路法による県道の指定を受けた。

小国・紫波線は、昭和二十三年（一九四八）日詰停車場・小国線として県議会に登場して以来、二十三年めにして、昭和四十六年（一九七一）五月十五日に開通式挙行をみた。小国・大槌線の開通はさらに遅れた。県道の認定は、川井・大槌線として一番早かったものの、開通式は昭和五十年（一九七五）六月五日であった。幻の県道と呼

ばれた一つである。県道とは名ばかりで地図上の路線はやっと徒歩で可能であった。

小国側は林道として、大槌側は県の道路改良事業で完成した。こうして紫波・大槌間は車道で連絡され、北上山系横断国道の予定線として擬せられるまでになった。

道路は人間社会の変遷と共に変化してきたことはいうまでもないが、特に経済文化の発達に大きな寄与をしてきた。昭和期に入ってからも紫波町内を通過している県道も、めまぐるしく道路の改良、改称が行われている。道路の総延長化、町から町へ通ずるための広域生活道路として拡幅し舗装が行われた。こうして昭和五十七年（一九八二）四月現在においては、紫波町内を走っている県道は次の十一路線である。

一、盛岡・和賀線　　四、紫波雫石線　　七、栃内日詰線　　十、中寺林犬渕線
二、日詰停車場線　　五、小国紫波線　　八、花巻紫波線　　十一、郡山線
三、古館停車場線　　六、志和石鳥谷線　　九、佐比内彦部線

中寺林犬渕線は、国道四号線石鳥谷バイパスの通過により、郡山線は日詰バイパスの設置による旧国道四号線に相当する部分が県道となったものである。

三、町　村　道

町村の適正な規模をおおよそ八千人以上とする町村合併促進法によって、昭和二十九年より日詰町他八ヶ村の町村合併が促進され、昭和三十年（一九五五）を期して紫波町が発足した。当町における町道の路線も多く、その総延長もきわめて長い。そのために道路整備にかかる町財政の負担も非常に重いものがあったが、町道の整備と舗装は昭和四十年以降に比較的大幅に行われるようになった。特に昭和四十五年（一九七〇）の岩手国体は、そのいい刺激剤となった。しかし、それまでは道路の整備に手が届かず、いずれも幅員は狭く路面も悪いので車馬の通行も

困難な所が多かった。

国道、県道の整備によりその関連を考慮し奥地部落の時間的格差の是正を図り、経済文化の交流をスピード化し生活の向上を図るため、町道の新設改良を実施する必要があった。こうして紫波町でも昭和四十八年ごろより町勢発展計画に基づき幹線町道の舗装に着手すると共に、都市計画法に則り新たな道路の設定、生活関連道路を着々と整備中である。

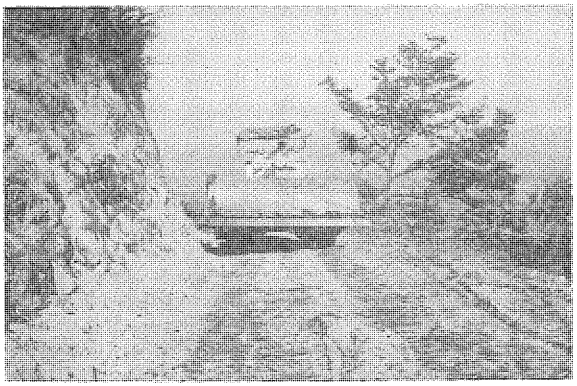


図6-5　新山線改修工事（昭和39年）

昭和五十六年度末における町道は一、八七一路線で、総延長は約一、〇三〇kmである。一級町道二八路線、二級町道五九路線で、昭和五十七年（一九八二）四月現在における町道の整備計画路線は、次の通りである。

○都市計画街路整備

1、下川原・中新田線　2、北日詰・朝日田線

○町道（一級）

1、中新田・蓬田線　2、赤沢・亀ヶ森線　3、岩手西部第二開拓線　4、紫野山屋線　5、野上黒森線　6、新山線　7、田沢線　8、中央幹線　9、萩屋敷線　10、山屋線　11、極楽寺阿弥陀堂線

○町道（二級）

1、石田線　2、火石沢線　3、千刈田・中松原線　4、宝木升形線　5、北田紫野線　6、横沢線　7、星山大巻線　8、大志田線　9、沼口線　10、岡田梅田線　11、陣ヶ岡線　12、六本松線　13、星山線　14、宮手升沢線　15、雷桜田線　16、中央幹線　17、杉田

線　18、下越田線　19、平栗線　20、新坊岡田線　21、雀坂線　22、東街道線　23、両沼線　24、山王海一号線　25、杉の上久々館線　26、浦田線

。その他町道整備

1、繋行人平線　2、馬場線　3、高屋敷線　4、古館区画九号線　5、松田線　6、箱清水線　7、土手田鍛冶屋敷線　8、沢内沢林道　9、長谷田天王線　10、赤林線　11、古館小学校線

北上川筋の各渡船場を経由し、旧釜石街道に合し大迫へ向かっていた大迫道、桜町からの赤石渡から閉伊道・浜街道への歴史的道路の中には、今は衰退し往時の面影はなくなっている。また、かつては部落から部落へ行くための迂曲した細道も、今はわずかにその道跡を残している。

第五　道路の乗客用諸車

明治維新となって文明開化の風と共に、陸上の交通機関に大革新が起きて、人力車・荷車・汽車・自転車・客馬車・自動車と、昭和初期にかけての半世紀には当町地域にも導入をされて、それぞれの職業に新旧交替をさせながら、ある者は失業・転業に泣き、ある者は就業・文明の利器に笑う時代でもあった。

ここでは、これらの車輛のうちの乗客用の人力車・客馬車・自動車の変遷を記すわけであるが、人力車・客馬車・初期の自動車にたずさわった人びと、その事を詳細に知る人びとの多くが物故者ゆえ、また短期間の調査で資料が不足で明確にできないが、藩政時代の宿場町としての日詰町・二日町・下町、八戸藩領の志和町、遠野南部領の佐比内の横町は、明治・大正年代には人力車車夫の所在、客馬車車夫の所在や往復路上であったろうと思われるのである。

一、人力車

人力車は明治五年（一八七二）に盛岡にも出現をし、明治十年（一八七七）には紫波郡乙部村に七輌とあり、明治三十五年（一九〇二）三月現在の『県勧業統計』によると紫波郡に十九輌とある。

この事からも、当町内にも導入をされていたことが想像をされるが、車輌の実数や車夫の氏名を知り得ないでいる。

『盛岡明治百事起源考』に「車夫はまんじゅう笠にハッピを着て、車輪は鉄であったが明治の末ごろに空気入れのゴム輪になってから、乗心地がガラリと変った。賃金は大体一里（四㎞）三銭から五銭であった。」とある。

明治末期から大正年代にかけての日詰町の人力車引き（車夫）の人びとは、長老有志の談話から西田徳次郎・堀内長作・葛西長七・滝沢三五郎・菊池佐太郎らの名が知られたが、町内では昭和初期を過ぎるとその業者がなくなってしまった。

二、客馬車

明治十六年（一八八三）に盛岡の驥運社が盛岡と一関間に定期乗合馬車を、明治十八年（一八八五）には盛岡と仙台間に郵便馬車が国道筋に馬車の長距離輸送として開始をされ、『県統計書』の諸車関係には明治四十一年（一九〇八）に、日詰駅と大迫町間の客馬車営業者として桜町の高橋幸吉、日詰と大迫町間の業者に大迫町の小野西松の名が姿をみせてくる。

この二人の営業と、その後のようすは表六―一の通りで、小野西松の日詰と大迫間の距離が四里（一六㎞）に対し、高橋幸吉の駅と大迫間は三里三十町（約一五・三㎞）とあって、これは北上川の赤石渡を利用したためであろ

うか。

表六―一　客馬車営業区間等調表

日詰停車場・大迫町間

調査年月日	営業者	営業区間	距離	馬車数	一日往復回数	年間乗車人員	年間乗車賃金
明治41年3月31日	高橋幸吉	日詰停車場～大迫町	三里三〇町	一台	二回	二、四六四人	五〇〇円
明治42年3月31日	高橋幸吉	日詰停車場～大迫町	三里三〇町	二台	二回	四、五五〇人	一、二四三円
明治43年3月末日	高橋幸吉	日詰停車場～大迫町	三里三〇町	二台	二回	二、七六三人	八五六円
明治44年3月末日	高橋幸吉	日詰停車場～達曾部村	六里二五町	一台	一回	五五三人	二九三円
明治45年3月末日	高橋幸吉	日詰停車場～大迫町	三里三〇町	一台	一回	六二六人	一七七円
大正2年3月末日	高橋幸吉	日詰停車場～大迫町	三里三〇町	一台	一回	四五九人	一八三円

大迫町・日詰町間

調査年月日	営業者	営業区間	距離	馬車数	一日往復回数	年間乗車人員	年間乗車賃金
明治41年3月31日	小野酉松	大迫町～日詰町	四里〇〇町	一台	二回	一、二〇〇人	四二五円
明治42年3月31日	小野酉松	大迫町～日詰町	四里〇〇町	一台	二回	九六〇人	三九二円
明治43年3月末日	小野酉松	大迫町～日詰町	四里〇〇町	一台	一回	九七〇人	三九五円
明治44年3月末日	小野酉松	大迫町～日詰町	四里〇〇町	一台	一回	九七〇人	三九五円
明治45年3月末日	小野酉松	大迫町～日詰町	四里〇〇町	一台	一回	九八〇人	四〇〇円

明治四十一年（一九〇八）七月八日の『岩手日報』記事によると「日詰・遠野間の客馬車」の見出しで次のようにある。

「汽車沿道より上閉伊郡遠野町に通ずる道路は僅かに十三、四里の間なるも、完全なる交通機関なく彼我共に不便を感じ居りしが、先年花巻・遠野間の客馬車を通してより幾分其の不便を補ひ居りしが、此程紫波郡日詰町有志は同地より遠野町までの客馬車設置の計画熟し、本月中旬頃より開通の見込にて目下準備中なりとの事なるが、開通の暁には至極便利となるべく、且つ乗車賃の如きも成るべく低廉にする筈にて、片道一円位の予定なりと云ふ。」

日詰町と達曾部村間に客馬車を運行したのは、桜町の高橋幸吉とみられるが、この外に客馬車業者として、長老有志の談話から、日詰駅と志和稲荷間に上平沢の藤尾久兵衛・盛岡と日詰間や町と駅間に高水寺（十日市）の小川菊松と西村辰之助・日詰の高橋賢蔵・伊藤茂吉・高野福次郎・森田清次郎、その後に日詰の藤原卯之松・辰蔵の父子らの名が知られた。

客馬車も自動車の出現により次第に姿を消して業者は他の職をもとめ、昭和十年代には見られなくなった。

なお、昭和三十年代まで数多い荷馬車については、表六―二・六―三・六―四・六―五による推移にとどめる。

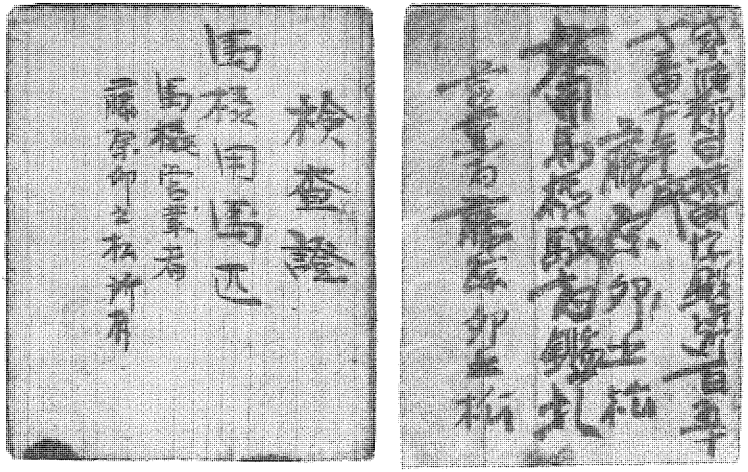


図6-6　乗用馬橇馭者鑑札（明治44年1月・日詰町藤原卯之松）

表六―二　町内の車輛・船（昭和二年～二九年の調査表）

町村	昭和年	人力車	自転車	自動車 乗用	自動車 貨物	客馬車	荷馬車(牛)	荷車	リヤカー	小船	バイク
日詰	二二		二四四			一	二三	八	五三		
	二九		五六一	九	二		一〇		一二二		一八
古館	八		一三〇	ハイヤー三。バス一三。他二八			二一	四		四	
	二九		四〇四		一一		一〇九		二一七		
	二		四二				五	二			
	九		一〇〇		一		九		一一		
水分	二九		五〇〇	二			・二輪八三 ・四輪二六				八
志和	二	一	一六八			一	八	六			
	二九		一、〇一六		一三		一五	一二		一	
赤石	七		一八三	三					三〇〇		
	二九		六〇五	一	三		一八	四			
	二		四七				一六			二	
彦部	八		一一六		一		一六		一二		
	二九		四九六		四		三五		一七七		二
	五		五二		一		一一	一	一		
佐比内	九		六五				九	一	一		
	二九				四		二五	三二	一五〇		四
赤沢	九		四二								
	二九		三八五				三〇	一五	一五〇		六
	三		五六		一		六	五		五	
長岡	八		一二三				九		二六		
	二九		四六一	一			・二輪四九 ・四輪一九		二三九		

（各町村勢要覧より）

表六―三　町内の諸車台数調（昭和三七年四月一日調）

種別 / 年次	原動機付自転車			軽自動車
	五〇cc以下	五〇cc～九〇cc	九〇cc～一二五cc	
昭和三〇年	七一	五	一〇	―
昭和三一年	三五	九八	四六	―
昭和三二年	三〇	一五〇	九三	―
昭和三三年	四八	二〇一	二一三	―
昭和三四年	四二	一九六	二一七	八七
昭和三五年	七七	一二一	三七二	一〇八
昭和三六年	三〇六	一〇八	四三三	一四七

表六―四　町内の自動車台数（四一・四・一現在）

車種	台数	車種	台数
普通トラック	七二台	原付五〇cc以下	一、三四五台
普通バス	三五台	原付九〇cc以下	一、〇九七台
普通乗車	四台	原付一二五cc以下	八一七台
小型トラック	五八九台	軽自二輪	一六〇台
小型乗用	二四一台	軽自三輪	四五台
小型三輪	四二台	軽自四輪乗	六〇台
特殊車	六台	軽自四輪貨	二七五台
けん引車	一〇台	軽自農耕用	一、七二一台
計	九九九台	二輪小型自	八台

表六―五　町内の自動車保有台数

年度	貨物用 普通車	貨物用 小型車	貨物用 被けん引車	乗合用 普通車	乗合用 小型車	乗用 普通車	乗用 小型車	特殊用途用	大型特殊車	小型二輪車	軽自動車	計
昭和四五年	一五五	一、六三五	―	五一		四	一、三八	八	…	三三	二九三	三、五七七
昭和五〇年	三三三	二、三五四	九	一四	四一	一八	三、九六二	一三五	一〇九	一〇三	一、二五四	八、三四一
昭和五二年	三五七	二、四〇〇	七	一三	三八	一六	四、一五一	一三六	一〇九	八九	一、四〇〇	八、七一五
昭和五三年	四〇八	二、四八八	七	一五	三八	一三	四、三五五	一四四	一三	七三	一、四九七	九、三六七
昭和五四年	三五六	二、四五五	九	一三	四〇	二五	五、〇〇八	一四四	一〇八	七九	一、六〇三	九、八五九

資料　岩手県陸運事務所運送課　（注）各年度末現在

三、自動車

『岩手県統計書』によると県内の自動車は大正三年（一九一四）に二台とあって、宮古の菊池長右衛門が中心となり盛宮自動車会社を設立し、盛岡と宮古間の定期バス営業を始めたのが、県内での営業用自動車の走りであった。

町内では大正十二年（一九二三）七月に、栃沢富太郎（彦部）が日詰で旅館業の中村金助名義で、乗合自動車営業を始めたが、営業不振で近所の製粉業を営む星川喜八に営業権一切を譲渡した。

許可路線は盛岡及び紫波・岩手・稗貫の一市三郡での賃貸自動車業で、星川喜八は台数をふやして事業をはじめたが中古車のために故障が多く、愛想をつかして営業権（自動車・車庫・路線全部）を千八百五十円で、隣家で家業の古着行商手伝いをしていた大野宗三に譲渡した。

大正十三年（一九二四）六月に乗合貸切自動車営業譲受許可が、続いて七月には自動車営業線追加（表六―六）

許可となって、前営業者が日詰と駅間の片道四十銭の料金を、二十三歳の大野宗三は三十銭に値下げをして営業を始めた。これが今のヒノヤタクシーの創業であり、当時は巾二間半（四・五m）の道路であると営業ができる時代で、料金の認可は国道一kmにつき三十銭、村道はその三割増といった細則があった。

そのころ、高野福次郎（日詰）がフォードの新車で路線も同じに乗合貸切自動車を営業をしたが、車庫が不慮の災危で大きな損害を出して半年で店を閉じてしまった。

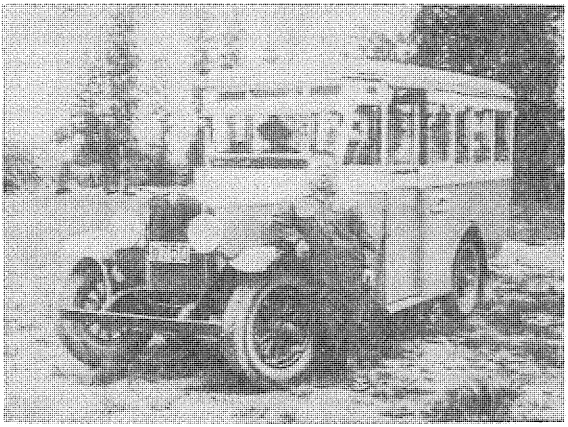


図6-7　昭和初期のヒノヤ乗合バス

大正十四年（一九二五）三月に大野宗三は、日詰と日詰駅間を十四人乗りで県内では二番目のバス運行を始めた。さらに、同年十月には日詰と大迫間のバス営業が許可となり、十二月からは日詰駅前で乗合自動車営業を始めた阿部庄右衛門も、日詰と日詰駅間、日詰駅と志和稲荷間の二路線に加わった。

大正末期から昭和初期にかけて県内の至るところで自動車路線の争奪がはげしく、東陸自動車は盛岡＝日詰＝大迫＝遠野間、佐藤バスは盛岡と日詰間、盛岡と長岡の栃内間（後で乙部の吉田三五郎に営業権が変更）、盛岡と志和間はヒノヤ自動車であった。

昭和七年（一九三二）ころの日詰と盛岡間のバス料金は片道が七十

表六―六　営業路線許可書（写）

大正十三年七月七日付申請、自動車営業線追加の件許可
一、日詰町古館間および日詰駅村間
二、競走的行為に渉り他営業者に対し妨害行為すべからず
大正十三年九月八日
岩手県知事　後藤祐明

二銭から四十五銭と値下げになり、ヒノヤタクシーも日詰と盛岡間の貸切が十三円から十円となった。

昭和十二年（一九三七）に日支事変が勃発して戦線が拡大したままに長期化をするにつれて、同十四年（一九三九）には乗用車の配給統制、同十五年（一九四〇）には石油代用燃料使用装置によるトラックを除く普通乗用車やバスは代用燃料（木炭）を使用して走行した。

昭和十八年（一九四三）には、戦時体制下の国策に即応するために県の指導の基に県内自動車交通事業の統合が進み、盛岡市内バス（高橋佐太郎）・佐藤バス（佐藤フミ）・ヒノヤ自動車（大野宗三）・岩手登山バス（篠原幸次郎）・稗和開発自動車（宮沢主計）・吉田合名自動車（阿部忠次郎）の六事業者が合併し、同年十月に岩手中央自動車株式会社が誕生した。

終戦後の混乱期を過ぎて経済成長期となり、バス経営はもうかるものといわれ、路線もふえたが（表六―七～九参照）、昭和四十年代に入ると、県民の間にも年次ごとに自家用車が急増して交通革命が到来してきた。このためにバス乗客が次第に減りバス会社の経営が悪化して、町内に路線をもつ中央バス・花巻バス・県南バスは、昭和五十一年（一九七六）六月に合併して「岩手県交通㈱」として対処にのりだしたが、経営は依然として好転しないままである。



図6-8　昭和30年代の岩手中央バス紫波営業所

表六—七　バス旅客輸送状況（昭和三二年度）

路線名	区分	片道粁程	運行日数	運行回数（一日平均）	昭和三・四・一～昭和三・三・三一実績 総走行粁数	昭和三・四・一～昭和三・三・三一実績 総輸送人員
総数		五八・七km	四、八四日	二八、〇三二回（五・五）	一、一三七、六〇六・七km	三、七一一、三九四人
国道	日詰～盛岡	一九・〇	三五五	八、四四一（一三）	三〇八、五九・二	一、三七、四〇八
〃	盛岡～日詰～花巻	三七・三	三六五	一、四六八（四）	一二三、四四六・二	三〇八、三三六
国県道	日詰～長岡～盛岡	二一・六	三六五	三、一三〇（八・五）	一一九、四八一・五	三〇六、七六八
〃	日詰～赤沢	五・六	三六五	一、七八〇（五）	三九、六〇五・四	一一九、七八一
〃	日詰～日詰駅	二・八	三六五	三、三〇七（九）	一八、七六一・四	一四、八一一
〃	日詰～志和稲荷	一一・二	三六五	三、七六六（一〇）	六七、五九・〇	三六、六三九
〃	日詰～志和～盛岡矢巾廻	三三・八	三六五	四四八（一）	二〇、九一七・八	四三、八八三
〃	永井廻	三〇・七	三六五	一、二五五（四）	五三、一四〇・四	一一七、七四四
国県道	日詰～大迫	一六・〇	三六五	一、四九六（四）	四七、五一八・七	一一〇、二四七
〃	盛岡～大迫赤沢廻	三三・四	三六五	七四三（二）	五三、一八・〇	五八、一七三
〃	盛岡～日詰～釜石	一三三・五	三〇〇	三〇一（一）	六三、九三・六	三六、四八五
〃	盛岡～日詰～遠野	六九・四	三六五	五七（一・五）	七五、一〇〇・五	五七、六九七
〃	盛岡～日詰～陸前高田	一三三・五	三三	四四八（二）	一〇九、九〇・六	四六、三八
〃	盛岡～志和見前廻	二一・九	三六五	八七九（二）	三九、一四四・四	七六、七七七

表六—八　旅客輸送状況（昭和三四年度）

路線名	区分	片道粁程	運行日数	運行回数（一日平均）	昭和三四・四・一～昭和三五・三・三一実績 総走行粁数	昭和三四・四・一～昭和三五・三・三一実績 総輸送人員
総計		五七・二km	五、六八二日	（九八）三四、五六九回	一、三六、一四六km	三、三七、七九二人
国道	日詰～盛岡	一九・〇	三六六	（二七）九、九〇一	三七三、五四七	一、二六四、五四四
〃	盛岡～日詰～花巻	三七・三	三六六	（四）一、四六五	一二三、九三四	一三三、九九九

国県道						
〃	日詰～長岡～盛岡	二・六	三六四	（八）	三、一三	二四四、七〇四
〃	日詰～木戸脇	七・八	三六五	（六）	二、一八六	一五八、一九四
〃	日詰～日詰駅	二・八	三六六	（一三）	四、三八	二三、一五八
〃	日詰～志和稲荷	一一・二	三六五	（一一・五）	四、二〇六	三三七、〇六四
〃	日詰～志和～盛岡矢巾廻	三三・八	三六三	（一）	四九〇	五三、六四〇
〃	日詰～大迫	一六・〇	三六五	（五）	一、七六九	四九、九五四
〃	盛岡～大迫赤沢廻	三三・四	三六三	（三）	七四一	四八、一二八
〃	盛岡～日詰～釜石	一一四・一	三三〇	（一・五）	四七七	一〇四、九二四
〃	盛岡～日詰～遠野	六九・四	一六五	（一）	一六七	三一、二六〇
〃	盛岡～日詰～陸前高田	一三三・五	三三〇	（三）	五九八	一三九、五二八
〃	盛岡～志和見前廻	二一・九	三六三	（三）	一、〇二四	四五、一四三
〃	日詰～新山	八・四	三六五	（三）	一、〇九五	一八、一五三
〃	日詰～水分	七・六	三六五	（三）	一、一五六	一七、八二九
〃	日詰～志和～盛岡（永井廻）	二〇・七	三〇三	（四）	一、二〇六	四九、二一三
〃	盛岡～日詰～大迫	三三・七	三〇〇	（四）	七〇九	四八、四五五

表六—九　バス旅客輸送状況（四〇・四・一～四一・三・三一）

路線＼区分	片道粁（粁）	運行日数（日）	運行回数（回）	実績 総走行粁程（㎞）	実績 輸送人員（人）
日詰長岡	一六・七	三五五	一〇、四二五	三四七、八六二	一、三六六、四五五
志和（永井）	一九・一	三五五	四、〇一五	一四七、九六一	五六一、五九九
志和（見前）	一九・〇	三五五	一、〇七三	四〇、七三四	一四七、二〇八
大迫	二〇・二	三五五	一、五九五	六四、六八五	二四八、七四〇
日詰駅	一六・〇	三五五	一、五一四	四八、五六四	一八三、九七〇
志和稲荷	二・七	三五五	四、三七九	二三、五〇〇	二七七、五二二
	八・六		三、九〇六	七三、二四一	二七四、五〇七

大ヶ生	一八・一	三五五	五三四	二二、六七七	六〇、〇九三
赤沢	八・八	三五五	一、五九三	二六、七五七	九一、〇五九
堅沢	一一・二	三五五	一、〇六九	二三、九〇九	五三、七六〇
水分	八・二	三五五	一、〇六七	一七、四九六	四八、〇三四
新山	九・〇	三五五	一、〇六四	二〇、五九九	四三、九九七
佐比内	一一・一	三〇七	五九六	一四、〇三一	一四、二四〇
矢巾中学校	一五・九	三五五	三五五	二〇、〇七六	三三、八二七
新堀	一〇・九	三五五	一、〇五九	二〇、八八一	五六、九九五
大迫直通	三二・七	二八八	五七六	三七、六七一	五一、五三二
合計	二五・五	一八二	一八二	八、九〇〇	一七、五九九
	一	一	三五、〇〇二	九五九、五四四	三、五三一、一三七

（岩手中央バス株式会社調べ）

〔参考資料〕（道路）

1　岩手近代百年史
2　岩手日報（明治四一年）
3　町内の旧町村勢要覧
4　町公報及び町勢要覧
5　車一筋（大野宗三著・昭和四三年）
6　岩手県統計書
7　町内の長老談話
8　岩手県文書類纂
9　邦内郷村誌
10　岩手県管轄地誌
11　紫波郡誌

第二節　鉄　道

第一東北本線

一、日詰駅

明治二十三年（一八九〇）十一月一日、上野・盛岡間の鉄道が完成し日詰駅が開設された。開業当時の駅の規模は、上り・下り線、簡易なホーム、二十四坪の駅舎で列車も一日二往復であったが、二十数時間で東京まで行けることは、草鞋（わらじ）がけで歩いて二十日もかかった時代にくらべると一大進歩であった。

(一)　東北本線の建設工事

東北本線の建設着工は日本鉄道会社により、明治十五年（一八八二）六月十五日に、川口・熊谷間（埼玉県川口市・熊谷市）の開始で、五区線に分担され岩切・盛岡間は第四区線で、測量は岩切・一の関間は三等技師の増田礼作、一の関・盛岡間は四等技師小川資源が担当し、第四区線は明治二十一年（一八八八）四月一日に工事着工となった。

工事完成期限は青森までが六か年とし、工事費一九〇〇万円のうち二〇〇万円を発起人が負担し、残りは広く一般から株金を募集した。この時に岩手県では四万一四四四株、一株五十円で二〇七万二〇〇円を引受けて協力している。郡内では資産家として徳田の昆善八氏が百株、見前の藤川清助氏が八十株、ほかに南北岩手・紫波郡とし

て引受高が五六一・一円となっている。

鉄道用地については、官有地は無代価で下付し、民有の土地は政府が買い上げたうえ払い下げること、用地の地租は免除されることを会社は政府に請願して認可された。

旧志和村役場の文書『鉄道敷ニ係ル土地分裂一筆調』によると、片寄字川原・下中田の畠山三九郎氏外二十五名の連名で、土地分割願が県知事に提出され、地価・地租金が記入されて明治二十四年（一八九一）五月に許可済になり、用地の買収が行われたことが知られる。

そのころの労働者は一日十時間労働で賃金は次のとおりであった。

大工40銭～50銭　石工60銭～80銭　鍛冶工30銭～95銭　煉瓦工40銭～60銭　ペンキ塗40銭　土方25銭～30銭
人夫20銭

工事が進行するにつれて、東北地方の沿線各地はもちろん東京地方にもさまざまな波紋を呼び、「汽車の煙で稲が枯れる。」「火の粉で火事になる。」「灰で桑が枯れる。」「震動で稲の花粉が落ちたり、地割れして水がなくなる。」との農民、「他国者や泥棒が汽車に乗ってくる。」「商売ができなくなる。」と鉄道が便利であることを認めながらも、閉鎖的な考えと共に利害関係から建設反対を唱える者も多かった。

日詰駅設置の場合も御多分に洩れず「鉄道が開通すれば疫病や悪い輩（やから）が地元に入り込む。」との理由で、日詰町民の間から駅設置反対運動が起こり、旧赤石村地内の現在地に設置と方針変更の処（ところ）、赤石村側からも反対運動が起こり、日詰と赤石との反対合戦となり、結局反対合戦に敗れた赤石村地内に設置決定となったとのこと（日詰駅開業九十周年史・関輝男氏記述より）である。

(二)　日詰駅開業

明治二十三年（一八九〇）十一月一日に開通し第四区線が全通した。同日、仙台・盛岡間に二往復の旅客列車が

表六―一〇　開業当時の主な駅の発車時刻

上り			
盛岡発	一ノ関発	岩切発	仙台着
6:30	10:00	13:00	13:15
13:35	17:05	20:05	20:20

下り			
仙台発	岩切発	一ノ関発	盛岡着
6:30	6:48	9:59	13:13
13:35	13:51	17:04	20:18

運転され、岩手県内の駅は花泉・一の関・前沢・水沢・黒沢尻（北上）・花巻・日詰・盛岡であった。

仙台・盛岡間の所要時間は、上りで六時間四十五分、盛岡・上野間に直通列車が走ったのは、明治二十四年（一八九一）の夏、上野・青森間の全通したのは同年の九月一日であった。

1　開業初期の運賃

明治二十四年（一八九一）当時の運賃は下等で、日詰・盛岡間は十二銭、日詰・花巻間は十銭、日詰・上野間は三円十六銭、日詰・青森間は一円三十九銭で、上等は下等の二倍であった。

明治二十五年（一八九二）十一月に旅客運賃改正があり、下等は百マイル（一六一km）未満の賃率は一マイルにつき一銭二厘、百マイル以上二百二十マイル（三二三・三km）未満を一銭、二百二十マイル以上は八厘とし、上等は下等の二倍半、遠距離逓減（ていげん）運賃制を採用した。

運賃はその後たびたび改正をされ、明治三十八年（一九〇五）四月には日露戦争のために通行税をとった。

表六―一一　明治三十八年の通行税

	一等	二等	三等
二〇〇マイル以上	五〇銭	三五銭	四銭
二〇〇マイル未満	四〇銭	二〇銭	三銭
一〇〇マイル未満	三〇銭	一〇銭	二銭
五〇マイル未満	五銭	三銭	一銭

岩手県史第十巻によると、明治二十四年度（一八九一）の日詰駅の乗客数は次表六―一二のようである。

表六―一二　乗客数（明治二四年）

／	乗車人員（人）	降車人員（人）
上等	四	―
中等	一三三	一一七
下等	一九、〇一三	一九、二二八
官用	一七二	一八九
合計	一九、三二二	一九、五三四

また、収入金は次のようである。

乗客賃　三、五九〇円
貨物賃　一、三九五円
合　計　四、九八五円

2　開業初期の貨物

貨車は客車と混同の列車で、貨物にも一等から五等までの指定物品等級があってそれぞれ運賃がちがった。

例えば一哩（マイル）ごと百斤（きん）（十六貫目）の運賃は、

一級品（米・鉄鉱など）は二厘
二級品（炭・塩魚など）は三厘
三級品（せともの・古着など）は四厘
四級品（鮮魚・織物など）は五厘

であった。

3　開業初期の客車

そのころの客車はマッチ箱ともいわれ下等客車は両側に五つずつの扉があり、ここから乗り降りをし中に入ると両側に木の長椅子があり、一つの椅子に五人座れるようになって向いあって座り、客車全体でこの形のものが五つあって五十人が乗れた。車内を縦に通り抜けることはできないし、便所もなく列車が発着のたびに駅員

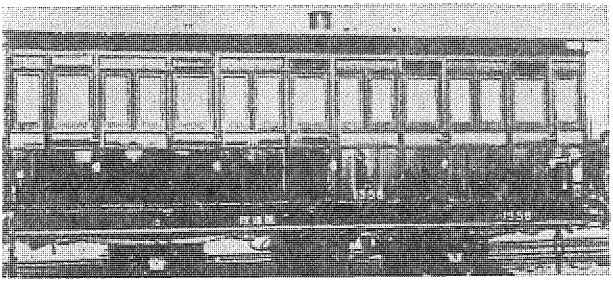


図6-9　東北本線開通当時の客車車両（四輪三等客車）

や車掌が扉を開閉し鍵をかけたりしめたりした。

明治三十年（一八九七）十二月に、客車の等級は一等は白色・二等は青色・三等は赤色と外部に等級の区別をあらわす色を塗った。

東北本線が全通しても客車に暖房設備がなく、一等と二等の乗客には湯たんぽをサービスした。蒸気暖房が客車に設けられたのは明治三十五年（一九〇二）ごろからであった。車内の照明は油灯で駅舎も信号もすべて油灯ランプで、東北本線の直通列車に電灯がついたのは日露戦争以降とされている。

㈢　停車場移転運動

新しい交通機関として出現した東北本線により、奥州街道（国道四号線）の宿駅だった郡山（日詰・二日町）は急速に宿場としての機能を失い、北上川の水運も衰えて貨物は鉄道に移っていった。また、これまで地元消費のほそぼそした生産物の販路が拡大され、東京方面からの新しい生活用品が入り一般化となって、産業経済に及ぼす影響が顕著となった。

このために日詰町の有力者多数は、鉄道建設・駅舎建設反対運動が大変な誤りであったことに気付きはじめ、町勢の振わない理由は駅の遠距離にあるとして日詰町西裏への移転運動となり、明治三十一年（一八九八）九月に、日詰町議会では「日詰停車場移転の請願」を決議して日本鉄道会社へ請願参上をした。

日詰町の停車場移転請願運動に対して赤石村議会では、同年十月に「日詰町議会の停車場移転請願の不採用の陳情」を決議して、村議員連名の陳情書を日本鉄道会社長に提出した。

東北本線敷設で駅設置の節は自分の地内に設置されることに共に反対運動をなし、今また駅の設置されたその後の住民の利益の多いことを知って、日詰町では移転運動を赤石村では移転反対運動を起すとは、鉄道開設当時に誰もが予想をしなかったことであるが、赤石村の反対運動が効を奏したのか、日詰町の請願に対して、明治三十二年

（一八九九）十二月に「日詰停車場位置変更ノ義ハ移転ノ箇所　線路勾配中ニ係ルヲ以テ費用巨額ヲ要スルノミナラズ地形上工事困難ニシテ　到底希望ニ応ジ難キ……」と、岩手県知事を通じての返答に日詰町では遺憾の涙をのんだ。

明治三十九年（一九〇六）十一月に日本鉄道会社の東北本線が政府に買収されるに及び、日詰町議会は移転停車場敷地用地を寄付する議決し「日詰停車場移転の再願書」を同年七月に日本鉄道株式会社長に提出して移転運動をふたたび起し、停車場移転期成同盟会を結成、明治四十二年（一九〇九）には町予算に五百円の補助金をもうけ、翌年、翌々年ともに五百円ずつの予算を置いて長期的に運動を進めた。

後で「平民宰相」といわれた本県出身の原敬首相が、鉄道院総裁に就任すると良い機会とばかりに、明治四十五年（一九一二）三月に町会議決で「日詰停車場移転の意見書」を提出した。原総裁は「停車場移転よりも日詰町家が移転をした方が金がかからぬでは……。」と、本当のような嘘のような話が今も語られてついに実現までには至らなかった。

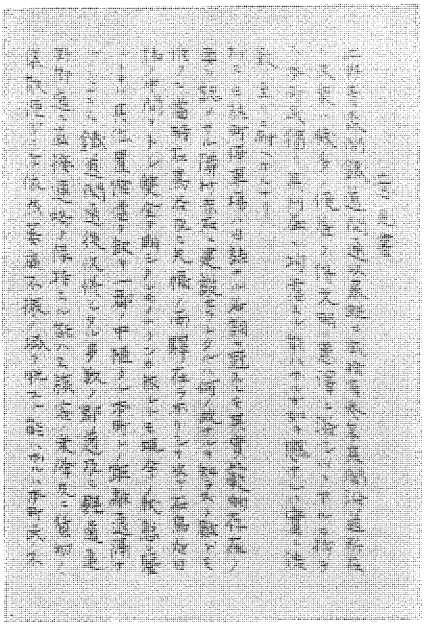


図6-10　日詰町会会議録（明治45年3月20日）

しかし、移転運動は大正八年（一九一九）にも、移転が不可能なら新設置と大正十四年（一九二五）・大正十五年（一九二六）・昭和十一年（一九三六）・昭和十五年（一九四〇）・昭和十七年（一九四二）と、また、紫波町誕生後も町議会議決の請願を続けたが、やはり実現は夢と終わった。

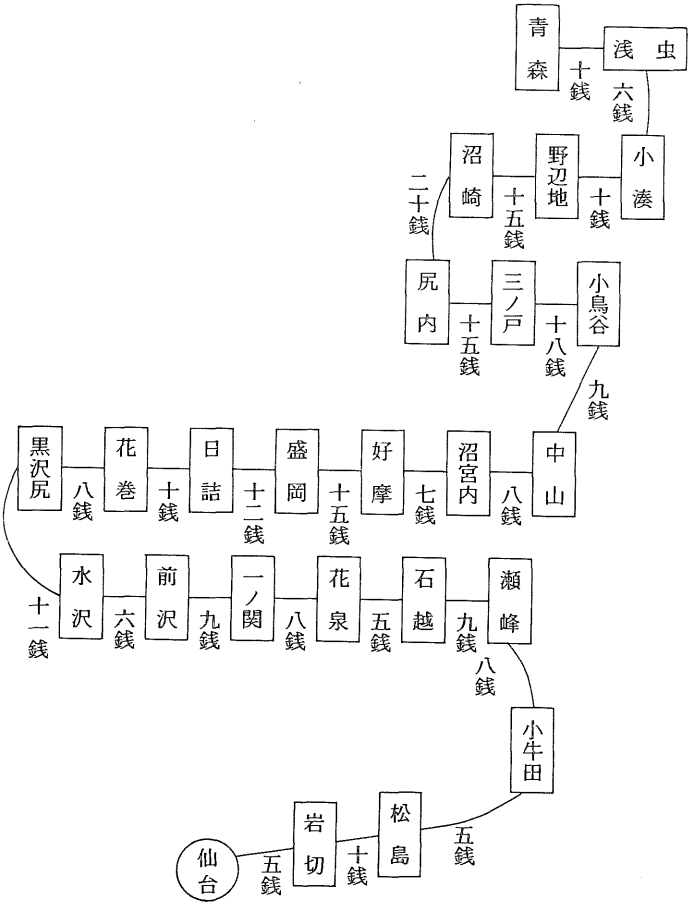
表六一一三・一四　上野～青森間時刻表（明治二十四年八月）

青森	浅虫	小野沼	辺地	尻内	三戸	小中	沼宮内	好摩	盛岡	日詰	花巻	黒水	沢尻	前一	ノ関	花石	瀬峰	小牛田	松島	岩切	仙台	仙塩	岩切	仙台	槻木	大河原	白石	越河	楽福島	松川	二本松	郡山	須賀川	矢吹	白河	黒田原	黒磯	西那須野	矢板	辰久田	古都賀	宇名倉	石橋	小山	古河	栗橋	久喜	蓮田	大宮	浦和	赤羽	上野	下り列車
発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	着	発	発	着	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	着	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	着	列車
九時五分	八時五十分	六時四十分	六時十分	五時三十分	七時十分	六時十分	五時十分	四時五十分	四時十分	三時甘分	二時甘分	一時甘分	十二時甘分	十時十分	九時十分	八時十分	七時十分	六時十分	五時甘分	四時甘分	三時十分	二時十分	一時十分	十二時十分	十一時十分	十時十分	九時十分	八時十分	七時甘分	七時甘分	六時甘分	五時甘分	四時甘分	三時甘分	二時甘分	二時甘分	一時甘分	十二時甘分	十一時甘分	十時甘分	九時甘分	九時甘分	八時甘分	七時甘分	六時甘分	六時甘分	五時甘分	四時甘分	三時甘分	二時甘分	二時甘分	一時甘分	十二時甘分	午前
十時四十分	十時十分	八時四十分	八時十分	七時三十分	九時十分	八時十分	七時十分	六時四十分	六時十分	五時甘分	四時甘分	三時甘分	二時甘分	一時甘分	十一時甘分	十時甘分	九時甘分	八時甘分	七時甘分	六時甘分	五時十分	四時十分	三時十分	二時十分	一時十分	十時十分	九時十分	八時十分	八時十分	七時十分	六時十分	五時十分	四時十分	三時十分	三時十分	二時十分	一時十分	十一時十分	十時十分	十時十分	九時十分	八時十分	八時十分	七時十分	六時十分	六時十分	五時十分	四時十分	三時十分	三時十分	二時十分	一時十分	十一時十分	
十時五十分	十時四十分	九時四十分	九時四十分	八時四十分	十時四十分	九時四十分	八時四十分	七時四十分	七時四十分	六時四十分	五時四十分	四時四十分	三時四十分	二時四十分	一時四十分	十一時四十分	十時四十分	九時四十分	八時四十分	七時四十分	六時四十分	五時四十分	四時四十分	三時四十分	二時四十分	一時四十分	十時四十分	九時四十分	九時四十分	八時四十分	七時四十分	六時四十分	五時四十分	四時四十分	四時四十分	三時四十分	二時四十分	一時四十分	十二時四十分	十一時四十分	十一時四十分	十時四十分	九時四十分	九時四十分	八時四十分	七時四十分	七時四十分	六時四十分	五時四十分	四時四十分	四時四十分	三時四十分	二時四十分	二時四十分	一時四十分	
十一時五十分	十一時四十分	十時四十分	十時四十分	九時四十分	十一時四十分	十時四十分	九時四十分	八時四十分	八時四十分	七時四十分	六時四十分	五時四十分	四時四十分	三時四十分	二時四十分	一時四十分	十一時四十分	十時四十分	九時四十分	八時四十分	七時四十分	六時四十分	五時四十分	四時四十分	三時四十分	二時四十分	一時四十分	十時四十分	十時四十分	九時四十分	八時四十分	七時四十分	六時四十分	五時四十分	五時四十分	四時四十分	三時四十分	二時四十分	一時四十分	一時四十分	十時四十分	九時四十分	九時四十分	八時四十分	七時四十分	七時四十分	六時四十分	五時四十分	四時四十分	四時四十分	三時四十分	二時四十分	二時四十分	一時四十分	
十二時五十分	十二時四十分	十一時四十分	十一時四十分	十時四十分	十二時四十分	十一時四十分	十時四十分	九時四十分	九時四十分	八時四十分	七時四十分	六時四十分	五時四十分	四時四十分	三時四十分	二時四十分	一時四十分	十二時四十分	十一時四十分	十時四十分	九時四十分	八時四十分	七時四十分	六時四十分	五時四十分	四時四十分	三時四十分	二時四十分	二時四十分	一時四十分	十二時四十分	十一時四十分	十時四十分	十時四十分	九時四十分	八時四十分	七時四十分	六時四十分	六時四十分	五時四十分	四時四十分	四時四十分	三時四十分	二時四十分	二時四十分	一時四十分	十二時四十分	十一時四十分	十一時四十分	十時四十分	九時四十分	九時四十分	八時四十分	
一時五十分	一時四十分	十二時四十分	十二時四十分	十一時四十分	一時四十分	十二時四十分	十一時四十分	十時四十分	十時四十分	九時四十分	八時四十分	七時四十分	六時四十分	五時四十分	四時四十分	三時四十分	二時四十分	一時四十分	十二時四十分	十一時四十分	十時四十分	九時四十分	八時四十分	七時四十分	六時四十分	五時四十分	四時四十分	三時四十分	三時四十分	二時四十分	一時四十分	十二時四十分	十一時四十分	十一時四十分	十時四十分	九時四十分	八時四十分	七時四十分	七時四十分	六時四十分	五時四十分	五時四十分	四時四十分	三時四十分	三時四十分	二時四十分	一時四十分	十二時四十分	十二時四十分	十一時四十分	十時四十分	十時四十分	九時四十分	
三時五十分	三時四十分	二時四十分	二時四十分	一時四十分	三時四十分	二時四十分	一時四十分	十二時四十分	十二時四十分	十一時四十分	十時四十分	九時四十分	八時四十分	七時四十分	六時四十分	五時四十分	四時四十分	三時四十分	二時四十分	一時四十分	十二時四十分	十一時四十分	十時四十分	九時四十分	八時四十分	七時四十分	六時四十分	五時四十分	五時四十分	四時四十分	三時四十分	二時四十分	一時四十分	十二時四十分	十二時四十分	十一時四十分	十時四十分	九時四十分	八時四十分	八時四十分	七時四十分	六時四十分	六時四十分	五時四十分	四時四十分	四時四十分	三時四十分	二時四十分	二時四十分	一時四十分	十二時四十分	十二時四十分	十一時四十分	
五時五十分	五時四十分	四時四十分	四時四十分	三時四十分	五時四十分	四時四十分	三時四十分	二時四十分	二時四十分	一時四十分	十二時四十分	十一時四十分	十時四十分	九時四十分	八時四十分	七時四十分	六時四十分	五時四十分	四時四十分	三時四十分	二時四十分	一時四十分	十二時四十分	十一時四十分	十時四十分	九時四十分	八時四十分	七時四十分	七時四十分	六時四十分	五時四十分	四時四十分	三時四十分	三時四十分	二時四十分	一時四十分	十二時四十分	十一時四十分	十一時四十分	十時四十分	九時四十分	九時四十分	八時四十分	七時四十分	七時四十分	六時四十分	五時四十分	四時四十分	四時四十分	三時四十分	二時四十分	二時四十分	一時四十分	
七時五十分	七時四十分	六時四十分	六時四十分	五時四十分	七時四十分	六時四十分	五時四十分	四時四十分	四時四十分	三時四十分	二時四十分	一時四十分	十二時四十分	十一時四十分	十時四十分	九時四十分	八時四十分	七時四十分	六時四十分	五時四十分	四時四十分	三時四十分	二時四十分	一時四十分	十時四十分	九時四十分	八時四十分	七時四十分	七時四十分	六時四十分	五時四十分	四時四十分	三時四十分	三時四十分	二時四十分	一時四十分	十二時四十分	十一時四十分	十一時四十分	十時四十分	九時四十分	九時四十分	八時四十分	七時四十分	七時四十分	六時四十分	五時四十分	四時四十分	四時四十分	三時四十分	二時四十分	二時四十分	一時四十分	
九時五十分	九時四十分	八時四十分	八時四十分	七時四十分	九時四十分	八時四十分	七時四十分	六時四十分	六時四十分	五時四十分	四時四十分	三時四十分	二時四十分	一時四十分	十一時四十分	十時四十分	九時四十分	八時四十分	七時四十分	六時四十分	五時四十分	四時四十分	三時四十分	二時四十分	一時四十分	十時四十分	九時四十分	八時四十分	八時四十分	七時四十分	六時四十分	五時四十分	四時四十分	四時四十分	三時四十分	二時四十分	一時四十分	十二時四十分	十一時四十分	十一時四十分	十時四十分	九時四十分	九時四十分	八時四十分	七時四十分	七時四十分	六時四十分	五時四十分	四時四十分	四時四十分	三時四十分	二時四十分	二時四十分	一時四十分	
十一時五十分	十一時四十分	十時四十分	十時四十分	九時四十分	十一時四十分	十時四十分	九時四十分	八時四十分	八時四十分	七時四十分	六時四十分	五時四十分	四時四十分	三時四十分	二時四十分	一時四十分	十一時四十分	十時四十分	九時四十分	八時四十分	七時四十分	六時四十分	五時四十分	四時四十分	三時四十分	二時四十分	一時四十分	十時四十分	十時四十分	九時四十分	八時四十分	七時四十分	六時四十分	五時四十分	五時四十分	四時四十分	三時四十分	二時四十分	一時四十分	一時四十分	十時四十分	九時四十分	九時四十分	八時四十分	七時四十分	七時四十分	六時四十分	五時四十分	四時四十分	四時四十分	三時四十分	二時四十分	二時四十分	一

《ものがたり東北本線史より》

上り列車	上野	青森	小湊	野辺地	小川原	三沢	中小国	鳥ノ海	沼宮内	好摩	盛岡	日詰	花巻	黒沢尻	一ノ関	花泉	石越	小牛田	松島	岩切	仙台	仙台	岩切	塩釜	仙台	増田	岩沼	槻木	白石河原	桑折	福島	松川	二本松	郡山	安積永盛	矢吹	白河	西那須野	黒磯	宇都宮	古河	小山	石橋	久喜	栗橋	大宮	浦和	赤羽	王子	上野
車両	青森	青森	青森	青森	青森	青森	青森	青森	青森	青森	青森	青森	青森	青森	青森	青森	青森	青森	青森	青森	青森	仙台	仙台	仙台	仙台	仙台	仙台	仙台	仙台	仙台	仙台	仙台	仙台	仙台	仙台	仙台	仙台	仙台	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮
午前	九時四十五分	九時四十分	九時三十五分	九時三十分	九時二十五分	九時二十分	九時十五分	九時十分	九時五分	九時	八時五十五分	八時五十分	八時四十五分	八時四十分	八時三十五分	八時三十分	八時二十五分	八時二十分	八時十五分	八時十分	八時五分	八時	七時五十五分	七時五十分	七時四十五分	七時四十分	七時三十五分	七時三十分	七時二十五分	七時二十分	七時十五分	七時十分	七時五分	七時	六時五十五分	六時五十分	六時四十五分	六時四十分	六時三十五分	六時三十分	六時二十五分	六時二十分	六時十五分	六時十分	六時五分	六時	五時五十五分	五時五十分	五時四十五分	五時四十分	五時三十五分	五時三十分	五時二十五分	五時二十分	五時十五分	五時十分	五時五分	五時	四時五十五分	四時五十分	四時四十五分	四時四十分	四時三十五分	四時三十分	四時二十五分	四時二十分	四時十五分	四時十分	四時五分	四時	三時五十五分	三時五十分	三時四十五分	三時四十分	三時三十五分	三時三十分	三時二十五分	三時二十分	三時十五分	三時十分	三時五分	三時	二時五十五分	二時五十分	二時四十五分	二時四十分	二時三十五分	二時三十分	二時二十五分	二時二十分	二時十五分	二時十分	二時五分	二時	午後
午後	十時四十五分	十時四十分	十時三十五分	十時三十分	十時二十五分	十時二十分	十時十五分	十時十分	十時五分	十時	九時五十五分	九時五十分	九時四十五分	九時四十分	九時三十五分	九時三十分	九時二十五分	九時二十分	九時十五分	九時十分	九時五分	九時	八時五十五分	八時五十分	八時四十五分	八時四十分	八時三十五分	八時三十分	八時二十五分	八時二十分	八時十五分	八時十分	八時五分	八時	七時五十五分	七時五十分	七時四十五分	七時四十分	七時三十五分	七時三十分	七時二十五分	七時二十分	七時十五分	七時十分	七時五分	七時	六時五十五分	六時五十分	六時四十五分	六時四十分	六時三十五分	六時三十分	六時二十五分	六時二十分	六時十五分	六時十分	六時五分	六時	五時五十五分	五時五十分	五時四十五分	五時四十分	五時三十五分	五時三十分	五時二十五分	五時二十分	五時十五分	五時十分	五時五分	五時	四時五十五分	四時五十分	四時四十五分	四時四十分	四時三十五分	四時三十分	四時二十五分	四時二十分	四時十五分	四時十分	四時五分	四時	三時五十五分	三時五十分	三時四十五分	三時四十分	三時三十五分	三時三十分	三時二十五分	三時二十分	三時十五分	三時十分	三時五分	三時	前

表六―一五　明治二十四年当時の運賃



表六―一六　鉄道各停車場ノ乗客及貨物（明治二十四年度）

《盛岡鉄道管理局十五年史より》

本表×印ヲ付シタルハ箇数ナリ。（岩手県統計書より）

停車場名	哩数	人車 乗車 上等	人車 乗車 中等	人車 乗車 下等	人車 乗車 官用	人車 乗車 合計	人車 降車 上等	人車 降車 中等	人車 降車 下等	人車 降車 官用	人車 降車 合計	荷物 出	荷物 入
花泉	哩鎖	五	八六	一四、四九四	一三	一四、七〇八	三	六一	一四、六四五	一六〇	一四、八六九	× 一六六、四九二	× 四一四、二九一
一ノ関	七・四四	二四	五四四	四二、〇九九	一、三八〇	四四、〇四七	一三	五二九	四二、九六九	九一五	四四、四二六	× 四、五五三、五六〇	× 三、九四三、二九九
前沢	九・一五	五	一五一	一九、三七	一四四	一九、五七	二〇	一四四	一八、三〇二	一三七	一八、六〇三	× 四七二、七九八	× 二四七、八九五
水沢	六・三〇	一四	一九一	三四、七四五	六〇四	三五、五八四	三	二六七	三四、七一三	五二九	三五、五三	× 四、三一一、二八八	× 二、七三三、二九一
黒沢尻	一〇・六〇	二	三〇五	二八、三六	四九一	二九、一四	八	三五六四	二八、一八二	三九一	二九、九四六	× 三、八四〇、七二二	× 三、六四三、一二三
花巻	七・六二	三	三五七	三四、四二七	二四八	三五、〇三五	一六	三五六	三四、七一三	二六四	三五、九八〇	× 五、五九六、〇八七	× 三、〇五七、七三
日詰	一〇・三四	四	一三三	一九、〇一三	一七三	一九、三三	一	一一七	一九、三八	一八九	一九、五三四	× 六八八、〇九四	× 五四一、三九二
盛岡	一二・四四	六六	一、三九七	五九、四九七	二、四五八	六三、四一八	六四	一、四五三	六〇、七四二	二、三〇七	六四、五六五	× 七、七四四、〇九〇	× 九、九八二、五〇三
好摩	一三・七七	一	六〇	四、四八六	五〇	四、五九七	一	四五	五、〇一〇	四四	五、一〇〇	× 六五、二二三	× 三五、〇一一
沼宮内	六・五三	一	八九	六、五三	七六	六、六七九	一	九二	六、四四八	七六	六、六七	× 一、六八九、六七八	× 七三五、四一〇
中山	七・五五	—	一三	一、三二	一九	一、三六二	—	一六	一、二二五	一九	一、二五〇	× 一四八、九八六	× 二、八〇五
小鳥谷	九・四七	二	八九	五、八七	一八二	六、〇九〇	—	六九	五、五一七	九二	五、六七八	× 一、〇三二、五三八	× 一、三〇三、九八一
三戸	八・〇八	三	三九	一〇、〇〇一	三五	一〇、四五八	六	二三	一〇、三四〇	二〇八	一〇、七六六	× 一、三四一、二八六	× 一、七七〇、一八四
合計	一二七・三九	一四九	三、六六三	二七九、九八六	六、一七三	二八九、九七一	二三五	三、七二四	二八二、六三五	五、三四三	二九一、八三六	× 三、五七五、一三一	× 三、五七五、一三一

表六―一七　鉄道貨物品名及諸荷物賃金概略表（百斤ノ目方十六貫目也）（明治二十四年～）

| 品級 | | |

品級						三
(い)衣服　古着	(わ)綿　打たる	蚊帳　和製	(つ)漬物　樽入	口寒木　木の株	(て)鉄器	莢　干したる
インキ　樽入	和紙　上品	肝油　樽入	釣竿	(や)野菜	(あ)粗布　用包用	(し)敷物　紙
彩色紙	和紙	家具　並物	(ね)捻釘	(け)毛敷物	脂　獣類の	黄銅線
(は)鋼　磨力たる	(か)蒲鉾	(と)唐紙	(な)鉛管	(ふ)葡萄酒樽入	銅器	(ひ)ビール　瓶入
麺包粉	革　なめし	畳表	(う)漆	ブリツキ板	藍葉	(も)木綿　和製
白銅	鰹魚節	箪笥　組製	團扇	武具	藍玉　並品	木綿糸　ぬい糸
鼻緒　太？の	蝙蝠傘骨	煙草　刻みたる	海草　食用品	(こ)氷　一噸以下	(き)擬氈紙	(せ)扇子
(ぬ)漆物　並品	貝殻　鮑の	(そ)曾達水瓶入	(く)屑糸　絹の紡ぎたる	席	煙管　和製	陶器　並物
三級品一哩毎百斤ニ付金四厘也但里程廿五哩以内賃金十銭未満五十哩以内金廿銭未満五十哩以上金三十銭未満ノ時ハ前全様ノ割合ヲ以テ申受べし						
焼酒　樽入	(す)鰯	(と)銅線	(な)苗木	(う)漆器　並品	(の)鋸	

| 四級品 | | |

表六―一八　鉄道各停車場収入金（明治二四年度）

停車場名	乗客賃	貨物賃	合計	備考
花泉	二、四四七円	四五〇円	二、八九七円	
一ノ関	一一、七一六	七、一四一	一八、八五七	
前沢	二、七五八	八三八	三、五九六	
水沢	八、一六七	六、六七八	一四、八四五	
黒沢尻	一〇、四〇一	八、五六八	一八、九六九	
花巻	八、〇四〇	九、三一三	一七、三五三	
日詰	三、五九〇	一、三九五	四、九八五	
盛岡	三一、八五一	一六、六七七	四八、五二八	
好摩	八四二	五六	八九八	
沼宮内	一、五九二	一、四二一	三、〇一三	
中山	二七五	一一九	三九四	
小鳥谷	二、二四七	二、六四四	四、八九一	
三戸	三、四三八	二、一一二	五、五五〇	
合計	八七、三六四	五七、四一二	一四四、七七六	

㈣　国有化後の日詰駅

1　明治後期、大正時代

明治年代後半になると、経済界の不況にともない鉄道の経営が困難となり、中小規模の鉄道会社が大会社に合併吸収されるものが続出するので、政府は全国の鉄道を統一経営して合理化を進め連絡の便利と運賃を安くするというねらいから、明治三十九年（一九〇六）に「鉄道国有法」を決めて全民営鉄道の八八％を買収。この時に日本鉄道会社の東北本線も買収をされた。

「東北本線」の命名は明治四十二年（一九〇九）十月からで、それ以前は「本線」と呼ばれていて、国有化をされてからの日詰駅の営業は着実なあゆみを続けた。

大正元年（一九一二）八月には、廻り線・上り下り・安全線新設と出発信号機使用開始、大正四年（一九一五）一月には駅舎等に十七灯の電灯設置、大正七年（一九一八）十一月には貨物積降場増設、大正十一年（一九二二）三月には下り乗降場を新設した。

大正十年（一九二一）の貨物の発送は、石灰石・米・木炭・木材・馬・酒などが主で、到着貨物は塩・セメント・生鮮魚介類・塩干魚・砂糖・味噌・醤油など日常の生活必需品も多かった。

2　昭和前期時代

昭和二年（一九二七）には構内線延長工事、同三年一月には構内売店営業開始、九月には駅舎を改築して玄関口をつけ、昭和十年（一九三五）十月にも駅舎の大改築をした。日華事変から太平洋戦争へとなるにつれて当時の国鉄も戦時体制となり、軍需貨物輸送・兵員輸送に全力をあげるために女子職員の駅員が採用され、出征兵士を見送るたびに駅頭は歓呼の声と旗の波でうずまり、また、英霊となって無言で故里に帰還する兵士の遺骨を涙で迎えたのも日詰駅であった。

昭和二十年（一九四五）八月十五日に終戦となり敗戦国となった国内は、鉄道による駐留軍用貨物輸送や専用列車運行・復員軍人や引揚者の輸送・戦災復興資材輸送、食糧不足になやむ人々の買出しと列車削減や乗車券の発売制限もあって、駅も車内も超満員であった。



図6-11　大正年代の日詰駅構内

昭和二十一年度（一九四六）の日詰駅の乗車人員は約三十七万人、降車人員は約三十六万七千人で一日平均の乗降人員は一、一八〇余人であった。また、貨物は発送物が米・木材・石灰類・亜炭・家畜・砂利が主な品で、総計約二一、六〇〇トンで、到着物は魚・肥料・石炭・木材・家畜・空俵・食塩・甘藷が主で総計約一〇、七〇〇トンであった。

表六―一九　日詰駅の乗降車人員及び貨物発着数量

年度＼年間	乗車人員	降車人員	一日平均 乗車人員	一日平均 降車人員	貨物 発送量（トン）	貨物 到着量（トン）
二一	三七〇、九五八	三六六、七〇八			二一、五七八	一〇、六八九
二二	三九〇、〇八三	三八七、八六〇			二三、二五〇	一〇、九四七
二三	四三六、三七一	四三二、〇三九			二〇、六〇九	一二、二九四
二四	三九一、六五〇	三八九、九六二			一六、九七八	一〇、九六四

昭和二一～二四年度日詰駅務統計簿より。

3　近代化へ

昭和二十五年（一九五〇）八月に、盛岡鉄道管理局が開局となって日詰駅（古館駅も）がその管下となった。昭和三十一年（一九五六）三月には、国鉄と町の共同出資金三〇〇万円で跨線橋が新設・駅構内に弘済会売店が営業した。昭和三十三年（一九五八）三月に下り二番線を新設、翌年七月からは準急「はやちね号」の運転開始とともに日詰駅にも停車となった。

昭和三十七年（一九六二）に東北本線の石鳥谷駅と日詰駅間の複線路盤工事は、二つの建設会社で請負われて八〇％が出来、翌年九月二十七日に工事完了し、上り線は一三時一九分の貨物一七六列車・下り線は一三時三二分の客車二一一列車より使用開始となった。単線開通以来七十三年ぶりで日詰駅を通過する列車は一日一三〇本であった。

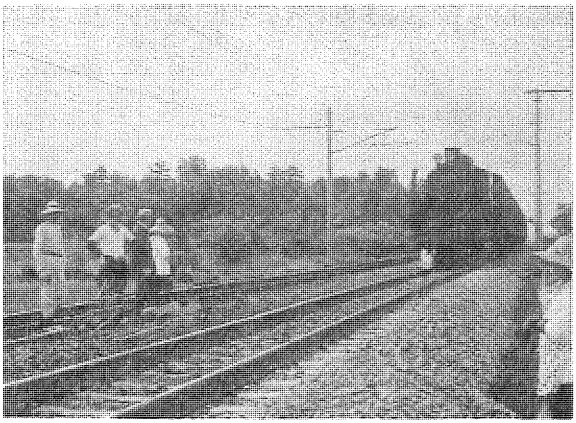


図6-12　日詰・石鳥谷間の複線工事（昭和38年9月）



図6-13　東北本線・日詰駅舎（昭和39年）

昭和三十九年（一九六四）六月には盛岡までの複線開通し、翌年四月からは「くりこま一号」七時〇三分発の仙台行・「くりこま三号」二一時一四分発の盛岡行の準急も停車、同年十月には仙台・盛岡間の電化が完成して、国鉄も将来の輸送機関としての技術革進と業務の近代化と合理化へと進んだ。

しかし、国内の道路が着々と整備をされて、昭和五十二年（一九七七）十一月には、東北縦貫自動車道が一の関・盛岡間も開通、航空網の発達で花巻空港も出来、各企業の会社商店や各家庭にも自家用車が普及するにつれて、鉄道による輸送力が次第に低下する現象となり、国鉄の財政を窮迫しその再建が叫ばれてきた。

二、古館駅

昭和十二年（一九三七）七月に日華事変が起り、さらに太平洋戦争へと戦乱が拡大するにつれ、鉄道による国内

の輸送力増強の一つとして、昭和十九年（一九四四）十月十一日に中島地内に信号所が開設され、終戦後の昭和二十一年（一九四六）に、古館村が中心となり村有志によって古館駅期成同盟会を結成し、水分・不動・徳田・長岡の各村関係者に呼びかけて、盛岡管理局、国鉄本庁に陳情し猛運動を行ない、その結果、昭和二十三年二月から駅に昇格し、地元が全額負担で駅舎を建てて翌年三月から開業となった。

古館駅の設置運動は、大正十四年（一九二五）十二月に村議会で「日詰・矢幅駅間に新駅設置請願」を可決しているが、それに先だって同年七月二十二日の岩手日報紙によると「古館村有志が期成同盟会の名をもって鉄道大臣宛に請願した古館駅新設に関する陳情が、その筋からも重大視された結果である。設置の個所は今のところ未定だが日詰駅をさる三哩、矢巾駅から二哩とすれば中島付近の窪地を第一候補地に見ている模様で、二十日午後に大竹青森保線事務所長・仙台鉄道局工務課改良掛長小宮技師・黒沢尻保線区主任の一行が実地踏査を行なった。」

二十四日には、古館村長高橋浩三氏談として「これまでに具体化した以上は早晩村会を開いてその対策を講じたい。最初に請願したときは日詰との町村界に近い七久保であったが、当局は中島部落を適地と見るらしかった。中島部落の方ならば役場まで七町（約七六四m）の近距離であるから、村とすれば七久保付近に停車場が設置されるよりは遙かに有利だが、日詰との共存共栄の立場からすれば七久保の方が良い事は勿論である。現に日詰町では七久保よりも一層南方に寄せてもらいたいという交渉があるが、日詰駅との距離の問題や現地の地形も考えてみねばならず万事は主務省の意志で決する…。」と、報道をされている。

また、同年八月十五日の記事に「古館駅はものになるが、新日詰駅は駄目らしい」の見出しで「去月二十日の鉄道省の実地踏査は古館駅候補地のみの下検分をなし新日詰駅の敷地は素通した関係上、古館駅新設は十分に可能性があり、停車場敷地として四千坪の寄付と土工費の幾部を負担すると村民は意気ごんでいる。」と報道をされている。

しかし、その後は前述のように終戦後の設置となった。開業年度の古館駅の乗降人員は約二十三万六千人、一日

平均の乗降人員は約三四〇人で、乗降者の三分の二が定期券利用者であった。また、貨物の発送物はリンゴ・苗木が主で他は小口扱いの総計約六三トン、到着物は小口扱いの外に綿布・染料で総計約一〇四トンであった。綿布・染料は当時、古館地区内の国道ぞいに染色工場（今の不二家工場）があり、その原料であった。

表六―二〇　古館駅の乗降車人員及び貨物発着数量

年度＼年間	一日平均		貨物	
	乗車人員	降車人員	発送量(トン)	到着量(トン)
二四	一一七、七八〇	一一七、九〇八	六三	一〇四
二五	一二九、七八七	一三〇、八二四	六〇	一九五
二六	一五四、一〇二	一五四、七六八	五三	三三

昭和二四～二六年度日詰駅務統計簿より。

このように多くの地域住民に利用をされた古館駅も、赤字になやむ国鉄財政再建のためと東北新幹線路線工事のために駅舎は小さく改造されて、昭和四十六年（一九七一）八月からは駅員無配置となり、乗車キップの発売は古館農協が民間委託をうけて利用者の便をはかることとなった。近来、駅東南の田園が宅地造成され「古館駅前ニューータウン」として住宅化し、通勤通学の利用者が増加の一途をたどっている。

三、旅客・貨物の推移

日詰駅における列車の乗降人員と貨物の発着数量の推移を見ると、昭和二十年代以後の乗降人員は昭和四十年ごろ、貨物の発着数量は昭和四十五年ごろをピークに次第に減少をしている。

このことは日詰駅のみならず全国的な傾向であって、国鉄が経営上に年々多くの赤字を生む結果となった。昭和四十六年（一九七一）八月には、国鉄経営の財政再建の一策として古館駅の駅員無配置化となってあらわれた。

表六―二一　日詰・古館両駅の乗降人員及び貨物発着数量の推移

年度	駅名	一年間 乗車人員	一年間 降車人員	一日平均 乗車人員	一日平均 降車人員	一年間 貨物発送量t	一年間 貨物到着量t	一日平均 貨物発送量t	一日平均 貨物到着量t
昭和二五	日詰					三三、五二七	九、九八六	六一	二七
	古館	一三九、七八七	一三〇、八二四	三五六	三五八	六〇	一九五		
昭和三〇	日詰	三九八、一五三	四〇三、七三一	一、〇八八	一、一〇三	二〇、三八九	一五、五七九	五五	四一
	古館	一三八、九七〇	一三六、七七九	三七九	三七三	六二	六一	〇・一六九	〇・一六七
昭和三五	日詰	四九三、二四一	四九八、〇四〇	一、三五二	一、三六六	三三、五二五	二五、一三三	九一	六九
	古館	一七六、五三三	一七三、四八二	四八三	四七五	六八	八三	〇・一八六	〇・三九
昭和四〇	日詰	六三一、二九八		一、七三〇		四〇、五五五	三三、〇三九	一一一	八八
	古館	二七二、七〇三		七四七		五	〇・二		
昭和四五	日詰	五二六、七五〇		一、四三三		四三、七四七	四六、九〇六	一一七	一三九
	古館	三三三、五一八		五八五					
昭和五〇	日詰	五三〇、九八一		一、四五一				二四	一五四
	古館			三九四					
昭和五五	日詰			一、三一七				一三	一〇四
	古館			四九七					

（両駅の営業成績報告原簿より）

貨物発送の主な物品は米・木材・石灰で、石灰石は昭和三十五年まで、薪炭は昭和三十四年まで発送され、昭和三十五年からは新たに空タンク車が発送されている。

また、到着の主な物品は肥料・セメント・石炭で、昭和三十五年（一九六〇）からは石油類、昭和三十九年（一九六四）からはプロパンガスで、石油類やプロパンガスは日詰駅南方に丸善石油油槽所、出光興産油槽所、日通商事ＬＰ充塡所、盛岡ガス充塡所等が開設営業をされたことによるものであるが、昭和四十九年（一九七四）七月からは一般貨物取扱廃止となって、専用線による石油類扱いのみとなった。

第二　東北新幹線

一、東北新幹線工事計画

東北新幹線建設促進について、県では県議会・県下全市町村を構成員として、建設促進期成同盟会を結成、北海道・東北六県・栃木・埼玉の九道県の議会で構成する建設促進期成同盟会や、その他の関係団体と協力をし、東北新幹線の早期建設について政府など関係方面に対して陳情を行ない、積極的に運動を展開してきたが、全国新幹線鉄道整備法による新幹線建設の第一弾として、上越と共に東北新幹線建設の工事実施計画書が日本鉄道建設公団から運輸大臣に提出されて認可されたのは、昭和四十六年（一九七一）十月十四日であった。

その計画によると、東北新幹線の工事区間は東京・盛岡間四九六㎞、水沢や花巻地区などを除いてルートは東北本線の現在線とほぼ並行、紫波町内では石鳥谷町戸塚森西方約五〇〇ｍの地点を北方に直進、紫波町野上、廿木の間で北上川を横断（第三北上川鉄橋）下越田東側を経て、日詰駅北方約一㎞の地点から東北本線東側に並行して矢巾町地区へ北進をする。路線は原則として高架方式をとり、道路とは全面立体交差となっている。完成予定は昭和五十一年度で、総工事費は八、八〇〇億円、停車駅は県内が一の関・北上・盛岡で、東京・盛岡間を二時間三十分

で結ぶというのである。

二、工事の進行

東北新幹線の県内工事は、昭和四十六年（一九七一）十一月二十五日、一関トンネルを皮切りに着手、国鉄盛岡工事局は宮城県栗原郡金成町の一部から盛岡までの一〇〇・四kmを担当、各種工事のうち日数や人手のかかる長大トンネル・橋りょうの工事を先行させることとなった。

翌年には予定ルートにくい打ちをする中心測量、用地測量はすべて完了、用地買収も三月の前沢町の最初の妥結をはじめ、紫波町赤石地区四・五kmも四月二日に地権者約一二〇人と盛岡工事局との間に調印式が行われた。買収妥結額は宅地一平方m当たり最高が一八、一五〇円、最低が九、二〇〇円。水田一平方m当たりの最高が一五、四〇〇円で、十a当たりでは一五四〇万円と県内のこれまでの新幹線用地ではトップであった。

昭和四十九年（一九七四）五月末までに用地買収は全体の約九五％、高架橋も江刺・矢巾・紫波地区で着工、ところが総需要抑制のために五十年度当初予算が一、二〇〇億に削減をされたために、盛岡までの開通が二年以上も遅れることが必至の情勢となった。

昭和四十六年度から始められた建設工事は、途中オイルショックにぶつかり、その後の諸物価高騰で建設予算も大幅に膨れ上がって、見直し予算は一関・盛岡間が二、七〇〇億円と積算、五十三年度末で工事費からみた進行率は八〇％になった。

昭和五十四年（一九七九）十二月十一日から仙台車両基地と北上駅入り口約一一五kmの区間で、速度向上と雪害対策の試運転が開始されたが、五十三年四月段階で反対運動も原因で、埼玉県は四四％・東京都内は二％の工事状況、五十五年度末開業も危ぶまれてきた。

待望していた開通時期は、またも遅れて五十七年春と決まり、しかも住民反対運動で用地買収も進まない大宮以南の建設遅延を理由に、当面開業をするのは盛岡・大宮間だけに限る暫定方式にすることが昭和五十五年（一九八〇）十二月に発表された。この間、五十五年十月末には盛岡駅で県内区間のレール締結式が行われ、十二月十六日夜には十二両編成の営業用車輌試験が初めて盛岡入り、五十六年（一九八一）一月に初めて営業最高速度の時速二一〇kmに到達、同年三月には子供たちを乗せてアイボリーホワイトと緑の車体の試験車輌が快走した。

三、東北新幹線開業

昭和五十七年（一九八二）六月二十三日に待望の東北新幹線が盛岡・大宮間で開業した。

昭和四十六年（一九七一）の着工以来、曲折を経て十一年ぶりに走り出す。盛岡・北上・一の関の三駅を中心に盛大な記念行事で高速交通時代の到来を祝い合い、新装なった盛岡駅舎三階の上りホームで、午前七時十五分の一番列車「やまびこ」が首都圏へと力強く快走した。

盛岡・大宮間を三時間十七分、大宮・上野間はリレー号で結び、乗り換えもふくめて盛岡から三時間五十七分の時間距離で、東京までの運賃は新幹線を利用して盛岡から一〇、七〇〇円となった。同年十一月十五日からは本格開業となり、盛岡から午前六時三十分の一番列車から一時間ごとに午後六時三十分まで、十三本の「やまびこ」が

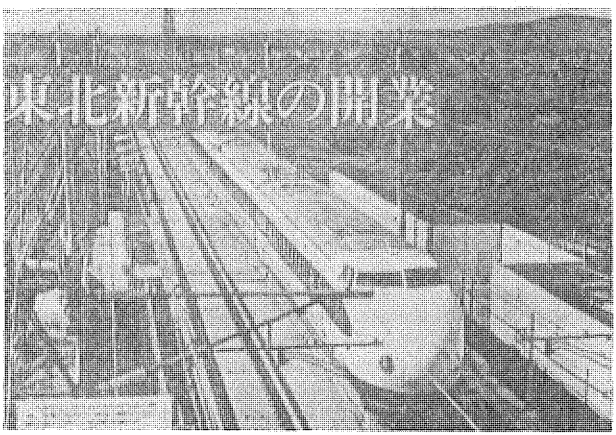


図6-14　「やまびこ」はさわやかにきらめく緑風。初夏のみちのくの路を一瞬のうちに駆け抜けてゆく＝紫波町中島付近

首都圏へ一直線に疾走する。

第三節　舟運・渡舟場

第一　舟運

北上川は古代より交通路に利用され、特に近世の南部藩政期には藩庫が河口の石巻に建てられて江戸との交通の基点となったので、北上川にそって盛岡新山舟橋・郡山（日詰）・花巻・黒沢尻（北上）・愛宕（江刺）・狐禅寺（一の関）に河港街を発生させた。

郡山（日詰）には郡山古城下に河岸があって大迫・郡山両御蔵米などが江戸に回送され、井筒屋権右衛門・幾久屋七郎兵衛・桜屋善四郎等の豪商の商品移入に舟運が利用された。このために川端番所が置かれて船肝入が任命されていた。また、八戸藩志和通の産米の江戸回送ももっぱら北上川を利用し、桜町下川原に河岸があって蔵宿（役職名）を置いていた。

明治となって地租の貢米が金納に変わると、官営となっていた蔵や艀舟が民間に払い下げられ、業務が民営に移されるとその営利に目をつける商人らが会社をおこした。盛岡商人の斉藤定興は帆船を改良し「回送社」をはじめ、その後に盛岡商人の佐藤清右衛門（徳清）・村井弥兵衛（井弥）・金田一勝定（大豆屋）・池野藤兵衛（木津屋）らによって、四十二馬力の川蒸汽船を仕入れ「岩手丸」と称して就航した。

当町日詰には藩政時代からの河岸があったが、県の河岸場運漕取扱上の改正布達のためか、明治十九年（一八八

六）に日詰新田外九か村の戸長の名儀で提出された次のような文書がある。

〔文例一〕

物揚場取据ノ儀ニ付伺

去ル明治十六年十一月廿四日付甲号外ヲ以テ河川運漕取扱所設置ケ所ヲ定メラレ其他ノケ所ニ設立ノ節ハ一応可ニ相伺一旨御布達有レ之　然ル処当郡内日詰新田字郡山駅ノ儀ハ本郡内中央ニシテ人家稠密（ちゅうみつ）シ　且ツ北上川ノ沿岸ニ有レ之従テ運漕貨物ノ出入モ不レ少ノミナラス　本郡第一ノ物産タル米穀ノ如キハ重モニ宮城県下石ノ巻其他東京地方へ輸出相成候得共（あいなりそうらえども）従来運漕ノ便利ニ乏シキ（是マデ郡山河岸ニテ船積ヲ為シ更ニ花巻川岸ニ滞船シテ物貨ト送状ノ検査ヲ受ケナホシテ案外ノ日数ヲ費ノ不便アリ）ヲ以テ価格ニ影響シ　現ニ本郡ノ米質善良ニシテ他郡出米ニ優ルノ声価アルニモ拘ハラズ　運搬不便ノ為稗貫郡ノ米価ニ比較シ幾分ノ低価ヲ以テ売買相成等実ニ本郡内ノ不幸ニ付　過般来有志ノ者其ノ不便ヲ除カン為　先ツ小回船二三艘ヲ新造シ漸次増殖シテ益々便利ヲ開カントノ計画中ニモ有レ之趣相開得候ニ付　当郡山駅ヲ以テ川岸場御取据相成候様仕度果シテ御取据ノ上ハ　河川運漕取締規則ニ準拠シ取扱所設置為ニ致度ニ依レ之略絵図面相添此段相伺候也

明治十九年十月三十日

紫波郡日詰新田外九ケ村

戸長　瀬川長蔵

岩手県知事　石井省一郎殿

〔文例二〕

第六五四号

郡内郡山駅北上川筋ニ於テ川岸場設置之儀過般上申仕候処　実地御検査トシテ岩手県属目時教之殿出張相成　北上川改修工事ニ関係有無及ヒ近傍故障ノ有無等御尋問之処　右ハ川岸場御取据相成候共改修工事ニ関係無之様設

置可ニ指致一　且近傍故障等無レ之候条此段御答申上候也。

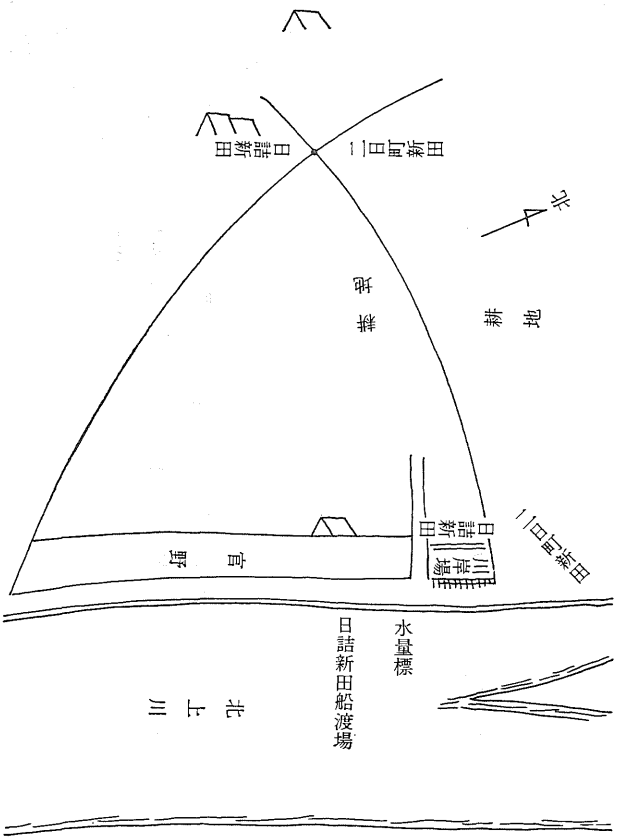
明治十九年十一月十七日

岩手県知事　石井省一郎殿

紫波郡日詰新田外九ヶ邨

戸長　瀬川長蔵

紫波郡日詰新田第十地割字石田川岸場設置ヶ所略図



〔文例三〕

明治十九年十一月廿二日

河岸場取据伺書御指令之義

紫波郡日詰新田村戸長ヨリ同村地内北上川筋ニ河岸場取据之義　明治十六年号外布達ニヨリ伺出ニ付曩ニ係官出張之所今般別紙之通〇〇有之候間左按之通御指令相成可レ然哉

按

伺之通認可ス

但川敷ニ関スル工事ヲ行フトキハ更ニ伺出スベシ

年　月　日　　県　知　事

郡山河岸運漕取扱規則御認可ノ件

郡山河岸運漕取扱規則御認可願出候処河川運漕取締規則ニ抵触之廉無レ之候間左之通御指令相成可レ然哉此段お伺候也。

御指令案

甲第　号

書面之趣認可ス

年　月　日　　県　知　事

〔文例四〕

別紙郡山河岸運漕取扱規則御認可ヒニ成下一度此段願上候也

明治二十年四月　　紫波郡々下通船組合

岩手県知事　石井省一郎殿

改所　清見与三郎

表六—二二　月日出船物貨積出証

発船月日		出荷主名	同何ノ誰
発地名	同何岸	荷受主名	同何誰
着地名	同何岸	荷受月日	
物貨個数	同何個	荷受証印	印
駄数運賃前払		荷受事故	
金賃向払	同何銭		

陸中国郡山川岸運送取扱所

〔文例五〕

郡山河岸運漕取扱規則

第一条　運漕賃金及物貨量目等定額左ノ如シ。

表六—二三

新山川岸ヨリ	里程	荷物運賃壱駄
各川岸上下航		上航下航
郡山迄	十四七丁里	三十五銭二十銭
花巻川岸迄	十九八丁里	四十銭廿五銭
黒沢尻川岸迄	十三里	四十五銭三十銭
下河原川岸迄	十拾八七丁里	五拾五銭四十銭
中袋川岸跡呂井迄	拾九里	六十銭四十五銭
目呂木川岸迄	二拾二里	六十五銭五拾銭
柵ノ岸セ迄	廿七里	七十銭六十銭
狐禅寺川岸迄	十廿八七丁里	七十五銭六拾二銭
薄衣川岸迄	卅一里	八十銭七拾銭
七日町川岸迄	十卅八三丁里	八十五銭七十五銭
石ノ巻川岸迄	五拾里	九十銭八十銭

穀物約一石目運賃	乗客壱名運賃	雇運賃切
上航下航	上航下航	上航下航
十八銭	三十五銭	九円
廿四銭	四十銭	十二円
廿七銭	四十五銭	十四円
卅三銭	五十銭	十六円
卅六銭	六十銭	十八円
卅九銭	六十五銭	二十円
四十銭	七十銭	廿三円
四十一銭	七十五銭	廿四円
四十三銭	八十銭	廿八円
四十四銭	八十五銭	三十円
四十五銭	九十銭	卅五円

第二条　上下航積荷ハ壱駄量目四拾貫目トス之ヲ十分ニ分ケ　一貫以下切捨運賃ヲ受ク可シ。

第三条　貨物運漕中貨主ノ都合ニ依リ途中ヨリ陸揚スルトキハ最初約定ノ運賃金額ヲ受クヘシト雖モ雇主ト営業人ノ協議ノ上賃減スルハ苦ラス。

但出船ハ取扱処改所ノ指揮ヲ受可シ。

第四条　取扱処求メタル雇船若シ不用ニ属シタルトキハ其雇主ヨリ相当ノ実費ヲ請求スルヲ得可シ。

但其額ハ改所ノ見込ニ従フ可シ。

第五条　薬種葉煙草其他雑荷拾駄以上一時ニ下航スルトキハ其時ニ約定シ定額運賃弐割以内減ズル事アル可シ又増荷ノ際上航ハ定額ヨリ弐割五分減ズルモノトス。

第六条　一般雇切ノ積荷ハ船舶ノ大小水量ノ都合ニ依ルト雖モ上航ハ拾五石乃至弐拾石下航ハ拾五石乃至五拾石迄ト定ム。

第七条　山高荷或ハ壱個ニシテ三石以上ノ重量物ハ定額賃弐割乃至五割増賃ヲ受ク可シ。

第八条　当郡山川岸ヨリ石ノ巻ニ至ル運航日数予定シ難シト雖モ大風雨雪ヲ除キ左ノ日割ヲ以テ上下航ス四月ヨリ十月迄ハ上航十五日間下航四日トス十一月ヨリ翌三月迄ハ上航二十日間下航六日間ト定ム。

但夏冬雨期濁水氷川或ハ不時ノ災害ニ罹リタルトキハ此限ニ非ラズ。

第九条　当郡下川岸ヨリ石巻ヘ急行運漕雇切ノ節ハ船舶ノ大小水量ノ都合ニヨルト雖モ積荷ハ弐拾石目乗客ハ二拾名迄ヲ限リ晴日幾日ト期シ下航賃金三割増上航ハ五割増ヲ受クルモノトス。

但延着ハ増賃ヲ要セス早着スルモ約定賃金ノ外増加セス。

第十条　冬期氷川及夏期涸水ノ節ハ当時ノ量ニ依リ上航下航共定額賃金ヘ一割五分乃至五割迄ノ増賃ヲ受クルモノトス。

第十一条　一般雇切ノ分ハ荷物ノ多寡乗客ノ多少ニ拘ラス船ノ大小ニ応ジ其ノ船ノ積量ノ金賃額ヲ請求ス可シ。

但荷主ノ都合ニ依リ中途陸揚スルトキハ相談ノ上増運賃ヲ申受ク可シ。

第十二条　銅鉄雑穀類下航ノ賃ハ百名ニ付雇切定額ヲ以テ運送ス可シ。

〔文例六〕

郡山河岸通船組合規約改正増補認可願ヘ御指令ノ件

紫波郡々山河岸通船組合規約増補御認可願出候処取締規則ニ抵触ノ廉モ無之候間右之通御指令相成可レ然哉此段相伺候也。

御指令案

甲第　号

書面之趣認可ス

年　月　日　　県　知　事

別紙郡山通船組合規約改正増補御認可ヒ成下度此段奉願上候也

明治二十年四月　　紫波郡々下通船組合

改所　清　見　与三郎

岩手県知事　石井省一郎殿

〔文例七〕

郡山通船組合規約改正増補

第十九条　運漕貨物若シ営業者ノ怠慢ニヨリ紛失又ハ損傷等アルトキハ其営業ニ於テ弁償ス可シ尤本人弁償ス能ハサル場合ハ取締規則第十一条ニ見可シ。

但天災風雨或ハ難破船ニ係ルモノ無限ニ非ラス。

第廿条　取扱処ノ費用トシテ左ノ割合ニ依リ営業人ヨリ手数料ヲ徴収スルモノトス。

表六―二四　移出荷手数料

当組ヨリ出発ノ分	荷物一駄ニ付金二銭	乗客一人ニ付乗賃ノ五分	穀物一石ニ付金七厘五毛
当組ヨリ出発ノ分	生糸四個一駄ニ付金二銭	繭、屑物、煙草、楮皮類四拾〆目一駄ニ付金二銭	切石、石炭類四拾貫目一駄ニ付金七厘五毛
			木材類百材ニ付金七厘五毛
			醤油類流液樽物四拾〆目一駄ニ付金二銭

管内ヨリ輸入之分

一、荷物四拾貫目一駄ニ付　金弐銭

表六―二五　移入荷手数料

管外ヨリ輸入ノ分	荷物四拾貫目一駄ニ付金二銭ヨリ四銭迄	作塩類一駄ニ付金二銭二厘	一艘雇切上下航共雇賃百分ノ五

第廿一条　営業者他ノ川岸場又ハ石ノ巻港等ニ於テ荷受ノ節ハ濡沢手又ハ抜品等ノ減量検傷等ノ有無ヲ点検シ若シ異状アルトキハ其事故ヲ送状ニ記載ヲ乞フ可シ。

但取扱処ニ在地ニ於テハ積出シ預書ニ証明ヲ受ク可シ。

第廿二条　此規約ニ背キタルモノハ組合ヲ除名スル事モアル可シ。

以上の文書には原案文もあるが、散逸をしたものを拾って記したもので当時の河岸のようすが知られ、北上川を利用する水上運輸は好調であったが、鉄道東北線の開通により旅客・貨物等は鉄道を利用するようになって影響をうけ、年ごとに衰退をしてきた。特に当町日詰に居住した豪商の幾久屋七郎兵衛や井筒屋権右衛門・桜屋善四郎も種々の理由で家運が傾き、明治中期以後は藩政時代の賑わいを欠いて郡山河岸は機能を失い、大正年代末には従来の水上運輸からは忘れられてしまった。

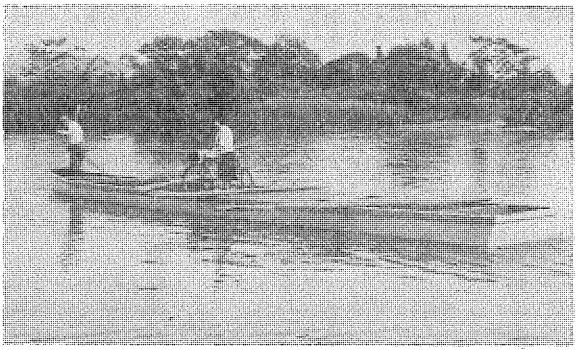


図6-15　土橋渡舟場（昭和40年8月）

第二渡舟場

北上川の東西の村落は往昔より渡し舟によって連絡され、当地域には、土橋渡・十日市渡・座和渡・日詰渡・赤石渡・城内渡と六か所の渡しがあったが、今は土橋渡の一か所のみが運行されている。そして各渡舟場には「渡し守」がいて従事をしていた事は、既に第一巻（九四〇頁）で述べたが、昭和十年（一九三五）の村勢要覧の村図面には更に「間野々渡舟場」が明記をされ、十日市渡舟場と土橋渡舟場の中間であった。

(一)　土橋渡舟場

矢巾町の土橋と長岡字栃内の間にある現在唯一の舟場で、舟は小さいが鋼鉄舟で「長福丸」といい、矢巾町と紫波町で経費の半分宛を出し合ってる関

係で、両町長の氏名の一字をとって命名をしたという。

(二)　十日市渡舟場

古館の十日市と長岡字西長岡を連絡していたが、すでに廃止になり川岸に僅かにその跡をとどめている。

(三)　座和渡舟場（下町舟場）

犬吠森字岩の沢と古館の下町を連絡した渡舟場で、古館駅ができて昭和三十年代始め頃まではよく利用をされていた。舟頭は大正頃からは下町の久慈佐太郎や見当渓三で、終戦後には高橋久次郎であった。

昭和初期には渡舟経費として、組合に加入の家では年間に馬一頭に付き米五升・人は三升で、舟頭の家族が各戸から貰って歩いた。また、小正月にも各戸を廻って菱餅（きみ餅・粟餅もあった）を二、三枚、夏には金瓜・西瓜・りんごなどを貰った。一般の人は二銭で、昭和十二、三年頃から五銭の渡舟料となった。新造舟のときは、組合加入の家から馬一頭に付き三円、人は一円の負担であったが、経費の半分は四、五人の馬喰が出しあった。

(四)　日詰渡舟場

彦部の星山字去流と日詰字石田の舟場小路に連絡する所で、「平井橋」の架橋の頃まであった。廃止の頃の渡し守は工藤喜之助（星山）であった。

(五)　赤石渡舟場

大巻字桜田と桜町字本川原を結ぶ日詰駅への近距離の渡舟場であった。

赤石の人達が山仕事に行くために舟場をつくったとも伝えられ、天明七年（一七八七）には転覆事故で七名が死亡し、その供養碑が今も川端にあり、また、明治十二年（一八七九）三月にも転覆事故があって八重島千太の墓も残っている。

舟頭は明治以降、八重島権助・田畑平助・佐々木鶴松・日下金十郎・佐々木吉次郎の名が知られたが、昭和四十

九年（一九七四）三月にはこの舟渡場も閉鎖となった。

最後の舟頭の佐々木吉次郎は親子二代で勤め、吉次郎は少年の頃から棹を取ったので吉次郎が舟頭の時は乗舟をしない人もあったと本人が話をしていたが、一度も事故がなく後年にはその労に対して昭和四十六年（一九七一）には建設大臣表彰、翌年には「勲七等青色桐葉章」を内閣総理大臣より受賞している。

渡舟の舟頭への経費は、村内約八十戸から米一升から三升を集め、造舟のときは別に経費を負担していた。また、馬舟があって馬二頭が荷を背負ったまま乗れる大きい舟もあった。

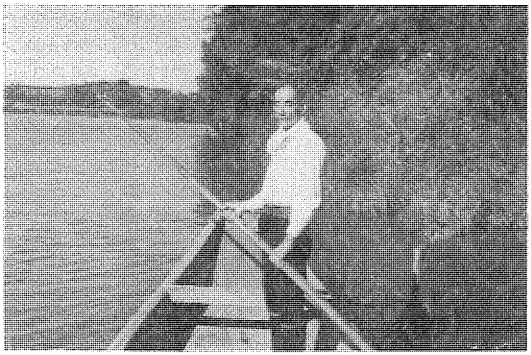


図6-17　赤石渡舟場の渡し守

(六) 城内渡舟場

彦部字下河原から廿木に渡る舟場で、彦部の人びとが廿木にある自分の畑の農作業に使用する舟で、一般の人の乗舟ができなかった。

昭和四十年代に廿木が農地区画整理で水田化となり農作業も少なくなって廃止をされた。

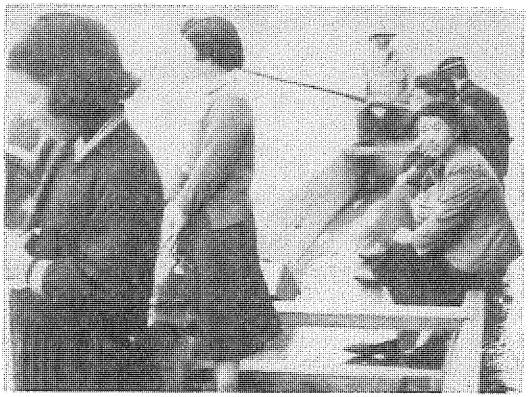


図6-16　赤石渡舟場（昭和38年）

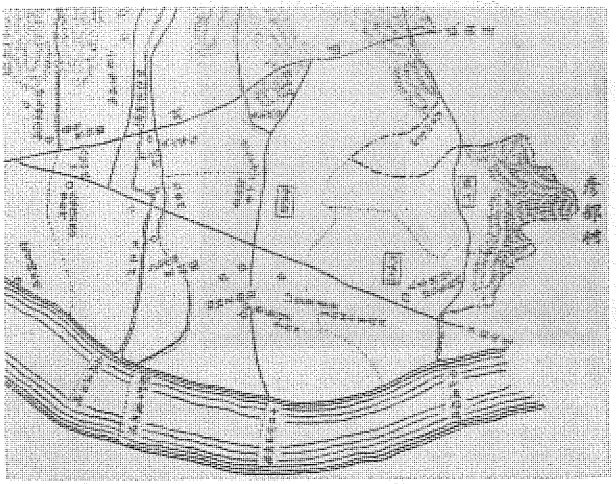


図6-18　渡舟場の記入されている略図（昭和8年の長岡村勢要覧より）

・土橋渡舟場　・間野々渡舟場　・十日市渡舟場　・座和渡舟場

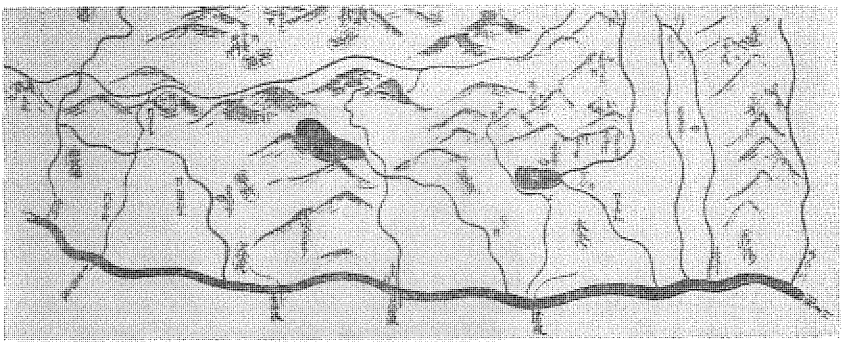


図6-19　渡舟場の記入のある藩政末期の長岡通略図

・十日市渡　・座和渡　・日詰渡　・赤石渡

第四節　橋梁

第一　平井橋

すでに「承慶橋」については第一巻九三二頁に詳細に説明されてあり、嘉永七年秋には廃橋となって、再度渡舟利用となったが、遠野街道の改修が進み、日詰町の発展に伴って、交通量も多くなり、北上川架橋が欲しくなって出来たのが「平井橋」である。

平井橋は賃取橋であり、紫波郡日詰町の平井八十八が明治三十六年（一九〇三）に造った。長さ六十五間（約一一七m）、巾一間五分（約一・八m）、平積九十七坪五合（約三二二㎡）の板橋で、工費金二〇六二円八三銭四厘で、通橋料金は大人一銭、小人五厘、荷馬車四銭、人力車三銭であった。

この橋も増水には抗し難く、水切杭や留杭のこと、鉄線を使用すること等、あるいは出水時には、早く両岸に寄せてしまうことなどを考えたらしいが、明治四十三年（一九一〇）九月三日の大洪水に流失してしまい、その後は県道「紫波橋」となり、一度補強されたが間もなく現在地に永久橋が造られた。

平井橋について資料を見れば、明治三十六年（一九〇三）四月十二日「平井橋架設同意決議」がなされている。その説明書は次の通りである。

『県道遠野街道北上川架橋計画説明書』

「県道遠野街道ハ既ニ改修工事ヲ終リ運輸交通日ニ頻繁ナルニ際シ北上川ニ於ケル渡船ハ益々不便ヲ感ズルヲ以

テ橋梁ノ架設ヲ望マサルモノナシト雖モ該位置ハ洪水位十七・八尺高キニ達シ安全ニ普通ノ架橋ヲ企画スルヲ得ズ必ズヤ特種ノ構造ニ依ラサルベカラス斯ノ如キハ非常ナル労力ト巨額ノ工費トヲ要スルヲ以テ県事業トシテ尚未ダ企図スルヲ得ズシテ渡船ノ不便ヲ忍バザルベカラザルハ該街道ニ於ケルノミナラス沿道町村ノ交通上等シク遺憾トスル所ナリ之ヲ以テ出水ニ際シ故障ヲ生ズル平時ニ於テ軽便ナル架橋ヲ企図スルモ渡船ニ比シ交通上幾多ノ利便ヲ得ル事明ナリ之レ本橋架設ノ計画アル所以ナリ。」

別に、

「本橋ハ平常ノ出水約六尺迄ハ安全ニ橋体ヲ維持スベキ見込ヲ以テ架橋ス其以上ノ出水ニ際シテハ橋体ヲ数十部ニ解除シテ両岸ニ帰着セシムルモノトス依テ予メ各部ニ鉄線ヲ付シ両岸留杭ニ緊着セシム既往十ケ年ニ徴スルニ水位七八尺以上ノ出水ハ一ケ年平均三回乃至四回ナルヲ以テ本橋流落モ一ケ年平均三回乃至四回タルコトヲ予想セザルベカラス随而其都度橋脚及材料ノ幾部流失破損モ免レザルベク之ガ修復費等予期スル所ナリトス。

本橋ノ構造ハ全長五十二間五分巾九尺ノ板橋ニシテ十二格間ニ分チ左岸一格間ヲ三間トシ他ノ十二格間ハ各四間五分トス桁ハ三本架渡ニシテ橋材自己ノ重量ヲ除キ桁一本等布荷重トシテ四百七十一貫目ノ重量ニ安全ニ耐ユルモノトス故ニ両端ノ桁ハ中央ノモノノ二分ノ一ヲ負載スルモノトシテ合計九百四十二貫目ノ重量ニ耐ユルモノナルヲ以テ満載シタル四輪馬車弐台連続シテ一径間ニアルモ安全ナリトス　各部ノ構造ハ別紙図面ニ記ス」（註・別紙図面はない）

○起工御届

北上川・橋梁架設之儀御許可罷仕候処本月拾八日ヨリ工事着手仕候ニ付此段御届申上候也

明治三十六年拾月二十一日

紫波郡日詰町

平　井　八十八

岩手県知事　北条元利殿

日詰町
彦部村　地内

○

板橋長　六拾五間　巾壱間五分

此平積　九拾七坪五合

此工費　弐千六拾弐円八拾参銭四厘

表六―二六　平井橋材料積調

種目	材料	長	幅	厚或ハ径	一個当数量	員数	合数量	単価	計金	摘要
橋杭	松	一七・〇		八	九〇七	一〇・〇	九、〇七〇	一円七〇〇	一五円四一九	第四号、第五号ノ分三本二組上・下租杭三本
同	松	一四・〇		八	七四七	一〇・〇	七、四七〇	一円七〇〇	一二円六九九	第三号、第六号同上二組同上二本共
同	松	一三・〇		八	六九三	五・〇	三、四六五	一円六〇〇	五円五四四	第七号同上同上二本共
同	松	一二・五		八	六六七	五・〇	三、三三五	一円五〇〇	五円〇〇三	第八号同上同上二本共

○御請書

明治三十六年三月廿四日ヲ以テ遠野街道筋紫波郡日詰町同郡彦部村大字星山間ノ北上川へ賃取橋梁架設ノ義出願候処同年十月八日附ヲ以テ御許可ノ御指令相成御命令ノ趣ハ堅ク遵守可仕候

右謹而御請申上候也

明治三十六年十月八日　　紫波郡日詰町日詰新田百三十一番地
　　平　井　八十八

第二課

○水切杭増設願

遠野街道筋北上川ニ架設有之候平井橋去月廿一日之洪水ニ際シ落橋目下修繕工事中ニ有之候処河川之状況ニ変更ヲ来シ第十号橋杭ニ水切杭設立ノ必要ヲ認メ候間水切杭増設之儀御許容被ニ成下一度此段奉願上候也

明治三十七年十月四日　　紫波郡日詰町
　　平　井　八十八

○修繕工事落成届

遠野街道筋北上川ニ架設有之平井橋九月廿一日ノ洪水ニ際シ落橋候ニ付早速修繕工事ニ着手候趣キ曾テ御届置申上置キ候処本月十二日ヲ以テ右修繕工事落成直ニ開通候間此段御届申上候　已上

明治三十七年十月廿日
紫波郡日詰町
橋梁主　平　井　八十八

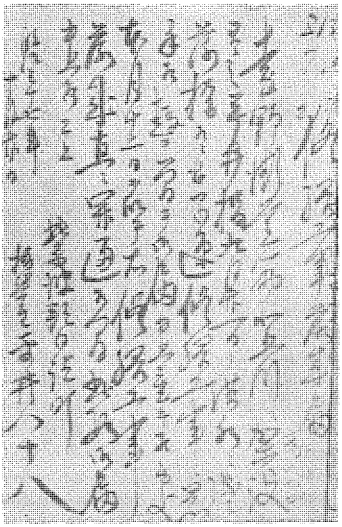


図 6-20　平井橋修繕工事落成届

斯くしてその通橋料は次の如くであった。

○自明治三十七年一月
　至同　三月　**通橋料収入調**

人之部

一月分　千九百五十三人　金拾九円五拾参銭

二月分　千三百六十人　金拾参円六拾銭
三月分　千七百弐拾六人六分
計　五千参拾九人六分　金五拾円参拾九銭六厘

馬之部

一月分　五百弐拾六頭　金拾円五拾弐銭
二月分　弐百五拾七頭　金五円拾四銭
三月分　四百五拾八頭　金九円拾六銭
計　千弐百四拾壱頭　金弐拾四円八拾弐銭

馬車之部

一月分　五百六拾七台　金弐拾弐円四拾九銭四厘
二月分　弐百九拾五台　金拾壱円八拾銭
三月分　参百六拾台　金拾四円四拾銭
計　千弐百弐拾弐台　金四拾八円六拾九銭四厘

人力車之部

一月分　七拾四輛　金弐円弐拾弐銭
二月分　四拾弐輛　金壱円弐拾六銭
三月分　六拾八輛　金弐円〇四銭
計　百八拾四輛　金五円五拾弐銭

三ヶ月分　通橋券、四百六拾枚売代、金参円七銭
三ヶ月分　彦部村一ヶ年加入金　金六拾参円五拾五銭
合計　金百九拾六円五銭

支払之部

一月分　番人拾料外十九口　金弐拾八円九拾参銭六厘
二月分　番人給料　外八口　金弐拾五円九銭
三月分　番人給料　外九口　金弐拾壱円七拾九銭六厘
計　金七拾五円八拾弐銭
差引　金百弐拾円弐拾参銭　借債償却

巌手県知事　北条元利殿

自明治三十七年四月
至同　三十八年三月　**通橋料収入調**

人之部

四月分　千九百九十八人　金拾九円九拾八銭
五月分　二千七百九拾七人五分　金弐拾七円九拾七銭五厘
六月分　千百三十七人　金拾壱円参拾七銭
七月分　千八百五十六人五分　金拾八円五拾六銭五厘

八月分　千五百二十二人　金拾五円弐拾弐銭
九月分　千三百十五人　金拾参円拾四銭弐厘
十月分　千百五十五人　金拾壱円五拾五銭
十一月分　千三百〇四人　金拾参円〇四銭
十二月分　千三百九十五人　金拾参円九十五銭
三十八年
一月分　千六百〇二人　金拾六円〇弐銭
二月分　千百三十九人　金拾壱円参拾九銭
三月分　千三百五十人五分　金拾参円五拾銭五厘
計　壱万八千五百七拾壱人五分
金百八拾五円七拾銭七厘



図 6-21　平井橋通橋料収入調書

馬之部

四月分　千百四拾頭　金弐拾弐円八拾銭
五月分　七百四拾五頭　金拾四円九拾銭
六月分　八百四拾三頭　金拾六円八拾六銭
七月分　六百九拾八頭　金拾参円九拾六銭
八月分　三百弐拾頭　金六円四拾銭
九月分　二百五拾三頭　金五円〇六銭
十月分　百九拾八頭　金三円九拾六銭
十一月分　四百〇六頭　金八円拾弐銭
十二月分　四百七拾弐頭　金九円四拾四銭
三十八年
一月分　三百〇壱頭　金六円〇弐銭
二月分　百五拾弐頭　金参円〇四銭
三月分　二百参拾頭　金四円六拾銭
計　五千七百五拾八頭　金百拾五円拾六銭

荷馬車之部

四月分　六百七拾七台　金弐拾七円〇八銭
五月分　二千〇拾六台　金八拾円六拾四銭
六月分　千〇九拾一台　金四拾参円六拾四銭

七月分　六百六拾八台
八月分　三百四拾七台
九月分　百五拾六台
十月分　二百八拾八台
十一月分　四百〇七台
十二月分　四百〇一台
三十八年
一月分　二百五十台
二月分　三百七十四台
三月分　三百七十三台
計　七千四拾八台

人力車之部

四月分　百拾輛
五月分　百四拾四輛
六月分　百四拾四輛
七月分　百拾七輛
八月分　八拾弐輛
九月分　百〇弐輛
十月分　六拾九輛

金弐拾六円七拾弐銭
金拾参円八拾八銭
金六円弐拾四銭
金拾壱円五銭弐銭
金拾六円弐拾八銭
金拾六円〇四銭

金拾円
金拾四円九拾六銭
金拾四円九拾弐銭
金弐百八拾壱円九拾弐銭

金参円参拾銭
金四円〇壱銭
金参円九拾弐銭
金参円弐拾壱銭
金弐円弐拾壱銭
金弐円六拾九銭
金壱円七拾九銭

十一月分　百五拾輛
十二月分　百〇七輛
三十八年
一月分　四拾七輛
二月分　六拾一輛
三月分　四拾八輛
計　千百八拾壱輛

通橋札之部

自四月
至十二月分　一ヶ年加入金収入
自四月
至十二月分　通橋券売高五百八拾参枚
自一月
至三月分　一万六千四百参拾九枚
自一月
至三月　馬通券売高弐千五百六拾八枚

計
合計

金四円〇九銭
金弐円九拾参銭

金壱円参拾銭
金壱円七拾銭
金壱円弐拾八銭
金参拾弐円四拾参銭

金八拾壱円九拾参銭

金参円五拾銭

金五拾五円

金拾七円拾銭

金百五拾七円五拾参銭

金七百七拾弐円七拾四銭七厘

支払之部

四月分　番人給料外　九項　金四拾六円七拾八銭五厘
五月分　〃　外十四項　金参拾円四拾八銭七厘
六月分　〃　外　五項　金弐拾壱円七拾壱銭参厘
七月分　〃　外　十項　金弐拾五円八拾五銭五厘
八月分　〃　外十二項　金弐拾弐円七拾五銭五厘
九月分　〃　外　四項　金拾五円五拾五銭八厘
十月分　〃　外　三項　金拾七円九拾銭五厘
十一月分　〃　外　十項　金参拾六円八拾六銭参厘
十二月分　〃　外　十項　金弐拾壱円拾弐銭五厘
一月分　〃　外十二項　金弐拾弐円〇五厘
二月分　〃　外　四項　金拾七円六拾壱銭参厘
三月分　〃　外　四項　金弐拾円八拾八銭
計　金弐百九拾九円五拾四銭四厘

修繕費之部

九月　洪水落橋修繕費大工人夫其他人夫
木品代一式　金弐百四拾壱円六拾参銭五厘
十二月　第十号橋桁水切新設一組弐十二月十日付許可ヲ受ケタル分。金参拾円六拾四銭七厘
計　金弐百七拾弐円弐拾八銭弐厘
合計　金五百七拾壱円八拾弐銭六厘
差引　金弐百円九拾弐銭壱厘、借入金利子ノ内償還
右之通収支計算相違無之ニ付此段及御報告候也
明治四十年十一月十七日
紫波郡日詰町
平井八十八
岩手県知事　笠井信一殿

自明治三十八年四月一日
至同三十九年三月三十一日　**通橋料収入調**

人之部

四月中　千三百六人五分　金十三円六銭五厘
五月中　二千五百十五人五分　金二十五円十五銭五厘
六月中　千四百九十五人五分　金十四円九十五銭五厘
七月中　千三百九十九人　金十三円九十九銭
八月中　三千百九十四人　金三十一円九十四銭

九月中　千九百五十二人　金十九円五十二銭
十月中　千七百十四人　金十七円十四銭
十一月中　千三百四十三人　金十三円四十三銭
十二月中　千二百九十二人　金十二円九十二銭
一月中　千三百六十二人　金十三円六十二銭
二月中　千百十四人　金十一円十四銭
三月中　千五百五十四人　金十五円五十四銭
計　弐万弐百四拾壱人五分　金弐百弐円四拾壱銭五厘

牛馬之部

四月中　三百三十二頭　金六円六十四銭
五月中　八百四十六頭　金十六円九十二銭
六月中　五百〇一頭　金十円〇二銭
七月中　三百三十五頭　金六円七十銭
八月中　七百六十四頭　金十五円二十八銭
九月中　三百九十三頭　金七円八十六銭
十月中　三百五十四頭　金七円〇八銭
十一月中　三百三十六頭　金六円七十二銭
十二月中　三百十頭　金六円二十銭
一月中　三百九十頭　金七円八十銭
二月中　百九十七頭　金三円九十四銭
三月中　三百六十九頭　金七円三十八銭
計　五千百弐拾七頭　金百〇弐円五拾四銭

荷馬車之部

四月中　八百〇四台　金参拾弐円拾六銭
五月中　二千六百〇七台　金百〇四円弐拾八銭
六月中　千五百十一台　金六拾円四拾四銭
七月中　七百五十四台　金参拾円拾六銭
八月中　三百十三台　金拾弐円五拾弐銭
九月中　三百九十八台　金拾五円九拾弐銭
十月中　三百七十七台　金拾五円〇八銭
十一月中　五百〇四台　金弐拾円拾六銭
十二月中　五百〇九台　金弐拾円参拾六銭
一月中　五百〇六台　金弐拾円弐拾四銭
二月中　四百〇〇台　金拾六円
三月中　四百〇壱台　金拾六円〇四銭
計　九千〇八拾四台　金参百六拾参円参拾六銭

人力車之部

四月中　八十一輛　金弐円拾壱銭

五月中　六十一輛　金壱円六拾壱銭
六月中　七十五輛　金弐円〇壱銭
七月中　五十七輛　金壱円六拾弐銭
八月中　八十六輛　金弐円参拾四銭
九月中　六十五輛　金壱円七拾銭
十月中　四十五輛　金壱円弐拾五銭
十一月中　六十一輛　金壱円六拾弐銭
十二月中　五十六輛　金壱円四拾四銭
一月中　三十五輛　金九拾五銭
二月中　二十九輛　金七拾九銭
三月中　二十二輛　金六拾参銭
計　六百七拾参輛　金拾八円七銭

通行札発売之部

同明治三十八年四月ヨリ十二月マデ　人札　参万〇九百四拾七枚　金百〇四円八拾銭
同明治三十九年一月ヨリ三月マデ　人札　壱万千百参拾五枚　金参拾八円六拾五銭
同明治三十八年四月ヨリ十二月マデ　馬札　四千九百九拾五枚　金参拾六円〇五銭
同明治三十九年一月ヨリ四月マデ　馬札　千参百参拾弐枚　金九円九拾銭
計　四万八千四百〇九枚　金百八拾九円四拾銭

合計

金八百七拾五円七拾八銭五厘

経費支出之部

明治三十八年

四月分　番人給料外　五項　金弐拾四円拾八銭五厘
五月分　同　十八項　金四拾壱円六拾五銭参厘
六月分　同　八項　金四拾参円六拾銭九厘
七月分　七項　金弐拾円拾八銭
八月分　十四項　金参拾参円弐拾六銭参厘
九月分　九項　金弐拾六円六拾弐銭
十月分　五項　金弐拾七円弐拾六銭九厘
十一月分　八項　金弐拾五円〇九銭五厘
十二月分　六項　金弐拾弐円拾銭

同三十九年

一月分　七項　金弐拾六円八拾八銭
二月分　七項　金弐拾壱円四拾八銭
三月分　八項　金弐拾弐円〇弐銭

計　　金参百参拾四円参拾五銭四厘　　但借入元資金ノ利子ニ向テ償還
差引残高　　金五百四拾壱円四拾参銭壱厘　　右之通

以上のように、交通も頻繁となり交易も盛んとなって、日詰町は発展して行ったが、その橋の維持経費もかさんだようである。そして明治四十二年（一九〇九）には権利を譲渡され、翌年の九月三日で流失してしまった。

○指令巌土第一七九号

紫波郡日詰町日詰新田百参拾壱番地
譲渡人　平井　八十八
同郡　同町　弐拾六番戸
譲受人　藤滝　七太郎

明治四十二年一月十三日付県道遠野街道筋紫波郡日詰町大字日詰新田同郡彦部村大字星山間北上川ニ架設シアル橋梁平井橋譲渡願ノ件左ノ条件ヲ付シ許可候条本年四月二十一日迄ニ請書差出スベシ

明治四十二年四月十六日　　巌手県知事　笠井信一

○記

一、明治三十六年十月八日付譲渡人ニ交付シタル命令書ニ記載シアル条項ハ総テ譲受人ニ於テ継承スベシ。

二、譲受人ハ橋梁ノ維持修繕等ヲ要スル身元保証金トシテ明治四十二年四月二十六日迄ニ金五百円ヲ現金若ハ国債証書ヲ以テ知事ニ提供スベシ。

三、前項ノ期限内ニ保証金ヲ提供セザルトキハ本許可ハ其ノ効力ヲ失フモノトス。

右正ニ御請候也

明治四十二年四月二十一日　　譲渡人　平井　八十八

岩手県知事　笠井信一殿

譲受人　藤滝七太郎

○平井橋譲渡理由書

平井橋譲渡ニ関スル理由書提出可致旨御達シニ付左ニ上申仕候

一、商業繁多ニシテ不在勝之為監督充分難出来候ニ付譲渡仕候義ニ御坐候間御認可被成下（なしくだされ）度奉願上候也

明治四拾弐年四月七日

紫波郡日詰町百参拾壱番地

平井八十八

岩手県知事　笠井信一殿

かくして藤滝七太郎に利権が譲渡されたが、大洪水に遭って明治四十三年（一九一〇）九月廿三日付で免許権解除の届が出されている。そして、「九月廿三日付出願賃取橋免許権解除ノ件許可ス」との状を得て、次の報告をしている。

○『賃取橋免許解除報告』

「明治三十六年八月十日付岩収二第一〇九一号ヲ以テ稟伺（りんし）ノ上御認可ヲ得許可致候県下紫波郡日詰町及彦部村間北上川仮定県道遠野街道筋北上川ニ架設ノ賃取橋去ル九月三日洪水ノ為メ全部破壊流失致候処今般願出ニ依リ免許解除致候ニ付此段及報告候也

追テ解除後ハ差当リ渡船営業ヲ開始セシメ交通ニ供シ候条此旨申添候也」

○日詰警察署（けいさつしょ）第二土木管区へ通知案

○平井橋免許解除通知

遠野街道筋北上川架設ノ平井橋過般ノ洪水ノ為メ破壊流失ニ付免許解除方出願ノ処許可相成候条及通知候也

○本月十三日岩土収第三一八六号ヲ以テ紫波郡日詰町及彦部村間北上川筋架設賃銭橋免許解除之義ニ付御稟申相成候処右ハ稟申ヲ要セサルモノト被存候条貴官限リ相当処理相成其旨御報告相成度別紙返戻此段申進候也

明治四十三年十月廿一日　　内務省土木局長法学博士　水野錬太郎

岩手県知事　笠井信一殿

○

明治四十三年十月十三日　　巌手県知事　笠井信一

内務大臣法学博士男爵　平田東助殿

去ル明治三十六年八月十日付巌収二第一〇九一号ヲ以テ稟伺ノ上御認可ヲ得許可致候県下紫波郡日詰町及彦部村間仮定県道遠野街道筋賃取橋去ル九月三日洪水ノ為メ全部破壊流失致候処復築スルモ免許期間半ヲ過ギタル今日到底費用償却ニ充ツベキ賃金回収ノ見込無之理由ヲ以テ免許解除方今般願出候処右ハ県ニ於テ財政ノ許ス限リ架橋セサルベカラサル箇所ニ有之候ニ付時期ヲ見テ施行スル方針ニハ有之免許者ノ事情モ不得止儀ト被認候ニ付願意許可ノ上免許解除致可然（しかるべき）哉此段稟伺候也

第二　紫波橋

県道大迫線（紫波川井線）の日詰・彦部間の北上川の「平井橋」流失後は、県によって木造の紫波橋が架橋されたが、大正十二年（一九二三）七月の大洪水で、これも流失して渡舟による通行となった。県当局では種々考慮をして土木課の上野技師が実地調査を重ね、水害にも流失しない鉄筋コンクリートの永久橋の設計に当った結果、大

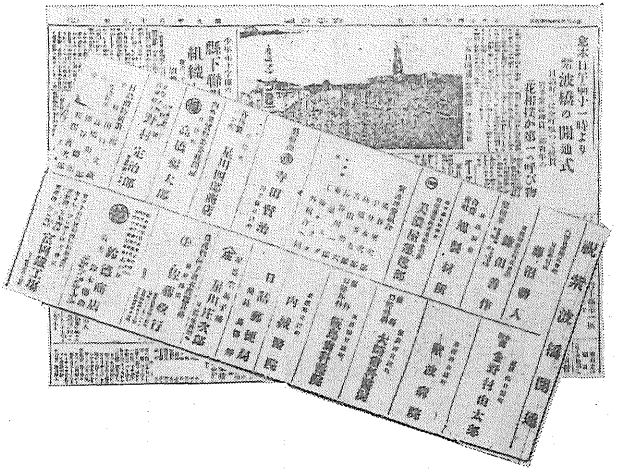


図6-22　紫波橋開通の記事と広告（岩手日報より）

正十三年（一九二四）十一月一日に現地（桜町下川原）で地鎮祭が行なわれる運びとなった。

工事は矢野治左ェ門（京都）が、工費十四万四千五百円で請負い、長さ百二〇間（約二一六m）幅一五尺（約四・五m）の鉄筋コンクリート橋で、当時としてはめずらしい潜水夫による橋脚工事、大々的な機械を使用して進められ、翌十四年（一九二五）十月七日に完成開通式が行なわれた。

当時の『岩手日報』紙によると「紫波橋開通式・秋晴れの橋上で荘厳な挙式・花やかな渡り初め・日詰町空前の大賑い」の三段ぬきの見出しで「日詰町紫波橋落成渡橋式は秋ばれの七日挙行されたが、総工費二十万円を要した。橋は鉄筋コンクリートのすばらしいものにかけ替えられ、今日を晴と美しく飾られている。式は午前十一時橋上の中央に設けられた祭壇で挙げられた（中略）。稚児・力士を先頭に渡り初めをなした。この日、日詰町は全町に軒花・紅提灯・万国旗など満艦飾

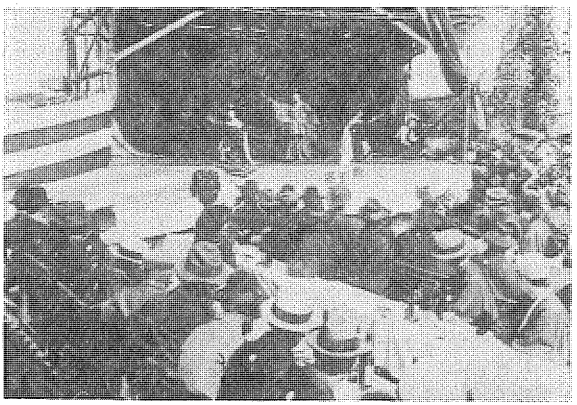


図6-23　紫波橋竣功式（大正14年10月7日）

呈し、橋下には名物の花角力などの余興あり大した騒ぎ、それに天気がいいので在方の人出多くおすなおすなの景気で、同町空前の賑いである。」「(前略)町内はあらん限りの装飾を施す上、町内ごとに仮装行列を出し終日花火を打ちあげる外、岩手・紫波・稗貫三郡の青年力士の花角力もあり、盛岡芸妓の手おどり等も催す(後略)。」と、架橋の喜びが知られる。

第三　新「紫波橋」

大正十四年(一九二五)に架橋されて永久橋といわれた紫波橋も、戦時中には鉄製欄干が強制供出となったり、数十回に及ぶ北上川の洪水に橋脚も耐えず老朽化が年ごとに目に付くようになった。

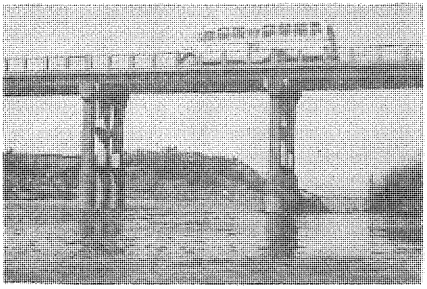


図6-24　昭和41年



図6-25　日詰紫波橋付近洪水による通行(昭和34年9月)



図6-26　旧紫波橋の通行制限のため安全を期してバスよりおりて歩く(昭和39年)

昭和三十九年（一九六四）には、橋脚台をコンクリートでくるんで補強をし、七トン以上の重量車輛の通行を制限して安全を期したが、これでは主要地方道の役目を果たさず、大型輸送時代に適応するためにも、また岩手国体自転車道路としても新しく架橋の必然に迫られて、同四十一年（一九六六）一月に総工費一億五千四百万円・延長二百四十七m・幅十一・三m（うち歩道四・五m）で、当時の橋の下流八十mに「新紫波橋」架橋着工となった。

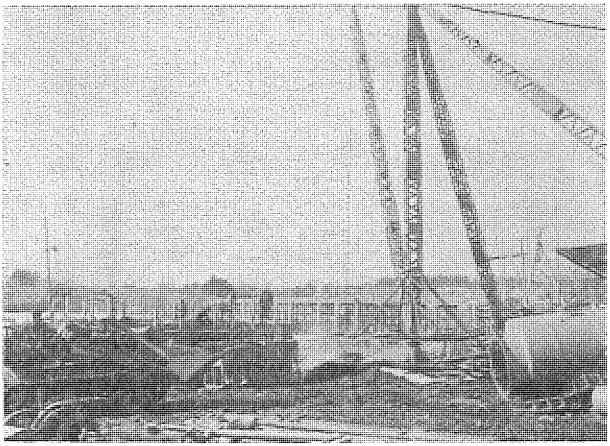


図6-28　新紫波橋かけかえ工事（昭和42年3月）

同橋は下部工がニューマチックケーソン（潜函工法）上部工はディビダーク工法を採用し、工事の最大の難関は、三本の橋脚と両端の橋台の基礎工事で、水面下三十mの岩盤まで掘り、最大直径九・八m、厚さ五七cmのコンクリートケーソンを打ち込む作業、圧搾空気で出水を押えながら掘り進む潜函工法であった。この基礎工事だけで二年近くの歳月を要したが、ディビダーク工法による橋げたを伸ばす作業は目に見えて早かった。

橋脚の中央から左右に均衡を保ちながら、コンクリートを打ち込んでゆく同工法は、川の中に足場をつくる必要がないために増水時でも作業が続けられ、同四十四年（一九六九）十二月に橋げたが出

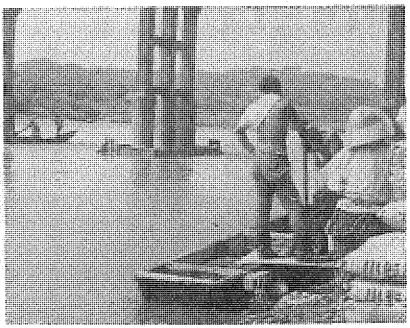


図6-27　旧紫波橋脚台補強工事（昭和39年）

来、欄干、照明灯の取り付け、舗装、ケーブルなどの敷設工事も翌四十五年五月に完了、シルバーグレーの欄干が照明に浮かぶ優美な橋となった。

また、同橋と国道四号線日詰バイパスを結ぶ四百十八mの切り替え道路、星山大地町の取り付け道路も同時に行われた。

昭和四十五年（一九七〇）八月二十六日「新紫波橋」完成の渡りぞめ式が町内の三代夫婦十一組によって行われ、四年の歳月と四億余円の総工費（関連道路も含む）を投じた橋であり、十月の岩手国体自転車競技のロードレースのヒノキ舞台となった。

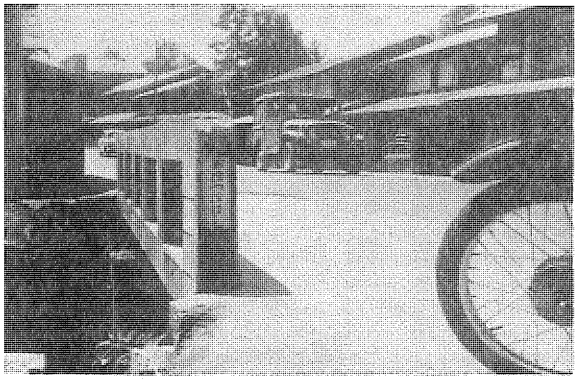


図6-30　旧国道の日詰商店街南口の大坪橋（バイパス開通前）



図6-29　夫婦三代のわたり初め

第四　県道の橋梁

町内における県道の橋梁は昭和五十六年（一九八一）現在で、県道七路線中に前述「紫波橋」を含めて二十九橋（表六―四一）があり、主な橋梁は次の通りである。

〈盛岡和賀線〉
・志和橋　橋長五五・二m

〈紫波花巻線〉
・彦部橋　橋長三一・二m
・天王橋　橋長一二・〇m

〈古館停車場線〉
・落合橋　橋長一八・〇m

〈佐比内彦部線〉
・神田橋　橋長一五・五m
・釜沢二の橋　橋長一四・六m
・釜沢一の橋　橋長一四・六m
・御前渕の橋　橋長一三・六m
・機織橋　橋長二一・〇m

第五町道の橋梁

町道の橋梁は、昭和五十三年（一九七八）現在で二六七橋あり、約五二%が永久橋となっており、昭和三十九年（一九六四）現在では幅員の三・九m以下が実に六三・五%にあたり（表六―二八参照）、また橋長の五・九m以下が六六・七%である（表六―二九参照）。

表六―二七　紫波町内の県道橋梁数（昭和五六年現在）

路線名	橋梁数
盛岡・和賀線	五橋
紫波・川井線	二橋
紫波・花巻線	八橋
古館停車場線	一橋
紫波・雫石線	五橋
志和・石鳥谷線	三橋
佐比内・彦部線	五橋

（県道橋梁調書より）

表六—二八　町道橋梁の幅員調査表（昭和三九年度現在）

地区名＼幅員	二～二・九m	三～三・九m	四～四・九m	五～五・九m	六～六・九m	七～七・九m	計
日詰	一	二		二	一	一	七
古館	二	五	四	一	一	一	一四
水分	一五	三五	二六	一	一		七八
志和	二	一二	六	四	四		二八
赤石	二	三	五	九			一九
彦部	五	二	一				八
佐比内	二	五	二〇				二七
赤沢	一七	二五	六	四			五二
長岡	九	三〇	一	一			四一
計	五五	一一九	六九	二二	七	二	二七四

（註）両地区にまたがってる橋梁が数橋あり。

表六—二九　町道橋梁の橋長調査表（昭和三九年度現在）

地区名＼橋長	二～五・九m	六～九・九m	一〇～一五・九m	一六～四八・九m	計
日詰	三橋	一橋	三橋		七橋
古館	七橋	二橋	四橋	一橋	一四橋
水分	七二橋	三橋	三橋		七八橋

志和	一一橋	六橋	四橋	七橋	二八橋
赤石	一三橋	五橋	一橋		一九橋
彦部	七橋	一橋			八橋
佐比内	七橋	一一橋	九橋		二七橋
赤沢	三〇橋	一五橋	五橋	二橋	五二橋
長岡	三三橋	七橋	一橋		四一橋
計	一八三橋	五一橋	三〇橋	一〇橋	二七四橋

（註）両地区にまたがってる橋梁が数橋あり。

町道の主な橋梁名をあげると昭和五十一年現在で次の通りである。

〈日詰地区〉

・野沢橋　幅員七・二m、橋長五・三m
・希望が丘橋　橋長一〇・四m
・七久保跨線橋　橋長一二・五m

〈古館地区〉

・落合橋（中島）　橋長一六m
・鷲内橋（中島）　橋長一〇・四m、幅員七・一m
・下町橋（御堂前）　橋長一五m

〈水分地区〉

・下二合橋　橋長一〇・四m、幅員六・五m

・久々館橋	橋長一〇m
・一の渡橋（升沢）	橋長一二m
〈志和地区〉	
・天神橋（上平沢）	橋長三六m、幅員四m
・弥勒地（みろくじ）橋（上平沢）	橋長二三m、幅員三・六m
・木戸橋（片寄）	橋長四〇m
・下梅田橋（片寄字岡田）	橋長約四〇m
・牡丹野橋（上平沢）	橋長四八m
・大松橋①（稲藤字新里）	橋長二五・三m
〈赤石地区〉	
・新平沢橋（平沢）	橋長五・六m
・平沢川橋（桜町字高木）	橋長六m
・川原橋（桜町）	橋長六・五m
〈彦部地区〉	
・間木沢橋（星山）	橋長六m
〈佐比内地区〉	
・横森橋	橋長一五m
・三之丞橋	橋長一一・四m
・屋敷橋	橋長一一m

〈赤沢地区〉
・藤宮内橋　橋長二〇m
・落合橋　橋長一五・六m
・杉町橋　橋長八・四m

〈長岡地区〉
・十二橋　橋長七・五m
・林崎橋　橋長一三m
・常川橋　橋長八m

なお、新旧国道上に三枚橋（高水寺）・五内橋・新五内川橋（高水寺）・大坪橋（郡山駅）・山吹橋（南日詰）・滝名川新橋（犬渕）があることを付記する。

〔参考資料〕（交通運輸）

1 岩手公文類
2 岩手日報（大正一三・一四年・昭和四五年）
3 町公報（一〇八・一八二・一四〇号）
4 県土木事務所紫波出張所「橋調書」
5 町橋梁現況台帳
6 町内の渡し守及び子孫、長老の談話
7 町土木課書類
8 岩手県史
9 岩手県統計書
10 岩手県会議録

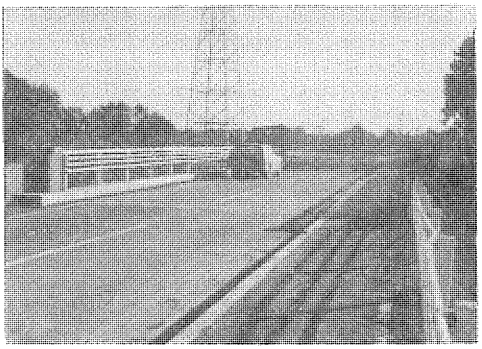


図6-31　滝名川新橋が竣工（昭和52年12月）

第七章　通信・放送

第一節　郵便

飛脚による従来の郵便物逓送（ていそう）は明治五年（一八七二）七月一日の郵便法施行にともなって、諸官庁間の公文書をはじめ一般の書状書信もこれによることとなったため、その施設として「郵便御用取扱所」（後で郵便局と改称）が設置された。

当町内では当時の日詰新田二十九番戸の地に「郡山郵便御用取扱所」が、紫波郡唯一として設置され、日詰新田戸長の関直治が郵便取扱人（後で郵便局長）に発令、集配区域は日詰・古館・赤石・彦部・佐比内・赤沢の旧町村地域であった。

簡略に現在までの郵便の変移をしめすと次のようである。

明治　四年（一八七一）　三月一日　郵便切手発行。
明治　六年（一八七三）　四月一日　郵便料金を全国均一とする。
明治　六年　十二月一日　郵便はがき発行。
明治二十七年（一八九四）　三月九日　最初の記念切手発行。
明治三十九年（一九〇六）　十一月　年賀特別郵便規則の制定。
大正　十五年（一九二六）　二月三日　選挙無料郵便規則の制定。



紫波郵便局前身の設置当時の印（奥羽史談No.68より）

昭和二十四年（一九四九）十二月一日　お年玉付年賀はがき発行。
昭和四十三年（一九六八）七月一日　郵便番号制実施。

明治十九年（一八八六）以降の郵便局は、二等局が盛岡局だけで、その他は三等局であった。三等局は請負郵便局と称してその家で世襲する風が生じた。

町内の郵便局の設置年月日は次のようである。

紫波郵便局・明治五年（一八七二）五月。
上平沢郵便局・明治三十五年（一九〇二）十一月十六日。
佐比内郵便局・昭和五年（一九三〇）九月十六日。
赤沢郵便局・昭和七年（一九三二）一月二十一日。
日詰駅前郵便局・昭和十三年（一九三八）二月十六日。
古館郵便局・昭和十九年（一九四四）十月十六日。
乙部郵便局・明治十三年（一八八〇）六月十六日。

旧長岡村地域は現在も乙部局の集配区域である。

彦部簡易郵便局・昭和四十二年（一九六七）八月二十一日（紫波局管轄）。
片寄簡易郵便局・昭和二十八年（一九五三）四月十六日（上平沢局管轄）。
東長岡簡易郵便局・昭和三十八年（一九六三）二月二十日（乙部局管轄）。

表七―一　郵便料金のうつりかわり（値段の風俗史より・週刊朝日編・朝日新聞社刊・昭和五六年三月）

年月	手紙	はがき
明治六年四月	二匁まで二銭（全国）・一銭（市内）	
明治六年一二月		一銭（全国）半銭（市内）
明治一六年一月	二匁まで二銭	一銭
明治三一年四月	四匁まで三銭	一銭五厘
昭和六年八月	一五gまで三銭	一銭五厘
昭和一二年四月	二〇gまで四銭	二銭
昭和一七年四月	五銭	二銭
昭和一九年四月	七銭	三銭
昭和二〇年四月	一〇銭	五銭
昭和二一年七月	三〇銭	一五銭
昭和二二年四月	一円二〇銭	五〇銭
昭和二三年七月	五円	二円
昭和二四年五月	八円	二円
昭和二六年一一月	一〇円	五円
昭和四一年七月	二五gまで一五円（定形）	七円
昭和四七年二月	二〇円	一〇円
昭和五一年一月	五〇円	二〇円

第一　紫波郵便局

一、名称及び設置場所の変遷

明治　五年（一八七二）　五月　・紫波郡日詰新田二十九番戸に「郡山郵便御用取扱所。」

明治　七年（一八七四）　一月　・同所で「郡山郵便役所」と改称。

明治　八年（一八七五）　一月　一日・同所で「郡山郵便局」と改称。

明治　十九年（一八八六）　一月　・日詰新田六十六番戸に移転。

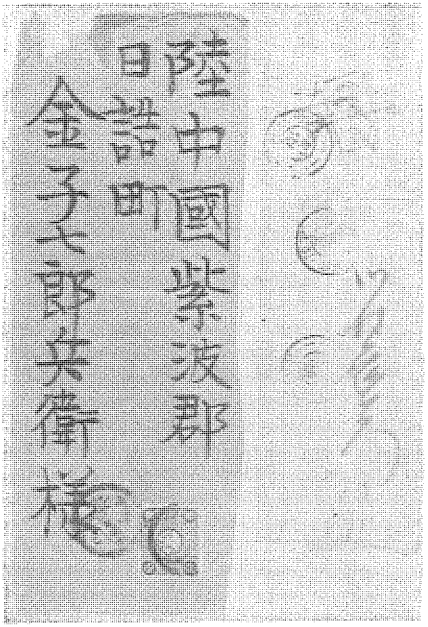


図7-1　明治年代の「郡山局」消印のある郵便手紙

明治　十九年（一八八六）　十月・日詰新田五十四番地に移転。

明治　二十年（一八八七）　三月・日詰新田八十九番地に移転。

明治二十八年（一八九五）　七月・日詰新田、田村伴五郎方に移転。

明治　三十年（一八九七）　四月・日詰新田二百五十番戸に移転。

明治三十三年（一九〇〇）　二月二十一日・同所で「郡山郵便電信局」と改称。

明治三十六年（一九〇三）　四月　一日・同所で「郡山郵便局」と改称。
明治三十七年（一九〇四）　三月　・日詰新田六十一番地に移転。
明治　四十年（一九〇七）　四月　・同所で「日詰郵便局」と改称。
大正　二年（一九一三）　八月　・日詰新田字郡山駅五十四番地の二に移転。
昭和三十一年（一九五六）　六月　十日・同所で「紫波郵便局」と改称。
昭和三十八年（一九六三）　八月二十六日・郡山駅九十一番地の二に移転（現在地）。

二、業務取扱

明治　五年（一八七二）　七月　一日・郵便業務取扱開始。
明治　十八年（一八八五）　七月二十五日・貯金業務取扱開始。
明治　十九年（一八八六）　四月　十六日・為替業務取扱開始。
明治二十六年（一八九三）　六月　一日・小包郵便取扱開始。
明治三十三年（一九〇〇）　二月二十一日・電信業務取扱開始。
同　十月　一日・外国為替業務取扱開始。
明治三十九年（一九〇六）　三月　一日・郵便振替業務取扱開始。
明治四十三年（一九一〇）　四月　一日・年金恩給事務取扱開始。
大正　五年（一九一六）　十月　一日・簡易生命保険業務取扱開始。
大正　十五年（一九二六）　十月　一日・郵便年金業務取扱開始。
大正　十五年（一九二六）　十二月　一日・電話通話事務取扱開始。

昭和　二年（一九二七）　一月　二十日・電話交換業務取扱開始。
昭和　十二年（一九三七）　八月　十六日・速達郵便取扱開始。
昭和四十一年（一九六六）　八月二十七日・電信、電話業務廃止。

三、歴代局長

関　直治・明治	五年　五月より	馬場　静・明治三十七年　三月より
津田徳兵衛・明治	十九年　一月より	馬場　毅・大正　二年　八月より
内川康蔵・明治	二十年　三月より	馬場　紀・昭和三十六年　六月より
田村伴五郎・明治二十八年	七月より	北条信雄・昭和四十八年　六月より
伊藤儀兵衛・明治	三十年　四月より	

第二　上平沢郵便局

一、名称及び主な取扱業務の変遷

明治三十五年（一九〇二）十一月　十六日・志和郵便受取所として設置。
明治三十八年（一九〇五）　四月　一日・志和郵便局と改称。
大正　十一年（一九二二）十一月　十六日・電信業務取扱開始（日詰志和電信線設置）。
昭和　四年（一九二九）　三月　十一日・電話業務取扱開始。

昭和　五年（一九三〇）　二月　十六日・電話交換事務取扱開始。
昭和三十一年（一九五六）　六月　十日・上平沢郵便局と改称（現所在地・上平沢字南馬場五番地の五）
現局舎は昭和四十年（一九六五）三月新築で局員は十八名、集配区域は旧志和村・水分村地域である。

二、歴代局長

村井七郎・明治三十五年十一月より
弥勒地久蔵・大正十四年七月より
大島寅久亟・昭和十年九月より
小田中三郎・昭和二十八年十二月より
谷地善治・昭和四十九年六月より
川村哲才・昭和五十七年六月より

第三　佐比内郵便局

昭和五年（一九三〇）九月十六日「佐比内郵便取扱所」として、佐比内第一地割三番地に設置され、昭和十四年（一九三九）六月十一日からは電信・電話業務取扱を開始、昭和十六年（一九四一）三月二十六日からは電話交換事務開始をした。昭和五十七年（一九八二）現在の局員は二名である。

・歴代局長

北村伍八・昭和　五年　九月より
一北村清・昭和二十三年　四月より

第四　赤沢郵便局

昭和七年（一九三二）一月二十一日、紫波郡赤沢村大字赤沢第十二地割四十八番地の五字坂上に「赤沢郵便取扱所」として開設、初代所長として田村熊太郎氏であった。

昭和九年（一九三四）二月一日、三等局に改定され集配事務も開始で、区域は旧赤沢村地域である。

昭和十四年（一九三九）六月十一日、電信・電話通話事務開始で、同年十月二十一日からは電話交換事務を開始した。

昭和四十一年（一九六六）八月二十八日、電話交換事務・和文電報配達事務が廃止され、昭和五十七年現在は局員が六名である。

・歴代局長

田村熊太郎・昭和七年一月より	梅沢金作・昭和二十三年四月より
梅沢金作・昭和十三年二月より	梅沢昭雄・昭和四十七年十二月より
梅沢イシ・昭和二十二年十月より	

第五　日詰駅前郵便局

昭和十三年（一九三八）二月十六日に開設され、窓口業務取扱い一切で、昭和五十七年（一九八二）の局員は三名である。

・歴代局長

箱崎雄一・昭和十三年二月より　箱崎勝紀・昭和五十年八月より

第六古館郵便局

昭和十九年（一九四四）十月十六日に開設され、窓口業務取扱いで昭和五十七年（一九八二）の局員は二名である。

・歴代局長

加藤憲太郎・昭和十九年十月より——加藤金二・昭和四十六年四月より

加藤千代・昭和二十四年二月より——

表七—二　郵便電信電話諸調（昭和三〇年度）

郵便局別	切手売捌所	郵便ポスト	特殊郵便引受数	普通郵便引受数	電信引受数	電話加入数	市外通話発信度数	市外通話受信度数	電報発信通数	電報着信通数	備考
紫波	一四	一九	六、一九五	八四六、八六三	五六、六三三	三三九	一二、七六二	一三、五九六	五六、六三三	六、五三	（集）
古館	—	一	三五六	—	—	—	四〇三	—	一九九	—	（無）
上平沢	九	一〇	三、七三五	一六五、〇〇〇	五、六〇四	七六	四七、六九二	三九、三〇七	二、二〇六	三、三七	（集）
志和簡易	一	一	一六四	—	—	—	—	—	五〇	—	（無）
日詰駅前	—	—	二、五七二	—	—	—	四五七	二一〇	五七六	一五四	（無）
佐比内	—	—	三三三	—	—	三	二、五六〇	九、四五一	四三三	五四	（無）
赤沢	五	六	八七七	三五六、八六四	四八五	三三	一四、五〇八	一三、二四〇	四八五	七三	（集）

乙部計	四	四	—	—	—	二	—	—	—	—
一日当	三	四	一四、三三	一、〇四七、七二六	二、七三	三五三	一八六、四五一	一七四、七一四	九、五八三	二、二〇五
	—	—	三九	二、八七〇	三	—	五二一	四七九	二六	三〇

長岡地区のみについて調査

註　備考欄中（集）は集配特定局（無）は無集配特定局

〈昭和三十年度版町勢要覧より〉

表七―三　郵便電信電話諸調（昭和三四年度）

局数	切手売捌所	郵便ポスト	特殊郵便引受数	普通郵便引受数	電話加入数	市外通話受信度数	市外通話受信度数	電報発信通数	電報着信通数
六	三五	四三	一五、二九九	九八七、五六二	五〇七	三二、〇四四	三二、一八五	一〇、七五八	一二、五〇九

〈昭和三十四年度町勢要覧より〉

表七―四　郵便電信諸調（昭和四五年一月一日～昭和四五年一二月三一日）

局名＼種別		普通郵便		速達郵便		小包郵便		計		電報	
		普通	特殊	普通	特殊	普通	特殊	普通	特殊		
赤沢郵便局	引受	一三、三九九	一、二二五	三七五	六六	一九五	三一	一三、九四九	一、五九三	受信	〇
	配達	一五一、七五五	一、三四八	三六五	八九	一、四六〇	三一	一五三、六一〇	一、四八	発信	七三
紫波郵便局	引受	一、一六〇、〇〇〇	一〇、七〇〇	一九、〇〇〇	一、九〇〇	一〇、四〇〇	五〇〇	一、一八九、四〇〇	一三、一〇〇	受信	〇
	配達	一、一五〇、〇〇〇	二七、八〇〇	二四、一〇〇	二、六〇〇	三〇、三〇〇	三、四〇〇	一、三二四、四〇〇	三三、八〇〇	発信	九五〇
上平沢郵便局	引受	三五〇、〇〇〇	二、九六六	四、〇〇〇	四九三	三、〇〇〇	二〇八	三五七、〇〇〇	三、六六七	受信	〇
	配達	六五〇、〇〇〇	四、七九三	六、〇〇〇	七三八	九、〇〇〇	八二	六六、〇〇〇	六、三四三	発信	三四

〈昭和四十五年度町勢要覧より〉

表七―五　郵便局の取扱状況　（単位　件）

昭和局名	普通		年賀		特殊取扱		通常郵便		小包郵便		書留	
	引受	配達	引受	配達	書留 引受	書留 配達	現金書留 引受	現金書留 配達	普通 引受	普通 配達	引受	配達
昭和三〇	一、〇四七、七一六	—	—	—	一四、一三三	—	—	—	—	—	—	—
三五	九八七、五六三	—	—	—	一五、二九九	—	—	—	—	—	—	—
四〇	一、六五七、一三五	八〇九、六六二	三一、五一九	一五、八〇七	一九、三六八	三一、六三八	二、〇九七	—	—	—	—	—
四五	一、五三一、三七九	一、九七一、七九五	三四、九四三	一四、八八一	三三、三七五	三四、四六五	三、四五九	二、六四一七	三、三四四	二、六六〇	五五、三〇〇	一、〇一九
四八	二、〇八一、二九〇	二、五〇六、五四〇	三四三、七七六	三〇一、〇〇〇	二四、八九二	三三、三三三	八、六八六	八、三六二	五〇、五九二	四五八	四、六三六	三、六三六
四九	—	—	三九八、三四六	三六八、三四六	—	—	—	—	—	—	—	—
呉 紫波	一、五八二、二七五	一、三七五、三三〇	三九八、〇〇〇	三〇一、〇〇〇	一七、八五五	二五、四一三	六、三〇三	二、七〇一	八、三二七	三、八五〇	四二六	二、七六二
上平沢	一八〇、〇〇〇	六三〇、〇〇〇	八一、〇〇〇	六〇、〇〇〇	三、三〇三	五六、六六九	八〇〇	五、〇〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇	一五五	六三四
赤沢	八六、三〇五	七五、五五五	二〇、五七七	一〇、八三一	五八二	一、三六七	二五〇	三八八	三〇一	三四七	一三	一四七
四七 紫波	一、四六五、五一〇	一、三七一、三〇五	三一六、〇〇〇	二〇八、〇〇〇	一七、四六二	二五、四一三	六、三〇三	二、七〇一	八、二九九	三、八五〇	三〇一	二、五六三
上平沢	一九〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	八六、〇〇〇	六三、〇〇〇	三、一〇三	五六、三四四	一、〇〇〇	五、三九	一、〇〇〇	五、〇〇〇	一四七	五八三
赤沢	八九、四二五	七七、七四五	一〇、〇九八	一九、〇四四	四四三	一、二五四	三〇〇	五二九	三三八	四三三	二六	一三六
四八 紫波	一、七八四、八五〇	一、八一〇、四〇〇	三一七、〇〇〇	三三三、〇〇〇	一七、三五五	二五、四一三	六、八五五	二、七〇一	八、二九九	三、八五〇	三〇一	二、五六三
上平沢	一六〇、〇〇〇	六一〇、〇〇〇	九九、〇〇〇	三二、〇〇〇	四、〇九一	五六、三四四	一、〇〇〇	五、〇〇〇	一四七	五八三	一四七	五八三
赤沢	九三、四四〇	八六、一四〇	三三、八四三	一四、七七六	七四八	一、二四三	三五〇	五九一	一九五	六六三	二七	一七五

〈町制施行二十周年記念町勢要覧・昭和五十年度版より〉　資料　町内郵便局

第二節　電信・電話

電信事業は明治八年（一八七五）四月に東京・青森間の電信線が完成し、盛岡電信局が開局、電話事業は明治四

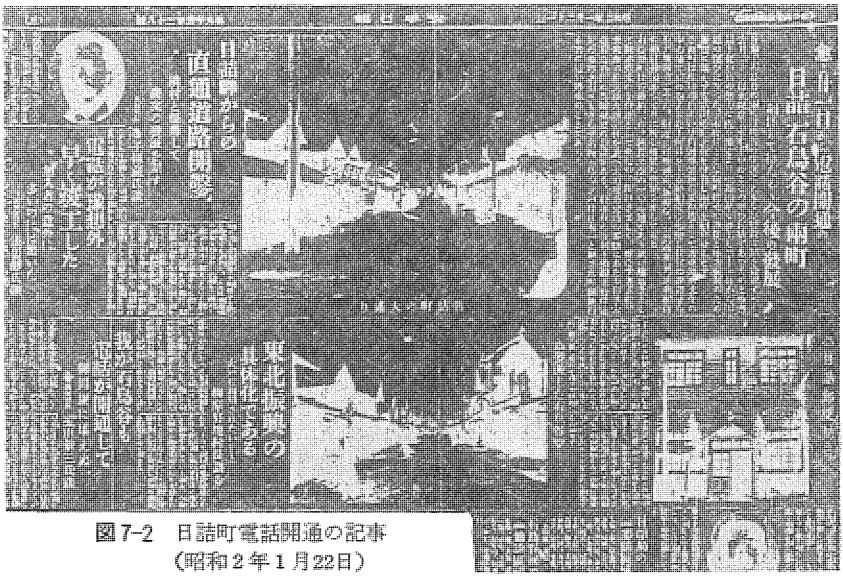


図7-2　日詰町電話開通の記事
（昭和2年1月22日）

十一年（一九〇八）一月に盛岡局の電話交換事務取扱いに始まった。町内では電信・電話の業務取扱いが次のように各郵便局で始められている。

第一　郵便局の業務取扱

一、紫波郵便局

明治三十三年（一九〇〇）二月二十一日・電信業務取扱開始。

大正十五年（一九二六）十二月一日・電話通話事務取扱開始。

昭和二年（一九二七）一月二十日・電話交換業務開始。

◎旧日詰町内電話架設

日詰町内の電話架設については、大正時代の中頃より多年の懸案で、金子伝蔵日詰町長・馬場静日詰郵便局長・中村金助旅館主等の尽力により、大正十五年（一九二六）始めに具体化し申込み加入数は四十戸をこえて年末に架設着手となった。

表七―六　日詰郵便局区内電話加入者（昭和二年一月現在）――同局電話加入者原簿より――

番	氏名	職業	住所
一	簗福重太郎	料理店（カンカラヤ）	石田三の二
二	高橋豊治	青物商	郡山駅二四三
三	田村丹次郎	海産物・木炭・肥料	〃　四九の三
四	日詰警察署		〃　二一〇
五	盛岡銀行		〃　二一二の二
六	寺田賢治	呉服商・太物	〃　二三
七	堀内重治郎	菓子商（トラヤ）	〃　一九
八	飯島覚重郎	歯科医師	東裏一三一
九	日詰町役場		郡山駅五五の四
一〇	藤滝省三	雑貨商	北日詰九の三六
一一	小笠原徳太郎	料理店（山科）	東裏一一の九二
一二	橋本善太	蚕種製造業	郡山駅五八
一三	藤沼朝人	運送業	北日詰二一
一四	畠山三太郎	酒類雑貨商	郡山駅一八
一五	平井長吉	酒造業	〃　二二六
一六	田村真太郎	和洋酒販売業	〃　二二三
一七	佐藤東太	焼酎製造業	〃　一五
一八	川村勝次郎	酒類販売業	向山九の三六
一九	岩手無盡株式会社		郡山駅二四二
二〇	高橋良治	製材業	桜町一三の七
二一	大森金次郎	書籍類小間物商	郡山駅六七の二
二二	平井範助	醤油製造業	〃　二四六
二三	富岡太郎左ェ門	機械製造業	桜町一一の三五
二四	渡辺材木店	製材材木商	郡山駅九五
二五	岩動正雄	医師	北日詰三八
二六	野村定治郎	呉服商太物	郡山駅一〇三
二七	星川治郎吉	菓子種製造所	〃　二七のイ
二八	阿部庄治郎	海産物商	〃　二四一
二九	咲山勝太郎	海産物商	〃　八八
三〇			
三一	内城隆徳	医師	朝日田二六五
三二	木村理助	呉服商	郡山駅二一〇の一
三三	関スケ	旅館	桜町一一の三八
三四	木村政太郎	医師	郡山駅二一一の六

三五	鎌田善作	精米業	北日詰九の二四の二	四八	岩清水安蔵	米穀商・繭仲買商	桜町一一の四〇		
三六	中村金助	旅館	郡山駅二四〇	四九	赤石村役場		北日詰九の八一の一		
三七	工藤未太郎	海産物	〃　二七	五〇	大野宗三	自動車運転業	郡山駅七九の三		
三八	渡辺長三郎	肥料・塩・雑貨	〃　六七の一	五一	野村由太郎	米穀商	〃　二一六の二		
三九	内川戊松	青物商	〃　八四	五二	鷹觜友治郎	材木商	〃　四六		
四〇	関　徳太郎	運送業・旅館	北日詰九の三九	五三	大崎定三	歯科医師	〃　七九の三		
四一	田村　亮	義手足商	東裏一三七	五四	高橋福太郎	青物果実商	〃　二〇八		
四二	日詰小学校		朝日田二四八	五五	西川長吉	雑貨商	〃　一八〇		
四三	長谷川鶴松	青物商果実	郡山駅二三三	五六	咲山正三郎	海産物商	〃　九五		
四四	松岡	製材所	日詰駅前	五七	盛岡電気工業株式会社日詰営業所		東裏九七		
四五	熊谷三五郎	精米業	桜町一三の五	五八	菅原七郎	洋品店	郡山駅五〇		
四六	鈴木徳助	菓子	郡山駅五六	五九	岩手銀行				
四七	藤原重蔵	材木商・繭仲買商・肥料	〃　一三	六〇	日詰郵便局				

日詰町では大正十四年（一九二五）六月と大正十五年（一九二六）三月の町会議で、電話架設費四千六百円の寄付の議決をし個人の布設費は三百五十円、総工事費二万三千円であった。加入者は赤石・古館も含めて五十九戸、通話区域は県内の主な市町村を始め、八戸・仙台・青森・弘前・黒石及び東京で昭和二年（一九二七）一月二十一日から開通となった。

二、上平沢郵便局

大正十一年（一九二二）十一月十六日・電信業務取扱開始（日詰志和間の電信線設置）。
昭和　四年（一九二九）　三月十一日・電話業務取扱開始。
昭和　五年（一九三〇）　二月十六日・電話交換事務取扱開始。

表七―七　上平沢郵便局区内電話加入者（昭和二十二年一一月まで）――同局電話加入者原簿より――

番号	加入年月	加入者	備考	番号	加入年月	加入者	備考
一	昭五・二	水分村役場		一一	二一・一〇	大野貞吉	古物商
二	四・五	志和村役場		一二	〃	斉藤安治	
三	一四・三	水分農協		一三	〃	田口シュク	洋品店
四	〃	診療所	盛岡病院・志和診療所	一四	二二・一	飯岡米蔵	料理店
五	〃	志和農協		一五甲	二二・四	鹿島組	
六	一五・一一	阿部忠蔵	製材所	一五乙	二三・三	鱒沢一	
七	二一・八	城戸栄之助		一六	二二・八	岡田修	医師
八	二一・一〇	山王海水利改良事業出張所		一七	二二・八	村谷永一郎	
九	〃	葛岡商店		一八	二三・一	佐藤直治	呉服店
一〇	〃	箱崎藤一郎	魚屋	◎昭和二五年三月現在の加入者数　四一人			

三、佐比内郵便局

昭和十四年（一九三九）六月十一日・電信・電話業務取扱開始。当時の電報配達は請負配達で佐比内及び亀ヶ森の一部が区域であった。

昭和十六年（一九四一）三月二十六日・電話交換事務が開始され、電話加入者は一番が岩手石灰、二番が東北石灰、三番が大佐内金山であった。

四、赤沢郵便局

昭和十四年（一九三九）六月十一日・電信・電話通話事務開始、同年十月二十一日から電話交換事務が開始され、電話加入者は赤沢村役場と郵便局だけであった。

昭和十四年度の電話加入者発信時数は二二八、非加入者発信時数は一、一六一であった。

第二　紫波電報電話局

昭和四十一年（一九六六）八月二十八日、紫波町日詰字下丸森一一一に局舎が新設され、電話自動改式直営化となるにおよび、従来の紫波・上平沢・佐比内・赤沢の各郵便局の電信・電話交換業務が廃止、昭和四十七年（一九七二）三月からは、電報業務再編成により電報配達業務は全面廃止されて委託となった。

昭和四十九年（一九七四）十月からは市内局番が六局サービスの開始、昭和五十一年（一九七六）三月には、上平沢局自動改式交換所（紫波町上平沢字馬場二九の二）設置、昭和五十三年（一九七八）八月には佐比内局自動改

式交換所（紫波町佐比内字舘前七五の七）を設置して急増する電話加入に対処。昭和四十五年（一九七〇）三月から始まった地域集団電話も、昭和五十三年（一九七八）十月の彦部地域集団電話の一般化となって消滅した。

昭和五十六年（一九八一）十月からは六D化実施にともなって、市内は七二・七三・七四・七六局番、市外局番は〇一九六番となり、昭和五十七年（一九八二）三月からは閉番号地域拡大で、盛岡エリヤは市内番号のみで接続することになった。昭和四十三年（一九六八）三月に一一二五の電話加入数も昭和五十七年（一九八二）七月三十一日には七〇〇〇を突破し、電報業務は盛岡電報電話局へ集中し配達業務は委託となっている。また、当局の営業区域は紫波町江柄・栃内・東長岡字上大平、下大平を除く紫波町の全域である。

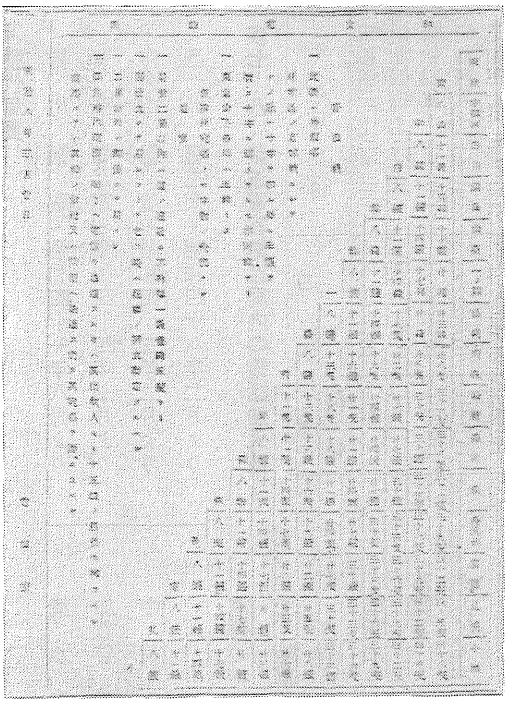


図7-3　電報料金表（明治8年）

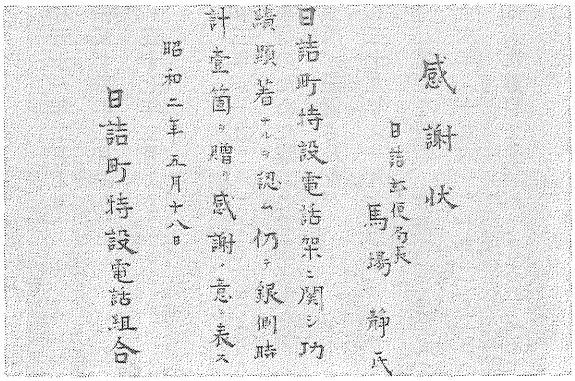


図7-4　電話架設への感謝状（昭和2年）

・歴代局長

皆川福蔵・昭和四十一年八月より
大平清太郎・昭和四十四年一月より
作久山馨麓・昭和四十五年二月より
酒井喜三太・昭和四十八年二月より
清水徹亮・昭和五十一年二月より
加賀谷秀男・昭和五十四年二月より
中村キミ・昭和五十七年二月より

表七―八　紫波電報電話局内の電話加入数

年月日	加入数	地集
昭和四三・三・三一	一、一二五	
昭和四四・三・三一	一、二一七	
昭和四五・三・三一	一、七六五	三三七
昭和四六・三・三一	一、八八三	三三七
昭和四七・三・三一	二、〇三一	三三七
昭和四八・三・三一	二、六八三	三三七
昭和四九・三・三一	三、四五九	三三七
昭和五〇・三・三一	四、二〇二	三三三
昭和五一・三・三一	四、五六三	三二六
昭和五二・三・三一	五、七八一	三三一
昭和五四・三・三一	六、一四七	
昭和五五・三・三一	六、四六二	
昭和五六・三・三一	六、七一九	
昭和五七・三・三一	六、九六一	
昭和五七・七・三一	七、〇〇〇	

電信の特設として昭和三年（一九二八）十月六日より八日まで、陸軍特別大演習挙行のために臨時に電信取扱機関として、日詰局城山臨時出張所が設置された。

電話については、昭和三十九年（一九六四）に、町では部落電話として十か所に連絡電話を設置、紫波電報電話局ではサービスとして昭和四十六年（一九六一）十月二十二日に、遠く離れている家族や知人に無料で通話ができる「ふるさと電話」を町公民館で行なった。

また、卓上電話器設置は昭和二十二年（一九四七）十一月に日詰駅前の丸通運送店が最初で、昭和二十五年（一九五〇）頃の電話装置料は宅内が七〇〇円であったし、私設電話の始めとして昭和初期に日詰の鈴木要助店本家と鈴木敬次郎店分家の間、約二百五十mを裏通りに有線電話線を引いて話題をまいた。

表七―九　電報の利用状況　（単位　件）

年度	普通電報 総数	普通電報 発信	普通電報 着信
昭和三〇年度	二〇、七八七	九、五八二	一一、二〇五
昭和三四年度	二二、二六七	一〇、七五八	一一、五〇九
昭和三九年度	一五、九六一	五、五五四	一〇、四〇七
昭和四五年度	一三、七五九	六、二七九	七、四八〇
昭和四六年度	一三、一四八	五、八三七	七、三一一
昭和四七年度	九、九六八	三、三三四	六、六三四
昭和四八年度	九、六一一	三、一一九	六、四九二

資料　紫波電報電話局
〈町勢要覧昭和五十年度版より〉

表七―一〇　電話の加入状況　（単位　件）

年度	普通電話数	公衆電話数	加入率
昭和三〇年度	三二六	―	六・四
昭和三五年度	五〇七	―	九・五
昭和三八年度	七〇一	―	一二・九
昭和四五年度	一、八八九	一六三	三二・四
昭和四七年度	二、六八三	一一一	四四・六
昭和四八年度	三、四五八	一三七	五六・八
昭和四九年度	四、一八三	一四九	六八・四

資料　紫波電報電話局
〈町勢要覧昭和五十年度版より〉

表七―一一　電話加入状況（昭和四六年一月一四日現在）

地区別＼種類	事務用	住宅用	公衆	ボックス公衆	計	合計
上平沢	一七八	一七〇	二二	〇		
日詰	三六八	一一九	二三	二		
赤石	二一六	一一四	一九	二		
赤沢長岡	一〇一	七五	一四	〇		
古館	八六	六一	九	一		
計	九四九	五三九	八六	五	一、五七九	一、九一六
農集	三三七	〇	〇	〇	三三七	

四十四年度電報発信数　六、四二三
〈町勢要覧昭和四十五年度版より〉

表七―一二　電話の加入状況

（単位　台）

年次	開通電話数	公衆電話数	地域集団電話数	計	人口一〇〇人当り加入台数（一般＋地集）			人口一、〇〇〇人当り公衆電話台数		
					紫波町	岩手県	全国	紫波町	岩手県	全国
昭和四五年	一、五四六	一〇五	—	一、六五一	六・二	八・〇	一五・七	三・七	二・九	四・三
昭和五〇年	四、五八二	一五七	四二四	五、一六三	一八・六	二二・六	二八・二	五・八	五・二	六・〇
昭和五一年	五、三二四	一六六	四二三	五、九一三	二一・二	二四・四	二九・七	六・一	五・七	六・四
昭和五二年	五、五〇三	一八五	四一九	六、一〇七	二一・九	二五・六	三〇・六	六・八	六・二	六・七
昭和五三年	六、二八八	一九六	—	六、四八四	二三・〇	二六・六	…	七・二	六・八	…

資料　電信電話公社岩手電気通信部
（注）昭和四十五年は紫波局管内の数値である。

〈町勢要覧昭和五十四年度版より〉

第三　有線放送

紫波町内の有線放送は、昭和三十三年（一九五八）四月二十九日から志和地区で町内始めての地域内放送が開始された。

この放送施設は新しい農村建設のために、志和農業協同組合が工費七百九十二万円（内七十八万円が町助成・国庫補助は二百十四万円）を投じて開設、放送局の農協には出力百五十ワットの拡声装置と四十回線交換器、各家庭にはテレフォンスピーカが取付けられ、スイッチ一つで全世帯に呼びかけられる仕掛けで、放送時間は午前五時から午後九時までローカル的なお知らせ番組（通達・行事・連絡・営農指導・天気予報等）をラジオやテープレコーダーで流すほか、希望者には電話器も取りつけて相互に話すこともできた。

また、火災盗難など非常の時は各家庭のスピーカーのボタンを押せば、直ちに農業協同組合にある交換に連絡をとることもできる仕組であった。

志和有放はじまりの頃の思い出

志和農業協同組合
組合長理事　熊谷　久

志和農協が有線放送事業を開始したのは、昭和三十三年四月であり、郡下はもちろん、県下でも早い方であった。

りっぱな有線放送施設をつくるには、機器の良いことはもちろん大切であるが、どこの工事会社が実際の工事を担当するかがより大事であり、ここに重点を置いて、メーカーとして当時定評の高い五社の中から日立製作所が選定された。

総工費は八三七万円、加入者負担は米一俵分に相当する四千円であった。二月七日着工して、三月末には完成、落成式は四月二十九日、創立十周年記念式典と併せ挙行された。

とくに電柱には、山王海ダムの奥の国有林から檜材を払下げて利用させていただいたが、当時の組合長松岡松蔵氏が「総檜づくりは伊勢の皇大神宮と、志和の有線放送だけだ」と自慢の種の一つにしていたものだ。また、その建柱作業は組合員が平均四日位勤労奉仕して行われている。春先とはいえ残雪のある道路ばたや田んぼに、各農事実行組合が分担して、競争のように次々と柱が建てられてゆく情景はほほえましく、壮観でもあった。

工事の設計監督は志和生れの村上佳次氏（現東北有放興業株式会社取締役社長）、工事会社の現場責任者に仙台市の日本電気興業株式会社板橋節朗氏（現取締役部長）が泊り込みで当たり、私は当時専務理事で、とも

に三十歳を超えて間もない年輩、血気と意気に燃えていた。そして組合員も建設に心を合わせ、期待に眼を輝やかせながら、喜々として奉仕作業に取り組み、村中に活気がみなぎっていた。

いざ利用開始となると、当時公社電話もごく少なかったことから、もの珍らしさも手伝って通話申込が殺到、とくに朝夕は交換機の能力を超える利用があり、翌年交換機を増設している。その頃の施設は秘話装置がなかったので、回線内の通話を傍聴することを楽しみとする老人が居たり、小、中学生たちの遊び道具にされたりなどいろいろ問題があったが、なに分歩かなければ用をたすことのできない時代だっただけに、その便利さは筆舌に尽くせない程大きいものであった。また、お知らせ番組の効用も回覧板と歩いてのお触れしかなかった当時のことで、まさに画期的な成果を挙げ、組合員の農協の存在を強く印象づけるに大切な役割を果たした。

また、当時は何時間か自主番組を放送することが義務づけられていて、ときには自作のドラマなども放送していた。志和農協ではこうした電話と放送一切の業務を男女二名づつ四名の職員で担当していたが、町内他農協でもつぎつぎと有放業務が開始され、町内有放担当職員が共同し、分担して番組を作成するようになり、その作品が年々全国のコンクールで最優秀賞を受賞することができ、やがて紫波町有放連が発足する足がかりとなった。

いまでも組合員が建柱作業に励んでいる情景、職員が使命感に燃えて、ドラマ放送等に熱中している姿が、ありありと懐しく、思い出される。

（「有線二十年のあゆみ」より）

赤石地区では昭和三十四年（一九五九）三月一日から、全戸八百三十戸の内四百九十七戸が加入して放送が開始された。

放送路線は、全長約二〇キロメートルで赤石農協内の放送室には、ＬＡＩ一、〇一一型拡声器・セレン整流器・充電器・テープレコーダー・レコード・プレーヤーが備付けられ、総工費は五百四十八万円（内国庫補助が百四十万円・町費で五十三万円）で、加入者は一戸三千五百円の負担を、放送時間は朝六時から夜九時までにその間に三十分間ずつ約六回の通話時間が設けられた。

水分地区も、同年四月一日から放送が開始され工費は三百九万円であった。

東部地域の有線放送は、昭和三十五年（一九六〇）四月十日から、佐比内・彦部・赤沢・長岡地区の千二百世帯に放送開始、工費一千八百万円（内国庫補助三百三十三万円・町費百八十万円・個人負担千二百八十七万円）であった。

古館地区は昭和三十六年（一九六一）一月二十九日から加入者三百戸に工費三百六十万円で放送開始され、日詰地区は古館の有線放送延長として、昭和三十九年（一九六四）八月十二日から加入者百七十一戸に工費二百八十二万八千円（内町補助二十五万円）、個人負担は一戸一万五千円で開始された。

ここに町内全域に有線が張りめぐらされることによって、町内一本化ダイヤル化の必要が望まれ、七農協合同の有線放送連合会が発足し、局舎を紫波町日詰字東裏九四の一に設置、総工費二億一千二百九十五万円（借入金一億三千万円・町補助一千九百万円＝十年間に、加入者一万円＝新規一万五千円でまかなう計画）利用者の月額負担五百円で、昭和四十四年（一九六九）十月から本放送が開始された。



図7-5　昭和44年頃の有線アナウンサー

昭和五十七年（一九八二）十月現在の有線放送電話加入数は五千十五である。

表七―一三　農協別開設年月日及び加入の推移

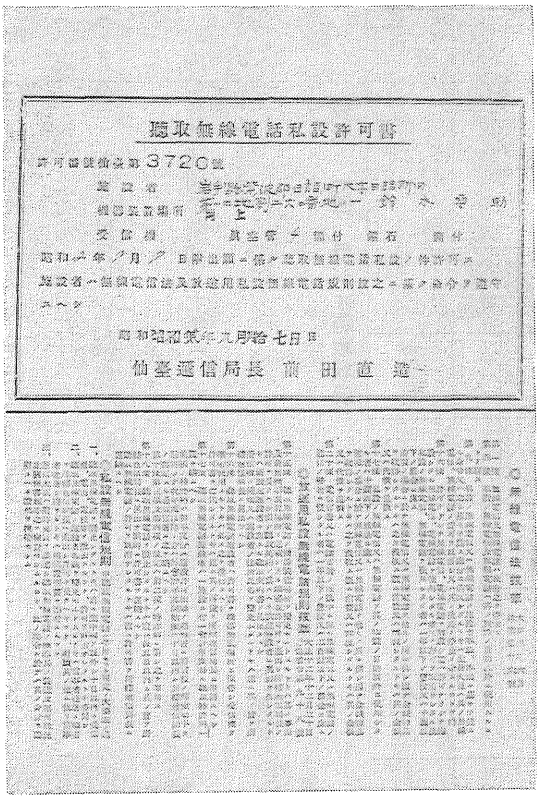
農協名	開設年月日	説明
志和農協	昭和三三年四月二九日	日立製共電式六〇回線一五〇W
赤石農協	昭和三四年三月一日	〃　五〇回線一〇〇W
水分農協	昭和三四年四月一日	〃　四〇回線〃
紫波東部農協（東部中央農協事業加入）	昭和三五年四月一〇日	本所日立共電式六〇回線一五〇W 赤沢支所日立共電式三〇回線一〇〇W 佐比内支所日立共電式三〇回線一〇〇W
古館農協（日詰農協事業加入）	昭和三六年一月二九日	日電製共電式五〇回線一〇〇W
紫波町有放連	昭和四四年一〇月一日	日電製A型自動交換機七〇〇回線一三五〇W

加入の推移

地区	三三年	三四年	三五年	四〇年	四五年	五〇年	五三年
日詰	—	—	一七〇	一七五	二四一	四三九	四四〇
古館	—	—	三六〇	三六五	三九〇	四一五	四一六
水分	—	五〇〇	五一〇	五二〇	五三〇	五四五	五四七
志和	七九八	八〇二	八〇五	八二〇	九七五	一、〇二二	一、〇二五
赤石	—	五八七	六〇〇	六三〇	七二八	八五〇	八五六
彦部	—	—	四〇三	四一〇	四四八	四五八	四六一
佐比内	—	—	三四〇	三四五	三五四	三六五	三六五
赤沢	—	—	三六〇	三六〇	三七一	三七九	三七九
長岡	—	—	三七〇	三七五	三九〇	四一〇	四一二
計	七九八	一、八八九	三、九一八	四、〇〇〇	四、四二七	四、八八三	四、九〇一

第三節　ラジオ

我が国でラジオ放送が開始されたのは東京において、大正十三年（一九二四）三月二十二日で、大正十四年に仙台放送局が出来るにおよび町内の有志関心者は競ってラジオ聴取に懸命であったといわれる。その内の一人、日詰字郡山駅二六〇番地の鈴木要助は、真空管四こ付の受信機の据付聴取申請をして、昭和二年（一九二七）九月に許可を受けた。当時の受信料は三か月で一円であった。


聴取無線電話私設許可書

許可番號　第3720號

昭和二年九月　日

昭和二年九月廿七日

仙臺逓信局長　前田直造

図7-6　私設無線電信許可書（昭和2年）

昭和十三年（一九三八）八月には、出力五〇〇Wの中波ラジオ局として盛岡市上田に盛岡送放局が開局し、当時の受信契約数は県下で二万余で受信料は一か月五十銭であった。

昭和二十五年（一九五〇）からは第二放送が開始され、県下の受信契約数は十万余で、翌年からは受信料が郵便局委託集金納付となった。

町内における受信契約数は、合併当時が四〇七七（八〇・七％）で、昭和三十四年（一九五九）には四、六六二（八八・八％）となり、昭和二十八年（一九五三）からは、民間放送「ラジオ岩手」も放送を開始、昭和三十八年（一九六三）からはＮＨＫのＦＭ放送も開始され、携帯ラジオ受信機の便利さと共にその聴取普及が著しく向上した。

町内の各地区別の昭和二十年（一九四五）から昭和三十四年（一九五九）までの年次別の普及を町勢要覧によると次のようである。

表七―一四　ラジオ聴取状況

〈村・町勢要覧より〉

年 ＼ 地区		日詰	古館	水分	志和	赤石	彦部	佐比内	赤沢	長岡	計
昭和二八年	世帯数（戸数）							三〇八	二九九		
	普及率（％）							八〇	七二・〇		
昭和二九年	世帯数（戸数）		三七九							三七七	
	普及率（％）		九三・七							九五・七	
昭和三〇年四月一日	世帯数（戸数）	五四五	三三六	三九三	八一〇	六一三	四〇七	二七六	三四〇	三七七	四、〇七七
	普及率（％）	七八・六	八一・八	七七・一	八〇	七九・六	七三・一	七二・四	八一・九	九六・五	八〇・七
昭和三四年三月三一日	世帯数（戸数）	六六六	三四五	四八七	九四九	六七四	四六三	三四〇	三八一	三五七	四、六六二
	普及率（％）	八七・六	九七・五	九四・七	八八・八	八二・七	九三	八九	九二・九	九六・七	八八・八

第四節　テレビ

我が国のテレビは、昭和二十八年（一九五三）二月にＮＨＫによって放送が開始されたが、ＮＨＫ盛岡放送局では町内志和地区の新山（にいやま）にテレビ放送所を設置し、昭和三十三年（一九五八）十二月二十八日より放送を開始した。新山での発信の方法は、マイクロウェーブを使い仙台や盛岡放送局から発信されてきた電波を受けて、これを増幅中継をし一般家庭の受像機に発信をするもので、新山を中心に半径四〇キロメートル（南は北上市・北は沼宮内付近）までが電波の供給範囲であった。カラーテレビは、昭和三十九年（一九六四）放送開始で、東京オリンピック大会の年でもあった。

本県初の民間放送「岩手放送」（ＩＢＣ）は局舎を新山に完成させ、昭和三十四年（一九五九）九月一日から放送を開始、アンテナの高さは山の標高と合せて五九九メートル・映像三キロワット・音声一、五キロワットで、昭和四十一年（一九六六）年からカラー化の放送開始となった。また、民間放送「テレビいわて」（ＴＶＩ）も昭和四十四年（一九六九）十二月から放送を開始した。

テレビの受信料金は次の通りである。

・昭和二十九年（一九五四）　三か月で九〇〇円
・昭和三十六年（一九六一）　二か月で六〇〇円　前納割引制や口座振替による納付も始まった。
・昭和四十三年（一九六八）　普通は二か月で六三〇円、カラーは二か月で九三〇円
・昭和五十五年（一九八〇）　普通は二か月で一〇四〇円、カラーは二か月で一七六〇円

町内におけるテレビ受信の状況は次の通りである。

表七―一五　テレビ受信者状況（昭和三四・八・一〇現在）

地区 / 区分	総計	東部					中部				西部		
		小計	佐比内	赤沢	長岡	彦部	小計	赤石	日詰	古館	小計	水分	志和
所有台数	三〇五	五五	八	九	一九	一九	一二九	五一	五九	一九	一二一	三〇	九一
受信世帯数	三〇五	五五	八	九	一九	一九	一二九	五一	五九	一九	一二一	三〇	九一
普及率	五・八	三・三	二・一	二・二	五・一	三・八	六・四	六・三	七・七	四・四	七・六	五・八	八・五

〈町勢要覧　昭和三十四年度版より〉

表七―一六　町内テレビ受像台数表（昭和三七・三・三一現在）

地区別 / 区分	総計	日詰	古館	水分	志和	赤石	彦部	佐比内	赤沢	長岡
受像台数	一、八一九	三三一	二三〇	一四九	三三〇	三一九	一八〇	九〇	七五	一一四
普及率（%）	三四・二	四二・六	五一・七	二八・八	三二・二	三七・〇	三五・二	二三・五	一八・三	三一・〇

〈町勢要覧　昭和三十七年度版より〉

七―一七　テレビの普及状況

年度	テレビ契約数			テレビ普及率（%）		カラーテレビ普及率（%）		
	普通契約数	カラー契約数	計	紫波町	岩手県	全国	紫波町	岩手県	全国
昭和五〇年	八〇〇	五、〇五七	五、八五七	九五・五	八七・一	八二・六	八二・四	七一・五	六九・三
昭和五一年	五八九	五、三八五	五、九七四	九四・八	八五・〇	七九・八	八五・四	七三・八	六八・七
昭和五二年	五七〇	六、四二三	六、九九三	一一〇・六	八五・八	七九・七	一〇一・六	七七・二	七〇・一
昭和五三年	四二一	五、七三九	六、一六〇	九六・九	八六・三	…	九〇・三	七九・一	七一・六

資料　日本放送協会「放送受信契約数統計要覧」
（注）各年とも年度末現在。

〈町勢要覧　昭和五十三年度版より〉

・昭和三十四年（一九五九）　三〇五台（普及率が五・八％）
・昭和五十三年（一九七八）　普通は四二一台・カラーは五、七三九台（普及率九六・九％）

第五節　電気

岩手県内最初の電気会社が創立したのは明治三十七年（一九〇四）七月で、盛岡電気株式会社が資本金十万円で梁川発電所に一六〇KWを起し、開業の翌年には主に盛岡市内の二百戸ぐらいに電灯をつけたが一戸当り五円ぐらいの権利金が必要で贅沢品に近かった。

明治四十年（一九〇七）には当社が、梁川発電所第二期工事で一八〇KWに増加し、同四十五年（一九一二）に葛根田川に第二発電所を設け六七〇KWの発電能力、需要戸数一四〇〇戸で約九〇〇〇灯に伸びた。当町内の電灯付設は、大正三年（一九一四）三月二十四日に日詰町議会において、盛岡電気株式会社取締役会長・金田一勝定より提出された「電気供給営業の目的による町内里道の土地に電柱建築の使用許可願」が承認可決されたし、電灯拡張架線等の工事について関係ある町村も日詰町議会のように審議承認されたであろう。

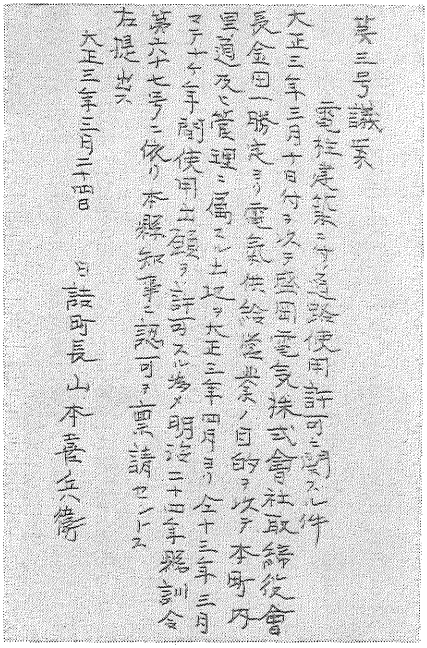

第三号議案
電柱建設ニ付キ道路使用許可ニ関スル件
大正三年三月十日付ヲ以テ盛岡電気株式會社取締役會長金田一勝定ヨリ電気供給営業ノ目的ヲ以テ本町乃至町道及ビ管理ニ属シ土地ヲ大正三年四月ヨリ大正十三年三月マデ十ケ年間使用ノ許可ヲ出願ス而シテ明治三十四年訓令第六号ニ依リ本県知事ニ認可ヲ要請セントス
右提出ス
大正三年三月二十四日　日詰町長　山本喜兵衛

図7-7　電柱建設の許可議案

岩手日報紙の大正三年（一九一四）五月十五日付の記事に、盛岡電気株式会社の紫波郡方面拡張工事は、盛岡・日詰間の架線が終了し、日詰・石鳥谷線ならびに志和線は架線工事中、日詰・大迫線は電柱工事中、日詰町は屋内取付工事中で各種灯四〇〇個、志和村は一五〇個の点灯申込みとのこと。六月三日付の記事には拡張工事が着々と進行し古館・日詰・赤石・彦部・佐比内の各町村への送電工事が全部竣工し、六月二日より点灯開始し地方民の喜び一方ならずと報道されている。また、七月十四日付の記事に、十三日に日詰町紫明閣において電気開業式が挙行され、祝宴の余興として東華団活動写真会があった。十五日には志和の上平沢小学校でも開業式が行われるとある。

当時の電灯料は日詰町予算書によると、五燭光が一か月四十五銭・十燭光が一か月六十五銭であった。

大正後期になって盛岡電気株式会社は花巻・釜石・遠野三電気会社を合併し盛岡電気工業株式会社となり、昭和期に入ると平館の岩手水力・秋田県の秋田電力・宮古電気等と合併し、盛岡電灯株式会社となった。

昭和十二年（一九三七）以降は、電力事業に国家的強力統制が加えられ、配電区域の整理統合を図り経営採算の不均衡を是正し業態の改善・料金の統一を促進し、農村における電気事業の普及改善等が講じられるに至った。盛岡電灯株式会社は刈屋電気の譲り受けをはじめ、岩泉電気・小川電気・三陸水電・九戸水力・花輪組合電気との合併あるいは買収をして奥羽電灯株式会社となったが、昭和十八年（一九四三）にはすべての電気会社が解散され、



図7-8　東北配電ＫＫ日詰営業所、左隣は日詰郵便局（昭和14年頃）

ますます国家統制が強化して東北配電株式会社となった。

戦時中は軍需産業が優先し、戦後も供給能力の低下から一般家庭への配電は、休電日を設けて節電していた。電気の恩恵をふんだんに享受し始めたのは、昭和三十二年（一九五七）ごろからで、産業の復興や家庭電化の普及で電力需要が急伸したわけである。

尚、日詰変電所は日詰字東裏から牡丹野に移転し、昭和四十五年頃は盛岡から六万ボルト二回線を受け、町内や石鳥谷、大迫へ八回線にして電圧調整をして配電された。

◎無灯戸数

町内の無灯戸数は、昭和三十一年（一九五六）四月現在で九十六戸あり、昭和三十三年（一九五八）八月現在では三十九戸となった。各地区の無灯戸数は次の通りである。

表七―一八　無灯戸数

地区別 / 調査年月日	総数	日詰	古館	水分	志和	赤石	彦部	佐比内	赤沢	長岡
昭和三〇年四月一日	八一	—	二一	九	二六	二	三	一六	一九	四
昭和三三年八月一日	三九	—	二	五	九	六	—	六	一一	—

〈町制要覧・昭和三十・三十三年度版より〉

町内でただ一か所の無灯部落の山屋地区の八戸はランプ生活であったが、昭和二十七年（一九五二）に三十七万円と二百人をこえる人夫で、出力三KWの水車タービン自家発電を取り付けたが落差が少なく電圧が上らず、同三十四年（一九五九）には二十五万円をかけて発電場所を移転、ところが同三十七年（一九六二）秋の台風で導水路が全壊、ついにランプ生活に逆もどりとなったが、昭和三十八年（一九六三）十二月に、費用百七十一万円（国県

の補助三十万円・融資二十万円・残りは一戸当り十五万円の負担）で着工し、翌年一月に完成して町内の無灯家庭が完全に消滅した。

◎電気器具の普及

町内の電気器具販売店の始まりに日詰の鈴要商店があり、昭和七年（一九三二）ごろから器具の販売ばかりではなく、小学校運動会等に拡声装置等の出張貸出をした（当店主談）。

また、志和の田口無線店は、昭和二十二年（一九四七）開店でテレビ受像機等の販売のために代金積立会をはじめて、白黒テレビの最初の販売先は、昭和三十三年（一九五八）に阿部製粉店、カラーテレビの販売先は昭和三十九年（一九六四）十二月に日詰駅前の藤滝商店が最初であった（当店主談）。

出始めのころの白黒テレビの販売額は、一台が五万円ぐらいで（鈴要商店主談）、カラーテレビの販売額は一台が十三、四万円（田口無線店主談）で、昭和二十八年（一九五二）ごろからは電気洗たく機が出廻り、一台が二万九千円位（田口無線店主談）であった。

昭和三十七年（一九六二）七月の町勢調査によると電気器具の普及率は、電気洗たく機が九・四%で、日詰地区が二四・七%のトップであり、電気掃除機が二・三%、扇風機は四〇%であった。また、昭和三十九年（一九六四）の普及率は電気洗たく機が五八%、電気冷蔵庫が三六・八%であった。

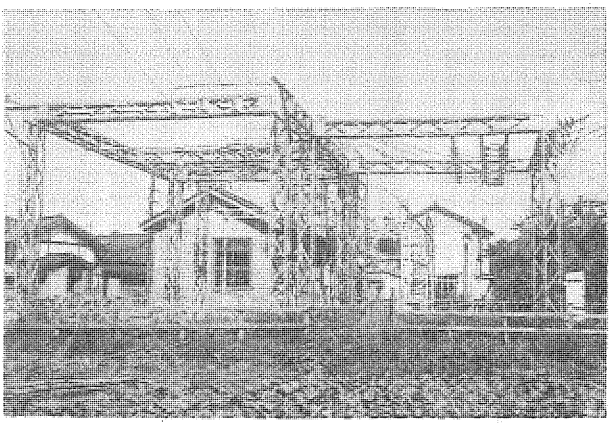
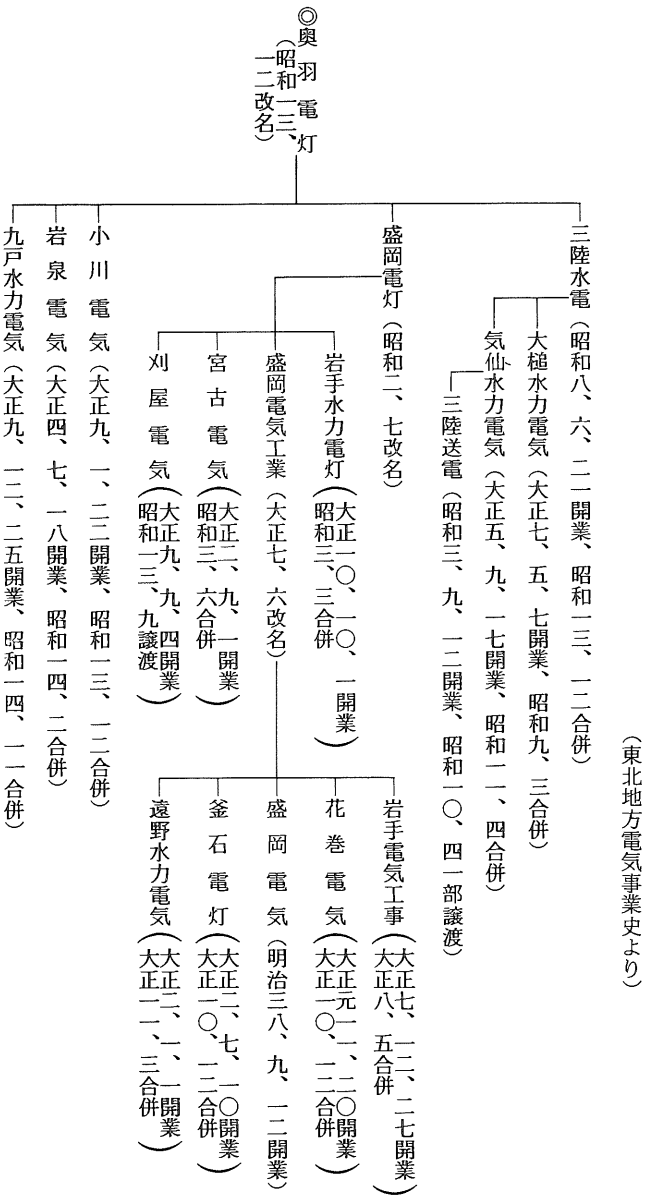


図7-9　日詰変電所（日詰字東裏の当時）

表七―一九　岩手県下統合図

（東北地方電気事業史より）



〔参考資料〕（通信・放送）

1 「値段の風俗史」朝日新聞社刊・昭和五十七年三月発行
2 町内各郵便局沿革誌及び郵便局長談・業務記録簿
3 昭和三十年以降の町勢要覧

4 大正二・三・十四、五年の日詰町会議録綴
5 大正三十五年・昭和二年の岩手日報
6 紫波電報電話局沿革誌
7 県史十巻
8 広報しわ（三六・四四・五〇・五七・一〇三・一〇六・一九六号）
9 紫波郵便局電話申込書綴
10 「有線二十年のあゆみ」
11 日詰の鈴要商店文書及び店主談
12 「岩手百科事典」
13 「岩手の変遷五十年」沢田勝郎著
14 「目で見る盛岡今と昔」吉田義昭編
15 「岩手県大鑑」（復刊）
16 志和の田口無線店主談

第八章　社会問題

第一節　戦争及び事変

この地方に軍制ができたのは、いつのころであろうか。土着の安倍氏によって軍制が確立されたであろうが、平安時代以降は中央政権下の時代となり、中世においては鎌倉幕府の軍制下となり、室町・江戸期と武家政治の時代が続き、兵農は分離をし世襲制が敷かれて幕末となった。

明治となり従来の武力戦闘要員であった武士族が崩壊し、明治五年（一八七二）十二月一日には太政官布告で徴兵令が公布され、国民皆兵を原則とした日本国男子で二十歳の者はみな兵籍に編入されることとなり、陸海軍省も設置されて、近代国家としての軍制が敷かれるようになった。

しかし、国民皆兵の建前であったが、戸主・官吏・上級学校へ進学した者・一人息子・子のない女性への養子縁組を行ない、兵役義務を免れる目的の「兵隊養子」といわれる者も現われるとか、金二百七十円を国に納入すれば兵役を免除する富有者優遇の措置がとられたりして、純然たる国民皆兵とはいえなかった。

その後、幾度となく軍制が改正せられて、昭和二十年（一九四五）八月十五日の太平洋戦争終戦までの七十二年間、日本国民皆兵の旗印のもとに、帝国軍人が滅死奉公を誓い軍務に服したものである。

また、その間に幾多の事変、戦争等で尊い生命を失い、護国の英霊として祀（まつ）られている数も莫大なものとなっている。

明治五年（一八七二）以降の主な軍制の改正と事変戦争を年代順に列記すれば、明治五年十二月一日の徴兵令公布以降、同七年（一八七四）六月二十三日北海道屯田兵制度の創設、同十年（一八七七）二月十五日の西南の役、同十五年（一八八二）一月四日には、入営兵の朝夕奉唱された帝国軍人に下賜された「軍人勅諭」、同十七年（一八八四）十二月四日には韓国の日本公使館焼打ちで、初めて日本兵の韓国出兵となり武力衝突が生じた。同二十一年（一八八八）には鎮台が師団本部と改称されて、全国が八個師団となり郷土の徴兵は仙台第二師団管内に入った。

同二十七年（一八九四）八月一日には清国に対し戦宣布告をなし、東学党の乱で韓国に駐留していた日本陸軍は鴨緑江を渡り、連戦連勝して翌年四月十七日講和条約が調印された。

同二十九年（一八九六）三月十四日、国防上兵力の増強がなされ、従来の八個師団に更に四個師団を増設して十二個師団となり、弘前第八師団本部が創設され歩兵第三十一連隊も同時創設となって、岩手県はその管内に入り、町内の歩兵が入隊することとなった。また、この年に海軍第二次拡張計画もできた。

同三十二年（一八九九）九月二十二日、台湾守備隊として八師団管下の歩兵第五・第十七・第三十一・第三十二連隊の一部兵士が盛岡駅発で任地に向った。

同三十五年（一九〇二）一月二十三日出発、青森歩兵第五連隊の将兵が、雪中行軍で八甲田山で猛吹雪により遭難し多数の犠牲者を続出した。

同三十七年（一九〇四）二月十日、ロシヤに対し戦宣布告をし、同年六月七日には第八師団にも動員下令となり、翌三十八年一月二十九日には、有名な黒溝台の戦闘で国宝師団の名を輝かせ、奉天戦・日本海海戦の大勝により戦勝国となった。

同四十年（一九〇七）九月十八日には日清・日露の戦争教訓から従来の十二個師団を十九師団とした。

同四十一年（一九〇八）六月五日には、現在の青山町に弘前から工兵第八大隊が移駐になり、同月十六日盛岡陸

軍病院が開設された。

同四十二年（一九〇九）七月一日には、騎兵第三旅団が同じく青山町に新設されて騎兵第二十三連隊が、翌四十三年（一九一〇）には同二十四連隊が軒を並べて創設されて盛岡にも将兵の勇姿を見るようになった。この年に帝国在郷軍人会が創立し、岩手県下でも翌年一月に岩手県在郷軍人会が創設されている。

大正三年（一九一四）八月二十三日、対独戦宣布告をなし第一次世界大戦に参加して同年十一月七日青島を占領した。

同七年（一九一八）八月二日シベリヤ出兵宣言がなされて以来同十一年（一九二二）十月二十五日徴兵まで、ウラジオストックに、チェコ軍隊救援を理由として革命ロシヤに対する示威を目的とした出兵事件があり、盛岡工兵大隊も同十一年五月二日盛岡を出発、同年十月二十九日凱旋している。

同十二年（一九二三）七月十三日には山田線第三工区鉄道工事応援のため、千葉県津田沼鉄道連隊三百六十五名の将兵が来県して工事に従事し、八月七日に応援工事任務を終了して帰営した。九月一日には関東大震災が発生し、同月四日に盛岡工兵第八大隊に出動命令が下り、将兵百五十名が夜行列車で急拠上京して十月七日に帰営しているし、弘前歩兵第三十一連隊も六日に出動命令に接し、災害地東京に向って十一月三日に帰営している。

同十四年（一九二五）四月十一日には、陸軍現役将校の中等教育以上の学校に軍事教練指導のため学校配属令が公布された。翌五月一日には、陸軍軍縮により四個師団が廃止されることになった。

昭和に入ってから田中義一内閣の誕生となり、満州事変の前哨戦ともいえる山東省出兵が、昭和二年（一九二七）五月二十八日以来数度にわたり繰り返され、同三年（一九二八）六月四日に張作霖が関東軍の謀略によって爆死し、戦雲が色濃くなってきた。十月に入り陸軍特別大演習が六日から八日にかけて当町を中心地に行われ、大本営は盛岡市の県公会堂に設置、陛下は大元帥として演習を御統監のため行幸なされ、城山に統監部が設置されて御野

立所が設けられた。陸海軍大臣を始め、各高官、日本駐在の外国武官等の同演習陪観、陛下奉迎と各陪席宮様方等々大挙して当町に参集し、町内の学校生徒、有識者が国道四号線添いに整列して拝観したものである。

同六年（一九三一）九月十八日、奉天郊外北方七・五粁の柳条溝にて、南満州鉄道の鉄橋爆破がなされ、緊迫していた日支の風雲が遂に破れて満洲事変へと拡大していった。

同八年（一九三三）三月二十七日には国際連盟脱退を可決した。

同十一年（一九三六）一月十五日、ロンドン軍縮会議に正式脱退を通告し、二月には二・二六事件が発生して、陸軍青年将校等により内大臣、斉藤実・蔵相、高橋是清・教育総監、渡辺錠太郎が殺害されている。同年盛岡工兵第八大隊は工兵第八連隊と改称されている。そのころは非常時が呼ばれて各種の物資が統制され、言論取締りも強化されるようになった。

同十二年（一九三七）七月七日北支蘆溝橋において日支の戦端が切られて日華事件の発生となり、日支事変、支那事変と呼称が変り、戦争は拡大の一途をたどった。八月には現役兵に先がけて、下元熊弥中将の率いる予備役中の在郷軍人の召集による第百八師団の動員出陣北支へと向った。現役兵の第八師団には十月十五日動員下令、師団長・前田利為中将以下ただちに編成に着手し、約一か月後の十一月十六日地元弘前市民の盛大な歓呼の声に送られて満洲国へと壮途についた。

同十三年（一九三八）七月十日に東部満ソ国境の張鼓峰事件が発生した。

同十四年（一九三九）四月一日、従来の招魂社を護国神社と改称し、五月十四日には盛岡市青山町に、見習士官の入校する陸軍予備士官学校が開校された。五月十一日には満蒙国境の「ノモンハン」事件が発生、東部国境に駐在の歩兵第三十一連隊の郷土兵士にも出動命令が下達され、対戦車砲である速射砲一個中隊が出動している。

支那事変の拡大により兵員の需用は増々多くなり、そこで兵役施行令を改正して、今まで兵隊検査の合格区分で

は第二乙種まであったが、第三乙種を新設し短期現役制も廃止して、兵員確保にあらゆる手段を講ずるようになった。

同十五年（一九四〇）九月二十三日には、日本軍が北部仏印に進駐することになった。

同十六年（一九四一）一月八日には陸軍の戦陣訓が公布され、十月十八日東条内閣が成立するに及んで戦争はますます拡大して、遂に十二月八日ハワイ湾奇襲・マレー沖海戦となり、太平洋戦争へと突入、戦争地域の住民に多大の戦禍を与え、敗戦による甚大な損害と莫大な死傷者を続出し、内外に多大の犠牲を払って昭和二十年（一九四五）八月十五日終戦を迎えた。

第一西南戦争

明治十年（一八七七）西郷隆盛のひきいる鹿児島士族が起こした反政府暴動を西南戦争または西南の役と呼ぶ。この前年の明治九年には、廃藩置県以来諸般の改革に突進していた明治政府は、重大な政治危機に出合った。明治初年以来各地に起った農民一揆は、いよいよ激しさを増し、この年に地租に関連して茨城県全域・三重・愛知・岐阜・堺（今の奈良県）の四県にわたるという大一揆が起り、おりから各府県でも施行中であった地租改正作業に対する農民の不満は増大しつつあった。他方、反政府士族は自由民権推進運動に結集するものの外に、佐賀（江藤新平）・熊本（神風連）・秋月、萩（前原一誠）等の反乱が次々と起り、これらの反政府暴動の士族達は、いずれも西郷の決起を期待して挙兵したものであった。

明治六年（一八七三）に征韓論に破れた西郷は、下野して故郷に帰り、城内に私学校を起こして子弟の養成に努めていた。当時鹿児島県では士族の禄制も改められず、地租改正も手がつけられず、県庁は西郷一派で固められ、

あたかも中央政府の威令がまったく行われぬ独立国政府同様だった。西郷は江藤や前原等の挙兵のすすめにも応ぜず、薩摩、大隅の自派勢力の保全に専念したが、彼の内心の希望にそむき、当面の政府対反政府派の政治対立の激化は、鹿児島県士族を爆発点へと追いやった。

政府は警戒措置をとり、草牟田の火薬局と磯の造船所に格納していた兵器、弾薬を大阪砲兵支廠に移し始めたが、鹿児島士族は明治十年（一八七七）一月三十一日夜、火薬局、造船所を占領し、運搬中の兵器、弾薬を奪った。西郷も私学党の決起をおさえることができず、二月十五日政府に対し尋問の筋ありと称して、一万五千名を率いて北上し熊本城を包囲した。

二月十九日、政府は有栖川宮熾仁親王を征討総督とし、陸軍中将山県有朋、海軍中将川村純義を参軍に任じて陸海軍を現地に送った。熊本鎮台の兵もよく籠城に堪えて四月十五日には城内外の連絡も回復し、政府軍は六月一日人吉、七月二十四日都城、同月三十一日には宮崎、佐土原をおとしいれ、九月二十四日鹿児島を総攻撃して陥落させ、西郷隆盛以下桐野利秋、村田新八、辺見十郎、別府晋介等の諸幹部はいずれも戦死あるいは自刃して西南の役は平定している。

これに対しての新政府の対応は、全国に六鎮台がすでに設置されてあり、各隊に出動下令ができる状況であったが、全国的には不穏な状勢が各地にあって、治安上全兵力を討伐に投入することができなかったので、苦肉の策として東北の旧士族が維新の際戊辰戦争に失敗して、何かと新政府に不平を抱く士族らを、西郷征伐の名のもとに駆り立てて、一挙両得を収めようという狙いから、岩倉具視らの倒幕以来とってきた常套手段による旧南部藩主で盛岡県知事を退職していた南部利恭を利用し、旧領盛岡に遠路出張させて旧士族等を説得させ、戊辰戦争の汚名返上の絶好期到来と、当時県庁職員であった者までも退職させて警視局臨時巡査隊として、新撰旅団第八大隊に八百余名の志願を募って、隣町石鳥谷からは旧南部藩家老北済揖以下十一名が参加上京しているが、当町からは応募がな

かったようである。

それとは別に当時現役兵として入隊していた者も水分地区の坂本忠吉外多数あった。

明治四年（一八七一）八月に全国四鎮台の一つとして仙台があり、十一月十五日には弘前に第一分営が設置されて二十番大隊と呼ばれた。翌五年（一八七二）四月仙台から二番大隊の二小隊を配属し四小隊となり、同八年（一八七五）六月仙台歩兵第四連隊の第二大隊と改称し、十二月十六日弘前分営を廃止して青森に移転した。翌九年（一八七六）四月、青森歩兵第五連隊第一大隊と改称し、井戸順行少佐が大隊長に着任した。

すでに軍制は整備し、郷土の壮丁は青森兵舎に入隊するようになっていた。雪国の青森にも春が訪れようとしていた明治十年（一八七七）三月二十五日「歩兵第五連隊、第一大隊、第三、第四中隊は東京警備のため出発せよ」との仙台鎮台を通じて陸軍省からの伝達があった。

ただちに出動編成し、五日後の三十日小雪のチラつく青森港から汽船に乗り、第三中隊は隊長大槻栄行大尉、第四中隊長心得佐藤正俊中尉以下将校七名、下士官三十名、兵卒二百九十九名が四月四日に品川港に到着、休む間もなく神戸行きを命ぜられて、八日に横浜港を出港し神戸経由で戦地九州へと転送を命じられた。

関門海峡を通過し熊本県高瀬の西南の沖州海岸に上陸、ただちに高瀬に行軍、ここで出征別動隊第五旅団（司令官、大山巌少将）に編入されたあと、更に最前線の旅団を追って南下し、十八日には名古屋鎮台歩兵第六連隊第三大隊の二中隊と合流して、第四大隊を組織し、大隊長心得・吉村守大尉の指揮下に入り作戦に参加することとなった。熊本平野での攻防戦では郷土兵三十名が死傷する激戦の連続だったが、戦闘は九月二十四日で終結した。

征韓論に端を発した西南戦争は、同胞相討つ悲劇であった。十月十四日戦い終って鹿児島から帰国の途についたとき、郷土部隊からは五十五人の戦友が消えていた。その内訳は三十七人が戦死し、十八人が戦病傷死している。

町内からも現役兵として多数の出陣をしているが、遙かなる南国の地に壮烈な戦死をなされ、砲弾により負傷

し、病院で戦病死された尊い犠牲者となった方々は次のとおりである。

西南戦争の戦没者

明一〇、五、	七	鹿児島県鹿児島郡川尻	戦　死	陸軍二等卒	佐々木福松　旧長岡村栃内
明一〇、八、一一		鹿児島県甲突川の戦闘で負傷長崎病院	戦傷死	陸軍一等卒	松岡　武蔵　旧志和村片寄
明一〇、八、二八		大阪陸軍病院	戦傷死	陸軍一等卒	工藤　三蔵　旧赤沢村甘池
明一〇、九、二九		（九、八、一二）仙台市	病　死	陸軍一等卒	工藤　留吉　旧赤沢村紫野
明一〇、九、	一	熊本軍団支病院	戦　死	陸軍一等卒	遠山　富吉　旧赤沢村紫野

第二　日清戦争と台湾征伐

天保十一年（一八四〇）のアヘン戦争で、香港を英国にとられたとはいえ、当時の清国はまだ老大国として「眠れる獅子」といわれて世界各国から恐れられていた。その清国は朝鮮を属国のように思い、また朝鮮も我が国を小国と見てことごとに話合いがこじれたのが、日清戦争の原因の一つである。

明治二十七年（一八九四）東学党の乱を鎮定するため朝鮮政府は清国に出兵を要請した。清国はただちに兵千五百を朝鮮の牙山（がざん）に上陸させた。これに対して、日本政府も帰国中の大鳥公使を軍艦「八重山」に乗艦させ、同時に大島義昌少将の率いる混成旅団が仁川に上陸し、京城、仁川の間に集結させた。この事態に驚いた朝鮮と清国は、日本兵に撤退をするよう抗議してきたが、外相・陸奥宗光は「日清協力して内乱を平定し、進んで内政を改革し、もって東洋平和の根底をきずきましょう。」と申し入れたが、清国はこれを拒否して応じなかった。

そして、沿岸の防備を厳重に増兵の準備をすすめ、その間もしきりに日本軍の撤退を迫ったのであるが、日本の真剣な態度に驚いた清国は、欧米列強に調停を依頼した。これに応じてロシアが「清国がもし朝鮮から撤兵したなら、日本も同じように撤兵するか。」と質問してきた。日本は「朝鮮の内政改革を完了してから撤兵する。」と回答すると、六月三十日になって「日本が清国との同時撤兵を拒むなら重大な責任がある。」と威圧的勧告をつきつけてきた。政府は平和を一歩こえようとする重大な勧告であったので協議を重ね、南進政策の下心のあったロシアの勧告は断固廃除すべきであり、朝鮮問題の解決は従来の方針で直進するという結論に達した。

朝鮮国王が内政改革を公約しながら、一向にえきらないので、同年七月二十二日を期限とする最後通牒を送り「清国に撤兵を要求せよ。清国の宗主権を認めた条約を破棄せよ。」との要求をした。朝鮮側からの回答があったが、その内容を不満とした日本軍は、急に翌二十三日未明に王宮を占領した。親清国派は逃亡し、銃剣のもとで大院君を中心とする政権が誕生した。そして「朝鮮は清国の属国ではない。」と宣言し、朝鮮の独立とむじゅんする条約の廃棄を清国に通告するとともに、牙山にある清国軍の追放を大鳥公使に委任した。

こうして、日清両国は事実上の交戦状態に入ったのである。

七月二十五日、海軍は豊島沖の海戦で清国の輸送船を撃沈、同二十九日に陸軍は成歓・牙山の戦いで緒戦の勝利を収めて、八月一日正式に清国に対し戦宣布告を行なった。

当時は第八師団の創設以前のことであり、仙台第二師団（師団長・佐々間左馬中将）に対して第一次動員が、明治二十七年（一八七四）九月二十五日下令された。

動員令が下ると、赤紙の召集令状が町村職員により召集された予後備役の軍人に手交され、通知を受けた者は自分の仕事を放擲して歓呼の声に送られて入営した。一方、軍夫の募集や馬匹の徴発も行われて、動員は三十日に完了した。

当時の召集兵の大部分は歩兵であり、青森歩兵第五連隊に入隊、第二師団翼下の第四旅団に編成された。第四旅団は、陸軍少将・伏見宮貞愛親王が旅団長で、青森歩兵第五連隊、歩兵十七連隊、仙台後備歩兵第四連隊から成っていた。

動員下令以来一か月、待望の「出征命令」が十月二十四日に下り、十一月五日までに広島に集結することになった。当時開通していた東北本線で青森歩兵第五連隊は、打上げ花火や歓呼の声に送られて十月二十八日出陣し、十一月一日広島到着、戦略予備軍として第二師団は約二か月余滞在し、翌二十八年一月十二日に宇品港を出発同月十七日大連湾に到着後、第二軍司令官・大山巌大将の指揮下に入った。

歩兵第五連隊の乗船した船団は一月十九日大連を出港、二十日午前八時、軍艦八重山・全剛・愛宕・摩耶などの艦砲援護射撃に助けられて、初陣を敵前上陸で飾った。

始めて大陸に一歩を印してみれば、寒風吹きすさび、積雪で白一色に気温零下十度余り、さすがの東北健児も大陸の寒さに驚いた。日も暮れかかる午後五時から行軍が始められ、道路はせまく雪で方向を迷い敵の襲撃にあったりして、上陸第一日は戦争の苦しさをいやというほど味わった。

そして、二十四日には第六師団の一部も栄城県に到着、大山軍司令官も上陸していよいよ威海衛に向って進撃することになり、第二師団は左縦隊として海岸より栄城・威海衛街道を南進し、三十日を期して威海衛軍港を攻略することとなり、第四旅団は鳳林集東南高地虎山の攻撃を行なうこととなった。

午前六時虎山北方の高地から猛烈な砲撃を受けた。第五連隊の将兵は、突かん攻撃で敵砲兵陣地に突入してこれを奪取した。敵は第二陣地に拠って抵抗しようとしたが、連隊の追撃を恐れて砲四門を捨てて敗走した。二月二日には威海衛に達し、北岸砲台をいくつか占領し、第五連隊は威海衛軍港の西方の守備に当った。

一方、清国は旅順が陥落した日、アメリカ公使を通じ講和談判の開始を申し込み、天津税務司英人デットリング

が李鴻章の信書を持参して来日、我が方の講和条件を探ろうとして、伊藤首相に会見しようとしたが謝絶された。ついで、二十八年（一八九五）一月三十一日、総理衛門大臣張陰垣が全権委員として広島に到着したが、国際法上の資格に欠けるとして相手にしなかった。

その間、ついに威海衛も陥落し、力と頼む北洋艦隊も全滅して、いよいよ三月十九日李鴻章が来日することになり、伊藤首相、陸奥外相らと交渉することになった。

交渉結果は、のちに三国干渉により、返還を余議なくされた遼東半島、台湾、澎湖島の割譲・朝鮮の独立承認・賠償金二億両の支払い、その他の講和案がまとまって四月十七日調印を終了した。

威海衛の攻略戦を終えた歩兵第五連隊は、二月二十三日同地から乗船、二十四日旅順に上陸した。

一方、講和条約で我が国に割譲された台湾は、日本の支配下に入ることを快く思わない島民はによって、台湾共和国を樹立したと称して欧洲諸国に通告したりした。また、不平賊徒の来襲が執ようで、五月二十九日には近衛師団が上陸し、同三十八年七月に歩兵第五連隊も伏見宮貞愛親王の率いる混成旅団に編入されて、台湾に向って進発し、八月二日には連隊本部、第一大隊、第二大隊は大連から乗船、同六日基隆港についた。

気候風土の異った亜熱帯の台湾では、寒国育ちの郷土兵士は大いにこたえた。発病する者が非常に多く、戦闘力の消耗がおびただしく、連隊長・渡辺進中佐も赤痢で新竹兵站病院で九月十五日病没しているし、岸武四郎中尉もコレラで死んでいる。

九月十三日、第五連隊は台北に集結した。この時の連隊幹部は佐々木直大佐以下各大隊長、中小隊長も、一月広島を発つときと比べると、顔ぶれがからりと変ってしまっていた。薬品、医療施設も進歩していなかった当時、マラリヤ・コレラ・赤痢などの悪性伝染病の流行する南方作戦は全くお手上げの状態であった。病気で入院する者が続出、二回も兵員を補充しながら一個中隊が百名以下と減って戦闘力を低下させた。

その後も敵と病魔に悪戦苦闘を続けて十月二十一日台南が陥ち、敵将劉永福は舟で島を逃げ落ちて、台湾も次第に日本の統治に服してきたので、明治二十九年（一八九六）四月歩兵第五連隊も、台南から宇品経由で五月十八日葉桜の青森に凱旋したのであった。

戦死、傷病死の方々は次の通りである。

日清戦争と台湾征伐の戦没者

日詰地区

明二八・一一・二四	台湾大甫林舎営地	病死	陸軍一等卒	長谷川小太郎

水分地区

明二八・一一・二三	台湾島台南兵站病院	戦病死	陸軍一等卒	坂本　円次郎
明二八・　七・一六	清国福建省沖航海中福岡丸船上	戦病死	陸軍一等卒	須川　十蔵

志和地区

明二八・　八・一〇	台北兵站病院	戦病死	陸軍一等卒	阿部　福松
明二八・一〇・二〇	台湾基隆兵站病院	戦病死	陸軍一等卒	高橋　善太郎
明二八・一〇・二三	広島予備病院	戦病死	陸軍二等卒	熊谷　哲太郎
明二八・一一・一一	台湾基隆病院	戦病死	陸軍二等卒	吉田　友次郎

赤石地区

明二八・　七・一七	広島陸軍病院	戦病死	陸軍軍属	山口　菊松
明二八・　七・三〇	従軍中清国にて	戦死	陸軍軍夫	高野　倉吉

明二八・七・五	清国領地旅順	戦死	陸軍軍夫二十人長	熊谷平八
明二八・八・二三	広島予備病院	戦病死	陸軍一等卒	高橋金松
彦部地区				
明二八・七・六	清国盛京省劾抑樹屯兵病院	戦死	陸軍一等卒	川村銀次郎
佐比内地区				
明二八・一二・二六	仙台予備病院	戦病死	陸軍二等軍曹	松坂俊蔵
明二九・四・九	台湾基隆兵站病院	戦病死	軍属人夫百人長	金田一謹之助
長岡地区				
明二八・二・一三	清国山東省第二軍第一野戦病院	戦傷死	陸軍二等卒	工藤徳蔵
明二八・九・一	台湾台北病院	戦病死	陸軍一等卒	小地沢円蔵
明二八・九・一	仙台陸軍衛戍病院	戦病死	陸軍二等卒	阿部勘次郎

第三　八甲田山遭難

青森歩兵第五連隊第二大隊の八甲田山遭難については「白雪深く降り積る、八甲田山の麓原、吹くやラッパの声までも。……」の『陸奥の吹雪』の軍歌と共に、その壮烈と悲惨さは、今も年輩の老人達の脳裡に深く刻み込まれている。

日清戦争で得た遼東半島も、露・独・仏の三国干渉により返還を余儀なくされ、変ってロシアは南進政策を取り、満洲に進出してきた。我が国は権益保持のために早晩満洲の野において、当時世界最強といわれていたロシア

を仮装敵国として、日夜訓練にいそしんでいた。その一環として耐寒訓練が実施されていた。

明治三十五年（一九〇二）一月下旬雪中行軍により、青森から田代を経て、三本木に進出し得るや否やを判断するため、田代に向って一泊行軍を行い、若し進出可能ならば後日戦時編成の歩兵一箇大隊を以って、青森屯営より三本木に至る行軍計画、大小行李特別編成案を作定するにあった。

同月二十三日午前六時三十分営門を出発した第二大隊将兵二百十名は、田代めざして行軍を開始した。午後から天候激変により前進不可能となり、方位も判断できない最悪の状態に陥り、烈風にさらされて部隊行動も不能となり、低気圧による猛吹雪は、翌日も更に翌々日の二十五日も吹き荒れた。連絡もとぎれて各自四散して凍傷による犠牲者が続出し、参加人員二百十名中生存者が十一名という大損害を蒙った。これら将兵の出身地は宮城・岩手・青森県の現役兵が主体であり、その内、岩手県関係者が百三十九名と圧倒的に多数の犠牲者を続出している。紫波郡内においても十二名の尊い人命が失なわれている。

その中の生存者十一名中に彦部地区大巻の阿部卯吉一等卒がおるが、同氏は二十八日午前九時頃鳴沢の炭焼小屋で、三浦武雄伍長と共に救出された。凍傷により下肢両足を脚部より切断されたが、強固な精神力と忍耐力とで義足を着用し、大工職として手腕を発揮し優秀な作品を制作して昭和三十八年七月二十八日天寿を全うして他界している。

遭難者の捜索は非常な困難を極め、一月二十八日から五月二十八日までの百二十一日間という、長期におよぶ大規模なもので師団各隊からの捜索隊員も五千二百人以上の動員であった。

当町の犠牲者は次の方々である。

八甲田山遭難の凍傷死者

日詰地区				
明三五・　三・二九	青森県東津軽郡八甲田山麓	凍傷死	陸軍一等卒	内川　卯三吉
志和地区				
明三五・　一・二五	青森県八甲田山雪中行軍	凍傷死	陸軍一等卒	長谷川栄四郎
同　　一・二六	同	同	陸軍伍長	富岡　信忠
彦部地区				
明三五・　一・二四	青森県八甲田山雪中行軍	凍傷死	陸軍一等卒	花籠　三蔵
佐比内地区				
明三五・　一・二四	青森県八甲田山雪中行軍	凍傷死	陸軍伍長	多田　熊太郎
同　　同	同	同	同	山影　運蔵
赤沢地区				
明三五・　一・二三	青森県八甲田山下田茂木野駒込川の上流附近	凍傷死	陸軍上等兵	藤原　喜八郎
明三五・　一・二五	青森県東津軽郡田茂木野附近	同	陸軍二等卒	佐々木　善吉

第四　日露戦争

世界の国々から恐れられていた清国が日清戦争に敗れ、その弱さが知れると欧州の諸国は清国組み易しと、中国

に勢力を伸ばし始めた。

明治三十五年（一九〇二）に「義和団」なる宗教団体が中心となって、諸外国の進出を退けるという目的で内乱が起った。これに対して日本・ロシア・イギリスなどの八か国は、居留民保護のために軍隊を出兵させてこれをしずめた。この事件を「義和団の乱」または「北清事変」という。

乱がしずまると、各国は軍隊を引きあげたが、ロシアだけは南下政策をとり、逆に満洲に軍隊を留めておき、清国と結んで満洲を自国の勢力下に置くようになり、鉄道の布設や、領地の租借・軍港・砲台などの軍事施設の拡大強化を計り、朝鮮を経由して満洲に進出しようとする日本と衝突するようになった。

一方、印度や中国に進出しようとしていたイギリスは、ロシアの進出を防せごうとしていた。そこで目的を同じくする日本とイギリスは、明治三十七年（一九〇四）に両国との間で日英同盟を締結して、ロシアに対して満洲から軍隊を引きあげるよう要求した。

しかし、ロシアは軍隊を引きあげないばかりか、却って軍隊を増加して、満洲の支配を増強してきた。日本国内世論もロシア撃つべしとの声が全国にみなぎった。

明治三十七年（一九〇四）二月十日、ロシアに対し宣戦を布告して開戦となった。日本軍は、各地で優勢なロシア軍を破り戦争を有利に展開したが、なにしろ強大な大国ロシアを相手の戦闘のため、莫大な戦費を余儀なくされ、圧倒的多数の大軍を相手に戦わなければならなかった。

郷土兵の主体である歩兵第三十一連隊も、開戦四か月にして動員下令となり、更に三ヶ月間待命を待って、ようやく九月三日、四日の両日に衛戍地弘前を後に出征の途についた。九月七日大阪到着、十月四日輸送船博多丸で連隊本部、第一大隊（第四中隊欠）、第八師団司令部、翌五日には備後丸で第二大隊、伊予丸にて第三大隊、旅順丸で第一大隊の第四中隊がそれぞれ乗船、同月八日から十一日にかけて清国柳樹屯にそれぞれ上陸、金州発列車で遼

陽付近の鷲房附近に集結した。

その後、各地で戦闘に参加しつつ進撃したが、特に激しかったのは、同三十八年（一九〇五）一月二十六日から二十八日にかけての、黒溝台の戦闘で、吾れに対して十倍以上の大敵軍と遭遇し、多大の戦死者を出しながら、ついに、敵の大軍を潰走させて、以後の奉天の大会戦の勝因をもたらし、第八師団をして「国宝師団」の勇名をとどろかせたのであった。

この間、海軍も旅順を封鎖し、当時世界最強艦隊といわれていたロシアのバルチック艦隊を日本海に撃沈させ大勝利を得たのであった。

しかし、日本は兵力も戦費も使い果した状態となりつつあった。一方ロシアも、生活に苦しんでいた農民や労働者階級は、皇帝政治に反対する革命運動が起きた。

それらの状況を察知したアメリカ合衆国は、日露両国に対して講和をすすめ、明治三十九年（一九〇六）アメリカのポーツマスにおいて講和会議が開かれ、双方の主張が異り、戦いに勝っていると思っている日本と、負けたと思っていないロシアとの考えの相違であった。しかたなく北緯五十度以南の樺太と、ロシアが中国に持っていた土地や、鉄道の利権を譲り受ける条約を締結した。

この条約で韓国を日本の保護国とし、伊藤博文が総督として韓国に行き、外交・軍事・警察等の実権を掌握することになった。

そのため韓国民は、日本に対して反抗し、後に伊藤博文はハルピン駅ホームで韓国青年の凶弾に倒れ、それを機会に明治四十四年（一九一一）に日韓合併条約が締結されて韓国を朝鮮と改めた。

この結果、朝鮮は日本の植民地となり、ここを基地として、更に大陸に進出する足場とし、次の戦をむかえることになるのであった。

この日露戦争で、戦闘する第一線の兵士もさることながら、幾ら勤務しても階級の上ることのない輜重輸卒が、戦闘の第一線まで、兵糧・弾薬・死傷者の運搬に、銃を手にせず、無防備のままに命がけで奉公し、一般兵より低い地位におかれながら、不平不満もいわず、国を愛し国を護るの一念から働きつづけた尊い戦死者も多数出している。

本町の軍人、軍属の戦死、傷病没者は次の方々である。

日露戦争の戦没者

日詰地区

明三八・三・一	清国盛京省月堡子附近	戦死	陸軍少尉	菱川	六七八
明三八・三・一	清国黒溝台の戦闘にて	戦死	陸軍中尉	伊藤	清輔

古館地区

明三八・一・二七	清国黒溝台蘇麻堡	戦死	陸軍一等卒	戸塚	清次郎
明三八・三・六	清国盛京省甘官屯魚鱗堡	戦死	陸軍伍長	山本	梅吉
明三八・九・一	韓国咸鏡北道中嶋附近	戦死	陸軍一等卒	横沢	直助

水分地区

明三八・三・七	清国盛京省揚土屯	戦死	陸軍上等兵	松崎	三蔵
明三八・三・五	清国盛京省小樹堡	戦死	陸軍上等兵	菊池	荘次郎
明三八・一・二六	清国盛京省黒溝台西南方津塚ケ岡	戦死	陸軍上等兵	阿部	喜八

明三八・三・六	清国盛京省蘇麻堡戦地定立病院	戦死	陸軍上等兵	佐藤午蔵
明三八・九・四	清国奉天附近の戦	戦死	陸軍二等兵	畑山竹次郎
明三九・三・二七	広島予備病院？	戦病死	陸軍輜重輸卒	藤尾善五郎
志和地区				
明三八・二・二六	広島予備病院	戦傷死	陸軍上等兵	高橋庄次郎
明三八・二・二六	清国黒溝台の戦闘	戦死	陸軍一等卒	高橋長七
明三八・一・二七	清国蘇麻堡	戦死	陸軍上等兵	松岡與太郎
明三八・三・一六七	清国揚子屯	戦死	陸軍伍長	堀田佐平治
明三八・七・一六	清国後双楼台	戦死	陸軍二等卒	阿部定吉
明三八・七・一二	岩手病院	公病死	陸軍曹長	小田中権次郎
赤石地区				
明三七・一二・八	清国大連兵站病院	戦病死	陸軍三等看護長	大川七五郎
明三八・一・二五	清国黒溝台の戦闘	戦死	陸軍上等兵	玉山松太郎
明三八・三・二〇	清国盛京省	戦死	陸軍二等卒	長谷川由太郎
明三八・四・二一	広島予備病院	戦病死	陸軍一等卒	高橋佐吉
明三八・八・四	弘前予備病院青森分院	戦傷死	陸軍一等卒	佐藤佐吉
彦部地区				
明三八・三・六	清国盛京省	戦死	陸軍一等卒	橋本由蔵
明三八・五・二三	遼陽兵站病院	戦傷死	陸軍上等兵	阿部要蔵

佐比内地区

明三八・一・二七	清国盛京省	戦死	陸軍一等卒	中田　佐太郎
明三八・三・七	清国盛京省	戦死	陸軍上等兵	山影　萬次郎
明三八・三・七	清国盛京省	戦死	陸軍二等卒	橋本　與助
明三八・三・七	清国盛京省揚子屯	戦死	陸軍上等兵	梅津　梅蔵
明三八・三・七	清国盛京省甘官屯	戦死	陸軍一等卒	多田　忠蔵
明三八・四・一三	広島予備病院	戦傷死	陸軍一等卒	藤井　勘次郎
明三八・一〇・一八	清国慶運堡	戦死	陸軍一等卒	金田一　薫

赤沢地区

明三八・一・二七	清国盛京省	戦死	陸軍一等卒	菅原　春松
明三八・三・七	清国盛京省蘇麻堡	戦死	陸軍上等兵	池田　喜平治
明三八・三・八	遼陽第四師団野戦病院	戦傷死	陸軍上等兵	藤島　権之亟
明三八・三・一八	清国盛京省	戦死	陸軍一等卒	田村　儀三郎
明三八・一一・一九	弘前衛戍病院	戦傷死	陸軍二等卒	山田源右衛門
明三八・九・一三	清国山海関	戦死	陸軍二等卒	福田　與太郎

長岡地区

明三八・一・二五	清国盛京省嫣々街	戦死	陸軍上等兵	稲垣　喜代松
明三八・一・二五	清国盛京省嫣々街	戦死	陸軍上等兵	工藤　仁太郎
明三八・三・六	清国盛京省甘官屯	戦死	陸軍一等卒	阿部　栄吉

明三八・七・二六	(長谷川大将馬卒)陸軍代用馬卒	北田久太
明三九・三・一五	陸軍一等卒	半田半三郎
明三九・一二・一一　明三八・一二・一一召集解除後	戦病死	陸軍二等卒　福士長右ェ門

第五　日独戦争（第一次世界大戦）

大正三年（一九一四）七月に始まった第一次世界大戦は、その原因がオーストリヤ国皇太子及び同妃がセルビヤの青年に暗殺されたことを直接原因とし、オーストリヤとセルビヤとの開戦に端を発し、前者に味方したドイツ・トルコ・ブルガリヤの同盟国軍と、後者を援けたイギリス・フランス・ロシヤ・イタリヤ・ベルギー・日本・アメリカ・中国・ルーマニヤなどの連合国家との間の戦争に拡大した。

日本もイギリスと同盟を結んでいたので、イギリスが望まなかったがドイツに最後通牒をつきつけ、膠洲湾のドイツ領土の割譲を要求し、それが入れられないとみて宣戦を布告した。

日英連合の船隊は青島を砲撃し十月十九日には英軍の死傷者三名、我軍の損害なしと当時の新聞に報道されたり、同月十四日佐世保特電として岩手日報紙上に、敵砲台を砲撃中に負傷した英艦の主計少佐スミス氏外一名、我が傷病兵と共に本日佐世保に着き海軍病院に入院と報じている。

十一月七日には青島軍港を攻略した日本海軍は、膠洲湾を脱出したドイツの東洋艦隊を追跡してアジア水域で作戦行動を行い、更に遠く地中海にも艦隊を派遣して連合国と協力した。

一方欧州（ヨーロッパ）では最も頑強に戦ったドイツも、大正七年（一九一八）七月に至って衰退し始め、同年十一月休戦、翌年ヴェルサイユ条約その他によって講和が成立した。

戦争参加人員は、同盟国側で約二千四百万人、連合国側で四千三百万人であり戦域は世界の大部分に及んだ。本町の戦没者は次の方である。

日独戦争（第一次世界大戦）の戦没者

佐比内地区

大三・一〇・一八　中国膠州湾外大公島附近高千穂乗船沈没　戦死　海軍一等機関兵　山影　与平松

第六　古間木列車衝突事故

大正五年（一九一六）十一月二十九日午後三時三十五分、白河駅発尻内（しりうち）駅行きの二百二十一号列車は、一ノ関駅にて客車十七輌を増結し、県下壮丁八百余名を収容して弘前入営兵の臨時増結編成されて、午後六時四十七分盛岡駅に到着、入営兵を収容し尻内駅へと出発し、同駅に到着した列車は更に臨時列車二百三十一号列車となって、午後九時四十五分尻内駅を発車した。

列車は北進して下田駅を十四分遅れの午後十一時二十七分発車、一方、同日発上り三〇八号列車は、古間木駅を定刻より五分早着したので、古間木駅助役・都谷森は下り臨時列車のあることを失念して、定刻なれば午後十一時三十六分発車するところを五分早く発車させた。

現在のように東北本線は複線でなく、単線運行の時代であったので、古間木駅（三沢駅）都谷森助役の下り臨時列車のあることの失念もさることながら、下田駅助役大橋福太郎が臨時列車の十四分遅れでの発車を、古間木駅への通知のため、自駅のダブレットのベルを鳴らしたのに、臨時列車が全く念頭に無かった古間木駅都谷森助役は、

下田駅が上り定刻列車の自己呼び出しに応じたと思いこみ、下部スライダー（引手）を引く。本来は下田駅より下り列車が発車、古間木駅との間に列車が入って走行中であり、古間木駅のダブレットは決してスライダー（引手）より出てくるはずがないものなのに、どうしたものか完全なダブレットが出てきた。

これを三〇八上り列車に交付し発車せしめた。したがって南北両進する夜行列車が、古間木駅南方約一・六粁の地点に差し掛り午後十一時五十分大音響と共に衝突し、大惨事が発生したのであった。

現場は惨たんたる光景で、一時は小火災も発生し、負傷者の悲鳴は夜中に叫び、肉片、血痕がいたるところに付着し、驚異のどん底に陥れられた。

客車十七輌中、七輌は転覆し、そのうち三輌は粉砕し一輌は半分破壊され、上り貨物車輌も三輌は大破損を蒙った。

死傷者は、機関士はもちろん壮丁も死者二十四名、重傷者五十七名、軽傷者百余名を出し、負傷者は八戸、青森の病院に収容せられ、死者は古間木駅第一号倉庫内に莚を敷き安置せされ、担架で収容される死体には頭部と胴体と放れたるもの、手足の切断、顔の識別にも困難な者もなど凄惨さは目も当てられなかった。

註　壮丁外に付添人として赤沢村役場職員梅沢徳次郎も頭、背部に重傷を負った。
死亡された方々は次のとおりである。

古間木列車衝突事故の死亡者

死亡月日	場所	地区名	氏名
大五・一一・二九	東北本線古間木下田駅間	古館	長谷川民蔵
大五・一一・二九	同	同	小川七五郎

大五・一一・三〇　東北本線右間木下田駅間　志和　松岡卯太郎
大五・一二・一　同　同　細川山五郎
大五・一二・一　同　彦部　佐藤啓介

第七　河内艦爆沈事件

大正七年（一九一八）七月十二日午後三時五十七分、軍艦「河内丸」は山口県徳山湾に碇泊中、中央部に爆発を起して約四分後に沈没した。（徳山湾は山口県都濃郡にあり、湾内に海軍練炭製造所、所在地たる徳山町あり）

死傷者は艦長、副艦長の外士官候補生以下二十三名、特務士官二名、准士官十一名、下士卒約百名にして、同艦は明治四十三年（一九一〇）横須賀海軍工廠において建造進水した戦艦で、排水量二万八千トン、速力十二海里、巨砲十二吋砲十二門、六吋砲十門を有し、戦艦「攝津丸」と姉妹艦であり最新鋭の戦艦であった。

同艦には、乗組員が一千五十二名にて、伏見宮博義王殿下も候補生として御乗艦あられたが、爆発と同時に他艦に移乗せられて災難を免かれた。同艦と運命を共にし、水難に殉死された方々は次のとおりである。

河内艦爆沈事件の死亡者

志和地区

大　七・　七・一二　山口県都濃郡徳山湾　爆沈死　海軍三等機関兵　小田中忠五郎
同　同　同　同　湊澤富也

古館地区

大　七・　七・一二　山口県都濃郡徳山湾　爆沈死　海軍三等水兵　菊池　幸四郎

第八　満州事変

昭和五年（一九三〇）頃から、日本の支配階級によって「満蒙の危機」が叫ばれ、満蒙は日本の生命線であるとのことが強調されてきた。

それは、中国における民族運動の発展によって、日本の満蒙支配に対する中国民族の反抗が高まったこと、世界恐慌の波及によって、日本帝国主義が満蒙からひき出していた利益が少なくなったことが影響している。

とりわけ、軍部の右翼や植民地資本家などは、対ソ戦略基地、中国革命抑圧の拠点としての満州の位置は、日本の海外投資の過半を占め、日本帝国主義にとっては文字どおりの生命線である満州の比重からも、ここを軍事占領することにより独占的な植民地化しようとする強い要求をもっていた。

昭和六年（一六三一）九月十八日未明、奉天（瀋陽）駅北方七粁半の柳条溝の鉄橋が爆破、虎石台駐屯の独立守備隊歩兵第二大隊第三中隊（長川島正大尉）は、文官屯（北大営北方四粁付近）において夜間演習実施中、北大営方向に爆破の轟音を聞き、演習を中止して北大営の支那軍を攻撃開始した。

そして、これを中国軍の行為であるとして、「自衛のため」の行動と称して満鉄沿線一帯にわたり軍事行動を起し、その日のうちに長春、四平街、奉天（瀋陽）などの中国軍を攻撃してこれを占領した。

この関東軍の行動は、あらかじめ計画されたものであり、当時、僅か一万の関東軍の兵力で、三〇万の中国軍を奇襲攻撃して成功したものであった。

九月二十一日には、朝鮮軍の一部が中央の命令を待たずに越境渡満して戦争に加わっている。

内地部隊では初期の出動命令は弘前混成第四旅団長（鈴木少将）に、昭和六年（一六三一）十一月十一日に下令された。同旅団の編成は歩兵四箇大隊で、第一大隊は青森歩兵第五連隊の第三大隊、第二大隊は弘前歩兵第三十一連隊の第二大隊、第三大隊は秋田歩兵第十七連隊の第三大隊、第四大隊は山形歩兵第三十二連隊の第二大隊を基幹とし、弘前騎兵第八連隊の第二中隊、弘前野砲第八連隊の第一大隊、その他通信隊、衛生班等で編成完了し、十四日午前一時五十分歓呼万才の声に送られ列車で宇品港へと征途についた。十七日午前に宇品出港、朝鮮釜山上陸、二十日奉天下車、三十日夜チチハルに出動命令を受け、四平街から満鉄本線と別れて左行し、十二月二日龍江駅に到着し車内に一泊、翌三日下車してチチハル市内を従貫して北大営まで示威行進を行い、零下四十二度という極寒を初体験した。同地で警備中も阿里新屯その他の匪賊討伐をしたが特記すべき戦果もなかった。

チチハルから荘河警備と変り、昭和七年（一九三二）三月十九日敵の抵抗を駆逐して荘河に入城、約一か月駐留、討伐に出動すること十余回、匪賊百七十名を捕虜として凱歌を挙げたことは、混成時代の華々しい痛快戦であった。

三月十七日荘河から南満の錦州へと転戦を命ぜられ移動することになった。

一方、昨年十一月十四日第二大隊を混成第四旅団に出動させた残余の歩兵第三十一連隊の残留部隊は、弘前にあって武技を練りつつ出動命令を待っていた。その待望の出動命令が下り、四月十四日「第三大源丸」で青森港を出航し、十七日大連に上陸して満州の地に第一歩を踏みしめた。

直ちに列車で錦州に到着、昨年十一月先遣混成旅団として渡満していた第二大隊と合流、四月下旬編成替が行われて第二大隊も本来の歩兵第三十一連隊長の指揮下に入った。

連隊は新陣容で遼西の警備につき、昭和八年の熱河攻略まで支那義勇軍並に匪賊の討伐回数も三十余回に達し将兵の苦労も並々でなかった。

その後も戦闘を繰返し、連隊長の交代も行われ、特に義県城内方面の戦闘では、優勢な敵の側背攻撃を行って大混乱に陥しいれ、甚大なる損害を与えて潰走させ、敵の遺棄死体約三百、捕獲迫撃砲四門、小銃、拳銃、弾薬多数をかくとくして大勝し、西師団長より賞詞を受けて面目を新たにした。

その後、熱河作戦に従事し、四月二十二日以降三十日までの劉家口附近の戦闘では優勢な敵の大軍を攻撃潰走させたが、特務曹長以下戦死者九名、負傷者七十八名の犠牲を余儀なくされた。

更に万里の長城に立ちこもる敵を、古北口、あるいは山海関に攻め、六メートル余の城壁攻略で多大な死傷者を出しながら、山砲隊等の協力でこれを占領して北支地域へと攻撃戦域も拡大していった。

一方、昭和七年（一九三二）三月一日関東軍の指導のもとに「満州国」が作りあげられると、国内でも軍部の行動に批判的であった支配階級もこの頃になると満州支配に積極的となり、帝国議会は「満州国承認決議案」を可決して政府を激励し、九月十五日には正式にこれを承認して日満議定書を結んで従属関係を確定し、翌八年二月には国際連盟を脱退した。

他方、北支に入った郷土部隊は、北京めざして進撃したが五月二十五日停戦となり、万里の長城の線まで徹退することで停戦協定がなされ戦闘は終結した。

郷土部隊中歩兵第三十一連隊関係者の死傷者の数は千三百名である。

我が軍郷土部隊中、当町の戦死者は歩兵第三十一連隊の左記の方々だけである。

満州事変の戦没者

志和地区

昭和八・四・一四	河北省営河燕戦闘	戦死	陸軍伍長　高橋富蔵

昭和八・四・二四　河北省南天門　戦死　陸軍伍長　北條勝一郎
主として歩兵第三十一連隊を記載した。

第九支那事変

昭和十二年（一九三七）七月七日、北京郊外で日本軍の一部と中国軍隊との間に衝突が起った（蘆溝橋事件）。この紛争は双方現地軍の間で解決の協定が成立した。

それにもかかわらず、七月十一日には、政府及び軍部が戦線拡大を策し、「北支事変」と呼称し、更に内地から出動した各部隊が中国各地で戦闘を拡大して「支那事変」と改称し、開戦時に当って近衛文麿内閣及び陸海軍部は、中国との戦争について終結の確かな見通しをもっていなかったといわれる。

中国の抗日体制は、満州事変当時と同じものと考えて漫然と戦火を拡大し、十二年末までには華北の鉄道沿線主要都市を占領し、華中でも上海・南京を陥れ、同十三年（一九三八）十月には広州武漢を攻略した。

しかし、中国側は相つぐ敗戦にもかかわらず国共合作が固められ、抗日の気勢は高まった。同年満ソ国境では「張鼓峰」事件が

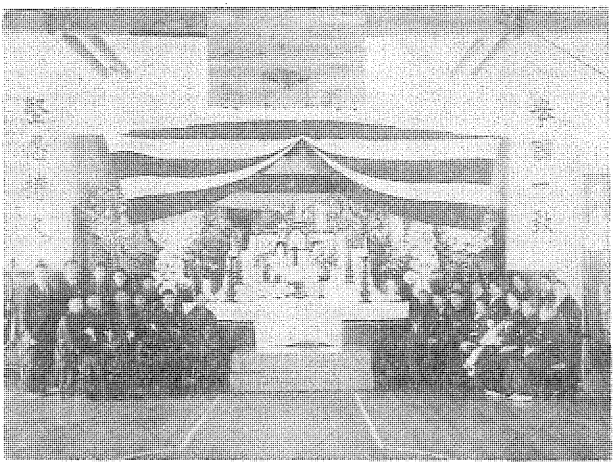


図 8-1　故滝沢正三郎陸軍上等兵の町葬（昭和14年11月）

発生するなどして、軍部は対中国戦よりも対ソ戦に対して重大な関心を払わざるを得なくなった。

一方、国内は十二年秋から「国民精神総動員運動」が行なわれ、国民学校令の制定に伴なって教科書の軍国主義的書替えなどの思想教育の統制は一段と強まり、同十三年三月には国家総動員法が軍部の圧力で成立し、同十四年（一九三九）五月には「ノモンハン事件」が発生し、日本は軍事多難とならざるを得ず、全中国に戦闘部隊を展開させその収集の目安もないままに、中国への物資援助ルートを遮断のため北部仏印に進駐し、戦場は拡大の一途をたどりつつ、太平洋戦争へと突入して敗戦によって終結をした。

その間、事変発生間もなく、郷土の予後備兵は充員招集され、最初の出征部隊である第百八師団将兵を初めとして、幾多の部隊が編成派遣され尊い人命を失なわれた方々は次のとおりである。

支那事変の戦没者

日詰地区				
昭一三・一〇・二七	満州国熱河省承徳陸軍病院	戦病死	陸軍上等兵	本野豊吉
昭一三・一一・二五	中国通城	戦死	陸軍上等兵	中村武三
昭一四・一・三	中国廣東省	戦病死	陸軍上等兵	八重樫正吉
昭一四・一・一〇	中国河南省西華県	戦死	陸軍上等兵	菅原達郎
昭一四・七・四	廣東陸軍病院	戦病死	陸軍上等兵	簇福重吉
昭一四・九・二九	中国河北省霊封県陳荘鎮	戦死	陸軍上等兵	滝沢正三郎
昭一五・八・四	横須賀海軍病院	病死	海軍一等機関兵	阿部正三郎
昭一五・九・四	中国山西省	戦死	陸軍上等兵	遠藤市郎

昭一六・一・二二	岩手病院（弘前陸病より送院後死亡）	病死	陸軍兵長	中川一男
昭一六・三・一六	千葉県西瑳郡共和村	公病死	海軍一等主計	星川浩一
昭一六・八・四	中国山西省普城県澤州	戦病死	陸軍兵長	新道英次郎
古館地区				
昭一三・二・二四	中国山西省府城鎮	戦死	陸軍上等兵	長谷川与次郎
昭一三・一〇・二〇	盛岡陸軍病院	公病死	陸軍伍長	高橋権吉
昭一三・一一・二〇	満州国奉天陸軍病院	公病死	陸軍上等兵	長谷川小太郎
昭一四・一二・二二	中国廣西省南寧県沙平地附近	戦死	陸軍上等兵	加藤壽一
昭一五・三・三	岩手病院（除隊後病死）	戦病死	陸軍上等兵	高橋勝三
昭一五・五・二四	中国山西省陽城県国村鎮東方	戦死	陸軍上等兵	久慈富蔵
昭一四・八・二八	廣島陸軍病院	戦病死	軍属	閑次男
水分地区				
昭一四・五・三〇	中国山西省新県白塔余北方高地	戦死	陸軍伍長	藤原二三
昭一四・一一・八	弘前陸軍病院	公病死	陸軍衛生伍長	武田精之
昭一五・一・二七	中国江蘇省東海県新浦鎮東方六粁	戦死	陸軍伍長	鷹木勘次郎
昭一五・五・二三	盛岡陸軍病院	戦病死	陸軍上等兵	藤原重平
昭一六・六・五	盛岡病院志和診療所	戦病死	陸軍一等兵	鱒沢正太郎
昭一六・八・二四	弘前捜索第五八連隊留守隊	事故死	獣医務伍長	佐藤辰次
志和地区				

昭一三・九・六	南京上空自爆	戦死	海軍三等航空兵曹	小田中　正喜
昭一三・一一・一五	弘前陸軍病院	公病死	陸軍砲兵伍長	高橋　勝三郎
昭一四・四・一九	中国山西省臨汾県浮山	戦死	陸軍中尉	小田中　二男
昭一四・六・二〇	中国山西省臨汾県明山	戦死	陸軍上等兵	小田中　盛栄
昭一五・三・三〇	ハルピン陸軍病院	戦病死	陸軍上等兵	中里　金太郎
昭一五・七・五	ハルピン陸軍病院	戦病死	陸軍一等兵	鱒沢　孝郎
昭一五・七・八	中国山西省大原	戦病死	陸軍上等兵	鷹觜　良蔵
昭一五・七・二四	小倉陸軍病院	戦病死	陸軍伍長	畠山　耕太郎
昭一五・八・一三	中国山西省長治県輸次陸軍病院心県診療所	戦病死	陸軍衛生上等兵	熊谷　竹四郎
昭一五・一一・二〇	中国山東省莒県宮家庄附近	戦死	陸軍兵長	城戸　二郎
昭一六・八・一六	大阪陸軍病院金岡分院	戦病死	陸軍衛生一等兵	北條　直蔵
昭一六・九・二八	中国山西省平順県季庄東方高地	戦死	陸軍伍長	堀田　可三
赤石地区				
昭一三・五・二二	中国石家荘第三兵站病院	戦病死	陸軍上等兵	佐藤　国太郎
昭一三・六・二	河南省封邱県留光東方大ト砦附近	戦死	陸軍曹長	長谷川　才治
昭一三・一一・一〇	盛岡陸軍病院	戦病死	陸軍伍長	高橋　権次郎
昭一四・二・二	中国山西省洪州県西庄村	戦死	陸軍上等兵	安保　茂雄
昭一四・一一・八	中国江蘇省銅山県徐州	戦病死	陸軍上等兵	箱崎　一定
昭一五・五・三一	中国江蘇省塩城県陳窩附近	戦死	陸軍伍長	北條　善一

昭一五・八・二八	中国山西省紛陽県白石村	戦死	陸軍上等兵	幅野正人
昭一六・五・八	中国山西省聞喜県唐王山	戦死	陸軍兵長	照井功一
昭一六・五・二七	弘前陸軍病院堀越分院	戦病死	陸軍上等兵	照井啓介
昭一六・九・二五	廣東市河南新壌地	戦死	陸軍兵長	高橋春松
彦部地区				
昭一三・七・三	中国況南省済源県大谷沱	戦死	陸軍伍長	作山久右ェ門
昭一三・七・七	福岡県青山	戦傷死	海軍三等空曹	日下善蔵
昭一三・九・二三	中国河北省柏郷県附近	戦死	陸軍上等兵	佐藤正三
昭一四・一・二五	中国江蘇省宿遷県羅家坪附近	戦死	陸軍伍長	阿部源一
昭一四・三・二四	中国山西省浮山耶星村南方高地	戦死	陸軍伍長	照井孝太郎
昭一四・七・三〇	中国湖北省徳安	戦病死	陸軍曹長	葛千治郎
昭一五・一・一三	中国山西省長沿県経坊村	戦死	陸軍伍長	阿部梅吉
昭一五・三・二〇	弘前陸軍病院堀越分院	戦病死	陸軍上等兵	佐藤盛
昭一五・四・二八	弘前陸軍病院	戦病死	陸軍上等兵	川村文太郎
昭一五・一二・一一	中国河南省開封陸軍病院帰徳分院	戦病死	陸軍上等兵	藤根徳栄
赤沢地区				
昭一二・九・一二	中国唐官屯	戦死	陸軍一等兵	藤原賢治
昭一三・一一・三〇	弘前陸軍病院	戦病死	陸軍伍長	半田正造
昭一三・一二・三	中国山東省	戦死	陸軍上等兵	山田巳代治

昭一三・一二・　九	中国山西省臨汾野戦病院	戦病死	陸軍伍長	吉田　登
昭一四・　五・　三	大阪陸軍病院	公病死	陸軍上等兵	山田光一
昭一四・　九・二四	中国山西省浮山県	戦　死	陸軍曹長	阿部徳次郎
昭一四・一二・一五	中国山西省大池村附近	戦　死	陸軍上等兵	大角信一
昭一五・　五・　八	中国江蘇省桂陰県	戦　死	陸軍少尉	松坂武男
長岡地区				
昭一四・一〇・二三	弘前陸軍病院	公病死	陸軍上等兵	工藤由蔵
昭一五・　四・二四	中国山西省陽城県仙翁山附近	戦　死	陸軍上等兵	藤原克郎
昭一五・　六・　五	中国山西省沢州浪井村附近	戦傷死	陸軍上等兵	稲垣喜三郎
昭一六・　一・　三	中国河北省行唐県南流崗附近	戦　死	陸軍伍長	藤原莞爾
昭一六・一〇・　五	中国石家荘	戦　死	陸軍兵長	佐々木義一郎
昭一六・　八・二九	中国海南感恩県海軍病院	戦病死	海軍中尉	宮森源次郎
昭一六・一一・一五	中国山西省黎城県黄煙洞南側高地	戦　死	陸軍兵長	七木田権次郎

第十　ノモンハン事件

ソ連は、昭和八年(一九三三)から始まった第二次五か年計画で、極東地方の経済計画に重点を置くようになり、それに伴なって防衛力も急激に強化されるようになった。

他方、満州国防衛の責任を負うことになった関東軍は、満ソ国境で対立するようになり、太平洋戦争に入る前に

国境で日ソ両軍は激しい近代戦を戦った。張鼓峰、ノモンハンの両事件がそれである。

ノモンハン事件は、一箇師団が壊滅するという大損害を出して大敗で終わり、戦死、行方不明者七千人、負傷者九千人を越え、旭川第七師団長・小松原中将も病気で倒れ、管下の連隊長・森田大佐戦死、酒井・岡本両連隊長も負傷するという大惨敗で、当時の日本軍の敗戦は厳重な秘密で一般公開はされなかった。

ところは、外蒙と内蒙（満州国）との国境線のホロンバイル草原地帯で、国境線は両国とも明確でなく、どちらの国の守備隊が現地を占領守備しているかによって国境線はたえず移動するという状況であった。

ハルハ河の流れは蒙古平原の降雪量の少ない水不足地帯の唯一の塩分のない蒙古人の最良の飲料水である。この河を満洲国は、内・外蒙古の国境線と決めた。満州国建国前はハルハ河が外蒙の領分であったので、外蒙古は怒ってこれを奪回したかったが、対岸には満州国軍ががんばっているし、その背後には日本軍が控えている。

外蒙に駐留していたソ連軍は、一挙にハルハ河を渡って満州国に攻め入り、旧領ノモンハン附近まで進出して占領した。

昭和十四年（一九三九）五月十二日未明、第一次戦闘で同地域を警備していた第七師団長・小笠原中将は、配下の元盛岡騎兵第二十三連隊に撃退を命じた。連隊は航空隊の協力でソ連軍を撃退したが、しかし、連隊が引き揚げると、ソ連軍は再度ハルハ河まで追跡して来た。第二十三連隊が再度の出撃をしたところ、ソ連軍は飛行機・戦車・装甲車等を繰り出して、包囲された東連隊長以下ほとんどが全滅に瀕した。東連隊が苦戦に陥り谷川歩兵部隊に救援をたのんだが、何ゆえか協力に応ぜず、軍神といわれた東部隊長をあたら戦死させている。石川八十治少佐（雫石町）が連隊長を命ぜられたときは生存者は幾らもおらなかった。

約一か月無風状態が続き、第二次ノモンハン戦闘の八月十九日、ソ連の大攻勢で戦車の散開、機械化砲兵軍の猛爆、火炎放射戦車の出撃等々で、我が軍も火炎ビンの投擲決死隊で敵戦車に甚大な損害を与えたが、衆寡敵せず死

傷者の続出で、前記、石川騎兵二十三連隊のごときは隊長以下三十五人だったものが二十三人に減ってしまった。

関東軍各地からの出動があり歩兵第三十一連隊も東満国境に駐屯していたが、対戦車砲である速射砲一個中隊の動員下令が八月二十六日にあり、二十九日ハイラル到着第六軍の指揮下に入って、将軍廟附近において陣地構築に従事した。

当時大本営の企図は、支那事変処理のための北辺の平静を保持することであり、これがためにノモンハン方面においては、つとめて作戦を拡大することなく、速やかに終結を策することになった。

九月三日大本営作戦命令により「関東軍司令官はノモンハン方面における攻勢作戦を中止すべし。」との通達で、同月十六日停戦協定が成立し、派遣各隊は翌月それぞれ原隊に復帰している。

激戦で戦死された方は当町にも一名あります。

赤石地区

昭一四・八・三〇　満洲興安新巴爾虎右翼旗パルシヤカル

戦死　陸軍上等兵　長谷川喜右ェ門

第十一　太平洋戦争

太平洋戦争における日本軍の緒戦の成功は、米英の本格的作戦が始まらない間のことであって、ガダルカナル島の敗北以降、アメリカ軍の作戦が本格化すると、日本軍は全く守備に転じざるを

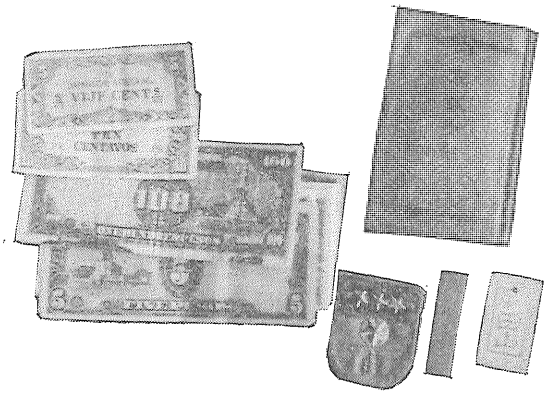


図8-2　従軍兵士の陸軍手帳・陸軍曹長記章・御守・フィリッピン紙幣

得なかった。

日本軍は開戦以来、太平洋の広大な水域に多正面同時作戦を余儀なくされ、一度守勢に立つと補給維持が困難となり、各島々は各個撃破されることになり、制空海権が敵の手中に入った以降は、後続補給もなく全員玉砕（ぎょくさい）をせざるを得なかった。

一方、本土は連日のように空爆され、広島・長崎に原子爆弾が投下されることによって、無条件降伏を余儀なくされて昭和二十年（一九四五）八月十五日終戦となった。

その間、各地の戦域で個立無援で最後まで戦い護国の英霊となられた方々の数は莫大であって、戦没者は次のとおりである。

太平洋戦争（日詰地区）の戦没者

昭一七・五・二八	神奈川県三浦郡北浦村野比海軍病院	戦病死	海軍一等機関兵	熊谷　茂治
昭一七・九・一	ガダルカナル（第二次ソロモン海戦）	戦死	海軍兵曹長	長谷川　信一
昭一七・一二・一五	ハルピン陸軍病院	戦病死	陸軍曹長	北條　慶次郎
昭一七・一二・二七	ソロモン群島ガタルカナル沖第一五〇二部隊救護所	戦病死	陸軍伍長	大巻　羊助
昭一八・三・一五	満州国奉天陸軍病院	公病死	陸軍兵長	主浜　勝太郎
昭一八・四・二一	中国山西省壱関午家掌附近	戦死	陸軍伍長	田中館　弥輔
昭一八・五・一七	ビスマルク郡島北方洋上	戦死	陸軍一等兵	瀬川　新三郎
昭一八・五・一七	ビスマルク群島北方洋上輸送船英蘭丸内	戦死	陸軍上等兵	山本　種吉
昭一八・八・二五	東経一四八度三〇分南緯一〇度四五分ニューギニア、ハンサ	戦死	陸軍大尉	菱川　充夫

昭一八・九・五	ニューギニヤ	戦死	陸軍軍曹	高橋　孝次郎
昭一八・一一・七	中国山東省長清県第三区	戦病死	陸軍上等兵	佐藤　正次郎
昭一八・一二・一一	本籍地日詰町にて	公病死	海軍一等機関兵	熊谷　栄治
昭一八・一二・三一	ニューギニヤ方面	戦死	海軍一等兵曹	藤根　三六
昭一九・五・七	満州第八六九部隊に於て	戦病死	陸軍上等兵	菊池　金蔵
昭一九・六・八	ニューギニヤ	戦死	海軍少尉	熊谷　恒孝
昭一九・六・二五	ニューギニヤブレハー	戦死	陸軍曹長	高橋　九朗
昭一九・六・二五	ニューギニヤ、ゲニム地区	戦死	陸軍伍長	阿部　良夫
同	同	戦死	陸軍伍長	長谷川　幸司
昭一九・七・八	中部太平洋方面	戦死	海軍一等兵曹	高橋　貞介
昭一九・八・一一	南洋群島方面	戦死	海軍兵長	阿部　良雄
昭一九・八・一二	ニューギニヤ、バラム	戦死	陸軍伍長	森田　忠雄
昭一九・九・六	台湾高雄州潮州郡坊寮西方	戦死	陸軍軍曹	工藤　正雄
昭一九・九・八	中国山西省離石県西属区	戦死	陸軍上等兵	内川　久治
昭一九・一〇・五	ニューギニヤ方面	戦死	陸軍軍曹	高橋　孝三郎
昭二〇・一・一〇	ルソン島、プラカン州イボ附近方面	戦死	陸軍大尉	橋本　金二
昭二〇・一・二四	フィリッピン、ルソン島	戦死	陸軍伍長	高橋　福之助
昭二〇・二・一〇	中国河南省方面	戦死	陸軍兵長	藤原　一郎
昭二〇・二・一五	フィリッピン、マルキナ	戦死	海軍衛生兵曹長	浅沼　昌平

昭二〇・三・八	習志野陸軍病院	戦病死	陸軍上等兵	工藤	利明
昭二〇・三・一六	千葉県香取郡霞ケ浦	公病死	海軍一等主計兵	星川	浩一
昭二〇・三・一七	硫黄島	戦死	海軍水兵長	川村	勘蔵
同	同	戦死	海軍上等整備兵	堀内	源四郎
同	同	戦死	海軍水兵長	須藤	喜八郎
昭二〇・四・二二	フィリッピン、ネグロス島	戦死	陸軍兵長	高橋	幸悦
昭二〇・四・二九	ミレイ島	戦死	海軍二等整備兵曹	千葉	丑蔵
昭二〇・五・二	ニューギニヤ、ブレハー方面	戦死	海軍一等機関兵曹	鈴木	春治
昭二〇・五・八	フィリッピン、ルソン島マウンテン州カーテ	戦死	陸軍兵長	橋本	圭三郎
昭二〇・五・一八	中国河南省方面	戦死	陸軍上等兵	斉藤	松太郎
昭二〇・五・二〇	ルソン島、マニラ	戦死	陸軍兵長	高橋	萬治
昭二〇・五・三〇	ルソン島、バヨンボン	戦病死	陸軍伍長	鈴木	英亮
昭二〇・五・三一	レイテ島、カンギボット山北方	戦死	陸軍伍長	富岡	勇三郎
昭二〇・六・二	西部ニューギニヤ、ビアク島	戦死	陸軍伍長	沼田	正男
同	同	戦死	陸軍兵長	斉藤	勇次郎
昭二〇・六・一二	ルソン島、プリュウダン	戦死	海軍中尉	阿部	留七
昭二〇・六・一五	ミンダナオ島、タバン	戦死	陸軍曹長	西村	寛一
昭二〇・六・一六	フィリッピン、ルソン島	戦死	陸軍伍長	簗田	恵造
昭二〇・七・一二	フィリッピン、ネグロス島ヨサンベシイラ	戦死	陸軍兵長	星川	吉見

昭二〇・七・二一	ボルネオ方面	戦病死	陸軍准尉	佐藤　東三
昭二〇・八・九	満州国牡丹江省綏陽県綏芬河天長山	戦死	陸軍軍曹	長谷川　永治
昭二〇・八・一〇	満州国牡丹江省仙洞村	戦死	陸軍伍長	菅川　容治
昭二〇・八・一四	満州国興安南省科爾応右翼前旗大石寨	戦死	陸軍兵長	佐々木　栄市

終戦後の死亡者

昭二〇・八・二一	朝鮮済州島	戦病死	陸軍上等兵	細川　賢次郎
昭二〇・八・二三	満州国牡丹江省寧安県柞木有屯	戦死	陸軍伍長	茅野　清一
昭二〇・八・二五	フィリッピン、ルソン島ヌエバエジハ州ラウル方面	戦死	陸軍上等兵	佐藤　孝一
昭二〇・九・一〇	満州国四平市四平陸軍病院	戦病死	陸軍兵長	吉田　麟太郎
昭二〇・九・一五	一の関市山の目診療所	公病死	陸軍一等兵	藤田　俊郎
昭二一・三・一六	満州国牡丹江省	戦病死	陸軍伍長	平井　英路
昭二一・五・一二	満州国奉天市奉天第一陸軍病院	戦病死	陸軍兵長	主濱　勝太郎
昭二一・七・五	病院船菊丸船中	戦病死	陸軍上等兵	鈴木　敬輔
昭二一・八・一〇	ソ連アムール州ニコライエフ地区トロバノフ収容所	戦病死	陸軍伍長	長谷川　荘三
昭二四・四・一八	復員後自宅にて	公病死	陸軍軍曹	工藤　文一郎
昭二四・八・一五	盛岡赤十字病院	公病死	陸軍兵長	中川　次夫
昭三六・四・二六	復員後自宅にて（本籍盛岡）	公病死	陸軍伍長	吉田　高信

従軍看護婦

昭一八・一一・一九	南洋郡島方面	戦死	海軍軍属	咲山　タマ

技師軍属

昭一七・一〇・二四	盛岡陸軍病院	公病死	陸軍軍属	藤原　暉三
昭一九・一・三一	南洋群島方面	戦死	海軍軍属	下川原　武郎
昭一九・七・八	サイパン島	戦死	海軍軍属	細川　與太郎
同	同	戦死	海軍軍属	焼具　松次
昭一九・九・一八	釜石市大字釜石第一一地割	事故死	陸軍軍属	井戸沢　新蔵
昭二〇・三・一七	硫黄島	戦死	海軍技師	佐々木　暘八
昭二〇・六・一〇	茨城県稲敷郡阿見村	爆死	海軍軍属	長谷川竹四郎
昭二〇・九・一四	ミンダナオ島ダバオ市西方五粁海上	戦死	海軍軍属	畠山　正吉

学徒動員

昭二〇・三・一〇	東京都深川区冬木町二八	空襲爆死	勤労動員	熊谷　忠志

徴用動員

昭一九・四・	八群馬県太田町矢島飛行場	空襲爆死	徴用工員	長谷川與次郎

太平洋戦争（古館地区）の戦没者

昭一七・八・一九	ニューギニア東部方面	戦死	海軍二等兵曹	根子　吉蔵
昭一八・五・一七	ビスマルク群島北方洋上輸送船英蘭丸	戦死	陸軍一等兵	小川　小二郎
昭一八・五・二九	アリューシャン群島、アッツ島	戦死	陸軍上等兵	水本　富夫
昭一八・六・八	山口県柱島沖合	戦死	海軍上等機関兵曹	高橋　馨

昭一八・一〇・二四	中国山西省洪洞県	戦死	陸軍兵長	戸塚禎一	
昭一八・一一・七	ニューギニヤ、カンキレイ	戦死	陸軍一等兵	横澤憲三	
昭一八・一一・一六	朝鮮平譲陸軍病院	公病死	陸軍上等兵	久慈秀雄	
昭一九・三・一三	ブーケンビル島方面	戦死	陸軍伍長	高橋三郎	
昭一九・五・二〇	ニューギニヤ、マウスダイ方面	戦死	陸軍伍長	森川光雄	
昭一九・五・三〇	ニューギニヤ、ビヤク島	戦死	陸軍伍長	吉田忠治	
昭一九・五・三〇	ニューギニヤ、ビヤク島ボスネクク	戦死	陸軍伍長	加藤一	
昭一九・六・一〇	ニューギニヤ島ダンケン	戦死	陸軍兵長	阿部三四郎	
昭一九・六・二五	ニューギニヤ、ゲニム	戦死	陸軍兵長	佐々木善蔵	
昭一九・六・二五	ニューギニヤ、ゲニム	戦死	陸軍伍長	吉田茂助	
昭一九・七・六	満州国牡丹江省綏陽陸軍病院	公病死	陸軍軍曹	松田久三	
昭一九・七・八	マリヤナ方面	戦死	海軍主計兵曹	菊池赳	
昭一九・七・一七	マリヤナ諸島	戦死	陸軍中尉	山口巌	
昭一九・九・五	ブウケンビル島、ニュープリテン島兵站病院	戦病死	陸軍兵長	藤戸三治郎	
昭一九・一〇・二二	ニューギニヤ島、サルミ	戦死	陸軍准尉	高橋洲造	
昭一九・一一・三	西部ニューギニヤ、ナラワテ島	戦死	陸軍伍長	佐々木仁三郎	
昭一九・一一・一五	ブーゲンビル島方面	戦死	陸軍兵長	小川五郎	
昭一九・一一・二二	フィリッピン東方海上、伊26潜水艦乗	戦死	海軍上等兵曹	松田久	
昭一九・一一・二三	メレヨン島	戦死	海軍水兵長	水本克郎	

昭一九・一二・　二	南支広西省河地県	戦病死	陸軍兵長	加藤　安太郎
昭二〇・　一・一〇	ニューギニヤ方面	戦病死	陸軍兵長	横沢　文四郎
昭二〇・　二・一三	パラオ方面	戦　死	陸軍軍曹	長谷川　芳郎
昭二〇・　二・二六	エンタビユー諸島方面	戦病死	陸軍軍曹	高橋　繁雄
昭二〇・　三・　二	横須賀海軍病院	戦病死	海軍一等水兵	阿部　富治
昭二〇・　三・一七	硫黄島	戦　死	海軍上等水兵	加藤　與八
昭二〇・　三・二〇	フィリッピン、ルソン島マニラ	戦　死	陸軍兵長	照井　庄太郎
昭二〇・　三・二〇	フィリッピン、ラバウル、バワン附近	戦　死	陸軍伍長	岡村　武司
昭二〇・　三・三一	フィリッピン、ルソン島ラオヨン州、ナギリヤン	戦　死	陸軍兵長	木村　光吉
昭二〇・　四・　八	フィリッピン、シライ山	戦　死	陸軍兵長	藤原　幸吉
昭二〇・　四・一五	フィリッピン、ルソン島マニラ	戦　死	陸軍兵長	戸塚　清一
昭二〇・　四・一八	沖縄県伊江島	戦　死	陸軍准尉	谷藤　　武
昭二〇・　四・二二	ビルマ、ドング県シイタタ村	戦　死	陸軍軍医少尉	加藤　呉郎
昭二〇・　五・二〇	ニューギニヤ方面	戦　死	陸軍准尉	星川　正雄
昭二〇・　五・二五	フィリッピン、ルソン島	戦　死	陸軍伍長	北田　　清
昭二〇・　五・三〇	フィリッピン、カンギンボット山	戦　死	陸軍兵長	照井　末蔵
昭二〇・　五・三〇	フィリッピン、アニアルソン島	戦　死	陸軍伍長	谷藤　正一
昭二〇・　五・三一	フィリッピン、レイチ島、カンギボット山	戦　死	陸軍兵長	菊池　竹次郎
昭二〇・　六・　二	ニューギニヤ、アッツ島	戦　死	陸軍兵長	平館　清一

昭二〇・六・二	ニューギニヤ、ビアク島	戦死	陸軍軍曹	高橋尚吉
昭二〇・六・六	中国山西省延城	戦死	陸軍兵長	松島中山
昭二〇・七・一二	フィリッピン、リザール州	戦死	陸軍曹長	高橋吉治
昭二〇・八・一四	満州国興安北省海抄爾安保山	戦死	陸軍上等兵	小川幸一郎

終戦後の死亡者

昭二〇・八・一九	満州国東安省虎林浪	戦死	陸軍兵長	加藤甚三郎
昭二〇・八・二二	フィリッピン方面	戦死	海軍二等機関兵曹	松田金二
昭二一・二・一八	満州国延吉収容所	戦病死	陸軍伍長	竹林得三
昭二一・二・三〇	ソ連チタ州ハタブライク収容所	戦病死	陸軍伍長	加藤友三
昭二一・四・二	中国湖南省長沙	戦病死	陸軍兵長	佐々木仁太郎
昭二一・四・一三	ネグロス島	戦死	陸軍兵長	川村辰三
昭二一・六・一五	ソ連アムール州ブラゴエチェンスク	戦病死	陸軍伍長	佐々木佐次郎
昭二三・六・二一	自宅	復員後死亡	海軍航空上等飛行兵	北田貞三
昭二八・三・一	自宅	復員後死亡	陸軍上等兵	高橋至

軍属

昭一八・七・一四	ニューギニヤ方面	戦死	海軍軍属	女鹿仁助
昭一八・一一・二五	外南洋方面	戦死	海軍軍属	西村他人
昭一九・五・一一	南洋群島、トラック島	戦死	海軍軍属	小川平吉
昭二〇・七・一〇	フィリッピン方面	戦死	陸軍軍属	小川豊實

昭二〇・八・三一	パラオ島	公病死	海軍軍属	長谷川　芳郎
昭二一・一〇・三〇	外蒙ウランバートル、ゴタイ収容所	戦病死	陸軍軍属	女鹿　権之助

徴用工員

昭一九・四・五	横須賀海軍工廠医務部	公務死	海軍徴用工	高橋　治郎

太平洋戦争（水分地区）の戦没者

昭一七・六・五	ミドウエー沖海戦	戦死	海軍三等機関兵曹	照井　徳治
昭一七・六・七	中国浙江省湯渓県下瀋東北紅沙	戦死	陸軍兵長	高岡　一郎
昭一八・一・一	中国山西省大原陸軍病院	戦病死	陸軍軍曹	鷹木　倍次郎
昭一八・三・三	ソロモン群島、コロバンガラ島南方三哩	戦死	陸軍上等兵	岩館　與三
昭一八・四・一二	ニューギニヤ	戦死	航空兵長	藤原　清見
昭一八・五・二九	アッツ島	戦死	陸軍上等兵	佐々木　豊
昭一八・五・二九	アッツ島	戦死	陸軍軍曹	生内　徳重
昭一八・八・八	ニューギニヤ島、セピック州ブーツ第四一師団第二野戦病院	戦病死	陸軍兵長	浅沼　喜代治
昭一八・一〇・七	南洋群島方面	戦死	海軍兵長	中山　隆三郎
昭一九・一・一四	ニューギニヤ、ホーライ	戦死	陸軍伍長	広田　藤次郎
昭一九・一・三〇	福岡県太刀洗陸軍病院	戦病死	陸軍上等兵	松崎　政雄
昭一九・三・七	ニューギニヤ島、ウエワク飛行場	戦死	陸軍大尉	阿部　文八
昭一九・六・二	中国河南省陝県北岩家山附近	戦死	陸軍兵長	菅原　喜八

昭一九・六・二	西部ニューギニヤ、ビヤク島方面	戦死	陸軍伍長	菅原市蔵
昭一九・六・二	西部ニューギニヤ、ビヤク島方面	戦死	陸軍兵長	菅原長志
昭一九・六・一〇	ニューギニヤ島ダンケン	戦死	陸軍兵長	菊池金次郎
昭一九・六・一五	西部ニューギニヤ、ビヤク島モクメル方面	戦死	陸軍軍曹	武田栄喜蔵
昭一九・六・二九	モルカ諸島、ハルマヘラ島ワシレ	戦死	陸軍兵長	浅沼喜助
昭一九・七・四	西部ニューギニヤ、ヌンホル	戦死	陸軍兵長	須川義忠
昭一九・七・一三	小笠原諸島方面	戦死	海軍衛生兵曹長	細川梅次郎
昭一九・七・三一	ルソン島北端マイライテ岬北方五粁	戦死	陸軍兵長	菊池良治
昭一九・八・二	ニューギニヤ、ビアク島モクメル	戦死	陸軍兵長	佐藤一男
昭一九・八・一一	志和診療所	戦病死	陸軍兵長	佐藤一郎
昭一九・八・一六	西部ニューギニヤ島ヌンホル方面	戦死	陸軍伍長	藤原清志
昭一九・八・二九	マリアナ群島、バタン島	戦死	陸軍兵長	竹原栄人
昭一九・八・三〇	西部ニューギニヤ、ビヤク島モクメル	戦病死	陸軍兵長	佐藤甫
昭一九・九・三〇	西部ニューギニヤ、マビー	戦死	陸軍伍長	岩舘健治
昭一九・一〇・二五	フィリッピン東方海面	戦死	海軍上等兵曹	谷地逸郎
昭一九・一一・五	ルソン島サンタクルーズ沖	戦死	陸軍准尉	菅川七郎
昭一九・一一・一一	フィリッピン沖海戦	戦死	海軍水兵長	鷹木敏雄
昭二〇・一・五	フィリッピン、ルソン島方面	戦死	海軍上等兵	谷地三男
昭二〇・一・九	台湾安平沖方面	戦死	陸軍伍長	細川一人

昭二〇・	一・一二	フィリッピン、ダモルテス	戦死	陸軍曹長	竹原利夫
昭二〇・	一・一七	フィリッピン島ピナナン	戦死	陸軍准尉	鷹嵜竹次郎
昭二〇・	一・三一	中国湖北省漢口第二陸軍病院	戦病死	陸軍上等兵	鷹木耕治
昭二〇・	二・九	ルソン島リザール州ダンバリット	戦死	陸軍兵長	高橋庄三
昭二〇・	二・一三	ルソン島リザール州ダンバリット	戦死	陸軍伍長	武田基
昭二〇・	二・一七	東カロリン群島エンタービユー諸島	戦病死	陸軍兵長	鷹嵜源蔵
昭二〇・	二・二三	ルソン島方面リムット	戦死	陸軍上等兵	吉田茂夫
昭二〇・	三・六	ニューギニヤ島ヤレゲ	戦死	陸軍伍長	須川元善
昭二〇・	三・一七	硫黄島	戦死	海軍整備兵長	菊池四郎
昭二〇・	三・一七	硫黄島	戦死	海軍上等整備兵	鷹木茂夫
昭二〇・	三・一九	岩手県立盛岡病院	戦病死	陸軍曹長	秋篠仁市郎
昭二〇・	三・二〇	ルソン島マニラ東方二〇高地	戦死	陸軍兵長	佐々木與惣人
昭二〇・	四・六	弘前陸軍病院	戦病死	陸軍一等兵	佐々木敏久
昭二〇・	四・八	中国湖南省方面にて	戦死	陸軍兵長	武田留吉
昭二〇・	四・九	トラック島方面水曜島	戦病死	陸軍上等兵	青山光夫
昭二〇・	四・一二	ルソン島方面	戦死	陸軍軍曹	藤原四五六
昭二〇・	四・一三	沖縄県首里	戦死	陸軍伍長	藤原正七
昭二〇・	四・一九	北海道日高国厚賀襟裳岬沖	戦死	陸軍伍長	立花正雄
昭二〇・	四・二〇	ルソン島マニラ東方モンタルバン	戦病死	陸軍兵長	坂本茂雄

昭二〇・五・五	ルソン島マウンテン州バギシ北方	戦死	陸軍兵長	鷹木喜市
昭二〇・五・一八	ニューギニヤ、ビアク島モクメル	戦死	陸軍曹長	藤原三次郎
昭二〇・五・二五	中国湖南省相郷県山東	戦死	陸軍伍長	熊谷淳美
昭二〇・五・二五	フィリッピンセブ島ソゴト西方四粁高地	戦死	陸軍伍長	野村要造
昭二〇・五・二八	ルソン島リザール州マニラ	戦死	陸軍伍長	細田一郎
昭二〇・五・三〇	ルソン島マニラ東方三〇粁山中	戦死	陸軍伍長	細田政雄
昭二〇・五・三〇	ルソン島マニラ東方三〇粁山中	戦死	陸軍兵長	武田正
昭二〇・五・三一	フィリッピン、レイテ島カンギボット山北方	戦死	陸軍伍長	藤原久雄
昭二〇・五・三一	レイテ島、カンギボット山東方地区	戦死	陸軍兵長	坂本仁右ェ門
昭二〇・五・三一	レイテ島、カンギボット山北方	戦死	陸軍兵長	宮崎竹次郎
昭二〇・五・三一	レイテ島、カンギボット山北方地区	戦死	陸軍兵長	生内円次郎
昭二〇・六・二	ニューギニヤ、ビアク島	戦死	陸軍伍長	藤原廣司
昭二〇・六・二	ニューギニア、ビアク島	戦死	陸軍兵長	鷹木一郎
昭二〇・六・一〇	茨城県霞ケ浦	戦死	海軍上等水兵	鱒沢稔
昭二〇・六・一二	ルソン島リザール州、マニラ東方三〇粁	戦死	陸軍兵長	鷹木正二
昭二〇・七・二四	フィリッピン、マニラ附近	戦死	陸軍大尉	坂本正男
昭二〇・七・一〇	国立霞ケ浦病院	戦傷死	海軍二等整備兵曹	坂本藤七
昭二〇・八・一三	中国間島省方面	戦死	陸軍一等兵	鱒澤頼彦
昭二〇・八・一四	フィリッピン、ルソン島ブラカン州イボ	戦死	陸軍兵長	谷地正

終戦後の死亡者

昭二〇・八・二〇	満州国東安省密山県南山	戦死	陸軍伍長	武田徳之	
昭二〇・八・二二	ニューギニヤ島サルミ	戦病死	陸軍兵長	生内万治	
昭二〇・八・二七	西部ニューギニヤ、モルツカ州サルミ方面	戦死	陸軍兵長	谷地舘正八	
昭二〇・一〇・二五	中国湖南省方面	戦病死	陸軍伍長	鷹木倍次郎	
昭二〇・一一・一二	復員直後盛岡病院志和診療所	病死	陸軍一等兵	菅原寿平	
昭二一・一・二七	中国湖北省黄岡県王家湾	戦病死	陸軍上等兵	西田喜蔵	
昭二一・二・一五	ソ連沿海州ソフサワニー地区ポートワニ病院	戦病死	陸軍准尉	鷹木重男	
昭二一・二・一八	ソ連チタ州ガダラ地区ガリカ収容所	戦病死	陸軍伍長	鱒沢茂人	
昭二一・四・二二	中国湖南省黄岡県方面	戦病死	陸軍衛生曹長	藤原善雄	
昭二一・一一・二五	朝鮮平安南道秋乙収容所	戦病死	陸軍兵長	鷹嶺寿	
昭二二・五・二	自宅	公病死	陸軍上等兵	鷹木賢蔵	
昭二三・九・二〇	満州北安省北安陸軍病院	戦病死	陸軍伍長	須川哲雄	
軍属					
昭一七・二・七	盛岡陸軍病院	戦病死	陸軍軍属	泉舘常二	
昭一九・一・一七	マレー半島ネグリセンビラン州政庁セレハン中央病院	戦病死	陸軍司政官	菊池良蔵	
徴用工員					
昭二〇・三・一〇	東京無線電信株式会社	爆死	徴用工員	川村初男	

太平洋戦争（志和地区）の戦没者

昭一六・一二・一七	満州国牡丹江省綏陽陸軍病院	公病死	陸軍兵長	小田中　政治
昭一七・四・一三	岩手病院三戸分院	復員後死亡	陸軍上等兵	熊谷　正三
昭一七・七・九	金沢陸軍病院	戦病死	陸軍上等兵	小田中　友次
昭一七・九・三〇	中国山西省洪同県南官庄北端	戦死	陸軍軍曹	和山　三次郎
昭一七・一二・七	中国山西省新峰県西行辻	戦死	陸軍伍長	高橋　四郎
昭一八・一・一六	ガダルカナル島タサファロング西部ニューギニヤ島クレテ岬東方洋上輸送船上	戦病死	陸軍上等兵	森沢　喜栄治
昭一八・三・三	ニューギニヤ、クレチン岬東方洋上四〇粁輸送船上	戦死	陸軍上等兵	小田島　武夫
昭一八・三・三		戦死	陸軍兵長	阿部　周助
昭一八・四・一	ソロモン群島コロンバンガラ島	戦病死	陸軍兵長	北条　喜三郎
昭一八・四・四	中国山西省泌源県孟家源附近	戦死	陸軍上等兵	阿部　正二
昭一八・四・二八	中国北京陸軍病院	戦病死	陸軍上等兵	高橋　長一
昭一八・五・一七	ビスマルク島北方洋上	戦死	陸軍兵長	高橋　弥三
昭一八・五・一七	ビスマルク島北方英蘭丸潜水艦にて沈没	戦死	陸軍一等兵	細川　芳太郎
昭一八・五・二九	アッツ島	戦死	陸軍上等兵	漆沢　金三郎
昭一八・五・二九	アッツ島	戦死	陸軍上等兵	菅原　三郎
昭一八・六・一七	中国山西省安沢県	戦死	陸軍伍長	阿部　金次郎
昭一八・八・六	ソロモン群島方面三十畝	戦死	海軍機関兵長	佐藤　喜次郎

昭一八・九・一一	満州国東安省西東安陸軍病院	公病死	陸軍上等兵	高橋　喜一郎
昭一八・九・一二	中国山西省郷寧県保土圪塔附近	戦死	陸軍軍曹	漆沢　芳太郎
昭一八・九・二一	本州南西方面海上	戦死	海軍一等機関兵曹	鷹觜　春松
昭一八・一〇・一八	福井県丹生郡立町村道路崩壊し自動車と共に	公死	陸軍兵長	熊谷喜右ェ門
昭一八・一〇・一九	中国湖北省荊門県沙洋鎮陸軍病院	戦病死	陸軍一等兵	佐々木金一郎
昭一八・一〇・二一	東部ニューギニヤ島第四一師団第三野戦病院	戦病死	陸軍上等兵	冨岡　勝雄
昭一八・一一・七	中国山西省洪同生村西方五百米敵地雷	戦死	陸軍伍長	松川　平
昭一八・一二・四	本州南東方海面にて	戦死	海軍一等兵曹	北条　三郎
昭一八・一二・一八	山ノ目養療所	戦病死	陸軍上等兵	北条　倉松
昭一九・一・三〇	南洋群島方面	戦死	海軍二等兵曹	生内　正一
昭一九・二・六	マーシャル群島方面	戦死	海軍上等衛生兵曹	阿部　民三
昭一九・三・一八	ソロモン群島ブーゲンビル島タロキナ東方二〇粁	戦死	陸軍兵長	小田中　京造
昭一九・三・一九	ニューギニヤ方面	戦死	陸軍兵長	鷹觜　忠雄
昭一九・五・二八	ニューギニヤ、サルミ	戦死	陸軍伍長	鷹觜　金次郎
昭一九・六・九	小笠原諸島方面	戦死	海軍二等兵曹	阿部　仁三郎
昭一九・六・一〇	ニューギニヤ、ダンケン方面	戦死	陸軍兵長	小田中　善三
昭一九・六・二〇	西部ニューギニヤ、ビアク島	戦死	陸軍伍長	鷹觜　倍次郎
昭一九・六・二二	南洋群島方面	戦死	海軍一等航空兵曹	須藤　勝栄
昭一九・六・二四	ニューギニヤ方面	戦死	陸軍兵長	熊谷　金太郎

昭一九・六・二五	ニューギニヤ、ゲニム	戦死	陸軍伍長	長谷川　幸司
昭一九・六・二五	南方ニューギニヤ、ダンケン方面	戦死	陸軍曹長	照井　直造
昭一九・六・二八	ニューギニヤ、ビアク島	戦死	陸軍大尉	佐藤　昌司
昭一九・七・四	西部ニューギニヤ、ヌンホル島	戦死	陸軍軍曹	松岡　秀雄
昭一九・七・四	西部ニューギニヤ、ヌンホル島	戦死	陸軍伍長	阿部　喜代治
昭一九・七・四	西部ニューギニヤ、ヌンホル島	戦死	陸軍伍長	渡辺　耕一
昭一九・七・五	東京都滝野川区上中里高地	在郷死	陸軍兵長	近藤　秀二
昭一九・七・八	中部太平洋方面	戦死	海軍上等兵曹	北條　英男
昭一九・七・八	サイパン島	戦死	海軍二等兵曹	小田中健次郎
昭一九・七・一六	バン海峡	戦死	陸軍上等兵	五十嵐　廣貴
昭一九・八・六	山形陸軍病院	戦病死	陸軍上等兵	小田中　正一
昭一九・八・一〇	大宮島戦闘	戦死	海軍一等主計兵曹	佐藤孫右ェ門
昭一九・八・二四	台湾沖海上	戦死	陸軍上等兵	新井田　定
昭一九・八・三一	ニューギニヤ方面	戦病死	陸軍伍長	片山　仁蔵
昭一九・九・六	台湾高雄州潮州郡坊寮西南八粁洋上	戦死	陸軍兵長	高橋　政蔵
昭一九・九・二〇	ブーゲンビル島方面	戦病死	陸軍兵長	松岡　喜三郎
昭一九・九・二一	カロリン群島エンタービー諸島アール島	戦死	陸軍兵長	村上　富太郎
昭一九・九・二六	ニューギニヤ、ビアク島ソーリド方面	戦死	陸軍伍長	須藤　秀雄
昭一九・九・二七	中国運城陸軍病院	戦病死	陸軍上等兵	田口　恵一

昭一九・一〇・一八	フィリッピン方面	戦死	陸軍上等兵	照井竹治
昭一九・一〇・二五	フィリッピン沖海戦にて	戦死	海軍水兵長	佐藤秀夫
昭一九・一〇・二五	西部ニューギニヤ、ビアク島	戦死	陸軍曹長	松川芳雄
昭一九・一〇・二五	フィリッピン、レイテ島	戦死	海軍二等兵曹	佐藤節郎
昭一九・一一・　九	中国広西省方面	戦死	陸軍兵長	木村信雄
昭一九・一一・一二	フィリッピン沖方面	戦死	海軍兵長	浦田民三郎
昭一九・一一・一八	弘前陸軍病院	戦病死	陸軍曹長	川村金三郎
昭一九・一一・二九	太平洋方面	戦死	海軍上等機関兵	鷹嵜喜一郎
昭一九・一一・二九	太平洋方面	戦死	海軍上等兵曹	工藤金一
昭一九・一一・三〇	静岡県金谷市大井海軍航空隊	戦病死	海軍上等機関兵	小田中幸太郎
昭一九・一二・　二	フィリッピン東方海上	戦死	海軍二等兵曹	小田中　均
昭一九・一二・　六	フィリッピン、レイテ島ブラウエン	戦死	陸軍准尉	松野常夫
昭一九・一二・　七	セレベス島、マカッサル	戦病死	陸軍兵長	中野晃作
昭一九・一二・　八	ニューギニヤ、ムミ島北陣地	戦死	陸軍曹長	阿部隆一
昭一九・一二・二〇	西部ニューギニヤ、ビアク島モクメル方面	戦死	陸軍伍長	高橋幸右エ門
昭二〇・　一・　一	ニューギニヤ、ハタ山	戦死	陸軍伍長	小田中　金太
昭二〇・　一・　五	フィリッピン方面	戦死	海軍三等兵曹	北條四郎
昭二〇・　一・一三	ルソン島、バンガンナン州シソン	戦死	陸軍兵長	畠山　隆
昭二〇・　一・二七	フィリッピン、ルソン島パンガシナン州ホボナン	戦死	陸軍兵長	金田一仁左エ門

昭二〇・一・二八	ルソン島、リンガエン湾ポロ高地	戦死	陸軍兵長	浦田　隆造
昭二〇・一・三一	フィリッピン方面	戦死	海軍上等水兵	佐藤　董
昭二〇・二・一〇	自宅	戦病死	陸軍上等兵	畠山　盛
昭二〇・二・一三	ルソン島リザール州ダンバリット	戦死	陸軍伍長	熊谷　茂雄
昭二〇・二・一五	フィリッピン、マニラ市街戦	戦死	海軍二等機関兵曹	阿部　利男
昭二〇・二・二二	ルソン島、ルザール州ラワナ湖西側ハゴノエ附近	戦死	陸軍兵長	杉浦　源
昭二〇・三・六	ニューギニヤ方面	戦死	陸軍伍長	畠山　久悦
昭二〇・三・九	ビルマ方面	戦死	陸軍曹長	高橋　守
昭二〇・三・一一	ビルマ国キャウカ村	戦死	陸軍伍長	村上　善三郎
昭二〇・三・一六	ブーゲンビル島方面	戦病死	陸軍伍長	小田中　義忠
昭二〇・三・二〇	フィリッピンルソン島、マニラ東方二〇粁地点	戦死	陸軍兵長	浅沼　誠一
昭二〇・三・二〇	ルソン島マニラ東方二〇粁高地	戦死	陸軍兵長	弥勒地　宏
昭二〇・三・二九	トラック島方面	戦病死	陸軍上等兵	畠山　長一
昭二〇・四・二〇	沖縄方面	戦死	陸軍中尉	城戸　忠男
昭二〇・四・二四	フィリッピン、クラーク地区ピナッポ山西麓	戦死	海軍水兵長	畠山　裕
同	同	戦死	海軍一等整備兵曹	鷹觜　重兵衛
同	同	戦死	海軍整備兵長	小田中　佑八
昭二〇・四・二五	中国湖南省方面	戦死	陸軍軍曹	阿部　実
昭二〇・四・三〇	マニラ東方ルソン島	戦死	陸軍兵長	鷹觜　春治

昭二〇・五・六	中国湖南省長沙兵站病院	戦傷死	陸軍上等兵	畠山　俊雄
昭二〇・五・一〇	フィリッピン、マニラ東方約一八〇粁	戦死	陸軍伍長	高橋　金三郎
昭二〇・五・一九	ニューギニヤ、ハンアー	戦病死	陸軍兵長	浦田　政蔵
昭二〇・五・二〇	ルソン島、マニラ東方山地	戦死	陸軍伍長	細川　武郎
昭二〇・五・二〇	フィリッピン、マニラ金剛山陣地	戦死	陸軍兵長	藤尾　一郎
昭二〇・五・二一	仙台第一陸軍病院宮城野原分院	戦病死	陸軍兵長	北條　敏雄
昭二〇・五・二八	トラック島方面	戦病死	陸軍兵長	金田一重五郎
昭二〇・五・三一	南方ナウル島	戦病死	海軍上等兵曹	須藤　春蔵
昭二〇・五・三一	フィリッピン、レイテ島カンギポット山北方	戦死	陸軍兵長	高岡　久助
昭二〇・五・三一	フィリッピン、レイテ島カンギポット山西方	戦死	陸軍兵長	浅沼　重夫
昭二〇・五・三一	フィリッピン、レイテ島カンギポット山北方	戦死	陸軍兵長	長谷川　友司
昭二〇・六・二	西部ニューギニヤ、ビアク島	戦死	陸軍兵長	小田中　孝一
同	同	戦死	陸軍伍長	鷹觜　巾一
同	同	戦死	陸軍兵長	阿部　金一
同	同	戦死	陸軍伍長	牧野　登
同	同	戦死	陸軍伍長	高橋　恒雄
同	同	戦死	陸軍兵長	中里五郎右ェ門
昭二〇・六・三	ミンダナオ島方面	戦死	陸軍兵長	浦田　大成
昭二〇・六・三	東カロリン群島エンタービー諸島アール島	戦死	陸軍兵長	浦田　倩一

昭二〇・	六・一三	フィリッピン、ルソン島マニラ東方六〇粁山中	戦死	陸軍伍長	高橋　憲之助
昭二〇・	六・一五	沖縄本島興座	戦死	陸軍軍曹	北條　啓二郎
昭二〇・	六・一七	フィリッピン、モンタルバン北方十二粁八州山天神谷	戦死	陸軍軍曹	小田中　哲郎
昭二〇・	六・一九	フィリッピン、ルソン島サンハン	戦死	陸軍軍曹	熊谷　兵二
昭二〇・	六・一九	沖縄本島、真栄里	戦死	陸軍伍長	上山　次衛
昭二〇・	六・二〇	沖縄本島、大里	戦死	陸軍伍長	新里　清造
昭二〇・	六・二九	沖縄本島、摩文仁	戦死	陸軍軍曹	阿部　正一
昭二〇・	七・一	レイテ島、カンギボット山	戦死	陸軍伍長	高橋　正治
昭二〇・	七・二五	フィリッピン、ウミライ島	戦死	海軍水兵長	戸川　忠孝
昭二〇・	七・三一	西部ニューギニヤ、マビ	戦病死	陸軍上等兵	岡本　善吉
昭二〇・	八・二	フィリッピン、アナス河附近	戦死	海軍二等整備兵曹	畠山　久治
昭二〇・	八・一二	樺太敷香（ヒスカ）	戦死	陸軍伍長	橋本　健一
昭二〇・	八・一四	満州国興安省科爾泌大石塞	戦死	陸軍兵長	鴨沢　善五郎

終戦後の死亡

昭二〇・	八・一六	満州国牡丹江省東寧県勾玉陣地	戦死	陸軍曹長	浅沼　正人
昭二〇・	八・一八	満州国牡丹江省穆稜県四道岔信号所附近	戦死	陸軍軍曹	浅沼　勝司
昭二〇・	八・一八	中国興安南省関門山附近	戦死	陸軍兵長	細川　藤男
昭二〇・	八・二三	ルソン島ヌエバエシハ州ラウル方面	戦死	陸軍兵長	小田代　敬三
昭二〇・	八・二九	フィリッピン、ネグロス島スキンヤラン	戦死	陸軍兵長	中里　喜一

昭二〇・九・七	満州国新京附近	戦病死	陸軍上等兵	田中浩平
昭二〇・九・二〇	満州国三江省海林陸軍病院	戦病死	陸軍兵長	小田中広次
昭二〇・一〇・一七	満州国三江省依蘭県依蘭南方三粁	戦死	陸軍伍長	浅沼理佑
昭二〇・一一・一	中国武昌陸軍病院	戦病死	陸軍伍長	高橋長一
昭二〇・一二・一三	満州国チチハル陸軍病院	戦病死	陸軍軍曹	北條勇
昭二一・一・一〇	ソ連チタ州モロトイ	戦病死	陸軍兵長	岡野一郎
昭二一・一・一八	中国湖西省黄岡第一八一病院	戦病死	陸軍上等兵	熊谷佐吉
昭二一・一・二一	ソ連、ハイラスタイ収容所	戦病死	陸軍上等兵	佐藤貞助
昭二一・一・二四	ソ連、チタ地区ホタラ収容所	戦病死	陸軍伍長	小田中実
昭二一・二・一〇	ソ連、チタ州チタ地区ハタブラーク収容所	戦病死	陸軍兵長	鷹嶺正盛
昭二一・二・一二	ソ連、チタ州チタ地区ソダドイ収容所	戦病死	陸軍兵長	大沼精一
昭二一・二・二三	横須賀海軍病院走水分院	戦病死	陸軍兵長	細川消三郎
昭二一・三・二五	シベリヤ、カザフスタン州第四五収容所第二分所ランーザー病院	戦病死	陸軍兵長	松川利見
昭二一・六・二	自宅にて	公病死	陸軍軍曹	小田中潤次郎
昭二一・九・一	満州国四平街	戦病死	陸軍兵長	鷹嶺善助
昭二一・九・三	ソ連、ベルボンチタ収容所	戦病死	陸軍伍長	吉岡信平
昭二一・一〇・二六	ソ連、バシキール自治区ウフワ地区ガルバチョーズ収容所	戦病死	陸軍軍曹	杉浦政吉
昭二一・一二・五	長崎県国立大村病院	戦病死	陸軍伍長	小田中清治
昭二二・一・一四	県立志和病院	復員後病死	海軍兵曹長	吉崎昭二

昭二三・三・二八	神奈川県国立養療所			
昭二八・八・一	満州牡丹江省東寧			

軍　属

昭一九・七・八	南洋群島方面	公病死	海軍三等兵曹	小田中　仁蔵
昭一九・九・二八	盛岡陸軍病院	戦死確任	陸軍曹長	高橋　善徳
昭二〇・五・七	ラバウル			
昭二〇・六・一六	立川陸軍航空技術研究所空襲	戦死	海軍軍属工長	小田中　房雄
昭二八・六・二三	ソ連、ブラゴエチェンスク収容所	戦病死	陸軍軍属	西在家　尚巳
		戦死	海軍軍属	牧野　善太郎
		戦死	陸軍軍属	浦田　二郎
		戦病死確任	陸軍軍属	鷹嶺　一郎

太平洋戦争（赤石地区）の戦没者

昭一七・五・一一	ビルマ、ロザカエン州方面	戦死	陸軍上等兵	安保　清
昭一七・九・一〇	盛岡病院	戦病死	陸軍上等兵	阿部　長蔵
昭一七・九・一七	アリューシャン海上	戦死	海軍二等水兵	菅原　新一郎
昭一八・三・二六	自宅	復員後死亡	海軍兵曹長	高橋　武雄
昭一八・六・八	中国山西省泌源県官軍村	戦死	陸軍伍長	荒木田　嘉蔵
昭一八・一〇・二一	満州国牡丹江省柳樹屯陸軍病院	戦病死	陸軍上等兵	高橋　武志
昭一八・一〇・二三	福井県大野郡坂谷村大字大月	戦死	陸軍上等兵	熊谷善右ェ門
昭一八・一一・二八	小笠原諸島沖	戦死	海軍兵曹長	佐々木　勢蔵
昭一九・一・二三	アドミラルテー諸島	戦死	陸軍一等兵	北条　文吉

昭一九・五・二一	ニューギニヤ、マウースダイ	戦病死	陸軍兵長	佐藤　健造
昭一九・五・三一	アドミラルティ島ロスネグロス島	戦死	陸軍兵長	藤本　忠孝
昭一九・六・六	ニューギニヤ、トム	戦死	陸軍軍曹	佐藤　健次郎
昭一九・六・八	西部ニューギニヤ、ビアク島モリメル方面	戦死	陸軍伍長	高橋　直治
昭一九・六・二五	ニューギニヤ、ゲニム方面	戦死	陸軍兵長	鎌田　吉己
昭一九・七・八	マリヤナ諸島方面	戦死	海軍上等主計兵曹	高橋　一男
昭一九・七・八	マリヤナ諸島方面	戦死	海軍上等整備兵曹	照井　勝栄
昭一九・七・二九	西部ニューギニヤ、ビアク島	戦死	陸軍伍長	畑山　幸一
昭一九・七・三一	フィリッピン、バシー海峡	戦死	陸軍曹長	高橋　勇
昭一九・八・二	テニアン島	戦死	海軍上等工作兵	箱崎　与四郎
昭一九・八・一〇	西部ニューギニヤ、ビアク島	戦病死	陸軍伍長	箱崎　一男
昭一九・九・九	ミンダナオ島方面	戦死	陸軍伍長	田村　正吉
昭一九・九・二八	西部ニューギニヤ、ビアク島	戦死	陸軍軍曹	荒木田　久
昭一九・九・二八	西部ニューギニヤ、ビアク島モルメル方面	戦死	陸軍伍長	照井　長吉
昭一九・一〇・二	ブーゲンビル島ルイセイ	戦死	陸軍兵長	高橋　貞雄
昭一九・一〇・二二	ボーゲンビル島方面	戦死	陸軍上等兵	築田　一郎
昭一九・一〇・二四	台湾方面	戦死	陸軍上等兵	菅原　吉蔵
昭一九・一〇・二五	フィリッピン近海方面	戦死	海軍兵曹長	藤尾　理
昭一九・一一・二	中国広西省平南県新安村	戦死	陸軍兵長	長谷川　孝治

昭二〇・一・一七	フィリッピン方面	戦死	陸軍中尉	長谷川　巌
昭二〇・一・一七	フィリッピン、バンガシナル州アンガト島	戦死	陸軍伍長	藤尾　勇三
昭二〇・一・一八	フィリッピン、ルソン島方面	戦死	陸軍伍長	熊谷　善次郎
昭二〇・一・二〇	フィリッピン、ルソン島ラウテオン州ダモルテス	戦死	陸軍兵長	高橋　春美
昭二〇・一・二九	フィリッピン、ルソン島ラオニオン州ダモルテス方面	戦死	陸軍兵長	冨山　芳
昭二〇・二・一	フィリッピン、ルソン島方面	戦死	陸軍衛生伍長	白藤　十九三
昭二〇・二・一〇	西部ニューギニヤ方面	戦死	陸軍伍長	長谷川　源弘
昭二〇・二・一三	フィリッピン、ルソン島リザール州ダンバリット	戦死	陸軍伍長	高橋　健一郎
同	同	戦死	陸軍伍長	藤沼　初美
昭二〇・二・一四	フィリッピン、バタンガス州マラボン	戦死	陸軍伍長	滝浦　弘治
昭二〇・二・一六	茨城県日立飛行場	戦死	陸軍伍長	岩舘　峻夫
昭二〇・二・一七	フィリッピン、ルソン島マウンテン州キャンプワン	戦死	陸軍伍長	藤尾　一男
昭二〇・二・二六	エンタービー諸島	戦病死	陸軍兵長	松田　留吉
昭二〇・三・五	ニューギニヤ、ウエーク半島	戦死	海軍兵曹長	阿部　勇太郎
昭二〇・三・一九	呉方面、天城艦上	戦死	海軍上等水兵	佐藤　万三
昭二〇・三・二〇	フィリッピン、ルソン島マニラ東方約二〇粁高地	戦死	陸軍上等兵	長沢　春松
昭二〇・四・一一	ニューギニヤ第三五師団野戦病院	戦病死	陸軍伍長	藤原　武雄
昭二〇・四・二〇	フィリッピン、ルソン島方面	戦死	陸軍伍長	藤尾　耕作
昭二〇・五・二〇	海南島	戦死	海軍二等兵曹	藤沼　重夫

昭二〇・	六・	二	西部ニューギニヤ、ビアク島	戦死	陸軍伍長	熊谷　保五郎
同	同		同	戦死	陸軍伍長	玉山　良郎
同	同		同	戦死	陸軍兵長	照井　武
同	同		同	戦死	陸軍兵長	大沼　徳次郎
同	同		同	戦死	陸軍兵長	中里五郎右ェ門
同	同		同	戦死	陸軍兵長	高橋　福次郎
昭二〇・	六・	二	西部ニューギニヤ、ビアク島モクメル	戦死	陸軍兵長	高橋　吉世
昭二〇・	六・	二	西部ニューギニヤ、ビアク島	戦死	陸軍兵長	赤川　明
同	同		同	戦死	陸軍兵長	野崎　正雄
同	同		同	戦死	陸軍兵長	中島　政雄
同	同		同	戦死	陸軍伍長	滝浦　竹次郎
昭二〇・	六・	五	仏領インドシナ、ハノイ南方	戦病死	陸軍伍長	箱崎　光治
昭二〇・	六・	一二	フィリッピン、ルソン島マニラ	戦死	陸軍伍長	長谷川新五郎
昭二〇・	六・	一四	フィリッピン、ルソン島ブラカン州	戦死	陸軍伍長	北條　力介
昭二〇・	六・	一八	フィリッピン、ルソン島マウンテン州ボンドック道二一粁	戦死	陸軍少尉	荒木田　正
昭二〇・	六・	二八	フィリッピン、ルソン島ヌエバビスカヤ州ファームスクル	戦死	陸軍伍長	野田　民一
昭二〇・	六・	三〇	沖縄本島大里	戦死	陸軍伍長	田中　十七八
昭二〇・	六・	三〇	フィリッピン、カンギボット山	戦死	陸軍伍長	山口　満夫
昭二〇・	六・	三〇	フィリッピン、ネグロス島	戦病死	陸軍伍長	高橋　久八

昭二〇・七・一	レイテ島カンギボット山	戦死	陸軍伍長	長谷川仁太郎
昭二〇・七・一〇	ニューギニヤ、サルミ	戦病死	陸軍兵長	熊谷弥右ェ門
昭二〇・七・一〇	フィリッピン、ルソン島方面	戦死	陸軍軍曹	玉山　健夫
昭二〇・七・二〇	満州国牡丹江省綏陽陸軍病院	戦病死	陸軍上等兵	岩清水　義男
昭二〇・八・八	福岡県筑紫郡筑紫村	戦死	陸軍曹長	畑山　仁三郎
昭二〇・八・八	満州国牡丹江省綏陽県平頂山	戦死	陸軍伍長	佐藤　孝一
昭二〇・八・一二	満州国牡丹江省寧安県仙閣附近	戦死	陸軍獣医務曹長	滝浦　三五郎
昭二〇・八・一二	満州国東安省	戦死	陸軍兵長	上柿　勝男
昭二〇・八・一三	満州国牡丹江省宝清	戦死	陸軍伍長	大沼　正実
昭二〇・八・一四	太平洋方面（潜水艦）沈	戦死	海軍一等機関兵曹	簗田　久逸
昭二〇・八・一四	鹿児島病院	戦病死	陸軍一等兵	佐々木　慶治
昭二〇・八・一五	満州国興安省拉爾安堡山	戦死	陸軍兵長	若狭　福次郎

終戦後の死亡

昭二〇・八・一六	満州国牡丹江省寧安掖河北方三粁	戦死	陸軍伍長	斉藤　清
昭二〇・八・一六	満州国牡丹江省穆稜県王八保子	戦死	陸軍上等兵	大沼　岩雄
昭二〇・八・二八	満州国牡丹江省鏡泊湖	戦病死	陸軍伍長	北條　惣八
昭二〇・九・一	フィリッピン、ルソン島ヌエバエシバ州ボンガボン	戦死	陸軍伍長	高野　勲
昭二〇・九・二	満州国牡丹江省牡丹江市公園附近	戦死	陸軍伍長	冨山　洋
昭二〇・一一・三	満州国吉林省樺甸県樺樹村	戦死	陸軍兵長	山口　省二

昭二〇・一二・三一	中国山東省方面	戦　死	陸軍曹長	高橋　正一
昭二一・一・一五	ソ連ババロフスク、チタ地区収容所	戦病死	陸軍伍長	熊谷　昇平
昭二一・一・二六	ソ連チャイイゴール収容所	戦病死	陸軍一等兵	飯田　信
昭二一・二・一〇	中国山東省路南一五五兵站病院	戦病死	陸軍大尉	鈴木　繁
昭二一・三・二八	ソ連ハバロフスク、ホルキケン収容所	戦病死	陸軍兵長	川守　金一
昭二一・六・二五	中国海南島東南一四〇粁	戦病死	陸軍伍長	簗田　良治
昭二一・一〇・一七	一の関市山の目療養所	戦病死	陸軍上等兵	藤尾　正義
昭二一・一一・九	ソ連、チタ地区スケテンクハルボン収容所	戦病死	陸軍兵長	照井　久
昭二二・一〇・六	自宅	公病死	陸軍伍長	藤尾　丹司
昭二三・四・八	自宅	公病死	陸軍上等兵	箱崎　丑太郎
昭二三・七・三	自宅	公病死	陸軍上等兵	高橋　久治
昭二五・一・二七	自宅	公病死	陸軍一等兵	松岡　勘一
軍　属				
昭一七・六・二〇	南洋群島方面	戦　死	海軍軍属	滝浦　孝一
昭一八・八・二一	セレベス島方面	戦　死	海軍軍属 一等飛行操従士	高橋　實
昭一九・一・二七	本州南方海面	戦　死	海軍軍属	阿部　正六
昭一九・四・一九	自宅	公病死	徴用工員	阿部　喜一郎
昭一九・七・八	サイパン島	戦　死	海軍軍属	五日市　信三
昭一九・七・八	サイパン島	戦　死	海軍軍属	熊谷　倉之助

昭一九・八・一〇	南洋群島大宮島	戦死	海軍軍属	北條勇二
昭一九・一二・二六	満州国チチハル	公病死	陸軍軍属	大沼兼蔵
昭二〇・四・一三	自宅	公病死	海軍軍属	高橋金一
昭二〇・一二・二〇	満州国牡丹江省掖河陸軍病院	戦病死	陸軍軍属	長谷川藤左ェ門
昭二二・一・一六	ソ連ウスベック共和国、アンデシヤン、チュウス療養所	公病死	満州国官吏(副県長)	大沼幹三郎

太平洋戦争（彦部地区）の戦没者

昭一七・五・五	フィリッピン、マニラ九六兵站病院	戦病死	陸軍上等兵	阿部惣兵ェ
昭一七・一〇・一七	北太平洋方面	戦死	海軍二等水兵	阿部長二
昭一八・一・五	ソロモン群島、ガダルカナル、ダソッアロング	戦死	陸軍上等兵	阿部義雄
昭一八・一・一六	中国山西省安沢県馬家垣附近	戦死	陸軍曹長	作山政雄
昭一八・五・一七	ビスマルク群島北方洋上輸送船英蘭丸上	戦死	陸軍一等兵	川口金松
昭一八・五・二九	アッツ島	戦死	陸軍曹長	阿部貞八
昭一八・五・二九	アッツ島	戦死	陸軍上等兵	佐藤勝雄
昭一八・五・二九	アッツ島	戦死	陸軍上等兵	内村信雄
昭一八・七・六	ソロモン諸島方面	戦死	海軍上等水兵	阿部正男
昭一八・七・一六	中国山西省第六九野戦病院	戦病死	陸軍上等兵	藤根良男
昭一八・七・八	中国山西省臨汾病院	戦病死	陸軍上等兵	佐藤健次郎
昭一八・八・二五	ニューギニヤ島ハンサ	戦死	陸軍兵長	大里孝一

昭一八・一〇・二五	ニューギニヤ島	戦死	海軍一等飛行兵曹	晴山　文雄
昭一九・五・六	中国山西省河津県西考集附近	戦死	陸軍伍長	日下　与治郎
昭一九・六・一	ニューギニヤ、ビアク島	戦死	陸軍伍長	三浦　友三
昭一九・六・一〇	西部ニューギニヤ、ダンケン	戦死	陸軍兵長	太田代庄三郎
昭一九・六・一〇	西部ニューギニヤ、ダンケン方面	戦死	陸軍兵長	吉田　春松
昭一九・六・二〇	ニューギニヤ、ビアク島、モクメル方面	戦死	陸軍兵長	川村　桂
昭一九・六・二五	ニューギニヤ、ゲニム方面	戦死	陸軍兵長	丹野　正雄
昭一九・六・二五	ニューギニヤ、ゲニム方面	戦死	陸軍兵長	佐藤　竹蔵
昭一九・六・二五	ニューギニヤ、ダンケン	戦死	陸軍兵長	大坊嘉右ェ門
昭一九・七・八	サイパン島	戦死	海軍上等水兵	佐藤　東
昭一九・七・一二	満州国奉天省新民駅西方四粁	戦死	陸軍飛行中尉	作山　茂吉
昭一九・七・二三	ニューギニヤ、モルッカ州マッフィン	戦死	陸軍兵長	工藤　善助
昭一九・八・一〇	マリアナ諸島	戦死	海軍上等水兵	作山　戈十
昭一九・八・一二	ニューギニヤ、バラムマイタベーボルランチヤ	戦死	陸軍伍長	森田　忠雄
昭一九・九・六	フィリッピン、ルソン島	戦死	陸軍曹長	佐藤　實
昭一九・九・一八	西部ニューギニヤ、ビアク島マンドン	戦死	陸軍大尉	野村　森雄
昭一九・九・二八	ニューギニヤ、サルミ	戦死	陸軍兵長	熊谷　政治
昭一九・九・三〇	西部ニューギニヤ、ビアク島	戦死	陸軍軍曹	佐藤　貫一
昭一九・一〇・二	中国湖南省来陽県来陽	戦病死	陸軍上等兵	橘　冨太

昭一九・一〇・一二	ブーゲンビル島ルイセイ	戦病死	陸軍兵長	佐藤　輝夫
昭一九・一〇・二五	フィリッピン方面	戦死	海軍上等水兵	吉田　菊治
昭一九・一二・一一	沖縄方面	戦死	陸軍伍長	太田代　惣吉
昭一九・一二・一八	ミンドロ島サンホセ	戦死	陸軍航空軍曹	太田代　安見
昭二〇・二・三	東部ニューギニヤ、クンホク	戦死	陸軍伍長	吉田　清巳
昭二〇・二・一三	ルソン島リザール州タンバリット	戦死	陸軍伍長	吉田　良雄
昭二〇・二・二五	フュリッピン、コレヒドール	戦死	海軍上等水兵	佐々木今朝治
昭二〇・二・二六	トラック島方面	戦死	陸軍上等兵	日下　与吉
昭二〇・三・一〇	フィリッピン、ルソン島マウンテ州バギオ	戦死	陸軍伍長	泉田　冨也
昭二〇・三・一七	硫黄島	戦死	海軍上等兵曹	阿部　栄之助
昭二〇・三・一七	硫黄島	戦死	海軍上等整備兵	堀内　源四郎
昭二〇・三・一九	中部太平洋	戦死	海軍水兵長	阿部　栄
昭二〇・三・二六	フィリッピン、ルソン島クラーク附近	戦病死	陸軍兵長	橘　吉次郎
昭二〇・三・三〇	ニューギニヤ方面	戦死	陸軍准尉	佐藤　佐代吉
昭二〇・四・四	中国江西省遂川県三江	戦病死	陸軍上等兵	藤田　鶴松
昭二〇・四・一六	フィリッピンルソン島ラオニオン州アシン方面	戦死	陸軍兵長	阿部　由蔵
昭二〇・四・一九	フィリッピンルソン島カビテ州ヒコデレ山	戦死	陸軍兵長	飯村　鶴之助
昭二〇・四・二五	フィリッピンルソン島マウシテン州マレン	戦死	陸軍伍長	佐藤　勘次郎
昭二〇・四・二七	中国湖南省新化県官塘橋	戦死	陸軍伍長	佐藤　八重治

昭二〇・五・一	フィリッピン、ミンダナオ島	戦死	陸軍伍長	川村善三	
昭二〇・五・二	フィリッピン、ルソン島ラナン州方面	戦死	陸軍伍長	阿部茂八	
昭二〇・五・八	朝鮮釜山病院	戦病死	陸軍一等兵	赤川吉男	
昭二〇・五・一一	フィリッピン、ルソン島イノマン山方面	戦死	陸軍上等兵	阿部忠雄	
昭二〇・五・一九	中国湖南省光化県方面	戦死	陸軍上等兵	高橋直次郎	
昭二〇・五・二〇	フィリッピン、ルソン島リザール州モンタルバー	戦死	陸軍曹長	阿部松次郎	
昭二〇・五・三一	フィリッピン、レイテ島カンギボット山北方地区	戦死	陸軍兵長	佐藤清見	
昭二〇・六・二	フィリッピン、レイテ島カンギボット山北方地区	戦死	陸軍伍長	赤川金左ェ門	
昭二〇・六・二	西部ニューギニヤ、ビアク島	戦死	陸軍兵長	田畑誠行	
昭二〇・六・二	西部ニューギニヤ、ビアク島	戦死	陸軍兵長	八重島源五郎	
昭二〇・六・二	西部ニューギニヤ、ビアク島	戦死	陸軍兵長	佐々木儀之助	
昭二〇・六・一〇	沖縄県無志島	戦死	陸軍兵長	佐藤定治	
昭二〇・六・一二	沖縄県国吉	戦死	陸軍伍長	阿部敏夫	
昭二〇・六・一五	フィリッピン、ルソン島バギオ東方山地	戦死	陸軍伍長	阿部勝雄	
昭二〇・六・二二	フィリッピン、ミンダナオ島タバイ州方面	戦死	陸軍伍長	晴山弘治	
昭二〇・六・三〇	フィリッピン、レイテ島カルブゴス	戦死	陸軍曹長	高玉輝夫	
昭二〇・七・一〇	フィリッピン、ルソン島東方一二〇粁報国山	戦死	陸軍兵長	佐藤喜六	
昭二〇・七・一五	フィリッピン、ルソン島東方六〇粁山中	戦死	陸軍伍長	田畑三男	
昭二〇・八・五	フィリッピン、ルソン島レナチン河方面	戦死	陸軍准尉	阿部鶴松	

昭二〇・八・六	広島市内	戦死	陸軍兵長	田中実夫
昭二〇・八・六	鹿児島県伊敷村	戦死	陸軍一等兵	阿部好頼
昭二〇・八・九	満州国牡丹江省綏陽県観月台陣地	戦死	陸軍上等兵	阿部晃昌

太平洋戦争終戦後

昭二〇・八・一七	満州国間島省渾春県渾春附近山地	戦死	陸軍軍曹	阿部真一郎
昭二〇・八・二五	フィリッピン、ルソン島ラグナ州タナネ地方五粁	戦死	陸軍伍長	佐々木昇
昭二〇・九・五	フィリッピン、ルソン島タボイ	戦病死	陸軍上等兵	佐藤正雄
昭二〇・一〇・二三	北支山東省膝県	戦病死	陸軍上等兵	佐藤与惣右ェ門
昭二〇・一一・七	ニューギニヤ方面	戦死	陸軍兵長	佐藤竹雄
昭二一・三・三一	中国広東省方面	戦病死	陸軍兵長	作山敏雄
昭二一・六・五	満州国黒河省北安県北安病院	戦病死	陸軍伍長	阿部隆雄
昭二二・一〇・一三	ソ連ナホトカ地区第五七〇病院	公病死	陸軍兵長	佐藤己
昭二四・一一・一八	ソ連ナホトカ第三九九七一病院	公病死	陸軍技術軍曹	八重島義雄

軍属

昭一九・二・一七	トラック島方面	戦死	海軍軍属	嶋田六男
昭一九・七・八	サイパン島	戦死	海軍工長	佐々木福次郎
昭一九・六・三	ニューギニヤ、マフマイン	戦死	海軍軍属技師	内村義雄
昭二〇・三・二	南洋群島、パラオ島	戦死	陸軍軍属	阿部新太郎
昭二〇・三・一二	ビルマ、明妙貨物廠西方八粁	戦死	陸軍軍属	佐藤与右ェ門

太平洋戦争（佐比内地区）の戦没者

昭一七・一・二七	花巻更正病院	公病死	陸軍上等兵	佐々木　喜助
昭一七・一〇・一六	ソロモン群島方面	戦　死	海軍二等兵曹	中田　四郎
昭一八・六・二五	中国山西省処源県閏篡附近	戦　死	陸軍伍長	高橋　重夫
昭一八・六・二八	ソロモン群島ブーゲンビル島第一七軍防疫給水部前	戦病死	陸軍一等兵	中田　庄五郎
昭一八・八・二	満州国大連陸軍病院	公病死	陸軍兵長	藤原　繁蔵
昭一八・八・二五	中国山西省泌源県	戦病死	陸軍兵長	橋本　安治
昭一九・一・三	一ノ関市山の目療養所	戦病死	陸軍一等兵	中村　専次郎
昭一九・二・一七	フィリッピン、リロアン方面	戦　死	陸軍伍長	田面山　末治
昭一九・三・二四	ニューギニヤ、ブーゲンビル方面	戦　死	陸軍上等兵	真竜寺　貞男
昭一九・五・二一	小笠原諸島方面	戦　死	海軍兵長	菊池佐九右ヱ門
昭一九・六・一八	西部ニューギニヤ、ビアク島	戦　死	陸軍兵長	佐々木松太郎
昭一九・六・一九	中部太平洋方面	戦　死	海軍一等機関兵曹	松坂　昱二郎
昭一九・六・二五	ニューギニヤ、ゲニム	戦　死	陸軍兵長	福山　良蔵
昭一九・六・二六	ソロモン群島方面	戦病死	海軍一等整備兵曹	畠山　実
昭一九・七・四	西部ニューギニヤ、ヌンホル島方面	戦　死	陸軍兵長	佐々木　正行
昭一九・七・八	満州国牡丹江省綏陽陸軍病院	戦病死	陸軍兵長	高橋　芳雄
昭一九・七・二六	中国郡方面	戦病死	陸軍上等兵	真竜寺　源蔵

昭一九・八・三	ニューギニヤ方面	戦死	陸軍兵長	菅原梅蔵
昭一九・八・一四	ブーゲンビル島	戦病死	陸軍伍長	佐々木仁太郎
昭一九・八・二四	中国	戦死	陸軍上等兵	佐々木清
昭一九・九・六	台湾西南方八粁洋上	戦死	陸軍准尉	田面山由郎
昭一九・九・六	台湾西南方八粁洋上	戦死	陸軍曹長	菅原永治郎
昭一九・一〇・一〇	中国張家口陸軍病院	戦病死	陸軍上等兵	中田良見
昭一九・一一・一	東沙島東方海面	戦死	海軍兵曹	中田作助
昭一九・一二・四	ブーゲンビル島	戦病死	陸軍上等兵	高橋辰見
昭二〇・一・二〇	久留米陸軍病院	戦病死	陸軍曹長	佐々木三伍
昭二〇・一・二一	フィリッピン、ルソン島方面	戦死	陸軍少尉	松坂昇三
昭二〇・二・三	フィリッピン、ルソン島ヌエバエシハ州マケン	戦死	陸軍伍長	玉山亮栄
昭二〇・二・一三	フィリッピン、ルソン島リザール州ダンバリット	戦死	陸軍伍長	藤井伍弐
昭二〇・二・一七	フィリッピン、ルソン島方面	戦死	陸軍少尉	川村寔英
昭二〇・二・二一	フィリッピン、ルソン島リザール州マニラ東方一〇粁バゴノエ附近	戦死	陸軍兵長	畠山清一
昭二〇・三・三	ブーゲンビル島方面	戦死	陸軍兵長	川村勘蔵
昭二〇・四・二	フィリッピン、ルソン島方面	戦死	陸軍軍曹	多田哲三
昭二〇・四・二	フィリッピン、ルソン島マウンテン州バギオ北方	戦死	陸軍兵長	堀切四郎
昭二〇・四・二五	フィリッピン、マウンテン州バギオ	戦死	陸軍伍長	畑山正男
昭二〇・五・一	北海道南方海面	戦死	海軍二等整備兵曹	森田弘士

昭二〇・五・二	フィリッピン、ルソン島ヌエバエシハ州バレテ峠	戦死	陸軍兵長	佐々木　茂四
昭二〇・五・七	フィリッピン、バングンカスバナハオ	戦死	陸軍兵長	西田　善三郎
昭二〇・五・一〇	沖縄大名方面	戦死	陸軍兵長	多田　良公
昭二〇・五・二〇	沖縄首里	戦死	陸軍曹長	中田　謙一
昭二〇・五・二四	中国湖南省新北県峯嶺	戦死	陸軍曹長	川村　高雄
昭二〇・五・二四	西部ニューギニヤ方面	戦死	陸軍兵長	松坂　陸三
昭二〇・六・二	西部ニューギニヤ、ビヤク島	戦死	陸軍伍長	中田　経一
昭二〇・六・二	西部ニューギニヤ、ビヤク島	戦死	陸軍伍長	菅原　政五郎
昭二〇・六・二	西部ニューギニヤ、ビヤク島	戦死	陸軍伍長	柏原　栄悦
昭二〇・六・一〇	フィリッピン、リザール州イポ	戦死	陸軍伍長	畑山　幸一
昭二〇・六・一二	横須賀方面	戦病死	海軍中尉	石杜　健二
昭二〇・六・一三	沖縄	戦死	海軍兵曹長	佐々木　倉蔵
昭二〇・六・二〇	沖縄群島	戦死	陸軍伍長	真竜寺　政雄
昭二〇・六・三〇	沖縄群島	戦死	陸軍伍長	畠山　久志
昭二〇・七・一〇	ルソン島リザール州マニラ東方リナチン河谷	戦死	陸軍伍長	鎌田　長福
昭二〇・七・一〇	厚木飛行場東南端	戦死	海軍上等水兵	中川　昭孝
昭二〇・七・一二	高知県高岡郡久礼町方面	戦死	海軍一等整備兵曹	沼田　修平
昭二〇・七・二〇	タイ国ゲタ州第九四師団野戦病院	戦死	陸軍兵長	藤原　直治
昭二〇・七・二一	ビルマ方面	戦死	陸軍少尉	山影　又男

昭二〇・八・一四	満州国興安南省西科	戦死	陸軍兵長	高橋馬吉
太平洋戦争終戦後				
昭二〇・八・一七	北鮮咸境井南陽	戦死	陸軍伍長	福山秀雄
昭二〇・八・一七	満州国東安省林口県古城鎮附近	戦死	陸軍兵長	佐々木勘一
昭二〇・八・二五	満州国北安省嫩江県霍竜門附近	戦死	陸軍伍長	高橋利平
昭二〇・八・二七	中国湖北省武昌一五九兵舎	戦病死	陸軍上等兵	根水栄人
昭二一・一・一一	ソ連アムール州イスベスト、トコーワ地区病院	公病死	陸軍伍長	根水米吉
昭二一・一・一四	ソ連チタ地区チエノフスカヤ収容所	公病死	陸軍軍曹	畑山清一
昭二一・四・二五	朝鮮咸鏡北道	公病死	陸軍兵長	梅津哲夫
昭二一・五・七	レンバン島	公病死	陸軍伍長	川村清志
昭二一・八・二七	日赤岩手病院	公病死	陸軍伍長	北村一
昭二二・五・二六	自宅	公病死	陸軍伍長	安藤善太郎
昭二四・八・二四	ソ連ウスリー州ワオロシローフ地区スイソエフカ収容所	公病死	陸軍准尉	中田修三
昭二九・二・一九	自宅	公病死	陸軍伍長	川村源三郎
昭三一・七・二二	盛岡赤十字病院	公病死	陸軍一等兵	西田平八郎
軍属				
昭一九・六・二九	トラック島夏島	戦病死	海軍軍属	藤代哲雄
昭一九・七・七	北太平洋方面	戦死	海軍軍属	高橋三治郎
昭二〇・二・一一	ビルマ、ラングー市外方面	戦死	陸軍準軍属	沢田圭次

昭二〇・三・一七	東経一二〇度一〇分、北緯二五度二八分	戦死	海軍軍属	佐々木新五郎
昭二一・六・六	満州国ハルピン市新香坊	戦病死	陸軍軍属	佐々木貞治

徴用

昭二〇・三・二九	盛岡市三ツ割第十一地割字寺山六一	病死	徴用工	藤代鶴松

太平洋戦争（赤沢地区）の戦没者

昭一七・二・二	ソロモン群島ガダルカナル島タサファロング	戦死	陸軍兵長	伊藤賢一
昭一七・二・二八	ハワイ近海潜水艦にて	戦死	海軍二等機関兵曹	梅沢朝二
昭一七・七・六	第三次ソロモン海戦	戦死	海軍兵長	伊藤勝雄
昭一七・七・六	自宅	病死	陸軍一等兵	阿部昇
昭一七・七・七	南方ソロモン群島、ラッキ島	戦死	海軍二等整備兵曹	阿部貫一
昭一七・一一・四	ガダルカナル島	戦死	陸軍兵長	富山良道
昭一七・一一・一五	ソロモン群島ガダルカナル島タサファロングボネキ海岸付近	戦死	陸軍伍長	大弓春治
昭一七・一二・二二	ガダルカナル島タサファロング	戦病死	陸軍上等兵	阿部幸吉
昭一八・一・二三	大分県速見郡杵築南方約五里の海岸	戦死	海軍一等飛行兵曹	藤原藤吉
昭一八・二・八	南方方面	戦死	海軍水兵長	藤原正幸
昭一八・三・三	ニューギニヤ方面	戦死	海軍二等兵曹	遠山多吉
昭一八・三・三	ニューギニヤ東方海上三〇哩	戦死	陸軍上等兵	阿部英雄
昭一八・三・一七	青森県西平内陸軍病院	戦病死	陸軍上等兵	作山幸一

昭一八・三・一八	東部ニューギニヤ、マダン	戦死	陸軍兵長	石亀　文雄
昭一八・五・一七	ビスマルク群島輸送船英蘭丸内	戦死	陸軍兵長	作山弥右ェ門
昭一八・五・二四	中国山西省交城県横峯村	戦死	陸軍上等兵	工藤　孝
昭一八・七・二三	中国湖南省零陵附近	戦死	陸軍軍曹	藤原　義雄
昭一八・九・一六	ビルマ、メミョウ	戦死	陸軍伍長	田村　久松
昭一八・一一・二二	パラオ方面	戦死	陸軍伍長	富山　二郎
昭一九・二・六	南洋群島方面	戦死	海軍一等兵曹	中村　喜代治
昭一九・二・六	南洋群島方面	戦死	海軍二等整備兵曹	小杉　祐一
昭一九・六・一	西部ニューギニヤ、ビアク島	戦死	陸軍伍長	工藤　武男
昭一九・六・一〇	ニューギニヤ方面	戦死	陸軍上等兵	川端　三太郎
昭一九・六・二五	ニューギニヤ、ゲニム方面	戦死	陸軍伍長	吉田　六助
昭一九・六・二五	ニューギニヤ、ゲニム方面	戦死	陸軍伍長	阿部　喜八
昭一九・七・七	東部ニューギニヤ、ポイキン	戦死	陸軍兵長	工藤　稔
昭一九・七・一二	中国湖北省武昌	戦死	陸軍一等兵	菅原　久三郎
昭一九・七・一四	南方方面	戦死	陸軍兵長	大角　武治
昭一九・七・一六	中国河南省北京	戦死	陸軍兵長	池田　春蔵
昭一九・七・一八	西部ニューギニヤ、ビアク島	戦死	陸軍兵長	吉田　長四郎
昭一九・七・二三	中国河南省陝県輿鎮第三六師団	戦傷死	陸軍上等兵	大角　正一
昭一九・八・五	ニューギニヤ、サルミ島	戦死	陸軍伍長	平舘　清志

昭一九・八・一〇	中部太平洋方面	戦死	海軍一等兵曹	平舘　喜一
昭一九・九・二	南洋群島方面	戦病死	海軍上等水兵	古沢　得次郎
昭一九・九・一〇	西部ニューギニヤ、ビアク島	戦死	陸軍伍長	平舘　善三郎
昭一九・九・三〇	弘前陸軍病院堀越分院	戦病死	陸軍准尉	藤田　時雄
昭一九・九・三〇	秋田県由利郡本荘町石脇	戦病死	陸軍兵長	山田　貞吉
昭一九・一〇・四	中国北支方面	戦病死	陸軍上等兵	菅原　久伍
昭一九・一一・一一	ニューギニヤ、ハンヒュー	戦死	陸軍曹長	半田　三次郎
昭一九・一一・一七	朝鮮方面	戦死	陸軍上等兵	池田　正悦
昭一九・一一・二一	フィリッピン東方海面	戦死	海軍兵曹長	平舘　淳
昭一九・一二・八	フィリッピン方面	戦死	陸軍曹長	藤田　利夫
昭二〇・一・四	フィリッピン、ルソン島バギヨ方面	戦死	陸軍伍長	山田　正悦
昭二〇・一・一四	フィリッピン、ルソン島パンガシナシ州アガット東方高地	戦死	陸軍兵長	作山　茂男
昭二〇・一・一四	フィリッピン、ルソン島パンガシナシ州ポロ	戦死	陸軍兵長	古沢　与市
昭二〇・二・六	フィリッピン、山岳州ウシンガン	戦死	陸軍准尉	菅原　富栄
昭二〇・二・一三	フィリッピン、ルソン島リザール州ダンバリット	戦死	陸軍伍長	藤原　一郎
昭二〇・二・一八	本邦南方海面	戦死	海軍上等水兵	山田　五八郎
昭二〇・三・一五	フィリッピン、ルソン島方面	戦死	陸軍伍長	古沢　由則
昭二〇・三・一七	レイテ島カンギボット山	戦死	陸軍軍曹	山田　三郎
昭二〇・三・一七	硫黄島	戦死	海軍上等整備兵	大角　金悦

昭二〇・三・一七	硫黄島	戦死	海軍上等水兵	藤原米吉	
昭二〇・三・一七	硫黄島	戦死	海軍上等水兵	沢田健次郎	
昭二〇・三・一八	東経一二六度五〇分北緯二八度五〇分	戦死	陸軍曹長	山田孫三郎	
昭二〇・三・二〇	フィリッピン、ルソン島マニラ	戦死	陸軍伍長	吉岡功	
昭二〇・三・二〇	北千島占守島国端	戦病死	陸軍上等兵	石川巌	
昭二〇・四・七	ハフイ海面	戦死	海軍兵曹長	阿部武夫	
昭二〇・四・一六	南方ブンメルデル島ブンイン	戦病死	海軍一等機関兵曹	阿部簀誉紫	
昭二〇・四・二四	フィリッピン、ルソン島マウイン、イドモンロ	戦死	陸軍兵長	富山孫次郎	
昭二〇・五・一	太平洋方面	戦死	海軍兵長	中村義雄	
昭二〇・五・一五	ルソン島アボカン	戦死	陸軍兵長	中村芳太郎	
昭二〇・五・二六	中国湖南省大栖附近	戦死	陸軍伍長	山田徳次郎	
昭二〇・五・三〇	フィリッピン、ルソン島マニラ	戦死	陸軍伍長	池田辰男	
昭二〇・五・三一	フィリッピン、レイテ島カンギボット山北方地区	戦死	陸軍伍長	長嶺将直	
昭二〇・五・三一	フィリッピン、レイテ島カンギボット山北方地区	戦死	陸軍伍長	沢田慶三郎	
昭二〇・五・三一	フィリッピン、ルソン島クラーク西南方	戦死	陸軍兵長	山田正	
昭二〇・五・三一	レイテ島カンギボット山北方地区	戦死	陸軍伍長	籠沢清隆	
昭二〇・五・三一	レイテ島カンギボット山北方地区	戦死	陸軍兵長	藤原幸八	
昭二〇・五・三一	レイテ島カンギボット山北方地区	戦死	陸軍兵長	梅沢清志	
昭二〇・六・二	西部ニューギニヤ、ビアク島	戦死	陸軍伍長	佐々木重人	

昭二〇・	六・　四	満州国黒河省瑷琿県山神府	戦病死	陸軍軍曹	古沢　浅吉
昭二〇・	六・　六	フィリッピン、ルソン島方面	戦病死	陸軍伍長	半田　清重郎
昭二〇・	六・二〇	沖縄方面	戦死	陸軍曹長	古沢　善太郎
昭二〇・	六・二〇	西部ニューギニヤ、ビアク島	戦死	陸軍伍長	及川　義男
昭二〇・	六・二〇	西部ニューギニヤ、ビアク島	戦死	陸軍兵長	山田　弘司
昭二〇・	六・二〇	沖縄群島	戦死	陸軍兵長	藤原　達男
昭二〇・	六・二五	沖縄本島、首里宇江城附近	戦死	陸軍少尉	中村　清次郎
昭二〇・	六・二六	ニューギニヤ、ガム島	戦死	陸軍兵長	佐々木　正
昭二〇・	六・三〇	大鳥島	戦病死	海軍機関兵曹長	川村　藤之助
昭二〇・	七・一二	東京都立川陸軍病院	戦病死	陸軍上等兵	吉田　善三郎
昭二〇・	七・一五	三陸海岸	戦死	海軍上等兵曹	古沢　健蔵
昭二〇・	七・二二	自宅	公病死	陸軍兵長	菅原　秀夫
昭二〇・	八・一四	満州牡丹江省掖河	戦死	陸軍伍長	藤原　圭吾
昭二〇・	八・一五	中国興安南省察永森西方約三里蒙古人部落	戦死	陸軍伍長	山田　　勇

終戦後の死亡者

昭二〇・	八・一七	ミンダナオ島ウロレンシヤ	戦死	海軍一等整備兵曹	吉岡　　一
昭二〇・	八・一七	満州国牡丹江省牡丹江市附近	戦死	陸軍伍長	阿部　喜一
昭二〇・	八・一八	南洋群島トラック諸島	戦死	海軍二等兵曹	大弓　功三
昭二〇・	八・一九	満州国東安省虎林県虎頭東猛虎山	戦死	陸軍准尉	阿部　岩雄

昭二〇・八・一九	満州国牡丹江省寧安県横道河子附近	戦死	陸軍兵長	佐々木　徳哉
昭二〇・八・二五	満州国牡丹江省寧安県横道河子	戦傷死	陸軍伍長	中村　覚蔵
昭二〇・九・一	フィリッピン、ルソン島ヌエバエシハ州ポンカボン	戦死	陸軍伍長	高野　勲
昭二〇・九・一五	中国河南省信陽県鄢城	戦病死	陸軍上等兵	工藤　賢次郎
昭二〇・九・三〇	秋田養療所	公病死	陸軍兵長	山田　貞吉
昭二〇・一〇・一五	満州国吉林省蚊河県額穆察附近	戦病死	陸軍兵長	菅原　久五郎
昭二〇・一二・二八	ソ連沿海州ウラジオ地区	戦傷死	陸軍伍長	吉田　信義
昭二一・二・一二	外蒙古人民共和国ウランバートル市タンボタルヂャ	公病死	陸軍伍長	本間　正
昭二一・四・一七	満州国間島省延吉	公病死	陸軍伍長	福山　勝郎
昭二一・一一・一六	朝鮮慈興北道古茂山収容所	公病死	陸軍兵長	及川　信三郎
昭二三・七・一七	一関市山の目国立養療所	公病死	海軍水兵長	平舘　一二
昭二四・二・二〇	自宅	公病死	陸軍一等兵	松坂　松治
徒軍看護婦				
昭二〇・八・一九	満州国東安省虎林県虎頭東猛虎山	戦死	陸軍看護婦	阿部　ミサオ
軍属				
昭一九・三・九	ニューギニヤ、ウエク方面	戦死	陸軍軍属	菅原　久兵エ
昭一九・一二・七	ヌラバヤ方面	戦死	海軍軍属	田村　義友
昭二〇・六・一八	北太平洋方面	戦死	海軍軍属	八重畑　周一
昭二〇・八・二二	フィリッピン北部ルソン山獄州方面	戦病死	陸軍軍属	本間　誠悦

昭二〇・一一・一四	満州国浜江省ハルピン市大星ホテル収容所	戦病死	陸軍軍属	藤島信六

徴用工

昭一九・二・四	日鉄釜石鉱業所	公務死	徴用	沢田貞雄

太平洋戦争（長岡地区）の戦没者

昭一七・一一・一	ホンコン第一陸軍病院	戦病死	陸軍主計軍曹	福田孝太郎
昭一八・二・一一	ソロモン群島ブーゲンビル島第二揚陸隊	戦病死	陸軍兵長	藤沼万次郎
昭一八・四・二三	フィリッピン、マライ市第十二陸軍病院	戦病死	陸軍上等兵	横沢久平
昭一八・五・一七	ビスマルク群島北方洋上	戦死	陸軍一等兵	大志田寅松
昭一八・六・八	本邦西方海上	戦死	海軍上等水兵	小池沢米吉
昭一八・七・三〇	中国山西省泌源県官軍村南方二粁	戦死	陸軍主計軍曹	古沢清治
昭一九・一・一八	南洋群島方面	戦死	海軍衛生兵長	菊池正三郎
昭一九・二・一七	南洋群島方面香取艦上	戦死	海軍二等兵曹	藤原信一
昭一九・四・一六	ソロモン、ブーゲンビル方面	戦病死	陸軍兵長	福田芳松
昭一九・四・一七	小笠原諸島洋上米機と戦闘中撃沈	戦死	海軍一等兵曹	阿部秋夫
昭一九・四・二六	ニューギニヤ島ナルタベ	戦死	陸軍伍長	稲垣安二
昭一九・四・二六	フィリッピン方面作戦輸送中、敵潜水艦の攻撃を受け、輸送船と共に沈没	戦死	陸軍伍長	稲垣操
昭一九・五・一二	中国湖南省湘潭県易俗河兵站病院	戦傷死	陸軍兵長	工藤春治
昭一九・五・二〇	ニューギニヤ、マウスダイ方面	戦死	陸軍兵長	佐々木良美

昭一九・五・三〇	カロリン群島エンタービー諸島アル島	戦死	陸軍軍曹	高橋儀一
昭一九・六・一〇	ニューギニヤ、ダンケン方面	戦死	陸軍兵長	佐々木金次郎
昭一九・六・一九	中部太平洋方面	戦死	海軍上等工作兵	藤原専五郎
昭一九・六・一九	西部ニューギニヤ、ビアク島モクメル	戦死	陸軍軍曹	沢田文太郎
昭一九・九・一一	東部ニューギニヤ方面	戦死	陸軍兵長	横沢喜太郎
昭一九・一〇・二四	フィリッピン方面	戦死	海軍一等機関兵曹	藤沼留吉
昭一九・一〇・三一	ブーゲンビル島方面	戦死	陸軍兵長	細川英三
昭一九・一二・一〇	中国湖南省湘渾県易俗河兵站病院	戦傷死	陸軍伍長	工藤仁太郎
昭一九・一二・一九	基隆市握川町基隆陸軍病院	戦病死	陸軍伍長（乙幹）	浅沼忠
昭一九・一二・二三	ニューギニヤ、ハルマヘラ	戦死	陸軍兵長	七木田富雄
昭二〇・一・五	フィリッピン、ルソン島リンガエン湾附近	戦死	陸軍衛生曹長	工藤康次郎
昭二〇・一・一六	フィリッピン、ルソン島ラオニオン州二〇〇高地の戦闘	戦死	陸軍兵長	佐々木龜松
昭二〇・一・二二	中国湖南省衡陽県	戦傷死	陸軍一等兵	阿部勇雄
昭二〇・一・二四	フィリッピン、ルソン島ラウニオン	戦死	陸軍伍長	藤原利四郎
昭二〇・一・三一	中部太平洋方面	戦死	海軍二等兵曹	山岸政次
昭二〇・三・一七	硫黄島	戦死	陸軍上等兵	阿部与四郎
昭二〇・三・一七	硫黄島	戦死	海軍上等水兵	北田源次郎
昭二〇・四・五	海南島感恩県入所尖	戦死	陸軍軍曹	稲垣幸一
昭二〇・四・一三	弘前陸軍病院堀越分院	公病死	陸軍曹長	細川惣次郎

昭二〇・四・一三	フィリッピン、ネグロス飛行場	戦死	陸軍上等兵	阿部重徳
昭二〇・四・一八	フィリッピン、ヒナッポ山、西北	戦死	海軍二等整備兵曹	川畑永治
昭二〇・四・二一	沖縄県伊江島	戦死	陸軍伍長	半田佐太郎
昭二〇・四・二三	フィリッピン、ブラカン州イポ陣地	戦死	陸軍准尉	半田正弥
昭二〇・四・二八	フィリッピン、ルソン島ラオニオン	戦死	陸軍兵長	福士治男
昭二〇・四・二八	満州国第七八九部隊	戦病死	陸軍兵長	佐々木梅次郎
昭二〇・五・二	フィリッピン、ルソン島バエシハ州バルテ	戦死	陸軍兵長	中屋敷喜代治
昭二〇・五・六	沖縄県前原	戦死	陸軍曹長	藤沢孝一
昭二〇・五・一三	フィリッピン、ルソン島マニラ東方	戦死	陸軍中尉	稲垣初雄
昭二〇・五・一六	フィリッピン、ミンダナオ島方面	戦死	陸軍准尉	阿部義雄
昭二〇・五・一六	中国山東省青島	戦病死	陸軍伍長	藤原亀吉
昭二〇・五・二九	フィリッピン、ルソン島ブラカン州イポ	戦死	陸軍伍長	北田孝一
昭二〇・五・三一	フィリッピン、レイテ島カンギボット山北方地区	戦死	陸軍伍長	相前仁太郎
同	同	戦死	陸軍兵長	佐々木俊郎
同	同	戦死	陸軍兵長	阿部善三郎
昭二〇・六・二	西部ニューギニヤ、ビアク島	戦死	陸軍大尉	樋沢幸一
昭二〇・六・二	西部ニューギニヤ、ビアク島	戦死	陸軍曹長	沢田春松
同	同	戦死	陸軍伍長	佐々木福松
同	同	戦死	陸軍伍長	福士圭次郎

昭二〇・六・九	フィリッピン、ネグロス	戦死	陸軍兵長	阿部　栄三郎
昭二〇・六・三〇	レイテ島西北部ナグアン山戦闘	戦死	陸軍伍長	稲垣　栄吉
昭二〇・七・七	フィリッピン、ルソン島リンガエン湾奥	戦死	陸軍兵長	古沢　清吾
昭二〇・七・一四	津軽海峡附近	戦死	海軍水兵長	北田　忠
昭二〇・七・一五	フィリッピン、ルソン島方面クラク山中	戦病死	陸軍上等兵	細川　源四郎
昭二〇・七・三〇	フィリッピン、ルソン島マニラ	戦死	陸軍兵長	佐々木　武雄
昭二〇・八・六	自宅	戦病死	陸軍中尉	藤井　耕一
終戦後の死亡者				
昭二〇・八・一八	北千島占守島国端崎四嶺山戦闘	戦死	陸軍伍長	工藤　勇作
昭二〇・八・一九	満州国虎林県虎頭中猛虎山陣地	戦死	陸軍上等兵	大志田由太郎
昭二〇・八・二三	フィリッピン方面	戦死	陸軍伍長	横沢　繁次郎
昭二〇・九・一三	盛岡病院	公病死	陸軍二等兵	細川　慶次郎
昭二〇・九・一九	満州国龍江省島鴨鶏站附近哈連四〇粁	戦傷死	陸軍兵長	藤原　武雄
昭二一・一・一〇	ソ連イルクーツク、タイセット病院アーク病棟	戦病死	陸軍伍長	半田　常雄
昭二一・三・一五	自宅	公病死	海軍上等兵曹	北田　信吾
昭二一・七・八	シベリヤ、チタ地区二四収容所ヒローク病院	公病死	陸軍兵長	工藤　庄治郎
昭二一・九・三〇	盛岡市大沢川原小路六三	公病死	陸軍少尉	藤原　栄三
昭二一・一一・一九	朝鮮平壌陸軍病院	公病死	陸軍上等兵	福田　正志
昭二二・二・二〇	ソ連ウスリー州イマン地区イマン収容所	戦病死	陸軍兵長	阿部　正治

昭二二・三・一四	岩手医大三戸町分院	在郷死	陸軍伍長	阿部政直
昭二二・一一・一五	一関市山の目岩手療養所	在郷死	陸軍二等兵	阿部春治

軍属

昭一八・一〇・三〇	中国揚子江上	戦死	海軍軍属	小地沢要蔵
昭一八・一二・二一	本州南海方面	戦死	陸軍軍属	七木田熊太郎
昭二〇・五・二九	盛岡陸軍病院	公病死	陸軍軍属	七木田乙松
昭二一・三・二八	中国山東省青島市陵県路二八号	公病死	陸軍軍属	北田馨

徴用工員

昭二〇・八・九	釜石市扶桑六〇一工場	公傷死	徴用工	中沢与八

〔付記〕町内各地に戦没者の慰霊碑（合同）があるが、このことについては第三巻（資料篇）に記すことにする。

第二節　滝名川の水論

当地域の農作や水利事情についてはすでに述べたが、次に明治以降の比較的大規模であった滝名川の水論の状況を記すことにする。

第一　明治三十三年（一九〇〇）の水論

この年の水論は、旧五月二十四日の夕刻、本流側の農民十数名が稲荷神社前の大口前の横落とし、（本流側揚口）を、とうぐわで深く掘り下げたことに端を発した。ちょうどそのころ、極楽寺の両互い（分水口）では、高水寺堰本流側と、的堰側の農民二十名ほどが番水のことで論争を起こし、双方代表者を出して協議していたが、大口前掘り下げの報を受けると直ちに話合いを中止し、双方合流して稲荷前に急行した。着いてみると大口前にはすでに人影がない。そこで相手方は退散したものと早がてんし、大勢揃って河原に下り立つと、突然喚声が起こって対岸の草むらから石つぶてが飛んできた。策略に陥ったのである。不意を突かれてあわてた高水寺堰勢は、先を争って久太付近に退却し、すぐ使者を派遣して同水系の人々に救援を求めた。一方、本流側でも相手の反撃を予測し、これに備えて急拠加勢の手配をしたことはいうまでもない。

やがて、時間が経過するにつれて双方とも応援の人々が続々と詰めかけ、静まり返った山峡は次第にざわめきの音に包まれていった。ここで、この夜の配陣をみると、高水寺堰側は先陣を古稲荷山に置いてこれに百人余りを配し、古稲荷神社境内には本陣を設けて二百人ほどがたむろした。これに対して本流側は、これも二手に分かれ、一隊は白旗山麓に、一隊は栃袋付近に集結してその総勢は二百七、八十人ほどであった。こうして、この夜は各陣営ともかがり火をたき、ほら貝を吹き鳴らし、冷酒をくみかわすなどして示威的な対立のうちに終わった。

明けて二十五日の朝方を迎えると、まず、闘争の幕は本流側の積極的な攻撃によって切落とされ、栃袋の一隊をさらに二手に分け、一隊は古稲荷本陣を、別の一隊は沢内川の横落としを急襲して後方をかく乱する戦法に出たのである。夜がしらじらと明け始めるころであった。このころ、高水寺堰側では、古稲荷の本隊をもって竹原の後方

から栃袋を急襲し、これを志和町方面に敗走させたうえ、古稲荷山の支隊と合流して一気に大口前を占拠し、相手方の堰口を堰留める作戦で、古稲荷の本隊はまさに行動を開始する直前であった。そのため、機先を制されたとはいえ準備だけは十分整っていたから、物見の知らせを受けると直ちに本隊の総勢をくり出して行動に移り、本流方を升沢部落の沢田付近に迎えて、激しい乱闘が開始された。しかし、多勢に無勢のため、争うこと数分にして本流方はたちまち総くずれとなって敗走し、高水寺堰方はこれを追うて志和街道に進出した。

一方、沢内川橋の供養塔付近には、二十数名の高水寺堰勢が警備に当たっていたが、倍に余る本流方の急襲を受けたため、防ぐ方法もなく古稲荷山に向かって後退した。勝に乗じた本流方は、直ちに横落としを打ち破った上、高水寺方の取水口を堰留めて凱歌をあげたのである。これは、事実上、高水寺堰の死命を制するものである。そこで高水寺堰方では、古稲荷山の人員中から新手を五十名ほどさいて反撃に出させ、乱闘の後ようやく取水口を奪回することができた。

このため、古稲荷山の人員が手薄となったが、これは本流方にとって全く思うつぼであった。早くも相手方の動揺をみてとった本流方は、好機まさに至れりとこおどりし、喚声(かんせい)をあげて大口前に殺到したのである。しかし、この時早くも高水寺堰方は、稲荷参道付近に進出し、盛んに石つぶてを投げて要撃したため、大口前の河原に下り立つことができず、残念ながら対岸に踏み留まらざるを得なかった。やがて、高水寺堰方の本隊も志和街道を西上して支隊と合流し、敗走した栃袋の一隊も川を渡って本流側と合併したため、ここに双方の総勢が滝名川をはさんで対立し、しばしの間激しい石合戦(がっせん)が展開された。

このようにして、二十五日の水論は双方ともかなりの負傷者を出す不詳事件にまで発展してしまったが、これを聞いた日詰警察署では、直ちに盛岡・花巻両警察署に応援を求め、署長自ら四十八名の警官を引率し、郡長を同道して午後一時過ぎ現場に到着した。

このころ、滝名川の両岸には、朝以来続々と詰めかけた応援の人々を合せて両水系ともそれぞれ千名を越えると思われる人数が集結していたが、物々しい警官の姿を見るとたちまちクモの子を散らしたように後方へ引き下がってしまった。そこで署長は、部下に大口前を警備させるとともに、郡長と協議のうえ、志和稲荷別当宅に双方の関係者を招集して調停を試みたのである。参集した人びとは、志和村長・阿部市五郎、水分村長・細田文平、赤石村長・大沼恒人、日詰町長・田村八十八、古館村長・根子源次郎を初め、双方の水利関係者各数名であった。

まず最初、調停役である署長と郡長から、前日掘り下げた滝名川本流を復元するとともにそれぞれ灌漑面積に応じて立会い分水することが提案された。しかし、これに対して高水寺堰側は、本流方の非を責めるとともに藩政時代からの既得権である本流三分の一に対し高水寺堰三分の二の線を強く主張して譲らなかった。そこで調停者は、前日に本流を掘り下げた責任者に謝罪させることによって折り合いをつけようとしたが、今度は本流側が応じない。署長と郡長はやむを得ず再考を促して帰庁した。

先刻以来後方に引き下って様子をうかがっていた両水系の農民たちは、署長らの帰ったことを知ると再び河岸に集って対立した。この対立中、日詰町の顔役数名が大口前の河原におり立って、かねて知合いの日詰署員に本流方の非行を訴えるとともに、職権をもって前日掘り下げた本流の揚口を復元させるよう強く要請した。高水寺堰方の申入れを了とした日詰署員数名は、川を渡って本流方におもむき、掘り下げ個所の復元を命じたが本流方はこれを拒否するとともに、警官の措置を不公平であるとして不穏な形勢を示した。そのため警官たちはやむなく引揚げたが、激怒した本流方農民は、その背後からののしり声を浴びせるとともに激しく石つぶてを投げつけたのである。これを見た河原の警官たちは、同僚危しと思い直ちに抜刀して本流方に突入したため、これを迎えた本流方との間になぐるけるの大乱闘が演ぜられたのである。

対岸でこれをみていた高水寺堰方は、好機は今だとばかり河原に飛びおり、本流方の揚口を土俵で堰留めるや否



図 8-3　石つぶてで欠けたキツネの前立て
（志和稲荷神社）

やさっと引き揚げてしまった。全く電光石火の早業で、本流方はただぼう然と見とれるばかりであった。

この乱闘で警官を初め本流方にもかなりの負傷者が出たし、本流方からは公務執行妨害罪として数名の者が検挙された。

激怒した本流方は、直ちに代表者を河原に派遣し、警官の不当を責めるとともに土俵の撤回を強く要請したが、これをみた高水寺堰方もまた代表者を出してこれに応じたため、たちまち双方の激しい口論となり、警官たちも措置に窮する有様であった。両岸の大衆は、互いに味方の代表者が出ているため石を投げるわけにもいかず、ののしり声をあげてわめき騒ぎ、ほら貝を鳴らして威勢を張る等の行動に出たため、稲荷前の山峡は、にわかにハチの巣をついたような騒ぎとなった。

すでに夕やみがあたりを包み始めていた。これ以上時間を経過させることは、いたずらに不測の混乱を招くばかりである。これを心配した警察側では、本流方が河床を掘り下げた代わりとして本流の揚口三分の一を土俵で閉鎖し残りの土俵を全部取り除くようにと指令してこれを強行させた。本流方はこの措置に対して大いに不満であったが、夜になったため、やむを得ず指令に応じて引き揚げた。しかし、根本的に和解が成立したわけでないから、二十五日の夜も大部分は古稲荷山と白旗山麓にとどまって遠くから対したのである。

この夜、非番の警官が交代に高水寺堰側のもてなしを受けたというので本流方の強い非難を受けたが、大部分の

警官は握り飯に煮しめを供せられた程度で、酒さかなを受けたのはごく二、三の者に過ぎなかったというのが真相なようである。しかし、これが本流方を強く刺激し、ますます感情的な対立を深めさせた。いきり立った首脳部は、二十六日早朝を期して正面から大口前を急襲し、警官隊を追い払ったうえ一気に高水寺堰を堰留める計画を立てて万全の手配を講じたのである。

いよいよ二十六日の朝がやって来た。決死の精鋭三百余名を三手に分けた本流方は、夜明け直前、まず第一陣のなぐり込み隊を大口前に突入させて攻撃の一矢を放った。この時、大口前の河原には二十数名の警官が警備に当たっていたが、山津波のような肉弾の来襲に立ち直る暇もなく、われ先にと川を渡って敗走してしまった。続いて、土俵をもった第二陣が間髪を入れずに突入し、たちまち高水寺堰を堰留めてしまったのである。わずかに数分の間の早わざであった。暁の急襲がみごとに効を奏した本流方は、次いで第三陣を相手方の反撃に備えて配置し、残余の大衆も川岸に集って快さいを叫んだのである。一方、不意をつかれた高水寺堰方では、緊急に首脳者会議を開いて協議した結果、警察側と共同作戦で強引な反撃に出ることになった。刻々と殺伐の気が流れた。午前八時過ぎ、朝食をすませていっさいの手配を整えた高水寺堰方は、抜刀した警官隊を先頭に遮二無二の強襲を仕掛けたのである。河原ではたちまち組み打ちが始まり、なぐるけるの大乱闘が展開された。警官は帽子をとばし、佩刀を折り曲げ、多数の負傷者を出すなどの醜態であった。このようにしてしばらくの間激闘が続いたが、しかし、結局は官憲側の威圧に屈して本流方は次第に後退を始め、大口前は高水寺堰側が一方的に占拠するところとなった。

この乱闘によって事態はますます悪化し、このままではどのような惨事が発生するかも知れない不穏な状態となったが、事件の拡大を恐れた日詰署長は黒沢尻警察署からの応援隊十一名を引率して駆け付けた。現場に着くと直ちに前日の代表者を集めて調停に乗り出し、この結果、七カ条の調停事項を決定し、双方の代表者が立会いの上、灌漑面積に応じて分水することに協定が成立したのである。

農民の一部には、この措置に不満をもつ者もあったが、代表者の説得によって随時解散し、さしも惨烈をきわめたこの水論も、二十六日正午をもって全く終局をみたのである。なお、公務執行妨害で検挙された人々は、仕末書をとられたのみで二日後に釈放された。

第二　大正十三年（一九二四）の水論

この年も例年にない旱天（かんてん）で、くる日もくる日も華氏（かし）九十度を超える炎熱が続いた。富士の裾野で挙行される予定の三島野戦重砲隊の演習が飲料水欠乏のため中止になったとか、群馬県下に水騒動が勃発したなどの新聞記事が注目を浴び、岩手県下においても、金ケ崎地方の水論や、江刺郡愛宕村付近の北上川の水深が一尺七寸五分（約五三cm）という最底記録を出したなどのことが報ぜられた。

このような時、滝名川にだけ例外のあるはずはなかった。水枯れ状態はみるみるその度を高めた。そのために七月中旬になっても下流の大半は田植えができず、ようやく植え終わった水田も連日の炎天でひびわれを生じ、稲は黄変して枯死の寸前にあった。天を仰いで嘆息する日が続いた。方々であまごいもやられた。しかし、依然として滝名川の水量は減るいっぽうであった。その結果、当然の帰結であるかのように水論が始まったのである。

七月十四日夜、高水寺堰方の農民五十余名が、夜陰に乗じて大口前の本流を堰留めたのが事件の発端となった。本流方の水見（巡視人）は、すかさずこれを見つけたが、高水寺堰方は、多数を擁して土俵の上にあぐらをかき、さかんに悪口を浴びせて威を示したため、やむを得ず引き返してその旨を水分関係の首脳者に報告した。

本流方では、直ちに騎馬の使者を出して、志和村はもちろん赤石村一帯にまで応援を求めた。これに応じて本流方の農民が血相を変えて続々と集まって来た。しかし、大口前付近一帯はすでに高水寺堰方に占拠され、警戒が厳

重をきわめているので、志和街道を正面から進むことは多くの不利があった。

一策を案じた本流方は、酒をくみかわしながら夜半を待ち、十五日午前一時を期して隠密行動にはいった。興奮をおさえた総勢二百余名は、退役陸軍主計少佐・弥勒地久蔵の指揮のもとに、白旗山麓を通って滝名川河畔に至り、息を殺しながら四つばいとなってしゅくしゅくと川を渡った。そして、一度にどっとときの声をあげて突入し、一気に大口前を奪取したのである。作戦みごとに効を奏した本流方は、凱歌を上げるとともに土俵を除去して揚口を開放することに成功した。

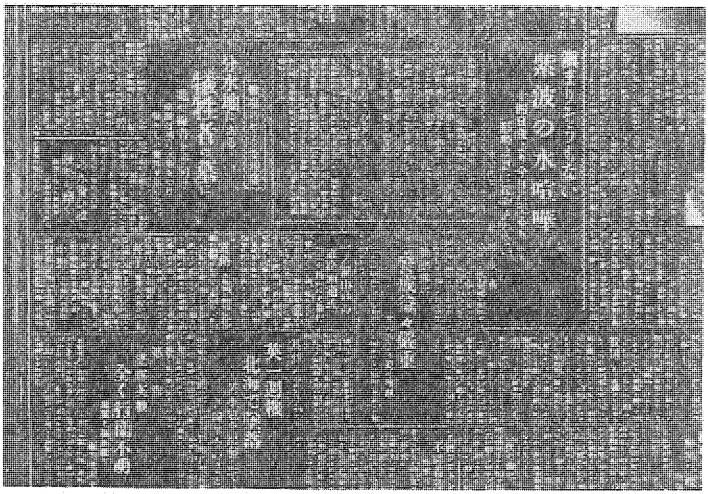


図 8-4　大正13年当時の報道された新聞記事

不意をつかれた高水寺堰方は、敗走して後方に下ったが、十五日午後三時ごろになると、急を聞いてはせ参じた援隊を加えてその勢力が三百余に増加し、ここに双方の勢力が伯仲となった。しかし、互いに猪突を避けて策をこらし、示威をしながら無気味な対立となったのである。

本流方は、本陣を白旗山麓滝名川寄りの台地に敷き、河原から小石をかますに入れて背負い上げ、大口前の守備隊を援護する態勢を整えるとともに、栃袋の松原に炊事場を設営して炊事を開始した。この間にあってさい配を振る主脳部は、志和村助役の堀田貞蔵、退役陸軍少佐の弥勒地久蔵、赤石村村会議員の高野仁左衛門等の面々であった。

これに対して高水寺堰方は、本陣を古稲荷神社境内に置いて主力をこれに投入し、稲荷前、極楽寺を初め堰筋の要所要所には支隊を配置して水ももらさぬ厳重な布陣振りであった。本陣の社務所では総堰頭である升沢の竹原茂人を初め、下松本の藤原庄三郎、宮手の谷地館要蔵、古館の高橋孫兵衛、日詰の堀内孫右衛門等が首を集めてひそかに作戦を練り、境内ではさしこ・けら・はばき・つまご・すげがさ・ほっかむりなどで思い思いに身を固めた数百の農民たちが、棒や竹やりを作ったり炊事の準備に大わらわであった。

本流方の本陣は地の利を得た絶好の場所である。これに対して高水寺堰方は、主力を稲荷社前に投入しないでわざわざ大口前から遠ざかった地点に本陣を置いたのはなぜであったろうか。これには、次のような二つの理由があった。第一に、稲荷社前は、志和街道と稲荷街道および山王海山道の合地点であり、さらに、背後の稲荷山にも山道が通じている関係上、四方から包囲される不利があること、第二には、大口前を確保しただけでは万全といいがたいこと、すなわち、通称横落としといわれる高水寺堰と沢内川の交差点や竹原の後方で破られる危険性があったからである。事実、過去の水論においても、このため不覚を取って敗れるという苦い経験をもっていた。それ以来、極楽寺境内をおもな集合拠点としていたが、近時になって大口前に近いことと神明の加護を得る意味も含めて古稲荷社に本陣を置くようになったのである。

この夜は双方緊張のうちに過ぎて、明くれば十六日、事件の発生を聞いた郡長・佐藤民三郎は、日詰警察署長とともに稲荷前に急行し、一町四カ村の町村長と水利委員約四十名を現地に招致して極力調停に努めたが、ついに不調に終わった。

このころ、すでに千名を超える民衆が詰めかけて対していたが、郡長の一行が来たとの報に接すると、大半は先を争って山づたいに姿を隠してしまった。だが、郡長や署長が引き揚げると再び陣容を整えて情勢は刻々と悪化の一途をたどった。

十七日には、形勢はますます不穏となってきた。沢内川ほとりの水論受難者の供養碑前には、線香をたむけて先輩の霊を弔うとともに、必勝を誓って合掌する農民の姿がいっそう殺伐の気を高めた。それはむしろ悲壮というべきものであった。事態はもはや血の雨を降らさなければおさまらないところまできたのである。双方の陣営はにわかに活発な動きを示し、このまま大挙して大口前に殺到するかと思われたが、この時早くおっとり刀で駆けつけて来たのは、日詰警察署長以下十八名の警官であった。さらに、午後五時には、盛岡から警部補指揮の警察教習所生徒十七名が二台の自動車に分乗して急拠現場に到着し、ともに大口前の警備と鎮ぶ工作に当たったのである。そのため、あわや流血の惨をみるかと思われた対立も、幸いに正面衝突だけは避けることができた。しかし、このままで日時を延長することはいたずらに犠牲を多くするばかりであるので、これを憂慮した水利関係者は、十九日には打ちそろって県庁に出頭し、事情を述べて善処方を陳情した。その結果、二十二日には県から小野技師が現地に出張し、志和・赤石・水分・古館・日詰の各町村長や水利委員を大口前に招集して分水の協議をしたけれども、双方とも主張を異にしてついに妥協点を見いだすに至らなかった。

そのため、翌二十三日には、志和村役場に志和・赤石・水分の水利委員二十余名が集合して再度の協議をした。この結果、分水の件はいっさい郡長に一任することにきまり、その旨を郡長に伝えて善処方を要望したが、どうしてか郡長はこの申し入れに応じようとしなかったため、事態は再び暗礁に乗り上げたが、翌二十四日夜には、一天にわかにかき曇って大雨となり、坪当たり三斗八升（約六九ℓ）の雨量をみるに至った。これは確かに天与の慈雨であった。そのために十四日以来夜に日をついで対立を続けていた両陣営も自然と解散し、関係者をして安どの胸をなでおろさせたのである。

しかし、これも一時的な小康に過ぎなかった。大雨の去った後に再び本格的な炎熱が続いたのである。時は大暑を迎えた七月の末方、滝名川の渇水は前にも増してその度を加え、灌漑用水はもちろん、人馬の飲料水にも窮する

ほどに深刻をきわめて、再び流血の惨をみる大騒動がぼっ発したのである。

第二次の水論は、七月三十日の早朝一時ごろ、高水寺堰方の農民多数が、本流の分水口を留め切ったことに端を発した。これを発見した本流方の見張り番は、直ちにほら貝を吹き鳴らして救援を求め、午前五時ごろに至って反撃を試みたけれども無勢のためついに失敗に終わった。そのため、本流方では再び人員を糾合したところ、午前八時ごろになって総勢百余名を数えるに至った。そこで、直ちにこれを三手に分け、一隊はときの声をあげつつ沢内川の横落としを打ち破り、他の二隊は滝名川の両岸を川づたいに大口前へと前進した。この時、高水寺堰勢は稲荷神社のとりい前に陣を敷いていたが、本流方の進撃をみて激しく投石したため、ここに双方相対してしばらくの間石合戦となった。しかし、高水寺堰方は、朝食のため大半が引き揚げた後であったので、衆寡敵せず次第に押されて付近の民家や山手に後退し始めた。これに勢いを得た本流方は、大口前に殺到してたちまち分水口の留め切りを破ったうえ、今度は反対に高水寺堰の堰口を大石や砂利で完全に堰留めたのである。時に午前九時半ごろであった。がい歌をあげた本流方は、祝杯をかざして互いに励まし合いながら、大口前一帯を守備して相手方の逆襲に備えた。

午後になると、両水系とも続々と援隊がかけつけ、高水寺堰方は古稲荷神社境内に約三百名、本流方は大口前と白旗山麓に約二百五、六十名が集結した。そして、互いに相手方の形勢をうかがっていたが、午後三時半ごろになると高水寺堰方は急に行動を開始し、稲荷街道を大挙西進して大口前に突入した。ここで再び双方が入り乱れて争い、二十八名の負傷者を出すほどの乱闘が一時間にわたって行われた。これを見かねた稲荷神社・社司鱒沢功は、単身大口前に割り入って仲裁に努めたが、双方とも聞き入れなかったため、やむなく涙をのんで引き揚げるという一幕もあった。

こうしている間に、急報によって日詰警察署より巡査部長と刑事の指揮する警官隊数名が現場にかけつけ、いきり立つ双方の人々をようやく制止したうえ、両水系の水利委員を集めて調停に乗り出したのである。その結果、分

水口の幅を本流六分、高水寺堰四分の割合いとし、その分水量を本流八分、高水寺堰二分とすることに協定が成立したので、午後五時半から水利委員立会いのもとに分水がなされた。これと同時に警察側では、大口前の分水点になわ張りをし、さらに板がこいして関係者以外の出入りを厳禁するとともに、違反者は公務執行妨害罪、傷害暴行罪、騒じょう罪で検挙する旨を布告して、不寝の警戒をする態勢を整えたのである。

しかし、大部分の農民はこの調停に不満であったため、分水後も現場を離れず、互いに警戒線を突破して大口前を奪取しようとした。そのため、警官と農民の間には幾度となく小ぜり合いが繰り返され、志和駐在所の竹田巡査のごときは、帽子を飛ばされ、佩刀を曲げ、はては河中に投げ込まれるなどの暴行を受けるありさまであった。こうしている間に夕暮れが迫ってきたが、大半の者は解散することなく、本流方は白旗山、高水寺堰方は古稲荷山に陣取って、互いにほら貝を吹き、ブリキかんをたたきながら気勢を上げ、ときの声の応酬をくり返して型どおりの対陣となったのである。

このころ、本流方にはいま一つの不詳事件がぼっ発していた。葛丸川の水論がそれである。この水論も藩政時代から伝統的に繰り返されてきたものであるが、八月三日、志和方の一農民が一の留を破ったことに端を発して大乱闘となり、その激烈さは滝名川のそれをしのぐものがあった。そのため、本流方は腹背に敵を受けるの苦衷に立たされたのである。

さて、三十日以来対立を続けていた人々は、たいした争いもなく互いに相手方の動勢をうかがっていたが、たまたま升沢の竹原茂人宅において、高水寺堰方の首脳者会議がもたれていることを本流方のスパイが探知した。四日のことである。この情報に接した本流方では、直ちに攻撃隊を編成して竹原宅を急襲し、一度にどっと乱入したからたまらない。戸障子やふすまは倒され、おぜんや火ばちは散乱し、畳は草刈りがまで縦横に切り荒された。不意を討たれた竹原茂人・谷地舘要蔵を初め首脳部の面々は、命からがら裏口から脱出したのである。これをみた攻撃

員生内源隊次郎（当時十五歳）は、やれ逃してなるものかと威勢よく外に飛び出したが、そのとたん空をきって飛来した石つぶてが下腹部に当たり、目がくらんでその場に倒れたため、戸板で運ばれるという騒ぎまで演じた。乱入者の去ったあとの台所には、四斗だるから流れた銘酒が芳香を漂わしていたという。このほか竹原宅においては、なわしろに多量の石を投げこまれ、穂ばらみ直前にあった稲が、かまで刈り払われるなどさんざんの被害を受けたのである。

ここにおいて押され気味の高水寺堰方では、援隊を繰り出して一挙に形勢のばん回を策し、戸別に触れを回して農民のかり出しに努めた。その結果、四日の夕刻には、集合地点として指定された水分村栃花十字路付近に四百五十名ほどの農民が詰めかけるに至った。直ちにその夜の合ことばがきめられ、すげがさには白布の識別票がつけられた。そして、全体を二隊に分け、その総指揮を古館村の加藤憲太郎がとることとなった。勇み立った一同は、えんえんの列をつくり、ほら貝を吹きながら稲荷前へ向かって前進を開始した。極楽寺前を過ぎ沢田付近の十字路に到達すると、一隊は志和街道に進路を変え、一隊は古稲荷神社より大口前を目ざしてはさみ撃ちの態勢をとった。こうして予定の展開が終わった高水寺堰方では、翌五日午前一時を期して一挙に大口前を奪取し、本流方を白旗山の方面に退散させたうえ、多数の土俵をもって本流の取入口を留め切ってしまったのである。さらに余勢をかって野沢堰・寺堰の取入口も留め切るとともに、大口前から極楽寺に至る間に人員を配置し、棒や竹やりを持って警備に当たらせた。

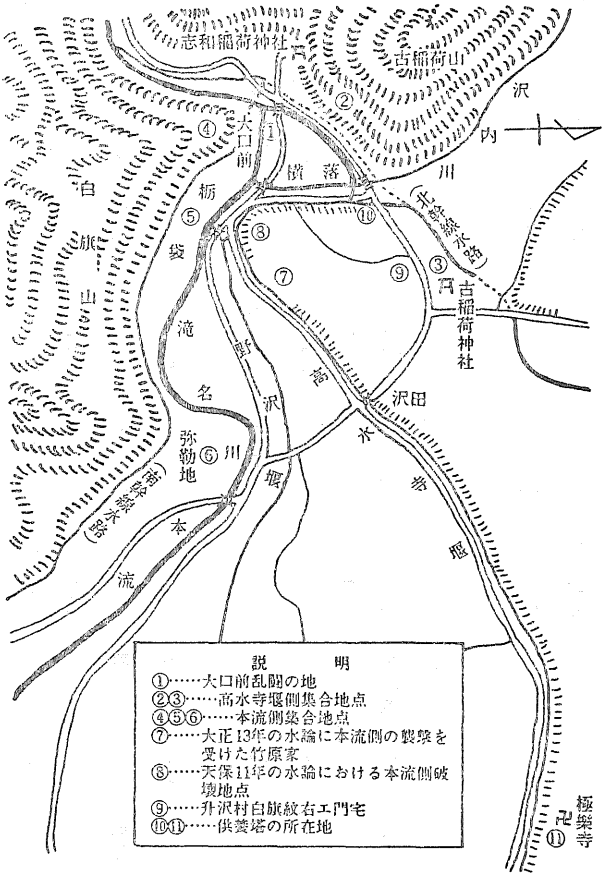
すでに、稲荷前の水げんかは県下に有名であり、今次の水論も、地元新聞はもちろん東京新聞も二段抜きで報道したため、白昼になると盛岡や花巻方面からまで野次馬が押しかけ、なかには直接水げんかの応援に参加する血気者もあるほどであった。双方のたむろしている古稲荷山と白旗山には、これらの野次馬や夏休み中の学童連までが応援にはせつけ、その喚声が山や谷間にこだまして全く物すごいものがあった。

午前中は、双方の動きにたいした変化もなくそのままの対陣に終わったが、午後になると本流方の動きがにわかに活発となり、赤石方面から新たに三百名ほどの応援を得た本流方は、これを弥勒地付近に集結させたうえ、白旗山の一部も加えて反撃の態勢を整えた。そして、午後二時ごろ、この主力を二手に分け、一隊は大口前をめざして志和街道を進み、他の一隊は沢内川の横落としを目ざして古稲荷街道を前進した。だが、いち早くこれを察知した高水寺堰方は、それを途中に迎えて要撃したため、たちまち激しい石合戦となった。互いに死力を尽くして争うこと十数分。しかし、本流方は次第に圧せられて敗色が濃くなり、ついに弥勒地の陣まで後退せざるを得なかった。この合戦で本流方では、小田島藤吉（頭部）・藤尾善平（額部）・浅沼勝五郎（前歯折損）のほか十数名の負傷者を出すに至った。

無念やるかたなき本流方は、再び馬を走らして応援を求めたが、その結果、午後四時ごろには約千名近い人員を確保することができ、その勢力はほぼ高水寺堰方と伯仲するまでになった。これに勢いを得た本流方は、再度大口前を襲撃して大乱闘を演じたが、しかし、依然として高水寺堰方は優勢を維持して譲らなかった。

午後五時過ぎ、事態を憂慮した郡長と日詰警察署長が現場にかけつけ、水利委員を集めて調停を試みたが、本流方の反対にあってついに不調に終わってしまった。殺気立った両陣営は、この夜もまた徹夜でたき火をしながら、不穏な対陣となったのである。

明くれば六日、本流方の総帥・弥勒地久蔵は、白旗山の中腹から双眼鏡を持って高水寺堰方の動勢をてい察していたが、胸に策するところがあったとみえ、勢力を二分したうえ、午前十時を期して主力を大口前に突入させた。そのため、高水寺堰方は防御力を大口前の一点に集中しなければならなくなり、自然と他の方は手うすとなってきた。この機をねらって待機中の他の一隊は、時至れりとばかりにおどり出て沢内川の横落としを急襲し、たちまちこれを占領したのである。腹背に敵を得た高水寺堰方は、にわかに動揺の色を示し始めた。この時、突如として銃


志和稲荷神社
古稲荷山
沢
内
川
大口前
落
栃
袋
滝
名
川
弥勒地
白
旗山
(平鉢疎水路)
古稲荷神社
沢田
野
沢
堰
本
流
(疎水路)
水
路
極楽寺
説　明
①……大口前乱闘の地
②③……高水寺堰側集合地点
④⑤⑥……本流側集合地点
⑦……大正13年の水論に本流側の襲撃を受けた竹原家
⑧……天保11年の水論における本流側破壊地点
⑨……升沢村白旗紋右エ門宅
⑩⑪……供養塔の所在地

稲荷大口前付近略図

声が山間にこだましたからたまらない。本流方の放った空砲である。しかし、空砲とは知らず、びっくり仰天した高水寺堰方は、総くずれとなってしまった。弥勒地久蔵のきつつき戦法はみごとに効を奏して、立ちどころに形勢は逆転したのである。

くやしがったのは高水寺堰方である。一度は敗走したものの、やがて勢力を整え、さらに関係町村に馬をとばして応援を求めたうえ、決死の大逆襲に出ようとしたため、あわや未曾有の大血闘が展開されるではないかと思われた。だが、この時早く、日詰・盛岡・花巻警察署の署員三十余名が、数台の自動車に分乗して現場に駆けつけて来た。これによって、この水論に全くの終止符がうたれたのである。

ちょうどそのころ、どこからともなく、盛岡工兵八大隊が鎮撫のために、出動するというわさが流れていた矢先であったので、大挙した警官の来場は、その先ぶれではないかという推測も手伝い、さしも気負い立った人々もたちまち鳴りをしずめてしまった。そのため、佐藤郡長の調停も立ちどころに成立して分水のことはいっさい日詰警察署長に一任することになったのである。

午後三時から、日詰署長・熊谷寛次郎の手によって公平な分水がなされた。これを納得した二千余名の農民たちは、七月三十日以来の対立を解き、夕刻から翌朝にかけて三々五々退散し、前後十九日間にわたるこの大水論も、ここに終結し、再び水域に平和の日が訪れたのであった。

〔参考資料〕（社会問題）

1、町内各地区遺族台帳
2、町内戦没者遺家族実態調査票
3、「日本の戦史」八、九、十、十一巻・徳間書店刊
4、「近代の戦争」全八巻・人物往来社刊
5、町内戦没者除籍簿
6、「滝名川に生きる人々」の「水争いの悲劇」原稿

紫波町史編さん委員会

委員長	瀬川岩雄
副委員長	佐々木良八
委員	須川幸一
委員	大松礼一
委員	北条肇英
委員	玉田清治
委員	工藤隼人
前執筆担当委員（故）	佐藤正雄
前副委員長（故）	西葛権太郎
委員（故）	竹内次郎
委員（故）	福山知三郎
委員（辞任）	村谷喜一郎
専門職員（故）	石杜勇次郎

紫波町史　第2巻

昭和59年3月15日 印刷
昭和59年3月30日 発行

編集　紫波町史編さん委員会
発行　紫波町
岩手県紫波郡紫波町日詰字西裏23-1
印刷　株式会社 熊谷印刷
盛岡市上田一丁目6の49

落丁、乱丁の際はお取替えいたします。